現時点での案

Ⅰ　介護報酬改定関係資料

Ⅰ－資料1

介 護 報 酬 の 算 定 構 造（案）

介 護 サ ー ビ ス

：平成27年4月改定箇所

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造
１　訪問介護費
２　訪問入浴介護費
３　訪問看護費
４　訪問リハビリテーション費
５　居宅療養管理指導費
６　通所介護費
７　通所リハビリテーション費
８　短期入所生活介護費
９　短期入所療養介護費
　イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護費
　ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
　ハ　診療所における短期入所療養介護費
　ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
１０　特定施設入居者生活介護費
１１　福祉用具貸与費

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
　居宅介護支援費

Ⅲ　指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
１　介護福祉施設サービス
２　介護保健施設サービス
３　介護療養施設サービス
　イ　療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
　ロ　療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
　ハ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

Ⅰ　指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1　訪問介護費

基本部分	注 身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
イ　身体介護 （1）20分未満 （165単位）	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに＋67単位（201単位を限度）	×70／100	×90／100	×200／100	夜間又は早朝の場合＋25／100 深夜の場合＋50／100	特定事業所加算（Ⅰ）＋20／100 特定事業所加算（Ⅱ）＋10／100 特定事業所加算（Ⅲ）＋10／100 特定事業所加算（Ⅳ）＋5／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1回につき＋100単位
（2）20分以上30分未満 （245単位）										
（3）30分以上1時間未満 （388単位）										
（4）1時間以上 （564単位に30分を増すごとに＋80単位）										
ロ　生活援助 （1）20分以上45分未満 （183単位）										
（2）45分以上 （225単位）										
ハ　通院等乗降介助 （1回につき　97単位）										

ニ　初回加算 （1月につき　＋200単位）	
ホ　生活機能向上連携加算 （1月につき　＋100単位）	
ヘ　介護職員処遇改善加算 （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×86／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×48／1000）	
（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき（2）の90／100）	
（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき（2）の80／100）	

：　特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2　訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　訪問入浴介護費 （1回につき　1，234単位）	×95／100	×70／100	×90／100	＋15／100	＋10/100	＋5／100

ロ　サービス提供体制強化加算 （1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1回につき　＋36単位）	
（2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき　＋24単位）	
ハ　介護職員処遇改善加算 （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×34／1000）	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×19／1000）	
（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき（2）の90／100）	
（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき（2）の80／100）	

：　特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

［脚注］

1．単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数　＋　○○単位
－○○単位	⇒	所定単位数　－　○○単位
×○○／100	⇒	所定単位数　×　○○／100
＋○○／100	⇒	所定単位数　＋　所定単位数×○○／100

3 訪問看護費

基本部分	注 准看護師の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	注 2人以上による訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の訪問看護を行う場合	注 要介護5の者の場合	注 特別地域訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算(※)	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算	注 医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合 (1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (310単位)	×90／100	×90／100	夜間又は早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位		+15／100	+10／100	+5／100	1月につき +540単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2000単位	
(2) 30分未満 (463単位)													
(3) 30分以上1時間未満 (814単位)													
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,117単位)													
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合 (1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (262単位)	×90／100									1月につき +290単位			
(2) 30分未満 (392単位)													
(3) 30分以上1時間未満 (567単位)					+300単位								
(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)													
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位				1月につき 訪問看護ステーションの場合 +540単位 病院又は診療所の場合 +290単位			−97単位

ニ 初回加算	(1月につき +300単位)
ホ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)
ト 看護体制強化加算	(1月につき +300単位)
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1回につき 6単位を加算) ハを算定する場合 (1月につき 50単位を加算)

：特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医療器機等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回以降の緊急時訪問については、夜間，早朝，深夜の加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	×90／100	＋5／100	1日につき ＋200単位	1月につき ＋60単位	1月につき ＋150単位
	介護老人保健施設の場合						

ロ 社会参加支援加算 （1日につき 17単位を加算）

ハ サービス提供体制強化加算
（1回につき ＋6単位）

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分		
イ 医師が行う場合 （月2回を限度）	（1） 居宅療養管理指導費（Ⅰ） （(2)以外）	（一） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （503単位）
		（二） 同一建物居住者に対して行う場合 （同一日の訪問） （452単位）
	（2） 居宅療養管理指導費（Ⅱ） （在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合）	（一） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （292単位）
		（二） 同一建物居住者に対して行う場合 （同一日の訪問） （262単位）
ロ 歯科医師が行う場合 （月2回を限度）	（1） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （503単位）	
	（2） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （452単位）	
ハ 薬剤師が行う場合	（1） 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 （月2回を限度）	（一） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （553単位）
		（二） 同一建物居住者に対して行う場合 （同一日の訪問） （387単位）
	（2） 薬局の薬剤師の場合 （月4回を限度）	（一） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （503単位）
		（二） 同一建物居住者に対して行う場合 （同一日の訪問） （352単位）
ニ 管理栄養士が行う場合 （月2回を限度）	（1） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （533単位）	
	（2） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （452単位）	
ホ 歯科衛生士等が行う場合 （月4回を限度）	（1） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （352単位）	
	（2） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （302単位）	
ヘ 保健師、看護師が行う場合	（1） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （402単位）	
	（2） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （362単位）	

注
特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合
＋100単位

注
准看護師が行う場合
×90／100

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 または 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 中重度者ケア体制加算	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 口腔機能向上加算	注 個別送迎体制強化加算	注 入浴介助体制強化加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 小規模型通所介護費	（1）3時間以上5時間未満	要介護1 （ 426 単位）	×70/100	×70/100	×70 /100		+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）			1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2 （ 488 単位）																	
		要介護3 （ 552 単位）																	
		要介護4 （ 614 単位）																	
		要介護5 （ 678 単位）																	
	（2）5時間以上7時間未満	要介護1 （ 641 単位）																	
		要介護2 （ 757 単位）																	
		要介護3 （ 874 単位）																	
		要介護4 （ 990 単位）																	
		要介護5 （ 1,107 単位）																	
	（3）7時間以上9時間未満	要介護1 （ 735 単位）				8時間以上10時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 7時間以上8時間未満の場合 +150単位 8時間以上9時間未満の場合 +200単位 9時間以上10時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 （ 868 単位）																	
		要介護3 （ 1,006 単位）																	
		要介護4 （ 1,144 単位）																	
		要介護5 （ 1,281 単位）																	
ロ 通常規模型通所介護費	（1）3時間以上5時間未満	要介護1 （ 380 単位）			×70/100														
		要介護2 （ 436 単位）																	
		要介護3 （ 493 単位）																	
		要介護4 （ 548 単位）																	
		要介護5 （ 605 単位）																	
	（2）5時間以上7時間未満	要介護1 （ 572 単位）																	
		要介護2 （ 676 単位）																	
		要介護3 （ 780 単位）																	
		要介護4 （ 884 単位）																	
		要介護5 （ 988 単位）																	
	（3）7時間以上9時間未満	要介護1 （ 656 単位）				8時間以上10時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 7時間以上8時間未満の場合 +150単位 8時間以上9時間未満の場合 +200単位 9時間以上10時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 （ 775 単位）																	
		要介護3 （ 898 単位）																	
		要介護4 （ 1,021 単位）																	
		要介護5 （ 1,144 単位）																	
ハ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	（1）3時間以上5時間未満	要介護1 （ 374 単位）			×70/100														
		要介護2 （ 429 単位）																	
		要介護3 （ 485 単位）																	
		要介護4 （ 539 単位）																	
		要介護5 （ 595 単位）																	
	（2）5時間以上7時間未満	要介護1 （ 562 単位）																	
		要介護2 （ 665 単位）																	
		要介護3 （ 767 単位）																	
		要介護4 （ 869 単位）																	
		要介護5 （ 971 単位）																	
	（3）7時間以上9時間未満	要介護1 （ 645 単位）				8時間以上10時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 7時間以上8時間未満の場合 +150単位 8時間以上9時間未満の場合 +200単位 9時間以上10時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 （ 762 単位）																	
		要介護3 （ 883 単位）																	
		要介護4 （ 1,004 単位）																	
		要介護5 （ 1,125 単位）																	
ニ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	（1）3時間以上5時間未満	要介護1 （ 364 単位）			×70/100														
		要介護2 （ 417 単位）																	
		要介護3 （ 472 単位）																	
		要介護4 （ 524 単位）																	
		要介護5 （ 579 単位）																	
	（2）5時間以上7時間未満	要介護1 （ 547 単位）																	
		要介護2 （ 647 単位）																	
		要介護3 （ 746 単位）																	
		要介護4 （ 846 単位）																	
		要介護5 （ 946 単位）																	
	（3）7時間以上9時間未満	要介護1 （ 828 単位）				8時間以上10時間未満の場合 +50単位 9時間以上10時間未満の場合 +100単位 7時間以上8時間未満の場合 +150単位 8時間以上9時間未満の場合 +200単位 9時間以上10時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 （ 742 単位）																	
		要介護3 （ 859 単位）																	
		要介護4 （ 977 単位）																	
		要介護5 （ 1,095 単位）																	
ホ 療養通所介護費	（1）3時間以上6時間未満 （1,007単位）															1日につき +210単位	1日につき +60単位		
	（2）6時間以上8時間未満 （1,511単位）																		

ヘ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （1回につき 18単位を加算）	
	（2）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 12単位を加算）	
	（3）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1回につき 6単位を加算）	
	（4）サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1回につき 6単位を加算）	
ト 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×40／1000）	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×22／1000）	
	（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋（2）の90／100）	
	（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（2）の80／100）	

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 中重度者ケア体制加算	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (380 単位)	×70/100	×70/100	×70/100		+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2 (436 単位)															
		要介護3 (493 単位)															
		要介護4 (548 単位)															
		要介護5 (605 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (572 単位)															
		要介護2 (676 単位)															
		要介護3 (780 単位)															
		要介護4 (884 単位)															
		要介護5 (988 単位)															
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (656 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位											
		要介護2 (775 単位)															
		要介護3 (898 単位)															
		要介護4 (1,021 単位)															
		要介護5 (1,144 単位)															
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (374 単位)			×70/100												
		要介護2 (429 単位)															
		要介護3 (485 単位)															
		要介護4 (539 単位)															
		要介護5 (595 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (562 単位)															
		要介護2 (665 単位)															
		要介護3 (767 単位)															
		要介護4 (869 単位)															
		要介護5 (971 単位)															
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (645 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位											
		要介護2 (762 単位)															
		要介護3 (883 単位)															
		要介護4 (1,004 単位)															
		要介護5 (1,125 単位)															
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (364 単位)			×70/100												
		要介護2 (417 単位)															
		要介護3 (472 単位)															
		要介護4 (524 単位)															
		要介護5 (579 単位)															
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (547 単位)															
		要介護2 (647 単位)															
		要介護3 (746 単位)															
		要介護4 (846 単位)															
		要介護5 (946 単位)															
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (628 単位)				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位											
		要介護2 (742 単位)															
		要介護3 (859 単位)															
		要介護4 (977 単位)															
		要介護5 (1,095 単位)															

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×40／1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×22／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90／100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80／100)	

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 通所リハビリテーション費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 理学療法士等体制強化加算	注 6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	注 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	注 短期集中型(リハビリ)テーション実施加算	注 認知症短期集中(リハビリ)テーション実施加算（Ⅰ）	注 認知症短期集中(リハビリ)テーション実施加算（Ⅱ）	注 生活行為向上リハビリテーション実施加算	注 生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算（※）	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 口腔機能向上加算	注 重度療養管理加算	注 中重度者ケア体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 通常規模の事業所の場合	病院又は診療所の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1（ 329 単位）			1日につき＋30単位																		
			要介護2（ 358 単位）																					
			要介護3（ 388 単位）																					
			要介護4（ 417 単位）																					
			要介護5（ 448 単位）																					
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1（ 343 単位）																					
			要介護2（ 398 単位）																					
			要介護3（ 455 単位）																					
			要介護4（ 510 単位）																					
			要介護5（ 566 単位）																					
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1（ 444 単位）																					
			要介護2（ 520 単位）																					
			要介護3（ 596 単位）																					
			要介護4（ 673 単位）																					
			要介護5（ 749 単位）																					
		（4）4時間以上6時間未満	要介護1（ 559 単位）																					
			要介護2（ 666 単位）																					
			要介護3（ 772 単位）																					
			要介護4（ 878 単位）																					
			要介護5（ 984 単位）																					
		（5）6時間以上8時間未満	要介護1（ 726 単位）				8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位																	
			要介護2（ 875 単位）																					
			要介護3（ 1,022 単位）																					
			要介護4（ 1,173 単位）																					
			要介護5（ 1,321 単位）																					
	介護老人保健施設の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1（ 329 単位）			1日につき＋30単位																		
			要介護2（ 358 単位）																					
			要介護3（ 388 単位）																					
			要介護4（ 417 単位）																					
			要介護5（ 448 単位）																					
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1（ 343 単位）																					
			要介護2（ 398 単位）																					
			要介護3（ 455 単位）																					
			要介護4（ 510 単位）																					
			要介護5（ 566 単位）																					
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1（ 444 単位）																					
			要介護2（ 520 単位）																					
			要介護3（ 596 単位）																					
			要介護4（ 673 単位）																					
			要介護5（ 749 単位）																					
		（4）4時間以上6時間未満	要介護1（ 559 単位）																					
			要介護2（ 666 単位）																					
			要介護3（ 772 単位）																					
			要介護4（ 878 単位）																					
			要介護5（ 984 単位）																					
		（5）6時間以上8時間未満	要介護1（ 726 単位）				8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位																	
			要介護2（ 875 単位）																					
			要介護3（ 1,022 単位）																					
			要介護4（ 1,173 単位）																					
			要介護5（ 1,321 単位）																					
ロ 大規模の事業所（Ⅰ）の場合	病院又は診療所の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1（ 323 単位）	×70/100	×70/100	1日につき＋30単位		＋5/100	1日につき＋50単位	1月につき＋230単位	同意日の属する月から6月以内 1月につき＋1020単位 同意日の属する月から6月超 1月につき＋700単位	1日につき＋110単位	1日につき＋240単位（週2日を限度）	1月につき＋1920単位	利用開始日の属する月から3月以内（3月につき＋200単位） 利用開始日の属する月から3月超6月以内（3月につき＋1000単位）	減算 対象月から6月以内 ×85／100	1日につき＋60単位	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1日につき＋100単位	1日につき＋20単位	1日につき－94単位	片道につき－47単位
			要介護2（ 354 単位）																					
			要介護3（ 382 単位）																					
			要介護4（ 411 単位）																					
			要介護5（ 441 単位）																					
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1（ 337 単位）																					
			要介護2（ 392 単位）																					
			要介護3（ 448 単位）																					
			要介護4（ 502 単位）																					
			要介護5（ 558 単位）																					
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1（ 437 単位）																					
			要介護2（ 512 単位）																					
			要介護3（ 587 単位）																					
			要介護4（ 662 単位）																					
			要介護5（ 737 単位）																					
		（4）4時間以上6時間未満	要介護1（ 551 単位）																					
			要介護2（ 655 単位）																					
			要介護3（ 759 単位）																					
			要介護4（ 864 単位）																					
			要介護5（ 969 単位）																					
		（5）6時間以上8時間未満	要介護1（ 714 単位）				8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位																	
			要介護2（ 861 単位）																					
			要介護3（ 1,007 単位）																					
			要介護4（ 1,152 単位）																					
			要介護5（ 1,299 単位）																					
	介護老人保健施設の場合	（1）1時間以上2時間未満	要介護1（ 323 単位）			1日につき＋30単位																		
			要介護2（ 354 単位）																					
			要介護3（ 382 単位）																					
			要介護4（ 411 単位）																					
			要介護5（ 441 単位）																					
		（2）2時間以上3時間未満	要介護1（ 337 単位）																					
			要介護2（ 392 単位）																					
			要介護3（ 448 単位）																					
			要介護4（ 502 単位）																					
			要介護5（ 558 単位）																					
		（3）3時間以上4時間未満	要介護1（ 437 単位）																					
			要介護2（ 512 単位）																					
			要介護3（ 587 単位）																					
			要介護4（ 662 単位）																					
			要介護5（ 737 単位）																					
		（4）4時間以上6時間未満	要介護1（ 551 単位）																					
			要介護2（ 655 単位）																					
			要介護3（ 759 単位）																					
			要介護4（ 864 単位）																					
			要介護5（ 969 単位）																					
		（5）6時間以上8時間未満	要介護1（ 714 単位）				8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位																	
			要介護2（ 861 単位）																					
			要介護3（ 1,007 単位）																					
			要介護4（ 1,152 単位）																					
			要介護5（ 1,299 単位）																					

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

基本部分				
ハ 大規模の事業所（Ⅱ）の場合	病院又は診療所の場合	（1） 1時間以上2時間未満	要介護1	（ 316 単位）
			要介護2	（ 346 単位）
			要介護3	（ 373 単位）
			要介護4	（ 402 単位）
			要介護5	（ 430 単位）
		（2） 2時間以上3時間未満	要介護1	（ 330 単位）
			要介護2	（ 384 単位）
			要介護3	（ 437 単位）
			要介護4	（ 491 単位）
			要介護5	（ 544 単位）
		（3） 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 426 単位）
			要介護2	（ 500 単位）
			要介護3	（ 573 単位）
			要介護4	（ 646 単位）
			要介護5	（ 719 単位）
		（4） 4時間以上6時間未満	要介護1	（ 536 単位）
			要介護2	（ 638 単位）
			要介護3	（ 741 単位）
			要介護4	（ 842 単位）
			要介護5	（ 944 単位）
		（5） 6時間以上8時間未満	要介護1	（ 697 単位）
			要介護2	（ 839 単位）
			要介護3	（ 982 単位）
			要介護4	（ 1,124 単位）
			要介護5	（ 1,266 単位）
	介護老人保健施設の場合	（1） 1時間以上2時間未満	要介護1	（ 316 単位）
			要介護2	（ 346 単位）
			要介護3	（ 373 単位）
			要介護4	（ 402 単位）
			要介護5	（ 430 単位）
		（2） 2時間以上3時間未満	要介護1	（ 330 単位）
			要介護2	（ 384 単位）
			要介護3	（ 437 単位）
			要介護4	（ 491 単位）
			要介護5	（ 544 単位）
		（3） 3時間以上4時間未満	要介護1	（ 426 単位）
			要介護2	（ 500 単位）
			要介護3	（ 573 単位）
			要介護4	（ 646 単位）
			要介護5	（ 719 単位）
		（4） 4時間以上6時間未満	要介護1	（ 536 単位）
			要介護2	（ 638 単位）
			要介護3	（ 741 単位）
			要介護4	（ 842 単位）
			要介護5	（ 944 単位）
		（5） 6時間以上8時間未満	要介護1	（ 697 単位）
			要介護2	（ 839 単位）
			要介護3	（ 982 単位）
			要介護4	（ 1,124 単位）
			要介護5	（ 1,266 単位）

注	加算・減算	算定
注	利用者の数が利用定員を超える場合	×70/100
（又は）	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100
注	理学療法士等体制強化加算	（1）の場合：1日につき ＋30単位
注	6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	（5）の場合：8時間以上9時間未満の場合 ＋50単位 9時間以上10時間未満の場合 ＋100単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋150単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋200単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋250単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋300単位
注	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	＋5／100
注	入浴介助を行った場合	1日につき ＋50単位
注	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	1月につき ＋230単位
	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	同意日の属する月から6月以内 1月につき ＋1020単位 同意日の属する月から6月超 1月につき ＋700単位
注	短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき ＋110単位
注	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	1日につき ＋240単位（週2日を限度）
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	1月につき ＋1920単位
注	生活行為向上リハビリテーション実施加算	利用開始日の属する月から3月以内（1月につき＋2000単位） 利用開始日の属する月から3月超6月以内（1月につき＋1000単位）
注	生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算（※）	減算対象月から6月以内 ×85／100
注	若年性認知症利用者受入加算	1日につき ＋60単位
注	栄養改善加算	1回につき ＋150単位（月2回を限度）
注	口腔機能向上加算	1回につき ＋150単位（月2回を限度）
注	重度療養管理加算	（2）～（5）の場合：1日につき ＋100単位
注	中重度者ケア体制加算	1日につき ＋20単位
注	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合	1日につき －94単位
注	事業所が送迎を行わない場合	片道につき －47単位

ニ 社会参加支援加算 （1日につき 12単位を加算）

ホ サービス提供体制強化加算	
	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1回につき 18単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1回につき 12単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき 6単位を加算）

ヘ 介護職員処遇改善加算	
	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×34／1000）
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×19／1000）
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋（2）の90／100）
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋（2）の80／100）

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

（点線枠）： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「理学療法士等体制強化加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

8 短期入所生活介護費(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 専従の機能訓練指導員を配置している場合	注 個別機能訓練加算	注 看護体制加算(Ⅰ)	注 看護体制加算(Ⅱ)	注 医療連携強化加算	注 夜勤職員配置加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	注 緊急短期入所受入加算	注 長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合
イ 短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (620 単位)	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	1日につき+12単位	1日につき+56単位	1日につき+4単位	1日につき+8単位	1日につき+55単位	1日につき+13単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位	片道につき+184単位	1日につき+90単位(7日間を限度)	1日につき−30単位
			要介護2 (687 単位)															
			要介護3 (755 単位)															
			要介護4 (822 単位)															
			要介護5 (887 単位)															
		(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 (687 単位)															
			要介護2 (754 単位)															
			要介護3 (822 単位)															
			要介護4 (889 単位)															
			要介護5 (954 単位)															
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (579 単位)															
			要介護2 (646 単位)															
			要介護3 (714 単位)															
			要介護4 (781 単位)															
			要介護5 (846 単位)															
		(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 (646 単位)															
			要介護2 (713 単位)															
			要介護3 (781 単位)															
			要介護4 (848 単位)															
			要介護5 (913 単位)															
ロ ユニット型短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (718 単位)										1日につき+18単位					
			要介護2 (784 単位)															
			要介護3 (855 単位)															
			要介護4 (921 単位)															
			要介護5 (987 単位)															
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護1 (718 単位)															
			要介護2 (784 単位)															
			要介護3 (855 単位)															
			要介護4 (921 単位)															
			要介護5 (987 単位)															
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (677 単位)															
			要介護2 (743 単位)															
			要介護3 (814 単位)															
			要介護4 (880 単位)															
			要介護5 (946 単位)															
		(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護1 (677 単位)															
			要介護2 (743 単位)															
			要介護3 (814 単位)															
			要介護4 (880 単位)															
			要介護5 (946 単位)															

ハ 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×59／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×33／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(2)の90／100)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(2)の80／100)

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 短期入所生活介護費(平成27年8月1日～)

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 専従の機能訓練指導員を配置している場合	注 個別機能訓練加算	注 看護体制加算(Ⅰ)	注 看護体制加算(Ⅱ)	注 医療連携強化加算	注 夜勤職員配置加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	注 緊急短期入所受入加算	注 長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合
イ 短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (620 単位)		×97／100	×70／100	×70／100		1日につき+12単位	1日につき+56単位	1日につき+4単位	1日につき+8単位	1日につき+58単位	1日につき+13単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位	片道につき+184単位	1日につき+90単位(7日間を限度)	1日につき−30単位
			要介護2 (687 単位)																
			要介護3 (755 単位)																
			要介護4 (822 単位)																
			要介護5 (887 単位)																
		(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 (640 単位)																
			要介護2 (707 単位)																
			要介護3 (775 単位)																
			要介護4 (842 単位)																
			要介護5 (907 単位)																
	(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (579 単位)																
			要介護2 (646 単位)																
			要介護3 (714 単位)																
			要介護4 (781 単位)																
			要介護5 (846 単位)																
		(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 (599 単位)																
			要介護2 (666 単位)																
			要介護3 (734 単位)																
			要介護4 (801 単位)																
			要介護5 (866 単位)																
ロ ユニット型短期入所生活介護費(1日につき)	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (718 単位)					×97／100						1日につき+18単位					
			要介護2 (784 単位)																
			要介護3 (855 単位)																
			要介護4 (921 単位)																
			要介護5 (987 単位)																
		(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護1 (718 単位)																
			要介護2 (784 単位)																
			要介護3 (855 単位)																
			要介護4 (921 単位)																
			要介護5 (987 単位)																
	(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (677 単位)																
			要介護2 (743 単位)																
			要介護3 (814 単位)																
			要介護4 (880 単位)																
			要介護5 (946 単位)																
		(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護1 (677 単位)																
			要介護2 (743 単位)																
			要介護3 (814 単位)																
			要介護4 (880 単位)																
			要介護5 (946 単位)																

ハ 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)
ニ 在宅中重度者受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 413単位を加算)
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×59/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×33/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(2)の90/100)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(2)の80/100)

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利所者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 重度療養管理加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【従来型】	要介護1（ 750 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	+24単位	+240単位	+76単位	+200単位（7日間を限度）	+90単位（7日間を限度）	+120単位	1日につき+120単位（要介護4・5に限る）	片道につき+184単位
			要介護2（ 795 単位）												
			要介護3（ 856 単位）												
			要介護4（ 908 単位）												
			要介護5（ 959 単位）												
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1（ 788 単位）												
			要介護2（ 859 単位）												
			要介護3（ 921 単位）												
			要介護4（ 977 単位）												
			要介護5（ 1,032 単位）												
		c 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【従来型】	要介護1（ 823 単位）												
			要介護2（ 871 単位）												
			要介護3（ 932 単位）												
			要介護4（ 983 単位）												
			要介護5（ 1,036 単位）												
		d 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1（ 867 単位）												
			要介護2（ 941 単位）												
			要介護3（ 1,003 単位）												
			要介護4（ 1,059 単位）												
			要介護5（ 1,114 単位）												
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養型老健：看護職員を配置>	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要介護1（ 776 単位）												
			要介護2（ 859 単位）												
			要介護3（ 972 単位）												
			要介護4（ 1,048 単位）												
			要介護5（ 1,122 単位）												
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】	要介護1（ 778 単位）												
			要介護2（ 859 単位）												
			要介護3（ 1,041 単位）												
			要介護4（ 1,115 単位）												
			要介護5（ 1,190 単位）												
		c 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要介護1（ 855 単位）												
			要介護2（ 937 単位）												
			要介護3（ 1,051 単位）												
			要介護4（ 1,126 単位）												
			要介護5（ 1,200 単位）												
		d 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要介護1（ 855 単位）												
			要介護2（ 937 単位）												
			要介護3（ 1,118 単位）												
			要介護4（ 1,193 単位）												
			要介護5（ 1,268 単位）												
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養型老健：看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要介護1（ 778 単位）												
			要介護2（ 853 単位）												
			要介護3（ 946 単位）												
			要介護4（ 1,021 単位）												
			要介護5（ 1,095 単位）												
		b 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】	要介護1（ 778 単位）												
			要介護2（ 853 単位）												
			要介護3（ 1,014 単位）												
			要介護4（ 1,089 単位）												
			要介護5（ 1,164 単位）												
		c 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要介護1（ 855 単位）												
			要介護2（ 931 単位）												
			要介護3（ 1,024 単位）												
			要介護4（ 1,098 単位）												
			要介護5（ 1,173 単位）												
		d 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要介護1（ 855 単位）												
			要介護2（ 931 単位）												
			要介護3（ 1,092 単位）												
			要介護4（ 1,167 単位）												
			要介護5（ 1,241 単位）												
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【従来型】	要介護1（ 829 単位）											1日につき+120単位（要介護4・5に限る）	
			要介護2（ 874 単位）												
			要介護3（ 936 単位）												
			要介護4（ 989 単位）												
			要介護5（ 1,040 単位）												
		b ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1（ 871 単位）												
			要介護2（ 945 単位）												
			要介護3（ 1,007 単位）												
			要介護4（ 1,063 単位）												
			要介護5（ 1,118 単位）												
		c ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型準個室>【従来型】	要介護1（ 829 単位）												
			要介護2（ 874 単位）												
			要介護3（ 936 単位）												
			要介護4（ 989 単位）												
			要介護5（ 1,040 単位）												
		d ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型準個室>【在宅強化型】	要介護1（ 871 単位）												
			要介護2（ 945 単位）												
			要介護3（ 1,007 単位）												
			要介護4（ 1,063 単位）												
			要介護5（ 1,118 単位）												
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）<療養型老健：看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1（ 940 単位）												
			要介護2（ 1,021 単位）												
			要介護3（ 1,134 単位）												
			要介護4（ 1,210 単位）												
			要介護5（ 1,284 単位）												
		b ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1（ 940 単位）												
			要介護2（ 1,021 単位）												
			要介護3（ 1,203 単位）												
			要介護4（ 1,277 単位）												
			要介護5（ 1,352 単位）												
		c ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型準個室>【療養型】	要介護1（ 940 単位）												
			要介護2（ 1,021 単位）												
			要介護3（ 1,134 単位）												
			要介護4（ 1,210 単位）												
			要介護5（ 1,284 単位）												
		d ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型準個室>【療養強化型】	要介護1（ 940 単位）												
			要介護2（ 1,021 単位）												
			要介護3（ 1,203 単位）												
			要介護4（ 1,277 単位）												
			要介護5（ 1,352 単位）												
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅲ）<療養型老健：看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要介護1（ 940 単位）												
			要介護2（ 1,015 単位）												
			要介護3（ 1,108 単位）												
			要介護4（ 1,183 単位）												
			要介護5（ 1,257 単位）												
		b ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1（ 940 単位）												
			要介護2（ 1,015 単位）												
			要介護3（ 1,176 単位）												
			要介護4（ 1,251 単位）												
			要介護5（ 1,326 単位）												
		c ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型準個室>【療養型】	要介護1（ 940 単位）												
			要介護2（ 1,015 単位）												
			要介護3（ 1,108 単位）												
			要介護4（ 1,183 単位）												
			要介護5（ 1,257 単位）												
		d ユニット型介護老人保健施設 短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型準個室>【療養強化型】	要介護1（ 940 単位）												
			要介護2（ 1,015 単位）												
			要介護3（ 1,176 単位）												
			要介護4（ 1,251 単位）												
			要介護5（ 1,326 単位）												
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満		（ 654 単位）										+60単位	+60単位（要介護4・5に限る）	
	(二) 4時間以上6時間未満		（ 905 単位）												
	(三) 6時間以上8時間未満		（ 1,257 単位）												

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算
（1日につき 27単位を加算）

(4) 療養食加算
（1日につき 23単位を加算）

(5) 緊急時施設療養費
- (一) 緊急時治療管理
  - 療養型老健以外の場合（1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）
  - 療養型老健の場合（1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）
- (二) 特定治療

(6) サービス提供体制強化加算
- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ （1日につき 18単位を加算）
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ （1日につき 12単位を加算）
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1日につき 6単位を加算）
- (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1日につき 6単位を加算）

(7) 介護職員処遇改善加算
- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1月につき ＋所定単位×27／1000）
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき ＋所定単位×15／1000）
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき ＋(ハ)の90／100）
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき ＋(ハ)の80／100）

注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満である場合	注 療養病床の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に50/100を乗じて得た数未満である場合	注 療養病床の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに対する体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第40条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	691 単位	−25単位	×70／100	×70／100	×90／100	−12単位	×90／100	×97／100	病院療養病床療養環境減算 −25単位	−12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) +7単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2	794 単位													
			要介護3	1,017 単位													
			要介護4	1,112 単位													
			要介護5	1,197 単位													
		b.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)<療養環境強化型A><従来型個室>	要介護1	719 単位													
			要介護2	827 単位													
			要介護3	1,060 単位													
			要介護4	1,159 単位													
			要介護5	1,248 単位													
		c.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)<療養環境強化型B><従来型個室>	要介護1	709 単位													
			要介護2	815 単位													
			要介護3	1,045 単位													
			要介護4	1,142 単位													
			要介護5	1,230 単位													
		d.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>	要介護1	795 単位													
			要介護2	898 単位													
			要介護3	1,121 単位													
			要介護4	1,216 単位													
			要介護5	1,301 単位													
		e.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅴ)<療養環境強化型A><多床室>	要介護1	828 単位													
			要介護2	936 単位													
			要介護3	1,169 単位													
			要介護4	1,268 単位													
			要介護5	1,357 単位													
		f.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅵ)<療養環境強化型B><多床室>	要介護1	816 単位													
			要介護2	923 単位													
			要介護3	1,152 単位													
			要介護4	1,249 単位													
			要介護5	1,337 単位													
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	636 単位													
			要介護2	739 単位													
			要介護3	891 単位													
			要介護4	1,037 単位													
			要介護5	1,077 単位													
		b.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)<療養環境強化型><従来型個室>	要介護1	651 単位													
			要介護2	757 単位													
			要介護3	912 単位													
			要介護4	1,062 単位													
			要介護5	1,103 単位													
		c.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)<多床室>	要介護1	741 単位													
			要介護2	844 単位													
			要介護3	995 単位													
			要介護4	1,142 単位													
			要介護5	1,181 単位													
		d.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)<療養環境強化型><多床室>	要介護1	759 単位													
			要介護2	864 単位													
			要介護3	1,019 単位													
			要介護4	1,169 単位													
			要介護5	1,209 単位													
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	614 単位													
			要介護2	720 単位													
			要介護3	863 単位													
			要介護4	1,012 単位													
			要介護5	1,051 単位													
		b.病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	720 単位													
			要介護2	825 単位													
			要介護3	969 単位													
			要介護4	1,118 単位													
			要介護5	1,157 単位													
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	700 単位													
			要介護2	804 単位													
			要介護3	947 単位													
			要介護4	1,033 単位													
			要介護5	1,120 単位													
		b.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	805 単位													
			要介護2	910 単位													
			要介護3	1,052 単位													
			要介護4	1,139 単位													
			要介護5	1,225 単位													
	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1	700 単位													
			要介護2	804 単位													
			要介護3	907 単位													
			要介護4	994 単位													
			要介護5	1,080 単位													
		b.病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1	805 単位													
			要介護2	910 単位													
			要介護3	1,012 単位													
			要介護4	1,098 単位													
			要介護5	1,186 単位													
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>		要介護1	817 単位													
			要介護2	920 単位													
			要介護3	1,143 単位													
			要介護4	1,238 単位													
			要介護5	1,323 単位													
	(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養環境強化型A><ユニット型個室>		要介護1	845 単位													
			要介護2	953 単位													
			要介護3	1,186 単位													
			要介護4	1,285 単位													
			要介護5	1,374 単位													
	(三)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養環境強化型B><ユニット型個室>		要介護1	835 単位													
			要介護2	941 単位													
			要介護3	1,171 単位													
			要介護4	1,268 単位													
			要介護5	1,356 単位													
	(四)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型準個室>		要介護1	817 単位													
			要介護2	920 単位													
			要介護3	1,143 単位													
			要介護4	1,238 単位													
			要介護5	1,323 単位													
	(五)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養環境強化型A><ユニット型準個室>		要介護1	845 単位													
			要介護2	953 単位													
			要介護3	1,186 単位													
			要介護4	1,285 単位													
			要介護5	1,374 単位													
	(六)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養環境強化型B><ユニット型準個室>		要介護1	835 単位													
			要介護2	941 単位													
			要介護3	1,171 単位													
			要介護4	1,268 単位													
			要介護5	1,356 単位													
(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>		要介護1	817 単位													
			要介護2	920 単位													
			要介護3	1,056 単位													
			要介護4	1,141 単位													
			要介護5	1,226 単位													
	(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>		要介護1	817 単位													
			要介護2	920 単位													
			要介護3	1,056 単位													
			要介護4	1,141 単位													
			要介護5	1,226 単位													
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満		654 単位													+60単位
		(二) 4時間以上6時間未満		905 単位													
		(三) 6時間以上8時間未満		1,257 単位													

(6) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)
(7) 特定診療費	
(8) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ｲ (1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ﾛ (1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(9) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×20／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(2)の90／100)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(2)の80／100)

注
所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計

：　特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※　夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ　診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (673 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 −60単位	＋200単位 (7日間を限度)	＋90単位 (7日間を限度)	＋120単位	片道につき ＋184単位
			要介護2 (722 単位)							
			要介護3 (770 単位)							
			要介護4 (818 単位)							
			要介護5 (867 単位)							
		b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (700 単位)							
			要介護2 (752 単位)							
			要介護3 (802 単位)							
			要介護4 (852 単位)							
			要介護5 (903 単位)							
		c.診療所短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (691 単位)							
			要介護2 (741 単位)							
			要介護3 (791 単位)							
			要介護4 (840 単位)							
			要介護5 (890 単位)							
		d.診療所短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (777 単位)							
			要介護2 (825 単位)							
			要介護3 (875 単位)							
			要介護4 (922 単位)							
			要介護5 (971 単位)							
		e.診療所短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (809 単位)							
			要介護2 (860 単位)							
			要介護3 (911 単位)							
			要介護4 (961 単位)							
			要介護5 (1,012 単位)							
		f.診療所短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (798 単位)							
			要介護2 (848 単位)							
			要介護3 (898 単位)							
			要介護4 (947 単位)							
			要介護5 (998 単位)							
	(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (596 単位)							
			要介護2 (640 単位)							
			要介護3 (683 単位)							
			要介護4 (728 単位)							
			要介護5 (771 単位)							
		b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (702 単位)							
			要介護2 (745 単位)							
			要介護3 (789 単位)							
			要介護4 (832 単位)							
			要介護5 (876 単位)							
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費（1日につき）	(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要介護1 (798 単位)		×97／100					
			要介護2 (847 単位)							
			要介護3 (895 単位)							
			要介護4 (943 単位)							
			要介護5 (992 単位)							
	(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護1 (825 単位)							
			要介護2 (877 単位)							
			要介護3 (927 単位)							
			要介護4 (977 単位)							
			要介護5 (1,028 単位)							
	(三)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護1 (816 単位)							
			要介護2 (866 単位)							
			要介護3 (916 単位)							
			要介護4 (965 単位)							
			要介護5 (1,015 単位)							
	(四)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>		要介護1 (798 単位)							
			要介護2 (847 単位)							
			要介護3 (895 単位)							
			要介護4 (943 単位)							
			要介護5 (992 単位)							
	(五)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>		要介護1 (825 単位)							
			要介護2 (877 単位)							
			要介護3 (927 単位)							
			要介護4 (977 単位)							
			要介護5 (1,028 単位)							
	(六)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>		要介護1 (816 単位)							
			要介護2 (866 単位)							
			要介護3 (916 単位)							
			要介護4 (965 単位)							
			要介護5 (1,015 単位)							
(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満	(654 単位)						＋60単位	
		(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)							
		(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)							

(4) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×20／1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(2)の90／100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(2)の80／100)	

：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分					注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は	注 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は	注 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 緊急短期入所受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (1,017 単位)	×70／100		×70／100		×90／100		−12単位		×90／100	×97／100	＋90単位（7日間を限度）	片道につき＋184単位
				要介護2 (1,081 単位)												
				要介護3 (1,145 単位)												
				要介護4 (1,209 単位)												
				要介護5 (1,273 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,122 単位)												
				要介護2 (1,187 単位)												
				要介護3 (1,250 単位)												
				要介護4 (1,315 単位)												
				要介護5 (1,378 単位)												
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (962 単位)												
				要介護2 (1,029 単位)												
				要介護3 (1,087 単位)												
				要介護4 (1,164 単位)												
				要介護5 (1,230 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,068 単位)												
				要介護2 (1,135 単位)												
				要介護3 (1,201 単位)												
				要介護4 (1,270 単位)												
				要介護5 (1,336 単位)												
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (934 単位)												
				要介護2 (1,000 単位)												
				要介護3 (1,065 単位)												
				要介護4 (1,130 単位)												
				要介護5 (1,195 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,040 単位)												
				要介護2 (1,105 単位)												
				要介護3 (1,171 単位)												
				要介護4 (1,236 単位)												
				要介護5 (1,300 単位)												
		(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (919 単位)			×70／100		×90／100				×90／100			
				要介護2 (983 単位)												
				要介護3 (1,047 単位)												
				要介護4 (1,111 単位)												
				要介護5 (1,175 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (1,024 単位)												
				要介護2 (1,089 単位)												
				要介護3 (1,152 単位)												
				要介護4 (1,217 単位)												
				要介護5 (1,280 単位)												
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (860 単位)												
				要介護2 (924 単位)												
				要介護3 (988 単位)												
				要介護4 (1,052 単位)												
				要介護5 (1,116 単位)												
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要介護1 (966 単位)												
				要介護2 (1,029 単位)												
				要介護3 (1,094 単位)												
				要介護4 (1,158 単位)												
				要介護5 (1,221 単位)												
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>			要介護1 (767 単位)												
				要介護2 (830 単位)												
				要介護3 (895 単位)												
				要介護4 (959 単位)												
				要介護5 (1,023 単位)												
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>			要介護1 (873 単位)												
				要介護2 (936 単位)												
				要介護3 (1,000 単位)												
				要介護4 (1,065 単位)												
				要介護5 (1,128 単位)												
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位)												
				要介護2 (1,207 単位)												
				要介護3 (1,271 単位)												
				要介護4 (1,335 単位)												
				要介護5 (1,399 単位)												
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護1 (1,143 単位)												
				要介護2 (1,207 単位)												
				要介護3 (1,271 単位)												
				要介護4 (1,335 単位)												
				要介護5 (1,399 単位)												
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	aユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 (1,088 単位)												
				要介護2 (1,155 単位)												
				要介護3 (1,223 単位)												
				要介護4 (1,290 単位)												
				要介護5 (1,356 単位)												
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護1 (1,088 単位)												
				要介護2 (1,155 単位)												
				要介護3 (1,223 単位)												
				要介護4 (1,290 単位)												
				要介護5 (1,356 単位)												
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位)															
	(二) 4時間以上6時間未満 (905 単位)															
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)															

(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)
(6) 特定診療費	
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×20／1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11／1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(二)の90／100)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(二)の80／100)

注
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算	注 夜間看護体制加算	注 医療機関連携加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき） 要介護1 （ 533 単位） 要介護2 （ 597 単位） 要介護3 （ 666 単位） 要介護4 （ 730 単位） 要介護5 （ 798 単位）	×70／100		1日につき＋12単位	1日につき＋10単位	1月につき＋80単位		
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1日につき 82単位）		×70／100				1日につき＋20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217単 所要時間1時間15分以上の場合 260単位 ・通院等乗降介助 1回につき 86単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）※3 要介護1 （ 533 単位） 要介護2 （ 597 単位） 要介護3 （ 666 単位） 要介護4 （ 730 単位） 要介護5 （ 798 単位）	×70／100			1日につき＋10単位			

ニ 看取り介護加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 死亡日以前4日以上30日以下（1日につき 144単位を加算） （2） 死亡日以前2日又は3日（1日につき 680単位を加算） （3） 死亡日（1日につき 1，280単位を加算）
ホ 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき 3単位を加算） （2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき 4単位を加算）
ヘ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1日につき 18単位を加算） （2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1日につき 12単位を加算） （3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき 6単位を加算） （4） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき 6単位を加算）
ト 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×61／1000） （2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×34／1000） （3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋(2)の90／100） （4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋(2)の80／100）

注
所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要介護1 16，203単位
要介護2 18，149単位
要介護3 20，246単位
要介護4 22，192単位
要介護5 24，259単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費（現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数） 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算（個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度）

：特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

Ⅱ　指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ　居宅介護支援費 （1月につき）	（1）　居宅介護支援費（Ⅰ） 要介護1･2　（1，042単位） 要介護3･4･5　（1，353単位）	（2）　居宅介護支援費（Ⅱ） （※）	要介護1･2　（　521単位 ）	（運営基準減算の場合） ×50／100 （運営基準減算が2月以上継続している場合） 算定しない	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき －200単位
			要介護3･4･5　（　677単位 ）					
		（3）　居宅介護支援費（Ⅲ） （※）	要介護1･2　（　313単位 ）					
			要介護3･4･5　（　406単位 ）					

ロ　初回加算		（1月につき　＋300単位）
ハ　特定事業所加算	（1）　特定事業所加算（Ⅰ）	（1月につき　＋500単位）
	（2）　特定事業所加算（Ⅱ）	（1月につき　＋400単位）
	（3）　特定事業所加算（Ⅲ）	（1月につき　＋300単位）
ニ　入院時情報連携加算	（1）　入院時情報連携加算（Ⅰ）	（1月につき　＋200単位）
	（2）　入院時情報連携加算（Ⅱ）	（1月につき　＋100単位）
ホ　退院･退所加算		（入院または入所期間中3回を限度に　＋300単位）
ヘ　小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		（　＋300単位）
ト　看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		（　＋300単位）
チ　緊急時等居宅カンファレンス加算		（1月に2回を限度に　＋200単位）

※居宅介護支援費（Ⅱ）･（Ⅲ）については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については（Ⅱ）を、60件以上の部分については（Ⅲ）を算定する。

Ⅲ　指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1　介護福祉施設サービス（平成27年4月1日～平成27年7月31日）

基本部分					注	注		注	注	注		注	注	注	注	注	注	注
					夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	日常生活継続支援加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	若年性認知症入所者受入加算	看取り介護加算を配置している場合	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	専従の理学療法士等を配置している場合
イ 介護福祉施設サービス	（1）介護福祉施設サービス費（1日につき）	（一）介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1　（　547 単位）	×97／100	×70／100	×70／100		+36単位	入所定員31人以上50人以下6単位 入所定員30人又は51人以上4単位	入所定員31人以上50人以下13単位 入所定員30人又は51人以上8単位	入所定員31人以上50人以下22単位 入所定員30人又は51人以上13単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位
				要介護2　（　614 単位）														
				要介護3　（　682 単位）														
				要介護4　（　749 単位）														
				要介護5　（　814 単位）														
			b 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1　（　594 単位）														
				要介護2　（　661 単位）														
				要介護3　（　729 単位）														
				要介護4　（　796 単位）														
				要介護5　（　861 単位）														
		（二）小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1　（　700 単位）														
				要介護2　（　763 単位）														
				要介護3　（　830 単位）														
				要介護4　（　893 単位）														
				要介護5　（　955 単位）														
			b 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1　（　747 単位）														
				要介護2　（　810 単位）														
				要介護3　（　877 単位）														
				要介護4　（　940 単位）														
				要介護5　（ 1,002 単位）														
	（2）旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）	（一）旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1　（　547 単位）														
				要介護2・3　（　653 単位）														
				要介護4・5　（　781 単位）														
			b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1　（　594 単位）														
				要介護2・3　（　700 単位）														
				要介護4・5　（　828 単位）														
		（二）小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈従来型個室〉	要介護1　（　700 単位）														
				要介護2・3　（　800 単位）														
				要介護4・5　（　923 単位）														
			b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈多床室〉	要介護1　（　747 単位）														
				要介護2・3　（　847 単位）														
				要介護4・5　（　970 単位）														
ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	（1）ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	（一）ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1　（　625 単位）				×97／100	+46単位			入所定員31人以上50人以下27単位 入所定員30人又は51人以上18単位						
				要介護2　（　691 単位）														
				要介護3　（　762 単位）														
				要介護4　（　828 単位）														
				要介護5　（　894 単位）														
			b ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	要介護1　（　625 単位）														
				要介護2　（　691 単位）														
				要介護3　（　762 単位）														
				要介護4　（　828 単位）														
				要介護5　（　894 単位）														
		（二）ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1　（　766 単位）														
				要介護2　（　829 単位）														
				要介護3　（　897 単位）														
				要介護4　（　960 単位）														
				要介護5　（ 1,022 単位）														
			b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	要介護1　（　766 単位）														
				要介護2　（　829 単位）														
				要介護3　（　897 単位）														
				要介護4　（　960 単位）														
				要介護5　（ 1,022 単位）														
	（2）ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）	（一）ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1　（　625 単位）														
				要介護2・3　（　722 単位）														
				要介護4・5　（　850 単位）														
			b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	要介護1　（　625 単位）														
				要介護2・3　（　722 単位）														
				要介護4・5　（　850 単位）														
		（二）ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）〈ユニット型個室〉	要介護1　（　766 単位）														
				要介護2・3　（　868 単位）														
				要介護4・5　（　990 単位）														
			b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）〈ユニット型準個室〉	要介護1　（　766 単位）														
				要介護2・3　（　868 単位）														
				要介護4・5　（　990 単位）														

注　身体拘束廃止未実施減算
（1日につき　5単位を減算）

注　外泊時費用
入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

ハ　初期加算
（1日につき　30単位を加算）

ニ　退所時等相談援助加算
- （1）退所前訪問相談援助加算（入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）
- （2）退所後訪問相談援助加算（退所後1回を限度に、460単位を算定）
- （3）退所時相談援助加算（400単位）
- （4）退所前連携加算（500単位）

注
入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合

注
居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

ホ　栄養マネジメント加算
（1日につき　14単位を加算）

ヘ　経口移行加算
（1日につき　28単位を加算）

注
栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない

ト　経口維持加算（1月につき）
- （1）経口維持加算（Ⅰ）（400単位）
- （2）経口維持加算（Ⅱ）（100単位）

注
栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない

注
経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない

チ　口腔衛生管理体制加算　（1月につき　30単位を加算）

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

リ　口腔衛生管理加算　（1月につき　110単位を加算）

注
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合
口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない

ヌ　療養食加算
（1日につき　18単位を加算）

ル　看取り介護加算
- （1）死亡日以前4日以上30日以下（1日につき　144単位を加算）
- （2）死亡日以前2日又は3日（1日につき　680単位を加算）
- （3）死亡日（1日につき　1，280単位を加算）

ヲ　在宅復帰支援機能加算
（1日につき　10単位を加算）

ワ　在宅・入所相互利用加算
（1日につき　40単位を加算）

カ　認知症専門ケア加算
- （1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）（1日につき　3単位を加算）
- （2）認知症専門ケア加算（Ⅱ）（1日につき　4単位を加算）

ヨ　認知症行動・心理症状緊急対応加算
（入所後7日に限り　1日につき200単位を加算）

タ　サービス提供体制強化加算
- （1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1日につき　18単位を加算）
- （2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1日につき　12単位を加算）
- （3）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1日につき　6単位を加算）
- （4）サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1日につき　6単位を加算）

レ　介護職員処遇改善加算
- （1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき　＋所定単位×59／1000）
- （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき　＋所定単位×33／1000）
- （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき　＋（2）の90／100）
- （4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき　＋（2）の80／100）

注
所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計

1 介護福祉施設サービス（平成27年8月1日～）

基本部分					注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 日常生活継続支援加算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算	注 準ユニットケア加算	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 常勤の専勤医師を配置している場合	注 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	注 専従の障害者生活支援員を配置している場合
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）	(一) 介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要介護1 （ 547 単位）	×97／100	×70／100	×70／100		＋36単位	入所定員31人以上50人以下6単位 入所定員30人又は51人以上4単位	入所定員31人以上50人以下13単位 入所定員30人又は51人以上8単位	入所定員31人以上50人以下22単位 入所定員30人又は51人以上13単位	＋5単位	＋12単位	＋120単位	＋25単位	＋5単位	＋26単位
				要介護2 （ 614 単位）														
				要介護3 （ 682 単位）														
				要介護4 （ 749 単位）														
				要介護5 （ 814 単位）														
			b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉	要介護1 （ 547 単位）														
				要介護2 （ 614 単位）														
				要介護3 （ 682 単位）														
				要介護4 （ 749 単位）														
				要介護5 （ 814 単位）														
		(二) 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要介護1 （ 700 単位）														
				要介護2 （ 763 単位）														
				要介護3 （ 830 単位）														
				要介護4 （ 893 単位）														
				要介護5 （ 955 単位）														
			b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉	要介護1 （ 700 単位）														
				要介護2 （ 763 単位）														
				要介護3 （ 830 単位）														
				要介護4 （ 893 単位）														
				要介護5 （ 955 単位）														
	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）	(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要介護1 （ 547 単位）														
				要介護2・3 （ 653 単位）														
				要介護4・5 （ 781 単位）														
			b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉	要介護1 （ 547 単位）														
				要介護2・3 （ 653 単位）														
				要介護4・5 （ 781 単位）														
		(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要介護1 （ 700 単位）														
				要介護2・3 （ 800 単位）														
				要介護4・5 （ 923 単位）														
			b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈多床室〉	要介護1 （ 700 単位）														
				要介護2・3 （ 800 単位）														
				要介護4・5 （ 923 単位）														
ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1 （ 625 単位）				×97／100	＋46単位									
				要介護2 （ 691 単位）														
				要介護3 （ 762 単位）														
				要介護4 （ 828 単位）														
				要介護5 （ 894 単位）														
			b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要介護1 （ 625 単位）														
				要介護2 （ 691 単位）														
				要介護3 （ 762 単位）														
				要介護4 （ 828 単位）														
				要介護5 （ 894 単位）														
		(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1 （ 766 単位）														
				要介護2 （ 829 単位）														
				要介護3 （ 897 単位）														
				要介護4 （ 960 単位）														
				要介護5 （ 1,022 単位）														
			b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要介護1 （ 766 単位）														
				要介護2 （ 829 単位）														
				要介護3 （ 897 単位）														
				要介護4 （ 960 単位）														
				要介護5 （ 1,022 単位）														
	(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき）	(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1 （ 625 単位）														
				要介護2・3 （ 722 単位）														
				要介護4・5 （ 850 単位）														
			b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要介護1 （ 625 単位）														
				要介護2・3 （ 722 単位）														
				要介護4・5 （ 850 単位）														
		(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1 （ 766 単位）														
				要介護2・3 （ 868 単位）														
				要介護4・5 （ 990 単位）														
			b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要介護1 （ 766 単位）														
				要介護2・3 （ 868 単位）														
				要介護4・5 （ 990 単位）														

注 身体拘束廃止未実施減算
（1日につき 5単位を減算）

注 外泊時費用
入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

ハ 初期加算
（1日につき 30単位を加算）

ニ 退所時等相談援助加算
- (1) 退所前訪問相談援助加算（入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）
- (2) 退所後訪問相談援助加算（退所後1回を限度に、460単位を算定）
- (3) 退所時相談援助加算（400単位）
- (4) 退所前連携加算（500単位）

注
入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合

注
居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

ホ 栄養マネジメント加算
（1日につき 14単位を加算）

ヘ 経口移行加算
（1日につき 28単位を加算）

注
栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない

ト 経口維持加算（1月につき）
- (1) 経口維持加算(Ⅰ)（400単位）
- (2) 経口維持加算(Ⅱ)（100単位）

注
栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない

注
経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない

チ 口腔衛生管理体制加算
（1月につき 30単位を加算）

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

リ 口腔衛生管理加算
（1月につき 110単位を加算）

注
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合
口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない

ヌ 療養食加算
（1日につき 18単位を加算）

ル 看取り介護加算
- (1) 死亡日以前4日以上30日以下（1日につき 144単位を加算）
- (2) 死亡日以前2日又は3日（1日につき 680単位を加算）
- (3) 死亡日（1日につき 1,280単位を加算）

ヲ 在宅復帰支援機能加算
（1日につき 10単位を加算）

ワ 在宅・入所相互利用加算
（1日につき 40単位を加算）

カ 認知症専門ケア加算
- (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)（1日につき 3単位を加算）
- (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)（1日につき 4単位を加算）

ヨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算
（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）

タ サービス提供体制強化加算
- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ（1日につき 18単位を加算）
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ（1日につき 12単位を加算）
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき 6単位を加算）
- (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき 6単位を加算）

レ 介護職員処遇改善加算
- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき ＋所定単位×59／1000）
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき ＋所定単位×33／1000）
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき ＋(2)の90／100）
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき ＋(2)の80／100）

注
所定単位は、イからタまでにより算定した単位数の合計

2 介護保健施設サービス

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	注 認知症ケア加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
イ 介護保健施設サービス費（1日につき）	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>【従来型】	要介護1 695 単位	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	1日につき＋24単位	1日につき＋240単位	1日につき＋240単位（週3日を限度）	1日につき＋76単位	1日につき＋120単位	1日につき＋27単位
			要介護2 740 単位										
			要介護3 801 単位										
			要介護4 853 単位										
			要介護5 904 単位										
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 733 単位										
			要介護2 804 単位										
			要介護3 866 単位										
			要介護4 922 単位										
			要介護5 977 単位										
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ)<多床室>【従来型】	要介護1 768 単位										1日につき＋27単位
			要介護2 816 単位										
			要介護3 877 単位										
			要介護4 928 単位										
			要介護5 981 単位										
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)<多床室>【在宅強化型】	要介護1 812 単位										
			要介護2 886 単位										
			要介護3 948 単位										
			要介護4 1,004 単位										
			要介護5 1,059 単位										
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)<療養型老健：看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要介護1 723 単位										
			要介護2 804 単位										
			要介護3 917 単位										
			要介護4 993 単位										
			要介護5 1,067 単位										
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<従来型個室>【療養強化型】	要介護1 723 単位										
			要介護2 804 単位										
			要介護3 986 単位										
			要介護4 1,060 単位										
			要介護5 1,135 単位										
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ)<多床室>【療養型】	要介護1 800 単位										
			要介護2 882 単位										
			要介護3 996 単位										
			要介護4 1,071 単位										
			要介護5 1,145 単位										
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)<多床室>【療養強化型】	要介護1 800 単位										
			要介護2 882 単位										
			要介護3 1,063 単位										
			要介護4 1,138 単位										
			要介護5 1,213 単位										
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)<療養型老健：看護オンコール体制>	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>【療養型】	要介護1 723 単位										
			要介護2 798 単位										
			要介護3 891 単位										
			要介護4 966 単位										
			要介護5 1,040 単位										
		(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<従来型個室>【療養強化型】	要介護1 723 単位										
			要介護2 798 単位										
			要介護3 959 単位										
			要介護4 1,034 単位										
			要介護5 1,109 単位										
		(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ)<多床室>【療養型】	要介護1 800 単位										
			要介護2 876 単位										
			要介護3 969 単位										
			要介護4 1,043 単位										
			要介護5 1,118 単位										
		(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)<多床室>【療養強化型】	要介護1 800 単位										
			要介護2 876 単位										
			要介護3 1,037 単位										
			要介護4 1,112 単位										
			要介護5 1,186 単位										
ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室>【従来型】	要介護1 774 単位										1日につき＋27単位
			要介護2 819 単位										
			要介護3 881 単位										
			要介護4 934 単位										
			要介護5 985 単位										
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)<ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 816 単位										
			要介護2 890 単位										
			要介護3 952 単位										
			要介護4 1,008 単位										
			要介護5 1,063 単位										
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ)<ユニット型準個室>【従来型】	要介護1 774 単位										1日につき＋27単位
			要介護2 819 単位										
			要介護3 881 単位										
			要介護4 934 単位										
			要介護5 985 単位										
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ)<ユニット型準個室>【在宅強化型】	要介護1 816 単位										
			要介護2 890 単位										
			要介護3 952 単位										
			要介護4 1,008 単位										
			要介護5 1,063 単位										
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)<療養型老健：看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室>【療養型】	要介護1 885 単位										
			要介護2 966 単位										
			要介護3 1,079 単位										
			要介護4 1,155 単位										
			要介護5 1,229 単位										
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)<ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 885 単位										
			要介護2 966 単位										
			要介護3 1,148 単位										
			要介護4 1,222 単位										
			要介護5 1,297 単位										
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ)<ユニット型準個室>【療養型】	要介護1 885 単位										
			要介護2 966 単位										
			要介護3 1,079 単位										
			要介護4 1,155 単位										
			要介護5 1,229 単位										
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ)<ユニット型準個室>【療養強化型】	要介護1 885 単位										
			要介護2 966 単位										
			要介護3 1,148 単位										
			要介護4 1,222 単位										
			要介護5 1,297 単位										
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)<療養型老健：看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室>【療養型】	要介護1 885 単位										
			要介護2 960 単位										
			要介護3 1,053 単位										
			要介護4 1,128 単位										
			要介護5 1,202 単位										
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ)<ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 885 単位										
			要介護2 960 単位										
			要介護3 1,121 単位										
			要介護4 1,196 単位										
			要介護5 1,271 単位										
		(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ)<ユニット型準個室>【療養型】	要介護1 885 単位										
			要介護2 960 単位										
			要介護3 1,053 単位										
			要介護4 1,128 単位										
			要介護5 1,202 単位										
		(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ)<ユニット型準個室>【療養強化型】	要介護1 885 単位										
			要介護2 960 単位										
			要介護3 1,121 単位										
			要介護4 1,196 単位										
			要介護5 1,271 単位										

注 身体拘束廃止未実施減算	（1日につき 5単位を減算）
注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

注 ターミナルケア加算	（1） 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合	（1日につき　160単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき　160単位を加算）
	（2） 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合	（1日につき　820単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき　850単位を加算）
	（3） 死亡日	療養型老健以外の場合	（1日につき　1，650単位を加算）
		療養型老健の場合	（1日につき　1，700単位を加算）

注 特別療養費

注 療養体制維持特別加算　（1日につき 27単位を加算）

ハ 初期加算　（1日につき 30単位を加算）

ニ 入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	在宅強化型の場合	（1回につき　450単位を加算）	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合	（1回につき　450単位を加算）	
ニ 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	在宅強化型の場合	（1回につき　480単位を加算）	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合	（1回につき　480単位を加算）	

ホ 退所時指導等加算	（1） 退所時等指導加算	（一） 退所前訪問指導加算	在宅強化型の場合 （入所中1回を限度に460単位を算定）	
			在宅強化型以外の場合 （入所中1回（療養型老健の場合は1回又は2回）を限度に460単位を算定）	
		（二） 退所後訪問指導加算 （退所後1回を限度）	在宅強化型の場合 （460単位を算定）	
			在宅強化型以外の場合 （460単位を算定）	
		（三） 退所時指導加算 （400単位）		注 入所期間が1月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
		（四） 退所時情報提供加算 （500単位）		注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		（五） 退所前連携加算 （500単位）		注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	（2） 老人訪問看護指示加算 （入所者1人につき1回を限度として300単位を算定）			

ヘ 栄養マネジメント加算
（1日につき 14単位を加算）

ト 経口移行加算
（1日につき 28単位を加算）

注
栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

チ 経口維持加算（1月につき）	（1） 経口維持加算（Ⅰ）	（400単位）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	（2） 経口維持加算（Ⅱ）	（100単位）	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。

リ 口腔衛生管理体制加算　（1月につき　30単位を加算）

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

ヌ 口腔衛生管理加算　（1月につき　110単位を加算）

注
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合
口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない

ル 療養食加算
（1日につき　18単位を加算）

ヲ 在宅復帰支援機能加算
（療養型老健に限り1日につき 5単位を加算）

ワ 緊急時施設療養費	（1） 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）	
		療養型老健の場合 （1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定）	
	（2） 特定治療		

カ 所定疾患施設療養費	療養型老健以外の場合	（1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定）
	療養型老健の場合	（1月に1回7日を限度に、1日につき305単位を算定）

ヨ 認知症専門ケア加算	（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	（2）認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）

タ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）
	療養型老健の場合	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）

レ 認知症情報提供加算
（1回当たり 350単位を加算）

ソ 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合	（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）
	在宅強化型以外の場合	（入所者1人につき1回を限度として300単位を加算）

ツ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1日につき 18単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1日につき 12単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 6単位を加算）
	（4） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）

ネ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×27／1000）	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×15／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋（2）の90／100）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（2）の80／100）	

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は 介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 若年性認知症患者受入加算
(1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (641 単位)	−25単位	×70／100	×70／100	×70／100	×90／100	−12単位	×90／100	×97／100	病院療養病床療養環境減算 −25単位	−12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	＋120単位
			要介護2 (744 単位)												
			要介護3 (967 単位)												
			要介護4 (1,062 単位)												
			要介護5 (1,147 単位)												
		b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (669 単位)												
			要介護2 (777 単位)												
			要介護3 (1,010 単位)												
			要介護4 (1,109 単位)												
			要介護5 (1,198 単位)												
		c.療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (659 単位)												
			要介護2 (765 単位)												
			要介護3 (995 単位)												
			要介護4 (1,092 単位)												
			要介護5 (1,180 単位)												
		d.療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (745 単位)												
			要介護2 (848 単位)												
			要介護3 (1,071 単位)												
			要介護4 (1,166 単位)												
			要介護5 (1,251 単位)												
		e.療養型介護療養施設サービス費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (778 単位)												
			要介護2 (886 単位)												
			要介護3 (1,119 単位)												
			要介護4 (1,218 単位)												
			要介護5 (1,307 単位)												
		f.療養型介護療養施設サービス費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (766 単位)												
			要介護2 (873 単位)												
			要介護3 (1,102 単位)												
			要介護4 (1,199 単位)												
			要介護5 (1,287 単位)												
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (586 単位)												
			要介護2 (689 単位)												
			要介護3 (841 単位)												
			要介護4 (967 単位)												
			要介護5 (1,027 単位)												
		b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型> <従来型個室>	要介護1 (601 単位)												
			要介護2 (707 単位)												
			要介護3 (862 単位)												
			要介護4 (1,012 単位)												
			要介護5 (1,053 単位)												
		c.療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) <多床室>	要介護1 (691 単位)												
			要介護2 (794 単位)												
			要介護3 (945 単位)												
			要介護4 (1,092 単位)												
			要介護5 (1,131 単位)												
		d.療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) <療養機能強化型> <多床室>	要介護1 (709 単位)												
			要介護2 (814 単位)												
			要介護3 (969 単位)												
			要介護4 (1,119 単位)												
			要介護5 (1,159 単位)												
	(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (564 単位)												
			要介護2 (670 単位)												
			要介護3 (813 単位)												
			要介護4 (962 単位)												
			要介護5 (1,001 単位)												
		b.療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (670 単位)												
			要介護2 (775 単位)												
			要介護3 (919 単位)												
			要介護4 (1,068 単位)												
			要介護5 (1,107 単位)												
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (650 単位)												
			要介護2 (754 単位)												
			要介護3 (897 単位)												
			要介護4 (983 単位)												
			要介護5 (1,070 単位)												
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (755 単位)												
			要介護2 (860 単位)												
			要介護3 (1,002 単位)												
			要介護4 (1,089 単位)												
			要介護5 (1,175 単位)												
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (650 単位)												
			要介護2 (754 単位)												
			要介護3 (857 単位)												
			要介護4 (944 単位)												
			要介護5 (1,030 単位)												
		b.療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (755 単位)												
			要介護2 (860 単位)												
			要介護3 (962 単位)												
			要介護4 (1,048 単位)												
			要介護5 (1,136 単位)												
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要介護1 (767 単位)			×70／100		×90／100		×90／100					
			要介護2 (870 単位)												
			要介護3 (1,093 単位)												
			要介護4 (1,188 単位)												
			要介護5 (1,273 単位)												
	(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護1 (795 単位)												
			要介護2 (903 単位)												
			要介護3 (1,136 単位)												
			要介護4 (1,235 単位)												
			要介護5 (1,324 単位)												
	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護1 (785 単位)												
			要介護2 (891 単位)												
			要介護3 (1,121 単位)												
			要介護4 (1,218 単位)												
			要介護5 (1,306 単位)												
	(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準個室>		要介護1 (767 単位)												
			要介護2 (870 単位)												
			要介護3 (1,093 単位)												
			要介護4 (1,188 単位)												
			要介護5 (1,273 単位)												
	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>		要介護1 (795 単位)												
			要介護2 (903 単位)												
			要介護3 (1,136 単位)												
			要介護4 (1,235 単位)												
			要介護5 (1,324 単位)												
	(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>		要介護1 (785 単位)												
			要介護2 (891 単位)												
			要介護3 (1,121 単位)												
			要介護4 (1,218 単位)												
			要介護5 (1,306 単位)												
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要介護1 (767 単位)												
			要介護2 (870 単位)												
			要介護3 (1,006 単位)												
			要介護4 (1,091 単位)												
			要介護5 (1,176 単位)												
	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>		要介護1 (767 単位)												
			要介護2 (870 単位)												
			要介護3 (1,006 単位)												
			要介護4 (1,091 単位)												
			要介護5 (1,176 単位)												

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単価に限る。)
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(5) 初期加算 (1日につき ＋30単位)	

(6) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		e 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として　300単位算定)		
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)			
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(9) 経口維持加算 (1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)　(400単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ)　(100単位)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
(10) 口腔衛生管理体制加算　(1月につき　30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(11) 口腔衛生管理加算　(1月につき　110単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(12) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)			
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)			
(14) 特定診療費			
(15) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
(16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×20／1000)		注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11／1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(二)の90／100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(二)の80／100)		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算
(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (623 単位)	×70/100		診療所療養病床設備基準減算 −60単位	+120単位
			要介護2 (672 単位)				
			要介護3 (720 単位)				
			要介護4 (768 単位)				
			要介護5 (817 単位)				
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (650 単位)				
			要介護2 (702 単位)				
			要介護3 (752 単位)				
			要介護4 (802 単位)				
			要介護5 (853 単位)				
		c.診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (641 単位)				
			要介護2 (691 単位)				
			要介護3 (741 単位)				
			要介護4 (790 単位)				
			要介護5 (840 単位)				
		d.診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (727 単位)				
			要介護2 (775 単位)				
			要介護3 (825 単位)				
			要介護4 (872 単位)				
			要介護5 (921 単位)				
		e.診療所型介護療養施設サービス費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (759 単位)				
			要介護2 (810 単位)				
			要介護3 (861 単位)				
			要介護4 (911 単位)				
			要介護5 (962 単位)				
		f.診療所型介護療養施設サービス費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (748 単位)				
			要介護2 (798 単位)				
			要介護3 (848 単位)				
			要介護4 (897 単位)				
			要介護5 (948 単位)				
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (546 単位)				
			要介護2 (590 単位)				
			要介護3 (633 単位)				
			要介護4 (678 単位)				
			要介護5 (721 単位)				
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (652 単位)				
			要介護2 (695 単位)				
			要介護3 (739 単位)				
			要介護4 (782 単位)				
			要介護5 (826 単位)				
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要介護1 (748 単位)		×97/100		
			要介護2 (797 単位)				
			要介護3 (845 単位)				
			要介護4 (893 単位)				
			要介護5 (942 単位)				
	(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護1 (775 単位)				
			要介護2 (827 単位)				
			要介護3 (877 単位)				
			要介護4 (927 単位)				
			要介護5 (978 単位)				
	(三)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護1 (766 単位)				
			要介護2 (816 単位)				
			要介護3 (866 単位)				
			要介護4 (915 単位)				
			要介護5 (965 単位)				
	(四)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型準個室>		要介護1 (748 単位)				
			要介護2 (797 単位)				
			要介護3 (845 単位)				
			要介護4 (893 単位)				
			要介護5 (942 単位)				
	(五)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>		要介護1 (775 単位)				
			要介護2 (827 単位)				
			要介護3 (877 単位)				
			要介護4 (927 単位)				
			要介護5 (978 単位)				
	(六)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>		要介護1 (766 単位)				
			要介護2 (816 単位)				
			要介護3 (866 単位)				
			要介護4 (915 単位)				
			要介護5 (965 単位)				

注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)	

(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		e 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		

(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)	
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(7) 経口維持加算(1月につき) (一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
(8) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(9) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(10) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)	
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)	
(12) 特定診療費	

(13) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(16)介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×20／1000)	注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11／1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(二)の90／100)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(二)の80／100)	

ハ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分					注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は 介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1（ 967 単位）	×70／100	×70／100	×70／100	×90／100	−12単位	×90／100	×97／100
				要介護2（ 1,031 単位）							
				要介護3（ 1,095 単位）							
				要介護4（ 1,159 単位）							
				要介護5（ 1,223 単位）							
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1（ 1,072 単位）							
				要介護2（ 1,137 単位）							
				要介護3（ 1,200 単位）							
				要介護4（ 1,265 単位）							
				要介護5（ 1,328 単位）							
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1（ 912 単位）							
				要介護2（ 979 単位）							
				要介護3（ 1,047 単位）							
				要介護4（ 1,114 単位）							
				要介護5（ 1,180 単位）							
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1（ 1,018 単位）							
				要介護2（ 1,085 単位）							
				要介護3（ 1,151 単位）							
				要介護4（ 1,220 単位）							
				要介護5（ 1,286 単位）							
		(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1（ 884 単位）							
				要介護2（ 950 単位）							
				要介護3（ 1,015 単位）							
				要介護4（ 1,080 単位）							
				要介護5（ 1,145 単位）							
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1（ 990 単位）							
				要介護2（ 1,055 単位）							
				要介護3（ 1,121 単位）							
				要介護4（ 1,186 単位）							
				要介護5（ 1,250 単位）							
		(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1（ 869 単位）		×70／100		×90／100			
				要介護2（ 933 単位）							
				要介護3（ 997 単位）							
				要介護4（ 1,061 単位）							
				要介護5（ 1,125 単位）							
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1（ 974 単位）							
				要介護2（ 1,039 単位）							
				要介護3（ 1,102 単位）							
				要介護4（ 1,167 単位）							
				要介護5（ 1,230 単位）							
		(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>	要介護1（ 810 単位）							
				要介護2（ 874 単位）							
				要介護3（ 938 単位）							
				要介護4（ 1,002 単位）							
				要介護5（ 1,066 単位）							
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)<多床室>	要介護1（ 916 単位）							
				要介護2（ 979 単位）							
				要介護3（ 1,044 単位）							
				要介護4（ 1,108 単位）							
				要介護5（ 1,171 単位）							
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>			要介護1（ 717 単位）							
				要介護2（ 780 単位）							
				要介護3（ 845 単位）							
				要介護4（ 909 単位）							
				要介護5（ 973 単位）							
	(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<多床室>			要介護1（ 823 単位）		×70／100		×90／100		×90／100	
				要介護2（ 886 単位）							
				要介護3（ 950 単位）							
				要介護4（ 1,015 単位）							
				要介護5（ 1,078 単位）							
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1（ 1,093 単位）							
				要介護2（ 1,157 単位）							
				要介護3（ 1,221 単位）							
				要介護4（ 1,285 単位）							
				要介護5（ 1,349 単位）							
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護1（ 1,093 単位）							
				要介護2（ 1,157 単位）							
				要介護3（ 1,221 単位）							
				要介護4（ 1,285 単位）							
				要介護5（ 1,349 単位）							
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1（ 1,038 単位）							
				要介護2（ 1,105 単位）							
				要介護3（ 1,173 単位）							
				要介護4（ 1,240 単位）							
				要介護5（ 1,306 単位）							
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護1（ 1,038 単位）							
				要介護2（ 1,105 単位）							
				要介護3（ 1,173 単位）							
				要介護4（ 1,240 単位）							
				要介護5（ 1,306 単位）							

注　身体拘束廃止未実施減算	（1日につき　5単位を減算）
注　外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注　他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(4)　初期加算	（1日につき　30単位を加算）

(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		e 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)		

(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)	
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

(8) 経口維持加算(1月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。

(9) 口腔衛生管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(10) 口腔衛生管理加算 (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(11) 療養食加算 (1日につき 18単位を加算)	
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)	
(13) 特定診療費	

(14) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

(15) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×20／1000)	注 所定単位は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×11／1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(二)の90／100)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(二)の80／100)	

介 護 報 酬 の 算 定 構 造（案）

介 護 予 防 サ ー ビ ス

：平成27年4月改定箇所

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

１　介護予防訪問介護費

２　介護予防訪問入浴介護費

３　介護予防訪問看護費

４　介護予防訪問リハビリテーション費

５　介護予防居宅療養管理指導費

６　介護予防通所介護費

７　介護予防通所リハビリテーション費

８　介護予防短期入所生活介護費

９　介護予防短期入所療養介護費

　イ　介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

　ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

　ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

　ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

１０　介護予防特定施設入居者生活介護費

１１　介護予防福祉用具貸与費

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

　介護予防支援費

Ⅰ　指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　介護予防訪問介護費（Ⅰ）	要支援1･2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき　1，168単位）	×70／100	×90／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100
ロ　介護予防訪問介護費（Ⅱ）	要支援1･2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき　2，335単位）					
ハ　介護予防訪問介護費（Ⅲ）	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 （1月につき　3，704単位）					

ニ　初回加算 （1月につき　＋200単位）	
ホ　生活機能向上連携加算 （1月につき　＋100単位）	
ヘ　介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×86／1000）
	(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×48／1000）
	(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋(2)の90／100）
	(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋(2)の80／100）

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

：　特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2　介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ　介護予防訪問入浴介護費　（1回につき　834単位）	×95／100	×70／100	×90／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100

ロ　サービス提供体制強化加算	(1)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1回につき　＋36単位）
	(2)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき　＋24単位）
ハ　介護職員処遇改善加算	(1)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×34／1000）
	(2)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×19／1000）
	(3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋(2)の90／100）
	(4)　介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋(2)の80／100）

注
所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計

：　特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

［脚注］
1. 単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数　＋　○○単位
－○○単位	⇒	所定単位数　－　○○単位
×○○／100	⇒	所定単位数　×　○○／100
＋○○／100	⇒	所定単位数　＋　所定単位数×○○／100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注 准看護師の場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	注 1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	注 特別地域介護予防訪問看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時介護予防訪問看護加算(※)	注 特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (310単位)	×90／100	×90／100	夜間又は早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15／100	+10／100	+5／100	1月につき +540単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (463単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (814単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1，117単位)										
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (302単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (262単位)	×90／100				+300単位				1月につき +290単位	
	(2) 30分未満 (392単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (567単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (835単位)										

ハ 初回加算
(1月につき +300単位)

ニ 退院時共同指導加算
(1回につき +600単位)

ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)

ヘ サービス提供体制強化加算
(1回につき +6単位)

：特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分			注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算	注 訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 302単位	×90／100	+5／100	1日につき +200単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
	介護老人保健施設の場合					

ロ サービス提供体制強化加算
(1回につき +6単位)

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分			注
イ 医師が行う場合（月2回を限度）	（1） 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）（（2）以外）	（一） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （503単位）	
		（二） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （452単位）	
	（2） 介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）（在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合）	（一） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （292単位）	
		（二） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （262単位）	
ロ 歯科医師が行う場合（月2回を限度）	（1） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （503単位）		
	（2） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （452単位）		
ハ 薬剤師が行う場合	（1） 病院又は診療所の薬剤師が行う場合（月2回を限度）	（一） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （553単位）	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 ＋100単位
		（二） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （387単位）	
	（2） 薬局の薬剤師の場合（月4回を限度）	（一） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （503単位）	
		（二） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （352単位）	
ニ 管理栄養士が行う場合（月2回を限度）	（1） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （533単位）		
	（2） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （452単位）		
ホ 歯科衛生士等が行う場合（月4回を限度）	（1） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （352単位）		
	（2） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （302単位）		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	（1） 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 （402単位）		注 准看護師が行う場合 ×90／100
	（2） 同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） （362単位）		

※ ハ（2）（一）（二）について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 介護予防通所介護費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合
イ 介護予防通所介護費		要支援1 （1月につき 1，647単位）	×70／100		×70／100	+5／100	1月につき +240単位	−376単位
		要支援2 （1月につき 3，377単位）						−752単位

ロ 生活機能向上グループ活動加算	（1月につき 100単位を加算）
ハ 運動器機能向上加算	（1月につき 225単位を加算）
ニ 栄養改善加算	（1月につき 150単位を加算）
ホ 口腔機能向上加算	（1月につき 150単位を加算）

ヘ 選択的サービス複数実施加算	（1） 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善 （1月につき 480単位を加算）
		運動器機能向上及び口腔機能向上 （1月につき 480単位を加算）
		栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき 480単位を加算）
	（2） 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき 700単位を加算）

ト 事業所評価加算	（1月につき 120単位を加算）

チ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	要支援1 （1月につき 72単位を加算）
		要支援2 （1月につき 144単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	要支援1 （1月につき 48単位を加算）
		要支援2 （1月につき 96単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1 （1月につき 24単位を加算）
		要支援2 （1月につき 48単位を加算）

リ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×40／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×22／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋（2）の90／100）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（2）の80／100）	

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	注 医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 （1月につき 1，812単位）	×70／100		×70／100	+5／100	1月につき +240単位	−376単位
		要支援2 （1月につき 3，715単位）						−752単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 （1月につき 1，812単位）						−376単位
		要支援2 （1月につき 3，715単位）						−752単位

ロ 運動器機能向上加算	（1月につき 225単位を加算）
ハ 栄養改善加算	（1月につき 150単位を加算）
ニ 口腔機能向上加算	（1月につき 150単位を加算）

ホ 選択的サービス複数実施加算	（1） 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善 （1月につき 480単位を加算）
		運動器機能向上及び口腔機能向上 （1月につき 480単位を加算）
		栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき 480単位を加算）
	（2） 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき 700単位を加算）

ヘ 事業所評価加算	（1月につき 120単位を加算）

ト サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	要支援1 （1月につき 72単位を加算）
		要支援2 （1月につき 144単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	要支援1 （1月につき 48単位を加算）
		要支援2 （1月につき 96単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1 （1月につき 24単位を加算）
		要支援2 （1月につき 48単位を加算）

チ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×34／1000）	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×19／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋（2）の90／100）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（2）の80／100）	

：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費（平成27年4月1日～平成27年7月31日）

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合 又は	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 機能訓練体制加算	注 個別機能訓練加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 （ 461 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	1日につき ＋12単位	1日につき ＋56単位	1日につき ＋200単位（7日間を限度）	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2 （ 572 単位）									
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援1 （ 495 単位）									
			要支援2 （ 615 単位）									
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 （ 433 単位）									
			要支援2 （ 538 単位）									
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援1 （ 473 単位）									
			要支援2 （ 581 単位）									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要支援1 （ 539 単位）									
			要支援2 （ 655 単位）									
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要支援1 （ 539 単位）									
			要支援2 （ 655 単位）									
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要支援1 （ 508 単位）									
			要支援2 （ 631 単位）									
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要支援1 （ 508 単位）									
			要支援2 （ 631 単位）									

ハ 療養食加算	（1日につき 23単位を加算）

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ（1日につき 18単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ（1日につき 12単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき 6単位を加算）
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき 6単位を加算）

ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき ＋所定単位×33／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき ＋(2)の90／100）	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき ＋(2)の80／100）	

：サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費（平成27年8月1日～）

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	又は	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 機能訓練体制加算	注 個別機能訓練加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 （ 461 単位）	×97／100	×70／100		×70／100	×97／100	1日につき＋12単位	1日につき＋56単位	1日につき＋200単位（7日間を限度）	1日につき＋120単位	片道につき＋184単位
			要支援2 （ 572 単位）										
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援1 （ 460 単位）										
			要支援2 （ 573 単位）										
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈従来型個室〉	要支援1 （ 433 単位）										
			要支援2 （ 538 単位）										
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈多床室〉	要支援1 （ 438 単位）										
			要支援2 （ 539 単位）										
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要支援1 （ 539 単位）										
			要支援2 （ 655 単位）										
		(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要支援1 （ 539 単位）										
			要支援2 （ 655 単位）										
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要支援1 （ 508 単位）										
			要支援2 （ 631 単位）										
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)〈ユニット型準個室〉	要支援1 （ 508 単位）										
			要支援2 （ 631 単位）										

ハ 療養食加算	（1日につき 23単位を加算）
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ（1日につき 18単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ（1日につき 12単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1日につき 6単位を加算）
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1日につき 6単位を加算）
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき ＋所定単位×59／1000）
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき ＋所定単位×33／1000）
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき ＋(2)の90／100）
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき ＋(2)の80／100）

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	注 医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合 又は	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 夜勤職員配置加算	注 個別リハビリテーション実施加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【従来型】	要支援1 (575 単位)	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	1日につき ＋24単位	1日につき ＋240単位	1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2 (716 単位)									
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (613 単位)									
			要支援2 (753 単位)									
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【従来型】	要支援1 (608 単位)									
			要支援2 (762 単位)									
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	要支援1 (652 単位)									
			要支援2 (807 単位)									
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (582 単位)									
			要支援2 (723 単位)									
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要支援1 (582 単位)									
			要支援2 (723 単位)									
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (619 単位)									
			要支援2 (774 単位)									
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要支援1 (619 単位)									
			要支援2 (774 単位)									
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜従来型個室＞【療養型】	要支援1 (582 単位)									
			要支援2 (723 単位)									
		b 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要支援1 (582 単位)									
			要支援2 (723 単位)									
		c 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要支援1 (619 単位)									
			要支援2 (774 単位)									
		d 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要支援1 (619 単位)									
			要支援2 (774 単位)									
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【従来型】	要支援1 (618 単位)									
			要支援2 (775 単位)									
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要支援1 (660 単位)									
			要支援2 (817 単位)									
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【従来型】	要支援1 (618 単位)									
			要支援2 (775 単位)									
		d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要支援1 (660 単位)									
			要支援2 (817 単位)									
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜療養型老健：看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)									
			要支援2 (806 単位)									
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要支援1 (649 単位)									
			要支援2 (806 単位)									
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)									
			要支援2 (806 単位)									
		d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要支援1 (649 単位)									
			要支援2 (806 単位)									
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) ＜療養型老健：看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)									
			要支援2 (806 単位)									
		b ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要支援1 (649 単位)									
			要支援2 (806 単位)									
		c ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要支援1 (649 単位)									
			要支援2 (806 単位)									
		d ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要支援1 (649 単位)									
			要支援2 (806 単位)									

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)		
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)		
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき511単位を算定)
	(二) 特定治療	
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×27／1000)	注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×15／1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(二)の90／100)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(二)の80／100)	

：特別療養費と緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

ロ　療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は	療養病床の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は	療養病床の医師確保計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーを全ユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	注 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1（　523 単位）	−25単位	×70／100	×70／100		×90／100		−12単位		×90／100	×97／100	病院療養病床療養環境減算 −25単位	−12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋14単位 夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋7単位	1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2（　657 単位）																
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1（　551 単位）																
			要支援2（　685 単位）																
		c.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1（　541 単位）																
			要支援2（　675 単位）																
		d.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1（　579 単位）																
			要支援2（　734 単位）																
		e.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1（　612 単位）																
			要支援2（　767 単位）																
		f.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1（　600 単位）																
			要支援2（　755 単位）																
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1（　492 単位）																
			要支援2（　617 単位）																
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型> <従来型個室>	要支援1（　507 単位）																
			要支援2（　632 単位）																
		c.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>	要支援1（　550 単位）																
			要支援2（　696 単位）																
		d.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <療養機能強化型> <多床室>	要支援1（　568 単位）																
			要支援2（　714 単位）																
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1（　476 単位）																
			要支援2（　594 単位）																
		b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1（　534 単位）																
			要支援2（　674 単位）																
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1（　532 単位）																
			要支援2（　666 単位）																
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1（　589 単位）																
			要支援2（　744 単位）																
	(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>	a.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1（　532 単位）			×70／100		×90／100				×90／100							
			要支援2（　666 単位）																
		b.病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1（　589 単位）																
			要支援2（　744 単位）																
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1（　605 単位）																
			要支援2（　762 単位）																
	(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1（　633 単位）																
			要支援2（　790 単位）																
	(三) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1（　623 単位）																
			要支援2（　780 単位）																
	(四) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>		要支援1（　605 単位）																
			要支援2（　762 単位）																
	(五) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>		要支援1（　633 単位）																
			要支援2（　790 単位）																
	(六) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>		要支援1（　623 単位）																
			要支援2（　780 単位）																
(4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1（　605 単位）																
			要支援2（　762 単位）																
	(二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>		要支援1（　605 単位）																
			要支援2（　762 単位）																

(5) 療養食加算	（1日につき　23単位を加算）	
(6) 特定診療費		
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ （1日につき　18単位を加算）	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ （1日につき　12単位を加算）	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1日につき　6単位を加算）	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1日につき　6単位を加算）	
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1月につき　＋所定単位×20／1000）	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき　＋所定単位×11／1000）	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき　＋(二)の90／100）	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき　＋(二)の80／100）	

：　特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※　医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
※　夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ　診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (　507 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 −60単位	1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位	片道につき ＋184単位
			要支援2 (　637 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (　534 単位)						
			要支援2 (　664 単位)						
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (　525 単位)						
			要支援2 (　655 単位)						
		d.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (　564 単位)						
			要支援2 (　715 単位)						
		e.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (　596 単位)						
			要支援2 (　747 単位)						
		f.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (　585 単位)						
			要支援2 (　736 単位)						
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (　451 単位)						
			要支援2 (　563 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (　514 単位)						
			要支援2 (　649 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 (　589 単位)		×97／100				
			要支援2 (　742 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要支援1 (　616 単位)						
			要支援2 (　769 単位)						
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要支援1 (　607 単位)						
			要支援2 (　760 単位)						
	(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>		要支援1 (　589 単位)						
			要支援2 (　742 単位)						
	(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>		要支援1 (　616 単位)						
			要支援2 (　769 単位)						
	(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>		要支援1 (　607 単位)						
			要支援2 (　760 単位)						

(3) 療養食加算
(1日につき　23単位を加算)

(4) 特定診療費

(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき　18単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき　12単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき　6単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき　6単位を加算)
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×20／1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×11／1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　＋(二)の90／100)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき　＋(二)の80／100)

注
所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計

：　特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	又は 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1　(　813 単位)	×70／100	×70／100	×90／100	−12単位	×90／100	×97／100	片道につき ＋184単位
				要支援2　(　974 単位)							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1　(　919 単位)							
				要支援2　(　1,074 単位)							
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1　(　750 単位)							
				要支援2　(　919 単位)							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1　(　808 単位)							
				要支援2　(　998 単位)							
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1　(　728 単位)							
				要支援2　(　892 単位)							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1　(　786 単位)							
				要支援2　(　971 単位)							
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1　(　716 単位)		×70／100	×90／100		×90／100		
				要支援2　(　876 単位)							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1　(　773 単位)							
				要支援2　(　955 単位)							
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1　(　656 単位)							
				要支援2　(　817 単位)							
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1　(　763 単位)							
				要支援2　(　918 単位)							
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>			要支援1　(　564 単位)							
				要支援2　(　725 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>			要支援1　(　622 単位)							
				要支援2　(　804 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1　(　939 単位)							
				要支援2　(　1,095 単位)							
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1　(　939 単位)							
				要支援2　(　1,095 単位)							
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1　(　832 単位)							
				要支援2　(　1,024 単位)							
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費（ⅱ） <ユニット型準個室>	要支援1　(　832 単位)							
				要支援2　(　1,024 単位)							

(4) 療養食加算	(1日につき　23単位を加算)
(5) 特定診療費	
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき　18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき　12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき　6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき　6単位を加算)
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき　＋所定単位×20／1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき　＋所定単位×11／1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき　＋(二)の90／100) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき　＋(二)の80／100)

注
所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計

：　特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算	注 医療機関連携加算	注 障害者等支援加算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき） 要支援1（ 179 単位） 要支援2（ 308 単位）	×70／100		1日につき ＋12単位	1月につき ＋80単位		
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 （1日につき 55単位）		×70／100			1日につき ＋20単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90／100 （介護予防通所介護等の選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の加算が可能） ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。 ※訪問介護系サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業（「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」）によるもの」がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業（「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」）によるもの」がある。

ハ 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）
ニ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき 18単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき 12単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 6単位を加算）
	（4） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）
ホ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×61／1000）
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×34／1000）
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋（2）の90／100）
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（2）の80／100）

注
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額 要支援1 5，003単位
要支援2 10，473単位

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 （現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数） 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排泄処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の100／100を限度）	交通費に相当する額の2／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の2／3を限度）	交通費に相当する額の1／3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 （個々の用具ごとに貸与費の1／3を限度）

：特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。（ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。）

Ⅱ　指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分
イ　介護予防支援費（1月につき） （430単位）
ロ　初回加算　（＋300単位）
ハ　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 （＋300単位）

介 護 報 酬 の 算 定 構 造（案）

地 域 密 着 型 サ ー ビ ス

：平成27年4月改定箇所

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
2　夜間対応型訪問介護費
3　認知症対応型通所介護費
4　小規模多機能型居宅介護費
5　認知症対応型共同生活介護費
6　地域密着型特定施設入居者生活介護費
7　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
8　複合型サービス費
9　地域密着型通所介護費

Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防認知症対応型通所介護費
2　介護予防小規模多機能型居宅介護費
3　介護予防認知症対応型共同生活介護費

Ⅰ　指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1　定期巡回･随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注 准看護師によりサービス提供が行われる場合	注 通所サービス利用時の調整 （1日につき）	注 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	注 特別地域定期巡回･随時対応型訪問介護看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ　定期巡回･随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） （1月につき）	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1　（　5,658　単位）		－62単位	1月につき －600単位	＋15／100	＋10／100	＋5／100	1月につき ＋290単位	1月につき （Ⅰ）の場合 ＋500単位 又は （Ⅱ）の場合 ＋250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 ＋2，000単位
		要介護2　（　10,100　単位）		－111単位							
		要介護3　（　16,769　単位）		－184単位							
		要介護4　（　21,212　単位）		－233単位							
		要介護5　（　25,654　単位）		－281単位							
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1　（　8,255　単位）	×98／100	－91単位							
		要介護2　（　12,897　単位）		－141単位							
		要介護3　（　19,686　単位）		－216単位							
		要介護4　（　24,268　単位）		－266単位							
		要介護5　（　29,399　単位）		－322単位							
ロ　定期巡回･随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ） （1月につき）		要介護1　（　5,658　単位）		－62単位							
		要介護2　（　10,100　単位）		－111単位							
		要介護3　（　16,769　単位）		－184単位							
		要介護4　（　21,212　単位）		－233単位							
		要介護5　（　25,654　単位）		－281単位							

ハ　初期加算　（1日につき　＋30単位）

ニ　退院時共同指導加算
一体型定期巡回･随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能
（1回につき　＋600単位）

ホ　総合マネジメント体制強化加算　（1月につき　1000単位を加算）

へ　サービス提供体制強化加算	(1)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1月につき　＋640単位）
	(2)　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1月につき　＋500単位）
	(3)　サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1月につき　＋350単位）
	(4)　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1月につき　＋350単位）
ト　介護職員処遇改善加算	(1)　介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき　＋所定単位×86／1000
	(2)　介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき　＋所定単位×48／1000）
	(3)　介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき　＋(2)の90／100）
	(4)　介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき　＋(2)の80／100）

注
所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計

：　特別地域定期巡回･随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目

［脚注］
1. 単位数算定記号の説明
＋○○単位　⇒　所定単位数　＋　○○単位
－○○単位　⇒　所定単位数　－　○○単位
×○○／100　⇒　所定単位数　×　○○／100
＋○○／100　⇒　所定単位数　＋　所定単位数×○○／100

2 夜間対応型訪問介護費

		注	注
基本部分		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 981単位)	×90／100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 368単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 560単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 754単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき 2,667単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×86／1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×48／1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(2)の90／100)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(2)の80／100)		

[　　] ： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	注 7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 入浴介助を行った場合	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎をわない場合
イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（1）認知症対応型通所介護費（ⅰ）	（一）3時間以上5時間未満	要介護1 （ 564 単位）	×70/100	×70/100	×63/100		1日につき＋50単位	1日につき＋27単位	1日につき＋60単位	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1日につき－94単位	片道につき－47単位
			要介護2 （ 620 単位）											
			要介護3 （ 678 単位）											
			要介護4 （ 735 単位）											
			要介護5 （ 792 単位）											
		（二）5時間以上7時間未満	要介護1 （ 865 単位）											
			要介護2 （ 958 単位）											
			要介護3 （ 1,050 単位）											
			要介護4 （ 1,143 単位）											
			要介護5 （ 1,236 単位）											
		（三）7時間以上9時間未満	要介護1 （ 985 単位）				9時間以上10時間未満の場合＋50単位 10時間以上11時間未満の場合＋100単位 11時間以上12時間未満の場合＋150単位 12時間以上13時間未満の場合＋200単位 13時間以上14時間未満の場合＋250単位						
			要介護2 （ 1,092 単位）											
			要介護3 （ 1,199 単位）											
			要介護4 （ 1,307 単位）											
			要介護5 （ 1,414 単位）											
	（2）認知症対応型通所介護費（ⅱ）	（一）3時間以上5時間未満	要介護1 （ 510 単位）			×63/100								
			要介護2 （ 561 単位）											
			要介護3 （ 612 単位）											
			要介護4 （ 663 単位）											
			要介護5 （ 714 単位）											
		（二）5時間以上7時間未満	要介護1 （ 778 単位）											
			要介護2 （ 861 単位）											
			要介護3 （ 944 単位）											
			要介護4 （ 1,026 単位）											
			要介護5 （ 1,109 単位）											
		（三）7時間以上9時間未満	要介護1 （ 885 単位）				9時間以上10時間未満の場合＋50単位 10時間以上11時間未満の場合＋100単位 11時間以上12時間未満の場合＋150単位 12時間以上13時間未満の場合＋200単位 13時間以上14時間未満の場合＋250単位						
			要介護2 （ 980 単位）											
			要介護3 （ 1,076 単位）											
			要介護4 （ 1,172 単位）											
			要介護5 （ 1,267 単位）											
ロ 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	（1）3時間以上5時間未満		要介護1 （ 270 単位）			×63/100								
			要介護2 （ 280 単位）											
			要介護3 （ 289 単位）											
			要介護4 （ 299 単位）											
			要介護5 （ 309 単位）											
	（2）5時間以上7時間未満		要介護1 （ 439 単位）											
			要介護2 （ 454 単位）											
			要介護3 （ 470 単位）											
			要介護4 （ 486 単位）											
			要介護5 （ 502 単位）											
	（3）7時間以上9時間未満		要介護1 （ 506 単位）				9時間以上10時間未満の場合＋50単位 10時間以上11時間未満の場合＋100単位 11時間以上12時間未満の場合＋150単位 12時間以上13時間未満の場合＋200単位 13時間以上14時間未満の場合＋250単位						
			要介護2 （ 524 単位）											
			要介護3 （ 542 単位）											
			要介護4 （ 560 単位）											
			要介護5 （ 579 単位）											

ハ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ（1回につき 18単位を加算） （2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ（1回につき 12単位を加算） （3）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき 6単位を加算）
ニ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×68／1000） （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×38／1000） （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋（2）の90／100） （4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋（2）の80／100）

注
所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

：サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合	注 従業者の員数が基準に満たない場合	注 過少サービスに対する減算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）	（1） 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1（ 10,320 単位） 要介護2（ 15,167 単位） 要介護3（ 22,062 単位） 要介護4（ 24,350 単位） 要介護5（ 26,849 単位）	×70／100	×70／100	×70／100	＋5／100
	（2） 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1（ 9,298 単位） 要介護2（ 13,665 単位） 要介護3（ 19,878 単位） 要介護4（ 21,939 単位） 要介護5（ 24,191 単位）				
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		要介護1（ 565 単位） 要介護2（ 632 単位） 要介護3（ 700 単位） 要介護4（ 767 単位） 要介護5（ 832 単位）				

ハ 初期加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 30単位を加算）
ニ 認知症加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 認知症加算（Ⅰ）	（1月につき 800単位を加算）
	（2） 認知症加算（Ⅱ）	（1月につき 500単位を加算）
ホ 看護職員配置加算（イを算定する場合のみ算定）	（1） 看護職員配置加算（Ⅰ）	（1月につき 900単位を加算）
	（2） 看護職員配置加算（Ⅱ）	（1月につき 700単位を加算）
	（3） 看護職員配置加算（Ⅲ）	（1月につき 480単位を加算）
ヘ 看取り連携体制加算（イを算定する場合のみ算定）		（1日につき 64単位を加算）
ト 訪問体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1，000単位を加算）
チ 総合マネジメント体制強化加算（イを算定する場合のみ算定）		（1月につき 1，000単位を加算）
リ サービス提供体制強化加算	（1） イを算定している場合	
	（一） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1月につき 640単位を加算）
	（二） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1月につき 500単位を加算）
	（三） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1月につき 350単位を加算）
	（四） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1月につき 350単位を加算）
	（2） ロを算定している場合	
	（一） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	（1日につき 21単位を加算）
	（二） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	（1日につき 16単位を加算）
	（三） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 12単位を加算）
	（四） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 12単位を加算）
ヌ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（1月につき ＋所定単位×76／1000）
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（1月につき ＋所定単位×42／1000）
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（1月につき ＋（2）の90／100）
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（1月につき ＋（2）の80／100）

注
所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計

：サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算訪問体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (759 単位)	×97／100	×70／100		×70／100	1日につき ＋50単位	1日につき ＋25単位	1日につき ＋200単位 (7日間を限度)	1日につき ＋120単位
		要介護2 (795 単位)								
		要介護3 (818 単位)								
		要介護4 (835 単位)								
		要介護5 (852 単位)								
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (747 単位)								
		要介護2 (782 単位)								
		要介護3 (806 単位)								
		要介護4 (822 単位)								
		要介護5 (838 単位)								
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (787 単位)					1日につき ＋50単位	1日につき ＋25単位		
		要介護2 (823 単位)								
		要介護3 (847 単位)								
		要介護4 (863 単位)								
		要介護5 (880 単位)								
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (775 単位)								
		要介護2 (811 単位)								
		要介護3 (835 単位)								
		要介護4 (851 単位)								
		要介護5 (867 単位)								

注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を加算)	
ニ 医療連携体制加算	(1日につき 39単位を加算)	
ホ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))	
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×83／1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×46／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(2)の90／100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(2)の80／100)	

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護･介護職員の員数が基準に満たない場合	注 個別機能訓練加算	注 夜間看護体制加算	注 医療機関連携加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1（ 533 単位） 要介護2（ 597 単位） 要介護3（ 666 単位） 要介護4（ 730 単位） 要介護5（ 798 単位）	×70／100	1日につき ＋12単位	1日につき ＋10単位	1月につき ＋80単位
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1（ 533 単位） 要介護2（ 597 単位） 要介護3（ 666 単位） 要介護4（ 730 単位） 要介護5（ 798 単位）	×70／100		1日につき ＋10単位	

ハ 看取り介護加算 （イを算定する場合のみ算定）	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）
	(2) 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）
	(3) 死亡日 （1日につき 1，280単位を加算）

ニ 認知症専門ケア加算 （イを算定する場合のみ算定）	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) （1日につき 3単位を加算）
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) （1日につき 4単位を加算）

ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ （1日につき 18単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ （1日につき 12単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1日につき 6単位を加算）
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1日につき 6単位を加算）

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1月につき ＋所定単位×61／1000）	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき ＋所定単位×34／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき ＋(2)の90／100）	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき ＋(2)の80／100）	

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（平成27年4月1日～平成27年7月31日）

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 日常生活継続支援加算	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算	注 準ユニットケア加算	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 専従の常勤医師を配置している場合	注 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	注 障害者生活支援体制加算
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	（1）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）（1日につき）<従来型個室>		要介護1 （ 547 単位）	×97／100	×70／100	×70／100	×97／100	＋36単位	＋12単位	＋23単位	＋41単位	＋5単位	＋12単位	＋120単位	＋25単位	＋5単位	＋26単位
			要介護2 （ 614 単位）														
			要介護3 （ 682 単位）														
			要介護4 （ 749 単位）														
			要介護5 （ 814 単位）														
	（2）地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）（1日につき）<多床室>		要介護1 （ 594 単位）														
			要介護2 （ 661 単位）														
			要介護3 （ 729 単位）														
			要介護4 （ 796 単位）														
			要介護5 （ 861 単位）														
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	（1）ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）（1日につき）<ユニット型個室>		要介護1 （ 625 単位）								＋46単位						
			要介護2 （ 691 単位）														
			要介護3 （ 762 単位）														
			要介護4 （ 828 単位）														
			要介護5 （ 894 単位）														
	（2）ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）（1日につき）<ユニット型準個室>		要介護1 （ 625 単位）														
			要介護2 （ 691 単位）														
			要介護3 （ 762 単位）														
			要介護4 （ 828 単位）														
			要介護5 （ 894 単位）														
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	（1）経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（一）経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1 （ 700 単位）					＋36単位	＋4単位	＋8単位	＋13単位	＋5単位					
			要介護2 （ 763 単位）														
			要介護3 （ 830 単位）														
			要介護4 （ 893 単位）														
			要介護5 （ 955 単位）														
		（二）経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護1 （ 747 単位）														
			要介護2 （ 810 単位）														
			要介護3 （ 877 単位）														
			要介護4 （ 940 単位）														
			要介護5 （ 1,002 単位）														
	（2）旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（一）旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1 （ 700 単位）														
			要介護2・3 （ 800 単位）														
			要介護4・5 （ 923 単位）														
		（二）旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護1 （ 747 単位）														
			要介護2・3 （ 847 単位）														
			要介護4・5 （ 970 単位）														
ニ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	（1）ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（一）ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 （ 766 単位）				×97／100	＋46単位			＋18単位						
			要介護2 （ 829 単位）														
			要介護3 （ 897 単位）														
			要介護4 （ 960 単位）														
			要介護5 （ 1,022 単位）														
		（二）ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 （ 766 単位）														
			要介護2 （ 829 単位）														
			要介護3 （ 897 単位）														
			要介護4 （ 960 単位）														
			要介護5 （ 1,022 単位）														
	（2）ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき）	（一）ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 （ 766 単位）														
			要介護2・3 （ 868 単位）														
			要介護4・5 （ 990 単位）														
		（二）ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 （ 766 単位）														
			要介護2・3 （ 868 単位）														
			要介護4・5 （ 990 単位）														

注 身体拘束廃止未実施減算	（1日につき 5単位を減算）	
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算	（1日につき 30単位を加算）	
ヘ 退所時等相談援助加算	（1） 退所前訪問相談援助加算 （入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）	
	（2） 退所後訪問相談援助加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）	
	（3） 退所時相談援助加算 （400単位）	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	（4） 退所前連携加算 （500単位）	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ト 栄養マネジメント加算	（1日につき 14単位を加算）	
チ 経口移行加算	（1日につき 28単位を加算）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算（1月につき）	（1） 経口維持加算（Ⅰ） （400単位）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	（2） 経口維持加算（Ⅱ） （100単位）	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
ヌ 口腔衛生管理体制加算	（1月につき 30単位を加算）	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算	（1月につき 110単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算	（1日につき 18単位を加算）	
ワ 看取り介護加算	（1） 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
	（2） 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）	
	（3） 死亡日 （1日につき 1，280単位を加算）	
カ 在宅復帰支援機能加算	（1日につき 10単位を加算）	
ヨ 在宅・入所相互利用加算	（1日につき 40単位を加算）	
タ 小規模拠点集合型施設加算	（1日につき 50単位を加算）	
レ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
ツ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき 18単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき 12単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 6単位を加算）	
	（4） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
ネ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×33／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋（2）の90／100）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（2）の80／100）	

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(平成27年8月1日～)

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 入所者の数が入所定員を超える場合	注 又は 介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 日常生活継続支援加算	注 看護体制加算(Ⅰ)	注 看護体制加算(Ⅱ)	注 夜勤職員配置加算	注 準ユニットケア加算	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症入所者受入加算	注 専従の常勤医師を配置している場合	注 精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合	注 障害者生活支援体制加算
イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき) 〈従来型個室〉		要介護1 (547 単位)	×97／100	×70／100	×70／100		＋36単位	＋12単位	＋23単位	＋41単位	＋5単位	＋12単位	＋120単位	＋25単位	＋5単位	＋26単位
			要介護2 (614 単位)														
			要介護3 (682 単位)														
			要介護4 (749 単位)														
			要介護5 (814 単位)														
	(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) 〈多床室〉		要介護1 (547 単位)														
			要介護2 (614 単位)														
			要介護3 (682 単位)														
			要介護4 (749 単位)														
			要介護5 (814 単位)														
ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) (1日につき) 〈ユニット型個室〉		要介護1 (625 単位)				×97／100	＋46単位			＋46単位						
			要介護2 (691 単位)														
			要介護3 (762 単位)														
			要介護4 (828 単位)														
			要介護5 (894 単位)														
	(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) (1日につき) 〈ユニット型準個室〉		要介護1 (625 単位)														
			要介護2 (691 単位)														
			要介護3 (762 単位)														
			要介護4 (828 単位)														
			要介護5 (894 単位)														
ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (700 単位)					＋36単位	＋4単位	＋8単位	＋13単位	＋5単位					
			要介護2 (763 単位)														
			要介護3 (830 単位)														
			要介護4 (893 単位)														
			要介護5 (955 単位)														
		(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (700 単位)														
			要介護2 (763 単位)														
			要介護3 (830 単位)														
			要介護4 (893 単位)														
			要介護5 (955 単位)														
	(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要介護1 (700 単位)														
			要介護2・3 (800 単位)														
			要介護4・5 (923 単位)														
		(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要介護1 (700 単位)														
			要介護2・3 (800 単位)														
			要介護4・5 (923 単位)														
ニ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	(一) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (766 単位)				×97／100	＋46単位			＋18単位						
			要介護2 (829 単位)														
			要介護3 (897 単位)														
			要介護4 (960 単位)														
			要介護5 (1,022 単位)														
		(二) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (766 単位)														
			要介護2 (829 単位)														
			要介護3 (897 単位)														
			要介護4 (960 単位)														
			要介護5 (1,022 単位)														
	(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1日につき)	(一) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 (766 単位)														
			要介護2・3 (868 単位)														
			要介護4・5 (990 単位)														
		(二) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 (766 単位)														
			要介護2・3 (868 単位)														
			要介護4・5 (990 単位)														

注 身体拘束廃止未実施減算	（1日につき 5単位を減算）	
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定
ホ 初期加算	（1日につき 30単位を加算）	
ヘ 退所時等相談援助加算	（1） 退所前訪問相談援助加算 （入所中1回（又は2回）を限度に、460単位を算定）	
	（2） 退所後訪問相談援助加算 （退所後1回を限度に、460単位を算定）	
	（3） 退所時相談援助加算 （400単位）	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合
	（4） 退所前連携加算 （500単位）	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
ト 栄養マネジメント加算	（1日につき 14単位を加算）	
チ 経口移行加算	（1日につき 28単位を加算）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算（1月につき）	（1） 経口維持加算（Ⅰ） （400単位）	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	（2） 経口維持加算（Ⅱ） （100単位）	注 経口維持加算（Ⅰ）を算定していない場合には、算定しない。
ヌ 口腔衛生管理体制加算	（1月につき 30単位を加算）	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔衛生管理加算	（1月につき 110単位を加算）	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
ヲ 療養食加算	（1日につき 18単位を加算）	
ワ 看取り介護加算	（1） 死亡日以前4日以上30日以下 （1日につき 144単位を加算）	
	（2） 死亡日以前2日又は3日 （1日につき 680単位を加算）	
	（3） 死亡日 （1日につき 1，280単位を加算）	
カ 在宅復帰支援機能加算	（1日につき 10単位を加算）	
ヨ 在宅・入所相互利用加算	（1日につき 40単位を加算）	
タ 小規模拠点集合型施設加算	（1日につき 50単位を加算）	
レ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1日につき 3単位を加算）	
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1日につき 4単位を加算）	
ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	（入所後7日に限り 1日につき200単位を加算）	
ツ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1日につき 18単位を加算）	
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1日につき 12単位を加算）	
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1日につき 6単位を加算）	
	（4） サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （1日につき 6単位を加算）	
ネ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×33／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋（2）の90／100）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（2）の80／100）	

8 複合型サービス費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合	又は	注 従業者の員数が基準に満たない場合	注 過少サービスに対する減算	注 訪問看護体制減算(1月につき)	注 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1月につき)	注 特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1日につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,341単位)	×70／100		×70／100	×70／100	−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2 (17,268単位)					−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3 (24,274単位)					−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4 (27,531単位)					−1, 850単位	−1, 850単位	−60単位
		要介護5 (31,141単位)					−2, 914単位	−2, 914単位	−95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,119単位)					−925単位	−925単位	−30単位
		要介護2 (15,558単位)					−925単位	−925単位	−30単位
		要介護3 (21,871単位)					−925単位	−925単位	−30単位
		要介護4 (24,805単位)					−1, 850単位	−1, 850単位	−60単位
		要介護5 (28,058単位)					−2, 914単位	−2, 914単位	−95単位
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		要介護1 (565単位)							
		要介護2 (632単位)							
		要介護3 (700単位)							
		要介護4 (767単位)							
		要介護5 (832単位)							

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)	
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)	
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)	
ホ 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)	
ヘ 事業開始時支援加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 500単位を加算)	
ト 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 540単位を加算)	
チ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)	
	(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)	
リ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2, 000単位を加算)	注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
ヌ 訪問看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2, 500単位を加算)	
ル 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1, 000単位を加算)	
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)	
	(2) ロを算定している場合	
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)	
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×76／1000)	注 所定単位は、イからヲまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×42／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋(2)×90／100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(2)×80／100)	

：事業開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 地域密着型通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分			注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	注 7時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 入浴介助を行った場合	注 中重度ケア体制加算	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 認知症加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 口腔機能向上加算	注 個別送迎体制強化加算	注 入浴介助体制強化加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎をわない場合
イ 地域密着型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 （ 426 単位）	×70/100	×70/100	×70/100		+5/100	1日につき +50単位	1日につき +45単位	1日につき +46単位	1日につき +56単位	1日につき +60単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位（月2回を限度）	1回につき +150単位（月2回を限度）			1日につき −94単位	片道につき −47単位
		要介護2 （ 488 単位）																	
		要介護3 （ 552 単位）																	
		要介護4 （ 614 単位）																	
		要介護5 （ 678 単位）																	
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 （ 641 単位）																	
		要介護2 （ 757 単位）																	
		要介護3 （ 874 単位）																	
		要介護4 （ 990 単位）																	
		要介護5 （ 1,107 単位）																	
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 （ 735 単位）				9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位													
		要介護2 （ 868 単位）																	
		要介護3 （ 1,006 単位）																	
		要介護4 （ 1,144 単位）																	
		要介護5 （ 1,281 単位）																	
ロ 療養通所介護	(1) 3時間以上6時間未満	（1,007単位）														1日につき +210単位	1日につき +60単位		
	(2) 6時間以上8時間未満	（1,511単位）																	

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ （1回につき 18単位を加算）
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ （1回につき 12単位を加算）
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) （1回につき 6単位を加算）
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) （1回につき 6単位を加算）

ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) （1月につき ＋所定単位×40／1000）	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) （1月につき ＋所定単位×22／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) （1月につき ＋(2)の90／100）	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) （1月につき ＋(2)の80／100）	

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

Ⅱ　指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1　介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 入浴介助を行った場合	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（1）介護予防認知症対応型通所介護費（ⅰ）（旧単独型）	（一）3時間以上5時間未満	要支援1（ 493 単位）	×70/100	×70/100	×63/100	9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位	1日につき ＋50単位	＋27単位	1日につき ＋60単位	1月につき ＋150単位	1月につき ＋150単位	1日につき －94単位	片道につき －47単位
			要支援2（ 546 単位）											
		（二）5時間以上7時間未満	要支援1（ 749 単位）											
			要支援2（ 836 単位）											
		（三）7時間以上9時間未満	要支援1（ 852 単位）											
			要支援2（ 952 単位）											
	（2）介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）（旧併設型）	（一）3時間以上5時間未満	要支援1（ 445 単位）			×63/100	9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位							
			要支援2（ 494 単位）											
		（二）5時間以上7時間未満	要支援1（ 673 単位）											
			要支援2（ 751 単位）											
		（三）7時間以上9時間未満	要支援1（ 766 単位）											
			要支援2（ 855 単位）											
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）	（1）3時間以上5時間未満		要支援1（ 251 単位）			×63/100	9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位							
			要支援2（ 265 単位）											
	（2）5時間以上7時間未満		要支援1（ 407 単位）											
			要支援2（ 430 単位）											
	（3）7時間以上9時間未満		要支援1（ 469 単位）											
			要支援2（ 496 単位）											

ハ サービス提供体制強化加算	（1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ （1回につき 18単位を加算） （2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ （1回につき 12単位を加算） （3）サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （1回につき 6単位を加算）
ニ 介護職員処遇改善加算	（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×68／1000） （2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×38／1000） （3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋（2）の90／100） （4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（2）の80／100）

注
所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計

：サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合	又は	注 従業者の員数が基準に満たない場合	注 過少サービスに対する減算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,403 単位)	×70／100		×70／100	×70／100	+5／100
		要支援2 (6,877 単位)					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,066 単位)					
		要支援2 (6,196 単位)					
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (419 単位)					
		要支援2 (524 単位)					

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)
ニ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)
ホ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1月につき 640単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 500単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)
	(2) ロを算定している場合	
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 21単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 16単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×76／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×42／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(2)の90／100)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(2)の80／100)

注
所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計

: サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、総合マネジメント体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は	注 介護従業者の員数が基準に満たない場合	注 夜間支援体制加算(Ⅰ)※仮称	注 夜間支援体制加算(Ⅱ)※仮称	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (755 単位)	×97／100	×70／100		×70／100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (743 単位)								
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (783 単位)					1日につき +50単位	1日につき +25単位		
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (771 単位)								

ハ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)
ニ 退居時相談援助加算		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×83／1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×46／1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(2)の90／100)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(2)の80／100)

注
所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

Ⅰ－資料2①

○サービスコードの件数について（平成27年4月施行）

介護給付費単位数表等		サービス種類	現行のサービスコード件数	コード表改定内訳 削除	コード表改定内訳 追加	改定後のサービスコード件数
介護給付関係	居宅サービス	11 ：訪問介護	3,579		1,453	5,032
		12 ：訪問入浴介護	15		2	17
		13 ：訪問看護	376		1	377
		14 ：訪問リハビリテーション	9	3	4	10
		31 ：居宅療養管理指導	26			26
		15 ：通所介護	440		127	567
		16 ：通所リハビリテーション	650	5	1,361	2,006
		21 ：短期入所生活介護	381	1	5	385
		22 ：短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1,119	1	2	1,120
		23 ：短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	3,418		2,106	5,524
		33 ：特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	354		9	363
		27 ：特定施設入居者生活介護（短期利用）	14		5	19
		17 ：福祉用具貸与	52			52
	居宅介護支援	43 ：居宅介護支援	148	2	1	147
	施設サービス	51 ：介護福祉施設サービス	715	96	3	622
		52 ：介護保健施設サービス	1,131		4	1,135
		53 ：介護療養施設サービス	4,046		2,526	6,572
	地域密着型サービス	76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	88		5	93
		71 ：夜間対応型訪問介護	42		3	45
		72 ：認知症対応型通所介護	326		93	419
		73 ：小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	172	61	68	179
		68 ：小規模多機能型居宅介護（短期利用）			23	23
		32 ：認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	77	2	4	79
		38 ：認知症対応型共同生活介護（短期利用）	71	2	4	73
		36 ：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	19		7	26
		28 ：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	14		5	19
		54 ：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	590	78	3	515
		77 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）	130		74	204
		79 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）			23	23
予防給付関係	介護予防サービス	61 ：介護予防訪問介護	35		1	36
		62 ：介護予防訪問入浴介護	15		2	17
		63 ：介護予防訪問看護	358		1	359
		64 ：介護予防訪問リハビリテーション	8			8
		34 ：介護予防居宅療養管理指導	26			26
		65 ：介護予防通所介護	33		3	36
		66 ：介護予防通所リハビリテーション	46		3	49
		24 ：介護予防短期入所生活介護	155		3	158
		25 ：介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	448	1	2	449
		26 ：介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	1,361		846	2,207
		35 ：介護予防特定施設入居者生活介護	97		26	123
		67 ：介護予防福祉用具貸与	52			52
	介護予防支援	46 ：介護予防支援	3			3
	地域密着型介護予防サービス	74 ：介護予防認知症対応型通所介護	137		39	176
		75 ：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	56	25	29	60
		69 ：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）			14	14
		37 ：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	25	2	4	27
		39 ：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	22	2	4	24
共通	特定入所者介護サービス費等	59 ：特定介護サービス等（特定介護予防サービス、特定地域密着型サービスを含む）	50			50
	合　計		20,929	281	8,898	29,546

Ⅰ－資料2②

介護給付費単位数等サービスコード表（案）
（平成27年4月施行版）

介護サービス

平成　27年　2月

Ⅰ　居宅サービスコード
1　訪問介護サービスコード表　1
2　訪問入浴介護サービスコード表　81
3　訪問看護サービスコード表　82
4　訪問リハビリテーションサービスコード表　90
5　居宅療養管理指導サービスコード表　91
6　通所介護サービスコード表　92
7　通所リハビリテーションサービスコード表　118
8　短期入所生活介護サービスコード表　155
9　短期入所療養介護サービスコード表
イ　介護老人保健施設における短期入所療養介護　173
ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護　201
ハ　診療所における短期入所療養介護　280
ニ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護　285
10　特定施設入居者生活介護サービスコード表　297
11　福祉用具貸与サービスコード表　315

Ⅱ　居宅介護支援サービスコード
居宅介護支援サービスコード表　316

Ⅲ　施設サービスコード
1　介護福祉施設サービスコード表　319
2　介護保健施設サービスコード表　348
3　介護療養施設サービスコード表
イ　療養病床を有する病院における介護療養施設サービス　376
ロ　療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス　471
ハ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス　476

Ⅳ　特定入所者介護サービス費サービスコード　490

［脚注］

1．単位数算定記号の説明

＋〇〇単位	⇒	所定単位数 ＋ 〇〇単位
－〇〇単位	⇒	所定単位数 － 〇〇単位
×〇〇%	⇒	所定単位数 × 〇〇／100
〇〇%加算	⇒	所定単位数 ＋ 所定単位数 × 〇〇／100

2．各項目の留意点

各項目の留意点は以下のとおり。

項目	留意点
サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、 「I」、「O」、「Q」を除く。
サービス内容略称	全角32文字以内とする。

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

Ⅰ　居宅サービスコード
1　訪問介護サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
11	4845	身体介護01	イ身体介護が中心	(1)20分未満 165 単位					165	1回につき
11	4846	身体介護01・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	206	
11	4847	身体介護01・深						深夜の場合　50% 加算	248	
11	4848	身体介護01・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		330	
11	4849	身体介護01・2人・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	413	
11	4850	身体介護01・2人・深						深夜の場合　50% 加算	495	
11	4851	身体介護01・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				149	
11	4852	身体介護01・同・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	186	
11	4853	身体介護01・同・深						深夜の場合　50% 加算	224	
11	4854	身体介護01・同・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		298	
11	4855	身体介護01・同・2人・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	373	
11	4856	身体介護01・同・2人・深						深夜の場合　50% 加算	447	
11	4857	身体介護01・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				116	
11	4858	身体介護01・初任・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	145	
11	4859	身体介護01・初任・深						深夜の場合　50% 加算	174	
11	4860	身体介護01・初任・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		232	
11	4861	身体介護01・初任・2人・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	290	
11	4862	身体介護01・初任・2人・深						深夜の場合　50% 加算	348	
11	4863	身体介護01・初任・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			104	
11	4864	身体介護01・初任・同・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	130	
11	4865	身体介護01・初任・同・深						深夜の場合　50% 加算	156	
11	4866	身体介護01・初任・同・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		208	
11	4867	身体介護01・初任・同・2人・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	260	
11	4868	身体介護01・初任・同・2人・深						深夜の場合　50% 加算	312	
11	4551	身体介護02		(1)20分未満 165 単位 ※頻回の訪問として行う場合					165	
11	4552	身体介護02・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	206	
11	4553	身体介護02・深						深夜の場合　50% 加算	248	
11	4554	身体介護02・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		330	
11	4555	身体介護02・2人・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	413	
11	4556	身体介護02・2人・深						深夜の場合　50% 加算	495	
11	4615	身体介護02・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			149	
11	4616	身体介護02・同・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	186	
11	4617	身体介護02・同・深						深夜の場合　50% 加算	224	
11	4618	身体介護02・同・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		298	
11	4619	身体介護02・同・2人・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	373	
11	4620	身体介護02・同・2人・深						深夜の場合　50% 加算	447	
11	4557	身体介護02・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				116	
11	4558	身体介護02・初任・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	145	
11	4559	身体介護02・初任・深						深夜の場合　50% 加算	174	
11	4560	身体介護02・初任・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		232	
11	4561	身体介護02・初任・2人・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	290	
11	4562	身体介護02・初任・2人・深						深夜の場合　50% 加算	348	
11	4625	身体介護02・初任・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			104	
11	4626	身体介護02・初任・同・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	130	
11	4627	身体介護02・初任・同・深						深夜の場合　50% 加算	156	
11	4628	身体介護02・初任・同・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		208	
11	4629	身体介護02・初任・同・2人・夜						夜間早朝の場合　25% 加算	260	
11	4630	身体介護02・初任・同・2人・深						深夜の場合　50% 加算	312	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
11	1111	身体介護1	イ身体介護が中心	(2)20分以上30分未満 245 単位					245	1回につき
11	1112	身体介護1・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	306	
11	1113	身体介護1・深						深夜の場合 50% 加算	368	
11	1121	身体介護1・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		490	
11	1122	身体介護1・2人・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	613	
11	1123	身体介護1・2人・深						深夜の場合 50% 加算	735	
11	4869	身体介護1・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			221	
11	4870	身体介護1・同・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	276	
11	4871	身体介護1・同・深						深夜の場合 50% 加算	332	
11	4872	身体介護1・同・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		442	
11	4873	身体介護1・同・2人・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	553	
11	4874	身体介護1・同・2人・深						深夜の場合 50% 加算	663	
11	4875	身体介護1・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				172	
11	4876	身体介護1・初任・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	215	
11	4877	身体介護1・初任・深						深夜の場合 50% 加算	258	
11	4878	身体介護1・初任・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		344	
11	4879	身体介護1・初任・2人・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	430	
11	4880	身体介護1・初任・2人・深						深夜の場合 50% 加算	516	
11	4881	身体介護1・初任・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			155	
11	4882	身体介護1・初任・同・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	194	
11	4883	身体介護1・初任・同・深						深夜の場合 50% 加算	233	
11	4884	身体介護1・初任・同・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		310	
11	4885	身体介護1・初任・同・2人・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	388	
11	4886	身体介護1・初任・同・2人・深						深夜の場合 50% 加算	465	
11	4111	身体1生活1		(2)に引き続き生活援助が中心であるとき 245 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位				312	
11	4112	身体1生活1・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	390	
11	4113	身体1生活1・深						深夜の場合 50% 加算	468	
11	4121	身体1生活1・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		624	
11	4122	身体1生活1・2人・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	780	
11	4123	身体1生活1・2人・深						深夜の場合 50% 加算	936	
11	4887	身体1生活1・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			281	
11	4888	身体1生活1・同・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	351	
11	4889	身体1生活1・同・深						深夜の場合 50% 加算	422	
11	4890	身体1生活1・同・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		562	
11	4891	身体1生活1・同・2人・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	703	
11	4892	身体1生活1・同・2人・深						深夜の場合 50% 加算	843	
11	4893	身体1生活1・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				218	
11	4894	身体1生活1・初任・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	273	
11	4895	身体1生活1・初任・深						深夜の場合 50% 加算	327	
11	4896	身体1生活1・初任・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		436	
11	4897	身体1生活1・初任・2人・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	545	
11	4898	身体1生活1・初任・2人・深						深夜の場合 50% 加算	654	
11	4899	身体1生活1・初任・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			196	
11	4900	身体1生活1・初任・同・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	245	
11	4901	身体1生活1・初任・同・深						深夜の場合 50% 加算	294	
11	4902	身体1生活1・初任・同・2人					2人の介護員等の場合 × 200%		392	
11	4903	身体1生活1・初任・同・2人・夜						夜間早朝の場合 25% 加算	490	
11	4904	身体1生活1・初任・同・2人・深						深夜の場合 50% 加算	588	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	4211	身体1生活2	イ 身体介護が中心	(2)に引き続き生活援助が中心であるとき 245 単位	生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					379	1回につき
11	4212	身体1生活2・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	474	
11	4213	身体1生活2・深							深夜の場合 50% 加算	569	
11	4221	身体1生活2・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		758	
11	4222	身体1生活2・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	948	
11	4223	身体1生活2・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,137	
11	4905	身体1生活2・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			341	
11	4906	身体1生活2・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	426	
11	4907	身体1生活2・同・深							深夜の場合 50% 加算	512	
11	4908	身体1生活2・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		682	
11	4909	身体1生活2・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	853	
11	4910	身体1生活2・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,023	
11	4911	身体1生活2・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				265	
11	4912	身体1生活2・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	331	
11	4913	身体1生活2・初任・深							深夜の場合 50% 加算	398	
11	4914	身体1生活2・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		530	
11	4915	身体1生活2・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	663	
11	4916	身体1生活2・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	795	
11	4917	身体1生活2・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			239	
11	4918	身体1生活2・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	299	
11	4919	身体1生活2・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	359	
11	4920	身体1生活2・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		478	
11	4921	身体1生活2・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	598	
11	4922	身体1生活2・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	717	
11	4311	身体1生活3			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					446	
11	4312	身体1生活3・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	558	
11	4313	身体1生活3・深							深夜の場合 50% 加算	669	
11	4321	身体1生活3・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		892	
11	4322	身体1生活3・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	1,115	
11	4323	身体1生活3・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,338	
11	4923	身体1生活3・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			401	
11	4924	身体1生活3・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	501	
11	4925	身体1生活3・同・深							深夜の場合 50% 加算	602	
11	4926	身体1生活3・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		802	
11	4927	身体1生活3・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	1,003	
11	4928	身体1生活3・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,203	
11	4929	身体1生活3・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				312	
11	4930	身体1生活3・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	390	
11	4931	身体1生活3・初任・深							深夜の場合 50% 加算	468	
11	4932	身体1生活3・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		624	
11	4933	身体1生活3・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	780	
11	4934	身体1生活3・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	936	
11	4935	身体1生活3・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			281	
11	4936	身体1生活3・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	351	
11	4937	身体1生活3・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	422	
11	4938	身体1生活3・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		562	
11	4939	身体1生活3・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	703	
11	4940	身体1生活3・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	843	
11	1211	身体介護2		(3)30分以上1時間未満 388 単位						388	
11	1212	身体介護2・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	485	
11	1213	身体介護2・深							深夜の場合 50% 加算	582	
11	1221	身体介護2・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		776	
11	1222	身体介護2・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	970	
11	1223	身体介護2・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,164	
11	4941	身体介護2・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			349	
11	4942	身体介護2・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	436	
11	4943	身体介護2・同・深							深夜の場合 50% 加算	524	
11	4944	身体介護2・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		698	
11	4945	身体介護2・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	873	
11	4946	身体介護2・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,047	
11	4947	身体介護2・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				272	
11	4948	身体介護2・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	340	
11	4949	身体介護2・初任・深							深夜の場合 50% 加算	408	
11	4950	身体介護2・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		544	
11	4951	身体介護2・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	680	
11	4952	身体介護2・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	816	
11	4953	身体介護2・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			245	
11	4954	身体介護2・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	306	
11	4955	身体介護2・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	368	
11	4956	身体介護2・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		490	
11	4957	身体介護2・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	613	
11	4958	身体介護2・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	735	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	5111	身体2生活1	イ 身体介護が中心	(3)に引き続き生活援助が中心であるとき 388 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					455	1回につき
11	5112	身体2生活1・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	569	
11	5113	身体2生活1・深							深夜の場合 50% 加算	683	
11	5121	身体2生活1・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		910	
11	5122	身体2生活1・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	1,138	
11	5123	身体2生活1・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,365	
11	4959	身体2生活1・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			410	
11	4960	身体2生活1・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	513	
11	4961	身体2生活1・同・深							深夜の場合 50% 加算	615	
11	4962	身体2生活1・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		820	
11	4963	身体2生活1・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	1,025	
11	4964	身体2生活1・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,230	
11	4965	身体2生活1・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				319	
11	4966	身体2生活1・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	399	
11	4967	身体2生活1・初任・深							深夜の場合 50% 加算	479	
11	4968	身体2生活1・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		638	
11	4969	身体2生活1・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	798	
11	4970	身体2生活1・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	957	
11	4971	身体2生活1・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			287	
11	4972	身体2生活1・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	359	
11	4973	身体2生活1・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	431	
11	4974	身体2生活1・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		574	
11	4975	身体2生活1・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	718	
11	4976	身体2生活1・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	861	
11	5211	身体2生活2			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					522	
11	5212	身体2生活2・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	653	
11	5213	身体2生活2・深							深夜の場合 50% 加算	783	
11	5221	身体2生活2・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		1,044	
11	5222	身体2生活2・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	1,305	
11	5223	身体2生活2・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,566	
11	4977	身体2生活2・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			470	
11	4978	身体2生活2・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	588	
11	4979	身体2生活2・同・深							深夜の場合 50% 加算	705	
11	4980	身体2生活2・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		940	
11	4981	身体2生活2・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	1,175	
11	4982	身体2生活2・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,410	
11	4983	身体2生活2・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				365	
11	4984	身体2生活2・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	456	
11	4985	身体2生活2・初任・深							深夜の場合 50% 加算	548	
11	4986	身体2生活2・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		730	
11	4987	身体2生活2・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	913	
11	4988	身体2生活2・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,095	
11	4989	身体2生活2・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			329	
11	4990	身体2生活2・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	411	
11	4991	身体2生活2・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	494	
11	4992	身体2生活2・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		658	
11	4993	身体2生活2・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	823	
11	4994	身体2生活2・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	987	
11	5311	身体2生活3			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					589	
11	5312	身体2生活3・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	736	
11	5313	身体2生活3・深							深夜の場合 50% 加算	884	
11	5321	身体2生活3・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		1,178	
11	5322	身体2生活3・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	1,473	
11	5323	身体2生活3・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,767	
11	4995	身体2生活3・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			530	
11	4996	身体2生活3・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	663	
11	4997	身体2生活3・同・深							深夜の場合 50% 加算	795	
11	4998	身体2生活3・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		1,060	
11	4999	身体2生活3・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	1,325	
11	5000	身体2生活3・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,590	
11	5001	身体2生活3・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				412	
11	5002	身体2生活3・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	515	
11	5003	身体2生活3・初任・深							深夜の場合 50% 加算	618	
11	5004	身体2生活3・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		824	
11	5005	身体2生活3・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	1,030	
11	5006	身体2生活3・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,236	
11	5007	身体2生活3・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			371	
11	5008	身体2生活3・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	464	
11	5009	身体2生活3・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	557	
11	5010	身体2生活3・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		742	
11	5011	身体2生活3・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	928	
11	5012	身体2生活3・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,113	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	1311	身体介護3	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	1時間以上1時間半未満 564 単位							564	1回につき
11	1312	身体介護3・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	705	
11	1313	身体介護3・深									深夜の場合 50% 加算	846	
11	1321	身体介護3・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,128	
11	1322	身体介護3・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,410	
11	1323	身体介護3・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,692	
11	5013	身体介護3・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				508	
11	5014	身体介護3・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	635	
11	5015	身体介護3・同・深									深夜の場合 50% 加算	762	
11	5016	身体介護3・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,016	
11	5017	身体介護3・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,270	
11	5018	身体介護3・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,524	
11	5019	身体介護3・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					395	
11	5020	身体介護3・初任・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	494	
11	5021	身体介護3・初任・深									深夜の場合 50% 加算	593	
11	5022	身体介護3・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			790	
11	5023	身体介護3・初任・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	988	
11	5024	身体介護3・初任・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,185	
11	5025	身体介護3・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				356	
11	5026	身体介護3・初任・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	445	
11	5027	身体介護3・初任・同・深									深夜の場合 50% 加算	534	
11	5028	身体介護3・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			712	
11	5029	身体介護3・初任・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	890	
11	5030	身体介護3・初任・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,068	
11	6111	身体3生活1			身体介護1時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						631	
11	6112	身体3生活1・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	789	
11	6113	身体3生活1・深									深夜の場合 50% 加算	947	
11	6114	身体3生活1・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,262	
11	6115	身体3生活1・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,578	
11	6116	身体3生活1・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,893	
11	5031	身体3生活1・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				568	
11	5032	身体3生活1・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	710	
11	5033	身体3生活1・同・深									深夜の場合 50% 加算	852	
11	5034	身体3生活1・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,136	
11	5035	身体3生活1・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,420	
11	5036	身体3生活1・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,704	
11	5037	身体3生活1・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					442	
11	5038	身体3生活1・初任・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	553	
11	5039	身体3生活1・初任・深									深夜の場合 50% 加算	663	
11	5040	身体3生活1・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			884	
11	5041	身体3生活1・初任・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,105	
11	5042	身体3生活1・初任・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,326	
11	5043	身体3生活1・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				398	
11	5044	身体3生活1・初任・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	498	
11	5045	身体3生活1・初任・同・深									深夜の場合 50% 加算	597	
11	5046	身体3生活1・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			796	
11	5047	身体3生活1・初任・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	995	
11	5048	身体3生活1・初任・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,194	
11	6123	身体3生活2				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						698	
11	6124	身体3生活2・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	873	
11	6125	身体3生活2・深									深夜の場合 50% 加算	1,047	
11	6126	身体3生活2・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,396	
11	6127	身体3生活2・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,745	
11	6128	身体3生活2・2人・深									深夜の場合 50% 加算	2,094	
11	5049	身体3生活2・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				628	
11	5050	身体3生活2・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	785	
11	5051	身体3生活2・同・深									深夜の場合 50% 加算	942	
11	5052	身体3生活2・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,256	
11	5053	身体3生活2・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,570	
11	5054	身体3生活2・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,884	
11	5055	身体3生活2・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					489	
11	5056	身体3生活2・初任・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	611	
11	5057	身体3生活2・初任・深									深夜の場合 50% 加算	734	
11	5058	身体3生活2・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			978	
11	5059	身体3生活2・初任・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,223	
11	5060	身体3生活2・初任・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,467	
11	5061	身体3生活2・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				440	
11	5062	身体3生活2・初任・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	550	
11	5063	身体3生活2・初任・同・深									深夜の場合 50% 加算	660	
11	5064	身体3生活2・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			880	
11	5065	身体3生活2・初任・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,100	
11	5066	身体3生活2・初任・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,320	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	6135	身体3生活3	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護1 1時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 単位	生活援助 70分以上 行った場合 ＋ 3 × 67 単位						765	1回につき
11	6136	身体3生活3・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	956	
11	6137	身体3生活3・深									深夜の場合 50% 加算	1,148	
11	6138	身体3生活3・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,530	
11	6139	身体3生活3・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,913	
11	6140	身体3生活3・2人・深									深夜の場合 50% 加算	2,295	
11	5067	身体3生活3・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				689	
11	5068	身体3生活3・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	861	
11	5069	身体3生活3・同・深									深夜の場合 50% 加算	1,034	
11	5070	身体3生活3・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,378	
11	5071	身体3生活3・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,723	
11	5072	身体3生活3・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	2,067	
11	5073	身体3生活3・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					536	
11	5074	身体3生活3・初任・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	670	
11	5075	身体3生活3・初任・深									深夜の場合 50% 加算	804	
11	5076	身体3生活3・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,072	
11	5077	身体3生活3・初任・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,340	
11	5078	身体3生活3・初任・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,608	
11	5079	身体3生活3・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				482	
11	5080	身体3生活3・初任・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	603	
11	5081	身体3生活3・初任・同・深									深夜の場合 50% 加算	723	
11	5082	身体3生活3・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			964	
11	5083	身体3生活3・初任・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,205	
11	5084	身体3生活3・初任・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,446	
11	1411	身体介護4			1時間半以上 2時間未満 564 ＋ 1 × 80 単位							644	
11	1412	身体介護4・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	805	
11	1413	身体介護4・深									深夜の場合 50% 加算	966	
11	1421	身体介護4・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,288	
11	1422	身体介護4・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,610	
11	1423	身体介護4・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,932	
11	5085	身体介護4・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				580	
11	5086	身体介護4・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	725	
11	5087	身体介護4・同・深									深夜の場合 50% 加算	870	
11	5088	身体介護4・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,160	
11	5089	身体介護4・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,450	
11	5090	身体介護4・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,740	
11	5091	身体介護4・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					451	
11	5092	身体介護4・初任・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	564	
11	5093	身体介護4・初任・深									深夜の場合 50% 加算	677	
11	5094	身体介護4・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			902	
11	5095	身体介護4・初任・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,128	
11	5096	身体介護4・初任・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,353	
11	5097	身体介護4・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				406	
11	5098	身体介護4・初任・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	508	
11	5099	身体介護4・初任・同・深									深夜の場合 50% 加算	609	
11	5100	身体介護4・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			812	
11	5101	身体介護4・初任・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,015	
11	5102	身体介護4・初任・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,218	
11	6211	身体4生活1			身体介護2 時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 1 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						711	
11	6212	身体4生活1・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	889	
11	6213	身体4生活1・深									深夜の場合 50% 加算	1,067	
11	6214	身体4生活1・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,422	
11	6215	身体4生活1・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,778	
11	6216	身体4生活1・2人・深									深夜の場合 50% 加算	2,133	
11	5103	身体4生活1・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				640	
11	5104	身体4生活1・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	800	
11	5105	身体4生活1・同・深									深夜の場合 50% 加算	960	
11	5106	身体4生活1・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,280	
11	5107	身体4生活1・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,600	
11	5108	身体4生活1・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,920	
11	5109	身体4生活1・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					498	
11	5110	身体4生活1・初任・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	623	
11	5745	身体4生活1・初任・深									深夜の場合 50% 加算	747	
11	5746	身体4生活1・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			996	
11	5747	身体4生活1・初任・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,245	
11	5748	身体4生活1・初任・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,494	
11	5749	身体4生活1・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				448	
11	5750	身体4生活1・初任・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	560	
11	5751	身体4生活1・初任・同・深									深夜の場合 50% 加算	672	
11	5752	身体4生活1・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			896	
11	5753	身体4生活1・初任・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,120	
11	5754	身体4生活1・初任・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,344	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	6223	身体4生活2	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護2 時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 1 × 80 単位	生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					778	1回につき
11	6224	身体4生活2・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	973	
11	6225	身体4生活2・深								深夜の場合 50% 加算	1,167	
11	6226	身体4生活2・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,556	
11	6227	身体4生活2・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,945	
11	6228	身体4生活2・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,334	
11	5755	身体4生活2・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			700	
11	5756	身体4生活2・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	875	
11	5757	身体4生活2・同・深								深夜の場合 50% 加算	1,050	
11	5758	身体4生活2・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,400	
11	5759	身体4生活2・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,750	
11	5760	身体4生活2・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,100	
11	5761	身体4生活2・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				545	
11	5762	身体4生活2・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	681	
11	5763	身体4生活2・初任・深								深夜の場合 50% 加算	818	
11	5764	身体4生活2・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,090	
11	5765	身体4生活2・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,363	
11	5766	身体4生活2・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,635	
11	5767	身体4生活2・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			491	
11	5768	身体4生活2・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	614	
11	5769	身体4生活2・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	737	
11	5770	身体4生活2・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		982	
11	5771	身体4生活2・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,228	
11	5772	身体4生活2・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,473	
11	6235	身体4生活3				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					845	
11	6236	身体4生活3・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,056	
11	6237	身体4生活3・深								深夜の場合 50% 加算	1,268	
11	6238	身体4生活3・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,690	
11	6239	身体4生活3・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,113	
11	6240	身体4生活3・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,535	
11	5773	身体4生活3・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			761	
11	5774	身体4生活3・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	951	
11	5775	身体4生活3・同・深								深夜の場合 50% 加算	1,142	
11	5776	身体4生活3・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,522	
11	5777	身体4生活3・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,903	
11	5778	身体4生活3・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,283	
11	5779	身体4生活3・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				592	
11	5780	身体4生活3・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	740	
11	5781	身体4生活3・初任・深								深夜の場合 50% 加算	888	
11	5782	身体4生活3・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,184	
11	5783	身体4生活3・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,480	
11	5784	身体4生活3・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,776	
11	5785	身体4生活3・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			533	
11	5786	身体4生活3・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	666	
11	5787	身体4生活3・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	800	
11	5788	身体4生活3・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,066	
11	5789	身体4生活3・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,333	
11	5790	身体4生活3・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,599	
11	1511	身体介護5			2時間以上 2時間半未満 564 ＋ 2 × 80 単位						724	
11	1512	身体介護5・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	905	
11	1513	身体介護5・深								深夜の場合 50% 加算	1,086	
11	1521	身体介護5・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,448	
11	1522	身体介護5・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,810	
11	1523	身体介護5・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,172	
11	5791	身体介護5・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			652	
11	5792	身体介護5・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	815	
11	5793	身体介護5・同・深								深夜の場合 50% 加算	978	
11	5794	身体介護5・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,304	
11	5795	身体介護5・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,630	
11	5796	身体介護5・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,956	
11	5797	身体介護5・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				507	
11	5798	身体介護5・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	634	
11	5799	身体介護5・初任・深								深夜の場合 50% 加算	761	
11	5800	身体介護5・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,014	
11	5801	身体介護5・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,268	
11	5802	身体介護5・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,521	
11	5803	身体介護5・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			456	
11	5804	身体介護5・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	570	
11	5805	身体介護5・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	684	
11	5806	身体介護5・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		912	
11	5807	身体介護5・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,140	
11	5808	身体介護5・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,368	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	6311	身体5生活1	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護2時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 2 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						791	1回につき
11	6312	身体5生活1・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	989	
11	6313	身体5生活1・深									深夜の場合 50% 加算	1,187	
11	6314	身体5生活1・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,582	
11	6315	身体5生活1・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,978	
11	6316	身体5生活1・2人・深									深夜の場合 50% 加算	2,373	
11	5809	身体5生活1・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				712	
11	5810	身体5生活1・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	890	
11	5811	身体5生活1・同・深									深夜の場合 50% 加算	1,068	
11	5812	身体5生活1・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,424	
11	5813	身体5生活1・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,780	
11	5814	身体5生活1・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	2,136	
11	5815	身体5生活1・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					554	
11	5816	身体5生活1・初任・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	693	
11	5817	身体5生活1・初任・深									深夜の場合 50% 加算	831	
11	5818	身体5生活1・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,108	
11	5819	身体5生活1・初任・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,385	
11	5820	身体5生活1・初任・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,662	
11	5821	身体5生活1・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				499	
11	5822	身体5生活1・初任・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	624	
11	5823	身体5生活1・初任・同・深									深夜の場合 50% 加算	749	
11	5824	身体5生活1・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			998	
11	5825	身体5生活1・初任・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,248	
11	5826	身体5生活1・初任・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,497	
11	6323	身体5生活2				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						858	
11	6324	身体5生活2・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,073	
11	6325	身体5生活2・深									深夜の場合 50% 加算	1,287	
11	6326	身体5生活2・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,716	
11	6327	身体5生活2・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	2,145	
11	6328	身体5生活2・2人・深									深夜の場合 50% 加算	2,574	
11	5827	身体5生活2・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				772	
11	5828	身体5生活2・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	965	
11	5829	身体5生活2・同・深									深夜の場合 50% 加算	1,158	
11	5830	身体5生活2・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,544	
11	5831	身体5生活2・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,930	
11	5832	身体5生活2・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	2,316	
11	5833	身体5生活2・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					601	
11	5834	身体5生活2・初任・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	751	
11	5835	身体5生活2・初任・深									深夜の場合 50% 加算	902	
11	5836	身体5生活2・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,202	
11	5837	身体5生活2・初任・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,503	
11	5838	身体5生活2・初任・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,803	
11	5839	身体5生活2・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				541	
11	5840	身体5生活2・初任・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	676	
11	5841	身体5生活2・初任・同・深									深夜の場合 50% 加算	812	
11	5842	身体5生活2・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,082	
11	5843	身体5生活2・初任・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,353	
11	5844	身体5生活2・初任・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,623	
11	6335	身体5生活3				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						925	
11	6336	身体5生活3・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,156	
11	6337	身体5生活3・深									深夜の場合 50% 加算	1,388	
11	6338	身体5生活3・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,850	
11	6339	身体5生活3・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	2,313	
11	6340	身体5生活3・2人・深									深夜の場合 50% 加算	2,775	
11	5845	身体5生活3・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				833	
11	5846	身体5生活3・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,041	
11	5847	身体5生活3・同・深									深夜の場合 50% 加算	1,250	
11	5848	身体5生活3・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,666	
11	5849	身体5生活3・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	2,083	
11	5850	身体5生活3・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	2,499	
11	5851	身体5生活3・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					648	
11	5852	身体5生活3・初任・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	810	
11	5853	身体5生活3・初任・深									深夜の場合 50% 加算	972	
11	5854	身体5生活3・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,296	
11	5855	身体5生活3・初任・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,620	
11	5856	身体5生活3・初任・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,944	
11	5857	身体5生活3・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				583	
11	5858	身体5生活3・初任・同・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	729	
11	5859	身体5生活3・初任・同・深									深夜の場合 50% 加算	875	
11	5860	身体5生活3・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,166	
11	5861	身体5生活3・初任・同・2人・夜									夜間早朝の場合 25% 加算	1,458	
11	5862	身体5生活3・初任・同・2人・深									深夜の場合 50% 加算	1,749	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	1611	身体介護6	イ 身体介護が中心	(4) 1時間以上	2時間半以上3時間未満 564 ＋ 3 × 80 単位							804	1回につき
11	1612	身体介護6・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,005	
11	1613	身体介護6・深								深夜の場合 50% 加算		1,206	
11	1621	身体介護6・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,608	
11	1622	身体介護6・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,010	
11	1623	身体介護6・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,412	
11	5863	身体介護6・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				724	
11	5864	身体介護6・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		905	
11	5865	身体介護6・同・深								深夜の場合 50% 加算		1,086	
11	5866	身体介護6・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,448	
11	5867	身体介護6・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,810	
11	5868	身体介護6・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,172	
11	5869	身体介護6・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					563	
11	5870	身体介護6・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		704	
11	5871	身体介護6・初任・深								深夜の場合 50% 加算		845	
11	5872	身体介護6・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,126	
11	5873	身体介護6・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,408	
11	5874	身体介護6・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算		1,689	
11	5875	身体介護6・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				507	
11	5876	身体介護6・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		634	
11	5877	身体介護6・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算		761	
11	5878	身体介護6・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,014	
11	5879	身体介護6・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,268	
11	5880	身体介護6・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		1,521	
11	6411	身体6生活1			身体介護3時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 3 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						871	
11	6412	身体6生活1・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,089	
11	6413	身体6生活1・深								深夜の場合 50% 加算		1,307	
11	6414	身体6生活1・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,742	
11	6415	身体6生活1・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,178	
11	6416	身体6生活1・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,613	
11	5881	身体6生活1・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				784	
11	5882	身体6生活1・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		980	
11	5883	身体6生活1・同・深								深夜の場合 50% 加算		1,176	
11	5884	身体6生活1・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,568	
11	5885	身体6生活1・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,960	
11	5886	身体6生活1・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,352	
11	5887	身体6生活1・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					610	
11	5888	身体6生活1・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		763	
11	5889	身体6生活1・初任・深								深夜の場合 50% 加算		915	
11	5890	身体6生活1・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,220	
11	5891	身体6生活1・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,525	
11	5892	身体6生活1・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算		1,830	
11	5893	身体6生活1・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				549	
11	5894	身体6生活1・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		686	
11	5895	身体6生活1・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算		824	
11	5896	身体6生活1・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,098	
11	5897	身体6生活1・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,373	
11	5898	身体6生活1・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		1,647	
11	6423	身体6生活2				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						938	
11	6424	身体6生活2・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,173	
11	6425	身体6生活2・深								深夜の場合 50% 加算		1,407	
11	6426	身体6生活2・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,876	
11	6427	身体6生活2・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,345	
11	6428	身体6生活2・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,814	
11	5899	身体6生活2・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				844	
11	5900	身体6生活2・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,055	
11	5901	身体6生活2・同・深								深夜の場合 50% 加算		1,266	
11	5902	身体6生活2・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,688	
11	5903	身体6生活2・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,110	
11	5904	身体6生活2・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,532	
11	5905	身体6生活2・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					657	
11	5906	身体6生活2・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		821	
11	5907	身体6生活2・初任・深								深夜の場合 50% 加算		986	
11	5908	身体6生活2・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,314	
11	5909	身体6生活2・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,643	
11	5910	身体6生活2・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算		1,971	
11	5911	身体6生活2・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				591	
11	5912	身体6生活2・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		739	
11	5913	身体6生活2・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算		887	
11	5914	身体6生活2・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,182	
11	5915	身体6生活2・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,478	
11	5916	身体6生活2・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		1,773	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	6435	身体6生活3	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護3時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 3 × 80 単位	生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					1,005	1回につき
11	6436	身体6生活3・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,256	
11	6437	身体6生活3・深								深夜の場合 50% 加算	1,508	
11	6438	身体6生活3・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		2,010	
11	6439	身体6生活3・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,513	
11	6440	身体6生活3・2人・深								深夜の場合 50% 加算	3,015	
11	5917	身体6生活3・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			905	
11	5918	身体6生活3・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,131	
11	5919	身体6生活3・同・深								深夜の場合 50% 加算	1,358	
11	5920	身体6生活3・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,810	
11	5921	身体6生活3・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,263	
11	5922	身体6生活3・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,715	
11	5923	身体6生活3・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				704	
11	5924	身体6生活3・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	880	
11	5925	身体6生活3・初任・深								深夜の場合 50% 加算	1,056	
11	5926	身体6生活3・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,408	
11	5927	身体6生活3・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,760	
11	5928	身体6生活3・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,112	
11	5929	身体6生活3・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			634	
11	5930	身体6生活3・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	793	
11	5931	身体6生活3・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	951	
11	5932	身体6生活3・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,268	
11	5933	身体6生活3・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,585	
11	5934	身体6生活3・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,902	
11	1711	身体介護7			3時間以上3時間半未満 564 ＋ 4 × 80 単位						884	
11	1712	身体介護7・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,105	
11	1713	身体介護7・深								深夜の場合 50% 加算	1,326	
11	1721	身体介護7・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,768	
11	1722	身体介護7・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,210	
11	1723	身体介護7・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,652	
11	5935	身体介護7・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			796	
11	5936	身体介護7・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	995	
11	5937	身体介護7・同・深								深夜の場合 50% 加算	1,194	
11	5938	身体介護7・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,592	
11	5939	身体介護7・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,990	
11	5940	身体介護7・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,388	
11	5941	身体介護7・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				619	
11	5942	身体介護7・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	774	
11	5943	身体介護7・初任・深								深夜の場合 50% 加算	929	
11	5944	身体介護7・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,238	
11	5945	身体介護7・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,548	
11	5946	身体介護7・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,857	
11	5947	身体介護7・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			557	
11	5948	身体介護7・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	696	
11	5949	身体介護7・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	836	
11	5950	身体介護7・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,114	
11	5951	身体介護7・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,393	
11	5952	身体介護7・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,671	
11	6511	身体7生活1			身体介護3時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 4 × 80 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					951	
11	6512	身体7生活1・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,189	
11	6513	身体7生活1・深								深夜の場合 50% 加算	1,427	
11	6514	身体7生活1・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,902	
11	6515	身体7生活1・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,378	
11	6516	身体7生活1・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,853	
11	5953	身体7生活1・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			856	
11	5954	身体7生活1・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,070	
11	5955	身体7生活1・同・深								深夜の場合 50% 加算	1,284	
11	5956	身体7生活1・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,712	
11	5957	身体7生活1・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,140	
11	5958	身体7生活1・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,568	
11	5959	身体7生活1・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				666	
11	5960	身体7生活1・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	833	
11	5961	身体7生活1・初任・深								深夜の場合 50% 加算	999	
11	5962	身体7生活1・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,332	
11	5963	身体7生活1・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,665	
11	5964	身体7生活1・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,998	
11	5965	身体7生活1・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			599	
11	5966	身体7生活1・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	749	
11	5967	身体7生活1・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	899	
11	5968	身体7生活1・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,198	
11	5969	身体7生活1・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,498	
11	5970	身体7生活1・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,797	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	6523	身体7生活2	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護3時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 4 × 80 単位	生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					1,018	1回につき
11	6524	身体7生活2・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,273	
11	6525	身体7生活2・深								深夜の場合 50% 加算	1,527	
11	6526	身体7生活2・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		2,036	
11	6527	身体7生活2・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,545	
11	6528	身体7生活2・2人・深								深夜の場合 50% 加算	3,054	
11	5971	身体7生活2・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			916	
11	5972	身体7生活2・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,145	
11	5973	身体7生活2・同・深								深夜の場合 50% 加算	1,374	
11	5974	身体7生活2・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,832	
11	5975	身体7生活2・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,290	
11	5976	身体7生活2・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,748	
11	5977	身体7生活2・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				713	
11	5978	身体7生活2・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	891	
11	5979	身体7生活2・初任・深								深夜の場合 50% 加算	1,070	
11	5980	身体7生活2・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,426	
11	5981	身体7生活2・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,783	
11	5982	身体7生活2・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,139	
11	5983	身体7生活2・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			642	
11	5984	身体7生活2・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	803	
11	5985	身体7生活2・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	963	
11	5986	身体7生活2・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,284	
11	5987	身体7生活2・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,605	
11	5988	身体7生活2・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,926	
11	6535	身体7生活3				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					1,085	
11	6536	身体7生活3・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,356	
11	6537	身体7生活3・深								深夜の場合 50% 加算	1,628	
11	6538	身体7生活3・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		2,170	
11	6539	身体7生活3・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,713	
11	6540	身体7生活3・2人・深								深夜の場合 50% 加算	3,255	
11	5989	身体7生活3・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			977	
11	5990	身体7生活3・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,221	
11	5991	身体7生活3・同・深								深夜の場合 50% 加算	1,466	
11	5992	身体7生活3・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,954	
11	5993	身体7生活3・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,443	
11	5994	身体7生活3・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,931	
11	5995	身体7生活3・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				760	
11	5996	身体7生活3・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	950	
11	5997	身体7生活3・初任・深								深夜の場合 50% 加算	1,140	
11	5998	身体7生活3・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,520	
11	5999	身体7生活3・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,900	
11	6000	身体7生活3・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,280	
11	6001	身体7生活3・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			684	
11	6002	身体7生活3・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	855	
11	6003	身体7生活3・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	1,026	
11	6004	身体7生活3・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,368	
11	6005	身体7生活3・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,710	
11	6006	身体7生活3・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,052	
11	1811	身体介護8			3時間半以上4時間未満 564 ＋ 5 × 80 単位						964	
11	1812	身体介護8・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,205	
11	1813	身体介護8・深								深夜の場合 50% 加算	1,446	
11	1821	身体介護8・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,928	
11	1822	身体介護8・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,410	
11	1823	身体介護8・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,892	
11	6007	身体介護8・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			868	
11	6008	身体介護8・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,085	
11	6009	身体介護8・同・深								深夜の場合 50% 加算	1,302	
11	6010	身体介護8・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,736	
11	6011	身体介護8・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	2,170	
11	6012	身体介護8・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,604	
11	6013	身体介護8・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				675	
11	6014	身体介護8・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	844	
11	6015	身体介護8・初任・深								深夜の場合 50% 加算	1,013	
11	6016	身体介護8・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,350	
11	6017	身体介護8・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,688	
11	6018	身体介護8・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	2,025	
11	6019	身体介護8・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			608	
11	6020	身体介護8・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	760	
11	6021	身体介護8・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	912	
11	6022	身体介護8・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		1,216	
11	6023	身体介護8・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	1,520	
11	6024	身体介護8・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	1,824	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	6611	身体8生活1	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護4時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 5 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						1,031	1回につき
11	6612	身体8生活1・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,289	
11	6613	身体8生活1・深								深夜の場合 50% 加算		1,547	
11	6614	身体8生活1・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			2,062	
11	6615	身体8生活1・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,578	
11	6616	身体8生活1・2人・深								深夜の場合 50% 加算		3,093	
11	6025	身体8生活1・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				928	
11	6026	身体8生活1・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,160	
11	6027	身体8生活1・同・深								深夜の場合 50% 加算		1,392	
11	6028	身体8生活1・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,856	
11	6029	身体8生活1・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,320	
11	6030	身体8生活1・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,784	
11	6031	身体8生活1・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					722	
11	6032	身体8生活1・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		903	
11	6033	身体8生活1・初任・深								深夜の場合 50% 加算		1,083	
11	6034	身体8生活1・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,444	
11	6035	身体8生活1・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,805	
11	6036	身体8生活1・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,166	
11	6037	身体8生活1・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				650	
11	6038	身体8生活1・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		813	
11	6039	身体8生活1・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算		975	
11	6040	身体8生活1・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,300	
11	6041	身体8生活1・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,625	
11	6042	身体8生活1・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		1,950	
11	6623	身体8生活2				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						1,098	
11	6624	身体8生活2・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,373	
11	6625	身体8生活2・深								深夜の場合 50% 加算		1,647	
11	6626	身体8生活2・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			2,196	
11	6627	身体8生活2・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,745	
11	6628	身体8生活2・2人・深								深夜の場合 50% 加算		3,294	
11	6043	身体8生活2・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				988	
11	6044	身体8生活2・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,235	
11	6045	身体8生活2・同・深								深夜の場合 50% 加算		1,482	
11	6046	身体8生活2・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,976	
11	6047	身体8生活2・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,470	
11	6048	身体8生活2・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,964	
11	6049	身体8生活2・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					769	
11	6050	身体8生活2・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		961	
11	6051	身体8生活2・初任・深								深夜の場合 50% 加算		1,154	
11	6052	身体8生活2・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,538	
11	6053	身体8生活2・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,923	
11	6054	身体8生活2・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,307	
11	6055	身体8生活2・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				692	
11	6056	身体8生活2・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		865	
11	6057	身体8生活2・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算		1,038	
11	6058	身体8生活2・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,384	
11	6059	身体8生活2・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,730	
11	6060	身体8生活2・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,076	
11	6635	身体8生活3				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1,165	
11	6636	身体8生活3・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,456	
11	6637	身体8生活3・深								深夜の場合 50% 加算		1,748	
11	6638	身体8生活3・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			2,330	
11	6639	身体8生活3・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,913	
11	6640	身体8生活3・2人・深								深夜の場合 50% 加算		3,495	
11	6061	身体8生活3・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				1,049	
11	6062	身体8生活3・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,311	
11	6063	身体8生活3・同・深								深夜の場合 50% 加算		1,574	
11	6064	身体8生活3・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			2,098	
11	6065	身体8生活3・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,623	
11	6066	身体8生活3・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		3,147	
11	6067	身体8生活3・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					816	
11	6068	身体8生活3・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,020	
11	6069	身体8生活3・初任・深								深夜の場合 50% 加算		1,224	
11	6070	身体8生活3・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,632	
11	6071	身体8生活3・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		2,040	
11	6072	身体8生活3・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,448	
11	6073	身体8生活3・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				734	
11	6074	身体8生活3・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		918	
11	6075	身体8生活3・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算		1,101	
11	6076	身体8生活3・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			1,468	
11	6077	身体8生活3・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		1,835	
11	6078	身体8生活3・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		2,202	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	1911	身体介護9	イ 身体介護が中心	(4) 1時間以上	4時間以上 564 ＋ m × 80 単位 m ： 1時間から計算して30分を増すごとのきざみ数							1回につき
11	1912	身体介護9・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	1913	身体介護9・深							深夜の場合 50% 加算			
11	1921	身体介護9・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	1922	身体介護9・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	1923	身体介護9・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6079	身体介護9・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	6080	身体介護9・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6081	身体介護9・同・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6082	身体介護9・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6083	身体介護9・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6084	身体介護9・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6085	身体介護9・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						
11	6086	身体介護9・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6087	身体介護9・初任・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6088	身体介護9・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6089	身体介護9・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6090	身体介護9・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6091	身体介護9・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	6092	身体介護9・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6093	身体介護9・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6094	身体介護9・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6095	身体介護9・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6096	身体介護9・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6711	身体9生活1			身体介護4時間以上に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ m × 80 単位 ＋ 1 × 67 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合						
11	6712	身体9生活1・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6713	身体9生活1・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6714	身体9生活1・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6715	身体9生活1・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6716	身体9生活1・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6097	身体9生活1・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	6098	身体9生活1・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6099	身体9生活1・同・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6100	身体9生活1・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6101	身体9生活1・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6102	身体9生活1・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6103	身体9生活1・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						
11	6104	身体9生活1・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6105	身体9生活1・初任・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6106	身体9生活1・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6107	身体9生活1・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6108	身体9生活1・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6109	身体9生活1・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	6110	身体9生活1・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6751	身体9生活1・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6752	身体9生活1・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6753	身体9生活1・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6754	身体9生活1・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6723	身体9生活2				生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						
11	6724	身体9生活2・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6725	身体9生活2・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6726	身体9生活2・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6727	身体9生活2・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6728	身体9生活2・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6755	身体9生活2・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	6756	身体9生活2・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6757	身体9生活2・同・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6758	身体9生活2・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6759	身体9生活2・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6760	身体9生活2・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6761	身体9生活2・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						
11	6762	身体9生活2・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6763	身体9生活2・初任・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6764	身体9生活2・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6765	身体9生活2・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6766	身体9生活2・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6767	身体9生活2・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	6768	身体9生活2・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6769	身体9生活2・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算			
11	6770	身体9生活2・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	6771	身体9生活2・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	6772	身体9生活2・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算			

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	6735	身体9生活3	イ 身体介護が中心	(4) 1時間以上	身体介護4時間以上に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ m × 80 単位	生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1回につき
11	6736	身体9生活3・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		
11	6737	身体9生活3・深								深夜の場合 50% 加算		
11	6738	身体9生活3・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			
11	6739	身体9生活3・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		
11	6740	身体9生活3・2人・深								深夜の場合 50% 加算		
11	6773	身体9生活3・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				
11	6774	身体9生活3・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		
11	6775	身体9生活3・同・深								深夜の場合 50% 加算		
11	6776	身体9生活3・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			
11	6777	身体9生活3・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		
11	6778	身体9生活3・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		
11	6779	身体9生活3・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					
11	6780	身体9生活3・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		
11	6781	身体9生活3・初任・深								深夜の場合 50% 加算		
11	6782	身体9生活3・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			
11	6783	身体9生活3・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		
11	6784	身体9生活3・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算		
11	6785	身体9生活3・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				
11	6786	身体9生活3・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		
11	6787	身体9生活3・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算		
11	6788	身体9生活3・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%			
11	6789	身体9生活3・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算		
11	6790	身体9生活3・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算		
11	7211	生活援助2	ロ 生活援助が中心	(1)20分以上45分未満 183 単位							183	
11	7212	生活援助2・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	229	
11	7213	生活援助2・深								深夜の場合 50% 加算	275	
11	7221	生活援助2・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		366	
11	7222	生活援助2・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	458	
11	7223	生活援助2・2人・深								深夜の場合 50% 加算	549	
11	6791	生活援助2・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			165	
11	6792	生活援助2・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	206	
11	6793	生活援助2・同・深								深夜の場合 50% 加算	248	
11	6794	生活援助2・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		330	
11	6795	生活援助2・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	413	
11	6796	生活援助2・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	495	
11	6797	生活援助2・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				128	
11	6798	生活援助2・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	160	
11	6799	生活援助2・初任・深								深夜の場合 50% 加算	192	
11	6800	生活援助2・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		256	
11	6801	生活援助2・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	320	
11	6802	生活援助2・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	384	
11	6803	生活援助2・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			115	
11	6804	生活援助2・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	144	
11	6805	生活援助2・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	173	
11	6806	生活援助2・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		230	
11	6807	生活援助2・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	288	
11	6808	生活援助2・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	345	
11	7311	生活援助3		(2)45分以上 225 単位							225	
11	7312	生活援助3・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	281	
11	7313	生活援助3・深								深夜の場合 50% 加算	338	
11	7321	生活援助3・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		450	
11	7322	生活援助3・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	563	
11	7323	生活援助3・2人・深								深夜の場合 50% 加算	675	
11	6809	生活援助3・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			203	
11	6810	生活援助3・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	254	
11	6811	生活援助3・同・深								深夜の場合 50% 加算	305	
11	6812	生活援助3・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		406	
11	6813	生活援助3・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	508	
11	6814	生活援助3・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	609	
11	6815	生活援助3・初任					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				158	
11	6816	生活援助3・初任・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	198	
11	6817	生活援助3・初任・深								深夜の場合 50% 加算	237	
11	6818	生活援助3・初任・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		316	
11	6819	生活援助3・初任・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	395	
11	6820	生活援助3・初任・2人・深								深夜の場合 50% 加算	474	
11	6821	生活援助3・初任・同						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			142	
11	6822	生活援助3・初任・同・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	178	
11	6823	生活援助3・初任・同・深								深夜の場合 50% 加算	213	
11	6824	生活援助3・初任・同・2人							2人の介護員等の場合 × 200%		284	
11	6825	生活援助3・初任・同・2人・夜								夜間早朝の場合 25% 加算	355	
11	6826	生活援助3・初任・同・2人・深								深夜の場合 50% 加算	426	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
11	8111	通院等乗降介助	ハ 通院等乗降介助 97 単位				97	1回につき
11	8112	通院等乗降介助・夜				夜間早朝の場合 25% 加算	121	
11	8113	通院等乗降介助・深				深夜の場合 50% 加算	146	
11	6827	通院等乗降介助・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		87	
11	6828	通院等乗降介助・同・夜				夜間早朝の場合 25% 加算	109	
11	6829	通院等乗降介助・同・深				深夜の場合 50% 加算	131	
11	6830	通院等乗降介助・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			68	
11	6831	通院等乗降介助・初任・夜				夜間早朝の場合 25% 加算	85	
11	6832	通院等乗降介助・初任・深				深夜の場合 50% 加算	102	
11	6833	通院等乗降介助・初任・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		61	
11	6834	通院等乗降介助・初任・同・夜				夜間早朝の場合 25% 加算	76	
11	6835	通院等乗降介助・初任・同・深				深夜の場合 50% 加算	92	
11	8000	特別地域訪問介護加算	特別地域訪問介護加算			所定単位数の 15% 加算		
11	8100	訪問介護小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		
11	8110	訪問介護中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		
11	4000	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算			100 単位加算	100	
11	4001	訪問介護初回加算	ニ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき
11	4002	訪問介護生活機能向上連携加算	ホ 生活機能向上連携加算			100 単位加算	100	
11	6274	訪問介護処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 86/1000 加算		
11	6271	訪問介護処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 48/1000 加算		
11	6272	訪問介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(2)で算定した単位数の 90% 加算		
11	6273	訪問介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(2)で算定した単位数の 80% 加算		

特定事業所加算（Ⅰ）が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	6836	身体01・Ⅰ	イ 身体介護が中心	(1)20分未満 165 単位					特定事業所加算（Ⅰ） 20% 加算	198	1回につき
11	6837	身体01・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			247	
11	6838	身体01・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			298	
11	6839	身体01・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				396	
11	6840	身体01・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			496	
11	6841	身体01・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			594	
11	6842	身体01・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					179	
11	6843	身体01・同・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			223	
11	6844	身体01・同・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			269	
11	6845	身体01・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				358	
11	6846	身体01・同・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			448	
11	6847	身体01・同・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			536	
11	4563	身体02・Ⅰ		(1)20分未満 165 単位 ※頻回の訪問として行う場合						198	
11	4564	身体02・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			247	
11	4565	身体02・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			298	
11	4566	身体02・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				396	
11	4567	身体02・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			496	
11	4568	身体02・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			594	
11	4635	身体02・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					179	
11	4636	身体02・同・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			223	
11	4637	身体02・同・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			269	
11	4638	身体02・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				358	
11	4639	身体02・同・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			448	
11	4640	身体02・同・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			536	
11	2001	身体1・Ⅰ		(2)20分以上30分未満 245 単位						294	
11	2002	身体1・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			367	
11	2003	身体1・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			442	
11	2004	身体1・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				588	
11	2005	身体1・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			736	
11	2006	身体1・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			882	
11	6860	身体1・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					265	
11	6861	身体1・同・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			331	
11	6862	身体1・同・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			398	
11	6863	身体1・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				530	
11	6864	身体1・同・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			664	
11	6865	身体1・同・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			796	
11	2013	身1生1・Ⅰ		(2)に引き続き生活援助が中心であるとき 245 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					374	
11	2014	身1生1・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			468	
11	2015	身1生1・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			562	
11	2016	身1生1・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				749	
11	2017	身1生1・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			936	
11	2018	身1生1・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			1,123	
11	6878	身1生1・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					337	
11	6879	身1生1・同・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			421	
11	6880	身1生1・同・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			506	
11	6881	身1生1・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				674	
11	6882	身1生1・同・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			844	
11	6883	身1生1・同・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			1,012	
11	2025	身1生2・Ⅰ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					455	
11	2026	身1生2・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			569	
11	2027	身1生2・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			683	
11	2028	身1生2・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				910	
11	2029	身1生2・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			1,138	
11	2030	身1生2・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			1,364	
11	6896	身1生2・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					409	
11	6897	身1生2・同・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			511	
11	6898	身1生2・同・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			614	
11	6899	身1生2・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				818	
11	6900	身1生2・同・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			1,024	
11	6901	身1生2・同・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			1,228	
11	2037	身1生3・Ⅰ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					535	
11	2038	身1生3・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			670	
11	2039	身1生3・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			803	
11	2040	身1生3・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				1,070	
11	2041	身1生3・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			1,338	
11	2042	身1生3・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			1,606	
11	6914	身1生3・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					481	
11	6915	身1生3・同・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			601	
11	6916	身1生3・同・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			722	
11	6917	身1生3・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				962	
11	6918	身1生3・同・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算			1,204	
11	6919	身1生3・同・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算			1,444	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	2049	身体2・Ⅰ	イ身体介護が中心	(3)30分以上1時間未満 388 単位					特定事業所加算(Ⅰ)	466	1回につき
11	2050	身体2・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		582	
11	2051	身体2・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		698	
11	2052	身体2・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				931	
11	2053	身体2・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算	20% 加算	1,164	
11	2054	身体2・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,397	
11	6932	身体2・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					419	
11	6933	身体2・同・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		523	
11	6934	身体2・同・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		629	
11	6935	身体2・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				838	
11	6936	身体2・同・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		1,048	
11	6937	身体2・同・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,256	
11	2061	身2生1・Ⅰ		(3)に引き続き生活援助が中心であるとき 388 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					546	
11	2062	身2生1・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		683	
11	2063	身2生1・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		820	
11	2064	身2生1・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				1,092	
11	2065	身2生1・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		1,366	
11	2066	身2生1・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,638	
11	6950	身2生1・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					492	
11	6951	身2生1・同・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		616	
11	6952	身2生1・同・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		738	
11	6953	身2生1・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				984	
11	6954	身2生1・同・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		1,230	
11	6955	身2生1・同・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,476	
11	2073	身2生2・Ⅰ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					626	
11	2074	身2生2・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		784	
11	2075	身2生2・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		940	
11	2076	身2生2・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				1,253	
11	2077	身2生2・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		1,566	
11	2078	身2生2・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,879	
11	6968	身2生2・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					564	
11	6969	身2生2・同・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		706	
11	6970	身2生2・同・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		846	
11	6971	身2生2・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				1,128	
11	6972	身2生2・同・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		1,410	
11	6973	身2生2・同・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,692	
11	2085	身2生3・Ⅰ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					707	
11	2086	身2生3・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		883	
11	2087	身2生3・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,061	
11	2088	身2生3・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				1,414	
11	2089	身2生3・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		1,768	
11	2090	身2生3・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		2,120	
11	6986	身2生3・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					636	
11	6987	身2生3・同・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		796	
11	6988	身2生3・同・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		954	
11	6989	身2生3・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%				1,272	
11	6990	身2生3・同・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		1,590	
11	6991	身2生3・同・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,908	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2097	身体3・Ⅰ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	1時間以上1時間半未満 564 単位						特定事業所加算(Ⅰ)	677	1回につき
11	2098	身体3・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		846	
11	2099	身体3・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,015	
11	2100	身体3・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合				1,354	
11	2101	身体3・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算	20% 加算	1,692	
11	2102	身体3・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,030	
11	7004	身体3・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					610	
11	7005	身体3・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		762	
11	7006	身体3・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		914	
11	7007	身体3・同・2人・Ⅰ					× 90%	2人の介護員等の場合				1,219	
11	7008	身体3・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,524	
11	7009	身体3・同・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		1,829	
11	2109	身3生1・Ⅰ			身体介護1時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						757	
11	2110	身3生1・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		947	
11	2111	身3生1・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,136	
11	2112	身3生1・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合				1,514	
11	2113	身3生1・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,894	
11	2114	身3生1・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,272	
11	7022	身3生1・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					682	
11	7023	身3生1・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		852	
11	7024	身3生1・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,022	
11	7025	身3生1・同・2人・Ⅰ					× 90%	2人の介護員等の場合				1,363	
11	7026	身3生1・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,704	
11	7027	身3生1・同・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,045	
11	2121	身3生2・Ⅰ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						838	
11	2122	身3生2・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,048	
11	2123	身3生2・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,256	
11	2124	身3生2・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合				1,675	
11	2125	身3生2・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,094	
11	2126	身3生2・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,513	
11	7040	身3生2・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					754	
11	7041	身3生2・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		942	
11	7042	身3生2・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,130	
11	7043	身3生2・同・2人・Ⅰ					× 90%	2人の介護員等の場合				1,507	
11	7044	身3生2・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,884	
11	7045	身3生2・同・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,261	
11	2133	身3生3・Ⅰ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						918	
11	2134	身3生3・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,147	
11	2135	身3生3・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,378	
11	2136	身3生3・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合				1,836	
11	2137	身3生3・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,296	
11	2138	身3生3・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,754	
11	7058	身3生3・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					827	
11	7059	身3生3・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,033	
11	7060	身3生3・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,241	
11	7061	身3生3・同・2人・Ⅰ					× 90%	2人の介護員等の場合				1,654	
11	7062	身3生3・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,068	
11	7063	身3生3・同・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,480	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2145	身体4・Ⅰ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	1時間半以上2時間未満 564 ＋ 1 × 80 単位						特定事業所加算（Ⅰ）	773	1回につき
11	2146	身体4・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		966	
11	2147	身体4・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,159	
11	2148	身体4・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,546	
11	2149	身体4・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算	20% 加算	1,932	
11	2150	身体4・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,318	
11	7076	身体4・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					696	
11	7077	身体4・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		870	
11	7078	身体4・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,044	
11	7079	身体4・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,392	
11	7080	身体4・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,740	
11	7081	身体4・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,088	
11	2157	身4生1・Ⅰ			身体介護2時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 1 × 80 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						853	
11	2158	身4生1・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,067	
11	2159	身4生1・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,280	
11	2160	身4生1・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,706	
11	2161	身4生1・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,134	
11	2162	身4生1・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,560	
11	7094	身4生1・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					768	
11	7095	身4生1・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		960	
11	7096	身4生1・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,152	
11	7097	身4生1・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,536	
11	7098	身4生1・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,920	
11	7099	身4生1・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,304	
11	2169	身4生2・Ⅰ				生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						934	
11	2170	身4生2・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,168	
11	2171	身4生2・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,400	
11	2172	身4生2・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,867	
11	2173	身4生2・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,334	
11	2174	身4生2・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,801	
11	7112	身4生2・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					840	
11	7113	身4生2・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,050	
11	7114	身4生2・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,260	
11	7115	身4生2・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,680	
11	7116	身4生2・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,100	
11	7117	身4生2・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,520	
11	2181	身4生3・Ⅰ				生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1,014	
11	2182	身4生3・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,267	
11	2183	身4生3・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,522	
11	2184	身4生3・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,028	
11	2185	身4生3・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,536	
11	2186	身4生3・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,042	
11	7130	身4生3・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					913	
11	7131	身4生3・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,141	
11	7132	身4生3・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,370	
11	7133	身4生3・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,826	
11	7134	身4生3・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,284	
11	7135	身4生3・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,740	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2193	身体5・Ⅰ	イ 身体介護が中心	(4) 1時間以上	2時間以上						特定事業所加算（Ⅰ）	869	1回につき
11	2194	身体5・夜・Ⅰ			2時間半未満					夜間早朝の場合 25% 加算		1,086	
11	2195	身体5・深・Ⅰ			564 ＋ 2 × 80 単位					深夜の場合 50% 加算		1,303	
11	2196	身体5・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合				1,738	
11	2197	身体5・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算	20% 加算	2,172	
11	2198	身体5・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,606	
11	7148	身体5・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					782	
11	7149	身体5・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		978	
11	7150	身体5・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,174	
11	7151	身体5・同・2人・Ⅰ					× 90%	2人の介護員等の場合				1,565	
11	7152	身体5・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,956	
11	7153	身体5・同・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,347	
11	2205	身5生1・Ⅰ			身体介護2時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						949	
11	2206	身5生1・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,187	
11	2207	身5生1・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,424	
11	2208	身5生1・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合				1,898	
11	2209	身5生1・2人・夜・Ⅰ			564 ＋ 2 × 80 単位					夜間早朝の場合 25% 加算		2,374	
11	2210	身5生1・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,848	
11	7166	身5生1・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					854	
11	7167	身5生1・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,068	
11	7168	身5生1・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,282	
11	7169	身5生1・同・2人・Ⅰ					× 90%	2人の介護員等の場合				1,709	
11	7170	身5生1・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,136	
11	7171	身5生1・同・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,563	
11	2220	身5生2・Ⅰ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						1,030	
11	2224	身5生2・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,288	
11	2225	身5生2・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,544	
11	2226	身5生2・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合				2,059	
11	2227	身5生2・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,574	
11	2228	身5生2・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		3,089	
11	7184	身5生2・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					926	
11	7185	身5生2・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,158	
11	7186	身5生2・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,390	
11	7187	身5生2・同・2人・Ⅰ					× 90%	2人の介護員等の場合				1,853	
11	7188	身5生2・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,316	
11	7189	身5生2・同・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,779	
11	2235	身5生3・Ⅰ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1,110	
11	2236	身5生3・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,387	
11	2237	身5生3・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,666	
11	2238	身5生3・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合				2,220	
11	2239	身5生3・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,776	
11	2240	身5生3・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		3,330	
11	7202	身5生3・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					1,000	
11	7203	身5生3・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,249	
11	7204	身5生3・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,500	
11	7205	身5生3・同・2人・Ⅰ					× 90%	2人の介護員等の場合				1,999	
11	7206	身5生3・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,500	
11	7207	身5生3・同・2人・深・Ⅰ						× 200%		深夜の場合 50% 加算		2,999	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2247	身体6・Ⅰ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	2時間半以上3時間未満 564 ＋ 3 × 80 単位						特定事業所加算（Ⅰ）	965	1回につき
11	2248	身体6・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,206	
11	2249	身体6・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,447	
11	2250	身体6・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,930	
11	2251	身体6・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算	20% 加算	2,412	
11	2252	身体6・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,894	
11	8194	身体6・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					869	
11	8195	身体6・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,086	
11	8196	身体6・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,303	
11	8197	身体6・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,738	
11	8198	身体6・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,172	
11	8199	身体6・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,606	
11	2259	身6生1・Ⅰ			身体介護3時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 3 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						1,045	
11	2260	身6生1・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,307	
11	2261	身6生1・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,568	
11	2262	身6生1・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,090	
11	2263	身6生1・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,614	
11	2264	身6生1・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,136	
11	8212	身6生1・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					941	
11	8213	身6生1・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,176	
11	8214	身6生1・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,411	
11	8215	身6生1・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,882	
11	8216	身6生1・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,352	
11	8217	身6生1・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,822	
11	2271	身6生2・Ⅰ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						1,126	
11	2272	身6生2・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,408	
11	2273	身6生2・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,688	
11	2274	身6生2・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,251	
11	2275	身6生2・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,814	
11	2276	身6生2・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,377	
11	8230	身6生2・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,013	
11	8231	身6生2・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,266	
11	8232	身6生2・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,519	
11	8233	身6生2・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,026	
11	8234	身6生2・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,532	
11	8235	身6生2・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,038	
11	2283	身6生3・Ⅰ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1,206	
11	2284	身6生3・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,507	
11	2285	身6生3・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,810	
11	2286	身6生3・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,412	
11	2287	身6生3・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		3,016	
11	2288	身6生3・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,618	
11	8248	身6生3・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,086	
11	8249	身6生3・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,357	
11	8250	身6生3・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,630	
11	8251	身6生3・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,172	
11	8252	身6生3・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,716	
11	8253	身6生3・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,258	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2295	身体7・Ⅰ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	3時間以上3時間半未満 564 ＋ 4 × 80 単位						特定事業所加算（Ⅰ）	1,061	1回につき
11	2296	身体7・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,326	
11	2297	身体7・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,591	
11	2298	身体7・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,122	
11	2299	身体7・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算	20% 加算	2,652	
11	2300	身体7・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,182	
11	8266	身体7・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					955	
11	8267	身体7・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,194	
11	8268	身体7・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,433	
11	8269	身体7・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,910	
11	8270	身体7・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,388	
11	8271	身体7・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,866	
11	2307	身7生1・Ⅰ			身体介護3時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 4 × 80 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						1,141	
11	2308	身7生1・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,427	
11	2309	身7生1・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,712	
11	2310	身7生1・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,282	
11	2314	身7生1・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,854	
11	2315	身7生1・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,424	
11	8284	身7生1・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,027	
11	8285	身7生1・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,284	
11	8286	身7生1・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,541	
11	8287	身7生1・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,054	
11	8288	身7生1・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,568	
11	8289	身7生1・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,082	
11	2325	身7生2・Ⅰ				生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						1,222	
11	2326	身7生2・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,528	
11	2327	身7生2・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,832	
11	2328	身7生2・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,443	
11	2329	身7生2・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		3,054	
11	2330	身7生2・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,665	
11	8302	身7生2・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,099	
11	8303	身7生2・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,374	
11	8304	身7生2・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,649	
11	8305	身7生2・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,198	
11	8306	身7生2・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,748	
11	8307	身7生2・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,298	
11	2337	身7生3・Ⅰ				生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1,302	
11	2338	身7生3・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,627	
11	2339	身7生3・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,954	
11	2340	身7生3・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,604	
11	2341	身7生3・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		3,256	
11	2342	身7生3・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,906	
11	8320	身7生3・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,172	
11	8321	身7生3・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,465	
11	8322	身7生3・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,759	
11	8323	身7生3・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,345	
11	8324	身7生3・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,932	
11	8325	身7生3・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,517	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2349	身体8・Ⅰ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	3時間半以上4時間未満 564 ＋ 5 × 80 単位						特定事業所加算（Ⅰ）	1,157	1回につき
11	2350	身体8・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,446	
11	2351	身体8・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,735	
11	2352	身体8・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,314	
11	2353	身体8・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算	20% 加算	2,892	
11	2354	身体8・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,470	
11	8338	身体8・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,042	
11	8339	身体8・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,302	
11	8340	身体8・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,562	
11	8341	身体8・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,083	
11	8342	身体8・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,604	
11	8343	身体8・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,125	
11	2361	身8生1・Ⅰ			身体介護4時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 5 × 80 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						1,237	
11	2362	身8生1・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,547	
11	2363	身8生1・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,856	
11	2364	身8生1・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,474	
11	2365	身8生1・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		3,094	
11	2366	身8生1・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,712	
11	8356	身8生1・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,114	
11	8357	身8生1・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,392	
11	8358	身8生1・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,670	
11	8359	身8生1・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,227	
11	8360	身8生1・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,784	
11	8361	身8生1・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,341	
11	2373	身8生2・Ⅰ				生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						1,318	
11	2374	身8生2・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,648	
11	2375	身8生2・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,976	
11	2376	身8生2・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,635	
11	2377	身8生2・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		3,294	
11	2378	身8生2・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,953	
11	8374	身8生2・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,186	
11	8375	身8生2・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,482	
11	8376	身8生2・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,778	
11	8377	身8生2・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,371	
11	8378	身8生2・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,964	
11	8379	身8生2・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,557	
11	2385	身8生3・Ⅰ				生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1,398	
11	2386	身8生3・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,747	
11	2387	身8生3・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		2,098	
11	2388	身8生3・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,796	
11	2389	身8生3・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		3,496	
11	2390	身8生3・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		4,194	
11	8392	身8生3・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,259	
11	8393	身8生3・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,573	
11	8394	身8生3・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		1,889	
11	8395	身8生3・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,518	
11	8396	身8生3・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算		3,148	
11	8397	身8生3・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算		3,776	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2397	身体9・Ⅰ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	4時間以上 564 ＋ m × 80 単位 m ： 1時間から計算して30分を増すごとのきざみ数						特定事業所加算（Ⅰ）		1回につき
11	2398	身体9・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2399	身体9・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	2400	身体9・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	2401	身体9・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算	20% 加算		
11	2402	身体9・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	8410	身体9・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	8411	身体9・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	8412	身体9・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	8413	身体9・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	8414	身体9・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	8415	身体9・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	2409	身9生1・Ⅰ			身体介護4時間以上に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ m × 80 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位							
11	2410	身9生1・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2414	身9生1・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	2415	身9生1・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	2416	身9生1・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2417	身9生1・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	8428	身9生1・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	8429	身9生1・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	8430	身9生1・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	8431	身9生1・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	8432	身9生1・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	8433	身9生1・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	2427	身9生2・Ⅰ				生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位							
11	2428	身9生2・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2429	身9生2・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	2430	身9生2・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	2431	身9生2・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2432	身9生2・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	8446	身9生2・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	8447	身9生2・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	8448	身9生2・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	8449	身9生2・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	8450	身9生2・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	8451	身9生2・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	2439	身9生3・Ⅰ				生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位							
11	2440	身9生3・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2441	身9生3・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	2442	身9生3・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	2443	身9生3・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2444	身9生3・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	8464	身9生3・同・Ⅰ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	8465	身9生3・同・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	8466	身9生3・同・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			
11	8467	身9生3・同・2人・Ⅰ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	8468	身9生3・同・2人・夜・Ⅰ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	8469	身9生3・同・2人・深・Ⅰ								深夜の場合 50% 加算			

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
11	8001	生活2・Ⅰ	ロ 生活援助が中心	(1)20分以上45分未満 183 単位				特定事業所加算(Ⅰ) 20% 加算	220	1回につき
11	8002	生活2・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算		275	
11	8003	生活2・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算		330	
11	8004	生活2・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%			439	
11	8005	生活2・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算		550	
11	8006	生活2・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算		659	
11	8482	生活2・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				198	
11	8483	生活2・同・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算		247	
11	8484	生活2・同・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算		298	
11	8485	生活2・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%			396	
11	8486	生活2・同・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算		496	
11	8487	生活2・同・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算		594	
11	8013	生活3・Ⅰ		(2)45分以上 225 単位					270	
11	8014	生活3・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算		337	
11	8015	生活3・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算		406	
11	8016	生活3・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%			540	
11	8017	生活3・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算		676	
11	8018	生活3・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算		810	
11	8500	生活3・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				244	
11	8501	生活3・同・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算		305	
11	8502	生活3・同・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算		366	
11	8503	生活3・同・2人・Ⅰ				2人の介護員等の場合 × 200%			487	
11	8504	生活3・同・2人・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算		610	
11	8505	生活3・同・2人・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算		731	
11	8131	通院等乗降介助・Ⅰ	ハ 通院等乗降介助 97 単位						116	
11	8132	通院等乗降介助・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算		145	
11	8133	通院等乗降介助・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算		175	
11	8518	通院等乗降介助・同・Ⅰ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				104	
11	8519	通院等乗降介助・同・夜・Ⅰ					夜間早朝の場合 25% 加算		131	
11	8520	通院等乗降介助・同・深・Ⅰ					深夜の場合 50% 加算		157	

特定事業所加算（Ⅱ）が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	8527	身体01・Ⅱ	イ 身体介護が中心	(1)20分未満 165 単位					特定事業所加算（Ⅱ） 10% 加算	182	1回につき
11	8528	身体01・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		227	
11	8529	身体01・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		273	
11	8530	身体01・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			363	
11	8531	身体01・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		454	
11	8532	身体01・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		545	
11	8533	身体01・同・Ⅱ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				164	
11	8534	身体01・同・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		205	
11	8535	身体01・同・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		246	
11	8536	身体01・同・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			328	
11	8537	身体01・同・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		410	
11	8538	身体01・同・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		492	
11	8539	身体01・初任・Ⅱ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					128	
11	8540	身体01・初任・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		160	
11	8541	身体01・初任・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		191	
11	8542	身体01・初任・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			255	
11	8543	身体01・初任・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		319	
11	8544	身体01・初任・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		383	
11	8545	身体01・初任・同・Ⅱ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				114	
11	8546	身体01・初任・同・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		143	
11	8547	身体01・初任・同・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		172	
11	8548	身体01・初任・同・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			229	
11	8549	身体01・初任・同・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		286	
11	8550	身体01・初任・同・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		343	
11	4569	身体02・Ⅱ		(1)20分未満 165 単位 ※頻回の訪問として行う場合						182	
11	4570	身体02・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		227	
11	4571	身体02・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		273	
11	4572	身体02・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			363	
11	4573	身体02・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		454	
11	4574	身体02・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		545	
11	4715	身体02・同・Ⅱ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				164	
11	4716	身体02・同・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		205	
11	4717	身体02・同・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		246	
11	4718	身体02・同・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			328	
11	4719	身体02・同・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		410	
11	4720	身体02・同・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		492	
11	4575	身体02・初任・Ⅱ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					128	
11	4576	身体02・初任・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		160	
11	4577	身体02・初任・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		191	
11	4578	身体02・初任・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			255	
11	4579	身体02・初任・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		319	
11	4580	身体02・初任・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		383	
11	4725	身体02・初任・同・Ⅱ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				114	
11	4726	身体02・初任・同・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		143	
11	4727	身体02・初任・同・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		172	
11	4728	身体02・初任・同・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			229	
11	4729	身体02・初任・同・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		286	
11	4730	身体02・初任・同・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		343	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
項目										
11 2451	身体1・Ⅱ	イ 身体介護が中心	(2)20分以上30分未満 245 単位					特定事業所加算（Ⅱ）	270	1回につき
11 2452	身体1・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		337	
11 2453	身体1・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		405	
11 2454	身体1・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			539	
11 2455	身体1・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	674	
11 2456	身体1・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		809	
11 8551	身体1・同・Ⅱ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				243	
11 8552	身体1・同・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		304	
11 8553	身体1・同・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		365	
11 8554	身体1・同・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			486	
11 8555	身体1・同・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		608	
11 8556	身体1・同・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		729	
11 8557	身体1・初任・Ⅱ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					189	
11 8558	身体1・初任・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		237	
11 8559	身体1・初任・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		284	
11 8560	身体1・初任・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			378	
11 8561	身体1・初任・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		473	
11 8562	身体1・初任・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		568	
11 8563	身体1・初任・同・Ⅱ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				171	
11 8564	身体1・初任・同・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		213	
11 8565	身体1・初任・同・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		256	
11 8566	身体1・初任・同・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			341	
11 8567	身体1・初任・同・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		427	
11 8568	身体1・初任・同・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		512	
11 2463	身1生1・Ⅱ		(2)に引き続き生活援助が中心であるとき 245 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					343	
11 2464	身1生1・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		429	
11 2465	身1生1・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		515	
11 2466	身1生1・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			686	
11 2467	身1生1・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		858	
11 2468	身1生1・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		1,030	
11 8569	身1生1・同・Ⅱ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				309	
11 8570	身1生1・同・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		386	
11 8571	身1生1・同・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		464	
11 8572	身1生1・同・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			618	
11 8573	身1生1・同・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		773	
11 8574	身1生1・同・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		927	
11 8575	身1生1・初任・Ⅱ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					240	
11 8576	身1生1・初任・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		300	
11 8577	身1生1・初任・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		360	
11 8578	身1生1・初任・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			480	
11 8579	身1生1・初任・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		600	
11 8580	身1生1・初任・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		719	
11 8581	身1生1・初任・同・Ⅱ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				216	
11 8582	身1生1・初任・同・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		270	
11 8583	身1生1・初任・同・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		323	
11 8584	身1生1・初任・同・2人・Ⅱ					2人の介護員等の場合 × 200%			431	
11 8585	身1生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ						夜間早朝の場合 25% 加算		539	
11 8586	身1生1・初任・同・2人・深・Ⅱ						深夜の場合 50% 加算		647	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	2475	身1生2・Ⅱ	イ 身体介護が中心	(2)に引き続き生活援助が中心であるとき 245 単位	生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅱ）	417	1回につき
11	2476	身1生2・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		521	
11	2477	身1生2・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		626	
11	2478	身1生2・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			834	
11	2479	身1生2・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	1,043	
11	2480	身1生2・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,251	
11	8587	身1生2・同・Ⅱ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					375	
11	8588	身1生2・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		469	
11	8589	身1生2・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		563	
11	8590	身1生2・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			750	
11	8591	身1生2・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		938	
11	8592	身1生2・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,125	
11	8593	身1生2・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					292	
11	8594	身1生2・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		364	
11	8595	身1生2・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		438	
11	8596	身1生2・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			583	
11	8597	身1生2・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		729	
11	8598	身1生2・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		875	
11	8599	身1生2・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				263	
11	8600	身1生2・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		329	
11	8601	身1生2・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		395	
11	8602	身1生2・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			526	
11	8603	身1生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		658	
11	8604	身1生2・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		789	
11	2487	身1生3・Ⅱ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						491	
11	2488	身1生3・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		614	
11	2489	身1生3・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		736	
11	2490	身1生3・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			981	
11	2491	身1生3・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,227	
11	2492	身1生3・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,472	
11	8605	身1生3・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				441	
11	8606	身1生3・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		551	
11	8607	身1生3・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		662	
11	8608	身1生3・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			882	
11	8609	身1生3・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,103	
11	8610	身1生3・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,323	
11	8611	身1生3・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					343	
11	8612	身1生3・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		429	
11	8613	身1生3・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		515	
11	8614	身1生3・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			686	
11	8615	身1生3・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		858	
11	8616	身1生3・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,030	
11	8617	身1生3・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				309	
11	8618	身1生3・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		386	
11	8619	身1生3・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		464	
11	8620	身1生3・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			618	
11	8621	身1生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		773	
11	8622	身1生3・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		927	
11	2499	身体2・Ⅱ		(3)30分以上1時間未満 388 単位							427	
11	2500	身体2・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		534	
11	2501	身体2・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		640	
11	2502	身体2・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			854	
11	2503	身体2・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,067	
11	2504	身体2・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,280	
11	8623	身体2・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				384	
11	8624	身体2・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		480	
11	8625	身体2・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		576	
11	8626	身体2・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			768	
11	8627	身体2・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		960	
11	8628	身体2・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,152	
11	8629	身体2・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					299	
11	8630	身体2・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		374	
11	8631	身体2・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		449	
11	8632	身体2・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			598	
11	8633	身体2・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		748	
11	8634	身体2・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		898	
11	8635	身体2・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				270	
11	8636	身体2・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		337	
11	8637	身体2・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		405	
11	8638	身体2・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			539	
11	8639	身体2・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		674	
11	8640	身体2・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		809	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	2514	身2生1・Ⅱ	イ 身体介護が中心	(3)に引き続き生活援助が中心であるとき 388 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅱ）	501	1回につき
11	2515	身2生1・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		626	
11	2516	身2生1・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		751	
11	2517	身2生1・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,001	
11	2518	身2生1・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	1,252	
11	2519	身2生1・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,502	
11	8641	身2生1・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				451	
11	8642	身2生1・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		564	
11	8643	身2生1・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		677	
11	8644	身2生1・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			902	
11	8645	身2生1・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,128	
11	8646	身2生1・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,353	
11	8647	身2生1・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					351	
11	8648	身2生1・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		439	
11	8649	身2生1・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		527	
11	8650	身2生1・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			702	
11	8651	身2生1・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		878	
11	8652	身2生1・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,053	
11	8653	身2生1・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				316	
11	8654	身2生1・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		395	
11	8655	身2生1・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		474	
11	8656	身2生1・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			631	
11	8657	身2生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		790	
11	8658	身2生1・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		947	
11	2529	身2生2・Ⅱ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						574	
11	2530	身2生2・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		718	
11	2531	身2生2・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		861	
11	2532	身2生2・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,148	
11	2533	身2生2・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,436	
11	2534	身2生2・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,723	
11	8659	身2生2・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				517	
11	8660	身2生2・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		647	
11	8661	身2生2・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		776	
11	8662	身2生2・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,034	
11	8663	身2生2・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,293	
11	8664	身2生2・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,551	
11	8665	身2生2・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					402	
11	8666	身2生2・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		502	
11	8667	身2生2・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		603	
11	8668	身2生2・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			803	
11	8669	身2生2・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,004	
11	8670	身2生2・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,205	
11	8671	身2生2・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				362	
11	8672	身2生2・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		452	
11	8673	身2生2・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		543	
11	8674	身2生2・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			724	
11	8675	身2生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		905	
11	8676	身2生2・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,086	
11	2541	身2生3・Ⅱ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						648	
11	2542	身2生3・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		810	
11	2543	身2生3・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		972	
11	2544	身2生3・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,296	
11	2545	身2生3・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,620	
11	2546	身2生3・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,944	
11	8677	身2生3・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				583	
11	8678	身2生3・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		729	
11	8679	身2生3・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		875	
11	8680	身2生3・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,166	
11	8681	身2生3・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,458	
11	8682	身2生3・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,749	
11	8683	身2生3・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					453	
11	8684	身2生3・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		567	
11	8685	身2生3・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		680	
11	8686	身2生3・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			906	
11	8687	身2生3・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,133	
11	8688	身2生3・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,360	
11	8689	身2生3・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				408	
11	8690	身2生3・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		510	
11	8691	身2生3・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		613	
11	8692	身2生3・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			816	
11	8693	身2生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,021	
11	8694	身2生3・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,224	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
項目											
11 2553	身体3・Ⅱ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	1時間以上1時間半未満 564 単位					特定事業所加算（Ⅱ）	620	1回につき
11 2554	身体3・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		776	
11 2555	身体3・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		931	
11 2556	身体3・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,241	
11 2557	身体3・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	1,551	
11 2558	身体3・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,861	
11 8695	身体3・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				559	
11 8696	身体3・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		699	
11 8697	身体3・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		838	
11 8698	身体3・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,118	
11 8699	身体3・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,397	
11 8700	身体3・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,676	
11 8701	身体3・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					435	
11 8702	身体3・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		543	
11 8703	身体3・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		652	
11 8704	身体3・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			869	
11 8705	身体3・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,087	
11 8706	身体3・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,304	
11 8707	身体3・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				392	
11 8708	身体3・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		490	
11 8709	身体3・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		587	
11 8710	身体3・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			783	
11 8711	身体3・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		979	
11 8712	身体3・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,175	
11 2565	身3生1・Ⅱ			身体介護1時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					694	
11 2566	身3生1・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		868	
11 2567	身3生1・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,042	
11 2568	身3生1・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,388	
11 2569	身3生1・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,736	
11 2570	身3生1・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		2,082	
11 8713	身3生1・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				625	
11 8714	身3生1・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		781	
11 8715	身3生1・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		937	
11 8716	身3生1・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,250	
11 8717	身3生1・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,562	
11 8718	身3生1・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,874	
11 8719	身3生1・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				486	
11 8720	身3生1・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		608	
11 8721	身3生1・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		729	
11 8722	身3生1・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			972	
11 8723	身3生1・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,216	
11 8724	身3生1・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,459	
11 8725	身3生1・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				438	
11 8726	身3生1・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		548	
11 8727	身3生1・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		657	
11 8728	身3生1・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			876	
11 8729	身3生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,095	
11 8730	身3生1・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,313	
11 2577	身3生2・Ⅱ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					768	
11 2578	身3生2・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		960	
11 2579	身3生2・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,152	
11 2580	身3生2・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,536	
11 2581	身3生2・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,920	
11 2582	身3生2・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		2,303	
11 8731	身3生2・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				691	
11 8732	身3生2・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		864	
11 8733	身3生2・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,036	
11 8734	身3生2・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,382	
11 8735	身3生2・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,727	
11 8736	身3生2・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		2,072	
11 8737	身3生2・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				538	
11 8738	身3生2・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		672	
11 8739	身3生2・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		807	
11 8740	身3生2・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,076	
11 8741	身3生2・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,345	
11 8742	身3生2・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,614	
11 8743	身3生2・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				484	
11 8744	身3生2・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		605	
11 8745	身3生2・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		726	
11 8746	身3生2・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			968	
11 8747	身3生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,210	
11 8748	身3生2・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,452	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2589	身3生3・Ⅱ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護1時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 単位	生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅱ）	842	1回につき
11	2590	身3生3・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,052	
11	2591	身3生3・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,263	
11	2592	身3生3・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,683	
11	2593	身3生3・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	2,104	
11	2594	身3生3・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,525	
11	8749	身3生3・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					758	
11	8750	身3生3・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		947	
11	8751	身3生3・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,137	
11	8752	身3生3・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,516	
11	8753	身3生3・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,895	
11	8754	身3生3・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,274	
11	8755	身3生3・初任・Ⅱ						介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				590	
11	8756	身3生3・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		737	
11	8757	身3生3・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		884	
11	8758	身3生3・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,179	
11	8759	身3生3・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,474	
11	8760	身3生3・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,769	
11	8761	身3生3・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					530	
11	8762	身3生3・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		663	
11	8763	身3生3・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		795	
11	8764	身3生3・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,060	
11	8765	身3生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,326	
11	8766	身3生3・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,591	
11	2601	身体4・Ⅱ			1時間半以上2時間未満 564 ＋ 1 × 80 単位							708	
11	2602	身体4・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		886	
11	2603	身体4・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,063	
11	2604	身体4・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,417	
11	2605	身体4・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,771	
11	2606	身体4・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,125	
11	8767	身体4・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					638	
11	8768	身体4・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		798	
11	8769	身体4・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		957	
11	8770	身体4・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,276	
11	8771	身体4・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,595	
11	8772	身体4・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,914	
11	8773	身体4・初任・Ⅱ						介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				496	
11	8774	身体4・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		620	
11	8775	身体4・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		745	
11	8776	身体4・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			992	
11	8777	身体4・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,241	
11	8778	身体4・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,488	
11	8779	身体4・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					447	
11	8780	身体4・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		559	
11	8781	身体4・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		670	
11	8782	身体4・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			893	
11	8783	身体4・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,117	
11	8784	身体4・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,340	
11	2616	身4生1・Ⅱ			身体介護2時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 1 × 80 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						782	
11	2617	身4生1・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		978	
11	2618	身4生1・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,174	
11	2619	身4生1・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,564	
11	2620	身4生1・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,956	
11	2624	身4生1・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,346	
11	8785	身4生1・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					704	
11	8786	身4生1・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		880	
11	8787	身4生1・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,056	
11	8788	身4生1・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,408	
11	8789	身4生1・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,760	
11	8790	身4生1・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,112	
11	8791	身4生1・初任・Ⅱ						介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				548	
11	8792	身4生1・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		685	
11	8793	身4生1・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		822	
11	8794	身4生1・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,096	
11	8795	身4生1・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,370	
11	8796	身4生1・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,643	
11	8797	身4生1・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					493	
11	8798	身4生1・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		616	
11	8799	身4生1・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		739	
11	8800	身4生1・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			986	
11	8801	身4生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,232	
11	8802	身4生1・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,478	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2631	身4生2・Ⅱ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護2時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 1 × 80 単位	生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅱ）	856	1回につき
11	2632	身4生2・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,070	
11	2633	身4生2・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,284	
11	2634	身4生2・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,712	
11	2635	身4生2・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	2,140	
11	2636	身4生2・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,567	
11	8803	身4生2・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				770	
11	8804	身4生2・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		963	
11	8805	身4生2・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,155	
11	8806	身4生2・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,540	
11	8807	身4生2・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,925	
11	8808	身4生2・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,310	
11	8809	身4生2・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					600	
11	8810	身4生2・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		749	
11	8811	身4生2・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		900	
11	8812	身4生2・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,199	
11	8813	身4生2・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,499	
11	8814	身4生2・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,799	
11	8815	身4生2・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				540	
11	8816	身4生2・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		675	
11	8817	身4生2・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		811	
11	8818	身4生2・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,080	
11	8819	身4生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,351	
11	8820	身4生2・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,620	
11	2643	身4生3・Ⅱ				生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						930	
11	2644	身4生3・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,162	
11	2645	身4生3・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,395	
11	2646	身4生3・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,859	
11	2647	身4生3・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,324	
11	2648	身4生3・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,789	
11	8821	身4生3・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				837	
11	8822	身4生3・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,046	
11	8823	身4生3・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,256	
11	8824	身4生3・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,674	
11	8825	身4生3・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,093	
11	8826	身4生3・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,511	
11	8827	身4生3・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					651	
11	8828	身4生3・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		814	
11	8829	身4生3・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		977	
11	8830	身4生3・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,302	
11	8831	身4生3・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,628	
11	8832	身4生3・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,954	
11	8833	身4生3・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				586	
11	8834	身4生3・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		733	
11	8835	身4生3・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		880	
11	8836	身4生3・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,173	
11	8837	身4生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,466	
11	8838	身4生3・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,759	
11	2655	身体5・Ⅱ			2時間以上2時間半未満 564 ＋ 2 × 80 単位							796	
11	2656	身体5・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		996	
11	2657	身体5・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,195	
11	2658	身体5・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,593	
11	2659	身体5・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,991	
11	2660	身体5・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,389	
11	8839	身体5・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				717	
11	8840	身体5・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		897	
11	8841	身体5・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,076	
11	8842	身体5・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,434	
11	8843	身体5・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,793	
11	8844	身体5・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,152	
11	8845	身体5・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					558	
11	8846	身体5・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		697	
11	8847	身体5・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		837	
11	8848	身体5・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,115	
11	8849	身体5・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,395	
11	8850	身体5・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,673	
11	8851	身体5・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				502	
11	8852	身体5・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		627	
11	8853	身体5・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		752	
11	8854	身体5・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,003	
11	8855	身体5・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,254	
11	8856	身体5・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,505	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2667	身5生1・Ⅱ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護2時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 2 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅱ）	870	1回につき
11	2668	身5生1・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,088	
11	2669	身5生1・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,306	
11	2670	身5生1・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,740	
11	2671	身5生1・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	2,176	
11	2672	身5生1・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,610	
11	8857	身5生1・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					783	
11	8858	身5生1・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		979	
11	8859	身5生1・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,175	
11	8860	身5生1・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,566	
11	8861	身5生1・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,958	
11	8862	身5生1・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,350	
11	8863	身5生1・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					609	
11	8864	身5生1・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		762	
11	8865	身5生1・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		914	
11	8866	身5生1・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,219	
11	8867	身5生1・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,524	
11	8868	身5生1・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,828	
11	8869	身5生1・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					549	
11	8870	身5生1・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		686	
11	8871	身5生1・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		824	
11	8872	身5生1・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,098	
11	8873	身5生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,373	
11	8874	身5生1・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,647	
11	2679	身5生2・Ⅱ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						944	
11	2680	身5生2・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,180	
11	2681	身5生2・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,416	
11	2682	身5生2・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,888	
11	2683	身5生2・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,360	
11	2684	身5生2・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,831	
11	8875	身5生2・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					849	
11	8876	身5生2・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,062	
11	8877	身5生2・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,274	
11	8878	身5生2・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,698	
11	8879	身5生2・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,123	
11	8880	身5生2・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,548	
11	8881	身5生2・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					661	
11	8882	身5生2・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		826	
11	8883	身5生2・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		992	
11	8884	身5生2・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,322	
11	8885	身5生2・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,653	
11	8886	身5生2・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,983	
11	8887	身5生2・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					595	
11	8888	身5生2・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		744	
11	8889	身5生2・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		893	
11	8890	身5生2・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,190	
11	8891	身5生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,488	
11	8892	身5生2・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,785	
11	2691	身5生3・Ⅱ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1,018	
11	2692	身5生3・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,272	
11	2693	身5生3・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,527	
11	2694	身5生3・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,035	
11	2695	身5生3・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,544	
11	2696	身5生3・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		3,053	
11	8893	身5生3・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					916	
11	8894	身5生3・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,145	
11	8895	身5生3・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,375	
11	8896	身5生3・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,833	
11	8897	身5生3・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,291	
11	8898	身5生3・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,749	
11	8899	身5生3・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					713	
11	8900	身5生3・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		891	
11	8901	身5生3・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,069	
11	8902	身5生3・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,426	
11	8903	身5生3・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,782	
11	8904	身5生3・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,138	
11	8905	身5生3・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					641	
11	8906	身5生3・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		802	
11	8907	身5生3・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		963	
11	8908	身5生3・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,283	
11	8909	身5生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,604	
11	8910	身5生3・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,924	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
項目											
11 2703	身体6・Ⅱ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	2時間半以上3時間未満 564 ＋ 3 × 80 単位					特定事業所加算（Ⅱ）	884	1回につき
11 2704	身体6・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,106	
11 2705	身体6・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,327	
11 2706	身体6・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,769	
11 2707	身体6・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	2,211	
11 2708	身体6・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		2,653	
11 8911	身体6・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				796	
11 8912	身体6・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		996	
11 8913	身体6・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,195	
11 8914	身体6・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,593	
11 8915	身体6・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,991	
11 8916	身体6・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		2,389	
11 8917	身体6・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					619	
11 8918	身体6・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		774	
11 8919	身体6・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		930	
11 8920	身体6・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,239	
11 8921	身体6・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,549	
11 8922	身体6・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,858	
11 8923	身体6・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				558	
11 8924	身体6・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		697	
11 8925	身体6・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		837	
11 8926	身体6・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,115	
11 8927	身体6・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,395	
11 8928	身体6・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,673	
11 2718	身6生1・Ⅱ			身体介護3時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 3 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					958	
11 2719	身6生1・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,198	
11 2720	身6生1・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,438	
11 2724	身6生1・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,916	
11 2725	身6生1・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		2,396	
11 2726	身6生1・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		2,874	
11 8929	身6生1・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				862	
11 8930	身6生1・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,078	
11 8931	身6生1・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,294	
11 8932	身6生1・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,725	
11 8933	身6生1・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		2,156	
11 8934	身6生1・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		2,587	
11 8935	身6生1・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					671	
11 8936	身6生1・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		839	
11 8937	身6生1・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,007	
11 8938	身6生1・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,342	
11 8939	身6生1・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,678	
11 8940	身6生1・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		2,013	
11 8941	身6生1・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				604	
11 8942	身6生1・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		755	
11 8943	身6生1・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		906	
11 8944	身6生1・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,208	
11 8945	身6生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,510	
11 8946	身6生1・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,812	
11 2733	身6生2・Ⅱ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					1,032	
11 2734	身6生2・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,290	
11 2735	身6生2・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,548	
11 2736	身6生2・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			2,064	
11 2737	身6生2・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		2,580	
11 2738	身6生2・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		3,095	
11 8947	身6生2・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				928	
11 8948	身6生2・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,161	
11 8949	身6生2・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,393	
11 8950	身6生2・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,857	
11 8951	身6生2・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		2,321	
11 8952	身6生2・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		2,785	
11 8953	身6生2・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					723	
11 8954	身6生2・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		903	
11 8955	身6生2・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,085	
11 8956	身6生2・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,445	
11 8957	身6生2・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,807	
11 8958	身6生2・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		2,168	
11 8959	身6生2・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				650	
11 8960	身6生2・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		813	
11 8961	身6生2・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		976	
11 8962	身6生2・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,300	
11 8963	身6生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,626	
11 8964	身6生2・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,950	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2745	身6生3・Ⅱ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護3時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 3 × 80 単位	生活援助 70分以上 行った場合 ＋ 3 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅱ） 10% 加算	1,106	1回につき
11	2746	身6生3・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,382	
11	2747	身6生3・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,659	
11	2748	身6生3・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,211	
11	2749	身6生3・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,764	
11	2750	身6生3・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		3,317	
11	8965	身6生3・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				996	
11	8966	身6生3・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,244	
11	8967	身6生3・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,494	
11	8968	身6生3・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,991	
11	8969	身6生3・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,489	
11	8970	身6生3・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,987	
11	8971	身6生3・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					774	
11	8972	身6生3・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		968	
11	8973	身6生3・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,162	
11	8974	身6生3・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,549	
11	8975	身6生3・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,936	
11	8976	身6生3・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,323	
11	8977	身6生3・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				697	
11	8978	身6生3・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		872	
11	8979	身6生3・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,046	
11	8980	身6生3・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,395	
11	8981	身6生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,744	
11	8982	身6生3・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,092	
11	2757	身体7・Ⅱ			3時間以上 3時間半未満 564 ＋ 4 × 80 単位							972	
11	2758	身体7・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,216	
11	2759	身体7・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,459	
11	2760	身体7・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,945	
11	2761	身体7・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,431	
11	2762	身体7・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,917	
11	8983	身体7・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				876	
11	8984	身体7・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,095	
11	8985	身体7・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,313	
11	8986	身体7・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,751	
11	8987	身体7・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,189	
11	8988	身体7・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,627	
11	8989	身体7・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					681	
11	8990	身体7・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		851	
11	8991	身体7・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,022	
11	8992	身体7・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,362	
11	8993	身体7・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,703	
11	8994	身体7・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,043	
11	8995	身体7・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				613	
11	8996	身体7・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		766	
11	8997	身体7・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		920	
11	8998	身体7・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,225	
11	8999	身体7・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,532	
11	9000	身体7・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,838	
11	2769	身7生1・Ⅱ			身体介護3時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 4 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						1,046	
11	2770	身7生1・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,308	
11	2771	身7生1・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,570	
11	2772	身7生1・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,092	
11	2773	身7生1・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,616	
11	2774	身7生1・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		3,138	
11	9001	身7生1・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				942	
11	9002	身7生1・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,177	
11	9003	身7生1・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,412	
11	9004	身7生1・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,883	
11	9005	身7生1・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,354	
11	9006	身7生1・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,825	
11	9007	身7生1・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					733	
11	9008	身7生1・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		916	
11	9009	身7生1・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,099	
11	9010	身7生1・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,465	
11	9011	身7生1・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,832	
11	9012	身7生1・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,198	
11	9013	身7生1・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				659	
11	9014	身7生1・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		824	
11	9015	身7生1・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		989	
11	9016	身7生1・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,318	
11	9017	身7生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,648	
11	9018	身7生1・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,977	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	2781	身7生2・Ⅱ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護3時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 4 × 80 単位	生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅱ）	1,120	1回につき
11	2782	身7生2・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,400	
11	2783	身7生2・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,680	
11	2784	身7生2・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,240	
11	2785	身7生2・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	2,800	
11	2786	身7生2・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		3,359	
11	9019	身7生2・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				1,008	
11	9020	身7生2・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,260	
11	9021	身7生2・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,511	
11	9022	身7生2・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,015	
11	9023	身7生2・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,519	
11	9024	身7生2・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		3,023	
11	9025	身7生2・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					784	
11	9026	身7生2・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		980	
11	9027	身7生2・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,177	
11	9028	身7生2・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,569	
11	9029	身7生2・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,961	
11	9030	身7生2・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,353	
11	9031	身7生2・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				706	
11	9032	身7生2・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		883	
11	9033	身7生2・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,059	
11	9034	身7生2・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,412	
11	9035	身7生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,766	
11	9036	身7生2・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,119	
11	2793	身7生3・Ⅱ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1,194	
11	2794	身7生3・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,492	
11	2795	身7生3・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,791	
11	2796	身7生3・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,387	
11	2797	身7生3・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,984	
11	2798	身7生3・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		3,581	
11	9037	身7生3・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				1,075	
11	9038	身7生3・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,343	
11	9039	身7生3・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,613	
11	9040	身7生3・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,149	
11	9041	身7生3・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,687	
11	9042	身7生3・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		3,224	
11	9043	身7生3・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					836	
11	9044	身7生3・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,045	
11	9045	身7生3・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,254	
11	9046	身7生3・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,672	
11	9047	身7生3・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,090	
11	9048	身7生3・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,508	
11	9049	身7生3・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				752	
11	9050	身7生3・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		941	
11	9051	身7生3・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,129	
11	9052	身7生3・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,505	
11	9053	身7生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,881	
11	9054	身7生3・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,257	
11	2805	身体8・Ⅱ			3時間半以上4時間未満 564 ＋ 5 × 80 単位							1,060	
11	2806	身体8・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,326	
11	2807	身体8・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,591	
11	2808	身体8・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,121	
11	2809	身体8・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,651	
11	2810	身体8・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		3,181	
11	9055	身体8・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				955	
11	9056	身体8・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,194	
11	9057	身体8・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,432	
11	9058	身体8・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,910	
11	9059	身体8・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,387	
11	9060	身体8・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,864	
11	9061	身体8・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					743	
11	9062	身体8・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		928	
11	9063	身体8・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,114	
11	9064	身体8・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,485	
11	9065	身体8・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,857	
11	9066	身体8・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,228	
11	9067	身体8・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				669	
11	9068	身体8・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		836	
11	9069	身体8・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		1,003	
11	9070	身体8・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,338	
11	9071	身体8・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,672	
11	9072	身体8・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算		2,006	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
11	2820	身8生1・Ⅱ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護4時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 5 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅱ）		1,134	1回につき
11	2824	身8生1・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,418	
11	2825	身8生1・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,702	
11	2826	身8生1・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,268	
11	2827	身8生1・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算		10% 加算	2,836	
11	2828	身8生1・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			3,402	
11	9073	身8生1・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,021	
11	9074	身8生1・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,276	
11	9075	身8生1・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,531	
11	9076	身8生1・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,042	
11	9077	身8生1・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,552	
11	9078	身8生1・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			3,062	
11	9079	身8生1・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						794	
11	9080	身8生1・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			993	
11	9081	身8生1・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,191	
11	9082	身8生1・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,588	
11	9083	身8生1・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,986	
11	9084	身8生1・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			2,383	
11	9085	身8生1・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					715	
11	9086	身8生1・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			894	
11	9087	身8生1・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,073	
11	9088	身8生1・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,430	
11	9089	身8生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,788	
11	9090	身8生1・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			2,145	
11	2835	身8生2・Ⅱ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位							1,208	
11	2836	身8生2・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,510	
11	2837	身8生2・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,812	
11	2838	身8生2・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,416	
11	2839	身8生2・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			3,020	
11	2840	身8生2・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			3,623	
11	9091	身8生2・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,087	
11	9092	身8生2・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,359	
11	9093	身8生2・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,630	
11	9094	身8生2・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,174	
11	9095	身8生2・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,717	
11	9096	身8生2・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			3,260	
11	9097	身8生2・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						846	
11	9098	身8生2・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,057	
11	9099	身8生2・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,269	
11	9100	身8生2・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,692	
11	9101	身8生2・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,115	
11	9102	身8生2・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			2,538	
11	9103	身8生2・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					761	
11	9104	身8生2・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			952	
11	9105	身8生2・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,142	
11	9106	身8生2・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,522	
11	9107	身8生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,903	
11	9108	身8生2・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			2,284	
11	2847	身8生3・Ⅱ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位							1,282	
11	2848	身8生3・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,602	
11	2849	身8生3・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,923	
11	2850	身8生3・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,563	
11	2851	身8生3・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			3,204	
11	2852	身8生3・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			3,845	
11	9109	身8生3・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,154	
11	9110	身8生3・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,442	
11	9111	身8生3・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,731	
11	9112	身8生3・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,308	
11	9113	身8生3・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,885	
11	9114	身8生3・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			3,462	
11	9115	身8生3・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						898	
11	9116	身8生3・初任・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,122	
11	9117	身8生3・初任・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,346	
11	9118	身8生3・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,795	
11	9119	身8生3・初任・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,244	
11	9120	身8生3・初任・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			2,693	
11	9121	身8生3・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					807	
11	9122	身8生3・初任・同・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,010	
11	9123	身8生3・初任・同・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			1,211	
11	9124	身8生3・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,615	
11	9125	身8生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,019	
11	9126	身8生3・初任・同・2人・深・Ⅱ								深夜の場合 50% 加算			2,422	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
11	2859	身体9・Ⅱ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	4時間以上 564 ＋ m × 80 単位 m：1時間から計算して30分を増すごとのきざみ数							特定事業所加算（Ⅱ）		1回につき
11	2860	身体9・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2861	身体9・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	2862	身体9・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	2863	身体9・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算		
11	2864	身体9・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9127	身体9・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9128	身体9・同・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9129	身体9・同・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9130	身体9・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9131	身体9・同・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9132	身体9・同・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9133	身体9・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%							
11	9134	身体9・初任・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9135	身体9・初任・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9136	身体9・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9137	身体9・初任・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9138	身体9・初任・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9139	身体9・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9140	身体9・初任・同・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9141	身体9・初任・同・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9142	身体9・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9143	身体9・初任・同・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9144	身体9・初任・同・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	2871	身9生1・Ⅱ			身体介護4時間以上に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ m × 80 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位								
11	2872	身9生1・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2873	身9生1・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	2874	身9生1・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	2875	身9生1・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2876	身9生1・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9145	身9生1・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9146	身9生1・同・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9147	身9生1・同・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9148	身9生1・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9149	身9生1・同・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9150	身9生1・同・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9151	身9生1・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%							
11	9152	身9生1・初任・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9153	身9生1・初任・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9154	身9生1・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9155	身9生1・初任・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9156	身9生1・初任・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9157	身9生1・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9158	身9生1・初任・同・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9159	身9生1・初任・同・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9160	身9生1・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9161	身9生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9162	身9生1・初任・同・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	2883	身9生2・Ⅱ				生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位								
11	2884	身9生2・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2885	身9生2・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	2886	身9生2・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	2887	身9生2・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2888	身9生2・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9163	身9生2・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9164	身9生2・同・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9165	身9生2・同・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9166	身9生2・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9167	身9生2・同・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9168	身9生2・同・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9169	身9生2・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%							
11	9170	身9生2・初任・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9171	身9生2・初任・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9172	身9生2・初任・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9173	身9生2・初任・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9174	身9生2・初任・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9175	身9生2・初任・同・Ⅱ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9176	身9生2・初任・同・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9177	身9生2・初任・同・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			
11	9178	身9生2・初任・同・2人・Ⅱ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9179	身9生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ									夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9180	身9生2・初任・同・2人・深・Ⅱ									深夜の場合 50% 加算			

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	2895	身9生3・Ⅱ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護4時間以上に引続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ m × 80 単位	生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位				特定事業所加算（Ⅱ）		1回につき
11	2896	身9生3・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	2897	身9生3・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算			
11	2898	身9生3・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	2899	身9生3・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算		
11	2900	身9生3・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算			
11	9181	身9生3・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	9182	身9生3・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9183	身9生3・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算			
11	9184	身9生3・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	9185	身9生3・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9186	身9生3・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算			
11	9187	身9生3・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					
11	9188	身9生3・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9189	身9生3・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算			
11	9190	身9生3・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	9191	身9生3・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9192	身9生3・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算			
11	9193	身9生3・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	9194	身9生3・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9195	身9生3・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算			
11	9196	身9生3・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	9197	身9生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9198	身9生3・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算			
11	8025	生活2・Ⅱ	ロ生活援助が中心	(1)20分以上45分未満 183 単位							201	
11	8026	生活2・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		252	
11	8027	生活2・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		303	
11	8028	生活2・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			403	
11	8029	生活2・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		504	
11	8030	生活2・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		604	
11	9199	生活2・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				182	
11	9200	生活2・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		227	
11	9201	生活2・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		273	
11	9202	生活2・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			363	
11	9203	生活2・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		454	
11	9204	生活2・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		545	
11	9205	生活2・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				141	
11	9206	生活2・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		176	
11	9207	生活2・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		211	
11	9208	生活2・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			282	
11	9209	生活2・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		352	
11	9210	生活2・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		422	
11	9211	生活2・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				127	
11	9212	生活2・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		158	
11	9213	生活2・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		190	
11	9214	生活2・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			253	
11	9215	生活2・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		317	
11	9216	生活2・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		380	
11	8037	生活3・Ⅱ		(2)45分以上 225 単位							248	
11	8038	生活3・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		309	
11	8039	生活3・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		372	
11	8040	生活3・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			495	
11	8041	生活3・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		619	
11	8042	生活3・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		743	
11	9217	生活3・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				223	
11	9218	生活3・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		279	
11	9219	生活3・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		336	
11	9220	生活3・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			447	
11	9221	生活3・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		559	
11	9222	生活3・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		670	
11	9223	生活3・初任・Ⅱ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				174	
11	9224	生活3・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		218	
11	9225	生活3・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		261	
11	9226	生活3・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			348	
11	9227	生活3・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		435	
11	9228	生活3・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		521	
11	9229	生活3・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				156	
11	9230	生活3・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		196	
11	9231	生活3・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		234	
11	9232	生活3・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			312	
11	9233	生活3・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		391	
11	9234	生活3・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		469	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
11	8151	通院等乗降介助・Ⅱ	ハ 通院等乗降介助 97 単位				特定事業所加算（Ⅱ） 10% 加算	107	1回につき
11	8152	通院等乗降介助・夜・Ⅱ				夜間早朝の場合 25% 加算		133	
11	8153	通院等乗降介助・深・Ⅱ				深夜の場合 50% 加算		161	
11	9235	通院等乗降介助・同・Ⅱ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			96	
11	9236	通院等乗降介助・同・夜・Ⅱ				夜間早朝の場合 25% 加算		120	
11	9237	通院等乗降介助・同・深・Ⅱ				深夜の場合 50% 加算		144	
11	9238	通院等乗降介助・初任・Ⅱ		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				75	
11	9239	通院等乗降介助・初任・夜・Ⅱ				夜間早朝の場合 25% 加算		94	
11	9240	通院等乗降介助・初任・深・Ⅱ				深夜の場合 50% 加算		112	
11	9241	通院等乗降介助・初任・同・Ⅱ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			67	
11	9242	通院等乗降介助・初任・同・夜・Ⅱ				夜間早朝の場合 25% 加算		84	
11	9243	通院等乗降介助・初任・同・深・Ⅱ				深夜の場合 50% 加算		101	

特定事業所加算（Ⅲ）が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	9244	身体01・Ⅲ	イ 身体介護が中心	(1)20分未満 165 単位					特定事業所加算（Ⅲ） 10% 加算	182	1回につき
11	9245	身体01・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		227	
11	9246	身体01・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		273	
11	9247	身体01・2人・Ⅲ					2人の介護員等の場合 × 200%			363	
11	9248	身体01・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		454	
11	9249	身体01・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		545	
11	9250	身体01・同・Ⅲ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				164	
11	9251	身体01・同・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		205	
11	9252	身体01・同・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		246	
11	9253	身体01・同・2人・Ⅲ					2人の介護員等の場合 × 200%			328	
11	9254	身体01・同・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		410	
11	9255	身体01・同・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		492	
11	9256	身体01・初任・Ⅲ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					128	
11	9257	身体01・初任・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		160	
11	9258	身体01・初任・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		191	
11	9259	身体01・初任・2人・Ⅲ					2人の介護員等の場合 × 200%			255	
11	9260	身体01・初任・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		319	
11	9261	身体01・初任・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		383	
11	9262	身体01・初任・同・Ⅲ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				114	
11	9263	身体01・初任・同・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		143	
11	9264	身体01・初任・同・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		172	
11	9265	身体01・初任・同・2人・Ⅲ					2人の介護員等の場合 × 200%			229	
11	9266	身体01・初任・同・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		286	
11	9267	身体01・初任・同・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		343	
11	4581	身体02・Ⅲ		(1)20分未満 165 単位 ※頻回の訪問として行う場合						182	
11	4582	身体02・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		227	
11	4583	身体02・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		273	
11	4584	身体02・2人・Ⅲ					2人の介護員等の場合 × 200%			363	
11	4585	身体02・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		454	
11	4586	身体02・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		545	
11	4735	身体02・同・Ⅲ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				164	
11	4736	身体02・同・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		205	
11	4737	身体02・同・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		246	
11	4738	身体02・同・2人・Ⅲ					2人の介護員等の場合 × 200%			328	
11	4739	身体02・同・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		410	
11	4740	身体02・同・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		492	
11	4587	身体02・初任・Ⅲ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					128	
11	4588	身体02・初任・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		160	
11	4589	身体02・初任・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		191	
11	4590	身体02・初任・2人・Ⅲ					2人の介護員等の場合 × 200%			255	
11	4591	身体02・初任・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		319	
11	4592	身体02・初任・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		383	
11	4593	身体02・初任・同・Ⅲ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				114	
11	4594	身体02・初任・同・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		143	
11	4595	身体02・初任・同・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		172	
11	4596	身体02・初任・同・2人・Ⅲ					2人の介護員等の場合 × 200%			229	
11	4597	身体02・初任・同・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		286	
11	4598	身体02・初任・同・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算		343	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	2907	身体1・Ⅲ	イ身体介護が中心	(2)20分以上30分未満 245 単位							270	1回につき
11	2908	身体1・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算	特定事業所加算(Ⅲ)		337	
11	2909	身体1・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			405	
11	2910	身体1・2人・Ⅲ				2人の介護員等の場合 × 200%					539	
11	2914	身体1・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算		10% 加算	674	
11	2915	身体1・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			809	
11	9268	身体1・同・Ⅲ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						243	
11	9269	身体1・同・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			304	
11	9270	身体1・同・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			365	
11	9271	身体1・同・2人・Ⅲ				2人の介護員等の場合 × 200%					486	
11	9272	身体1・同・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			608	
11	9273	身体1・同・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			729	
11	9274	身体1・初任・Ⅲ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						189	
11	9275	身体1・初任・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			237	
11	9276	身体1・初任・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			284	
11	9277	身体1・初任・2人・Ⅲ				2人の介護員等の場合 × 200%					378	
11	9278	身体1・初任・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			473	
11	9279	身体1・初任・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			568	
11	9280	身体1・初任・同・Ⅲ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						171	
11	9281	身体1・初任・同・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			213	
11	9282	身体1・初任・同・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			256	
11	9283	身体1・初任・同・2人・Ⅲ				2人の介護員等の場合 × 200%					341	
11	9284	身体1・初任・同・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			427	
11	9285	身体1・初任・同・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			512	
11	2925	身1生1・Ⅲ		(2)に引き続き生活援助が中心であるとき 245 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						343	
11	2926	身1生1・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			429	
11	2927	身1生1・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			515	
11	2928	身1生1・2人・Ⅲ				2人の介護員等の場合 × 200%					686	
11	2929	身1生1・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			858	
11	2930	身1生1・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			1,030	
11	9286	身1生1・同・Ⅲ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						309	
11	9287	身1生1・同・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			386	
11	9288	身1生1・同・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			464	
11	9289	身1生1・同・2人・Ⅲ				2人の介護員等の場合 × 200%					618	
11	9290	身1生1・同・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			773	
11	9291	身1生1・同・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			927	
11	9292	身1生1・初任・Ⅲ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						240	
11	9293	身1生1・初任・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			300	
11	9294	身1生1・初任・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			360	
11	9295	身1生1・初任・2人・Ⅲ				2人の介護員等の場合 × 200%					480	
11	9296	身1生1・初任・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			600	
11	9297	身1生1・初任・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			719	
11	9298	身1生1・初任・同・Ⅲ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						216	
11	9299	身1生1・初任・同・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			270	
11	9300	身1生1・初任・同・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			323	
11	9301	身1生1・初任・同・2人・Ⅲ				2人の介護員等の場合 × 200%					431	
11	9302	身1生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ						夜間早朝の場合 25% 加算			539	
11	9303	身1生1・初任・同・2人・深・Ⅲ						深夜の場合 50% 加算			647	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	2937	身1生2・Ⅲ	イ 身体介護が中心	(2)に引き続き生活援助が中心であるとき 245 単位	生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅲ）	417	1回につき
11	2938	身1生2・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		521	
11	2939	身1生2・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		626	
11	2940	身1生2・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			834	
11	2941	身1生2・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	1,043	
11	2942	身1生2・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,251	
11	9304	身1生2・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				375	
11	9305	身1生2・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		469	
11	9306	身1生2・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		563	
11	9307	身1生2・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			750	
11	9308	身1生2・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		938	
11	9309	身1生2・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,125	
11	9310	身1生2・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					292	
11	9311	身1生2・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		364	
11	9312	身1生2・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		438	
11	9313	身1生2・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			583	
11	9314	身1生2・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		729	
11	9315	身1生2・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		875	
11	9316	身1生2・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				263	
11	9317	身1生2・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		329	
11	9318	身1生2・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		395	
11	9319	身1生2・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			526	
11	9320	身1生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		658	
11	9321	身1生2・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		789	
11	2949	身1生3・Ⅲ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						491	
11	2950	身1生3・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		614	
11	2951	身1生3・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		736	
11	2952	身1生3・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			981	
11	2953	身1生3・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,227	
11	2954	身1生3・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,472	
11	9322	身1生3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				441	
11	9323	身1生3・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		551	
11	9324	身1生3・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		662	
11	9325	身1生3・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			882	
11	9326	身1生3・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,103	
11	9327	身1生3・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,323	
11	9328	身1生3・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					343	
11	9329	身1生3・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		429	
11	9330	身1生3・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		515	
11	9331	身1生3・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			686	
11	9332	身1生3・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		858	
11	9333	身1生3・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,030	
11	9334	身1生3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				309	
11	9335	身1生3・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		386	
11	9336	身1生3・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		464	
11	9337	身1生3・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			618	
11	9338	身1生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		773	
11	9339	身1生3・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		927	
11	2961	身体2・Ⅲ		(3)30分以上1時間未満 388 単位							427	
11	2962	身体2・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		534	
11	2963	身体2・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		640	
11	2964	身体2・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			854	
11	2965	身体2・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,067	
11	2966	身体2・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,280	
11	9340	身体2・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				384	
11	9341	身体2・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		480	
11	9342	身体2・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		576	
11	9343	身体2・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			768	
11	9344	身体2・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		960	
11	9345	身体2・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,152	
11	9346	身体2・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					299	
11	9347	身体2・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		374	
11	9348	身体2・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		449	
11	9349	身体2・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			598	
11	9350	身体2・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		748	
11	9351	身体2・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		898	
11	9352	身体2・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				270	
11	9353	身体2・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		337	
11	9354	身体2・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		405	
11	9355	身体2・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			539	
11	9356	身体2・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		674	
11	9357	身体2・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		809	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	2973	身2生1・Ⅲ	イ 身体介護が中心	(3)に引き続き生活援助が中心であるとき 388 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅲ）	501	1回につき
11	2974	身2生1・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		626	
11	2975	身2生1・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		751	
11	2976	身2生1・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,001	
11	2977	身2生1・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	1,252	
11	2978	身2生1・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,502	
11	9358	身2生1・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				451	
11	9359	身2生1・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		564	
11	9360	身2生1・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		677	
11	9361	身2生1・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			902	
11	9362	身2生1・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,128	
11	9363	身2生1・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,353	
11	9364	身2生1・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					351	
11	9365	身2生1・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		439	
11	9366	身2生1・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		527	
11	9367	身2生1・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			702	
11	9368	身2生1・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		878	
11	9369	身2生1・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,053	
11	9370	身2生1・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				316	
11	9371	身2生1・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		395	
11	9372	身2生1・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		474	
11	9373	身2生1・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			631	
11	9374	身2生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		790	
11	9375	身2生1・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		947	
11	2985	身2生2・Ⅲ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						574	
11	2986	身2生2・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		718	
11	2987	身2生2・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		861	
11	2988	身2生2・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,148	
11	2989	身2生2・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,436	
11	2990	身2生2・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,723	
11	9376	身2生2・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				517	
11	9377	身2生2・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		647	
11	9378	身2生2・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		776	
11	9379	身2生2・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,034	
11	9380	身2生2・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,293	
11	9381	身2生2・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,551	
11	9382	身2生2・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					402	
11	9383	身2生2・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		502	
11	9384	身2生2・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		603	
11	9385	身2生2・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			803	
11	9386	身2生2・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,004	
11	9387	身2生2・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,205	
11	9388	身2生2・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				362	
11	9389	身2生2・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		452	
11	9390	身2生2・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		543	
11	9391	身2生2・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			724	
11	9392	身2生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		905	
11	9393	身2生2・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,086	
11	2997	身2生3・Ⅲ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						648	
11	2998	身2生3・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		810	
11	2999	身2生3・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		972	
11	3000	身2生3・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,296	
11	3001	身2生3・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,620	
11	3002	身2生3・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,944	
11	9394	身2生3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				583	
11	9395	身2生3・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		729	
11	9396	身2生3・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		875	
11	9397	身2生3・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,166	
11	9398	身2生3・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,458	
11	9399	身2生3・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,749	
11	9400	身2生3・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					453	
11	9401	身2生3・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		567	
11	9402	身2生3・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		680	
11	9403	身2生3・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			906	
11	9404	身2生3・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,133	
11	9405	身2生3・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,360	
11	9406	身2生3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				408	
11	9407	身2生3・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		510	
11	9408	身2生3・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		613	
11	9409	身2生3・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			816	
11	9410	身2生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,021	
11	9411	身2生3・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,224	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
項目											
11 3009	身体3・Ⅲ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	1時間以上1時間半未満 564 単位					特定事業所加算(Ⅲ)	620	1回につき
11 3010	身体3・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		776	
11 3011	身体3・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		931	
11 3012	身体3・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,241	
11 3013	身体3・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	1,551	
11 3014	身体3・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,861	
11 9412	身体3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				559	
11 9413	身体3・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		699	
11 9414	身体3・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		838	
11 9415	身体3・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,118	
11 9416	身体3・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,397	
11 9417	身体3・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,676	
11 9418	身体3・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					435	
11 9419	身体3・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		543	
11 9420	身体3・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		652	
11 9421	身体3・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			869	
11 9422	身体3・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,087	
11 9423	身体3・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,304	
11 9424	身体3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				392	
11 9425	身体3・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		490	
11 9426	身体3・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		587	
11 9427	身体3・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			783	
11 9428	身体3・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		979	
11 9429	身体3・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,175	
11 3021	身3生1・Ⅲ			身体介護1時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					694	
11 3022	身3生1・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		868	
11 3023	身3生1・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,042	
11 3024	身3生1・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,388	
11 3025	身3生1・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,736	
11 3026	身3生1・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		2,082	
11 9430	身3生1・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				625	
11 9431	身3生1・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		781	
11 9432	身3生1・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		937	
11 9433	身3生1・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,250	
11 9434	身3生1・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,562	
11 9435	身3生1・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,874	
11 9436	身3生1・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					486	
11 9437	身3生1・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		608	
11 9438	身3生1・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		729	
11 9439	身3生1・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			972	
11 9440	身3生1・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,216	
11 9441	身3生1・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,459	
11 9442	身3生1・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				438	
11 9443	身3生1・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		548	
11 9444	身3生1・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		657	
11 9445	身3生1・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			876	
11 9446	身3生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,095	
11 9447	身3生1・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,313	
11 3033	身3生2・Ⅲ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					768	
11 3034	身3生2・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		960	
11 3035	身3生2・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,152	
11 3036	身3生2・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,536	
11 3037	身3生2・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,920	
11 3038	身3生2・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		2,303	
11 9448	身3生2・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				691	
11 9449	身3生2・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		864	
11 9450	身3生2・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,036	
11 9451	身3生2・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,382	
11 9452	身3生2・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,727	
11 9453	身3生2・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		2,072	
11 9454	身3生2・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					538	
11 9455	身3生2・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		672	
11 9456	身3生2・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		807	
11 9457	身3生2・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			1,076	
11 9458	身3生2・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,345	
11 9459	身3生2・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,614	
11 9460	身3生2・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				484	
11 9461	身3生2・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		605	
11 9462	身3生2・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		726	
11 9463	身3生2・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			968	
11 9464	身3生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,210	
11 9465	身3生2・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,452	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	3045	身3生3・Ⅲ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護1時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 単位	生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅲ）	842	1回につき
11	3046	身3生3・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,052	
11	3047	身3生3・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,263	
11	3048	身3生3・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,683	
11	3049	身3生3・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	2,104	
11	3050	身3生3・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,525	
11	9466	身3生3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					758	
11	9467	身3生3・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		947	
11	9468	身3生3・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,137	
11	9469	身3生3・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,516	
11	9470	身3生3・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,895	
11	9471	身3生3・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,274	
11	9472	身3生3・初任・Ⅲ						介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				590	
11	9473	身3生3・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		737	
11	9474	身3生3・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		884	
11	9475	身3生3・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,179	
11	9476	身3生3・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,474	
11	9477	身3生3・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,769	
11	9478	身3生3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					530	
11	9479	身3生3・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		663	
11	9480	身3生3・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		795	
11	9481	身3生3・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,060	
11	9482	身3生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,326	
11	9483	身3生3・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,591	
11	3057	身体4・Ⅲ			1時間半以上2時間未満 564 ＋ 1 × 80 単位							708	
11	3058	身体4・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		886	
11	3059	身体4・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,063	
11	3060	身体4・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,417	
11	3061	身体4・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,771	
11	3062	身体4・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,125	
11	9484	身体4・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					638	
11	9485	身体4・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		798	
11	9486	身体4・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		957	
11	9487	身体4・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,276	
11	9488	身体4・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,595	
11	9489	身体4・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,914	
11	9490	身体4・初任・Ⅲ						介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				496	
11	9491	身体4・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		620	
11	9492	身体4・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		745	
11	9493	身体4・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			992	
11	9494	身体4・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,241	
11	9495	身体4・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,488	
11	9496	身体4・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					447	
11	9497	身体4・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		559	
11	9498	身体4・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		670	
11	9499	身体4・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			893	
11	9500	身体4・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,117	
11	9501	身体4・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,340	
11	3069	身4生1・Ⅲ			身体介護2時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 1 × 80 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						782	
11	3070	身4生1・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		978	
11	3071	身4生1・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,174	
11	3072	身4生1・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,564	
11	3073	身4生1・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,956	
11	3074	身4生1・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,346	
11	9502	身4生1・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					704	
11	9503	身4生1・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		880	
11	9504	身4生1・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,056	
11	9505	身4生1・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,408	
11	9506	身4生1・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,760	
11	9507	身4生1・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,112	
11	9508	身4生1・初任・Ⅲ						介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				548	
11	9509	身4生1・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		685	
11	9510	身4生1・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		822	
11	9511	身4生1・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,096	
11	9512	身4生1・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,370	
11	9513	身4生1・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,643	
11	9514	身4生1・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					493	
11	9515	身4生1・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		616	
11	9516	身4生1・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		739	
11	9517	身4生1・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			986	
11	9518	身4生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,232	
11	9519	身4生1・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,478	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	3081	身4生2・Ⅲ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護2時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 1 × 80 単位	生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅲ）	856	1回につき
11	3082	身4生2・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,070	
11	3083	身4生2・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,284	
11	3084	身4生2・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,712	
11	3085	身4生2・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	2,140	
11	3086	身4生2・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,567	
11	9520	身4生2・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				770	
11	9521	身4生2・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		963	
11	9522	身4生2・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,155	
11	9523	身4生2・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,540	
11	9524	身4生2・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,925	
11	9525	身4生2・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,310	
11	9526	身4生2・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					600	
11	9527	身4生2・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		749	
11	9528	身4生2・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		900	
11	9529	身4生2・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,199	
11	9530	身4生2・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,499	
11	9531	身4生2・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,799	
11	9532	身4生2・初任・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				540	
11	9533	身4生2・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		675	
11	9534	身4生2・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		811	
11	9535	身4生2・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,080	
11	9536	身4生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,351	
11	9537	身4生2・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,620	
11	3093	身4生3・Ⅲ				生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						930	
11	3094	身4生3・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,162	
11	3095	身4生3・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,395	
11	3096	身4生3・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,859	
11	3097	身4生3・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,324	
11	3098	身4生3・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,789	
11	9538	身4生3・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				837	
11	9539	身4生3・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,046	
11	9540	身4生3・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,256	
11	9541	身4生3・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,674	
11	9542	身4生3・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,093	
11	9543	身4生3・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,511	
11	9544	身4生3・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					651	
11	9545	身4生3・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		814	
11	9546	身4生3・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		977	
11	9547	身4生3・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,302	
11	9548	身4生3・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,628	
11	9549	身4生3・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,954	
11	9550	身4生3・初任・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				586	
11	9551	身4生3・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		733	
11	9552	身4生3・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		880	
11	9553	身4生3・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,173	
11	9554	身4生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,466	
11	9555	身4生3・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,759	
11	3105	身体5・Ⅲ			2時間以上2時間半未満 564 ＋ 2 × 80 単位							796	
11	3106	身体5・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		996	
11	3107	身体5・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,195	
11	3108	身体5・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,593	
11	3109	身体5・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,991	
11	3110	身体5・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,389	
11	9556	身体5・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				717	
11	9557	身体5・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		897	
11	9558	身体5・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,076	
11	9559	身体5・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,434	
11	9560	身体5・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,793	
11	9561	身体5・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,152	
11	9562	身体5・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					558	
11	9563	身体5・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		697	
11	9564	身体5・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		837	
11	9565	身体5・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,115	
11	9566	身体5・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,395	
11	9567	身体5・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,673	
11	9568	身体5・初任・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				502	
11	9569	身体5・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		627	
11	9570	身体5・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		752	
11	9571	身体5・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,003	
11	9572	身体5・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,254	
11	9573	身体5・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,505	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
11	3117	身5生1・Ⅲ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護2時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 2 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅲ）		870	1回につき
11	3118	身5生1・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,088	
11	3119	身5生1・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,306	
11	3120	身5生1・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,740	
11	3121	身5生1・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		10% 加算	2,176	
11	3122	身5生1・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,610	
11	9574	身5生1・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					783	
11	9575	身5生1・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			979	
11	9576	身5生1・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,175	
11	9577	身5生1・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,566	
11	9578	身5生1・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,958	
11	9579	身5生1・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,350	
11	9580	身5生1・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						609	
11	9581	身5生1・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			762	
11	9582	身5生1・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			914	
11	9583	身5生1・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,219	
11	9584	身5生1・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,524	
11	9585	身5生1・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,828	
11	9586	身5生1・初任・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					549	
11	9587	身5生1・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			686	
11	9588	身5生1・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			824	
11	9589	身5生1・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,098	
11	9590	身5生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,373	
11	9591	身5生1・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,647	
11	3129	身5生2・Ⅲ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位							944	
11	3130	身5生2・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,180	
11	3131	身5生2・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,416	
11	3132	身5生2・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,888	
11	3133	身5生2・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,360	
11	3134	身5生2・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,831	
11	9592	身5生2・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					849	
11	9593	身5生2・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,062	
11	9594	身5生2・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,274	
11	9595	身5生2・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,698	
11	9596	身5生2・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,123	
11	9597	身5生2・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,548	
11	9598	身5生2・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						661	
11	9599	身5生2・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			826	
11	9600	身5生2・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			992	
11	9601	身5生2・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,322	
11	9602	身5生2・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,653	
11	9603	身5生2・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,983	
11	9604	身5生2・初任・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					595	
11	9605	身5生2・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			744	
11	9606	身5生2・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			893	
11	9607	身5生2・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,190	
11	9608	身5生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,488	
11	9609	身5生2・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,785	
11	3141	身5生3・Ⅲ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位							1,018	
11	3142	身5生3・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,272	
11	3143	身5生3・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,527	
11	3144	身5生3・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,035	
11	3145	身5生3・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,544	
11	3146	身5生3・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			3,053	
11	9610	身5生3・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					916	
11	9611	身5生3・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,145	
11	9612	身5生3・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,375	
11	9613	身5生3・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,833	
11	9614	身5生3・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,291	
11	9615	身5生3・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,749	
11	9616	身5生3・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						713	
11	9617	身5生3・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			891	
11	9618	身5生3・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,069	
11	9619	身5生3・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,426	
11	9620	身5生3・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,782	
11	9621	身5生3・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,138	
11	9622	身5生3・初任・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					641	
11	9623	身5生3・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			802	
11	9624	身5生3・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			963	
11	9625	身5生3・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,283	
11	9626	身5生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,604	
11	9627	身5生3・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,924	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	3153	身体6・Ⅲ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	2時間半以上3時間未満 564 ＋ 3 × 80 単位						特定事業所加算（Ⅲ）	884	1回につき
11	3154	身体6・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,106	
11	3155	身体6・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,327	
11	3156	身体6・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,769	
11	3157	身体6・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	2,211	
11	3158	身体6・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,653	
11	9628	身体6・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					796	
11	9629	身体6・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		996	
11	9630	身体6・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,195	
11	9631	身体6・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,593	
11	9632	身体6・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,991	
11	9633	身体6・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,389	
11	9634	身体6・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						619	
11	9635	身体6・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		774	
11	9636	身体6・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		930	
11	9637	身体6・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,239	
11	9638	身体6・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,549	
11	9639	身体6・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,858	
11	9640	身体6・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					558	
11	9641	身体6・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		697	
11	9642	身体6・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		837	
11	9643	身体6・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,115	
11	9644	身体6・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,395	
11	9645	身体6・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,673	
11	3165	身6生1・Ⅲ			身体介護3時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 3 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						958	
11	3166	身6生1・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,198	
11	3167	身6生1・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,438	
11	3168	身6生1・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,916	
11	3169	身6生1・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,396	
11	3170	身6生1・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,874	
11	9646	身6生1・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					862	
11	9647	身6生1・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,078	
11	9648	身6生1・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,294	
11	9649	身6生1・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,725	
11	9650	身6生1・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,156	
11	9651	身6生1・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,587	
11	9652	身6生1・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					671	
11	9653	身6生1・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		839	
11	9654	身6生1・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,007	
11	9655	身6生1・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,342	
11	9656	身6生1・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,678	
11	9657	身6生1・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,013	
11	9658	身6生1・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					604	
11	9659	身6生1・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		755	
11	9660	身6生1・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		906	
11	9661	身6生1・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,208	
11	9662	身6生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,510	
11	9663	身6生1・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,812	
11	3177	身6生2・Ⅲ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						1,032	
11	3178	身6生2・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,290	
11	3179	身6生2・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,548	
11	3180	身6生2・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				2,064	
11	3181	身6生2・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,580	
11	3182	身6生2・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		3,095	
11	9664	身6生2・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					928	
11	9665	身6生2・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,161	
11	9666	身6生2・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,393	
11	9667	身6生2・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,857	
11	9668	身6生2・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,321	
11	9669	身6生2・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,785	
11	9670	身6生2・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					723	
11	9671	身6生2・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		903	
11	9672	身6生2・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,085	
11	9673	身6生2・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,445	
11	9674	身6生2・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,807	
11	9675	身6生2・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,168	
11	9676	身6生2・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					650	
11	9677	身6生2・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		813	
11	9678	身6生2・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		976	
11	9679	身6生2・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,300	
11	9680	身6生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,626	
11	9681	身6生2・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,950	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	3189	身6生3・Ⅲ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護3時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 3 × 80 単位	生活援助 70分以上 行った場合 ＋ 3 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅲ）	1,106	1回につき
11	3190	身6生3・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,382	
11	3191	身6生3・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,659	
11	3192	身6生3・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,211	
11	3193	身6生3・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	2,764	
11	3194	身6生3・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		3,317	
11	9682	身6生3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					996	
11	9683	身6生3・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,244	
11	9684	身6生3・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,494	
11	9685	身6生3・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,991	
11	9686	身6生3・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,489	
11	9687	身6生3・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,987	
11	9688	身6生3・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					774	
11	9689	身6生3・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		968	
11	9690	身6生3・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,162	
11	9691	身6生3・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,549	
11	9692	身6生3・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,936	
11	9693	身6生3・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,323	
11	9694	身6生3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					697	
11	9695	身6生3・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		872	
11	9696	身6生3・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,046	
11	9697	身6生3・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,395	
11	9698	身6生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,744	
11	9699	身6生3・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,092	
11	3201	身体7・Ⅲ			3時間以上 3時間半未満 564 ＋ 4 × 80 単位							972	
11	3202	身体7・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,216	
11	3203	身体7・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,459	
11	3204	身体7・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,945	
11	3205	身体7・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,431	
11	3206	身体7・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,917	
11	9700	身体7・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					876	
11	9701	身体7・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,095	
11	9702	身体7・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,313	
11	9703	身体7・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,751	
11	9704	身体7・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,189	
11	9705	身体7・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,627	
11	9706	身体7・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					681	
11	9707	身体7・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		851	
11	9708	身体7・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,022	
11	9709	身体7・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,362	
11	9710	身体7・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,703	
11	9711	身体7・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,043	
11	9712	身体7・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					613	
11	9713	身体7・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		766	
11	9714	身体7・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		920	
11	9715	身体7・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,225	
11	9716	身体7・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,532	
11	9717	身体7・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,838	
11	3216	身7生1・Ⅲ			身体介護3時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 4 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						1,046	
11	3217	身7生1・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,308	
11	3218	身7生1・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,570	
11	3219	身7生1・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,092	
11	3220	身7生1・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,616	
11	3224	身7生1・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		3,138	
11	9718	身7生1・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					942	
11	9719	身7生1・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,177	
11	9720	身7生1・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,412	
11	9721	身7生1・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,883	
11	9722	身7生1・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,354	
11	9723	身7生1・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,825	
11	9724	身7生1・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					733	
11	9725	身7生1・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		916	
11	9726	身7生1・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,099	
11	9727	身7生1・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,465	
11	9728	身7生1・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,832	
11	9729	身7生1・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,198	
11	9730	身7生1・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					659	
11	9731	身7生1・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		824	
11	9732	身7生1・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		989	
11	9733	身7生1・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,318	
11	9734	身7生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,648	
11	9735	身7生1・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,977	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	3234	身7生2・Ⅲ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護3時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 4 × 80 単位	生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅲ）	1,120	1回につき
11	3235	身7生2・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,400	
11	3236	身7生2・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,680	
11	3237	身7生2・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,240	
11	3238	身7生2・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算	2,800	
11	3239	身7生2・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		3,359	
11	9736	身7生2・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,008	
11	9737	身7生2・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,260	
11	9738	身7生2・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,511	
11	9739	身7生2・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,015	
11	9740	身7生2・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,519	
11	9741	身7生2・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		3,023	
11	9742	身7生2・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					784	
11	9743	身7生2・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		980	
11	9744	身7生2・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,177	
11	9745	身7生2・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,569	
11	9746	身7生2・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,961	
11	9747	身7生2・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,353	
11	9748	身7生2・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					706	
11	9749	身7生2・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		883	
11	9750	身7生2・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,059	
11	9751	身7生2・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,412	
11	9752	身7生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,766	
11	9753	身7生2・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,119	
11	3249	身7生3・Ⅲ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1,194	
11	3250	身7生3・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,492	
11	3251	身7生3・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,791	
11	3252	身7生3・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,387	
11	3253	身7生3・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,984	
11	3254	身7生3・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		3,581	
11	9754	身7生3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,075	
11	9755	身7生3・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,343	
11	9756	身7生3・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,613	
11	9757	身7生3・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,149	
11	9758	身7生3・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,687	
11	9759	身7生3・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		3,224	
11	9760	身7生3・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					836	
11	9761	身7生3・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,045	
11	9762	身7生3・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,254	
11	9763	身7生3・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,672	
11	9764	身7生3・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,090	
11	9765	身7生3・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,508	
11	9766	身7生3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					752	
11	9767	身7生3・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		941	
11	9768	身7生3・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,129	
11	9769	身7生3・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,505	
11	9770	身7生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,881	
11	9771	身7生3・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,257	
11	3261	身体8・Ⅲ			3時間半以上4時間未満 564 ＋ 5 × 80 単位							1,060	
11	3262	身体8・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,326	
11	3263	身体8・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,591	
11	3264	身体8・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,121	
11	3265	身体8・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,651	
11	3266	身体8・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		3,181	
11	9772	身体8・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					955	
11	9773	身体8・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,194	
11	9774	身体8・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,432	
11	9775	身体8・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,910	
11	9776	身体8・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,387	
11	9777	身体8・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,864	
11	9778	身体8・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					743	
11	9779	身体8・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		928	
11	9780	身体8・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,114	
11	9781	身体8・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,485	
11	9782	身体8・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,857	
11	9783	身体8・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,228	
11	9784	身体8・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					669	
11	9785	身体8・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		836	
11	9786	身体8・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		1,003	
11	9787	身体8・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,338	
11	9788	身体8・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,672	
11	9789	身体8・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算		2,006	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
11	3273	身8生1・Ⅲ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護4時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 5 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅲ）		1,134	1回につき
11	3274	身8生1・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,418	
11	3275	身8生1・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,702	
11	3276	身8生1・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,268	
11	3277	身8生1・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		10% 加算	2,836	
11	3278	身8生1・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			3,402	
11	9790	身8生1・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						1,021	
11	9791	身8生1・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,276	
11	9792	身8生1・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,531	
11	9793	身8生1・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,042	
11	9794	身8生1・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,552	
11	9795	身8生1・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			3,062	
11	9796	身8生1・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						794	
11	9797	身8生1・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			993	
11	9798	身8生1・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,191	
11	9799	身8生1・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,588	
11	9800	身8生1・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,986	
11	9801	身8生1・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,383	
11	9802	身8生1・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						715	
11	9803	身8生1・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			894	
11	9804	身8生1・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,073	
11	9805	身8生1・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,430	
11	9806	身8生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,788	
11	9807	身8生1・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,145	
11	3285	身8生2・Ⅲ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位							1,208	
11	3286	身8生2・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,510	
11	3287	身8生2・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,812	
11	3288	身8生2・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,416	
11	3289	身8生2・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			3,020	
11	3290	身8生2・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			3,623	
11	9808	身8生2・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						1,087	
11	9809	身8生2・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,359	
11	9810	身8生2・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,630	
11	9811	身8生2・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,174	
11	9812	身8生2・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,717	
11	9813	身8生2・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			3,260	
11	9814	身8生2・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						846	
11	9815	身8生2・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,057	
11	9816	身8生2・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,269	
11	9817	身8生2・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,692	
11	9818	身8生2・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,115	
11	9819	身8生2・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,538	
11	9820	身8生2・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						761	
11	9821	身8生2・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			952	
11	9822	身8生2・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,142	
11	9823	身8生2・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,522	
11	9824	身8生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,903	
11	9825	身8生2・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,284	
11	3297	身8生3・Ⅲ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位							1,282	
11	3298	身8生3・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,602	
11	3299	身8生3・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,923	
11	3300	身8生3・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,563	
11	3301	身8生3・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			3,204	
11	3302	身8生3・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			3,845	
11	9826	身8生3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						1,154	
11	9827	身8生3・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,442	
11	9828	身8生3・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,731	
11	9829	身8生3・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,308	
11	9830	身8生3・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,885	
11	9831	身8生3・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			3,462	
11	9832	身8生3・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						898	
11	9833	身8生3・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,122	
11	9834	身8生3・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,346	
11	9835	身8生3・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,795	
11	9836	身8生3・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,244	
11	9837	身8生3・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,693	
11	9838	身8生3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						807	
11	9839	身8生3・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,010	
11	9840	身8生3・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			1,211	
11	9841	身8生3・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,615	
11	9842	身8生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,019	
11	9843	身8生3・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算			2,422	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
11	3309	身体9・Ⅲ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	4時間以上 564 ＋ m × 80 単位 m：1時間から計算して30分を増すごとのきざみ数							特定事業所加算（Ⅲ）		1回につき
11	3310	身体9・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	3314	身体9・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	3315	身体9・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	3316	身体9・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算		10% 加算		
11	3317	身体9・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9844	身体9・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9845	身体9・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9846	身体9・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9847	身体9・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9848	身体9・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9849	身体9・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9850	身体9・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%							
11	9851	身体9・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9852	身体9・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9853	身体9・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9854	身体9・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9855	身体9・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9856	身体9・初任・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9857	身体9・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9858	身体9・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9859	身体9・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9860	身体9・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9861	身体9・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	3327	身9生1・Ⅲ			身体介護4時間以上に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ m × 80 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位								
11	3328	身9生1・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	3329	身9生1・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	3330	身9生1・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	3334	身9生1・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	3335	身9生1・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9862	身9生1・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9863	身9生1・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9864	身9生1・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9865	身9生1・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9866	身9生1・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9867	身9生1・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9868	身9生1・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%							
11	9869	身9生1・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9870	身9生1・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9871	身9生1・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9872	身9生1・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9873	身9生1・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9874	身9生1・初任・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9875	身9生1・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9876	身9生1・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9877	身9生1・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9878	身9生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9879	身9生1・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	3345	身9生2・Ⅲ				生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位								
11	3346	身9生2・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	3347	身9生2・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	3348	身9生2・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	3349	身9生2・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	3350	身9生2・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9880	身9生2・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9881	身9生2・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9882	身9生2・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9883	身9生2・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9884	身9生2・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9885	身9生2・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9886	身9生2・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%							
11	9887	身9生2・初任・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9888	身9生2・初任・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9889	身9生2・初任・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9890	身9生2・初任・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9891	身9生2・初任・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9892	身9生2・初任・同・Ⅲ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	9893	身9生2・初任・同・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9894	身9生2・初任・同・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				
11	9895	身9生2・初任・同・2人・Ⅲ							2人の介護員等の場合 × 200%					
11	9896	身9生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ								夜間早朝の場合 25% 加算				
11	9897	身9生2・初任・同・2人・深・Ⅲ								深夜の場合 50% 加算				

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	3357	身9生3・Ⅲ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護4時間以上に引続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ m × 80 単位	生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位				特定事業所加算（Ⅲ）		1回につき
11	3358	身9生3・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	3359	身9生3・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算			
11	3360	身9生3・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	3361	身9生3・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算	10% 加算		
11	3362	身9生3・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算			
11	9898	身9生3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	9899	身9生3・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9900	身9生3・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算			
11	9901	身9生3・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	9902	身9生3・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9903	身9生3・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算			
11	9904	身9生3・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					
11	9905	身9生3・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9906	身9生3・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算			
11	9907	身9生3・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	9908	身9生3・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9909	身9生3・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算			
11	9910	身9生3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	9911	身9生3・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9912	身9生3・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算			
11	9913	身9生3・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	9914	身9生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	9915	身9生3・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算			
11	8049	生活2・Ⅲ	ロ生活援助が中心	(1)20分以上45分未満 183 単位							201	
11	8050	生活2・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		252	
11	8051	生活2・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		303	
11	8052	生活2・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			403	
11	8053	生活2・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		504	
11	8054	生活2・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		604	
11	9916	生活2・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				182	
11	9917	生活2・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		227	
11	9918	生活2・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		273	
11	9919	生活2・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			363	
11	9920	生活2・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		454	
11	9921	生活2・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		545	
11	9922	生活2・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				141	
11	9923	生活2・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		176	
11	9924	生活2・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		211	
11	9925	生活2・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			282	
11	9926	生活2・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		352	
11	9927	生活2・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		422	
11	9928	生活2・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				127	
11	9929	生活2・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		158	
11	9930	生活2・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		190	
11	9931	生活2・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			253	
11	9932	生活2・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		317	
11	9933	生活2・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		380	
11	8061	生活3・Ⅲ		(2)45分以上 225 単位							248	
11	8062	生活3・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		309	
11	8063	生活3・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		372	
11	8064	生活3・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			495	
11	8065	生活3・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		619	
11	8066	生活3・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		743	
11	9934	生活3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				223	
11	9935	生活3・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		279	
11	9936	生活3・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		336	
11	9937	生活3・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			447	
11	9938	生活3・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		559	
11	9939	生活3・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		670	
11	9940	生活3・初任・Ⅲ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				174	
11	9941	生活3・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		218	
11	9942	生活3・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		261	
11	9943	生活3・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			348	
11	9944	生活3・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		435	
11	9945	生活3・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		521	
11	9946	生活3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				156	
11	9947	生活3・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		196	
11	9948	生活3・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		234	
11	9949	生活3・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			312	
11	9950	生活3・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		391	
11	9951	生活3・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		469	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
11	8171	通院等乗降介助・Ⅲ	ハ 通院等乗降介助 97 単位				特定事業所加算（Ⅲ） 10% 加算	107	1回につき
11	8172	通院等乗降介助・夜・Ⅲ				夜間早朝の場合 25% 加算		133	
11	8173	通院等乗降介助・深・Ⅲ				深夜の場合 50% 加算		161	
11	9952	通院等乗降介助・同・Ⅲ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			96	
11	9953	通院等乗降介助・同・夜・Ⅲ				夜間早朝の場合 25% 加算		120	
11	9954	通院等乗降介助・同・深・Ⅲ				深夜の場合 50% 加算		144	
11	9955	通院等乗降介助・初任・Ⅲ		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				75	
11	9956	通院等乗降介助・初任・夜・Ⅲ				夜間早朝の場合 25% 加算		94	
11	9957	通院等乗降介助・初任・深・Ⅲ				深夜の場合 50% 加算		112	
11	9958	通院等乗降介助・初任・同・Ⅲ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			67	
11	9959	通院等乗降介助・初任・同・夜・Ⅲ				夜間早朝の場合 25% 加算		84	
11	9960	通院等乗降介助・初任・同・深・Ⅲ				深夜の場合 50% 加算		101	

特定事業所加算(Ⅳ)が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	5345	身体01・Ⅳ	イ 身体介護が中心	(1)20分未満 165 単位					特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	173	1回につき
11	5346	身体01・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		216	
11	5347	身体01・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		260	
11	5348	身体01・2人・Ⅳ					2人の介護員等の場合 × 200%			347	
11	5349	身体01・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		434	
11	5350	身体01・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		520	
11	5351	身体01・同・Ⅳ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				156	
11	5352	身体01・同・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		195	
11	5353	身体01・同・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		235	
11	5354	身体01・同・2人・Ⅳ					2人の介護員等の場合 × 200%			313	
11	5355	身体01・同・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		392	
11	5356	身体01・同・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		469	
11	5357	身体01・初任・Ⅳ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					122	
11	5358	身体01・初任・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		152	
11	5359	身体01・初任・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		183	
11	5360	身体01・初任・2人・Ⅳ					2人の介護員等の場合 × 200%			244	
11	5361	身体01・初任・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		305	
11	5362	身体01・初任・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		365	
11	5363	身体01・初任・同・Ⅳ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				109	
11	5364	身体01・初任・同・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		137	
11	5365	身体01・初任・同・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		164	
11	5366	身体01・初任・同・2人・Ⅳ					2人の介護員等の場合 × 200%			218	
11	5367	身体01・初任・同・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		273	
11	5368	身体01・初任・同・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		328	
11	5369	身体02・Ⅳ		(1)20分未満 165 単位 ※頻回の訪問として行う場合						173	
11	5370	身体02・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		216	
11	5371	身体02・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		260	
11	5372	身体02・2人・Ⅳ					2人の介護員等の場合 × 200%			347	
11	5373	身体02・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		434	
11	5374	身体02・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		520	
11	5375	身体02・同・Ⅳ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				156	
11	5376	身体02・同・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		195	
11	5377	身体02・同・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		235	
11	5378	身体02・同・2人・Ⅳ					2人の介護員等の場合 × 200%			313	
11	5379	身体02・同・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		392	
11	5380	身体02・同・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		469	
11	5381	身体02・初任・Ⅳ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					122	
11	5382	身体02・初任・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		152	
11	5383	身体02・初任・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		183	
11	5384	身体02・初任・2人・Ⅳ					2人の介護員等の場合 × 200%			244	
11	5385	身体02・初任・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		305	
11	5386	身体02・初任・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		365	
11	5387	身体02・初任・同・Ⅳ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				109	
11	5388	身体02・初任・同・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		137	
11	5389	身体02・初任・同・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		164	
11	5390	身体02・初任・同・2人・Ⅳ					2人の介護員等の場合 × 200%			218	
11	5391	身体02・初任・同・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		273	
11	5392	身体02・初任・同・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		328	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	5393	身体1・Ⅳ	イ身体介護が中心	(2)20分以上30分未満 245 単位					特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	257	1回につき
11	5394	身体1・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		321	
11	5395	身体1・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		386	
11	5396	身体1・2人・Ⅳ				2人の介護員等の場合 × 200%				515	
11	5397	身体1・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		644	
11	5398	身体1・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		772	
11	5399	身体1・同・Ⅳ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					232	
11	5400	身体1・同・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		290	
11	5401	身体1・同・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		349	
11	5402	身体1・同・2人・Ⅳ				2人の介護員等の場合 × 200%				464	
11	5403	身体1・同・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		581	
11	5404	身体1・同・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		696	
11	5405	身体1・初任・Ⅳ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					181	
11	5406	身体1・初任・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		226	
11	5407	身体1・初任・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		271	
11	5408	身体1・初任・2人・Ⅳ				2人の介護員等の場合 × 200%				361	
11	5409	身体1・初任・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		452	
11	5410	身体1・初任・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		542	
11	5415	身体1・初任・同・Ⅳ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					163	
11	5416	身体1・初任・同・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		204	
11	5417	身体1・初任・同・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		245	
11	5418	身体1・初任・同・2人・Ⅳ				2人の介護員等の場合 × 200%				326	
11	5419	身体1・初任・同・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		407	
11	5420	身体1・初任・同・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		488	
11	5445	身1生1・Ⅳ		(2)に引き続き生活援助が中心であるとき 245 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					328	
11	5446	身1生1・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		410	
11	5447	身1生1・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		491	
11	5448	身1生1・2人・Ⅳ				2人の介護員等の場合 × 200%				655	
11	5449	身1生1・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		819	
11	5450	身1生1・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		983	
11	5451	身1生1・同・Ⅳ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					295	
11	5452	身1生1・同・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		369	
11	5453	身1生1・同・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		443	
11	5454	身1生1・同・2人・Ⅳ				2人の介護員等の場合 × 200%				590	
11	5455	身1生1・同・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		738	
11	5456	身1生1・同・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		885	
11	5457	身1生1・初任・Ⅳ			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					229	
11	5458	身1生1・初任・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		287	
11	5459	身1生1・初任・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		343	
11	5460	身1生1・初任・2人・Ⅳ				2人の介護員等の場合 × 200%				458	
11	5461	身1生1・初任・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		572	
11	5462	身1生1・初任・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		687	
11	5463	身1生1・初任・同・Ⅳ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					206	
11	5464	身1生1・初任・同・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		257	
11	5465	身1生1・初任・同・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		309	
11	5466	身1生1・初任・同・2人・Ⅳ				2人の介護員等の場合 × 200%				412	
11	5467	身1生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ						夜間早朝の場合 25% 加算		515	
11	5468	身1生1・初任・同・2人・深・Ⅳ						深夜の場合 50% 加算		617	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	5469	身1生2・Ⅳ	イ 身体介護が中心	(2)に引き続き生活援助が中心であるとき 245 単位	生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	398	1回につき
11	5470	身1生2・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		498	
11	5471	身1生2・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		597	
11	5472	身1生2・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			796	
11	5473	身1生2・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		995	
11	5474	身1生2・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		1,194	
11	5475	身1生2・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				358	
11	5476	身1生2・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		447	
11	5477	身1生2・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		538	
11	5478	身1生2・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			716	
11	5479	身1生2・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		896	
11	5480	身1生2・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		1,074	
11	5481	身1生2・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					278	
11	5482	身1生2・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		348	
11	5483	身1生2・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		418	
11	5484	身1生2・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			557	
11	5485	身1生2・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		696	
11	5486	身1生2・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		835	
11	5487	身1生2・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				251	
11	5488	身1生2・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		314	
11	5489	身1生2・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		377	
11	5490	身1生2・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			502	
11	5491	身1生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		628	
11	5492	身1生2・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		753	
11	5493	身1生3・Ⅳ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						468	
11	5494	身1生3・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		586	
11	5495	身1生3・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		702	
11	5496	身1生3・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			937	
11	5497	身1生3・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,171	
11	5498	身1生3・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		1,405	
11	5499	身1生3・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				421	
11	5500	身1生3・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		526	
11	5501	身1生3・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		632	
11	5502	身1生3・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			842	
11	5503	身1生3・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,053	
11	5504	身1生3・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		1,263	
11	5505	身1生3・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					328	
11	5506	身1生3・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		410	
11	5507	身1生3・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		491	
11	5508	身1生3・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			655	
11	5509	身1生3・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		819	
11	5510	身1生3・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		983	
11	5515	身1生3・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				295	
11	5516	身1生3・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		369	
11	5517	身1生3・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		443	
11	5518	身1生3・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			590	
11	5519	身1生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		738	
11	5520	身1生3・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		885	
11	5545	身体2・Ⅳ		(3)30分以上1時間未満 388 単位							407	
11	5546	身体2・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		509	
11	5547	身体2・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		611	
11	5548	身体2・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			815	
11	5549	身体2・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,019	
11	5550	身体2・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		1,222	
11	5551	身体2・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				366	
11	5552	身体2・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		458	
11	5553	身体2・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		550	
11	5554	身体2・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			733	
11	5555	身体2・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		917	
11	5556	身体2・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		1,099	
11	5557	身体2・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					286	
11	5558	身体2・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		357	
11	5559	身体2・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		428	
11	5560	身体2・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			571	
11	5561	身体2・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		714	
11	5562	身体2・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		857	
11	5563	身体2・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				257	
11	5564	身体2・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		321	
11	5565	身体2・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		386	
11	5566	身体2・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			515	
11	5567	身体2・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		644	
11	5568	身体2・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		772	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	5569	身2生1・Ⅳ	イ身体介護が中心	(3)に引き続き生活援助が中心であるとき 388 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	478	1回につき
11	5570	身2生1・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			597	
11	5571	身2生1・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			717	
11	5572	身2生1・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				956	
11	5573	身2生1・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			1,195	
11	5574	身2生1・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,433	
11	5575	身2生1・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					431	
11	5576	身2生1・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			539	
11	5577	身2生1・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			646	
11	5578	身2生1・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				861	
11	5579	身2生1・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			1,076	
11	5580	身2生1・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,292	
11	5581	身2生1・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						335	
11	5582	身2生1・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			419	
11	5583	身2生1・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			503	
11	5584	身2生1・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				670	
11	5585	身2生1・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			838	
11	5586	身2生1・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,005	
11	5587	身2生1・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					301	
11	5588	身2生1・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			377	
11	5589	身2生1・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			453	
11	5590	身2生1・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				603	
11	5591	身2生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			754	
11	5592	身2生1・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			904	
11	5593	身2生2・Ⅳ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位							548	
11	5594	身2生2・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			686	
11	5595	身2生2・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			822	
11	5596	身2生2・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,096	
11	5597	身2生2・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			1,370	
11	5598	身2生2・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,644	
11	5599	身2生2・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					494	
11	5600	身2生2・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			617	
11	5601	身2生2・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			740	
11	5602	身2生2・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				987	
11	5603	身2生2・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			1,234	
11	5604	身2生2・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,481	
11	5605	身2生2・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						383	
11	5606	身2生2・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			479	
11	5607	身2生2・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			575	
11	5608	身2生2・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				767	
11	5609	身2生2・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			959	
11	5610	身2生2・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,150	
11	5615	身2生2・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					345	
11	5616	身2生2・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			432	
11	5617	身2生2・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			519	
11	5618	身2生2・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				691	
11	5619	身2生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			864	
11	5620	身2生2・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,036	
11	5645	身2生3・Ⅳ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位							618	
11	5646	身2生3・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			773	
11	5647	身2生3・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			928	
11	5648	身2生3・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,237	
11	5649	身2生3・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			1,547	
11	5650	身2生3・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,855	
11	5651	身2生3・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					557	
11	5652	身2生3・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			696	
11	5653	身2生3・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			835	
11	5654	身2生3・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,113	
11	5655	身2生3・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			1,391	
11	5656	身2生3・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,670	
11	5657	身2生3・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						433	
11	5658	身2生3・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			541	
11	5659	身2生3・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			649	
11	5660	身2生3・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				865	
11	5661	身2生3・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			1,082	
11	5662	身2生3・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,298	
11	5663	身2生3・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					390	
11	5664	身2生3・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			487	
11	5665	身2生3・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			585	
11	5666	身2生3・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				779	
11	5667	身2生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			974	
11	5668	身2生3・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			1,169	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
11	5669	身体3・Ⅳ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	1時間以上1時間半未満 564 単位							特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	592	1回につき
11	5670	身体3・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			740	
11	5671	身体3・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			888	
11	5672	身体3・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,184	
11	5673	身体3・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,481	
11	5674	身体3・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,777	
11	5675	身体3・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						533	
11	5676	身体3・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			667	
11	5677	身体3・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			800	
11	5678	身体3・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,067	
11	5679	身体3・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,334	
11	5680	身体3・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,600	
11	5681	身体3・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%							415	
11	5682	身体3・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			519	
11	5683	身体3・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			623	
11	5684	身体3・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				830	
11	5685	身体3・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,037	
11	5686	身体3・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,244	
11	5687	身体3・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						374	
11	5688	身体3・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			467	
11	5689	身体3・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			561	
11	5690	身体3・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				748	
11	5691	身体3・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			935	
11	5692	身体3・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,121	
11	5693	身3生1・Ⅳ			身体介護1時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位							663	
11	5694	身3生1・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			828	
11	5695	身3生1・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			994	
11	5696	身3生1・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,325	
11	5697	身3生1・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,657	
11	5698	身3生1・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,988	
11	5699	身3生1・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						596	
11	5700	身3生1・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			746	
11	5701	身3生1・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			895	
11	5702	身3生1・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,193	
11	5703	身3生1・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,491	
11	5704	身3生1・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,789	
11	5705	身3生1・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						464	
11	5706	身3生1・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			581	
11	5707	身3生1・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			696	
11	5708	身3生1・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				928	
11	5709	身3生1・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,160	
11	5710	身3生1・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,392	
11	5715	身3生1・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						418	
11	5716	身3生1・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			523	
11	5717	身3生1・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			627	
11	5718	身3生1・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				836	
11	5719	身3生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,045	
11	5720	身3生1・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,254	
11	6451	身3生2・Ⅳ				生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位							733	
11	6452	身3生2・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			917	
11	6453	身3生2・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,099	
11	6454	身3生2・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,466	
11	6455	身3生2・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,832	
11	6456	身3生2・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,199	
11	6457	身3生2・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						659	
11	6458	身3生2・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			824	
11	6459	身3生2・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			989	
11	6460	身3生2・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,319	
11	6461	身3生2・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,649	
11	6462	身3生2・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,978	
11	6463	身3生2・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						513	
11	6464	身3生2・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			642	
11	6465	身3生2・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			771	
11	6466	身3生2・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,027	
11	6467	身3生2・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,284	
11	6468	身3生2・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,540	
11	6469	身3生2・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						462	
11	6470	身3生2・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			578	
11	6471	身3生2・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			693	
11	6472	身3生2・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				924	
11	6473	身3生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,155	
11	6474	身3生2・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,386	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	6475	身3生3・Ⅳ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護1時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 単位	生活援助 70分以上 行った場合 ＋ 3 × 67 単位					特定事業所加算(Ⅳ)	803	1回につき
11	6476	身3生3・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,004	
11	6477	身3生3・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,205	
11	6478	身3生3・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,607	
11	6479	身3生3・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算	5% 加算	2,009	
11	6480	身3生3・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,410	
11	6481	身3生3・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					723	
11	6482	身3生3・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		904	
11	6483	身3生3・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,086	
11	6484	身3生3・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,447	
11	6485	身3生3・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,809	
11	6486	身3生3・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,170	
11	6487	身3生3・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					563	
11	6488	身3生3・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		704	
11	6489	身3生3・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		844	
11	6490	身3生3・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,126	
11	6491	身3生3・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,407	
11	6492	身3生3・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,688	
11	6493	身3生3・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					506	
11	6494	身3生3・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		633	
11	6495	身3生3・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		759	
11	6496	身3生3・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,012	
11	6497	身3生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,265	
11	6498	身3生3・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,518	
11	6499	身体4・Ⅳ			1時間半以上 2時間未満 564 ＋ 1 × 80 単位							676	
11	6500	身体4・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		845	
11	6501	身体4・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,014	
11	6502	身体4・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,352	
11	6503	身体4・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,691	
11	6504	身体4・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,029	
11	6505	身体4・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					609	
11	6506	身体4・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		761	
11	6507	身体4・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		914	
11	6508	身体4・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,218	
11	6509	身体4・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,523	
11	6510	身体4・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,827	
11	6551	身体4・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					474	
11	6552	身体4・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		592	
11	6553	身体4・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		711	
11	6554	身体4・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				947	
11	6555	身体4・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,184	
11	6556	身体4・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,421	
11	6557	身体4・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					426	
11	6558	身体4・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		533	
11	6559	身体4・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		639	
11	6560	身体4・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				853	
11	6561	身体4・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,066	
11	6562	身体4・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,279	
11	6563	身4生1・Ⅳ			身体介護2時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 1 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						747	
11	6564	身4生1・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		933	
11	6565	身4生1・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,120	
11	6566	身4生1・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,493	
11	6567	身4生1・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,867	
11	6568	身4生1・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,240	
11	6569	身4生1・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					672	
11	6570	身4生1・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		840	
11	6571	身4生1・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,008	
11	6572	身4生1・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,344	
11	6573	身4生1・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,680	
11	6574	身4生1・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,016	
11	6575	身4生1・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					523	
11	6576	身4生1・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		654	
11	6577	身4生1・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		784	
11	6578	身4生1・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,046	
11	6579	身4生1・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,307	
11	6580	身4生1・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,569	
11	6581	身4生1・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					470	
11	6582	身4生1・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		588	
11	6583	身4生1・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		706	
11	6584	身4生1・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				941	
11	6585	身4生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,176	
11	6586	身4生1・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,411	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	6587	身4生2・Ⅳ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護2時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 1 × 80 単位	生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	817	1回につき
11	6588	身4生2・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,022	
11	6589	身4生2・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,225	
11	6590	身4生2・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,634	
11	6591	身4生2・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,042	
11	6592	身4生2・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,451	
11	6593	身4生2・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				735	
11	6594	身4生2・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		919	
11	6595	身4生2・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,103	
11	6596	身4生2・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,470	
11	6597	身4生2・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,838	
11	6598	身4生2・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,205	
11	6599	身4生2・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					572	
11	6600	身4生2・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		715	
11	6601	身4生2・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		859	
11	6602	身4生2・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,145	
11	6603	身4生2・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,431	
11	6604	身4生2・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,717	
11	6605	身4生2・初任・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				516	
11	6606	身4生2・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		645	
11	6607	身4生2・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		774	
11	6608	身4生2・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,031	
11	6609	身4生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,289	
11	6610	身4生2・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,547	
11	6651	身4生3・Ⅳ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						887	
11	6652	身4生3・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,109	
11	6653	身4生3・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,331	
11	6654	身4生3・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,775	
11	6655	身4生3・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,219	
11	6656	身4生3・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,662	
11	6657	身4生3・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				799	
11	6658	身4生3・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		999	
11	6659	身4生3・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,199	
11	6660	身4生3・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,598	
11	6661	身4生3・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,998	
11	6662	身4生3・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,397	
11	6663	身4生3・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					622	
11	6664	身4生3・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		777	
11	6665	身4生3・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		932	
11	6666	身4生3・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,243	
11	6667	身4生3・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,554	
11	6668	身4生3・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,865	
11	6669	身4生3・初任・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				560	
11	6670	身4生3・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		699	
11	6671	身4生3・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		840	
11	6672	身4生3・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,119	
11	6673	身4生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,400	
11	6674	身4生3・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,679	
11	6675	身体5・Ⅳ			2時間以上 2時間半未満 564 ＋ 2 × 80 単位							760	
11	6676	身体5・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		950	
11	6677	身体5・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,140	
11	6678	身体5・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,520	
11	6679	身体5・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,901	
11	6680	身体5・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,281	
11	6681	身体5・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				685	
11	6682	身体5・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		856	
11	6683	身体5・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,027	
11	6684	身体5・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,369	
11	6685	身体5・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,712	
11	6686	身体5・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,054	
11	6687	身体5・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					532	
11	6688	身体5・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		666	
11	6689	身体5・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		799	
11	6690	身体5・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,065	
11	6691	身体5・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,331	
11	6692	身体5・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,597	
11	6693	身体5・初任・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				479	
11	6694	身体5・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		599	
11	6695	身体5・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		718	
11	6696	身体5・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			958	
11	6697	身体5・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,197	
11	6698	身体5・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,436	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
11	6699	身5生1・Ⅳ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護2時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 2 × 80 単位	生活援助 20分以上45分 未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算		831	1回につき
11	6700	身5生1・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,038	
11	6701	身5生1・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,246	
11	6702	身5生1・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,661	
11	6703	身5生1・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,077	
11	6704	身5生1・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,492	
11	6705	身5生1・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						748	
11	6706	身5生1・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			935	
11	6707	身5生1・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,121	
11	6708	身5生1・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,495	
11	6709	身5生1・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,869	
11	6710	身5生1・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,243	
11	7245	身5生1・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						582	
11	7246	身5生1・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			728	
11	7247	身5生1・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			873	
11	7248	身5生1・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,163	
11	7249	身5生1・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,454	
11	7250	身5生1・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,745	
11	7251	身5生1・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						524	
11	7252	身5生1・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			655	
11	7253	身5生1・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			786	
11	7254	身5生1・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,048	
11	7255	身5生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,310	
11	7256	身5生1・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,572	
11	7257	身5生2・Ⅳ				生活援助 45分以上70分 未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位							901	
11	7258	身5生2・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,127	
11	7259	身5生2・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,351	
11	7260	身5生2・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,802	
11	7261	身5生2・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,252	
11	7262	身5生2・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,703	
11	7263	身5生2・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						811	
11	7264	身5生2・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,013	
11	7265	身5生2・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,216	
11	7266	身5生2・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,621	
11	7267	身5生2・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,027	
11	7268	身5生2・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,432	
11	7269	身5生2・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						631	
11	7270	身5生2・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			789	
11	7271	身5生2・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			947	
11	7272	身5生2・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,262	
11	7273	身5生2・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,578	
11	7274	身5生2・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,893	
11	7275	身5生2・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						568	
11	7276	身5生2・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			710	
11	7277	身5生2・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			853	
11	7278	身5生2・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,136	
11	7279	身5生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,421	
11	7280	身5生2・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,704	
11	7281	身5生3・Ⅳ				生活援助 70分以上 行った場合 ＋ 3 × 67 単位							971	
11	7282	身5生3・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,214	
11	7283	身5生3・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,457	
11	7284	身5生3・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,943	
11	7285	身5生3・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,429	
11	7286	身5生3・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,914	
11	7287	身5生3・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						875	
11	7288	身5生3・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,093	
11	7289	身5生3・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,313	
11	7290	身5生3・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,749	
11	7291	身5生3・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,187	
11	7292	身5生3・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,624	
11	7293	身5生3・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						680	
11	7294	身5生3・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			851	
11	7295	身5生3・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,021	
11	7296	身5生3・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,361	
11	7297	身5生3・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,701	
11	7298	身5生3・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,041	
11	7299	身5生3・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						612	
11	7300	身5生3・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			765	
11	7301	身5生3・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			919	
11	7302	身5生3・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,224	
11	7303	身5生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,531	
11	7304	身5生3・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,836	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	7305	身体6・Ⅳ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	2時間半以上3時間未満 564 ＋ 3 × 80 単位						特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	844	1回につき
11	7306	身体6・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,055	
11	7307	身体6・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,266	
11	7308	身体6・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,688	
11	7309	身体6・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,111	
11	7310	身体6・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,533	
11	7315	身体6・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					760	
11	7316	身体6・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		950	
11	7317	身体6・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,140	
11	7318	身体6・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,520	
11	7319	身体6・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,901	
11	7320	身体6・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,281	
11	7345	身体6・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						591	
11	7346	身体6・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		739	
11	7347	身体6・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		887	
11	7348	身体6・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,182	
11	7349	身体6・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,478	
11	7350	身体6・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,773	
11	7351	身体6・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					532	
11	7352	身体6・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		666	
11	7353	身体6・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		799	
11	7354	身体6・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,065	
11	7355	身体6・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,331	
11	7356	身体6・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,597	
11	7357	身6生1・Ⅳ			身体介護3時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 3 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位						915	
11	7358	身6生1・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,143	
11	7359	身6生1・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,372	
11	7360	身6生1・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,829	
11	7361	身6生1・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,287	
11	7362	身6生1・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,744	
11	7363	身6生1・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					823	
11	7364	身6生1・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,029	
11	7365	身6生1・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,235	
11	7366	身6生1・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,646	
11	7367	身6生1・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,058	
11	7368	身6生1・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,470	
11	7369	身6生1・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					641	
11	7370	身6生1・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		801	
11	7371	身6生1・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		961	
11	7372	身6生1・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,281	
11	7373	身6生1・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,601	
11	7374	身6生1・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,922	
11	7375	身6生1・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					576	
11	7376	身6生1・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		720	
11	7377	身6生1・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		865	
11	7378	身6生1・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,153	
11	7379	身6生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,442	
11	7380	身6生1・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,729	
11	7381	身6生2・Ⅳ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						985	
11	7382	身6生2・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,232	
11	7383	身6生2・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,477	
11	7384	身6生2・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,970	
11	7385	身6生2・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,462	
11	7386	身6生2・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,955	
11	7387	身6生2・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					886	
11	7388	身6生2・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,108	
11	7389	身6生2・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,329	
11	7390	身6生2・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,772	
11	7391	身6生2・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,216	
11	7392	身6生2・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,659	
11	7393	身6生2・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					690	
11	7394	身6生2・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		862	
11	7395	身6生2・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,035	
11	7396	身6生2・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,380	
11	7397	身6生2・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,725	
11	7398	身6生2・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,070	
11	7399	身6生2・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					621	
11	7400	身6生2・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		776	
11	7401	身6生2・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		931	
11	7402	身6生2・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				1,241	
11	7403	身6生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,552	
11	7404	身6生2・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,862	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
11	7405	身6生3・Ⅳ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護3時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 3 × 80 単位	生活援助 70分以上 行った場合 ＋ 3 × 67 単位					特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算		1,055	1回につき
11	7406	身6生3・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,319	
11	7407	身6生3・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,583	
11	7408	身6生3・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,111	
11	7409	身6生3・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,639	
11	7410	身6生3・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			3,166	
11	7415	身6生3・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						950	
11	7416	身6生3・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,188	
11	7417	身6生3・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,426	
11	7418	身6生3・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,901	
11	7419	身6生3・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,376	
11	7420	身6生3・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,851	
11	7445	身6生3・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						739	
11	7446	身6生3・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			924	
11	7447	身6生3・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,109	
11	7448	身6生3・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,478	
11	7449	身6生3・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,848	
11	7450	身6生3・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,218	
11	7451	身6生3・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						666	
11	7452	身6生3・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			833	
11	7453	身6生3・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			999	
11	7454	身6生3・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,331	
11	7455	身6生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,664	
11	7456	身6生3・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,997	
11	7457	身体7・Ⅳ			3時間以上 3時間半未満 564 ＋ 4 × 80 単位								928	
11	7458	身体7・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,160	
11	7459	身体7・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,392	
11	7460	身体7・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,856	
11	7461	身体7・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,321	
11	7462	身体7・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,785	
11	7463	身体7・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						836	
11	7464	身体7・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,045	
11	7465	身体7・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,254	
11	7466	身体7・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,672	
11	7467	身体7・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,090	
11	7468	身体7・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,507	
11	7469	身体7・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						650	
11	7470	身体7・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			813	
11	7471	身体7・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			975	
11	7472	身体7・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,300	
11	7473	身体7・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,625	
11	7474	身体7・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,950	
11	7475	身体7・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						585	
11	7476	身体7・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			731	
11	7477	身体7・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			878	
11	7478	身体7・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,170	
11	7479	身体7・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,463	
11	7480	身体7・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,755	
11	7481	身7生1・Ⅳ			身体介護3時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 4 × 80 単位	生活援助 20分以上45分 未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位							999	
11	7482	身7生1・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,248	
11	7483	身7生1・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,498	
11	7484	身7生1・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,997	
11	7485	身7生1・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,497	
11	7486	身7生1・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,996	
11	7487	身7生1・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						899	
11	7488	身7生1・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,124	
11	7489	身7生1・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,348	
11	7490	身7生1・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,798	
11	7491	身7生1・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,247	
11	7492	身7生1・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,696	
11	7493	身7生1・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						699	
11	7494	身7生1・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			875	
11	7495	身7生1・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,049	
11	7496	身7生1・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,399	
11	7497	身7生1・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,748	
11	7498	身7生1・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,098	
11	7499	身7生1・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						629	
11	7500	身7生1・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			786	
11	7501	身7生1・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			944	
11	7502	身7生1・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,258	
11	7503	身7生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,573	
11	7504	身7生1・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,887	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	7505	身7生2・Ⅳ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護3時間半未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 4 × 80 単位	生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	1,069	1回につき
11	7506	身7生2・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,337	
11	7507	身7生2・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,603	
11	7508	身7生2・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,138	
11	7509	身7生2・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,672	
11	7510	身7生2・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		3,207	
11	7515	身7生2・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				962	
11	7516	身7生2・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,202	
11	7517	身7生2・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,443	
11	7518	身7生2・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,924	
11	7519	身7生2・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,405	
11	7520	身7生2・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,885	
11	7545	身7生2・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					749	
11	7546	身7生2・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		936	
11	7547	身7生2・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,124	
11	7548	身7生2・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,497	
11	7549	身7生2・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,872	
11	7550	身7生2・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,246	
11	7551	身7生2・初任・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				674	
11	7552	身7生2・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		843	
11	7553	身7生2・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,011	
11	7554	身7生2・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,348	
11	7555	身7生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,685	
11	7556	身7生2・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,022	
11	7557	身7生3・Ⅳ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						1,139	
11	7558	身7生3・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,424	
11	7559	身7生3・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,709	
11	7560	身7生3・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,279	
11	7561	身7生3・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,849	
11	7562	身7生3・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		3,418	
11	7563	身7生3・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				1,026	
11	7564	身7生3・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,282	
11	7565	身7生3・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,539	
11	7566	身7生3・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,052	
11	7567	身7生3・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,565	
11	7568	身7生3・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		3,078	
11	7569	身7生3・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					798	
11	7570	身7生3・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		998	
11	7571	身7生3・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,197	
11	7572	身7生3・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,596	
11	7573	身7生3・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,995	
11	7574	身7生3・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,394	
11	7575	身7生3・初任・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				718	
11	7576	身7生3・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		898	
11	7577	身7生3・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,077	
11	7578	身7生3・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,436	
11	7579	身7生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,796	
11	7580	身7生3・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,155	
11	7581	身体8・Ⅳ			3時間半以上4時間未満 564 ＋ 5 × 80 単位							1,012	
11	7582	身体8・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,265	
11	7583	身体8・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,518	
11	7584	身体8・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			2,024	
11	7585	身体8・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,531	
11	7586	身体8・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		3,037	
11	7587	身体8・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				911	
11	7588	身体8・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,139	
11	7589	身体8・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,367	
11	7590	身体8・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,823	
11	7591	身体8・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		2,279	
11	7592	身体8・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,734	
11	7593	身体8・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					709	
11	7594	身体8・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		886	
11	7595	身体8・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,064	
11	7596	身体8・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,418	
11	7597	身体8・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,772	
11	7598	身体8・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		2,126	
11	7599	身体8・初任・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				638	
11	7600	身体8・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		798	
11	7601	身体8・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		958	
11	7602	身体8・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%			1,277	
11	7603	身体8・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算		1,596	
11	7604	身体8・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算		1,915	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
11	7605	身8生1・Ⅳ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護4時間未満に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ 5 × 80 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算		1,083	1回につき
11	7606	身8生1・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,353	
11	7607	身8生1・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,624	
11	7608	身8生1・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,165	
11	7609	身8生1・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,707	
11	7610	身8生1・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			3,248	
11	7615	身8生1・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					974	
11	7616	身8生1・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,218	
11	7617	身8生1・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,462	
11	7618	身8生1・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,949	
11	7619	身8生1・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,436	
11	7620	身8生1・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,923	
11	7645	身8生1・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						758	
11	7646	身8生1・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			948	
11	7647	身8生1・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,137	
11	7648	身8生1・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,516	
11	7649	身8生1・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,895	
11	7650	身8生1・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,274	
11	7651	身8生1・初任・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					683	
11	7652	身8生1・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			854	
11	7653	身8生1・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,024	
11	7654	身8生1・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,365	
11	7655	身8生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,706	
11	7656	身8生1・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,048	
11	7657	身8生2・Ⅳ				生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位							1,153	
11	7658	身8生2・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,442	
11	7659	身8生2・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,729	
11	7660	身8生2・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,306	
11	7661	身8生2・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,882	
11	7662	身8生2・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			3,459	
11	7663	身8生2・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,037	
11	7664	身8生2・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,297	
11	7665	身8生2・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,556	
11	7666	身8生2・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,075	
11	7667	身8生2・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,594	
11	7668	身8生2・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			3,112	
11	7669	身8生2・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						807	
11	7670	身8生2・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,009	
11	7671	身8生2・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,212	
11	7672	身8生2・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,615	
11	7673	身8生2・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,019	
11	7674	身8生2・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,422	
11	7675	身8生2・初任・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					727	
11	7676	身8生2・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			908	
11	7677	身8生2・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,090	
11	7678	身8生2・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,453	
11	7679	身8生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,817	
11	7680	身8生2・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,180	
11	7681	身8生3・Ⅳ				生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位							1,223	
11	7682	身8生3・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,529	
11	7683	身8生3・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,835	
11	7684	身8生3・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,447	
11	7685	身8生3・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			3,059	
11	7686	身8生3・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			3,670	
11	7687	身8生3・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,101	
11	7688	身8生3・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,377	
11	7689	身8生3・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,653	
11	7690	身8生3・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				2,203	
11	7691	身8生3・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,754	
11	7692	身8生3・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			3,304	
11	7693	身8生3・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						857	
11	7694	身8生3・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,071	
11	7695	身8生3・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,285	
11	7696	身8生3・初任・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,714	
11	7697	身8生3・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			2,142	
11	7698	身8生3・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,570	
11	7699	身8生3・初任・同・Ⅳ						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					771	
11	7700	身8生3・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			964	
11	7701	身8生3・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			1,156	
11	7702	身8生3・初任・同・2人・Ⅳ							2人の介護員等の場合 × 200%				1,541	
11	7703	身8生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			1,927	
11	7704	身8生3・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			2,312	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
11	7705	身体9・Ⅳ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	4時間以上 564 ＋ m × 80 単位 m：1時間から計算して30分を増すごとのきざみ数						特定事業所加算(Ⅳ)		1回につき
11	7706	身体9・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7707	身体9・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7708	身体9・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7709	身体9・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算	5% 加算		
11	7710	身体9・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7715	身体9・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	7716	身体9・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7717	身体9・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7718	身体9・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7719	身体9・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7720	身体9・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7745	身体9・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%							
11	7746	身体9・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7747	身体9・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7748	身体9・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7749	身体9・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7750	身体9・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7751	身体9・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	7752	身体9・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7753	身体9・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7754	身体9・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7755	身体9・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7756	身体9・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7757	身9生1・Ⅳ			身体介護4時間以上に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ m × 80 単位	生活援助20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位							
11	7758	身9生1・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7759	身9生1・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7760	身9生1・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7761	身9生1・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7762	身9生1・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7763	身9生1・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	7764	身9生1・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7765	身9生1・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7766	身9生1・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7767	身9生1・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7768	身9生1・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7769	身9生1・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						
11	7770	身9生1・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7771	身9生1・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7772	身9生1・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7773	身9生1・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7774	身9生1・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7775	身9生1・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	7776	身9生1・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7777	身9生1・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7778	身9生1・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7779	身9生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7780	身9生1・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7781	身9生2・Ⅳ				生活援助45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位							
11	7782	身9生2・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7783	身9生2・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7784	身9生2・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7785	身9生2・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7786	身9生2・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7787	身9生2・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	7788	身9生2・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7789	身9生2・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7790	身9生2・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7791	身9生2・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7792	身9生2・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7793	身9生2・初任・Ⅳ					介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						
11	7794	身9生2・初任・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7795	身9生2・初任・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7796	身9生2・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7797	身9生2・初任・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7798	身9生2・初任・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7799	身9生2・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%						
11	7800	身9生2・初任・同・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7801	身9生2・初任・同・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			
11	7802	身9生2・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%					
11	7803	身9生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ								夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7804	身9生2・初任・同・2人・深・Ⅳ								深夜の場合 50% 加算			

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	7805	身9生3・Ⅳ	イ身体介護が中心	(4)1時間以上	身体介護4時間以上に引き続き生活援助が中心であるとき 564 ＋ m × 80 単位	生活援助70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位				特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算		1回につき
11	7806	身9生3・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7807	身9生3・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			
11	7808	身9生3・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	7809	身9生3・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7810	身9生3・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			
11	7815	身9生3・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	7816	身9生3・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7817	身9生3・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			
11	7818	身9生3・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	7819	身9生3・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7820	身9生3・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			
11	7845	身9生3・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%						
11	7846	身9生3・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7847	身9生3・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			
11	7848	身9生3・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	7849	身9生3・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7850	身9生3・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			
11	7851	身9生3・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					
11	7852	身9生3・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7853	身9生3・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			
11	7854	身9生3・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%				
11	7855	身9生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算			
11	7856	身9生3・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算			
11	7857	生活2・Ⅳ	ロ生活援助が中心	(1)20分以上45分未満 183 単位							192	
11	7858	生活2・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		240	
11	7859	生活2・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		289	
11	7860	生活2・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			384	
11	7861	生活2・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		481	
11	7862	生活2・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		576	
11	7863	生活2・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				173	
11	7864	生活2・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		216	
11	7865	生活2・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		260	
11	7866	生活2・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			347	
11	7867	生活2・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		434	
11	7868	生活2・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		520	
11	7869	生活2・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					134	
11	7870	生活2・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		168	
11	7871	生活2・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		202	
11	7872	生活2・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			269	
11	7873	生活2・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		336	
11	7874	生活2・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		403	
11	7875	生活2・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				121	
11	7876	生活2・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		151	
11	7877	生活2・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		182	
11	7878	生活2・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			242	
11	7879	生活2・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		302	
11	7880	生活2・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		362	
11	7881	生活3・Ⅳ		(2)45分以上 225 単位							236	
11	7882	生活3・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		295	
11	7883	生活3・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		355	
11	7884	生活3・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			473	
11	7885	生活3・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		591	
11	7886	生活3・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		709	
11	7887	生活3・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				213	
11	7888	生活3・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		267	
11	7889	生活3・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		320	
11	7890	生活3・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			426	
11	7891	生活3・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		533	
11	7892	生活3・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		639	
11	7893	生活3・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					166	
11	7894	生活3・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		208	
11	7895	生活3・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		249	
11	7896	生活3・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			332	
11	7897	生活3・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		415	
11	7898	生活3・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		498	
11	7899	生活3・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				149	
11	7900	生活3・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		187	
11	7901	生活3・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		224	
11	7902	生活3・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			298	
11	7903	生活3・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		373	
11	7904	生活3・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		447	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
11	7905	通院等乗降介助・Ⅳ	ハ 通院等乗降介助 97 単位				特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	102	1回につき
11	7906	通院等乗降介助・夜・Ⅳ				夜間早朝の場合 25% 加算		127	
11	7907	通院等乗降介助・深・Ⅳ				深夜の場合 50% 加算		153	
11	7908	通院等乗降介助・同・Ⅳ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			91	
11	7909	通院等乗降介助・同・夜・Ⅳ				夜間早朝の場合 25% 加算		114	
11	7910	通院等乗降介助・同・深・Ⅳ				深夜の場合 50% 加算		138	
11	7915	通院等乗降介助・初任・Ⅳ		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				71	
11	7916	通院等乗降介助・初任・夜・Ⅳ				夜間早朝の場合 25% 加算		89	
11	7917	通院等乗降介助・初任・深・Ⅳ				深夜の場合 50% 加算		107	
11	7918	通院等乗降介助・初任・同・Ⅳ			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			64	
11	7919	通院等乗降介助・初任・同・夜・Ⅳ				夜間早朝の場合 25% 加算		80	
11	7920	通院等乗降介助・初任・同・深・Ⅳ				深夜の場合 50% 加算		97	

20分未満の身体介護に引き続き生活援助を行った場合

※緊急時訪問介護加算を算定した場合に限り算定可能

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	4145	身体01生活1	イ 身体介護が中心	20分未満の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき 165 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					232	1回につき
11	4146	身体01生活1・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	290	
11	4147	身体01生活1・深							深夜の場合 50% 加算	348	
11	4148	身体01生活1・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		464	
11	4149	身体01生活1・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	580	
11	4150	身体01生活1・2人・深							深夜の場合 50% 加算	696	
11	4151	身体01生活1・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			209	
11	4152	身体01生活1・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	261	
11	4153	身体01生活1・同・深							深夜の場合 50% 加算	314	
11	4154	身体01生活1・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		418	
11	4155	身体01生活1・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	523	
11	4156	身体01生活1・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	627	
11	4157	身体01生活1・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				162	
11	4158	身体01生活1・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	203	
11	4159	身体01生活1・初任・深							深夜の場合 50% 加算	243	
11	4160	身体01生活1・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		324	
11	4161	身体01生活1・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	405	
11	4162	身体01生活1・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	486	
11	4163	身体01生活1・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			146	
11	4164	身体01生活1・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	183	
11	4165	身体01生活1・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	219	
11	4166	身体01生活1・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		292	
11	4167	身体01生活1・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	365	
11	4168	身体01生活1・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	438	
11	4169	身体01生活2			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					299	
11	4170	身体01生活2・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	374	
11	4171	身体01生活2・深							深夜の場合 50% 加算	449	
11	4172	身体01生活2・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		598	
11	4173	身体01生活2・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	748	
11	4174	身体01生活2・2人・深							深夜の場合 50% 加算	897	
11	4175	身体01生活2・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			269	
11	4176	身体01生活2・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	336	
11	4177	身体01生活2・同・深							深夜の場合 50% 加算	404	
11	4178	身体01生活2・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		538	
11	4179	身体01生活2・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	673	
11	4180	身体01生活2・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	807	
11	4181	身体01生活2・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				209	
11	4182	身体01生活2・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	261	
11	4183	身体01生活2・初任・深							深夜の場合 50% 加算	314	
11	4184	身体01生活2・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		418	
11	4185	身体01生活2・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	523	
11	4186	身体01生活2・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	627	
11	4187	身体01生活2・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			188	
11	4188	身体01生活2・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	235	
11	4189	身体01生活2・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	282	
11	4190	身体01生活2・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		376	
11	4191	身体01生活2・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	470	
11	4192	身体01生活2・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	564	
11	4193	身体01生活3			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					366	
11	4194	身体01生活3・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	458	
11	4195	身体01生活3・深							深夜の場合 50% 加算	549	
11	4196	身体01生活3・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		732	
11	4197	身体01生活3・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	915	
11	4198	身体01生活3・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,098	
11	4199	身体01生活3・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			329	
11	4200	身体01生活3・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	411	
11	4201	身体01生活3・同・深							深夜の場合 50% 加算	494	
11	4202	身体01生活3・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		658	
11	4203	身体01生活3・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	823	
11	4204	身体01生活3・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	987	
11	4205	身体01生活3・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				256	
11	4206	身体01生活3・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	320	
11	4207	身体01生活3・初任・深							深夜の場合 50% 加算	384	
11	4208	身体01生活3・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		512	
11	4209	身体01生活3・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	640	
11	4210	身体01生活3・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	768	
11	4215	身体01生活3・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			230	
11	4216	身体01生活3・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	288	
11	4217	身体01生活3・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	345	
11	4218	身体01生活3・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		460	
11	4219	身体01生活3・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	575	
11	4220	身体01生活3・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	690	

特定事業所加算（Ⅰ）が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	4245	身01生1・Ⅰ	イ身体介護が中心	20分未満の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき 165 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位				特定事業所加算（Ⅰ） 20% 加算	278	1回につき
11	4246	身01生1・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		348	
11	4247	身01生1・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		418	
11	4248	身01生1・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			557	
11	4249	身01生1・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		696	
11	4250	身01生1・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		835	
11	4251	身01生1・同・Ⅰ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				251	
11	4252	身01生1・同・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		313	
11	4253	身01生1・同・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		377	
11	4254	身01生1・同・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			502	
11	4255	身01生1・同・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		628	
11	4256	身01生1・同・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		752	
11	4257	身01生2・Ⅰ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					359	
11	4258	身01生2・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		449	
11	4259	身01生2・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		539	
11	4260	身01生2・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			718	
11	4261	身01生2・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		898	
11	4262	身01生2・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,076	
11	4263	身01生2・同・Ⅰ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				323	
11	4264	身01生2・同・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		403	
11	4265	身01生2・同・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		485	
11	4266	身01生2・同・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			646	
11	4267	身01生2・同・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		808	
11	4268	身01生2・同・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		968	
11	4269	身01生3・Ⅰ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					439	
11	4270	身01生3・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		550	
11	4271	身01生3・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		659	
11	4272	身01生3・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			878	
11	4273	身01生3・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		1,098	
11	4274	身01生3・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,318	
11	4275	身01生3・同・Ⅰ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				395	
11	4276	身01生3・同・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		493	
11	4277	身01生3・同・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		593	
11	4278	身01生3・同・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			790	
11	4279	身01生3・同・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		988	
11	4280	身01生3・同・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,184	

特定事業所加算（Ⅱ）が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	4345	身01生1・Ⅱ	イ身体介護が中心	20分未満の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき 165 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅱ） 10% 加算	255	1回につき
11	4346	身01生1・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		319	
11	4347	身01生1・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		383	
11	4348	身01生1・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			510	
11	4349	身01生1・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		638	
11	4350	身01生1・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		766	
11	4351	身01生1・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				230	
11	4352	身01生1・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		287	
11	4353	身01生1・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		345	
11	4354	身01生1・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			460	
11	4355	身01生1・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		575	
11	4356	身01生1・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		690	
11	4357	身01生1・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					178	
11	4358	身01生1・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		223	
11	4359	身01生1・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		267	
11	4360	身01生1・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			356	
11	4361	身01生1・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		446	
11	4362	身01生1・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		535	
11	4363	身01生1・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				161	
11	4364	身01生1・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		201	
11	4365	身01生1・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		241	
11	4366	身01生1・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			321	
11	4367	身01生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		402	
11	4368	身01生1・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		482	
11	4369	身01生2・Ⅱ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						329	
11	4370	身01生2・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		411	
11	4371	身01生2・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		494	
11	4372	身01生2・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			658	
11	4373	身01生2・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		823	
11	4374	身01生2・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		987	
11	4375	身01生2・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				296	
11	4376	身01生2・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		370	
11	4377	身01生2・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		444	
11	4378	身01生2・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			592	
11	4379	身01生2・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		740	
11	4380	身01生2・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		888	
11	4381	身01生2・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					230	
11	4382	身01生2・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		287	
11	4383	身01生2・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		345	
11	4384	身01生2・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			460	
11	4385	身01生2・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		575	
11	4386	身01生2・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		690	
11	4387	身01生2・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				207	
11	4388	身01生2・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		259	
11	4389	身01生2・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		310	
11	4390	身01生2・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			414	
11	4391	身01生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		517	
11	4392	身01生2・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		620	
11	4393	身01生3・Ⅱ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						403	
11	4394	身01生3・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		504	
11	4395	身01生3・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		604	
11	4396	身01生3・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			805	
11	4397	身01生3・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,007	
11	4398	身01生3・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,208	
11	4399	身01生3・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				362	
11	4400	身01生3・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		452	
11	4401	身01生3・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		543	
11	4402	身01生3・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			724	
11	4403	身01生3・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		905	
11	4404	身01生3・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,086	
11	4405	身01生3・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					282	
11	4406	身01生3・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		352	
11	4407	身01生3・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		422	
11	4408	身01生3・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			563	
11	4409	身01生3・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		704	
11	4410	身01生3・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		845	
11	4415	身01生3・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				253	
11	4416	身01生3・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		317	
11	4417	身01生3・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		380	
11	4418	身01生3・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			506	
11	4419	身01生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		633	
11	4420	身01生3・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		759	

特定事業所加算（Ⅲ）が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	4445	身01生1・Ⅲ	イ身体介護が中心	20分未満の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき 165 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅲ） 10% 加算	255	1回につき
11	4446	身01生1・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		319	
11	4447	身01生1・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		383	
11	4448	身01生1・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			510	
11	4449	身01生1・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		638	
11	4450	身01生1・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		766	
11	4451	身01生1・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				230	
11	4452	身01生1・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		287	
11	4453	身01生1・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		345	
11	4454	身01生1・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			460	
11	4455	身01生1・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		575	
11	4456	身01生1・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		690	
11	4457	身01生1・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					178	
11	4458	身01生1・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		223	
11	4459	身01生1・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		267	
11	4460	身01生1・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			356	
11	4461	身01生1・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		446	
11	4462	身01生1・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		535	
11	4463	身01生1・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				161	
11	4464	身01生1・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		201	
11	4465	身01生1・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		241	
11	4466	身01生1・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			321	
11	4467	身01生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		402	
11	4468	身01生1・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		482	
11	4469	身01生2・Ⅲ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						329	
11	4470	身01生2・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		411	
11	4471	身01生2・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		494	
11	4472	身01生2・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			658	
11	4473	身01生2・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		823	
11	4474	身01生2・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		987	
11	4475	身01生2・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				296	
11	4476	身01生2・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		370	
11	4477	身01生2・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		444	
11	4478	身01生2・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			592	
11	4479	身01生2・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		740	
11	4480	身01生2・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		888	
11	4481	身01生2・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					230	
11	4482	身01生2・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		287	
11	4483	身01生2・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		345	
11	4484	身01生2・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			460	
11	4485	身01生2・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		575	
11	4486	身01生2・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		690	
11	4487	身01生2・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				207	
11	4488	身01生2・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		259	
11	4489	身01生2・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		310	
11	4490	身01生2・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			414	
11	4491	身01生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		517	
11	4492	身01生2・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		620	
11	4493	身01生3・Ⅲ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						403	
11	4494	身01生3・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		504	
11	4495	身01生3・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		604	
11	4496	身01生3・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			805	
11	4497	身01生3・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,007	
11	4498	身01生3・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,208	
11	4499	身01生3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				362	
11	4500	身01生3・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		452	
11	4501	身01生3・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		543	
11	4502	身01生3・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			724	
11	4503	身01生3・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		905	
11	4504	身01生3・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,086	
11	4505	身01生3・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					282	
11	4506	身01生3・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		352	
11	4507	身01生3・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		422	
11	4508	身01生3・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			563	
11	4509	身01生3・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		704	
11	4510	身01生3・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		845	
11	4515	身01生3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				253	
11	4516	身01生3・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		317	
11	4517	身01生3・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		380	
11	4518	身01生3・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			506	
11	4519	身01生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		633	
11	4520	身01生3・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		759	

特定事業所加算(Ⅳ)が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	7010	身01生1・Ⅳ	イ 身体介護が中心	20分未満の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき 165 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	244	1回につき
11	7011	身01生1・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		305	
11	7012	身01生1・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		365	
11	7013	身01生1・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			487	
11	7014	身01生1・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		609	
11	7015	身01生1・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		731	
11	7016	身01生1・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				219	
11	7017	身01生1・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		274	
11	7018	身01生1・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		330	
11	7019	身01生1・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			439	
11	7020	身01生1・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		549	
11	7021	身01生1・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		658	
11	7028	身01生1・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					170	
11	7029	身01生1・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		213	
11	7030	身01生1・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		255	
11	7031	身01生1・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			340	
11	7032	身01生1・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		425	
11	7033	身01生1・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		510	
11	7034	身01生1・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				153	
11	7035	身01生1・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		192	
11	7036	身01生1・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		230	
11	7037	身01生1・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			307	
11	7038	身01生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		383	
11	7039	身01生1・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		460	
11	7046	身01生2・Ⅳ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						314	
11	7047	身01生2・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		393	
11	7048	身01生2・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		471	
11	7049	身01生2・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			628	
11	7050	身01生2・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		785	
11	7051	身01生2・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		942	
11	7052	身01生2・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				282	
11	7053	身01生2・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		353	
11	7054	身01生2・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		424	
11	7055	身01生2・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			565	
11	7056	身01生2・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		707	
11	7057	身01生2・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		847	
11	7064	身01生2・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					219	
11	7065	身01生2・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		274	
11	7066	身01生2・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		330	
11	7067	身01生2・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			439	
11	7068	身01生2・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		549	
11	7069	身01生2・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		658	
11	7070	身01生2・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				197	
11	7071	身01生2・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		247	
11	7072	身01生2・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		296	
11	7073	身01生2・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			395	
11	7074	身01生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		494	
11	7075	身01生2・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		592	
11	7082	身01生3・Ⅳ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						384	
11	7083	身01生3・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		481	
11	7084	身01生3・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		576	
11	7085	身01生3・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			769	
11	7086	身01生3・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		961	
11	7087	身01生3・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		1,153	
11	7088	身01生3・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				345	
11	7089	身01生3・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		432	
11	7090	身01生3・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		519	
11	7091	身01生3・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			691	
11	7092	身01生3・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		864	
11	7093	身01生3・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		1,036	
11	7100	身01生3・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					269	
11	7101	身01生3・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		336	
11	7102	身01生3・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		403	
11	7103	身01生3・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			538	
11	7104	身01生3・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		672	
11	7105	身01生3・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		806	
11	7106	身01生3・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				242	
11	7107	身01生3・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		302	
11	7108	身01生3・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		362	
11	7109	身01生3・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			483	
11	7110	身01生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		604	
11	7111	身01生3・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		725	

20分未満の身体介護に引き続き生活援助を行った場合（頻回の訪問として行う場合）

※緊急時訪問介護加算を算定した場合に限り算定可能

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	4601	身体02生活1	イ 身体介護が中心	20分未満の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき 165 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					232	1回につき
11	4602	身体02生活1・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	290	
11	4603	身体02生活1・深							深夜の場合 50% 加算	348	
11	4604	身体02生活1・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		464	
11	4605	身体02生活1・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	580	
11	4606	身体02生活1・2人・深							深夜の場合 50% 加算	696	
11	5145	身体02生活1・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				209	
11	5146	身体02生活1・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	261	
11	5147	身体02生活1・同・深							深夜の場合 50% 加算	314	
11	5148	身体02生活1・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		418	
11	5149	身体02生活1・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	523	
11	5150	身体02生活1・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	627	
11	4607	身体02生活1・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				162	
11	4608	身体02生活1・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	203	
11	4609	身体02生活1・初任・深							深夜の場合 50% 加算	243	
11	4610	身体02生活1・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		324	
11	4644	身体02生活1・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	405	
11	4645	身体02生活1・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	486	
11	5151	身体02生活1・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			146	
11	5152	身体02生活1・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	183	
11	5153	身体02生活1・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	219	
11	5154	身体02生活1・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		292	
11	5155	身体02生活1・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	365	
11	5156	身体02生活1・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	438	
11	4646	身体02生活2			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					299	
11	4647	身体02生活2・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	374	
11	4648	身体02生活2・深							深夜の場合 50% 加算	449	
11	4649	身体02生活2・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		598	
11	4650	身体02生活2・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	748	
11	4651	身体02生活2・2人・深							深夜の場合 50% 加算	897	
11	5157	身体02生活2・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			269	
11	5158	身体02生活2・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	336	
11	5159	身体02生活2・同・深							深夜の場合 50% 加算	404	
11	5160	身体02生活2・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		538	
11	5161	身体02生活2・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	673	
11	5162	身体02生活2・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	807	
11	4652	身体02生活2・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				209	
11	4653	身体02生活2・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	261	
11	4654	身体02生活2・初任・深							深夜の場合 50% 加算	314	
11	4655	身体02生活2・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		418	
11	4656	身体02生活2・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	523	
11	4657	身体02生活2・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	627	
11	5163	身体02生活2・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			188	
11	5164	身体02生活2・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	235	
11	5165	身体02生活2・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	282	
11	5166	身体02生活2・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		376	
11	5167	身体02生活2・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	470	
11	5168	身体02生活2・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	564	
11	4658	身体02生活3			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					366	
11	4659	身体02生活3・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	458	
11	4660	身体02生活3・深							深夜の場合 50% 加算	549	
11	4661	身体02生活3・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		732	
11	4662	身体02生活3・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	915	
11	4663	身体02生活3・2人・深							深夜の場合 50% 加算	1,098	
11	5169	身体02生活3・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			329	
11	5170	身体02生活3・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	411	
11	5171	身体02生活3・同・深							深夜の場合 50% 加算	494	
11	5172	身体02生活3・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		658	
11	5173	身体02生活3・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	823	
11	5174	身体02生活3・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	987	
11	4664	身体02生活3・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%				256	
11	4665	身体02生活3・初任・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	320	
11	4666	身体02生活3・初任・深							深夜の場合 50% 加算	384	
11	4667	身体02生活3・初任・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		512	
11	4668	身体02生活3・初任・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	640	
11	4669	身体02生活3・初任・2人・深							深夜の場合 50% 加算	768	
11	5175	身体02生活3・初任・同					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			230	
11	5176	身体02生活3・初任・同・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	288	
11	5177	身体02生活3・初任・同・深							深夜の場合 50% 加算	345	
11	5178	身体02生活3・初任・同・2人						2人の介護員等の場合 × 200%		460	
11	5179	身体02生活3・初任・同・2人・夜							夜間早朝の場合 25% 加算	575	
11	5180	身体02生活3・初任・同・2人・深							深夜の場合 50% 加算	690	

特定事業所加算（Ⅰ）が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
11	4670	身02生1・Ⅰ	イ身体介護が中心	20分未満の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき 165 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位				特定事業所加算（Ⅰ） 20% 加算	278	1回につき
11	4671	身02生1・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		348	
11	4672	身02生1・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		418	
11	4673	身02生1・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			557	
11	4674	身02生1・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		696	
11	4675	身02生1・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		835	
11	5181	身02生1・同・Ⅰ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				251	
11	5182	身02生1・同・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		313	
11	5183	身02生1・同・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		377	
11	5184	身02生1・同・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			502	
11	5185	身02生1・同・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		628	
11	5186	身02生1・同・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		752	
11	4676	身02生2・Ⅰ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位					359	
11	4677	身02生2・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		449	
11	4678	身02生2・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		539	
11	4679	身02生2・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			718	
11	4680	身02生2・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		898	
11	4681	身02生2・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,076	
11	5187	身02生2・同・Ⅰ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				323	
11	5188	身02生2・同・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		403	
11	5189	身02生2・同・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		485	
11	5190	身02生2・同・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			646	
11	5191	身02生2・同・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		808	
11	5192	身02生2・同・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		968	
11	4682	身02生3・Ⅰ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位					439	
11	4683	身02生3・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		550	
11	4684	身02生3・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		659	
11	4685	身02生3・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			878	
11	4686	身02生3・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		1,098	
11	4687	身02生3・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,318	
11	5193	身02生3・同・Ⅰ				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				395	
11	5194	身02生3・同・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		493	
11	5195	身02生3・同・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		593	
11	5196	身02生3・同・2人・Ⅰ					2人の介護員等の場合 × 200%			790	
11	5197	身02生3・同・2人・夜・Ⅰ						夜間早朝の場合 25% 加算		988	
11	5198	身02生3・同・2人・深・Ⅰ						深夜の場合 50% 加算		1,184	

特定事業所加算（Ⅱ）が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	4688	身02生1・Ⅱ	イ 身体介護が中心	20分未満の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき 165 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅱ） 10% 加算	255	1回につき
11	4689	身02生1・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		319	
11	4690	身02生1・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		383	
11	4691	身02生1・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			510	
11	4692	身02生1・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		638	
11	4693	身02生1・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		766	
11	5199	身02生1・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				230	
11	5200	身02生1・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		287	
11	5201	身02生1・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		345	
11	5202	身02生1・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			460	
11	5203	身02生1・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		575	
11	5204	身02生1・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		690	
11	4694	身02生1・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					178	
11	4695	身02生1・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		223	
11	4696	身02生1・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		267	
11	4697	身02生1・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			356	
11	4698	身02生1・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		446	
11	4699	身02生1・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		535	
11	5205	身02生1・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				161	
11	5206	身02生1・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		201	
11	5207	身02生1・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		241	
11	5208	身02生1・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			321	
11	5209	身02生1・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		402	
11	5210	身02生1・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		482	
11	4700	身02生2・Ⅱ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						329	
11	4701	身02生2・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		411	
11	4702	身02生2・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		494	
11	4703	身02生2・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			658	
11	4704	身02生2・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		823	
11	4705	身02生2・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		987	
11	5215	身02生2・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				296	
11	5216	身02生2・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		370	
11	5217	身02生2・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		444	
11	5218	身02生2・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			592	
11	5219	身02生2・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		740	
11	5220	身02生2・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		888	
11	4706	身02生2・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					230	
11	4707	身02生2・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		287	
11	4708	身02生2・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		345	
11	4709	身02生2・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			460	
11	4710	身02生2・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		575	
11	4744	身02生2・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		690	
11	5225	身02生2・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				207	
11	5226	身02生2・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		259	
11	5227	身02生2・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		310	
11	5228	身02生2・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			414	
11	5229	身02生2・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		517	
11	5230	身02生2・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		620	
11	4745	身02生3・Ⅱ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						403	
11	4746	身02生3・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		504	
11	4747	身02生3・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		604	
11	4748	身02生3・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			805	
11	4749	身02生3・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,007	
11	4750	身02生3・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,208	
11	5235	身02生3・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				362	
11	5236	身02生3・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		452	
11	5237	身02生3・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		543	
11	5238	身02生3・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			724	
11	5239	身02生3・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		905	
11	5240	身02生3・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		1,086	
11	4751	身02生3・初任・Ⅱ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					282	
11	4752	身02生3・初任・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		352	
11	4753	身02生3・初任・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		422	
11	4754	身02生3・初任・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			563	
11	4755	身02生3・初任・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		704	
11	4756	身02生3・初任・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		845	
11	5245	身02生3・初任・同・Ⅱ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				253	
11	5246	身02生3・初任・同・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		317	
11	5247	身02生3・初任・同・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		380	
11	5248	身02生3・初任・同・2人・Ⅱ						2人の介護員等の場合 × 200%			506	
11	5249	身02生3・初任・同・2人・夜・Ⅱ							夜間早朝の場合 25% 加算		633	
11	5250	身02生3・初任・同・2人・深・Ⅱ							深夜の場合 50% 加算		759	

特定事業所加算（Ⅲ）が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	4757	身02生1・Ⅲ	イ 身体介護が中心	20分未満の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき 165 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算（Ⅲ） 10% 加算	255	1回につき
11	4758	身02生1・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		319	
11	4759	身02生1・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		383	
11	4760	身02生1・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			510	
11	4761	身02生1・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		638	
11	4762	身02生1・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		766	
11	5251	身02生1・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				230	
11	5252	身02生1・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		287	
11	5253	身02生1・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		345	
11	5254	身02生1・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			460	
11	5255	身02生1・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		575	
11	5256	身02生1・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		690	
11	4763	身02生1・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					178	
11	4764	身02生1・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		223	
11	4765	身02生1・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		267	
11	4766	身02生1・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			356	
11	4767	身02生1・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		446	
11	4768	身02生1・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		535	
11	5257	身02生1・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				161	
11	5258	身02生1・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		201	
11	5259	身02生1・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		241	
11	5260	身02生1・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			321	
11	5261	身02生1・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		402	
11	5262	身02生1・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		482	
11	4769	身02生2・Ⅲ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						329	
11	4770	身02生2・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		411	
11	4771	身02生2・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		494	
11	4772	身02生2・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			658	
11	4773	身02生2・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		823	
11	4774	身02生2・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		987	
11	5263	身02生2・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				296	
11	5264	身02生2・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		370	
11	5265	身02生2・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		444	
11	5266	身02生2・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			592	
11	5267	身02生2・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		740	
11	5268	身02生2・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		888	
11	4775	身02生2・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					230	
11	4776	身02生2・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		287	
11	4777	身02生2・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		345	
11	4778	身02生2・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			460	
11	4779	身02生2・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		575	
11	4780	身02生2・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		690	
11	5269	身02生2・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				207	
11	5270	身02生2・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		259	
11	5271	身02生2・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		310	
11	5272	身02生2・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			414	
11	5273	身02生2・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		517	
11	5274	身02生2・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		620	
11	4781	身02生3・Ⅲ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						403	
11	4782	身02生3・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		504	
11	4783	身02生3・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		604	
11	4784	身02生3・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			805	
11	4785	身02生3・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		1,007	
11	4786	身02生3・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,208	
11	5275	身02生3・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				362	
11	5276	身02生3・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		452	
11	5277	身02生3・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		543	
11	5278	身02生3・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			724	
11	5279	身02生3・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		905	
11	5280	身02生3・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		1,086	
11	4787	身02生3・初任・Ⅲ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					282	
11	4788	身02生3・初任・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		352	
11	4789	身02生3・初任・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		422	
11	4790	身02生3・初任・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			563	
11	4791	身02生3・初任・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		704	
11	4792	身02生3・初任・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		845	
11	5281	身02生3・初任・同・Ⅲ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				253	
11	5282	身02生3・初任・同・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		317	
11	5283	身02生3・初任・同・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		380	
11	5284	身02生3・初任・同・2人・Ⅲ						2人の介護員等の場合 × 200%			506	
11	5285	身02生3・初任・同・2人・夜・Ⅲ							夜間早朝の場合 25% 加算		633	
11	5286	身02生3・初任・同・2人・深・Ⅲ							深夜の場合 50% 加算		759	

特定事業所加算(Ⅳ)が適用される場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
11	4793	身02生1・Ⅳ	イ 身体介護が中心	20分未満の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき 165 単位	生活援助 20分以上45分未満行った場合 ＋ 1 × 67 単位					特定事業所加算(Ⅳ) 5% 加算	244	1回につき
11	4794	身02生1・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		305	
11	4795	身02生1・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		365	
11	4796	身02生1・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			487	
11	4797	身02生1・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		609	
11	4798	身02生1・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		731	
11	5287	身02生1・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				219	
11	5288	身02生1・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		274	
11	5289	身02生1・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		330	
11	5290	身02生1・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			439	
11	5291	身02生1・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		549	
11	5292	身02生1・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		658	
11	4799	身02生1・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					170	
11	4800	身02生1・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		213	
11	4801	身02生1・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		255	
11	4802	身02生1・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			340	
11	4803	身02生1・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		425	
11	4804	身02生1・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		510	
11	5293	身02生1・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				153	
11	5294	身02生1・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		192	
11	5295	身02生1・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		230	
11	5296	身02生1・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			307	
11	5297	身02生1・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		383	
11	5298	身02生1・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		460	
11	4805	身02生2・Ⅳ			生活援助 45分以上70分未満行った場合 ＋ 2 × 67 単位						314	
11	4806	身02生2・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		393	
11	4807	身02生2・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		471	
11	4808	身02生2・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			628	
11	4809	身02生2・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		785	
11	4810	身02生2・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		942	
11	5299	身02生2・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				282	
11	5300	身02生2・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		353	
11	5301	身02生2・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		424	
11	5302	身02生2・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			565	
11	5303	身02生2・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		707	
11	5304	身02生2・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		847	
11	4815	身02生2・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					219	
11	4816	身02生2・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		274	
11	4817	身02生2・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		330	
11	4818	身02生2・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			439	
11	4819	身02生2・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		549	
11	4820	身02生2・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		658	
11	5305	身02生2・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				197	
11	5306	身02生2・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		247	
11	5307	身02生2・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		296	
11	5308	身02生2・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			395	
11	5309	身02生2・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		494	
11	5310	身02生2・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		592	
11	4825	身02生3・Ⅳ			生活援助 70分以上行った場合 ＋ 3 × 67 単位						384	
11	4826	身02生3・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		481	
11	4827	身02生3・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		576	
11	4828	身02生3・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			769	
11	4829	身02生3・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		961	
11	4830	身02生3・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		1,153	
11	5315	身02生3・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				345	
11	5316	身02生3・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		432	
11	5317	身02生3・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		519	
11	5318	身02生3・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			691	
11	5319	身02生3・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		864	
11	5320	身02生3・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		1,036	
11	4835	身02生3・初任・Ⅳ				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%					269	
11	4836	身02生3・初任・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		336	
11	4837	身02生3・初任・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		403	
11	4838	身02生3・初任・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			538	
11	4839	身02生3・初任・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		672	
11	4840	身02生3・初任・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		806	
11	5325	身02生3・初任・同・Ⅳ					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				242	
11	5326	身02生3・初任・同・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		302	
11	5327	身02生3・初任・同・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		362	
11	5328	身02生3・初任・同・2人・Ⅳ						2人の介護員等の場合 × 200%			483	
11	5329	身02生3・初任・同・2人・夜・Ⅳ							夜間早朝の場合 25% 加算		604	
11	5330	身02生3・初任・同・2人・深・Ⅳ							深夜の場合 50% 加算		725	

2 訪問入浴介護サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
12	1111	訪問入浴	イ 訪問入浴介護費	看護職員1人及び介護職員2人 1,234 単位					1,234	1回につき
12	1112	訪問入浴・部分浴				清拭又は部分浴のとき × 70%			864	
12	1113	訪問入浴・同一					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		1,111	
12	1114	訪問入浴・部分浴・同一				清拭又は部分浴のとき × 70%			778	
12	1121	訪問入浴・職員のみ			介護職員3人の場合 × 95%				1,172	
12	1122	訪問入浴・職員のみ・部分浴				清拭又は部分浴のとき × 70%			820	
12	1123	訪問入浴・職員のみ・同一					事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		1,055	
12	1124	訪問入浴・職員のみ・部分浴・同一				清拭又は部分浴のとき × 70%			738	
12	8000	特別地域訪問入浴介護加算	特別地域訪問入浴介護加算 所定単位数の 15% 加算							
12	8100	訪問入浴小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算							
12	8110	訪問入浴中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算							
12	6100	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ1	ロ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 36 単位加算					36	
12	6101	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ2		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 24 単位加算					24	
12	6105	訪問入浴処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 34/1000 加算						1月につき
12	6102	訪問入浴処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 19/1000 加算						
12	6103	訪問入浴処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の 90% 加算						
12	6104	訪問入浴処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の 80% 加算						

3 訪問看護サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
13	1010	訪看Ⅰ1	イ 指定訪問看護ステーション	(1) 20分未満 310 単位 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能					310	1回につき
13	1015	訪看Ⅰ1・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		388	
13	1016	訪看Ⅰ1・深					深夜の場合 50% 加算		465	
13	1017	訪看Ⅰ1・複1						2人以上による場合（30分未満）＋ 254 単位	564	
13	1018	訪看Ⅰ1・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算		642	
13	1019	訪看Ⅰ1・深・複1					深夜の場合 50% 加算		719	
13	1351	訪看Ⅰ1・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			279	
13	1352	訪看Ⅰ1・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		349	
13	1353	訪看Ⅰ1・同・深					深夜の場合 50% 加算		419	
13	1354	訪看Ⅰ1・同・複1						2人以上による場合（30分未満）＋ 254 単位	533	
13	1355	訪看Ⅰ1・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算		603	
13	1356	訪看Ⅰ1・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		673	
13	1020	訪看Ⅰ1・准			准看護師の場合 × 90%				279	
13	1025	訪看Ⅰ1・准・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		349	
13	1026	訪看Ⅰ1・准・深					深夜の場合 50% 加算		419	
13	1027	訪看Ⅰ1・准・複1						2人以上による場合（30分未満）＋ 254 単位	533	
13	1028	訪看Ⅰ1・准・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算		603	
13	1029	訪看Ⅰ1・准・深・複1					深夜の場合 50% 加算		673	
13	1357	訪看Ⅰ1・准・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			251	
13	1358	訪看Ⅰ1・准・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		314	
13	1359	訪看Ⅰ1・准・同・深					深夜の場合 50% 加算		377	
13	1360	訪看Ⅰ1・准・同・複1						2人以上による場合（30分未満）＋ 254 単位	505	
13	1361	訪看Ⅰ1・准・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算		568	
13	1362	訪看Ⅰ1・准・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		631	
13	1111	訪看Ⅰ2		(2) 30分未満 463 単位					463	
13	1112	訪看Ⅰ2・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		579	
13	1113	訪看Ⅰ2・深					深夜の場合 50% 加算		695	
13	1114	訪看Ⅰ2・複1						2人以上による場合（30分未満）＋ 254 単位	717	
13	1115	訪看Ⅰ2・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算		833	
13	1116	訪看Ⅰ2・深・複1					深夜の場合 50% 加算		949	
13	1363	訪看Ⅰ2・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			417	
13	1364	訪看Ⅰ2・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		521	
13	1365	訪看Ⅰ2・同・深					深夜の場合 50% 加算		626	
13	1366	訪看Ⅰ2・同・複1						2人以上による場合（30分未満）＋ 254 単位	671	
13	1367	訪看Ⅰ2・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算		775	
13	1368	訪看Ⅰ2・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		880	
13	1121	訪看Ⅰ2・准			准看護師の場合 × 90%				417	
13	1122	訪看Ⅰ2・准・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		521	
13	1123	訪看Ⅰ2・准・深					深夜の場合 50% 加算		626	
13	1124	訪看Ⅰ2・准・複1						2人以上による場合（30分未満）＋ 254 単位	671	
13	1125	訪看Ⅰ2・准・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算		775	
13	1126	訪看Ⅰ2・准・深・複1					深夜の場合 50% 加算		880	
13	1369	訪看Ⅰ2・准・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			375	
13	1370	訪看Ⅰ2・准・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		469	
13	1371	訪看Ⅰ2・准・同・深					深夜の場合 50% 加算		563	
13	1372	訪看Ⅰ2・准・同・複1						2人以上による場合（30分未満）＋ 254 単位	629	
13	1373	訪看Ⅰ2・准・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算		723	
13	1374	訪看Ⅰ2・准・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		817	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
13	1211	訪看Ｉ３	イ 指定訪問看護ステーション	(3) 30分以上1時間未満 814 単位					814	1回につき
13	1212	訪看Ｉ３・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		1,018	
13	1213	訪看Ｉ３・深					深夜の場合 50% 加算		1,221	
13	1217	訪看Ｉ３・複1						2人以上による場合（30分未満）	1,068	
13	1218	訪看Ｉ３・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	1,272	
13	1219	訪看Ｉ３・深・複1					深夜の場合 50% 加算		1,475	
13	1214	訪看Ｉ３・複2						2人以上による場合（30分以上）	1,216	
13	1215	訪看Ｉ３・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位	1,420	
13	1216	訪看Ｉ３・深・複2					深夜の場合 50% 加算		1,623	
13	1375	訪看Ｉ３・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			733	
13	1376	訪看Ｉ３・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		916	
13	1377	訪看Ｉ３・同・深					深夜の場合 50% 加算		1,100	
13	1378	訪看Ｉ３・同・複1						2人以上による場合（30分未満）	987	
13	1379	訪看Ｉ３・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	1,170	
13	1380	訪看Ｉ３・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		1,354	
13	1381	訪看Ｉ３・同・複2						2人以上による場合（30分以上）	1,135	
13	1382	訪看Ｉ３・同・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位	1,318	
13	1383	訪看Ｉ３・同・深・複2					深夜の場合 50% 加算		1,502	
13	1221	訪看Ｉ３・准			准看護師の場合 × 90%				733	
13	1222	訪看Ｉ３・准・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		916	
13	1223	訪看Ｉ３・准・深					深夜の場合 50% 加算		1,100	
13	1227	訪看Ｉ３・准・複1						2人以上による場合（30分未満）	987	
13	1228	訪看Ｉ３・准・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	1,170	
13	1229	訪看Ｉ３・准・深・複1					深夜の場合 50% 加算		1,354	
13	1224	訪看Ｉ３・准・複2						2人以上による場合（30分以上）	1,135	
13	1225	訪看Ｉ３・准・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位	1,318	
13	1226	訪看Ｉ３・准・深・複2					深夜の場合 50% 加算		1,502	
13	1384	訪看Ｉ３・准・同				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			660	
13	1385	訪看Ｉ３・准・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		825	
13	1386	訪看Ｉ３・准・同・深					深夜の場合 50% 加算		990	
13	1387	訪看Ｉ３・准・同・複1						2人以上による場合（30分未満）	914	
13	1388	訪看Ｉ３・准・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	1,079	
13	1389	訪看Ｉ３・准・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		1,244	
13	1390	訪看Ｉ３・准・同・複2						2人以上による場合（30分以上）	1,062	
13	1391	訪看Ｉ３・准・同・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位	1,227	
13	1392	訪看Ｉ３・准・同・深・複2					深夜の場合 50% 加算		1,392	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
13	1311	訪看Ⅰ4	イ 指定訪問看護ステーション	(4) 1時間以上 1時間30分未満 1,117 単位						1,117	1回につき
13	1312	訪看Ⅰ4・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			1,396	
13	1313	訪看Ⅰ4・深					深夜の場合 50% 加算			1,676	
13	1317	訪看Ⅰ4・複1						2人以上による場合（30分未満）		1,371	
13	1318	訪看Ⅰ4・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		1,650	
13	1319	訪看Ⅰ4・深・複1					深夜の場合 50% 加算			1,930	
13	1314	訪看Ⅰ4・複2						2人以上による場合（30分以上）		1,519	
13	1315	訪看Ⅰ4・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		1,798	
13	1316	訪看Ⅰ4・深・複2					深夜の場合 50% 加算			2,078	
13	1331	訪看Ⅰ4・長							1時間30分以上の訪問看護を行う場合	1,417	
13	1332	訪看Ⅰ4・夜・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,696	
13	1333	訪看Ⅰ4・深・長					深夜の場合 50% 加算			1,976	
13	1337	訪看Ⅰ4・複1・長						2人以上による場合（30分未満）	＋ 300 単位	1,671	
13	1338	訪看Ⅰ4・夜・複1・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,950	
13	1339	訪看Ⅰ4・深・複1・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 254 単位		2,230	
13	1334	訪看Ⅰ4・複2・長						2人以上による場合（30分以上）		1,819	
13	1335	訪看Ⅰ4・夜・複2・長					夜間早朝の場合 25% 加算			2,098	
13	1336	訪看Ⅰ4・深・複2・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 402 単位		2,378	
13	1393	訪看Ⅰ4・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					1,005	
13	1394	訪看Ⅰ4・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			1,256	
13	1395	訪看Ⅰ4・同・深					深夜の場合 50% 加算			1,508	
13	1396	訪看Ⅰ4・同・複1						2人以上による場合（30分未満）		1,259	
13	1397	訪看Ⅰ4・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		1,510	
13	1398	訪看Ⅰ4・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算			1,762	
13	1399	訪看Ⅰ4・同・複2						2人以上による場合（30分以上）		1,407	
13	1400	訪看Ⅰ4・同・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		1,658	
13	1401	訪看Ⅰ4・同・深・複2					深夜の場合 50% 加算			1,910	
13	1402	訪看Ⅰ4・同・長							1時間30分以上の訪問看護を行う場合	1,305	
13	1403	訪看Ⅰ4・同・夜・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,556	
13	1404	訪看Ⅰ4・同・深・長					深夜の場合 50% 加算			1,808	
13	1405	訪看Ⅰ4・同・複1・長						2人以上による場合（30分未満）	＋ 300 単位	1,559	
13	1406	訪看Ⅰ4・同・夜・複1・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,810	
13	1407	訪看Ⅰ4・同・深・複1・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 254 単位		2,062	
13	1408	訪看Ⅰ4・同・複2・長						2人以上による場合（30分以上）		1,707	
13	1409	訪看Ⅰ4・同・夜・複2・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,958	
13	1410	訪看Ⅰ4・同・深・複2・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 402 単位		2,210	
13	1321	訪看Ⅰ4・准		准看護師の場合 × 90%						1,005	
13	1322	訪看Ⅰ4・准・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			1,256	
13	1323	訪看Ⅰ4・准・深					深夜の場合 50% 加算			1,508	
13	1327	訪看Ⅰ4・准・複1						2人以上による場合（30分未満）		1,259	
13	1328	訪看Ⅰ4・准・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		1,510	
13	1329	訪看Ⅰ4・准・深・複1					深夜の場合 50% 加算			1,762	
13	1324	訪看Ⅰ4・准・複2						2人以上による場合（30分以上）		1,407	
13	1325	訪看Ⅰ4・准・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		1,658	
13	1326	訪看Ⅰ4・准・深・複2					深夜の場合 50% 加算			1,910	
13	1341	訪看Ⅰ4・准・長							1時間30分以上の訪問看護を行う場合	1,305	
13	1342	訪看Ⅰ4・准・夜・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,556	
13	1343	訪看Ⅰ4・准・深・長					深夜の場合 50% 加算			1,808	
13	1347	訪看Ⅰ4・准・複1・長						2人以上による場合（30分未満）	＋ 300 単位	1,559	
13	1348	訪看Ⅰ4・准・夜・複1・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,810	
13	1349	訪看Ⅰ4・准・深・複1・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 254 単位		2,062	
13	1344	訪看Ⅰ4・准・複2・長						2人以上による場合（30分以上）		1,707	
13	1345	訪看Ⅰ4・准・夜・複2・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,958	
13	1346	訪看Ⅰ4・准・深・複2・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 402 単位		2,210	
13	1411	訪看Ⅰ4・准・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					905	
13	1412	訪看Ⅰ4・准・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			1,131	
13	1413	訪看Ⅰ4・准・同・深					深夜の場合 50% 加算			1,358	
13	1414	訪看Ⅰ4・准・同・複1						2人以上による場合（30分未満）		1,159	
13	1415	訪看Ⅰ4・准・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		1,385	
13	1416	訪看Ⅰ4・准・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算			1,612	
13	1417	訪看Ⅰ4・准・同・複2						2人以上による場合（30分以上）		1,307	
13	1418	訪看Ⅰ4・准・同・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		1,533	
13	1419	訪看Ⅰ4・准・同・深・複2					深夜の場合 50% 加算			1,760	
13	1420	訪看Ⅰ4・准・同・長							1時間30分以上の訪問看護を行う場合	1,205	
13	1421	訪看Ⅰ4・准・同・夜・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,431	
13	1422	訪看Ⅰ4・准・同・深・長					深夜の場合 50% 加算			1,658	
13	1423	訪看Ⅰ4・准・同・複1・長						2人以上による場合（30分未満）	＋ 300 単位	1,459	
13	1424	訪看Ⅰ4・准・同・夜・複1・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,685	
13	1425	訪看Ⅰ4・准・同・深・複1・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 254 単位		1,912	
13	1426	訪看Ⅰ4・准・同・複2・長						2人以上による場合（30分以上）		1,607	
13	1427	訪看Ⅰ4・准・同・夜・複2・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,833	
13	1428	訪看Ⅰ4・准・同・深・複2・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 402 単位		2,060	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
13	1501	訪看Ⅰ5	イ 指定訪問看護ステーション	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 302 単位						302	1回につき
13	1502	訪看Ⅰ5・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			378	
13	1503	訪看Ⅰ5・深					深夜の場合 50% 加算			453	
13	1504	訪看Ⅰ5・複1						2人以上による場合（30分未満）		556	
13	1505	訪看Ⅰ5・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		632	
13	1506	訪看Ⅰ5・深・複1					深夜の場合 50% 加算			707	
13	1507	訪看Ⅰ5・複2						2人以上による場合（30分以上）		704	
13	1508	訪看Ⅰ5・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		780	
13	1509	訪看Ⅰ5・深・複2					深夜の場合 50% 加算			855	
13	1510	訪看Ⅰ5・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					272	
13	1511	訪看Ⅰ5・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			340	
13	1512	訪看Ⅰ5・同・深					深夜の場合 50% 加算			408	
13	1513	訪看Ⅰ5・同・複1						2人以上による場合（30分未満）		526	
13	1514	訪看Ⅰ5・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		594	
13	1515	訪看Ⅰ5・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算			662	
13	1516	訪看Ⅰ5・同・複2						2人以上による場合（30分以上）		674	
13	1517	訪看Ⅰ5・同・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		742	
13	1518	訪看Ⅰ5・同・深・複2					深夜の場合 50% 加算			810	
13	1521	訪看Ⅰ5・2超		1日に2回を越えて実施する場合 × 90%						272	
13	1522	訪看Ⅰ5・2超・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			340	
13	1523	訪看Ⅰ5・2超・深					深夜の場合 50% 加算			408	
13	1524	訪看Ⅰ5・2超・複1						2人以上による場合（30分未満）		526	
13	1525	訪看Ⅰ5・2超・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		594	
13	1526	訪看Ⅰ5・2超・深・複1					深夜の場合 50% 加算			662	
13	1527	訪看Ⅰ5・2超・複2						2人以上による場合（30分以上）		674	
13	1528	訪看Ⅰ5・2超・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		742	
13	1529	訪看Ⅰ5・2超・深・複2					深夜の場合 50% 加算			810	
13	1530	訪看Ⅰ5・2超・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					245	
13	1531	訪看Ⅰ5・2超・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			306	
13	1532	訪看Ⅰ5・2超・同・深					深夜の場合 50% 加算			368	
13	1533	訪看Ⅰ5・2超・同・複1						2人以上による場合（30分未満）		499	
13	1534	訪看Ⅰ5・2超・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		560	
13	1535	訪看Ⅰ5・2超・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算			622	
13	1536	訪看Ⅰ5・2超・同・複2						2人以上による場合（30分以上）		647	
13	1537	訪看Ⅰ5・2超・同・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		708	
13	1538	訪看Ⅰ5・2超・同・深・複2					深夜の場合 50% 加算			770	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
13	2010	訪看Ⅱ1	ロ 病院又は診療所	(1) 20分未満 262 単位 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能					262	1回につき
13	2015	訪看Ⅱ1・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		328	
13	2016	訪看Ⅱ1・深					深夜の場合 50% 加算		393	
13	2017	訪看Ⅱ1・複1						2人以上による場合（30分未満）	516	
13	2018	訪看Ⅱ1・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	582	
13	2019	訪看Ⅱ1・深・複1					深夜の場合 50% 加算		647	
13	2351	訪看Ⅱ1・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				236	
13	2352	訪看Ⅱ1・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		295	
13	2353	訪看Ⅱ1・同・深					深夜の場合 50% 加算		354	
13	2354	訪看Ⅱ1・同・複1						2人以上による場合（30分未満）	490	
13	2355	訪看Ⅱ1・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	549	
13	2356	訪看Ⅱ1・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		608	
13	2020	訪看Ⅱ1・准		准看護師の場合 × 90%					236	
13	2025	訪看Ⅱ1・准・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		295	
13	2026	訪看Ⅱ1・准・深					深夜の場合 50% 加算		354	
13	2027	訪看Ⅱ1・准・複1						2人以上による場合（30分未満）	490	
13	2028	訪看Ⅱ1・准・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	549	
13	2029	訪看Ⅱ1・准・深・複1					深夜の場合 50% 加算		608	
13	2357	訪看Ⅱ1・准・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				212	
13	2358	訪看Ⅱ1・准・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		265	
13	2359	訪看Ⅱ1・准・同・深					深夜の場合 50% 加算		318	
13	2360	訪看Ⅱ1・准・同・複1						2人以上による場合（30分未満）	466	
13	2361	訪看Ⅱ1・准・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	519	
13	2362	訪看Ⅱ1・准・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		572	
13	2111	訪看Ⅱ2		(2) 30分未満 392 単位					392	
13	2112	訪看Ⅱ2・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		490	
13	2113	訪看Ⅱ2・深					深夜の場合 50% 加算		588	
13	2114	訪看Ⅱ2・複1						2人以上による場合（30分未満）	646	
13	2115	訪看Ⅱ2・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	744	
13	2116	訪看Ⅱ2・深・複1					深夜の場合 50% 加算		842	
13	2363	訪看Ⅱ2・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				353	
13	2364	訪看Ⅱ2・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		441	
13	2365	訪看Ⅱ2・同・深					深夜の場合 50% 加算		530	
13	2366	訪看Ⅱ2・同・複1						2人以上による場合（30分未満）	607	
13	2367	訪看Ⅱ2・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	695	
13	2368	訪看Ⅱ2・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		784	
13	2121	訪看Ⅱ2・准		准看護師の場合 × 90%					353	
13	2122	訪看Ⅱ2・准・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		441	
13	2123	訪看Ⅱ2・准・深					深夜の場合 50% 加算		530	
13	2124	訪看Ⅱ2・准・複1						2人以上による場合（30分未満）	607	
13	2125	訪看Ⅱ2・准・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	695	
13	2126	訪看Ⅱ2・准・深・複1					深夜の場合 50% 加算		784	
13	2369	訪看Ⅱ2・准・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				318	
13	2370	訪看Ⅱ2・准・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		398	
13	2371	訪看Ⅱ2・准・同・深					深夜の場合 50% 加算		477	
13	2372	訪看Ⅱ2・准・同・複1						2人以上による場合（30分未満）	572	
13	2373	訪看Ⅱ2・准・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	652	
13	2374	訪看Ⅱ2・准・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		731	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
13	2211	訪看Ⅱ3	ロ 病院又は診療所	(3) 30分以上1時間未満 567 単位					567	1回につき
13	2212	訪看Ⅱ3・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		709	
13	2213	訪看Ⅱ3・深					深夜の場合 50% 加算		851	
13	2217	訪看Ⅱ3・複1						2人以上による場合（30分未満）	821	
13	2218	訪看Ⅱ3・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	963	
13	2219	訪看Ⅱ3・深・複1					深夜の場合 50% 加算		1,105	
13	2214	訪看Ⅱ3・複2						2人以上による場合（30分以上）	969	
13	2215	訪看Ⅱ3・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位	1,111	
13	2216	訪看Ⅱ3・深・複2					深夜の場合 50% 加算		1,253	
13	2375	訪看Ⅱ3・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				510	
13	2376	訪看Ⅱ3・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		638	
13	2377	訪看Ⅱ3・同・深					深夜の場合 50% 加算		765	
13	2378	訪看Ⅱ3・同・複1						2人以上による場合（30分未満）	764	
13	2379	訪看Ⅱ3・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	892	
13	2380	訪看Ⅱ3・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		1,019	
13	2381	訪看Ⅱ3・同・複2						2人以上による場合（30分以上）	912	
13	2382	訪看Ⅱ3・同・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位	1,040	
13	2383	訪看Ⅱ3・同・深・複2					深夜の場合 50% 加算		1,167	
13	2221	訪看Ⅱ3・准		准看護師の場合 × 90%					510	
13	2222	訪看Ⅱ3・准・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		638	
13	2223	訪看Ⅱ3・准・深					深夜の場合 50% 加算		765	
13	2227	訪看Ⅱ3・准・複1						2人以上による場合（30分未満）	764	
13	2228	訪看Ⅱ3・准・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	892	
13	2229	訪看Ⅱ3・准・深・複1					深夜の場合 50% 加算		1,019	
13	2224	訪看Ⅱ3・准・複2						2人以上による場合（30分以上）	912	
13	2225	訪看Ⅱ3・准・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位	1,040	
13	2226	訪看Ⅱ3・准・深・複2					深夜の場合 50% 加算		1,167	
13	2384	訪看Ⅱ3・准・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%				459	
13	2385	訪看Ⅱ3・准・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算		574	
13	2386	訪看Ⅱ3・准・同・深					深夜の場合 50% 加算		689	
13	2387	訪看Ⅱ3・准・同・複1						2人以上による場合（30分未満）	713	
13	2388	訪看Ⅱ3・准・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位	828	
13	2389	訪看Ⅱ3・准・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算		943	
13	2390	訪看Ⅱ3・准・同・複2						2人以上による場合（30分以上）	861	
13	2391	訪看Ⅱ3・准・同・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位	976	
13	2392	訪看Ⅱ3・准・同・深・複2					深夜の場合 50% 加算		1,091	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
13	2311	訪看Ⅱ4	口 病院又は診療所	(4) 1時間以上 1時間30分未満 835 単位						835	1回につき
13	2312	訪看Ⅱ4・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			1,044	
13	2313	訪看Ⅱ4・深					深夜の場合 50% 加算			1,253	
13	2317	訪看Ⅱ4・複1						2人以上による場合（30分未満）		1,089	
13	2318	訪看Ⅱ4・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		1,298	
13	2319	訪看Ⅱ4・深・複1					深夜の場合 50% 加算			1,507	
13	2314	訪看Ⅱ4・複2						2人以上による場合（30分以上）		1,237	
13	2315	訪看Ⅱ4・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		1,446	
13	2316	訪看Ⅱ4・深・複2					深夜の場合 50% 加算			1,655	
13	2331	訪看Ⅱ4・長							1時間30分以上の訪問看護を行う場合	1,135	
13	2332	訪看Ⅱ4・夜・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,344	
13	2333	訪看Ⅱ4・深・長					深夜の場合 50% 加算			1,553	
13	2337	訪看Ⅱ4・複1・長						2人以上による場合（30分未満）	＋ 300 単位	1,389	
13	2338	訪看Ⅱ4・夜・複1・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,598	
13	2339	訪看Ⅱ4・深・複1・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 254 単位		1,807	
13	2334	訪看Ⅱ4・複2・長						2人以上による場合（30分以上）		1,537	
13	2335	訪看Ⅱ4・夜・複2・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,746	
13	2336	訪看Ⅱ4・深・複2・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 402 単位		1,955	
13	2393	訪看Ⅱ4・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					752	
13	2394	訪看Ⅱ4・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			940	
13	2395	訪看Ⅱ4・同・深					深夜の場合 50% 加算			1,128	
13	2396	訪看Ⅱ4・同・複1						2人以上による場合（30分未満）		1,006	
13	2397	訪看Ⅱ4・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		1,194	
13	2398	訪看Ⅱ4・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算			1,382	
13	2399	訪看Ⅱ4・同・複2						2人以上による場合（30分以上）		1,154	
13	2400	訪看Ⅱ4・同・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		1,342	
13	2401	訪看Ⅱ4・同・深・複2					深夜の場合 50% 加算			1,530	
13	2402	訪看Ⅱ4・同・長							1時間30分以上の訪問看護を行う場合	1,052	
13	2403	訪看Ⅱ4・同・夜・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,240	
13	2404	訪看Ⅱ4・同・深・長					深夜の場合 50% 加算			1,428	
13	2405	訪看Ⅱ4・同・複1・長						2人以上による場合（30分未満）	＋ 300 単位	1,306	
13	2406	訪看Ⅱ4・同・夜・複1・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,494	
13	2407	訪看Ⅱ4・同・深・複1・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 254 単位		1,682	
13	2408	訪看Ⅱ4・同・複2・長						2人以上による場合（30分以上）		1,454	
13	2409	訪看Ⅱ4・同・夜・複2・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,642	
13	2410	訪看Ⅱ4・同・深・複2・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 402 単位		1,830	
13	2321	訪看Ⅱ4・准		准看護師の場合 × 90%						752	
13	2322	訪看Ⅱ4・准・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			940	
13	2323	訪看Ⅱ4・准・深					深夜の場合 50% 加算			1,128	
13	2327	訪看Ⅱ4・准・複1						2人以上による場合（30分未満）		1,006	
13	2328	訪看Ⅱ4・准・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		1,194	
13	2329	訪看Ⅱ4・准・深・複1					深夜の場合 50% 加算			1,382	
13	2324	訪看Ⅱ4・准・複2						2人以上による場合（30分以上）		1,154	
13	2325	訪看Ⅱ4・准・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		1,342	
13	2326	訪看Ⅱ4・准・深・複2					深夜の場合 50% 加算			1,530	
13	2341	訪看Ⅱ4・准・長							1時間30分以上の訪問看護を行う場合	1,052	
13	2342	訪看Ⅱ4・准・夜・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,240	
13	2343	訪看Ⅱ4・准・深・長					深夜の場合 50% 加算			1,428	
13	2347	訪看Ⅱ4・准・複1・長						2人以上による場合（30分未満）	＋ 300 単位	1,306	
13	2348	訪看Ⅱ4・准・夜・複1・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,494	
13	2349	訪看Ⅱ4・准・深・複1・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 254 単位		1,682	
13	2344	訪看Ⅱ4・准・複2・長						2人以上による場合（30分以上）		1,454	
13	2345	訪看Ⅱ4・准・夜・複2・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,642	
13	2346	訪看Ⅱ4・准・深・複2・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 402 単位		1,830	
13	2411	訪看Ⅱ4・准・同			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%					677	
13	2412	訪看Ⅱ4・准・同・夜					夜間早朝の場合 25% 加算			846	
13	2413	訪看Ⅱ4・准・同・深					深夜の場合 50% 加算			1,016	
13	2414	訪看Ⅱ4・准・同・複1						2人以上による場合（30分未満）		931	
13	2415	訪看Ⅱ4・准・同・夜・複1					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 254 単位		1,100	
13	2416	訪看Ⅱ4・准・同・深・複1					深夜の場合 50% 加算			1,270	
13	2417	訪看Ⅱ4・准・同・複2						2人以上による場合（30分以上）		1,079	
13	2418	訪看Ⅱ4・准・同・夜・複2					夜間早朝の場合 25% 加算	＋ 402 単位		1,248	
13	2419	訪看Ⅱ4・准・同・深・複2					深夜の場合 50% 加算			1,418	
13	2420	訪看Ⅱ4・准・同・長							1時間30分以上の訪問看護を行う場合	977	
13	2421	訪看Ⅱ4・准・同・夜・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,146	
13	2422	訪看Ⅱ4・准・同・深・長					深夜の場合 50% 加算			1,316	
13	2423	訪看Ⅱ4・准・同・複1・長						2人以上による場合（30分未満）	＋ 300 単位	1,231	
13	2424	訪看Ⅱ4・准・同・夜・複1・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,400	
13	2425	訪看Ⅱ4・准・同・深・複1・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 254 単位		1,570	
13	2426	訪看Ⅱ4・准・同・複2・長						2人以上による場合（30分以上）		1,379	
13	2427	訪看Ⅱ4・准・同・夜・複2・長					夜間早朝の場合 25% 加算			1,548	
13	2428	訪看Ⅱ4・准・同・深・複2・長					深夜の場合 50% 加算	＋ 402 単位		1,718	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
13	3111	定期巡回訪看	ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合					2,935	1月につき
13	3113	定期巡回訪看・准1		准看護師による訪問が1回でもある場合 × 98%				2,876	
13	3115	定期巡回訪看・介5	2,935 単位		要介護5の者の場合			3,735	
13	3117	定期巡回訪看・准1・介5		准看護師による訪問が1回でもある場合 × 98%	＋ 800 単位			3,676	
13	8000	特別地域訪問看護加算1	特別地域訪問看護加算	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算				1回につき
13	8001	特別地域訪問看護加算2		ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算				1月につき
13	8100	訪問看護小規模事業所加算1	中山間地域等における小規模事業所加算	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算				1回につき
13	8101	訪問看護小規模事業所加算2		ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算				1月につき
13	8110	訪問看護中山間地域等提供加算1	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	イ及びロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算				1回につき
13	8111	訪問看護中山間地域等提供加算2		ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算				1月につき
13	3100	緊急時訪問看護加算1	緊急時訪問看護加算	指定訪問看護ステーション	540 単位加算			540	
13	3200	緊急時訪問看護加算2		医療機関	290 単位加算			290	
13	4000	訪問看護特別管理加算Ⅰ	特別管理加算	特別管理加算（Ⅰ）	500 単位加算			500	
13	4001	訪問看護特別管理加算Ⅱ		特別管理加算（Ⅱ）	250 単位加算			250	
13	7000	訪問看護ターミナルケア加算	ターミナルケア加算		2,000 単位加算			2,000	死亡月につき
13	4100	訪問看護特別指示減算	主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算		97 単位減算			−97	1日につき
13	4002	訪問看護初回加算	ニ 初回加算		300 単位加算			300	1月につき
13	4003	訪問看護退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算		600 単位加算			600	1回につき
13	4004	訪問看護介護連携強化加算	ヘ 看護・介護職員連携強化加算		250 単位加算			250	1月につき
13	4005	訪問看護体制強化加算	ト 看護体制強化加算		300 単位加算			300	
13	6101	訪問看護サービス提供体制加算1	チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合	6 単位加算			6	1回につき
13	6102	訪問看護サービス提供体制加算2		ハを算定する場合	50 単位加算			50	1月につき

登録期間が1月に満たない場合（日割計算用サービスコード）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
13	3112	定期巡回訪看・日割	ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合				日割計算の場合	97	1日につき
13	3114	定期巡回訪看・准1・日割		准看護師による訪問が1回でもある場合 × 98%				95	
13	3116	定期巡回訪看・介5・日割	2,935 単位		要介護5の者の場合			123	
13	3118	定期巡回訪看・准1・介5・日割		准看護師による訪問が1回でもある場合 × 98%	＋ 800 単位		÷ 30.4 日	121	
13	8002	特別地域訪問看護加算2日割	特別地域訪問看護加算	ハを算定する場合	所定単位数の 15% 加算				
13	8102	訪問看護小規模事業所加算2日割	中山間地域等における小規模事業所加算	ハを算定する場合	所定単位数の 10% 加算				
13	8112	訪問看護中山間地域等加算2日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	ハを算定する場合	所定単位数の 5% 加算				

4 訪問リハビリテーションサービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
14	2111	訪問リハビリ1	イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合				302	1回につき
14	2114	訪問リハビリ1・同一			302 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		272	
14	2211	訪問リハビリ2		介護老人保健施設の場合				302	
14	2214	訪問リハビリ2・同一			302 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		272	
14	8110	訪問リハ中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			
14	5001	訪問リハ短期集中加算1	短期集中リハビリテーション実施加算		退院(所)日又は認定日から1月以内	340 単位加算		340	1日につき
14	5002	訪問リハ短期集中加算2			退院(所)日又は認定日から1月超3月以内	200 単位加算		200	
14	5003	訪問リハ短期集中リハ加算	短期集中リハビリテーション実施加算		退院(所)日又は認定日から3月以内	200 単位加算		200	1日につき
14	5004	訪問リハマネジメント加算Ⅰ	リハビリテーションマネジメント加算		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	60 単位加算		60	1月につき
14	5005	訪問リハマネジメント加算Ⅱ			リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	150 単位加算		150	
14	4000	訪問リハ訪問介護連携加算	訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合(3月に1回限度)			300 単位加算		300	1回につき
14	6110	訪問リハ社会参加支援加算	ロ 社会参加支援加算			17 単位加算		17	1日につき
14	6101	訪問リハサービス提供体制加算	ハ サービス提供体制強化加算			6 単位加算		6	1回につき

５ 居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
31	1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ１	イ 医師が行う場合（月２回限度）	(1)居宅療養管理指導費（Ⅰ）	（一）同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		503 単位	503	1回につき
31	1113	医師居宅療養管理指導Ⅰ２		（(2)以外）	（二）同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問）		452 単位	452	
31	1112	医師居宅療養管理指導Ⅱ１		(2)居宅療養管理指導費（Ⅱ）（在宅時医学総合管理料等を算定する場合）	（一）同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合		292 単位	292	
31	1114	医師居宅療養管理指導Ⅱ２			（二）同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問）		262 単位	262	
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合（月２回限度）	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			503 単位	503	
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問）			452 単位	452	
31	1221	薬剤師居宅療養Ⅰ１	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合（月２回限度）	（一）同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 553 単位			553	
31	1222	薬剤師居宅療養Ⅰ１・特薬				特別な薬剤の場合	＋ 100 単位	653	
31	1251	薬剤師居宅療養Ⅰ２			（二）同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） 387 単位			387	
31	1252	薬剤師居宅療養Ⅰ２・特薬				特別な薬剤の場合	＋ 100 単位	487	
31	1223	薬剤師居宅療養Ⅱ１		(2)薬局の薬剤師の場合	（一）同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 503 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合（月４回限度）		503	
31	1224	薬剤師居宅療養Ⅱ１・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	603	
31	1255	薬剤師居宅療養Ⅱ２				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合（月８回限度）		503	
31	1256	薬剤師居宅療養Ⅱ２・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	603	
31	1225	薬剤師居宅療養Ⅱ３			（二）同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） 352 単位	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合（月４回限度）		352	
31	1226	薬剤師居宅療養Ⅱ３・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	452	
31	1253	薬剤師居宅療養Ⅱ４				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合（月８回限度）		352	
31	1254	薬剤師居宅療養Ⅱ４・特薬					特別な薬剤の場合 ＋ 100 単位	452	
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ	ニ 管理栄養士が行う場合（月２回限度）	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			533 単位	533	
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問）			452 単位	452	
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	ホ 歯科衛生士等が行う場合（月４回限度）	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合			352 単位	352	
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問）			302 単位	302	
31	1261	看護職員居宅療養Ⅰ	ヘ 看護職員が行う場合	(1)同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 402 単位				402	
31	1262	看護職員居宅療養Ⅰ・准看				准看護師が行う場合	× 90%	362	
31	1263	看護職員居宅療養Ⅱ		(2)同一建物居住者に対して行う場合（同一日の訪問） 362 単位				362	
31	1264	看護職員居宅療養Ⅱ・准看				准看護師が行う場合	× 90%	326	

6 通所介護サービスコード表（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
15	1141	通所介護Ⅰ11・時減	イ 小規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		要介護1	426 単位	× 70%	298	1回につき
15	1142	通所介護Ⅰ12・時減				要介護2	488 単位	× 70%	342	
15	1143	通所介護Ⅰ13・時減				要介護3	552 単位	× 70%	386	
15	1144	通所介護Ⅰ14・時減				要介護4	614 単位	× 70%	430	
15	1145	通所介護Ⅰ15・時減				要介護5	678 単位	× 70%	475	
15	1241	通所介護Ⅰ11		(1)3時間以上5時間未満		要介護1	426 単位		426	
15	1242	通所介護Ⅰ12				要介護2	488 単位		488	
15	1243	通所介護Ⅰ13				要介護3	552 単位		552	
15	1244	通所介護Ⅰ14				要介護4	614 単位		614	
15	1245	通所介護Ⅰ15				要介護5	678 単位		678	
15	1341	通所介護Ⅰ21		(2)5時間以上7時間未満		要介護1	641 単位		641	
15	1342	通所介護Ⅰ22				要介護2	757 単位		757	
15	1343	通所介護Ⅰ23				要介護3	874 単位		874	
15	1344	通所介護Ⅰ24				要介護4	990 単位		990	
15	1345	通所介護Ⅰ25				要介護5	1,107 単位		1,107	
15	1441	通所介護Ⅰ31		(3)7時間以上9時間未満		要介護1	735 単位		735	
15	1442	通所介護Ⅰ32				要介護2	868 単位		868	
15	1443	通所介護Ⅰ33				要介護3	1,006 単位		1,006	
15	1444	通所介護Ⅰ34				要介護4	1,144 単位		1,144	
15	1445	通所介護Ⅰ35				要介護5	1,281 単位		1,281	
15	1541	通所介護Ⅰ31・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	735 単位	＋ 50 単位	785	
15	1542	通所介護Ⅰ32・延1				要介護2	868 単位	＋ 50 単位	918	
15	1543	通所介護Ⅰ33・延1				要介護3	1,006 単位	＋ 50 単位	1,056	
15	1544	通所介護Ⅰ34・延1				要介護4	1,144 単位	＋ 50 単位	1,194	
15	1545	通所介護Ⅰ35・延1				要介護5	1,281 単位	＋ 50 単位	1,331	
15	1641	通所介護Ⅰ31・延2			10時間以上11時間未満	要介護1	735 単位	＋ 100 単位	835	
15	1642	通所介護Ⅰ32・延2				要介護2	868 単位	＋ 100 単位	968	
15	1643	通所介護Ⅰ33・延2				要介護3	1,006 単位	＋ 100 単位	1,106	
15	1644	通所介護Ⅰ34・延2				要介護4	1,144 単位	＋ 100 単位	1,244	
15	1645	通所介護Ⅰ35・延2				要介護5	1,281 単位	＋ 100 単位	1,381	
15	1741	通所介護Ⅰ31・延3			11時間以上12時間未満	要介護1	735 単位	＋ 150 単位	885	
15	1742	通所介護Ⅰ32・延3				要介護2	868 単位	＋ 150 単位	1,018	
15	1743	通所介護Ⅰ33・延3				要介護3	1,006 単位	＋ 150 単位	1,156	
15	1744	通所介護Ⅰ34・延3				要介護4	1,144 単位	＋ 150 単位	1,294	
15	1745	通所介護Ⅰ35・延3				要介護5	1,281 単位	＋ 150 単位	1,431	
15	1751	通所介護Ⅰ31・延4			12時間以上13時間未満	要介護1	735 単位	＋ 200 単位	935	
15	1752	通所介護Ⅰ32・延4				要介護2	868 単位	＋ 200 単位	1,068	
15	1753	通所介護Ⅰ33・延4				要介護3	1,006 単位	＋ 200 単位	1,206	
15	1754	通所介護Ⅰ34・延4				要介護4	1,144 単位	＋ 200 単位	1,344	
15	1755	通所介護Ⅰ35・延4				要介護5	1,281 単位	＋ 200 単位	1,481	
15	1756	通所介護Ⅰ31・延5			13時間以上14時間未満	要介護1	735 単位	＋ 250 単位	985	
15	1757	通所介護Ⅰ32・延5				要介護2	868 単位	＋ 250 単位	1,118	
15	1758	通所介護Ⅰ33・延5				要介護3	1,006 単位	＋ 250 単位	1,256	
15	1759	通所介護Ⅰ34・延5				要介護4	1,144 単位	＋ 250 単位	1,394	
15	1760	通所介護Ⅰ35・延5				要介護5	1,281 単位	＋ 250 単位	1,531	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
15	2141	通所介護Ⅱ11・時減	ロ 通常規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		要介護1	380 単位	× 70%	266	1回につき
15	2142	通所介護Ⅱ12・時減				要介護2	436 単位	× 70%	305	
15	2143	通所介護Ⅱ13・時減				要介護3	493 単位	× 70%	345	
15	2144	通所介護Ⅱ14・時減				要介護4	548 単位	× 70%	384	
15	2145	通所介護Ⅱ15・時減				要介護5	605 単位	× 70%	424	
15	2241	通所介護Ⅱ11		(1)3時間以上5時間未満		要介護1	380 単位		380	
15	2242	通所介護Ⅱ12				要介護2	436 単位		436	
15	2243	通所介護Ⅱ13				要介護3	493 単位		493	
15	2244	通所介護Ⅱ14				要介護4	548 単位		548	
15	2245	通所介護Ⅱ15				要介護5	605 単位		605	
15	2341	通所介護Ⅱ21		(2)5時間以上7時間未満		要介護1	572 単位		572	
15	2342	通所介護Ⅱ22				要介護2	676 単位		676	
15	2343	通所介護Ⅱ23				要介護3	780 単位		780	
15	2344	通所介護Ⅱ24				要介護4	884 単位		884	
15	2345	通所介護Ⅱ25				要介護5	988 単位		988	
15	2441	通所介護Ⅱ31		(3)7時間以上9時間未満		要介護1	656 単位		656	
15	2442	通所介護Ⅱ32				要介護2	775 単位		775	
15	2443	通所介護Ⅱ33				要介護3	898 単位		898	
15	2444	通所介護Ⅱ34				要介護4	1,021 単位		1,021	
15	2445	通所介護Ⅱ35				要介護5	1,144 単位		1,144	
15	2541	通所介護Ⅱ31・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	656 単位	＋ 50 単位	706	
15	2542	通所介護Ⅱ32・延1				要介護2	775 単位	＋ 50 単位	825	
15	2543	通所介護Ⅱ33・延1				要介護3	898 単位	＋ 50 単位	948	
15	2544	通所介護Ⅱ34・延1				要介護4	1,021 単位	＋ 50 単位	1,071	
15	2545	通所介護Ⅱ35・延1				要介護5	1,144 単位	＋ 50 単位	1,194	
15	2641	通所介護Ⅱ31・延2			10時間以上11時間未満	要介護1	656 単位	＋ 100 単位	756	
15	2642	通所介護Ⅱ32・延2				要介護2	775 単位	＋ 100 単位	875	
15	2643	通所介護Ⅱ33・延2				要介護3	898 単位	＋ 100 単位	998	
15	2644	通所介護Ⅱ34・延2				要介護4	1,021 単位	＋ 100 単位	1,121	
15	2645	通所介護Ⅱ35・延2				要介護5	1,144 単位	＋ 100 単位	1,244	
15	2741	通所介護Ⅱ31・延3			11時間以上12時間未満	要介護1	656 単位	＋ 150 単位	806	
15	2742	通所介護Ⅱ32・延3				要介護2	775 単位	＋ 150 単位	925	
15	2743	通所介護Ⅱ33・延3				要介護3	898 単位	＋ 150 単位	1,048	
15	2744	通所介護Ⅱ34・延3				要介護4	1,021 単位	＋ 150 単位	1,171	
15	2745	通所介護Ⅱ35・延3				要介護5	1,144 単位	＋ 150 単位	1,294	
15	2751	通所介護Ⅱ31・延4			12時間以上13時間未満	要介護1	656 単位	＋ 200 単位	856	
15	2752	通所介護Ⅱ32・延4				要介護2	775 単位	＋ 200 単位	975	
15	2753	通所介護Ⅱ33・延4				要介護3	898 単位	＋ 200 単位	1,098	
15	2754	通所介護Ⅱ34・延4				要介護4	1,021 単位	＋ 200 単位	1,221	
15	2755	通所介護Ⅱ35・延4				要介護5	1,144 単位	＋ 200 単位	1,344	
15	2756	通所介護Ⅱ31・延5			13時間以上14時間未満	要介護1	656 単位	＋ 250 単位	906	
15	2757	通所介護Ⅱ32・延5				要介護2	775 単位	＋ 250 単位	1,025	
15	2758	通所介護Ⅱ33・延5				要介護3	898 単位	＋ 250 単位	1,148	
15	2759	通所介護Ⅱ34・延5				要介護4	1,021 単位	＋ 250 単位	1,271	
15	2760	通所介護Ⅱ35・延5				要介護5	1,144 単位	＋ 250 単位	1,394	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
15	3651	通所介護Ⅲ11・時減	ハ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	注 2時間以上3時間未満		要介護1	374 単位	× 70%	262	1回につき
15	3652	通所介護Ⅲ12・時減				要介護2	429 単位	× 70%	300	
15	3653	通所介護Ⅲ13・時減				要介護3	485 単位	× 70%	340	
15	3654	通所介護Ⅲ14・時減				要介護4	539 単位	× 70%	377	
15	3655	通所介護Ⅲ15・時減				要介護5	595 単位	× 70%	417	
15	3656	通所介護Ⅲ11		(1)3時間以上5時間未満		要介護1	374 単位		374	
15	3657	通所介護Ⅲ12				要介護2	429 単位		429	
15	3658	通所介護Ⅲ13				要介護3	485 単位		485	
15	3659	通所介護Ⅲ14				要介護4	539 単位		539	
15	3660	通所介護Ⅲ15				要介護5	595 単位		595	
15	3661	通所介護Ⅲ21		(2)5時間以上7時間未満		要介護1	562 単位		562	
15	3662	通所介護Ⅲ22				要介護2	665 単位		665	
15	3663	通所介護Ⅲ23				要介護3	767 単位		767	
15	3664	通所介護Ⅲ24				要介護4	869 単位		869	
15	3665	通所介護Ⅲ25				要介護5	971 単位		971	
15	3666	通所介護Ⅲ31		(3)7時間以上9時間未満		要介護1	645 単位		645	
15	3667	通所介護Ⅲ32				要介護2	762 単位		762	
15	3668	通所介護Ⅲ33				要介護3	883 単位		883	
15	3669	通所介護Ⅲ34				要介護4	1,004 単位		1,004	
15	3670	通所介護Ⅲ35				要介護5	1,125 単位		1,125	
15	3671	通所介護Ⅲ31・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	645 単位	＋ 50 単位	695	
15	3672	通所介護Ⅲ32・延1				要介護2	762 単位	＋ 50 単位	812	
15	3673	通所介護Ⅲ33・延1				要介護3	883 単位	＋ 50 単位	933	
15	3674	通所介護Ⅲ34・延1				要介護4	1,004 単位	＋ 50 単位	1,054	
15	3675	通所介護Ⅲ35・延1				要介護5	1,125 単位	＋ 50 単位	1,175	
15	3676	通所介護Ⅲ31・延2			10時間以上11時間未満	要介護1	645 単位	＋ 100 単位	745	
15	3677	通所介護Ⅲ32・延2				要介護2	762 単位	＋ 100 単位	862	
15	3678	通所介護Ⅲ33・延2				要介護3	883 単位	＋ 100 単位	983	
15	3679	通所介護Ⅲ34・延2				要介護4	1,004 単位	＋ 100 単位	1,104	
15	3680	通所介護Ⅲ35・延2				要介護5	1,125 単位	＋ 100 単位	1,225	
15	3711	通所介護Ⅲ31・延3			11時間以上12時間未満	要介護1	645 単位	＋ 150 単位	795	
15	3712	通所介護Ⅲ32・延3				要介護2	762 単位	＋ 150 単位	912	
15	3713	通所介護Ⅲ33・延3				要介護3	883 単位	＋ 150 単位	1,033	
15	3714	通所介護Ⅲ34・延3				要介護4	1,004 単位	＋ 150 単位	1,154	
15	3715	通所介護Ⅲ35・延3				要介護5	1,125 単位	＋ 150 単位	1,275	
15	3721	通所介護Ⅲ31・延4			12時間以上13時間未満	要介護1	645 単位	＋ 200 単位	845	
15	3722	通所介護Ⅲ32・延4				要介護2	762 単位	＋ 200 単位	962	
15	3723	通所介護Ⅲ33・延4				要介護3	883 単位	＋ 200 単位	1,083	
15	3724	通所介護Ⅲ34・延4				要介護4	1,004 単位	＋ 200 単位	1,204	
15	3725	通所介護Ⅲ35・延4				要介護5	1,125 単位	＋ 200 単位	1,325	
15	3726	通所介護Ⅲ31・延5			13時間以上14時間未満	要介護1	645 単位	＋ 250 単位	895	
15	3727	通所介護Ⅲ32・延5				要介護2	762 単位	＋ 250 単位	1,012	
15	3728	通所介護Ⅲ33・延5				要介護3	883 単位	＋ 250 単位	1,133	
15	3729	通所介護Ⅲ34・延5				要介護4	1,004 単位	＋ 250 単位	1,254	
15	3730	通所介護Ⅲ35・延5				要介護5	1,125 単位	＋ 250 単位	1,375	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	3681	通所介護Ⅳ11・時減	ニ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	注 2時間以上3時間未満		要介護1	364 単位 × 70%	255	1回につき
15	3682	通所介護Ⅳ12・時減				要介護2	417 単位 × 70%	292	
15	3683	通所介護Ⅳ13・時減				要介護3	472 単位 × 70%	330	
15	3684	通所介護Ⅳ14・時減				要介護4	524 単位 × 70%	367	
15	3685	通所介護Ⅳ15・時減				要介護5	579 単位 × 70%	405	
15	3686	通所介護Ⅳ11		(1)3時間以上5時間未満		要介護1	364 単位	364	
15	3687	通所介護Ⅳ12				要介護2	417 単位	417	
15	3688	通所介護Ⅳ13				要介護3	472 単位	472	
15	3689	通所介護Ⅳ14				要介護4	524 単位	524	
15	3690	通所介護Ⅳ15				要介護5	579 単位	579	
15	3691	通所介護Ⅳ21		(2)5時間以上7時間未満		要介護1	547 単位	547	
15	3692	通所介護Ⅳ22				要介護2	647 単位	647	
15	3693	通所介護Ⅳ23				要介護3	746 単位	746	
15	3694	通所介護Ⅳ24				要介護4	846 単位	846	
15	3695	通所介護Ⅳ25				要介護5	946 単位	946	
15	3696	通所介護Ⅳ31		(3)7時間以上9時間未満		要介護1	628 単位	628	
15	3697	通所介護Ⅳ32				要介護2	742 単位	742	
15	3698	通所介護Ⅳ33				要介護3	859 単位	859	
15	3699	通所介護Ⅳ34				要介護4	977 単位	977	
15	3700	通所介護Ⅳ35				要介護5	1,095 単位	1,095	
15	3701	通所介護Ⅳ31・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	628 単位 ＋ 50 単位	678	
15	3702	通所介護Ⅳ32・延1				要介護2	742 単位 ＋ 50 単位	792	
15	3703	通所介護Ⅳ33・延1				要介護3	859 単位 ＋ 50 単位	909	
15	3704	通所介護Ⅳ34・延1				要介護4	977 単位 ＋ 50 単位	1,027	
15	3705	通所介護Ⅳ35・延1				要介護5	1,095 単位 ＋ 50 単位	1,145	
15	3706	通所介護Ⅳ31・延2			10時間以上11時間未満	要介護1	628 単位 ＋ 100 単位	728	
15	3707	通所介護Ⅳ32・延2				要介護2	742 単位 ＋ 100 単位	842	
15	3708	通所介護Ⅳ33・延2				要介護3	859 単位 ＋ 100 単位	959	
15	3709	通所介護Ⅳ34・延2				要介護4	977 単位 ＋ 100 単位	1,077	
15	3710	通所介護Ⅳ35・延2				要介護5	1,095 単位 ＋ 100 単位	1,195	
15	3716	通所介護Ⅳ31・延3			11時間以上12時間未満	要介護1	628 単位 ＋ 150 単位	778	
15	3717	通所介護Ⅳ32・延3				要介護2	742 単位 ＋ 150 単位	892	
15	3718	通所介護Ⅳ33・延3				要介護3	859 単位 ＋ 150 単位	1,009	
15	3719	通所介護Ⅳ34・延3				要介護4	977 単位 ＋ 150 単位	1,127	
15	3720	通所介護Ⅳ35・延3				要介護5	1,095 単位 ＋ 150 単位	1,245	
15	3731	通所介護Ⅳ31・延4			12時間以上13時間未満	要介護1	628 単位 ＋ 200 単位	828	
15	3732	通所介護Ⅳ32・延4				要介護2	742 単位 ＋ 200 単位	942	
15	3733	通所介護Ⅳ33・延4				要介護3	859 単位 ＋ 200 単位	1,059	
15	3734	通所介護Ⅳ34・延4				要介護4	977 単位 ＋ 200 単位	1,177	
15	3735	通所介護Ⅳ35・延4				要介護5	1,095 単位 ＋ 200 単位	1,295	
15	3736	通所介護Ⅳ31・延5			13時間以上14時間未満	要介護1	628 単位 ＋ 250 単位	878	
15	3737	通所介護Ⅳ32・延5				要介護2	742 単位 ＋ 250 単位	992	
15	3738	通所介護Ⅳ33・延5				要介護3	859 単位 ＋ 250 単位	1,109	
15	3739	通所介護Ⅳ34・延5				要介護4	977 単位 ＋ 250 単位	1,227	
15	3740	通所介護Ⅳ35・延5				要介護5	1,095 単位 ＋ 250 単位	1,345	
15	4140	療養通所介護1	ホ 療養通所介護費		(1) 3時間以上6時間未満		1,007 単位	1,007	
15	4141	療養通所介護2			(2) 6時間以上8時間未満		1,511 単位	1,511	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	8110	通所介護中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5%	加算		1日につき
15	5301	通所介護入浴介助加算	入浴介助を行った場合			50	単位加算	50	
15	5306	通所介護中重度者ケア体制加算	中重度者ケア体制加算			45	単位加算	45	
15	5051	通所介護個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)		46	単位加算	46	
15	5052	通所介護個別機能訓練加算Ⅱ		個別機能訓練加算(Ⅱ)		56	単位加算	56	
15	5305	通所介護認知症加算	認知症加算			60	単位加算	60	
15	6109	通所介護若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			60	単位加算	60	
15	5605	通所介護栄養改善加算	栄養改善加算			150	単位加算	150	月2回限度
15	5606	通所介護口腔機能向上加算	口腔機能向上加算			150	単位加算	150	
15	5613	通所介護個別送迎体制強化加算	個別送迎体制強化加算			210	単位加算	210	1日につき
15	5614	通所介護入浴介助体制強化加算	入浴介助体制強化加算			60	単位加算	60	
15	5611	通所介護同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合			94	単位減算	−94	1日につき
15	5612	通所介護送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47	単位減算	−47	片道につき
15	6100	通所介護サービス提供体制加算Ⅰ1	ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		18	単位加算	18	1回につき
15	6101	通所介護サービス提供体制加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		12	単位加算	12	
15	6102	通所介護サービス提供体制加算Ⅱ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		6	単位加算	6	
15	6103	通所介護サービス提供体制加算Ⅲ		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6	単位加算	6	
15	6107	通所介護処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	40/1000	加算		1月につき
15	6104	通所介護処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	22/1000	加算		
15	6105	通所介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の	90%	加算		
15	6106	通所介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の	80%	加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
15	8401	通所介護Ⅰ11・定超・時減	イ 小規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	426	単位 × 70%	× 70%	209	1回につき
15	8402	通所介護Ⅰ12・定超・時減					要介護2	488	単位 × 70%	× 70%	239	
15	8403	通所介護Ⅰ13・定超・時減					要介護3	552	単位 × 70%	× 70%	270	
15	8404	通所介護Ⅰ14・定超・時減					要介護4	614	単位 × 70%	× 70%	301	
15	8405	通所介護Ⅰ15・定超・時減					要介護5	678	単位 × 70%	× 70%	333	
15	8411	通所介護Ⅰ11・定超		(1)3時間以上5時間未満			要介護1	426	単位 × 70%		298	
15	8412	通所介護Ⅰ12・定超					要介護2	488	単位 × 70%		342	
15	8413	通所介護Ⅰ13・定超					要介護3	552	単位 × 70%		386	
15	8414	通所介護Ⅰ14・定超					要介護4	614	単位 × 70%		430	
15	8415	通所介護Ⅰ15・定超					要介護5	678	単位 × 70%		475	
15	8421	通所介護Ⅰ21・定超		(2)5時間以上7時間未満			要介護1	641	単位 × 70%		449	
15	8422	通所介護Ⅰ22・定超					要介護2	757	単位 × 70%		530	
15	8423	通所介護Ⅰ23・定超					要介護3	874	単位 × 70%		612	
15	8424	通所介護Ⅰ24・定超					要介護4	990	単位 × 70%		693	
15	8425	通所介護Ⅰ25・定超					要介護5	1,107	単位 × 70%		775	
15	8431	通所介護Ⅰ31・定超		(3)7時間以上9時間未満			要介護1	735	単位 × 70%		515	
15	8432	通所介護Ⅰ32・定超					要介護2	868	単位 × 70%		608	
15	8433	通所介護Ⅰ33・定超					要介護3	1,006	単位 × 70%		704	
15	8434	通所介護Ⅰ34・定超					要介護4	1,144	単位 × 70%		801	
15	8435	通所介護Ⅰ35・定超					要介護5	1,281	単位 × 70%		897	
15	8441	通所介護Ⅰ31・定超・延1		注 (3)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1	735	単位 × 70%	＋ 50 単位	565	
15	8442	通所介護Ⅰ32・定超・延1					要介護2	868	単位 × 70%	＋ 50 単位	658	
15	8443	通所介護Ⅰ33・定超・延1					要介護3	1,006	単位 × 70%	＋ 50 単位	754	
15	8444	通所介護Ⅰ34・定超・延1					要介護4	1,144	単位 × 70%	＋ 50 単位	851	
15	8445	通所介護Ⅰ35・定超・延1					要介護5	1,281	単位 × 70%	＋ 50 単位	947	
15	8451	通所介護Ⅰ31・定超・延2			10時間以上11時間未満		要介護1	735	単位 × 70%	＋ 100 単位	615	
15	8452	通所介護Ⅰ32・定超・延2					要介護2	868	単位 × 70%	＋ 100 単位	708	
15	8453	通所介護Ⅰ33・定超・延2					要介護3	1,006	単位 × 70%	＋ 100 単位	804	
15	8454	通所介護Ⅰ34・定超・延2					要介護4	1,144	単位 × 70%	＋ 100 単位	901	
15	8455	通所介護Ⅰ35・定超・延2					要介護5	1,281	単位 × 70%	＋ 100 単位	997	
15	8456	通所介護Ⅰ31・定超・延3			11時間以上12時間未満		要介護1	735	単位 × 70%	＋ 150 単位	665	
15	8457	通所介護Ⅰ32・定超・延3					要介護2	868	単位 × 70%	＋ 150 単位	758	
15	8458	通所介護Ⅰ33・定超・延3					要介護3	1,006	単位 × 70%	＋ 150 単位	854	
15	8459	通所介護Ⅰ34・定超・延3					要介護4	1,144	単位 × 70%	＋ 150 単位	951	
15	8460	通所介護Ⅰ35・定超・延3					要介護5	1,281	単位 × 70%	＋ 150 単位	1,047	
15	8711	通所介護Ⅰ31・定超・延4			12時間以上13時間未満		要介護1	735	単位 × 70%	＋ 200 単位	715	
15	8712	通所介護Ⅰ32・定超・延4					要介護2	868	単位 × 70%	＋ 200 単位	808	
15	8713	通所介護Ⅰ33・定超・延4					要介護3	1,006	単位 × 70%	＋ 200 単位	904	
15	8714	通所介護Ⅰ34・定超・延4					要介護4	1,144	単位 × 70%	＋ 200 単位	1,001	
15	8715	通所介護Ⅰ35・定超・延4					要介護5	1,281	単位 × 70%	＋ 200 単位	1,097	
15	8716	通所介護Ⅰ31・定超・延5			13時間以上14時間未満		要介護1	735	単位 × 70%	＋ 250 単位	765	
15	8717	通所介護Ⅰ32・定超・延5					要介護2	868	単位 × 70%	＋ 250 単位	858	
15	8718	通所介護Ⅰ33・定超・延5					要介護3	1,006	単位 × 70%	＋ 250 単位	954	
15	8719	通所介護Ⅰ34・定超・延5					要介護4	1,144	単位 × 70%	＋ 250 単位	1,051	
15	8720	通所介護Ⅰ35・定超・延5					要介護5	1,281	単位 × 70%	＋ 250 単位	1,147	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
15	8501	通所介護Ⅱ11・定超・時減	ロ 通常規模型通所介護費	注 2時間以上 3時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	380	単位	× 70%	× 70%	186	1回につき
15	8502	通所介護Ⅱ12・定超・時減					要介護2	436	単位	× 70%	× 70%	214	
15	8503	通所介護Ⅱ13・定超・時減					要介護3	493	単位	× 70%	× 70%	242	
15	8504	通所介護Ⅱ14・定超・時減					要介護4	548	単位	× 70%	× 70%	269	
15	8505	通所介護Ⅱ15・定超・時減					要介護5	605	単位	× 70%	× 70%	297	
15	8511	通所介護Ⅱ11・定超		(1)3時間以上 5時間未満			要介護1	380	単位	× 70%		266	
15	8512	通所介護Ⅱ12・定超					要介護2	436	単位	× 70%		305	
15	8513	通所介護Ⅱ13・定超					要介護3	493	単位	× 70%		345	
15	8514	通所介護Ⅱ14・定超					要介護4	548	単位	× 70%		384	
15	8515	通所介護Ⅱ15・定超					要介護5	605	単位	× 70%		424	
15	8521	通所介護Ⅱ21・定超		(2)5時間以上 7時間未満			要介護1	572	単位	× 70%		400	
15	8522	通所介護Ⅱ22・定超					要介護2	676	単位	× 70%		473	
15	8523	通所介護Ⅱ23・定超					要介護3	780	単位	× 70%		546	
15	8524	通所介護Ⅱ24・定超					要介護4	884	単位	× 70%		619	
15	8525	通所介護Ⅱ25・定超					要介護5	988	単位	× 70%		692	
15	8531	通所介護Ⅱ31・定超		(3)7時間以上 9時間未満			要介護1	656	単位	× 70%		459	
15	8532	通所介護Ⅱ32・定超					要介護2	775	単位	× 70%		543	
15	8533	通所介護Ⅱ33・定超					要介護3	898	単位	× 70%		629	
15	8534	通所介護Ⅱ34・定超					要介護4	1,021	単位	× 70%		715	
15	8535	通所介護Ⅱ35・定超					要介護5	1,144	単位	× 70%		801	
15	8541	通所介護Ⅱ31・定超・延1		注 (3)の前後に	日常生活上の世話を行う場合		要介護1	656	単位	× 70%	＋ 50 単位	509	
15	8542	通所介護Ⅱ32・定超・延1			9時間以上 10時間未満		要介護2	775	単位	× 70%	＋ 50 単位	593	
15	8543	通所介護Ⅱ33・定超・延1					要介護3	898	単位	× 70%	＋ 50 単位	679	
15	8544	通所介護Ⅱ34・定超・延1					要介護4	1,021	単位	× 70%	＋ 50 単位	765	
15	8545	通所介護Ⅱ35・定超・延1					要介護5	1,144	単位	× 70%	＋ 50 単位	851	
15	8551	通所介護Ⅱ31・定超・延2			10時間以上 11時間未満		要介護1	656	単位	× 70%	＋ 100 単位	559	
15	8552	通所介護Ⅱ32・定超・延2					要介護2	775	単位	× 70%	＋ 100 単位	643	
15	8553	通所介護Ⅱ33・定超・延2					要介護3	898	単位	× 70%	＋ 100 単位	729	
15	8554	通所介護Ⅱ34・定超・延2					要介護4	1,021	単位	× 70%	＋ 100 単位	815	
15	8555	通所介護Ⅱ35・定超・延2					要介護5	1,144	単位	× 70%	＋ 100 単位	901	
15	8556	通所介護Ⅱ31・定超・延3			11時間以上 12時間未満		要介護1	656	単位	× 70%	＋ 150 単位	609	
15	8557	通所介護Ⅱ32・定超・延3					要介護2	775	単位	× 70%	＋ 150 単位	693	
15	8558	通所介護Ⅱ33・定超・延3					要介護3	898	単位	× 70%	＋ 150 単位	779	
15	8559	通所介護Ⅱ34・定超・延3					要介護4	1,021	単位	× 70%	＋ 150 単位	865	
15	8560	通所介護Ⅱ35・定超・延3					要介護5	1,144	単位	× 70%	＋ 150 単位	951	
15	8721	通所介護Ⅱ31・定超・延4			12時間以上 13時間未満		要介護1	656	単位	× 70%	＋ 200 単位	659	
15	8722	通所介護Ⅱ32・定超・延4					要介護2	775	単位	× 70%	＋ 200 単位	743	
15	8723	通所介護Ⅱ33・定超・延4					要介護3	898	単位	× 70%	＋ 200 単位	829	
15	8724	通所介護Ⅱ34・定超・延4					要介護4	1,021	単位	× 70%	＋ 200 単位	915	
15	8725	通所介護Ⅱ35・定超・延4					要介護5	1,144	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,001	
15	8726	通所介護Ⅱ31・定超・延5			13時間以上 14時間未満		要介護1	656	単位	× 70%	＋ 250 単位	709	
15	8727	通所介護Ⅱ32・定超・延5					要介護2	775	単位	× 70%	＋ 250 単位	793	
15	8728	通所介護Ⅱ33・定超・延5					要介護3	898	単位	× 70%	＋ 250 単位	879	
15	8729	通所介護Ⅱ34・定超・延5					要介護4	1,021	単位	× 70%	＋ 250 単位	965	
15	8730	通所介護Ⅱ35・定超・延5					要介護5	1,144	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,051	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
15	8461	通所介護Ⅲ11・定超・時減	ハ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	注 2時間以上 3時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	374	単位	× 70%	× 70%	183	1回につき
15	8462	通所介護Ⅲ12・定超・時減					要介護2	429	単位	× 70%	× 70%	210	
15	8463	通所介護Ⅲ13・定超・時減					要介護3	485	単位	× 70%	× 70%	238	
15	8464	通所介護Ⅲ14・定超・時減					要介護4	539	単位	× 70%	× 70%	264	
15	8465	通所介護Ⅲ15・定超・時減					要介護5	595	単位	× 70%	× 70%	292	
15	8466	通所介護Ⅲ11・定超		(1)3時間以上 5時間未満			要介護1	374	単位	× 70%		262	
15	8467	通所介護Ⅲ12・定超					要介護2	429	単位	× 70%		300	
15	8468	通所介護Ⅲ13・定超					要介護3	485	単位	× 70%		340	
15	8469	通所介護Ⅲ14・定超					要介護4	539	単位	× 70%		377	
15	8470	通所介護Ⅲ15・定超					要介護5	595	単位	× 70%		417	
15	8471	通所介護Ⅲ21・定超		(2)5時間以上 7時間未満			要介護1	562	単位	× 70%		393	
15	8472	通所介護Ⅲ22・定超					要介護2	665	単位	× 70%		466	
15	8473	通所介護Ⅲ23・定超					要介護3	767	単位	× 70%		537	
15	8474	通所介護Ⅲ24・定超					要介護4	869	単位	× 70%		608	
15	8475	通所介護Ⅲ25・定超					要介護5	971	単位	× 70%		680	
15	8476	通所介護Ⅲ31・定超		(3)7時間以上 9時間未満			要介護1	645	単位	× 70%		452	
15	8477	通所介護Ⅲ32・定超					要介護2	762	単位	× 70%		533	
15	8478	通所介護Ⅲ33・定超					要介護3	883	単位	× 70%		618	
15	8479	通所介護Ⅲ34・定超					要介護4	1,004	単位	× 70%		703	
15	8480	通所介護Ⅲ35・定超					要介護5	1,125	単位	× 70%		788	
15	8481	通所介護Ⅲ31・定超・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上 10時間未満		要介護1	645	単位	× 70%	＋ 50 単位	502	
15	8482	通所介護Ⅲ32・定超・延1					要介護2	762	単位	× 70%	＋ 50 単位	583	
15	8483	通所介護Ⅲ33・定超・延1					要介護3	883	単位	× 70%	＋ 50 単位	668	
15	8484	通所介護Ⅲ34・定超・延1					要介護4	1,004	単位	× 70%	＋ 50 単位	753	
15	8485	通所介護Ⅲ35・定超・延1					要介護5	1,125	単位	× 70%	＋ 50 単位	838	
15	8486	通所介護Ⅲ31・定超・延2			10時間以上 11時間未満		要介護1	645	単位	× 70%	＋ 100 単位	552	
15	8487	通所介護Ⅲ32・定超・延2					要介護2	762	単位	× 70%	＋ 100 単位	633	
15	8488	通所介護Ⅲ33・定超・延2					要介護3	883	単位	× 70%	＋ 100 単位	718	
15	8489	通所介護Ⅲ34・定超・延2					要介護4	1,004	単位	× 70%	＋ 100 単位	803	
15	8490	通所介護Ⅲ35・定超・延2					要介護5	1,125	単位	× 70%	＋ 100 単位	888	
15	8491	通所介護Ⅲ31・定超・延3			11時間以上 12時間未満		要介護1	645	単位	× 70%	＋ 150 単位	602	
15	8492	通所介護Ⅲ32・定超・延3					要介護2	762	単位	× 70%	＋ 150 単位	683	
15	8493	通所介護Ⅲ33・定超・延3					要介護3	883	単位	× 70%	＋ 150 単位	768	
15	8494	通所介護Ⅲ34・定超・延3					要介護4	1,004	単位	× 70%	＋ 150 単位	853	
15	8495	通所介護Ⅲ35・定超・延3					要介護5	1,125	単位	× 70%	＋ 150 単位	938	
15	8731	通所介護Ⅲ31・定超・延4			12時間以上 13時間未満		要介護1	645	単位	× 70%	＋ 200 単位	652	
15	8732	通所介護Ⅲ32・定超・延4					要介護2	762	単位	× 70%	＋ 200 単位	733	
15	8733	通所介護Ⅲ33・定超・延4					要介護3	883	単位	× 70%	＋ 200 単位	818	
15	8734	通所介護Ⅲ34・定超・延4					要介護4	1,004	単位	× 70%	＋ 200 単位	903	
15	8735	通所介護Ⅲ35・定超・延4					要介護5	1,125	単位	× 70%	＋ 200 単位	988	
15	8736	通所介護Ⅲ31・定超・延5			13時間以上 14時間未満		要介護1	645	単位	× 70%	＋ 250 単位	702	
15	8737	通所介護Ⅲ32・定超・延5					要介護2	762	単位	× 70%	＋ 250 単位	783	
15	8738	通所介護Ⅲ33・定超・延5					要介護3	883	単位	× 70%	＋ 250 単位	868	
15	8739	通所介護Ⅲ34・定超・延5					要介護4	1,004	単位	× 70%	＋ 250 単位	953	
15	8740	通所介護Ⅲ35・定超・延5					要介護5	1,125	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,038	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
15	8561	通所介護Ⅳ11・定超・時減	ニ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	注 2時間以上 3時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	364 単位 × 70% × 70%		179	1回につき
15	8562	通所介護Ⅳ12・定超・時減					要介護2	417 単位 × 70% × 70%		204	
15	8563	通所介護Ⅳ13・定超・時減					要介護3	472 単位 × 70% × 70%		231	
15	8564	通所介護Ⅳ14・定超・時減					要介護4	524 単位 × 70% × 70%		257	
15	8565	通所介護Ⅳ15・定超・時減					要介護5	579 単位 × 70% × 70%		284	
15	8566	通所介護Ⅳ11・定超		(1)3時間以上 5時間未満			要介護1	364 単位 × 70%		255	
15	8567	通所介護Ⅳ12・定超					要介護2	417 単位 × 70%		292	
15	8568	通所介護Ⅳ13・定超					要介護3	472 単位 × 70%		330	
15	8569	通所介護Ⅳ14・定超					要介護4	524 単位 × 70%		367	
15	8570	通所介護Ⅳ15・定超					要介護5	579 単位 × 70%		405	
15	8571	通所介護Ⅳ21・定超		(2)5時間以上 7時間未満			要介護1	547 単位 × 70%		383	
15	8572	通所介護Ⅳ22・定超					要介護2	647 単位 × 70%		453	
15	8573	通所介護Ⅳ23・定超					要介護3	746 単位 × 70%		522	
15	8574	通所介護Ⅳ24・定超					要介護4	846 単位 × 70%		592	
15	8575	通所介護Ⅳ25・定超					要介護5	946 単位 × 70%		662	
15	8576	通所介護Ⅳ31・定超		(3)7時間以上 9時間未満			要介護1	628 単位 × 70%		440	
15	8577	通所介護Ⅳ32・定超					要介護2	742 単位 × 70%		519	
15	8578	通所介護Ⅳ33・定超					要介護3	859 単位 × 70%		601	
15	8579	通所介護Ⅳ34・定超					要介護4	977 単位 × 70%		684	
15	8580	通所介護Ⅳ35・定超					要介護5	1,095 単位 × 70%		767	
15	8581	通所介護Ⅳ31・定超・延1		注 (3) の前後に 日常生活上の世話を行う場合	9時間以上 10時間未満		要介護1	628 単位 × 70%	＋ 50 単位	490	
15	8582	通所介護Ⅳ32・定超・延1					要介護2	742 単位 × 70%	＋ 50 単位	569	
15	8583	通所介護Ⅳ33・定超・延1					要介護3	859 単位 × 70%	＋ 50 単位	651	
15	8584	通所介護Ⅳ34・定超・延1					要介護4	977 単位 × 70%	＋ 50 単位	734	
15	8585	通所介護Ⅳ35・定超・延1					要介護5	1,095 単位 × 70%	＋ 50 単位	817	
15	8586	通所介護Ⅳ31・定超・延2			10時間以上 11時間未満		要介護1	628 単位 × 70%	＋ 100 単位	540	
15	8587	通所介護Ⅳ32・定超・延2					要介護2	742 単位 × 70%	＋ 100 単位	619	
15	8588	通所介護Ⅳ33・定超・延2					要介護3	859 単位 × 70%	＋ 100 単位	701	
15	8589	通所介護Ⅳ34・定超・延2					要介護4	977 単位 × 70%	＋ 100 単位	784	
15	8590	通所介護Ⅳ35・定超・延2					要介護5	1,095 単位 × 70%	＋ 100 単位	867	
15	8591	通所介護Ⅳ31・定超・延3			11時間以上 12時間未満		要介護1	628 単位 × 70%	＋ 150 単位	590	
15	8592	通所介護Ⅳ32・定超・延3					要介護2	742 単位 × 70%	＋ 150 単位	669	
15	8593	通所介護Ⅳ33・定超・延3					要介護3	859 単位 × 70%	＋ 150 単位	751	
15	8594	通所介護Ⅳ34・定超・延3					要介護4	977 単位 × 70%	＋ 150 単位	834	
15	8595	通所介護Ⅳ35・定超・延3					要介護5	1,095 単位 × 70%	＋ 150 単位	917	
15	8741	通所介護Ⅳ31・定超・延4			12時間以上 13時間未満		要介護1	628 単位 × 70%	＋ 200 単位	640	
15	8742	通所介護Ⅳ32・定超・延4					要介護2	742 単位 × 70%	＋ 200 単位	719	
15	8743	通所介護Ⅳ33・定超・延4					要介護3	859 単位 × 70%	＋ 200 単位	801	
15	8744	通所介護Ⅳ34・定超・延4					要介護4	977 単位 × 70%	＋ 200 単位	884	
15	8745	通所介護Ⅳ35・定超・延4					要介護5	1,095 単位 × 70%	＋ 200 単位	967	
15	8746	通所介護Ⅳ31・定超・延5			13時間以上 14時間未満		要介護1	628 単位 × 70%	＋ 250 単位	690	
15	8747	通所介護Ⅳ32・定超・延5					要介護2	742 単位 × 70%	＋ 250 単位	769	
15	8748	通所介護Ⅳ33・定超・延5					要介護3	859 単位 × 70%	＋ 250 単位	851	
15	8749	通所介護Ⅳ34・定超・延5					要介護4	977 単位 × 70%	＋ 250 単位	934	
15	8750	通所介護Ⅳ35・定超・延5					要介護5	1,095 単位 × 70%	＋ 250 単位	1,017	
15	8700	療養通所介護1・定超	ホ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満		注 定員超過の場合		1,007 単位 × 70%		705	
15	8701	療養通所介護2・定超		(2) 6時間以上8時間未満				1,511 単位 × 70%		1,058	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
15	9401	通所介護Ⅰ11・人欠・時減	イ 小規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		注 看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	426	単位	× 70%	× 70%	209	1回につき
15	9402	通所介護Ⅰ12・人欠・時減					要介護2	488	単位	× 70%	× 70%	239	
15	9403	通所介護Ⅰ13・人欠・時減					要介護3	552	単位	× 70%	× 70%	270	
15	9404	通所介護Ⅰ14・人欠・時減					要介護4	614	単位	× 70%	× 70%	301	
15	9405	通所介護Ⅰ15・人欠・時減					要介護5	678	単位	× 70%	× 70%	333	
15	9411	通所介護Ⅰ11・人欠		(1)3時間以上5時間未満			要介護1	426	単位	× 70%		298	
15	9412	通所介護Ⅰ12・人欠					要介護2	488	単位	× 70%		342	
15	9413	通所介護Ⅰ13・人欠					要介護3	552	単位	× 70%		386	
15	9414	通所介護Ⅰ14・人欠					要介護4	614	単位	× 70%		430	
15	9415	通所介護Ⅰ15・人欠					要介護5	678	単位	× 70%		475	
15	9421	通所介護Ⅰ21・人欠		(2)5時間以上7時間未満			要介護1	641	単位	× 70%		449	
15	9422	通所介護Ⅰ22・人欠					要介護2	757	単位	× 70%		530	
15	9423	通所介護Ⅰ23・人欠					要介護3	874	単位	× 70%		612	
15	9424	通所介護Ⅰ24・人欠					要介護4	990	単位	× 70%		693	
15	9425	通所介護Ⅰ25・人欠					要介護5	1,107	単位	× 70%		775	
15	9431	通所介護Ⅰ31・人欠		(3)7時間以上9時間未満			要介護1	735	単位	× 70%		515	
15	9432	通所介護Ⅰ32・人欠					要介護2	868	単位	× 70%		608	
15	9433	通所介護Ⅰ33・人欠					要介護3	1,006	単位	× 70%		704	
15	9434	通所介護Ⅰ34・人欠					要介護4	1,144	単位	× 70%		801	
15	9435	通所介護Ⅰ35・人欠					要介護5	1,281	単位	× 70%		897	
15	9441	通所介護Ⅰ31・人欠・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1	735	単位	× 70%	＋ 50 単位	565	
15	9442	通所介護Ⅰ32・人欠・延1					要介護2	868	単位	× 70%	＋ 50 単位	658	
15	9443	通所介護Ⅰ33・人欠・延1					要介護3	1,006	単位	× 70%	＋ 50 単位	754	
15	9444	通所介護Ⅰ34・人欠・延1					要介護4	1,144	単位	× 70%	＋ 50 単位	851	
15	9445	通所介護Ⅰ35・人欠・延1					要介護5	1,281	単位	× 70%	＋ 50 単位	947	
15	9451	通所介護Ⅰ31・人欠・延2			10時間以上11時間未満		要介護1	735	単位	× 70%	＋ 100 単位	615	
15	9452	通所介護Ⅰ32・人欠・延2					要介護2	868	単位	× 70%	＋ 100 単位	708	
15	9453	通所介護Ⅰ33・人欠・延2					要介護3	1,006	単位	× 70%	＋ 100 単位	804	
15	9454	通所介護Ⅰ34・人欠・延2					要介護4	1,144	単位	× 70%	＋ 100 単位	901	
15	9455	通所介護Ⅰ35・人欠・延2					要介護5	1,281	単位	× 70%	＋ 100 単位	997	
15	9456	通所介護Ⅰ31・人欠・延3			11時間以上12時間未満		要介護1	735	単位	× 70%	＋ 150 単位	665	
15	9457	通所介護Ⅰ32・人欠・延3					要介護2	868	単位	× 70%	＋ 150 単位	758	
15	9458	通所介護Ⅰ33・人欠・延3					要介護3	1,006	単位	× 70%	＋ 150 単位	854	
15	9459	通所介護Ⅰ34・人欠・延3					要介護4	1,144	単位	× 70%	＋ 150 単位	951	
15	9460	通所介護Ⅰ35・人欠・延3					要介護5	1,281	単位	× 70%	＋ 150 単位	1,047	
15	9711	通所介護Ⅰ31・人欠・延4			12時間以上13時間未満		要介護1	735	単位	× 70%	＋ 200 単位	715	
15	9712	通所介護Ⅰ32・人欠・延4					要介護2	868	単位	× 70%	＋ 200 単位	808	
15	9713	通所介護Ⅰ33・人欠・延4					要介護3	1,006	単位	× 70%	＋ 200 単位	904	
15	9714	通所介護Ⅰ34・人欠・延4					要介護4	1,144	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,001	
15	9715	通所介護Ⅰ35・人欠・延4					要介護5	1,281	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,097	
15	9716	通所介護Ⅰ31・人欠・延5			13時間以上14時間未満		要介護1	735	単位	× 70%	＋ 250 単位	765	
15	9717	通所介護Ⅰ32・人欠・延5					要介護2	868	単位	× 70%	＋ 250 単位	858	
15	9718	通所介護Ⅰ33・人欠・延5					要介護3	1,006	単位	× 70%	＋ 250 単位	954	
15	9719	通所介護Ⅰ34・人欠・延5					要介護4	1,144	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,051	
15	9720	通所介護Ⅰ35・人欠・延5					要介護5	1,281	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,147	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
15	9501	通所介護Ⅱ11・人欠・時減	ロ 通常規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		注 看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	380	単位	× 70%	× 70%		186	1回につき
15	9502	通所介護Ⅱ12・人欠・時減					要介護2	436	単位	× 70%	× 70%		214	
15	9503	通所介護Ⅱ13・人欠・時減					要介護3	493	単位	× 70%	× 70%		242	
15	9504	通所介護Ⅱ14・人欠・時減					要介護4	548	単位	× 70%	× 70%		269	
15	9505	通所介護Ⅱ15・人欠・時減					要介護5	605	単位	× 70%	× 70%		297	
15	9511	通所介護Ⅱ11・人欠		(1)3時間以上5時間未満			要介護1	380	単位	× 70%			266	
15	9512	通所介護Ⅱ12・人欠					要介護2	436	単位	× 70%			305	
15	9513	通所介護Ⅱ13・人欠					要介護3	493	単位	× 70%			345	
15	9514	通所介護Ⅱ14・人欠					要介護4	548	単位	× 70%			384	
15	9515	通所介護Ⅱ15・人欠					要介護5	605	単位	× 70%			424	
15	9521	通所介護Ⅱ21・人欠		(2)5時間以上7時間未満			要介護1	572	単位	× 70%			400	
15	9522	通所介護Ⅱ22・人欠					要介護2	676	単位	× 70%			473	
15	9523	通所介護Ⅱ23・人欠					要介護3	780	単位	× 70%			546	
15	9524	通所介護Ⅱ24・人欠					要介護4	884	単位	× 70%			619	
15	9525	通所介護Ⅱ25・人欠					要介護5	988	単位	× 70%			692	
15	9531	通所介護Ⅱ31・人欠		(3)7時間以上9時間未満			要介護1	656	単位	× 70%			459	
15	9532	通所介護Ⅱ32・人欠					要介護2	775	単位	× 70%			543	
15	9533	通所介護Ⅱ33・人欠					要介護3	898	単位	× 70%			629	
15	9534	通所介護Ⅱ34・人欠					要介護4	1,021	単位	× 70%			715	
15	9535	通所介護Ⅱ35・人欠					要介護5	1,144	単位	× 70%			801	
15	9541	通所介護Ⅱ31・人欠・延1		注 (3)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1	656	単位	× 70%	＋	50 単位	509	
15	9542	通所介護Ⅱ32・人欠・延1					要介護2	775	単位	× 70%	＋	50 単位	593	
15	9543	通所介護Ⅱ33・人欠・延1					要介護3	898	単位	× 70%	＋	50 単位	679	
15	9544	通所介護Ⅱ34・人欠・延1					要介護4	1,021	単位	× 70%	＋	50 単位	765	
15	9545	通所介護Ⅱ35・人欠・延1					要介護5	1,144	単位	× 70%	＋	50 単位	851	
15	9551	通所介護Ⅱ31・人欠・延2			10時間以上11時間未満		要介護1	656	単位	× 70%	＋	100 単位	559	
15	9552	通所介護Ⅱ32・人欠・延2					要介護2	775	単位	× 70%	＋	100 単位	643	
15	9553	通所介護Ⅱ33・人欠・延2					要介護3	898	単位	× 70%	＋	100 単位	729	
15	9554	通所介護Ⅱ34・人欠・延2					要介護4	1,021	単位	× 70%	＋	100 単位	815	
15	9555	通所介護Ⅱ35・人欠・延2					要介護5	1,144	単位	× 70%	＋	100 単位	901	
15	9556	通所介護Ⅱ31・人欠・延3			11時間以上12時間未満		要介護1	656	単位	× 70%	＋	150 単位	609	
15	9557	通所介護Ⅱ32・人欠・延3					要介護2	775	単位	× 70%	＋	150 単位	693	
15	9558	通所介護Ⅱ33・人欠・延3					要介護3	898	単位	× 70%	＋	150 単位	779	
15	9559	通所介護Ⅱ34・人欠・延3					要介護4	1,021	単位	× 70%	＋	150 単位	865	
15	9560	通所介護Ⅱ35・人欠・延3					要介護5	1,144	単位	× 70%	＋	150 単位	951	
15	9721	通所介護Ⅱ31・人欠・延4			12時間以上13時間未満		要介護1	656	単位	× 70%	＋	200 単位	659	
15	9722	通所介護Ⅱ32・人欠・延4					要介護2	775	単位	× 70%	＋	200 単位	743	
15	9723	通所介護Ⅱ33・人欠・延4					要介護3	898	単位	× 70%	＋	200 単位	829	
15	9724	通所介護Ⅱ34・人欠・延4					要介護4	1,021	単位	× 70%	＋	200 単位	915	
15	9725	通所介護Ⅱ35・人欠・延4					要介護5	1,144	単位	× 70%	＋	200 単位	1,001	
15	9726	通所介護Ⅱ31・人欠・延5			13時間以上14時間未満		要介護1	656	単位	× 70%	＋	250 単位	709	
15	9727	通所介護Ⅱ32・人欠・延5					要介護2	775	単位	× 70%	＋	250 単位	793	
15	9728	通所介護Ⅱ33・人欠・延5					要介護3	898	単位	× 70%	＋	250 単位	879	
15	9729	通所介護Ⅱ34・人欠・延5					要介護4	1,021	単位	× 70%	＋	250 単位	965	
15	9730	通所介護Ⅱ35・人欠・延5					要介護5	1,144	単位	× 70%	＋	250 単位	1,051	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
15	9461	通所介護Ⅲ11・人欠・時減	ハ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	注 2時間以上 3時間未満		注 看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	374	単位	× 70%	× 70%		183	1回につき
15	9462	通所介護Ⅲ12・人欠・時減					要介護2	429	単位	× 70%	× 70%		210	
15	9463	通所介護Ⅲ13・人欠・時減					要介護3	485	単位	× 70%	× 70%		238	
15	9464	通所介護Ⅲ14・人欠・時減					要介護4	539	単位	× 70%	× 70%		264	
15	9465	通所介護Ⅲ15・人欠・時減					要介護5	595	単位	× 70%	× 70%		292	
15	9466	通所介護Ⅲ11・人欠		(1)3時間以上 5時間未満			要介護1	374	単位	× 70%			262	
15	9467	通所介護Ⅲ12・人欠					要介護2	429	単位	× 70%			300	
15	9468	通所介護Ⅲ13・人欠					要介護3	485	単位	× 70%			340	
15	9469	通所介護Ⅲ14・人欠					要介護4	539	単位	× 70%			377	
15	9470	通所介護Ⅲ15・人欠					要介護5	595	単位	× 70%			417	
15	9471	通所介護Ⅲ21・人欠		(2)5時間以上 7時間未満			要介護1	562	単位	× 70%			393	
15	9472	通所介護Ⅲ22・人欠					要介護2	665	単位	× 70%			466	
15	9473	通所介護Ⅲ23・人欠					要介護3	767	単位	× 70%			537	
15	9474	通所介護Ⅲ24・人欠					要介護4	869	単位	× 70%			608	
15	9475	通所介護Ⅲ25・人欠					要介護5	971	単位	× 70%			680	
15	9476	通所介護Ⅲ31・人欠		(3)7時間以上 9時間未満			要介護1	645	単位	× 70%			452	
15	9477	通所介護Ⅲ32・人欠					要介護2	762	単位	× 70%			533	
15	9478	通所介護Ⅲ33・人欠					要介護3	883	単位	× 70%			618	
15	9479	通所介護Ⅲ34・人欠					要介護4	1,004	単位	× 70%			703	
15	9480	通所介護Ⅲ35・人欠					要介護5	1,125	単位	× 70%			788	
15	9481	通所介護Ⅲ31・人欠・延1		注 (3)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	9時間以上 10時間未満		要介護1	645	単位	× 70%	＋	50 単位	502	
15	9482	通所介護Ⅲ32・人欠・延1					要介護2	762	単位	× 70%	＋	50 単位	583	
15	9483	通所介護Ⅲ33・人欠・延1					要介護3	883	単位	× 70%	＋	50 単位	668	
15	9484	通所介護Ⅲ34・人欠・延1					要介護4	1,004	単位	× 70%	＋	50 単位	753	
15	9485	通所介護Ⅲ35・人欠・延1					要介護5	1,125	単位	× 70%	＋	50 単位	838	
15	9486	通所介護Ⅲ31・人欠・延2			10時間以上 11時間未満		要介護1	645	単位	× 70%	＋	100 単位	552	
15	9487	通所介護Ⅲ32・人欠・延2					要介護2	762	単位	× 70%	＋	100 単位	633	
15	9488	通所介護Ⅲ33・人欠・延2					要介護3	883	単位	× 70%	＋	100 単位	718	
15	9489	通所介護Ⅲ34・人欠・延2					要介護4	1,004	単位	× 70%	＋	100 単位	803	
15	9490	通所介護Ⅲ35・人欠・延2					要介護5	1,125	単位	× 70%	＋	100 単位	888	
15	9491	通所介護Ⅲ31・人欠・延3			11時間以上 12時間未満		要介護1	645	単位	× 70%	＋	150 単位	602	
15	9492	通所介護Ⅲ32・人欠・延3					要介護2	762	単位	× 70%	＋	150 単位	683	
15	9493	通所介護Ⅲ33・人欠・延3					要介護3	883	単位	× 70%	＋	150 単位	768	
15	9494	通所介護Ⅲ34・人欠・延3					要介護4	1,004	単位	× 70%	＋	150 単位	853	
15	9495	通所介護Ⅲ35・人欠・延3					要介護5	1,125	単位	× 70%	＋	150 単位	938	
15	9731	通所介護Ⅲ31・人欠・延4			12時間以上 13時間未満		要介護1	645	単位	× 70%	＋	200 単位	652	
15	9732	通所介護Ⅲ32・人欠・延4					要介護2	762	単位	× 70%	＋	200 単位	733	
15	9733	通所介護Ⅲ33・人欠・延4					要介護3	883	単位	× 70%	＋	200 単位	818	
15	9734	通所介護Ⅲ34・人欠・延4					要介護4	1,004	単位	× 70%	＋	200 単位	903	
15	9735	通所介護Ⅲ35・人欠・延4					要介護5	1,125	単位	× 70%	＋	200 単位	988	
15	9736	通所介護Ⅲ31・人欠・延5			13時間以上 14時間未満		要介護1	645	単位	× 70%	＋	250 単位	702	
15	9737	通所介護Ⅲ32・人欠・延5					要介護2	762	単位	× 70%	＋	250 単位	783	
15	9738	通所介護Ⅲ33・人欠・延5					要介護3	883	単位	× 70%	＋	250 単位	868	
15	9739	通所介護Ⅲ34・人欠・延5					要介護4	1,004	単位	× 70%	＋	250 単位	953	
15	9740	通所介護Ⅲ35・人欠・延5					要介護5	1,125	単位	× 70%	＋	250 単位	1,038	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	9561	通所介護Ⅳ11・人欠・時減	ニ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	注 2時間以上3時間未満	注 看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	364 単位 × 70% × 70%	179	1回につき
15	9562	通所介護Ⅳ12・人欠・時減				要介護2	417 単位 × 70% × 70%	204	
15	9563	通所介護Ⅳ13・人欠・時減				要介護3	472 単位 × 70% × 70%	231	
15	9564	通所介護Ⅳ14・人欠・時減				要介護4	524 単位 × 70% × 70%	257	
15	9565	通所介護Ⅳ15・人欠・時減				要介護5	579 単位 × 70% × 70%	284	
15	9566	通所介護Ⅳ11・人欠		(1)3時間以上5時間未満		要介護1	364 単位 × 70%	255	
15	9567	通所介護Ⅳ12・人欠				要介護2	417 単位 × 70%	292	
15	9568	通所介護Ⅳ13・人欠				要介護3	472 単位 × 70%	330	
15	9569	通所介護Ⅳ14・人欠				要介護4	524 単位 × 70%	367	
15	9570	通所介護Ⅳ15・人欠				要介護5	579 単位 × 70%	405	
15	9571	通所介護Ⅳ21・人欠		(2)5時間以上7時間未満		要介護1	547 単位 × 70%	383	
15	9572	通所介護Ⅳ22・人欠				要介護2	647 単位 × 70%	453	
15	9573	通所介護Ⅳ23・人欠				要介護3	746 単位 × 70%	522	
15	9574	通所介護Ⅳ24・人欠				要介護4	846 単位 × 70%	592	
15	9575	通所介護Ⅳ25・人欠				要介護5	946 単位 × 70%	662	
15	9576	通所介護Ⅳ31・人欠		(3)7時間以上9時間未満		要介護1	628 単位 × 70%	440	
15	9577	通所介護Ⅳ32・人欠				要介護2	742 単位 × 70%	519	
15	9578	通所介護Ⅳ33・人欠				要介護3	859 単位 × 70%	601	
15	9579	通所介護Ⅳ34・人欠				要介護4	977 単位 × 70%	684	
15	9580	通所介護Ⅳ35・人欠				要介護5	1,095 単位 × 70%	767	
15	9581	通所介護Ⅳ31・人欠・延1		注 (3)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	628 単位 × 70% ＋ 50 単位	490	
15	9582	通所介護Ⅳ32・人欠・延1				要介護2	742 単位 × 70% ＋ 50 単位	569	
15	9583	通所介護Ⅳ33・人欠・延1				要介護3	859 単位 × 70% ＋ 50 単位	651	
15	9584	通所介護Ⅳ34・人欠・延1				要介護4	977 単位 × 70% ＋ 50 単位	734	
15	9585	通所介護Ⅳ35・人欠・延1				要介護5	1,095 単位 × 70% ＋ 50 単位	817	
15	9586	通所介護Ⅳ31・人欠・延2			10時間以上11時間未満	要介護1	628 単位 × 70% ＋ 100 単位	540	
15	9587	通所介護Ⅳ32・人欠・延2				要介護2	742 単位 × 70% ＋ 100 単位	619	
15	9588	通所介護Ⅳ33・人欠・延2				要介護3	859 単位 × 70% ＋ 100 単位	701	
15	9589	通所介護Ⅳ34・人欠・延2				要介護4	977 単位 × 70% ＋ 100 単位	784	
15	9590	通所介護Ⅳ35・人欠・延2				要介護5	1,095 単位 × 70% ＋ 100 単位	867	
15	9591	通所介護Ⅳ31・人欠・延3			11時間以上12時間未満	要介護1	628 単位 × 70% ＋ 150 単位	590	
15	9592	通所介護Ⅳ32・人欠・延3				要介護2	742 単位 × 70% ＋ 150 単位	669	
15	9593	通所介護Ⅳ33・人欠・延3				要介護3	859 単位 × 70% ＋ 150 単位	751	
15	9594	通所介護Ⅳ34・人欠・延3				要介護4	977 単位 × 70% ＋ 150 単位	834	
15	9595	通所介護Ⅳ35・人欠・延3				要介護5	1,095 単位 × 70% ＋ 150 単位	917	
15	9741	通所介護Ⅳ31・人欠・延4			12時間以上13時間未満	要介護1	628 単位 × 70% ＋ 200 単位	640	
15	9742	通所介護Ⅳ32・人欠・延4				要介護2	742 単位 × 70% ＋ 200 単位	719	
15	9743	通所介護Ⅳ33・人欠・延4				要介護3	859 単位 × 70% ＋ 200 単位	801	
15	9744	通所介護Ⅳ34・人欠・延4				要介護4	977 単位 × 70% ＋ 200 単位	884	
15	9745	通所介護Ⅳ35・人欠・延4				要介護5	1,095 単位 × 70% ＋ 200 単位	967	
15	9746	通所介護Ⅳ31・人欠・延5			13時間以上14時間未満	要介護1	628 単位 × 70% ＋ 250 単位	690	
15	9747	通所介護Ⅳ32・人欠・延5				要介護2	742 単位 × 70% ＋ 250 単位	769	
15	9748	通所介護Ⅳ33・人欠・延5				要介護3	859 単位 × 70% ＋ 250 単位	851	
15	9749	通所介護Ⅳ34・人欠・延5				要介護4	977 単位 × 70% ＋ 250 単位	934	
15	9750	通所介護Ⅳ35・人欠・延5				要介護5	1,095 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,017	
15	9700	療養通所介護1・人欠	ホ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満	人員基準欠如の場合		1,007 単位 × 70%	705	
15	9701	療養通所介護2・人欠		(2) 6時間以上8時間未満			1,511 単位 × 70%	1,058	

６ 通所介護サービスコード表（平成28年4月1日～）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	1141	通所介護Ⅰ11・時減	イ 小規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		要介護1	426 単位 × 70%	298	1回につき
15	1142	通所介護Ⅰ12・時減				要介護2	488 単位 × 70%	342	
15	1143	通所介護Ⅰ13・時減				要介護3	552 単位 × 70%	386	
15	1144	通所介護Ⅰ14・時減				要介護4	614 単位 × 70%	430	
15	1145	通所介護Ⅰ15・時減				要介護5	678 単位 × 70%	475	
15	1241	通所介護Ⅰ11		(1)3時間以上5時間未満		要介護1	426 単位	426	
15	1242	通所介護Ⅰ12				要介護2	488 単位	488	
15	1243	通所介護Ⅰ13				要介護3	552 単位	552	
15	1244	通所介護Ⅰ14				要介護4	614 単位	614	
15	1245	通所介護Ⅰ15				要介護5	678 単位	678	
15	1341	通所介護Ⅰ21		(2)5時間以上7時間未満		要介護1	641 単位	641	
15	1342	通所介護Ⅰ22				要介護2	757 単位	757	
15	1343	通所介護Ⅰ23				要介護3	874 単位	874	
15	1344	通所介護Ⅰ24				要介護4	990 単位	990	
15	1345	通所介護Ⅰ25				要介護5	1,107 単位	1,107	
15	1441	通所介護Ⅰ31		(3)7時間以上9時間未満		要介護1	735 単位	735	
15	1442	通所介護Ⅰ32				要介護2	868 単位	868	
15	1443	通所介護Ⅰ33				要介護3	1,006 単位	1,006	
15	1444	通所介護Ⅰ34				要介護4	1,144 単位	1,144	
15	1445	通所介護Ⅰ35				要介護5	1,281 単位	1,281	
15	1541	通所介護Ⅰ31・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	735 単位 ＋ 50 単位	785	
15	1542	通所介護Ⅰ32・延1				要介護2	868 単位 ＋ 50 単位	918	
15	1543	通所介護Ⅰ33・延1				要介護3	1,006 単位 ＋ 50 単位	1,056	
15	1544	通所介護Ⅰ34・延1				要介護4	1,144 単位 ＋ 50 単位	1,194	
15	1545	通所介護Ⅰ35・延1				要介護5	1,281 単位 ＋ 50 単位	1,331	
15	1641	通所介護Ⅰ31・延2			10時間以上11時間未満	要介護1	735 単位 ＋ 100 単位	835	
15	1642	通所介護Ⅰ32・延2				要介護2	868 単位 ＋ 100 単位	968	
15	1643	通所介護Ⅰ33・延2				要介護3	1,006 単位 ＋ 100 単位	1,106	
15	1644	通所介護Ⅰ34・延2				要介護4	1,144 単位 ＋ 100 単位	1,244	
15	1645	通所介護Ⅰ35・延2				要介護5	1,281 単位 ＋ 100 単位	1,381	
15	1741	通所介護Ⅰ31・延3			11時間以上12時間未満	要介護1	735 単位 ＋ 150 単位	885	
15	1742	通所介護Ⅰ32・延3				要介護2	868 単位 ＋ 150 単位	1,018	
15	1743	通所介護Ⅰ33・延3				要介護3	1,006 単位 ＋ 150 単位	1,156	
15	1744	通所介護Ⅰ34・延3				要介護4	1,144 単位 ＋ 150 単位	1,294	
15	1745	通所介護Ⅰ35・延3				要介護5	1,281 単位 ＋ 150 単位	1,431	
15	1751	通所介護Ⅰ31・延4			12時間以上13時間未満	要介護1	735 単位 ＋ 200 単位	935	
15	1752	通所介護Ⅰ32・延4				要介護2	868 単位 ＋ 200 単位	1,068	
15	1753	通所介護Ⅰ33・延4				要介護3	1,006 単位 ＋ 200 単位	1,206	
15	1754	通所介護Ⅰ34・延4				要介護4	1,144 単位 ＋ 200 単位	1,344	
15	1755	通所介護Ⅰ35・延4				要介護5	1,281 単位 ＋ 200 単位	1,481	
15	1756	通所介護Ⅰ31・延5			13時間以上14時間未満	要介護1	735 単位 ＋ 250 単位	985	
15	1757	通所介護Ⅰ32・延5				要介護2	868 単位 ＋ 250 単位	1,118	
15	1758	通所介護Ⅰ33・延5				要介護3	1,006 単位 ＋ 250 単位	1,256	
15	1759	通所介護Ⅰ34・延5				要介護4	1,144 単位 ＋ 250 単位	1,394	
15	1760	通所介護Ⅰ35・延5				要介護5	1,281 単位 ＋ 250 単位	1,531	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	2141	通所介護Ⅰ11・時減	イ 通常規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		要介護1	380 単位 × 70%	266	1回につき
15	2142	通所介護Ⅰ12・時減				要介護2	436 単位 × 70%	305	
15	2143	通所介護Ⅰ13・時減				要介護3	493 単位 × 70%	345	
15	2144	通所介護Ⅰ14・時減				要介護4	548 単位 × 70%	384	
15	2145	通所介護Ⅰ15・時減				要介護5	605 単位 × 70%	424	
15	2241	通所介護Ⅰ11		(1)3時間以上5時間未満		要介護1	380 単位	380	
15	2242	通所介護Ⅰ12				要介護2	436 単位	436	
15	2243	通所介護Ⅰ13				要介護3	493 単位	493	
15	2244	通所介護Ⅰ14				要介護4	548 単位	548	
15	2245	通所介護Ⅰ15				要介護5	605 単位	605	
15	2341	通所介護Ⅰ21		(2)5時間以上7時間未満		要介護1	572 単位	572	
15	2342	通所介護Ⅰ22				要介護2	676 単位	676	
15	2343	通所介護Ⅰ23				要介護3	780 単位	780	
15	2344	通所介護Ⅰ24				要介護4	884 単位	884	
15	2345	通所介護Ⅰ25				要介護5	988 単位	988	
15	2441	通所介護Ⅰ31		(3)7時間以上9時間未満		要介護1	656 単位	656	
15	2442	通所介護Ⅰ32				要介護2	775 単位	775	
15	2443	通所介護Ⅰ33				要介護3	898 単位	898	
15	2444	通所介護Ⅰ34				要介護4	1,021 単位	1,021	
15	2445	通所介護Ⅰ35				要介護5	1,144 単位	1,144	
15	2541	通所介護Ⅰ31・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	656 単位 ＋ 50 単位	706	
15	2542	通所介護Ⅰ32・延1				要介護2	775 単位 ＋ 50 単位	825	
15	2543	通所介護Ⅰ33・延1				要介護3	898 単位 ＋ 50 単位	948	
15	2544	通所介護Ⅰ34・延1				要介護4	1,021 単位 ＋ 50 単位	1,071	
15	2545	通所介護Ⅰ35・延1				要介護5	1,144 単位 ＋ 50 単位	1,194	
15	2641	通所介護Ⅰ31・延2			10時間以上11時間未満	要介護1	656 単位 ＋ 100 単位	756	
15	2642	通所介護Ⅰ32・延2				要介護2	775 単位 ＋ 100 単位	875	
15	2643	通所介護Ⅰ33・延2				要介護3	898 単位 ＋ 100 単位	998	
15	2644	通所介護Ⅰ34・延2				要介護4	1,021 単位 ＋ 100 単位	1,121	
15	2645	通所介護Ⅰ35・延2				要介護5	1,144 単位 ＋ 100 単位	1,244	
15	2741	通所介護Ⅰ31・延3			11時間以上12時間未満	要介護1	656 単位 ＋ 150 単位	806	
15	2742	通所介護Ⅰ32・延3				要介護2	775 単位 ＋ 150 単位	925	
15	2743	通所介護Ⅰ33・延3				要介護3	898 単位 ＋ 150 単位	1,048	
15	2744	通所介護Ⅰ34・延3				要介護4	1,021 単位 ＋ 150 単位	1,171	
15	2745	通所介護Ⅰ35・延3				要介護5	1,144 単位 ＋ 150 単位	1,294	
15	2751	通所介護Ⅰ31・延4			12時間以上13時間未満	要介護1	656 単位 ＋ 200 単位	856	
15	2752	通所介護Ⅰ32・延4				要介護2	775 単位 ＋ 200 単位	975	
15	2753	通所介護Ⅰ33・延4				要介護3	898 単位 ＋ 200 単位	1,098	
15	2754	通所介護Ⅰ34・延4				要介護4	1,021 単位 ＋ 200 単位	1,221	
15	2755	通所介護Ⅰ35・延4				要介護5	1,144 単位 ＋ 200 単位	1,344	
15	2756	通所介護Ⅰ31・延5			13時間以上14時間未満	要介護1	656 単位 ＋ 250 単位	906	
15	2757	通所介護Ⅰ32・延5				要介護2	775 単位 ＋ 250 単位	1,025	
15	2758	通所介護Ⅰ33・延5				要介護3	898 単位 ＋ 250 単位	1,148	
15	2759	通所介護Ⅰ34・延5				要介護4	1,021 単位 ＋ 250 単位	1,271	
15	2760	通所介護Ⅰ35・延5				要介護5	1,144 単位 ＋ 250 単位	1,394	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	3651	通所介護Ⅱ11・時減	ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	注 2時間以上3時間未満		要介護1	374 単位 × 70%	262	1回につき
15	3652	通所介護Ⅱ12・時減				要介護2	429 単位 × 70%	300	
15	3653	通所介護Ⅱ13・時減				要介護3	485 単位 × 70%	340	
15	3654	通所介護Ⅱ14・時減				要介護4	539 単位 × 70%	377	
15	3655	通所介護Ⅱ15・時減				要介護5	595 単位 × 70%	417	
15	3656	通所介護Ⅱ11		(1)3時間以上5時間未満		要介護1	374 単位	374	
15	3657	通所介護Ⅱ12				要介護2	429 単位	429	
15	3658	通所介護Ⅱ13				要介護3	485 単位	485	
15	3659	通所介護Ⅱ14				要介護4	539 単位	539	
15	3660	通所介護Ⅱ15				要介護5	595 単位	595	
15	3661	通所介護Ⅱ21		(2)5時間以上7時間未満		要介護1	562 単位	562	
15	3662	通所介護Ⅱ22				要介護2	665 単位	665	
15	3663	通所介護Ⅱ23				要介護3	767 単位	767	
15	3664	通所介護Ⅱ24				要介護4	869 単位	869	
15	3665	通所介護Ⅱ25				要介護5	971 単位	971	
15	3666	通所介護Ⅱ31		(3)7時間以上9時間未満		要介護1	645 単位	645	
15	3667	通所介護Ⅱ32				要介護2	762 単位	762	
15	3668	通所介護Ⅱ33				要介護3	883 単位	883	
15	3669	通所介護Ⅱ34				要介護4	1,004 単位	1,004	
15	3670	通所介護Ⅱ35				要介護5	1,125 単位	1,125	
15	3671	通所介護Ⅱ31・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	645 単位 ＋ 50 単位	695	
15	3672	通所介護Ⅱ32・延1				要介護2	762 単位 ＋ 50 単位	812	
15	3673	通所介護Ⅱ33・延1				要介護3	883 単位 ＋ 50 単位	933	
15	3674	通所介護Ⅱ34・延1				要介護4	1,004 単位 ＋ 50 単位	1,054	
15	3675	通所介護Ⅱ35・延1				要介護5	1,125 単位 ＋ 50 単位	1,175	
15	3676	通所介護Ⅱ31・延2			10時間以上11時間未満	要介護1	645 単位 ＋ 100 単位	745	
15	3677	通所介護Ⅱ32・延2				要介護2	762 単位 ＋ 100 単位	862	
15	3678	通所介護Ⅱ33・延2				要介護3	883 単位 ＋ 100 単位	983	
15	3679	通所介護Ⅱ34・延2				要介護4	1,004 単位 ＋ 100 単位	1,104	
15	3680	通所介護Ⅱ35・延2				要介護5	1,125 単位 ＋ 100 単位	1,225	
15	3711	通所介護Ⅱ31・延3			11時間以上12時間未満	要介護1	645 単位 ＋ 150 単位	795	
15	3712	通所介護Ⅱ32・延3				要介護2	762 単位 ＋ 150 単位	912	
15	3713	通所介護Ⅱ33・延3				要介護3	883 単位 ＋ 150 単位	1,033	
15	3714	通所介護Ⅱ34・延3				要介護4	1,004 単位 ＋ 150 単位	1,154	
15	3715	通所介護Ⅱ35・延3				要介護5	1,125 単位 ＋ 150 単位	1,275	
15	3721	通所介護Ⅱ31・延4			12時間以上13時間未満	要介護1	645 単位 ＋ 200 単位	845	
15	3722	通所介護Ⅱ32・延4				要介護2	762 単位 ＋ 200 単位	962	
15	3723	通所介護Ⅱ33・延4				要介護3	883 単位 ＋ 200 単位	1,083	
15	3724	通所介護Ⅱ34・延4				要介護4	1,004 単位 ＋ 200 単位	1,204	
15	3725	通所介護Ⅱ35・延4				要介護5	1,125 単位 ＋ 200 単位	1,325	
15	3726	通所介護Ⅱ31・延5			13時間以上14時間未満	要介護1	645 単位 ＋ 250 単位	895	
15	3727	通所介護Ⅱ32・延5				要介護2	762 単位 ＋ 250 単位	1,012	
15	3728	通所介護Ⅱ33・延5				要介護3	883 単位 ＋ 250 単位	1,133	
15	3729	通所介護Ⅱ34・延5				要介護4	1,004 単位 ＋ 250 単位	1,254	
15	3730	通所介護Ⅱ35・延5				要介護5	1,125 単位 ＋ 250 単位	1,375	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
15	3681	通所介護Ⅲ11・時減	ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	注 2時間以上3時間未満		要介護1 364 単位 × 70%	255	1回につき
15	3682	通所介護Ⅲ12・時減				要介護2 417 単位 × 70%	292	
15	3683	通所介護Ⅲ13・時減				要介護3 472 単位 × 70%	330	
15	3684	通所介護Ⅲ14・時減				要介護4 524 単位 × 70%	367	
15	3685	通所介護Ⅲ15・時減				要介護5 579 単位 × 70%	405	
15	3686	通所介護Ⅲ11		(1)3時間以上5時間未満		要介護1 364 単位	364	
15	3687	通所介護Ⅲ12				要介護2 417 単位	417	
15	3688	通所介護Ⅲ13				要介護3 472 単位	472	
15	3689	通所介護Ⅲ14				要介護4 524 単位	524	
15	3690	通所介護Ⅲ15				要介護5 579 単位	579	
15	3691	通所介護Ⅲ21		(2)5時間以上7時間未満		要介護1 547 単位	547	
15	3692	通所介護Ⅲ22				要介護2 647 単位	647	
15	3693	通所介護Ⅲ23				要介護3 746 単位	746	
15	3694	通所介護Ⅲ24				要介護4 846 単位	846	
15	3695	通所介護Ⅲ25				要介護5 946 単位	946	
15	3696	通所介護Ⅲ31		(3)7時間以上9時間未満		要介護1 628 単位	628	
15	3697	通所介護Ⅲ32				要介護2 742 単位	742	
15	3698	通所介護Ⅲ33				要介護3 859 単位	859	
15	3699	通所介護Ⅲ34				要介護4 977 単位	977	
15	3700	通所介護Ⅲ35				要介護5 1,095 単位	1,095	
15	3701	通所介護Ⅲ31・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1 628 単位 ＋ 50 単位	678	
15	3702	通所介護Ⅲ32・延1				要介護2 742 単位 ＋ 50 単位	792	
15	3703	通所介護Ⅲ33・延1				要介護3 859 単位 ＋ 50 単位	909	
15	3704	通所介護Ⅲ34・延1				要介護4 977 単位 ＋ 50 単位	1,027	
15	3705	通所介護Ⅲ35・延1				要介護5 1,095 単位 ＋ 50 単位	1,145	
15	3706	通所介護Ⅲ31・延2			10時間以上11時間未満	要介護1 628 単位 ＋ 100 単位	728	
15	3707	通所介護Ⅲ32・延2				要介護2 742 単位 ＋ 100 単位	842	
15	3708	通所介護Ⅲ33・延2				要介護3 859 単位 ＋ 100 単位	959	
15	3709	通所介護Ⅲ34・延2				要介護4 977 単位 ＋ 100 単位	1,077	
15	3710	通所介護Ⅲ35・延2				要介護5 1,095 単位 ＋ 100 単位	1,195	
15	3716	通所介護Ⅲ31・延3			11時間以上12時間未満	要介護1 628 単位 ＋ 150 単位	778	
15	3717	通所介護Ⅲ32・延3				要介護2 742 単位 ＋ 150 単位	892	
15	3718	通所介護Ⅲ33・延3				要介護3 859 単位 ＋ 150 単位	1,009	
15	3719	通所介護Ⅲ34・延3				要介護4 977 単位 ＋ 150 単位	1,127	
15	3720	通所介護Ⅲ35・延3				要介護5 1,095 単位 ＋ 150 単位	1,245	
15	3731	通所介護Ⅲ31・延4			12時間以上13時間未満	要介護1 628 単位 ＋ 200 単位	828	
15	3732	通所介護Ⅲ32・延4				要介護2 742 単位 ＋ 200 単位	942	
15	3733	通所介護Ⅲ33・延4				要介護3 859 単位 ＋ 200 単位	1,059	
15	3734	通所介護Ⅲ34・延4				要介護4 977 単位 ＋ 200 単位	1,177	
15	3735	通所介護Ⅲ35・延4				要介護5 1,095 単位 ＋ 200 単位	1,295	
15	3736	通所介護Ⅲ31・延5			13時間以上14時間未満	要介護1 628 単位 ＋ 250 単位	878	
15	3737	通所介護Ⅲ32・延5				要介護2 742 単位 ＋ 250 単位	992	
15	3738	通所介護Ⅲ33・延5				要介護3 859 単位 ＋ 250 単位	1,109	
15	3739	通所介護Ⅲ34・延5				要介護4 977 単位 ＋ 250 単位	1,227	
15	3740	通所介護Ⅲ35・延5				要介護5 1,095 単位 ＋ 250 単位	1,345	
15	4140	療養通所介護1	ホ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満 1,007 単位			1,007	
15	4141	療養通所介護2		(2) 6時間以上8時間未満 1,511 単位			1,511	

サービスコード 種類	サービス項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	8110	通所介護中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5%	加算		1日につき
15	5301	通所介護入浴介助加算	入浴介助を行った場合			50	単位加算	50	
15	5306	通所介護中重度者ケア体制加算	中重度者ケア体制加算			45	単位加算	45	
15	5051	通所介護個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)		46	単位加算	46	
15	5052	通所介護個別機能訓練加算Ⅱ		個別機能訓練加算(Ⅱ)		56	単位加算	56	
15	5305	通所介護認知症加算	認知症加算			60	単位加算	60	
15	6109	通所介護若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			60	単位加算	60	
15	5605	通所介護栄養改善加算	栄養改善加算			150	単位加算	150	月2回限度
15	5606	通所介護口腔機能向上加算	口腔機能向上加算			150	単位加算	150	
15	5611	通所介護同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合			94	単位減算	−94	1日につき
15	5612	通所介護送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47	単位減算	−47	片道につき
15	5613	通所介護個別送迎体制強化加算	個別送迎体制強化加算			210	単位加算	210	1日につき
15	5614	通所介護入浴介助体制強化加算	入浴介助体制強化加算			60	単位加算	60	
15	6100	通所介護サービス提供体制加算Ⅰ1	ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		18	単位加算	18	1回につき
15	6101	通所介護サービス提供体制加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		12	単位加算	12	
15	6102	通所介護サービス提供体制加算Ⅱ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		6	単位加算	6	
15	6103	通所介護サービス提供体制加算Ⅲ		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6	単位加算	6	
15	6107	通所介護処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	40/1000	加算		1月につき
15	6104	通所介護処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	22/1000	加算		
15	6105	通所介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の	90%	加算		
15	6106	通所介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の	80%	加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	8401	通所介護Ⅰ11・定超・時減	イ 小規模型通所介護費	注 2時間以上 3時間未満		注 定員超過の場合	要介護1 426 単位 × 70% × 70%	209	1回につき
15	8402	通所介護Ⅰ12・定超・時減					要介護2 488 単位 × 70% × 70%	239	
15	8403	通所介護Ⅰ13・定超・時減					要介護3 552 単位 × 70% × 70%	270	
15	8404	通所介護Ⅰ14・定超・時減					要介護4 614 単位 × 70% × 70%	301	
15	8405	通所介護Ⅰ15・定超・時減					要介護5 678 単位 × 70% × 70%	333	
15	8411	通所介護Ⅰ11・定超		(1)3時間以上 5時間未満			要介護1 426 単位 × 70%	298	
15	8412	通所介護Ⅰ12・定超					要介護2 488 単位 × 70%	342	
15	8413	通所介護Ⅰ13・定超					要介護3 552 単位 × 70%	386	
15	8414	通所介護Ⅰ14・定超					要介護4 614 単位 × 70%	430	
15	8415	通所介護Ⅰ15・定超					要介護5 678 単位 × 70%	475	
15	8421	通所介護Ⅰ21・定超		(2)5時間以上 7時間未満			要介護1 641 単位 × 70%	449	
15	8422	通所介護Ⅰ22・定超					要介護2 757 単位 × 70%	530	
15	8423	通所介護Ⅰ23・定超					要介護3 874 単位 × 70%	612	
15	8424	通所介護Ⅰ24・定超					要介護4 990 単位 × 70%	693	
15	8425	通所介護Ⅰ25・定超					要介護5 1,107 単位 × 70%	775	
15	8431	通所介護Ⅰ31・定超		(3)7時間以上 9時間未満			要介護1 735 単位 × 70%	515	
15	8432	通所介護Ⅰ32・定超					要介護2 868 単位 × 70%	608	
15	8433	通所介護Ⅰ33・定超					要介護3 1,006 単位 × 70%	704	
15	8434	通所介護Ⅰ34・定超					要介護4 1,144 単位 × 70%	801	
15	8435	通所介護Ⅰ35・定超					要介護5 1,281 単位 × 70%	897	
15	8441	通所介護Ⅰ31・定超・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上 10時間未満		要介護1 735 単位 × 70% ＋ 50 単位	565	
15	8442	通所介護Ⅰ32・定超・延1					要介護2 868 単位 × 70% ＋ 50 単位	658	
15	8443	通所介護Ⅰ33・定超・延1					要介護3 1,006 単位 × 70% ＋ 50 単位	754	
15	8444	通所介護Ⅰ34・定超・延1					要介護4 1,144 単位 × 70% ＋ 50 単位	851	
15	8445	通所介護Ⅰ35・定超・延1					要介護5 1,281 単位 × 70% ＋ 50 単位	947	
15	8451	通所介護Ⅰ31・定超・延2			10時間以上 11時間未満		要介護1 735 単位 × 70% ＋ 100 単位	615	
15	8452	通所介護Ⅰ32・定超・延2					要介護2 868 単位 × 70% ＋ 100 単位	708	
15	8453	通所介護Ⅰ33・定超・延2					要介護3 1,006 単位 × 70% ＋ 100 単位	804	
15	8454	通所介護Ⅰ34・定超・延2					要介護4 1,144 単位 × 70% ＋ 100 単位	901	
15	8455	通所介護Ⅰ35・定超・延2					要介護5 1,281 単位 × 70% ＋ 100 単位	997	
15	8456	通所介護Ⅰ31・定超・延3			11時間以上 12時間未満		要介護1 735 単位 × 70% ＋ 150 単位	665	
15	8457	通所介護Ⅰ32・定超・延3					要介護2 868 単位 × 70% ＋ 150 単位	758	
15	8458	通所介護Ⅰ33・定超・延3					要介護3 1,006 単位 × 70% ＋ 150 単位	854	
15	8459	通所介護Ⅰ34・定超・延3					要介護4 1,144 単位 × 70% ＋ 150 単位	951	
15	8460	通所介護Ⅰ35・定超・延3					要介護5 1,281 単位 × 70% ＋ 150 単位	1,047	
15	8711	通所介護Ⅰ31・定超・延4			12時間以上 13時間未満		要介護1 735 単位 × 70% ＋ 200 単位	715	
15	8712	通所介護Ⅰ32・定超・延4					要介護2 868 単位 × 70% ＋ 200 単位	808	
15	8713	通所介護Ⅰ33・定超・延4					要介護3 1,006 単位 × 70% ＋ 200 単位	904	
15	8714	通所介護Ⅰ34・定超・延4					要介護4 1,144 単位 × 70% ＋ 200 単位	1,001	
15	8715	通所介護Ⅰ35・定超・延4					要介護5 1,281 単位 × 70% ＋ 200 単位	1,097	
15	8716	通所介護Ⅰ31・定超・延5			13時間以上 14時間未満		要介護1 735 単位 × 70% ＋ 250 単位	765	
15	8717	通所介護Ⅰ32・定超・延5					要介護2 868 単位 × 70% ＋ 250 単位	858	
15	8718	通所介護Ⅰ33・定超・延5					要介護3 1,006 単位 × 70% ＋ 250 単位	954	
15	8719	通所介護Ⅰ34・定超・延5					要介護4 1,144 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,051	
15	8720	通所介護Ⅰ35・定超・延5					要介護5 1,281 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,147	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
15	8501	通所介護Ⅰ11・定超・時減	イ 通常規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	380 単位 × 70% × 70%		186	1回につき
15	8502	通所介護Ⅰ12・定超・時減					要介護2	436 単位 × 70% × 70%		214	
15	8503	通所介護Ⅰ13・定超・時減					要介護3	493 単位 × 70% × 70%		242	
15	8504	通所介護Ⅰ14・定超・時減					要介護4	548 単位 × 70% × 70%		269	
15	8505	通所介護Ⅰ15・定超・時減					要介護5	605 単位 × 70% × 70%		297	
15	8511	通所介護Ⅰ11・定超		(1)3時間以上5時間未満			要介護1	380 単位 × 70%		266	
15	8512	通所介護Ⅰ12・定超					要介護2	436 単位 × 70%		305	
15	8513	通所介護Ⅰ13・定超					要介護3	493 単位 × 70%		345	
15	8514	通所介護Ⅰ14・定超					要介護4	548 単位 × 70%		384	
15	8515	通所介護Ⅰ15・定超					要介護5	605 単位 × 70%		424	
15	8521	通所介護Ⅰ21・定超		(2)5時間以上7時間未満			要介護1	572 単位 × 70%		400	
15	8522	通所介護Ⅰ22・定超					要介護2	676 単位 × 70%		473	
15	8523	通所介護Ⅰ23・定超					要介護3	780 単位 × 70%		546	
15	8524	通所介護Ⅰ24・定超					要介護4	884 単位 × 70%		619	
15	8525	通所介護Ⅰ25・定超					要介護5	988 単位 × 70%		692	
15	8531	通所介護Ⅰ31・定超		(3)7時間以上9時間未満			要介護1	656 単位 × 70%		459	
15	8532	通所介護Ⅰ32・定超					要介護2	775 単位 × 70%		543	
15	8533	通所介護Ⅰ33・定超					要介護3	898 単位 × 70%		629	
15	8534	通所介護Ⅰ34・定超					要介護4	1,021 単位 × 70%		715	
15	8535	通所介護Ⅰ35・定超					要介護5	1,144 単位 × 70%		801	
15	8541	通所介護Ⅰ31・定超・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1	656 単位 × 70% ＋ 50 単位		509	
15	8542	通所介護Ⅰ32・定超・延1					要介護2	775 単位 × 70% ＋ 50 単位		593	
15	8543	通所介護Ⅰ33・定超・延1					要介護3	898 単位 × 70% ＋ 50 単位		679	
15	8544	通所介護Ⅰ34・定超・延1					要介護4	1,021 単位 × 70% ＋ 50 単位		765	
15	8545	通所介護Ⅰ35・定超・延1					要介護5	1,144 単位 × 70% ＋ 50 単位		851	
15	8551	通所介護Ⅰ31・定超・延2			10時間以上11時間未満		要介護1	656 単位 × 70% ＋ 100 単位		559	
15	8552	通所介護Ⅰ32・定超・延2					要介護2	775 単位 × 70% ＋ 100 単位		643	
15	8553	通所介護Ⅰ33・定超・延2					要介護3	898 単位 × 70% ＋ 100 単位		729	
15	8554	通所介護Ⅰ34・定超・延2					要介護4	1,021 単位 × 70% ＋ 100 単位		815	
15	8555	通所介護Ⅰ35・定超・延2					要介護5	1,144 単位 × 70% ＋ 100 単位		901	
15	8556	通所介護Ⅰ31・定超・延3			11時間以上12時間未満		要介護1	656 単位 × 70% ＋ 150 単位		609	
15	8557	通所介護Ⅰ32・定超・延3					要介護2	775 単位 × 70% ＋ 150 単位		693	
15	8558	通所介護Ⅰ33・定超・延3					要介護3	898 単位 × 70% ＋ 150 単位		779	
15	8559	通所介護Ⅰ34・定超・延3					要介護4	1,021 単位 × 70% ＋ 150 単位		865	
15	8560	通所介護Ⅰ35・定超・延3					要介護5	1,144 単位 × 70% ＋ 150 単位		951	
15	8721	通所介護Ⅰ31・定超・延4			12時間以上13時間未満		要介護1	656 単位 × 70% ＋ 200 単位		659	
15	8722	通所介護Ⅰ32・定超・延4					要介護2	775 単位 × 70% ＋ 200 単位		743	
15	8723	通所介護Ⅰ33・定超・延4					要介護3	898 単位 × 70% ＋ 200 単位		829	
15	8724	通所介護Ⅰ34・定超・延4					要介護4	1,021 単位 × 70% ＋ 200 単位		915	
15	8725	通所介護Ⅰ35・定超・延4					要介護5	1,144 単位 × 70% ＋ 200 単位		1,001	
15	8726	通所介護Ⅰ31・定超・延5			13時間以上14時間未満		要介護1	656 単位 × 70% ＋ 250 単位		709	
15	8727	通所介護Ⅰ32・定超・延5					要介護2	775 単位 × 70% ＋ 250 単位		793	
15	8728	通所介護Ⅰ33・定超・延5					要介護3	898 単位 × 70% ＋ 250 単位		879	
15	8729	通所介護Ⅰ34・定超・延5					要介護4	1,021 単位 × 70% ＋ 250 単位		965	
15	8730	通所介護Ⅰ35・定超・延5					要介護5	1,144 単位 × 70% ＋ 250 単位		1,051	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
15	8461	通所介護Ⅱ11・定超・時減	ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	注 2時間以上3時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	374 単位 × 70% × 70%	183	1回につき
15	8462	通所介護Ⅱ12・定超・時減					要介護2	429 単位 × 70% × 70%	210	
15	8463	通所介護Ⅱ13・定超・時減					要介護3	485 単位 × 70% × 70%	238	
15	8464	通所介護Ⅱ14・定超・時減					要介護4	539 単位 × 70% × 70%	264	
15	8465	通所介護Ⅱ15・定超・時減					要介護5	595 単位 × 70% × 70%	292	
15	8466	通所介護Ⅱ11・定超		(1)3時間以上5時間未満			要介護1	374 単位 × 70%	262	
15	8467	通所介護Ⅱ12・定超					要介護2	429 単位 × 70%	300	
15	8468	通所介護Ⅱ13・定超					要介護3	485 単位 × 70%	340	
15	8469	通所介護Ⅱ14・定超					要介護4	539 単位 × 70%	377	
15	8470	通所介護Ⅱ15・定超					要介護5	595 単位 × 70%	417	
15	8471	通所介護Ⅱ21・定超		(2)5時間以上7時間未満			要介護1	562 単位 × 70%	393	
15	8472	通所介護Ⅱ22・定超					要介護2	665 単位 × 70%	466	
15	8473	通所介護Ⅱ23・定超					要介護3	767 単位 × 70%	537	
15	8474	通所介護Ⅱ24・定超					要介護4	869 単位 × 70%	608	
15	8475	通所介護Ⅱ25・定超					要介護5	971 単位 × 70%	680	
15	8476	通所介護Ⅱ31・定超		(3)7時間以上9時間未満			要介護1	645 単位 × 70%	452	
15	8477	通所介護Ⅱ32・定超					要介護2	762 単位 × 70%	533	
15	8478	通所介護Ⅱ33・定超					要介護3	883 単位 × 70%	618	
15	8479	通所介護Ⅱ34・定超					要介護4	1,004 単位 × 70%	703	
15	8480	通所介護Ⅱ35・定超					要介護5	1,125 単位 × 70%	788	
15	8481	通所介護Ⅱ31・定超・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1	645 単位 × 70% ＋ 50 単位	502	
15	8482	通所介護Ⅱ32・定超・延1					要介護2	762 単位 × 70% ＋ 50 単位	583	
15	8483	通所介護Ⅱ33・定超・延1					要介護3	883 単位 × 70% ＋ 50 単位	668	
15	8484	通所介護Ⅱ34・定超・延1					要介護4	1,004 単位 × 70% ＋ 50 単位	753	
15	8485	通所介護Ⅱ35・定超・延1					要介護5	1,125 単位 × 70% ＋ 50 単位	838	
15	8486	通所介護Ⅱ31・定超・延2			10時間以上11時間未満		要介護1	645 単位 × 70% ＋ 100 単位	552	
15	8487	通所介護Ⅱ32・定超・延2					要介護2	762 単位 × 70% ＋ 100 単位	633	
15	8488	通所介護Ⅱ33・定超・延2					要介護3	883 単位 × 70% ＋ 100 単位	718	
15	8489	通所介護Ⅱ34・定超・延2					要介護4	1,004 単位 × 70% ＋ 100 単位	803	
15	8490	通所介護Ⅱ35・定超・延2					要介護5	1,125 単位 × 70% ＋ 100 単位	888	
15	8491	通所介護Ⅱ31・定超・延3			11時間以上12時間未満		要介護1	645 単位 × 70% ＋ 150 単位	602	
15	8492	通所介護Ⅱ32・定超・延3					要介護2	762 単位 × 70% ＋ 150 単位	683	
15	8493	通所介護Ⅱ33・定超・延3					要介護3	883 単位 × 70% ＋ 150 単位	768	
15	8494	通所介護Ⅱ34・定超・延3					要介護4	1,004 単位 × 70% ＋ 150 単位	853	
15	8495	通所介護Ⅱ35・定超・延3					要介護5	1,125 単位 × 70% ＋ 150 単位	938	
15	8731	通所介護Ⅱ31・定超・延4			12時間以上13時間未満		要介護1	645 単位 × 70% ＋ 200 単位	652	
15	8732	通所介護Ⅱ32・定超・延4					要介護2	762 単位 × 70% ＋ 200 単位	733	
15	8733	通所介護Ⅱ33・定超・延4					要介護3	883 単位 × 70% ＋ 200 単位	818	
15	8734	通所介護Ⅱ34・定超・延4					要介護4	1,004 単位 × 70% ＋ 200 単位	903	
15	8735	通所介護Ⅱ35・定超・延4					要介護5	1,125 単位 × 70% ＋ 200 単位	988	
15	8736	通所介護Ⅱ31・定超・延5			13時間以上14時間未満		要介護1	645 単位 × 70% ＋ 250 単位	702	
15	8737	通所介護Ⅱ32・定超・延5					要介護2	762 単位 × 70% ＋ 250 単位	783	
15	8738	通所介護Ⅱ33・定超・延5					要介護3	883 単位 × 70% ＋ 250 単位	868	
15	8739	通所介護Ⅱ34・定超・延5					要介護4	1,004 単位 × 70% ＋ 250 単位	953	
15	8740	通所介護Ⅱ35・定超・延5					要介護5	1,125 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,038	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	8561	通所介護Ⅲ11・定超・時減	ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	注 2時間以上 3時間未満		注 定員超過の場合	要介護1 364 単位 × 70% × 70%	179	1回につき
15	8562	通所介護Ⅲ12・定超・時減					要介護2 417 単位 × 70% × 70%	204	
15	8563	通所介護Ⅲ13・定超・時減					要介護3 472 単位 × 70% × 70%	231	
15	8564	通所介護Ⅲ14・定超・時減					要介護4 524 単位 × 70% × 70%	257	
15	8565	通所介護Ⅲ15・定超・時減					要介護5 579 単位 × 70% × 70%	284	
15	8566	通所介護Ⅲ11・定超		(1)3時間以上 5時間未満			要介護1 364 単位 × 70%	255	
15	8567	通所介護Ⅲ12・定超					要介護2 417 単位 × 70%	292	
15	8568	通所介護Ⅲ13・定超					要介護3 472 単位 × 70%	330	
15	8569	通所介護Ⅲ14・定超					要介護4 524 単位 × 70%	367	
15	8570	通所介護Ⅲ15・定超					要介護5 579 単位 × 70%	405	
15	8571	通所介護Ⅲ21・定超		(2)5時間以上 7時間未満			要介護1 547 単位 × 70%	383	
15	8572	通所介護Ⅲ22・定超					要介護2 647 単位 × 70%	453	
15	8573	通所介護Ⅲ23・定超					要介護3 746 単位 × 70%	522	
15	8574	通所介護Ⅲ24・定超					要介護4 846 単位 × 70%	592	
15	8575	通所介護Ⅲ25・定超					要介護5 946 単位 × 70%	662	
15	8576	通所介護Ⅲ31・定超		(3)7時間以上 9時間未満			要介護1 628 単位 × 70%	440	
15	8577	通所介護Ⅲ32・定超					要介護2 742 単位 × 70%	519	
15	8578	通所介護Ⅲ33・定超					要介護3 859 単位 × 70%	601	
15	8579	通所介護Ⅲ34・定超					要介護4 977 単位 × 70%	684	
15	8580	通所介護Ⅲ35・定超					要介護5 1,095 単位 × 70%	767	
15	8581	通所介護Ⅲ31・定超・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上 10時間未満		要介護1 628 単位 × 70% ＋ 50 単位	490	
15	8582	通所介護Ⅲ32・定超・延1					要介護2 742 単位 × 70% ＋ 50 単位	569	
15	8583	通所介護Ⅲ33・定超・延1					要介護3 859 単位 × 70% ＋ 50 単位	651	
15	8584	通所介護Ⅲ34・定超・延1					要介護4 977 単位 × 70% ＋ 50 単位	734	
15	8585	通所介護Ⅲ35・定超・延1					要介護5 1,095 単位 × 70% ＋ 50 単位	817	
15	8586	通所介護Ⅲ31・定超・延2			10時間以上 11時間未満		要介護1 628 単位 × 70% ＋ 100 単位	540	
15	8587	通所介護Ⅲ32・定超・延2					要介護2 742 単位 × 70% ＋ 100 単位	619	
15	8588	通所介護Ⅲ33・定超・延2					要介護3 859 単位 × 70% ＋ 100 単位	701	
15	8589	通所介護Ⅲ34・定超・延2					要介護4 977 単位 × 70% ＋ 100 単位	784	
15	8590	通所介護Ⅲ35・定超・延2					要介護5 1,095 単位 × 70% ＋ 100 単位	867	
15	8591	通所介護Ⅲ31・定超・延3			11時間以上 12時間未満		要介護1 628 単位 × 70% ＋ 150 単位	590	
15	8592	通所介護Ⅲ32・定超・延3					要介護2 742 単位 × 70% ＋ 150 単位	669	
15	8593	通所介護Ⅲ33・定超・延3					要介護3 859 単位 × 70% ＋ 150 単位	751	
15	8594	通所介護Ⅲ34・定超・延3					要介護4 977 単位 × 70% ＋ 150 単位	834	
15	8595	通所介護Ⅲ35・定超・延3					要介護5 1,095 単位 × 70% ＋ 150 単位	917	
15	8741	通所介護Ⅲ31・定超・延4			12時間以上 13時間未満		要介護1 628 単位 × 70% ＋ 200 単位	640	
15	8742	通所介護Ⅲ32・定超・延4					要介護2 742 単位 × 70% ＋ 200 単位	719	
15	8743	通所介護Ⅲ33・定超・延4					要介護3 859 単位 × 70% ＋ 200 単位	801	
15	8744	通所介護Ⅲ34・定超・延4					要介護4 977 単位 × 70% ＋ 200 単位	884	
15	8745	通所介護Ⅲ35・定超・延4					要介護5 1,095 単位 × 70% ＋ 200 単位	967	
15	8746	通所介護Ⅲ31・定超・延5			13時間以上 14時間未満		要介護1 628 単位 × 70% ＋ 250 単位	690	
15	8747	通所介護Ⅲ32・定超・延5					要介護2 742 単位 × 70% ＋ 250 単位	769	
15	8748	通所介護Ⅲ33・定超・延5					要介護3 859 単位 × 70% ＋ 250 単位	851	
15	8749	通所介護Ⅲ34・定超・延5					要介護4 977 単位 × 70% ＋ 250 単位	934	
15	8750	通所介護Ⅲ35・定超・延5					要介護5 1,095 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,017	
15	8700	療養通所介護1・定超	ホ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満		注 定員超過の場合	1,007 単位 × 70%	705	
15	8701	療養通所介護2・定超		(2) 6時間以上8時間未満			1,511 単位 × 70%	1,058	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
15	9401	通所介護Ⅰ11・人欠・時減	イ 小規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		注 看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	426 単位 × 70% × 70%	209	1回につき
15	9402	通所介護Ⅰ12・人欠・時減					要介護2	488 単位 × 70% × 70%	239	
15	9403	通所介護Ⅰ13・人欠・時減					要介護3	552 単位 × 70% × 70%	270	
15	9404	通所介護Ⅰ14・人欠・時減					要介護4	614 単位 × 70% × 70%	301	
15	9405	通所介護Ⅰ15・人欠・時減					要介護5	678 単位 × 70% × 70%	333	
15	9411	通所介護Ⅰ11・人欠		(1)3時間以上5時間未満			要介護1	426 単位 × 70%	298	
15	9412	通所介護Ⅰ12・人欠					要介護2	488 単位 × 70%	342	
15	9413	通所介護Ⅰ13・人欠					要介護3	552 単位 × 70%	386	
15	9414	通所介護Ⅰ14・人欠					要介護4	614 単位 × 70%	430	
15	9415	通所介護Ⅰ15・人欠					要介護5	678 単位 × 70%	475	
15	9421	通所介護Ⅰ21・人欠		(2)5時間以上7時間未満			要介護1	641 単位 × 70%	449	
15	9422	通所介護Ⅰ22・人欠					要介護2	757 単位 × 70%	530	
15	9423	通所介護Ⅰ23・人欠					要介護3	874 単位 × 70%	612	
15	9424	通所介護Ⅰ24・人欠					要介護4	990 単位 × 70%	693	
15	9425	通所介護Ⅰ25・人欠					要介護5	1,107 単位 × 70%	775	
15	9431	通所介護Ⅰ31・人欠		(3)7時間以上9時間未満			要介護1	735 単位 × 70%	515	
15	9432	通所介護Ⅰ32・人欠					要介護2	868 単位 × 70%	608	
15	9433	通所介護Ⅰ33・人欠					要介護3	1,006 単位 × 70%	704	
15	9434	通所介護Ⅰ34・人欠					要介護4	1,144 単位 × 70%	801	
15	9435	通所介護Ⅰ35・人欠					要介護5	1,281 単位 × 70%	897	
15	9441	通所介護Ⅰ31・人欠・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1	735 単位 × 70% ＋ 50 単位	565	
15	9442	通所介護Ⅰ32・人欠・延1					要介護2	868 単位 × 70% ＋ 50 単位	658	
15	9443	通所介護Ⅰ33・人欠・延1					要介護3	1,006 単位 × 70% ＋ 50 単位	754	
15	9444	通所介護Ⅰ34・人欠・延1					要介護4	1,144 単位 × 70% ＋ 50 単位	851	
15	9445	通所介護Ⅰ35・人欠・延1					要介護5	1,281 単位 × 70% ＋ 50 単位	947	
15	9451	通所介護Ⅰ31・人欠・延2			10時間以上11時間未満		要介護1	735 単位 × 70% ＋ 100 単位	615	
15	9452	通所介護Ⅰ32・人欠・延2					要介護2	868 単位 × 70% ＋ 100 単位	708	
15	9453	通所介護Ⅰ33・人欠・延2					要介護3	1,006 単位 × 70% ＋ 100 単位	804	
15	9454	通所介護Ⅰ34・人欠・延2					要介護4	1,144 単位 × 70% ＋ 100 単位	901	
15	9455	通所介護Ⅰ35・人欠・延2					要介護5	1,281 単位 × 70% ＋ 100 単位	997	
15	9456	通所介護Ⅰ31・人欠・延3			11時間以上12時間未満		要介護1	735 単位 × 70% ＋ 150 単位	665	
15	9457	通所介護Ⅰ32・人欠・延3					要介護2	868 単位 × 70% ＋ 150 単位	758	
15	9458	通所介護Ⅰ33・人欠・延3					要介護3	1,006 単位 × 70% ＋ 150 単位	854	
15	9459	通所介護Ⅰ34・人欠・延3					要介護4	1,144 単位 × 70% ＋ 150 単位	951	
15	9460	通所介護Ⅰ35・人欠・延3					要介護5	1,281 単位 × 70% ＋ 150 単位	1,047	
15	9711	通所介護Ⅰ31・人欠・延4			12時間以上13時間未満		要介護1	735 単位 × 70% ＋ 200 単位	715	
15	9712	通所介護Ⅰ32・人欠・延4					要介護2	868 単位 × 70% ＋ 200 単位	808	
15	9713	通所介護Ⅰ33・人欠・延4					要介護3	1,006 単位 × 70% ＋ 200 単位	904	
15	9714	通所介護Ⅰ34・人欠・延4					要介護4	1,144 単位 × 70% ＋ 200 単位	1,001	
15	9715	通所介護Ⅰ35・人欠・延4					要介護5	1,281 単位 × 70% ＋ 200 単位	1,097	
15	9716	通所介護Ⅰ31・人欠・延5			13時間以上14時間未満		要介護1	735 単位 × 70% ＋ 250 単位	765	
15	9717	通所介護Ⅰ32・人欠・延5					要介護2	868 単位 × 70% ＋ 250 単位	858	
15	9718	通所介護Ⅰ33・人欠・延5					要介護3	1,006 単位 × 70% ＋ 250 単位	954	
15	9719	通所介護Ⅰ34・人欠・延5					要介護4	1,144 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,051	
15	9720	通所介護Ⅰ35・人欠・延5					要介護5	1,281 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,147	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	9501	通所介護Ⅰ11・人欠・時減	イ 通常規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		注 看護・介護職員が欠員の場合	要介護1 380 単位 × 70% × 70%	186	1回につき
15	9502	通所介護Ⅰ12・人欠・時減					要介護2 436 単位 × 70% × 70%	214	
15	9503	通所介護Ⅰ13・人欠・時減					要介護3 493 単位 × 70% × 70%	242	
15	9504	通所介護Ⅰ14・人欠・時減					要介護4 548 単位 × 70% × 70%	269	
15	9505	通所介護Ⅰ15・人欠・時減					要介護5 605 単位 × 70% × 70%	297	
15	9511	通所介護Ⅰ11・人欠		(1)3時間以上5時間未満			要介護1 380 単位 × 70%	266	
15	9512	通所介護Ⅰ12・人欠					要介護2 436 単位 × 70%	305	
15	9513	通所介護Ⅰ13・人欠					要介護3 493 単位 × 70%	345	
15	9514	通所介護Ⅰ14・人欠					要介護4 548 単位 × 70%	384	
15	9515	通所介護Ⅰ15・人欠					要介護5 605 単位 × 70%	424	
15	9521	通所介護Ⅰ21・人欠		(2)5時間以上7時間未満			要介護1 572 単位 × 70%	400	
15	9522	通所介護Ⅰ22・人欠					要介護2 676 単位 × 70%	473	
15	9523	通所介護Ⅰ23・人欠					要介護3 780 単位 × 70%	546	
15	9524	通所介護Ⅰ24・人欠					要介護4 884 単位 × 70%	619	
15	9525	通所介護Ⅰ25・人欠					要介護5 988 単位 × 70%	692	
15	9531	通所介護Ⅰ31・人欠		(3)7時間以上9時間未満			要介護1 656 単位 × 70%	459	
15	9532	通所介護Ⅰ32・人欠					要介護2 775 単位 × 70%	543	
15	9533	通所介護Ⅰ33・人欠					要介護3 898 単位 × 70%	629	
15	9534	通所介護Ⅰ34・人欠					要介護4 1,021 単位 × 70%	715	
15	9535	通所介護Ⅰ35・人欠					要介護5 1,144 単位 × 70%	801	
15	9541	通所介護Ⅰ31・人欠・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1 656 単位 × 70% ＋ 50 単位	509	
15	9542	通所介護Ⅰ32・人欠・延1					要介護2 775 単位 × 70% ＋ 50 単位	593	
15	9543	通所介護Ⅰ33・人欠・延1					要介護3 898 単位 × 70% ＋ 50 単位	679	
15	9544	通所介護Ⅰ34・人欠・延1					要介護4 1,021 単位 × 70% ＋ 50 単位	765	
15	9545	通所介護Ⅰ35・人欠・延1					要介護5 1,144 単位 × 70% ＋ 50 単位	851	
15	9551	通所介護Ⅰ31・人欠・延2			10時間以上11時間未満		要介護1 656 単位 × 70% ＋ 100 単位	559	
15	9552	通所介護Ⅰ32・人欠・延2					要介護2 775 単位 × 70% ＋ 100 単位	643	
15	9553	通所介護Ⅰ33・人欠・延2					要介護3 898 単位 × 70% ＋ 100 単位	729	
15	9554	通所介護Ⅰ34・人欠・延2					要介護4 1,021 単位 × 70% ＋ 100 単位	815	
15	9555	通所介護Ⅰ35・人欠・延2					要介護5 1,144 単位 × 70% ＋ 100 単位	901	
15	9556	通所介護Ⅰ31・人欠・延3			11時間以上12時間未満		要介護1 656 単位 × 70% ＋ 150 単位	609	
15	9557	通所介護Ⅰ32・人欠・延3					要介護2 775 単位 × 70% ＋ 150 単位	693	
15	9558	通所介護Ⅰ33・人欠・延3					要介護3 898 単位 × 70% ＋ 150 単位	779	
15	9559	通所介護Ⅰ34・人欠・延3					要介護4 1,021 単位 × 70% ＋ 150 単位	865	
15	9560	通所介護Ⅰ35・人欠・延3					要介護5 1,144 単位 × 70% ＋ 150 単位	951	
15	9721	通所介護Ⅰ31・人欠・延4			12時間以上13時間未満		要介護1 656 単位 × 70% ＋ 200 単位	659	
15	9722	通所介護Ⅰ32・人欠・延4					要介護2 775 単位 × 70% ＋ 200 単位	743	
15	9723	通所介護Ⅰ33・人欠・延4					要介護3 898 単位 × 70% ＋ 200 単位	829	
15	9724	通所介護Ⅰ34・人欠・延4					要介護4 1,021 単位 × 70% ＋ 200 単位	915	
15	9725	通所介護Ⅰ35・人欠・延4					要介護5 1,144 単位 × 70% ＋ 200 単位	1,001	
15	9726	通所介護Ⅰ31・人欠・延5			13時間以上14時間未満		要介護1 656 単位 × 70% ＋ 250 単位	709	
15	9727	通所介護Ⅰ32・人欠・延5					要介護2 775 単位 × 70% ＋ 250 単位	793	
15	9728	通所介護Ⅰ33・人欠・延5					要介護3 898 単位 × 70% ＋ 250 単位	879	
15	9729	通所介護Ⅰ34・人欠・延5					要介護4 1,021 単位 × 70% ＋ 250 単位	965	
15	9730	通所介護Ⅰ35・人欠・延5					要介護5 1,144 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,051	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	9461	通所介護Ⅱ11・人欠・時減	ロ 大規模型通所介護費（Ⅰ）	注 2時間以上3時間未満		注 看護・介護職員が欠員の場合	要介護1 374 単位 × 70% × 70%	183	1回につき
15	9462	通所介護Ⅱ12・人欠・時減					要介護2 429 単位 × 70% × 70%	210	
15	9463	通所介護Ⅱ13・人欠・時減					要介護3 485 単位 × 70% × 70%	238	
15	9464	通所介護Ⅱ14・人欠・時減					要介護4 539 単位 × 70% × 70%	264	
15	9465	通所介護Ⅱ15・人欠・時減					要介護5 595 単位 × 70% × 70%	292	
15	9466	通所介護Ⅱ11・人欠		(1)3時間以上5時間未満			要介護1 374 単位 × 70%	262	
15	9467	通所介護Ⅱ12・人欠					要介護2 429 単位 × 70%	300	
15	9468	通所介護Ⅱ13・人欠					要介護3 485 単位 × 70%	340	
15	9469	通所介護Ⅱ14・人欠					要介護4 539 単位 × 70%	377	
15	9470	通所介護Ⅱ15・人欠					要介護5 595 単位 × 70%	417	
15	9471	通所介護Ⅱ21・人欠		(2)5時間以上7時間未満			要介護1 562 単位 × 70%	393	
15	9472	通所介護Ⅱ22・人欠					要介護2 665 単位 × 70%	466	
15	9473	通所介護Ⅱ23・人欠					要介護3 767 単位 × 70%	537	
15	9474	通所介護Ⅱ24・人欠					要介護4 869 単位 × 70%	608	
15	9475	通所介護Ⅱ25・人欠					要介護5 971 単位 × 70%	680	
15	9476	通所介護Ⅱ31・人欠		(3)7時間以上9時間未満			要介護1 645 単位 × 70%	452	
15	9477	通所介護Ⅱ32・人欠					要介護2 762 単位 × 70%	533	
15	9478	通所介護Ⅱ33・人欠					要介護3 883 単位 × 70%	618	
15	9479	通所介護Ⅱ34・人欠					要介護4 1,004 単位 × 70%	703	
15	9480	通所介護Ⅱ35・人欠					要介護5 1,125 単位 × 70%	788	
15	9481	通所介護Ⅱ31・人欠・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1 645 単位 × 70% ＋ 50 単位	502	
15	9482	通所介護Ⅱ32・人欠・延1					要介護2 762 単位 × 70% ＋ 50 単位	583	
15	9483	通所介護Ⅱ33・人欠・延1					要介護3 883 単位 × 70% ＋ 50 単位	668	
15	9484	通所介護Ⅱ34・人欠・延1					要介護4 1,004 単位 × 70% ＋ 50 単位	753	
15	9485	通所介護Ⅱ35・人欠・延1					要介護5 1,125 単位 × 70% ＋ 50 単位	838	
15	9486	通所介護Ⅱ31・人欠・延2			10時間以上11時間未満		要介護1 645 単位 × 70% ＋ 100 単位	552	
15	9487	通所介護Ⅱ32・人欠・延2					要介護2 762 単位 × 70% ＋ 100 単位	633	
15	9488	通所介護Ⅱ33・人欠・延2					要介護3 883 単位 × 70% ＋ 100 単位	718	
15	9489	通所介護Ⅱ34・人欠・延2					要介護4 1,004 単位 × 70% ＋ 100 単位	803	
15	9490	通所介護Ⅱ35・人欠・延2					要介護5 1,125 単位 × 70% ＋ 100 単位	888	
15	9491	通所介護Ⅱ31・人欠・延3			11時間以上12時間未満		要介護1 645 単位 × 70% ＋ 150 単位	602	
15	9492	通所介護Ⅱ32・人欠・延3					要介護2 762 単位 × 70% ＋ 150 単位	683	
15	9493	通所介護Ⅱ33・人欠・延3					要介護3 883 単位 × 70% ＋ 150 単位	768	
15	9494	通所介護Ⅱ34・人欠・延3					要介護4 1,004 単位 × 70% ＋ 150 単位	853	
15	9495	通所介護Ⅱ35・人欠・延3					要介護5 1,125 単位 × 70% ＋ 150 単位	938	
15	9731	通所介護Ⅱ31・人欠・延4			12時間以上13時間未満		要介護1 645 単位 × 70% ＋ 200 単位	652	
15	9732	通所介護Ⅱ32・人欠・延4					要介護2 762 単位 × 70% ＋ 200 単位	733	
15	9733	通所介護Ⅱ33・人欠・延4					要介護3 883 単位 × 70% ＋ 200 単位	818	
15	9734	通所介護Ⅱ34・人欠・延4					要介護4 1,004 単位 × 70% ＋ 200 単位	903	
15	9735	通所介護Ⅱ35・人欠・延4					要介護5 1,125 単位 × 70% ＋ 200 単位	988	
15	9736	通所介護Ⅱ31・人欠・延5			13時間以上14時間未満		要介護1 645 単位 × 70% ＋ 250 単位	702	
15	9737	通所介護Ⅱ32・人欠・延5					要介護2 762 単位 × 70% ＋ 250 単位	783	
15	9738	通所介護Ⅱ33・人欠・延5					要介護3 883 単位 × 70% ＋ 250 単位	868	
15	9739	通所介護Ⅱ34・人欠・延5					要介護4 1,004 単位 × 70% ＋ 250 単位	953	
15	9740	通所介護Ⅱ35・人欠・延5					要介護5 1,125 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,038	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
15	9561	通所介護Ⅲ11・人欠・時減	ハ 大規模型通所介護費（Ⅱ）	注 2時間以上3時間未満	注 看護・介護職員が欠員の場合		要介護1 364 単位 × 70% × 70%	179	1回につき
15	9562	通所介護Ⅲ12・人欠・時減					要介護2 417 単位 × 70% × 70%	204	
15	9563	通所介護Ⅲ13・人欠・時減					要介護3 472 単位 × 70% × 70%	231	
15	9564	通所介護Ⅲ14・人欠・時減					要介護4 524 単位 × 70% × 70%	257	
15	9565	通所介護Ⅲ15・人欠・時減					要介護5 579 単位 × 70% × 70%	284	
15	9566	通所介護Ⅲ11・人欠		(1)3時間以上5時間未満			要介護1 364 単位 × 70%	255	
15	9567	通所介護Ⅲ12・人欠					要介護2 417 単位 × 70%	292	
15	9568	通所介護Ⅲ13・人欠					要介護3 472 単位 × 70%	330	
15	9569	通所介護Ⅲ14・人欠					要介護4 524 単位 × 70%	367	
15	9570	通所介護Ⅲ15・人欠					要介護5 579 単位 × 70%	405	
15	9571	通所介護Ⅲ21・人欠		(2)5時間以上7時間未満			要介護1 547 単位 × 70%	383	
15	9572	通所介護Ⅲ22・人欠					要介護2 647 単位 × 70%	453	
15	9573	通所介護Ⅲ23・人欠					要介護3 746 単位 × 70%	522	
15	9574	通所介護Ⅲ24・人欠					要介護4 846 単位 × 70%	592	
15	9575	通所介護Ⅲ25・人欠					要介護5 946 単位 × 70%	662	
15	9576	通所介護Ⅲ31・人欠		(3)7時間以上9時間未満			要介護1 628 単位 × 70%	440	
15	9577	通所介護Ⅲ32・人欠					要介護2 742 単位 × 70%	519	
15	9578	通所介護Ⅲ33・人欠					要介護3 859 単位 × 70%	601	
15	9579	通所介護Ⅲ34・人欠					要介護4 977 単位 × 70%	684	
15	9580	通所介護Ⅲ35・人欠					要介護5 1,095 単位 × 70%	767	
15	9581	通所介護Ⅲ31・人欠・延1		注 (3)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1 628 単位 × 70% ＋ 50 単位	490	
15	9582	通所介護Ⅲ32・人欠・延1					要介護2 742 単位 × 70% ＋ 50 単位	569	
15	9583	通所介護Ⅲ33・人欠・延1					要介護3 859 単位 × 70% ＋ 50 単位	651	
15	9584	通所介護Ⅲ34・人欠・延1					要介護4 977 単位 × 70% ＋ 50 単位	734	
15	9585	通所介護Ⅲ35・人欠・延1					要介護5 1,095 単位 × 70% ＋ 50 単位	817	
15	9586	通所介護Ⅲ31・人欠・延2			10時間以上11時間未満		要介護1 628 単位 × 70% ＋ 100 単位	540	
15	9587	通所介護Ⅲ32・人欠・延2					要介護2 742 単位 × 70% ＋ 100 単位	619	
15	9588	通所介護Ⅲ33・人欠・延2					要介護3 859 単位 × 70% ＋ 100 単位	701	
15	9589	通所介護Ⅲ34・人欠・延2					要介護4 977 単位 × 70% ＋ 100 単位	784	
15	9590	通所介護Ⅲ35・人欠・延2					要介護5 1,095 単位 × 70% ＋ 100 単位	867	
15	9591	通所介護Ⅲ31・人欠・延3			11時間以上12時間未満		要介護1 628 単位 × 70% ＋ 150 単位	590	
15	9592	通所介護Ⅲ32・人欠・延3					要介護2 742 単位 × 70% ＋ 150 単位	669	
15	9593	通所介護Ⅲ33・人欠・延3					要介護3 859 単位 × 70% ＋ 150 単位	751	
15	9594	通所介護Ⅲ34・人欠・延3					要介護4 977 単位 × 70% ＋ 150 単位	834	
15	9595	通所介護Ⅲ35・人欠・延3					要介護5 1,095 単位 × 70% ＋ 150 単位	917	
15	9741	通所介護Ⅲ31・人欠・延4			12時間以上13時間未満		要介護1 628 単位 × 70% ＋ 200 単位	640	
15	9742	通所介護Ⅲ32・人欠・延4					要介護2 742 単位 × 70% ＋ 200 単位	719	
15	9743	通所介護Ⅲ33・人欠・延4					要介護3 859 単位 × 70% ＋ 200 単位	801	
15	9744	通所介護Ⅲ34・人欠・延4					要介護4 977 単位 × 70% ＋ 200 単位	884	
15	9745	通所介護Ⅲ35・人欠・延4					要介護5 1,095 単位 × 70% ＋ 200 単位	967	
15	9746	通所介護Ⅲ31・人欠・延5			13時間以上14時間未満		要介護1 628 単位 × 70% ＋ 250 単位	690	
15	9747	通所介護Ⅲ32・人欠・延5					要介護2 742 単位 × 70% ＋ 250 単位	769	
15	9748	通所介護Ⅲ33・人欠・延5					要介護3 859 単位 × 70% ＋ 250 単位	851	
15	9749	通所介護Ⅲ34・人欠・延5					要介護4 977 単位 × 70% ＋ 250 単位	934	
15	9750	通所介護Ⅲ35・人欠・延5					要介護5 1,095 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,017	
15	9700	療養通所介護1・人欠	ホ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満		人員基準欠如の場合	1,007 単位 × 70%	705	
15	9701	療養通所介護2・人欠		(2) 6時間以上8時間未満			1,511 単位 × 70%	1,058	

7 通所リハビリテーションサービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
16	1101	通所リハⅠ111	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		要介護1	329	単位		329	1回につき
16	1103	通所リハⅠ112					要介護2	358	単位		358	
16	1105	通所リハⅠ113					要介護3	388	単位		388	
16	1107	通所リハⅠ114					要介護4	417	単位		417	
16	1109	通所リハⅠ115					要介護5	448	単位		448	
16	1201	通所リハⅠ121			(2) 2時間以上3時間未満		要介護1	343	単位		343	
16	1202	通所リハⅠ122					要介護2	398	単位		398	
16	1203	通所リハⅠ123					要介護3	455	単位		455	
16	1204	通所リハⅠ124					要介護4	510	単位		510	
16	1205	通所リハⅠ125					要介護5	566	単位		566	
16	1151	通所リハⅠ131			(3) 3時間以上4時間未満		要介護1	444	単位		444	
16	1152	通所リハⅠ132					要介護2	520	単位		520	
16	1153	通所リハⅠ133					要介護3	596	単位		596	
16	1154	通所リハⅠ134					要介護4	673	単位		673	
16	1155	通所リハⅠ135					要介護5	749	単位		749	
16	1161	通所リハⅠ141			(4) 4時間以上6時間未満		要介護1	559	単位		559	
16	1162	通所リハⅠ142					要介護2	666	単位		666	
16	1163	通所リハⅠ143					要介護3	772	単位		772	
16	1164	通所リハⅠ144					要介護4	878	単位		878	
16	1165	通所リハⅠ145					要介護5	984	単位		984	
16	1171	通所リハⅠ151			(5) 6時間以上8時間未満		要介護1	726	単位		726	
16	1172	通所リハⅠ152					要介護2	875	単位		875	
16	1173	通所リハⅠ153					要介護3	1,022	単位		1,022	
16	1174	通所リハⅠ154					要介護4	1,173	単位		1,173	
16	1175	通所リハⅠ155					要介護5	1,321	単位		1,321	
16	1181	通所リハⅠ151・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上9時間未満	要介護1	726	単位	＋ 50 単位	776	
16	1182	通所リハⅠ152・延1					要介護2	875	単位	＋ 50 単位	925	
16	1183	通所リハⅠ153・延1					要介護3	1,022	単位	＋ 50 単位	1,072	
16	1184	通所リハⅠ154・延1					要介護4	1,173	単位	＋ 50 単位	1,223	
16	1185	通所リハⅠ155・延1					要介護5	1,321	単位	＋ 50 単位	1,371	
16	1191	通所リハⅠ151・延2				9時間以上10時間未満	要介護1	726	単位	＋ 100 単位	826	
16	1192	通所リハⅠ152・延2					要介護2	875	単位	＋ 100 単位	975	
16	1193	通所リハⅠ153・延2					要介護3	1,022	単位	＋ 100 単位	1,122	
16	1194	通所リハⅠ154・延2					要介護4	1,173	単位	＋ 100 単位	1,273	
16	1195	通所リハⅠ155・延2					要介護5	1,321	単位	＋ 100 単位	1,421	
16	3821	通所リハⅠ151・延3				10時間以上11時間未満	要介護1	726	単位	＋ 150 単位	876	
16	3822	通所リハⅠ152・延3					要介護2	875	単位	＋ 150 単位	1,025	
16	3823	通所リハⅠ153・延3					要介護3	1,022	単位	＋ 150 単位	1,172	
16	3824	通所リハⅠ154・延3					要介護4	1,173	単位	＋ 150 単位	1,323	
16	3825	通所リハⅠ155・延3					要介護5	1,321	単位	＋ 150 単位	1,471	
16	3826	通所リハⅠ151・延4				11時間以上12時間未満	要介護1	726	単位	＋ 200 単位	926	
16	3827	通所リハⅠ152・延4					要介護2	875	単位	＋ 200 単位	1,075	
16	3828	通所リハⅠ153・延4					要介護3	1,022	単位	＋ 200 単位	1,222	
16	3829	通所リハⅠ154・延4					要介護4	1,173	単位	＋ 200 単位	1,373	
16	3830	通所リハⅠ155・延4					要介護5	1,321	単位	＋ 200 単位	1,521	
16	3831	通所リハⅠ151・延5				12時間以上13時間未満	要介護1	726	単位	＋ 250 単位	976	
16	3832	通所リハⅠ152・延5					要介護2	875	単位	＋ 250 単位	1,125	
16	3833	通所リハⅠ153・延5					要介護3	1,022	単位	＋ 250 単位	1,272	
16	3834	通所リハⅠ154・延5					要介護4	1,173	単位	＋ 250 単位	1,423	
16	3835	通所リハⅠ155・延5					要介護5	1,321	単位	＋ 250 単位	1,571	
16	3836	通所リハⅠ151・延6				13時間以上14時間未満	要介護1	726	単位	＋ 300 単位	1,026	
16	3837	通所リハⅠ152・延6					要介護2	875	単位	＋ 300 単位	1,175	
16	3838	通所リハⅠ153・延6					要介護3	1,022	単位	＋ 300 単位	1,322	
16	3839	通所リハⅠ154・延6					要介護4	1,173	単位	＋ 300 単位	1,473	
16	3840	通所リハⅠ155・延6					要介護5	1,321	単位	＋ 300 単位	1,621	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
16	3701	通所リハⅠ211	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		要介護1	329	単位		329	1回につき
16	3703	通所リハⅠ212					要介護2	358	単位		358	
16	3705	通所リハⅠ213					要介護3	388	単位		388	
16	3707	通所リハⅠ214					要介護4	417	単位		417	
16	3709	通所リハⅠ215					要介護5	448	単位		448	
16	3711	通所リハⅠ221			(2) 2時間以上3時間未満		要介護1	343	単位		343	
16	3712	通所リハⅠ222					要介護2	398	単位		398	
16	3713	通所リハⅠ223					要介護3	455	単位		455	
16	3714	通所リハⅠ224					要介護4	510	単位		510	
16	3715	通所リハⅠ225					要介護5	566	単位		566	
16	3716	通所リハⅠ231			(3) 3時間以上4時間未満		要介護1	444	単位		444	
16	3717	通所リハⅠ232					要介護2	520	単位		520	
16	3718	通所リハⅠ233					要介護3	596	単位		596	
16	3719	通所リハⅠ234					要介護4	673	単位		673	
16	3720	通所リハⅠ235					要介護5	749	単位		749	
16	3721	通所リハⅠ241			(4) 4時間以上6時間未満		要介護1	559	単位		559	
16	3722	通所リハⅠ242					要介護2	666	単位		666	
16	3723	通所リハⅠ243					要介護3	772	単位		772	
16	3724	通所リハⅠ244					要介護4	878	単位		878	
16	3725	通所リハⅠ245					要介護5	984	単位		984	
16	3726	通所リハⅠ251			(5) 6時間以上8時間未満		要介護1	726	単位		726	
16	3727	通所リハⅠ252					要介護2	875	単位		875	
16	3728	通所リハⅠ253					要介護3	1,022	単位		1,022	
16	3729	通所リハⅠ254					要介護4	1,173	単位		1,173	
16	3730	通所リハⅠ255					要介護5	1,321	単位		1,321	
16	3731	通所リハⅠ251・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満	要介護1	726	単位	＋ 50 単位	776	
16	3732	通所リハⅠ252・延1					要介護2	875	単位	＋ 50 単位	925	
16	3733	通所リハⅠ253・延1					要介護3	1,022	単位	＋ 50 単位	1,072	
16	3734	通所リハⅠ254・延1					要介護4	1,173	単位	＋ 50 単位	1,223	
16	3735	通所リハⅠ255・延1					要介護5	1,321	単位	＋ 50 単位	1,371	
16	3736	通所リハⅠ251・延2				9時間以上10時間未満	要介護1	726	単位	＋ 100 単位	826	
16	3737	通所リハⅠ252・延2					要介護2	875	単位	＋ 100 単位	975	
16	3738	通所リハⅠ253・延2					要介護3	1,022	単位	＋ 100 単位	1,122	
16	3739	通所リハⅠ254・延2					要介護4	1,173	単位	＋ 100 単位	1,273	
16	3740	通所リハⅠ255・延2					要介護5	1,321	単位	＋ 100 単位	1,421	
16	3841	通所リハⅠ251・延3				10時間以上11時間未満	要介護1	726	単位	＋ 150 単位	876	
16	3842	通所リハⅠ252・延3					要介護2	875	単位	＋ 150 単位	1,025	
16	3843	通所リハⅠ253・延3					要介護3	1,022	単位	＋ 150 単位	1,172	
16	3844	通所リハⅠ254・延3					要介護4	1,173	単位	＋ 150 単位	1,323	
16	3845	通所リハⅠ255・延3					要介護5	1,321	単位	＋ 150 単位	1,471	
16	3846	通所リハⅠ251・延4				11時間以上12時間未満	要介護1	726	単位	＋ 200 単位	926	
16	3847	通所リハⅠ252・延4					要介護2	875	単位	＋ 200 単位	1,075	
16	3848	通所リハⅠ253・延4					要介護3	1,022	単位	＋ 200 単位	1,222	
16	3849	通所リハⅠ254・延4					要介護4	1,173	単位	＋ 200 単位	1,373	
16	3850	通所リハⅠ255・延4					要介護5	1,321	単位	＋ 200 単位	1,521	
16	3851	通所リハⅠ251・延5				12時間以上13時間未満	要介護1	726	単位	＋ 250 単位	976	
16	3852	通所リハⅠ252・延5					要介護2	875	単位	＋ 250 単位	1,125	
16	3853	通所リハⅠ253・延5					要介護3	1,022	単位	＋ 250 単位	1,272	
16	3854	通所リハⅠ254・延5					要介護4	1,173	単位	＋ 250 単位	1,423	
16	3855	通所リハⅠ255・延5					要介護5	1,321	単位	＋ 250 単位	1,571	
16	3856	通所リハⅠ251・延6				13時間以上14時間未満	要介護1	726	単位	＋ 300 単位	1,026	
16	3857	通所リハⅠ252・延6					要介護2	875	単位	＋ 300 単位	1,175	
16	3858	通所リハⅠ253・延6					要介護3	1,022	単位	＋ 300 単位	1,322	
16	3859	通所リハⅠ254・延6					要介護4	1,173	単位	＋ 300 単位	1,473	
16	3860	通所リハⅠ255・延6					要介護5	1,321	単位	＋ 300 単位	1,621	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
16	2101	通所リハⅡ111	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		要介護1	323	単位		323	1回につき
16	2103	通所リハⅡ112					要介護2	354	単位		354	
16	2105	通所リハⅡ113					要介護3	382	単位		382	
16	2107	通所リハⅡ114					要介護4	411	単位		411	
16	2109	通所リハⅡ115					要介護5	441	単位		441	
16	2201	通所リハⅡ121			(2) 2時間以上3時間未満		要介護1	337	単位		337	
16	2202	通所リハⅡ122					要介護2	392	単位		392	
16	2203	通所リハⅡ123					要介護3	448	単位		448	
16	2204	通所リハⅡ124					要介護4	502	単位		502	
16	2205	通所リハⅡ125					要介護5	558	単位		558	
16	2151	通所リハⅡ131			(3) 3時間以上4時間未満		要介護1	437	単位		437	
16	2152	通所リハⅡ132					要介護2	512	単位		512	
16	2153	通所リハⅡ133					要介護3	587	単位		587	
16	2154	通所リハⅡ134					要介護4	662	単位		662	
16	2155	通所リハⅡ135					要介護5	737	単位		737	
16	2161	通所リハⅡ141			(4) 4時間以上6時間未満		要介護1	551	単位		551	
16	2162	通所リハⅡ142					要介護2	655	単位		655	
16	2163	通所リハⅡ143					要介護3	759	単位		759	
16	2164	通所リハⅡ144					要介護4	864	単位		864	
16	2165	通所リハⅡ145					要介護5	969	単位		969	
16	2171	通所リハⅡ151			(5) 6時間以上8時間未満		要介護1	714	単位		714	
16	2172	通所リハⅡ152					要介護2	861	単位		861	
16	2173	通所リハⅡ153					要介護3	1,007	単位		1,007	
16	2174	通所リハⅡ154					要介護4	1,152	単位		1,152	
16	2175	通所リハⅡ155					要介護5	1,299	単位		1,299	
16	2181	通所リハⅡ151・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満	要介護1	714	単位	＋ 50 単位	764	
16	2182	通所リハⅡ152・延1					要介護2	861	単位	＋ 50 単位	911	
16	2183	通所リハⅡ153・延1					要介護3	1,007	単位	＋ 50 単位	1,057	
16	2184	通所リハⅡ154・延1					要介護4	1,152	単位	＋ 50 単位	1,202	
16	2185	通所リハⅡ155・延1					要介護5	1,299	単位	＋ 50 単位	1,349	
16	2191	通所リハⅡ151・延2				9時間以上10時間未満	要介護1	714	単位	＋ 100 単位	814	
16	2192	通所リハⅡ152・延2					要介護2	861	単位	＋ 100 単位	961	
16	2193	通所リハⅡ153・延2					要介護3	1,007	単位	＋ 100 単位	1,107	
16	2194	通所リハⅡ154・延2					要介護4	1,152	単位	＋ 100 単位	1,252	
16	2195	通所リハⅡ155・延2					要介護5	1,299	単位	＋ 100 単位	1,399	
16	3861	通所リハⅡ151・延3				10時間以上11時間未満	要介護1	714	単位	＋ 150 単位	864	
16	3862	通所リハⅡ152・延3					要介護2	861	単位	＋ 150 単位	1,011	
16	3863	通所リハⅡ153・延3					要介護3	1,007	単位	＋ 150 単位	1,157	
16	3864	通所リハⅡ154・延3					要介護4	1,152	単位	＋ 150 単位	1,302	
16	3865	通所リハⅡ155・延3					要介護5	1,299	単位	＋ 150 単位	1,449	
16	3866	通所リハⅡ151・延4				11時間以上12時間未満	要介護1	714	単位	＋ 200 単位	914	
16	3867	通所リハⅡ152・延4					要介護2	861	単位	＋ 200 単位	1,061	
16	3868	通所リハⅡ153・延4					要介護3	1,007	単位	＋ 200 単位	1,207	
16	3869	通所リハⅡ154・延4					要介護4	1,152	単位	＋ 200 単位	1,352	
16	3870	通所リハⅡ155・延4					要介護5	1,299	単位	＋ 200 単位	1,499	
16	3871	通所リハⅡ151・延5				12時間以上13時間未満	要介護1	714	単位	＋ 250 単位	964	
16	3872	通所リハⅡ152・延5					要介護2	861	単位	＋ 250 単位	1,111	
16	3873	通所リハⅡ153・延5					要介護3	1,007	単位	＋ 250 単位	1,257	
16	3874	通所リハⅡ154・延5					要介護4	1,152	単位	＋ 250 単位	1,402	
16	3875	通所リハⅡ155・延5					要介護5	1,299	単位	＋ 250 単位	1,549	
16	3876	通所リハⅡ151・延6				13時間以上14時間未満	要介護1	714	単位	＋ 300 単位	1,014	
16	3877	通所リハⅡ152・延6					要介護2	861	単位	＋ 300 単位	1,161	
16	3878	通所リハⅡ153・延6					要介護3	1,007	単位	＋ 300 単位	1,307	
16	3879	通所リハⅡ154・延6					要介護4	1,152	単位	＋ 300 単位	1,452	
16	3880	通所リハⅡ155・延6					要介護5	1,299	単位	＋ 300 単位	1,599	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	3741	通所リハⅡ211	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		要介護1	323 単位		323	1回につき
16	3743	通所リハⅡ212					要介護2	354 単位		354	
16	3745	通所リハⅡ213					要介護3	382 単位		382	
16	3747	通所リハⅡ214					要介護4	411 単位		411	
16	3749	通所リハⅡ215					要介護5	441 単位		441	
16	3751	通所リハⅡ221			(2) 2時間以上3時間未満		要介護1	337 単位		337	
16	3752	通所リハⅡ222					要介護2	392 単位		392	
16	3753	通所リハⅡ223					要介護3	448 単位		448	
16	3754	通所リハⅡ224					要介護4	502 単位		502	
16	3755	通所リハⅡ225					要介護5	558 単位		558	
16	3756	通所リハⅡ231			(3) 3時間以上4時間未満		要介護1	437 単位		437	
16	3757	通所リハⅡ232					要介護2	512 単位		512	
16	3758	通所リハⅡ233					要介護3	587 単位		587	
16	3759	通所リハⅡ234					要介護4	662 単位		662	
16	3760	通所リハⅡ235					要介護5	737 単位		737	
16	3761	通所リハⅡ241			(4) 4時間以上6時間未満		要介護1	551 単位		551	
16	3762	通所リハⅡ242					要介護2	655 単位		655	
16	3763	通所リハⅡ243					要介護3	759 単位		759	
16	3764	通所リハⅡ244					要介護4	864 単位		864	
16	3765	通所リハⅡ245					要介護5	969 単位		969	
16	3766	通所リハⅡ251			(5) 6時間以上8時間未満		要介護1	714 単位		714	
16	3767	通所リハⅡ252					要介護2	861 単位		861	
16	3768	通所リハⅡ253					要介護3	1,007 単位		1,007	
16	3769	通所リハⅡ254					要介護4	1,152 単位		1,152	
16	3770	通所リハⅡ255					要介護5	1,299 単位		1,299	
16	3771	通所リハⅡ251・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満	要介護1	714 単位	＋ 50 単位	764	
16	3772	通所リハⅡ252・延1					要介護2	861 単位	＋ 50 単位	911	
16	3773	通所リハⅡ253・延1					要介護3	1,007 単位	＋ 50 単位	1,057	
16	3774	通所リハⅡ254・延1					要介護4	1,152 単位	＋ 50 単位	1,202	
16	3775	通所リハⅡ255・延1					要介護5	1,299 単位	＋ 50 単位	1,349	
16	3776	通所リハⅡ251・延2				9時間以上10時間未満	要介護1	714 単位	＋ 100 単位	814	
16	3777	通所リハⅡ252・延2					要介護2	861 単位	＋ 100 単位	961	
16	3778	通所リハⅡ253・延2					要介護3	1,007 単位	＋ 100 単位	1,107	
16	3779	通所リハⅡ254・延2					要介護4	1,152 単位	＋ 100 単位	1,252	
16	3780	通所リハⅡ255・延2					要介護5	1,299 単位	＋ 100 単位	1,399	
16	3881	通所リハⅡ251・延3				10時間以上11時間未満	要介護1	714 単位	＋ 150 単位	864	
16	3882	通所リハⅡ252・延3					要介護2	861 単位	＋ 150 単位	1,011	
16	3883	通所リハⅡ253・延3					要介護3	1,007 単位	＋ 150 単位	1,157	
16	3884	通所リハⅡ254・延3					要介護4	1,152 単位	＋ 150 単位	1,302	
16	3885	通所リハⅡ255・延3					要介護5	1,299 単位	＋ 150 単位	1,449	
16	3886	通所リハⅡ251・延4				11時間以上12時間未満	要介護1	714 単位	＋ 200 単位	914	
16	3887	通所リハⅡ252・延4					要介護2	861 単位	＋ 200 単位	1,061	
16	3888	通所リハⅡ253・延4					要介護3	1,007 単位	＋ 200 単位	1,207	
16	3889	通所リハⅡ254・延4					要介護4	1,152 単位	＋ 200 単位	1,352	
16	3890	通所リハⅡ255・延4					要介護5	1,299 単位	＋ 200 単位	1,499	
16	3891	通所リハⅡ251・延5				12時間以上13時間未満	要介護1	714 単位	＋ 250 単位	964	
16	3892	通所リハⅡ252・延5					要介護2	861 単位	＋ 250 単位	1,111	
16	3893	通所リハⅡ253・延5					要介護3	1,007 単位	＋ 250 単位	1,257	
16	3894	通所リハⅡ254・延5					要介護4	1,152 単位	＋ 250 単位	1,402	
16	3895	通所リハⅡ255・延5					要介護5	1,299 単位	＋ 250 単位	1,549	
16	3896	通所リハⅡ251・延6				13時間以上14時間未満	要介護1	714 単位	＋ 300 単位	1,014	
16	3897	通所リハⅡ252・延6					要介護2	861 単位	＋ 300 単位	1,161	
16	3898	通所リハⅡ253・延6					要介護3	1,007 単位	＋ 300 単位	1,307	
16	3899	通所リハⅡ254・延6					要介護4	1,152 単位	＋ 300 単位	1,452	
16	3900	通所リハⅡ255・延6					要介護5	1,299 単位	＋ 300 単位	1,599	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
16	3101	通所リハⅢ111	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		要介護1	316	単位		316	1回につき
16	3103	通所リハⅢ112					要介護2	346	単位		346	
16	3105	通所リハⅢ113					要介護3	373	単位		373	
16	3107	通所リハⅢ114					要介護4	402	単位		402	
16	3109	通所リハⅢ115					要介護5	430	単位		430	
16	3201	通所リハⅢ121			(2) 2時間以上3時間未満		要介護1	330	単位		330	
16	3202	通所リハⅢ122					要介護2	384	単位		384	
16	3203	通所リハⅢ123					要介護3	437	単位		437	
16	3204	通所リハⅢ124					要介護4	491	単位		491	
16	3205	通所リハⅢ125					要介護5	544	単位		544	
16	3151	通所リハⅢ131			(3) 3時間以上4時間未満		要介護1	426	単位		426	
16	3152	通所リハⅢ132					要介護2	500	単位		500	
16	3153	通所リハⅢ133					要介護3	573	単位		573	
16	3154	通所リハⅢ134					要介護4	646	単位		646	
16	3155	通所リハⅢ135					要介護5	719	単位		719	
16	3161	通所リハⅢ141			(4) 4時間以上6時間未満		要介護1	536	単位		536	
16	3162	通所リハⅢ142					要介護2	638	単位		638	
16	3163	通所リハⅢ143					要介護3	741	単位		741	
16	3164	通所リハⅢ144					要介護4	842	単位		842	
16	3165	通所リハⅢ145					要介護5	944	単位		944	
16	3171	通所リハⅢ151			(5) 6時間以上8時間未満		要介護1	697	単位		697	
16	3172	通所リハⅢ152					要介護2	839	単位		839	
16	3173	通所リハⅢ153					要介護3	982	単位		982	
16	3174	通所リハⅢ154					要介護4	1,124	単位		1,124	
16	3175	通所リハⅢ155					要介護5	1,266	単位		1,266	
16	3181	通所リハⅢ151・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満	要介護1	697	単位	＋ 50 単位	747	
16	3182	通所リハⅢ152・延1					要介護2	839	単位	＋ 50 単位	889	
16	3183	通所リハⅢ153・延1					要介護3	982	単位	＋ 50 単位	1,032	
16	3184	通所リハⅢ154・延1					要介護4	1,124	単位	＋ 50 単位	1,174	
16	3185	通所リハⅢ155・延1					要介護5	1,266	単位	＋ 50 単位	1,316	
16	3191	通所リハⅢ151・延2				9時間以上10時間未満	要介護1	697	単位	＋ 100 単位	797	
16	3192	通所リハⅢ152・延2					要介護2	839	単位	＋ 100 単位	939	
16	3193	通所リハⅢ153・延2					要介護3	982	単位	＋ 100 単位	1,082	
16	3194	通所リハⅢ154・延2					要介護4	1,124	単位	＋ 100 単位	1,224	
16	3195	通所リハⅢ155・延2					要介護5	1,266	単位	＋ 100 単位	1,366	
16	3901	通所リハⅢ151・延3				10時間以上11時間未満	要介護1	697	単位	＋ 150 単位	847	
16	3902	通所リハⅢ152・延3					要介護2	839	単位	＋ 150 単位	989	
16	3903	通所リハⅢ153・延3					要介護3	982	単位	＋ 150 単位	1,132	
16	3904	通所リハⅢ154・延3					要介護4	1,124	単位	＋ 150 単位	1,274	
16	3905	通所リハⅢ155・延3					要介護5	1,266	単位	＋ 150 単位	1,416	
16	3906	通所リハⅢ151・延4				11時間以上12時間未満	要介護1	697	単位	＋ 200 単位	897	
16	3907	通所リハⅢ152・延4					要介護2	839	単位	＋ 200 単位	1,039	
16	3908	通所リハⅢ153・延4					要介護3	982	単位	＋ 200 単位	1,182	
16	3909	通所リハⅢ154・延4					要介護4	1,124	単位	＋ 200 単位	1,324	
16	3910	通所リハⅢ155・延4					要介護5	1,266	単位	＋ 200 単位	1,466	
16	3911	通所リハⅢ151・延5				12時間以上13時間未満	要介護1	697	単位	＋ 250 単位	947	
16	3912	通所リハⅢ152・延5					要介護2	839	単位	＋ 250 単位	1,089	
16	3913	通所リハⅢ153・延5					要介護3	982	単位	＋ 250 単位	1,232	
16	3914	通所リハⅢ154・延5					要介護4	1,124	単位	＋ 250 単位	1,374	
16	3915	通所リハⅢ155・延5					要介護5	1,266	単位	＋ 250 単位	1,516	
16	3916	通所リハⅢ151・延6				13時間以上14時間未満	要介護1	697	単位	＋ 300 単位	997	
16	3917	通所リハⅢ152・延6					要介護2	839	単位	＋ 300 単位	1,139	
16	3918	通所リハⅢ153・延6					要介護3	982	単位	＋ 300 単位	1,282	
16	3919	通所リハⅢ154・延6					要介護4	1,124	単位	＋ 300 単位	1,424	
16	3920	通所リハⅢ155・延6					要介護5	1,266	単位	＋ 300 単位	1,566	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
16	3781	通所リハⅢ211	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		要介護1	316	単位			316	1回につき
16	3783	通所リハⅢ212					要介護2	346	単位			346	
16	3785	通所リハⅢ213					要介護3	373	単位			373	
16	3787	通所リハⅢ214					要介護4	402	単位			402	
16	3789	通所リハⅢ215					要介護5	430	単位			430	
16	3791	通所リハⅢ221			(2) 2時間以上3時間未満		要介護1	330	単位			330	
16	3792	通所リハⅢ222					要介護2	384	単位			384	
16	3793	通所リハⅢ223					要介護3	437	単位			437	
16	3794	通所リハⅢ224					要介護4	491	単位			491	
16	3795	通所リハⅢ225					要介護5	544	単位			544	
16	3796	通所リハⅢ231			(3) 3時間以上4時間未満		要介護1	426	単位			426	
16	3797	通所リハⅢ232					要介護2	500	単位			500	
16	3798	通所リハⅢ233					要介護3	573	単位			573	
16	3799	通所リハⅢ234					要介護4	646	単位			646	
16	3800	通所リハⅢ235					要介護5	719	単位			719	
16	3801	通所リハⅢ241			(4) 4時間以上6時間未満		要介護1	536	単位			536	
16	3802	通所リハⅢ242					要介護2	638	単位			638	
16	3803	通所リハⅢ243					要介護3	741	単位			741	
16	3804	通所リハⅢ244					要介護4	842	単位			842	
16	3805	通所リハⅢ245					要介護5	944	単位			944	
16	3806	通所リハⅢ251			(5) 6時間以上8時間未満		要介護1	697	単位			697	
16	3807	通所リハⅢ252					要介護2	839	単位			839	
16	3808	通所リハⅢ253					要介護3	982	単位			982	
16	3809	通所リハⅢ254					要介護4	1,124	単位			1,124	
16	3810	通所リハⅢ255					要介護5	1,266	単位			1,266	
16	3811	通所リハⅢ251・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満	要介護1	697	単位	＋	50 単位	747	
16	3812	通所リハⅢ252・延1					要介護2	839	単位	＋	50 単位	889	
16	3813	通所リハⅢ253・延1					要介護3	982	単位	＋	50 単位	1,032	
16	3814	通所リハⅢ254・延1					要介護4	1,124	単位	＋	50 単位	1,174	
16	3815	通所リハⅢ255・延1					要介護5	1,266	単位	＋	50 単位	1,316	
16	3816	通所リハⅢ251・延2				9時間以上10時間未満	要介護1	697	単位	＋	100 単位	797	
16	3817	通所リハⅢ252・延2					要介護2	839	単位	＋	100 単位	939	
16	3818	通所リハⅢ253・延2					要介護3	982	単位	＋	100 単位	1,082	
16	3819	通所リハⅢ254・延2					要介護4	1,124	単位	＋	100 単位	1,224	
16	3820	通所リハⅢ255・延2					要介護5	1,266	単位	＋	100 単位	1,366	
16	3921	通所リハⅢ251・延3				10時間以上11時間未満	要介護1	697	単位	＋	150 単位	847	
16	3922	通所リハⅢ252・延3					要介護2	839	単位	＋	150 単位	989	
16	3923	通所リハⅢ253・延3					要介護3	982	単位	＋	150 単位	1,132	
16	3924	通所リハⅢ254・延3					要介護4	1,124	単位	＋	150 単位	1,274	
16	3925	通所リハⅢ255・延3					要介護5	1,266	単位	＋	150 単位	1,416	
16	3926	通所リハⅢ251・延4				11時間以上12時間未満	要介護1	697	単位	＋	200 単位	897	
16	3927	通所リハⅢ252・延4					要介護2	839	単位	＋	200 単位	1,039	
16	3928	通所リハⅢ253・延4					要介護3	982	単位	＋	200 単位	1,182	
16	3929	通所リハⅢ254・延4					要介護4	1,124	単位	＋	200 単位	1,324	
16	3930	通所リハⅢ255・延4					要介護5	1,266	単位	＋	200 単位	1,466	
16	3931	通所リハⅢ251・延5				12時間以上13時間未満	要介護1	697	単位	＋	250 単位	947	
16	3932	通所リハⅢ252・延5					要介護2	839	単位	＋	250 単位	1,089	
16	3933	通所リハⅢ253・延5					要介護3	982	単位	＋	250 単位	1,232	
16	3934	通所リハⅢ254・延5					要介護4	1,124	単位	＋	250 単位	1,374	
16	3935	通所リハⅢ255・延5					要介護5	1,266	単位	＋	250 単位	1,516	
16	3936	通所リハⅢ251・延6				13時間以上14時間未満	要介護1	697	単位	＋	300 単位	997	
16	3937	通所リハⅢ252・延6					要介護2	839	単位	＋	300 単位	1,139	
16	3938	通所リハⅢ253・延6					要介護3	982	単位	＋	300 単位	1,282	
16	3939	通所リハⅢ254・延6					要介護4	1,124	単位	＋	300 単位	1,424	
16	3940	通所リハⅢ255・延6					要介護5	1,266	単位	＋	300 単位	1,566	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
16	6143	通所リハ理学療法士等体制強化加算	理学療法士等体制強化加算			30 単位加算	30	1日につき
16	8110	通所リハ中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		
16	5301	通所リハビリ入浴介助加算	入浴介助を行った場合			50 単位加算	50	
16	5400	通所リハビリ訪問指導等加算	居宅を訪問し、通所リハビリ計画の作成等を行った場合			550 単位加算	550	月1回限度
16	5601	通所リハマネジメント加算Ⅰ	リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)		230 単位加算	230	1月につき
16	5608	通所リハマネジメント加算Ⅱ1		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	同意日の属する月から6月以内	1020 単位加算	1,020	
16	5609	通所リハマネジメント加算Ⅱ2			同意日の属する月から6月超	700 単位加算	700	
16	5602	通所リハ短期集中リハ加算1	短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から1月以内		120 単位加算	120	1日につき
16	5603	通所リハ短期集中リハ加算2		退院(所)日又は認定日から1月超3月以内		60 単位加算	60	
16	5613	通所リハ短期集中個別リハ加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算			110 単位加算	110	1日につき
16	6111	通所リハ個別リハビリ加算1	個別リハビリテーション実施加算		1時間以上2時間未満の場合	80 単位加算	80	1回につき
16	6112	通所リハ個別リハビリ加算2			2時間以上の場合	80 単位加算	80	
16	6253	通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅰ	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(週2日限度)		240 単位加算	240	1日につき
16	6254	通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅱ		認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		1,920 単位加算	1,920	1月につき
16	6255	通所リハ生活行為向上リハ加算1	生活行為向上リハビリテーション実施加算		利用開始日の属する月から3月以内	2,000 単位加算	2,000	
16	6256	通所リハ生活行為向上リハ加算2			利用開始日の属する月から3月超6月以内	1,000 単位加算	1,000	
16	6109	通所リハ若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			60 単位加算	60	1日につき
16	5605	通所リハ栄養改善加算	栄養改善加算			150 単位加算	150	月2回限度
16	5606	通所リハ口腔機能向上加算	口腔機能向上加算			150 単位加算	150	
16	5610	通所リハ重度療養管理加算	重度療養管理加算			100 単位加算	100	1日につき
16	5614	通所リハ中重度者ケア体制加算	中重度者ケア体制加算			20 単位加算	20	
16	5611	通所リハ同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合			94 単位減算	−94	
16	5612	通所リハ送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	−47	片道につき
16	6110	通所リハ社会参加支援加算	ニ 社会参加支援加算			12 単位加算	12	1日につき
16	6100	通所リハサービス提供体制加算Ⅰ1	ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		18 単位加算	18	1回につき
16	6101	通所リハサービス提供体制加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		12 単位加算	12	
16	6102	通所リハサービス提供体制加算Ⅱ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		6 単位加算	6	
16	6106	通所リハ処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 34/1000 加算		1月につき
16	6103	通所リハ処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 19/1000 加算		
16	6104	通所リハ処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(2)で算定した単位数の 90% 加算		
16	6105	通所リハ処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(2)で算定した単位数の 80% 加算		

生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
16	7001	通所リハⅠ111・継続	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 329 単位 × 85%	280	1回につき
16	7002	通所リハⅠ112・継続						要介護2 358 単位 × 85%	304	
16	7003	通所リハⅠ113・継続						要介護3 388 単位 × 85%	330	
16	7004	通所リハⅠ114・継続						要介護4 417 単位 × 85%	354	
16	7005	通所リハⅠ115・継続						要介護5 448 単位 × 85%	381	
16	7006	通所リハⅠ121・継続			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1 343 単位 × 85%	292	
16	7007	通所リハⅠ122・継続						要介護2 398 単位 × 85%	338	
16	7008	通所リハⅠ123・継続						要介護3 455 単位 × 85%	387	
16	7009	通所リハⅠ124・継続						要介護4 510 単位 × 85%	434	
16	7010	通所リハⅠ125・継続						要介護5 566 単位 × 85%	481	
16	7011	通所リハⅠ131・継続			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1 444 単位 × 85%	377	
16	7012	通所リハⅠ132・継続						要介護2 520 単位 × 85%	442	
16	7013	通所リハⅠ133・継続						要介護3 596 単位 × 85%	507	
16	7014	通所リハⅠ134・継続						要介護4 673 単位 × 85%	572	
16	7015	通所リハⅠ135・継続						要介護5 749 単位 × 85%	637	
16	7016	通所リハⅠ141・継続			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1 559 単位 × 85%	475	
16	7017	通所リハⅠ142・継続						要介護2 666 単位 × 85%	566	
16	7018	通所リハⅠ143・継続						要介護3 772 単位 × 85%	656	
16	7019	通所リハⅠ144・継続						要介護4 878 単位 × 85%	746	
16	7020	通所リハⅠ145・継続						要介護5 984 単位 × 85%	836	
16	7021	通所リハⅠ151・継続			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1 726 単位 × 85%	617	
16	7022	通所リハⅠ152・継続						要介護2 875 単位 × 85%	744	
16	7023	通所リハⅠ153・継続						要介護3 1,022 単位 × 85%	869	
16	7024	通所リハⅠ154・継続						要介護4 1,173 単位 × 85%	997	
16	7025	通所リハⅠ155・継続						要介護5 1,321 単位 × 85%	1,123	
16	7026	通所リハⅠ151・継続・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 50 単位	667	
16	7027	通所リハⅠ152・継続・延1						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 50 単位	794	
16	7028	通所リハⅠ153・継続・延1						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 50 単位	919	
16	7029	通所リハⅠ154・継続・延1						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,047	
16	7030	通所リハⅠ155・継続・延1						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,173	
16	7031	通所リハⅠ151・継続・延2				9時間以上10時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 100 単位	717	
16	7032	通所リハⅠ152・継続・延2						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 100 単位	844	
16	7033	通所リハⅠ153・継続・延2						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 100 単位	969	
16	7034	通所リハⅠ154・継続・延2						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,097	
16	7035	通所リハⅠ155・継続・延2						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,223	
16	7036	通所リハⅠ151・継続・延3				10時間以上11時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 150 単位	767	
16	7037	通所リハⅠ152・継続・延3						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 150 単位	894	
16	7038	通所リハⅠ153・継続・延3						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,019	
16	7039	通所リハⅠ154・継続・延3						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,147	
16	7040	通所リハⅠ155・継続・延3						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,273	
16	7041	通所リハⅠ151・継続・延4				11時間以上12時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 200 単位	817	
16	7042	通所リハⅠ152・継続・延4						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 200 単位	944	
16	7043	通所リハⅠ153・継続・延4						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,069	
16	7044	通所リハⅠ154・継続・延4						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,197	
16	7045	通所リハⅠ155・継続・延4						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,323	
16	7046	通所リハⅠ151・継続・延5				12時間以上13時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 250 単位	867	
16	7047	通所リハⅠ152・継続・延5						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 250 単位	994	
16	7048	通所リハⅠ153・継続・延5						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,119	
16	7049	通所リハⅠ154・継続・延5						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,247	
16	7050	通所リハⅠ155・継続・延5						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,373	
16	7051	通所リハⅠ151・継続・延6				13時間以上14時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 300 単位	917	
16	7052	通所リハⅠ152・継続・延6						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,044	
16	7053	通所リハⅠ153・継続・延6						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,169	
16	7054	通所リハⅠ154・継続・延6						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,297	
16	7055	通所リハⅠ155・継続・延6						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,423	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
16	7056	通所リハⅠ211・継続	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 329 単位 × 85%	280	1回につき
16	7057	通所リハⅠ212・継続						要介護2 358 単位 × 85%	304	
16	7058	通所リハⅠ213・継続						要介護3 388 単位 × 85%	330	
16	7059	通所リハⅠ214・継続						要介護4 417 単位 × 85%	354	
16	7060	通所リハⅠ215・継続						要介護5 448 単位 × 85%	381	
16	7061	通所リハⅠ221・継続			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1 343 単位 × 85%	292	
16	7062	通所リハⅠ222・継続						要介護2 398 単位 × 85%	338	
16	7063	通所リハⅠ223・継続						要介護3 455 単位 × 85%	387	
16	7064	通所リハⅠ224・継続						要介護4 510 単位 × 85%	434	
16	7065	通所リハⅠ225・継続						要介護5 566 単位 × 85%	481	
16	7066	通所リハⅠ231・継続			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1 444 単位 × 85%	377	
16	7067	通所リハⅠ232・継続						要介護2 520 単位 × 85%	442	
16	7068	通所リハⅠ233・継続						要介護3 596 単位 × 85%	507	
16	7069	通所リハⅠ234・継続						要介護4 673 単位 × 85%	572	
16	7070	通所リハⅠ235・継続						要介護5 749 単位 × 85%	637	
16	7071	通所リハⅠ241・継続			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1 559 単位 × 85%	475	
16	7072	通所リハⅠ242・継続						要介護2 666 単位 × 85%	566	
16	7073	通所リハⅠ243・継続						要介護3 772 単位 × 85%	656	
16	7074	通所リハⅠ244・継続						要介護4 878 単位 × 85%	746	
16	7075	通所リハⅠ245・継続						要介護5 984 単位 × 85%	836	
16	7076	通所リハⅠ251・継続			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1 726 単位 × 85%	617	
16	7077	通所リハⅠ252・継続						要介護2 875 単位 × 85%	744	
16	7078	通所リハⅠ253・継続						要介護3 1,022 単位 × 85%	869	
16	7079	通所リハⅠ254・継続						要介護4 1,173 単位 × 85%	997	
16	7080	通所リハⅠ255・継続						要介護5 1,321 単位 × 85%	1,123	
16	7081	通所リハⅠ251・継続・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 50 単位	667	
16	7082	通所リハⅠ252・継続・延1						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 50 単位	794	
16	7083	通所リハⅠ253・継続・延1						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 50 単位	919	
16	7084	通所リハⅠ254・継続・延1						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,047	
16	7085	通所リハⅠ255・継続・延1						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,173	
16	7086	通所リハⅠ251・継続・延2				9時間以上10時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 100 単位	717	
16	7087	通所リハⅠ252・継続・延2						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 100 単位	844	
16	7088	通所リハⅠ253・継続・延2						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 100 単位	969	
16	7089	通所リハⅠ254・継続・延2						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,097	
16	7090	通所リハⅠ255・継続・延2						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,223	
16	7091	通所リハⅠ251・継続・延3				10時間以上11時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 150 単位	767	
16	7092	通所リハⅠ252・継続・延3						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 150 単位	894	
16	7093	通所リハⅠ253・継続・延3						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,019	
16	7094	通所リハⅠ254・継続・延3						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,147	
16	7095	通所リハⅠ255・継続・延3						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,273	
16	7096	通所リハⅠ251・継続・延4				11時間以上12時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 200 単位	817	
16	7097	通所リハⅠ252・継続・延4						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 200 単位	944	
16	7098	通所リハⅠ253・継続・延4						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,069	
16	7099	通所リハⅠ254・継続・延4						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,197	
16	7100	通所リハⅠ255・継続・延4						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,323	
16	7101	通所リハⅠ251・継続・延5				12時間以上13時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 250 単位	867	
16	7102	通所リハⅠ252・継続・延5						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 250 単位	994	
16	7103	通所リハⅠ253・継続・延5						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,119	
16	7104	通所リハⅠ254・継続・延5						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,247	
16	7105	通所リハⅠ255・継続・延5						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,373	
16	7106	通所リハⅠ251・継続・延6				13時間以上14時間未満		要介護1 726 単位 × 85% ＋ 300 単位	917	
16	7107	通所リハⅠ252・継続・延6						要介護2 875 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,044	
16	7108	通所リハⅠ253・継続・延6						要介護3 1,022 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,169	
16	7109	通所リハⅠ254・継続・延6						要介護4 1,173 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,297	
16	7110	通所リハⅠ255・継続・延6						要介護5 1,321 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,423	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
16	7111	通所リハⅡ111・継続	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 323 単位 × 85%	275	1回につき
16	7112	通所リハⅡ112・継続						要介護2 354 単位 × 85%	301	
16	7113	通所リハⅡ113・継続						要介護3 382 単位 × 85%	325	
16	7114	通所リハⅡ114・継続						要介護4 411 単位 × 85%	349	
16	7115	通所リハⅡ115・継続						要介護5 441 単位 × 85%	375	
16	7116	通所リハⅡ121・継続			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1 337 単位 × 85%	286	
16	7117	通所リハⅡ122・継続						要介護2 392 単位 × 85%	333	
16	7118	通所リハⅡ123・継続						要介護3 448 単位 × 85%	381	
16	7119	通所リハⅡ124・継続						要介護4 502 単位 × 85%	427	
16	7120	通所リハⅡ125・継続						要介護5 558 単位 × 85%	474	
16	7121	通所リハⅡ131・継続			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1 437 単位 × 85%	371	
16	7122	通所リハⅡ132・継続						要介護2 512 単位 × 85%	435	
16	7123	通所リハⅡ133・継続						要介護3 587 単位 × 85%	499	
16	7124	通所リハⅡ134・継続						要介護4 662 単位 × 85%	563	
16	7125	通所リハⅡ135・継続						要介護5 737 単位 × 85%	626	
16	7126	通所リハⅡ141・継続			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1 551 単位 × 85%	468	
16	7127	通所リハⅡ142・継続						要介護2 655 単位 × 85%	557	
16	7128	通所リハⅡ143・継続						要介護3 759 単位 × 85%	645	
16	7129	通所リハⅡ144・継続						要介護4 864 単位 × 85%	734	
16	7130	通所リハⅡ145・継続						要介護5 969 単位 × 85%	824	
16	7131	通所リハⅡ151・継続			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1 714 単位 × 85%	607	
16	7132	通所リハⅡ152・継続						要介護2 861 単位 × 85%	732	
16	7133	通所リハⅡ153・継続						要介護3 1,007 単位 × 85%	856	
16	7134	通所リハⅡ154・継続						要介護4 1,152 単位 × 85%	979	
16	7135	通所リハⅡ155・継続						要介護5 1,299 単位 × 85%	1,104	
16	7136	通所リハⅡ151・継続・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 50 単位	657	
16	7137	通所リハⅡ152・継続・延1						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 50 単位	782	
16	7138	通所リハⅡ153・継続・延1						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 50 単位	906	
16	7139	通所リハⅡ154・継続・延1						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,029	
16	7140	通所リハⅡ155・継続・延1						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,154	
16	7141	通所リハⅡ151・継続・延2				9時間以上10時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 100 単位	707	
16	7142	通所リハⅡ152・継続・延2						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 100 単位	832	
16	7143	通所リハⅡ153・継続・延2						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 100 単位	956	
16	7144	通所リハⅡ154・継続・延2						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,079	
16	7145	通所リハⅡ155・継続・延2						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,204	
16	7146	通所リハⅡ151・継続・延3				10時間以上11時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 150 単位	757	
16	7147	通所リハⅡ152・継続・延3						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 150 単位	882	
16	7148	通所リハⅡ153・継続・延3						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,006	
16	7149	通所リハⅡ154・継続・延3						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,129	
16	7150	通所リハⅡ155・継続・延3						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,254	
16	7151	通所リハⅡ151・継続・延4				11時間以上12時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 200 単位	807	
16	7152	通所リハⅡ152・継続・延4						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 200 単位	932	
16	7153	通所リハⅡ153・継続・延4						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,056	
16	7154	通所リハⅡ154・継続・延4						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,179	
16	7155	通所リハⅡ155・継続・延4						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,304	
16	7156	通所リハⅡ151・継続・延5				12時間以上13時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 250 単位	857	
16	7157	通所リハⅡ152・継続・延5						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 250 単位	982	
16	7158	通所リハⅡ153・継続・延5						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,106	
16	7159	通所リハⅡ154・継続・延5						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,229	
16	7160	通所リハⅡ155・継続・延5						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,354	
16	7161	通所リハⅡ151・継続・延6				13時間以上14時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 300 単位	907	
16	7162	通所リハⅡ152・継続・延6						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,032	
16	7163	通所リハⅡ153・継続・延6						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,156	
16	7164	通所リハⅡ154・継続・延6						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,279	
16	7165	通所リハⅡ155・継続・延6						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,404	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
16	7166	通所リハⅡ211・継続	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 323 単位 × 85%	275	1回につき
16	7167	通所リハⅡ212・継続						要介護2 354 単位 × 85%	301	
16	7168	通所リハⅡ213・継続						要介護3 382 単位 × 85%	325	
16	7169	通所リハⅡ214・継続						要介護4 411 単位 × 85%	349	
16	7170	通所リハⅡ215・継続						要介護5 441 単位 × 85%	375	
16	7171	通所リハⅡ221・継続			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1 337 単位 × 85%	286	
16	7172	通所リハⅡ222・継続						要介護2 392 単位 × 85%	333	
16	7173	通所リハⅡ223・継続						要介護3 448 単位 × 85%	381	
16	7174	通所リハⅡ224・継続						要介護4 502 単位 × 85%	427	
16	7175	通所リハⅡ225・継続						要介護5 558 単位 × 85%	474	
16	7176	通所リハⅡ231・継続			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1 437 単位 × 85%	371	
16	7177	通所リハⅡ232・継続						要介護2 512 単位 × 85%	435	
16	7178	通所リハⅡ233・継続						要介護3 587 単位 × 85%	499	
16	7179	通所リハⅡ234・継続						要介護4 662 単位 × 85%	563	
16	7180	通所リハⅡ235・継続						要介護5 737 単位 × 85%	626	
16	7181	通所リハⅡ241・継続			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1 551 単位 × 85%	468	
16	7182	通所リハⅡ242・継続						要介護2 655 単位 × 85%	557	
16	7183	通所リハⅡ243・継続						要介護3 759 単位 × 85%	645	
16	7184	通所リハⅡ244・継続						要介護4 864 単位 × 85%	734	
16	7185	通所リハⅡ245・継続						要介護5 969 単位 × 85%	824	
16	7186	通所リハⅡ251・継続			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1 714 単位 × 85%	607	
16	7187	通所リハⅡ252・継続						要介護2 861 単位 × 85%	732	
16	7188	通所リハⅡ253・継続						要介護3 1,007 単位 × 85%	856	
16	7189	通所リハⅡ254・継続						要介護4 1,152 単位 × 85%	979	
16	7190	通所リハⅡ255・継続						要介護5 1,299 単位 × 85%	1,104	
16	7191	通所リハⅡ251・継続・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 50 単位	657	
16	7192	通所リハⅡ252・継続・延1						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 50 単位	782	
16	7193	通所リハⅡ253・継続・延1						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 50 単位	906	
16	7194	通所リハⅡ254・継続・延1						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,029	
16	7195	通所リハⅡ255・継続・延1						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,154	
16	7196	通所リハⅡ251・継続・延2				9時間以上10時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 100 単位	707	
16	7197	通所リハⅡ252・継続・延2						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 100 単位	832	
16	7198	通所リハⅡ253・継続・延2						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 100 単位	956	
16	7199	通所リハⅡ254・継続・延2						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,079	
16	7200	通所リハⅡ255・継続・延2						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,204	
16	7201	通所リハⅡ251・継続・延3				10時間以上11時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 150 単位	757	
16	7202	通所リハⅡ252・継続・延3						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 150 単位	882	
16	7203	通所リハⅡ253・継続・延3						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,006	
16	7204	通所リハⅡ254・継続・延3						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,129	
16	7205	通所リハⅡ255・継続・延3						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,254	
16	7206	通所リハⅡ251・継続・延4				11時間以上12時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 200 単位	807	
16	7207	通所リハⅡ252・継続・延4						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 200 単位	932	
16	7208	通所リハⅡ253・継続・延4						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,056	
16	7209	通所リハⅡ254・継続・延4						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,179	
16	7210	通所リハⅡ255・継続・延4						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,304	
16	7211	通所リハⅡ251・継続・延5				12時間以上13時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 250 単位	857	
16	7212	通所リハⅡ252・継続・延5						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 250 単位	982	
16	7213	通所リハⅡ253・継続・延5						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,106	
16	7214	通所リハⅡ254・継続・延5						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,229	
16	7215	通所リハⅡ255・継続・延5						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,354	
16	7216	通所リハⅡ251・継続・延6				13時間以上14時間未満		要介護1 714 単位 × 85% ＋ 300 単位	907	
16	7217	通所リハⅡ252・継続・延6						要介護2 861 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,032	
16	7218	通所リハⅡ253・継続・延6						要介護3 1,007 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,156	
16	7219	通所リハⅡ254・継続・延6						要介護4 1,152 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,279	
16	7220	通所リハⅡ255・継続・延6						要介護5 1,299 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,404	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
16	7221	通所リハⅢ111・継続	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 316 単位 × 85%	269	1回につき
16	7222	通所リハⅢ112・継続						要介護2 346 単位 × 85%	294	
16	7223	通所リハⅢ113・継続						要介護3 373 単位 × 85%	317	
16	7224	通所リハⅢ114・継続						要介護4 402 単位 × 85%	342	
16	7225	通所リハⅢ115・継続						要介護5 430 単位 × 85%	366	
16	7226	通所リハⅢ121・継続			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1 330 単位 × 85%	281	
16	7227	通所リハⅢ122・継続						要介護2 384 単位 × 85%	326	
16	7228	通所リハⅢ123・継続						要介護3 437 単位 × 85%	371	
16	7229	通所リハⅢ124・継続						要介護4 491 単位 × 85%	417	
16	7230	通所リハⅢ125・継続						要介護5 544 単位 × 85%	462	
16	7231	通所リハⅢ131・継続			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1 426 単位 × 85%	362	
16	7232	通所リハⅢ132・継続						要介護2 500 単位 × 85%	425	
16	7233	通所リハⅢ133・継続						要介護3 573 単位 × 85%	487	
16	7234	通所リハⅢ134・継続						要介護4 646 単位 × 85%	549	
16	7235	通所リハⅢ135・継続						要介護5 719 単位 × 85%	611	
16	7236	通所リハⅢ141・継続			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1 536 単位 × 85%	456	
16	7237	通所リハⅢ142・継続						要介護2 638 単位 × 85%	542	
16	7238	通所リハⅢ143・継続						要介護3 741 単位 × 85%	630	
16	7239	通所リハⅢ144・継続						要介護4 842 単位 × 85%	716	
16	7240	通所リハⅢ145・継続						要介護5 944 単位 × 85%	802	
16	7241	通所リハⅢ151・継続			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1 697 単位 × 85%	592	
16	7242	通所リハⅢ152・継続						要介護2 839 単位 × 85%	713	
16	7243	通所リハⅢ153・継続						要介護3 982 単位 × 85%	835	
16	7244	通所リハⅢ154・継続						要介護4 1,124 単位 × 85%	955	
16	7245	通所リハⅢ155・継続						要介護5 1,266 単位 × 85%	1,076	
16	7246	通所リハⅢ151・継続・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 50 単位	642	
16	7247	通所リハⅢ152・継続・延1						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 50 単位	763	
16	7248	通所リハⅢ153・継続・延1						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 50 単位	885	
16	7249	通所リハⅢ154・継続・延1						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,005	
16	7250	通所リハⅢ155・継続・延1						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,126	
16	7251	通所リハⅢ151・継続・延2				9時間以上10時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 100 単位	692	
16	7252	通所リハⅢ152・継続・延2						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 100 単位	813	
16	7253	通所リハⅢ153・継続・延2						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 100 単位	935	
16	7254	通所リハⅢ154・継続・延2						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,055	
16	7255	通所リハⅢ155・継続・延2						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,176	
16	7256	通所リハⅢ151・継続・延3				10時間以上11時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 150 単位	742	
16	7257	通所リハⅢ152・継続・延3						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 150 単位	863	
16	7258	通所リハⅢ153・継続・延3						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 150 単位	985	
16	7259	通所リハⅢ154・継続・延3						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,105	
16	7260	通所リハⅢ155・継続・延3						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,226	
16	7261	通所リハⅢ151・継続・延4				11時間以上12時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 200 単位	792	
16	7262	通所リハⅢ152・継続・延4						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 200 単位	913	
16	7263	通所リハⅢ153・継続・延4						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,035	
16	7264	通所リハⅢ154・継続・延4						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,155	
16	7265	通所リハⅢ155・継続・延4						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,276	
16	7266	通所リハⅢ151・継続・延5				12時間以上13時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 250 単位	842	
16	7267	通所リハⅢ152・継続・延5						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 250 単位	963	
16	7268	通所リハⅢ153・継続・延5						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,085	
16	7269	通所リハⅢ154・継続・延5						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,205	
16	7270	通所リハⅢ155・継続・延5						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,326	
16	7271	通所リハⅢ151・継続・延6				13時間以上14時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 300 単位	892	
16	7272	通所リハⅢ152・継続・延6						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,013	
16	7273	通所リハⅢ153・継続・延6						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,135	
16	7274	通所リハⅢ154・継続・延6						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,255	
16	7275	通所リハⅢ155・継続・延6						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,376	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
16	7276	通所リハⅢ211・継続	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 316 単位 × 85%	269	1回につき
16	7277	通所リハⅢ212・継続						要介護2 346 単位 × 85%	294	
16	7278	通所リハⅢ213・継続						要介護3 373 単位 × 85%	317	
16	7279	通所リハⅢ214・継続						要介護4 402 単位 × 85%	342	
16	7280	通所リハⅢ215・継続						要介護5 430 単位 × 85%	366	
16	7281	通所リハⅢ221・継続			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1 330 単位 × 85%	281	
16	7282	通所リハⅢ222・継続						要介護2 384 単位 × 85%	326	
16	7283	通所リハⅢ223・継続						要介護3 437 単位 × 85%	371	
16	7284	通所リハⅢ224・継続						要介護4 491 単位 × 85%	417	
16	7285	通所リハⅢ225・継続						要介護5 544 単位 × 85%	462	
16	7286	通所リハⅢ231・継続			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1 426 単位 × 85%	362	
16	7287	通所リハⅢ232・継続						要介護2 500 単位 × 85%	425	
16	7288	通所リハⅢ233・継続						要介護3 573 単位 × 85%	487	
16	7289	通所リハⅢ234・継続						要介護4 646 単位 × 85%	549	
16	7290	通所リハⅢ235・継続						要介護5 719 単位 × 85%	611	
16	7291	通所リハⅢ241・継続			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1 536 単位 × 85%	456	
16	7292	通所リハⅢ242・継続						要介護2 638 単位 × 85%	542	
16	7293	通所リハⅢ243・継続						要介護3 741 単位 × 85%	630	
16	7294	通所リハⅢ244・継続						要介護4 842 単位 × 85%	716	
16	7295	通所リハⅢ245・継続						要介護5 944 単位 × 85%	802	
16	7296	通所リハⅢ251・継続			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1 697 単位 × 85%	592	
16	7297	通所リハⅢ252・継続						要介護2 839 単位 × 85%	713	
16	7298	通所リハⅢ253・継続						要介護3 982 単位 × 85%	835	
16	7299	通所リハⅢ254・継続						要介護4 1,124 単位 × 85%	955	
16	7300	通所リハⅢ255・継続						要介護5 1,266 単位 × 85%	1,076	
16	7301	通所リハⅢ251・継続・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 50 単位	642	
16	7302	通所リハⅢ252・継続・延1						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 50 単位	763	
16	7303	通所リハⅢ253・継続・延1						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 50 単位	885	
16	7304	通所リハⅢ254・継続・延1						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,005	
16	7305	通所リハⅢ255・継続・延1						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 50 単位	1,126	
16	7306	通所リハⅢ251・継続・延2				9時間以上10時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 100 単位	692	
16	7307	通所リハⅢ252・継続・延2						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 100 単位	813	
16	7308	通所リハⅢ253・継続・延2						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 100 単位	935	
16	7309	通所リハⅢ254・継続・延2						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,055	
16	7310	通所リハⅢ255・継続・延2						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 100 単位	1,176	
16	7311	通所リハⅢ251・継続・延3				10時間以上11時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 150 単位	742	
16	7312	通所リハⅢ252・継続・延3						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 150 単位	863	
16	7313	通所リハⅢ253・継続・延3						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 150 単位	985	
16	7314	通所リハⅢ254・継続・延3						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,105	
16	7315	通所リハⅢ255・継続・延3						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 150 単位	1,226	
16	7316	通所リハⅢ251・継続・延4				11時間以上12時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 200 単位	792	
16	7317	通所リハⅢ252・継続・延4						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 200 単位	913	
16	7318	通所リハⅢ253・継続・延4						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,035	
16	7319	通所リハⅢ254・継続・延4						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,155	
16	7320	通所リハⅢ255・継続・延4						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 200 単位	1,276	
16	7321	通所リハⅢ251・継続・延5				12時間以上13時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 250 単位	842	
16	7322	通所リハⅢ252・継続・延5						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 250 単位	963	
16	7323	通所リハⅢ253・継続・延5						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,085	
16	7324	通所リハⅢ254・継続・延5						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,205	
16	7325	通所リハⅢ255・継続・延5						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 250 単位	1,326	
16	7326	通所リハⅢ251・継続・延6				13時間以上14時間未満		要介護1 697 単位 × 85% ＋ 300 単位	892	
16	7327	通所リハⅢ252・継続・延6						要介護2 839 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,013	
16	7328	通所リハⅢ253・継続・延6						要介護3 982 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,135	
16	7329	通所リハⅢ254・継続・延6						要介護4 1,124 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,255	
16	7330	通所リハⅢ255・継続・延6						要介護5 1,266 単位 × 85% ＋ 300 単位	1,376	

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	8161	通所リハⅠ111・定超	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	329 単位 × 70%	230	1回につき
16	8163	通所リハⅠ112・定超						要介護2	358 単位 × 70%	251	
16	8165	通所リハⅠ113・定超						要介護3	388 単位 × 70%	272	
16	8167	通所リハⅠ114・定超						要介護4	417 単位 × 70%	292	
16	8169	通所リハⅠ115・定超						要介護5	448 単位 × 70%	314	
16	8181	通所リハⅠ121・定超			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1	343 単位 × 70%	240	
16	8182	通所リハⅠ122・定超						要介護2	398 単位 × 70%	279	
16	8183	通所リハⅠ123・定超						要介護3	455 単位 × 70%	319	
16	8184	通所リハⅠ124・定超						要介護4	510 単位 × 70%	357	
16	8185	通所リハⅠ125・定超						要介護5	566 単位 × 70%	396	
16	8411	通所リハⅠ131・定超			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1	444 単位 × 70%	311	
16	8412	通所リハⅠ132・定超						要介護2	520 単位 × 70%	364	
16	8413	通所リハⅠ133・定超						要介護3	596 単位 × 70%	417	
16	8414	通所リハⅠ134・定超						要介護4	673 単位 × 70%	471	
16	8415	通所リハⅠ135・定超						要介護5	749 単位 × 70%	524	
16	8421	通所リハⅠ141・定超			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1	559 単位 × 70%	391	
16	8422	通所リハⅠ142・定超						要介護2	666 単位 × 70%	466	
16	8423	通所リハⅠ143・定超						要介護3	772 単位 × 70%	540	
16	8424	通所リハⅠ144・定超						要介護4	878 単位 × 70%	615	
16	8425	通所リハⅠ145・定超						要介護5	984 単位 × 70%	689	
16	8431	通所リハⅠ151・定超			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1	726 単位 × 70%	508	
16	8432	通所リハⅠ152・定超						要介護2	875 単位 × 70%	613	
16	8433	通所リハⅠ153・定超						要介護3	1,022 単位 × 70%	715	
16	8434	通所リハⅠ154・定超						要介護4	1,173 単位 × 70%	821	
16	8435	通所リハⅠ155・定超						要介護5	1,321 単位 × 70%	925	
16	8441	通所リハⅠ151・定超・延1			注(5)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 50 単位	558	
16	8442	通所リハⅠ152・定超・延1						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 50 単位	663	
16	8443	通所リハⅠ153・定超・延1						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 50 単位	765	
16	8444	通所リハⅠ154・定超・延1						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 50 単位	871	
16	8445	通所リハⅠ155・定超・延1						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 50 単位	975	
16	8451	通所リハⅠ151・定超・延2				9時間以上10時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 100 単位	608	
16	8452	通所リハⅠ152・定超・延2						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 100 単位	713	
16	8453	通所リハⅠ153・定超・延2						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 100 単位	815	
16	8454	通所リハⅠ154・定超・延2						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 100 単位	921	
16	8455	通所リハⅠ155・定超・延2						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 100 単位	1,025	
16	8656	通所リハⅠ151・定超・延3				10時間以上11時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 150 単位	658	
16	8657	通所リハⅠ152・定超・延3						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 150 単位	763	
16	8658	通所リハⅠ153・定超・延3						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 150 単位	865	
16	8659	通所リハⅠ154・定超・延3						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 150 単位	971	
16	8660	通所リハⅠ155・定超・延3						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 150 単位	1,075	
16	8661	通所リハⅠ151・定超・延4				11時間以上12時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 200 単位	708	
16	8662	通所リハⅠ152・定超・延4						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 200 単位	813	
16	8663	通所リハⅠ153・定超・延4						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 200 単位	915	
16	8664	通所リハⅠ154・定超・延4						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 200 単位	1,021	
16	8665	通所リハⅠ155・定超・延4						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 200 単位	1,125	
16	8666	通所リハⅠ151・定超・延5				12時間以上13時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 250 単位	758	
16	8667	通所リハⅠ152・定超・延5						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 250 単位	863	
16	8668	通所リハⅠ153・定超・延5						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 250 単位	965	
16	8669	通所リハⅠ154・定超・延5						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,071	
16	8670	通所リハⅠ155・定超・延5						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,175	
16	8671	通所リハⅠ151・定超・延6				13時間以上14時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 300 単位	808	
16	8672	通所リハⅠ152・定超・延6						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 300 単位	913	
16	8673	通所リハⅠ153・定超・延6						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 300 単位	1,015	
16	8674	通所リハⅠ154・定超・延6						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 300 単位	1,121	
16	8675	通所リハⅠ155・定超・延6						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 300 単位	1,225	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
16	8356	通所リハⅠ211・定超	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	329 単位 × 70%		230	1回につき
16	8358	通所リハⅠ212・定超						要介護2	358 単位 × 70%		251	
16	8360	通所リハⅠ213・定超						要介護3	388 単位 × 70%		272	
16	8362	通所リハⅠ214・定超						要介護4	417 単位 × 70%		292	
16	8364	通所リハⅠ215・定超						要介護5	448 単位 × 70%		314	
16	8366	通所リハⅠ221・定超			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1	343 単位 × 70%		240	
16	8367	通所リハⅠ222・定超						要介護2	398 単位 × 70%		279	
16	8368	通所リハⅠ223・定超						要介護3	455 単位 × 70%		319	
16	8369	通所リハⅠ224・定超						要介護4	510 単位 × 70%		357	
16	8370	通所リハⅠ225・定超						要介護5	566 単位 × 70%		396	
16	8371	通所リハⅠ231・定超			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1	444 単位 × 70%		311	
16	8372	通所リハⅠ232・定超						要介護2	520 単位 × 70%		364	
16	8373	通所リハⅠ233・定超						要介護3	596 単位 × 70%		417	
16	8374	通所リハⅠ234・定超						要介護4	673 単位 × 70%		471	
16	8375	通所リハⅠ235・定超						要介護5	749 単位 × 70%		524	
16	8376	通所リハⅠ241・定超			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1	559 単位 × 70%		391	
16	8377	通所リハⅠ242・定超						要介護2	666 単位 × 70%		466	
16	8378	通所リハⅠ243・定超						要介護3	772 単位 × 70%		540	
16	8379	通所リハⅠ244・定超						要介護4	878 単位 × 70%		615	
16	8380	通所リハⅠ245・定超						要介護5	984 単位 × 70%		689	
16	8381	通所リハⅠ251・定超			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1	726 単位 × 70%		508	
16	8382	通所リハⅠ252・定超						要介護2	875 単位 × 70%		613	
16	8383	通所リハⅠ253・定超						要介護3	1,022 単位 × 70%		715	
16	8384	通所リハⅠ254・定超						要介護4	1,173 単位 × 70%		821	
16	8385	通所リハⅠ255・定超						要介護5	1,321 単位 × 70%		925	
16	8386	通所リハⅠ251・定超・延1			注(5)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 50 単位		558	
16	8387	通所リハⅠ252・定超・延1						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 50 単位		663	
16	8388	通所リハⅠ253・定超・延1						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 50 単位		765	
16	8389	通所リハⅠ254・定超・延1						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 50 単位		871	
16	8390	通所リハⅠ255・定超・延1						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 50 単位		975	
16	8391	通所リハⅠ251・定超・延2				9時間以上10時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 100 単位		608	
16	8392	通所リハⅠ252・定超・延2						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 100 単位		713	
16	8393	通所リハⅠ253・定超・延2						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 100 単位		815	
16	8394	通所リハⅠ254・定超・延2						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 100 単位		921	
16	8395	通所リハⅠ255・定超・延2						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 100 単位		1,025	
16	8676	通所リハⅠ251・定超・延3				10時間以上11時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 150 単位		658	
16	8677	通所リハⅠ252・定超・延3						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 150 単位		763	
16	8678	通所リハⅠ253・定超・延3						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 150 単位		865	
16	8679	通所リハⅠ254・定超・延3						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 150 単位		971	
16	8680	通所リハⅠ255・定超・延3						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 150 単位		1,075	
16	8681	通所リハⅠ251・定超・延4				11時間以上12時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 200 単位		708	
16	8682	通所リハⅠ252・定超・延4						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 200 単位		813	
16	8683	通所リハⅠ253・定超・延4						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 200 単位		915	
16	8684	通所リハⅠ254・定超・延4						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 200 単位		1,021	
16	8685	通所リハⅠ255・定超・延4						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 200 単位		1,125	
16	8686	通所リハⅠ251・定超・延5				12時間以上13時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 250 単位		758	
16	8687	通所リハⅠ252・定超・延5						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 250 単位		863	
16	8688	通所リハⅠ253・定超・延5						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 250 単位		965	
16	8689	通所リハⅠ254・定超・延5						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 250 単位		1,071	
16	8690	通所リハⅠ255・定超・延5						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 250 単位		1,175	
16	8691	通所リハⅠ251・定超・延6				13時間以上14時間未満		要介護1	726 単位 × 70% ＋ 300 単位		808	
16	8692	通所リハⅠ252・定超・延6						要介護2	875 単位 × 70% ＋ 300 単位		913	
16	8693	通所リハⅠ253・定超・延6						要介護3	1,022 単位 × 70% ＋ 300 単位		1,015	
16	8694	通所リハⅠ254・定超・延6						要介護4	1,173 単位 × 70% ＋ 300 単位		1,121	
16	8695	通所リハⅠ255・定超・延6						要介護5	1,321 単位 × 70% ＋ 300 単位		1,225	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	8171	通所リハⅡ111・定超	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	323 単位 × 70%	226	1回につき
16	8173	通所リハⅡ112・定超						要介護2	354 単位 × 70%	248	
16	8175	通所リハⅡ113・定超						要介護3	382 単位 × 70%	267	
16	8177	通所リハⅡ114・定超						要介護4	411 単位 × 70%	288	
16	8179	通所リハⅡ115・定超						要介護5	441 単位 × 70%	309	
16	8186	通所リハⅡ121・定超			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1	337 単位 × 70%	236	
16	8187	通所リハⅡ122・定超						要介護2	392 単位 × 70%	274	
16	8188	通所リハⅡ123・定超						要介護3	448 単位 × 70%	314	
16	8189	通所リハⅡ124・定超						要介護4	502 単位 × 70%	351	
16	8190	通所リハⅡ125・定超						要介護5	558 単位 × 70%	391	
16	8611	通所リハⅡ131・定超			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1	437 単位 × 70%	306	
16	8612	通所リハⅡ132・定超						要介護2	512 単位 × 70%	358	
16	8613	通所リハⅡ133・定超						要介護3	587 単位 × 70%	411	
16	8614	通所リハⅡ134・定超						要介護4	662 単位 × 70%	463	
16	8615	通所リハⅡ135・定超						要介護5	737 単位 × 70%	516	
16	8621	通所リハⅡ141・定超			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1	551 単位 × 70%	386	
16	8622	通所リハⅡ142・定超						要介護2	655 単位 × 70%	459	
16	8623	通所リハⅡ143・定超						要介護3	759 単位 × 70%	531	
16	8624	通所リハⅡ144・定超						要介護4	864 単位 × 70%	605	
16	8625	通所リハⅡ145・定超						要介護5	969 単位 × 70%	678	
16	8631	通所リハⅡ151・定超			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1	714 単位 × 70%	500	
16	8632	通所リハⅡ152・定超						要介護2	861 単位 × 70%	603	
16	8633	通所リハⅡ153・定超						要介護3	1,007 単位 × 70%	705	
16	8634	通所リハⅡ154・定超						要介護4	1,152 単位 × 70%	806	
16	8635	通所リハⅡ155・定超						要介護5	1,299 単位 × 70%	909	
16	8641	通所リハⅡ151・定超・延1			注(5)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満		要介護1	714 単位 × 70% ＋ 50 単位	550	
16	8642	通所リハⅡ152・定超・延1						要介護2	861 単位 × 70% ＋ 50 単位	653	
16	8643	通所リハⅡ153・定超・延1						要介護3	1,007 単位 × 70% ＋ 50 単位	755	
16	8644	通所リハⅡ154・定超・延1						要介護4	1,152 単位 × 70% ＋ 50 単位	856	
16	8645	通所リハⅡ155・定超・延1						要介護5	1,299 単位 × 70% ＋ 50 単位	959	
16	8651	通所リハⅡ151・定超・延2				9時間以上10時間未満		要介護1	714 単位 × 70% ＋ 100 単位	600	
16	8652	通所リハⅡ152・定超・延2						要介護2	861 単位 × 70% ＋ 100 単位	703	
16	8653	通所リハⅡ153・定超・延2						要介護3	1,007 単位 × 70% ＋ 100 単位	805	
16	8654	通所リハⅡ154・定超・延2						要介護4	1,152 単位 × 70% ＋ 100 単位	906	
16	8655	通所リハⅡ155・定超・延2						要介護5	1,299 単位 × 70% ＋ 100 単位	1,009	
16	8756	通所リハⅡ151・定超・延3				10時間以上11時間未満		要介護1	714 単位 × 70% ＋ 150 単位	650	
16	8757	通所リハⅡ152・定超・延3						要介護2	861 単位 × 70% ＋ 150 単位	753	
16	8758	通所リハⅡ153・定超・延3						要介護3	1,007 単位 × 70% ＋ 150 単位	855	
16	8759	通所リハⅡ154・定超・延3						要介護4	1,152 単位 × 70% ＋ 150 単位	956	
16	8760	通所リハⅡ155・定超・延3						要介護5	1,299 単位 × 70% ＋ 150 単位	1,059	
16	8761	通所リハⅡ151・定超・延4				11時間以上12時間未満		要介護1	714 単位 × 70% ＋ 200 単位	700	
16	8762	通所リハⅡ152・定超・延4						要介護2	861 単位 × 70% ＋ 200 単位	803	
16	8763	通所リハⅡ153・定超・延4						要介護3	1,007 単位 × 70% ＋ 200 単位	905	
16	8764	通所リハⅡ154・定超・延4						要介護4	1,152 単位 × 70% ＋ 200 単位	1,006	
16	8765	通所リハⅡ155・定超・延4						要介護5	1,299 単位 × 70% ＋ 200 単位	1,109	
16	8766	通所リハⅡ151・定超・延5				12時間以上13時間未満		要介護1	714 単位 × 70% ＋ 250 単位	750	
16	8767	通所リハⅡ152・定超・延5						要介護2	861 単位 × 70% ＋ 250 単位	853	
16	8768	通所リハⅡ153・定超・延5						要介護3	1,007 単位 × 70% ＋ 250 単位	955	
16	8769	通所リハⅡ154・定超・延5						要介護4	1,152 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,056	
16	8770	通所リハⅡ155・定超・延5						要介護5	1,299 単位 × 70% ＋ 250 単位	1,159	
16	8771	通所リハⅡ151・定超・延6				13時間以上14時間未満		要介護1	714 単位 × 70% ＋ 300 単位	800	
16	8772	通所リハⅡ152・定超・延6						要介護2	861 単位 × 70% ＋ 300 単位	903	
16	8773	通所リハⅡ153・定超・延6						要介護3	1,007 単位 × 70% ＋ 300 単位	1,005	
16	8774	通所リハⅡ154・定超・延6						要介護4	1,152 単位 × 70% ＋ 300 単位	1,106	
16	8775	通所リハⅡ155・定超・延6						要介護5	1,299 単位 × 70% ＋ 300 単位	1,209	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
16	8456	通所リハⅡ211・定超	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	323 単位 × 70%		226	1回につき
16	8458	通所リハⅡ212・定超						要介護2	354 単位 × 70%		248	
16	8460	通所リハⅡ213・定超						要介護3	382 単位 × 70%		267	
16	8462	通所リハⅡ214・定超						要介護4	411 単位 × 70%		288	
16	8464	通所リハⅡ215・定超						要介護5	441 単位 × 70%		309	
16	8466	通所リハⅡ221・定超			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1	337 単位 × 70%		236	
16	8467	通所リハⅡ222・定超						要介護2	392 単位 × 70%		274	
16	8468	通所リハⅡ223・定超						要介護3	448 単位 × 70%		314	
16	8469	通所リハⅡ224・定超						要介護4	502 単位 × 70%		351	
16	8470	通所リハⅡ225・定超						要介護5	558 単位 × 70%		391	
16	8471	通所リハⅡ231・定超			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1	437 単位 × 70%		306	
16	8472	通所リハⅡ232・定超						要介護2	512 単位 × 70%		358	
16	8473	通所リハⅡ233・定超						要介護3	587 単位 × 70%		411	
16	8474	通所リハⅡ234・定超						要介護4	662 単位 × 70%		463	
16	8475	通所リハⅡ235・定超						要介護5	737 単位 × 70%		516	
16	8476	通所リハⅡ241・定超			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1	551 単位 × 70%		386	
16	8477	通所リハⅡ242・定超						要介護2	655 単位 × 70%		459	
16	8478	通所リハⅡ243・定超						要介護3	759 単位 × 70%		531	
16	8479	通所リハⅡ244・定超						要介護4	864 単位 × 70%		605	
16	8480	通所リハⅡ245・定超						要介護5	969 単位 × 70%		678	
16	8481	通所リハⅡ251・定超			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1	714 単位 × 70%		500	
16	8482	通所リハⅡ252・定超						要介護2	861 単位 × 70%		603	
16	8483	通所リハⅡ253・定超						要介護3	1,007 単位 × 70%		705	
16	8484	通所リハⅡ254・定超						要介護4	1,152 単位 × 70%		806	
16	8485	通所リハⅡ255・定超						要介護5	1,299 単位 × 70%		909	
16	8486	通所リハⅡ251・定超・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上9時間未満		要介護1	714 単位 × 70%	＋ 50 単位	550	
16	8487	通所リハⅡ252・定超・延1						要介護2	861 単位 × 70%	＋ 50 単位	653	
16	8488	通所リハⅡ253・定超・延1						要介護3	1,007 単位 × 70%	＋ 50 単位	755	
16	8489	通所リハⅡ254・定超・延1						要介護4	1,152 単位 × 70%	＋ 50 単位	856	
16	8490	通所リハⅡ255・定超・延1						要介護5	1,299 単位 × 70%	＋ 50 単位	959	
16	8491	通所リハⅡ251・定超・延2				9時間以上10時間未満		要介護1	714 単位 × 70%	＋ 100 単位	600	
16	8492	通所リハⅡ252・定超・延2						要介護2	861 単位 × 70%	＋ 100 単位	703	
16	8493	通所リハⅡ253・定超・延2						要介護3	1,007 単位 × 70%	＋ 100 単位	805	
16	8494	通所リハⅡ254・定超・延2						要介護4	1,152 単位 × 70%	＋ 100 単位	906	
16	8495	通所リハⅡ255・定超・延2						要介護5	1,299 単位 × 70%	＋ 100 単位	1,009	
16	8776	通所リハⅡ251・定超・延3				10時間以上11時間未満		要介護1	714 単位 × 70%	＋ 150 単位	650	
16	8777	通所リハⅡ252・定超・延3						要介護2	861 単位 × 70%	＋ 150 単位	753	
16	8778	通所リハⅡ253・定超・延3						要介護3	1,007 単位 × 70%	＋ 150 単位	855	
16	8779	通所リハⅡ254・定超・延3						要介護4	1,152 単位 × 70%	＋ 150 単位	956	
16	8780	通所リハⅡ255・定超・延3						要介護5	1,299 単位 × 70%	＋ 150 単位	1,059	
16	8781	通所リハⅡ251・定超・延4				11時間以上12時間未満		要介護1	714 単位 × 70%	＋ 200 単位	700	
16	8782	通所リハⅡ252・定超・延4						要介護2	861 単位 × 70%	＋ 200 単位	803	
16	8783	通所リハⅡ253・定超・延4						要介護3	1,007 単位 × 70%	＋ 200 単位	905	
16	8784	通所リハⅡ254・定超・延4						要介護4	1,152 単位 × 70%	＋ 200 単位	1,006	
16	8785	通所リハⅡ255・定超・延4						要介護5	1,299 単位 × 70%	＋ 200 単位	1,109	
16	8786	通所リハⅡ251・定超・延5				12時間以上13時間未満		要介護1	714 単位 × 70%	＋ 250 単位	750	
16	8787	通所リハⅡ252・定超・延5						要介護2	861 単位 × 70%	＋ 250 単位	853	
16	8788	通所リハⅡ253・定超・延5						要介護3	1,007 単位 × 70%	＋ 250 単位	955	
16	8789	通所リハⅡ254・定超・延5						要介護4	1,152 単位 × 70%	＋ 250 単位	1,056	
16	8790	通所リハⅡ255・定超・延5						要介護5	1,299 単位 × 70%	＋ 250 単位	1,159	
16	8791	通所リハⅡ251・定超・延6				13時間以上14時間未満		要介護1	714 単位 × 70%	＋ 300 単位	800	
16	8792	通所リハⅡ252・定超・延6						要介護2	861 単位 × 70%	＋ 300 単位	903	
16	8793	通所リハⅡ253・定超・延6						要介護3	1,007 単位 × 70%	＋ 300 単位	1,005	
16	8794	通所リハⅡ254・定超・延6						要介護4	1,152 単位 × 70%	＋ 300 単位	1,106	
16	8795	通所リハⅡ255・定超・延6						要介護5	1,299 単位 × 70%	＋ 300 単位	1,209	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
16	8281	通所リハⅢ111・定超	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	316 単位 × 70%		221	1回につき
16	8283	通所リハⅢ112・定超						要介護2	346 単位 × 70%		242	
16	8285	通所リハⅢ113・定超						要介護3	373 単位 × 70%		261	
16	8287	通所リハⅢ114・定超						要介護4	402 単位 × 70%		281	
16	8289	通所リハⅢ115・定超						要介護5	430 単位 × 70%		301	
16	8191	通所リハⅢ121・定超			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1	330 単位 × 70%		231	
16	8192	通所リハⅢ122・定超						要介護2	384 単位 × 70%		269	
16	8193	通所リハⅢ123・定超						要介護3	437 単位 × 70%		306	
16	8194	通所リハⅢ124・定超						要介護4	491 単位 × 70%		344	
16	8195	通所リハⅢ125・定超						要介護5	544 単位 × 70%		381	
16	8811	通所リハⅢ131・定超			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1	426 単位 × 70%		298	
16	8812	通所リハⅢ132・定超						要介護2	500 単位 × 70%		350	
16	8813	通所リハⅢ133・定超						要介護3	573 単位 × 70%		401	
16	8814	通所リハⅢ134・定超						要介護4	646 単位 × 70%		452	
16	8815	通所リハⅢ135・定超						要介護5	719 単位 × 70%		503	
16	8821	通所リハⅢ141・定超			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1	536 単位 × 70%		375	
16	8822	通所リハⅢ142・定超						要介護2	638 単位 × 70%		447	
16	8823	通所リハⅢ143・定超						要介護3	741 単位 × 70%		519	
16	8824	通所リハⅢ144・定超						要介護4	842 単位 × 70%		589	
16	8825	通所リハⅢ145・定超						要介護5	944 単位 × 70%		661	
16	8831	通所リハⅢ151・定超			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1	697 単位 × 70%		488	
16	8832	通所リハⅢ152・定超						要介護2	839 単位 × 70%		587	
16	8833	通所リハⅢ153・定超						要介護3	982 単位 × 70%		687	
16	8834	通所リハⅢ154・定超						要介護4	1,124 単位 × 70%		787	
16	8835	通所リハⅢ155・定超						要介護5	1,266 単位 × 70%		886	
16	8841	通所リハⅢ151・定超・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上9時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 50 単位	538	
16	8842	通所リハⅢ152・定超・延1						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 50 単位	637	
16	8843	通所リハⅢ153・定超・延1						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 50 単位	737	
16	8844	通所リハⅢ154・定超・延1						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 50 単位	837	
16	8845	通所リハⅢ155・定超・延1						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 50 単位	936	
16	8851	通所リハⅢ151・定超・延2				9時間以上10時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 100 単位	588	
16	8852	通所リハⅢ152・定超・延2						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 100 単位	687	
16	8853	通所リハⅢ153・定超・延2						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 100 単位	787	
16	8854	通所リハⅢ154・定超・延2						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 100 単位	887	
16	8855	通所リハⅢ155・定超・延2						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 100 単位	986	
16	8856	通所リハⅢ151・定超・延3				10時間以上11時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 150 単位	638	
16	8857	通所リハⅢ152・定超・延3						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 150 単位	737	
16	8858	通所リハⅢ153・定超・延3						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 150 単位	837	
16	8859	通所リハⅢ154・定超・延3						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 150 単位	937	
16	8860	通所リハⅢ155・定超・延3						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 150 単位	1,036	
16	8861	通所リハⅢ151・定超・延4				11時間以上12時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 200 単位	688	
16	8862	通所リハⅢ152・定超・延4						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 200 単位	787	
16	8863	通所リハⅢ153・定超・延4						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 200 単位	887	
16	8864	通所リハⅢ154・定超・延4						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 200 単位	987	
16	8865	通所リハⅢ155・定超・延4						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 200 単位	1,086	
16	8866	通所リハⅢ151・定超・延5				12時間以上13時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 250 単位	738	
16	8867	通所リハⅢ152・定超・延5						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 250 単位	837	
16	8868	通所リハⅢ153・定超・延5						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 250 単位	937	
16	8869	通所リハⅢ154・定超・延5						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 250 単位	1,037	
16	8870	通所リハⅢ155・定超・延5						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 250 単位	1,136	
16	8871	通所リハⅢ151・定超・延6				13時間以上14時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 300 単位	788	
16	8872	通所リハⅢ152・定超・延6						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 300 単位	887	
16	8873	通所リハⅢ153・定超・延6						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 300 単位	987	
16	8874	通所リハⅢ154・定超・延6						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 300 単位	1,087	
16	8875	通所リハⅢ155・定超・延6						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 300 単位	1,186	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
16	8556	通所リハⅢ211・定超	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 定員超過の場合	要介護1	316 単位 × 70%		221	1回につき
16	8558	通所リハⅢ212・定超						要介護2	346 単位 × 70%		242	
16	8560	通所リハⅢ213・定超						要介護3	373 単位 × 70%		261	
16	8562	通所リハⅢ214・定超						要介護4	402 単位 × 70%		281	
16	8564	通所リハⅢ215・定超						要介護5	430 単位 × 70%		301	
16	8566	通所リハⅢ221・定超			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1	330 単位 × 70%		231	
16	8567	通所リハⅢ222・定超						要介護2	384 単位 × 70%		269	
16	8568	通所リハⅢ223・定超						要介護3	437 単位 × 70%		306	
16	8569	通所リハⅢ224・定超						要介護4	491 単位 × 70%		344	
16	8570	通所リハⅢ225・定超						要介護5	544 単位 × 70%		381	
16	8571	通所リハⅢ231・定超			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1	426 単位 × 70%		298	
16	8572	通所リハⅢ232・定超						要介護2	500 単位 × 70%		350	
16	8573	通所リハⅢ233・定超						要介護3	573 単位 × 70%		401	
16	8574	通所リハⅢ234・定超						要介護4	646 単位 × 70%		452	
16	8575	通所リハⅢ235・定超						要介護5	719 単位 × 70%		503	
16	8576	通所リハⅢ241・定超			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1	536 単位 × 70%		375	
16	8577	通所リハⅢ242・定超						要介護2	638 単位 × 70%		447	
16	8578	通所リハⅢ243・定超						要介護3	741 単位 × 70%		519	
16	8579	通所リハⅢ244・定超						要介護4	842 単位 × 70%		589	
16	8580	通所リハⅢ245・定超						要介護5	944 単位 × 70%		661	
16	8581	通所リハⅢ251・定超			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1	697 単位 × 70%		488	
16	8582	通所リハⅢ252・定超						要介護2	839 単位 × 70%		587	
16	8583	通所リハⅢ253・定超						要介護3	982 単位 × 70%		687	
16	8584	通所リハⅢ254・定超						要介護4	1,124 単位 × 70%		787	
16	8585	通所リハⅢ255・定超						要介護5	1,266 単位 × 70%		886	
16	8586	通所リハⅢ251・定超・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上9時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 50 単位	538	
16	8587	通所リハⅢ252・定超・延1						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 50 単位	637	
16	8588	通所リハⅢ253・定超・延1						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 50 単位	737	
16	8589	通所リハⅢ254・定超・延1						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 50 単位	837	
16	8590	通所リハⅢ255・定超・延1						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 50 単位	936	
16	8591	通所リハⅢ251・定超・延2				9時間以上10時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 100 単位	588	
16	8592	通所リハⅢ252・定超・延2						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 100 単位	687	
16	8593	通所リハⅢ253・定超・延2						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 100 単位	787	
16	8594	通所リハⅢ254・定超・延2						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 100 単位	887	
16	8595	通所リハⅢ255・定超・延2						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 100 単位	986	
16	8876	通所リハⅢ251・定超・延3				10時間以上11時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 150 単位	638	
16	8877	通所リハⅢ252・定超・延3						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 150 単位	737	
16	8878	通所リハⅢ253・定超・延3						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 150 単位	837	
16	8879	通所リハⅢ254・定超・延3						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 150 単位	937	
16	8880	通所リハⅢ255・定超・延3						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 150 単位	1,036	
16	8881	通所リハⅢ251・定超・延4				11時間以上12時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 200 単位	688	
16	8882	通所リハⅢ252・定超・延4						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 200 単位	787	
16	8883	通所リハⅢ253・定超・延4						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 200 単位	887	
16	8884	通所リハⅢ254・定超・延4						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 200 単位	987	
16	8885	通所リハⅢ255・定超・延4						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 200 単位	1,086	
16	8886	通所リハⅢ251・定超・延5				12時間以上13時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 250 単位	738	
16	8887	通所リハⅢ252・定超・延5						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 250 単位	837	
16	8888	通所リハⅢ253・定超・延5						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 250 単位	937	
16	8889	通所リハⅢ254・定超・延5						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 250 単位	1,037	
16	8890	通所リハⅢ255・定超・延5						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 250 単位	1,136	
16	8891	通所リハⅢ251・定超・延6				13時間以上14時間未満		要介護1	697 単位 × 70%	＋ 300 単位	788	
16	8892	通所リハⅢ252・定超・延6						要介護2	839 単位 × 70%	＋ 300 単位	887	
16	8893	通所リハⅢ253・定超・延6						要介護3	982 単位 × 70%	＋ 300 単位	987	
16	8894	通所リハⅢ254・定超・延6						要介護4	1,124 単位 × 70%	＋ 300 単位	1,087	
16	8895	通所リハⅢ255・定超・延6						要介護5	1,266 単位 × 70%	＋ 300 単位	1,186	

定員超過の場合かつ生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目											合成単位数	算定単位
16	7331	通所リハⅠ111・定超・継続	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注 定員超過の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1	329 単位	× 70%	× 85%		196	1回につき
16	7332	通所リハⅠ112・定超・継続							要介護2	358 単位	× 70%	× 85%		213	
16	7333	通所リハⅠ113・定超・継続							要介護3	388 単位	× 70%	× 85%		231	
16	7334	通所リハⅠ114・定超・継続							要介護4	417 単位	× 70%	× 85%		248	
16	7335	通所リハⅠ115・定超・継続							要介護5	448 単位	× 70%	× 85%		267	
16	7336	通所リハⅠ121・定超・継続			(2) 2時間以上 3時間未満				要介護1	343 単位	× 70%	× 85%		204	
16	7337	通所リハⅠ122・定超・継続							要介護2	398 単位	× 70%	× 85%		237	
16	7338	通所リハⅠ123・定超・継続							要介護3	455 単位	× 70%	× 85%		271	
16	7339	通所リハⅠ124・定超・継続							要介護4	510 単位	× 70%	× 85%		303	
16	7340	通所リハⅠ125・定超・継続							要介護5	566 単位	× 70%	× 85%		337	
16	7341	通所リハⅠ131・定超・継続			(3) 3時間以上 4時間未満				要介護1	444 単位	× 70%	× 85%		264	
16	7342	通所リハⅠ132・定超・継続							要介護2	520 単位	× 70%	× 85%		309	
16	7343	通所リハⅠ133・定超・継続							要介護3	596 単位	× 70%	× 85%		354	
16	7344	通所リハⅠ134・定超・継続							要介護4	673 単位	× 70%	× 85%		400	
16	7345	通所リハⅠ135・定超・継続							要介護5	749 単位	× 70%	× 85%		445	
16	7346	通所リハⅠ141・定超・継続			(4) 4時間以上 6時間未満				要介護1	559 単位	× 70%	× 85%		332	
16	7347	通所リハⅠ142・定超・継続							要介護2	666 単位	× 70%	× 85%		396	
16	7348	通所リハⅠ143・定超・継続							要介護3	772 単位	× 70%	× 85%		459	
16	7349	通所リハⅠ144・定超・継続							要介護4	878 単位	× 70%	× 85%		523	
16	7350	通所リハⅠ145・定超・継続							要介護5	984 単位	× 70%	× 85%		586	
16	7351	通所リハⅠ151・定超・継続			(5) 6時間以上 8時間未満				要介護1	726 単位	× 70%	× 85%		432	
16	7352	通所リハⅠ152・定超・継続							要介護2	875 単位	× 70%	× 85%		521	
16	7353	通所リハⅠ153・定超・継続							要介護3	1,022 単位	× 70%	× 85%		608	
16	7354	通所リハⅠ154・定超・継続							要介護4	1,173 単位	× 70%	× 85%		698	
16	7355	通所リハⅠ155・定超・継続							要介護5	1,321 単位	× 70%	× 85%		786	
16	7356	通所リハⅠ151・定超・継続・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上 9時間未満			要介護1	726 単位	× 70%	× 85%	＋ 50 単位	482	
16	7357	通所リハⅠ152・定超・継続・延1							要介護2	875 単位	× 70%	× 85%	＋ 50 単位	571	
16	7358	通所リハⅠ153・定超・継続・延1							要介護3	1,022 単位	× 70%	× 85%	＋ 50 単位	658	
16	7359	通所リハⅠ154・定超・継続・延1							要介護4	1,173 単位	× 70%	× 85%	＋ 50 単位	748	
16	7360	通所リハⅠ155・定超・継続・延1							要介護5	1,321 単位	× 70%	× 85%	＋ 50 単位	836	
16	7361	通所リハⅠ151・定超・継続・延2				9時間以上 10時間未満			要介護1	726 単位	× 70%	× 85%	＋ 100 単位	532	
16	7362	通所リハⅠ152・定超・継続・延2							要介護2	875 単位	× 70%	× 85%	＋ 100 単位	621	
16	7363	通所リハⅠ153・定超・継続・延2							要介護3	1,022 単位	× 70%	× 85%	＋ 100 単位	708	
16	7364	通所リハⅠ154・定超・継続・延2							要介護4	1,173 単位	× 70%	× 85%	＋ 100 単位	798	
16	7365	通所リハⅠ155・定超・継続・延2							要介護5	1,321 単位	× 70%	× 85%	＋ 100 単位	886	
16	7366	通所リハⅠ151・定超・継続・延3				10時間以上 11時間未満			要介護1	726 単位	× 70%	× 85%	＋ 150 単位	582	
16	7367	通所リハⅠ152・定超・継続・延3							要介護2	875 単位	× 70%	× 85%	＋ 150 単位	671	
16	7368	通所リハⅠ153・定超・継続・延3							要介護3	1,022 単位	× 70%	× 85%	＋ 150 単位	758	
16	7369	通所リハⅠ154・定超・継続・延3							要介護4	1,173 単位	× 70%	× 85%	＋ 150 単位	848	
16	7370	通所リハⅠ155・定超・継続・延3							要介護5	1,321 単位	× 70%	× 85%	＋ 150 単位	936	
16	7371	通所リハⅠ151・定超・継続・延4				11時間以上 12時間未満			要介護1	726 単位	× 70%	× 85%	＋ 200 単位	632	
16	7372	通所リハⅠ152・定超・継続・延4							要介護2	875 単位	× 70%	× 85%	＋ 200 単位	721	
16	7373	通所リハⅠ153・定超・継続・延4							要介護3	1,022 単位	× 70%	× 85%	＋ 200 単位	808	
16	7374	通所リハⅠ154・定超・継続・延4							要介護4	1,173 単位	× 70%	× 85%	＋ 200 単位	898	
16	7375	通所リハⅠ155・定超・継続・延4							要介護5	1,321 単位	× 70%	× 85%	＋ 200 単位	986	
16	7376	通所リハⅠ151・定超・継続・延5				12時間以上 13時間未満			要介護1	726 単位	× 70%	× 85%	＋ 250 単位	682	
16	7377	通所リハⅠ152・定超・継続・延5							要介護2	875 単位	× 70%	× 85%	＋ 250 単位	771	
16	7378	通所リハⅠ153・定超・継続・延5							要介護3	1,022 単位	× 70%	× 85%	＋ 250 単位	858	
16	7379	通所リハⅠ154・定超・継続・延5							要介護4	1,173 単位	× 70%	× 85%	＋ 250 単位	948	
16	7380	通所リハⅠ155・定超・継続・延5							要介護5	1,321 単位	× 70%	× 85%	＋ 250 単位	1,036	
16	7381	通所リハⅠ151・定超・継続・延6				13時間以上 14時間未満			要介護1	726 単位	× 70%	× 85%	＋ 300 単位	732	
16	7382	通所リハⅠ152・定超・継続・延6							要介護2	875 単位	× 70%	× 85%	＋ 300 単位	821	
16	7383	通所リハⅠ153・定超・継続・延6							要介護3	1,022 単位	× 70%	× 85%	＋ 300 単位	908	
16	7384	通所リハⅠ154・定超・継続・延6							要介護4	1,173 単位	× 70%	× 85%	＋ 300 単位	998	
16	7385	通所リハⅠ155・定超・継続・延6							要介護5	1,321 単位	× 70%	× 85%	＋ 300 単位	1,086	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	7386	通所リハⅠ211・定超・継続	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注 定員超過の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 329 単位 × 70% × 85%	196	1回につき
16	7387	通所リハⅠ212・定超・継続							要介護2 358 単位 × 70% × 85%	213	
16	7388	通所リハⅠ213・定超・継続							要介護3 388 単位 × 70% × 85%	231	
16	7389	通所リハⅠ214・定超・継続							要介護4 417 単位 × 70% × 85%	248	
16	7390	通所リハⅠ215・定超・継続							要介護5 448 単位 × 70% × 85%	267	
16	7391	通所リハⅠ221・定超・継続			(2) 2時間以上 3時間未満				要介護1 343 単位 × 70% × 85%	204	
16	7392	通所リハⅠ222・定超・継続							要介護2 398 単位 × 70% × 85%	237	
16	7393	通所リハⅠ223・定超・継続							要介護3 455 単位 × 70% × 85%	271	
16	7394	通所リハⅠ224・定超・継続							要介護4 510 単位 × 70% × 85%	303	
16	7395	通所リハⅠ225・定超・継続							要介護5 566 単位 × 70% × 85%	337	
16	7396	通所リハⅠ231・定超・継続			(3) 3時間以上 4時間未満				要介護1 444 単位 × 70% × 85%	264	
16	7397	通所リハⅠ232・定超・継続							要介護2 520 単位 × 70% × 85%	309	
16	7398	通所リハⅠ233・定超・継続							要介護3 596 単位 × 70% × 85%	354	
16	7399	通所リハⅠ234・定超・継続							要介護4 673 単位 × 70% × 85%	400	
16	7400	通所リハⅠ235・定超・継続							要介護5 749 単位 × 70% × 85%	445	
16	7401	通所リハⅠ241・定超・継続			(4) 4時間以上 6時間未満				要介護1 559 単位 × 70% × 85%	332	
16	7402	通所リハⅠ242・定超・継続							要介護2 666 単位 × 70% × 85%	396	
16	7403	通所リハⅠ243・定超・継続							要介護3 772 単位 × 70% × 85%	459	
16	7404	通所リハⅠ244・定超・継続							要介護4 878 単位 × 70% × 85%	523	
16	7405	通所リハⅠ245・定超・継続							要介護5 984 単位 × 70% × 85%	586	
16	7406	通所リハⅠ251・定超・継続			(5) 6時間以上 8時間未満				要介護1 726 単位 × 70% × 85%	432	
16	7407	通所リハⅠ252・定超・継続							要介護2 875 単位 × 70% × 85%	521	
16	7408	通所リハⅠ253・定超・継続							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85%	608	
16	7409	通所リハⅠ254・定超・継続							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85%	698	
16	7410	通所リハⅠ255・定超・継続							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85%	786	
16	7411	通所リハⅠ251・定超・継続・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上 9時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	482	
16	7412	通所リハⅠ252・定超・継続・延1							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	571	
16	7413	通所リハⅠ253・定超・継続・延1							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	658	
16	7414	通所リハⅠ254・定超・継続・延1							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	748	
16	7415	通所リハⅠ255・定超・継続・延1							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	836	
16	7416	通所リハⅠ251・定超・継続・延2				9時間以上 10時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	532	
16	7417	通所リハⅠ252・定超・継続・延2							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	621	
16	7418	通所リハⅠ253・定超・継続・延2							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	708	
16	7419	通所リハⅠ254・定超・継続・延2							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	798	
16	7420	通所リハⅠ255・定超・継続・延2							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	886	
16	7421	通所リハⅠ251・定超・継続・延3				10時間以上 11時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	582	
16	7422	通所リハⅠ252・定超・継続・延3							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	671	
16	7423	通所リハⅠ253・定超・継続・延3							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	758	
16	7424	通所リハⅠ254・定超・継続・延3							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	848	
16	7425	通所リハⅠ255・定超・継続・延3							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	936	
16	7426	通所リハⅠ251・定超・継続・延4				11時間以上 12時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	632	
16	7427	通所リハⅠ252・定超・継続・延4							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	721	
16	7428	通所リハⅠ253・定超・継続・延4							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	808	
16	7429	通所リハⅠ254・定超・継続・延4							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	898	
16	7430	通所リハⅠ255・定超・継続・延4							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	986	
16	7431	通所リハⅠ251・定超・継続・延5				12時間以上 13時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	682	
16	7432	通所リハⅠ252・定超・継続・延5							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	771	
16	7433	通所リハⅠ253・定超・継続・延5							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	858	
16	7434	通所リハⅠ254・定超・継続・延5							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	948	
16	7435	通所リハⅠ255・定超・継続・延5							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	1,036	
16	7436	通所リハⅠ251・定超・継続・延6				13時間以上 14時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	732	
16	7437	通所リハⅠ252・定超・継続・延6							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	821	
16	7438	通所リハⅠ253・定超・継続・延6							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	908	
16	7439	通所リハⅠ254・定超・継続・延6							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	998	
16	7440	通所リハⅠ255・定超・継続・延6							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	1,086	

サービスコード		サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
種類	項目													
16	7441	通所リハⅡ111・定超・継続	ロ　大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注　定員超過の場合	注　生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1	323 単位	× 70%	× 85%		192	1回につき
16	7442	通所リハⅡ112・定超・継続							要介護2	354 単位	× 70%	× 85%		211	
16	7443	通所リハⅡ113・定超・継続							要介護3	382 単位	× 70%	× 85%		227	
16	7444	通所リハⅡ114・定超・継続							要介護4	411 単位	× 70%	× 85%		245	
16	7445	通所リハⅡ115・定超・継続							要介護5	441 単位	× 70%	× 85%		263	
16	7446	通所リハⅡ121・定超・継続			(2) 2時間以上 3時間未満				要介護1	337 単位	× 70%	× 85%		201	
16	7447	通所リハⅡ122・定超・継続							要介護2	392 単位	× 70%	× 85%		233	
16	7448	通所リハⅡ123・定超・継続							要介護3	448 単位	× 70%	× 85%		267	
16	7449	通所リハⅡ124・定超・継続							要介護4	502 単位	× 70%	× 85%		298	
16	7450	通所リハⅡ125・定超・継続							要介護5	558 単位	× 70%	× 85%		332	
16	7451	通所リハⅡ131・定超・継続			(3) 3時間以上 4時間未満				要介護1	437 単位	× 70%	× 85%		260	
16	7452	通所リハⅡ132・定超・継続							要介護2	512 単位	× 70%	× 85%		304	
16	7453	通所リハⅡ133・定超・継続							要介護3	587 単位	× 70%	× 85%		349	
16	7454	通所リハⅡ134・定超・継続							要介護4	662 単位	× 70%	× 85%		394	
16	7455	通所リハⅡ135・定超・継続							要介護5	737 単位	× 70%	× 85%		439	
16	7456	通所リハⅡ141・定超・継続			(4) 4時間以上 6時間未満				要介護1	551 単位	× 70%	× 85%		328	
16	7457	通所リハⅡ142・定超・継続							要介護2	655 単位	× 70%	× 85%		390	
16	7458	通所リハⅡ143・定超・継続							要介護3	759 単位	× 70%	× 85%		451	
16	7459	通所リハⅡ144・定超・継続							要介護4	864 単位	× 70%	× 85%		514	
16	7460	通所リハⅡ145・定超・継続							要介護5	969 単位	× 70%	× 85%		576	
16	7461	通所リハⅡ151・定超・継続			(5) 6時間以上 8時間未満				要介護1	714 単位	× 70%	× 85%		425	
16	7462	通所リハⅡ152・定超・継続							要介護2	861 単位	× 70%	× 85%		513	
16	7463	通所リハⅡ153・定超・継続							要介護3	1,007 単位	× 70%	× 85%		599	
16	7464	通所リハⅡ154・定超・継続							要介護4	1,152 単位	× 70%	× 85%		685	
16	7465	通所リハⅡ155・定超・継続							要介護5	1,299 単位	× 70%	× 85%		773	
16	7466	通所リハⅡ151・定超・継続・延1			注　(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上 9時間未満			要介護1	714 単位	× 70%	× 85%	＋ 50 単位	475	
16	7467	通所リハⅡ152・定超・継続・延1							要介護2	861 単位	× 70%	× 85%	＋ 50 単位	563	
16	7468	通所リハⅡ153・定超・継続・延1							要介護3	1,007 単位	× 70%	× 85%	＋ 50 単位	649	
16	7469	通所リハⅡ154・定超・継続・延1							要介護4	1,152 単位	× 70%	× 85%	＋ 50 単位	735	
16	7470	通所リハⅡ155・定超・継続・延1							要介護5	1,299 単位	× 70%	× 85%	＋ 50 単位	823	
16	7471	通所リハⅡ151・定超・継続・延2				9時間以上 10時間未満			要介護1	714 単位	× 70%	× 85%	＋ 100 単位	525	
16	7472	通所リハⅡ152・定超・継続・延2							要介護2	861 単位	× 70%	× 85%	＋ 100 単位	613	
16	7473	通所リハⅡ153・定超・継続・延2							要介護3	1,007 単位	× 70%	× 85%	＋ 100 単位	699	
16	7474	通所リハⅡ154・定超・継続・延2							要介護4	1,152 単位	× 70%	× 85%	＋ 100 単位	785	
16	7475	通所リハⅡ155・定超・継続・延2							要介護5	1,299 単位	× 70%	× 85%	＋ 100 単位	873	
16	7476	通所リハⅡ151・定超・継続・延3				10時間以上 11時間未満			要介護1	714 単位	× 70%	× 85%	＋ 150 単位	575	
16	7477	通所リハⅡ152・定超・継続・延3							要介護2	861 単位	× 70%	× 85%	＋ 150 単位	663	
16	7478	通所リハⅡ153・定超・継続・延3							要介護3	1,007 単位	× 70%	× 85%	＋ 150 単位	749	
16	7479	通所リハⅡ154・定超・継続・延3							要介護4	1,152 単位	× 70%	× 85%	＋ 150 単位	835	
16	7480	通所リハⅡ155・定超・継続・延3							要介護5	1,299 単位	× 70%	× 85%	＋ 150 単位	923	
16	7481	通所リハⅡ151・定超・継続・延4				11時間以上 12時間未満			要介護1	714 単位	× 70%	× 85%	＋ 200 単位	625	
16	7482	通所リハⅡ152・定超・継続・延4							要介護2	861 単位	× 70%	× 85%	＋ 200 単位	713	
16	7483	通所リハⅡ153・定超・継続・延4							要介護3	1,007 単位	× 70%	× 85%	＋ 200 単位	799	
16	7484	通所リハⅡ154・定超・継続・延4							要介護4	1,152 単位	× 70%	× 85%	＋ 200 単位	885	
16	7485	通所リハⅡ155・定超・継続・延4							要介護5	1,299 単位	× 70%	× 85%	＋ 200 単位	973	
16	7486	通所リハⅡ151・定超・継続・延5				12時間以上 13時間未満			要介護1	714 単位	× 70%	× 85%	＋ 250 単位	675	
16	7487	通所リハⅡ152・定超・継続・延5							要介護2	861 単位	× 70%	× 85%	＋ 250 単位	763	
16	7488	通所リハⅡ153・定超・継続・延5							要介護3	1,007 単位	× 70%	× 85%	＋ 250 単位	849	
16	7489	通所リハⅡ154・定超・継続・延5							要介護4	1,152 単位	× 70%	× 85%	＋ 250 単位	935	
16	7490	通所リハⅡ155・定超・継続・延5							要介護5	1,299 単位	× 70%	× 85%	＋ 250 単位	1,023	
16	7491	通所リハⅡ151・定超・継続・延6				13時間以上 14時間未満			要介護1	714 単位	× 70%	× 85%	＋ 300 単位	725	
16	7492	通所リハⅡ152・定超・継続・延6							要介護2	861 単位	× 70%	× 85%	＋ 300 単位	813	
16	7493	通所リハⅡ153・定超・継続・延6							要介護3	1,007 単位	× 70%	× 85%	＋ 300 単位	899	
16	7494	通所リハⅡ154・定超・継続・延6							要介護4	1,152 単位	× 70%	× 85%	＋ 300 単位	985	
16	7495	通所リハⅡ155・定超・継続・延6							要介護5	1,299 単位	× 70%	× 85%	＋ 300 単位	1,073	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	7496	通所リハⅡ211・定超・継続	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注 定員超過の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 323 単位 × 70% × 85%	192	1回につき
16	7497	通所リハⅡ212・定超・継続							要介護2 354 単位 × 70% × 85%	211	
16	7498	通所リハⅡ213・定超・継続							要介護3 382 単位 × 70% × 85%	227	
16	7499	通所リハⅡ214・定超・継続							要介護4 411 単位 × 70% × 85%	245	
16	7500	通所リハⅡ215・定超・継続							要介護5 441 単位 × 70% × 85%	263	
16	7501	通所リハⅡ221・定超・継続			(2) 2時間以上 3時間未満				要介護1 337 単位 × 70% × 85%	201	
16	7502	通所リハⅡ222・定超・継続							要介護2 392 単位 × 70% × 85%	233	
16	7503	通所リハⅡ223・定超・継続							要介護3 448 単位 × 70% × 85%	267	
16	7504	通所リハⅡ224・定超・継続							要介護4 502 単位 × 70% × 85%	298	
16	7505	通所リハⅡ225・定超・継続							要介護5 558 単位 × 70% × 85%	332	
16	7506	通所リハⅡ231・定超・継続			(3) 3時間以上 4時間未満				要介護1 437 単位 × 70% × 85%	260	
16	7507	通所リハⅡ232・定超・継続							要介護2 512 単位 × 70% × 85%	304	
16	7508	通所リハⅡ233・定超・継続							要介護3 587 単位 × 70% × 85%	349	
16	7509	通所リハⅡ234・定超・継続							要介護4 662 単位 × 70% × 85%	394	
16	7510	通所リハⅡ235・定超・継続							要介護5 737 単位 × 70% × 85%	439	
16	7511	通所リハⅡ241・定超・継続			(4) 4時間以上 6時間未満				要介護1 551 単位 × 70% × 85%	328	
16	7512	通所リハⅡ242・定超・継続							要介護2 655 単位 × 70% × 85%	390	
16	7513	通所リハⅡ243・定超・継続							要介護3 759 単位 × 70% × 85%	451	
16	7514	通所リハⅡ244・定超・継続							要介護4 864 単位 × 70% × 85%	514	
16	7515	通所リハⅡ245・定超・継続							要介護5 969 単位 × 70% × 85%	576	
16	7516	通所リハⅡ251・定超・継続			(5) 6時間以上 8時間未満				要介護1 714 単位 × 70% × 85%	425	
16	7517	通所リハⅡ252・定超・継続							要介護2 861 単位 × 70% × 85%	513	
16	7518	通所リハⅡ253・定超・継続							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85%	599	
16	7519	通所リハⅡ254・定超・継続							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85%	685	
16	7520	通所リハⅡ255・定超・継続							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85%	773	
16	7521	通所リハⅡ251・定超・継続・延1			注(5)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	8時間以上 9時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	475	
16	7522	通所リハⅡ252・定超・継続・延1							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	563	
16	7523	通所リハⅡ253・定超・継続・延1							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	649	
16	7524	通所リハⅡ254・定超・継続・延1							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	735	
16	7525	通所リハⅡ255・定超・継続・延1							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	823	
16	7526	通所リハⅡ251・定超・継続・延2				9時間以上 10時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	525	
16	7527	通所リハⅡ252・定超・継続・延2							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	613	
16	7528	通所リハⅡ253・定超・継続・延2							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	699	
16	7529	通所リハⅡ254・定超・継続・延2							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	785	
16	7530	通所リハⅡ255・定超・継続・延2							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	873	
16	7531	通所リハⅡ251・定超・継続・延3				10時間以上 11時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	575	
16	7532	通所リハⅡ252・定超・継続・延3							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	663	
16	7533	通所リハⅡ253・定超・継続・延3							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	749	
16	7534	通所リハⅡ254・定超・継続・延3							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	835	
16	7535	通所リハⅡ255・定超・継続・延3							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	923	
16	7536	通所リハⅡ251・定超・継続・延4				11時間以上 12時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	625	
16	7537	通所リハⅡ252・定超・継続・延4							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	713	
16	7538	通所リハⅡ253・定超・継続・延4							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	799	
16	7539	通所リハⅡ254・定超・継続・延4							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	885	
16	7540	通所リハⅡ255・定超・継続・延4							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	973	
16	7541	通所リハⅡ251・定超・継続・延5				12時間以上 13時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	675	
16	7542	通所リハⅡ252・定超・継続・延5							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	763	
16	7543	通所リハⅡ253・定超・継続・延5							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	849	
16	7544	通所リハⅡ254・定超・継続・延5							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	935	
16	7545	通所リハⅡ255・定超・継続・延5							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	1,023	
16	7546	通所リハⅡ251・定超・継続・延6				13時間以上 14時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	725	
16	7547	通所リハⅡ252・定超・継続・延6							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	813	
16	7548	通所リハⅡ253・定超・継続・延6							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	899	
16	7549	通所リハⅡ254・定超・継続・延6							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	985	
16	7550	通所リハⅡ255・定超・継続・延6							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	1,073	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
16	7551	通所リハⅢ111・定超・継続	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注 定員超過の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1	316 単位 × 70% × 85%		188	1回につき
16	7552	通所リハⅢ112・定超・継続							要介護2	346 単位 × 70% × 85%		206	
16	7553	通所リハⅢ113・定超・継続							要介護3	373 単位 × 70% × 85%		222	
16	7554	通所リハⅢ114・定超・継続							要介護4	402 単位 × 70% × 85%		239	
16	7555	通所リハⅢ115・定超・継続							要介護5	430 単位 × 70% × 85%		256	
16	7556	通所リハⅢ121・定超・継続			(2) 2時間以上 3時間未満				要介護1	330 単位 × 70% × 85%		196	
16	7557	通所リハⅢ122・定超・継続							要介護2	384 単位 × 70% × 85%		229	
16	7558	通所リハⅢ123・定超・継続							要介護3	437 単位 × 70% × 85%		260	
16	7559	通所リハⅢ124・定超・継続							要介護4	491 単位 × 70% × 85%		292	
16	7560	通所リハⅢ125・定超・継続							要介護5	544 単位 × 70% × 85%		324	
16	7561	通所リハⅢ131・定超・継続			(3) 3時間以上 4時間未満				要介護1	426 単位 × 70% × 85%		253	
16	7562	通所リハⅢ132・定超・継続							要介護2	500 単位 × 70% × 85%		298	
16	7563	通所リハⅢ133・定超・継続							要介護3	573 単位 × 70% × 85%		341	
16	7564	通所リハⅢ134・定超・継続							要介護4	646 単位 × 70% × 85%		384	
16	7565	通所リハⅢ135・定超・継続							要介護5	719 単位 × 70% × 85%		428	
16	7566	通所リハⅢ141・定超・継続			(4) 4時間以上 6時間未満				要介護1	536 単位 × 70% × 85%		319	
16	7567	通所リハⅢ142・定超・継続							要介護2	638 単位 × 70% × 85%		380	
16	7568	通所リハⅢ143・定超・継続							要介護3	741 単位 × 70% × 85%		441	
16	7569	通所リハⅢ144・定超・継続							要介護4	842 単位 × 70% × 85%		501	
16	7570	通所リハⅢ145・定超・継続							要介護5	944 単位 × 70% × 85%		562	
16	7571	通所リハⅢ151・定超・継続			(5) 6時間以上 8時間未満				要介護1	697 単位 × 70% × 85%		415	
16	7572	通所リハⅢ152・定超・継続							要介護2	839 単位 × 70% × 85%		499	
16	7573	通所リハⅢ153・定超・継続							要介護3	982 単位 × 70% × 85%		584	
16	7574	通所リハⅢ154・定超・継続							要介護4	1,124 単位 × 70% × 85%		669	
16	7575	通所リハⅢ155・定超・継続							要介護5	1,266 単位 × 70% × 85%		753	
16	7576	通所リハⅢ151・定超・継続・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上 9時間未満			要介護1	697 単位 × 70% × 85%	＋ 50 単位	465	
16	7577	通所リハⅢ152・定超・継続・延1							要介護2	839 単位 × 70% × 85%	＋ 50 単位	549	
16	7578	通所リハⅢ153・定超・継続・延1							要介護3	982 単位 × 70% × 85%	＋ 50 単位	634	
16	7579	通所リハⅢ154・定超・継続・延1							要介護4	1,124 単位 × 70% × 85%	＋ 50 単位	719	
16	7580	通所リハⅢ155・定超・継続・延1							要介護5	1,266 単位 × 70% × 85%	＋ 50 単位	803	
16	7581	通所リハⅢ151・定超・継続・延2				9時間以上 10時間未満			要介護1	697 単位 × 70% × 85%	＋ 100 単位	515	
16	7582	通所リハⅢ152・定超・継続・延2							要介護2	839 単位 × 70% × 85%	＋ 100 単位	599	
16	7583	通所リハⅢ153・定超・継続・延2							要介護3	982 単位 × 70% × 85%	＋ 100 単位	684	
16	7584	通所リハⅢ154・定超・継続・延2							要介護4	1,124 単位 × 70% × 85%	＋ 100 単位	769	
16	7585	通所リハⅢ155・定超・継続・延2							要介護5	1,266 単位 × 70% × 85%	＋ 100 単位	853	
16	7586	通所リハⅢ151・定超・継続・延3				10時間以上 11時間未満			要介護1	697 単位 × 70% × 85%	＋ 150 単位	565	
16	7587	通所リハⅢ152・定超・継続・延3							要介護2	839 単位 × 70% × 85%	＋ 150 単位	649	
16	7588	通所リハⅢ153・定超・継続・延3							要介護3	982 単位 × 70% × 85%	＋ 150 単位	734	
16	7589	通所リハⅢ154・定超・継続・延3							要介護4	1,124 単位 × 70% × 85%	＋ 150 単位	819	
16	7590	通所リハⅢ155・定超・継続・延3							要介護5	1,266 単位 × 70% × 85%	＋ 150 単位	903	
16	7591	通所リハⅢ151・定超・継続・延4				11時間以上 12時間未満			要介護1	697 単位 × 70% × 85%	＋ 200 単位	615	
16	7592	通所リハⅢ152・定超・継続・延4							要介護2	839 単位 × 70% × 85%	＋ 200 単位	699	
16	7593	通所リハⅢ153・定超・継続・延4							要介護3	982 単位 × 70% × 85%	＋ 200 単位	784	
16	7594	通所リハⅢ154・定超・継続・延4							要介護4	1,124 単位 × 70% × 85%	＋ 200 単位	869	
16	7595	通所リハⅢ155・定超・継続・延4							要介護5	1,266 単位 × 70% × 85%	＋ 200 単位	953	
16	7596	通所リハⅢ151・定超・継続・延5				12時間以上 13時間未満			要介護1	697 単位 × 70% × 85%	＋ 250 単位	665	
16	7597	通所リハⅢ152・定超・継続・延5							要介護2	839 単位 × 70% × 85%	＋ 250 単位	749	
16	7598	通所リハⅢ153・定超・継続・延5							要介護3	982 単位 × 70% × 85%	＋ 250 単位	834	
16	7599	通所リハⅢ154・定超・継続・延5							要介護4	1,124 単位 × 70% × 85%	＋ 250 単位	919	
16	7600	通所リハⅢ155・定超・継続・延5							要介護5	1,266 単位 × 70% × 85%	＋ 250 単位	1,003	
16	7601	通所リハⅢ151・定超・継続・延6				13時間以上 14時間未満			要介護1	697 単位 × 70% × 85%	＋ 300 単位	715	
16	7602	通所リハⅢ152・定超・継続・延6							要介護2	839 単位 × 70% × 85%	＋ 300 単位	799	
16	7603	通所リハⅢ153・定超・継続・延6							要介護3	982 単位 × 70% × 85%	＋ 300 単位	884	
16	7604	通所リハⅢ154・定超・継続・延6							要介護4	1,124 単位 × 70% × 85%	＋ 300 単位	969	
16	7605	通所リハⅢ155・定超・継続・延6							要介護5	1,266 単位 × 70% × 85%	＋ 300 単位	1,053	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	7606	通所リハⅢ211・定超・継続	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注 定員超過の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 316 単位 × 70% × 85%	188	1回につき
16	7607	通所リハⅢ212・定超・継続							要介護2 346 単位 × 70% × 85%	206	
16	7608	通所リハⅢ213・定超・継続							要介護3 373 単位 × 70% × 85%	222	
16	7609	通所リハⅢ214・定超・継続							要介護4 402 単位 × 70% × 85%	239	
16	7610	通所リハⅢ215・定超・継続							要介護5 430 単位 × 70% × 85%	256	
16	7611	通所リハⅢ221・定超・継続			(2) 2時間以上 3時間未満				要介護1 330 単位 × 70% × 85%	196	
16	7612	通所リハⅢ222・定超・継続							要介護2 384 単位 × 70% × 85%	229	
16	7613	通所リハⅢ223・定超・継続							要介護3 437 単位 × 70% × 85%	260	
16	7614	通所リハⅢ224・定超・継続							要介護4 491 単位 × 70% × 85%	292	
16	7615	通所リハⅢ225・定超・継続							要介護5 544 単位 × 70% × 85%	324	
16	7616	通所リハⅢ231・定超・継続			(3) 3時間以上 4時間未満				要介護1 426 単位 × 70% × 85%	253	
16	7617	通所リハⅢ232・定超・継続							要介護2 500 単位 × 70% × 85%	298	
16	7618	通所リハⅢ233・定超・継続							要介護3 573 単位 × 70% × 85%	341	
16	7619	通所リハⅢ234・定超・継続							要介護4 646 単位 × 70% × 85%	384	
16	7620	通所リハⅢ235・定超・継続							要介護5 719 単位 × 70% × 85%	428	
16	7621	通所リハⅢ241・定超・継続			(4) 4時間以上 6時間未満				要介護1 536 単位 × 70% × 85%	319	
16	7622	通所リハⅢ242・定超・継続							要介護2 638 単位 × 70% × 85%	380	
16	7623	通所リハⅢ243・定超・継続							要介護3 741 単位 × 70% × 85%	441	
16	7624	通所リハⅢ244・定超・継続							要介護4 842 単位 × 70% × 85%	501	
16	7625	通所リハⅢ245・定超・継続							要介護5 944 単位 × 70% × 85%	562	
16	7626	通所リハⅢ251・定超・継続			(5) 6時間以上 8時間未満				要介護1 697 単位 × 70% × 85%	415	
16	7627	通所リハⅢ252・定超・継続							要介護2 839 単位 × 70% × 85%	499	
16	7628	通所リハⅢ253・定超・継続							要介護3 982 単位 × 70% × 85%	584	
16	7629	通所リハⅢ254・定超・継続							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85%	669	
16	7630	通所リハⅢ255・定超・継続							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85%	753	
16	7631	通所リハⅢ251・定超・継続・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上 9時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	465	
16	7632	通所リハⅢ252・定超・継続・延1							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	549	
16	7633	通所リハⅢ253・定超・継続・延1							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	634	
16	7634	通所リハⅢ254・定超・継続・延1							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	719	
16	7635	通所リハⅢ255・定超・継続・延1							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	803	
16	7636	通所リハⅢ251・定超・継続・延2				9時間以上 10時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	515	
16	7637	通所リハⅢ252・定超・継続・延2							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	599	
16	7638	通所リハⅢ253・定超・継続・延2							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	684	
16	7639	通所リハⅢ254・定超・継続・延2							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	769	
16	7640	通所リハⅢ255・定超・継続・延2							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	853	
16	7641	通所リハⅢ251・定超・継続・延3				10時間以上 11時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	565	
16	7642	通所リハⅢ252・定超・継続・延3							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	649	
16	7643	通所リハⅢ253・定超・継続・延3							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	734	
16	7644	通所リハⅢ254・定超・継続・延3							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	819	
16	7645	通所リハⅢ255・定超・継続・延3							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	903	
16	7646	通所リハⅢ251・定超・継続・延4				11時間以上 12時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	615	
16	7647	通所リハⅢ252・定超・継続・延4							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	699	
16	7648	通所リハⅢ253・定超・継続・延4							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	784	
16	7649	通所リハⅢ254・定超・継続・延4							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	869	
16	7650	通所リハⅢ255・定超・継続・延4							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	953	
16	7651	通所リハⅢ251・定超・継続・延5				12時間以上 13時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	665	
16	7652	通所リハⅢ252・定超・継続・延5							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	749	
16	7653	通所リハⅢ253・定超・継続・延5							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	834	
16	7654	通所リハⅢ254・定超・継続・延5							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	919	
16	7655	通所リハⅢ255・定超・継続・延5							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	1,003	
16	7656	通所リハⅢ251・定超・継続・延6				13時間以上 14時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	715	
16	7657	通所リハⅢ252・定超・継続・延6							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	799	
16	7658	通所リハⅢ253・定超・継続・延6							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	884	
16	7659	通所リハⅢ254・定超・継続・延6							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	969	
16	7660	通所リハⅢ255・定超・継続・延6							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	1,053	

医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
16	9161	通所リハⅠ111・人欠	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	329	単位	× 70%		230	1回につき
16	9163	通所リハⅠ112・人欠						要介護2	358	単位	× 70%		251	
16	9165	通所リハⅠ113・人欠						要介護3	388	単位	× 70%		272	
16	9167	通所リハⅠ114・人欠						要介護4	417	単位	× 70%		292	
16	9169	通所リハⅠ115・人欠						要介護5	448	単位	× 70%		314	
16	9181	通所リハⅠ121・人欠			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1	343	単位	× 70%		240	
16	9182	通所リハⅠ122・人欠						要介護2	398	単位	× 70%		279	
16	9183	通所リハⅠ123・人欠						要介護3	455	単位	× 70%		319	
16	9184	通所リハⅠ124・人欠						要介護4	510	単位	× 70%		357	
16	9185	通所リハⅠ125・人欠						要介護5	566	単位	× 70%		396	
16	9411	通所リハⅠ131・人欠			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1	444	単位	× 70%		311	
16	9412	通所リハⅠ132・人欠						要介護2	520	単位	× 70%		364	
16	9413	通所リハⅠ133・人欠						要介護3	596	単位	× 70%		417	
16	9414	通所リハⅠ134・人欠						要介護4	673	単位	× 70%		471	
16	9415	通所リハⅠ135・人欠						要介護5	749	単位	× 70%		524	
16	9421	通所リハⅠ141・人欠			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1	559	単位	× 70%		391	
16	9422	通所リハⅠ142・人欠						要介護2	666	単位	× 70%		466	
16	9423	通所リハⅠ143・人欠						要介護3	772	単位	× 70%		540	
16	9424	通所リハⅠ144・人欠						要介護4	878	単位	× 70%		615	
16	9425	通所リハⅠ145・人欠						要介護5	984	単位	× 70%		689	
16	9431	通所リハⅠ151・人欠			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1	726	単位	× 70%		508	
16	9432	通所リハⅠ152・人欠						要介護2	875	単位	× 70%		613	
16	9433	通所リハⅠ153・人欠						要介護3	1,022	単位	× 70%		715	
16	9434	通所リハⅠ154・人欠						要介護4	1,173	単位	× 70%		821	
16	9435	通所リハⅠ155・人欠						要介護5	1,321	単位	× 70%		925	
16	9441	通所リハⅠ151・人欠・延1			注(5)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 50 単位	558	
16	9442	通所リハⅠ152・人欠・延1						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 50 単位	663	
16	9443	通所リハⅠ153・人欠・延1						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 50 単位	765	
16	9444	通所リハⅠ154・人欠・延1						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 50 単位	871	
16	9445	通所リハⅠ155・人欠・延1						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 50 単位	975	
16	9451	通所リハⅠ151・人欠・延2				9時間以上10時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 100 単位	608	
16	9452	通所リハⅠ152・人欠・延2						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 100 単位	713	
16	9453	通所リハⅠ153・人欠・延2						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 100 単位	815	
16	9454	通所リハⅠ154・人欠・延2						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 100 単位	921	
16	9455	通所リハⅠ155・人欠・延2						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 100 単位	1,025	
16	9656	通所リハⅠ151・人欠・延3				10時間以上11時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 150 単位	658	
16	9657	通所リハⅠ152・人欠・延3						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 150 単位	763	
16	9658	通所リハⅠ153・人欠・延3						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 150 単位	865	
16	9659	通所リハⅠ154・人欠・延3						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 150 単位	971	
16	9660	通所リハⅠ155・人欠・延3						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 150 単位	1,075	
16	9661	通所リハⅠ151・人欠・延4				11時間以上12時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 200 単位	708	
16	9662	通所リハⅠ152・人欠・延4						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 200 単位	813	
16	9663	通所リハⅠ153・人欠・延4						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 200 単位	915	
16	9664	通所リハⅠ154・人欠・延4						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,021	
16	9665	通所リハⅠ155・人欠・延4						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,125	
16	9666	通所リハⅠ151・人欠・延5				12時間以上13時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 250 単位	758	
16	9667	通所リハⅠ152・人欠・延5						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 250 単位	863	
16	9668	通所リハⅠ153・人欠・延5						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 250 単位	965	
16	9669	通所リハⅠ154・人欠・延5						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,071	
16	9670	通所リハⅠ155・人欠・延5						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,175	
16	9671	通所リハⅠ151・人欠・延6				13時間以上14時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 300 単位	808	
16	9672	通所リハⅠ152・人欠・延6						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 300 単位	913	
16	9673	通所リハⅠ153・人欠・延6						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 300 単位	1,015	
16	9674	通所リハⅠ154・人欠・延6						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 300 単位	1,121	
16	9675	通所リハⅠ155・人欠・延6						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 300 単位	1,225	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
16	9356	通所リハⅠ211・人欠	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	329	単位	× 70%		230	1回につき
16	9358	通所リハⅠ212・人欠						要介護2	358	単位	× 70%		251	
16	9360	通所リハⅠ213・人欠						要介護3	388	単位	× 70%		272	
16	9362	通所リハⅠ214・人欠						要介護4	417	単位	× 70%		292	
16	9364	通所リハⅠ215・人欠						要介護5	448	単位	× 70%		314	
16	9366	通所リハⅠ221・人欠			(2) 2時間以上 3時間未満			要介護1	343	単位	× 70%		240	
16	9367	通所リハⅠ222・人欠						要介護2	398	単位	× 70%		279	
16	9368	通所リハⅠ223・人欠						要介護3	455	単位	× 70%		319	
16	9369	通所リハⅠ224・人欠						要介護4	510	単位	× 70%		357	
16	9370	通所リハⅠ225・人欠						要介護5	566	単位	× 70%		396	
16	9371	通所リハⅠ231・人欠			(3) 3時間以上 4時間未満			要介護1	444	単位	× 70%		311	
16	9372	通所リハⅠ232・人欠						要介護2	520	単位	× 70%		364	
16	9373	通所リハⅠ233・人欠						要介護3	596	単位	× 70%		417	
16	9374	通所リハⅠ234・人欠						要介護4	673	単位	× 70%		471	
16	9375	通所リハⅠ235・人欠						要介護5	749	単位	× 70%		524	
16	9376	通所リハⅠ241・人欠			(4) 4時間以上 6時間未満			要介護1	559	単位	× 70%		391	
16	9377	通所リハⅠ242・人欠						要介護2	666	単位	× 70%		466	
16	9378	通所リハⅠ243・人欠						要介護3	772	単位	× 70%		540	
16	9379	通所リハⅠ244・人欠						要介護4	878	単位	× 70%		615	
16	9380	通所リハⅠ245・人欠						要介護5	984	単位	× 70%		689	
16	9381	通所リハⅠ251・人欠			(5) 6時間以上 8時間未満			要介護1	726	単位	× 70%		508	
16	9382	通所リハⅠ252・人欠						要介護2	875	単位	× 70%		613	
16	9383	通所リハⅠ253・人欠						要介護3	1,022	単位	× 70%		715	
16	9384	通所リハⅠ254・人欠						要介護4	1,173	単位	× 70%		821	
16	9385	通所リハⅠ255・人欠						要介護5	1,321	単位	× 70%		925	
16	9386	通所リハⅠ251・人欠・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上 9時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 50 単位	558	
16	9387	通所リハⅠ252・人欠・延1						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 50 単位	663	
16	9388	通所リハⅠ253・人欠・延1						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 50 単位	765	
16	9389	通所リハⅠ254・人欠・延1						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 50 単位	871	
16	9390	通所リハⅠ255・人欠・延1						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 50 単位	975	
16	9391	通所リハⅠ251・人欠・延2				9時間以上 10時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 100 単位	608	
16	9392	通所リハⅠ252・人欠・延2						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 100 単位	713	
16	9393	通所リハⅠ253・人欠・延2						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 100 単位	815	
16	9394	通所リハⅠ254・人欠・延2						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 100 単位	921	
16	9395	通所リハⅠ255・人欠・延2						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 100 単位	1,025	
16	9676	通所リハⅠ251・人欠・延3				10時間以上 11時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 150 単位	658	
16	9677	通所リハⅠ252・人欠・延3						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 150 単位	763	
16	9678	通所リハⅠ253・人欠・延3						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 150 単位	865	
16	9679	通所リハⅠ254・人欠・延3						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 150 単位	971	
16	9680	通所リハⅠ255・人欠・延3						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 150 単位	1,075	
16	9681	通所リハⅠ251・人欠・延4				11時間以上 12時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 200 単位	708	
16	9682	通所リハⅠ252・人欠・延4						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 200 単位	813	
16	9683	通所リハⅠ253・人欠・延4						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 200 単位	915	
16	9684	通所リハⅠ254・人欠・延4						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,021	
16	9685	通所リハⅠ255・人欠・延4						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,125	
16	9686	通所リハⅠ251・人欠・延5				12時間以上 13時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 250 単位	758	
16	9687	通所リハⅠ252・人欠・延5						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 250 単位	863	
16	9688	通所リハⅠ253・人欠・延5						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 250 単位	965	
16	9689	通所リハⅠ254・人欠・延5						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,071	
16	9690	通所リハⅠ255・人欠・延5						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,175	
16	9691	通所リハⅠ251・人欠・延6				13時間以上 14時間未満		要介護1	726	単位	× 70%	＋ 300 単位	808	
16	9692	通所リハⅠ252・人欠・延6						要介護2	875	単位	× 70%	＋ 300 単位	913	
16	9693	通所リハⅠ253・人欠・延6						要介護3	1,022	単位	× 70%	＋ 300 単位	1,015	
16	9694	通所リハⅠ254・人欠・延6						要介護4	1,173	単位	× 70%	＋ 300 単位	1,121	
16	9695	通所リハⅠ255・人欠・延6						要介護5	1,321	単位	× 70%	＋ 300 単位	1,225	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
16	9171	通所リハⅡ111・人欠	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	323	単位 × 70%			226	1回につき
16	9173	通所リハⅡ112・人欠						要介護2	354	単位 × 70%			248	
16	9175	通所リハⅡ113・人欠						要介護3	382	単位 × 70%			267	
16	9177	通所リハⅡ114・人欠						要介護4	411	単位 × 70%			288	
16	9179	通所リハⅡ115・人欠						要介護5	441	単位 × 70%			309	
16	9186	通所リハⅡ121・人欠			(2) 2時間以上 3時間未満			要介護1	337	単位 × 70%			236	
16	9187	通所リハⅡ122・人欠						要介護2	392	単位 × 70%			274	
16	9188	通所リハⅡ123・人欠						要介護3	448	単位 × 70%			314	
16	9189	通所リハⅡ124・人欠						要介護4	502	単位 × 70%			351	
16	9190	通所リハⅡ125・人欠						要介護5	558	単位 × 70%			391	
16	9611	通所リハⅡ131・人欠			(3) 3時間以上 4時間未満			要介護1	437	単位 × 70%			306	
16	9612	通所リハⅡ132・人欠						要介護2	512	単位 × 70%			358	
16	9613	通所リハⅡ133・人欠						要介護3	587	単位 × 70%			411	
16	9614	通所リハⅡ134・人欠						要介護4	662	単位 × 70%			463	
16	9615	通所リハⅡ135・人欠						要介護5	737	単位 × 70%			516	
16	9621	通所リハⅡ141・人欠			(4) 4時間以上 6時間未満			要介護1	551	単位 × 70%			386	
16	9622	通所リハⅡ142・人欠						要介護2	655	単位 × 70%			459	
16	9623	通所リハⅡ143・人欠						要介護3	759	単位 × 70%			531	
16	9624	通所リハⅡ144・人欠						要介護4	864	単位 × 70%			605	
16	9625	通所リハⅡ145・人欠						要介護5	969	単位 × 70%			678	
16	9631	通所リハⅡ151・人欠			(5) 6時間以上 8時間未満			要介護1	714	単位 × 70%			500	
16	9632	通所リハⅡ152・人欠						要介護2	861	単位 × 70%			603	
16	9633	通所リハⅡ153・人欠						要介護3	1,007	単位 × 70%			705	
16	9634	通所リハⅡ154・人欠						要介護4	1,152	単位 × 70%			806	
16	9635	通所リハⅡ155・人欠						要介護5	1,299	単位 × 70%			909	
16	9641	通所リハⅡ151・人欠・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上 9時間未満		要介護1	714	単位 × 70%	＋	50 単位	550	
16	9642	通所リハⅡ152・人欠・延1						要介護2	861	単位 × 70%	＋	50 単位	653	
16	9643	通所リハⅡ153・人欠・延1						要介護3	1,007	単位 × 70%	＋	50 単位	755	
16	9644	通所リハⅡ154・人欠・延1						要介護4	1,152	単位 × 70%	＋	50 単位	856	
16	9645	通所リハⅡ155・人欠・延1						要介護5	1,299	単位 × 70%	＋	50 単位	959	
16	9651	通所リハⅡ151・人欠・延2				9時間以上 10時間未満		要介護1	714	単位 × 70%	＋	100 単位	600	
16	9652	通所リハⅡ152・人欠・延2						要介護2	861	単位 × 70%	＋	100 単位	703	
16	9653	通所リハⅡ153・人欠・延2						要介護3	1,007	単位 × 70%	＋	100 単位	805	
16	9654	通所リハⅡ154・人欠・延2						要介護4	1,152	単位 × 70%	＋	100 単位	906	
16	9655	通所リハⅡ155・人欠・延2						要介護5	1,299	単位 × 70%	＋	100 単位	1,009	
16	9756	通所リハⅡ151・人欠・延3				10時間以上 11時間未満		要介護1	714	単位 × 70%	＋	150 単位	650	
16	9757	通所リハⅡ152・人欠・延3						要介護2	861	単位 × 70%	＋	150 単位	753	
16	9758	通所リハⅡ153・人欠・延3						要介護3	1,007	単位 × 70%	＋	150 単位	855	
16	9759	通所リハⅡ154・人欠・延3						要介護4	1,152	単位 × 70%	＋	150 単位	956	
16	9760	通所リハⅡ155・人欠・延3						要介護5	1,299	単位 × 70%	＋	150 単位	1,059	
16	9761	通所リハⅡ151・人欠・延4				11時間以上 12時間未満		要介護1	714	単位 × 70%	＋	200 単位	700	
16	9762	通所リハⅡ152・人欠・延4						要介護2	861	単位 × 70%	＋	200 単位	803	
16	9763	通所リハⅡ153・人欠・延4						要介護3	1,007	単位 × 70%	＋	200 単位	905	
16	9764	通所リハⅡ154・人欠・延4						要介護4	1,152	単位 × 70%	＋	200 単位	1,006	
16	9765	通所リハⅡ155・人欠・延4						要介護5	1,299	単位 × 70%	＋	200 単位	1,109	
16	9766	通所リハⅡ151・人欠・延5				12時間以上 13時間未満		要介護1	714	単位 × 70%	＋	250 単位	750	
16	9767	通所リハⅡ152・人欠・延5						要介護2	861	単位 × 70%	＋	250 単位	853	
16	9768	通所リハⅡ153・人欠・延5						要介護3	1,007	単位 × 70%	＋	250 単位	955	
16	9769	通所リハⅡ154・人欠・延5						要介護4	1,152	単位 × 70%	＋	250 単位	1,056	
16	9770	通所リハⅡ155・人欠・延5						要介護5	1,299	単位 × 70%	＋	250 単位	1,159	
16	9771	通所リハⅡ151・人欠・延6				13時間以上 14時間未満		要介護1	714	単位 × 70%	＋	300 単位	800	
16	9772	通所リハⅡ152・人欠・延6						要介護2	861	単位 × 70%	＋	300 単位	903	
16	9773	通所リハⅡ153・人欠・延6						要介護3	1,007	単位 × 70%	＋	300 単位	1,005	
16	9774	通所リハⅡ154・人欠・延6						要介護4	1,152	単位 × 70%	＋	300 単位	1,106	
16	9775	通所リハⅡ155・人欠・延6						要介護5	1,299	単位 × 70%	＋	300 単位	1,209	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
16	9456	通所リハⅡ211・人欠	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	323	単位	× 70%		226	1回につき
16	9458	通所リハⅡ212・人欠						要介護2	354	単位	× 70%		248	
16	9460	通所リハⅡ213・人欠						要介護3	382	単位	× 70%		267	
16	9462	通所リハⅡ214・人欠						要介護4	411	単位	× 70%		288	
16	9464	通所リハⅡ215・人欠						要介護5	441	単位	× 70%		309	
16	9466	通所リハⅡ221・人欠			(2) 2時間以上3時間未満			要介護1	337	単位	× 70%		236	
16	9467	通所リハⅡ222・人欠						要介護2	392	単位	× 70%		274	
16	9468	通所リハⅡ223・人欠						要介護3	448	単位	× 70%		314	
16	9469	通所リハⅡ224・人欠						要介護4	502	単位	× 70%		351	
16	9470	通所リハⅡ225・人欠						要介護5	558	単位	× 70%		391	
16	9471	通所リハⅡ231・人欠			(3) 3時間以上4時間未満			要介護1	437	単位	× 70%		306	
16	9472	通所リハⅡ232・人欠						要介護2	512	単位	× 70%		358	
16	9473	通所リハⅡ233・人欠						要介護3	587	単位	× 70%		411	
16	9474	通所リハⅡ234・人欠						要介護4	662	単位	× 70%		463	
16	9475	通所リハⅡ235・人欠						要介護5	737	単位	× 70%		516	
16	9476	通所リハⅡ241・人欠			(4) 4時間以上6時間未満			要介護1	551	単位	× 70%		386	
16	9477	通所リハⅡ242・人欠						要介護2	655	単位	× 70%		459	
16	9478	通所リハⅡ243・人欠						要介護3	759	単位	× 70%		531	
16	9479	通所リハⅡ244・人欠						要介護4	864	単位	× 70%		605	
16	9480	通所リハⅡ245・人欠						要介護5	969	単位	× 70%		678	
16	9481	通所リハⅡ251・人欠			(5) 6時間以上8時間未満			要介護1	714	単位	× 70%		500	
16	9482	通所リハⅡ252・人欠						要介護2	861	単位	× 70%		603	
16	9483	通所リハⅡ253・人欠						要介護3	1,007	単位	× 70%		705	
16	9484	通所リハⅡ254・人欠						要介護4	1,152	単位	× 70%		806	
16	9485	通所リハⅡ255・人欠						要介護5	1,299	単位	× 70%		909	
16	9486	通所リハⅡ251・人欠・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上9時間未満		要介護1	714	単位	× 70%	＋ 50 単位	550	
16	9487	通所リハⅡ252・人欠・延1						要介護2	861	単位	× 70%	＋ 50 単位	653	
16	9488	通所リハⅡ253・人欠・延1						要介護3	1,007	単位	× 70%	＋ 50 単位	755	
16	9489	通所リハⅡ254・人欠・延1						要介護4	1,152	単位	× 70%	＋ 50 単位	856	
16	9490	通所リハⅡ255・人欠・延1						要介護5	1,299	単位	× 70%	＋ 50 単位	959	
16	9491	通所リハⅡ251・人欠・延2				9時間以上10時間未満		要介護1	714	単位	× 70%	＋ 100 単位	600	
16	9492	通所リハⅡ252・人欠・延2						要介護2	861	単位	× 70%	＋ 100 単位	703	
16	9493	通所リハⅡ253・人欠・延2						要介護3	1,007	単位	× 70%	＋ 100 単位	805	
16	9494	通所リハⅡ254・人欠・延2						要介護4	1,152	単位	× 70%	＋ 100 単位	906	
16	9495	通所リハⅡ255・人欠・延2						要介護5	1,299	単位	× 70%	＋ 100 単位	1,009	
16	9776	通所リハⅡ251・人欠・延3				10時間以上11時間未満		要介護1	714	単位	× 70%	＋ 150 単位	650	
16	9777	通所リハⅡ252・人欠・延3						要介護2	861	単位	× 70%	＋ 150 単位	753	
16	9778	通所リハⅡ253・人欠・延3						要介護3	1,007	単位	× 70%	＋ 150 単位	855	
16	9779	通所リハⅡ254・人欠・延3						要介護4	1,152	単位	× 70%	＋ 150 単位	956	
16	9780	通所リハⅡ255・人欠・延3						要介護5	1,299	単位	× 70%	＋ 150 単位	1,059	
16	9781	通所リハⅡ251・人欠・延4				11時間以上12時間未満		要介護1	714	単位	× 70%	＋ 200 単位	700	
16	9782	通所リハⅡ252・人欠・延4						要介護2	861	単位	× 70%	＋ 200 単位	803	
16	9783	通所リハⅡ253・人欠・延4						要介護3	1,007	単位	× 70%	＋ 200 単位	905	
16	9784	通所リハⅡ254・人欠・延4						要介護4	1,152	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,006	
16	9785	通所リハⅡ255・人欠・延4						要介護5	1,299	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,109	
16	9786	通所リハⅡ251・人欠・延5				12時間以上13時間未満		要介護1	714	単位	× 70%	＋ 250 単位	750	
16	9787	通所リハⅡ252・人欠・延5						要介護2	861	単位	× 70%	＋ 250 単位	853	
16	9788	通所リハⅡ253・人欠・延5						要介護3	1,007	単位	× 70%	＋ 250 単位	955	
16	9789	通所リハⅡ254・人欠・延5						要介護4	1,152	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,056	
16	9790	通所リハⅡ255・人欠・延5						要介護5	1,299	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,159	
16	9791	通所リハⅡ251・人欠・延6				13時間以上14時間未満		要介護1	714	単位	× 70%	＋ 300 単位	800	
16	9792	通所リハⅡ252・人欠・延6						要介護2	861	単位	× 70%	＋ 300 単位	903	
16	9793	通所リハⅡ253・人欠・延6						要介護3	1,007	単位	× 70%	＋ 300 単位	1,005	
16	9794	通所リハⅡ254・人欠・延6						要介護4	1,152	単位	× 70%	＋ 300 単位	1,106	
16	9795	通所リハⅡ255・人欠・延6						要介護5	1,299	単位	× 70%	＋ 300 単位	1,209	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
16	9281	通所リハⅢ111・人欠	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	316	単位 × 70%		221	1回につき
16	9283	通所リハⅢ112・人欠						要介護2	346	単位 × 70%		242	
16	9285	通所リハⅢ113・人欠						要介護3	373	単位 × 70%		261	
16	9287	通所リハⅢ114・人欠						要介護4	402	単位 × 70%		281	
16	9289	通所リハⅢ115・人欠						要介護5	430	単位 × 70%		301	
16	9191	通所リハⅢ121・人欠			(2) 2時間以上 3時間未満			要介護1	330	単位 × 70%		231	
16	9192	通所リハⅢ122・人欠						要介護2	384	単位 × 70%		269	
16	9193	通所リハⅢ123・人欠						要介護3	437	単位 × 70%		306	
16	9194	通所リハⅢ124・人欠						要介護4	491	単位 × 70%		344	
16	9195	通所リハⅢ125・人欠						要介護5	544	単位 × 70%		381	
16	9811	通所リハⅢ131・人欠			(3) 3時間以上 4時間未満			要介護1	426	単位 × 70%		298	
16	9812	通所リハⅢ132・人欠						要介護2	500	単位 × 70%		350	
16	9813	通所リハⅢ133・人欠						要介護3	573	単位 × 70%		401	
16	9814	通所リハⅢ134・人欠						要介護4	646	単位 × 70%		452	
16	9815	通所リハⅢ135・人欠						要介護5	719	単位 × 70%		503	
16	9821	通所リハⅢ141・人欠			(4) 4時間以上 6時間未満			要介護1	536	単位 × 70%		375	
16	9822	通所リハⅢ142・人欠						要介護2	638	単位 × 70%		447	
16	9823	通所リハⅢ143・人欠						要介護3	741	単位 × 70%		519	
16	9824	通所リハⅢ144・人欠						要介護4	842	単位 × 70%		589	
16	9825	通所リハⅢ145・人欠						要介護5	944	単位 × 70%		661	
16	9831	通所リハⅢ151・人欠			(5) 6時間以上 8時間未満			要介護1	697	単位 × 70%		488	
16	9832	通所リハⅢ152・人欠						要介護2	839	単位 × 70%		587	
16	9833	通所リハⅢ153・人欠						要介護3	982	単位 × 70%		687	
16	9834	通所リハⅢ154・人欠						要介護4	1,124	単位 × 70%		787	
16	9835	通所リハⅢ155・人欠						要介護5	1,266	単位 × 70%		886	
16	9841	通所リハⅢ151・人欠・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上 9時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 50 単位	538	
16	9842	通所リハⅢ152・人欠・延1						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 50 単位	637	
16	9843	通所リハⅢ153・人欠・延1						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 50 単位	737	
16	9844	通所リハⅢ154・人欠・延1						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 50 単位	837	
16	9845	通所リハⅢ155・人欠・延1						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 50 単位	936	
16	9851	通所リハⅢ151・人欠・延2				9時間以上 10時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 100 単位	588	
16	9852	通所リハⅢ152・人欠・延2						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 100 単位	687	
16	9853	通所リハⅢ153・人欠・延2						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 100 単位	787	
16	9854	通所リハⅢ154・人欠・延2						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 100 単位	887	
16	9855	通所リハⅢ155・人欠・延2						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 100 単位	986	
16	9856	通所リハⅢ151・人欠・延3				10時間以上 11時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 150 単位	638	
16	9857	通所リハⅢ152・人欠・延3						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 150 単位	737	
16	9858	通所リハⅢ153・人欠・延3						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 150 単位	837	
16	9859	通所リハⅢ154・人欠・延3						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 150 単位	937	
16	9860	通所リハⅢ155・人欠・延3						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 150 単位	1,036	
16	9861	通所リハⅢ151・人欠・延4				11時間以上 12時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 200 単位	688	
16	9862	通所リハⅢ152・人欠・延4						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 200 単位	787	
16	9863	通所リハⅢ153・人欠・延4						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 200 単位	887	
16	9864	通所リハⅢ154・人欠・延4						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 200 単位	987	
16	9865	通所リハⅢ155・人欠・延4						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 200 単位	1,086	
16	9866	通所リハⅢ151・人欠・延5				12時間以上 13時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 250 単位	738	
16	9867	通所リハⅢ152・人欠・延5						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 250 単位	837	
16	9868	通所リハⅢ153・人欠・延5						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 250 単位	937	
16	9869	通所リハⅢ154・人欠・延5						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 250 単位	1,037	
16	9870	通所リハⅢ155・人欠・延5						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 250 単位	1,136	
16	9871	通所リハⅢ151・人欠・延6				13時間以上 14時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 300 単位	788	
16	9872	通所リハⅢ152・人欠・延6						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 300 単位	887	
16	9873	通所リハⅢ153・人欠・延6						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 300 単位	987	
16	9874	通所リハⅢ154・人欠・延6						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 300 単位	1,087	
16	9875	通所リハⅢ155・人欠・延6						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 300 単位	1,186	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
16	9556	通所リハⅢ211・人欠	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	316	単位 × 70%		221	1回につき
16	9558	通所リハⅢ212・人欠						要介護2	346	単位 × 70%		242	
16	9560	通所リハⅢ213・人欠						要介護3	373	単位 × 70%		261	
16	9562	通所リハⅢ214・人欠						要介護4	402	単位 × 70%		281	
16	9564	通所リハⅢ215・人欠						要介護5	430	単位 × 70%		301	
16	9566	通所リハⅢ221・人欠			(2) 2時間以上 3時間未満			要介護1	330	単位 × 70%		231	
16	9567	通所リハⅢ222・人欠						要介護2	384	単位 × 70%		269	
16	9568	通所リハⅢ223・人欠						要介護3	437	単位 × 70%		306	
16	9569	通所リハⅢ224・人欠						要介護4	491	単位 × 70%		344	
16	9570	通所リハⅢ225・人欠						要介護5	544	単位 × 70%		381	
16	9571	通所リハⅢ231・人欠			(3) 3時間以上 4時間未満			要介護1	426	単位 × 70%		298	
16	9572	通所リハⅢ232・人欠						要介護2	500	単位 × 70%		350	
16	9573	通所リハⅢ233・人欠						要介護3	573	単位 × 70%		401	
16	9574	通所リハⅢ234・人欠						要介護4	646	単位 × 70%		452	
16	9575	通所リハⅢ235・人欠						要介護5	719	単位 × 70%		503	
16	9576	通所リハⅢ241・人欠			(4) 4時間以上 6時間未満			要介護1	536	単位 × 70%		375	
16	9577	通所リハⅢ242・人欠						要介護2	638	単位 × 70%		447	
16	9578	通所リハⅢ243・人欠						要介護3	741	単位 × 70%		519	
16	9579	通所リハⅢ244・人欠						要介護4	842	単位 × 70%		589	
16	9580	通所リハⅢ245・人欠						要介護5	944	単位 × 70%		661	
16	9581	通所リハⅢ251・人欠			(5) 6時間以上 8時間未満			要介護1	697	単位 × 70%		488	
16	9582	通所リハⅢ252・人欠						要介護2	839	単位 × 70%		587	
16	9583	通所リハⅢ253・人欠						要介護3	982	単位 × 70%		687	
16	9584	通所リハⅢ254・人欠						要介護4	1,124	単位 × 70%		787	
16	9585	通所リハⅢ255・人欠						要介護5	1,266	単位 × 70%		886	
16	9586	通所リハⅢ251・人欠・延1			注(5)の前後に	8時間以上 9時間未満	日常生活上の世話を行う場合	要介護1	697	単位 × 70%	＋ 50 単位	538	
16	9587	通所リハⅢ252・人欠・延1						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 50 単位	637	
16	9588	通所リハⅢ253・人欠・延1						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 50 単位	737	
16	9589	通所リハⅢ254・人欠・延1						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 50 単位	837	
16	9590	通所リハⅢ255・人欠・延1						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 50 単位	936	
16	9591	通所リハⅢ251・人欠・延2				9時間以上 10時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 100 単位	588	
16	9592	通所リハⅢ252・人欠・延2						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 100 単位	687	
16	9593	通所リハⅢ253・人欠・延2						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 100 単位	787	
16	9594	通所リハⅢ254・人欠・延2						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 100 単位	887	
16	9595	通所リハⅢ255・人欠・延2						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 100 単位	986	
16	9876	通所リハⅢ251・人欠・延3				10時間以上 11時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 150 単位	638	
16	9877	通所リハⅢ252・人欠・延3						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 150 単位	737	
16	9878	通所リハⅢ253・人欠・延3						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 150 単位	837	
16	9879	通所リハⅢ254・人欠・延3						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 150 単位	937	
16	9880	通所リハⅢ255・人欠・延3						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 150 単位	1,036	
16	9881	通所リハⅢ251・人欠・延4				11時間以上 12時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 200 単位	688	
16	9882	通所リハⅢ252・人欠・延4						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 200 単位	787	
16	9883	通所リハⅢ253・人欠・延4						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 200 単位	887	
16	9884	通所リハⅢ254・人欠・延4						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 200 単位	987	
16	9885	通所リハⅢ255・人欠・延4						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 200 単位	1,086	
16	9886	通所リハⅢ251・人欠・延5				12時間以上 13時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 250 単位	738	
16	9887	通所リハⅢ252・人欠・延5						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 250 単位	837	
16	9888	通所リハⅢ253・人欠・延5						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 250 単位	937	
16	9889	通所リハⅢ254・人欠・延5						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 250 単位	1,037	
16	9890	通所リハⅢ255・人欠・延5						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 250 単位	1,136	
16	9891	通所リハⅢ251・人欠・延6				13時間以上 14時間未満		要介護1	697	単位 × 70%	＋ 300 単位	788	
16	9892	通所リハⅢ252・人欠・延6						要介護2	839	単位 × 70%	＋ 300 単位	887	
16	9893	通所リハⅢ253・人欠・延6						要介護3	982	単位 × 70%	＋ 300 単位	987	
16	9894	通所リハⅢ254・人欠・延6						要介護4	1,124	単位 × 70%	＋ 300 単位	1,087	
16	9895	通所リハⅢ255・人欠・延6						要介護5	1,266	単位 × 70%	＋ 300 単位	1,186	

医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員が欠員の場合かつ生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	7661	通所リハⅠ111・人欠・継続	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 医師、PT・OT・ST・看護・介護職員が欠員の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 329 単位 × 70% × 85%	196	1回につき
16	7662	通所リハⅠ112・人欠・継続							要介護2 358 単位 × 70% × 85%	213	
16	7663	通所リハⅠ113・人欠・継続							要介護3 388 単位 × 70% × 85%	231	
16	7664	通所リハⅠ114・人欠・継続							要介護4 417 単位 × 70% × 85%	248	
16	7665	通所リハⅠ115・人欠・継続							要介護5 448 単位 × 70% × 85%	267	
16	7666	通所リハⅠ121・人欠・継続			(2) 2時間以上3時間未満				要介護1 343 単位 × 70% × 85%	204	
16	7667	通所リハⅠ122・人欠・継続							要介護2 398 単位 × 70% × 85%	237	
16	7668	通所リハⅠ123・人欠・継続							要介護3 455 単位 × 70% × 85%	271	
16	7669	通所リハⅠ124・人欠・継続							要介護4 510 単位 × 70% × 85%	303	
16	7670	通所リハⅠ125・人欠・継続							要介護5 566 単位 × 70% × 85%	337	
16	7671	通所リハⅠ131・人欠・継続			(3) 3時間以上4時間未満				要介護1 444 単位 × 70% × 85%	264	
16	7672	通所リハⅠ132・人欠・継続							要介護2 520 単位 × 70% × 85%	309	
16	7673	通所リハⅠ133・人欠・継続							要介護3 596 単位 × 70% × 85%	354	
16	7674	通所リハⅠ134・人欠・継続							要介護4 673 単位 × 70% × 85%	400	
16	7675	通所リハⅠ135・人欠・継続							要介護5 749 単位 × 70% × 85%	445	
16	7676	通所リハⅠ141・人欠・継続			(4) 4時間以上6時間未満				要介護1 559 単位 × 70% × 85%	332	
16	7677	通所リハⅠ142・人欠・継続							要介護2 666 単位 × 70% × 85%	396	
16	7678	通所リハⅠ143・人欠・継続							要介護3 772 単位 × 70% × 85%	459	
16	7679	通所リハⅠ144・人欠・継続							要介護4 878 単位 × 70% × 85%	523	
16	7680	通所リハⅠ145・人欠・継続							要介護5 984 単位 × 70% × 85%	586	
16	7681	通所リハⅠ151・人欠・継続			(5) 6時間以上8時間未満				要介護1 726 単位 × 70% × 85%	432	
16	7682	通所リハⅠ152・人欠・継続							要介護2 875 単位 × 70% × 85%	521	
16	7683	通所リハⅠ153・人欠・継続							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85%	608	
16	7684	通所リハⅠ154・人欠・継続							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85%	698	
16	7685	通所リハⅠ155・人欠・継続							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85%	786	
16	7686	通所リハⅠ151・人欠・継続・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	482	
16	7687	通所リハⅠ152・人欠・継続・延1							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	571	
16	7688	通所リハⅠ153・人欠・継続・延1							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	658	
16	7689	通所リハⅠ154・人欠・継続・延1							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	748	
16	7690	通所リハⅠ155・人欠・継続・延1							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	836	
16	7691	通所リハⅠ151・人欠・継続・延2				9時間以上10時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	532	
16	7692	通所リハⅠ152・人欠・継続・延2							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	621	
16	7693	通所リハⅠ153・人欠・継続・延2							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	708	
16	7694	通所リハⅠ154・人欠・継続・延2							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	798	
16	7695	通所リハⅠ155・人欠・継続・延2							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	886	
16	7696	通所リハⅠ151・人欠・継続・延3				10時間以上11時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	582	
16	7697	通所リハⅠ152・人欠・継続・延3							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	671	
16	7698	通所リハⅠ153・人欠・継続・延3							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	758	
16	7699	通所リハⅠ154・人欠・継続・延3							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	848	
16	7700	通所リハⅠ155・人欠・継続・延3							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	936	
16	7701	通所リハⅠ151・人欠・継続・延4				11時間以上12時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	632	
16	7702	通所リハⅠ152・人欠・継続・延4							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	721	
16	7703	通所リハⅠ153・人欠・継続・延4							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	808	
16	7704	通所リハⅠ154・人欠・継続・延4							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	898	
16	7705	通所リハⅠ155・人欠・継続・延4							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	986	
16	7706	通所リハⅠ151・人欠・継続・延5				12時間以上13時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	682	
16	7707	通所リハⅠ152・人欠・継続・延5							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	771	
16	7708	通所リハⅠ153・人欠・継続・延5							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	858	
16	7709	通所リハⅠ154・人欠・継続・延5							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	948	
16	7710	通所リハⅠ155・人欠・継続・延5							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	1,036	
16	7711	通所リハⅠ151・人欠・継続・延6				13時間以上14時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	732	
16	7712	通所リハⅠ152・人欠・継続・延6							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	821	
16	7713	通所リハⅠ153・人欠・継続・延6							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	908	
16	7714	通所リハⅠ154・人欠・継続・延6							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	998	
16	7715	通所リハⅠ155・人欠・継続・延6							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	1,086	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	7716	通所リハⅠ211・人欠・継続	イ 通常規模型通所リハビリテーション費	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 329 単位 × 70% × 85%	196	1回につき
16	7717	通所リハⅠ212・人欠・継続							要介護2 358 単位 × 70% × 85%	213	
16	7718	通所リハⅠ213・人欠・継続							要介護3 388 単位 × 70% × 85%	231	
16	7719	通所リハⅠ214・人欠・継続							要介護4 417 単位 × 70% × 85%	248	
16	7720	通所リハⅠ215・人欠・継続							要介護5 448 単位 × 70% × 85%	267	
16	7721	通所リハⅠ221・人欠・継続			(2) 2時間以上3時間未満				要介護1 343 単位 × 70% × 85%	204	
16	7722	通所リハⅠ222・人欠・継続							要介護2 398 単位 × 70% × 85%	237	
16	7723	通所リハⅠ223・人欠・継続							要介護3 455 単位 × 70% × 85%	271	
16	7724	通所リハⅠ224・人欠・継続							要介護4 510 単位 × 70% × 85%	303	
16	7725	通所リハⅠ225・人欠・継続							要介護5 566 単位 × 70% × 85%	337	
16	7726	通所リハⅠ231・人欠・継続			(3) 3時間以上4時間未満				要介護1 444 単位 × 70% × 85%	264	
16	7727	通所リハⅠ232・人欠・継続							要介護2 520 単位 × 70% × 85%	309	
16	7728	通所リハⅠ233・人欠・継続							要介護3 596 単位 × 70% × 85%	354	
16	7729	通所リハⅠ234・人欠・継続							要介護4 673 単位 × 70% × 85%	400	
16	7730	通所リハⅠ235・人欠・継続							要介護5 749 単位 × 70% × 85%	445	
16	7731	通所リハⅠ241・人欠・継続			(4) 4時間以上6時間未満				要介護1 559 単位 × 70% × 85%	332	
16	7732	通所リハⅠ242・人欠・継続							要介護2 666 単位 × 70% × 85%	396	
16	7733	通所リハⅠ243・人欠・継続							要介護3 772 単位 × 70% × 85%	459	
16	7734	通所リハⅠ244・人欠・継続							要介護4 878 単位 × 70% × 85%	523	
16	7735	通所リハⅠ245・人欠・継続							要介護5 984 単位 × 70% × 85%	586	
16	7736	通所リハⅠ251・人欠・継続			(5) 6時間以上8時間未満				要介護1 726 単位 × 70% × 85%	432	
16	7737	通所リハⅠ252・人欠・継続							要介護2 875 単位 × 70% × 85%	521	
16	7738	通所リハⅠ253・人欠・継続							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85%	608	
16	7739	通所リハⅠ254・人欠・継続							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85%	698	
16	7740	通所リハⅠ255・人欠・継続							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85%	786	
16	7741	通所リハⅠ251・人欠・継続・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	482	
16	7742	通所リハⅠ252・人欠・継続・延1							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	571	
16	7743	通所リハⅠ253・人欠・継続・延1							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	658	
16	7744	通所リハⅠ254・人欠・継続・延1							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	748	
16	7745	通所リハⅠ255・人欠・継続・延1							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	836	
16	7746	通所リハⅠ251・人欠・継続・延2				9時間以上10時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	532	
16	7747	通所リハⅠ252・人欠・継続・延2							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	621	
16	7748	通所リハⅠ253・人欠・継続・延2							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	708	
16	7749	通所リハⅠ254・人欠・継続・延2							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	798	
16	7750	通所リハⅠ255・人欠・継続・延2							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	886	
16	7751	通所リハⅠ251・人欠・継続・延3				10時間以上11時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	582	
16	7752	通所リハⅠ252・人欠・継続・延3							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	671	
16	7753	通所リハⅠ253・人欠・継続・延3							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	758	
16	7754	通所リハⅠ254・人欠・継続・延3							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	848	
16	7755	通所リハⅠ255・人欠・継続・延3							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	936	
16	7756	通所リハⅠ251・人欠・継続・延4				11時間以上12時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	632	
16	7757	通所リハⅠ252・人欠・継続・延4							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	721	
16	7758	通所リハⅠ253・人欠・継続・延4							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	808	
16	7759	通所リハⅠ254・人欠・継続・延4							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	898	
16	7760	通所リハⅠ255・人欠・継続・延4							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	986	
16	7761	通所リハⅠ251・人欠・継続・延5				12時間以上13時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	682	
16	7762	通所リハⅠ252・人欠・継続・延5							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	771	
16	7763	通所リハⅠ253・人欠・継続・延5							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	858	
16	7764	通所リハⅠ254・人欠・継続・延5							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	948	
16	7765	通所リハⅠ255・人欠・継続・延5							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	1,036	
16	7766	通所リハⅠ251・人欠・継続・延6				13時間以上14時間未満			要介護1 726 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	732	
16	7767	通所リハⅠ252・人欠・継続・延6							要介護2 875 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	821	
16	7768	通所リハⅠ253・人欠・継続・延6							要介護3 1,022 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	908	
16	7769	通所リハⅠ254・人欠・継続・延6							要介護4 1,173 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	998	
16	7770	通所リハⅠ255・人欠・継続・延6							要介護5 1,321 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	1,086	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	7771	通所リハⅡ111・人欠・継続	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 323 単位 × 70% × 85%	192	1回につき
16	7772	通所リハⅡ112・人欠・継続							要介護2 354 単位 × 70% × 85%	211	
16	7773	通所リハⅡ113・人欠・継続							要介護3 382 単位 × 70% × 85%	227	
16	7774	通所リハⅡ114・人欠・継続							要介護4 411 単位 × 70% × 85%	245	
16	7775	通所リハⅡ115・人欠・継続							要介護5 441 単位 × 70% × 85%	263	
16	7776	通所リハⅡ121・人欠・継続			(2) 2時間以上3時間未満				要介護1 337 単位 × 70% × 85%	201	
16	7777	通所リハⅡ122・人欠・継続							要介護2 392 単位 × 70% × 85%	233	
16	7778	通所リハⅡ123・人欠・継続							要介護3 448 単位 × 70% × 85%	267	
16	7779	通所リハⅡ124・人欠・継続							要介護4 502 単位 × 70% × 85%	298	
16	7780	通所リハⅡ125・人欠・継続							要介護5 558 単位 × 70% × 85%	332	
16	7781	通所リハⅡ131・人欠・継続			(3) 3時間以上4時間未満				要介護1 437 単位 × 70% × 85%	260	
16	7782	通所リハⅡ132・人欠・継続							要介護2 512 単位 × 70% × 85%	304	
16	7783	通所リハⅡ133・人欠・継続							要介護3 587 単位 × 70% × 85%	349	
16	7784	通所リハⅡ134・人欠・継続							要介護4 662 単位 × 70% × 85%	394	
16	7785	通所リハⅡ135・人欠・継続							要介護5 737 単位 × 70% × 85%	439	
16	7786	通所リハⅡ141・人欠・継続			(4) 4時間以上6時間未満				要介護1 551 単位 × 70% × 85%	328	
16	7787	通所リハⅡ142・人欠・継続							要介護2 655 単位 × 70% × 85%	390	
16	7788	通所リハⅡ143・人欠・継続							要介護3 759 単位 × 70% × 85%	451	
16	7789	通所リハⅡ144・人欠・継続							要介護4 864 単位 × 70% × 85%	514	
16	7790	通所リハⅡ145・人欠・継続							要介護5 969 単位 × 70% × 85%	576	
16	7791	通所リハⅡ151・人欠・継続			(5) 6時間以上8時間未満				要介護1 714 単位 × 70% × 85%	425	
16	7792	通所リハⅡ152・人欠・継続							要介護2 861 単位 × 70% × 85%	513	
16	7793	通所リハⅡ153・人欠・継続							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85%	599	
16	7794	通所リハⅡ154・人欠・継続							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85%	685	
16	7795	通所リハⅡ155・人欠・継続							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85%	773	
16	7796	通所リハⅡ151・人欠・継続・延1			注(5)の前後に日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	475	
16	7797	通所リハⅡ152・人欠・継続・延1							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	563	
16	7798	通所リハⅡ153・人欠・継続・延1							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	649	
16	7799	通所リハⅡ154・人欠・継続・延1							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	735	
16	7800	通所リハⅡ155・人欠・継続・延1							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	823	
16	7801	通所リハⅡ151・人欠・継続・延2				9時間以上10時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	525	
16	7802	通所リハⅡ152・人欠・継続・延2							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	613	
16	7803	通所リハⅡ153・人欠・継続・延2							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	699	
16	7804	通所リハⅡ154・人欠・継続・延2							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	785	
16	7805	通所リハⅡ155・人欠・継続・延2							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	873	
16	7806	通所リハⅡ151・人欠・継続・延3				10時間以上11時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	575	
16	7807	通所リハⅡ152・人欠・継続・延3							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	663	
16	7808	通所リハⅡ153・人欠・継続・延3							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	749	
16	7809	通所リハⅡ154・人欠・継続・延3							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	835	
16	7810	通所リハⅡ155・人欠・継続・延3							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	923	
16	7811	通所リハⅡ151・人欠・継続・延4				11時間以上12時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	625	
16	7812	通所リハⅡ152・人欠・継続・延4							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	713	
16	7813	通所リハⅡ153・人欠・継続・延4							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	799	
16	7814	通所リハⅡ154・人欠・継続・延4							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	885	
16	7815	通所リハⅡ155・人欠・継続・延4							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	973	
16	7816	通所リハⅡ151・人欠・継続・延5				12時間以上13時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	675	
16	7817	通所リハⅡ152・人欠・継続・延5							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	763	
16	7818	通所リハⅡ153・人欠・継続・延5							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	849	
16	7819	通所リハⅡ154・人欠・継続・延5							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	935	
16	7820	通所リハⅡ155・人欠・継続・延5							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	1,023	
16	7821	通所リハⅡ151・人欠・継続・延6				13時間以上14時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	725	
16	7822	通所リハⅡ152・人欠・継続・延6							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	813	
16	7823	通所リハⅡ153・人欠・継続・延6							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	899	
16	7824	通所リハⅡ154・人欠・継続・延6							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	985	
16	7825	通所リハⅡ155・人欠・継続・延6							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	1,073	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	7826	通所リハⅡ211・人欠・継続	ロ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 323 単位 × 70% × 85%	192	1回につき
16	7827	通所リハⅡ212・人欠・継続							要介護2 354 単位 × 70% × 85%	211	
16	7828	通所リハⅡ213・人欠・継続							要介護3 382 単位 × 70% × 85%	227	
16	7829	通所リハⅡ214・人欠・継続							要介護4 411 単位 × 70% × 85%	245	
16	7830	通所リハⅡ215・人欠・継続							要介護5 441 単位 × 70% × 85%	263	
16	7831	通所リハⅡ221・人欠・継続			(2) 2時間以上3時間未満				要介護1 337 単位 × 70% × 85%	201	
16	7832	通所リハⅡ222・人欠・継続							要介護2 392 単位 × 70% × 85%	233	
16	7833	通所リハⅡ223・人欠・継続							要介護3 448 単位 × 70% × 85%	267	
16	7834	通所リハⅡ224・人欠・継続							要介護4 502 単位 × 70% × 85%	298	
16	7835	通所リハⅡ225・人欠・継続							要介護5 558 単位 × 70% × 85%	332	
16	7836	通所リハⅡ231・人欠・継続			(3) 3時間以上4時間未満				要介護1 437 単位 × 70% × 85%	260	
16	7837	通所リハⅡ232・人欠・継続							要介護2 512 単位 × 70% × 85%	304	
16	7838	通所リハⅡ233・人欠・継続							要介護3 587 単位 × 70% × 85%	349	
16	7839	通所リハⅡ234・人欠・継続							要介護4 662 単位 × 70% × 85%	394	
16	7840	通所リハⅡ235・人欠・継続							要介護5 737 単位 × 70% × 85%	439	
16	7841	通所リハⅡ241・人欠・継続			(4) 4時間以上6時間未満				要介護1 551 単位 × 70% × 85%	328	
16	7842	通所リハⅡ242・人欠・継続							要介護2 655 単位 × 70% × 85%	390	
16	7843	通所リハⅡ243・人欠・継続							要介護3 759 単位 × 70% × 85%	451	
16	7844	通所リハⅡ244・人欠・継続							要介護4 864 単位 × 70% × 85%	514	
16	7845	通所リハⅡ245・人欠・継続							要介護5 969 単位 × 70% × 85%	576	
16	7846	通所リハⅡ251・人欠・継続			(5) 6時間以上8時間未満				要介護1 714 単位 × 70% × 85%	425	
16	7847	通所リハⅡ252・人欠・継続							要介護2 861 単位 × 70% × 85%	513	
16	7848	通所リハⅡ253・人欠・継続							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85%	599	
16	7849	通所リハⅡ254・人欠・継続							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85%	685	
16	7850	通所リハⅡ255・人欠・継続							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85%	773	
16	7851	通所リハⅡ251・人欠・継続・延1			注(5)の前後に 日常生活上の世話を行う場合	8時間以上9時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	475	
16	7852	通所リハⅡ252・人欠・継続・延1							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	563	
16	7853	通所リハⅡ253・人欠・継続・延1							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	649	
16	7854	通所リハⅡ254・人欠・継続・延1							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	735	
16	7855	通所リハⅡ255・人欠・継続・延1							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	823	
16	7856	通所リハⅡ251・人欠・継続・延2				9時間以上10時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	525	
16	7857	通所リハⅡ252・人欠・継続・延2							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	613	
16	7858	通所リハⅡ253・人欠・継続・延2							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	699	
16	7859	通所リハⅡ254・人欠・継続・延2							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	785	
16	7860	通所リハⅡ255・人欠・継続・延2							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	873	
16	7861	通所リハⅡ251・人欠・継続・延3				10時間以上11時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	575	
16	7862	通所リハⅡ252・人欠・継続・延3							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	663	
16	7863	通所リハⅡ253・人欠・継続・延3							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	749	
16	7864	通所リハⅡ254・人欠・継続・延3							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	835	
16	7865	通所リハⅡ255・人欠・継続・延3							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	923	
16	7866	通所リハⅡ251・人欠・継続・延4				11時間以上12時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	625	
16	7867	通所リハⅡ252・人欠・継続・延4							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	713	
16	7868	通所リハⅡ253・人欠・継続・延4							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	799	
16	7869	通所リハⅡ254・人欠・継続・延4							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	885	
16	7870	通所リハⅡ255・人欠・継続・延4							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	973	
16	7871	通所リハⅡ251・人欠・継続・延5				12時間以上13時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	675	
16	7872	通所リハⅡ252・人欠・継続・延5							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	763	
16	7873	通所リハⅡ253・人欠・継続・延5							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	849	
16	7874	通所リハⅡ254・人欠・継続・延5							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	935	
16	7875	通所リハⅡ255・人欠・継続・延5							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	1,023	
16	7876	通所リハⅡ251・人欠・継続・延6				13時間以上14時間未満			要介護1 714 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	725	
16	7877	通所リハⅡ252・人欠・継続・延6							要介護2 861 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	813	
16	7878	通所リハⅡ253・人欠・継続・延6							要介護3 1,007 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	899	
16	7879	通所リハⅡ254・人欠・継続・延6							要介護4 1,152 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	985	
16	7880	通所リハⅡ255・人欠・継続・延6							要介護5 1,299 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	1,073	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	7881	通所リハⅢ111・人欠・継続	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 316 単位 × 70% × 85%	188	1回につき
16	7882	通所リハⅢ112・人欠・継続							要介護2 346 単位 × 70% × 85%	206	
16	7883	通所リハⅢ113・人欠・継続							要介護3 373 単位 × 70% × 85%	222	
16	7884	通所リハⅢ114・人欠・継続							要介護4 402 単位 × 70% × 85%	239	
16	7885	通所リハⅢ115・人欠・継続							要介護5 430 単位 × 70% × 85%	256	
16	7886	通所リハⅢ121・人欠・継続			(2) 2時間以上 3時間未満				要介護1 330 単位 × 70% × 85%	196	
16	7887	通所リハⅢ122・人欠・継続							要介護2 384 単位 × 70% × 85%	229	
16	7888	通所リハⅢ123・人欠・継続							要介護3 437 単位 × 70% × 85%	260	
16	7889	通所リハⅢ124・人欠・継続							要介護4 491 単位 × 70% × 85%	292	
16	7890	通所リハⅢ125・人欠・継続							要介護5 544 単位 × 70% × 85%	324	
16	7891	通所リハⅢ131・人欠・継続			(3) 3時間以上 4時間未満				要介護1 426 単位 × 70% × 85%	253	
16	7892	通所リハⅢ132・人欠・継続							要介護2 500 単位 × 70% × 85%	298	
16	7893	通所リハⅢ133・人欠・継続							要介護3 573 単位 × 70% × 85%	341	
16	7894	通所リハⅢ134・人欠・継続							要介護4 646 単位 × 70% × 85%	384	
16	7895	通所リハⅢ135・人欠・継続							要介護5 719 単位 × 70% × 85%	428	
16	7896	通所リハⅢ141・人欠・継続			(4) 4時間以上 6時間未満				要介護1 536 単位 × 70% × 85%	319	
16	7897	通所リハⅢ142・人欠・継続							要介護2 638 単位 × 70% × 85%	380	
16	7898	通所リハⅢ143・人欠・継続							要介護3 741 単位 × 70% × 85%	441	
16	7899	通所リハⅢ144・人欠・継続							要介護4 842 単位 × 70% × 85%	501	
16	7900	通所リハⅢ145・人欠・継続							要介護5 944 単位 × 70% × 85%	562	
16	7901	通所リハⅢ151・人欠・継続			(5) 6時間以上 8時間未満				要介護1 697 単位 × 70% × 85%	415	
16	7902	通所リハⅢ152・人欠・継続							要介護2 839 単位 × 70% × 85%	499	
16	7903	通所リハⅢ153・人欠・継続							要介護3 982 単位 × 70% × 85%	584	
16	7904	通所リハⅢ154・人欠・継続							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85%	669	
16	7905	通所リハⅢ155・人欠・継続							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85%	753	
16	7906	通所リハⅢ151・人欠・継続・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上9時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	465	
16	7907	通所リハⅢ152・人欠・継続・延1							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	549	
16	7908	通所リハⅢ153・人欠・継続・延1							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	634	
16	7909	通所リハⅢ154・人欠・継続・延1							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	719	
16	7910	通所リハⅢ155・人欠・継続・延1							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	803	
16	7911	通所リハⅢ151・人欠・継続・延2				9時間以上10時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	515	
16	7912	通所リハⅢ152・人欠・継続・延2							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	599	
16	7913	通所リハⅢ153・人欠・継続・延2							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	684	
16	7914	通所リハⅢ154・人欠・継続・延2							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	769	
16	7915	通所リハⅢ155・人欠・継続・延2							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	853	
16	7916	通所リハⅢ151・人欠・継続・延3				10時間以上11時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	565	
16	7917	通所リハⅢ152・人欠・継続・延3							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	649	
16	7918	通所リハⅢ153・人欠・継続・延3							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	734	
16	7919	通所リハⅢ154・人欠・継続・延3							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	819	
16	7920	通所リハⅢ155・人欠・継続・延3							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	903	
16	7921	通所リハⅢ151・人欠・継続・延4				11時間以上12時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	615	
16	7922	通所リハⅢ152・人欠・継続・延4							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	699	
16	7923	通所リハⅢ153・人欠・継続・延4							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	784	
16	7924	通所リハⅢ154・人欠・継続・延4							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	869	
16	7925	通所リハⅢ155・人欠・継続・延4							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	953	
16	7926	通所リハⅢ151・人欠・継続・延5				12時間以上13時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	665	
16	7927	通所リハⅢ152・人欠・継続・延5							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	749	
16	7928	通所リハⅢ153・人欠・継続・延5							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	834	
16	7929	通所リハⅢ154・人欠・継続・延5							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	919	
16	7930	通所リハⅢ155・人欠・継続・延5							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	1,003	
16	7931	通所リハⅢ151・人欠・継続・延6				13時間以上14時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	715	
16	7932	通所リハⅢ152・人欠・継続・延6							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	799	
16	7933	通所リハⅢ153・人欠・継続・延6							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	884	
16	7934	通所リハⅢ154・人欠・継続・延6							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	969	
16	7935	通所リハⅢ155・人欠・継続・延6							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	1,053	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
16	7936	通所リハⅢ211・人欠・継続	ハ 大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満		注 医師、PT・OT・ST、看護・介護職員が欠員の場合	注 生活行為向上リハビリ実施後にリハビリテーションを継続した場合	要介護1 316 単位 × 70% × 85%	188	1回につき
16	7937	通所リハⅢ212・人欠・継続							要介護2 346 単位 × 70% × 85%	206	
16	7938	通所リハⅢ213・人欠・継続							要介護3 373 単位 × 70% × 85%	222	
16	7939	通所リハⅢ214・人欠・継続							要介護4 402 単位 × 70% × 85%	239	
16	7940	通所リハⅢ215・人欠・継続							要介護5 430 単位 × 70% × 85%	256	
16	7941	通所リハⅢ221・人欠・継続			(2) 2時間以上3時間未満				要介護1 330 単位 × 70% × 85%	196	
16	7942	通所リハⅢ222・人欠・継続							要介護2 384 単位 × 70% × 85%	229	
16	7943	通所リハⅢ223・人欠・継続							要介護3 437 単位 × 70% × 85%	260	
16	7944	通所リハⅢ224・人欠・継続							要介護4 491 単位 × 70% × 85%	292	
16	7945	通所リハⅢ225・人欠・継続							要介護5 544 単位 × 70% × 85%	324	
16	7946	通所リハⅢ231・人欠・継続			(3) 3時間以上4時間未満				要介護1 426 単位 × 70% × 85%	253	
16	7947	通所リハⅢ232・人欠・継続							要介護2 500 単位 × 70% × 85%	298	
16	7948	通所リハⅢ233・人欠・継続							要介護3 573 単位 × 70% × 85%	341	
16	7949	通所リハⅢ234・人欠・継続							要介護4 646 単位 × 70% × 85%	384	
16	7950	通所リハⅢ235・人欠・継続							要介護5 719 単位 × 70% × 85%	428	
16	7951	通所リハⅢ241・人欠・継続			(4) 4時間以上6時間未満				要介護1 536 単位 × 70% × 85%	319	
16	7952	通所リハⅢ242・人欠・継続							要介護2 638 単位 × 70% × 85%	380	
16	7953	通所リハⅢ243・人欠・継続							要介護3 741 単位 × 70% × 85%	441	
16	7954	通所リハⅢ244・人欠・継続							要介護4 842 単位 × 70% × 85%	501	
16	7955	通所リハⅢ245・人欠・継続							要介護5 944 単位 × 70% × 85%	562	
16	7956	通所リハⅢ251・人欠・継続			(5) 6時間以上8時間未満				要介護1 697 単位 × 70% × 85%	415	
16	7957	通所リハⅢ252・人欠・継続							要介護2 839 単位 × 70% × 85%	499	
16	7958	通所リハⅢ253・人欠・継続							要介護3 982 単位 × 70% × 85%	584	
16	7959	通所リハⅢ254・人欠・継続							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85%	669	
16	7960	通所リハⅢ255・人欠・継続							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85%	753	
16	7961	通所リハⅢ251・人欠・継続・延1			注(5)の前後に	日常生活上の世話を行う場合 8時間以上9時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	465	
16	7962	通所リハⅢ252・人欠・継続・延1							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	549	
16	7963	通所リハⅢ253・人欠・継続・延1							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	634	
16	7964	通所リハⅢ254・人欠・継続・延1							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	719	
16	7965	通所リハⅢ255・人欠・継続・延1							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 50 単位	803	
16	7966	通所リハⅢ251・人欠・継続・延2				9時間以上10時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	515	
16	7967	通所リハⅢ252・人欠・継続・延2							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	599	
16	7968	通所リハⅢ253・人欠・継続・延2							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	684	
16	7969	通所リハⅢ254・人欠・継続・延2							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	769	
16	7970	通所リハⅢ255・人欠・継続・延2							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 100 単位	853	
16	7971	通所リハⅢ251・人欠・継続・延3				10時間以上11時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	565	
16	7972	通所リハⅢ252・人欠・継続・延3							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	649	
16	7973	通所リハⅢ253・人欠・継続・延3							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	734	
16	7974	通所リハⅢ254・人欠・継続・延3							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	819	
16	7975	通所リハⅢ255・人欠・継続・延3							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 150 単位	903	
16	7976	通所リハⅢ251・人欠・継続・延4				11時間以上12時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	615	
16	7977	通所リハⅢ252・人欠・継続・延4							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	699	
16	7978	通所リハⅢ253・人欠・継続・延4							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	784	
16	7979	通所リハⅢ254・人欠・継続・延4							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	869	
16	7980	通所リハⅢ255・人欠・継続・延4							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 200 単位	953	
16	7981	通所リハⅢ251・人欠・継続・延5				12時間以上13時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	665	
16	7982	通所リハⅢ252・人欠・継続・延5							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	749	
16	7983	通所リハⅢ253・人欠・継続・延5							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	834	
16	7984	通所リハⅢ254・人欠・継続・延5							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	919	
16	7985	通所リハⅢ255・人欠・継続・延5							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 250 単位	1,003	
16	7986	通所リハⅢ251・人欠・継続・延6				13時間以上14時間未満			要介護1 697 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	715	
16	7987	通所リハⅢ252・人欠・継続・延6							要介護2 839 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	799	
16	7988	通所リハⅢ253・人欠・継続・延6							要介護3 982 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	884	
16	7989	通所リハⅢ254・人欠・継続・延6							要介護4 1,124 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	969	
16	7990	通所リハⅢ255・人欠・継続・延6							要介護5 1,266 単位 × 70% × 85% ＋ 300 単位	1,053	

8 短期入所生活介護サービスコード表（平成27年4月1日～平成27年7月31日）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
21	1111	単独短期生活Ⅰ1	イ 短期入所生活介護費	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	620 単位			620	1日につき
21	1113	単独短期生活Ⅰ1･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	601	
21	1121	単独短期生活Ⅰ2				要介護2	687 単位			687	
21	1123	単独短期生活Ⅰ2･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	666	
21	1131	単独短期生活Ⅰ3				要介護3	755 単位			755	
21	1133	単独短期生活Ⅰ3･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	732	
21	1141	単独短期生活Ⅰ4				要介護4	822 単位			822	
21	1143	単独短期生活Ⅰ4･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	797	
21	1151	単独短期生活Ⅰ5				要介護5	887 単位			887	
21	1153	単独短期生活Ⅰ5･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	860	
21	1115	単独短期生活Ⅱ1			(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	687 単位			687	
21	1117	単独短期生活Ⅱ1･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	666	
21	1125	単独短期生活Ⅱ2				要介護2	754 単位			754	
21	1127	単独短期生活Ⅱ2･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	731	
21	1135	単独短期生活Ⅱ3				要介護3	822 単位			822	
21	1137	単独短期生活Ⅱ3･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	797	
21	1145	単独短期生活Ⅱ4				要介護4	889 単位			889	
21	1147	単独短期生活Ⅱ4･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	862	
21	1155	単独短期生活Ⅱ5				要介護5	954 単位			954	
21	1157	単独短期生活Ⅱ5･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	925	
21	2111	併設短期生活Ⅰ1		(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	579 単位			579	
21	2113	併設短期生活Ⅰ1･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	562	
21	2121	併設短期生活Ⅰ2				要介護2	646 単位			646	
21	2123	併設短期生活Ⅰ2･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	627	
21	2131	併設短期生活Ⅰ3				要介護3	714 単位			714	
21	2133	併設短期生活Ⅰ3･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	693	
21	2141	併設短期生活Ⅰ4				要介護4	781 単位			781	
21	2143	併設短期生活Ⅰ4･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	758	
21	2151	併設短期生活Ⅰ5				要介護5	846 単位			846	
21	2153	併設短期生活Ⅰ5･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	821	
21	2115	併設短期生活Ⅱ1			(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	646 単位			646	
21	2117	併設短期生活Ⅱ1･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	627	
21	2125	併設短期生活Ⅱ2				要介護2	713 単位			713	
21	2127	併設短期生活Ⅱ2･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	692	
21	2135	併設短期生活Ⅱ3				要介護3	781 単位			781	
21	2137	併設短期生活Ⅱ3･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	758	
21	2145	併設短期生活Ⅱ4				要介護4	848 単位			848	
21	2147	併設短期生活Ⅱ4･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	823	
21	2155	併設短期生活Ⅱ5				要介護5	913 単位			913	
21	2157	併設短期生活Ⅱ5･夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	886	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
21	1411	単ユ短期生活Ⅰ1	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	718 単位		718	1日につき
21	1413	単ユ短期生活Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	696	
21	1421	単ユ短期生活Ⅰ2				要介護2	784 単位		784	
21	1423	単ユ短期生活Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	760	
21	1431	単ユ短期生活Ⅰ3				要介護3	855 単位		855	
21	1433	単ユ短期生活Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	829	
21	1441	単ユ短期生活Ⅰ4				要介護4	921 単位		921	
21	1443	単ユ短期生活Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	893	
21	1451	単ユ短期生活Ⅰ5				要介護5	987 単位		987	
21	1453	単ユ短期生活Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	957	
21	1415	単ユ短期生活Ⅱ1			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	718 単位		718	
21	1417	単ユ短期生活Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	696	
21	1425	単ユ短期生活Ⅱ2				要介護2	784 単位		784	
21	1427	単ユ短期生活Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	760	
21	1435	単ユ短期生活Ⅱ3				要介護3	855 単位		855	
21	1437	単ユ短期生活Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	829	
21	1445	単ユ短期生活Ⅱ4				要介護4	921 単位		921	
21	1447	単ユ短期生活Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	893	
21	1455	単ユ短期生活Ⅱ5				要介護5	987 単位		987	
21	1457	単ユ短期生活Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	957	
21	2411	併ユ短期生活Ⅰ1		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	677 単位		677	
21	2413	併ユ短期生活Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	657	
21	2421	併ユ短期生活Ⅰ2				要介護2	743 単位		743	
21	2423	併ユ短期生活Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	721	
21	2431	併ユ短期生活Ⅰ3				要介護3	814 単位		814	
21	2433	併ユ短期生活Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	790	
21	2441	併ユ短期生活Ⅰ4				要介護4	880 単位		880	
21	2443	併ユ短期生活Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	854	
21	2451	併ユ短期生活Ⅰ5				要介護5	946 単位		946	
21	2453	併ユ短期生活Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	918	
21	2415	併ユ短期生活Ⅱ1			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	677 単位		677	
21	2417	併ユ短期生活Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	657	
21	2425	併ユ短期生活Ⅱ2				要介護2	743 単位		743	
21	2427	併ユ短期生活Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	721	
21	2435	併ユ短期生活Ⅱ3				要介護3	814 単位		814	
21	2437	併ユ短期生活Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	790	
21	2445	併ユ短期生活Ⅱ4				要介護4	880 単位		880	
21	2447	併ユ短期生活Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	854	
21	2455	併ユ短期生活Ⅱ5				要介護5	946 単位		946	
21	2457	併ユ短期生活Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	918	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
21	3005	単ユ短期生活Ⅰ1・未	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1)単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 718 単位		ユニットケア体制未整備減算 × 97%	696	1日につき
21	3007	単ユ短期生活Ⅰ1・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		675	
21	3009	単ユ短期生活Ⅰ2・未				要介護2 784 単位			760	
21	3011	単ユ短期生活Ⅰ2・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		737	
21	3013	単ユ短期生活Ⅰ3・未				要介護3 855 単位			829	
21	3015	単ユ短期生活Ⅰ3・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		804	
21	3017	単ユ短期生活Ⅰ4・未				要介護4 921 単位			893	
21	3019	単ユ短期生活Ⅰ4・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		866	
21	3021	単ユ短期生活Ⅰ5・未				要介護5 987 単位			957	
21	3023	単ユ短期生活Ⅰ5・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		928	
21	3029	単ユ短期生活Ⅱ1・未			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 718 単位			696	
21	3031	単ユ短期生活Ⅱ1・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		675	
21	3033	単ユ短期生活Ⅱ2・未				要介護2 784 単位			760	
21	3035	単ユ短期生活Ⅱ2・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		737	
21	3037	単ユ短期生活Ⅱ3・未				要介護3 855 単位			829	
21	3039	単ユ短期生活Ⅱ3・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		804	
21	3041	単ユ短期生活Ⅱ4・未				要介護4 921 単位			893	
21	3043	単ユ短期生活Ⅱ4・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		866	
21	3045	単ユ短期生活Ⅱ5・未				要介護5 987 単位			957	
21	3047	単ユ短期生活Ⅱ5・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		928	
21	3053	併ユ短期生活Ⅰ1・未		(2)併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 677 単位		ユニットケア体制未整備減算 × 97%	657	
21	3055	併ユ短期生活Ⅰ1・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		637	
21	3057	併ユ短期生活Ⅰ2・未				要介護2 743 単位			721	
21	3059	併ユ短期生活Ⅰ2・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		699	
21	3061	併ユ短期生活Ⅰ3・未				要介護3 814 単位			790	
21	3063	併ユ短期生活Ⅰ3・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		766	
21	3065	併ユ短期生活Ⅰ4・未				要介護4 880 単位			854	
21	3067	併ユ短期生活Ⅰ4・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		828	
21	3069	併ユ短期生活Ⅰ5・未				要介護5 946 単位			918	
21	3071	併ユ短期生活Ⅰ5・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		890	
21	3077	併ユ短期生活Ⅱ1・未			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 677 単位			657	
21	3079	併ユ短期生活Ⅱ1・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		637	
21	3081	併ユ短期生活Ⅱ2・未				要介護2 743 単位			721	
21	3083	併ユ短期生活Ⅱ2・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		699	
21	3085	併ユ短期生活Ⅱ3・未				要介護3 814 単位			790	
21	3087	併ユ短期生活Ⅱ3・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		766	
21	3089	併ユ短期生活Ⅱ4・未				要介護4 880 単位			854	
21	3091	併ユ短期生活Ⅱ4・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		828	
21	3093	併ユ短期生活Ⅱ5・未				要介護5 946 単位			918	
21	3095	併ユ短期生活Ⅱ5・夜減・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		890	
21	6004	短期生活機能訓練体制加算	機能訓練体制加算					12 単位加算	12	
21	6005	短期生活個別機能訓練加算	個別機能訓練加算					56 単位加算	56	
21	6113	短期生活看護体制加算Ⅰ	看護体制加算		看護体制加算(Ⅰ)			4 単位加算	4	
21	6115	短期生活看護体制加算Ⅱ			看護体制加算(Ⅱ)			8 単位加算	8	
21	6116	短期生活医療連携強化加算	医療連携強化加算					58 単位加算	58	
21	6117	短期生活夜勤職員配置加算Ⅰ	夜勤職員配置加算		夜勤職員配置加算(Ⅰ)		イのサービス費を算定する場合	13 単位加算	13	
21	6119	短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ			夜勤職員配置加算(Ⅱ)		ロのサービス費を算定する場合	18 単位加算	18	
21	6121	短期生活認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)					200 単位加算	200	
21	6109	短期生活若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算					120 単位加算	120	
21	9200	短期入所生活介護送迎加算	送迎を行う場合					184 単位加算	184	片道につき
21	6281	短生緊急短期入所体制確保加算	緊急短期入所体制確保加算					40 単位加算	40	1日につき
21	6282	短生緊急短期入所受入加算	緊急短期入所受入加算(7日間限度)					90 単位加算	90	1日につき
21	6283	短期生活長期利用者提供減算	長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合					30 単位減算	−30	
21	6275	短期生活療養食加算	ハ 療養食加算					23 単位加算	23	
21	6277	短期生活在宅中重度者受入加算1	ニ 在宅中重度者受入加算		(1)看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合			421 単位加算	421	
21	6278	短期生活在宅中重度者受入加算2			(2)看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合			417 単位加算	417	
21	6279	短期生活在宅中重度者受入加算3			(3)看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合			413 単位加算	413	
21	6280	短期生活在宅中重度者受入加算4			(4)看護体制加算を算定していない場合			425 単位加算	425	
21	6100	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ1	ホ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ			18 単位加算	18	
21	6101	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ2			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ			12 単位加算	12	
21	6102	短期生活サービス提供体制加算Ⅱ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			6 単位加算	6	
21	6103	短期生活サービス提供体制加算Ⅲ			(4)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			6 単位加算	6	
21	6107	短期生活処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
21	6104	短期生活処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 33/1000 加算		
21	6105	短期生活処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			(2)で算定した単位数の 90% 加算		
21	6106	短期生活処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)			(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
21	8011	単独短期Ⅰ1・超	イ 短期入所生活介護費	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 620 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		434	1日につき
21	8013	単独短期Ⅰ1・夜減・超								421	
21	8021	単独短期Ⅰ2・超				要介護2 687 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			481	
21	8023	単独短期Ⅰ2・夜減・超								466	
21	8031	単独短期Ⅰ3・超				要介護3 755 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			529	
21	8033	単独短期Ⅰ3・夜減・超								512	
21	8041	単独短期Ⅰ4・超				要介護4 822 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			575	
21	8043	単独短期Ⅰ4・夜減・超								558	
21	8051	単独短期Ⅰ5・超				要介護5 887 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			621	
21	8053	単独短期Ⅰ5・夜減・超								602	
21	8015	単独短期Ⅱ1・超			(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 687 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			481	
21	8017	単独短期Ⅱ1・夜減・超								466	
21	8025	単独短期Ⅱ2・超				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			528	
21	8027	単独短期Ⅱ2・夜減・超								512	
21	8035	単独短期Ⅱ3・超				要介護3 822 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			575	
21	8037	単独短期Ⅱ3・夜減・超								558	
21	8045	単独短期Ⅱ4・超				要介護4 889 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			622	
21	8047	単独短期Ⅱ4・夜減・超								603	
21	8055	単独短期Ⅱ5・超				要介護5 954 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			668	
21	8057	単独短期Ⅱ5・夜減・超								648	
21	8371	併設短期Ⅰ1・超		(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 579 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		405	
21	8373	併設短期Ⅰ1・夜減・超								393	
21	8381	併設短期Ⅰ2・超				要介護2 646 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			452	
21	8383	併設短期Ⅰ2・夜減・超								439	
21	8391	併設短期Ⅰ3・超				要介護3 714 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			500	
21	8393	併設短期Ⅰ3・夜減・超								485	
21	8401	併設短期Ⅰ4・超				要介護4 781 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			547	
21	8403	併設短期Ⅰ4・夜減・超								531	
21	8411	併設短期Ⅰ5・超				要介護5 846 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			592	
21	8413	併設短期Ⅰ5・夜減・超								575	
21	8375	併設短期Ⅱ1・超			(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 646 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			452	
21	8377	併設短期Ⅱ1・夜減・超								439	
21	8385	併設短期Ⅱ2・超				要介護2 713 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			499	
21	8387	併設短期Ⅱ2・夜減・超								484	
21	8395	併設短期Ⅱ3・超				要介護3 781 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			547	
21	8397	併設短期Ⅱ3・夜減・超								531	
21	8405	併設短期Ⅱ4・超				要介護4 848 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			594	
21	8407	併設短期Ⅱ4・夜減・超								576	
21	8415	併設短期Ⅱ5・超				要介護5 913 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			639	
21	8417	併設短期Ⅱ5・夜減・超								620	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
21	8191	単ユ短期Ⅰ1・超	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		503	1日につき
21	8193	単ユ短期Ⅰ1・夜減・超									487	
21	8201	単ユ短期Ⅰ2・超				要介護2	784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			549	
21	8203	単ユ短期Ⅰ2・夜減・超									532	
21	8211	単ユ短期Ⅰ3・超				要介護3	855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
21	8213	単ユ短期Ⅰ3・夜減・超									580	
21	8221	単ユ短期Ⅰ4・超				要介護4	921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			645	
21	8223	単ユ短期Ⅰ4・夜減・超									625	
21	8231	単ユ短期Ⅰ5・超				要介護5	987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			691	
21	8233	単ユ短期Ⅰ5・夜減・超									670	
21	8195	単ユ短期Ⅱ1・超			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			503	
21	8197	単ユ短期Ⅱ1・夜減・超									487	
21	8205	単ユ短期Ⅱ2・超				要介護2	784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			549	
21	8207	単ユ短期Ⅱ2・夜減・超									532	
21	8215	単ユ短期Ⅱ3・超				要介護3	855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
21	8217	単ユ短期Ⅱ3・夜減・超									580	
21	8225	単ユ短期Ⅱ4・超				要介護4	921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			645	
21	8227	単ユ短期Ⅱ4・夜減・超									625	
21	8235	単ユ短期Ⅱ5・超				要介護5	987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			691	
21	8237	単ユ短期Ⅱ5・夜減・超									670	
21	8551	併ユ短期Ⅰ1・超		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		474	
21	8553	併ユ短期Ⅰ1・夜減・超									460	
21	8561	併ユ短期Ⅰ2・超				要介護2	743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
21	8563	併ユ短期Ⅰ2・夜減・超									505	
21	8571	併ユ短期Ⅰ3・超				要介護3	814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			570	
21	8573	併ユ短期Ⅰ3・夜減・超									553	
21	8581	併ユ短期Ⅰ4・超				要介護4	880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			616	
21	8583	併ユ短期Ⅰ4・夜減・超									598	
21	8591	併ユ短期Ⅰ5・超				要介護5	946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			662	
21	8593	併ユ短期Ⅰ5・夜減・超									643	
21	8555	併ユ短期Ⅱ1・超			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			474	
21	8557	併ユ短期Ⅱ1・夜減・超									460	
21	8565	併ユ短期Ⅱ2・超				要介護2	743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
21	8567	併ユ短期Ⅱ2・夜減・超									505	
21	8575	併ユ短期Ⅱ3・超				要介護3	814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			570	
21	8577	併ユ短期Ⅱ3・夜減・超									553	
21	8585	併ユ短期Ⅱ4・超				要介護4	880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			616	
21	8587	併ユ短期Ⅱ4・夜減・超									598	
21	8595	併ユ短期Ⅱ5・超				要介護5	946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			662	
21	8597	併ユ短期Ⅱ5・夜減・超									643	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
21	7005	単ユ短期Ⅰ1・超・未	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 718 単位		定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	488	1日につき
21	7007	単ユ短期Ⅰ1・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			472	
21	7009	単ユ短期Ⅰ2・超・未				要介護2 784 単位				533	
21	7011	単ユ短期Ⅰ2・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			516	
21	7013	単ユ短期Ⅰ3・超・未				要介護3 855 単位				581	
21	7015	単ユ短期Ⅰ3・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			563	
21	7017	単ユ短期Ⅰ4・超・未				要介護4 921 単位				626	
21	7019	単ユ短期Ⅰ4・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
21	7021	単ユ短期Ⅰ5・超・未				要介護5 987 単位				670	
21	7023	単ユ短期Ⅰ5・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			650	
21	7029	単ユ短期Ⅱ1・超・未			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 718 単位				488	
21	7031	単ユ短期Ⅱ1・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			472	
21	7033	単ユ短期Ⅱ2・超・未				要介護2 784 単位				533	
21	7035	単ユ短期Ⅱ2・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			516	
21	7037	単ユ短期Ⅱ3・超・未				要介護3 855 単位				581	
21	7039	単ユ短期Ⅱ3・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			563	
21	7041	単ユ短期Ⅱ4・超・未				要介護4 921 単位				626	
21	7043	単ユ短期Ⅱ4・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
21	7045	単ユ短期Ⅱ5・超・未				要介護5 987 単位				670	
21	7047	単ユ短期Ⅱ5・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			650	
21	7053	併ユ短期Ⅰ1・超・未		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 677 単位		定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	460	
21	7055	併ユ短期Ⅰ1・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			446	
21	7057	併ユ短期Ⅰ2・超・未				要介護2 743 単位				504	
21	7059	併ユ短期Ⅰ2・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			490	
21	7061	併ユ短期Ⅰ3・超・未				要介護3 814 単位				553	
21	7063	併ユ短期Ⅰ3・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			536	
21	7065	併ユ短期Ⅰ4・超・未				要介護4 880 単位				598	
21	7067	併ユ短期Ⅰ4・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			580	
21	7069	併ユ短期Ⅰ5・超・未				要介護5 946 単位				642	
21	7071	併ユ短期Ⅰ5・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			624	
21	7077	併ユ短期Ⅱ1・超・未			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 677 単位				460	
21	7079	併ユ短期Ⅱ1・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			446	
21	7081	併ユ短期Ⅱ2・超・未				要介護2 743 単位				504	
21	7083	併ユ短期Ⅱ2・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			490	
21	7085	併ユ短期Ⅱ3・超・未				要介護3 814 単位				553	
21	7087	併ユ短期Ⅱ3・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			536	
21	7089	併ユ短期Ⅱ4・超・未				要介護4 880 単位				598	
21	7091	併ユ短期Ⅱ4・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			580	
21	7093	併ユ短期Ⅱ5・超・未				要介護5 946 単位				642	
21	7095	併ユ短期Ⅱ5・夜減・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			624	

介護・看護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
21	9411	単独短期Ⅰ1・欠	イ 短期入所生活介護費	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 620 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	介護・看護職員が欠員の場合 × 70%		434	1日につき
21	9413	単独短期Ⅰ1・夜減・欠								421	
21	9421	単独短期Ⅰ2・欠				要介護2 687 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			481	
21	9423	単独短期Ⅰ2・夜減・欠								466	
21	9431	単独短期Ⅰ3・欠				要介護3 755 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			529	
21	9433	単独短期Ⅰ3・夜減・欠								512	
21	9441	単独短期Ⅰ4・欠				要介護4 822 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			575	
21	9443	単独短期Ⅰ4・夜減・欠								558	
21	9451	単独短期Ⅰ5・欠				要介護5 887 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			621	
21	9453	単独短期Ⅰ5・夜減・欠								602	
21	9415	単独短期Ⅱ1・欠			(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 687 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			481	
21	9417	単独短期Ⅱ1・夜減・欠								466	
21	9425	単独短期Ⅱ2・欠				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			528	
21	9427	単独短期Ⅱ2・夜減・欠								512	
21	9435	単独短期Ⅱ3・欠				要介護3 822 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			575	
21	9437	単独短期Ⅱ3・夜減・欠								558	
21	9445	単独短期Ⅱ4・欠				要介護4 889 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			622	
21	9447	単独短期Ⅱ4・夜減・欠								603	
21	9455	単独短期Ⅱ5・欠				要介護5 954 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			668	
21	9457	単独短期Ⅱ5・夜減・欠								648	
21	9511	併設短期Ⅰ1・欠		(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 579 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	介護・看護職員が欠員の場合 × 70%		405	
21	9513	併設短期Ⅰ1・夜減・欠								393	
21	9521	併設短期Ⅰ2・欠				要介護2 646 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			452	
21	9523	併設短期Ⅰ2・夜減・欠								439	
21	9531	併設短期Ⅰ3・欠				要介護3 714 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			500	
21	9533	併設短期Ⅰ3・夜減・欠								485	
21	9541	併設短期Ⅰ4・欠				要介護4 781 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			547	
21	9543	併設短期Ⅰ4・夜減・欠								531	
21	9551	併設短期Ⅰ5・欠				要介護5 846 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			592	
21	9553	併設短期Ⅰ5・夜減・欠								575	
21	9515	併設短期Ⅱ1・欠			(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 646 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			452	
21	9517	併設短期Ⅱ1・夜減・欠								439	
21	9525	併設短期Ⅱ2・欠				要介護2 713 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			499	
21	9527	併設短期Ⅱ2・夜減・欠								484	
21	9535	併設短期Ⅱ3・欠				要介護3 781 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			547	
21	9537	併設短期Ⅱ3・夜減・欠								531	
21	9545	併設短期Ⅱ4・欠				要介護4 848 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			594	
21	9547	併設短期Ⅱ4・夜減・欠								576	
21	9555	併設短期Ⅱ5・欠				要介護5 913 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			639	
21	9557	併設短期Ⅱ5・夜減・欠								620	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
21	9111	単ユ短期Ⅰ1・欠	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	介護・看護職員が欠員の場合 × 70%		503	1日につき
21	9113	単ユ短期Ⅰ1・夜減・欠									487	
21	9121	単ユ短期Ⅰ2・欠				要介護2	784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			549	
21	9123	単ユ短期Ⅰ2・夜減・欠									532	
21	9131	単ユ短期Ⅰ3・欠				要介護3	855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
21	9133	単ユ短期Ⅰ3・夜減・欠									580	
21	9141	単ユ短期Ⅰ4・欠				要介護4	921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			645	
21	9143	単ユ短期Ⅰ4・夜減・欠									625	
21	9151	単ユ短期Ⅰ5・欠				要介護5	987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			691	
21	9153	単ユ短期Ⅰ5・夜減・欠									670	
21	9115	単ユ短期Ⅱ1・欠			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			503	
21	9117	単ユ短期Ⅱ1・夜減・欠									487	
21	9125	単ユ短期Ⅱ2・欠				要介護2	784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			549	
21	9127	単ユ短期Ⅱ2・夜減・欠									532	
21	9135	単ユ短期Ⅱ3・欠				要介護3	855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
21	9137	単ユ短期Ⅱ3・夜減・欠									580	
21	9145	単ユ短期Ⅱ4・欠				要介護4	921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			645	
21	9147	単ユ短期Ⅱ4・夜減・欠									625	
21	9155	単ユ短期Ⅱ5・欠				要介護5	987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			691	
21	9157	単ユ短期Ⅱ5・夜減・欠									670	
21	9311	併ユ短期Ⅰ1・欠		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	介護・看護職員が欠員の場合 × 70%		474	
21	9313	併ユ短期Ⅰ1・夜減・欠									460	
21	9321	併ユ短期Ⅰ2・欠				要介護2	743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
21	9323	併ユ短期Ⅰ2・夜減・欠									505	
21	9331	併ユ短期Ⅰ3・欠				要介護3	814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			570	
21	9333	併ユ短期Ⅰ3・夜減・欠									553	
21	9341	併ユ短期Ⅰ4・欠				要介護4	880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			616	
21	9343	併ユ短期Ⅰ4・夜減・欠									598	
21	9351	併ユ短期Ⅰ5・欠				要介護5	946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			662	
21	9353	併ユ短期Ⅰ5・夜減・欠									643	
21	9315	併ユ短期Ⅱ1・欠			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			474	
21	9317	併ユ短期Ⅱ1・夜減・欠									460	
21	9325	併ユ短期Ⅱ2・欠				要介護2	743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
21	9327	併ユ短期Ⅱ2・夜減・欠									505	
21	9335	併ユ短期Ⅱ3・欠				要介護3	814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			570	
21	9337	併ユ短期Ⅱ3・夜減・欠									553	
21	9345	併ユ短期Ⅱ4・欠				要介護4	880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			616	
21	9347	併ユ短期Ⅱ4・夜減・欠									598	
21	9355	併ユ短期Ⅱ5・欠				要介護5	946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			662	
21	9357	併ユ短期Ⅱ5・夜減・欠									643	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
21	7101	単ユ短期Ⅰ1・欠・未	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1		介護・看護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		488	1日につき
21	7103	単ユ短期Ⅰ1・夜減・欠・未				718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				472	
21	7105	単ユ短期Ⅰ2・欠・未				要介護2					533	
21	7107	単ユ短期Ⅰ2・夜減・欠・未				784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				516	
21	7109	単ユ短期Ⅰ3・欠・未				要介護3					581	
21	7111	単ユ短期Ⅰ3・夜減・欠・未				855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
21	7113	単ユ短期Ⅰ4・欠・未				要介護4					626	
21	7115	単ユ短期Ⅰ4・夜減・欠・未				921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				606	
21	7117	単ユ短期Ⅰ5・欠・未				要介護5					670	
21	7119	単ユ短期Ⅰ5・夜減・欠・未				987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				650	
21	7125	単ユ短期Ⅱ1・欠・未			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1					488	
21	7127	単ユ短期Ⅱ1・夜減・欠・未				718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				472	
21	7129	単ユ短期Ⅱ2・欠・未				要介護2					533	
21	7131	単ユ短期Ⅱ2・夜減・欠・未				784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				516	
21	7133	単ユ短期Ⅱ3・欠・未				要介護3					581	
21	7135	単ユ短期Ⅱ3・夜減・欠・未				855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
21	7137	単ユ短期Ⅱ4・欠・未				要介護4					626	
21	7139	単ユ短期Ⅱ4・夜減・欠・未				921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				606	
21	7141	単ユ短期Ⅱ5・欠・未				要介護5					670	
21	7143	単ユ短期Ⅱ5・夜減・欠・未				987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				650	
21	7149	併ユ短期Ⅰ1・欠・未		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1		介護・看護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		460	
21	7151	併ユ短期Ⅰ1・夜減・欠・未				677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				446	
21	7153	併ユ短期Ⅰ2・欠・未				要介護2					504	
21	7155	併ユ短期Ⅰ2・夜減・欠・未				743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				490	
21	7157	併ユ短期Ⅰ3・欠・未				要介護3					553	
21	7159	併ユ短期Ⅰ3・夜減・欠・未				814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				536	
21	7161	併ユ短期Ⅰ4・欠・未				要介護4					598	
21	7163	併ユ短期Ⅰ4・夜減・欠・未				880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				580	
21	7165	併ユ短期Ⅰ5・欠・未				要介護5					642	
21	7167	併ユ短期Ⅰ5・夜減・欠・未				946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				624	
21	7173	併ユ短期Ⅱ1・欠・未			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1					460	
21	7175	併ユ短期Ⅱ1・夜減・欠・未				677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				446	
21	7177	併ユ短期Ⅱ2・欠・未				要介護2					504	
21	7179	併ユ短期Ⅱ2・夜減・欠・未				743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				490	
21	7181	併ユ短期Ⅱ3・欠・未				要介護3					553	
21	7183	併ユ短期Ⅱ3・夜減・欠・未				814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				536	
21	7185	併ユ短期Ⅱ4・欠・未				要介護4					598	
21	7187	併ユ短期Ⅱ4・夜減・欠・未				880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				580	
21	7189	併ユ短期Ⅱ5・欠・未				要介護5					642	
21	7191	併ユ短期Ⅱ5・夜減・欠・未				946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				624	

8 短期入所生活介護サービスコード表（平成27年8月1日～）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
21	1111	単独短期生活Ⅰ1	イ 短期入所生活介護費	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	620 単位			620	1日につき
21	1113	単独短期生活Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	601	
21	1121	単独短期生活Ⅰ2				要介護2	687 単位			687	
21	1123	単独短期生活Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	666	
21	1131	単独短期生活Ⅰ3				要介護3	755 単位			755	
21	1133	単独短期生活Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	732	
21	1141	単独短期生活Ⅰ4				要介護4	822 単位			822	
21	1143	単独短期生活Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	797	
21	1151	単独短期生活Ⅰ5				要介護5	887 単位			887	
21	1153	単独短期生活Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	860	
21	1115	単独短期生活Ⅱ1			(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	640 単位			640	
21	1117	単独短期生活Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	621	
21	1125	単独短期生活Ⅱ2				要介護2	707 単位			707	
21	1127	単独短期生活Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	686	
21	1135	単独短期生活Ⅱ3				要介護3	775 単位			775	
21	1137	単独短期生活Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	752	
21	1145	単独短期生活Ⅱ4				要介護4	842 単位			842	
21	1147	単独短期生活Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	817	
21	1155	単独短期生活Ⅱ5				要介護5	907 単位			907	
21	1157	単独短期生活Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	880	
21	2111	併設短期生活Ⅰ1		(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	579 単位			579	
21	2113	併設短期生活Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	562	
21	2121	併設短期生活Ⅰ2				要介護2	646 単位			646	
21	2123	併設短期生活Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	627	
21	2131	併設短期生活Ⅰ3				要介護3	714 単位			714	
21	2133	併設短期生活Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	693	
21	2141	併設短期生活Ⅰ4				要介護4	781 単位			781	
21	2143	併設短期生活Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	758	
21	2151	併設短期生活Ⅰ5				要介護5	846 単位			846	
21	2153	併設短期生活Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	821	
21	2115	併設短期生活Ⅱ1			(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	599 単位			599	
21	2117	併設短期生活Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	581	
21	2125	併設短期生活Ⅱ2				要介護2	666 単位			666	
21	2127	併設短期生活Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	646	
21	2135	併設短期生活Ⅱ3				要介護3	734 単位			734	
21	2137	併設短期生活Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	712	
21	2145	併設短期生活Ⅱ4				要介護4	801 単位			801	
21	2147	併設短期生活Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	777	
21	2155	併設短期生活Ⅱ5				要介護5	866 単位			866	
21	2157	併設短期生活Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	840	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
21	1411	単ユ短期生活Ⅰ1	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	718 単位		718	1日につき
21	1413	単ユ短期生活Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	696	
21	1421	単ユ短期生活Ⅰ2				要介護2	784 単位		784	
21	1423	単ユ短期生活Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	760	
21	1431	単ユ短期生活Ⅰ3				要介護3	855 単位		855	
21	1433	単ユ短期生活Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	829	
21	1441	単ユ短期生活Ⅰ4				要介護4	921 単位		921	
21	1443	単ユ短期生活Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	893	
21	1451	単ユ短期生活Ⅰ5				要介護5	987 単位		987	
21	1453	単ユ短期生活Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	957	
21	1415	単ユ短期生活Ⅱ1			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	718 単位		718	
21	1417	単ユ短期生活Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	696	
21	1425	単ユ短期生活Ⅱ2				要介護2	784 単位		784	
21	1427	単ユ短期生活Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	760	
21	1435	単ユ短期生活Ⅱ3				要介護3	855 単位		855	
21	1437	単ユ短期生活Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	829	
21	1445	単ユ短期生活Ⅱ4				要介護4	921 単位		921	
21	1447	単ユ短期生活Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	893	
21	1455	単ユ短期生活Ⅱ5				要介護5	987 単位		987	
21	1457	単ユ短期生活Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	957	
21	2411	併ユ短期生活Ⅰ1		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	677 単位		677	
21	2413	併ユ短期生活Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	657	
21	2421	併ユ短期生活Ⅰ2				要介護2	743 単位		743	
21	2423	併ユ短期生活Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	721	
21	2431	併ユ短期生活Ⅰ3				要介護3	814 単位		814	
21	2433	併ユ短期生活Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	790	
21	2441	併ユ短期生活Ⅰ4				要介護4	880 単位		880	
21	2443	併ユ短期生活Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	854	
21	2451	併ユ短期生活Ⅰ5				要介護5	946 単位		946	
21	2453	併ユ短期生活Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	918	
21	2415	併ユ短期生活Ⅱ1			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	677 単位		677	
21	2417	併ユ短期生活Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	657	
21	2425	併ユ短期生活Ⅱ2				要介護2	743 単位		743	
21	2427	併ユ短期生活Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	721	
21	2435	併ユ短期生活Ⅱ3				要介護3	814 単位		814	
21	2437	併ユ短期生活Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	790	
21	2445	併ユ短期生活Ⅱ4				要介護4	880 単位		880	
21	2447	併ユ短期生活Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	854	
21	2455	併ユ短期生活Ⅱ5				要介護5	946 単位		946	
21	2457	併ユ短期生活Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	918	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
21	3005	単ユ短期生活Ⅰ1・未	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	696	1日につき
21	3007	単ユ短期生活Ⅰ1・夜減・未							675	
21	3009	単ユ短期生活Ⅰ2・未				要介護2 784 単位			760	
21	3011	単ユ短期生活Ⅰ2・夜減・未							737	
21	3013	単ユ短期生活Ⅰ3・未				要介護3 855 単位			829	
21	3015	単ユ短期生活Ⅰ3・夜減・未							804	
21	3017	単ユ短期生活Ⅰ4・未				要介護4 921 単位			893	
21	3019	単ユ短期生活Ⅰ4・夜減・未							866	
21	3021	単ユ短期生活Ⅰ5・未				要介護5 987 単位			957	
21	3023	単ユ短期生活Ⅰ5・夜減・未							928	
21	3029	単ユ短期生活Ⅱ1・未			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 718 単位			696	
21	3031	単ユ短期生活Ⅱ1・夜減・未							675	
21	3033	単ユ短期生活Ⅱ2・未				要介護2 784 単位			760	
21	3035	単ユ短期生活Ⅱ2・夜減・未							737	
21	3037	単ユ短期生活Ⅱ3・未				要介護3 855 単位			829	
21	3039	単ユ短期生活Ⅱ3・夜減・未							804	
21	3041	単ユ短期生活Ⅱ4・未				要介護4 921 単位			893	
21	3043	単ユ短期生活Ⅱ4・夜減・未							866	
21	3045	単ユ短期生活Ⅱ5・未				要介護5 987 単位			957	
21	3047	単ユ短期生活Ⅱ5・夜減・未							928	
21	3053	併ユ短期生活Ⅰ1・未		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	657	
21	3055	併ユ短期生活Ⅰ1・夜減・未							637	
21	3057	併ユ短期生活Ⅰ2・未				要介護2 743 単位			721	
21	3059	併ユ短期生活Ⅰ2・夜減・未							699	
21	3061	併ユ短期生活Ⅰ3・未				要介護3 814 単位			790	
21	3063	併ユ短期生活Ⅰ3・夜減・未							766	
21	3065	併ユ短期生活Ⅰ4・未				要介護4 880 単位			854	
21	3067	併ユ短期生活Ⅰ4・夜減・未							828	
21	3069	併ユ短期生活Ⅰ5・未				要介護5 946 単位			918	
21	3071	併ユ短期生活Ⅰ5・夜減・未							890	
21	3077	併ユ短期生活Ⅱ1・未			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 677 単位			657	
21	3079	併ユ短期生活Ⅱ1・夜減・未							637	
21	3081	併ユ短期生活Ⅱ2・未				要介護2 743 単位			721	
21	3083	併ユ短期生活Ⅱ2・夜減・未							699	
21	3085	併ユ短期生活Ⅱ3・未				要介護3 814 単位			790	
21	3087	併ユ短期生活Ⅱ3・夜減・未							766	
21	3089	併ユ短期生活Ⅱ4・未				要介護4 880 単位			854	
21	3091	併ユ短期生活Ⅱ4・夜減・未							828	
21	3093	併ユ短期生活Ⅱ5・未				要介護5 946 単位			918	
21	3095	併ユ短期生活Ⅱ5・夜減・未							890	
21	6004	短期生活機能訓練体制加算	機能訓練体制加算					12 単位加算	12	
21	6005	短期生活個別機能訓練加算	個別機能訓練加算					56 単位加算	56	
21	6113	短期生活看護体制加算Ⅰ	看護体制加算		看護体制加算(Ⅰ)			4 単位加算	4	
21	6115	短期生活看護体制加算Ⅱ			看護体制加算(Ⅱ)			8 単位加算	8	
21	6116	短期生活医療連携強化加算	医療連携強化加算					58 単位加算	58	
21	6117	短期生活夜勤職員配置加算Ⅰ	夜勤職員配置加算		夜勤職員配置加算(Ⅰ)	イのサービス費を算定する場合		13 単位加算	13	
21	6119	短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ			夜勤職員配置加算(Ⅱ)	ロのサービス費を算定する場合		18 単位加算	18	
21	6121	短期生活認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)					200 単位加算	200	
21	6109	短期生活若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算					120 単位加算	120	
21	9200	短期入所生活介護送迎加算	送迎を行う場合					184 単位加算	184	片道につき
21	6282	短生緊急短期入所受入加算	緊急短期入所受入加算(7日間限度)					90 単位加算	90	1日につき
21	6283	短期生活長期利用者提供減算	長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合					30 単位減算	−30	
21	6275	短期生活療養食加算	ハ 療養食加算					23 単位加算	23	
21	6277	短期生活在宅中重度者受入加算1	ニ 在宅中重度者受入加算		(1)看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合			421 単位加算	421	
21	6278	短期生活在宅中重度者受入加算2			(2)看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合			417 単位加算	417	
21	6279	短期生活在宅中重度者受入加算3			(3)看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合			413 単位加算	413	
21	6280	短期生活在宅中重度者受入加算4			(4)看護体制加算を算定していない場合			425 単位加算	425	
21	6100	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ1	ホ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ			18 単位加算	18	
21	6101	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ2			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ			12 単位加算	12	
21	6102	短期生活サービス提供体制加算Ⅱ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			6 単位加算	6	
21	6103	短期生活サービス提供体制加算Ⅲ			(4)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			6 単位加算	6	
21	6107	短期生活処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000	加算		1月につき
21	6104	短期生活処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 33/1000	加算		
21	6105	短期生活処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(2)で算定した単位数の 90%	加算		
21	6106	短期生活処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(2)で算定した単位数の 80%	加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
21	8011	単独短期Ⅰ1・超	イ 短期入所生活介護費	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 620 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		434	1日につき
21	8013	単独短期Ⅰ1・夜減・超								421	
21	8021	単独短期Ⅰ2・超				要介護2 687 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			481	
21	8023	単独短期Ⅰ2・夜減・超								466	
21	8031	単独短期Ⅰ3・超				要介護3 755 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			529	
21	8033	単独短期Ⅰ3・夜減・超								512	
21	8041	単独短期Ⅰ4・超				要介護4 822 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			575	
21	8043	単独短期Ⅰ4・夜減・超								558	
21	8051	単独短期Ⅰ5・超				要介護5 887 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			621	
21	8053	単独短期Ⅰ5・夜減・超								602	
21	8015	単独短期Ⅱ1・超			(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 640 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			448	
21	8017	単独短期Ⅱ1・夜減・超								435	
21	8025	単独短期Ⅱ2・超				要介護2 707 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			495	
21	8027	単独短期Ⅱ2・夜減・超								480	
21	8035	単独短期Ⅱ3・超				要介護3 775 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			543	
21	8037	単独短期Ⅱ3・夜減・超								526	
21	8045	単独短期Ⅱ4・超				要介護4 842 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			589	
21	8047	単独短期Ⅱ4・夜減・超								572	
21	8055	単独短期Ⅱ5・超				要介護5 907 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			635	
21	8057	単独短期Ⅱ5・夜減・超								616	
21	8371	併設短期Ⅰ1・超		(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 579 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		405	
21	8373	併設短期Ⅰ1・夜減・超								393	
21	8381	併設短期Ⅰ2・超				要介護2 646 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			452	
21	8383	併設短期Ⅰ2・夜減・超								439	
21	8391	併設短期Ⅰ3・超				要介護3 714 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			500	
21	8393	併設短期Ⅰ3・夜減・超								485	
21	8401	併設短期Ⅰ4・超				要介護4 781 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			547	
21	8403	併設短期Ⅰ4・夜減・超								531	
21	8411	併設短期Ⅰ5・超				要介護5 846 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			592	
21	8413	併設短期Ⅰ5・夜減・超								575	
21	8375	併設短期Ⅱ1・超			(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 599 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			419	
21	8377	併設短期Ⅱ1・夜減・超								407	
21	8385	併設短期Ⅱ2・超				要介護2 666 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			466	
21	8387	併設短期Ⅱ2・夜減・超								452	
21	8395	併設短期Ⅱ3・超				要介護3 734 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			514	
21	8397	併設短期Ⅱ3・夜減・超								498	
21	8405	併設短期Ⅱ4・超				要介護4 801 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			561	
21	8407	併設短期Ⅱ4・夜減・超								544	
21	8415	併設短期Ⅱ5・超				要介護5 866 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
21	8417	併設短期Ⅱ5・夜減・超								588	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
21	8191	単ユ短期Ⅰ1・超	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1		定員超過の場合		503	1日につき
21	8193	単ユ短期Ⅰ1・夜減・超				718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			487	
21	8201	単ユ短期Ⅰ2・超				要介護2				549	
21	8203	単ユ短期Ⅰ2・夜減・超				784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			532	
21	8211	単ユ短期Ⅰ3・超				要介護3				599	
21	8213	単ユ短期Ⅰ3・夜減・超				855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			580	
21	8221	単ユ短期Ⅰ4・超				要介護4				645	
21	8223	単ユ短期Ⅰ4・夜減・超				921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			625	
21	8231	単ユ短期Ⅰ5・超				要介護5				691	
21	8233	単ユ短期Ⅰ5・夜減・超				987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			670	
21	8195	単ユ短期Ⅱ1・超			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1				503	
21	8197	単ユ短期Ⅱ1・夜減・超				718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			487	
21	8205	単ユ短期Ⅱ2・超				要介護2				549	
21	8207	単ユ短期Ⅱ2・夜減・超				784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		× 70%	532	
21	8215	単ユ短期Ⅱ3・超				要介護3				599	
21	8217	単ユ短期Ⅱ3・夜減・超				855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			580	
21	8225	単ユ短期Ⅱ4・超				要介護4				645	
21	8227	単ユ短期Ⅱ4・夜減・超				921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			625	
21	8235	単ユ短期Ⅱ5・超				要介護5				691	
21	8237	単ユ短期Ⅱ5・夜減・超				987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			670	
21	8551	併ユ短期Ⅰ1・超		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1		定員超過の場合		474	
21	8553	併ユ短期Ⅰ1・夜減・超				677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			460	
21	8561	併ユ短期Ⅰ2・超				要介護2				520	
21	8563	併ユ短期Ⅰ2・夜減・超				743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			505	
21	8571	併ユ短期Ⅰ3・超				要介護3				570	
21	8573	併ユ短期Ⅰ3・夜減・超				814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			553	
21	8581	併ユ短期Ⅰ4・超				要介護4				616	
21	8583	併ユ短期Ⅰ4・夜減・超				880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			598	
21	8591	併ユ短期Ⅰ5・超				要介護5				662	
21	8593	併ユ短期Ⅰ5・夜減・超				946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			643	
21	8555	併ユ短期Ⅱ1・超			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1				474	
21	8557	併ユ短期Ⅱ1・夜減・超				677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			460	
21	8565	併ユ短期Ⅱ2・超				要介護2				520	
21	8567	併ユ短期Ⅱ2・夜減・超				743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		× 70%	505	
21	8575	併ユ短期Ⅱ3・超				要介護3				570	
21	8577	併ユ短期Ⅱ3・夜減・超				814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			553	
21	8585	併ユ短期Ⅱ4・超				要介護4				616	
21	8587	併ユ短期Ⅱ4・夜減・超				880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			598	
21	8595	併ユ短期Ⅱ5・超				要介護5				662	
21	8597	併ユ短期Ⅱ5・夜減・超				946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			643	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
21	7005	単ユ短期Ⅰ1・超・未	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1		定員超過の場合	ユニットケア体制未整備減算	488	1日につき
21	7007	単ユ短期Ⅰ1・夜減・超・未				718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			472	
21	7009	単ユ短期Ⅰ2・超・未				要介護2				533	
21	7011	単ユ短期Ⅰ2・夜減・超・未				784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			516	
21	7013	単ユ短期Ⅰ3・超・未				要介護3				581	
21	7015	単ユ短期Ⅰ3・夜減・超・未				855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			563	
21	7017	単ユ短期Ⅰ4・超・未				要介護4				626	
21	7019	単ユ短期Ⅰ4・夜減・超・未				921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
21	7021	単ユ短期Ⅰ5・超・未				要介護5				670	
21	7023	単ユ短期Ⅰ5・夜減・超・未				987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			650	
21	7029	単ユ短期Ⅱ1・超・未			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1				488	
21	7031	単ユ短期Ⅱ1・夜減・超・未				718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			472	
21	7033	単ユ短期Ⅱ2・超・未				要介護2				533	
21	7035	単ユ短期Ⅱ2・夜減・超・未				784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	× 70%	× 97%	516	
21	7037	単ユ短期Ⅱ3・超・未				要介護3				581	
21	7039	単ユ短期Ⅱ3・夜減・超・未				855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			563	
21	7041	単ユ短期Ⅱ4・超・未				要介護4				626	
21	7043	単ユ短期Ⅱ4・夜減・超・未				921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
21	7045	単ユ短期Ⅱ5・超・未				要介護5				670	
21	7047	単ユ短期Ⅱ5・夜減・超・未				987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			650	
21	7053	併ユ短期Ⅰ1・超・未		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1		定員超過の場合	ユニットケア体制未整備減算	460	
21	7055	併ユ短期Ⅰ1・夜減・超・未				677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			446	
21	7057	併ユ短期Ⅰ2・超・未				要介護2				504	
21	7059	併ユ短期Ⅰ2・夜減・超・未				743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			490	
21	7061	併ユ短期Ⅰ3・超・未				要介護3				553	
21	7063	併ユ短期Ⅰ3・夜減・超・未				814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			536	
21	7065	併ユ短期Ⅰ4・超・未				要介護4				598	
21	7067	併ユ短期Ⅰ4・夜減・超・未				880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			580	
21	7069	併ユ短期Ⅰ5・超・未				要介護5				642	
21	7071	併ユ短期Ⅰ5・夜減・超・未				946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			624	
21	7077	併ユ短期Ⅱ1・超・未			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1				460	
21	7079	併ユ短期Ⅱ1・夜減・超・未				677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			446	
21	7081	併ユ短期Ⅱ2・超・未				要介護2				504	
21	7083	併ユ短期Ⅱ2・夜減・超・未				743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	× 70%	× 97%	490	
21	7085	併ユ短期Ⅱ3・超・未				要介護3				553	
21	7087	併ユ短期Ⅱ3・夜減・超・未				814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			536	
21	7089	併ユ短期Ⅱ4・超・未				要介護4				598	
21	7091	併ユ短期Ⅱ4・夜減・超・未				880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			580	
21	7093	併ユ短期Ⅱ5・超・未				要介護5				642	
21	7095	併ユ短期Ⅱ5・夜減・超・未				946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			624	

介護・看護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
21	9411	単独短期Ⅰ1・欠	イ 短期入所生活介護費	(1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 620 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	介護・看護職員が欠員の場合 × 70%			434	1日につき
21	9413	単独短期Ⅰ1・夜減・欠									421	
21	9421	単独短期Ⅰ2・欠				要介護2 687 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				481	
21	9423	単独短期Ⅰ2・夜減・欠									466	
21	9431	単独短期Ⅰ3・欠				要介護3 755 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				529	
21	9433	単独短期Ⅰ3・夜減・欠									512	
21	9441	単独短期Ⅰ4・欠				要介護4 822 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				575	
21	9443	単独短期Ⅰ4・夜減・欠									558	
21	9451	単独短期Ⅰ5・欠				要介護5 887 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				621	
21	9453	単独短期Ⅰ5・夜減・欠									602	
21	9415	単独短期Ⅱ1・欠			(二) 単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 640 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				448	
21	9417	単独短期Ⅱ1・夜減・欠									435	
21	9425	単独短期Ⅱ2・欠				要介護2 707 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				495	
21	9427	単独短期Ⅱ2・夜減・欠									480	
21	9435	単独短期Ⅱ3・欠				要介護3 775 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				543	
21	9437	単独短期Ⅱ3・夜減・欠									526	
21	9445	単独短期Ⅱ4・欠				要介護4 842 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
21	9447	単独短期Ⅱ4・夜減・欠									572	
21	9455	単独短期Ⅱ5・欠				要介護5 907 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				635	
21	9457	単独短期Ⅱ5・夜減・欠									616	
21	9511	併設短期Ⅰ1・欠		(2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 579 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	介護・看護職員が欠員の場合 × 70%			405	
21	9513	併設短期Ⅰ1・夜減・欠									393	
21	9521	併設短期Ⅰ2・欠				要介護2 646 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				452	
21	9523	併設短期Ⅰ2・夜減・欠									439	
21	9531	併設短期Ⅰ3・欠				要介護3 714 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				500	
21	9533	併設短期Ⅰ3・夜減・欠									485	
21	9541	併設短期Ⅰ4・欠				要介護4 781 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				547	
21	9543	併設短期Ⅰ4・夜減・欠									531	
21	9551	併設短期Ⅰ5・欠				要介護5 846 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				592	
21	9553	併設短期Ⅰ5・夜減・欠									575	
21	9515	併設短期Ⅱ1・欠			(二) 併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 599 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				419	
21	9517	併設短期Ⅱ1・夜減・欠									407	
21	9525	併設短期Ⅱ2・欠				要介護2 666 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				466	
21	9527	併設短期Ⅱ2・夜減・欠									452	
21	9535	併設短期Ⅱ3・欠				要介護3 734 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				514	
21	9537	併設短期Ⅱ3・夜減・欠									498	
21	9545	併設短期Ⅱ4・欠				要介護4 801 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				561	
21	9547	併設短期Ⅱ4・夜減・欠									544	
21	9555	併設短期Ⅱ5・欠				要介護5 866 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				606	
21	9557	併設短期Ⅱ5・夜減・欠									588	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
21 9111	単ユ短期Ⅰ1・欠	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	介護・看護職員が欠員の場合 × 70%		503	1日につき
21 9113	単ユ短期Ⅰ1・夜減・欠								487	
21 9121	単ユ短期Ⅰ2・欠				要介護2 784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			549	
21 9123	単ユ短期Ⅰ2・夜減・欠								532	
21 9131	単ユ短期Ⅰ3・欠				要介護3 855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
21 9133	単ユ短期Ⅰ3・夜減・欠								580	
21 9141	単ユ短期Ⅰ4・欠				要介護4 921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			645	
21 9143	単ユ短期Ⅰ4・夜減・欠								625	
21 9151	単ユ短期Ⅰ5・欠				要介護5 987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			691	
21 9153	単ユ短期Ⅰ5・夜減・欠								670	
21 9115	単ユ短期Ⅱ1・欠			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			503	
21 9117	単ユ短期Ⅱ1・夜減・欠								487	
21 9125	単ユ短期Ⅱ2・欠				要介護2 784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			549	
21 9127	単ユ短期Ⅱ2・夜減・欠								532	
21 9135	単ユ短期Ⅱ3・欠				要介護3 855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
21 9137	単ユ短期Ⅱ3・夜減・欠								580	
21 9145	単ユ短期Ⅱ4・欠				要介護4 921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			645	
21 9147	単ユ短期Ⅱ4・夜減・欠								625	
21 9155	単ユ短期Ⅱ5・欠				要介護5 987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			691	
21 9157	単ユ短期Ⅱ5・夜減・欠								670	
21 9311	併ユ短期Ⅰ1・欠		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	介護・看護職員が欠員の場合 × 70%		474	
21 9313	併ユ短期Ⅰ1・夜減・欠								460	
21 9321	併ユ短期Ⅰ2・欠				要介護2 743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
21 9323	併ユ短期Ⅰ2・夜減・欠								505	
21 9331	併ユ短期Ⅰ3・欠				要介護3 814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			570	
21 9333	併ユ短期Ⅰ3・夜減・欠								553	
21 9341	併ユ短期Ⅰ4・欠				要介護4 880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			616	
21 9343	併ユ短期Ⅰ4・夜減・欠								598	
21 9351	併ユ短期Ⅰ5・欠				要介護5 946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			662	
21 9353	併ユ短期Ⅰ5・夜減・欠								643	
21 9315	併ユ短期Ⅱ1・欠			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			474	
21 9317	併ユ短期Ⅱ1・夜減・欠								460	
21 9325	併ユ短期Ⅱ2・欠				要介護2 743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
21 9327	併ユ短期Ⅱ2・夜減・欠								505	
21 9335	併ユ短期Ⅱ3・欠				要介護3 814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			570	
21 9337	併ユ短期Ⅱ3・夜減・欠								553	
21 9345	併ユ短期Ⅱ4・欠				要介護4 880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			616	
21 9347	併ユ短期Ⅱ4・夜減・欠								598	
21 9355	併ユ短期Ⅱ5・欠				要介護5 946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			662	
21 9357	併ユ短期Ⅱ5・夜減・欠								643	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
21	7101	単ユ短期Ⅰ1・欠・未	ロ ユニット型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1		介護・看護職員が欠員の場合	ユニットケア体制未整備減算		488	1日につき
21	7103	単ユ短期Ⅰ1・夜減・欠・未				718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				472	
21	7105	単ユ短期Ⅰ2・欠・未				要介護2					533	
21	7107	単ユ短期Ⅰ2・夜減・欠・未				784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				516	
21	7109	単ユ短期Ⅰ3・欠・未				要介護3					581	
21	7111	単ユ短期Ⅰ3・夜減・欠・未				855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
21	7113	単ユ短期Ⅰ4・欠・未				要介護4					626	
21	7115	単ユ短期Ⅰ4・夜減・欠・未				921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				606	
21	7117	単ユ短期Ⅰ5・欠・未				要介護5					670	
21	7119	単ユ短期Ⅰ5・夜減・欠・未				987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				650	
21	7125	単ユ短期Ⅱ1・欠・未			(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1					488	
21	7127	単ユ短期Ⅱ1・夜減・欠・未				718 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				472	
21	7129	単ユ短期Ⅱ2・欠・未				要介護2					533	
21	7131	単ユ短期Ⅱ2・夜減・欠・未				784 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	× 70%	× 97%		516	
21	7133	単ユ短期Ⅱ3・欠・未				要介護3					581	
21	7135	単ユ短期Ⅱ3・夜減・欠・未				855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
21	7137	単ユ短期Ⅱ4・欠・未				要介護4					626	
21	7139	単ユ短期Ⅱ4・夜減・欠・未				921 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				606	
21	7141	単ユ短期Ⅱ5・欠・未				要介護5					670	
21	7143	単ユ短期Ⅱ5・夜減・欠・未				987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				650	
21	7149	併ユ短期Ⅰ1・欠・未		(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1		介護・看護職員が欠員の場合	ユニットケア体制未整備減算		460	
21	7151	併ユ短期Ⅰ1・夜減・欠・未				677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				446	
21	7153	併ユ短期Ⅰ2・欠・未				要介護2					504	
21	7155	併ユ短期Ⅰ2・夜減・欠・未				743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				490	
21	7157	併ユ短期Ⅰ3・欠・未				要介護3					553	
21	7159	併ユ短期Ⅰ3・夜減・欠・未				814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				536	
21	7161	併ユ短期Ⅰ4・欠・未				要介護4					598	
21	7163	併ユ短期Ⅰ4・夜減・欠・未				880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				580	
21	7165	併ユ短期Ⅰ5・欠・未				要介護5					642	
21	7167	併ユ短期Ⅰ5・夜減・欠・未				946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				624	
21	7173	併ユ短期Ⅱ1・欠・未			(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1					460	
21	7175	併ユ短期Ⅱ1・夜減・欠・未				677 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				446	
21	7177	併ユ短期Ⅱ2・欠・未				要介護2					504	
21	7179	併ユ短期Ⅱ2・夜減・欠・未				743 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	× 70%	× 97%		490	
21	7181	併ユ短期Ⅱ3・欠・未				要介護3					553	
21	7183	併ユ短期Ⅱ3・夜減・欠・未				814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				536	
21	7185	併ユ短期Ⅱ4・欠・未				要介護4					598	
21	7187	併ユ短期Ⅱ4・夜減・欠・未				880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				580	
21	7189	併ユ短期Ⅱ5・欠・未				要介護5					642	
21	7191	併ユ短期Ⅱ5・夜減・欠・未				946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				624	

９ 短期入所療養介護サービスコード表
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
22	1111	老短Ⅰｉ１	(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞【従来型】	要介護1 750 単位			750	1日につき
22	1115	老短Ⅰｉ１・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	728	
22	1121	老短Ⅰｉ２				要介護2 795 単位			795	
22	1125	老短Ⅰｉ２・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	771	
22	1131	老短Ⅰｉ３				要介護3 856 単位			856	
22	1135	老短Ⅰｉ３・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	830	
22	1141	老短Ⅰｉ４				要介護4 908 単位			908	
22	1145	老短Ⅰｉ４・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	881	
22	1151	老短Ⅰｉ５				要介護5 959 単位			959	
22	1155	老短Ⅰｉ５・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	930	
22	1601	老短Ⅰｉｉ１			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉｉ）＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 788 単位			788	
22	1602	老短Ⅰｉｉ１・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	764	
22	1603	老短Ⅰｉｉ２				要介護2 859 単位			859	
22	1604	老短Ⅰｉｉ２・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	833	
22	1605	老短Ⅰｉｉ３				要介護3 921 単位			921	
22	1606	老短Ⅰｉｉ３・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	893	
22	1607	老短Ⅰｉｉ４				要介護4 977 単位			977	
22	1608	老短Ⅰｉｉ４・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	948	
22	1609	老短Ⅰｉｉ５				要介護5 1,032 単位			1,032	
22	1610	老短Ⅰｉｉ５・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,001	
22	1311	老短Ⅰｉｉｉ１			c 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉｉｉ）＜多床室＞【従来型】	要介護1 823 単位			823	
22	1315	老短Ⅰｉｉｉ１・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	798	
22	1321	老短Ⅰｉｉｉ２				要介護2 871 単位			871	
22	1325	老短Ⅰｉｉｉ２・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	845	
22	1331	老短Ⅰｉｉｉ３				要介護3 932 単位			932	
22	1335	老短Ⅰｉｉｉ３・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	904	
22	1341	老短Ⅰｉｉｉ４				要介護4 983 単位			983	
22	1345	老短Ⅰｉｉｉ４・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	954	
22	1351	老短Ⅰｉｉｉ５				要介護5 1,036 単位			1,036	
22	1355	老短Ⅰｉｉｉ５・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,005	
22	1611	老短Ⅰｉｖ１			d 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉｖ）＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 867 単位			867	
22	1612	老短Ⅰｉｖ１・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	841	
22	1613	老短Ⅰｉｖ２				要介護2 941 単位			941	
22	1614	老短Ⅰｉｖ２・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	913	
22	1615	老短Ⅰｉｖ３				要介護3 1,003 単位			1,003	
22	1616	老短Ⅰｉｖ３・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	973	
22	1617	老短Ⅰｉｖ４				要介護4 1,059 単位			1,059	
22	1618	老短Ⅰｉｖ４・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,027	
22	1619	老短Ⅰｉｖ５				要介護5 1,114 単位			1,114	
22	1620	老短Ⅰｉｖ５・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,081	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
22	3111	老短Ⅱｉ１	(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費	(二)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ｉ)＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 778 単位			778	1日につき
22	3115	老短Ⅱｉ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	755	
22	3121	老短Ⅱｉ２				要介護2 859 単位			859	
22	3125	老短Ⅱｉ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	833	
22	3131	老短Ⅱｉ３				要介護3 972 単位			972	
22	3135	老短Ⅱｉ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	943	
22	3141	老短Ⅱｉ４				要介護4 1,048 単位			1,048	
22	3145	老短Ⅱｉ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,017	
22	3151	老短Ⅱｉ５				要介護5 1,122 単位			1,122	
22	3155	老短Ⅱｉ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,088	
22	4401	老短Ⅱⅱ１			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 778 単位			778	
22	4402	老短Ⅱⅱ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	755	
22	4403	老短Ⅱⅱ２				要介護2 859 単位			859	
22	4404	老短Ⅱⅱ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	833	
22	4405	老短Ⅱⅱ３				要介護3 1,041 単位			1,041	
22	4406	老短Ⅱⅱ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,010	
22	4407	老短Ⅱⅱ４				要介護4 1,115 単位			1,115	
22	4408	老短Ⅱⅱ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,082	
22	4409	老短Ⅱⅱ５				要介護5 1,190 単位			1,190	
22	4410	老短Ⅱⅱ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,154	
22	3211	老短Ⅱⅲ１			c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)＜多床室＞【療養型】	要介護1 855 単位			855	
22	3215	老短Ⅱⅲ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	829	
22	3221	老短Ⅱⅲ２				要介護2 937 単位			937	
22	3225	老短Ⅱⅲ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	909	
22	3231	老短Ⅱⅲ３				要介護3 1,051 単位			1,051	
22	3235	老短Ⅱⅲ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,019	
22	3241	老短Ⅱⅲ４				要介護4 1,126 単位			1,126	
22	3245	老短Ⅱⅲ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,092	
22	3251	老短Ⅱⅲ５				要介護5 1,200 単位			1,200	
22	3255	老短Ⅱⅲ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,164	
22	4411	老短Ⅱⅳ１			d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 855 単位			855	
22	4412	老短Ⅱⅳ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	829	
22	4413	老短Ⅱⅳ２				要介護2 937 単位			937	
22	4414	老短Ⅱⅳ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	909	
22	4415	老短Ⅱⅳ３				要介護3 1,118 単位			1,118	
22	4416	老短Ⅱⅳ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,084	
22	4417	老短Ⅱⅳ４				要介護4 1,193 単位			1,193	
22	4418	老短Ⅱⅳ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,157	
22	4419	老短Ⅱⅳ５				要介護5 1,268 単位			1,268	
22	4420	老短Ⅱⅳ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,230	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
22	3311	老短Ⅲｉ１	(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費	(三)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ｉ)＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 778 単位			778	1日につき
22	3315	老短Ⅲｉ１・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	755	
22	3321	老短Ⅲｉ２				要介護2 853 単位			853	
22	3325	老短Ⅲｉ２・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	827	
22	3331	老短Ⅲｉ３				要介護3 946 単位			946	
22	3335	老短Ⅲｉ３・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	918	
22	3341	老短Ⅲｉ４				要介護4 1,021 単位			1,021	
22	3345	老短Ⅲｉ４・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	990	
22	3351	老短Ⅲｉ５				要介護5 1,095 単位			1,095	
22	3355	老短Ⅲｉ５・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,062	
22	4421	老短Ⅲⅱ１			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 778 単位			778	
22	4422	老短Ⅲⅱ１・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	755	
22	4423	老短Ⅲⅱ２				要介護2 853 単位			853	
22	4424	老短Ⅲⅱ２・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	827	
22	4425	老短Ⅲⅱ３				要介護3 1,014 単位			1,014	
22	4426	老短Ⅲⅱ３・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	984	
22	4427	老短Ⅲⅱ４				要介護4 1,089 単位			1,089	
22	4428	老短Ⅲⅱ４・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,056	
22	4429	老短Ⅲⅱ５				要介護5 1,164 単位			1,164	
22	4430	老短Ⅲⅱ５・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,129	
22	3411	老短Ⅲⅲ１			c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)＜多床室＞【療養型】	要介護1 855 単位			855	
22	3415	老短Ⅲⅲ１・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	829	
22	3421	老短Ⅲⅲ２				要介護2 931 単位			931	
22	3425	老短Ⅲⅲ２・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	903	
22	3431	老短Ⅲⅲ３				要介護3 1,024 単位			1,024	
22	3435	老短Ⅲⅲ３・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	993	
22	3441	老短Ⅲⅲ４				要介護4 1,098 単位			1,098	
22	3445	老短Ⅲⅲ４・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,065	
22	3451	老短Ⅲⅲ５				要介護5 1,173 単位			1,173	
22	3455	老短Ⅲⅲ５・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,138	
22	4431	老短Ⅲⅳ１			d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 855 単位			855	
22	4432	老短Ⅲⅳ１・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	829	
22	4433	老短Ⅲⅳ２				要介護2 931 単位			931	
22	4434	老短Ⅲⅳ２・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	903	
22	4435	老短Ⅲⅳ３				要介護3 1,092 単位			1,092	
22	4436	老短Ⅲⅳ３・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,059	
22	4437	老短Ⅲⅳ４				要介護4 1,167 単位			1,167	
22	4438	老短Ⅲⅳ４・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,132	
22	4439	老短Ⅲⅳ５				要介護5 1,241 単位			1,241	
22	4440	老短Ⅲⅳ５・夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,204	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
22	1411	ユ老短Ⅰｉ１	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 829 単位			829	1日につき
22	1413	ユ老短Ⅰｉ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	804	
22	1421	ユ老短Ⅰｉ２				要介護2 874 単位			874	
22	1423	ユ老短Ⅰｉ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	848	
22	1431	ユ老短Ⅰｉ３				要介護3 936 単位			936	
22	1433	ユ老短Ⅰｉ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	908	
22	1441	ユ老短Ⅰｉ４				要介護4 989 単位			989	
22	1443	ユ老短Ⅰｉ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	959	
22	1451	ユ老短Ⅰｉ５				要介護5 1,040 単位			1,040	
22	1453	ユ老短Ⅰｉ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,009	
22	1621	ユ老短Ⅰⅱ１			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位			871	
22	1622	ユ老短Ⅰⅱ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	845	
22	1623	ユ老短Ⅰⅱ２				要介護2 945 単位			945	
22	1624	ユ老短Ⅰⅱ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	917	
22	1625	ユ老短Ⅰⅱ３				要介護3 1,007 単位			1,007	
22	1626	ユ老短Ⅰⅱ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	977	
22	1627	ユ老短Ⅰⅱ４				要介護4 1,063 単位			1,063	
22	1628	ユ老短Ⅰⅱ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,031	
22	1629	ユ老短Ⅰⅱ５				要介護5 1,118 単位			1,118	
22	1630	ユ老短Ⅰⅱ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,084	
22	1511	ユ老短Ⅰⅲ１			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 829 単位			829	
22	1513	ユ老短Ⅰⅲ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	804	
22	1521	ユ老短Ⅰⅲ２				要介護2 874 単位			874	
22	1523	ユ老短Ⅰⅲ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	848	
22	1531	ユ老短Ⅰⅲ３				要介護3 936 単位			936	
22	1533	ユ老短Ⅰⅲ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	908	
22	1541	ユ老短Ⅰⅲ４				要介護4 989 単位			989	
22	1543	ユ老短Ⅰⅲ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	959	
22	1551	ユ老短Ⅰⅲ５				要介護5 1,040 単位			1,040	
22	1553	ユ老短Ⅰⅲ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,009	
22	1631	ユ老短Ⅰⅳ１			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位			871	
22	1632	ユ老短Ⅰⅳ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	845	
22	1633	ユ老短Ⅰⅳ２				要介護2 945 単位			945	
22	1634	ユ老短Ⅰⅳ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	917	
22	1635	ユ老短Ⅰⅳ３				要介護3 1,007 単位			1,007	
22	1636	ユ老短Ⅰⅳ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	977	
22	1637	ユ老短Ⅰⅳ４				要介護4 1,063 単位			1,063	
22	1638	ユ老短Ⅰⅳ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,031	
22	1639	ユ老短Ⅰⅳ５				要介護5 1,118 単位			1,118	
22	1640	ユ老短Ⅰⅳ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,084	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
22	3511	ユ老短Ⅱｉ１	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(二)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 940 単位			940	1日につき
22	3513	ユ老短Ⅱｉ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	912	
22	3521	ユ老短Ⅱｉ２				要介護2 1,021 単位			1,021	
22	3523	ユ老短Ⅱｉ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	990	
22	3531	ユ老短Ⅱｉ３				要介護3 1,134 単位			1,134	
22	3533	ユ老短Ⅱｉ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,100	
22	3541	ユ老短Ⅱｉ４				要介護4 1,210 単位			1,210	
22	3543	ユ老短Ⅱｉ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,174	
22	3551	ユ老短Ⅱｉ５				要介護5 1,284 単位			1,284	
22	3553	ユ老短Ⅱｉ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,245	
22	4441	ユ老短Ⅱｉｉ１			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉｉ）＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位			940	
22	4442	ユ老短Ⅱｉｉ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	912	
22	4443	ユ老短Ⅱｉｉ２				要介護2 1,021 単位			1,021	
22	4444	ユ老短Ⅱｉｉ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	990	
22	4445	ユ老短Ⅱｉｉ３				要介護3 1,203 単位			1,203	
22	4446	ユ老短Ⅱｉｉ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,167	
22	4447	ユ老短Ⅱｉｉ４				要介護4 1,277 単位			1,277	
22	4448	ユ老短Ⅱｉｉ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,239	
22	4449	ユ老短Ⅱｉｉ５				要介護5 1,352 単位			1,352	
22	4450	ユ老短Ⅱｉｉ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,311	
22	3611	ユ老短Ⅱｉｉｉ１			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉｉｉ）＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 940 単位			940	
22	3613	ユ老短Ⅱｉｉｉ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	912	
22	3621	ユ老短Ⅱｉｉｉ２				要介護2 1,021 単位			1,021	
22	3623	ユ老短Ⅱｉｉｉ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	990	
22	3631	ユ老短Ⅱｉｉｉ３				要介護3 1,134 単位			1,134	
22	3633	ユ老短Ⅱｉｉｉ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,100	
22	3641	ユ老短Ⅱｉｉｉ４				要介護4 1,210 単位			1,210	
22	3643	ユ老短Ⅱｉｉｉ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,174	
22	3651	ユ老短Ⅱｉｉｉ５				要介護5 1,284 単位			1,284	
22	3653	ユ老短Ⅱｉｉｉ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,245	
22	4451	ユ老短Ⅱｉｖ１			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉｖ）＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位			940	
22	4452	ユ老短Ⅱｉｖ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	912	
22	4453	ユ老短Ⅱｉｖ２				要介護2 1,021 単位			1,021	
22	4454	ユ老短Ⅱｉｖ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	990	
22	4455	ユ老短Ⅱｉｖ３				要介護3 1,203 単位			1,203	
22	4456	ユ老短Ⅱｉｖ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,167	
22	4457	ユ老短Ⅱｉｖ４				要介護4 1,277 単位			1,277	
22	4458	ユ老短Ⅱｉｖ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,239	
22	4459	ユ老短Ⅱｉｖ５				要介護5 1,352 単位			1,352	
22	4460	ユ老短Ⅱｉｖ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,311	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
22	3711	ユ老短Ⅲｉ１	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(三)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 940 単位		940	1日につき
22	3713	ユ老短Ⅲｉ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	912	
22	3721	ユ老短Ⅲｉ２				要介護2 1,015 単位		1,015	
22	3723	ユ老短Ⅲｉ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	985	
22	3731	ユ老短Ⅲｉ３				要介護3 1,108 単位		1,108	
22	3733	ユ老短Ⅲｉ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,075	
22	3741	ユ老短Ⅲｉ４				要介護4 1,183 単位		1,183	
22	3743	ユ老短Ⅲｉ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,148	
22	3751	ユ老短Ⅲｉ５				要介護5 1,257 単位		1,257	
22	3753	ユ老短Ⅲｉ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,219	
22	4461	ユ老短Ⅲⅱ１			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位		940	
22	4462	ユ老短Ⅲⅱ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	912	
22	4463	ユ老短Ⅲⅱ２				要介護2 1,015 単位		1,015	
22	4464	ユ老短Ⅲⅱ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	985	
22	4465	ユ老短Ⅲⅱ３				要介護3 1,176 単位		1,176	
22	4466	ユ老短Ⅲⅱ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,141	
22	4467	ユ老短Ⅲⅱ４				要介護4 1,251 単位		1,251	
22	4468	ユ老短Ⅲⅱ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,213	
22	4469	ユ老短Ⅲⅱ５				要介護5 1,326 単位		1,326	
22	4470	ユ老短Ⅲⅱ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,286	
22	3811	ユ老短Ⅲⅲ１			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 940 単位		940	
22	3813	ユ老短Ⅲⅲ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	912	
22	3821	ユ老短Ⅲⅲ２				要介護2 1,015 単位		1,015	
22	3823	ユ老短Ⅲⅲ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	985	
22	3831	ユ老短Ⅲⅲ３				要介護3 1,108 単位		1,108	
22	3833	ユ老短Ⅲⅲ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,075	
22	3841	ユ老短Ⅲⅲ４				要介護4 1,183 単位		1,183	
22	3843	ユ老短Ⅲⅲ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,148	
22	3851	ユ老短Ⅲⅲ５				要介護5 1,257 単位		1,257	
22	3853	ユ老短Ⅲⅲ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,219	
22	4471	ユ老短Ⅲⅳ１			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位		940	
22	4472	ユ老短Ⅲⅳ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	912	
22	4473	ユ老短Ⅲⅳ２				要介護2 1,015 単位		1,015	
22	4474	ユ老短Ⅲⅳ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	985	
22	4475	ユ老短Ⅲⅳ３				要介護3 1,176 単位		1,176	
22	4476	ユ老短Ⅲⅳ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,141	
22	4477	ユ老短Ⅲⅳ４				要介護4 1,251 単位		1,251	
22	4478	ユ老短Ⅲⅳ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,213	
22	4479	ユ老短Ⅲⅳ５				要介護5 1,326 単位		1,326	
22	4480	ユ老短Ⅲⅳ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,286	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
22	3009	ユ老短Ⅰｉ1・未	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 829 単位			ユニットケア体制未整備減算 × 97%	804	1日につき
22	3013	ユ老短Ⅰｉ1・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		780	
22	3017	ユ老短Ⅰｉ2・未				要介護2 874 単位				848	
22	3021	ユ老短Ⅰｉ2・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		823	
22	3025	ユ老短Ⅰｉ3・未				要介護3 936 単位				908	
22	3029	ユ老短Ⅰｉ3・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		881	
22	3033	ユ老短Ⅰｉ4・未				要介護4 989 単位				959	
22	3037	ユ老短Ⅰｉ4・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		930	
22	3041	ユ老短Ⅰｉ5・未				要介護5 1,040 単位				1,009	
22	3045	ユ老短Ⅰｉ5・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		979	
22	1641	ユ老短Ⅰⅱ1・未			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位				845	
22	1642	ユ老短Ⅰⅱ1・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		820	
22	1643	ユ老短Ⅰⅱ2・未				要介護2 945 単位				917	
22	1644	ユ老短Ⅰⅱ2・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		889	
22	1645	ユ老短Ⅰⅱ3・未				要介護3 1,007 単位				977	
22	1646	ユ老短Ⅰⅱ3・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		948	
22	1647	ユ老短Ⅰⅱ4・未				要介護4 1,063 単位				1,031	
22	1648	ユ老短Ⅰⅱ4・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		1,000	
22	1649	ユ老短Ⅰⅱ5・未				要介護5 1,118 単位				1,084	
22	1650	ユ老短Ⅰⅱ5・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		1,051	
22	3057	ユ老短Ⅰⅲ1・未			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 829 単位				804	
22	3061	ユ老短Ⅰⅲ1・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		780	
22	3065	ユ老短Ⅰⅲ2・未				要介護2 874 単位				848	
22	3069	ユ老短Ⅰⅲ2・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		823	
22	3073	ユ老短Ⅰⅲ3・未				要介護3 936 単位				908	
22	3077	ユ老短Ⅰⅲ3・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		881	
22	3081	ユ老短Ⅰⅲ4・未				要介護4 989 単位				959	
22	3085	ユ老短Ⅰⅲ4・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		930	
22	3089	ユ老短Ⅰⅲ5・未				要介護5 1,040 単位				1,009	
22	3093	ユ老短Ⅰⅲ5・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		979	
22	1651	ユ老短Ⅰⅳ1・未			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位				845	
22	1652	ユ老短Ⅰⅳ1・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		820	
22	1653	ユ老短Ⅰⅳ2・未				要介護2 945 単位				917	
22	1654	ユ老短Ⅰⅳ2・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		889	
22	1655	ユ老短Ⅰⅳ3・未				要介護3 1,007 単位				977	
22	1656	ユ老短Ⅰⅳ3・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		948	
22	1657	ユ老短Ⅰⅳ4・未				要介護4 1,063 単位				1,031	
22	1658	ユ老短Ⅰⅳ4・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		1,000	
22	1659	ユ老短Ⅰⅳ5・未				要介護5 1,118 単位				1,084	
22	1660	ユ老短Ⅰⅳ5・夜・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		1,051	

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目							合成単位数	算定単位
22	4011	ユ老短Ⅱｉ1・未	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(二)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	912	1日につき
22	4013	ユ老短Ⅱｉ1・夜・未								885	
22	4021	ユ老短Ⅱｉ2・未				要介護2 1,021 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		990	
22	4023	ユ老短Ⅱｉ2・夜・未								960	
22	4031	ユ老短Ⅱｉ3・未				要介護3 1,134 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,100	
22	4033	ユ老短Ⅱｉ3・夜・未								1,067	
22	4041	ユ老短Ⅱｉ4・未				要介護4 1,210 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,174	
22	4043	ユ老短Ⅱｉ4・夜・未								1,139	
22	4051	ユ老短Ⅱｉ5・未				要介護5 1,284 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,245	
22	4053	ユ老短Ⅱｉ5・夜・未								1,208	
22	4481	ユ老短Ⅱⅱ1・未			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		912	
22	4482	ユ老短Ⅱⅱ1・夜・未								885	
22	4483	ユ老短Ⅱⅱ2・未				要介護2 1,021 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		990	
22	4484	ユ老短Ⅱⅱ2・夜・未								960	
22	4485	ユ老短Ⅱⅱ3・未				要介護3 1,203 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,167	
22	4486	ユ老短Ⅱⅱ3・夜・未								1,132	
22	4487	ユ老短Ⅱⅱ4・未				要介護4 1,277 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,239	
22	4488	ユ老短Ⅱⅱ4・夜・未								1,202	
22	4489	ユ老短Ⅱⅱ5・未				要介護5 1,352 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,311	
22	4490	ユ老短Ⅱⅱ5・夜・未								1,272	
22	4111	ユ老短Ⅱⅲ1・未			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		912	
22	4113	ユ老短Ⅱⅲ1・夜・未								885	
22	4121	ユ老短Ⅱⅲ2・未				要介護2 1,021 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		990	
22	4123	ユ老短Ⅱⅲ2・夜・未								960	
22	4131	ユ老短Ⅱⅲ3・未				要介護3 1,134 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,100	
22	4133	ユ老短Ⅱⅲ3・夜・未								1,067	
22	4141	ユ老短Ⅱⅲ4・未				要介護4 1,210 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,174	
22	4143	ユ老短Ⅱⅲ4・夜・未								1,139	
22	4151	ユ老短Ⅱⅲ5・未				要介護5 1,284 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,245	
22	4153	ユ老短Ⅱⅲ5・夜・未								1,208	
22	4491	ユ老短Ⅱⅳ1・未			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		912	
22	4492	ユ老短Ⅱⅳ1・夜・未								885	
22	4493	ユ老短Ⅱⅳ2・未				要介護2 1,021 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		990	
22	4494	ユ老短Ⅱⅳ2・夜・未								960	
22	4495	ユ老短Ⅱⅳ3・未				要介護3 1,203 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,167	
22	4496	ユ老短Ⅱⅳ3・夜・未								1,132	
22	4497	ユ老短Ⅱⅳ4・未				要介護4 1,277 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,239	
22	4498	ユ老短Ⅱⅳ4・夜・未								1,202	
22	4499	ユ老短Ⅱⅳ5・未				要介護5 1,352 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		1,311	
22	4500	ユ老短Ⅱⅳ5・夜・未								1,272	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
22	4211	ユ老短Ⅲｉ1･未	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(三)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ｉ)＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 940 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		912	1日につき
22	4213	ユ老短Ⅲｉ1･夜･未								885	
22	4221	ユ老短Ⅲｉ2･未				要介護2 1,015 単位				985	
22	4223	ユ老短Ⅲｉ2･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			955	
22	4231	ユ老短Ⅲｉ3･未				要介護3 1,108 単位				1,075	
22	4233	ユ老短Ⅲｉ3･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,043	
22	4241	ユ老短Ⅲｉ4･未				要介護4 1,183 単位				1,148	
22	4243	ユ老短Ⅲｉ4･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,114	
22	4251	ユ老短Ⅲｉ5･未				要介護5 1,257 単位				1,219	
22	4253	ユ老短Ⅲｉ5･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,182	
22	4501	ユ老短Ⅲⅱ1･未			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位				912	
22	4502	ユ老短Ⅲⅱ1･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			885	
22	4503	ユ老短Ⅲⅱ2･未				要介護2 1,015 単位				985	
22	4504	ユ老短Ⅲⅱ2･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			955	
22	4505	ユ老短Ⅲⅱ3･未				要介護3 1,176 単位				1,141	
22	4506	ユ老短Ⅲⅱ3･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,107	
22	4507	ユ老短Ⅲⅱ4･未				要介護4 1,251 単位				1,213	
22	4508	ユ老短Ⅲⅱ4･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,177	
22	4509	ユ老短Ⅲⅱ5･未				要介護5 1,326 単位				1,286	
22	4510	ユ老短Ⅲⅱ5･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,247	
22	4311	ユ老短Ⅲⅲ1･未			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 940 単位				912	
22	4313	ユ老短Ⅲⅲ1･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			885	
22	4321	ユ老短Ⅲⅲ2･未				要介護2 1,015 単位				985	
22	4323	ユ老短Ⅲⅲ2･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			955	
22	4331	ユ老短Ⅲⅲ3･未				要介護3 1,108 単位				1,075	
22	4333	ユ老短Ⅲⅲ3･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,043	
22	4341	ユ老短Ⅲⅲ4･未				要介護4 1,183 単位				1,148	
22	4343	ユ老短Ⅲⅲ4･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,114	
22	4351	ユ老短Ⅲⅲ5･未				要介護5 1,257 単位				1,219	
22	4353	ユ老短Ⅲⅲ5･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,182	
22	4511	ユ老短Ⅲⅳ1･未			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位				912	
22	4512	ユ老短Ⅲⅳ1･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			885	
22	4513	ユ老短Ⅲⅳ2･未				要介護2 1,015 単位				985	
22	4514	ユ老短Ⅲⅳ2･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			955	
22	4515	ユ老短Ⅲⅳ3･未				要介護3 1,176 単位				1,141	
22	4516	ユ老短Ⅲⅳ3･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,107	
22	4517	ユ老短Ⅲⅳ4･未				要介護4 1,251 単位				1,213	
22	4518	ユ老短Ⅲⅳ4･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,177	
22	4519	ユ老短Ⅲⅳ5･未				要介護5 1,326 単位				1,286	
22	4520	ユ老短Ⅲⅳ5･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			1,247	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
22	1561	特定老短1	(3)特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰りショート)	(一)3時間以上4時間未満 654 単位			654	1回につき
22	1565	特定老短1・夜			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	634	
22	1571	特定老短2		(二)4時間以上6時間未満 905 単位			905	
22	1572	特定老短2・夜			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	878	
22	1581	特定老短3		(三)6時間以上8時間未満 1,257 単位			1,257	
22	1582	特定老短3・夜			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,219	
22	6117	老短夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算			24 単位加算	24	1日につき
22	6250	老短リハビリ機能強化加算	リハビリテーション機能強化加算			30 単位加算	30	
22	6111	老短個別リハビリ加算	個別リハビリテーション実施加算			240 単位加算	240	
22	6254	老短認知症ケア加算	認知症ケア加算			76 単位加算	76	
22	6121	老短認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)			200 単位加算	200	
22	6277	老短緊急短期入所受入加算	緊急短期入所受入加算(7日間限度)			90 単位加算	90	
22	6109	老短若年性認知症受入加算1	若年性認知症利用者受入加算		(1)、(2)を算定する場合	120 単位加算	120	
22	6110	老短若年性認知症受入加算2			(3)を算定する場合	60 単位加算	60	
22	6278	老短重度療養管理加算1	重度療養管理加算		(1)(一)、(2)(一)を算定する場合	120 単位加算	120	
22	6279	老短重度療養管理加算2	(要介護4・5に限る)		(3)を算定する場合	60 単位加算	60	
22	1920	老短送迎加算	送迎を行う場合			184 単位加算	184	片道につき
22	6601	老短療養体制維持特別加算	療養体制維持特別加算			27 単位加算	27	1日につき
22	6275	老短療養食加算	(4)療養食加算			23 単位加算	23	
22	9000	老短緊急時治療管理1	(5)緊急時施設療養費	(一)緊急時治療管理	療養型老健以外の場合	511 単位	511	月3日限度
22	6000	老短緊急時治療管理2			療養型老健の場合	511 単位	511	
22	6100	老短サービス提供体制加算Ⅰ1	(6)サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		18 単位加算	18	1日につき
22	6101	老短サービス提供体制加算Ⅰ2		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		12 単位加算	12	
22	6102	老短サービス提供体制加算Ⅱ		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		6 単位加算	6	
22	6103	老短サービス提供体制加算Ⅲ		(四)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6 単位加算	6	
22	6107	老短処遇改善加算Ⅰ	(7)介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 27/1000 加算		1月につき
22	6104	老短処遇改善加算Ⅱ		(二)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 15/1000 加算		
22	6105	老短処遇改善加算Ⅲ		(三)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(二)で算定した単位数の 90% 加算		
22	6106	老短処遇改善加算Ⅳ		(四)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(二)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	8011	老短Ⅰｉ1・超	(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一)介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞【従来型】	要介護1 750 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		525	1日につき
22	8015	老短Ⅰｉ1・夜・超									510	
22	8021	老短Ⅰｉ2・超				要介護2 795 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			557	
22	8025	老短Ⅰｉ2・夜・超									540	
22	8031	老短Ⅰｉ3・超				要介護3 856 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
22	8035	老短Ⅰｉ3・夜・超									581	
22	8041	老短Ⅰｉ4・超				要介護4 908 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			636	
22	8045	老短Ⅰｉ4・夜・超									617	
22	8051	老短Ⅰｉ5・超				要介護5 959 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			671	
22	8055	老短Ⅰｉ5・夜・超									651	
22	8501	老短Ⅰⅱ1・超			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 788 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			552	
22	8502	老短Ⅰⅱ1・夜・超									535	
22	8503	老短Ⅰⅱ2・超				要介護2 859 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			601	
22	8504	老短Ⅰⅱ2・夜・超									583	
22	8505	老短Ⅰⅱ3・超				要介護3 921 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			645	
22	8506	老短Ⅰⅱ3・夜・超									625	
22	8507	老短Ⅰⅱ4・超				要介護4 977 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			684	
22	8508	老短Ⅰⅱ4・夜・超									664	
22	8509	老短Ⅰⅱ5・超				要介護5 1,032 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			722	
22	8510	老短Ⅰⅱ5・夜・超									701	
22	8211	老短Ⅰⅲ1・超			c 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜多床室＞【従来型】	要介護1 823 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			576	
22	8215	老短Ⅰⅲ1・夜・超									559	
22	8221	老短Ⅰⅲ2・超				要介護2 871 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			610	
22	8225	老短Ⅰⅲ2・夜・超									592	
22	8231	老短Ⅰⅲ3・超				要介護3 932 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			652	
22	8235	老短Ⅰⅲ3・夜・超									633	
22	8241	老短Ⅰⅲ4・超				要介護4 983 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			688	
22	8245	老短Ⅰⅲ4・夜・超									668	
22	8251	老短Ⅰⅲ5・超				要介護5 1,036 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			725	
22	8255	老短Ⅰⅲ5・夜・超									704	
22	8511	老短Ⅰⅳ1・超			d 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 867 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			607	
22	8512	老短Ⅰⅳ1・夜・超									589	
22	8513	老短Ⅰⅳ2・超				要介護2 941 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			659	
22	8514	老短Ⅰⅳ2・夜・超									639	
22	8515	老短Ⅰⅳ3・超				要介護3 1,003 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			702	
22	8516	老短Ⅰⅳ3・夜・超									681	
22	8517	老短Ⅰⅳ4・超				要介護4 1,059 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			741	
22	8518	老短Ⅰⅳ4・夜・超									719	
22	8519	老短Ⅰⅳ5・超				要介護5 1,114 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			780	
22	8520	老短Ⅰⅳ5・夜・超									757	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	7209	老短Ⅱｉ1・超	(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費	(二)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ｉ)＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 778 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		545	1日につき
22	7213	老短Ⅱｉ1・夜・超									529	
22	7217	老短Ⅱｉ2・超				要介護2 859 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			601	
22	7221	老短Ⅱｉ2・夜・超									583	
22	7225	老短Ⅱｉ3・超				要介護3 972 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			680	
22	7229	老短Ⅱｉ3・夜・超									660	
22	7233	老短Ⅱｉ4・超				要介護4 1,048 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			734	
22	7237	老短Ⅱｉ4・夜・超									712	
22	7241	老短Ⅱｉ5・超				要介護5 1,122 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			785	
22	7245	老短Ⅱｉ5・夜・超									762	
22	5001	老短Ⅱⅱ1・超			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 778 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			545	
22	5002	老短Ⅱⅱ1・夜・超									529	
22	5003	老短Ⅱⅱ2・超				要介護2 859 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			601	
22	5004	老短Ⅱⅱ2・夜・超									583	
22	5005	老短Ⅱⅱ3・超				要介護3 1,041 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			729	
22	5006	老短Ⅱⅱ3・夜・超									707	
22	5007	老短Ⅱⅱ4・超				要介護4 1,115 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			781	
22	5008	老短Ⅱⅱ4・夜・超									757	
22	5009	老短Ⅱⅱ5・超				要介護5 1,190 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			833	
22	5010	老短Ⅱⅱ5・夜・超									808	
22	7257	老短Ⅱⅲ1・超			c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)＜多床室＞【療養型】	要介護1 855 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
22	7261	老短Ⅱⅲ1・夜・超									580	
22	7265	老短Ⅱⅲ2・超				要介護2 937 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			656	
22	7269	老短Ⅱⅲ2・夜・超									636	
22	7273	老短Ⅱⅲ3・超				要介護3 1,051 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			736	
22	7277	老短Ⅱⅲ3・夜・超									713	
22	7281	老短Ⅱⅲ4・超				要介護4 1,126 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			788	
22	7285	老短Ⅱⅲ4・夜・超									764	
22	7289	老短Ⅱⅲ5・超				要介護5 1,200 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			840	
22	7293	老短Ⅱⅲ5・夜・超									815	
22	5011	老短Ⅱⅳ1・超			d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 855 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
22	5012	老短Ⅱⅳ1・夜・超									580	
22	5013	老短Ⅱⅳ2・超				要介護2 937 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			656	
22	5014	老短Ⅱⅳ2・夜・超									636	
22	5015	老短Ⅱⅳ3・超				要介護3 1,118 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			783	
22	5016	老短Ⅱⅳ3・夜・超									759	
22	5017	老短Ⅱⅳ4・超				要介護4 1,193 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			835	
22	5018	老短Ⅱⅳ4・夜・超									810	
22	5019	老短Ⅱⅳ5・超				要介護5 1,268 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			888	
22	5020	老短Ⅱⅳ5・夜・超									861	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	7305	老短Ⅲｉ1・超	(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費	(三)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ｉ)＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 778 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		545	1日につき
22	7309	老短Ⅲｉ1・夜・超									529	
22	7313	老短Ⅲｉ2・超				要介護2 853 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			597	
22	7317	老短Ⅲｉ2・夜・超									579	
22	7321	老短Ⅲｉ3・超				要介護3 946 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			662	
22	7325	老短Ⅲｉ3・夜・超									643	
22	7329	老短Ⅲｉ4・超				要介護4 1,021 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			715	
22	7333	老短Ⅲｉ4・夜・超									693	
22	7337	老短Ⅲｉ5・超				要介護5 1,095 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			767	
22	7341	老短Ⅲｉ5・夜・超									743	
22	5021	老短Ⅲⅱ1・超			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 778 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			545	
22	5022	老短Ⅲⅱ1・夜・超									529	
22	5023	老短Ⅲⅱ2・超				要介護2 853 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			597	
22	5024	老短Ⅲⅱ2・夜・超									579	
22	5025	老短Ⅲⅱ3・超				要介護3 1,014 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			710	
22	5026	老短Ⅲⅱ3・夜・超									689	
22	5027	老短Ⅲⅱ4・超				要介護4 1,089 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			762	
22	5028	老短Ⅲⅱ4・夜・超									739	
22	5029	老短Ⅲⅱ5・超				要介護5 1,164 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			815	
22	5030	老短Ⅲⅱ5・夜・超									790	
22	7353	老短Ⅲⅲ1・超			c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)＜多床室＞【療養型】	要介護1 855 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
22	7357	老短Ⅲⅲ1・夜・超									580	
22	7361	老短Ⅲⅲ2・超				要介護2 931 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			652	
22	7365	老短Ⅲⅲ2・夜・超									632	
22	7369	老短Ⅲⅲ3・超				要介護3 1,024 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			717	
22	7373	老短Ⅲⅲ3・夜・超									695	
22	7377	老短Ⅲⅲ4・超				要介護4 1,098 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			769	
22	7381	老短Ⅲⅲ4・夜・超									746	
22	7385	老短Ⅲⅲ5・超				要介護5 1,173 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			821	
22	7389	老短Ⅲⅲ5・夜・超									797	
22	5031	老短Ⅲⅳ1・超			d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 855 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
22	5032	老短Ⅲⅳ1・夜・超									580	
22	5033	老短Ⅲⅳ2・超				要介護2 931 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			652	
22	5034	老短Ⅲⅳ2・夜・超									632	
22	5035	老短Ⅲⅳ3・超				要介護3 1,092 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			764	
22	5036	老短Ⅲⅳ3・夜・超									741	
22	5037	老短Ⅲⅳ4・超				要介護4 1,167 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			817	
22	5038	老短Ⅲⅳ4・夜・超									792	
22	5039	老短Ⅲⅳ5・超				要介護5 1,241 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			869	
22	5040	老短Ⅲⅳ5・夜・超									843	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	8311	ユ老短Ⅰｉ1・超	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 829 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		580	1日につき
22	8313	ユ老短Ⅰｉ1・夜・超									563	
22	8321	ユ老短Ⅰｉ2・超				要介護2 874 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			612	
22	8323	ユ老短Ⅰｉ2・夜・超									594	
22	8331	ユ老短Ⅰｉ3・超				要介護3 936 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			655	
22	8333	ユ老短Ⅰｉ3・夜・超									636	
22	8341	ユ老短Ⅰｉ4・超				要介護4 989 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			692	
22	8343	ユ老短Ⅰｉ4・夜・超									671	
22	8351	ユ老短Ⅰｉ5・超				要介護5 1,040 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			728	
22	8353	ユ老短Ⅰｉ5・夜・超									706	
22	8521	ユ老短Ⅰⅱ1・超			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			610	
22	8522	ユ老短Ⅰⅱ1・夜・超									592	
22	8523	ユ老短Ⅰⅱ2・超				要介護2 945 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			662	
22	8524	ユ老短Ⅰⅱ2・夜・超									642	
22	8525	ユ老短Ⅰⅱ3・超				要介護3 1,007 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			705	
22	8526	ユ老短Ⅰⅱ3・夜・超									684	
22	8527	ユ老短Ⅰⅱ4・超				要介護4 1,063 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			744	
22	8528	ユ老短Ⅰⅱ4・夜・超									722	
22	8529	ユ老短Ⅰⅱ5・超				要介護5 1,118 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			783	
22	8530	ユ老短Ⅰⅱ5・夜・超									759	
22	8411	ユ老短Ⅰⅲ1・超			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 829 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			580	
22	8413	ユ老短Ⅰⅲ1・夜・超									563	
22	8421	ユ老短Ⅰⅲ2・超				要介護2 874 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			612	
22	8423	ユ老短Ⅰⅲ2・夜・超									594	
22	8431	ユ老短Ⅰⅲ3・超				要介護3 936 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			655	
22	8433	ユ老短Ⅰⅲ3・夜・超									636	
22	8441	ユ老短Ⅰⅲ4・超				要介護4 989 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			692	
22	8443	ユ老短Ⅰⅲ4・夜・超									671	
22	8451	ユ老短Ⅰⅲ5・超				要介護5 1,040 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			728	
22	8453	ユ老短Ⅰⅲ5・夜・超									706	
22	8531	ユ老短Ⅰⅳ1・超			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			610	
22	8532	ユ老短Ⅰⅳ1・夜・超									592	
22	8533	ユ老短Ⅰⅳ2・超				要介護2 945 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			662	
22	8534	ユ老短Ⅰⅳ2・夜・超									642	
22	8535	ユ老短Ⅰⅳ3・超				要介護3 1,007 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			705	
22	8536	ユ老短Ⅰⅳ3・夜・超									684	
22	8537	ユ老短Ⅰⅳ4・超				要介護4 1,063 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			744	
22	8538	ユ老短Ⅰⅳ4・夜・超									722	
22	8539	ユ老短Ⅰⅳ5・超				要介護5 1,118 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			783	
22	8540	ユ老短Ⅰⅳ5・夜・超									759	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	7397	ユ老短Ⅱｉ1・超	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(二)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 940 単位				定員超過の場合 × 70%	658	1日につき
22	7399	ユ老短Ⅱｉ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		638	
22	7401	ユ老短Ⅱｉ2・超				要介護2 1,021 単位					715	
22	7403	ユ老短Ⅱｉ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		693	
22	7405	ユ老短Ⅱｉ3・超				要介護3 1,134 単位					794	
22	7407	ユ老短Ⅱｉ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		770	
22	7409	ユ老短Ⅱｉ4・超				要介護4 1,210 単位					847	
22	7411	ユ老短Ⅱｉ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		822	
22	7413	ユ老短Ⅱｉ5・超				要介護5 1,284 単位					899	
22	7415	ユ老短Ⅱｉ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		872	
22	5041	ユ老短Ⅱii1・超			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ii）＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位					658	
22	5042	ユ老短Ⅱii1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		638	
22	5043	ユ老短Ⅱii2・超				要介護2 1,021 単位					715	
22	5044	ユ老短Ⅱii2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		693	
22	5045	ユ老短Ⅱii3・超				要介護3 1,203 単位					842	
22	5046	ユ老短Ⅱii3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		817	
22	5047	ユ老短Ⅱii4・超				要介護4 1,277 単位					894	
22	5048	ユ老短Ⅱii4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		867	
22	5049	ユ老短Ⅱii5・超				要介護5 1,352 単位					946	
22	5050	ユ老短Ⅱii5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		918	
22	7421	ユ老短Ⅱiii1・超			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（iii）＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 940 単位					658	
22	7423	ユ老短Ⅱiii1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		638	
22	7425	ユ老短Ⅱiii2・超				要介護2 1,021 単位					715	
22	7427	ユ老短Ⅱiii2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		693	
22	7429	ユ老短Ⅱiii3・超				要介護3 1,134 単位					794	
22	7431	ユ老短Ⅱiii3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		770	
22	7433	ユ老短Ⅱiii4・超				要介護4 1,210 単位					847	
22	7435	ユ老短Ⅱiii4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		822	
22	7437	ユ老短Ⅱiii5・超				要介護5 1,284 単位					899	
22	7439	ユ老短Ⅱiii5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		872	
22	5051	ユ老短Ⅱiv1・超			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（iv）＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位					658	
22	5052	ユ老短Ⅱiv1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		638	
22	5053	ユ老短Ⅱiv2・超				要介護2 1,021 単位					715	
22	5054	ユ老短Ⅱiv2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		693	
22	5055	ユ老短Ⅱiv3・超				要介護3 1,203 単位					842	
22	5056	ユ老短Ⅱiv3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		817	
22	5057	ユ老短Ⅱiv4・超				要介護4 1,277 単位					894	
22	5058	ユ老短Ⅱiv4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		867	
22	5059	ユ老短Ⅱiv5・超				要介護5 1,352 単位					946	
22	5060	ユ老短Ⅱiv5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	×	97%		918	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	7445	ユ老短Ⅲｉ1・超	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(三)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ） ＜ユニット型個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		658	1日につき
22	7447	ユ老短Ⅲｉ1・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	7449	ユ老短Ⅲｉ2・超				要介護2 1,015 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			711	
22	7451	ユ老短Ⅲｉ2・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	7453	ユ老短Ⅲｉ3・超				要介護3 1,108 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			776	
22	7455	ユ老短Ⅲｉ3・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			753	
22	7457	ユ老短Ⅲｉ4・超				要介護4 1,183 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			828	
22	7459	ユ老短Ⅲｉ4・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			804	
22	7461	ユ老短Ⅲｉ5・超				要介護5 1,257 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			880	
22	7463	ユ老短Ⅲｉ5・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			853	
22	5061	ユ老短Ⅲⅱ1・超			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ） ＜ユニット型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			658	
22	5062	ユ老短Ⅲⅱ1・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	5063	ユ老短Ⅲⅱ2・超				要介護2 1,015 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			711	
22	5064	ユ老短Ⅲⅱ2・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	5065	ユ老短Ⅲⅱ3・超				要介護3 1,176 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			823	
22	5066	ユ老短Ⅲⅱ3・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			799	
22	5067	ユ老短Ⅲⅱ4・超				要介護4 1,251 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			876	
22	5068	ユ老短Ⅲⅱ4・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			849	
22	5069	ユ老短Ⅲⅱ5・超				要介護5 1,326 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			928	
22	5070	ユ老短Ⅲⅱ5・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			900	
22	7469	ユ老短Ⅲⅲ1・超			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ） ＜ユニット型準個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			658	
22	7471	ユ老短Ⅲⅲ1・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	7473	ユ老短Ⅲⅲ2・超				要介護2 1,015 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			711	
22	7475	ユ老短Ⅲⅲ2・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	7477	ユ老短Ⅲⅲ3・超				要介護3 1,108 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			776	
22	7479	ユ老短Ⅲⅲ3・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			753	
22	7481	ユ老短Ⅲⅲ4・超				要介護4 1,183 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			828	
22	7483	ユ老短Ⅲⅲ4・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			804	
22	7485	ユ老短Ⅲⅲ5・超				要介護5 1,257 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			880	
22	7487	ユ老短Ⅲⅲ5・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			853	
22	5071	ユ老短Ⅲⅳ1・超			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ） ＜ユニット型準個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			658	
22	5072	ユ老短Ⅲⅳ1・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	5073	ユ老短Ⅲⅳ2・超				要介護2 1,015 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			711	
22	5074	ユ老短Ⅲⅳ2・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	5075	ユ老短Ⅲⅳ3・超				要介護3 1,176 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			823	
22	5076	ユ老短Ⅲⅳ3・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			799	
22	5077	ユ老短Ⅲⅳ4・超				要介護4 1,251 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			876	
22	5078	ユ老短Ⅲⅳ4・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			849	
22	5079	ユ老短Ⅲⅳ5・超				要介護5 1,326 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			928	
22	5080	ユ老短Ⅲⅳ5・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			900	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	7009	ユ老短Ⅰｉ1・超・未	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 829 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	1日につき
22	7013	ユ老短Ⅰｉ1・夜・超・未									546	
22	7017	ユ老短Ⅰｉ2・超・未				要介護2 874 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				594	
22	7021	ユ老短Ⅰｉ2・夜・超・未									576	
22	7025	ユ老短Ⅰｉ3・超・未				要介護3 936 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				635	
22	7029	ユ老短Ⅰｉ3・夜・超・未									617	
22	7033	ユ老短Ⅰｉ4・超・未				要介護4 989 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				671	
22	7037	ユ老短Ⅰｉ4・夜・超・未									651	
22	7041	ユ老短Ⅰｉ5・超・未				要介護5 1,040 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				706	
22	7045	ユ老短Ⅰｉ5・夜・超・未									685	
22	8541	ユ老短Ⅰⅱ1・超・未			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				592	
22	8542	ユ老短Ⅰⅱ1・夜・超・未									574	
22	8543	ユ老短Ⅰⅱ2・超・未				要介護2 945 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				642	
22	8544	ユ老短Ⅰⅱ2・夜・超・未									623	
22	8545	ユ老短Ⅰⅱ3・超・未				要介護3 1,007 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				684	
22	8546	ユ老短Ⅰⅱ3・夜・超・未									663	
22	8547	ユ老短Ⅰⅱ4・超・未				要介護4 1,063 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				722	
22	8548	ユ老短Ⅰⅱ4・夜・超・未									700	
22	8549	ユ老短Ⅰⅱ5・超・未				要介護5 1,118 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				760	
22	8550	ユ老短Ⅰⅱ5・夜・超・未									736	
22	7057	ユ老短Ⅰⅲ1・超・未			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 829 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
22	7061	ユ老短Ⅰⅲ1・夜・超・未									546	
22	7065	ユ老短Ⅰⅲ2・超・未				要介護2 874 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				594	
22	7069	ユ老短Ⅰⅲ2・夜・超・未									576	
22	7073	ユ老短Ⅰⅲ3・超・未				要介護3 936 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				635	
22	7077	ユ老短Ⅰⅲ3・夜・超・未									617	
22	7081	ユ老短Ⅰⅲ4・超・未				要介護4 989 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				671	
22	7085	ユ老短Ⅰⅲ4・夜・超・未									651	
22	7089	ユ老短Ⅰⅲ5・超・未				要介護5 1,040 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				706	
22	7093	ユ老短Ⅰⅲ5・夜・超・未									685	
22	8551	ユ老短Ⅰⅳ1・超・未			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				592	
22	8552	ユ老短Ⅰⅳ1・夜・超・未									574	
22	8553	ユ老短Ⅰⅳ2・超・未				要介護2 945 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				642	
22	8554	ユ老短Ⅰⅳ2・夜・超・未									623	
22	8555	ユ老短Ⅰⅳ3・超・未				要介護3 1,007 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				684	
22	8556	ユ老短Ⅰⅳ3・夜・超・未									663	
22	8557	ユ老短Ⅰⅳ4・超・未				要介護4 1,063 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				722	
22	8558	ユ老短Ⅰⅳ4・夜・超・未									700	
22	8559	ユ老短Ⅰⅳ5・超・未				要介護5 1,118 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				760	
22	8560	ユ老短Ⅰⅳ5・夜・超・未									736	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	7493	ユ老短Ⅱｉ1・超・未	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(二)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	638	1日につき
22	7495	ユ老短Ⅱｉ1・夜・超・未									619	
22	7497	ユ老短Ⅱｉ2・超・未				要介護2 1,021 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
22	7499	ユ老短Ⅱｉ2・夜・超・未									672	
22	7501	ユ老短Ⅱｉ3・超・未				要介護3 1,134 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			770	
22	7503	ユ老短Ⅱｉ3・夜・超・未									747	
22	7505	ユ老短Ⅱｉ4・超・未				要介護4 1,210 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			822	
22	7507	ユ老短Ⅱｉ4・夜・超・未									797	
22	7509	ユ老短Ⅱｉ5・超・未				要介護5 1,284 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			872	
22	7511	ユ老短Ⅱｉ5・夜・超・未									846	
22	5081	ユ老短Ⅱⅱ1・超・未		＜療養型老健・看護職員を配置＞	b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	5082	ユ老短Ⅱⅱ1・夜・超・未									619	
22	5083	ユ老短Ⅱⅱ2・超・未				要介護2 1,021 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
22	5084	ユ老短Ⅱⅱ2・夜・超・未									672	
22	5085	ユ老短Ⅱⅱ3・超・未				要介護3 1,203 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			817	
22	5086	ユ老短Ⅱⅱ3・夜・超・未									792	
22	5087	ユ老短Ⅱⅱ4・超・未				要介護4 1,277 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			867	
22	5088	ユ老短Ⅱⅱ4・夜・超・未									841	
22	5089	ユ老短Ⅱⅱ5・超・未				要介護5 1,352 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			918	
22	5090	ユ老短Ⅱⅱ5・夜・超・未									890	
22	7517	ユ老短Ⅱⅲ1・超・未			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	7519	ユ老短Ⅱⅲ1・夜・超・未									619	
22	7521	ユ老短Ⅱⅲ2・超・未				要介護2 1,021 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
22	7523	ユ老短Ⅱⅲ2・夜・超・未									672	
22	7525	ユ老短Ⅱⅲ3・超・未				要介護3 1,134 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			770	
22	7527	ユ老短Ⅱⅲ3・夜・超・未									747	
22	7529	ユ老短Ⅱⅲ4・超・未				要介護4 1,210 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			822	
22	7531	ユ老短Ⅱⅲ4・夜・超・未									797	
22	7533	ユ老短Ⅱⅲ5・超・未				要介護5 1,284 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			872	
22	7535	ユ老短Ⅱⅲ5・夜・超・未									846	
22	5091	ユ老短Ⅱⅳ1・超・未			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 940 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	5092	ユ老短Ⅱⅳ1・夜・超・未									619	
22	5093	ユ老短Ⅱⅳ2・超・未				要介護2 1,021 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
22	5094	ユ老短Ⅱⅳ2・夜・超・未									672	
22	5095	ユ老短Ⅱⅳ3・超・未				要介護3 1,203 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			817	
22	5096	ユ老短Ⅱⅳ3・夜・超・未									792	
22	5097	ユ老短Ⅱⅳ4・超・未				要介護4 1,277 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			867	
22	5098	ユ老短Ⅱⅳ4・夜・超・未									841	
22	5099	ユ老短Ⅱⅳ5・超・未				要介護5 1,352 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			918	
22	5100	ユ老短Ⅱⅳ5・夜・超・未									890	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
22	7541	ユ老短Ⅲｉ1・超・未	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(三)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ） ＜ユニット型個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	638	1日につき
22	7543	ユ老短Ⅲｉ1・夜・超・未									619	
22	7545	ユ老短Ⅲｉ2・超・未					要介護2 1,015 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	7547	ユ老短Ⅲｉ2・夜・超・未									669	
22	7549	ユ老短Ⅲｉ3・超・未					要介護3 1,108 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			753	
22	7551	ユ老短Ⅲｉ3・夜・超・未									730	
22	7553	ユ老短Ⅲｉ4・超・未					要介護4 1,183 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			803	
22	7555	ユ老短Ⅲｉ4・夜・超・未									780	
22	7557	ユ老短Ⅲｉ5・超・未					要介護5 1,257 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			854	
22	7559	ユ老短Ⅲｉ5・夜・超・未									827	
22	5101	ユ老短Ⅲⅱ1・超・未				b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ） ＜ユニット型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	5102	ユ老短Ⅲⅱ1・夜・超・未									619	
22	5103	ユ老短Ⅲⅱ2・超・未					要介護2 1,015 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	5104	ユ老短Ⅲⅱ2・夜・超・未									669	
22	5105	ユ老短Ⅲⅱ3・超・未					要介護3 1,176 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			798	
22	5106	ユ老短Ⅲⅱ3・夜・超・未									775	
22	5107	ユ老短Ⅲⅱ4・超・未					要介護4 1,251 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			850	
22	5108	ユ老短Ⅲⅱ4・夜・超・未									824	
22	5109	ユ老短Ⅲⅱ5・超・未					要介護5 1,326 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			900	
22	5110	ユ老短Ⅲⅱ5・夜・超・未									873	
22	7565	ユ老短Ⅲⅲ1・超・未				c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ） ＜ユニット型準個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	7567	ユ老短Ⅲⅲ1・夜・超・未									619	
22	7569	ユ老短Ⅲⅲ2・超・未					要介護2 1,015 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	7571	ユ老短Ⅲⅲ2・夜・超・未									669	
22	7573	ユ老短Ⅲⅲ3・超・未					要介護3 1,108 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			753	
22	7575	ユ老短Ⅲⅲ3・夜・超・未									730	
22	7577	ユ老短Ⅲⅲ4・超・未					要介護4 1,183 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			803	
22	7579	ユ老短Ⅲⅲ4・夜・超・未									780	
22	7581	ユ老短Ⅲⅲ5・超・未					要介護5 1,257 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			854	
22	7583	ユ老短Ⅲⅲ5・夜・超・未									827	
22	5111	ユ老短Ⅲⅳ1・超・未				d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ） ＜ユニット型準個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	5112	ユ老短Ⅲⅳ1・夜・超・未									619	
22	5113	ユ老短Ⅲⅳ2・超・未					要介護2 1,015 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	5114	ユ老短Ⅲⅳ2・夜・超・未									669	
22	5115	ユ老短Ⅲⅳ3・超・未					要介護3 1,176 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			798	
22	5116	ユ老短Ⅲⅳ3・夜・超・未									775	
22	5117	ユ老短Ⅲⅳ4・超・未					要介護4 1,251 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			850	
22	5118	ユ老短Ⅲⅳ4・夜・超・未									824	
22	5119	ユ老短Ⅲⅳ5・超・未					要介護5 1,326 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			900	
22	5120	ユ老短Ⅲⅳ5・夜・超・未									873	
22	8461	特定老短1・超	(3)特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（日帰りショート）				(一)3時間以上4時間未満 654 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		458	1回につき
22	8465	特定老短1・夜・超									444	
22	8471	特定老短2・超					(二)4時間以上6時間未満 905 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			634	
22	8472	特定老短2・夜・超									615	
22	8473	特定老短3・超					(三)6時間以上8時間未満 1,257 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			880	
22	8474	特定老短3・夜・超									853	

医師、看護・介護職員、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	9011	老短Ⅰｉ1・欠	(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞【従来型】	要介護1 750 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	医師、看護・介護職員、PT・OT又はSTが欠員の場合	× 70%	525	1日につき
22	9015	老短Ⅰｉ1・夜・欠									510	
22	9021	老短Ⅰｉ2・欠				要介護2 795 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			557	
22	9025	老短Ⅰｉ2・夜・欠									540	
22	9031	老短Ⅰｉ3・欠				要介護3 856 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			599	
22	9035	老短Ⅰｉ3・夜・欠									581	
22	9041	老短Ⅰｉ4・欠				要介護4 908 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			636	
22	9045	老短Ⅰｉ4・夜・欠									617	
22	9051	老短Ⅰｉ5・欠				要介護5 959 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			671	
22	9055	老短Ⅰｉ5・夜・欠									651	
22	9501	老短Ⅰii1・欠			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費（ii）＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 788 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			552	
22	9502	老短Ⅰii1・夜・欠									535	
22	9503	老短Ⅰii2・欠				要介護2 859 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			601	
22	9504	老短Ⅰii2・夜・欠									583	
22	9505	老短Ⅰii3・欠				要介護3 921 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			645	
22	9506	老短Ⅰii3・夜・欠									625	
22	9507	老短Ⅰii4・欠				要介護4 977 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			684	
22	9508	老短Ⅰii4・夜・欠									664	
22	9509	老短Ⅰii5・欠				要介護5 1,032 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			722	
22	9510	老短Ⅰii5・夜・欠									701	
22	9211	老短Ⅰiii1・欠			c 介護老人保健施設短期入所療養介護費（iii）＜多床室＞【従来型】	要介護1 823 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			576	
22	9215	老短Ⅰiii1・夜・欠									559	
22	9221	老短Ⅰiii2・欠				要介護2 871 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			610	
22	9225	老短Ⅰiii2・夜・欠									592	
22	9231	老短Ⅰiii3・欠				要介護3 932 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			652	
22	9235	老短Ⅰiii3・夜・欠									633	
22	9241	老短Ⅰiii4・欠				要介護4 983 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			688	
22	9245	老短Ⅰiii4・夜・欠									668	
22	9251	老短Ⅰiii5・欠				要介護5 1,036 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			725	
22	9255	老短Ⅰiii5・夜・欠									704	
22	9511	老短Ⅰiv1・欠			d 介護老人保健施設短期入所療養介護費（iv）＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 867 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			607	
22	9512	老短Ⅰiv1・夜・欠									589	
22	9513	老短Ⅰiv2・欠				要介護2 941 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			659	
22	9514	老短Ⅰiv2・夜・欠									639	
22	9515	老短Ⅰiv3・欠				要介護3 1,003 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			702	
22	9516	老短Ⅰiv3・夜・欠									681	
22	9517	老短Ⅰiv4・欠				要介護4 1,059 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			741	
22	9518	老短Ⅰiv4・夜・欠									719	
22	9519	老短Ⅰiv5・欠				要介護5 1,114 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			780	
22	9520	老短Ⅰiv5・夜・欠									757	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
22	7609	老短Ⅱｉ1・欠	(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費	(二)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)＜療養型老健・看護職員を配置＞	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ｉ)＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 778 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	医師、看護・介護職員、PT・OT又はSTが欠員の場合 × 70%	545	1日につき
22	7613	老短Ⅱｉ1・夜・欠								529	
22	7617	老短Ⅱｉ2・欠				要介護2 859 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
22	7621	老短Ⅱｉ2・夜・欠								583	
22	7625	老短Ⅱｉ3・欠				要介護3 972 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		680	
22	7629	老短Ⅱｉ3・夜・欠								660	
22	7633	老短Ⅱｉ4・欠				要介護4 1,048 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		734	
22	7637	老短Ⅱｉ4・夜・欠								712	
22	7641	老短Ⅱｉ5・欠				要介護5 1,122 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		785	
22	7645	老短Ⅱｉ5・夜・欠								762	
22	5127	老短Ⅱii1・欠			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 778 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		545	
22	5128	老短Ⅱii1・夜・欠								529	
22	5129	老短Ⅱii2・欠				要介護2 859 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
22	5130	老短Ⅱii2・夜・欠								583	
22	5131	老短Ⅱii3・欠				要介護3 1,041 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		729	
22	5132	老短Ⅱii3・夜・欠								707	
22	5133	老短Ⅱii4・欠				要介護4 1,115 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		781	
22	5134	老短Ⅱii4・夜・欠								757	
22	5135	老短Ⅱii5・欠				要介護5 1,190 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		833	
22	5136	老短Ⅱii5・夜・欠								808	
22	7657	老短Ⅱiii1・欠			c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)＜多床室＞【療養型】	要介護1 855 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		599	
22	7661	老短Ⅱiii1・夜・欠								580	
22	7665	老短Ⅱiii2・欠				要介護2 937 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		656	
22	7669	老短Ⅱiii2・夜・欠								636	
22	7673	老短Ⅱiii3・欠				要介護3 1,051 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		736	
22	7677	老短Ⅱiii3・夜・欠								713	
22	7681	老短Ⅱiii4・欠				要介護4 1,126 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		788	
22	7685	老短Ⅱiii4・夜・欠								764	
22	7689	老短Ⅱiii5・欠				要介護5 1,200 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		840	
22	7693	老短Ⅱiii5・夜・欠								815	
22	5137	老短Ⅱiv1・欠			d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 855 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		599	
22	5138	老短Ⅱiv1・夜・欠								580	
22	5139	老短Ⅱiv2・欠				要介護2 937 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		656	
22	5140	老短Ⅱiv2・夜・欠								636	
22	5141	老短Ⅱiv3・欠				要介護3 1,118 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		783	
22	5142	老短Ⅱiv3・夜・欠								759	
22	5143	老短Ⅱiv4・欠				要介護4 1,193 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		835	
22	5144	老短Ⅱiv4・夜・欠								810	
22	5145	老短Ⅱiv5・欠				要介護5 1,268 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		888	
22	5146	老短Ⅱiv5・夜・欠								861	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	7705	老短Ⅲｉ1・欠	(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費	(三)介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ｉ)<従来型個室>【療養型】	要介護1 778 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	医師、看護・介護職員、PT・OT又はSTが欠員の場合 × 70%			545	1日につき
22	7709	老短Ⅲｉ1・夜・欠									529	
22	7713	老短Ⅲｉ2・欠				要介護2 853 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				597	
22	7717	老短Ⅲｉ2・夜・欠									579	
22	7721	老短Ⅲｉ3・欠				要介護3 946 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				662	
22	7725	老短Ⅲｉ3・夜・欠									643	
22	7729	老短Ⅲｉ4・欠				要介護4 1,021 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				715	
22	7733	老短Ⅲｉ4・夜・欠									693	
22	7737	老短Ⅲｉ5・欠				要介護5 1,095 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				767	
22	7741	老短Ⅲｉ5・夜・欠									743	
22	5147	老短Ⅲⅱ1・欠			b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)<従来型個室>【療養強化型】	要介護1 778 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				545	
22	5148	老短Ⅲⅱ1・夜・欠									529	
22	5149	老短Ⅲⅱ2・欠				要介護2 853 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				597	
22	5150	老短Ⅲⅱ2・夜・欠									579	
22	5151	老短Ⅲⅱ3・欠				要介護3 1,014 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				710	
22	5152	老短Ⅲⅱ3・夜・欠									689	
22	5153	老短Ⅲⅱ4・欠				要介護4 1,089 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				762	
22	5154	老短Ⅲⅱ4・夜・欠									739	
22	5155	老短Ⅲⅱ5・欠				要介護5 1,164 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				815	
22	5156	老短Ⅲⅱ5・夜・欠									790	
22	7753	老短Ⅲⅲ1・欠			c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ)<多床室>【療養型】	要介護1 855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				599	
22	7757	老短Ⅲⅲ1・夜・欠									580	
22	7761	老短Ⅲⅲ2・欠				要介護2 931 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
22	7765	老短Ⅲⅲ2・夜・欠									632	
22	7769	老短Ⅲⅲ3・欠				要介護3 1,024 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				717	
22	7773	老短Ⅲⅲ3・夜・欠									695	
22	7777	老短Ⅲⅲ4・欠				要介護4 1,098 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				769	
22	7781	老短Ⅲⅲ4・夜・欠									746	
22	7785	老短Ⅲⅲ5・欠				要介護5 1,173 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				821	
22	7789	老短Ⅲⅲ5・夜・欠									797	
22	5157	老短Ⅲⅳ1・欠			d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ)<多床室>【療養強化型】	要介護1 855 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				599	
22	5158	老短Ⅲⅳ1・夜・欠									580	
22	5159	老短Ⅲⅳ2・欠				要介護2 931 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
22	5160	老短Ⅲⅳ2・夜・欠									632	
22	5161	老短Ⅲⅳ3・欠				要介護3 1,092 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				764	
22	5162	老短Ⅲⅳ3・夜・欠									741	
22	5163	老短Ⅲⅳ4・欠				要介護4 1,167 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				817	
22	5164	老短Ⅲⅳ4・夜・欠									792	
22	5165	老短Ⅲⅳ5・欠				要介護5 1,241 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				869	
22	5166	老短Ⅲⅳ5・夜・欠									843	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
22	9311	ユ老短Ⅰｉ1・欠	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 829 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	医師、看護・介護職員、PT・OT又はSTが欠員の場合 × 70%	580	1日につき
22	9313	ユ老短Ⅰｉ1・夜・欠								563	
22	9321	ユ老短Ⅰｉ2・欠				要介護2 874 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		612	
22	9323	ユ老短Ⅰｉ2・夜・欠								594	
22	9331	ユ老短Ⅰｉ3・欠				要介護3 936 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		655	
22	9333	ユ老短Ⅰｉ3・夜・欠								636	
22	9341	ユ老短Ⅰｉ4・欠				要介護4 989 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		692	
22	9343	ユ老短Ⅰｉ4・夜・欠								671	
22	9351	ユ老短Ⅰｉ5・欠				要介護5 1,040 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		728	
22	9353	ユ老短Ⅰｉ5・夜・欠								706	
22	9521	ユ老短Ⅰⅱ1・欠			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		610	
22	9522	ユ老短Ⅰⅱ1・夜・欠								592	
22	9523	ユ老短Ⅰⅱ2・欠				要介護2 945 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		662	
22	9524	ユ老短Ⅰⅱ2・夜・欠								642	
22	9525	ユ老短Ⅰⅱ3・欠				要介護3 1,007 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		705	
22	9526	ユ老短Ⅰⅱ3・夜・欠								684	
22	9527	ユ老短Ⅰⅱ4・欠				要介護4 1,063 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		744	
22	9528	ユ老短Ⅰⅱ4・夜・欠								722	
22	9529	ユ老短Ⅰⅱ5・欠				要介護5 1,118 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		783	
22	9530	ユ老短Ⅰⅱ5・夜・欠								759	
22	9411	ユ老短Ⅰⅲ1・欠			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 829 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		580	
22	9413	ユ老短Ⅰⅲ1・夜・欠								563	
22	9421	ユ老短Ⅰⅲ2・欠				要介護2 874 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		612	
22	9423	ユ老短Ⅰⅲ2・夜・欠								594	
22	9431	ユ老短Ⅰⅲ3・欠				要介護3 936 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		655	
22	9433	ユ老短Ⅰⅲ3・夜・欠								636	
22	9441	ユ老短Ⅰⅲ4・欠				要介護4 989 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		692	
22	9443	ユ老短Ⅰⅲ4・夜・欠								671	
22	9451	ユ老短Ⅰⅲ5・欠				要介護5 1,040 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		728	
22	9453	ユ老短Ⅰⅲ5・夜・欠								706	
22	9531	ユ老短Ⅰⅳ1・欠			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		610	
22	9532	ユ老短Ⅰⅳ1・夜・欠								592	
22	9533	ユ老短Ⅰⅳ2・欠				要介護2 945 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		662	
22	9534	ユ老短Ⅰⅳ2・夜・欠								642	
22	9535	ユ老短Ⅰⅳ3・欠				要介護3 1,007 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		705	
22	9536	ユ老短Ⅰⅳ3・夜・欠								684	
22	9537	ユ老短Ⅰⅳ4・欠				要介護4 1,063 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		744	
22	9538	ユ老短Ⅰⅳ4・夜・欠								722	
22	9539	ユ老短Ⅰⅳ5・欠				要介護5 1,118 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		783	
22	9540	ユ老短Ⅰⅳ5・夜・欠								759	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
22	7797	ユ老短Ⅱｉ1・欠	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(二)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）	＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ） ＜ユニット型個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	医師、看護・介護職員、PT・OT又はSTが欠員の場合	658	1日につき
22	7799	ユ老短Ⅱｉ1・夜・欠								638	
22	7801	ユ老短Ⅱｉ2・欠					要介護2 1,021 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		715	
22	7803	ユ老短Ⅱｉ2・夜・欠								693	
22	7805	ユ老短Ⅱｉ3・欠					要介護3 1,134 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		794	
22	7807	ユ老短Ⅱｉ3・夜・欠								770	
22	7809	ユ老短Ⅱｉ4・欠					要介護4 1,210 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		847	
22	7811	ユ老短Ⅱｉ4・夜・欠								822	
22	7813	ユ老短Ⅱｉ5・欠					要介護5 1,284 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		899	
22	7815	ユ老短Ⅱｉ5・夜・欠								872	
22	5167	ユ老短Ⅱii1・欠				b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ii） ＜ユニット型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	× 70%	658	
22	5168	ユ老短Ⅱii1・夜・欠								638	
22	5169	ユ老短Ⅱii2・欠					要介護2 1,021 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		715	
22	5170	ユ老短Ⅱii2・夜・欠								693	
22	5171	ユ老短Ⅱii3・欠					要介護3 1,203 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		842	
22	5172	ユ老短Ⅱii3・夜・欠								817	
22	5173	ユ老短Ⅱii4・欠					要介護4 1,277 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		894	
22	5174	ユ老短Ⅱii4・夜・欠								867	
22	5175	ユ老短Ⅱii5・欠					要介護5 1,352 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		946	
22	5176	ユ老短Ⅱii5・夜・欠								918	
22	7821	ユ老短Ⅱiii1・欠				c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（iii） ＜ユニット型準個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		658	
22	7823	ユ老短Ⅱiii1・夜・欠								638	
22	7825	ユ老短Ⅱiii2・欠					要介護2 1,021 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		715	
22	7827	ユ老短Ⅱiii2・夜・欠								693	
22	7829	ユ老短Ⅱiii3・欠					要介護3 1,134 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		794	
22	7831	ユ老短Ⅱiii3・夜・欠								770	
22	7833	ユ老短Ⅱiii4・欠					要介護4 1,210 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		847	
22	7835	ユ老短Ⅱiii4・夜・欠								822	
22	7837	ユ老短Ⅱiii5・欠					要介護5 1,284 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		899	
22	7839	ユ老短Ⅱiii5・夜・欠								872	
22	5177	ユ老短Ⅱiv1・欠				d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（iv） ＜ユニット型準個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		658	
22	5178	ユ老短Ⅱiv1・夜・欠								638	
22	5179	ユ老短Ⅱiv2・欠					要介護2 1,021 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		715	
22	5180	ユ老短Ⅱiv2・夜・欠								693	
22	5181	ユ老短Ⅱiv3・欠					要介護3 1,203 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		842	
22	5182	ユ老短Ⅱiv3・夜・欠								817	
22	5183	ユ老短Ⅱiv4・欠					要介護4 1,277 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		894	
22	5184	ユ老短Ⅱiv4・夜・欠								867	
22	5185	ユ老短Ⅱiv5・欠					要介護5 1,352 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		946	
22	5186	ユ老短Ⅱiv5・夜・欠								918	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
22	7845	ユ老短Ⅲｉ1・欠	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(三)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ｉ) ＜ユニット型個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位		医師、看護・介護職員、PT・OT又はSTが欠員の場合 × 70%		658	1日につき
22	7847	ユ老短Ⅲｉ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	7849	ユ老短Ⅲｉ2・欠				要介護2 1,015 単位				711	
22	7851	ユ老短Ⅲｉ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	7853	ユ老短Ⅲｉ3・欠				要介護3 1,108 単位				776	
22	7855	ユ老短Ⅲｉ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			753	
22	7857	ユ老短Ⅲｉ4・欠				要介護4 1,183 単位				828	
22	7859	ユ老短Ⅲｉ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			804	
22	7861	ユ老短Ⅲｉ5・欠				要介護5 1,257 単位				880	
22	7863	ユ老短Ⅲｉ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			853	
22	5187	ユ老短Ⅲⅱ1・欠			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位				658	
22	5188	ユ老短Ⅲⅱ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	5189	ユ老短Ⅲⅱ2・欠				要介護2 1,015 単位				711	
22	5190	ユ老短Ⅲⅱ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	5191	ユ老短Ⅲⅱ3・欠				要介護3 1,176 単位				823	
22	5192	ユ老短Ⅲⅱ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			799	
22	5193	ユ老短Ⅲⅱ4・欠				要介護4 1,251 単位				876	
22	5194	ユ老短Ⅲⅱ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			849	
22	5195	ユ老短Ⅲⅱ5・欠				要介護5 1,326 単位				928	
22	5196	ユ老短Ⅲⅱ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			900	
22	7869	ユ老短Ⅲⅲ1・欠			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位				658	
22	7871	ユ老短Ⅲⅲ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	7873	ユ老短Ⅲⅲ2・欠				要介護2 1,015 単位				711	
22	7875	ユ老短Ⅲⅲ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	7877	ユ老短Ⅲⅲ3・欠				要介護3 1,108 単位				776	
22	7879	ユ老短Ⅲⅲ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			753	
22	7881	ユ老短Ⅲⅲ4・欠				要介護4 1,183 単位				828	
22	7883	ユ老短Ⅲⅲ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			804	
22	7885	ユ老短Ⅲⅲ5・欠				要介護5 1,257 単位				880	
22	7887	ユ老短Ⅲⅲ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			853	
22	5197	ユ老短Ⅲⅳ1・欠			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位				658	
22	5198	ユ老短Ⅲⅳ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			638	
22	5199	ユ老短Ⅲⅳ2・欠				要介護2 1,015 単位				711	
22	5200	ユ老短Ⅲⅳ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	
22	5201	ユ老短Ⅲⅳ3・欠				要介護3 1,176 単位				823	
22	5202	ユ老短Ⅲⅳ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			799	
22	5203	ユ老短Ⅲⅳ4・欠				要介護4 1,251 単位				876	
22	5204	ユ老短Ⅲⅳ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			849	
22	5205	ユ老短Ⅲⅳ5・欠				要介護5 1,326 単位				928	
22	5206	ユ老短Ⅲⅳ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			900	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
22	7105	ユ老短Ⅰｉ1・欠・未	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ）＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 829 単位		医師、看護・介護職員、PT・OT又はSTが欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	1日につき
22	7109	ユ老短Ⅰｉ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			546	
22	7113	ユ老短Ⅰｉ2・欠・未				要介護2 874 単位				594	
22	7117	ユ老短Ⅰｉ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			576	
22	7121	ユ老短Ⅰｉ3・欠・未				要介護3 936 単位				635	
22	7125	ユ老短Ⅰｉ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			617	
22	7129	ユ老短Ⅰｉ4・欠・未				要介護4 989 単位				671	
22	7133	ユ老短Ⅰｉ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			651	
22	7137	ユ老短Ⅰｉ5・欠・未				要介護5 1,040 単位				706	
22	7141	ユ老短Ⅰｉ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			685	
22	9541	ユ老短Ⅰⅱ1・欠・未			b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位				592	
22	9542	ユ老短Ⅰⅱ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			574	
22	9543	ユ老短Ⅰⅱ2・欠・未				要介護2 945 単位				642	
22	9544	ユ老短Ⅰⅱ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			623	
22	9545	ユ老短Ⅰⅱ3・欠・未				要介護3 1,007 単位				684	
22	9546	ユ老短Ⅰⅱ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			663	
22	9547	ユ老短Ⅰⅱ4・欠・未				要介護4 1,063 単位				722	
22	9548	ユ老短Ⅰⅱ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			700	
22	9549	ユ老短Ⅰⅱ5・欠・未				要介護5 1,118 単位				760	
22	9550	ユ老短Ⅰⅱ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			736	
22	7153	ユ老短Ⅰⅲ1・欠・未			c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 829 単位				563	
22	7157	ユ老短Ⅰⅲ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			546	
22	7161	ユ老短Ⅰⅲ2・欠・未				要介護2 874 単位				594	
22	7165	ユ老短Ⅰⅲ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			576	
22	7169	ユ老短Ⅰⅲ3・欠・未				要介護3 936 単位				635	
22	7173	ユ老短Ⅰⅲ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			617	
22	7177	ユ老短Ⅰⅲ4・欠・未				要介護4 989 単位				671	
22	7181	ユ老短Ⅰⅲ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			651	
22	7185	ユ老短Ⅰⅲ5・欠・未				要介護5 1,040 単位				706	
22	7189	ユ老短Ⅰⅲ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			685	
22	9551	ユ老短Ⅰⅳ1・欠・未			d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 871 単位				592	
22	9552	ユ老短Ⅰⅳ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			574	
22	9553	ユ老短Ⅰⅳ2・欠・未				要介護2 945 単位				642	
22	9554	ユ老短Ⅰⅳ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			623	
22	9555	ユ老短Ⅰⅳ3・欠・未				要介護3 1,007 単位				684	
22	9556	ユ老短Ⅰⅳ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			663	
22	9557	ユ老短Ⅰⅳ4・欠・未				要介護4 1,063 単位				722	
22	9558	ユ老短Ⅰⅳ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			700	
22	9559	ユ老短Ⅰⅳ5・欠・未				要介護5 1,118 単位				760	
22	9560	ユ老短Ⅰⅳ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			736	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
22	7893	ユ老短Ⅱｉ1・欠・未	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(二)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）	＜療養型老健・看護職員を配置＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ｉ） ＜ユニット型個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位		医師、看護・介護職員、PT・OT又はSTが欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	638	1日につき
22	7895	ユ老短Ⅱｉ1・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			619	
22	7897	ユ老短Ⅱｉ2・欠・未					要介護2 1,021 単位				694	
22	7899	ユ老短Ⅱｉ2・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			672	
22	7901	ユ老短Ⅱｉ3・欠・未					要介護3 1,134 単位				770	
22	7903	ユ老短Ⅱｉ3・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			747	
22	7905	ユ老短Ⅱｉ4・欠・未					要介護4 1,210 単位				822	
22	7907	ユ老短Ⅱｉ4・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			797	
22	7909	ユ老短Ⅱｉ5・欠・未					要介護5 1,284 単位				872	
22	7911	ユ老短Ⅱｉ5・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			846	
22	5207	ユ老短Ⅱⅱ1・欠・未				b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅱ） ＜ユニット型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位				638	
22	5208	ユ老短Ⅱⅱ1・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			619	
22	5209	ユ老短Ⅱⅱ2・欠・未					要介護2 1,021 単位				694	
22	5210	ユ老短Ⅱⅱ2・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			672	
22	5211	ユ老短Ⅱⅱ3・欠・未					要介護3 1,203 単位				817	
22	5212	ユ老短Ⅱⅱ3・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			792	
22	5213	ユ老短Ⅱⅱ4・欠・未					要介護4 1,277 単位				867	
22	5214	ユ老短Ⅱⅱ4・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			841	
22	5215	ユ老短Ⅱⅱ5・欠・未					要介護5 1,352 単位				918	
22	5216	ユ老短Ⅱⅱ5・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			890	
22	7917	ユ老短Ⅱⅲ1・欠・未				c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅲ） ＜ユニット型準個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位				638	
22	7919	ユ老短Ⅱⅲ1・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			619	
22	7921	ユ老短Ⅱⅲ2・欠・未					要介護2 1,021 単位				694	
22	7923	ユ老短Ⅱⅲ2・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			672	
22	7925	ユ老短Ⅱⅲ3・欠・未					要介護3 1,134 単位				770	
22	7927	ユ老短Ⅱⅲ3・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			747	
22	7929	ユ老短Ⅱⅲ4・欠・未					要介護4 1,210 単位				822	
22	7931	ユ老短Ⅱⅲ4・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			797	
22	7933	ユ老短Ⅱⅲ5・欠・未					要介護5 1,284 単位				872	
22	7935	ユ老短Ⅱⅲ5・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			846	
22	5217	ユ老短Ⅱⅳ1・欠・未				d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費（ⅳ） ＜ユニット型準個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位				638	
22	5218	ユ老短Ⅱⅳ1・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			619	
22	5219	ユ老短Ⅱⅳ2・欠・未					要介護2 1,021 単位				694	
22	5220	ユ老短Ⅱⅳ2・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			672	
22	5221	ユ老短Ⅱⅳ3・欠・未					要介護3 1,203 単位				817	
22	5222	ユ老短Ⅱⅳ3・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			792	
22	5223	ユ老短Ⅱⅳ4・欠・未					要介護4 1,277 単位				867	
22	5224	ユ老短Ⅱⅳ4・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			841	
22	5225	ユ老短Ⅱⅳ5・欠・未					要介護5 1,352 単位				918	
22	5226	ユ老短Ⅱⅳ5・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			890	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
22	7941	ユ老短Ⅲｉ1・欠・未	(2)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	(三)ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	＜療養型老健・看護オンコール体制＞	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ｉ) ＜ユニット型個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位		医師、看護・介護職員、PT・OT又はSTが欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	638	1日につき
22	7943	ユ老短Ⅲｉ1・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			619	
22	7945	ユ老短Ⅲｉ2・欠・未					要介護2 1,015 単位				690	
22	7947	ユ老短Ⅲｉ2・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			669	
22	7949	ユ老短Ⅲｉ3・欠・未					要介護3 1,108 単位				753	
22	7951	ユ老短Ⅲｉ3・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			730	
22	7953	ユ老短Ⅲｉ4・欠・未					要介護4 1,183 単位				803	
22	7955	ユ老短Ⅲｉ4・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			780	
22	7957	ユ老短Ⅲｉ5・欠・未					要介護5 1,257 単位				854	
22	7959	ユ老短Ⅲｉ5・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			827	
22	5227	ユ老短Ⅲⅱ1・欠・未				b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) ＜ユニット型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位				638	
22	5228	ユ老短Ⅲⅱ1・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			619	
22	5229	ユ老短Ⅲⅱ2・欠・未					要介護2 1,015 単位				690	
22	5230	ユ老短Ⅲⅱ2・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			669	
22	5231	ユ老短Ⅲⅱ3・欠・未					要介護3 1,176 単位				798	
22	5232	ユ老短Ⅲⅱ3・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			775	
22	5233	ユ老短Ⅲⅱ4・欠・未					要介護4 1,251 単位				850	
22	5234	ユ老短Ⅲⅱ4・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			824	
22	5235	ユ老短Ⅲⅱ5・欠・未					要介護5 1,326 単位				900	
22	5236	ユ老短Ⅲⅱ5・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			873	
22	7965	ユ老短Ⅲⅲ1・欠・未				c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養型】	要介護1 940 単位				638	
22	7967	ユ老短Ⅲⅲ1・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			619	
22	7969	ユ老短Ⅲⅲ2・欠・未					要介護2 1,015 単位				690	
22	7971	ユ老短Ⅲⅲ2・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			669	
22	7973	ユ老短Ⅲⅲ3・欠・未					要介護3 1,108 単位				753	
22	7975	ユ老短Ⅲⅲ3・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			730	
22	7977	ユ老短Ⅲⅲ4・欠・未					要介護4 1,183 単位				803	
22	7979	ユ老短Ⅲⅲ4・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			780	
22	7981	ユ老短Ⅲⅲ5・欠・未					要介護5 1,257 単位				854	
22	7983	ユ老短Ⅲⅲ5・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			827	
22	5237	ユ老短Ⅲⅳ1・欠・未				d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養強化型】	要介護1 940 単位				638	
22	5238	ユ老短Ⅲⅳ1・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			619	
22	5239	ユ老短Ⅲⅳ2・欠・未					要介護2 1,015 単位				690	
22	5240	ユ老短Ⅲⅳ2・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			669	
22	5241	ユ老短Ⅲⅳ3・欠・未					要介護3 1,176 単位				798	
22	5242	ユ老短Ⅲⅳ3・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			775	
22	5243	ユ老短Ⅲⅳ4・欠・未					要介護4 1,251 単位				850	
22	5244	ユ老短Ⅲⅳ4・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			824	
22	5245	ユ老短Ⅲⅳ5・欠・未					要介護5 1,326 単位				900	
22	5246	ユ老短Ⅲⅳ5・夜・欠・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			873	
22	9461	特定老短1・欠	(3)特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(日帰りショート)				(一)3時間以上4時間未満 654 単位		医師、看護・介護職員、PT・OT又はSTが欠員の場合 × 70%		458	1回につき
22	9465	特定老短1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			444	
22	9471	特定老短2・欠					(二)4時間以上6時間未満 905 単位				634	
22	9472	特定老短2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			615	
22	9473	特定老短3・欠					(三)6時間以上8時間未満 1,257 単位				880	
22	9474	特定老短3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			853	

ロ　療養病床を有する病院における短期入所療養介護

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	2211	病院療養短期Ⅰｉ1	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(一)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ） （看護 6：1 介護 4：1）	a 病院療養病床短期入所療養介護費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 691 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			691	1日につき
23	2212	病院療養短期Ⅰｉ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	714	
23	2213	病院療養短期Ⅰｉ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	705	
23	6461	病院療養短期Ⅰｉ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	705	
23	2215	病院療養短期Ⅰｉ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	698	
23	2216	病院療養短期Ⅰｉ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	666	
23	2221	病院療養短期Ⅰｉ2				要介護2 794 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			794	
23	2222	病院療養短期Ⅰｉ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	817	
23	2223	病院療養短期Ⅰｉ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	808	
23	6462	病院療養短期Ⅰｉ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	808	
23	2225	病院療養短期Ⅰｉ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	801	
23	2226	病院療養短期Ⅰｉ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	769	
23	2231	病院療養短期Ⅰｉ3				要介護3 1,017 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,017	
23	2232	病院療養短期Ⅰｉ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,040	
23	2233	病院療養短期Ⅰｉ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,031	
23	6463	病院療養短期Ⅰｉ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,031	
23	2235	病院療養短期Ⅰｉ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,024	
23	2236	病院療養短期Ⅰｉ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	992	
23	2241	病院療養短期Ⅰｉ4				要介護4 1,112 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,112	
23	2242	病院療養短期Ⅰｉ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,135	
23	2243	病院療養短期Ⅰｉ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,126	
23	6464	病院療養短期Ⅰｉ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,126	
23	2245	病院療養短期Ⅰｉ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,119	
23	2246	病院療養短期Ⅰｉ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,087	
23	2251	病院療養短期Ⅰｉ5				要介護5 1,197 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,197	
23	2252	病院療養短期Ⅰｉ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,220	
23	2253	病院療養短期Ⅰｉ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,211	
23	6465	病院療養短期Ⅰｉ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,211	
23	2255	病院療養短期Ⅰｉ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,204	
23	2256	病院療養短期Ⅰｉ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,172	
23	A001	病院療養短期Ⅰⅱ1			b 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ） ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 719 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			719	
23	A002	病院療養短期Ⅰⅱ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	742	
23	A003	病院療養短期Ⅰⅱ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	733	
23	A004	病院療養短期Ⅰⅱ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	733	
23	A005	病院療養短期Ⅰⅱ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	726	
23	A006	病院療養短期Ⅰⅱ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	694	
23	A007	病院療養短期Ⅰⅱ2				要介護2 827 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			827	
23	A008	病院療養短期Ⅰⅱ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	850	
23	A009	病院療養短期Ⅰⅱ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	841	
23	A010	病院療養短期Ⅰⅱ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	841	
23	A011	病院療養短期Ⅰⅱ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	834	
23	A012	病院療養短期Ⅰⅱ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	802	
23	A013	病院療養短期Ⅰⅱ3				要介護3 1,060 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,060	
23	A014	病院療養短期Ⅰⅱ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,083	
23	A015	病院療養短期Ⅰⅱ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,074	
23	A016	病院療養短期Ⅰⅱ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,074	
23	A017	病院療養短期Ⅰⅱ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,067	
23	A018	病院療養短期Ⅰⅱ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,035	
23	A019	病院療養短期Ⅰⅱ4				要介護4 1,159 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,159	
23	A020	病院療養短期Ⅰⅱ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,182	
23	A021	病院療養短期Ⅰⅱ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,173	
23	A022	病院療養短期Ⅰⅱ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,173	
23	A023	病院療養短期Ⅰⅱ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,166	
23	A024	病院療養短期Ⅰⅱ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,134	
23	A025	病院療養短期Ⅰⅱ5				要介護5 1,248 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,248	
23	A026	病院療養短期Ⅰⅱ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,271	
23	A027	病院療養短期Ⅰⅱ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,262	
23	A028	病院療養短期Ⅰⅱ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,262	
23	A029	病院療養短期Ⅰⅱ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,255	
23	A030	病院療養短期Ⅰⅱ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,223	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	A031	病院療養短期Ⅰiii1	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(一)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) (看護 6:1 介護 4:1)	c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 709 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			709	1日につき
23	A032	病院療養短期Ⅰiii1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	732	
23	A033	病院療養短期Ⅰiii1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	723	
23	A034	病院療養短期Ⅰiii1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	723	
23	A035	病院療養短期Ⅰiii1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	716	
23	A036	病院療養短期Ⅰiii1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	684	
23	A037	病院療養短期Ⅰiii2				要介護2 815 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			815	
23	A038	病院療養短期Ⅰiii2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	838	
23	A039	病院療養短期Ⅰiii2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	829	
23	A040	病院療養短期Ⅰiii2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	829	
23	A041	病院療養短期Ⅰiii2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	822	
23	A042	病院療養短期Ⅰiii2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	790	
23	A043	病院療養短期Ⅰiii3				要介護3 1,045 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,045	
23	A044	病院療養短期Ⅰiii3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,068	
23	A045	病院療養短期Ⅰiii3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,059	
23	A046	病院療養短期Ⅰiii3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,059	
23	A047	病院療養短期Ⅰiii3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,052	
23	A048	病院療養短期Ⅰiii3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,020	
23	A049	病院療養短期Ⅰiii4				要介護4 1,142 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,142	
23	A050	病院療養短期Ⅰiii4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,165	
23	A051	病院療養短期Ⅰiii4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,156	
23	A052	病院療養短期Ⅰiii4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,156	
23	A053	病院療養短期Ⅰiii4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,149	
23	A054	病院療養短期Ⅰiii4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,117	
23	A055	病院療養短期Ⅰiii5				要介護5 1,230 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,230	
23	A056	病院療養短期Ⅰiii5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,253	
23	A057	病院療養短期Ⅰiii5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,244	
23	A058	病院療養短期Ⅰiii5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,244	
23	A059	病院療養短期Ⅰiii5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,237	
23	A060	病院療養短期Ⅰiii5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,205	
23	2266	病院療養短期Ⅰiv1			d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv) ＜多床室＞	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			795	
23	2267	病院療養短期Ⅰiv1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	818	
23	2268	病院療養短期Ⅰiv1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	809	
23	6466	病院療養短期Ⅰiv1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	809	
23	2269	病院療養短期Ⅰiv1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	802	
23	2270	病院療養短期Ⅰiv1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	770	
23	2271	病院療養短期Ⅰiv2				要介護2 898 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			898	
23	2272	病院療養短期Ⅰiv2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	921	
23	2273	病院療養短期Ⅰiv2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	912	
23	6467	病院療養短期Ⅰiv2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	912	
23	2274	病院療養短期Ⅰiv2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	905	
23	2275	病院療養短期Ⅰiv2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	873	
23	2276	病院療養短期Ⅰiv3				要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,121	
23	2277	病院療養短期Ⅰiv3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,144	
23	2278	病院療養短期Ⅰiv3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,135	
23	6468	病院療養短期Ⅰiv3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,135	
23	2279	病院療養短期Ⅰiv3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,128	
23	2280	病院療養短期Ⅰiv3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,096	
23	2281	病院療養短期Ⅰiv4				要介護4 1,216 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,216	
23	2282	病院療養短期Ⅰiv4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,239	
23	2283	病院療養短期Ⅰiv4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,230	
23	6469	病院療養短期Ⅰiv4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,230	
23	2284	病院療養短期Ⅰiv4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,223	
23	2285	病院療養短期Ⅰiv4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,191	
23	2286	病院療養短期Ⅰiv5				要介護5 1,301 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,301	
23	2287	病院療養短期Ⅰiv5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,324	
23	2288	病院療養短期Ⅰiv5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,315	
23	6470	病院療養短期Ⅰiv5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,315	
23	2289	病院療養短期Ⅰiv5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,308	
23	2290	病院療養短期Ⅰiv5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,276	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	A061	病院療養短期Ⅰｖ１	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(一)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ） （看護 6:1 介護 4:1）	e 病院療養病床短期入所療養介護費（ｖ） ＜療養機能強化型Ａ＞ ＜多床室＞	要介護1 828 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			828	1日につき
23	A062	病院療養短期Ⅰｖ１・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	851	
23	A063	病院療養短期Ⅰｖ１・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	842	
23	A064	病院療養短期Ⅰｖ１・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	842	
23	A065	病院療養短期Ⅰｖ１・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	835	
23	A066	病院療養短期Ⅰｖ１・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	803	
23	A067	病院療養短期Ⅰｖ２				要介護2 936 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			936	
23	A068	病院療養短期Ⅰｖ２・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	959	
23	A069	病院療養短期Ⅰｖ２・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	950	
23	A070	病院療養短期Ⅰｖ２・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	950	
23	A071	病院療養短期Ⅰｖ２・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	943	
23	A072	病院療養短期Ⅰｖ２・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	911	
23	A073	病院療養短期Ⅰｖ３				要介護3 1,169 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,169	
23	A074	病院療養短期Ⅰｖ３・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,192	
23	A075	病院療養短期Ⅰｖ３・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,183	
23	A076	病院療養短期Ⅰｖ３・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,183	
23	A077	病院療養短期Ⅰｖ３・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,176	
23	A078	病院療養短期Ⅰｖ３・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,144	
23	A079	病院療養短期Ⅰｖ４				要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,268	
23	A080	病院療養短期Ⅰｖ４・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,291	
23	A081	病院療養短期Ⅰｖ４・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,282	
23	A082	病院療養短期Ⅰｖ４・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,282	
23	A083	病院療養短期Ⅰｖ４・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,275	
23	A084	病院療養短期Ⅰｖ４・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,243	
23	A085	病院療養短期Ⅰｖ５				要介護5 1,357 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,357	
23	A086	病院療養短期Ⅰｖ５・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,380	
23	A087	病院療養短期Ⅰｖ５・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,371	
23	A088	病院療養短期Ⅰｖ５・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,371	
23	A089	病院療養短期Ⅰｖ５・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,364	
23	A090	病院療養短期Ⅰｖ５・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,332	
23	A091	病院療養短期Ⅰｖｉ１			f 病院療養病床短期入所療養介護費（ｖｉ） ＜療養機能強化型Ｂ＞ ＜多床室＞	要介護1 816 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			816	
23	A092	病院療養短期Ⅰｖｉ１・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	839	
23	A093	病院療養短期Ⅰｖｉ１・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	830	
23	A094	病院療養短期Ⅰｖｉ１・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	830	
23	A095	病院療養短期Ⅰｖｉ１・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	823	
23	A096	病院療養短期Ⅰｖｉ１・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	791	
23	A097	病院療養短期Ⅰｖｉ２				要介護2 923 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			923	
23	A098	病院療養短期Ⅰｖｉ２・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	946	
23	A099	病院療養短期Ⅰｖｉ２・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	937	
23	A100	病院療養短期Ⅰｖｉ２・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	937	
23	A101	病院療養短期Ⅰｖｉ２・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	930	
23	A102	病院療養短期Ⅰｖｉ２・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	898	
23	A103	病院療養短期Ⅰｖｉ３				要介護3 1,152 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,152	
23	A104	病院療養短期Ⅰｖｉ３・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,175	
23	A105	病院療養短期Ⅰｖｉ３・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,166	
23	A106	病院療養短期Ⅰｖｉ３・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,166	
23	A107	病院療養短期Ⅰｖｉ３・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,159	
23	A108	病院療養短期Ⅰｖｉ３・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,127	
23	A109	病院療養短期Ⅰｖｉ４				要介護4 1,249 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,249	
23	A110	病院療養短期Ⅰｖｉ４・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,272	
23	A111	病院療養短期Ⅰｖｉ４・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,263	
23	A112	病院療養短期Ⅰｖｉ４・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,263	
23	A113	病院療養短期Ⅰｖｉ４・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,256	
23	A114	病院療養短期Ⅰｖｉ４・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,224	
23	A115	病院療養短期Ⅰｖｉ５				要介護5 1,337 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,337	
23	A116	病院療養短期Ⅰｖｉ５・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,360	
23	A117	病院療養短期Ⅰｖｉ５・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,351	
23	A118	病院療養短期Ⅰｖｉ５・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,351	
23	A119	病院療養短期Ⅰｖｉ５・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,344	
23	A120	病院療養短期Ⅰｖｉ５・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,312	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	2311	病院療養短期Ⅱｉ1	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(二)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ） （看護 6:1 介護 5:1）	a 病院療養病床短期入所療養介護費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 636 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				636	1日につき
23	2312	病院療養短期Ⅱｉ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位		659	
23	2313	病院療養短期Ⅱｉ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位		650	
23	6471	病院療養短期Ⅱｉ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位		650	
23	2315	病院療養短期Ⅱｉ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位		643	
23	2316	病院療養短期Ⅱｉ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	611	
23	2321	病院療養短期Ⅱｉ2				要介護2 739 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				739	
23	2322	病院療養短期Ⅱｉ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位		762	
23	2323	病院療養短期Ⅱｉ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位		753	
23	6472	病院療養短期Ⅱｉ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位		753	
23	2325	病院療養短期Ⅱｉ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位		746	
23	2326	病院療養短期Ⅱｉ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	714	
23	2331	病院療養短期Ⅱｉ3				要介護3 891 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				891	
23	2332	病院療養短期Ⅱｉ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位		914	
23	2333	病院療養短期Ⅱｉ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位		905	
23	6473	病院療養短期Ⅱｉ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位		905	
23	2335	病院療養短期Ⅱｉ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位		898	
23	2336	病院療養短期Ⅱｉ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	866	
23	2341	病院療養短期Ⅱｉ4				要介護4 1,037 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,037	
23	2342	病院療養短期Ⅱｉ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位		1,060	
23	2343	病院療養短期Ⅱｉ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位		1,051	
23	6474	病院療養短期Ⅱｉ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位		1,051	
23	2345	病院療養短期Ⅱｉ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位		1,044	
23	2346	病院療養短期Ⅱｉ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,012	
23	2351	病院療養短期Ⅱｉ5				要介護5 1,077 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,077	
23	2352	病院療養短期Ⅱｉ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位		1,100	
23	2353	病院療養短期Ⅱｉ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位		1,091	
23	6475	病院療養短期Ⅱｉ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位		1,091	
23	2355	病院療養短期Ⅱｉ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位		1,084	
23	2356	病院療養短期Ⅱｉ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,052	
23	C001	病院療養短期Ⅱⅱ1			b 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ） ＜療養機能強化型＞ ＜従来型個室＞	要介護1 651 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				651	
23	C002	病院療養短期Ⅱⅱ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位		674	
23	C003	病院療養短期Ⅱⅱ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位		665	
23	C004	病院療養短期Ⅱⅱ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位		665	
23	C005	病院療養短期Ⅱⅱ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位		658	
23	C006	病院療養短期Ⅱⅱ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	626	
23	C007	病院療養短期Ⅱⅱ2				要介護2 757 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				757	
23	C008	病院療養短期Ⅱⅱ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位		780	
23	C009	病院療養短期Ⅱⅱ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位		771	
23	C010	病院療養短期Ⅱⅱ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位		771	
23	C011	病院療養短期Ⅱⅱ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位		764	
23	C012	病院療養短期Ⅱⅱ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	732	
23	C013	病院療養短期Ⅱⅱ3				要介護3 912 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				912	
23	C014	病院療養短期Ⅱⅱ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位		935	
23	C015	病院療養短期Ⅱⅱ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位		926	
23	C016	病院療養短期Ⅱⅱ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位		926	
23	C017	病院療養短期Ⅱⅱ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位		919	
23	C018	病院療養短期Ⅱⅱ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	887	
23	C019	病院療養短期Ⅱⅱ4				要介護4 1,062 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,062	
23	C020	病院療養短期Ⅱⅱ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位		1,085	
23	C021	病院療養短期Ⅱⅱ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位		1,076	
23	C022	病院療養短期Ⅱⅱ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位		1,076	
23	C023	病院療養短期Ⅱⅱ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位		1,069	
23	C024	病院療養短期Ⅱⅱ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,037	
23	C025	病院療養短期Ⅱⅱ5				要介護5 1,103 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,103	
23	C026	病院療養短期Ⅱⅱ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位		1,126	
23	C027	病院療養短期Ⅱⅱ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位		1,117	
23	C028	病院療養短期Ⅱⅱ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位		1,117	
23	C029	病院療養短期Ⅱⅱ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位		1,110	
23	C030	病院療養短期Ⅱⅱ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,078	

サービスコード 種類	サービス項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	2366	病院療養短期Ⅱiii1	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) (看護6:1 介護5:1)	c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii) ＜多床室＞	要介護1 741 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				741	1日につき
23	2367	病院療養短期Ⅱiii1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位		764	
23	2368	病院療養短期Ⅱiii1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位		755	
23	6476	病院療養短期Ⅱiii1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位		755	
23	2369	病院療養短期Ⅱiii1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位		748	
23	2370	病院療養短期Ⅱiii1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	716	
23	2371	病院療養短期Ⅱiii2			要介護2 844 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				844	
23	2372	病院療養短期Ⅱiii2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位		867	
23	2373	病院療養短期Ⅱiii2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位		858	
23	6477	病院療養短期Ⅱiii2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位		858	
23	2374	病院療養短期Ⅱiii2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位		851	
23	2375	病院療養短期Ⅱiii2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	819	
23	2376	病院療養短期Ⅱiii3			要介護3 995 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				995	
23	2377	病院療養短期Ⅱiii3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位		1,018	
23	2378	病院療養短期Ⅱiii3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位		1,009	
23	6478	病院療養短期Ⅱiii3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位		1,009	
23	2379	病院療養短期Ⅱiii3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位		1,002	
23	2380	病院療養短期Ⅱiii3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	970	
23	2381	病院療養短期Ⅱiii4			要介護4 1,142 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,142	
23	2382	病院療養短期Ⅱiii4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位		1,165	
23	2383	病院療養短期Ⅱiii4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位		1,156	
23	6479	病院療養短期Ⅱiii4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位		1,156	
23	2384	病院療養短期Ⅱiii4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位		1,149	
23	2385	病院療養短期Ⅱiii4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,117	
23	2386	病院療養短期Ⅱiii5			要介護5 1,181 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,181	
23	2387	病院療養短期Ⅱiii5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位		1,204	
23	2388	病院療養短期Ⅱiii5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位		1,195	
23	6480	病院療養短期Ⅱiii5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位		1,195	
23	2389	病院療養短期Ⅱiii5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位		1,188	
23	2390	病院療養短期Ⅱiii5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,156	
23	C031	病院療養短期Ⅱiv1		d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv) ＜療養機能強化型＞ ＜多床室＞	要介護1 759 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				759	
23	C032	病院療養短期Ⅱiv1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位		782	
23	C033	病院療養短期Ⅱiv1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位		773	
23	C034	病院療養短期Ⅱiv1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位		773	
23	C035	病院療養短期Ⅱiv1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位		766	
23	C036	病院療養短期Ⅱiv1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	734	
23	C037	病院療養短期Ⅱiv2			要介護2 864 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				864	
23	C038	病院療養短期Ⅱiv2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位		887	
23	C039	病院療養短期Ⅱiv2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位		878	
23	C040	病院療養短期Ⅱiv2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位		878	
23	C041	病院療養短期Ⅱiv2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位		871	
23	C042	病院療養短期Ⅱiv2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	839	
23	C043	病院療養短期Ⅱiv3			要介護3 1,019 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,019	
23	C044	病院療養短期Ⅱiv3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位		1,042	
23	C045	病院療養短期Ⅱiv3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位		1,033	
23	C046	病院療養短期Ⅱiv3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位		1,033	
23	C047	病院療養短期Ⅱiv3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位		1,026	
23	C048	病院療養短期Ⅱiv3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	994	
23	C049	病院療養短期Ⅱiv4			要介護4 1,169 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,169	
23	C050	病院療養短期Ⅱiv4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位		1,192	
23	C051	病院療養短期Ⅱiv4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位		1,183	
23	C052	病院療養短期Ⅱiv4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位		1,183	
23	C053	病院療養短期Ⅱiv4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位		1,176	
23	C054	病院療養短期Ⅱiv4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,144	
23	C055	病院療養短期Ⅱiv5			要介護5 1,209 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,209	
23	C056	病院療養短期Ⅱiv5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位		1,232	
23	C057	病院療養短期Ⅱiv5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位		1,223	
23	C058	病院療養短期Ⅱiv5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位		1,223	
23	C059	病院療養短期Ⅱiv5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位		1,216	
23	C060	病院療養短期Ⅱiv5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,184	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	2411	病院療養短期Ⅲｉ１	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(三)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅲ） （看護 6:1 介護 6:1）	a 病院療養病床短期入所療養介護費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 614 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			614	1日につき
23	2412	病院療養短期Ⅲｉ１・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	637	
23	2413	病院療養短期Ⅲｉ１・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	628	
23	6481	病院療養短期Ⅲｉ１・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	628	
23	2415	病院療養短期Ⅲｉ１・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	621	
23	2416	病院療養短期Ⅲｉ１・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	589	
23	2421	病院療養短期Ⅲｉ２				要介護2 720 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			720	
23	2422	病院療養短期Ⅲｉ２・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	743	
23	2423	病院療養短期Ⅲｉ２・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	734	
23	6482	病院療養短期Ⅲｉ２・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	734	
23	2425	病院療養短期Ⅲｉ２・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	727	
23	2426	病院療養短期Ⅲｉ２・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	695	
23	2431	病院療養短期Ⅲｉ３				要介護3 863 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			863	
23	2432	病院療養短期Ⅲｉ３・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	886	
23	2433	病院療養短期Ⅲｉ３・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	877	
23	6483	病院療養短期Ⅲｉ３・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	877	
23	2435	病院療養短期Ⅲｉ３・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	870	
23	2436	病院療養短期Ⅲｉ３・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	838	
23	2441	病院療養短期Ⅲｉ４				要介護4 1,012 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,012	
23	2442	病院療養短期Ⅲｉ４・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,035	
23	2443	病院療養短期Ⅲｉ４・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,026	
23	6484	病院療養短期Ⅲｉ４・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,026	
23	2445	病院療養短期Ⅲｉ４・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,019	
23	2446	病院療養短期Ⅲｉ４・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	987	
23	2451	病院療養短期Ⅲｉ５				要介護5 1,051 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,051	
23	2452	病院療養短期Ⅲｉ５・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,074	
23	2453	病院療養短期Ⅲｉ５・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,065	
23	6485	病院療養短期Ⅲｉ５・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,065	
23	2455	病院療養短期Ⅲｉ５・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,058	
23	2456	病院療養短期Ⅲｉ５・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,026	
23	2466	病院療養短期Ⅲⅱ１			b 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1 720 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			720	
23	2467	病院療養短期Ⅲⅱ１・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	743	
23	2468	病院療養短期Ⅲⅱ１・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	734	
23	6486	病院療養短期Ⅲⅱ１・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	734	
23	2469	病院療養短期Ⅲⅱ１・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	727	
23	2470	病院療養短期Ⅲⅱ１・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	695	
23	2471	病院療養短期Ⅲⅱ２				要介護2 825 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			825	
23	2472	病院療養短期Ⅲⅱ２・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	848	
23	2473	病院療養短期Ⅲⅱ２・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	839	
23	6487	病院療養短期Ⅲⅱ２・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	839	
23	2474	病院療養短期Ⅲⅱ２・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	832	
23	2475	病院療養短期Ⅲⅱ２・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	800	
23	2476	病院療養短期Ⅲⅱ３				要介護3 969 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			969	
23	2477	病院療養短期Ⅲⅱ３・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	992	
23	2478	病院療養短期Ⅲⅱ３・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	983	
23	6488	病院療養短期Ⅲⅱ３・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	983	
23	2479	病院療養短期Ⅲⅱ３・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	976	
23	2480	病院療養短期Ⅲⅱ３・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	944	
23	2481	病院療養短期Ⅲⅱ４				要介護4 1,118 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,118	
23	2482	病院療養短期Ⅲⅱ４・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,141	
23	2483	病院療養短期Ⅲⅱ４・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,132	
23	6489	病院療養短期Ⅲⅱ４・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,132	
23	2484	病院療養短期Ⅲⅱ４・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,125	
23	2485	病院療養短期Ⅲⅱ４・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,093	
23	2486	病院療養短期Ⅲⅱ５				要介護5 1,157 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,157	
23	2487	病院療養短期Ⅲⅱ５・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,180	
23	2488	病院療養短期Ⅲⅱ５・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,171	
23	6490	病院療養短期Ⅲⅱ５・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,171	
23	2489	病院療養短期Ⅲⅱ５・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,164	
23	2490	病院療養短期Ⅲⅱ５・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,132	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	1006	病院経過短期Ⅰｉ1	(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅰ） （看護 6:1 介護 4:1）	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 700 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			700	1日につき
23	1007	病院経過短期Ⅰｉ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	723	
23	1008	病院経過短期Ⅰｉ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	714	
23	6491	病院経過短期Ⅰｉ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	714	
23	1009	病院経過短期Ⅰｉ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	707	
23	1010	病院経過短期Ⅰｉ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	675	
23	1011	病院経過短期Ⅰｉ2				要介護2 804 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			804	
23	1012	病院経過短期Ⅰｉ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	827	
23	1013	病院経過短期Ⅰｉ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	818	
23	6492	病院経過短期Ⅰｉ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	818	
23	1014	病院経過短期Ⅰｉ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	811	
23	1015	病院経過短期Ⅰｉ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	779	
23	1016	病院経過短期Ⅰｉ3				要介護3 947 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			947	
23	1017	病院経過短期Ⅰｉ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	970	
23	1018	病院経過短期Ⅰｉ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	961	
23	6493	病院経過短期Ⅰｉ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	961	
23	1019	病院経過短期Ⅰｉ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	954	
23	1020	病院経過短期Ⅰｉ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	922	
23	1021	病院経過短期Ⅰｉ4				要介護4 1,033 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,033	
23	1022	病院経過短期Ⅰｉ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,056	
23	1023	病院経過短期Ⅰｉ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,047	
23	6494	病院経過短期Ⅰｉ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,047	
23	1024	病院経過短期Ⅰｉ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,040	
23	1025	病院経過短期Ⅰｉ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,008	
23	1026	病院経過短期Ⅰｉ5				要介護5 1,120 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,120	
23	1027	病院経過短期Ⅰｉ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,143	
23	1028	病院経過短期Ⅰｉ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,134	
23	6495	病院経過短期Ⅰｉ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,134	
23	1029	病院経過短期Ⅰｉ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,127	
23	1030	病院経過短期Ⅰｉ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,095	
23	1036	病院経過短期Ⅰⅱ1			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1 805 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			805	
23	1037	病院経過短期Ⅰⅱ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	828	
23	1038	病院経過短期Ⅰⅱ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	819	
23	6496	病院経過短期Ⅰⅱ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	819	
23	1039	病院経過短期Ⅰⅱ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	812	
23	1040	病院経過短期Ⅰⅱ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	780	
23	1041	病院経過短期Ⅰⅱ2				要介護2 910 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			910	
23	1042	病院経過短期Ⅰⅱ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	933	
23	1043	病院経過短期Ⅰⅱ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	924	
23	6497	病院経過短期Ⅰⅱ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	924	
23	1044	病院経過短期Ⅰⅱ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	917	
23	1045	病院経過短期Ⅰⅱ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	885	
23	1046	病院経過短期Ⅰⅱ3				要介護3 1,052 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,052	
23	1047	病院経過短期Ⅰⅱ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,075	
23	1048	病院経過短期Ⅰⅱ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,066	
23	6498	病院経過短期Ⅰⅱ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,066	
23	1049	病院経過短期Ⅰⅱ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,059	
23	1050	病院経過短期Ⅰⅱ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,027	
23	1051	病院経過短期Ⅰⅱ4				要介護4 1,139 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,139	
23	1052	病院経過短期Ⅰⅱ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,162	
23	1053	病院経過短期Ⅰⅱ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,153	
23	6499	病院経過短期Ⅰⅱ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,153	
23	1054	病院経過短期Ⅰⅱ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,146	
23	1055	病院経過短期Ⅰⅱ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,114	
23	1056	病院経過短期Ⅰⅱ5				要介護5 1,225 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,225	
23	1057	病院経過短期Ⅰⅱ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,248	
23	1058	病院経過短期Ⅰⅱ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,239	
23	6500	病院経過短期Ⅰⅱ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,239	
23	1059	病院経過短期Ⅰⅱ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,232	
23	1060	病院経過短期Ⅰⅱ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,200	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	5206	病院経過短期Ⅱｉ１	(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ） （看護 8：1 介護 4：1）	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 700 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			700	1日につき
23	5207	病院経過短期Ⅱｉ１・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	723	
23	5208	病院経過短期Ⅱｉ１・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	714	
23	6501	病院経過短期Ⅱｉ１・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	714	
23	5209	病院経過短期Ⅱｉ１・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	707	
23	5210	病院経過短期Ⅱｉ１・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	675	
23	5211	病院経過短期Ⅱｉ２				要介護2 804 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			804	
23	5212	病院経過短期Ⅱｉ２・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	827	
23	5213	病院経過短期Ⅱｉ２・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	818	
23	6502	病院経過短期Ⅱｉ２・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	818	
23	5214	病院経過短期Ⅱｉ２・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	811	
23	5215	病院経過短期Ⅱｉ２・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	779	
23	5216	病院経過短期Ⅱｉ３				要介護3 907 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			907	
23	5217	病院経過短期Ⅱｉ３・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	930	
23	5218	病院経過短期Ⅱｉ３・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	921	
23	6503	病院経過短期Ⅱｉ３・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	921	
23	5219	病院経過短期Ⅱｉ３・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	914	
23	5220	病院経過短期Ⅱｉ３・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	882	
23	5221	病院経過短期Ⅱｉ４				要介護4 994 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			994	
23	5222	病院経過短期Ⅱｉ４・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,017	
23	5223	病院経過短期Ⅱｉ４・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,008	
23	6504	病院経過短期Ⅱｉ４・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,008	
23	5224	病院経過短期Ⅱｉ４・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,001	
23	5225	病院経過短期Ⅱｉ４・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	969	
23	5226	病院経過短期Ⅱｉ５				要介護5 1,080 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,080	
23	5227	病院経過短期Ⅱｉ５・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,103	
23	5228	病院経過短期Ⅱｉ５・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,094	
23	6505	病院経過短期Ⅱｉ５・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,094	
23	5229	病院経過短期Ⅱｉ５・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,087	
23	5230	病院経過短期Ⅱｉ５・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,055	
23	5236	病院経過短期Ⅱⅱ１			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1 805 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			805	
23	5237	病院経過短期Ⅱⅱ１・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	828	
23	5238	病院経過短期Ⅱⅱ１・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	819	
23	6506	病院経過短期Ⅱⅱ１・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	819	
23	5239	病院経過短期Ⅱⅱ１・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	812	
23	5240	病院経過短期Ⅱⅱ１・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	780	
23	5241	病院経過短期Ⅱⅱ２				要介護2 910 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			910	
23	5242	病院経過短期Ⅱⅱ２・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	933	
23	5243	病院経過短期Ⅱⅱ２・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	924	
23	6507	病院経過短期Ⅱⅱ２・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	924	
23	5244	病院経過短期Ⅱⅱ２・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	917	
23	5245	病院経過短期Ⅱⅱ２・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	885	
23	5246	病院経過短期Ⅱⅱ３				要介護3 1,012 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,012	
23	5247	病院経過短期Ⅱⅱ３・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,035	
23	5248	病院経過短期Ⅱⅱ３・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,026	
23	6508	病院経過短期Ⅱⅱ３・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,026	
23	5249	病院経過短期Ⅱⅱ３・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,019	
23	5250	病院経過短期Ⅱⅱ３・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	987	
23	5251	病院経過短期Ⅱⅱ４				要介護4 1,098 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,098	
23	5252	病院経過短期Ⅱⅱ４・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,121	
23	5253	病院経過短期Ⅱⅱ４・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,112	
23	6509	病院経過短期Ⅱⅱ４・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,112	
23	5254	病院経過短期Ⅱⅱ４・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,105	
23	5255	病院経過短期Ⅱⅱ４・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,073	
23	5256	病院経過短期Ⅱⅱ５				要介護5 1,186 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,186	
23	5257	病院経過短期Ⅱⅱ５・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,209	
23	5258	病院経過短期Ⅱⅱ５・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,200	
23	6510	病院経過短期Ⅱⅱ５・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,200	
23	5259	病院経過短期Ⅱⅱ５・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,193	
23	5260	病院経過短期Ⅱⅱ５・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,161	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	2511	ユ型病院療養短期Ⅰ1	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			817	1日につき
23	2512	ユ型病院療養短期Ⅰ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	840	
23	2513	ユ型病院療養短期Ⅰ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	831	
23	6511	ユ型病院療養短期Ⅰ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	831	
23	2515	ユ型病院療養短期Ⅰ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	824	
23	2516	ユ型病院療養短期Ⅰ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	792	
23	2521	ユ型病院療養短期Ⅰ2			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			920	
23	2522	ユ型病院療養短期Ⅰ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	943	
23	2523	ユ型病院療養短期Ⅰ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	934	
23	6512	ユ型病院療養短期Ⅰ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	934	
23	2525	ユ型病院療養短期Ⅰ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	927	
23	2526	ユ型病院療養短期Ⅰ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	895	
23	2531	ユ型病院療養短期Ⅰ3			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,143	
23	2532	ユ型病院療養短期Ⅰ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,166	
23	2533	ユ型病院療養短期Ⅰ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,157	
23	6513	ユ型病院療養短期Ⅰ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,157	
23	2535	ユ型病院療養短期Ⅰ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,150	
23	2536	ユ型病院療養短期Ⅰ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,118	
23	2541	ユ型病院療養短期Ⅰ4			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,238	
23	2542	ユ型病院療養短期Ⅰ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,261	
23	2543	ユ型病院療養短期Ⅰ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,252	
23	6514	ユ型病院療養短期Ⅰ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,252	
23	2545	ユ型病院療養短期Ⅰ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,245	
23	2546	ユ型病院療養短期Ⅰ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,213	
23	2551	ユ型病院療養短期Ⅰ5			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,323	
23	2552	ユ型病院療養短期Ⅰ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,346	
23	2553	ユ型病院療養短期Ⅰ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,337	
23	6515	ユ型病院療養短期Ⅰ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,337	
23	2555	ユ型病院療養短期Ⅰ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,330	
23	2556	ユ型病院療養短期Ⅰ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,298	
23	A121	ユ型病院療養短期Ⅱ1		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			845	
23	A122	ユ型病院療養短期Ⅱ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	868	
23	A123	ユ型病院療養短期Ⅱ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	859	
23	A124	ユ型病院療養短期Ⅱ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	859	
23	A125	ユ型病院療養短期Ⅱ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	852	
23	A126	ユ型病院療養短期Ⅱ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	820	
23	A127	ユ型病院療養短期Ⅱ2			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			953	
23	A128	ユ型病院療養短期Ⅱ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	976	
23	A129	ユ型病院療養短期Ⅱ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	967	
23	A130	ユ型病院療養短期Ⅱ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	967	
23	A131	ユ型病院療養短期Ⅱ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	960	
23	A132	ユ型病院療養短期Ⅱ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	928	
23	A133	ユ型病院療養短期Ⅱ3			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,186	
23	A134	ユ型病院療養短期Ⅱ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,209	
23	A135	ユ型病院療養短期Ⅱ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,200	
23	A136	ユ型病院療養短期Ⅱ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,200	
23	A137	ユ型病院療養短期Ⅱ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,193	
23	A138	ユ型病院療養短期Ⅱ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,161	
23	A139	ユ型病院療養短期Ⅱ4			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,285	
23	A140	ユ型病院療養短期Ⅱ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,308	
23	A141	ユ型病院療養短期Ⅱ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,299	
23	A142	ユ型病院療養短期Ⅱ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,299	
23	A143	ユ型病院療養短期Ⅱ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,292	
23	A144	ユ型病院療養短期Ⅱ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,260	
23	A145	ユ型病院療養短期Ⅱ5			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,374	
23	A146	ユ型病院療養短期Ⅱ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,397	
23	A147	ユ型病院療養短期Ⅱ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,388	
23	A148	ユ型病院療養短期Ⅱ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,388	
23	A149	ユ型病院療養短期Ⅱ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,381	
23	A150	ユ型病院療養短期Ⅱ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,349	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	A151	ユ型病院療養短期Ⅲ1	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			835	1日につき
23	A152	ユ型病院療養短期Ⅲ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	858	
23	A153	ユ型病院療養短期Ⅲ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	849	
23	A154	ユ型病院療養短期Ⅲ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	849	
23	A155	ユ型病院療養短期Ⅲ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	842	
23	A156	ユ型病院療養短期Ⅲ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	810	
23	A157	ユ型病院療養短期Ⅲ2			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			941	
23	A158	ユ型病院療養短期Ⅲ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	964	
23	A159	ユ型病院療養短期Ⅲ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	955	
23	A160	ユ型病院療養短期Ⅲ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	955	
23	A161	ユ型病院療養短期Ⅲ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	948	
23	A162	ユ型病院療養短期Ⅲ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	916	
23	A163	ユ型病院療養短期Ⅲ3			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,171	
23	A164	ユ型病院療養短期Ⅲ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,194	
23	A165	ユ型病院療養短期Ⅲ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,185	
23	A166	ユ型病院療養短期Ⅲ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,185	
23	A167	ユ型病院療養短期Ⅲ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,178	
23	A168	ユ型病院療養短期Ⅲ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,146	
23	A169	ユ型病院療養短期Ⅲ4			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,268	
23	A170	ユ型病院療養短期Ⅲ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,291	
23	A171	ユ型病院療養短期Ⅲ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,282	
23	A172	ユ型病院療養短期Ⅲ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,282	
23	A173	ユ型病院療養短期Ⅲ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,275	
23	A174	ユ型病院療養短期Ⅲ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,243	
23	A175	ユ型病院療養短期Ⅲ5			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,356	
23	A176	ユ型病院療養短期Ⅲ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,379	
23	A177	ユ型病院療養短期Ⅲ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,370	
23	A178	ユ型病院療養短期Ⅲ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,370	
23	A179	ユ型病院療養短期Ⅲ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,363	
23	A180	ユ型病院療養短期Ⅲ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,331	
23	2566	ユ型病院療養短期Ⅳ1		(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			817	
23	2567	ユ型病院療養短期Ⅳ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	840	
23	2568	ユ型病院療養短期Ⅳ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	831	
23	6516	ユ型病院療養短期Ⅳ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	831	
23	2569	ユ型病院療養短期Ⅳ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	824	
23	2570	ユ型病院療養短期Ⅳ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	792	
23	2571	ユ型病院療養短期Ⅳ2			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			920	
23	2572	ユ型病院療養短期Ⅳ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	943	
23	2573	ユ型病院療養短期Ⅳ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	934	
23	6517	ユ型病院療養短期Ⅳ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	934	
23	2574	ユ型病院療養短期Ⅳ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	927	
23	2575	ユ型病院療養短期Ⅳ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	895	
23	2576	ユ型病院療養短期Ⅳ3			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,143	
23	2577	ユ型病院療養短期Ⅳ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,166	
23	2578	ユ型病院療養短期Ⅳ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,157	
23	6518	ユ型病院療養短期Ⅳ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,157	
23	2579	ユ型病院療養短期Ⅳ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,150	
23	2580	ユ型病院療養短期Ⅳ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,118	
23	2581	ユ型病院療養短期Ⅳ4			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,238	
23	2582	ユ型病院療養短期Ⅳ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,261	
23	2583	ユ型病院療養短期Ⅳ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,252	
23	6519	ユ型病院療養短期Ⅳ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,252	
23	2584	ユ型病院療養短期Ⅳ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,245	
23	2585	ユ型病院療養短期Ⅳ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,213	
23	2586	ユ型病院療養短期Ⅳ5			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,323	
23	2587	ユ型病院療養短期Ⅳ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,346	
23	2588	ユ型病院療養短期Ⅳ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,337	
23	6520	ユ型病院療養短期Ⅳ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,337	
23	2589	ユ型病院療養短期Ⅳ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,330	
23	2590	ユ型病院療養短期Ⅳ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,298	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	A181	ユ型病院療養短期Ⅴ1	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			845	1日につき
23	A182	ユ型病院療養短期Ⅴ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	868	
23	A183	ユ型病院療養短期Ⅴ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	859	
23	A184	ユ型病院療養短期Ⅴ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	859	
23	A185	ユ型病院療養短期Ⅴ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	852	
23	A186	ユ型病院療養短期Ⅴ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	820	
23	A187	ユ型病院療養短期Ⅴ2			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			953	
23	A188	ユ型病院療養短期Ⅴ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	976	
23	A189	ユ型病院療養短期Ⅴ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	967	
23	A190	ユ型病院療養短期Ⅴ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	967	
23	A191	ユ型病院療養短期Ⅴ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	960	
23	A192	ユ型病院療養短期Ⅴ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	928	
23	A193	ユ型病院療養短期Ⅴ3			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,186	
23	A194	ユ型病院療養短期Ⅴ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,209	
23	A195	ユ型病院療養短期Ⅴ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,200	
23	A196	ユ型病院療養短期Ⅴ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,200	
23	A197	ユ型病院療養短期Ⅴ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,193	
23	A198	ユ型病院療養短期Ⅴ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,161	
23	A199	ユ型病院療養短期Ⅴ4			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,285	
23	A200	ユ型病院療養短期Ⅴ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,308	
23	A201	ユ型病院療養短期Ⅴ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,299	
23	A202	ユ型病院療養短期Ⅴ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,299	
23	A203	ユ型病院療養短期Ⅴ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,292	
23	A204	ユ型病院療養短期Ⅴ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,260	
23	A205	ユ型病院療養短期Ⅴ5			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,374	
23	A206	ユ型病院療養短期Ⅴ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,397	
23	A207	ユ型病院療養短期Ⅴ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,388	
23	A208	ユ型病院療養短期Ⅴ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,388	
23	A209	ユ型病院療養短期Ⅴ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,381	
23	A210	ユ型病院療養短期Ⅴ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,349	
23	A211	ユ型病院療養短期Ⅵ1		(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			835	
23	A212	ユ型病院療養短期Ⅵ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	858	
23	A213	ユ型病院療養短期Ⅵ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	849	
23	A214	ユ型病院療養短期Ⅵ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	849	
23	A215	ユ型病院療養短期Ⅵ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	842	
23	A216	ユ型病院療養短期Ⅵ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	810	
23	A217	ユ型病院療養短期Ⅵ2			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			941	
23	A218	ユ型病院療養短期Ⅵ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	964	
23	A219	ユ型病院療養短期Ⅵ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	955	
23	A220	ユ型病院療養短期Ⅵ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	955	
23	A221	ユ型病院療養短期Ⅵ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	948	
23	A222	ユ型病院療養短期Ⅵ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	916	
23	A223	ユ型病院療養短期Ⅵ3			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,171	
23	A224	ユ型病院療養短期Ⅵ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,194	
23	A225	ユ型病院療養短期Ⅵ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,185	
23	A226	ユ型病院療養短期Ⅵ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,185	
23	A227	ユ型病院療養短期Ⅵ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,178	
23	A228	ユ型病院療養短期Ⅵ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,146	
23	A229	ユ型病院療養短期Ⅵ4			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,268	
23	A230	ユ型病院療養短期Ⅵ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,291	
23	A231	ユ型病院療養短期Ⅵ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,282	
23	A232	ユ型病院療養短期Ⅵ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,282	
23	A233	ユ型病院療養短期Ⅵ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,275	
23	A234	ユ型病院療養短期Ⅵ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,243	
23	A235	ユ型病院療養短期Ⅵ5			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,356	
23	A236	ユ型病院療養短期Ⅵ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,379	
23	A237	ユ型病院療養短期Ⅵ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,370	
23	A238	ユ型病院療養短期Ⅵ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,370	
23	A239	ユ型病院療養短期Ⅵ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,363	
23	A240	ユ型病院療養短期Ⅵ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,331	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	2806	ユ型病院療養短期Ⅰ1・未	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算 × 97%			792	1日につき
23	2807	ユ型病院療養短期Ⅰ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		815	
23	2808	ユ型病院療養短期Ⅰ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		806	
23	6521	ユ型病院療養短期Ⅰ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		806	
23	2809	ユ型病院療養短期Ⅰ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		799	
23	2810	ユ型病院療養短期Ⅰ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				768	
23	2811	ユ型病院療養短期Ⅰ2・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				892	
23	2812	ユ型病院療養短期Ⅰ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		915	
23	2813	ユ型病院療養短期Ⅰ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		906	
23	6522	ユ型病院療養短期Ⅰ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		906	
23	2814	ユ型病院療養短期Ⅰ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		899	
23	2815	ユ型病院療養短期Ⅰ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				868	
23	2816	ユ型病院療養短期Ⅰ3・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,109	
23	2817	ユ型病院療養短期Ⅰ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,132	
23	2818	ユ型病院療養短期Ⅰ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,123	
23	6523	ユ型病院療養短期Ⅰ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,123	
23	2819	ユ型病院療養短期Ⅰ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,116	
23	2820	ユ型病院療養短期Ⅰ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,084	
23	2821	ユ型病院療養短期Ⅰ4・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,201	
23	2822	ユ型病院療養短期Ⅰ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,224	
23	2823	ユ型病院療養短期Ⅰ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,215	
23	6524	ユ型病院療養短期Ⅰ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,215	
23	2824	ユ型病院療養短期Ⅰ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,208	
23	2825	ユ型病院療養短期Ⅰ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,177	
23	2826	ユ型病院療養短期Ⅰ5・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,283	
23	2827	ユ型病院療養短期Ⅰ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,306	
23	2828	ユ型病院療養短期Ⅰ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,297	
23	6525	ユ型病院療養短期Ⅰ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,297	
23	2829	ユ型病院療養短期Ⅰ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,290	
23	2830	ユ型病院療養短期Ⅰ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,259	
23	A241	ユ型病院療養短期Ⅱ1・未		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算 × 97%			820	
23	A242	ユ型病院療養短期Ⅱ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		843	
23	A243	ユ型病院療養短期Ⅱ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		834	
23	A244	ユ型病院療養短期Ⅱ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		834	
23	A245	ユ型病院療養短期Ⅱ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		827	
23	A246	ユ型病院療養短期Ⅱ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				795	
23	A247	ユ型病院療養短期Ⅱ2・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				924	
23	A248	ユ型病院療養短期Ⅱ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		947	
23	A249	ユ型病院療養短期Ⅱ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		938	
23	A250	ユ型病院療養短期Ⅱ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		938	
23	A251	ユ型病院療養短期Ⅱ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		931	
23	A252	ユ型病院療養短期Ⅱ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				900	
23	A253	ユ型病院療養短期Ⅱ3・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,150	
23	A254	ユ型病院療養短期Ⅱ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,173	
23	A255	ユ型病院療養短期Ⅱ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,164	
23	A256	ユ型病院療養短期Ⅱ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,164	
23	A257	ユ型病院療養短期Ⅱ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,157	
23	A258	ユ型病院療養短期Ⅱ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,126	
23	A259	ユ型病院療養短期Ⅱ4・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,246	
23	A260	ユ型病院療養短期Ⅱ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,269	
23	A261	ユ型病院療養短期Ⅱ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,260	
23	A262	ユ型病院療養短期Ⅱ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,260	
23	A263	ユ型病院療養短期Ⅱ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,253	
23	A264	ユ型病院療養短期Ⅱ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,222	
23	A265	ユ型病院療養短期Ⅱ5・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,333	
23	A266	ユ型病院療養短期Ⅱ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,356	
23	A267	ユ型病院療養短期Ⅱ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,347	
23	A268	ユ型病院療養短期Ⅱ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,347	
23	A269	ユ型病院療養短期Ⅱ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,340	
23	A270	ユ型病院療養短期Ⅱ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,309	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	A271	ユ型病院療養短期Ⅲ1・未	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		810	1日につき
23	A272	ユ型病院療養短期Ⅲ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	833	
23	A273	ユ型病院療養短期Ⅲ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	824	
23	A274	ユ型病院療養短期Ⅲ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	824	
23	A275	ユ型病院療養短期Ⅲ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	817	
23	A276	ユ型病院療養短期Ⅲ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	786	
23	A277	ユ型病院療養短期Ⅲ2・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			913	
23	A278	ユ型病院療養短期Ⅲ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	936	
23	A279	ユ型病院療養短期Ⅲ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	927	
23	A280	ユ型病院療養短期Ⅲ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	927	
23	A281	ユ型病院療養短期Ⅲ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	920	
23	A282	ユ型病院療養短期Ⅲ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	889	
23	A283	ユ型病院療養短期Ⅲ3・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,136	
23	A284	ユ型病院療養短期Ⅲ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,159	
23	A285	ユ型病院療養短期Ⅲ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,150	
23	A286	ユ型病院療養短期Ⅲ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,150	
23	A287	ユ型病院療養短期Ⅲ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,143	
23	A288	ユ型病院療養短期Ⅲ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,112	
23	A289	ユ型病院療養短期Ⅲ4・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,230	
23	A290	ユ型病院療養短期Ⅲ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,253	
23	A291	ユ型病院療養短期Ⅲ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,244	
23	A292	ユ型病院療養短期Ⅲ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,244	
23	A293	ユ型病院療養短期Ⅲ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,237	
23	A294	ユ型病院療養短期Ⅲ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,206	
23	A295	ユ型病院療養短期Ⅲ5・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,315	
23	A296	ユ型病院療養短期Ⅲ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,338	
23	A297	ユ型病院療養短期Ⅲ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,329	
23	A298	ユ型病院療養短期Ⅲ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,329	
23	A299	ユ型病院療養短期Ⅲ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,322	
23	A300	ユ型病院療養短期Ⅲ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,291	
23	2836	ユ型病院療養短期Ⅳ1・未		(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		792	
23	2837	ユ型病院療養短期Ⅳ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	815	
23	2838	ユ型病院療養短期Ⅳ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	806	
23	6526	ユ型病院療養短期Ⅳ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	806	
23	2839	ユ型病院療養短期Ⅳ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	799	
23	2840	ユ型病院療養短期Ⅳ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	768	
23	2841	ユ型病院療養短期Ⅳ2・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			892	
23	2842	ユ型病院療養短期Ⅳ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	915	
23	2843	ユ型病院療養短期Ⅳ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	906	
23	6527	ユ型病院療養短期Ⅳ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	906	
23	2844	ユ型病院療養短期Ⅳ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	899	
23	2845	ユ型病院療養短期Ⅳ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	868	
23	2846	ユ型病院療養短期Ⅳ3・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,109	
23	2847	ユ型病院療養短期Ⅳ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,132	
23	2848	ユ型病院療養短期Ⅳ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,123	
23	6528	ユ型病院療養短期Ⅳ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,123	
23	2849	ユ型病院療養短期Ⅳ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,116	
23	2850	ユ型病院療養短期Ⅳ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,084	
23	2851	ユ型病院療養短期Ⅳ4・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,201	
23	2852	ユ型病院療養短期Ⅳ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,224	
23	2853	ユ型病院療養短期Ⅳ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,215	
23	6529	ユ型病院療養短期Ⅳ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,215	
23	2854	ユ型病院療養短期Ⅳ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,208	
23	2855	ユ型病院療養短期Ⅳ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,177	
23	2856	ユ型病院療養短期Ⅳ5・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,283	
23	2857	ユ型病院療養短期Ⅳ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,306	
23	2858	ユ型病院療養短期Ⅳ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,297	
23	6530	ユ型病院療養短期Ⅳ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,297	
23	2859	ユ型病院療養短期Ⅳ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,290	
23	2860	ユ型病院療養短期Ⅳ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,259	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	A301	ユ型病院療養短期Ⅴ1・未	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算		820	1日につき
23	A302	ユ型病院療養短期Ⅴ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	843	
23	A303	ユ型病院療養短期Ⅴ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	834	
23	A304	ユ型病院療養短期Ⅴ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	834	
23	A305	ユ型病院療養短期Ⅴ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	827	
23	A306	ユ型病院療養短期Ⅴ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	795	
23	A307	ユ型病院療養短期Ⅴ2・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			924	
23	A308	ユ型病院療養短期Ⅴ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	947	
23	A309	ユ型病院療養短期Ⅴ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	938	
23	A310	ユ型病院療養短期Ⅴ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	938	
23	A311	ユ型病院療養短期Ⅴ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	931	
23	A312	ユ型病院療養短期Ⅴ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	― 25 単位	900	
23	A313	ユ型病院療養短期Ⅴ3・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,150	
23	A314	ユ型病院療養短期Ⅴ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,173	
23	A315	ユ型病院療養短期Ⅴ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,164	
23	A316	ユ型病院療養短期Ⅴ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,164	
23	A317	ユ型病院療養短期Ⅴ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,157	
23	A318	ユ型病院療養短期Ⅴ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,126	
23	A319	ユ型病院療養短期Ⅴ4・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,246	
23	A320	ユ型病院療養短期Ⅴ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,269	
23	A321	ユ型病院療養短期Ⅴ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,260	
23	A322	ユ型病院療養短期Ⅴ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,260	
23	A323	ユ型病院療養短期Ⅴ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,253	
23	A324	ユ型病院療養短期Ⅴ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,222	
23	A325	ユ型病院療養短期Ⅴ5・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,333	
23	A326	ユ型病院療養短期Ⅴ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,356	
23	A327	ユ型病院療養短期Ⅴ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,347	
23	A328	ユ型病院療養短期Ⅴ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,347	
23	A329	ユ型病院療養短期Ⅴ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,340	
23	A330	ユ型病院療養短期Ⅴ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,309	
23	A331	ユ型病院療養短期Ⅵ1・未		(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算		810	
23	A332	ユ型病院療養短期Ⅵ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	833	
23	A333	ユ型病院療養短期Ⅵ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	824	
23	A334	ユ型病院療養短期Ⅵ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	824	
23	A335	ユ型病院療養短期Ⅵ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	817	
23	A336	ユ型病院療養短期Ⅵ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	786	
23	A337	ユ型病院療養短期Ⅵ2・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			913	
23	A338	ユ型病院療養短期Ⅵ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	936	
23	A339	ユ型病院療養短期Ⅵ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	927	
23	A340	ユ型病院療養短期Ⅵ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	927	
23	A341	ユ型病院療養短期Ⅵ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	920	
23	A342	ユ型病院療養短期Ⅵ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	― 25 単位	889	
23	A343	ユ型病院療養短期Ⅵ3・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,136	
23	A344	ユ型病院療養短期Ⅵ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,159	
23	A345	ユ型病院療養短期Ⅵ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,150	
23	A346	ユ型病院療養短期Ⅵ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,150	
23	A347	ユ型病院療養短期Ⅵ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,143	
23	A348	ユ型病院療養短期Ⅵ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,112	
23	A349	ユ型病院療養短期Ⅵ4・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,230	
23	A350	ユ型病院療養短期Ⅵ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,253	
23	A351	ユ型病院療養短期Ⅵ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,244	
23	A352	ユ型病院療養短期Ⅵ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,244	
23	A353	ユ型病院療養短期Ⅵ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,237	
23	A354	ユ型病院療養短期Ⅵ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,206	
23	A355	ユ型病院療養短期Ⅵ5・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,315	
23	A356	ユ型病院療養短期Ⅵ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,338	
23	A357	ユ型病院療養短期Ⅵ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,329	
23	A358	ユ型病院療養短期Ⅵ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,329	
23	A359	ユ型病院療養短期Ⅵ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,322	
23	A360	ユ型病院療養短期Ⅵ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		― 25 単位	1,291	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	1066	ユ型病院経過短期Ⅰ1	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			817	1日につき
23	1067	ユ型病院経過短期Ⅰ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	840	
23	1068	ユ型病院経過短期Ⅰ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	831	
23	6531	ユ型病院経過短期Ⅰ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	831	
23	1069	ユ型病院経過短期Ⅰ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	824	
23	1070	ユ型病院経過短期Ⅰ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	792	
23	1071	ユ型病院経過短期Ⅰ2			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			920	
23	1072	ユ型病院経過短期Ⅰ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	943	
23	1073	ユ型病院経過短期Ⅰ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	934	
23	6532	ユ型病院経過短期Ⅰ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	934	
23	1074	ユ型病院経過短期Ⅰ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	927	
23	1075	ユ型病院経過短期Ⅰ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	895	
23	1076	ユ型病院経過短期Ⅰ3			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,056	
23	1077	ユ型病院経過短期Ⅰ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,079	
23	1078	ユ型病院経過短期Ⅰ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,070	
23	6533	ユ型病院経過短期Ⅰ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,070	
23	1079	ユ型病院経過短期Ⅰ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,063	
23	1080	ユ型病院経過短期Ⅰ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,031	
23	1081	ユ型病院経過短期Ⅰ4			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,141	
23	1082	ユ型病院経過短期Ⅰ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,164	
23	1083	ユ型病院経過短期Ⅰ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,155	
23	6534	ユ型病院経過短期Ⅰ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,155	
23	1084	ユ型病院経過短期Ⅰ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,148	
23	1085	ユ型病院経過短期Ⅰ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,116	
23	1086	ユ型病院経過短期Ⅰ5			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,226	
23	1087	ユ型病院経過短期Ⅰ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,249	
23	1088	ユ型病院経過短期Ⅰ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,240	
23	6535	ユ型病院経過短期Ⅰ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,240	
23	1089	ユ型病院経過短期Ⅰ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,233	
23	1090	ユ型病院経過短期Ⅰ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,201	
23	1096	ユ型病院経過短期Ⅱ1		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			817	
23	1097	ユ型病院経過短期Ⅱ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	840	
23	1098	ユ型病院経過短期Ⅱ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	831	
23	6536	ユ型病院経過短期Ⅱ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	831	
23	1099	ユ型病院経過短期Ⅱ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	824	
23	1100	ユ型病院経過短期Ⅱ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	792	
23	1101	ユ型病院経過短期Ⅱ2			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			920	
23	1102	ユ型病院経過短期Ⅱ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	943	
23	1103	ユ型病院経過短期Ⅱ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	934	
23	6537	ユ型病院経過短期Ⅱ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	934	
23	1104	ユ型病院経過短期Ⅱ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	927	
23	1105	ユ型病院経過短期Ⅱ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	895	
23	1106	ユ型病院経過短期Ⅱ3			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,056	
23	1107	ユ型病院経過短期Ⅱ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,079	
23	1108	ユ型病院経過短期Ⅱ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,070	
23	6538	ユ型病院経過短期Ⅱ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,070	
23	1109	ユ型病院経過短期Ⅱ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,063	
23	1110	ユ型病院経過短期Ⅱ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,031	
23	1111	ユ型病院経過短期Ⅱ4			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,141	
23	1112	ユ型病院経過短期Ⅱ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,164	
23	1113	ユ型病院経過短期Ⅱ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,155	
23	6539	ユ型病院経過短期Ⅱ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,155	
23	1114	ユ型病院経過短期Ⅱ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,148	
23	1115	ユ型病院経過短期Ⅱ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,116	
23	1116	ユ型病院経過短期Ⅱ5			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,226	
23	1117	ユ型病院経過短期Ⅱ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,249	
23	1118	ユ型病院経過短期Ⅱ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,240	
23	6540	ユ型病院経過短期Ⅱ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,240	
23	1119	ユ型病院経過短期Ⅱ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,233	
23	1120	ユ型病院経過短期Ⅱ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,201	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	1126	ユ型病院経過短期Ⅰ1・未	(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算			792	1日につき
23	1127	ユ型病院経過短期Ⅰ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		815	
23	1128	ユ型病院経過短期Ⅰ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		806	
23	6541	ユ型病院経過短期Ⅰ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		806	
23	1129	ユ型病院経過短期Ⅰ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		799	
23	1130	ユ型病院経過短期Ⅰ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				768	
23	1131	ユ型病院経過短期Ⅰ2・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				892	
23	1132	ユ型病院経過短期Ⅰ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		915	
23	1133	ユ型病院経過短期Ⅰ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		906	
23	6542	ユ型病院経過短期Ⅰ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		906	
23	1134	ユ型病院経過短期Ⅰ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		899	
23	1135	ユ型病院経過短期Ⅰ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				868	
23	1136	ユ型病院経過短期Ⅰ3・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	× 97%			1,024	
23	1137	ユ型病院経過短期Ⅰ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,047	
23	1138	ユ型病院経過短期Ⅰ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,038	
23	6543	ユ型病院経過短期Ⅰ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,038	
23	1139	ユ型病院経過短期Ⅰ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,031	
23	1140	ユ型病院経過短期Ⅰ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,000	
23	1141	ユ型病院経過短期Ⅰ4・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,107	
23	1142	ユ型病院経過短期Ⅰ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,130	
23	1143	ユ型病院経過短期Ⅰ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,121	
23	6544	ユ型病院経過短期Ⅰ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,121	
23	1144	ユ型病院経過短期Ⅰ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,114	
23	1145	ユ型病院経過短期Ⅰ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,083	
23	1146	ユ型病院経過短期Ⅰ5・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,189	
23	1147	ユ型病院経過短期Ⅰ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,212	
23	1148	ユ型病院経過短期Ⅰ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,203	
23	6545	ユ型病院経過短期Ⅰ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,203	
23	1149	ユ型病院経過短期Ⅰ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,196	
23	1150	ユ型病院経過短期Ⅰ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,165	
23	1156	ユ型病院経過短期Ⅱ1・未		(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算			792	
23	1157	ユ型病院経過短期Ⅱ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		815	
23	1158	ユ型病院経過短期Ⅱ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		806	
23	6546	ユ型病院経過短期Ⅱ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		806	
23	1159	ユ型病院経過短期Ⅱ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		799	
23	1160	ユ型病院経過短期Ⅱ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				768	
23	1161	ユ型病院経過短期Ⅱ2・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				892	
23	1162	ユ型病院経過短期Ⅱ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		915	
23	1163	ユ型病院経過短期Ⅱ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		906	
23	6547	ユ型病院経過短期Ⅱ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		906	
23	1164	ユ型病院経過短期Ⅱ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		899	
23	1165	ユ型病院経過短期Ⅱ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				868	
23	1166	ユ型病院経過短期Ⅱ3・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	× 97%			1,024	
23	1167	ユ型病院経過短期Ⅱ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,047	
23	1168	ユ型病院経過短期Ⅱ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,038	
23	6548	ユ型病院経過短期Ⅱ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,038	
23	1169	ユ型病院経過短期Ⅱ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,031	
23	1170	ユ型病院経過短期Ⅱ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,000	
23	1171	ユ型病院経過短期Ⅱ4・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,107	
23	1172	ユ型病院経過短期Ⅱ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,130	
23	1173	ユ型病院経過短期Ⅱ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,121	
23	6549	ユ型病院経過短期Ⅱ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,121	
23	1174	ユ型病院経過短期Ⅱ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,114	
23	1175	ユ型病院経過短期Ⅱ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,083	
23	1176	ユ型病院経過短期Ⅱ5・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合				1,189	
23	1177	ユ型病院経過短期Ⅱ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,212	
23	1178	ユ型病院経過短期Ⅱ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,203	
23	6550	ユ型病院経過短期Ⅱ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,203	
23	1179	ユ型病院経過短期Ⅱ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,196	
23	1180	ユ型病院経過短期Ⅱ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合				1,165	

サービスコード 種類	サービス項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
23	2611	特定病院療養短期1	(5)特定病院療養病床短期入所療養介護費（日帰りショート）	(一)3時間以上4時間未満 654 単位		654	1回につき
23	2615	特定病院療養短期1・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ー 25 単位	629	
23	2621	特定病院療養短期2		(二)4時間以上6時間未満 905 単位		905	
23	2625	特定病院療養短期2・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ー 25 単位	880	
23	2631	特定病院療養短期3		(三)6時間以上8時間未満 1,257 単位		1,257	
23	2635	特定病院療養短期3・夜勤減			夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ー 25 単位	1,232	
23	2601	病院療養療養環境減算	病院療養病床療養環境減算の基準に該当する場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合 25 単位減算		-25	1日につき
23	2603	病院療養療養環境減算Ⅲ		特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合 115 単位減算		-115	
23	2700	病院療養医師配置減算	医師の配置について、医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合 12 単位減算			-12	
23	2706	病院療短認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度） 200 単位加算			200	
23	2777	病院療短緊急短期入所受入加算	緊急短期入所受入加算（7日間限度） 90 単位加算			90	
23	2704	病院療短若年性認知症受入加算1	若年性認知症利用者受入加算	（1）～（4）のサービス費を算定している場合 120 単位加算		120	
23	2705	病院療短若年性認知症受入加算2		（5）のサービス費を算定している場合 60 単位加算		60	
23	2920	病院療養短期送迎加算	送迎を行う場合 184 単位加算			184	片道につき
23	2775	病院療養短期療養食加算	(6) 療養食加算 23 単位加算			23	1日につき
23	2707	病院療短サービス提供体制加算Ⅰ1	(8) サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18 単位加算		18	
23	2701	病院療短サービス提供体制加算Ⅰ2		(2)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12 単位加算		12	
23	2702	病院療短サービス提供体制加算Ⅱ		(3)サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6 単位加算		6	
23	2703	病院療短サービス提供体制加算Ⅲ		(4)サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位加算		6	
23	2710	病院療短処遇改善加算Ⅰ	(9) 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 20/1000 加算			1月につき
23	2711	病院療短処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 11/1000 加算			
23	2712	病院療短処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (一)で算定した単位数の 90% 加算			
23	2713	病院療短処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (一)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	8011	病院療短Ⅰｉ1･定超	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(一)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）（看護 6:1 介護 4:1）	a 病院療養病床短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1 691 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%			484	1日につき
23	8012	病院療短Ⅰｉ1･定超･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	507	
23	8013	病院療短Ⅰｉ1･定超･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	498	
23	6551	病院療短Ⅰｉ1･定超･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	498	
23	8014	病院療短Ⅰｉ1･定超･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	491	
23	8015	病院療短Ⅰｉ1･夜減･定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			466	
23	8021	病院療短Ⅰｉ2･定超				要介護2 794 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				556	
23	8022	病院療短Ⅰｉ2･定超･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	579	
23	8023	病院療短Ⅰｉ2･定超･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	570	
23	6552	病院療短Ⅰｉ2･定超･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	570	
23	8024	病院療短Ⅰｉ2･定超･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	563	
23	8025	病院療短Ⅰｉ2･夜減･定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			538	
23	8031	病院療短Ⅰｉ3･定超				要介護3 1,017 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				712	
23	8032	病院療短Ⅰｉ3･定超･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	735	
23	8033	病院療短Ⅰｉ3･定超･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	726	
23	6553	病院療短Ⅰｉ3･定超･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	726	
23	8034	病院療短Ⅰｉ3･定超･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	719	
23	8035	病院療短Ⅰｉ3･夜減･定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			694	
23	8041	病院療短Ⅰｉ4･定超				要介護4 1,112 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				778	
23	8042	病院療短Ⅰｉ4･定超･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	801	
23	8043	病院療短Ⅰｉ4･定超･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	792	
23	6554	病院療短Ⅰｉ4･定超･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	792	
23	8044	病院療短Ⅰｉ4･定超･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	785	
23	8045	病院療短Ⅰｉ4･夜減･定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			761	
23	8051	病院療短Ⅰｉ5･定超				要介護5 1,197 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				838	
23	8052	病院療短Ⅰｉ5･定超･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	861	
23	8053	病院療短Ⅰｉ5･定超･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	852	
23	6555	病院療短Ⅰｉ5･定超･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	852	
23	8054	病院療短Ⅰｉ5･定超･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	845	
23	8055	病院療短Ⅰｉ5･夜減･定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			820	
23	A361	病院療短Ⅰⅱ1･定超			b 病院療養病床短期入所療養介護費（ⅱ）＜療養機能強化型A＞＜従来型個室＞	要介護1 719 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%			503	
23	A362	病院療短Ⅰⅱ1･定超･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	526	
23	A363	病院療短Ⅰⅱ1･定超･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	517	
23	A364	病院療短Ⅰⅱ1･定超･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	517	
23	A365	病院療短Ⅰⅱ1･定超･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	510	
23	A366	病院療短Ⅰⅱ1･夜減･定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			486	
23	A367	病院療短Ⅰⅱ2･定超				要介護2 827 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				579	
23	A368	病院療短Ⅰⅱ2･定超･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	602	
23	A369	病院療短Ⅰⅱ2･定超･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	593	
23	A370	病院療短Ⅰⅱ2･定超･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	593	
23	A371	病院療短Ⅰⅱ2･定超･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	586	
23	A372	病院療短Ⅰⅱ2･夜減･定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			561	
23	A373	病院療短Ⅰⅱ3･定超				要介護3 1,060 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				742	
23	A374	病院療短Ⅰⅱ3･定超･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	765	
23	A375	病院療短Ⅰⅱ3･定超･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	756	
23	A376	病院療短Ⅰⅱ3･定超･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	756	
23	A377	病院療短Ⅰⅱ3･定超･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	749	
23	A378	病院療短Ⅰⅱ3･夜減･定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			725	
23	A379	病院療短Ⅰⅱ4･定超				要介護4 1,159 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				811	
23	A380	病院療短Ⅰⅱ4･定超･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	834	
23	A381	病院療短Ⅰⅱ4･定超･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	825	
23	A382	病院療短Ⅰⅱ4･定超･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	825	
23	A383	病院療短Ⅰⅱ4･定超･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	818	
23	A384	病院療短Ⅰⅱ4･夜減･定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			794	
23	A385	病院療短Ⅰⅱ5･定超				要介護5 1,248 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				874	
23	A386	病院療短Ⅰⅱ5･定超･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	897	
23	A387	病院療短Ⅰⅱ5･定超･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	888	
23	A388	病院療短Ⅰⅱ5･定超･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	888	
23	A389	病院療短Ⅰⅱ5･定超･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	881	
23	A390	病院療短Ⅰⅱ5･夜減･定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			856	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	A391	病院療短Ⅰⅲ1・定超	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(一)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) (看護 6:1 介護 4:1)	c 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 709 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			496	1日につき
23	A392	病院療短Ⅰⅲ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	519	
23	A393	病院療短Ⅰⅲ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	510	
23	A394	病院療短Ⅰⅲ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	510	
23	A395	病院療短Ⅰⅲ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	503	
23	A396	病院療短Ⅰⅲ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			479	
23	A397	病院療短Ⅰⅲ2・定超				要介護2 815 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				571	
23	A398	病院療短Ⅰⅲ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	594	
23	A399	病院療短Ⅰⅲ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	585	
23	A400	病院療短Ⅰⅲ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	585	
23	A401	病院療短Ⅰⅲ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	578	
23	A402	病院療短Ⅰⅲ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位	× 70%		553	
23	A403	病院療短Ⅰⅲ3・定超				要介護3 1,045 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				732	
23	A404	病院療短Ⅰⅲ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	755	
23	A405	病院療短Ⅰⅲ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	746	
23	A406	病院療短Ⅰⅲ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	746	
23	A407	病院療短Ⅰⅲ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	739	
23	A408	病院療短Ⅰⅲ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			714	
23	A409	病院療短Ⅰⅲ4・定超				要介護4 1,142 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				799	
23	A410	病院療短Ⅰⅲ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	822	
23	A411	病院療短Ⅰⅲ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	813	
23	A412	病院療短Ⅰⅲ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	813	
23	A413	病院療短Ⅰⅲ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	806	
23	A414	病院療短Ⅰⅲ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			782	
23	A415	病院療短Ⅰⅲ5・定超				要介護5 1,230 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				861	
23	A416	病院療短Ⅰⅲ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	884	
23	A417	病院療短Ⅰⅲ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	875	
23	A418	病院療短Ⅰⅲ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	875	
23	A419	病院療短Ⅰⅲ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	868	
23	A420	病院療短Ⅰⅲ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			844	
23	8066	病院療短Ⅰⅳ1・定超			d 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ) ＜多床室＞	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			557	
23	8067	病院療短Ⅰⅳ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	580	
23	8068	病院療短Ⅰⅳ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	571	
23	6556	病院療短Ⅰⅳ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	571	
23	8069	病院療短Ⅰⅳ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	564	
23	8070	病院療短Ⅰⅳ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			539	
23	8071	病院療短Ⅰⅳ2・定超				要介護2 898 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				629	
23	8072	病院療短Ⅰⅳ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	652	
23	8073	病院療短Ⅰⅳ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	643	
23	6557	病院療短Ⅰⅳ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	643	
23	8074	病院療短Ⅰⅳ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	636	
23	8075	病院療短Ⅰⅳ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位	× 70%		611	
23	8076	病院療短Ⅰⅳ3・定超				要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				785	
23	8077	病院療短Ⅰⅳ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	808	
23	8078	病院療短Ⅰⅳ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	799	
23	6558	病院療短Ⅰⅳ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	799	
23	8079	病院療短Ⅰⅳ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	792	
23	8080	病院療短Ⅰⅳ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			767	
23	8081	病院療短Ⅰⅳ4・定超				要介護4 1,216 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				851	
23	8082	病院療短Ⅰⅳ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	874	
23	8083	病院療短Ⅰⅳ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	865	
23	6559	病院療短Ⅰⅳ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	865	
23	8084	病院療短Ⅰⅳ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	858	
23	8085	病院療短Ⅰⅳ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			834	
23	8086	病院療短Ⅰⅳ5・定超				要介護5 1,301 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				911	
23	8087	病院療短Ⅰⅳ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	934	
23	8088	病院療短Ⅰⅳ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	925	
23	6560	病院療短Ⅰⅳ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	925	
23	8089	病院療短Ⅰⅳ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	918	
23	8090	病院療短Ⅰⅳ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			893	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	A421	病院療短Ⅰｖ1・定超	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(一)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）（看護 6:1 介護 4:1）	e 病院療養病床短期入所療養介護費（ｖ）＜療養機能強化型A＞＜多床室＞	要介護1 828 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%			580	1日につき
23	A422	病院療短Ⅰｖ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	603	
23	A423	病院療短Ⅰｖ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	594	
23	A424	病院療短Ⅰｖ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	594	
23	A425	病院療短Ⅰｖ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	587	
23	A426	病院療短Ⅰｖ1・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			562	
23	A427	病院療短Ⅰｖ2・定超				要介護2 936 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				655	
23	A428	病院療短Ⅰｖ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	678	
23	A429	病院療短Ⅰｖ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	669	
23	A430	病院療短Ⅰｖ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	669	
23	A431	病院療短Ⅰｖ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	662	
23	A432	病院療短Ⅰｖ2・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			638	
23	A433	病院療短Ⅰｖ3・定超				要介護3 1,169 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				818	
23	A434	病院療短Ⅰｖ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	841	
23	A435	病院療短Ⅰｖ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	832	
23	A436	病院療短Ⅰｖ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	832	
23	A437	病院療短Ⅰｖ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	825	
23	A438	病院療短Ⅰｖ3・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			801	
23	A439	病院療短Ⅰｖ4・定超				要介護4 1,268 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				888	
23	A440	病院療短Ⅰｖ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	911	
23	A441	病院療短Ⅰｖ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	902	
23	A442	病院療短Ⅰｖ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	902	
23	A443	病院療短Ⅰｖ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	895	
23	A444	病院療短Ⅰｖ4・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			870	
23	A445	病院療短Ⅰｖ5・定超				要介護5 1,357 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				950	
23	A446	病院療短Ⅰｖ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	973	
23	A447	病院療短Ⅰｖ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	964	
23	A448	病院療短Ⅰｖ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	964	
23	A449	病院療短Ⅰｖ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	957	
23	A450	病院療短Ⅰｖ5・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			932	
23	A451	病院療短Ⅰｖｉ1・定超			f 病院療養病床短期入所療養介護費（ｖｉ）＜療養機能強化型B＞＜多床室＞	要介護1 816 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%			571	
23	A452	病院療短Ⅰｖｉ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	594	
23	A453	病院療短Ⅰｖｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	585	
23	A454	病院療短Ⅰｖｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	585	
23	A455	病院療短Ⅰｖｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	578	
23	A456	病院療短Ⅰｖｉ1・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			554	
23	A457	病院療短Ⅰｖｉ2・定超				要介護2 923 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				646	
23	A458	病院療短Ⅰｖｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	669	
23	A459	病院療短Ⅰｖｉ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	660	
23	A460	病院療短Ⅰｖｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	660	
23	A461	病院療短Ⅰｖｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	653	
23	A462	病院療短Ⅰｖｉ2・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			629	
23	A463	病院療短Ⅰｖｉ3・定超				要介護3 1,152 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				806	
23	A464	病院療短Ⅰｖｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	829	
23	A465	病院療短Ⅰｖｉ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	820	
23	A466	病院療短Ⅰｖｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	820	
23	A467	病院療短Ⅰｖｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	813	
23	A468	病院療短Ⅰｖｉ3・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			789	
23	A469	病院療短Ⅰｖｉ4・定超				要介護4 1,249 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				874	
23	A470	病院療短Ⅰｖｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	897	
23	A471	病院療短Ⅰｖｉ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	888	
23	A472	病院療短Ⅰｖｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	888	
23	A473	病院療短Ⅰｖｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	881	
23	A474	病院療短Ⅰｖｉ4・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			857	
23	A475	病院療短Ⅰｖｉ5・定超				要介護5 1,337 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				936	
23	A476	病院療短Ⅰｖｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	959	
23	A477	病院療短Ⅰｖｉ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	950	
23	A478	病院療短Ⅰｖｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	950	
23	A479	病院療短Ⅰｖｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	943	
23	A480	病院療短Ⅰｖｉ5・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			918	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	8111	病院療短Ⅱｉ1・定超	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(二)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅱ）（看護 6:1 介護 5:1）	a 病院療養病床短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1 636 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			445	1日につき
23	8112	病院療短Ⅱｉ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	468	
23	8113	病院療短Ⅱｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	459	
23	6561	病院療短Ⅱｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	459	
23	8114	病院療短Ⅱｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	452	
23	8115	病院療短Ⅱｉ1・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			428	
23	8121	病院療短Ⅱｉ2・定超				要介護2 739 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				517	
23	8122	病院療短Ⅱｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	540	
23	8123	病院療短Ⅱｉ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	531	
23	6562	病院療短Ⅱｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	531	
23	8124	病院療短Ⅱｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	524	
23	8125	病院療短Ⅱｉ2・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位	× 70%		500	
23	8131	病院療短Ⅱｉ3・定超				要介護3 891 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				624	
23	8132	病院療短Ⅱｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	647	
23	8133	病院療短Ⅱｉ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	638	
23	6563	病院療短Ⅱｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	638	
23	8134	病院療短Ⅱｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	631	
23	8135	病院療短Ⅱｉ3・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			606	
23	8141	病院療短Ⅱｉ4・定超				要介護4 1,037 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				726	
23	8142	病院療短Ⅱｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	749	
23	8143	病院療短Ⅱｉ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	740	
23	6564	病院療短Ⅱｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	740	
23	8144	病院療短Ⅱｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	733	
23	8145	病院療短Ⅱｉ4・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			708	
23	8151	病院療短Ⅱｉ5・定超				要介護5 1,077 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				754	
23	8152	病院療短Ⅱｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	777	
23	8153	病院療短Ⅱｉ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	768	
23	6565	病院療短Ⅱｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	768	
23	8154	病院療短Ⅱｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	761	
23	8155	病院療短Ⅱｉ5・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			736	
23	C061	病院療短Ⅱii1・定超			b 病院療養病床短期入所療養介護費（ii）＜療養機能強化型＞＜従来型個室＞	要介護1 651 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				456	
23	C062	病院療短Ⅱii1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	479	
23	C063	病院療短Ⅱii1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	470	
23	C064	病院療短Ⅱii1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	470	
23	C065	病院療短Ⅱii1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	463	
23	C066	病院療短Ⅱii1・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			438	
23	C067	病院療短Ⅱii2・定超				要介護2 757 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				530	
23	C068	病院療短Ⅱii2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	553	
23	C069	病院療短Ⅱii2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	544	
23	C070	病院療短Ⅱii2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	544	
23	C071	病院療短Ⅱii2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	537	
23	C072	病院療短Ⅱii2・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			512	
23	C073	病院療短Ⅱii3・定超				要介護3 912 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				638	
23	C074	病院療短Ⅱii3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	661	
23	C075	病院療短Ⅱii3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	652	
23	C076	病院療短Ⅱii3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	652	
23	C077	病院療短Ⅱii3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	645	
23	C078	病院療短Ⅱii3・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			621	
23	C079	病院療短Ⅱii4・定超				要介護4 1,062 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				743	
23	C080	病院療短Ⅱii4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	766	
23	C081	病院療短Ⅱii4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	757	
23	C082	病院療短Ⅱii4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	757	
23	C083	病院療短Ⅱii4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	750	
23	C084	病院療短Ⅱii4・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			726	
23	C085	病院療短Ⅱii5・定超				要介護5 1,103 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				772	
23	C086	病院療短Ⅱii5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	795	
23	C087	病院療短Ⅱii5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	786	
23	C088	病院療短Ⅱii5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	786	
23	C089	病院療短Ⅱii5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	779	
23	C090	病院療短Ⅱii5・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			755	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	8166	病院療短Ⅱiii1・定超	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(二)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) (看護 6:1 介護 5:1)	c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii) ＜多床室＞	要介護1 741 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			519	1日につき
23	8167	病院療短Ⅱiii1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	542	
23	8168	病院療短Ⅱiii1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	533	
23	6566	病院療短Ⅱiii1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	533	
23	8169	病院療短Ⅱiii1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	526	
23	8170	病院療短Ⅱiii1・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			501	
23	8171	病院療短Ⅱiii2・定超				要介護2 844 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
23	8172	病院療短Ⅱiii2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	614	
23	8173	病院療短Ⅱiii2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	605	
23	6567	病院療短Ⅱiii2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	605	
23	8174	病院療短Ⅱiii2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	598	
23	8175	病院療短Ⅱiii2・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位	× 70%		573	
23	8176	病院療短Ⅱiii3・定超				要介護3 995 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				697	
23	8177	病院療短Ⅱiii3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	720	
23	8178	病院療短Ⅱiii3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	711	
23	6568	病院療短Ⅱiii3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	711	
23	8179	病院療短Ⅱiii3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	704	
23	8180	病院療短Ⅱiii3・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			679	
23	8181	病院療短Ⅱiii4・定超				要介護4 1,142 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				799	
23	8182	病院療短Ⅱiii4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	822	
23	8183	病院療短Ⅱiii4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	813	
23	6569	病院療短Ⅱiii4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	813	
23	8184	病院療短Ⅱiii4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	806	
23	8185	病院療短Ⅱiii4・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			782	
23	8186	病院療短Ⅱiii5・定超				要介護5 1,181 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				827	
23	8187	病院療短Ⅱiii5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	850	
23	8188	病院療短Ⅱiii5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	841	
23	6570	病院療短Ⅱiii5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	841	
23	8189	病院療短Ⅱiii5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	834	
23	8190	病院療短Ⅱiii5・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			809	
23	C091	病院療短Ⅱiv1・定超			d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv) ＜療養機能強化型＞ ＜多床室＞	要介護1 759 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				531	
23	C092	病院療短Ⅱiv1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	554	
23	C093	病院療短Ⅱiv1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	545	
23	C094	病院療短Ⅱiv1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	545	
23	C095	病院療短Ⅱiv1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	538	
23	C096	病院療短Ⅱiv1・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			514	
23	C097	病院療短Ⅱiv2・定超				要介護2 864 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				605	
23	C098	病院療短Ⅱiv2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	628	
23	C099	病院療短Ⅱiv2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	619	
23	C100	病院療短Ⅱiv2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	619	
23	C101	病院療短Ⅱiv2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	612	
23	C102	病院療短Ⅱiv2・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			587	
23	C103	病院療短Ⅱiv3・定超				要介護3 1,019 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				713	
23	C104	病院療短Ⅱiv3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	736	
23	C105	病院療短Ⅱiv3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	727	
23	C106	病院療短Ⅱiv3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	727	
23	C107	病院療短Ⅱiv3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	720	
23	C108	病院療短Ⅱiv3・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			696	
23	C109	病院療短Ⅱiv4・定超				要介護4 1,169 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				818	
23	C110	病院療短Ⅱiv4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	841	
23	C111	病院療短Ⅱiv4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	832	
23	C112	病院療短Ⅱiv4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	832	
23	C113	病院療短Ⅱiv4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	825	
23	C114	病院療短Ⅱiv4・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			801	
23	C115	病院療短Ⅱiv5・定超				要介護5 1,209 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				846	
23	C116	病院療短Ⅱiv5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	869	
23	C117	病院療短Ⅱiv5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	860	
23	C118	病院療短Ⅱiv5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	860	
23	C119	病院療短Ⅱiv5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	853	
23	C120	病院療短Ⅱiv5・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			829	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	8211	病院療短Ⅲｉ1・定超	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(三)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) (看護 6:1 介護 6:1)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 614 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			430	1日につき
23	8212	病院療短Ⅲｉ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	453	
23	8213	病院療短Ⅲｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	444	
23	6571	病院療短Ⅲｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	444	
23	8214	病院療短Ⅲｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	437	
23	8215	病院療短Ⅲｉ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			412	
23	8221	病院療短Ⅲｉ2・定超				要介護2 720 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				504	
23	8222	病院療短Ⅲｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	527	
23	8223	病院療短Ⅲｉ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	518	
23	6572	病院療短Ⅲｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	518	
23	8224	病院療短Ⅲｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	511	
23	8225	病院療短Ⅲｉ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位	× 70%		487	
23	8231	病院療短Ⅲｉ3・定超				要介護3 863 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				604	
23	8232	病院療短Ⅲｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	627	
23	8233	病院療短Ⅲｉ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	618	
23	6573	病院療短Ⅲｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	618	
23	8234	病院療短Ⅲｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	611	
23	8235	病院療短Ⅲｉ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			587	
23	8241	病院療短Ⅲｉ4・定超				要介護4 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				708	
23	8242	病院療短Ⅲｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	731	
23	8243	病院療短Ⅲｉ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	722	
23	6574	病院療短Ⅲｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	722	
23	8244	病院療短Ⅲｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	715	
23	8245	病院療短Ⅲｉ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			691	
23	8251	病院療短Ⅲｉ5・定超				要介護5 1,051 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				736	
23	8252	病院療短Ⅲｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	759	
23	8253	病院療短Ⅲｉ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	750	
23	6575	病院療短Ⅲｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	750	
23	8254	病院療短Ⅲｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	743	
23	8255	病院療短Ⅲｉ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			718	
23	8266	病院療短Ⅲⅱ1・定超			b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 720 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			504	
23	8267	病院療短Ⅲⅱ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	527	
23	8268	病院療短Ⅲⅱ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	518	
23	6576	病院療短Ⅲⅱ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	518	
23	8269	病院療短Ⅲⅱ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	511	
23	8270	病院療短Ⅲⅱ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			487	
23	8271	病院療短Ⅲⅱ2・定超				要介護2 825 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				578	
23	8272	病院療短Ⅲⅱ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	601	
23	8273	病院療短Ⅲⅱ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	592	
23	6577	病院療短Ⅲⅱ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	592	
23	8274	病院療短Ⅲⅱ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	585	
23	8275	病院療短Ⅲⅱ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位	× 70%		560	
23	8276	病院療短Ⅲⅱ3・定超				要介護3 969 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				678	
23	8277	病院療短Ⅲⅱ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	701	
23	8278	病院療短Ⅲⅱ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	692	
23	6578	病院療短Ⅲⅱ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	692	
23	8279	病院療短Ⅲⅱ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	685	
23	8280	病院療短Ⅲⅱ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			661	
23	8281	病院療短Ⅲⅱ4・定超				要介護4 1,118 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				783	
23	8282	病院療短Ⅲⅱ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	806	
23	8283	病院療短Ⅲⅱ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	797	
23	6579	病院療短Ⅲⅱ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	797	
23	8284	病院療短Ⅲⅱ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	790	
23	8285	病院療短Ⅲⅱ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			765	
23	8286	病院療短Ⅲⅱ5・定超				要介護5 1,157 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				810	
23	8287	病院療短Ⅲⅱ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	833	
23	8288	病院療短Ⅲⅱ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	824	
23	6580	病院療短Ⅲⅱ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	824	
23	8289	病院療短Ⅲⅱ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	817	
23	8290	病院療短Ⅲⅱ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			792	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	1186	病院経短Ⅰｉ1・定超	(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) (看護 6:1 介護 4:1)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 700 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			490	1日につき
23	1187	病院経短Ⅰｉ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		513	
23	1188	病院経短Ⅰｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		504	
23	6581	病院経短Ⅰｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		504	
23	1189	病院経短Ⅰｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		497	
23	1190	病院経短Ⅰｉ1・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				473	
23	1191	病院経短Ⅰｉ2・定超				要介護2 804 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				563	
23	1192	病院経短Ⅰｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		586	
23	1193	病院経短Ⅰｉ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		577	
23	6582	病院経短Ⅰｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		577	
23	1194	病院経短Ⅰｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		570	
23	1195	病院経短Ⅰｉ2・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%			545	
23	1196	病院経短Ⅰｉ3・定超				要介護3 947 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				663	
23	1197	病院経短Ⅰｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		686	
23	1198	病院経短Ⅰｉ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		677	
23	6583	病院経短Ⅰｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		677	
23	1199	病院経短Ⅰｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		670	
23	1200	病院経短Ⅰｉ3・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				645	
23	1201	病院経短Ⅰｉ4・定超				要介護4 1,033 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				723	
23	1202	病院経短Ⅰｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		746	
23	1203	病院経短Ⅰｉ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		737	
23	6584	病院経短Ⅰｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		737	
23	1204	病院経短Ⅰｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		730	
23	1205	病院経短Ⅰｉ4・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				706	
23	1206	病院経短Ⅰｉ5・定超				要介護5 1,120 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				784	
23	1207	病院経短Ⅰｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		807	
23	1208	病院経短Ⅰｉ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		798	
23	6585	病院経短Ⅰｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		798	
23	1209	病院経短Ⅰｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		791	
23	1210	病院経短Ⅰｉ5・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				767	
23	1216	病院経短Ⅰⅱ1・定超			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 805 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			564	
23	1217	病院経短Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		587	
23	1218	病院経短Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		578	
23	6586	病院経短Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		578	
23	1219	病院経短Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		571	
23	1220	病院経短Ⅰⅱ1・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				546	
23	1221	病院経短Ⅰⅱ2・定超				要介護2 910 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				637	
23	1222	病院経短Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		660	
23	1223	病院経短Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		651	
23	6587	病院経短Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		651	
23	1224	病院経短Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		644	
23	1225	病院経短Ⅰⅱ2・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%			620	
23	1226	病院経短Ⅰⅱ3・定超				要介護3 1,052 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				736	
23	1227	病院経短Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		759	
23	1228	病院経短Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		750	
23	6588	病院経短Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		750	
23	1229	病院経短Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		743	
23	1230	病院経短Ⅰⅱ3・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				719	
23	1231	病院経短Ⅰⅱ4・定超				要介護4 1,139 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				797	
23	1232	病院経短Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		820	
23	1233	病院経短Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		811	
23	6589	病院経短Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		811	
23	1234	病院経短Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		804	
23	1235	病院経短Ⅰⅱ4・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				780	
23	1236	病院経短Ⅰⅱ5・定超				要介護5 1,225 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				858	
23	1237	病院経短Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		881	
23	1238	病院経短Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		872	
23	6590	病院経短Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		872	
23	1239	病院経短Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		865	
23	1240	病院経短Ⅰⅱ5・夜減・定超					夜動の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				840	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	5280	病院経短Ⅱｉ1・定超	(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(二)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) (看護 8:1 介護 4:1)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 700 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%			490	1日につき
23	5281	病院経短Ⅱｉ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	513	
23	5282	病院経短Ⅱｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	504	
23	6591	病院経短Ⅱｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	504	
23	5283	病院経短Ⅱｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	497	
23	5284	病院経短Ⅱｉ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				473	
23	5285	病院経短Ⅱｉ2・定超				要介護2 804 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				563	
23	5286	病院経短Ⅱｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	586	
23	5287	病院経短Ⅱｉ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	577	
23	6592	病院経短Ⅱｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	577	
23	5288	病院経短Ⅱｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	570	
23	5289	病院経短Ⅱｉ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				545	
23	5290	病院経短Ⅱｉ3・定超				要介護3 907 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				635	
23	5291	病院経短Ⅱｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	658	
23	5292	病院経短Ⅱｉ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	649	
23	6593	病院経短Ⅱｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	649	
23	5293	病院経短Ⅱｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	642	
23	5294	病院経短Ⅱｉ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				617	
23	5295	病院経短Ⅱｉ4・定超				要介護4 994 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				696	
23	5296	病院経短Ⅱｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	719	
23	5297	病院経短Ⅱｉ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	710	
23	6594	病院経短Ⅱｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	710	
23	5298	病院経短Ⅱｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	703	
23	5299	病院経短Ⅱｉ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				678	
23	5300	病院経短Ⅱｉ5・定超				要介護5 1,080 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				756	
23	5301	病院経短Ⅱｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	779	
23	5302	病院経短Ⅱｉ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	770	
23	6595	病院経短Ⅱｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	770	
23	5303	病院経短Ⅱｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	763	
23	5304	病院経短Ⅱｉ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				739	
23	5310	病院経短Ⅱⅱ1・定超			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 805 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%			564	
23	5311	病院経短Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	587	
23	5312	病院経短Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	578	
23	6596	病院経短Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	578	
23	5313	病院経短Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	571	
23	5314	病院経短Ⅱⅱ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				546	
23	5315	病院経短Ⅱⅱ2・定超				要介護2 910 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				637	
23	5316	病院経短Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	660	
23	5317	病院経短Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	651	
23	6597	病院経短Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	651	
23	5318	病院経短Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	644	
23	5319	病院経短Ⅱⅱ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				620	
23	5320	病院経短Ⅱⅱ3・定超				要介護3 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				708	
23	5321	病院経短Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	731	
23	5322	病院経短Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	722	
23	6598	病院経短Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	722	
23	5323	病院経短Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	715	
23	5324	病院経短Ⅱⅱ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				691	
23	5325	病院経短Ⅱⅱ4・定超				要介護4 1,098 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				769	
23	5326	病院経短Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	792	
23	5327	病院経短Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	783	
23	6599	病院経短Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	783	
23	5328	病院経短Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	776	
23	5329	病院経短Ⅱⅱ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				751	
23	5330	病院経短Ⅱⅱ5・定超				要介護5 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				830	
23	5331	病院経短Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	853	
23	5332	病院経短Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	844	
23	6600	病院経短Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	844	
23	5333	病院経短Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	837	
23	5334	病院経短Ⅱⅱ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				813	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	8911	ユ型病院療短Ⅰ1・定超	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			572	1日につき
23	8912	ユ型病院療短Ⅰ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	595	
23	8913	ユ型病院療短Ⅰ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	586	
23	6601	ユ型病院療短Ⅰ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	586	
23	8914	ユ型病院療短Ⅰ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	579	
23	8915	ユ型病院療短Ⅰ1・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			554	
23	8921	ユ型病院療短Ⅰ2・定超			要介護2 920 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				644	
23	8922	ユ型病院療短Ⅰ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	667	
23	8923	ユ型病院療短Ⅰ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	658	
23	6602	ユ型病院療短Ⅰ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	658	
23	8924	ユ型病院療短Ⅰ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	651	
23	8925	ユ型病院療短Ⅰ2・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位	× 70%		627	
23	8931	ユ型病院療短Ⅰ3・定超			要介護3 1,143 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				800	
23	8932	ユ型病院療短Ⅰ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	823	
23	8933	ユ型病院療短Ⅰ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	814	
23	6603	ユ型病院療短Ⅰ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	814	
23	8934	ユ型病院療短Ⅰ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	807	
23	8935	ユ型病院療短Ⅰ3・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			783	
23	8941	ユ型病院療短Ⅰ4・定超			要介護4 1,238 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				867	
23	8942	ユ型病院療短Ⅰ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	890	
23	8943	ユ型病院療短Ⅰ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	881	
23	6604	ユ型病院療短Ⅰ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	881	
23	8944	ユ型病院療短Ⅰ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	874	
23	8945	ユ型病院療短Ⅰ4・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			849	
23	8951	ユ型病院療短Ⅰ5・定超			要介護5 1,323 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				926	
23	8952	ユ型病院療短Ⅰ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	949	
23	8953	ユ型病院療短Ⅰ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	940	
23	6605	ユ型病院療短Ⅰ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	940	
23	8954	ユ型病院療短Ⅰ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	933	
23	8955	ユ型病院療短Ⅰ5・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			909	
23	A481	ユ型病院療短Ⅱ1・定超		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			592	
23	A482	ユ型病院療短Ⅱ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	615	
23	A483	ユ型病院療短Ⅱ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	606	
23	A484	ユ型病院療短Ⅱ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	606	
23	A485	ユ型病院療短Ⅱ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	599	
23	A486	ユ型病院療短Ⅱ1・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			574	
23	A487	ユ型病院療短Ⅱ2・定超			要介護2 953 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				667	
23	A488	ユ型病院療短Ⅱ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	690	
23	A489	ユ型病院療短Ⅱ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	681	
23	A490	ユ型病院療短Ⅱ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	681	
23	A491	ユ型病院療短Ⅱ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	674	
23	A492	ユ型病院療短Ⅱ2・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位	× 70%		650	
23	A493	ユ型病院療短Ⅱ3・定超			要介護3 1,186 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				830	
23	A494	ユ型病院療短Ⅱ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	853	
23	A495	ユ型病院療短Ⅱ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	844	
23	A496	ユ型病院療短Ⅱ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	844	
23	A497	ユ型病院療短Ⅱ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	837	
23	A498	ユ型病院療短Ⅱ3・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			813	
23	A499	ユ型病院療短Ⅱ4・定超			要介護4 1,285 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				900	
23	A500	ユ型病院療短Ⅱ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	923	
23	A501	ユ型病院療短Ⅱ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	914	
23	A502	ユ型病院療短Ⅱ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	914	
23	A503	ユ型病院療短Ⅱ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	907	
23	A504	ユ型病院療短Ⅱ4・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			882	
23	A505	ユ型病院療短Ⅱ5・定超			要介護5 1,374 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				962	
23	A506	ユ型病院療短Ⅱ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	985	
23	A507	ユ型病院療短Ⅱ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	976	
23	A508	ユ型病院療短Ⅱ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	976	
23	A509	ユ型病院療短Ⅱ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	969	
23	A510	ユ型病院療短Ⅱ5・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	― 25 単位			944	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	A511	ユ型病院療短Ⅲ1・定超	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉〈ユニット型個室〉	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			585	1日につき
23	A512	ユ型病院療短Ⅲ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	608	
23	A513	ユ型病院療短Ⅲ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	599	
23	A514	ユ型病院療短Ⅲ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	599	
23	A515	ユ型病院療短Ⅲ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	592	
23	A516	ユ型病院療短Ⅲ1・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	567	
23	A517	ユ型病院療短Ⅲ2・定超			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				659	
23	A518	ユ型病院療短Ⅲ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	682	
23	A519	ユ型病院療短Ⅲ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	673	
23	A520	ユ型病院療短Ⅲ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	673	
23	A521	ユ型病院療短Ⅲ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	666	
23	A522	ユ型病院療短Ⅲ2・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 70%		― 25 単位	641	
23	A523	ユ型病院療短Ⅲ3・定超			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				820	
23	A524	ユ型病院療短Ⅲ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	843	
23	A525	ユ型病院療短Ⅲ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	834	
23	A526	ユ型病院療短Ⅲ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	834	
23	A527	ユ型病院療短Ⅲ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	827	
23	A528	ユ型病院療短Ⅲ3・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	802	
23	A529	ユ型病院療短Ⅲ4・定超			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				888	
23	A530	ユ型病院療短Ⅲ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	911	
23	A531	ユ型病院療短Ⅲ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	902	
23	A532	ユ型病院療短Ⅲ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	902	
23	A533	ユ型病院療短Ⅲ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	895	
23	A534	ユ型病院療短Ⅲ4・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	870	
23	A535	ユ型病院療短Ⅲ5・定超			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				949	
23	A536	ユ型病院療短Ⅲ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	972	
23	A537	ユ型病院療短Ⅲ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	963	
23	A538	ユ型病院療短Ⅲ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	963	
23	A539	ユ型病院療短Ⅲ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	956	
23	A540	ユ型病院療短Ⅲ5・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	932	
23	8966	ユ型病院療短Ⅳ1・定超		(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			572	
23	8967	ユ型病院療短Ⅳ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	595	
23	8968	ユ型病院療短Ⅳ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	586	
23	6606	ユ型病院療短Ⅳ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	586	
23	8969	ユ型病院療短Ⅳ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	579	
23	8970	ユ型病院療短Ⅳ1・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	554	
23	8971	ユ型病院療短Ⅳ2・定超			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				644	
23	8972	ユ型病院療短Ⅳ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	667	
23	8973	ユ型病院療短Ⅳ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	658	
23	6607	ユ型病院療短Ⅳ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	658	
23	8974	ユ型病院療短Ⅳ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	651	
23	8975	ユ型病院療短Ⅳ2・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 70%		― 25 単位	627	
23	8976	ユ型病院療短Ⅳ3・定超			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				800	
23	8977	ユ型病院療短Ⅳ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	823	
23	8978	ユ型病院療短Ⅳ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	814	
23	6608	ユ型病院療短Ⅳ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	814	
23	8979	ユ型病院療短Ⅳ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	807	
23	8980	ユ型病院療短Ⅳ3・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	783	
23	8981	ユ型病院療短Ⅳ4・定超			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				867	
23	8982	ユ型病院療短Ⅳ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	890	
23	8983	ユ型病院療短Ⅳ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	881	
23	6609	ユ型病院療短Ⅳ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	881	
23	8984	ユ型病院療短Ⅳ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	874	
23	8985	ユ型病院療短Ⅳ4・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	849	
23	8986	ユ型病院療短Ⅳ5・定超			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				926	
23	8987	ユ型病院療短Ⅳ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	949	
23	8988	ユ型病院療短Ⅳ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	940	
23	6610	ユ型病院療短Ⅳ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	940	
23	8989	ユ型病院療短Ⅳ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	933	
23	8990	ユ型病院療短Ⅳ5・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	909	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	A541	ユ型病院療短Ⅴ1・定超	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 845 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			592	1日につき
23	A542	ユ型病院療短Ⅴ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	615	
23	A543	ユ型病院療短Ⅴ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	606	
23	A544	ユ型病院療短Ⅴ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	606	
23	A545	ユ型病院療短Ⅴ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	599	
23	A546	ユ型病院療短Ⅴ1・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	574	
23	A547	ユ型病院療短Ⅴ2・定超			要介護2 953 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				667	
23	A548	ユ型病院療短Ⅴ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	690	
23	A549	ユ型病院療短Ⅴ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	681	
23	A550	ユ型病院療短Ⅴ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	681	
23	A551	ユ型病院療短Ⅴ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	674	
23	A552	ユ型病院療短Ⅴ2・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	× 70%		― 25 単位	650	
23	A553	ユ型病院療短Ⅴ3・定超			要介護3 1,186 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				830	
23	A554	ユ型病院療短Ⅴ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	853	
23	A555	ユ型病院療短Ⅴ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	844	
23	A556	ユ型病院療短Ⅴ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	844	
23	A557	ユ型病院療短Ⅴ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	837	
23	A558	ユ型病院療短Ⅴ3・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	813	
23	A559	ユ型病院療短Ⅴ4・定超			要介護4 1,285 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				900	
23	A560	ユ型病院療短Ⅴ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	923	
23	A561	ユ型病院療短Ⅴ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	914	
23	A562	ユ型病院療短Ⅴ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	914	
23	A563	ユ型病院療短Ⅴ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	907	
23	A564	ユ型病院療短Ⅴ4・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	882	
23	A565	ユ型病院療短Ⅴ5・定超			要介護5 1,374 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				962	
23	A566	ユ型病院療短Ⅴ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	985	
23	A567	ユ型病院療短Ⅴ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	976	
23	A568	ユ型病院療短Ⅴ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	976	
23	A569	ユ型病院療短Ⅴ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	969	
23	A570	ユ型病院療短Ⅴ5・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	944	
23	A571	ユ型病院療短Ⅵ1・定超		(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 835 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			585	
23	A572	ユ型病院療短Ⅵ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	608	
23	A573	ユ型病院療短Ⅵ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	599	
23	A574	ユ型病院療短Ⅵ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	599	
23	A575	ユ型病院療短Ⅵ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	592	
23	A576	ユ型病院療短Ⅵ1・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	567	
23	A577	ユ型病院療短Ⅵ2・定超			要介護2 941 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				659	
23	A578	ユ型病院療短Ⅵ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	682	
23	A579	ユ型病院療短Ⅵ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	673	
23	A580	ユ型病院療短Ⅵ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	673	
23	A581	ユ型病院療短Ⅵ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	666	
23	A582	ユ型病院療短Ⅵ2・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合	× 70%		― 25 単位	641	
23	A583	ユ型病院療短Ⅵ3・定超			要介護3 1,171 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				820	
23	A584	ユ型病院療短Ⅵ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	843	
23	A585	ユ型病院療短Ⅵ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	834	
23	A586	ユ型病院療短Ⅵ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	834	
23	A587	ユ型病院療短Ⅵ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	827	
23	A588	ユ型病院療短Ⅵ3・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	802	
23	A589	ユ型病院療短Ⅵ4・定超			要介護4 1,268 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				888	
23	A590	ユ型病院療短Ⅵ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	911	
23	A591	ユ型病院療短Ⅵ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	902	
23	A592	ユ型病院療短Ⅵ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	902	
23	A593	ユ型病院療短Ⅵ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	895	
23	A594	ユ型病院療短Ⅵ4・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	870	
23	A595	ユ型病院療短Ⅵ5・定超			要介護5 1,356 単位	夜動の勤務条件基準を満たす場合				949	
23	A596	ユ型病院療短Ⅵ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	972	
23	A597	ユ型病院療短Ⅵ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	963	
23	A598	ユ型病院療短Ⅵ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	963	
23	A599	ユ型病院療短Ⅵ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	956	
23	A600	ユ型病院療短Ⅵ5・夜減・定超				夜動の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	932	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	7506	ユ型病院療短Ⅰ1・定超・未	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		555	1日につき
23	7507	ユ型病院療短Ⅰ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	578	
23	7508	ユ型病院療短Ⅰ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	569	
23	6611	ユ型病院療短Ⅰ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	569	
23	7509	ユ型病院療短Ⅰ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	562	
23	7510	ユ型病院療短Ⅰ1・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				537	
23	7511	ユ型病院療短Ⅰ2・定超・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				625	
23	7512	ユ型病院療短Ⅰ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	648	
23	7513	ユ型病院療短Ⅰ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	639	
23	6612	ユ型病院療短Ⅰ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	639	
23	7514	ユ型病院療短Ⅰ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	632	
23	7515	ユ型病院療短Ⅰ2・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				608	
23	7516	ユ型病院療短Ⅰ3・定超・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				776	
23	7517	ユ型病院療短Ⅰ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	799	
23	7518	ユ型病院療短Ⅰ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	790	
23	6613	ユ型病院療短Ⅰ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	790	
23	7519	ユ型病院療短Ⅰ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	783	
23	7520	ユ型病院療短Ⅰ3・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				760	
23	7521	ユ型病院療短Ⅰ4・定超・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				841	
23	7522	ユ型病院療短Ⅰ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	864	
23	7523	ユ型病院療短Ⅰ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	855	
23	6614	ユ型病院療短Ⅰ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	855	
23	7524	ユ型病院療短Ⅰ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	848	
23	7525	ユ型病院療短Ⅰ4・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				824	
23	7526	ユ型病院療短Ⅰ5・定超・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				898	
23	7527	ユ型病院療短Ⅰ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	921	
23	7528	ユ型病院療短Ⅰ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	912	
23	6615	ユ型病院療短Ⅰ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	912	
23	7529	ユ型病院療短Ⅰ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	905	
23	7530	ユ型病院療短Ⅰ5・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				882	
23	A601	ユ型病院療短Ⅱ1・定超・未		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		574	
23	A602	ユ型病院療短Ⅱ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	597	
23	A603	ユ型病院療短Ⅱ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	588	
23	A604	ユ型病院療短Ⅱ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	588	
23	A605	ユ型病院療短Ⅱ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	581	
23	A606	ユ型病院療短Ⅱ1・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				557	
23	A607	ユ型病院療短Ⅱ2・定超・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				647	
23	A608	ユ型病院療短Ⅱ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	670	
23	A609	ユ型病院療短Ⅱ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	661	
23	A610	ユ型病院療短Ⅱ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	661	
23	A611	ユ型病院療短Ⅱ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	654	
23	A612	ユ型病院療短Ⅱ2・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				631	
23	A613	ユ型病院療短Ⅱ3・定超・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				805	
23	A614	ユ型病院療短Ⅱ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	828	
23	A615	ユ型病院療短Ⅱ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	819	
23	A616	ユ型病院療短Ⅱ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	819	
23	A617	ユ型病院療短Ⅱ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	812	
23	A618	ユ型病院療短Ⅱ3・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				789	
23	A619	ユ型病院療短Ⅱ4・定超・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				873	
23	A620	ユ型病院療短Ⅱ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	896	
23	A621	ユ型病院療短Ⅱ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	887	
23	A622	ユ型病院療短Ⅱ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	887	
23	A623	ユ型病院療短Ⅱ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	880	
23	A624	ユ型病院療短Ⅱ4・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				856	
23	A625	ユ型病院療短Ⅱ5・定超・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				933	
23	A626	ユ型病院療短Ⅱ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	956	
23	A627	ユ型病院療短Ⅱ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	947	
23	A628	ユ型病院療短Ⅱ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	947	
23	A629	ユ型病院療短Ⅱ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	940	
23	A630	ユ型病院療短Ⅱ5・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				916	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	A631	ユ型病院療短Ⅲ1・定超・未	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合	ユニットケア体制未整備減算		567	1日につき
23	A632	ユ型病院療短Ⅲ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	590	
23	A633	ユ型病院療短Ⅲ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	581	
23	A634	ユ型病院療短Ⅲ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	581	
23	A635	ユ型病院療短Ⅲ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	574	
23	A636	ユ型病院療短Ⅲ1・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				550	
23	A637	ユ型病院療短Ⅲ2・定超・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				639	
23	A638	ユ型病院療短Ⅲ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	662	
23	A639	ユ型病院療短Ⅲ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	653	
23	A640	ユ型病院療短Ⅲ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	653	
23	A641	ユ型病院療短Ⅲ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	646	
23	A642	ユ型病院療短Ⅲ2・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 70%			622	
23	A643	ユ型病院療短Ⅲ3・定超・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				795	
23	A644	ユ型病院療短Ⅲ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	818	
23	A645	ユ型病院療短Ⅲ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	809	
23	A646	ユ型病院療短Ⅲ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	809	
23	A647	ユ型病院療短Ⅲ3・定超・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	802	
23	A648	ユ型病院療短Ⅲ3・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				778	
23	A649	ユ型病院療短Ⅲ4・定超・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				861	
23	A650	ユ型病院療短Ⅲ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	884	
23	A651	ユ型病院療短Ⅲ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	875	
23	A652	ユ型病院療短Ⅲ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	875	
23	A653	ユ型病院療短Ⅲ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	868	
23	A654	ユ型病院療短Ⅲ4・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				844	
23	A655	ユ型病院療短Ⅲ5・定超・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				921	
23	A656	ユ型病院療短Ⅲ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	944	
23	A657	ユ型病院療短Ⅲ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	935	
23	A658	ユ型病院療短Ⅲ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	935	
23	A659	ユ型病院療短Ⅲ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	928	
23	A660	ユ型病院療短Ⅲ5・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				904	
23	7536	ユ型病院療短Ⅳ1・定超・未		(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合	ユニットケア体制未整備減算		555	
23	7537	ユ型病院療短Ⅳ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	578	
23	7538	ユ型病院療短Ⅳ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	569	
23	6616	ユ型病院療短Ⅳ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	569	
23	7539	ユ型病院療短Ⅳ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	562	
23	7540	ユ型病院療短Ⅳ1・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				537	
23	7541	ユ型病院療短Ⅳ2・定超・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				625	
23	7542	ユ型病院療短Ⅳ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	648	
23	7543	ユ型病院療短Ⅳ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	639	
23	6617	ユ型病院療短Ⅳ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	639	
23	7544	ユ型病院療短Ⅳ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	632	
23	7545	ユ型病院療短Ⅳ2・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 70%			608	
23	7546	ユ型病院療短Ⅳ3・定超・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				776	
23	7547	ユ型病院療短Ⅳ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	799	
23	7548	ユ型病院療短Ⅳ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	790	
23	6618	ユ型病院療短Ⅳ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	790	
23	7549	ユ型病院療短Ⅳ3・定超・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	783	
23	7550	ユ型病院療短Ⅳ3・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				760	
23	7551	ユ型病院療短Ⅳ4・定超・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				841	
23	7552	ユ型病院療短Ⅳ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	864	
23	7553	ユ型病院療短Ⅳ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	855	
23	6619	ユ型病院療短Ⅳ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	855	
23	7554	ユ型病院療短Ⅳ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	848	
23	7555	ユ型病院療短Ⅳ4・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				824	
23	7556	ユ型病院療短Ⅳ5・定超・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				898	
23	7557	ユ型病院療短Ⅳ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	921	
23	7558	ユ型病院療短Ⅳ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	912	
23	6620	ユ型病院療短Ⅳ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	912	
23	7559	ユ型病院療短Ⅳ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	905	
23	7560	ユ型病院療短Ⅳ5・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				882	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	A661	ユ型病院療短Ⅴ1・定超・未	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合	ユニットケア体制未整備減算		574	1日につき
23	A662	ユ型病院療短Ⅴ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	597	
23	A663	ユ型病院療短Ⅴ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	588	
23	A664	ユ型病院療短Ⅴ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	588	
23	A665	ユ型病院療短Ⅴ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	581	
23	A666	ユ型病院療短Ⅴ1・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				557	
23	A667	ユ型病院療短Ⅴ2・定超・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				647	
23	A668	ユ型病院療短Ⅴ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	670	
23	A669	ユ型病院療短Ⅴ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	661	
23	A670	ユ型病院療短Ⅴ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	661	
23	A671	ユ型病院療短Ⅴ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	654	
23	A672	ユ型病院療短Ⅴ2・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 70%			631	
23	A673	ユ型病院療短Ⅴ3・定超・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				805	
23	A674	ユ型病院療短Ⅴ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	828	
23	A675	ユ型病院療短Ⅴ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	819	
23	A676	ユ型病院療短Ⅴ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	819	
23	A677	ユ型病院療短Ⅴ3・定超・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	812	
23	A678	ユ型病院療短Ⅴ3・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				789	
23	A679	ユ型病院療短Ⅴ4・定超・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				873	
23	A680	ユ型病院療短Ⅴ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	896	
23	A681	ユ型病院療短Ⅴ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	887	
23	A682	ユ型病院療短Ⅴ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	887	
23	A683	ユ型病院療短Ⅴ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	880	
23	A684	ユ型病院療短Ⅴ4・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				856	
23	A685	ユ型病院療短Ⅴ5・定超・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				933	
23	A686	ユ型病院療短Ⅴ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	956	
23	A687	ユ型病院療短Ⅴ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	947	
23	A688	ユ型病院療短Ⅴ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	947	
23	A689	ユ型病院療短Ⅴ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	940	
23	A690	ユ型病院療短Ⅴ5・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				916	
23	A691	ユ型病院療短Ⅵ1・定超・未		(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合	ユニットケア体制未整備減算		567	
23	A692	ユ型病院療短Ⅵ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	590	
23	A693	ユ型病院療短Ⅵ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	581	
23	A694	ユ型病院療短Ⅵ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	581	
23	A695	ユ型病院療短Ⅵ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	574	
23	A696	ユ型病院療短Ⅵ1・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				550	
23	A697	ユ型病院療短Ⅵ2・定超・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				639	
23	A698	ユ型病院療短Ⅵ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	662	
23	A699	ユ型病院療短Ⅵ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	653	
23	A700	ユ型病院療短Ⅵ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	653	
23	A701	ユ型病院療短Ⅵ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	646	
23	A702	ユ型病院療短Ⅵ2・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 70%			622	
23	A703	ユ型病院療短Ⅵ3・定超・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				795	
23	A704	ユ型病院療短Ⅵ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	818	
23	A705	ユ型病院療短Ⅵ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	809	
23	A706	ユ型病院療短Ⅵ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	809	
23	A707	ユ型病院療短Ⅵ3・定超・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	802	
23	A708	ユ型病院療短Ⅵ3・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				778	
23	A709	ユ型病院療短Ⅵ4・定超・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				861	
23	A710	ユ型病院療短Ⅵ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	884	
23	A711	ユ型病院療短Ⅵ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	875	
23	A712	ユ型病院療短Ⅵ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	875	
23	A713	ユ型病院療短Ⅵ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	868	
23	A714	ユ型病院療短Ⅵ4・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				844	
23	A715	ユ型病院療短Ⅵ5・定超・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				921	
23	A716	ユ型病院療短Ⅵ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	944	
23	A717	ユ型病院療短Ⅵ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	935	
23	A718	ユ型病院療短Ⅵ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	935	
23	A719	ユ型病院療短Ⅵ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	928	
23	A720	ユ型病院療短Ⅵ5・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				904	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	1246	ユ型病院経短Ⅰ1・定超	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			572	1日につき
23	1247	ユ型病院経短Ⅰ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	595	
23	1248	ユ型病院経短Ⅰ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	586	
23	6621	ユ型病院経短Ⅰ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	586	
23	1249	ユ型病院経短Ⅰ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	579	
23	1250	ユ型病院経短Ⅰ1・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	554	
23	1251	ユ型病院経短Ⅰ2・定超			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				644	
23	1252	ユ型病院経短Ⅰ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	667	
23	1253	ユ型病院経短Ⅰ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	658	
23	6622	ユ型病院経短Ⅰ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	658	
23	1254	ユ型病院経短Ⅰ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	651	
23	1255	ユ型病院経短Ⅰ2・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 70%		― 25 単位	627	
23	1256	ユ型病院経短Ⅰ3・定超			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				739	
23	1257	ユ型病院経短Ⅰ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	762	
23	1258	ユ型病院経短Ⅰ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	753	
23	6623	ユ型病院経短Ⅰ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	753	
23	1259	ユ型病院経短Ⅰ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	746	
23	1260	ユ型病院経短Ⅰ3・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	722	
23	1261	ユ型病院経短Ⅰ4・定超			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				799	
23	1262	ユ型病院経短Ⅰ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	822	
23	1263	ユ型病院経短Ⅰ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	813	
23	6624	ユ型病院経短Ⅰ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	813	
23	1264	ユ型病院経短Ⅰ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	806	
23	1265	ユ型病院経短Ⅰ4・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	781	
23	1266	ユ型病院経短Ⅰ5・定超			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				858	
23	1267	ユ型病院経短Ⅰ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	881	
23	1268	ユ型病院経短Ⅰ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	872	
23	6625	ユ型病院経短Ⅰ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	872	
23	1269	ユ型病院経短Ⅰ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	865	
23	1270	ユ型病院経短Ⅰ5・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	841	
23	1276	ユ型病院経短Ⅱ1・定超		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			572	
23	1277	ユ型病院経短Ⅱ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	595	
23	1278	ユ型病院経短Ⅱ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	586	
23	6626	ユ型病院経短Ⅱ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	586	
23	1279	ユ型病院経短Ⅱ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	579	
23	1280	ユ型病院経短Ⅱ1・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	554	
23	1281	ユ型病院経短Ⅱ2・定超			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				644	
23	1282	ユ型病院経短Ⅱ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	667	
23	1283	ユ型病院経短Ⅱ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	658	
23	6627	ユ型病院経短Ⅱ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	658	
23	1284	ユ型病院経短Ⅱ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	651	
23	1285	ユ型病院経短Ⅱ2・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 70%		― 25 単位	627	
23	1286	ユ型病院経短Ⅱ3・定超			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				739	
23	1287	ユ型病院経短Ⅱ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	762	
23	1288	ユ型病院経短Ⅱ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	753	
23	6628	ユ型病院経短Ⅱ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	753	
23	1289	ユ型病院経短Ⅱ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	746	
23	1290	ユ型病院経短Ⅱ3・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	722	
23	1291	ユ型病院経短Ⅱ4・定超			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				799	
23	1292	ユ型病院経短Ⅱ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	822	
23	1293	ユ型病院経短Ⅱ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	813	
23	6629	ユ型病院経短Ⅱ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	813	
23	1294	ユ型病院経短Ⅱ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	806	
23	1295	ユ型病院経短Ⅱ4・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	781	
23	1296	ユ型病院経短Ⅱ5・定超			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				858	
23	1297	ユ型病院経短Ⅱ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	881	
23	1298	ユ型病院経短Ⅱ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	872	
23	6630	ユ型病院経短Ⅱ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	872	
23	1299	ユ型病院経短Ⅱ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	865	
23	1300	ユ型病院経短Ⅱ5・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	841	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	1306	ユ型病院経短Ⅰ1・定超・未	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		555	1日につき
23	1307	ユ型病院経短Ⅰ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	578	
23	1308	ユ型病院経短Ⅰ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	569	
23	6631	ユ型病院経短Ⅰ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	569	
23	1309	ユ型病院経短Ⅰ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	562	
23	1310	ユ型病院経短Ⅰ1・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				537	
23	1311	ユ型病院経短Ⅰ2・定超・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				625	
23	1312	ユ型病院経短Ⅰ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	648	
23	1313	ユ型病院経短Ⅰ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	639	
23	6632	ユ型病院経短Ⅰ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	639	
23	1314	ユ型病院経短Ⅰ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	632	
23	1315	ユ型病院経短Ⅰ2・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				608	
23	1316	ユ型病院経短Ⅰ3・定超・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				717	
23	1317	ユ型病院経短Ⅰ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	740	
23	1318	ユ型病院経短Ⅰ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	731	
23	6633	ユ型病院経短Ⅰ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	731	
23	1319	ユ型病院経短Ⅰ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	724	
23	1320	ユ型病院経短Ⅰ3・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				700	
23	1321	ユ型病院経短Ⅰ4・定超・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				775	
23	1322	ユ型病院経短Ⅰ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	798	
23	1323	ユ型病院経短Ⅰ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	789	
23	6634	ユ型病院経短Ⅰ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	789	
23	1324	ユ型病院経短Ⅰ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	782	
23	1325	ユ型病院経短Ⅰ4・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				758	
23	1326	ユ型病院経短Ⅰ5・定超・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
23	1327	ユ型病院経短Ⅰ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
23	1328	ユ型病院経短Ⅰ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
23	6635	ユ型病院経短Ⅰ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
23	1329	ユ型病院経短Ⅰ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
23	1330	ユ型病院経短Ⅰ5・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				816	
23	1336	ユ型病院経短Ⅱ1・定超・未		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		555	
23	1337	ユ型病院経短Ⅱ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	578	
23	1338	ユ型病院経短Ⅱ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	569	
23	6636	ユ型病院経短Ⅱ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	569	
23	1339	ユ型病院経短Ⅱ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	562	
23	1340	ユ型病院経短Ⅱ1・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				537	
23	1341	ユ型病院経短Ⅱ2・定超・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				625	
23	1342	ユ型病院経短Ⅱ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	648	
23	1343	ユ型病院経短Ⅱ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	639	
23	6637	ユ型病院経短Ⅱ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	639	
23	1344	ユ型病院経短Ⅱ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	632	
23	1345	ユ型病院経短Ⅱ2・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				608	
23	1346	ユ型病院経短Ⅱ3・定超・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				717	
23	1347	ユ型病院経短Ⅱ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	740	
23	1348	ユ型病院経短Ⅱ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	731	
23	6638	ユ型病院経短Ⅱ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	731	
23	1349	ユ型病院経短Ⅱ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	724	
23	1350	ユ型病院経短Ⅱ3・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				700	
23	1351	ユ型病院経短Ⅱ4・定超・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				775	
23	1352	ユ型病院経短Ⅱ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	798	
23	1353	ユ型病院経短Ⅱ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	789	
23	6639	ユ型病院経短Ⅱ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	789	
23	1354	ユ型病院経短Ⅱ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	782	
23	1355	ユ型病院経短Ⅱ4・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				758	
23	1356	ユ型病院経短Ⅱ5・定超・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
23	1357	ユ型病院経短Ⅱ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
23	1358	ユ型病院経短Ⅱ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
23	6640	ユ型病院経短Ⅱ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
23	1359	ユ型病院経短Ⅱ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
23	1360	ユ型病院経短Ⅱ5・夜減・定超・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				816	
23	8006	特定病院療短1・定超	(5)特定病院療養病床短期入所療養介護費(日帰りショート)	(一)3時間以上4時間未満 654 単位			定員超過の場合 × 70%			458	1回につき
23	8010	特定病院療短1・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				440	
23	8016	特定病院療短2・定超		(二)4時間以上6時間未満 905 単位						634	
23	8017	特定病院療短2・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				616	
23	8018	特定病院療短3・定超		(三)6時間以上8時間未満 1,257 単位						880	
23	8019	特定病院療短3・夜減・定超				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				862	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	9011	病院療短Ⅲｉ1・欠1	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(三)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) (看護 6:1 介護 6:1)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 614 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			430	1日につき
23	9012	病院療短Ⅲｉ1・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	453	
23	9013	病院療短Ⅲｉ1・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	444	
23	6641	病院療短Ⅲｉ1・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	444	
23	9014	病院療短Ⅲｉ1・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	437	
23	9015	病院療短Ⅲｉ1・夜減・欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	412	
23	9021	病院療短Ⅲｉ2・欠1				要介護2 720 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				504	
23	9022	病院療短Ⅲｉ2・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	527	
23	9023	病院療短Ⅲｉ2・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	518	
23	6642	病院療短Ⅲｉ2・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	518	
23	9024	病院療短Ⅲｉ2・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	511	
23	9025	病院療短Ⅲｉ2・夜減・欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	487	
23	9031	病院療短Ⅲｉ3・欠1				要介護3 863 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				604	
23	9032	病院療短Ⅲｉ3・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	627	
23	9033	病院療短Ⅲｉ3・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	618	
23	6643	病院療短Ⅲｉ3・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	618	
23	9034	病院療短Ⅲｉ3・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	611	
23	9035	病院療短Ⅲｉ3・夜減・欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	587	
23	9041	病院療短Ⅲｉ4・欠1				要介護4 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				708	
23	9042	病院療短Ⅲｉ4・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	731	
23	9043	病院療短Ⅲｉ4・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	722	
23	6644	病院療短Ⅲｉ4・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	722	
23	9044	病院療短Ⅲｉ4・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	715	
23	9045	病院療短Ⅲｉ4・夜減・欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	691	
23	9051	病院療短Ⅲｉ5・欠1				要介護5 1,051 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				736	
23	9052	病院療短Ⅲｉ5・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	759	
23	9053	病院療短Ⅲｉ5・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	750	
23	6645	病院療短Ⅲｉ5・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	750	
23	9054	病院療短Ⅲｉ5・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	743	
23	9055	病院療短Ⅲｉ5・夜減・欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	718	
23	9016	病院療短Ⅲⅱ1・欠1			b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 720 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			504	
23	9017	病院療短Ⅲⅱ1・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	527	
23	9018	病院療短Ⅲⅱ1・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	518	
23	6646	病院療短Ⅲⅱ1・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	518	
23	9019	病院療短Ⅲⅱ1・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	511	
23	9020	病院療短Ⅲⅱ1・夜減・欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	487	
23	9026	病院療短Ⅲⅱ2・欠1				要介護2 825 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				578	
23	9027	病院療短Ⅲⅱ2・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	601	
23	9028	病院療短Ⅲⅱ2・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	592	
23	6647	病院療短Ⅲⅱ2・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	592	
23	9029	病院療短Ⅲⅱ2・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	585	
23	9030	病院療短Ⅲⅱ2・夜減・欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	560	
23	9036	病院療短Ⅲⅱ3・欠1				要介護3 969 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				678	
23	9037	病院療短Ⅲⅱ3・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	701	
23	9038	病院療短Ⅲⅱ3・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	692	
23	6648	病院療短Ⅲⅱ3・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	692	
23	9039	病院療短Ⅲⅱ3・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	685	
23	9040	病院療短Ⅲⅱ3・夜減・欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	661	
23	9046	病院療短Ⅲⅱ4・欠1				要介護4 1,118 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				783	
23	9047	病院療短Ⅲⅱ4・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	806	
23	9048	病院療短Ⅲⅱ4・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	797	
23	6649	病院療短Ⅲⅱ4・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	797	
23	9049	病院療短Ⅲⅱ4・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	790	
23	9050	病院療短Ⅲⅱ4・夜減・欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	765	
23	9056	病院療短Ⅲⅱ5・欠1				要介護5 1,157 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				810	
23	9057	病院療短Ⅲⅱ5・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	833	
23	9058	病院療短Ⅲⅱ5・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	824	
23	6650	病院療短Ⅲⅱ5・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	824	
23	9059	病院療短Ⅲⅱ5・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	817	
23	9060	病院療短Ⅲⅱ5・夜減・欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	792	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	5345	病院経短Ⅱｉ1･欠1	(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ｉ）	要介護1 700 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			490	1日につき
23	5346	病院経短Ⅱｉ1･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	513	
23	5347	病院経短Ⅱｉ1･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	504	
23	6651	病院経短Ⅱｉ1･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	504	
23	5348	病院経短Ⅱｉ1･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	497	
23	5349	病院経短Ⅱｉ1･夜減･欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	473	
23	5350	病院経短Ⅱｉ2･欠1		（看護 8：1 介護 4：1）	＜従来型個室＞	要介護2 804 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				563	
23	5351	病院経短Ⅱｉ2･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	586	
23	5352	病院経短Ⅱｉ2･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	577	
23	6652	病院経短Ⅱｉ2･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	577	
23	5353	病院経短Ⅱｉ2･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	570	
23	5354	病院経短Ⅱｉ2･夜減･欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	545	
23	5355	病院経短Ⅱｉ3･欠1				要介護3 907 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				635	
23	5356	病院経短Ⅱｉ3･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	658	
23	5357	病院経短Ⅱｉ3･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	649	
23	6653	病院経短Ⅱｉ3･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	649	
23	5358	病院経短Ⅱｉ3･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	642	
23	5359	病院経短Ⅱｉ3･夜減･欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	617	
23	5360	病院経短Ⅱｉ4･欠1				要介護4 994 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				696	
23	5361	病院経短Ⅱｉ4･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	719	
23	5362	病院経短Ⅱｉ4･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	710	
23	6654	病院経短Ⅱｉ4･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	710	
23	5363	病院経短Ⅱｉ4･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	703	
23	5364	病院経短Ⅱｉ4･夜減･欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	678	
23	5365	病院経短Ⅱｉ5･欠1				要介護5 1,080 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				756	
23	5366	病院経短Ⅱｉ5･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	779	
23	5367	病院経短Ⅱｉ5･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	770	
23	6655	病院経短Ⅱｉ5･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	770	
23	5368	病院経短Ⅱｉ5･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	763	
23	5369	病院経短Ⅱｉ5･夜減･欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	739	
23	5375	病院経短Ⅱⅱ1･欠1			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ⅱ）	要介護1 805 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			564	
23	5376	病院経短Ⅱⅱ1･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	587	
23	5377	病院経短Ⅱⅱ1･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	578	
23	6656	病院経短Ⅱⅱ1･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	578	
23	5378	病院経短Ⅱⅱ1･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	571	
23	5379	病院経短Ⅱⅱ1･夜減･欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	546	
23	5380	病院経短Ⅱⅱ2･欠1			＜多床室＞	要介護2 910 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				637	
23	5381	病院経短Ⅱⅱ2･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	660	
23	5382	病院経短Ⅱⅱ2･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	651	
23	6657	病院経短Ⅱⅱ2･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	651	
23	5383	病院経短Ⅱⅱ2･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	644	
23	5384	病院経短Ⅱⅱ2･夜減･欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	620	
23	5385	病院経短Ⅱⅱ3･欠1				要介護3 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				708	
23	5386	病院経短Ⅱⅱ3･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	731	
23	5387	病院経短Ⅱⅱ3･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	722	
23	6658	病院経短Ⅱⅱ3･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	722	
23	5388	病院経短Ⅱⅱ3･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	715	
23	5389	病院経短Ⅱⅱ3･夜減･欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	691	
23	5390	病院経短Ⅱⅱ4･欠1				要介護4 1,098 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				769	
23	5391	病院経短Ⅱⅱ4･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	792	
23	5392	病院経短Ⅱⅱ4･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	783	
23	6659	病院経短Ⅱⅱ4･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	783	
23	5393	病院経短Ⅱⅱ4･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	776	
23	5394	病院経短Ⅱⅱ4･夜減･欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	751	
23	5395	病院経短Ⅱⅱ5･欠1				要介護5 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				830	
23	5396	病院経短Ⅱⅱ5･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	853	
23	5397	病院経短Ⅱⅱ5･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	844	
23	6660	病院経短Ⅱⅱ5･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	844	
23	5398	病院経短Ⅱⅱ5･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	837	
23	5399	病院経短Ⅱⅱ5･夜減･欠1					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	813	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	9066	ユ型病院療短Ⅰ1・欠1	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			572	1日につき
23	9067	ユ型病院療短Ⅰ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		595	
23	9068	ユ型病院療短Ⅰ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		586	
23	6661	ユ型病院療短Ⅰ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		586	
23	9069	ユ型病院療短Ⅰ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		579	
23	9070	ユ型病院療短Ⅰ1・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				554	
23	9071	ユ型病院療短Ⅰ2・欠1			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				644	
23	9072	ユ型病院療短Ⅰ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		667	
23	9073	ユ型病院療短Ⅰ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		658	
23	6662	ユ型病院療短Ⅰ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		658	
23	9074	ユ型病院療短Ⅰ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		651	
23	9075	ユ型病院療短Ⅰ2・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				627	
23	9076	ユ型病院療短Ⅰ3・欠1			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				800	
23	9077	ユ型病院療短Ⅰ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		823	
23	9078	ユ型病院療短Ⅰ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		814	
23	6663	ユ型病院療短Ⅰ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		814	
23	9079	ユ型病院療短Ⅰ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		807	
23	9080	ユ型病院療短Ⅰ3・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				783	
23	9081	ユ型病院療短Ⅰ4・欠1			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				867	
23	9082	ユ型病院療短Ⅰ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		890	
23	9083	ユ型病院療短Ⅰ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		881	
23	6664	ユ型病院療短Ⅰ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		881	
23	9084	ユ型病院療短Ⅰ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		874	
23	9085	ユ型病院療短Ⅰ4・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				849	
23	9086	ユ型病院療短Ⅰ5・欠1			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				926	
23	9087	ユ型病院療短Ⅰ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		949	
23	9088	ユ型病院療短Ⅰ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		940	
23	6665	ユ型病院療短Ⅰ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		940	
23	9089	ユ型病院療短Ⅰ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		933	
23	9090	ユ型病院療短Ⅰ5・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				909	
23	A721	ユ型病院療短Ⅱ1・欠1		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			592	
23	A722	ユ型病院療短Ⅱ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		615	
23	A723	ユ型病院療短Ⅱ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		606	
23	A724	ユ型病院療短Ⅱ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		606	
23	A725	ユ型病院療短Ⅱ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		599	
23	A726	ユ型病院療短Ⅱ1・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
23	A727	ユ型病院療短Ⅱ2・欠1			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				667	
23	A728	ユ型病院療短Ⅱ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		690	
23	A729	ユ型病院療短Ⅱ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		681	
23	A730	ユ型病院療短Ⅱ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		681	
23	A731	ユ型病院療短Ⅱ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		674	
23	A732	ユ型病院療短Ⅱ2・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				650	
23	A733	ユ型病院療短Ⅱ3・欠1			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				830	
23	A734	ユ型病院療短Ⅱ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		853	
23	A735	ユ型病院療短Ⅱ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		844	
23	A736	ユ型病院療短Ⅱ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		844	
23	A737	ユ型病院療短Ⅱ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		837	
23	A738	ユ型病院療短Ⅱ3・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				813	
23	A739	ユ型病院療短Ⅱ4・欠1			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				900	
23	A740	ユ型病院療短Ⅱ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		923	
23	A741	ユ型病院療短Ⅱ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		914	
23	A742	ユ型病院療短Ⅱ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		914	
23	A743	ユ型病院療短Ⅱ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		907	
23	A744	ユ型病院療短Ⅱ4・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				882	
23	A745	ユ型病院療短Ⅱ5・欠1			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				962	
23	A746	ユ型病院療短Ⅱ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		985	
23	A747	ユ型病院療短Ⅱ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		976	
23	A748	ユ型病院療短Ⅱ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		976	
23	A749	ユ型病院療短Ⅱ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		969	
23	A750	ユ型病院療短Ⅱ5・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				944	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	A751	ユ型病院療短Ⅲ1・欠1	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉〈ユニット型個室〉	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		585	1日につき
23	A752	ユ型病院療短Ⅲ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	608	
23	A753	ユ型病院療短Ⅲ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	599	
23	A754	ユ型病院療短Ⅲ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	599	
23	A755	ユ型病院療短Ⅲ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	592	
23	A756	ユ型病院療短Ⅲ1・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			567	
23	A757	ユ型病院療短Ⅲ2・欠1			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			659	
23	A758	ユ型病院療短Ⅲ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	682	
23	A759	ユ型病院療短Ⅲ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	673	
23	A760	ユ型病院療短Ⅲ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	673	
23	A761	ユ型病院療短Ⅲ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	666	
23	A762	ユ型病院療短Ⅲ2・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			641	
23	A763	ユ型病院療短Ⅲ3・欠1			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			820	
23	A764	ユ型病院療短Ⅲ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	843	
23	A765	ユ型病院療短Ⅲ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	834	
23	A766	ユ型病院療短Ⅲ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	834	
23	A767	ユ型病院療短Ⅲ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	827	
23	A768	ユ型病院療短Ⅲ3・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			802	
23	A769	ユ型病院療短Ⅲ4・欠1			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			888	
23	A770	ユ型病院療短Ⅲ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	911	
23	A771	ユ型病院療短Ⅲ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	902	
23	A772	ユ型病院療短Ⅲ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	902	
23	A773	ユ型病院療短Ⅲ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	895	
23	A774	ユ型病院療短Ⅲ4・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			870	
23	A775	ユ型病院療短Ⅲ5・欠1			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			949	
23	A776	ユ型病院療短Ⅲ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	972	
23	A777	ユ型病院療短Ⅲ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	963	
23	A778	ユ型病院療短Ⅲ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	963	
23	A779	ユ型病院療短Ⅲ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	956	
23	A780	ユ型病院療短Ⅲ5・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			932	
23	9566	ユ型病院療短Ⅳ1・欠1		(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		572	
23	9567	ユ型病院療短Ⅳ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	595	
23	9568	ユ型病院療短Ⅳ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	586	
23	6666	ユ型病院療短Ⅳ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	586	
23	9569	ユ型病院療短Ⅳ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	579	
23	9570	ユ型病院療短Ⅳ1・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			554	
23	9571	ユ型病院療短Ⅳ2・欠1			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			644	
23	9572	ユ型病院療短Ⅳ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	667	
23	9573	ユ型病院療短Ⅳ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	658	
23	6667	ユ型病院療短Ⅳ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	658	
23	9574	ユ型病院療短Ⅳ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	651	
23	9575	ユ型病院療短Ⅳ2・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			627	
23	9576	ユ型病院療短Ⅳ3・欠1			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			800	
23	9577	ユ型病院療短Ⅳ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	823	
23	9578	ユ型病院療短Ⅳ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	814	
23	6668	ユ型病院療短Ⅳ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	814	
23	9579	ユ型病院療短Ⅳ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	807	
23	9580	ユ型病院療短Ⅳ3・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			783	
23	9581	ユ型病院療短Ⅳ4・欠1			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			867	
23	9582	ユ型病院療短Ⅳ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	890	
23	9583	ユ型病院療短Ⅳ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	881	
23	6669	ユ型病院療短Ⅳ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	881	
23	9584	ユ型病院療短Ⅳ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	874	
23	9585	ユ型病院療短Ⅳ4・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			849	
23	9586	ユ型病院療短Ⅳ5・欠1			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			926	
23	9587	ユ型病院療短Ⅳ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	949	
23	9588	ユ型病院療短Ⅳ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	940	
23	6670	ユ型病院療短Ⅳ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	940	
23	9589	ユ型病院療短Ⅳ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	933	
23	9590	ユ型病院療短Ⅳ5・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			909	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	A781	ユ型病院療短Ⅴ1・欠1	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉〈ユニット型準個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			592	1日につき
23	A782	ユ型病院療短Ⅴ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		615	
23	A783	ユ型病院療短Ⅴ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		606	
23	A784	ユ型病院療短Ⅴ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		606	
23	A785	ユ型病院療短Ⅴ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		599	
23	A786	ユ型病院療短Ⅴ1・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
23	A787	ユ型病院療短Ⅴ2・欠1			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				667	
23	A788	ユ型病院療短Ⅴ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		690	
23	A789	ユ型病院療短Ⅴ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		681	
23	A790	ユ型病院療短Ⅴ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		681	
23	A791	ユ型病院療短Ⅴ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		674	
23	A792	ユ型病院療短Ⅴ2・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				650	
23	A793	ユ型病院療短Ⅴ3・欠1			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				830	
23	A794	ユ型病院療短Ⅴ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		853	
23	A795	ユ型病院療短Ⅴ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		844	
23	A796	ユ型病院療短Ⅴ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		844	
23	A797	ユ型病院療短Ⅴ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		837	
23	A798	ユ型病院療短Ⅴ3・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				813	
23	A799	ユ型病院療短Ⅴ4・欠1			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				900	
23	A800	ユ型病院療短Ⅴ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		923	
23	A801	ユ型病院療短Ⅴ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		914	
23	A802	ユ型病院療短Ⅴ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		914	
23	A803	ユ型病院療短Ⅴ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		907	
23	A804	ユ型病院療短Ⅴ4・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				882	
23	A805	ユ型病院療短Ⅴ5・欠1			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				962	
23	A806	ユ型病院療短Ⅴ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		985	
23	A807	ユ型病院療短Ⅴ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		976	
23	A808	ユ型病院療短Ⅴ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		976	
23	A809	ユ型病院療短Ⅴ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		969	
23	A810	ユ型病院療短Ⅴ5・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				944	
23	A811	ユ型病院療短Ⅵ1・欠1		(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉〈ユニット型準個室〉	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			585	
23	A812	ユ型病院療短Ⅵ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		608	
23	A813	ユ型病院療短Ⅵ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		599	
23	A814	ユ型病院療短Ⅵ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		599	
23	A815	ユ型病院療短Ⅵ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		592	
23	A816	ユ型病院療短Ⅵ1・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				567	
23	A817	ユ型病院療短Ⅵ2・欠1			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				659	
23	A818	ユ型病院療短Ⅵ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		682	
23	A819	ユ型病院療短Ⅵ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		673	
23	A820	ユ型病院療短Ⅵ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		673	
23	A821	ユ型病院療短Ⅵ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		666	
23	A822	ユ型病院療短Ⅵ2・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				641	
23	A823	ユ型病院療短Ⅵ3・欠1			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				820	
23	A824	ユ型病院療短Ⅵ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		843	
23	A825	ユ型病院療短Ⅵ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		834	
23	A826	ユ型病院療短Ⅵ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		834	
23	A827	ユ型病院療短Ⅵ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		827	
23	A828	ユ型病院療短Ⅵ3・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				802	
23	A829	ユ型病院療短Ⅵ4・欠1			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				888	
23	A830	ユ型病院療短Ⅵ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		911	
23	A831	ユ型病院療短Ⅵ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		902	
23	A832	ユ型病院療短Ⅵ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		902	
23	A833	ユ型病院療短Ⅵ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		895	
23	A834	ユ型病院療短Ⅵ4・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				870	
23	A835	ユ型病院療短Ⅵ5・欠1			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				949	
23	A836	ユ型病院療短Ⅵ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		972	
23	A837	ユ型病院療短Ⅵ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		963	
23	A838	ユ型病院療短Ⅵ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		963	
23	A839	ユ型病院療短Ⅵ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		956	
23	A840	ユ型病院療短Ⅵ5・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				932	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	7566	ユ型病院療短Ⅰ1・欠1・未	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		555	1日につき
23	7567	ユ型病院療短Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	578	
23	7568	ユ型病院療短Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	569	
23	6671	ユ型病院療短Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	569	
23	7569	ユ型病院療短Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	562	
23	7570	ユ型病院療短Ⅰ1・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				537	
23	7571	ユ型病院療短Ⅰ2・欠1・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				625	
23	7572	ユ型病院療短Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	648	
23	7573	ユ型病院療短Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	639	
23	6672	ユ型病院療短Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	639	
23	7574	ユ型病院療短Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	632	
23	7575	ユ型病院療短Ⅰ2・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				608	
23	7576	ユ型病院療短Ⅰ3・欠1・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				776	
23	7577	ユ型病院療短Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	799	
23	7578	ユ型病院療短Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	790	
23	6673	ユ型病院療短Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	790	
23	7579	ユ型病院療短Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	783	
23	7580	ユ型病院療短Ⅰ3・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				760	
23	7581	ユ型病院療短Ⅰ4・欠1・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				841	
23	7582	ユ型病院療短Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	864	
23	7583	ユ型病院療短Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	855	
23	6674	ユ型病院療短Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	855	
23	7584	ユ型病院療短Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	848	
23	7585	ユ型病院療短Ⅰ4・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				824	
23	7586	ユ型病院療短Ⅰ5・欠1・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				898	
23	7587	ユ型病院療短Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	921	
23	7588	ユ型病院療短Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	912	
23	6675	ユ型病院療短Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	912	
23	7589	ユ型病院療短Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	905	
23	7590	ユ型病院療短Ⅰ5・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				882	
23	A841	ユ型病院療短Ⅱ1・欠1・未		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		574	
23	A842	ユ型病院療短Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	597	
23	A843	ユ型病院療短Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	588	
23	A844	ユ型病院療短Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	588	
23	A845	ユ型病院療短Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	581	
23	A846	ユ型病院療短Ⅱ1・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				557	
23	A847	ユ型病院療短Ⅱ2・欠1・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				647	
23	A848	ユ型病院療短Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	670	
23	A849	ユ型病院療短Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	661	
23	A850	ユ型病院療短Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	661	
23	A851	ユ型病院療短Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	654	
23	A852	ユ型病院療短Ⅱ2・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				631	
23	A853	ユ型病院療短Ⅱ3・欠1・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				805	
23	A854	ユ型病院療短Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	828	
23	A855	ユ型病院療短Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	819	
23	A856	ユ型病院療短Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	819	
23	A857	ユ型病院療短Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	812	
23	A858	ユ型病院療短Ⅱ3・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				789	
23	A859	ユ型病院療短Ⅱ4・欠1・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				873	
23	A860	ユ型病院療短Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	896	
23	A861	ユ型病院療短Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	887	
23	A862	ユ型病院療短Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	887	
23	A863	ユ型病院療短Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	880	
23	A864	ユ型病院療短Ⅱ4・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				856	
23	A865	ユ型病院療短Ⅱ5・欠1・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				933	
23	A866	ユ型病院療短Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	956	
23	A867	ユ型病院療短Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	947	
23	A868	ユ型病院療短Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	947	
23	A869	ユ型病院療短Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	940	
23	A870	ユ型病院療短Ⅱ5・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				916	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	A871	ユ型病院療短Ⅲ1・欠1・未	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		567	1日につき
23	A872	ユ型病院療短Ⅲ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	590	
23	A873	ユ型病院療短Ⅲ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	581	
23	A874	ユ型病院療短Ⅲ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	581	
23	A875	ユ型病院療短Ⅲ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	574	
23	A876	ユ型病院療短Ⅲ1・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				550	
23	A877	ユ型病院療短Ⅲ2・欠1・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				639	
23	A878	ユ型病院療短Ⅲ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	662	
23	A879	ユ型病院療短Ⅲ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	653	
23	A880	ユ型病院療短Ⅲ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	653	
23	A881	ユ型病院療短Ⅲ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	646	
23	A882	ユ型病院療短Ⅲ2・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				622	
23	A883	ユ型病院療短Ⅲ3・欠1・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				795	
23	A884	ユ型病院療短Ⅲ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	818	
23	A885	ユ型病院療短Ⅲ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	809	
23	A886	ユ型病院療短Ⅲ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	809	
23	A887	ユ型病院療短Ⅲ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	802	
23	A888	ユ型病院療短Ⅲ3・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				778	
23	A889	ユ型病院療短Ⅲ4・欠1・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				861	
23	A890	ユ型病院療短Ⅲ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	884	
23	A891	ユ型病院療短Ⅲ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	875	
23	A892	ユ型病院療短Ⅲ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	875	
23	A893	ユ型病院療短Ⅲ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	868	
23	A894	ユ型病院療短Ⅲ4・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				844	
23	A895	ユ型病院療短Ⅲ5・欠1・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				921	
23	A896	ユ型病院療短Ⅲ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	944	
23	A897	ユ型病院療短Ⅲ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	935	
23	A898	ユ型病院療短Ⅲ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	935	
23	A899	ユ型病院療短Ⅲ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	928	
23	A900	ユ型病院療短Ⅲ5・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				904	
23	7596	ユ型病院療短Ⅳ1・欠1・未		(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		555	
23	7597	ユ型病院療短Ⅳ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	578	
23	7598	ユ型病院療短Ⅳ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	569	
23	6676	ユ型病院療短Ⅳ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	569	
23	7599	ユ型病院療短Ⅳ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	562	
23	7600	ユ型病院療短Ⅳ1・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				537	
23	7601	ユ型病院療短Ⅳ2・欠1・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				625	
23	7602	ユ型病院療短Ⅳ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	648	
23	7603	ユ型病院療短Ⅳ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	639	
23	6677	ユ型病院療短Ⅳ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	639	
23	7604	ユ型病院療短Ⅳ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	632	
23	7605	ユ型病院療短Ⅳ2・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				608	
23	7606	ユ型病院療短Ⅳ3・欠1・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				776	
23	7607	ユ型病院療短Ⅳ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	799	
23	7608	ユ型病院療短Ⅳ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	790	
23	6678	ユ型病院療短Ⅳ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	790	
23	7609	ユ型病院療短Ⅳ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	783	
23	7610	ユ型病院療短Ⅳ3・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				760	
23	7611	ユ型病院療短Ⅳ4・欠1・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				841	
23	7612	ユ型病院療短Ⅳ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	864	
23	7613	ユ型病院療短Ⅳ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	855	
23	6679	ユ型病院療短Ⅳ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	855	
23	7614	ユ型病院療短Ⅳ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	848	
23	7615	ユ型病院療短Ⅳ4・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				824	
23	7616	ユ型病院療短Ⅳ5・欠1・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				898	
23	7617	ユ型病院療短Ⅳ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	921	
23	7618	ユ型病院療短Ⅳ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	912	
23	6680	ユ型病院療短Ⅳ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	912	
23	7619	ユ型病院療短Ⅳ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	905	
23	7620	ユ型病院療短Ⅳ5・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				882	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	A901	ユ型病院療短Ⅴ1・欠1・未	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		574	1日につき
23	A902	ユ型病院療短Ⅴ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	597	
23	A903	ユ型病院療短Ⅴ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	588	
23	A904	ユ型病院療短Ⅴ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	588	
23	A905	ユ型病院療短Ⅴ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	581	
23	A906	ユ型病院療短Ⅴ1・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				557	
23	A907	ユ型病院療短Ⅴ2・欠1・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				647	
23	A908	ユ型病院療短Ⅴ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	670	
23	A909	ユ型病院療短Ⅴ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	661	
23	A910	ユ型病院療短Ⅴ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	661	
23	A911	ユ型病院療短Ⅴ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	654	
23	A912	ユ型病院療短Ⅴ2・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				631	
23	A913	ユ型病院療短Ⅴ3・欠1・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				805	
23	A914	ユ型病院療短Ⅴ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	828	
23	A915	ユ型病院療短Ⅴ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	819	
23	A916	ユ型病院療短Ⅴ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	819	
23	A917	ユ型病院療短Ⅴ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	812	
23	A918	ユ型病院療短Ⅴ3・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				789	
23	A919	ユ型病院療短Ⅴ4・欠1・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				873	
23	A920	ユ型病院療短Ⅴ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	896	
23	A921	ユ型病院療短Ⅴ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	887	
23	A922	ユ型病院療短Ⅴ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	887	
23	A923	ユ型病院療短Ⅴ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	880	
23	A924	ユ型病院療短Ⅴ4・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				856	
23	A925	ユ型病院療短Ⅴ5・欠1・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				933	
23	A926	ユ型病院療短Ⅴ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	956	
23	A927	ユ型病院療短Ⅴ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	947	
23	A928	ユ型病院療短Ⅴ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	947	
23	A929	ユ型病院療短Ⅴ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	940	
23	A930	ユ型病院療短Ⅴ5・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				916	
23	A931	ユ型病院療短Ⅵ1・欠1・未		(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		567	
23	A932	ユ型病院療短Ⅵ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	590	
23	A933	ユ型病院療短Ⅵ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	581	
23	A934	ユ型病院療短Ⅵ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	581	
23	A935	ユ型病院療短Ⅵ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	574	
23	A936	ユ型病院療短Ⅵ1・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				550	
23	A937	ユ型病院療短Ⅵ2・欠1・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				639	
23	A938	ユ型病院療短Ⅵ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	662	
23	A939	ユ型病院療短Ⅵ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	653	
23	A940	ユ型病院療短Ⅵ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	653	
23	A941	ユ型病院療短Ⅵ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	646	
23	A942	ユ型病院療短Ⅵ2・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				622	
23	A943	ユ型病院療短Ⅵ3・欠1・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				795	
23	A944	ユ型病院療短Ⅵ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	818	
23	A945	ユ型病院療短Ⅵ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	809	
23	A946	ユ型病院療短Ⅵ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	809	
23	A947	ユ型病院療短Ⅵ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	802	
23	A948	ユ型病院療短Ⅵ3・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				778	
23	A949	ユ型病院療短Ⅵ4・欠1・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				861	
23	A950	ユ型病院療短Ⅵ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	884	
23	A951	ユ型病院療短Ⅵ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	875	
23	A952	ユ型病院療短Ⅵ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	875	
23	A953	ユ型病院療短Ⅵ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	868	
23	A954	ユ型病院療短Ⅵ4・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				844	
23	A955	ユ型病院療短Ⅵ5・欠1・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				921	
23	A956	ユ型病院療短Ⅵ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	944	
23	A957	ユ型病院療短Ⅵ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	935	
23	A958	ユ型病院療短Ⅵ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	935	
23	A959	ユ型病院療短Ⅵ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	928	
23	A960	ユ型病院療短Ⅵ5・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				904	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	1426	ユ型病院経短Ⅰ1・欠1	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		572	1日につき
23	1427	ユ型病院経短Ⅰ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	595	
23	1428	ユ型病院経短Ⅰ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	586	
23	6681	ユ型病院経短Ⅰ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	586	
23	1429	ユ型病院経短Ⅰ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	579	
23	1430	ユ型病院経短Ⅰ1・夜減・欠1		＜ユニット型個室＞		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			554	
23	1431	ユ型病院経短Ⅰ2・欠1			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			644	
23	1432	ユ型病院経短Ⅰ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	667	
23	1433	ユ型病院経短Ⅰ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	658	
23	6682	ユ型病院経短Ⅰ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	658	
23	1434	ユ型病院経短Ⅰ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	651	
23	1435	ユ型病院経短Ⅰ2・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			627	
23	1436	ユ型病院経短Ⅰ3・欠1			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			739	
23	1437	ユ型病院経短Ⅰ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	762	
23	1438	ユ型病院経短Ⅰ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	753	
23	6683	ユ型病院経短Ⅰ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	753	
23	1439	ユ型病院経短Ⅰ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	746	
23	1440	ユ型病院経短Ⅰ3・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			722	
23	1441	ユ型病院経短Ⅰ4・欠1			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			799	
23	1442	ユ型病院経短Ⅰ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	822	
23	1443	ユ型病院経短Ⅰ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	813	
23	6684	ユ型病院経短Ⅰ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	813	
23	1444	ユ型病院経短Ⅰ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	806	
23	1445	ユ型病院経短Ⅰ4・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			781	
23	1446	ユ型病院経短Ⅰ5・欠1			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			858	
23	1447	ユ型病院経短Ⅰ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	881	
23	1448	ユ型病院経短Ⅰ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	872	
23	6685	ユ型病院経短Ⅰ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	872	
23	1449	ユ型病院経短Ⅰ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	865	
23	1450	ユ型病院経短Ⅰ5・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			841	
23	1456	ユ型病院経短Ⅱ1・欠1		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		572	
23	1457	ユ型病院経短Ⅱ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	595	
23	1458	ユ型病院経短Ⅱ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	586	
23	6686	ユ型病院経短Ⅱ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	586	
23	1459	ユ型病院経短Ⅱ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	579	
23	1460	ユ型病院経短Ⅱ1・夜減・欠1		＜ユニット型準個室＞		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			554	
23	1461	ユ型病院経短Ⅱ2・欠1			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			644	
23	1462	ユ型病院経短Ⅱ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	667	
23	1463	ユ型病院経短Ⅱ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	658	
23	6687	ユ型病院経短Ⅱ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	658	
23	1464	ユ型病院経短Ⅱ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	651	
23	1465	ユ型病院経短Ⅱ2・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			627	
23	1466	ユ型病院経短Ⅱ3・欠1			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			739	
23	1467	ユ型病院経短Ⅱ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	762	
23	1468	ユ型病院経短Ⅱ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	753	
23	6688	ユ型病院経短Ⅱ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	753	
23	1469	ユ型病院経短Ⅱ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	746	
23	1470	ユ型病院経短Ⅱ3・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			722	
23	1471	ユ型病院経短Ⅱ4・欠1			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			799	
23	1472	ユ型病院経短Ⅱ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	822	
23	1473	ユ型病院経短Ⅱ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	813	
23	6689	ユ型病院経短Ⅱ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	813	
23	1474	ユ型病院経短Ⅱ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	806	
23	1475	ユ型病院経短Ⅱ4・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			781	
23	1476	ユ型病院経短Ⅱ5・欠1			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			858	
23	1477	ユ型病院経短Ⅱ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	881	
23	1478	ユ型病院経短Ⅱ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	872	
23	6690	ユ型病院経短Ⅱ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	872	
23	1479	ユ型病院経短Ⅱ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	865	
23	1480	ユ型病院経短Ⅱ5・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			841	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	1486	ユ型病院経短Ⅰ1・欠1・未	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		555	1日につき
23	1487	ユ型病院経短Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	578	
23	1488	ユ型病院経短Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	569	
23	6691	ユ型病院経短Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	569	
23	1489	ユ型病院経短Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	562	
23	1490	ユ型病院経短Ⅰ1・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				537	
23	1491	ユ型病院経短Ⅰ2・欠1・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				625	
23	1492	ユ型病院経短Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	648	
23	1493	ユ型病院経短Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	639	
23	6692	ユ型病院経短Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	639	
23	1494	ユ型病院経短Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	632	
23	1495	ユ型病院経短Ⅰ2・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				608	
23	1496	ユ型病院経短Ⅰ3・欠1・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				717	
23	1497	ユ型病院経短Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	740	
23	1498	ユ型病院経短Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	731	
23	6693	ユ型病院経短Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	731	
23	1499	ユ型病院経短Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	724	
23	1500	ユ型病院経短Ⅰ3・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				700	
23	1501	ユ型病院経短Ⅰ4・欠1・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				775	
23	1502	ユ型病院経短Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	798	
23	1503	ユ型病院経短Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	789	
23	6694	ユ型病院経短Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	789	
23	1504	ユ型病院経短Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	782	
23	1505	ユ型病院経短Ⅰ4・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				758	
23	1506	ユ型病院経短Ⅰ5・欠1・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
23	1507	ユ型病院経短Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
23	1508	ユ型病院経短Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
23	6695	ユ型病院経短Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
23	1509	ユ型病院経短Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
23	1510	ユ型病院経短Ⅰ5・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				816	
23	1516	ユ型病院経短Ⅱ1・欠1・未		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		555	
23	1517	ユ型病院経短Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	578	
23	1518	ユ型病院経短Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	569	
23	6696	ユ型病院経短Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	569	
23	1519	ユ型病院経短Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	562	
23	1520	ユ型病院経短Ⅱ1・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				537	
23	1521	ユ型病院経短Ⅱ2・欠1・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				625	
23	1522	ユ型病院経短Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	648	
23	1523	ユ型病院経短Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	639	
23	6697	ユ型病院経短Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	639	
23	1524	ユ型病院経短Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	632	
23	1525	ユ型病院経短Ⅱ2・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				608	
23	1526	ユ型病院経短Ⅱ3・欠1・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				717	
23	1527	ユ型病院経短Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	740	
23	1528	ユ型病院経短Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	731	
23	6698	ユ型病院経短Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	731	
23	1529	ユ型病院経短Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	724	
23	1530	ユ型病院経短Ⅱ3・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				700	
23	1531	ユ型病院経短Ⅱ4・欠1・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				775	
23	1532	ユ型病院経短Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	798	
23	1533	ユ型病院経短Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	789	
23	6699	ユ型病院経短Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	789	
23	1534	ユ型病院経短Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	782	
23	1535	ユ型病院経短Ⅱ4・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				758	
23	1536	ユ型病院経短Ⅱ5・欠1・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
23	1537	ユ型病院経短Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
23	1538	ユ型病院経短Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
23	6700	ユ型病院経短Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
23	1539	ユ型病院経短Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
23	1540	ユ型病院経短Ⅱ5・夜減・欠1・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				816	
23	7001	特定病院療短1・欠1	(5)特定病院療養病床短期入所療養介護費(日帰りショート)	(一)3時間以上4時間未満 654 単位			看護・介護職員が欠員の場合 × 70%			458	1回につき
23	7005	特定病院療短1・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				440	
23	7006	特定病院療短2・欠1		(二)4時間以上6時間未満 905 単位						634	
23	7007	特定病院療短2・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				616	
23	7008	特定病院療短3・欠1		(三)6時間以上8時間未満 1,257 単位						880	
23	7009	特定病院療短3・夜減・欠1				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				862	

正看比率が20%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	9111	病院療短Ⅲｉ1・欠3	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(三)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ｉ)	要介護1 614 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合			553	1日につき
23	9112	病院療短Ⅲｉ1・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		576	
23	9113	病院療短Ⅲｉ1・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		567	
23	6701	病院療短Ⅲｉ1・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		567	
23	9114	病院療短Ⅲｉ1・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		560	
23	9115	病院療短Ⅲｉ1・夜減・欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				530	
23	9121	病院療短Ⅲｉ2・欠3		(看護 6:1 介護 6:1)	＜従来型個室＞	要介護2 720 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				648	
23	9122	病院療短Ⅲｉ2・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		671	
23	9123	病院療短Ⅲｉ2・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		662	
23	6702	病院療短Ⅲｉ2・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		662	
23	9124	病院療短Ⅲｉ2・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		655	
23	9125	病院療短Ⅲｉ2・夜減・欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%			626	
23	9131	病院療短Ⅲｉ3・欠3				要介護3 863 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				777	
23	9132	病院療短Ⅲｉ3・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		800	
23	9133	病院療短Ⅲｉ3・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		791	
23	6703	病院療短Ⅲｉ3・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		791	
23	9134	病院療短Ⅲｉ3・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		784	
23	9135	病院療短Ⅲｉ3・夜減・欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				754	
23	9141	病院療短Ⅲｉ4・欠3				要介護4 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				911	
23	9142	病院療短Ⅲｉ4・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		934	
23	9143	病院療短Ⅲｉ4・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		925	
23	6704	病院療短Ⅲｉ4・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		925	
23	9144	病院療短Ⅲｉ4・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		918	
23	9145	病院療短Ⅲｉ4・夜減・欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				888	
23	9151	病院療短Ⅲｉ5・欠3				要介護5 1,051 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				946	
23	9152	病院療短Ⅲｉ5・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		969	
23	9153	病院療短Ⅲｉ5・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		960	
23	6705	病院療短Ⅲｉ5・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		960	
23	9154	病院療短Ⅲｉ5・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		953	
23	9155	病院療短Ⅲｉ5・夜減・欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				923	
23	9116	病院療短Ⅲⅱ1・欠3			b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)	要介護1 720 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合			648	
23	9117	病院療短Ⅲⅱ1・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		671	
23	9118	病院療短Ⅲⅱ1・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		662	
23	6706	病院療短Ⅲⅱ1・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		662	
23	9119	病院療短Ⅲⅱ1・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		655	
23	9120	病院療短Ⅲⅱ1・夜減・欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				626	
23	9126	病院療短Ⅲⅱ2・欠3			＜多床室＞	要介護2 825 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				743	
23	9127	病院療短Ⅲⅱ2・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		766	
23	9128	病院療短Ⅲⅱ2・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		757	
23	6707	病院療短Ⅲⅱ2・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		757	
23	9129	病院療短Ⅲⅱ2・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		750	
23	9130	病院療短Ⅲⅱ2・夜減・欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%			720	
23	9136	病院療短Ⅲⅱ3・欠3				要介護3 969 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				872	
23	9137	病院療短Ⅲⅱ3・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		895	
23	9138	病院療短Ⅲⅱ3・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		886	
23	6708	病院療短Ⅲⅱ3・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		886	
23	9139	病院療短Ⅲⅱ3・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		879	
23	9140	病院療短Ⅲⅱ3・夜減・欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				850	
23	9146	病院療短Ⅲⅱ4・欠3				要介護4 1,118 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,006	
23	9147	病院療短Ⅲⅱ4・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,029	
23	9148	病院療短Ⅲⅱ4・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,020	
23	6709	病院療短Ⅲⅱ4・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,020	
23	9149	病院療短Ⅲⅱ4・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,013	
23	9150	病院療短Ⅲⅱ4・夜減・欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				984	
23	9156	病院療短Ⅲⅱ5・欠3				要介護5 1,157 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,041	
23	9157	病院療短Ⅲⅱ5・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,064	
23	9158	病院療短Ⅲⅱ5・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,055	
23	6710	病院療短Ⅲⅱ5・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,055	
23	9159	病院療短Ⅲⅱ5・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,048	
23	9160	病院療短Ⅲⅱ5・夜減・欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,019	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	5410	病院経短Ⅱｉ1･欠3	(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ｉ）	要介護1 700 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合			630	1日につき
23	5411	病院経短Ⅱｉ1･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	653	
23	5412	病院経短Ⅱｉ1･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	644	
23	6711	病院経短Ⅱｉ1･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	644	
23	5413	病院経短Ⅱｉ1･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	637	
23	5414	病院経短Ⅱｉ1･夜減･欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	608	
23	5415	病院経短Ⅱｉ2･欠3		（看護 8:1 介護 4:1）	＜従来型個室＞	要介護2 804 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				724	
23	5416	病院経短Ⅱｉ2･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	747	
23	5417	病院経短Ⅱｉ2･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	738	
23	6712	病院経短Ⅱｉ2･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	738	
23	5418	病院経短Ⅱｉ2･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	731	
23	5419	病院経短Ⅱｉ2･夜減･欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 90%		― 25 単位	701	
23	5420	病院経短Ⅱｉ3･欠3				要介護3 907 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				816	
23	5421	病院経短Ⅱｉ3･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	839	
23	5422	病院経短Ⅱｉ3･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	830	
23	6713	病院経短Ⅱｉ3･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	830	
23	5423	病院経短Ⅱｉ3･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	823	
23	5424	病院経短Ⅱｉ3･夜減･欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	794	
23	5425	病院経短Ⅱｉ4･欠3				要介護4 994 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				895	
23	5426	病院経短Ⅱｉ4･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	918	
23	5427	病院経短Ⅱｉ4･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	909	
23	6714	病院経短Ⅱｉ4･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	909	
23	5428	病院経短Ⅱｉ4･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	902	
23	5429	病院経短Ⅱｉ4･夜減･欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	872	
23	5430	病院経短Ⅱｉ5･欠3				要介護5 1,080 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				972	
23	5431	病院経短Ⅱｉ5･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	995	
23	5432	病院経短Ⅱｉ5･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	986	
23	6715	病院経短Ⅱｉ5･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	986	
23	5433	病院経短Ⅱｉ5･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	979	
23	5434	病院経短Ⅱｉ5･夜減･欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	950	
23	5440	病院経短Ⅱⅱ1･欠3			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ⅱ）	要介護1 805 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合			725	
23	5441	病院経短Ⅱⅱ1･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	748	
23	5442	病院経短Ⅱⅱ1･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	739	
23	6716	病院経短Ⅱⅱ1･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	739	
23	5443	病院経短Ⅱⅱ1･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	732	
23	5444	病院経短Ⅱⅱ1･夜減･欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	702	
23	5445	病院経短Ⅱⅱ2･欠3			＜多床室＞	要介護2 910 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				819	
23	5446	病院経短Ⅱⅱ2･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	842	
23	5447	病院経短Ⅱⅱ2･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	833	
23	6717	病院経短Ⅱⅱ2･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	833	
23	5448	病院経短Ⅱⅱ2･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	826	
23	5449	病院経短Ⅱⅱ2･夜減･欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 90%		― 25 単位	797	
23	5450	病院経短Ⅱⅱ3･欠3				要介護3 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				911	
23	5451	病院経短Ⅱⅱ3･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	934	
23	5452	病院経短Ⅱⅱ3･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	925	
23	6718	病院経短Ⅱⅱ3･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	925	
23	5453	病院経短Ⅱⅱ3･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	918	
23	5454	病院経短Ⅱⅱ3･夜減･欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	888	
23	5455	病院経短Ⅱⅱ4･欠3				要介護4 1,098 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				988	
23	5456	病院経短Ⅱⅱ4･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,011	
23	5457	病院経短Ⅱⅱ4･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,002	
23	6719	病院経短Ⅱⅱ4･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,002	
23	5458	病院経短Ⅱⅱ4･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	995	
23	5459	病院経短Ⅱⅱ4･夜減･欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	966	
23	5460	病院経短Ⅱⅱ5･欠3				要介護5 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,067	
23	5461	病院経短Ⅱⅱ5･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,090	
23	5462	病院経短Ⅱⅱ5･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,081	
23	6720	病院経短Ⅱⅱ5･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,081	
23	5463	病院経短Ⅱⅱ5･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,074	
23	5464	病院経短Ⅱⅱ5･夜減･欠3					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,045	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	9166	ユ型病院療短Ⅰ1・欠3	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合		735	1日につき
23	9167	ユ型病院療短Ⅰ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	758	
23	9168	ユ型病院療短Ⅰ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	749	
23	6721	ユ型病院療短Ⅰ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	749	
23	9169	ユ型病院療短Ⅰ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	742	
23	9170	ユ型病院療短Ⅰ1・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位			713	
23	9171	ユ型病院療短Ⅰ2・欠3			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			828	
23	9172	ユ型病院療短Ⅰ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	851	
23	9173	ユ型病院療短Ⅰ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	842	
23	6722	ユ型病院療短Ⅰ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	842	
23	9174	ユ型病院療短Ⅰ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	835	
23	9175	ユ型病院療短Ⅰ2・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%		806	
23	9176	ユ型病院療短Ⅰ3・欠3			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,029	
23	9177	ユ型病院療短Ⅰ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,052	
23	9178	ユ型病院療短Ⅰ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,043	
23	6723	ユ型病院療短Ⅰ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,043	
23	9179	ユ型病院療短Ⅰ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,036	
23	9180	ユ型病院療短Ⅰ3・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位			1,006	
23	9181	ユ型病院療短Ⅰ4・欠3			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,114	
23	9182	ユ型病院療短Ⅰ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,137	
23	9183	ユ型病院療短Ⅰ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,128	
23	6724	ユ型病院療短Ⅰ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,128	
23	9184	ユ型病院療短Ⅰ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,121	
23	9185	ユ型病院療短Ⅰ4・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位			1,092	
23	9186	ユ型病院療短Ⅰ5・欠3			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,191	
23	9187	ユ型病院療短Ⅰ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,214	
23	9188	ユ型病院療短Ⅰ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,205	
23	6725	ユ型病院療短Ⅰ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,205	
23	9189	ユ型病院療短Ⅰ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,198	
23	9190	ユ型病院療短Ⅰ5・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位			1,168	
23	B001	ユ型病院療短Ⅱ1・欠3		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合		761	
23	B002	ユ型病院療短Ⅱ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	784	
23	B003	ユ型病院療短Ⅱ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	775	
23	B004	ユ型病院療短Ⅱ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	775	
23	B005	ユ型病院療短Ⅱ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	768	
23	B006	ユ型病院療短Ⅱ1・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位			738	
23	B007	ユ型病院療短Ⅱ2・欠3			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			858	
23	B008	ユ型病院療短Ⅱ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	881	
23	B009	ユ型病院療短Ⅱ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	872	
23	B010	ユ型病院療短Ⅱ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	872	
23	B011	ユ型病院療短Ⅱ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	865	
23	B012	ユ型病院療短Ⅱ2・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%		835	
23	B013	ユ型病院療短Ⅱ3・欠3			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,067	
23	B014	ユ型病院療短Ⅱ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,090	
23	B015	ユ型病院療短Ⅱ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,081	
23	B016	ユ型病院療短Ⅱ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,081	
23	B017	ユ型病院療短Ⅱ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,074	
23	B018	ユ型病院療短Ⅱ3・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位			1,045	
23	B019	ユ型病院療短Ⅱ4・欠3			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,157	
23	B020	ユ型病院療短Ⅱ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,180	
23	B021	ユ型病院療短Ⅱ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,171	
23	B022	ユ型病院療短Ⅱ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,171	
23	B023	ユ型病院療短Ⅱ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,164	
23	B024	ユ型病院療短Ⅱ4・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位			1,134	
23	B025	ユ型病院療短Ⅱ5・欠3			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,237	
23	B026	ユ型病院療短Ⅱ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,260	
23	B027	ユ型病院療短Ⅱ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,251	
23	B028	ユ型病院療短Ⅱ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,251	
23	B029	ユ型病院療短Ⅱ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,244	
23	B030	ユ型病院療短Ⅱ5・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位			1,214	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	B031	ユ型病院療短Ⅲ1・欠3	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合			752	1日につき
23	B032	ユ型病院療短Ⅲ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	775	
23	B033	ユ型病院療短Ⅲ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	766	
23	B034	ユ型病院療短Ⅲ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	766	
23	B035	ユ型病院療短Ⅲ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	759	
23	B036	ユ型病院療短Ⅲ1・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	729	
23	B037	ユ型病院療短Ⅲ2・欠3			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				847	
23	B038	ユ型病院療短Ⅲ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	870	
23	B039	ユ型病院療短Ⅲ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	861	
23	B040	ユ型病院療短Ⅲ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	861	
23	B041	ユ型病院療短Ⅲ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	854	
23	B042	ユ型病院療短Ⅲ2・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 90%		― 25 単位	824	
23	B043	ユ型病院療短Ⅲ3・欠3			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,054	
23	B044	ユ型病院療短Ⅲ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,077	
23	B045	ユ型病院療短Ⅲ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,068	
23	B046	ユ型病院療短Ⅲ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,068	
23	B047	ユ型病院療短Ⅲ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,061	
23	B048	ユ型病院療短Ⅲ3・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,031	
23	B049	ユ型病院療短Ⅲ4・欠3			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,141	
23	B050	ユ型病院療短Ⅲ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,164	
23	B051	ユ型病院療短Ⅲ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,155	
23	B052	ユ型病院療短Ⅲ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,155	
23	B053	ユ型病院療短Ⅲ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,148	
23	B054	ユ型病院療短Ⅲ4・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,119	
23	B055	ユ型病院療短Ⅲ5・欠3			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,220	
23	B056	ユ型病院療短Ⅲ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,243	
23	B057	ユ型病院療短Ⅲ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,234	
23	B058	ユ型病院療短Ⅲ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,234	
23	B059	ユ型病院療短Ⅲ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,227	
23	B060	ユ型病院療短Ⅲ5・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,198	
23	9666	ユ型病院療短Ⅳ1・欠3		(四)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合			735	
23	9667	ユ型病院療短Ⅳ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	758	
23	9668	ユ型病院療短Ⅳ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	749	
23	6726	ユ型病院療短Ⅳ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	749	
23	9669	ユ型病院療短Ⅳ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	742	
23	9670	ユ型病院療短Ⅳ1・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	713	
23	9671	ユ型病院療短Ⅳ2・欠3			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				828	
23	9672	ユ型病院療短Ⅳ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	851	
23	9673	ユ型病院療短Ⅳ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	842	
23	6727	ユ型病院療短Ⅳ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	842	
23	9674	ユ型病院療短Ⅳ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	835	
23	9675	ユ型病院療短Ⅳ2・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 90%		― 25 単位	806	
23	9676	ユ型病院療短Ⅳ3・欠3			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,029	
23	9677	ユ型病院療短Ⅳ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,052	
23	9678	ユ型病院療短Ⅳ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,043	
23	6728	ユ型病院療短Ⅳ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,043	
23	9679	ユ型病院療短Ⅳ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,036	
23	9680	ユ型病院療短Ⅳ3・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,006	
23	9681	ユ型病院療短Ⅳ4・欠3			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,114	
23	9682	ユ型病院療短Ⅳ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,137	
23	9683	ユ型病院療短Ⅳ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,128	
23	6729	ユ型病院療短Ⅳ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,128	
23	9684	ユ型病院療短Ⅳ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,121	
23	9685	ユ型病院療短Ⅳ4・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,092	
23	9686	ユ型病院療短Ⅳ5・欠3			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,191	
23	9687	ユ型病院療短Ⅳ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,214	
23	9688	ユ型病院療短Ⅳ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,205	
23	6730	ユ型病院療短Ⅳ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,205	
23	9689	ユ型病院療短Ⅳ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,198	
23	9690	ユ型病院療短Ⅳ5・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,168	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	B061	ユ型病院療短Ⅴ1・欠3	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合			761	1日につき
23	B062	ユ型病院療短Ⅴ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	784	
23	B063	ユ型病院療短Ⅴ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	775	
23	B064	ユ型病院療短Ⅴ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	775	
23	B065	ユ型病院療短Ⅴ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	768	
23	B066	ユ型病院療短Ⅴ1・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	738	
23	B067	ユ型病院療短Ⅴ2・欠3			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				858	
23	B068	ユ型病院療短Ⅴ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	881	
23	B069	ユ型病院療短Ⅴ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	872	
23	B070	ユ型病院療短Ⅴ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	872	
23	B071	ユ型病院療短Ⅴ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	865	
23	B072	ユ型病院療短Ⅴ2・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 90%		― 25 単位	835	
23	B073	ユ型病院療短Ⅴ3・欠3			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,067	
23	B074	ユ型病院療短Ⅴ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,090	
23	B075	ユ型病院療短Ⅴ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,081	
23	B076	ユ型病院療短Ⅴ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,081	
23	B077	ユ型病院療短Ⅴ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,074	
23	B078	ユ型病院療短Ⅴ3・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,045	
23	B079	ユ型病院療短Ⅴ4・欠3			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,157	
23	B080	ユ型病院療短Ⅴ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,180	
23	B081	ユ型病院療短Ⅴ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,171	
23	B082	ユ型病院療短Ⅴ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,171	
23	B083	ユ型病院療短Ⅴ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,164	
23	B084	ユ型病院療短Ⅴ4・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,134	
23	B085	ユ型病院療短Ⅴ5・欠3			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,237	
23	B086	ユ型病院療短Ⅴ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,260	
23	B087	ユ型病院療短Ⅴ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,251	
23	B088	ユ型病院療短Ⅴ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,251	
23	B089	ユ型病院療短Ⅴ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,244	
23	B090	ユ型病院療短Ⅴ5・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,214	
23	B091	ユ型病院療短Ⅵ1・欠3		(六)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合			752	
23	B092	ユ型病院療短Ⅵ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	775	
23	B093	ユ型病院療短Ⅵ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	766	
23	B094	ユ型病院療短Ⅵ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	766	
23	B095	ユ型病院療短Ⅵ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	759	
23	B096	ユ型病院療短Ⅵ1・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	729	
23	B097	ユ型病院療短Ⅵ2・欠3			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				847	
23	B098	ユ型病院療短Ⅵ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	870	
23	B099	ユ型病院療短Ⅵ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	861	
23	B100	ユ型病院療短Ⅵ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	861	
23	B101	ユ型病院療短Ⅵ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	854	
23	B102	ユ型病院療短Ⅵ2・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 90%		― 25 単位	824	
23	B103	ユ型病院療短Ⅵ3・欠3			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,054	
23	B104	ユ型病院療短Ⅵ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,077	
23	B105	ユ型病院療短Ⅵ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,068	
23	B106	ユ型病院療短Ⅵ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,068	
23	B107	ユ型病院療短Ⅵ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,061	
23	B108	ユ型病院療短Ⅵ3・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,031	
23	B109	ユ型病院療短Ⅵ4・欠3			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,141	
23	B110	ユ型病院療短Ⅵ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,164	
23	B111	ユ型病院療短Ⅵ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,155	
23	B112	ユ型病院療短Ⅵ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,155	
23	B113	ユ型病院療短Ⅵ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,148	
23	B114	ユ型病院療短Ⅵ4・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,119	
23	B115	ユ型病院療短Ⅵ5・欠3			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,220	
23	B116	ユ型病院療短Ⅵ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,243	
23	B117	ユ型病院療短Ⅵ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,234	
23	B118	ユ型病院療短Ⅵ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,234	
23	B119	ユ型病院療短Ⅵ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,227	
23	B120	ユ型病院療短Ⅵ5・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			― 25 単位	1,198	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	7626	ユ型病院療短Ⅰ1・欠3・未	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		713	1日につき
23	7627	ユ型病院療短Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	736	
23	7628	ユ型病院療短Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	727	
23	6731	ユ型病院療短Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	727	
23	7629	ユ型病院療短Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	720	
23	7630	ユ型病院療短Ⅰ1・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				692	
23	7631	ユ型病院療短Ⅰ2・欠3・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				803	
23	7632	ユ型病院療短Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	826	
23	7633	ユ型病院療短Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	817	
23	6732	ユ型病院療短Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	817	
23	7634	ユ型病院療短Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	810	
23	7635	ユ型病院療短Ⅰ2・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%			782	
23	7636	ユ型病院療短Ⅰ3・欠3・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				998	
23	7637	ユ型病院療短Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,021	
23	7638	ユ型病院療短Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,012	
23	6733	ユ型病院療短Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,012	
23	7639	ユ型病院療短Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,005	
23	7640	ユ型病院療短Ⅰ3・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				976	
23	7641	ユ型病院療短Ⅰ4・欠3・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,081	
23	7642	ユ型病院療短Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,104	
23	7643	ユ型病院療短Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,095	
23	6734	ユ型病院療短Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,095	
23	7644	ユ型病院療短Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,088	
23	7645	ユ型病院療短Ⅰ4・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,059	
23	7646	ユ型病院療短Ⅰ5・欠3・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,155	
23	7647	ユ型病院療短Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,178	
23	7648	ユ型病院療短Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,169	
23	6735	ユ型病院療短Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,169	
23	7649	ユ型病院療短Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,162	
23	7650	ユ型病院療短Ⅰ5・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,133	
23	B121	ユ型病院療短Ⅱ1・欠3・未		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		738	
23	B122	ユ型病院療短Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	761	
23	B123	ユ型病院療短Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	752	
23	B124	ユ型病院療短Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	752	
23	B125	ユ型病院療短Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	745	
23	B126	ユ型病院療短Ⅱ1・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				716	
23	B127	ユ型病院療短Ⅱ2・欠3・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
23	B128	ユ型病院療短Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
23	B129	ユ型病院療短Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
23	B130	ユ型病院療短Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
23	B131	ユ型病院療短Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
23	B132	ユ型病院療短Ⅱ2・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%			810	
23	B133	ユ型病院療短Ⅱ3・欠3・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,035	
23	B134	ユ型病院療短Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,058	
23	B135	ユ型病院療短Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,049	
23	B136	ユ型病院療短Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,049	
23	B137	ユ型病院療短Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,042	
23	B138	ユ型病院療短Ⅱ3・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,014	
23	B139	ユ型病院療短Ⅱ4・欠3・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,122	
23	B140	ユ型病院療短Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,145	
23	B141	ユ型病院療短Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,136	
23	B142	ユ型病院療短Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,136	
23	B143	ユ型病院療短Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,129	
23	B144	ユ型病院療短Ⅱ4・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,100	
23	B145	ユ型病院療短Ⅱ5・欠3・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,200	
23	B146	ユ型病院療短Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,223	
23	B147	ユ型病院療短Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,214	
23	B148	ユ型病院療短Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,214	
23	B149	ユ型病院療短Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,207	
23	B150	ユ型病院療短Ⅱ5・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,178	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	B151	ユ型病院療短Ⅲ1・欠3・未	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		729	1日につき
23	B152	ユ型病院療短Ⅲ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	752	
23	B153	ユ型病院療短Ⅲ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	743	
23	B154	ユ型病院療短Ⅲ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	743	
23	B155	ユ型病院療短Ⅲ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	736	
23	B156	ユ型病院療短Ⅲ1・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				707	
23	B157	ユ型病院療短Ⅲ2・欠3・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				822	
23	B158	ユ型病院療短Ⅲ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	845	
23	B159	ユ型病院療短Ⅲ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	836	
23	B160	ユ型病院療短Ⅲ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	836	
23	B161	ユ型病院療短Ⅲ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	829	
23	B162	ユ型病院療短Ⅲ2・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%			799	
23	B163	ユ型病院療短Ⅲ3・欠3・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,022	
23	B164	ユ型病院療短Ⅲ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,045	
23	B165	ユ型病院療短Ⅲ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,036	
23	B166	ユ型病院療短Ⅲ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,036	
23	B167	ユ型病院療短Ⅲ3・欠3・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,029	
23	B168	ユ型病院療短Ⅲ3・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,000	
23	B169	ユ型病院療短Ⅲ4・欠3・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,107	
23	B170	ユ型病院療短Ⅲ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,130	
23	B171	ユ型病院療短Ⅲ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,121	
23	B172	ユ型病院療短Ⅲ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,121	
23	B173	ユ型病院療短Ⅲ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,114	
23	B174	ユ型病院療短Ⅲ4・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,085	
23	B175	ユ型病院療短Ⅲ5・欠3・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,183	
23	B176	ユ型病院療短Ⅲ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,206	
23	B177	ユ型病院療短Ⅲ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,197	
23	B178	ユ型病院療短Ⅲ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,197	
23	B179	ユ型病院療短Ⅲ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,190	
23	B180	ユ型病院療短Ⅲ5・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,162	
23	7656	ユ型病院療短Ⅳ1・欠3・未		(四)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		713	
23	7657	ユ型病院療短Ⅳ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	736	
23	7658	ユ型病院療短Ⅳ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	727	
23	6736	ユ型病院療短Ⅳ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	727	
23	7659	ユ型病院療短Ⅳ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	720	
23	7660	ユ型病院療短Ⅳ1・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				692	
23	7661	ユ型病院療短Ⅳ2・欠3・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				803	
23	7662	ユ型病院療短Ⅳ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	826	
23	7663	ユ型病院療短Ⅳ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	817	
23	6737	ユ型病院療短Ⅳ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	817	
23	7664	ユ型病院療短Ⅳ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	810	
23	7665	ユ型病院療短Ⅳ2・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%			782	
23	7666	ユ型病院療短Ⅳ3・欠3・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				998	
23	7667	ユ型病院療短Ⅳ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,021	
23	7668	ユ型病院療短Ⅳ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,012	
23	6738	ユ型病院療短Ⅳ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,012	
23	7669	ユ型病院療短Ⅳ3・欠3・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,005	
23	7670	ユ型病院療短Ⅳ3・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				976	
23	7671	ユ型病院療短Ⅳ4・欠3・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,081	
23	7672	ユ型病院療短Ⅳ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,104	
23	7673	ユ型病院療短Ⅳ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,095	
23	6739	ユ型病院療短Ⅳ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,095	
23	7674	ユ型病院療短Ⅳ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,088	
23	7675	ユ型病院療短Ⅳ4・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,059	
23	7676	ユ型病院療短Ⅳ5・欠3・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,155	
23	7677	ユ型病院療短Ⅳ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,178	
23	7678	ユ型病院療短Ⅳ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,169	
23	6740	ユ型病院療短Ⅳ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,169	
23	7679	ユ型病院療短Ⅳ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,162	
23	7680	ユ型病院療短Ⅳ5・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,133	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	B181	ユ型病院療短Ⅴ1・欠3・未	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		738	1日につき
23	B182	ユ型病院療短Ⅴ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	761	
23	B183	ユ型病院療短Ⅴ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	752	
23	B184	ユ型病院療短Ⅴ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	752	
23	B185	ユ型病院療短Ⅴ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	745	
23	B186	ユ型病院療短Ⅴ1・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				716	
23	B187	ユ型病院療短Ⅴ2・欠3・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
23	B188	ユ型病院療短Ⅴ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
23	B189	ユ型病院療短Ⅴ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
23	B190	ユ型病院療短Ⅴ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
23	B191	ユ型病院療短Ⅴ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
23	B192	ユ型病院療短Ⅴ2・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%			810	
23	B193	ユ型病院療短Ⅴ3・欠3・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,035	
23	B194	ユ型病院療短Ⅴ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,058	
23	B195	ユ型病院療短Ⅴ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,049	
23	B196	ユ型病院療短Ⅴ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,049	
23	B197	ユ型病院療短Ⅴ3・欠3・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,042	
23	B198	ユ型病院療短Ⅴ3・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,014	
23	B199	ユ型病院療短Ⅴ4・欠3・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,122	
23	B200	ユ型病院療短Ⅴ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,145	
23	B201	ユ型病院療短Ⅴ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,136	
23	B202	ユ型病院療短Ⅴ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,136	
23	B203	ユ型病院療短Ⅴ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,129	
23	B204	ユ型病院療短Ⅴ4・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,100	
23	B205	ユ型病院療短Ⅴ5・欠3・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,200	
23	B206	ユ型病院療短Ⅴ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,223	
23	B207	ユ型病院療短Ⅴ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,214	
23	B208	ユ型病院療短Ⅴ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,214	
23	B209	ユ型病院療短Ⅴ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,207	
23	B210	ユ型病院療短Ⅴ5・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,178	
23	B211	ユ型病院療短Ⅵ1・欠3・未		(六)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		729	
23	B212	ユ型病院療短Ⅵ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	752	
23	B213	ユ型病院療短Ⅵ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	743	
23	B214	ユ型病院療短Ⅵ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	743	
23	B215	ユ型病院療短Ⅵ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	736	
23	B216	ユ型病院療短Ⅵ1・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				707	
23	B217	ユ型病院療短Ⅵ2・欠3・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				822	
23	B218	ユ型病院療短Ⅵ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	845	
23	B219	ユ型病院療短Ⅵ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	836	
23	B220	ユ型病院療短Ⅵ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	836	
23	B221	ユ型病院療短Ⅵ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	829	
23	B222	ユ型病院療短Ⅵ2・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%			799	
23	B223	ユ型病院療短Ⅵ3・欠3・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,022	
23	B224	ユ型病院療短Ⅵ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,045	
23	B225	ユ型病院療短Ⅵ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,036	
23	B226	ユ型病院療短Ⅵ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,036	
23	B227	ユ型病院療短Ⅵ3・欠3・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,029	
23	B228	ユ型病院療短Ⅵ3・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,000	
23	B229	ユ型病院療短Ⅵ4・欠3・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,107	
23	B230	ユ型病院療短Ⅵ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,130	
23	B231	ユ型病院療短Ⅵ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,121	
23	B232	ユ型病院療短Ⅵ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,121	
23	B233	ユ型病院療短Ⅵ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,114	
23	B234	ユ型病院療短Ⅵ4・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,085	
23	B235	ユ型病院療短Ⅵ5・欠3・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,183	
23	B236	ユ型病院療短Ⅵ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,206	
23	B237	ユ型病院療短Ⅵ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,197	
23	B238	ユ型病院療短Ⅵ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,197	
23	B239	ユ型病院療短Ⅵ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,190	
23	B240	ユ型病院療短Ⅵ5・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,162	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	1606	ユ型病院経短Ⅰ1・欠3	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合		735	1日につき
23	1607	ユ型病院経短Ⅰ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	758	
23	1608	ユ型病院経短Ⅰ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	749	
23	6741	ユ型病院経短Ⅰ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	749	
23	1609	ユ型病院経短Ⅰ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	742	
23	1610	ユ型病院経短Ⅰ1・夜減・欠3		＜ユニット型個室＞		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			713	
23	1611	ユ型病院経短Ⅰ2・欠3			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			828	
23	1612	ユ型病院経短Ⅰ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	851	
23	1613	ユ型病院経短Ⅰ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	842	
23	6742	ユ型病院経短Ⅰ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	842	
23	1614	ユ型病院経短Ⅰ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	835	
23	1615	ユ型病院経短Ⅰ2・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%		806	
23	1616	ユ型病院経短Ⅰ3・欠3			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			950	
23	1617	ユ型病院経短Ⅰ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	973	
23	1618	ユ型病院経短Ⅰ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	964	
23	6743	ユ型病院経短Ⅰ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	964	
23	1619	ユ型病院経短Ⅰ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	957	
23	1620	ユ型病院経短Ⅰ3・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			928	
23	1621	ユ型病院経短Ⅰ4・欠3			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,027	
23	1622	ユ型病院経短Ⅰ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,050	
23	1623	ユ型病院経短Ⅰ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,041	
23	6744	ユ型病院経短Ⅰ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,041	
23	1624	ユ型病院経短Ⅰ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,034	
23	1625	ユ型病院経短Ⅰ4・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,004	
23	1626	ユ型病院経短Ⅰ5・欠3			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,103	
23	1627	ユ型病院経短Ⅰ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,126	
23	1628	ユ型病院経短Ⅰ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,117	
23	6745	ユ型病院経短Ⅰ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,117	
23	1629	ユ型病院経短Ⅰ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,110	
23	1630	ユ型病院経短Ⅰ5・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,081	
23	1636	ユ型病院経短Ⅱ1・欠3		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合		735	
23	1637	ユ型病院経短Ⅱ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	758	
23	1638	ユ型病院経短Ⅱ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	749	
23	6746	ユ型病院経短Ⅱ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	749	
23	1639	ユ型病院経短Ⅱ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	742	
23	1640	ユ型病院経短Ⅱ1・夜減・欠3		＜ユニット型準個室＞		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			713	
23	1641	ユ型病院経短Ⅱ2・欠3			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			828	
23	1642	ユ型病院経短Ⅱ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	851	
23	1643	ユ型病院経短Ⅱ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	842	
23	6747	ユ型病院経短Ⅱ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	842	
23	1644	ユ型病院経短Ⅱ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	835	
23	1645	ユ型病院経短Ⅱ2・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%		806	
23	1646	ユ型病院経短Ⅱ3・欠3			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			950	
23	1647	ユ型病院経短Ⅱ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	973	
23	1648	ユ型病院経短Ⅱ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	964	
23	6748	ユ型病院経短Ⅱ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	964	
23	1649	ユ型病院経短Ⅱ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	957	
23	1650	ユ型病院経短Ⅱ3・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			928	
23	1651	ユ型病院経短Ⅱ4・欠3			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,027	
23	1652	ユ型病院経短Ⅱ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,050	
23	1653	ユ型病院経短Ⅱ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,041	
23	6749	ユ型病院経短Ⅱ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,041	
23	1654	ユ型病院経短Ⅱ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,034	
23	1655	ユ型病院経短Ⅱ4・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,004	
23	1656	ユ型病院経短Ⅱ5・欠3			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,103	
23	1657	ユ型病院経短Ⅱ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,126	
23	1658	ユ型病院経短Ⅱ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,117	
23	6750	ユ型病院経短Ⅱ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,117	
23	1659	ユ型病院経短Ⅱ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,110	
23	1660	ユ型病院経短Ⅱ5・夜減・欠3				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,081	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	1666	ユ型病院経短Ⅰ1・欠3・未	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		713	1日につき
23	1667	ユ型病院経短Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	736	
23	1668	ユ型病院経短Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	727	
23	6751	ユ型病院経短Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	727	
23	1669	ユ型病院経短Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	720	
23	1670	ユ型病院経短Ⅰ1・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				692	
23	1671	ユ型病院経短Ⅰ2・欠3・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				803	
23	1672	ユ型病院経短Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	826	
23	1673	ユ型病院経短Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	817	
23	6752	ユ型病院経短Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	817	
23	1674	ユ型病院経短Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	810	
23	1675	ユ型病院経短Ⅰ2・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%			782	
23	1676	ユ型病院経短Ⅰ3・欠3・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				922	
23	1677	ユ型病院経短Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	945	
23	1678	ユ型病院経短Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	936	
23	6753	ユ型病院経短Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	936	
23	1679	ユ型病院経短Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	929	
23	1680	ユ型病院経短Ⅰ3・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				900	
23	1681	ユ型病院経短Ⅰ4・欠3・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				996	
23	1682	ユ型病院経短Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,019	
23	1683	ユ型病院経短Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,010	
23	6754	ユ型病院経短Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,010	
23	1684	ユ型病院経短Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,003	
23	1685	ユ型病院経短Ⅰ4・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				974	
23	1686	ユ型病院経短Ⅰ5・欠3・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,070	
23	1687	ユ型病院経短Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,093	
23	1688	ユ型病院経短Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,084	
23	6755	ユ型病院経短Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,084	
23	1689	ユ型病院経短Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,077	
23	1690	ユ型病院経短Ⅰ5・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,049	
23	1696	ユ型病院経短Ⅱ1・欠3・未		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		713	
23	1697	ユ型病院経短Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	736	
23	1698	ユ型病院経短Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	727	
23	6756	ユ型病院経短Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	727	
23	1699	ユ型病院経短Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	720	
23	1700	ユ型病院経短Ⅱ1・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				692	
23	1701	ユ型病院経短Ⅱ2・欠3・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				803	
23	1702	ユ型病院経短Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	826	
23	1703	ユ型病院経短Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	817	
23	6757	ユ型病院経短Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	817	
23	1704	ユ型病院経短Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	810	
23	1705	ユ型病院経短Ⅱ2・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 90%			782	
23	1706	ユ型病院経短Ⅱ3・欠3・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				922	
23	1707	ユ型病院経短Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	945	
23	1708	ユ型病院経短Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	936	
23	6758	ユ型病院経短Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	936	
23	1709	ユ型病院経短Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅳ						× 97%	夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	929	
23	1710	ユ型病院経短Ⅱ3・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				900	
23	1711	ユ型病院経短Ⅱ4・欠3・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				996	
23	1712	ユ型病院経短Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,019	
23	1713	ユ型病院経短Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,010	
23	6759	ユ型病院経短Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,010	
23	1714	ユ型病院経短Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,003	
23	1715	ユ型病院経短Ⅱ4・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				974	
23	1716	ユ型病院経短Ⅱ5・欠3・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,070	
23	1717	ユ型病院経短Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,093	
23	1718	ユ型病院経短Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,084	
23	6760	ユ型病院経短Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,084	
23	1719	ユ型病院経短Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,077	
23	1720	ユ型病院経短Ⅱ5・夜減・欠3・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,049	
23	7021	特定病院療短1・欠3	(5)特定病院療養病床短期入所療養介護費(日帰りショート)	(一)3時間以上4時間未満 654 単位		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位	正看比率が20%未満の場合 × 90%			589	1回につき
23	7025	特定病院療短1・夜減・欠3								566	
23	7026	特定病院療短2・欠3		(二)4時間以上6時間未満 905 単位		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				815	
23	7027	特定病院療短2・夜減・欠3								792	
23	7028	特定病院療短3・欠3		(三)6時間以上8時間未満 1,257 単位		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 ― 25 単位				1,131	
23	7029	特定病院療短3・夜減・欠3								1,109	

僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	9211	病院療短Ⅰｉ1・欠4	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(一)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) (看護 6:1 介護 4:1)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 691 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			679	1日につき
23	9212	病院療短Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	702	
23	9213	病院療短Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	693	
23	6761	病院療短Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	693	
23	9214	病院療短Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	686	
23	9215	病院療短Ⅰｉ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	－ 25 単位			654	
23	9221	病院療短Ⅰｉ2・欠4				要介護2 794 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				782	
23	9222	病院療短Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	805	
23	9223	病院療短Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	796	
23	6762	病院療短Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	796	
23	9224	病院療短Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	789	
23	9225	病院療短Ⅰｉ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	－ 25 単位			757	
23	9231	病院療短Ⅰｉ3・欠4				要介護3 1,017 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,005	
23	9232	病院療短Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,028	
23	9233	病院療短Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,019	
23	6763	病院療短Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,019	
23	9234	病院療短Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,012	
23	9235	病院療短Ⅰｉ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	－ 25 単位			980	
23	9241	病院療短Ⅰｉ4・欠4				要介護4 1,112 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,100	
23	9242	病院療短Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,123	
23	9243	病院療短Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,114	
23	6764	病院療短Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,114	
23	9244	病院療短Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,107	
23	9245	病院療短Ⅰｉ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	－ 25 単位			1,075	
23	9251	病院療短Ⅰｉ5・欠4				要介護5 1,197 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,185	
23	9252	病院療短Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,208	
23	9253	病院療短Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,199	
23	6765	病院療短Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,199	
23	9254	病院療短Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,192	
23	9255	病院療短Ⅰｉ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	－ 25 単位			1,160	
23	B241	病院療短Ⅰⅱ1・欠4			b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 719 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			707	
23	B242	病院療短Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	730	
23	B243	病院療短Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	721	
23	B244	病院療短Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	721	
23	B245	病院療短Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	714	
23	B246	病院療短Ⅰⅱ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	－ 25 単位			682	
23	B247	病院療短Ⅰⅱ2・欠4				要介護2 827 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				815	
23	B248	病院療短Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	838	
23	B249	病院療短Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	829	
23	B250	病院療短Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	829	
23	B251	病院療短Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	822	
23	B252	病院療短Ⅰⅱ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	－ 25 単位			790	
23	B253	病院療短Ⅰⅱ3・欠4				要介護3 1,060 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,048	
23	B254	病院療短Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,071	
23	B255	病院療短Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,062	
23	B256	病院療短Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,062	
23	B257	病院療短Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,055	
23	B258	病院療短Ⅰⅱ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	－ 25 単位			1,023	
23	B259	病院療短Ⅰⅱ4・欠4				要介護4 1,159 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,147	
23	B260	病院療短Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,170	
23	B261	病院療短Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,161	
23	B262	病院療短Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,161	
23	B263	病院療短Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,154	
23	B264	病院療短Ⅰⅱ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	－ 25 単位			1,122	
23	B265	病院療短Ⅰⅱ5・欠4				要介護5 1,248 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,236	
23	B266	病院療短Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,259	
23	B267	病院療短Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,250	
23	B268	病院療短Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,250	
23	B269	病院療短Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,243	
23	B270	病院療短Ⅰⅱ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	－ 25 単位			1,211	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	B271	病院療短Ⅰⅲ1・欠4	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(一)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) (看護 6:1 介護 4:1)	c 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 709 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			697	1日につき
23	B272	病院療短Ⅰⅲ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	720	
23	B273	病院療短Ⅰⅲ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	711	
23	B274	病院療短Ⅰⅲ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	711	
23	B275	病院療短Ⅰⅲ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	704	
23	B276	病院療短Ⅰⅲ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	672	
23	B277	病院療短Ⅰⅲ2・欠4				要介護2 815 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				803	
23	B278	病院療短Ⅰⅲ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	826	
23	B279	病院療短Ⅰⅲ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	817	
23	B280	病院療短Ⅰⅲ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	817	
23	B281	病院療短Ⅰⅲ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	810	
23	B282	病院療短Ⅰⅲ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	778	
23	B283	病院療短Ⅰⅲ3・欠4				要介護3 1,045 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,033	
23	B284	病院療短Ⅰⅲ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,056	
23	B285	病院療短Ⅰⅲ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,047	
23	B286	病院療短Ⅰⅲ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,047	
23	B287	病院療短Ⅰⅲ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,040	
23	B288	病院療短Ⅰⅲ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,008	
23	B289	病院療短Ⅰⅲ4・欠4				要介護4 1,142 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,130	
23	B290	病院療短Ⅰⅲ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,153	
23	B291	病院療短Ⅰⅲ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,144	
23	B292	病院療短Ⅰⅲ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,144	
23	B293	病院療短Ⅰⅲ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,137	
23	B294	病院療短Ⅰⅲ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,105	
23	B295	病院療短Ⅰⅲ5・欠4				要介護5 1,230 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,218	
23	B296	病院療短Ⅰⅲ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,241	
23	B297	病院療短Ⅰⅲ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,232	
23	B298	病院療短Ⅰⅲ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,232	
23	B299	病院療短Ⅰⅲ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,225	
23	B300	病院療短Ⅰⅲ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,193	
23	9216	病院療短Ⅰⅳ1・欠4			d 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			783	
23	9217	病院療短Ⅰⅳ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	806	
23	9218	病院療短Ⅰⅳ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	797	
23	6766	病院療短Ⅰⅳ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	797	
23	9219	病院療短Ⅰⅳ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	790	
23	9220	病院療短Ⅰⅳ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	758	
23	9226	病院療短Ⅰⅳ2・欠4			＜多床室＞	要介護2 898 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				886	
23	9227	病院療短Ⅰⅳ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	909	
23	9228	病院療短Ⅰⅳ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	900	
23	6767	病院療短Ⅰⅳ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	900	
23	9229	病院療短Ⅰⅳ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	893	
23	9230	病院療短Ⅰⅳ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	861	
23	9236	病院療短Ⅰⅳ3・欠4				要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,109	
23	9237	病院療短Ⅰⅳ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,132	
23	9238	病院療短Ⅰⅳ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,123	
23	6768	病院療短Ⅰⅳ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,123	
23	9239	病院療短Ⅰⅳ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,116	
23	9240	病院療短Ⅰⅳ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,084	
23	9246	病院療短Ⅰⅳ4・欠4				要介護4 1,216 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,204	
23	9247	病院療短Ⅰⅳ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,227	
23	9248	病院療短Ⅰⅳ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,218	
23	6769	病院療短Ⅰⅳ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,218	
23	9249	病院療短Ⅰⅳ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,211	
23	9250	病院療短Ⅰⅳ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,179	
23	9256	病院療短Ⅰⅳ5・欠4				要介護5 1,301 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,289	
23	9257	病院療短Ⅰⅳ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,312	
23	9258	病院療短Ⅰⅳ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,303	
23	6770	病院療短Ⅰⅳ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,303	
23	9259	病院療短Ⅰⅳ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,296	
23	9260	病院療短Ⅰⅳ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,264	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	B301	病院療短Ⅰｖ1・欠4	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(一)病院療養病床短期入所療養介護費（Ⅰ）（看護 6:1 介護 4:1）	e 病院療養病床短期入所療養介護費（ｖ）＜療養機能強化型A＞＜多床室＞	要介護1 828 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			816	1日につき
23	B302	病院療短Ⅰｖ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		839	
23	B303	病院療短Ⅰｖ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		830	
23	B304	病院療短Ⅰｖ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		830	
23	B305	病院療短Ⅰｖ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		823	
23	B306	病院療短Ⅰｖ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				791	
23	B307	病院療短Ⅰｖ2・欠4				要介護2 936 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				924	
23	B308	病院療短Ⅰｖ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		947	
23	B309	病院療短Ⅰｖ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		938	
23	B310	病院療短Ⅰｖ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		938	
23	B311	病院療短Ⅰｖ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		931	
23	B312	病院療短Ⅰｖ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				899	
23	B313	病院療短Ⅰｖ3・欠4				要介護3 1,169 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		－ 12 単位		1,157	
23	B314	病院療短Ⅰｖ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		1,180	
23	B315	病院療短Ⅰｖ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		1,171	
23	B316	病院療短Ⅰｖ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		1,171	
23	B317	病院療短Ⅰｖ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		1,164	
23	B318	病院療短Ⅰｖ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,132	
23	B319	病院療短Ⅰｖ4・欠4				要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,256	
23	B320	病院療短Ⅰｖ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		1,279	
23	B321	病院療短Ⅰｖ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		1,270	
23	B322	病院療短Ⅰｖ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		1,270	
23	B323	病院療短Ⅰｖ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		1,263	
23	B324	病院療短Ⅰｖ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,231	
23	B325	病院療短Ⅰｖ5・欠4				要介護5 1,357 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,345	
23	B326	病院療短Ⅰｖ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		1,368	
23	B327	病院療短Ⅰｖ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		1,359	
23	B328	病院療短Ⅰｖ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		1,359	
23	B329	病院療短Ⅰｖ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		1,352	
23	B330	病院療短Ⅰｖ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,320	
23	B331	病院療短Ⅰvi1・欠4			f 病院療養病床短期入所療養介護費（vi）＜療養機能強化型B＞＜多床室＞	要介護1 816 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			804	
23	B332	病院療短Ⅰvi1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		827	
23	B333	病院療短Ⅰvi1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		818	
23	B334	病院療短Ⅰvi1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		818	
23	B335	病院療短Ⅰvi1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		811	
23	B336	病院療短Ⅰvi1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				779	
23	B337	病院療短Ⅰvi2・欠4				要介護2 923 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				911	
23	B338	病院療短Ⅰvi2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		934	
23	B339	病院療短Ⅰvi2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		925	
23	B340	病院療短Ⅰvi2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		925	
23	B341	病院療短Ⅰvi2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		918	
23	B342	病院療短Ⅰvi2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				886	
23	B343	病院療短Ⅰvi3・欠4				要介護3 1,152 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		－ 12 単位		1,140	
23	B344	病院療短Ⅰvi3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		1,163	
23	B345	病院療短Ⅰvi3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		1,154	
23	B346	病院療短Ⅰvi3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		1,154	
23	B347	病院療短Ⅰvi3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		1,147	
23	B348	病院療短Ⅰvi3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,115	
23	B349	病院療短Ⅰvi4・欠4				要介護4 1,249 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,237	
23	B350	病院療短Ⅰvi4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		1,260	
23	B351	病院療短Ⅰvi4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		1,251	
23	B352	病院療短Ⅰvi4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		1,251	
23	B353	病院療短Ⅰvi4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		1,244	
23	B354	病院療短Ⅰvi4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,212	
23	B355	病院療短Ⅰvi5・欠4				要介護5 1,337 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,325	
23	B356	病院療短Ⅰvi5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		1,348	
23	B357	病院療短Ⅰvi5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		1,339	
23	B358	病院療短Ⅰvi5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		1,339	
23	B359	病院療短Ⅰvi5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		1,332	
23	B360	病院療短Ⅰvi5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,300	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	9271	病院療短Ⅱｉ1・欠4	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(二)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) (看護 6:1 介護 5:1)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 636 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			624	1日につき
23	9272	病院療短Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	647	
23	9273	病院療短Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	638	
23	6771	病院療短Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	638	
23	9274	病院療短Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	631	
23	9275	病院療短Ⅱｉ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	599	
23	9281	病院療短Ⅱｉ2・欠4				要介護2 739 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				727	
23	9282	病院療短Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	750	
23	9283	病院療短Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	741	
23	6772	病院療短Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	741	
23	9284	病院療短Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	734	
23	9285	病院療短Ⅱｉ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	702	
23	9291	病院療短Ⅱｉ3・欠4				要介護3 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			879	
23	9292	病院療短Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	902	
23	9293	病院療短Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	893	
23	6773	病院療短Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	893	
23	9294	病院療短Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	886	
23	9295	病院療短Ⅱｉ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	854	
23	9301	病院療短Ⅱｉ4・欠4				要介護4 1,037 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,025	
23	9302	病院療短Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,048	
23	9303	病院療短Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,039	
23	6774	病院療短Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,039	
23	9304	病院療短Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,032	
23	9305	病院療短Ⅱｉ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,000	
23	9311	病院療短Ⅱｉ5・欠4				要介護5 1,077 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,065	
23	9312	病院療短Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,088	
23	9313	病院療短Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,079	
23	6775	病院療短Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,079	
23	9314	病院療短Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,072	
23	9315	病院療短Ⅱｉ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,040	
23	C121	病院療短Ⅱⅱ1・欠4			b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) ＜療養機能強化型＞ ＜従来型個室＞	要介護1 651 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			639	
23	C122	病院療短Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	662	
23	C123	病院療短Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	653	
23	C124	病院療短Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	653	
23	C125	病院療短Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	646	
23	C126	病院療短Ⅱⅱ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	614	
23	C127	病院療短Ⅱⅱ2・欠4				要介護2 757 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				745	
23	C128	病院療短Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	768	
23	C129	病院療短Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	759	
23	C130	病院療短Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	759	
23	C131	病院療短Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	752	
23	C132	病院療短Ⅱⅱ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	720	
23	C133	病院療短Ⅱⅱ3・欠4				要介護3 912 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			900	
23	C134	病院療短Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	923	
23	C135	病院療短Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	914	
23	C136	病院療短Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	914	
23	C137	病院療短Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	907	
23	C138	病院療短Ⅱⅱ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	875	
23	C139	病院療短Ⅱⅱ4・欠4				要介護4 1,062 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,050	
23	C140	病院療短Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,073	
23	C141	病院療短Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,064	
23	C142	病院療短Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,064	
23	C143	病院療短Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,057	
23	C144	病院療短Ⅱⅱ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,025	
23	C145	病院療短Ⅱⅱ5・欠4				要介護5 1,103 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,091	
23	C146	病院療短Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,114	
23	C147	病院療短Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,105	
23	C148	病院療短Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,105	
23	C149	病院療短Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,098	
23	C150	病院療短Ⅱⅱ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,066	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	9276	病院療短Ⅱiii1・欠4	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(二)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) (看護 6:1 介護 5:1)	c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii) ＜多床室＞	要介護1 741 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			729	1日につき
23	9277	病院療短Ⅱiii1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		752	
23	9278	病院療短Ⅱiii1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		743	
23	6776	病院療短Ⅱiii1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		743	
23	9279	病院療短Ⅱiii1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		736	
23	9280	病院療短Ⅱiii1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				704	
23	9286	病院療短Ⅱiii2・欠4				要介護2 844 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
23	9287	病院療短Ⅱiii2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		855	
23	9288	病院療短Ⅱiii2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		846	
23	6777	病院療短Ⅱiii2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		846	
23	9289	病院療短Ⅱiii2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		839	
23	9290	病院療短Ⅱiii2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				807	
23	9296	病院療短Ⅱiii3・欠4				要介護3 995 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			983	
23	9297	病院療短Ⅱiii3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,006	
23	9298	病院療短Ⅱiii3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		997	
23	6778	病院療短Ⅱiii3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		997	
23	9299	病院療短Ⅱiii3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		990	
23	9300	病院療短Ⅱiii3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				958	
23	9306	病院療短Ⅱiii4・欠4				要介護4 1,142 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,130	
23	9307	病院療短Ⅱiii4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,153	
23	9308	病院療短Ⅱiii4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,144	
23	6779	病院療短Ⅱiii4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,144	
23	9309	病院療短Ⅱiii4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,137	
23	9310	病院療短Ⅱiii4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,105	
23	9316	病院療短Ⅱiii5・欠4				要介護5 1,181 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,169	
23	9317	病院療短Ⅱiii5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,192	
23	9318	病院療短Ⅱiii5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,183	
23	6780	病院療短Ⅱiii5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,183	
23	9319	病院療短Ⅱiii5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,176	
23	9320	病院療短Ⅱiii5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,144	
23	C151	病院療短Ⅱiv1・欠4			d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv) ＜療養機能強化型＞ ＜多床室＞	要介護1 759 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			747	
23	C152	病院療短Ⅱiv1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		770	
23	C153	病院療短Ⅱiv1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		761	
23	C154	病院療短Ⅱiv1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		761	
23	C155	病院療短Ⅱiv1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		754	
23	C156	病院療短Ⅱiv1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				722	
23	C157	病院療短Ⅱiv2・欠4				要介護2 864 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				852	
23	C158	病院療短Ⅱiv2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		875	
23	C159	病院療短Ⅱiv2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		866	
23	C160	病院療短Ⅱiv2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		866	
23	C161	病院療短Ⅱiv2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		859	
23	C162	病院療短Ⅱiv2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				827	
23	C163	病院療短Ⅱiv3・欠4				要介護3 1,019 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,007	
23	C164	病院療短Ⅱiv3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,030	
23	C165	病院療短Ⅱiv3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,021	
23	C166	病院療短Ⅱiv3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,021	
23	C167	病院療短Ⅱiv3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,014	
23	C168	病院療短Ⅱiv3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				982	
23	C169	病院療短Ⅱiv4・欠4				要介護4 1,169 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,157	
23	C170	病院療短Ⅱiv4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,180	
23	C171	病院療短Ⅱiv4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,171	
23	C172	病院療短Ⅱiv4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,171	
23	C173	病院療短Ⅱiv4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,164	
23	C174	病院療短Ⅱiv4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,132	
23	C175	病院療短Ⅱiv5・欠4				要介護5 1,209 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,197	
23	C176	病院療短Ⅱiv5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,220	
23	C177	病院療短Ⅱiv5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,211	
23	C178	病院療短Ⅱiv5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,211	
23	C179	病院療短Ⅱiv5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,204	
23	C180	病院療短Ⅱiv5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,172	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	9331	病院療短Ⅲｉ1・欠4	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(三)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) (看護 6:1 介護 6:1)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 614 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			602	1日につき
23	9332	病院療短Ⅲｉ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		625	
23	9333	病院療短Ⅲｉ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		616	
23	6781	病院療短Ⅲｉ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		616	
23	9334	病院療短Ⅲｉ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		609	
23	9335	病院療短Ⅲｉ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				577	
23	9341	病院療短Ⅲｉ2・欠4				要介護2 720 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				708	
23	9342	病院療短Ⅲｉ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		731	
23	9343	病院療短Ⅲｉ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		722	
23	6782	病院療短Ⅲｉ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		722	
23	9344	病院療短Ⅲｉ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		715	
23	9345	病院療短Ⅲｉ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				683	
23	9351	病院療短Ⅲｉ3・欠4				要介護3 863 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			851	
23	9352	病院療短Ⅲｉ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		874	
23	9353	病院療短Ⅲｉ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		865	
23	6783	病院療短Ⅲｉ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		865	
23	9354	病院療短Ⅲｉ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		858	
23	9355	病院療短Ⅲｉ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				826	
23	9361	病院療短Ⅲｉ4・欠4				要介護4 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,000	
23	9362	病院療短Ⅲｉ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,023	
23	9363	病院療短Ⅲｉ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,014	
23	6784	病院療短Ⅲｉ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,014	
23	9364	病院療短Ⅲｉ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,007	
23	9365	病院療短Ⅲｉ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				975	
23	9371	病院療短Ⅲｉ5・欠4				要介護5 1,051 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,039	
23	9372	病院療短Ⅲｉ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,062	
23	9373	病院療短Ⅲｉ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,053	
23	6785	病院療短Ⅲｉ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,053	
23	9374	病院療短Ⅲｉ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,046	
23	9375	病院療短Ⅲｉ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,014	
23	9336	病院療短Ⅲⅱ1・欠4			b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 720 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			708	
23	9337	病院療短Ⅲⅱ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		731	
23	9338	病院療短Ⅲⅱ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		722	
23	6786	病院療短Ⅲⅱ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		722	
23	9339	病院療短Ⅲⅱ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		715	
23	9340	病院療短Ⅲⅱ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				683	
23	9346	病院療短Ⅲⅱ2・欠4				要介護2 825 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				813	
23	9347	病院療短Ⅲⅱ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		836	
23	9348	病院療短Ⅲⅱ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		827	
23	6787	病院療短Ⅲⅱ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		827	
23	9349	病院療短Ⅲⅱ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		820	
23	9350	病院療短Ⅲⅱ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				788	
23	9356	病院療短Ⅲⅱ3・欠4				要介護3 969 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			957	
23	9357	病院療短Ⅲⅱ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		980	
23	9358	病院療短Ⅲⅱ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		971	
23	6788	病院療短Ⅲⅱ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		971	
23	9359	病院療短Ⅲⅱ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		964	
23	9360	病院療短Ⅲⅱ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				932	
23	9366	病院療短Ⅲⅱ4・欠4				要介護4 1,118 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,106	
23	9367	病院療短Ⅲⅱ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,129	
23	9368	病院療短Ⅲⅱ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,120	
23	6789	病院療短Ⅲⅱ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,120	
23	9369	病院療短Ⅲⅱ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,113	
23	9370	病院療短Ⅲⅱ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,081	
23	9376	病院療短Ⅲⅱ5・欠4				要介護5 1,157 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,145	
23	9377	病院療短Ⅲⅱ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,168	
23	9378	病院療短Ⅲⅱ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,159	
23	6790	病院療短Ⅲⅱ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,159	
23	9379	病院療短Ⅲⅱ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,152	
23	9380	病院療短Ⅲⅱ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,120	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	1726	病院経短Ⅰｉ1･欠4	(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) (看護 6:1 介護 4:1)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 700 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			688	1日につき
23	1727	病院経短Ⅰｉ1･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		711	
23	1728	病院経短Ⅰｉ1･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		702	
23	6791	病院経短Ⅰｉ1･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		702	
23	1729	病院経短Ⅰｉ1･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		695	
23	1730	病院経短Ⅰｉ1･夜減･欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				663	
23	1731	病院経短Ⅰｉ2･欠4				要介護2 804 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				792	
23	1732	病院経短Ⅰｉ2･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		815	
23	1733	病院経短Ⅰｉ2･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		806	
23	6792	病院経短Ⅰｉ2･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		806	
23	1734	病院経短Ⅰｉ2･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		799	
23	1735	病院経短Ⅰｉ2･夜減･欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				767	
23	1736	病院経短Ⅰｉ3･欠4				要介護3 947 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			935	
23	1737	病院経短Ⅰｉ3･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		958	
23	1738	病院経短Ⅰｉ3･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		949	
23	6793	病院経短Ⅰｉ3･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		949	
23	1739	病院経短Ⅰｉ3･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		942	
23	1740	病院経短Ⅰｉ3･夜減･欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				910	
23	1741	病院経短Ⅰｉ4･欠4				要介護4 1,033 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,021	
23	1742	病院経短Ⅰｉ4･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,044	
23	1743	病院経短Ⅰｉ4･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,035	
23	6794	病院経短Ⅰｉ4･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,035	
23	1744	病院経短Ⅰｉ4･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,028	
23	1745	病院経短Ⅰｉ4･夜減･欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				996	
23	1746	病院経短Ⅰｉ5･欠4				要介護5 1,120 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,108	
23	1747	病院経短Ⅰｉ5･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,131	
23	1748	病院経短Ⅰｉ5･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,122	
23	6795	病院経短Ⅰｉ5･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,122	
23	1749	病院経短Ⅰｉ5･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,115	
23	1750	病院経短Ⅰｉ5･夜減･欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,083	
23	1756	病院経短Ⅰⅱ1･欠4			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 805 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			793	
23	1757	病院経短Ⅰⅱ1･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		816	
23	1758	病院経短Ⅰⅱ1･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		807	
23	6796	病院経短Ⅰⅱ1･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		807	
23	1759	病院経短Ⅰⅱ1･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		800	
23	1760	病院経短Ⅰⅱ1･夜減･欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				768	
23	1761	病院経短Ⅰⅱ2･欠4				要介護2 910 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				898	
23	1762	病院経短Ⅰⅱ2･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		921	
23	1763	病院経短Ⅰⅱ2･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		912	
23	6797	病院経短Ⅰⅱ2･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		912	
23	1764	病院経短Ⅰⅱ2･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		905	
23	1765	病院経短Ⅰⅱ2･夜減･欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				873	
23	1766	病院経短Ⅰⅱ3･欠4				要介護3 1,052 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,040	
23	1767	病院経短Ⅰⅱ3･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,063	
23	1768	病院経短Ⅰⅱ3･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,054	
23	6798	病院経短Ⅰⅱ3･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,054	
23	1769	病院経短Ⅰⅱ3･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,047	
23	1770	病院経短Ⅰⅱ3･夜減･欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,015	
23	1771	病院経短Ⅰⅱ4･欠4				要介護4 1,139 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,127	
23	1772	病院経短Ⅰⅱ4･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,150	
23	1773	病院経短Ⅰⅱ4･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,141	
23	6799	病院経短Ⅰⅱ4･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,141	
23	1774	病院経短Ⅰⅱ4･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,134	
23	1775	病院経短Ⅰⅱ4･夜減･欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,102	
23	1776	病院経短Ⅰⅱ5･欠4				要介護5 1,225 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,213	
23	1777	病院経短Ⅰⅱ5･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,236	
23	1778	病院経短Ⅰⅱ5･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,227	
23	6800	病院経短Ⅰⅱ5･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,227	
23	1779	病院経短Ⅰⅱ5･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,220	
23	1780	病院経短Ⅰⅱ5･夜減･欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,188	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	5475	病院経短Ⅱｉ1・欠4	(2)病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(二)病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）（看護 8:1 介護 4:1）	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1 700 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			688	1日につき
23	5476	病院経短Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	711	
23	5477	病院経短Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	702	
23	6801	病院経短Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	702	
23	5478	病院経短Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	695	
23	5479	病院経短Ⅱｉ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	663	
23	5480	病院経短Ⅱｉ2・欠4				要介護2 804 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				792	
23	5481	病院経短Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	815	
23	5482	病院経短Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	806	
23	6802	病院経短Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	806	
23	5483	病院経短Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	799	
23	5484	病院経短Ⅱｉ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	767	
23	5485	病院経短Ⅱｉ3・欠4				要介護3 907 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			895	
23	5486	病院経短Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	918	
23	5487	病院経短Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	909	
23	6803	病院経短Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	909	
23	5488	病院経短Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	902	
23	5489	病院経短Ⅱｉ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	870	
23	5490	病院経短Ⅱｉ4・欠4				要介護4 994 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				982	
23	5491	病院経短Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,005	
23	5492	病院経短Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	996	
23	6804	病院経短Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	996	
23	5493	病院経短Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	989	
23	5494	病院経短Ⅱｉ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	957	
23	5495	病院経短Ⅱｉ5・欠4				要介護5 1,080 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,068	
23	5496	病院経短Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,091	
23	5497	病院経短Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,082	
23	6805	病院経短Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,082	
23	5498	病院経短Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,075	
23	5499	病院経短Ⅱｉ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,043	
23	5505	病院経短Ⅱⅱ1・欠4			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1 805 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			793	
23	5506	病院経短Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	816	
23	5507	病院経短Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	807	
23	6806	病院経短Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	807	
23	5508	病院経短Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	800	
23	5509	病院経短Ⅱⅱ1・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	768	
23	5510	病院経短Ⅱⅱ2・欠4				要介護2 910 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				898	
23	5511	病院経短Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	921	
23	5512	病院経短Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	912	
23	6807	病院経短Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	912	
23	5513	病院経短Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	905	
23	5514	病院経短Ⅱⅱ2・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	873	
23	5515	病院経短Ⅱⅱ3・欠4				要介護3 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,000	
23	5516	病院経短Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,023	
23	5517	病院経短Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,014	
23	6808	病院経短Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,014	
23	5518	病院経短Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,007	
23	5519	病院経短Ⅱⅱ3・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	975	
23	5520	病院経短Ⅱⅱ4・欠4				要介護4 1,098 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,086	
23	5521	病院経短Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,109	
23	5522	病院経短Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,100	
23	6809	病院経短Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,100	
23	5523	病院経短Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,093	
23	5524	病院経短Ⅱⅱ4・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,061	
23	5525	病院経短Ⅱⅱ5・欠4				要介護5 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,174	
23	5526	病院経短Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,197	
23	5527	病院経短Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,188	
23	6810	病院経短Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,188	
23	5528	病院経短Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,181	
23	5529	病院経短Ⅱⅱ5・夜減・欠4					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,149	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	9386	ユ型病院療短Ⅰ1・欠4	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			805	1日につき
23	9387	ユ型病院療短Ⅰ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	828	
23	9388	ユ型病院療短Ⅰ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	819	
23	6811	ユ型病院療短Ⅰ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	819	
23	9389	ユ型病院療短Ⅰ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	812	
23	9390	ユ型病院療短Ⅰ1・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	780	
23	9391	ユ型病院療短Ⅰ2・欠4			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				908	
23	9392	ユ型病院療短Ⅰ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	931	
23	9393	ユ型病院療短Ⅰ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	922	
23	6812	ユ型病院療短Ⅰ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	922	
23	9394	ユ型病院療短Ⅰ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	915	
23	9395	ユ型病院療短Ⅰ2・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	883	
23	9396	ユ型病院療短Ⅰ3・欠4			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,131	
23	9397	ユ型病院療短Ⅰ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,154	
23	9398	ユ型病院療短Ⅰ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,145	
23	6813	ユ型病院療短Ⅰ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,145	
23	9399	ユ型病院療短Ⅰ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,138	
23	9400	ユ型病院療短Ⅰ3・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,106	
23	9591	ユ型病院療短Ⅰ4・欠4			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,226	
23	9592	ユ型病院療短Ⅰ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,249	
23	9593	ユ型病院療短Ⅰ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,240	
23	6814	ユ型病院療短Ⅰ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,240	
23	9594	ユ型病院療短Ⅰ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,233	
23	9595	ユ型病院療短Ⅰ4・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,201	
23	9596	ユ型病院療短Ⅰ5・欠4			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,311	
23	9597	ユ型病院療短Ⅰ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,334	
23	9598	ユ型病院療短Ⅰ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,325	
23	6815	ユ型病院療短Ⅰ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,325	
23	9599	ユ型病院療短Ⅰ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,318	
23	9600	ユ型病院療短Ⅰ5・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,286	
23	B361	ユ型病院療短Ⅱ1・欠4		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			833	
23	B362	ユ型病院療短Ⅱ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	856	
23	B363	ユ型病院療短Ⅱ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	847	
23	B364	ユ型病院療短Ⅱ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	847	
23	B365	ユ型病院療短Ⅱ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	840	
23	B366	ユ型病院療短Ⅱ1・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	808	
23	B367	ユ型病院療短Ⅱ2・欠4			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				941	
23	B368	ユ型病院療短Ⅱ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	964	
23	B369	ユ型病院療短Ⅱ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	955	
23	B370	ユ型病院療短Ⅱ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	955	
23	B371	ユ型病院療短Ⅱ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	948	
23	B372	ユ型病院療短Ⅱ2・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	916	
23	B373	ユ型病院療短Ⅱ3・欠4			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,174	
23	B374	ユ型病院療短Ⅱ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,197	
23	B375	ユ型病院療短Ⅱ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,188	
23	B376	ユ型病院療短Ⅱ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,188	
23	B377	ユ型病院療短Ⅱ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,181	
23	B378	ユ型病院療短Ⅱ3・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,149	
23	B379	ユ型病院療短Ⅱ4・欠4			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,273	
23	B380	ユ型病院療短Ⅱ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,296	
23	B381	ユ型病院療短Ⅱ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,287	
23	B382	ユ型病院療短Ⅱ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,287	
23	B383	ユ型病院療短Ⅱ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,280	
23	B384	ユ型病院療短Ⅱ4・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,248	
23	B385	ユ型病院療短Ⅱ5・欠4			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,362	
23	B386	ユ型病院療短Ⅱ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,385	
23	B387	ユ型病院療短Ⅱ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,376	
23	B388	ユ型病院療短Ⅱ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,376	
23	B389	ユ型病院療短Ⅱ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,369	
23	B390	ユ型病院療短Ⅱ5・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,337	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	B391	ユ型病院療短Ⅲ1・欠4	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			823	1日につき
23	B392	ユ型病院療短Ⅲ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	846	
23	B393	ユ型病院療短Ⅲ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	837	
23	B394	ユ型病院療短Ⅲ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	837	
23	B395	ユ型病院療短Ⅲ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	830	
23	B396	ユ型病院療短Ⅲ1・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	798	
23	B397	ユ型病院療短Ⅲ2・欠4			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				929	
23	B398	ユ型病院療短Ⅲ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	952	
23	B399	ユ型病院療短Ⅲ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	943	
23	B400	ユ型病院療短Ⅲ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	943	
23	B401	ユ型病院療短Ⅲ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	936	
23	B402	ユ型病院療短Ⅲ2・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	904	
23	B403	ユ型病院療短Ⅲ3・欠4			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,159	
23	B404	ユ型病院療短Ⅲ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,182	
23	B405	ユ型病院療短Ⅲ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,173	
23	B406	ユ型病院療短Ⅲ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,173	
23	B407	ユ型病院療短Ⅲ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,166	
23	B408	ユ型病院療短Ⅲ3・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,134	
23	B409	ユ型病院療短Ⅲ4・欠4			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,256	
23	B410	ユ型病院療短Ⅲ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,279	
23	B411	ユ型病院療短Ⅲ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,270	
23	B412	ユ型病院療短Ⅲ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,270	
23	B413	ユ型病院療短Ⅲ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,263	
23	B414	ユ型病院療短Ⅲ4・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,231	
23	B415	ユ型病院療短Ⅲ5・欠4			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,344	
23	B416	ユ型病院療短Ⅲ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,367	
23	B417	ユ型病院療短Ⅲ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,358	
23	B418	ユ型病院療短Ⅲ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,358	
23	B419	ユ型病院療短Ⅲ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,351	
23	B420	ユ型病院療短Ⅲ5・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,319	
23	9966	ユ型病院療短Ⅳ1・欠4		(四)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			805	
23	9967	ユ型病院療短Ⅳ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	828	
23	9968	ユ型病院療短Ⅳ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	819	
23	6816	ユ型病院療短Ⅳ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	819	
23	9969	ユ型病院療短Ⅳ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	812	
23	9970	ユ型病院療短Ⅳ1・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	780	
23	9971	ユ型病院療短Ⅳ2・欠4			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				908	
23	9972	ユ型病院療短Ⅳ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	931	
23	9973	ユ型病院療短Ⅳ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	922	
23	6817	ユ型病院療短Ⅳ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	922	
23	9974	ユ型病院療短Ⅳ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	915	
23	9975	ユ型病院療短Ⅳ2・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	883	
23	9976	ユ型病院療短Ⅳ3・欠4			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,131	
23	9977	ユ型病院療短Ⅳ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,154	
23	9978	ユ型病院療短Ⅳ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,145	
23	6818	ユ型病院療短Ⅳ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,145	
23	9979	ユ型病院療短Ⅳ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,138	
23	9980	ユ型病院療短Ⅳ3・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,106	
23	9981	ユ型病院療短Ⅳ4・欠4			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,226	
23	9982	ユ型病院療短Ⅳ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,249	
23	9983	ユ型病院療短Ⅳ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,240	
23	6819	ユ型病院療短Ⅳ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,240	
23	9984	ユ型病院療短Ⅳ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,233	
23	9985	ユ型病院療短Ⅳ4・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,201	
23	9986	ユ型病院療短Ⅳ5・欠4			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,311	
23	9987	ユ型病院療短Ⅳ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,334	
23	9988	ユ型病院療短Ⅳ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,325	
23	6820	ユ型病院療短Ⅳ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,325	
23	9989	ユ型病院療短Ⅳ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,318	
23	9990	ユ型病院療短Ⅳ5・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,286	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	B421	ユ型病院療短Ⅴ1・欠4	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合		833	1日につき
23	B422	ユ型病院療短Ⅴ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	856	
23	B423	ユ型病院療短Ⅴ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	847	
23	B424	ユ型病院療短Ⅴ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	847	
23	B425	ユ型病院療短Ⅴ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	840	
23	B426	ユ型病院療短Ⅴ1・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			808	
23	B427	ユ型病院療短Ⅴ2・欠4			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			941	
23	B428	ユ型病院療短Ⅴ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	964	
23	B429	ユ型病院療短Ⅴ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	955	
23	B430	ユ型病院療短Ⅴ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	955	
23	B431	ユ型病院療短Ⅴ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	948	
23	B432	ユ型病院療短Ⅴ2・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			916	
23	B433	ユ型病院療短Ⅴ3・欠4			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位		1,174	
23	B434	ユ型病院療短Ⅴ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,197	
23	B435	ユ型病院療短Ⅴ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,188	
23	B436	ユ型病院療短Ⅴ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,188	
23	B437	ユ型病院療短Ⅴ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,181	
23	B438	ユ型病院療短Ⅴ3・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,149	
23	B439	ユ型病院療短Ⅴ4・欠4			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,273	
23	B440	ユ型病院療短Ⅴ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,296	
23	B441	ユ型病院療短Ⅴ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,287	
23	B442	ユ型病院療短Ⅴ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,287	
23	B443	ユ型病院療短Ⅴ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,280	
23	B444	ユ型病院療短Ⅴ4・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,248	
23	B445	ユ型病院療短Ⅴ5・欠4			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,362	
23	B446	ユ型病院療短Ⅴ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,385	
23	B447	ユ型病院療短Ⅴ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,376	
23	B448	ユ型病院療短Ⅴ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,376	
23	B449	ユ型病院療短Ⅴ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,369	
23	B450	ユ型病院療短Ⅴ5・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,337	
23	B451	ユ型病院療短Ⅵ1・欠4		(六)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合		823	
23	B452	ユ型病院療短Ⅵ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	846	
23	B453	ユ型病院療短Ⅵ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	837	
23	B454	ユ型病院療短Ⅵ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	837	
23	B455	ユ型病院療短Ⅵ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	830	
23	B456	ユ型病院療短Ⅵ1・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			798	
23	B457	ユ型病院療短Ⅵ2・欠4			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			929	
23	B458	ユ型病院療短Ⅵ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	952	
23	B459	ユ型病院療短Ⅵ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	943	
23	B460	ユ型病院療短Ⅵ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	943	
23	B461	ユ型病院療短Ⅵ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	936	
23	B462	ユ型病院療短Ⅵ2・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			904	
23	B463	ユ型病院療短Ⅵ3・欠4			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位		1,159	
23	B464	ユ型病院療短Ⅵ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,182	
23	B465	ユ型病院療短Ⅵ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,173	
23	B466	ユ型病院療短Ⅵ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,173	
23	B467	ユ型病院療短Ⅵ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,166	
23	B468	ユ型病院療短Ⅵ3・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,134	
23	B469	ユ型病院療短Ⅵ4・欠4			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,256	
23	B470	ユ型病院療短Ⅵ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,279	
23	B471	ユ型病院療短Ⅵ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,270	
23	B472	ユ型病院療短Ⅵ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,270	
23	B473	ユ型病院療短Ⅵ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,263	
23	B474	ユ型病院療短Ⅵ4・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,231	
23	B475	ユ型病院療短Ⅵ5・欠4			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,344	
23	B476	ユ型病院療短Ⅵ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,367	
23	B477	ユ型病院療短Ⅵ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,358	
23	B478	ユ型病院療短Ⅵ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,358	
23	B479	ユ型病院療短Ⅵ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,351	
23	B480	ユ型病院療短Ⅵ5・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,319	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	7686	ユ型病院療短Ⅰ1・欠4・未	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算			781	1日につき
23	7687	ユ型病院療短Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		804	
23	7688	ユ型病院療短Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		795	
23	6821	ユ型病院療短Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		795	
23	7689	ユ型病院療短Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		788	
23	7690	ユ型病院療短Ⅰ1・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合					757	
23	7691	ユ型病院療短Ⅰ2・欠4・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合					881	
23	7692	ユ型病院療短Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		904	
23	7693	ユ型病院療短Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		895	
23	6822	ユ型病院療短Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		895	
23	7694	ユ型病院療短Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		888	
23	7695	ユ型病院療短Ⅰ2・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合					857	
23	7696	ユ型病院療短Ⅰ3・欠4・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合					1,097	
23	7697	ユ型病院療短Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,120	
23	7698	ユ型病院療短Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,111	
23	6823	ユ型病院療短Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,111	
23	7699	ユ型病院療短Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,104	
23	7700	ユ型病院療短Ⅰ3・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合					1,073	
23	7701	ユ型病院療短Ⅰ4・欠4・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合					1,189	
23	7702	ユ型病院療短Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,212	
23	7703	ユ型病院療短Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,203	
23	6824	ユ型病院療短Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,203	
23	7704	ユ型病院療短Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,196	
23	7705	ユ型病院療短Ⅰ4・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合					1,165	
23	7706	ユ型病院療短Ⅰ5・欠4・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合					1,272	
23	7707	ユ型病院療短Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,295	
23	7708	ユ型病院療短Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,286	
23	6825	ユ型病院療短Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,286	
23	7709	ユ型病院療短Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,279	
23	7710	ユ型病院療短Ⅰ5・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合					1,247	
23	B481	ユ型病院療短Ⅱ1・欠4・未		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算			808	
23	B482	ユ型病院療短Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		831	
23	B483	ユ型病院療短Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		822	
23	B484	ユ型病院療短Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		822	
23	B485	ユ型病院療短Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		815	
23	B486	ユ型病院療短Ⅱ1・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合					784	
23	B487	ユ型病院療短Ⅱ2・欠4・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合					913	
23	B488	ユ型病院療短Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		936	
23	B489	ユ型病院療短Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		927	
23	B490	ユ型病院療短Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		927	
23	B491	ユ型病院療短Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		920	
23	B492	ユ型病院療短Ⅱ2・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合					889	
23	B493	ユ型病院療短Ⅱ3・欠4・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合					1,139	
23	B494	ユ型病院療短Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,162	
23	B495	ユ型病院療短Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,153	
23	B496	ユ型病院療短Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,153	
23	B497	ユ型病院療短Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,146	
23	B498	ユ型病院療短Ⅱ3・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合					1,115	
23	B499	ユ型病院療短Ⅱ4・欠4・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合					1,235	
23	B500	ユ型病院療短Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,258	
23	B501	ユ型病院療短Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,249	
23	B502	ユ型病院療短Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,249	
23	B503	ユ型病院療短Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,242	
23	B504	ユ型病院療短Ⅱ4・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合					1,211	
23	B505	ユ型病院療短Ⅱ5・欠4・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合					1,321	
23	B506	ユ型病院療短Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,344	
23	B507	ユ型病院療短Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,335	
23	B508	ユ型病院療短Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,335	
23	B509	ユ型病院療短Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,328	
23	B510	ユ型病院療短Ⅱ5・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合					1,297	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	B511	ユ型病院療短Ⅲ1・欠4・未	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		798	1日につき
23	B512	ユ型病院療短Ⅲ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	821	
23	B513	ユ型病院療短Ⅲ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	812	
23	B514	ユ型病院療短Ⅲ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	812	
23	B515	ユ型病院療短Ⅲ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	805	
23	B516	ユ型病院療短Ⅲ1・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				774	
23	B517	ユ型病院療短Ⅲ2・欠4・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				901	
23	B518	ユ型病院療短Ⅲ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	924	
23	B519	ユ型病院療短Ⅲ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	915	
23	B520	ユ型病院療短Ⅲ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	915	
23	B521	ユ型病院療短Ⅲ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	908	
23	B522	ユ型病院療短Ⅲ2・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				877	
23	B523	ユ型病院療短Ⅲ3・欠4・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位	× 97%		1,124	
23	B524	ユ型病院療短Ⅲ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,147	
23	B525	ユ型病院療短Ⅲ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,138	
23	B526	ユ型病院療短Ⅲ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,138	
23	B527	ユ型病院療短Ⅲ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,131	
23	B528	ユ型病院療短Ⅲ3・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,100	
23	B529	ユ型病院療短Ⅲ4・欠4・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,218	
23	B530	ユ型病院療短Ⅲ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,241	
23	B531	ユ型病院療短Ⅲ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,232	
23	B532	ユ型病院療短Ⅲ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,232	
23	B533	ユ型病院療短Ⅲ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,225	
23	B534	ユ型病院療短Ⅲ4・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,194	
23	B535	ユ型病院療短Ⅲ5・欠4・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,304	
23	B536	ユ型病院療短Ⅲ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,327	
23	B537	ユ型病院療短Ⅲ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,318	
23	B538	ユ型病院療短Ⅲ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,318	
23	B539	ユ型病院療短Ⅲ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,311	
23	B540	ユ型病院療短Ⅲ5・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,279	
23	7716	ユ型病院療短Ⅳ1・欠4・未		(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		781	
23	7717	ユ型病院療短Ⅳ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	804	
23	7718	ユ型病院療短Ⅳ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	795	
23	6826	ユ型病院療短Ⅳ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	795	
23	7719	ユ型病院療短Ⅳ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	788	
23	7720	ユ型病院療短Ⅳ1・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				757	
23	7721	ユ型病院療短Ⅳ2・欠4・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				881	
23	7722	ユ型病院療短Ⅳ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	904	
23	7723	ユ型病院療短Ⅳ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	895	
23	6827	ユ型病院療短Ⅳ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	895	
23	7724	ユ型病院療短Ⅳ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	888	
23	7725	ユ型病院療短Ⅳ2・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				857	
23	7726	ユ型病院療短Ⅳ3・欠4・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位	× 97%		1,097	
23	7727	ユ型病院療短Ⅳ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,120	
23	7728	ユ型病院療短Ⅳ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,111	
23	6828	ユ型病院療短Ⅳ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,111	
23	7729	ユ型病院療短Ⅳ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,104	
23	7730	ユ型病院療短Ⅳ3・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,073	
23	7731	ユ型病院療短Ⅳ4・欠4・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,189	
23	7732	ユ型病院療短Ⅳ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,212	
23	7733	ユ型病院療短Ⅳ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,203	
23	6829	ユ型病院療短Ⅳ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,203	
23	7734	ユ型病院療短Ⅳ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,196	
23	7735	ユ型病院療短Ⅳ4・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,165	
23	7736	ユ型病院療短Ⅳ5・欠4・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,272	
23	7737	ユ型病院療短Ⅳ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,295	
23	7738	ユ型病院療短Ⅳ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,286	
23	6830	ユ型病院療短Ⅳ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,286	
23	7739	ユ型病院療短Ⅳ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,279	
23	7740	ユ型病院療短Ⅳ5・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,247	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	B541	ユ型病院療短Ⅴ1・欠4・未	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		808	1日につき
23	B542	ユ型病院療短Ⅴ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	831	
23	B543	ユ型病院療短Ⅴ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	822	
23	B544	ユ型病院療短Ⅴ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	822	
23	B545	ユ型病院療短Ⅴ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	815	
23	B546	ユ型病院療短Ⅴ1・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				784	
23	B547	ユ型病院療短Ⅴ2・欠4・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				913	
23	B548	ユ型病院療短Ⅴ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	936	
23	B549	ユ型病院療短Ⅴ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	927	
23	B550	ユ型病院療短Ⅴ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	927	
23	B551	ユ型病院療短Ⅴ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	920	
23	B552	ユ型病院療短Ⅴ2・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				889	
23	B553	ユ型病院療短Ⅴ3・欠4・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位	× 97%		1,139	
23	B554	ユ型病院療短Ⅴ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,162	
23	B555	ユ型病院療短Ⅴ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,153	
23	B556	ユ型病院療短Ⅴ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,153	
23	B557	ユ型病院療短Ⅴ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,146	
23	B558	ユ型病院療短Ⅴ3・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,115	
23	B559	ユ型病院療短Ⅴ4・欠4・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,235	
23	B560	ユ型病院療短Ⅴ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,258	
23	B561	ユ型病院療短Ⅴ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,249	
23	B562	ユ型病院療短Ⅴ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,249	
23	B563	ユ型病院療短Ⅴ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,242	
23	B564	ユ型病院療短Ⅴ4・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,211	
23	B565	ユ型病院療短Ⅴ5・欠4・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,321	
23	B566	ユ型病院療短Ⅴ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,344	
23	B567	ユ型病院療短Ⅴ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,335	
23	B568	ユ型病院療短Ⅴ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,335	
23	B569	ユ型病院療短Ⅴ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,328	
23	B570	ユ型病院療短Ⅴ5・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,297	
23	B571	ユ型病院療短Ⅵ1・欠4・未		(六)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		798	
23	B572	ユ型病院療短Ⅵ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	821	
23	B573	ユ型病院療短Ⅵ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	812	
23	B574	ユ型病院療短Ⅵ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	812	
23	B575	ユ型病院療短Ⅵ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	805	
23	B576	ユ型病院療短Ⅵ1・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				774	
23	B577	ユ型病院療短Ⅵ2・欠4・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				901	
23	B578	ユ型病院療短Ⅵ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	924	
23	B579	ユ型病院療短Ⅵ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	915	
23	B580	ユ型病院療短Ⅵ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	915	
23	B581	ユ型病院療短Ⅵ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	908	
23	B582	ユ型病院療短Ⅵ2・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				877	
23	B583	ユ型病院療短Ⅵ3・欠4・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位	× 97%		1,124	
23	B584	ユ型病院療短Ⅵ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,147	
23	B585	ユ型病院療短Ⅵ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,138	
23	B586	ユ型病院療短Ⅵ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,138	
23	B587	ユ型病院療短Ⅵ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,131	
23	B588	ユ型病院療短Ⅵ3・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,100	
23	B589	ユ型病院療短Ⅵ4・欠4・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,218	
23	B590	ユ型病院療短Ⅵ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,241	
23	B591	ユ型病院療短Ⅵ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,232	
23	B592	ユ型病院療短Ⅵ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,232	
23	B593	ユ型病院療短Ⅵ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,225	
23	B594	ユ型病院療短Ⅵ4・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,194	
23	B595	ユ型病院療短Ⅵ5・欠4・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,304	
23	B596	ユ型病院療短Ⅵ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,327	
23	B597	ユ型病院療短Ⅵ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,318	
23	B598	ユ型病院療短Ⅵ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,318	
23	B599	ユ型病院療短Ⅵ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,311	
23	B600	ユ型病院療短Ⅵ5・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,279	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	1786	ユ型病院経短Ⅰ1・欠4	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			805	1日につき
23	1787	ユ型病院経短Ⅰ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	828	
23	1788	ユ型病院経短Ⅰ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	819	
23	6831	ユ型病院経短Ⅰ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	819	
23	1789	ユ型病院経短Ⅰ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	812	
23	1790	ユ型病院経短Ⅰ1・夜減・欠4		＜ユニット型個室＞		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	780	
23	1791	ユ型病院経短Ⅰ2・欠4			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				908	
23	1792	ユ型病院経短Ⅰ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	931	
23	1793	ユ型病院経短Ⅰ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	922	
23	6832	ユ型病院経短Ⅰ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	922	
23	1794	ユ型病院経短Ⅰ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	915	
23	1795	ユ型病院経短Ⅰ2・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	883	
23	1796	ユ型病院経短Ⅰ3・欠4			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,044	
23	1797	ユ型病院経短Ⅰ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,067	
23	1798	ユ型病院経短Ⅰ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,058	
23	6833	ユ型病院経短Ⅰ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,058	
23	1799	ユ型病院経短Ⅰ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,051	
23	1800	ユ型病院経短Ⅰ3・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,019	
23	1801	ユ型病院経短Ⅰ4・欠4			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,129	
23	1802	ユ型病院経短Ⅰ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,152	
23	1803	ユ型病院経短Ⅰ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,143	
23	6834	ユ型病院経短Ⅰ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,143	
23	1804	ユ型病院経短Ⅰ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,136	
23	1805	ユ型病院経短Ⅰ4・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,104	
23	1806	ユ型病院経短Ⅰ5・欠4			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,214	
23	1807	ユ型病院経短Ⅰ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,237	
23	1808	ユ型病院経短Ⅰ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,228	
23	6835	ユ型病院経短Ⅰ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,228	
23	1809	ユ型病院経短Ⅰ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,221	
23	1810	ユ型病院経短Ⅰ5・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,189	
23	1816	ユ型病院経短Ⅱ1・欠4		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			805	
23	1817	ユ型病院経短Ⅱ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	828	
23	1818	ユ型病院経短Ⅱ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	819	
23	6836	ユ型病院経短Ⅱ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	819	
23	1819	ユ型病院経短Ⅱ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	812	
23	1820	ユ型病院経短Ⅱ1・夜減・欠4		＜ユニット型準個室＞		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	780	
23	1821	ユ型病院経短Ⅱ2・欠4			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				908	
23	1822	ユ型病院経短Ⅱ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	931	
23	1823	ユ型病院経短Ⅱ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	922	
23	6837	ユ型病院経短Ⅱ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	922	
23	1824	ユ型病院経短Ⅱ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	915	
23	1825	ユ型病院経短Ⅱ2・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	883	
23	1826	ユ型病院経短Ⅱ3・欠4			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位			1,044	
23	1827	ユ型病院経短Ⅱ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,067	
23	1828	ユ型病院経短Ⅱ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,058	
23	6838	ユ型病院経短Ⅱ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,058	
23	1829	ユ型病院経短Ⅱ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,051	
23	1830	ユ型病院経短Ⅱ3・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,019	
23	1831	ユ型病院経短Ⅱ4・欠4			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,129	
23	1832	ユ型病院経短Ⅱ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,152	
23	1833	ユ型病院経短Ⅱ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,143	
23	6839	ユ型病院経短Ⅱ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,143	
23	1834	ユ型病院経短Ⅱ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,136	
23	1835	ユ型病院経短Ⅱ4・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,104	
23	1836	ユ型病院経短Ⅱ5・欠4			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,214	
23	1837	ユ型病院経短Ⅱ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,237	
23	1838	ユ型病院経短Ⅱ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,228	
23	6840	ユ型病院経短Ⅱ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,228	
23	1839	ユ型病院経短Ⅱ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,221	
23	1840	ユ型病院経短Ⅱ5・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合			－ 25 単位	1,189	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	1846	ユ型病院経短Ⅰ1・欠4・未	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)＜ユニット型個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		781	1日につき
23	1847	ユ型病院経短Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	804	
23	1848	ユ型病院経短Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	795	
23	6841	ユ型病院経短Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	795	
23	1849	ユ型病院経短Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	788	
23	1850	ユ型病院経短Ⅰ1・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				757	
23	1851	ユ型病院経短Ⅰ2・欠4・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				881	
23	1852	ユ型病院経短Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	904	
23	1853	ユ型病院経短Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	895	
23	6842	ユ型病院経短Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	895	
23	1854	ユ型病院経短Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	888	
23	1855	ユ型病院経短Ⅰ2・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				857	
23	1856	ユ型病院経短Ⅰ3・欠4・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位	× 97%		1,013	
23	1857	ユ型病院経短Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,036	
23	1858	ユ型病院経短Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,027	
23	6843	ユ型病院経短Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,027	
23	1859	ユ型病院経短Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,020	
23	1860	ユ型病院経短Ⅰ3・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				988	
23	1861	ユ型病院経短Ⅰ4・欠4・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,095	
23	1862	ユ型病院経短Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,118	
23	1863	ユ型病院経短Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,109	
23	6844	ユ型病院経短Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,109	
23	1864	ユ型病院経短Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,102	
23	1865	ユ型病院経短Ⅰ4・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,071	
23	1866	ユ型病院経短Ⅰ5・欠4・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,178	
23	1867	ユ型病院経短Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,201	
23	1868	ユ型病院経短Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,192	
23	6845	ユ型病院経短Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,192	
23	1869	ユ型病院経短Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,185	
23	1870	ユ型病院経短Ⅰ5・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,153	
23	1876	ユ型病院経短Ⅱ1・欠4・未		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)＜ユニット型準個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		781	
23	1877	ユ型病院経短Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	804	
23	1878	ユ型病院経短Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	795	
23	6846	ユ型病院経短Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	795	
23	1879	ユ型病院経短Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	788	
23	1880	ユ型病院経短Ⅱ1・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				757	
23	1881	ユ型病院経短Ⅱ2・欠4・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				881	
23	1882	ユ型病院経短Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	904	
23	1883	ユ型病院経短Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	895	
23	6847	ユ型病院経短Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	895	
23	1884	ユ型病院経短Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	888	
23	1885	ユ型病院経短Ⅱ2・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				857	
23	1886	ユ型病院経短Ⅱ3・欠4・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位	× 97%		1,013	
23	1887	ユ型病院経短Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,036	
23	1888	ユ型病院経短Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,027	
23	6848	ユ型病院経短Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,027	
23	1889	ユ型病院経短Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,020	
23	1890	ユ型病院経短Ⅱ3・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				988	
23	1891	ユ型病院経短Ⅱ4・欠4・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,095	
23	1892	ユ型病院経短Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,118	
23	1893	ユ型病院経短Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,109	
23	6849	ユ型病院経短Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,109	
23	1894	ユ型病院経短Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,102	
23	1895	ユ型病院経短Ⅱ4・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,071	
23	1896	ユ型病院経短Ⅱ5・欠4・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,178	
23	1897	ユ型病院経短Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,201	
23	1898	ユ型病院経短Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,192	
23	6850	ユ型病院経短Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,192	
23	1899	ユ型病院経短Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,185	
23	1900	ユ型病院経短Ⅱ5・夜減・欠4・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,153	
23	7041	特定病院療短1・欠4	(5)特定病院療養病床短期入所療養介護費(日帰りショート)	(一)3時間以上4時間未満 654 単位			僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			642	1回につき
23	7045	特定病院療短1・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				617	
23	7046	特定病院療短2・欠4		(二)4時間以上6時間未満 905 単位						893	
23	7047	特定病院療短2・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				868	
23	7048	特定病院療短3・欠4		(三)6時間以上8時間未満 1,257 単位			－ 12 単位			1,245	
23	7049	特定病院療短3・夜減・欠4				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,220	

僻地の医師確保計画を届け出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	9411	病院療短Ⅲｉ1･欠5	(1)病院療養病床短期入所療養介護費	(三)病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) (看護 6:1 介護 6:1)	a 病院療養病床短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 614 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			553	1日につき
23	9412	病院療短Ⅲｉ1･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		576	
23	9413	病院療短Ⅲｉ1･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		567	
23	6851	病院療短Ⅲｉ1･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		567	
23	9414	病院療短Ⅲｉ1･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		560	
23	9415	病院療短Ⅲｉ1･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				530	
23	9421	病院療短Ⅲｉ2･欠5				要介護2 720 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				648	
23	9422	病院療短Ⅲｉ2･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		671	
23	9423	病院療短Ⅲｉ2･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		662	
23	6852	病院療短Ⅲｉ2･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		662	
23	9424	病院療短Ⅲｉ2･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		655	
23	9425	病院療短Ⅲｉ2･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%			626	
23	9431	病院療短Ⅲｉ3･欠5				要介護3 863 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				777	
23	9432	病院療短Ⅲｉ3･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		800	
23	9433	病院療短Ⅲｉ3･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		791	
23	6853	病院療短Ⅲｉ3･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		791	
23	9434	病院療短Ⅲｉ3･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		784	
23	9435	病院療短Ⅲｉ3･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				754	
23	9441	病院療短Ⅲｉ4･欠5				要介護4 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				911	
23	9442	病院療短Ⅲｉ4･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		934	
23	9443	病院療短Ⅲｉ4･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		925	
23	6854	病院療短Ⅲｉ4･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		925	
23	9444	病院療短Ⅲｉ4･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		918	
23	9445	病院療短Ⅲｉ4･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				888	
23	9451	病院療短Ⅲｉ5･欠5				要介護5 1,051 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				946	
23	9452	病院療短Ⅲｉ5･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		969	
23	9453	病院療短Ⅲｉ5･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		960	
23	6855	病院療短Ⅲｉ5･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		960	
23	9454	病院療短Ⅲｉ5･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		953	
23	9455	病院療短Ⅲｉ5･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				923	
23	9416	病院療短Ⅲⅱ1･欠5			b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 720 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			648	
23	9417	病院療短Ⅲⅱ1･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		671	
23	9418	病院療短Ⅲⅱ1･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		662	
23	6856	病院療短Ⅲⅱ1･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		662	
23	9419	病院療短Ⅲⅱ1･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		655	
23	9420	病院療短Ⅲⅱ1･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				626	
23	9426	病院療短Ⅲⅱ2･欠5				要介護2 825 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				743	
23	9427	病院療短Ⅲⅱ2･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		766	
23	9428	病院療短Ⅲⅱ2･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		757	
23	6857	病院療短Ⅲⅱ2･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		757	
23	9429	病院療短Ⅲⅱ2･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		750	
23	9430	病院療短Ⅲⅱ2･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%			720	
23	9436	病院療短Ⅲⅱ3･欠5				要介護3 969 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				872	
23	9437	病院療短Ⅲⅱ3･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		895	
23	9438	病院療短Ⅲⅱ3･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		886	
23	6858	病院療短Ⅲⅱ3･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		886	
23	9439	病院療短Ⅲⅱ3･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		879	
23	9440	病院療短Ⅲⅱ3･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				850	
23	9446	病院療短Ⅲⅱ4･欠5				要介護4 1,118 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,006	
23	9447	病院療短Ⅲⅱ4･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,029	
23	9448	病院療短Ⅲⅱ4･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,020	
23	6859	病院療短Ⅲⅱ4･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,020	
23	9449	病院療短Ⅲⅱ4･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,013	
23	9450	病院療短Ⅲⅱ4･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				984	
23	9456	病院療短Ⅲⅱ5･欠5				要介護5 1,157 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,041	
23	9457	病院療短Ⅲⅱ5･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,064	
23	9458	病院療短Ⅲⅱ5･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,055	
23	6860	病院療短Ⅲⅱ5･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,055	
23	9459	病院療短Ⅲⅱ5･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,048	
23	9460	病院療短Ⅲⅱ5･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,019	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	5540	病院経短Ⅱｉ1･欠5	(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ｉ）	要介護1 700 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			630	1日につき
23	5541	病院経短Ⅱｉ1･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		653	
23	5542	病院経短Ⅱｉ1･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		644	
23	6861	病院経短Ⅱｉ1･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		644	
23	5543	病院経短Ⅱｉ1･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		637	
23	5544	病院経短Ⅱｉ1･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				608	
23	5545	病院経短Ⅱｉ2･欠5		（看護 8：1 介護 4：1）	＜従来型個室＞	要介護2 804 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				724	
23	5546	病院経短Ⅱｉ2･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		747	
23	5547	病院経短Ⅱｉ2･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		738	
23	6862	病院経短Ⅱｉ2･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		738	
23	5548	病院経短Ⅱｉ2･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		731	
23	5549	病院経短Ⅱｉ2･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%			701	
23	5550	病院経短Ⅱｉ3･欠5				要介護3 907 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				816	
23	5551	病院経短Ⅱｉ3･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		839	
23	5552	病院経短Ⅱｉ3･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		830	
23	6863	病院経短Ⅱｉ3･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		830	
23	5553	病院経短Ⅱｉ3･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		823	
23	5554	病院経短Ⅱｉ3･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				794	
23	5555	病院経短Ⅱｉ4･欠5				要介護4 994 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				895	
23	5556	病院経短Ⅱｉ4･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		918	
23	5557	病院経短Ⅱｉ4･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		909	
23	6864	病院経短Ⅱｉ4･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		909	
23	5558	病院経短Ⅱｉ4･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		902	
23	5559	病院経短Ⅱｉ4･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				872	
23	5560	病院経短Ⅱｉ5･欠5				要介護5 1,080 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				972	
23	5561	病院経短Ⅱｉ5･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		995	
23	5562	病院経短Ⅱｉ5･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		986	
23	6865	病院経短Ⅱｉ5･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		986	
23	5563	病院経短Ⅱｉ5･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		979	
23	5564	病院経短Ⅱｉ5･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				950	
23	5570	病院経短Ⅱⅱ1･欠5			b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費（ⅱ）	要介護1 805 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			725	
23	5571	病院経短Ⅱⅱ1･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		748	
23	5572	病院経短Ⅱⅱ1･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		739	
23	6866	病院経短Ⅱⅱ1･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		739	
23	5573	病院経短Ⅱⅱ1･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		732	
23	5574	病院経短Ⅱⅱ1･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				702	
23	5575	病院経短Ⅱⅱ2･欠5			＜多床室＞	要介護2 910 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				819	
23	5576	病院経短Ⅱⅱ2･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		842	
23	5577	病院経短Ⅱⅱ2･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		833	
23	6867	病院経短Ⅱⅱ2･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		833	
23	5578	病院経短Ⅱⅱ2･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		826	
23	5579	病院経短Ⅱⅱ2･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%			797	
23	5580	病院経短Ⅱⅱ3･欠5				要介護3 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				911	
23	5581	病院経短Ⅱⅱ3･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		934	
23	5582	病院経短Ⅱⅱ3･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		925	
23	6868	病院経短Ⅱⅱ3･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		925	
23	5583	病院経短Ⅱⅱ3･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		918	
23	5584	病院経短Ⅱⅱ3･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				888	
23	5585	病院経短Ⅱⅱ4･欠5				要介護4 1,098 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				988	
23	5586	病院経短Ⅱⅱ4･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		1,011	
23	5587	病院経短Ⅱⅱ4･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		1,002	
23	6869	病院経短Ⅱⅱ4･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		1,002	
23	5588	病院経短Ⅱⅱ4･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		995	
23	5589	病院経短Ⅱⅱ4･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				966	
23	5590	病院経短Ⅱⅱ5･欠5				要介護5 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,067	
23	5591	病院経短Ⅱⅱ5･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位		1,090	
23	5592	病院経短Ⅱⅱ5･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位		1,081	
23	6870	病院経短Ⅱⅱ5･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位		1,081	
23	5593	病院経短Ⅱⅱ5･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位		1,074	
23	5594	病院経短Ⅱⅱ5･夜減･欠5					夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,045	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	9466	ユ型病院療短Ⅰ1・欠5	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			735	1日につき
23	9467	ユ型病院療短Ⅰ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		758	
23	9468	ユ型病院療短Ⅰ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		749	
23	6871	ユ型病院療短Ⅰ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		749	
23	9469	ユ型病院療短Ⅰ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		742	
23	9470	ユ型病院療短Ⅰ1・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				713	
23	9471	ユ型病院療短Ⅰ2・欠5			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				828	
23	9472	ユ型病院療短Ⅰ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		851	
23	9473	ユ型病院療短Ⅰ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		842	
23	6872	ユ型病院療短Ⅰ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		842	
23	9474	ユ型病院療短Ⅰ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		835	
23	9475	ユ型病院療短Ⅰ2・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%			806	
23	9476	ユ型病院療短Ⅰ3・欠5			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,029	
23	9477	ユ型病院療短Ⅰ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,052	
23	9478	ユ型病院療短Ⅰ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,043	
23	6873	ユ型病院療短Ⅰ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,043	
23	9479	ユ型病院療短Ⅰ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,036	
23	9480	ユ型病院療短Ⅰ3・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,006	
23	9481	ユ型病院療短Ⅰ4・欠5			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,114	
23	9482	ユ型病院療短Ⅰ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,137	
23	9483	ユ型病院療短Ⅰ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,128	
23	6874	ユ型病院療短Ⅰ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,128	
23	9484	ユ型病院療短Ⅰ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,121	
23	9485	ユ型病院療短Ⅰ4・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,092	
23	9486	ユ型病院療短Ⅰ5・欠5			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,191	
23	9487	ユ型病院療短Ⅰ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,214	
23	9488	ユ型病院療短Ⅰ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,205	
23	6875	ユ型病院療短Ⅰ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,205	
23	9489	ユ型病院療短Ⅰ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,198	
23	9490	ユ型病院療短Ⅰ5・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,168	
23	B601	ユ型病院療短Ⅱ1・欠5		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			761	
23	B602	ユ型病院療短Ⅱ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		784	
23	B603	ユ型病院療短Ⅱ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		775	
23	B604	ユ型病院療短Ⅱ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		775	
23	B605	ユ型病院療短Ⅱ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		768	
23	B606	ユ型病院療短Ⅱ1・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				738	
23	B607	ユ型病院療短Ⅱ2・欠5			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				858	
23	B608	ユ型病院療短Ⅱ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		881	
23	B609	ユ型病院療短Ⅱ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		872	
23	B610	ユ型病院療短Ⅱ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		872	
23	B611	ユ型病院療短Ⅱ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		865	
23	B612	ユ型病院療短Ⅱ2・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%			835	
23	B613	ユ型病院療短Ⅱ3・欠5			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,067	
23	B614	ユ型病院療短Ⅱ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,090	
23	B615	ユ型病院療短Ⅱ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,081	
23	B616	ユ型病院療短Ⅱ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,081	
23	B617	ユ型病院療短Ⅱ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,074	
23	B618	ユ型病院療短Ⅱ3・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,045	
23	B619	ユ型病院療短Ⅱ4・欠5			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,157	
23	B620	ユ型病院療短Ⅱ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,180	
23	B621	ユ型病院療短Ⅱ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,171	
23	B622	ユ型病院療短Ⅱ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,171	
23	B623	ユ型病院療短Ⅱ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,164	
23	B624	ユ型病院療短Ⅱ4・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,134	
23	B625	ユ型病院療短Ⅱ5・欠5			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,237	
23	B626	ユ型病院療短Ⅱ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,260	
23	B627	ユ型病院療短Ⅱ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,251	
23	B628	ユ型病院療短Ⅱ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,251	
23	B629	ユ型病院療短Ⅱ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,244	
23	B630	ユ型病院療短Ⅱ5・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,214	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	B631	ユ型病院療短Ⅲ1・欠5	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉〈ユニット型個室〉	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			752	1日につき
23	B632	ユ型病院療短Ⅲ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		775	
23	B633	ユ型病院療短Ⅲ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		766	
23	B634	ユ型病院療短Ⅲ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		766	
23	B635	ユ型病院療短Ⅲ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		759	
23	B636	ユ型病院療短Ⅲ1・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				729	
23	B637	ユ型病院療短Ⅲ2・欠5			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				847	
23	B638	ユ型病院療短Ⅲ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		870	
23	B639	ユ型病院療短Ⅲ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		861	
23	B640	ユ型病院療短Ⅲ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		861	
23	B641	ユ型病院療短Ⅲ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		854	
23	B642	ユ型病院療短Ⅲ2・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 90%			824	
23	B643	ユ型病院療短Ⅲ3・欠5			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,054	
23	B644	ユ型病院療短Ⅲ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,077	
23	B645	ユ型病院療短Ⅲ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,068	
23	B646	ユ型病院療短Ⅲ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,068	
23	B647	ユ型病院療短Ⅲ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,061	
23	B648	ユ型病院療短Ⅲ3・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				1,031	
23	B649	ユ型病院療短Ⅲ4・欠5			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,141	
23	B650	ユ型病院療短Ⅲ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,164	
23	B651	ユ型病院療短Ⅲ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,155	
23	B652	ユ型病院療短Ⅲ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,155	
23	B653	ユ型病院療短Ⅲ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,148	
23	B654	ユ型病院療短Ⅲ4・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				1,119	
23	B655	ユ型病院療短Ⅲ5・欠5			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,220	
23	B656	ユ型病院療短Ⅲ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,243	
23	B657	ユ型病院療短Ⅲ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,234	
23	B658	ユ型病院療短Ⅲ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,234	
23	B659	ユ型病院療短Ⅲ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,227	
23	B660	ユ型病院療短Ⅲ5・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				1,198	
23	9496	ユ型病院療短Ⅳ1・欠5		(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			735	
23	9497	ユ型病院療短Ⅳ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		758	
23	9498	ユ型病院療短Ⅳ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		749	
23	6876	ユ型病院療短Ⅳ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		749	
23	9499	ユ型病院療短Ⅳ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		742	
23	9500	ユ型病院療短Ⅳ1・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				713	
23	9875	ユ型病院療短Ⅳ2・欠5			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				828	
23	9876	ユ型病院療短Ⅳ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		851	
23	9877	ユ型病院療短Ⅳ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		842	
23	6877	ユ型病院療短Ⅳ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		842	
23	9878	ユ型病院療短Ⅳ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		835	
23	9879	ユ型病院療短Ⅳ2・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合	× 90%			806	
23	9880	ユ型病院療短Ⅳ3・欠5			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,029	
23	9881	ユ型病院療短Ⅳ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,052	
23	9882	ユ型病院療短Ⅳ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,043	
23	6878	ユ型病院療短Ⅳ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,043	
23	9883	ユ型病院療短Ⅳ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,036	
23	9884	ユ型病院療短Ⅳ3・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				1,006	
23	9885	ユ型病院療短Ⅳ4・欠5			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,114	
23	9886	ユ型病院療短Ⅳ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,137	
23	9887	ユ型病院療短Ⅳ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,128	
23	6879	ユ型病院療短Ⅳ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,128	
23	9888	ユ型病院療短Ⅳ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,121	
23	9889	ユ型病院療短Ⅳ4・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				1,092	
23	9890	ユ型病院療短Ⅳ5・欠5			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,191	
23	9891	ユ型病院療短Ⅳ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,214	
23	9892	ユ型病院療短Ⅳ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,205	
23	6880	ユ型病院療短Ⅳ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,205	
23	9893	ユ型病院療短Ⅳ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,198	
23	9894	ユ型病院療短Ⅳ5・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合				1,168	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	B661	ユ型病院療短Ⅴ1・欠5	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			761	1日につき
23	B662	ユ型病院療短Ⅴ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		784	
23	B663	ユ型病院療短Ⅴ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		775	
23	B664	ユ型病院療短Ⅴ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		775	
23	B665	ユ型病院療短Ⅴ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		768	
23	B666	ユ型病院療短Ⅴ1・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				738	
23	B667	ユ型病院療短Ⅴ2・欠5			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				858	
23	B668	ユ型病院療短Ⅴ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		881	
23	B669	ユ型病院療短Ⅴ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		872	
23	B670	ユ型病院療短Ⅴ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		872	
23	B671	ユ型病院療短Ⅴ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		865	
23	B672	ユ型病院療短Ⅴ2・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%			835	
23	B673	ユ型病院療短Ⅴ3・欠5			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,067	
23	B674	ユ型病院療短Ⅴ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,090	
23	B675	ユ型病院療短Ⅴ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,081	
23	B676	ユ型病院療短Ⅴ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,081	
23	B677	ユ型病院療短Ⅴ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,074	
23	B678	ユ型病院療短Ⅴ3・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,045	
23	B679	ユ型病院療短Ⅴ4・欠5			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,157	
23	B680	ユ型病院療短Ⅴ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,180	
23	B681	ユ型病院療短Ⅴ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,171	
23	B682	ユ型病院療短Ⅴ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,171	
23	B683	ユ型病院療短Ⅴ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,164	
23	B684	ユ型病院療短Ⅴ4・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,134	
23	B685	ユ型病院療短Ⅴ5・欠5			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,237	
23	B686	ユ型病院療短Ⅴ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,260	
23	B687	ユ型病院療短Ⅴ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,251	
23	B688	ユ型病院療短Ⅴ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,251	
23	B689	ユ型病院療短Ⅴ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,244	
23	B690	ユ型病院療短Ⅴ5・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,214	
23	B691	ユ型病院療短Ⅵ1・欠5		(六)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			752	
23	B692	ユ型病院療短Ⅵ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		775	
23	B693	ユ型病院療短Ⅵ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		766	
23	B694	ユ型病院療短Ⅵ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		766	
23	B695	ユ型病院療短Ⅵ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		759	
23	B696	ユ型病院療短Ⅵ1・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				729	
23	B697	ユ型病院療短Ⅵ2・欠5			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				847	
23	B698	ユ型病院療短Ⅵ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		870	
23	B699	ユ型病院療短Ⅵ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		861	
23	B700	ユ型病院療短Ⅵ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		861	
23	B701	ユ型病院療短Ⅵ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		854	
23	B702	ユ型病院療短Ⅵ2・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%			824	
23	B703	ユ型病院療短Ⅵ3・欠5			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,054	
23	B704	ユ型病院療短Ⅵ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,077	
23	B705	ユ型病院療短Ⅵ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,068	
23	B706	ユ型病院療短Ⅵ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,068	
23	B707	ユ型病院療短Ⅵ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,061	
23	B708	ユ型病院療短Ⅵ3・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,031	
23	B709	ユ型病院療短Ⅵ4・欠5			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,141	
23	B710	ユ型病院療短Ⅵ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,164	
23	B711	ユ型病院療短Ⅵ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,155	
23	B712	ユ型病院療短Ⅵ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,155	
23	B713	ユ型病院療短Ⅵ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,148	
23	B714	ユ型病院療短Ⅵ4・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,119	
23	B715	ユ型病院療短Ⅵ5・欠5			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,220	
23	B716	ユ型病院療短Ⅵ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,243	
23	B717	ユ型病院療短Ⅵ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,234	
23	B718	ユ型病院療短Ⅵ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,234	
23	B719	ユ型病院療短Ⅵ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,227	
23	B720	ユ型病院療短Ⅵ5・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,198	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	7746	ユ型病院療短Ⅰ1・欠5・未	(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		713	1日につき
23	7747	ユ型病院療短Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	736	
23	7748	ユ型病院療短Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	727	
23	6881	ユ型病院療短Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	727	
23	7749	ユ型病院療短Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	720	
23	7750	ユ型病院療短Ⅰ1・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				692	
23	7751	ユ型病院療短Ⅰ2・欠5・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				803	
23	7752	ユ型病院療短Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	826	
23	7753	ユ型病院療短Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	817	
23	6882	ユ型病院療短Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	817	
23	7754	ユ型病院療短Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	810	
23	7755	ユ型病院療短Ⅰ2・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				782	
23	7756	ユ型病院療短Ⅰ3・欠5・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%	× 97%		998	
23	7757	ユ型病院療短Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,021	
23	7758	ユ型病院療短Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,012	
23	6883	ユ型病院療短Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,012	
23	7759	ユ型病院療短Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,005	
23	7760	ユ型病院療短Ⅰ3・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				976	
23	7761	ユ型病院療短Ⅰ4・欠5・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,081	
23	7762	ユ型病院療短Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,104	
23	7763	ユ型病院療短Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,095	
23	6884	ユ型病院療短Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,095	
23	7764	ユ型病院療短Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,088	
23	7765	ユ型病院療短Ⅰ4・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,059	
23	7766	ユ型病院療短Ⅰ5・欠5・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,155	
23	7767	ユ型病院療短Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,178	
23	7768	ユ型病院療短Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,169	
23	6885	ユ型病院療短Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,169	
23	7769	ユ型病院療短Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,162	
23	7770	ユ型病院療短Ⅰ5・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,133	
23	B721	ユ型病院療短Ⅱ1・欠5・未		(二)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		738	
23	B722	ユ型病院療短Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	761	
23	B723	ユ型病院療短Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	752	
23	B724	ユ型病院療短Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	752	
23	B725	ユ型病院療短Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	745	
23	B726	ユ型病院療短Ⅱ1・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				716	
23	B727	ユ型病院療短Ⅱ2・欠5・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
23	B728	ユ型病院療短Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
23	B729	ユ型病院療短Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
23	B730	ユ型病院療短Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
23	B731	ユ型病院療短Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
23	B732	ユ型病院療短Ⅱ2・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				810	
23	B733	ユ型病院療短Ⅱ3・欠5・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%	× 97%		1,035	
23	B734	ユ型病院療短Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,058	
23	B735	ユ型病院療短Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,049	
23	B736	ユ型病院療短Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,049	
23	B737	ユ型病院療短Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,042	
23	B738	ユ型病院療短Ⅱ3・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,014	
23	B739	ユ型病院療短Ⅱ4・欠5・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,122	
23	B740	ユ型病院療短Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,145	
23	B741	ユ型病院療短Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,136	
23	B742	ユ型病院療短Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,136	
23	B743	ユ型病院療短Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,129	
23	B744	ユ型病院療短Ⅱ4・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,100	
23	B745	ユ型病院療短Ⅱ5・欠5・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,200	
23	B746	ユ型病院療短Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,223	
23	B747	ユ型病院療短Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,214	
23	B748	ユ型病院療短Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,214	
23	B749	ユ型病院療短Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,207	
23	B750	ユ型病院療短Ⅱ5・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,178	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23 B751	ユ型病院療短Ⅲ1・欠5・未	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		729	1日につき
23 B752	ユ型病院療短Ⅲ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	752	
23 B753	ユ型病院療短Ⅲ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	743	
23 B754	ユ型病院療短Ⅲ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	743	
23 B755	ユ型病院療短Ⅲ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	736	
23 B756	ユ型病院療短Ⅲ1・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				707	
23 B757	ユ型病院療短Ⅲ2・欠5・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				822	
23 B758	ユ型病院療短Ⅲ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	845	
23 B759	ユ型病院療短Ⅲ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	836	
23 B760	ユ型病院療短Ⅲ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	836	
23 B761	ユ型病院療短Ⅲ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	829	
23 B762	ユ型病院療短Ⅲ2・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				799	
23 B763	ユ型病院療短Ⅲ3・欠5・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%			1,022	
23 B764	ユ型病院療短Ⅲ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,045	
23 B765	ユ型病院療短Ⅲ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,036	
23 B766	ユ型病院療短Ⅲ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,036	
23 B767	ユ型病院療短Ⅲ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,029	
23 B768	ユ型病院療短Ⅲ3・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,000	
23 B769	ユ型病院療短Ⅲ4・欠5・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,107	
23 B770	ユ型病院療短Ⅲ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,130	
23 B771	ユ型病院療短Ⅲ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,121	
23 B772	ユ型病院療短Ⅲ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,121	
23 B773	ユ型病院療短Ⅲ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,114	
23 B774	ユ型病院療短Ⅲ4・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,085	
23 B775	ユ型病院療短Ⅲ5・欠5・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,183	
23 B776	ユ型病院療短Ⅲ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,206	
23 B777	ユ型病院療短Ⅲ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,197	
23 B778	ユ型病院療短Ⅲ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,197	
23 B779	ユ型病院療短Ⅲ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,190	
23 B780	ユ型病院療短Ⅲ5・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,162	
23 7776	ユ型病院療短Ⅳ1・欠5・未		(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型準個室>	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		713	
23 7777	ユ型病院療短Ⅳ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	736	
23 7778	ユ型病院療短Ⅳ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	727	
23 6886	ユ型病院療短Ⅳ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	727	
23 7779	ユ型病院療短Ⅳ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	720	
23 7780	ユ型病院療短Ⅳ1・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				692	
23 7781	ユ型病院療短Ⅳ2・欠5・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				803	
23 7782	ユ型病院療短Ⅳ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	826	
23 7783	ユ型病院療短Ⅳ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	817	
23 6887	ユ型病院療短Ⅳ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	817	
23 7784	ユ型病院療短Ⅳ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	810	
23 7785	ユ型病院療短Ⅳ2・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				782	
23 7786	ユ型病院療短Ⅳ3・欠5・未			要介護3 1,143 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%			998	
23 7787	ユ型病院療短Ⅳ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,021	
23 7788	ユ型病院療短Ⅳ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,012	
23 6888	ユ型病院療短Ⅳ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,012	
23 7789	ユ型病院療短Ⅳ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,005	
23 7790	ユ型病院療短Ⅳ3・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				976	
23 7791	ユ型病院療短Ⅳ4・欠5・未			要介護4 1,238 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,081	
23 7792	ユ型病院療短Ⅳ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,104	
23 7793	ユ型病院療短Ⅳ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,095	
23 6889	ユ型病院療短Ⅳ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,095	
23 7794	ユ型病院療短Ⅳ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,088	
23 7795	ユ型病院療短Ⅳ4・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,059	
23 7796	ユ型病院療短Ⅳ5・欠5・未			要介護5 1,323 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,155	
23 7797	ユ型病院療短Ⅳ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,178	
23 7798	ユ型病院療短Ⅳ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,169	
23 6890	ユ型病院療短Ⅳ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,169	
23 7799	ユ型病院療短Ⅳ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,162	
23 7800	ユ型病院療短Ⅳ5・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,133	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	B781	ユ型病院療短Ⅴ1・欠5・未	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費	(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 845 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		738	1日につき
23	B782	ユ型病院療短Ⅴ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	761	
23	B783	ユ型病院療短Ⅴ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	752	
23	B784	ユ型病院療短Ⅴ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	752	
23	B785	ユ型病院療短Ⅴ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	745	
23	B786	ユ型病院療短Ⅴ1・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				716	
23	B787	ユ型病院療短Ⅴ2・欠5・未			要介護2 953 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
23	B788	ユ型病院療短Ⅴ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
23	B789	ユ型病院療短Ⅴ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
23	B790	ユ型病院療短Ⅴ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
23	B791	ユ型病院療短Ⅴ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
23	B792	ユ型病院療短Ⅴ2・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				810	
23	B793	ユ型病院療短Ⅴ3・欠5・未			要介護3 1,186 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%	× 97%		1,035	
23	B794	ユ型病院療短Ⅴ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,058	
23	B795	ユ型病院療短Ⅴ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,049	
23	B796	ユ型病院療短Ⅴ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,049	
23	B797	ユ型病院療短Ⅴ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,042	
23	B798	ユ型病院療短Ⅴ3・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,014	
23	B799	ユ型病院療短Ⅴ4・欠5・未			要介護4 1,285 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,122	
23	B800	ユ型病院療短Ⅴ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,145	
23	B801	ユ型病院療短Ⅴ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,136	
23	B802	ユ型病院療短Ⅴ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,136	
23	B803	ユ型病院療短Ⅴ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,129	
23	B804	ユ型病院療短Ⅴ4・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,100	
23	B805	ユ型病院療短Ⅴ5・欠5・未			要介護5 1,374 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,200	
23	B806	ユ型病院療短Ⅴ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,223	
23	B807	ユ型病院療短Ⅴ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,214	
23	B808	ユ型病院療短Ⅴ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,214	
23	B809	ユ型病院療短Ⅴ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,207	
23	B810	ユ型病院療短Ⅴ5・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,178	
23	B811	ユ型病院療短Ⅵ1・欠5・未		(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 835 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		729	
23	B812	ユ型病院療短Ⅵ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	752	
23	B813	ユ型病院療短Ⅵ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	743	
23	B814	ユ型病院療短Ⅵ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	743	
23	B815	ユ型病院療短Ⅵ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	736	
23	B816	ユ型病院療短Ⅵ1・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				707	
23	B817	ユ型病院療短Ⅵ2・欠5・未			要介護2 941 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				822	
23	B818	ユ型病院療短Ⅵ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	845	
23	B819	ユ型病院療短Ⅵ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	836	
23	B820	ユ型病院療短Ⅵ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	836	
23	B821	ユ型病院療短Ⅵ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	829	
23	B822	ユ型病院療短Ⅵ2・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				799	
23	B823	ユ型病院療短Ⅵ3・欠5・未			要介護3 1,171 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%	× 97%		1,022	
23	B824	ユ型病院療短Ⅵ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,045	
23	B825	ユ型病院療短Ⅵ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,036	
23	B826	ユ型病院療短Ⅵ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,036	
23	B827	ユ型病院療短Ⅵ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,029	
23	B828	ユ型病院療短Ⅵ3・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,000	
23	B829	ユ型病院療短Ⅵ4・欠5・未			要介護4 1,268 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,107	
23	B830	ユ型病院療短Ⅵ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,130	
23	B831	ユ型病院療短Ⅵ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,121	
23	B832	ユ型病院療短Ⅵ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,121	
23	B833	ユ型病院療短Ⅵ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,114	
23	B834	ユ型病院療短Ⅵ4・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,085	
23	B835	ユ型病院療短Ⅵ5・欠5・未			要介護5 1,356 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,183	
23	B836	ユ型病院療短Ⅵ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,206	
23	B837	ユ型病院療短Ⅵ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,197	
23	B838	ユ型病院療短Ⅵ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,197	
23	B839	ユ型病院療短Ⅵ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,190	
23	B840	ユ型病院療短Ⅵ5・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,162	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	1966	ユ型病院経短Ⅰ1・欠5	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			735	1日につき
23	1967	ユ型病院経短Ⅰ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		758	
23	1968	ユ型病院経短Ⅰ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		749	
23	6891	ユ型病院経短Ⅰ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		749	
23	1969	ユ型病院経短Ⅰ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		742	
23	1970	ユ型病院経短Ⅰ1・夜減・欠5		＜ユニット型個室＞		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				713	
23	1971	ユ型病院経短Ⅰ2・欠5			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				828	
23	1972	ユ型病院経短Ⅰ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		851	
23	1973	ユ型病院経短Ⅰ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		842	
23	6892	ユ型病院経短Ⅰ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		842	
23	1974	ユ型病院経短Ⅰ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		835	
23	1975	ユ型病院経短Ⅰ2・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%			806	
23	1976	ユ型病院経短Ⅰ3・欠5			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				950	
23	1977	ユ型病院経短Ⅰ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		973	
23	1978	ユ型病院経短Ⅰ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		964	
23	6893	ユ型病院経短Ⅰ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		964	
23	1979	ユ型病院経短Ⅰ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		957	
23	1980	ユ型病院経短Ⅰ3・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				928	
23	1981	ユ型病院経短Ⅰ4・欠5			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,027	
23	1982	ユ型病院経短Ⅰ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,050	
23	1983	ユ型病院経短Ⅰ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,041	
23	6894	ユ型病院経短Ⅰ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,041	
23	1984	ユ型病院経短Ⅰ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,034	
23	1985	ユ型病院経短Ⅰ4・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,004	
23	1986	ユ型病院経短Ⅰ5・欠5			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,103	
23	1987	ユ型病院経短Ⅰ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,126	
23	1988	ユ型病院経短Ⅰ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,117	
23	6895	ユ型病院経短Ⅰ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,117	
23	1989	ユ型病院経短Ⅰ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,110	
23	1990	ユ型病院経短Ⅰ5・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,081	
23	1996	ユ型病院経短Ⅱ1・欠5		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合			735	
23	1997	ユ型病院経短Ⅱ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		758	
23	1998	ユ型病院経短Ⅱ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		749	
23	6896	ユ型病院経短Ⅱ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		749	
23	1999	ユ型病院経短Ⅱ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		742	
23	2000	ユ型病院経短Ⅱ1・夜減・欠5		＜ユニット型準個室＞		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				713	
23	2001	ユ型病院経短Ⅱ2・欠5			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				828	
23	2002	ユ型病院経短Ⅱ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		851	
23	2003	ユ型病院経短Ⅱ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		842	
23	6897	ユ型病院経短Ⅱ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		842	
23	2004	ユ型病院経短Ⅱ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		835	
23	2005	ユ型病院経短Ⅱ2・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%			806	
23	2006	ユ型病院経短Ⅱ3・欠5			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				950	
23	2007	ユ型病院経短Ⅱ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		973	
23	2008	ユ型病院経短Ⅱ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		964	
23	6898	ユ型病院経短Ⅱ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		964	
23	2009	ユ型病院経短Ⅱ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		957	
23	2010	ユ型病院経短Ⅱ3・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				928	
23	2011	ユ型病院経短Ⅱ4・欠5			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,027	
23	2012	ユ型病院経短Ⅱ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,050	
23	2013	ユ型病院経短Ⅱ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,041	
23	6899	ユ型病院経短Ⅱ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,041	
23	2014	ユ型病院経短Ⅱ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,034	
23	2015	ユ型病院経短Ⅱ4・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,004	
23	2016	ユ型病院経短Ⅱ5・欠5			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,103	
23	2017	ユ型病院経短Ⅱ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		1,126	
23	2018	ユ型病院経短Ⅱ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		1,117	
23	6900	ユ型病院経短Ⅱ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		1,117	
23	2019	ユ型病院経短Ⅱ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		1,110	
23	2020	ユ型病院経短Ⅱ5・夜減・欠5				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,081	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	2026	ユ型病院経短Ⅰ1・欠5・未	(4)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費	(一)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)＜ユニット型個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		713	1日につき
23	2027	ユ型病院経短Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	736	
23	2028	ユ型病院経短Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	727	
23	6901	ユ型病院経短Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	727	
23	2029	ユ型病院経短Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	720	
23	2030	ユ型病院経短Ⅰ1・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				692	
23	2031	ユ型病院経短Ⅰ2・欠5・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				803	
23	2032	ユ型病院経短Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	826	
23	2033	ユ型病院経短Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	817	
23	6902	ユ型病院経短Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	817	
23	2034	ユ型病院経短Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	810	
23	2035	ユ型病院経短Ⅰ2・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				782	
23	2036	ユ型病院経短Ⅰ3・欠5・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%	× 97%		922	
23	2037	ユ型病院経短Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	945	
23	2038	ユ型病院経短Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	936	
23	6903	ユ型病院経短Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	936	
23	2039	ユ型病院経短Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	929	
23	2040	ユ型病院経短Ⅰ3・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				900	
23	2041	ユ型病院経短Ⅰ4・欠5・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				996	
23	2042	ユ型病院経短Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,019	
23	2043	ユ型病院経短Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,010	
23	6904	ユ型病院経短Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,010	
23	2044	ユ型病院経短Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,003	
23	2045	ユ型病院経短Ⅰ4・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				974	
23	2046	ユ型病院経短Ⅰ5・欠5・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,070	
23	2047	ユ型病院経短Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,093	
23	2048	ユ型病院経短Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,084	
23	6905	ユ型病院経短Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,084	
23	2049	ユ型病院経短Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,077	
23	2050	ユ型病院経短Ⅰ5・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,049	
23	2056	ユ型病院経短Ⅱ1・欠5・未		(二)ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)＜ユニット型準個室＞	要介護1 817 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		713	
23	2057	ユ型病院経短Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	736	
23	2058	ユ型病院経短Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	727	
23	6906	ユ型病院経短Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	727	
23	2059	ユ型病院経短Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	720	
23	2060	ユ型病院経短Ⅱ1・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				692	
23	2061	ユ型病院経短Ⅱ2・欠5・未			要介護2 920 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				803	
23	2062	ユ型病院経短Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	826	
23	2063	ユ型病院経短Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	817	
23	6907	ユ型病院経短Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	817	
23	2064	ユ型病院経短Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	810	
23	2065	ユ型病院経短Ⅱ2・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				782	
23	2066	ユ型病院経短Ⅱ3・欠5・未			要介護3 1,056 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%	× 97%		922	
23	2067	ユ型病院経短Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	945	
23	2068	ユ型病院経短Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	936	
23	6908	ユ型病院経短Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	936	
23	2069	ユ型病院経短Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	929	
23	2070	ユ型病院経短Ⅱ3・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				900	
23	2071	ユ型病院経短Ⅱ4・欠5・未			要介護4 1,141 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				996	
23	2072	ユ型病院経短Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,019	
23	2073	ユ型病院経短Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,010	
23	6909	ユ型病院経短Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,010	
23	2074	ユ型病院経短Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,003	
23	2075	ユ型病院経短Ⅱ4・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				974	
23	2076	ユ型病院経短Ⅱ5・欠5・未			要介護5 1,226 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,070	
23	2077	ユ型病院経短Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,093	
23	2078	ユ型病院経短Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,084	
23	6910	ユ型病院経短Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,084	
23	2079	ユ型病院経短Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,077	
23	2080	ユ型病院経短Ⅱ5・夜減・欠5・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,049	
23	7061	特定病院療短1・欠5	(5)特定病院療養病床短期入所療養介護費(日帰りショート)	(一)3時間以上4時間未満 654 単位		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合 × 90%			589	1回につき
23	7065	特定病院療短1・夜減・欠5								566	
23	7066	特定病院療短2・欠5		(二)4時間以上6時間未満 905 単位		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				815	
23	7067	特定病院療短2・夜減・欠5								792	
23	7068	特定病院療短3・欠5		(三)6時間以上8時間未満 1,257 単位		夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位				1,131	
23	7069	特定病院療短3・夜減・欠5								1,109	

ハ 診療所における短期入所療養介護

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
23	3111	診療所短期Ⅰｉ１	(1)診療所短期入所療養介護費	(一)診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）看護＜6:1＞介護＜6:1＞	a 診療所短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1	673	単位	673	1日につき
23	3121	診療所短期Ⅰｉ２				要介護2	722	単位	722	
23	3131	診療所短期Ⅰｉ３				要介護3	770	単位	770	
23	3141	診療所短期Ⅰｉ４				要介護4	818	単位	818	
23	3151	診療所短期Ⅰｉ５				要介護5	867	単位	867	
23	3281	診療所短期Ⅰｉｉ１			b 診療所短期入所療養介護費（ii）＜療養機能強化型A＞＜従来型個室＞	要介護1	700	単位	700	
23	3282	診療所短期Ⅰｉｉ２				要介護2	752	単位	752	
23	3283	診療所短期Ⅰｉｉ３				要介護3	802	単位	802	
23	3284	診療所短期Ⅰｉｉ４				要介護4	852	単位	852	
23	3285	診療所短期Ⅰｉｉ５				要介護5	903	単位	903	
23	3286	診療所短期Ⅰｉｉｉ１			c 診療所短期入所療養介護費（iii）＜療養機能強化型B＞＜従来型個室＞	要介護1	691	単位	691	
23	3287	診療所短期Ⅰｉｉｉ２				要介護2	741	単位	741	
23	3288	診療所短期Ⅰｉｉｉ３				要介護3	791	単位	791	
23	3289	診療所短期Ⅰｉｉｉ４				要介護4	840	単位	840	
23	3290	診療所短期Ⅰｉｉｉ５				要介護5	890	単位	890	
23	3112	診療所短期Ⅰｉｖ１			d 診療所短期入所療養介護費（iv）＜多床室＞	要介護1	777	単位	777	
23	3122	診療所短期Ⅰｉｖ２				要介護2	825	単位	825	
23	3132	診療所短期Ⅰｉｖ３				要介護3	875	単位	875	
23	3142	診療所短期Ⅰｉｖ４				要介護4	922	単位	922	
23	3152	診療所短期Ⅰｉｖ５				要介護5	971	単位	971	
23	3291	診療所短期Ⅰｖ１			e 診療所短期入所療養介護費（ｖ）＜療養機能強化型A＞＜多床室＞	要介護1	809	単位	809	
23	3292	診療所短期Ⅰｖ２				要介護2	860	単位	860	
23	3293	診療所短期Ⅰｖ３				要介護3	911	単位	911	
23	3294	診療所短期Ⅰｖ４				要介護4	961	単位	961	
23	3295	診療所短期Ⅰｖ５				要介護5	1,012	単位	1,012	
23	3296	診療所短期Ⅰｖｉ１			f 診療所短期入所療養介護費（vi）＜療養機能強化型B＞＜多床室＞	要介護1	798	単位	798	
23	3297	診療所短期Ⅰｖｉ２				要介護2	848	単位	848	
23	3298	診療所短期Ⅰｖｉ３				要介護3	898	単位	898	
23	3299	診療所短期Ⅰｖｉ４				要介護4	947	単位	947	
23	3300	診療所短期Ⅰｖｉ５				要介護5	998	単位	998	
23	3211	診療所短期Ⅱｉ１		(二)診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）看護・介護＜3:1＞	a 診療所短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1	596	単位	596	
23	3221	診療所短期Ⅱｉ２				要介護2	640	単位	640	
23	3231	診療所短期Ⅱｉ３				要介護3	683	単位	683	
23	3241	診療所短期Ⅱｉ４				要介護4	728	単位	728	
23	3251	診療所短期Ⅱｉ５				要介護5	771	単位	771	
23	3212	診療所短期Ⅱｉｉ１			b 診療所短期入所療養介護費（ii）＜多床室＞	要介護1	702	単位	702	
23	3222	診療所短期Ⅱｉｉ２				要介護2	745	単位	745	
23	3232	診療所短期Ⅱｉｉ３				要介護3	789	単位	789	
23	3242	診療所短期Ⅱｉｉ４				要介護4	832	単位	832	
23	3252	診療所短期Ⅱｉｉ５				要介護5	876	単位	876	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
23	3213	ユ型診療所短期Ⅰ1	(2)ユニット型診療所短期入所療養介護費	(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	798 単位		798	1日につき
23	3223	ユ型診療所短期Ⅰ2			要介護2	847 単位		847	
23	3233	ユ型診療所短期Ⅰ3			要介護3	895 単位		895	
23	3243	ユ型診療所短期Ⅰ4			要介護4	943 単位		943	
23	3253	ユ型診療所短期Ⅰ5			要介護5	992 単位		992	
23	3301	ユ型診療所短期Ⅱ1		(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1	825 単位		825	
23	3302	ユ型診療所短期Ⅱ2			要介護2	877 単位		877	
23	3303	ユ型診療所短期Ⅱ3			要介護3	927 単位		927	
23	3304	ユ型診療所短期Ⅱ4			要介護4	977 単位		977	
23	3305	ユ型診療所短期Ⅱ5			要介護5	1,028 単位		1,028	
23	3306	ユ型診療所短期Ⅲ1		(三)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1	816 単位		816	
23	3307	ユ型診療所短期Ⅲ2			要介護2	866 単位		866	
23	3308	ユ型診療所短期Ⅲ3			要介護3	916 単位		916	
23	3309	ユ型診療所短期Ⅲ4			要介護4	965 単位		965	
23	3310	ユ型診療所短期Ⅲ5			要介護5	1,015 単位		1,015	
23	3214	ユ型診療所短期Ⅳ1		(四)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1	798 単位		798	
23	3224	ユ型診療所短期Ⅳ2			要介護2	847 単位		847	
23	3234	ユ型診療所短期Ⅳ3			要介護3	895 単位		895	
23	3244	ユ型診療所短期Ⅳ4			要介護4	943 単位		943	
23	3254	ユ型診療所短期Ⅳ5			要介護5	992 単位		992	
23	3311	ユ型診療所短期Ⅴ1		(五)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1	825 単位		825	
23	3312	ユ型診療所短期Ⅴ2			要介護2	877 単位		877	
23	3313	ユ型診療所短期Ⅴ3			要介護3	927 単位		927	
23	3314	ユ型診療所短期Ⅴ4			要介護4	977 単位		977	
23	3315	ユ型診療所短期Ⅴ5			要介護5	1,028 単位		1,028	
23	3316	ユ型診療所短期Ⅵ1		(六)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1	816 単位		816	
23	3317	ユ型診療所短期Ⅵ2			要介護2	866 単位		866	
23	3318	ユ型診療所短期Ⅵ3			要介護3	916 単位		916	
23	3319	ユ型診療所短期Ⅵ4			要介護4	965 単位		965	
23	3320	ユ型診療所短期Ⅵ5			要介護5	1,015 単位		1,015	
23	3257	ユ型診療所短期Ⅰ1・未		(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	798 単位	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	774	
23	3258	ユ型診療所短期Ⅰ2・未			要介護2	847 単位		822	
23	3259	ユ型診療所短期Ⅰ3・未			要介護3	895 単位		868	
23	3260	ユ型診療所短期Ⅰ4・未			要介護4	943 単位		915	
23	3261	ユ型診療所短期Ⅰ5・未			要介護5	992 単位		962	
23	3321	ユ型診療所短期Ⅱ1・未		(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1	825 単位		800	
23	3322	ユ型診療所短期Ⅱ2・未			要介護2	877 単位		851	
23	3323	ユ型診療所短期Ⅱ3・未			要介護3	927 単位		899	
23	3324	ユ型診療所短期Ⅱ4・未			要介護4	977 単位		948	
23	3325	ユ型診療所短期Ⅱ5・未			要介護5	1,028 単位		997	
23	3326	ユ型診療所短期Ⅲ1・未		(三)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1	816 単位		792	
23	3327	ユ型診療所短期Ⅲ2・未			要介護2	866 単位		840	
23	3328	ユ型診療所短期Ⅲ3・未			要介護3	916 単位		889	
23	3329	ユ型診療所短期Ⅲ4・未			要介護4	965 単位		936	
23	3330	ユ型診療所短期Ⅲ5・未			要介護5	1,015 単位		985	
23	3263	ユ型診療所短期Ⅳ1・未		(四)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1	798 単位		774	
23	3264	ユ型診療所短期Ⅳ2・未			要介護2	847 単位		822	
23	3265	ユ型診療所短期Ⅳ3・未			要介護3	895 単位		868	
23	3266	ユ型診療所短期Ⅳ4・未			要介護4	943 単位		915	
23	3267	ユ型診療所短期Ⅳ5・未			要介護5	992 単位		962	
23	3331	ユ型診療所短期Ⅴ1・未		(五)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1	825 単位		800	
23	3332	ユ型診療所短期Ⅴ2・未			要介護2	877 単位		851	
23	3333	ユ型診療所短期Ⅴ3・未			要介護3	927 単位		899	
23	3334	ユ型診療所短期Ⅴ4・未			要介護4	977 単位		948	
23	3335	ユ型診療所短期Ⅴ5・未			要介護5	1,028 単位		997	
23	3336	ユ型診療所短期Ⅵ1・未		(六)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1	816 単位		792	
23	3337	ユ型診療所短期Ⅵ2・未			要介護2	866 単位		840	
23	3338	ユ型診療所短期Ⅵ3・未			要介護3	916 単位		889	
23	3339	ユ型診療所短期Ⅵ4・未			要介護4	965 単位		936	
23	3340	ユ型診療所短期Ⅵ5・未			要介護5	1,015 単位		985	
23	3255	特定診療所短期1	(3)特定診療所短期入所療養介護費(日帰りショート)	(一)3時間以上4時間未満		654 単位		654	1回につき
23	3271	特定診療所短期2		(二)4時間以上6時間未満		905 単位		905	
23	3272	特定診療所短期3		(三)6時間以上8時間未満		1,257 単位		1,257	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
23	3600	診療所設備基準減算	診療所設備基準減算の基準に該当する場合		60 単位減算	−60	1日につき
23	3602	診療所療養療養環境減算Ⅱ	診療所療養病床療養環境減算の基準に該当する場合	特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合	100 単位減算	−100	
23	3706	診療所短期認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度）		200 単位加算	200	
23	3751	診療所短期緊急短期入所受入加算	緊急短期入所受入加算（7日間限度）		90 単位加算	90	
23	3704	診療所短期若年性認知症受入加算1	若年性認知症利用者受入加算	（1）～（2）のサービス費を算定している場合	120 単位加算	120	
23	3705	診療所短期若年性認知症受入加算2		（3）のサービス費を算定している場合	60 単位加算	60	
23	3920	診療所短期送迎加算	送迎を行う場合		184 単位加算	184	片道につき
23	3775	診療所短期療養食加算	(4) 療養食加算		23 単位加算	23	1日につき
23	3700	診療所短期サービス提供体制加算Ⅰ1	(6) サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位加算	18	
23	3701	診療所短期サービス提供体制加算Ⅰ2		(二)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12 単位加算	12	
23	3702	診療所短期サービス提供体制加算Ⅱ		(三)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 単位加算	6	
23	3703	診療所短期サービス提供体制加算Ⅲ		(四)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位加算	6	
23	3710	診療所短期処遇改善加算Ⅰ	(7) 介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 20/1000 加算		1月につき
23	3711	診療所短期処遇改善加算Ⅱ		(二)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 11/1000 加算		
23	3712	診療所短期処遇改善加算Ⅲ		(三)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（二）で算定した単位数の 90% 加算		
23	3713	診療所短期処遇改善加算Ⅳ		(四)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（二）で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	8311	診療所短期Ⅰｉ1・定超	(1)診療所短期入所療養介護費	(一)診療所短期入所療養介護費（Ⅰ）看護＜6:1＞介護＜6:1＞	a 診療所短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1	673	単位	定員超過の場合 × 70%	471	1日につき
23	8321	診療所短期Ⅰｉ2・定超				要介護2	722	単位		505	
23	8331	診療所短期Ⅰｉ3・定超				要介護3	770	単位		539	
23	8341	診療所短期Ⅰｉ4・定超				要介護4	818	単位		573	
23	8351	診療所短期Ⅰｉ5・定超				要介護5	867	単位		607	
23	8461	診療所短期Ⅰⅱ1・定超			b 診療所短期入所療養介護費（ⅱ）＜療養機能強化型A＞＜従来型個室＞	要介護1	700	単位		490	
23	8462	診療所短期Ⅰⅱ2・定超				要介護2	752	単位		526	
23	8463	診療所短期Ⅰⅱ3・定超				要介護3	802	単位		561	
23	8464	診療所短期Ⅰⅱ4・定超				要介護4	852	単位		596	
23	8465	診療所短期Ⅰⅱ5・定超				要介護5	903	単位		632	
23	8466	診療所短期Ⅰⅲ1・定超			c 診療所短期入所療養介護費（ⅲ）＜療養機能強化型B＞＜従来型個室＞	要介護1	691	単位		484	
23	8467	診療所短期Ⅰⅲ2・定超				要介護2	741	単位		519	
23	8468	診療所短期Ⅰⅲ3・定超				要介護3	791	単位		554	
23	8469	診療所短期Ⅰⅲ4・定超				要介護4	840	単位		588	
23	8470	診療所短期Ⅰⅲ5・定超				要介護5	890	単位		623	
23	8312	診療所短期Ⅰⅳ1・定超			d 診療所短期入所療養介護費（ⅳ）＜多床室＞	要介護1	777	単位		544	
23	8322	診療所短期Ⅰⅳ2・定超				要介護2	825	単位		578	
23	8332	診療所短期Ⅰⅳ3・定超				要介護3	875	単位		613	
23	8342	診療所短期Ⅰⅳ4・定超				要介護4	922	単位		645	
23	8352	診療所短期Ⅰⅳ5・定超				要介護5	971	単位		680	
23	8471	診療所短期Ⅰｖ1・定超			e 診療所短期入所療養介護費（ｖ）＜療養機能強化型A＞＜多床室＞	要介護1	809	単位		566	
23	8472	診療所短期Ⅰｖ2・定超				要介護2	860	単位		602	
23	8473	診療所短期Ⅰｖ3・定超				要介護3	911	単位		638	
23	8474	診療所短期Ⅰｖ4・定超				要介護4	961	単位		673	
23	8475	診療所短期Ⅰｖ5・定超				要介護5	1,012	単位		708	
23	8476	診療所短期Ⅰⅵ1・定超			f 診療所短期入所療養介護費（ⅵ）＜療養機能強化型B＞＜多床室＞	要介護1	798	単位		559	
23	8477	診療所短期Ⅰⅵ2・定超				要介護2	848	単位		594	
23	8478	診療所短期Ⅰⅵ3・定超				要介護3	898	単位		629	
23	8479	診療所短期Ⅰⅵ4・定超				要介護4	947	単位		663	
23	8480	診療所短期Ⅰⅵ5・定超				要介護5	998	単位		699	
23	8411	診療所短期Ⅱｉ1・定超		(二)診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）看護・介護＜3:1＞	a 診療所短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1	596	単位		417	
23	8421	診療所短期Ⅱｉ2・定超				要介護2	640	単位		448	
23	8431	診療所短期Ⅱｉ3・定超				要介護3	683	単位		478	
23	8441	診療所短期Ⅱｉ4・定超				要介護4	728	単位		510	
23	8451	診療所短期Ⅱｉ5・定超				要介護5	771	単位		540	
23	8412	診療所短期Ⅱⅱ1・定超			b 診療所短期入所療養介護費（ⅳ）＜多床室＞	要介護1	702	単位		491	
23	8422	診療所短期Ⅱⅱ2・定超				要介護2	745	単位		522	
23	8432	診療所短期Ⅱⅱ3・定超				要介護3	789	単位		552	
23	8442	診療所短期Ⅱⅱ4・定超				要介護4	832	単位		582	
23	8452	診療所短期Ⅱⅱ5・定超				要介護5	876	単位		613	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	8413	ユ型診療所短期Ⅰ1・定超	(2)ユニット型診療所短期入所療養介護費	(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	798	単位	定員超過の場合 × 70%		559	1日につき
23	8423	ユ型診療所短期Ⅰ2・定超			要介護2	847	単位			593	
23	8433	ユ型診療所短期Ⅰ3・定超			要介護3	895	単位			627	
23	8443	ユ型診療所短期Ⅰ4・定超			要介護4	943	単位			660	
23	8453	ユ型診療所短期Ⅰ5・定超			要介護5	992	単位			694	
23	8481	ユ型診療所短期Ⅱ1・定超		(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1	825	単位			578	
23	8482	ユ型診療所短期Ⅱ2・定超			要介護2	877	単位			614	
23	8483	ユ型診療所短期Ⅱ3・定超			要介護3	927	単位			649	
23	8484	ユ型診療所短期Ⅱ4・定超			要介護4	977	単位			684	
23	8485	ユ型診療所短期Ⅱ5・定超			要介護5	1,028	単位			720	
23	8486	ユ型診療所短期Ⅲ1・定超		(三)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1	816	単位			571	
23	8487	ユ型診療所短期Ⅲ2・定超			要介護2	866	単位			606	
23	8488	ユ型診療所短期Ⅲ3・定超			要介護3	916	単位			641	
23	8489	ユ型診療所短期Ⅲ4・定超			要介護4	965	単位			676	
23	8490	ユ型診療所短期Ⅲ5・定超			要介護5	1,015	単位			711	
23	8414	ユ型診療所短期Ⅳ1・定超		(四)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1	798	単位			559	
23	8424	ユ型診療所短期Ⅳ2・定超			要介護2	847	単位			593	
23	8434	ユ型診療所短期Ⅳ3・定超			要介護3	895	単位			627	
23	8444	ユ型診療所短期Ⅳ4・定超			要介護4	943	単位			660	
23	8454	ユ型診療所短期Ⅳ5・定超			要介護5	992	単位			694	
23	8491	ユ型診療所短期Ⅴ1・定超		(五)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1	825	単位			578	
23	8492	ユ型診療所短期Ⅴ2・定超			要介護2	877	単位			614	
23	8493	ユ型診療所短期Ⅴ3・定超			要介護3	927	単位			649	
23	8494	ユ型診療所短期Ⅴ4・定超			要介護4	977	単位			684	
23	8495	ユ型診療所短期Ⅴ5・定超			要介護5	1,028	単位			720	
23	8496	ユ型診療所短期Ⅵ1・定超		(六)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1	816	単位			571	
23	8497	ユ型診療所短期Ⅵ2・定超			要介護2	866	単位			606	
23	8498	ユ型診療所短期Ⅵ3・定超			要介護3	916	単位			641	
23	8499	ユ型診療所短期Ⅵ4・定超			要介護4	965	単位			676	
23	8500	ユ型診療所短期Ⅵ5・定超			要介護5	1,015	単位			711	
23	7802	ユ型診療所短期Ⅰ1・定超・未		(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	798	単位	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	542	
23	7803	ユ型診療所短期Ⅰ2・定超・未			要介護2	847	単位			575	
23	7804	ユ型診療所短期Ⅰ3・定超・未			要介護3	895	単位			608	
23	7805	ユ型診療所短期Ⅰ4・定超・未			要介護4	943	単位			640	
23	7806	ユ型診療所短期Ⅰ5・定超・未			要介護5	992	単位			673	
23	8561	ユ型診療所短期Ⅱ1・定超・未		(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1	825	単位			561	
23	8562	ユ型診療所短期Ⅱ2・定超・未			要介護2	877	単位			596	
23	8563	ユ型診療所短期Ⅱ3・定超・未			要介護3	927	単位			630	
23	8564	ユ型診療所短期Ⅱ4・定超・未			要介護4	977	単位			663	
23	8565	ユ型診療所短期Ⅱ5・定超・未			要介護5	1,028	単位			698	
23	8566	ユ型診療所短期Ⅲ1・定超・未		(三)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1	816	単位			554	
23	8567	ユ型診療所短期Ⅲ2・定超・未			要介護2	866	単位			588	
23	8568	ユ型診療所短期Ⅲ3・定超・未			要介護3	916	単位			622	
23	8569	ユ型診療所短期Ⅲ4・定超・未			要介護4	965	単位			656	
23	8570	ユ型診療所短期Ⅲ5・定超・未			要介護5	1,015	単位			690	
23	7808	ユ型診療所短期Ⅳ1・定超・未		(四)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1	798	単位			542	
23	7809	ユ型診療所短期Ⅳ2・定超・未			要介護2	847	単位			575	
23	7810	ユ型診療所短期Ⅳ3・定超・未			要介護3	895	単位			608	
23	7811	ユ型診療所短期Ⅳ4・定超・未			要介護4	943	単位			640	
23	7812	ユ型診療所短期Ⅳ5・定超・未			要介護5	992	単位			673	
23	8571	ユ型診療所短期Ⅴ1・定超・未		(五)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1	825	単位			561	
23	8572	ユ型診療所短期Ⅴ2・定超・未			要介護2	877	単位			596	
23	8573	ユ型診療所短期Ⅴ3・定超・未			要介護3	927	単位			630	
23	8574	ユ型診療所短期Ⅴ4・定超・未			要介護4	977	単位			663	
23	8575	ユ型診療所短期Ⅴ5・定超・未			要介護5	1,028	単位			698	
23	8576	ユ型診療所短期Ⅵ1・定超・未		(六)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1	816	単位			554	
23	8577	ユ型診療所短期Ⅵ2・定超・未			要介護2	866	単位			588	
23	8578	ユ型診療所短期Ⅵ3・定超・未			要介護3	916	単位			622	
23	8579	ユ型診療所短期Ⅵ4・定超・未			要介護4	965	単位			656	
23	8580	ユ型診療所短期Ⅵ5・定超・未			要介護5	1,015	単位			690	
23	8455	特定診療所短期1・定超	(3)特定診療所短期入所療養介護費(日帰りショート)	(一)3時間以上4時間未満		654	単位	定員超過の場合 × 70%		458	1回につき
23	8456	特定診療所短期2・定超		(二)4時間以上6時間未満		905	単位			634	
23	8457	特定診療所短期3・定超		(三)6時間以上8時間未満		1,257	単位			880	

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
23	4111	認知症型短期Ⅰｉ１	(1)認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	1,017	単位	1,017	1日につき
23	4121	認知症型短期Ⅰｉ２					要介護2	1,081	単位	1,081	
23	4131	認知症型短期Ⅰｉ３					要介護3	1,145	単位	1,145	
23	4141	認知症型短期Ⅰｉ４					要介護4	1,209	単位	1,209	
23	4151	認知症型短期Ⅰｉ５					要介護5	1,273	単位	1,273	
23	4112	認知症型短期Ⅰii１				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1	1,122	単位	1,122	
23	4122	認知症型短期Ⅰii２					要介護2	1,187	単位	1,187	
23	4132	認知症型短期Ⅰii３					要介護3	1,250	単位	1,250	
23	4142	認知症型短期Ⅰii４					要介護4	1,315	単位	1,315	
23	4152	認知症型短期Ⅰii５					要介護5	1,378	単位	1,378	
23	4211	認知症型短期Ⅱｉ１		一般病院	(二)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	962	単位	962	
23	4221	認知症型短期Ⅱｉ２					要介護2	1,029	単位	1,029	
23	4231	認知症型短期Ⅱｉ３					要介護3	1,097	単位	1,097	
23	4241	認知症型短期Ⅱｉ４					要介護4	1,164	単位	1,164	
23	4251	認知症型短期Ⅱｉ５					要介護5	1,230	単位	1,230	
23	4212	認知症型短期Ⅱii１				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1	1,068	単位	1,068	
23	4222	認知症型短期Ⅱii２					要介護2	1,135	単位	1,135	
23	4232	認知症型短期Ⅱii３					要介護3	1,201	単位	1,201	
23	4242	認知症型短期Ⅱii４					要介護4	1,270	単位	1,270	
23	4252	認知症型短期Ⅱii５					要介護5	1,336	単位	1,336	
23	4311	認知症型短期Ⅲｉ１			(三)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	934	単位	934	
23	4321	認知症型短期Ⅲｉ２					要介護2	1,000	単位	1,000	
23	4331	認知症型短期Ⅲｉ３					要介護3	1,065	単位	1,065	
23	4341	認知症型短期Ⅲｉ４					要介護4	1,130	単位	1,130	
23	4351	認知症型短期Ⅲｉ５					要介護5	1,195	単位	1,195	
23	4312	認知症型短期Ⅲii１				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1	1,040	単位	1,040	
23	4322	認知症型短期Ⅲii２					要介護2	1,105	単位	1,105	
23	4332	認知症型短期Ⅲii３					要介護3	1,171	単位	1,171	
23	4342	認知症型短期Ⅲii４					要介護4	1,236	単位	1,236	
23	4352	認知症型短期Ⅲii５					要介護5	1,300	単位	1,300	
23	4113	認知症型短期Ⅳｉ１			(四)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	919	単位	919	
23	4123	認知症型短期Ⅳｉ２					要介護2	983	単位	983	
23	4133	認知症型短期Ⅳｉ３					要介護3	1,047	単位	1,047	
23	4143	認知症型短期Ⅳｉ４					要介護4	1,111	単位	1,111	
23	4153	認知症型短期Ⅳｉ５					要介護5	1,175	単位	1,175	
23	4114	認知症型短期Ⅳii１				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1	1,024	単位	1,024	
23	4124	認知症型短期Ⅳii２					要介護2	1,089	単位	1,089	
23	4134	認知症型短期Ⅳii３					要介護3	1,152	単位	1,152	
23	4144	認知症型短期Ⅳii４					要介護4	1,217	単位	1,217	
23	4154	認知症型短期Ⅳii５					要介護5	1,280	単位	1,280	
23	4213	認知症型短期Ⅴｉ１			(五)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	860	単位	860	
23	4223	認知症型短期Ⅴｉ２					要介護2	924	単位	924	
23	4233	認知症型短期Ⅴｉ３					要介護3	988	単位	988	
23	4243	認知症型短期Ⅴｉ４					要介護4	1,052	単位	1,052	
23	4253	認知症型短期Ⅴｉ５					要介護5	1,116	単位	1,116	
23	4214	認知症型短期Ⅴii１				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1	966	単位	966	
23	4224	認知症型短期Ⅴii２					要介護2	1,029	単位	1,029	
23	4234	認知症型短期Ⅴii３					要介護3	1,094	単位	1,094	
23	4244	認知症型短期Ⅴii４					要介護4	1,158	単位	1,158	
23	4254	認知症型短期Ⅴii５					要介護5	1,221	単位	1,221	
23	5802	認知症経過型短期Ⅰ１	(2)認知症疾患型経過型	短期入所療養介護費	(一)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>		要介護1	767	単位	767	
23	5803	認知症経過型短期Ⅰ２					要介護2	830	単位	830	
23	5804	認知症経過型短期Ⅰ３					要介護3	895	単位	895	
23	5805	認知症経過型短期Ⅰ４					要介護4	959	単位	959	
23	5806	認知症経過型短期Ⅰ５					要介護5	1,023	単位	1,023	
23	5808	認知症経過型短期Ⅱ１			(二)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>		要介護1	873	単位	873	
23	5809	認知症経過型短期Ⅱ２					要介護2	936	単位	936	
23	5810	認知症経過型短期Ⅱ３					要介護3	1,000	単位	1,000	
23	5811	認知症経過型短期Ⅱ４					要介護4	1,065	単位	1,065	
23	5812	認知症経過型短期Ⅱ５					要介護5	1,128	単位	1,128	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	4313	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１	(3)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位		1,143	1日につき
23	4323	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２					要介護2	1,207	単位		1,207	
23	4333	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３					要介護3	1,271	単位		1,271	
23	4343	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４					要介護4	1,335	単位		1,335	
23	4353	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５					要介護5	1,399	単位		1,399	
23	4314	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位		1,143	
23	4324	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２					要介護2	1,207	単位		1,207	
23	4334	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３					要介護3	1,271	単位		1,271	
23	4344	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４					要介護4	1,335	単位		1,335	
23	4354	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５					要介護5	1,399	単位		1,399	
23	4413	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位		1,088	
23	4423	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２					要介護2	1,155	単位		1,155	
23	4433	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３					要介護3	1,223	単位		1,223	
23	4443	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４					要介護4	1,290	単位		1,290	
23	4453	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５					要介護5	1,356	単位		1,356	
23	4414	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位		1,088	
23	4424	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２					要介護2	1,155	単位		1,155	
23	4434	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３					要介護3	1,223	単位		1,223	
23	4444	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４					要介護4	1,290	単位		1,290	
23	4454	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５					要介護5	1,356	単位		1,356	
23	4316	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	1,109	
23	4326	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・未					要介護2	1,207	単位		1,171	
23	4336	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・未					要介護3	1,271	単位		1,233	
23	4346	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・未					要介護4	1,335	単位		1,295	
23	4356	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・未					要介護5	1,399	単位		1,357	
23	4317	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位		1,109	
23	4327	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・未					要介護2	1,207	単位		1,171	
23	4337	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・未					要介護3	1,271	単位		1,233	
23	4347	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・未					要介護4	1,335	単位		1,295	
23	4357	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・未					要介護5	1,399	単位		1,357	
23	4416	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位		1,055	
23	4426	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・未					要介護2	1,155	単位		1,120	
23	4436	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・未					要介護3	1,223	単位		1,186	
23	4446	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・未					要介護4	1,290	単位		1,251	
23	4456	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・未					要介護5	1,356	単位		1,315	
23	4417	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位		1,055	
23	4427	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・未					要介護2	1,155	単位		1,120	
23	4437	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・未					要介護3	1,223	単位		1,186	
23	4447	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・未					要介護4	1,290	単位		1,251	
23	4457	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・未					要介護5	1,356	単位		1,315	
23	4455	特定認知症型短期１	(4)特定認知症疾患型短期入所療養介護費(日帰りショート)			(一)3時間以上4時間未満		654	単位		654	1回につき
23	4461	特定認知症型短期２				(二)4時間以上6時間未満		905	単位		905	
23	4462	特定認知症型短期３				(三)6時間以上8時間未満		1,257	単位		1,257	
23	4751	認知症型短期緊急短期入所受入加算	緊急短期入所受入加算(7日間限度)					90	単位加算		90	1日につき
23	4920	認知症型短期送迎加算	送迎を行う場合					184	単位加算		184	片道につき
23	4775	認知症型短期療養食加算	(5)療養食加算					23	単位加算		23	1日につき
23	4700	認知症短期サービス提供体制加算Ⅰ1	(7)サービス提供体制強化加算				(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	単位加算		18	
23	4701	認知症短期サービス提供体制加算Ⅰ2					(二)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12	単位加算		12	
23	4702	認知症短期サービス提供体制加算Ⅱ					(三)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6	単位加算		6	
23	4703	認知症短期サービス提供体制加算Ⅲ					(四)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	単位加算		6	
23	4710	認知症短期処遇改善加算Ⅰ	(8)介護職員処遇改善加算				(一)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 20/1000	加算			1月につき
23	4711	認知症短期処遇改善加算Ⅱ					(二)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 11/1000	加算			
23	4712	認知症短期処遇改善加算Ⅲ					(三)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(二)で算定した単位数の 90%	加算			
23	4713	認知症短期処遇改善加算Ⅳ					(四)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(二)で算定した単位数の 80%	加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
23	8511	認知症型短期Ⅰｉ１・定超	(1)認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	1,017	単位	定員超過の場合 × 70%			712	1日につき
23	8521	認知症型短期Ⅰｉ２・定超					要介護2	1,081	単位				757	
23	8531	認知症型短期Ⅰｉ３・定超					要介護3	1,145	単位				802	
23	8541	認知症型短期Ⅰｉ４・定超					要介護4	1,209	単位				846	
23	8551	認知症型短期Ⅰｉ５・定超					要介護5	1,273	単位				891	
23	8512	認知症型短期Ⅰⅱ１・定超				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1	1,122	単位				785	
23	8522	認知症型短期Ⅰⅱ２・定超					要介護2	1,187	単位				831	
23	8532	認知症型短期Ⅰⅱ３・定超					要介護3	1,250	単位				875	
23	8542	認知症型短期Ⅰⅱ４・定超					要介護4	1,315	単位				921	
23	8552	認知症型短期Ⅰⅱ５・定超					要介護5	1,378	単位				965	
23	8611	認知症型短期Ⅱｉ１・定超		一般病院	(二)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	962	単位				673	
23	8621	認知症型短期Ⅱｉ２・定超					要介護2	1,029	単位				720	
23	8631	認知症型短期Ⅱｉ３・定超					要介護3	1,097	単位				768	
23	8641	認知症型短期Ⅱｉ４・定超					要介護4	1,164	単位				815	
23	8651	認知症型短期Ⅱｉ５・定超					要介護5	1,230	単位				861	
23	8612	認知症型短期Ⅱⅱ１・定超				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1	1,068	単位				748	
23	8622	認知症型短期Ⅱⅱ２・定超					要介護2	1,135	単位				795	
23	8632	認知症型短期Ⅱⅱ３・定超					要介護3	1,201	単位				841	
23	8642	認知症型短期Ⅱⅱ４・定超					要介護4	1,270	単位				889	
23	8652	認知症型短期Ⅱⅱ５・定超					要介護5	1,336	単位				935	
23	8711	認知症型短期Ⅲｉ１・定超			(三)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	934	単位				654	
23	8721	認知症型短期Ⅲｉ２・定超					要介護2	1,000	単位				700	
23	8731	認知症型短期Ⅲｉ３・定超					要介護3	1,065	単位				746	
23	8741	認知症型短期Ⅲｉ４・定超					要介護4	1,130	単位				791	
23	8751	認知症型短期Ⅲｉ５・定超					要介護5	1,195	単位				837	
23	8712	認知症型短期Ⅲⅱ１・定超				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1	1,040	単位				728	
23	8722	認知症型短期Ⅲⅱ２・定超					要介護2	1,105	単位				774	
23	8732	認知症型短期Ⅲⅱ３・定超					要介護3	1,171	単位				820	
23	8742	認知症型短期Ⅲⅱ４・定超					要介護4	1,236	単位				865	
23	8752	認知症型短期Ⅲⅱ５・定超					要介護5	1,300	単位				910	
23	8715	認知症型短期Ⅳｉ１・定超			(四)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	919	単位				643	
23	8725	認知症型短期Ⅳｉ２・定超					要介護2	983	単位				688	
23	8735	認知症型短期Ⅳｉ３・定超					要介護3	1,047	単位				733	
23	8745	認知症型短期Ⅳｉ４・定超					要介護4	1,111	単位				778	
23	8755	認知症型短期Ⅳｉ５・定超					要介護5	1,175	単位				823	
23	8716	認知症型短期Ⅳⅱ１・定超				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1	1,024	単位				717	
23	8726	認知症型短期Ⅳⅱ２・定超					要介護2	1,089	単位				762	
23	8736	認知症型短期Ⅳⅱ３・定超					要介護3	1,152	単位				806	
23	8746	認知症型短期Ⅳⅱ４・定超					要介護4	1,217	単位				852	
23	8756	認知症型短期Ⅳⅱ５・定超					要介護5	1,280	単位				896	
23	8513	認知症型短期Ⅴｉ１・定超			(五)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	860	単位				602	
23	8523	認知症型短期Ⅴｉ２・定超					要介護2	924	単位				647	
23	8533	認知症型短期Ⅴｉ３・定超					要介護3	988	単位				692	
23	8543	認知症型短期Ⅴｉ４・定超					要介護4	1,052	単位				736	
23	8553	認知症型短期Ⅴｉ５・定超					要介護5	1,116	単位				781	
23	8514	認知症型短期Ⅴⅱ１・定超				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1	966	単位				676	
23	8524	認知症型短期Ⅴⅱ２・定超					要介護2	1,029	単位				720	
23	8534	認知症型短期Ⅴⅱ３・定超					要介護3	1,094	単位				766	
23	8544	認知症型短期Ⅴⅱ４・定超					要介護4	1,158	単位				811	
23	8554	認知症型短期Ⅴⅱ５・定超					要介護5	1,221	単位				855	
23	5820	認知症経過型短期Ⅰ１・定超	(2)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費		(一)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>		要介護1	767	単位	定員超過の場合 × 70%			537	
23	5821	認知症経過型短期Ⅰ２・定超					要介護2	830	単位				581	
23	5822	認知症経過型短期Ⅰ３・定超					要介護3	895	単位				627	
23	5823	認知症経過型短期Ⅰ４・定超					要介護4	959	単位				671	
23	5824	認知症経過型短期Ⅰ５・定超					要介護5	1,023	単位				716	
23	5826	認知症経過型短期Ⅱ１・定超			(二)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>		要介護1	873	単位				611	
23	5827	認知症経過型短期Ⅱ２・定超					要介護2	936	単位				655	
23	5828	認知症経過型短期Ⅱ３・定超					要介護3	1,000	単位				700	
23	5829	認知症経過型短期Ⅱ４・定超					要介護4	1,065	単位				746	
23	5830	認知症経過型短期Ⅱ５・定超					要介護5	1,128	単位				790	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
23	8713	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・定超	(3)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	定員超過の場合 × 70%		800	1日につき
23	8723	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・定超					要介護2	1,207	単位			845	
23	8733	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・定超					要介護3	1,271	単位			890	
23	8743	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・定超					要介護4	1,335	単位			935	
23	8753	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・定超					要介護5	1,399	単位			979	
23	8714	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・定超				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位			800	
23	8724	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・定超					要介護2	1,207	単位			845	
23	8734	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・定超					要介護3	1,271	単位			890	
23	8744	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・定超					要介護4	1,335	単位			935	
23	8754	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・定超					要介護5	1,399	単位			979	
23	8717	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・定超		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位			762	
23	8727	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・定超					要介護2	1,155	単位			809	
23	8737	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・定超					要介護3	1,223	単位			856	
23	8747	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・定超					要介護4	1,290	単位			903	
23	8757	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・定超					要介護5	1,356	単位			949	
23	8718	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・定超				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位			762	
23	8728	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・定超					要介護2	1,155	単位			809	
23	8738	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・定超					要介護3	1,223	単位			856	
23	8748	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・定超					要介護4	1,290	単位			903	
23	8758	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・定超					要介護5	1,356	単位			949	
23	7814	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・定超・未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	776	
23	7815	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・定超・未					要介護2	1,207	単位			820	
23	7816	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・定超・未					要介護3	1,271	単位			863	
23	7817	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・定超・未					要介護4	1,335	単位			907	
23	7818	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・定超・未					要介護5	1,399	単位			950	
23	7820	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・定超・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位			776	
23	7821	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・定超・未					要介護2	1,207	単位			820	
23	7822	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・定超・未					要介護3	1,271	単位			863	
23	7823	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・定超・未					要介護4	1,335	単位			907	
23	7824	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・定超・未					要介護5	1,399	単位			950	
23	7826	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・定超・未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位			739	
23	7827	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・定超・未					要介護2	1,155	単位			785	
23	7828	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・定超・未					要介護3	1,223	単位			830	
23	7829	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・定超・未					要介護4	1,290	単位			876	
23	7830	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・定超・未					要介護5	1,356	単位			921	
23	7832	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・定超・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位			739	
23	7833	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・定超・未					要介護2	1,155	単位			785	
23	7834	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・定超・未					要介護3	1,223	単位			830	
23	7835	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・定超・未					要介護4	1,290	単位			876	
23	7836	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・定超・未					要介護5	1,356	単位			921	
23	8555	特定認知症型短期１・定超	(4)特定認知症疾患型短期入所療養介護費(日帰りショート)			(一)3時間以上4時間未満		654	単位	定員超過の場合 × 70%		458	1回につき
23	8556	特定認知症型短期２・定超				(二)4時間以上6時間未満		905	単位			634	
23	8557	特定認知症型短期３・定超				(三)6時間以上8時間未満		1,257	単位			880	

看護･介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
23	7101	認知症型短期Ⅰｉ１・欠１	(1)認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)看護＜3:1＞介護＜6:1＞	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ)＜従来型個室＞	要介護1	1,017	単位	看護･介護職員が欠員の場合 × 70%		712	1日につき
23	7102	認知症型短期Ⅰｉ２・欠１					要介護2	1,081	単位			757	
23	7103	認知症型短期Ⅰｉ３・欠１					要介護3	1,145	単位			802	
23	7104	認知症型短期Ⅰｉ４・欠１					要介護4	1,209	単位			846	
23	7105	認知症型短期Ⅰｉ５・欠１					要介護5	1,273	単位			891	
23	7107	認知症型短期Ⅰⅱ１・欠１				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	1,122	単位			785	
23	7108	認知症型短期Ⅰⅱ２・欠１					要介護2	1,187	単位			831	
23	7109	認知症型短期Ⅰⅱ３・欠１					要介護3	1,250	単位			875	
23	7110	認知症型短期Ⅰⅱ４・欠１					要介護4	1,315	単位			921	
23	7111	認知症型短期Ⅰⅱ５・欠１					要介護5	1,378	単位			965	
23	7137	認知症型短期Ⅳｉ１・欠１		一般病院	(四)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)看護＜4:1＞介護＜6:1＞	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ)＜従来型個室＞	要介護1	919	単位			643	
23	7138	認知症型短期Ⅳｉ２・欠１					要介護2	983	単位			688	
23	7139	認知症型短期Ⅳｉ３・欠１					要介護3	1,047	単位			733	
23	7140	認知症型短期Ⅳｉ４・欠１					要介護4	1,111	単位			778	
23	7141	認知症型短期Ⅳｉ５・欠１					要介護5	1,175	単位			823	
23	7143	認知症型短期Ⅳⅱ１・欠１				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	1,024	単位			717	
23	7144	認知症型短期Ⅳⅱ２・欠１					要介護2	1,089	単位			762	
23	7145	認知症型短期Ⅳⅱ３・欠１					要介護3	1,152	単位			806	
23	7146	認知症型短期Ⅳⅱ４・欠１					要介護4	1,217	単位			852	
23	7147	認知症型短期Ⅳⅱ５・欠１					要介護5	1,280	単位			896	
23	7149	認知症型短期Ⅴｉ１・欠１			(五)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ)＜従来型個室＞	要介護1	860	単位			602	
23	7150	認知症型短期Ⅴｉ２・欠１					要介護2	924	単位			647	
23	7151	認知症型短期Ⅴｉ３・欠１					要介護3	988	単位			692	
23	7152	認知症型短期Ⅴｉ４・欠１					要介護4	1,052	単位			736	
23	7153	認知症型短期Ⅴｉ５・欠１					要介護5	1,116	単位			781	
23	7155	認知症型短期Ⅴⅱ１・欠１				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)＜多床室＞	要介護1	966	単位			676	
23	7156	認知症型短期Ⅴⅱ２・欠１					要介護2	1,029	単位			720	
23	7157	認知症型短期Ⅴⅱ３・欠１					要介護3	1,094	単位			766	
23	7158	認知症型短期Ⅴⅱ４・欠１					要介護4	1,158	単位			811	
23	7159	認知症型短期Ⅴⅱ５・欠１					要介護5	1,221	単位			855	
23	5833	認知症経過型短期Ⅰ１・欠１	(2)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費		(一)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)＜従来型個室＞		要介護1	767	単位	看護･介護職員が欠員の場合 × 70%		537	
23	5834	認知症経過型短期Ⅰ２・欠１					要介護2	830	単位			581	
23	5835	認知症経過型短期Ⅰ３・欠１					要介護3	895	単位			627	
23	5836	認知症経過型短期Ⅰ４・欠１					要介護4	959	単位			671	
23	5837	認知症経過型短期Ⅰ５・欠１					要介護5	1,023	単位			716	
23	5839	認知症経過型短期Ⅱ１・欠１			(二)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)＜多床室＞		要介護1	873	単位			611	
23	5840	認知症経過型短期Ⅱ２・欠１					要介護2	936	単位			655	
23	5841	認知症経過型短期Ⅱ３・欠１					要介護3	1,000	単位			700	
23	5842	認知症経過型短期Ⅱ４・欠１					要介護4	1,065	単位			746	
23	5843	認知症経過型短期Ⅱ５・欠１					要介護5	1,128	単位			790	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
23	7161	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・欠１	(3)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		800	1日につき
23	7162	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・欠１					要介護2	1,207	単位			845	
23	7163	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・欠１					要介護3	1,271	単位			890	
23	7164	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・欠１					要介護4	1,335	単位			935	
23	7165	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・欠１					要介護5	1,399	単位			979	
23	7167	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・欠１				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位			800	
23	7168	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・欠１					要介護2	1,207	単位			845	
23	7169	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・欠１					要介護3	1,271	単位			890	
23	7170	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・欠１					要介護4	1,335	単位			935	
23	7171	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・欠１					要介護5	1,399	単位			979	
23	7173	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・欠１		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位			762	
23	7174	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・欠１					要介護2	1,155	単位			809	
23	7175	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・欠１					要介護3	1,223	単位			856	
23	7176	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・欠１					要介護4	1,290	単位			903	
23	7177	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・欠１					要介護5	1,356	単位			949	
23	7179	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・欠１				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位			762	
23	7180	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・欠１					要介護2	1,155	単位			809	
23	7181	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・欠１					要介護3	1,223	単位			856	
23	7182	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・欠１					要介護4	1,290	単位			903	
23	7183	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・欠１					要介護5	1,356	単位			949	
23	7838	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・欠１・未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	算 ユニットケア体制未整備減 × 97%	776	
23	7839	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・欠１・未					要介護2	1,207	単位			820	
23	7840	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・欠１・未					要介護3	1,271	単位			863	
23	7841	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・欠１・未					要介護4	1,335	単位			907	
23	7842	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・欠１・未					要介護5	1,399	単位			950	
23	7844	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・欠１・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位			776	
23	7845	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・欠１・未					要介護2	1,207	単位			820	
23	7846	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・欠１・未					要介護3	1,271	単位			863	
23	7847	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・欠１・未					要介護4	1,335	単位			907	
23	7848	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・欠１・未					要介護5	1,399	単位			950	
23	7850	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・欠１・未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位			739	
23	7851	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・欠１・未					要介護2	1,155	単位			785	
23	7852	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・欠１・未					要介護3	1,223	単位			830	
23	7853	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・欠１・未					要介護4	1,290	単位			876	
23	7854	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・欠１・未					要介護5	1,356	単位			921	
23	7856	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・欠１・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位			739	
23	7857	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・欠１・未					要介護2	1,155	単位			785	
23	7858	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・欠１・未					要介護3	1,223	単位			830	
23	7859	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・欠１・未					要介護4	1,290	単位			876	
23	7860	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・欠１・未					要介護5	1,356	単位			921	
23	7196	特定認知症型短期１・欠１	(4)特定認知症疾患型短期入所療養介護費(日帰りショート)			(一)3時間以上4時間未満		654	単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		458	1回につき
23	7197	特定認知症型短期２・欠１				(二)4時間以上6時間未満		905	単位			634	
23	7198	特定認知症型短期３・欠１				(三)6時間以上8時間未満		1,257	単位			880	

正看比率が20%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
23	7201	認知症型短期Ⅰｉ１・欠３	(1)認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）看護＜3:1＞介護＜6:1＞	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1	1,017	単位	正看比率が20%未満の場合 × 90%		915	1日につき
23	7202	認知症型短期Ⅰｉ２・欠３					要介護2	1,081	単位			973	
23	7203	認知症型短期Ⅰｉ３・欠３					要介護3	1,145	単位			1,031	
23	7204	認知症型短期Ⅰｉ４・欠３					要介護4	1,209	単位			1,088	
23	7205	認知症型短期Ⅰｉ５・欠３					要介護5	1,273	単位			1,146	
23	7207	認知症型短期Ⅰⅱ１・欠３				b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	1,122	単位			1,010	
23	7208	認知症型短期Ⅰⅱ２・欠３					要介護2	1,187	単位			1,068	
23	7209	認知症型短期Ⅰⅱ３・欠３					要介護3	1,250	単位			1,125	
23	7210	認知症型短期Ⅰⅱ４・欠３					要介護4	1,315	単位			1,184	
23	7211	認知症型短期Ⅰⅱ５・欠３					要介護5	1,378	単位			1,240	
23	7237	認知症型短期Ⅳｉ１・欠３		一般病院	(四)認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅳ）看護＜4:1＞介護＜6:1＞	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1	919	単位			827	
23	7238	認知症型短期Ⅳｉ２・欠３					要介護2	983	単位			885	
23	7239	認知症型短期Ⅳｉ３・欠３					要介護3	1,047	単位			942	
23	7240	認知症型短期Ⅳｉ４・欠３					要介護4	1,111	単位			1,000	
23	7241	認知症型短期Ⅳｉ５・欠３					要介護5	1,175	単位			1,058	
23	7243	認知症型短期Ⅳⅱ１・欠３				b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	1,024	単位			922	
23	7244	認知症型短期Ⅳⅱ２・欠３					要介護2	1,089	単位			980	
23	7245	認知症型短期Ⅳⅱ３・欠３					要介護3	1,152	単位			1,037	
23	7246	認知症型短期Ⅳⅱ４・欠３					要介護4	1,217	単位			1,095	
23	7247	認知症型短期Ⅳⅱ５・欠３					要介護5	1,280	単位			1,152	
23	7249	認知症型短期Ⅴｉ１・欠３			(五)認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅴ）経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1	860	単位			774	
23	7250	認知症型短期Ⅴｉ２・欠３					要介護2	924	単位			832	
23	7251	認知症型短期Ⅴｉ３・欠３					要介護3	988	単位			889	
23	7252	認知症型短期Ⅴｉ４・欠３					要介護4	1,052	単位			947	
23	7253	認知症型短期Ⅴｉ５・欠３					要介護5	1,116	単位			1,004	
23	7255	認知症型短期Ⅴⅱ１・欠３				b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	966	単位			869	
23	7256	認知症型短期Ⅴⅱ２・欠３					要介護2	1,029	単位			926	
23	7257	認知症型短期Ⅴⅱ３・欠３					要介護3	1,094	単位			985	
23	7258	認知症型短期Ⅴⅱ４・欠３					要介護4	1,158	単位			1,042	
23	7259	認知症型短期Ⅴⅱ５・欠３					要介護5	1,221	単位			1,099	
23	5846	認知症経過型短期Ⅰ１・欠３	(2)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費		(一)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞		要介護1	767	単位	正看比率が20%未満の場合 × 90%		690	
23	5847	認知症経過型短期Ⅰ２・欠３					要介護2	830	単位			747	
23	5848	認知症経過型短期Ⅰ３・欠３					要介護3	895	単位			806	
23	5849	認知症経過型短期Ⅰ４・欠３					要介護4	959	単位			863	
23	5850	認知症経過型短期Ⅰ５・欠３					要介護5	1,023	単位			921	
23	5852	認知症経過型短期Ⅱ１・欠３			(二)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）＜多床室＞		要介護1	873	単位			786	
23	5853	認知症経過型短期Ⅱ２・欠３					要介護2	936	単位			842	
23	5854	認知症経過型短期Ⅱ３・欠３					要介護3	1,000	単位			900	
23	5855	認知症経過型短期Ⅱ４・欠３					要介護4	1,065	単位			959	
23	5856	認知症経過型短期Ⅱ５・欠３					要介護5	1,128	単位			1,015	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
23	7261	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・欠３	(3)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	正看比率が20%未満の場合 × 90%		1,029	1日につき
23	7262	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・欠３					要介護2	1,207	単位			1,086	
23	7263	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・欠３					要介護3	1,271	単位			1,144	
23	7264	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・欠３					要介護4	1,335	単位			1,202	
23	7265	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・欠３					要介護5	1,399	単位			1,259	
23	7267	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・欠３				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位			1,029	
23	7268	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・欠３					要介護2	1,207	単位			1,086	
23	7269	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・欠３					要介護3	1,271	単位			1,144	
23	7270	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・欠３					要介護4	1,335	単位			1,202	
23	7271	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・欠３					要介護5	1,399	単位			1,259	
23	7273	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・欠３		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位			979	
23	7274	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・欠３					要介護2	1,155	単位			1,040	
23	7275	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・欠３					要介護3	1,223	単位			1,101	
23	7276	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・欠３					要介護4	1,290	単位			1,161	
23	7277	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・欠３					要介護5	1,356	単位			1,220	
23	7279	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・欠３				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位			979	
23	7280	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・欠３					要介護2	1,155	単位			1,040	
23	7281	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・欠３					要介護3	1,223	単位			1,101	
23	7282	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・欠３					要介護4	1,290	単位			1,161	
23	7283	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・欠３					要介護5	1,356	単位			1,220	
23	7862	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・欠３・未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	正看比率が20%未満の場合 × 90%	算 ユニットケア体制未整備減 × 97%	998	
23	7863	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・欠３・未					要介護2	1,207	単位			1,053	
23	7864	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・欠３・未					要介護3	1,271	単位			1,110	
23	7865	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・欠３・未					要介護4	1,335	単位			1,166	
23	7866	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・欠３・未					要介護5	1,399	単位			1,221	
23	7868	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・欠３・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位			998	
23	7869	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・欠３・未					要介護2	1,207	単位			1,053	
23	7870	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・欠３・未					要介護3	1,271	単位			1,110	
23	7871	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・欠３・未					要介護4	1,335	単位			1,166	
23	7872	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・欠３・未					要介護5	1,399	単位			1,221	
23	7874	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・欠３・未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位			950	
23	7875	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・欠３・未					要介護2	1,155	単位			1,009	
23	7876	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・欠３・未					要介護3	1,223	単位			1,068	
23	7877	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・欠３・未					要介護4	1,290	単位			1,126	
23	7878	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・欠３・未					要介護5	1,356	単位			1,183	
23	7880	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・欠３・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位			950	
23	7881	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・欠３・未					要介護2	1,155	単位			1,009	
23	7882	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・欠３・未					要介護3	1,223	単位			1,068	
23	7883	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・欠３・未					要介護4	1,290	単位			1,126	
23	7884	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・欠３・未					要介護5	1,356	単位			1,183	
23	7296	特定認知症型短期１・欠３	(4)特定認知症疾患型短期入所療養介護費(日帰りショート)			(一)3時間以上4時間未満		654	単位	正看比率が20%未満の場合 × 90%		589	1回につき
23	7297	特定認知症型短期２・欠３				(二)4時間以上6時間未満		905	単位			815	
23	7298	特定認知症型短期３・欠３				(三)6時間以上8時間未満		1,257	単位			1,131	

僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
23	7301	認知症型短期Ⅰｉ１・欠４	(1)認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護＜3:1＞ 介護＜6:1＞	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1	1,017	単位	僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合 － 12 単位		1,005	1日につき
23	7302	認知症型短期Ⅰｉ２・欠４					要介護2	1,081	単位			1,069	
23	7303	認知症型短期Ⅰｉ３・欠４					要介護3	1,145	単位			1,133	
23	7304	認知症型短期Ⅰｉ４・欠４					要介護4	1,209	単位			1,197	
23	7305	認知症型短期Ⅰｉ５・欠４					要介護5	1,273	単位			1,261	
23	7307	認知症型短期Ⅰii１・欠４				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) ＜多床室＞	要介護1	1,122	単位			1,110	
23	7308	認知症型短期Ⅰii２・欠４					要介護2	1,187	単位			1,175	
23	7309	認知症型短期Ⅰii３・欠４					要介護3	1,250	単位			1,238	
23	7310	認知症型短期Ⅰii４・欠４					要介護4	1,315	単位			1,303	
23	7311	認知症型短期Ⅰii５・欠４					要介護5	1,378	単位			1,366	
23	7313	認知症型短期Ⅱｉ１・欠４		一般病院	(二)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護＜4:1＞ 介護＜4:1＞	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1	962	単位			950	
23	7314	認知症型短期Ⅱｉ２・欠４					要介護2	1,029	単位			1,017	
23	7315	認知症型短期Ⅱｉ３・欠４					要介護3	1,097	単位			1,085	
23	7316	認知症型短期Ⅱｉ４・欠４					要介護4	1,164	単位			1,152	
23	7317	認知症型短期Ⅱｉ５・欠４					要介護5	1,230	単位			1,218	
23	7319	認知症型短期Ⅱii１・欠４				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) ＜多床室＞	要介護1	1,068	単位			1,056	
23	7320	認知症型短期Ⅱii２・欠４					要介護2	1,135	単位			1,123	
23	7321	認知症型短期Ⅱii３・欠４					要介護3	1,201	単位			1,189	
23	7322	認知症型短期Ⅱii４・欠４					要介護4	1,270	単位			1,258	
23	7323	認知症型短期Ⅱii５・欠４					要介護5	1,336	単位			1,324	
23	7325	認知症型短期Ⅲｉ１・欠４			(三)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護＜4:1＞ 介護＜5:1＞	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1	934	単位			922	
23	7326	認知症型短期Ⅲｉ２・欠４					要介護2	1,000	単位			988	
23	7327	認知症型短期Ⅲｉ３・欠４					要介護3	1,065	単位			1,053	
23	7328	認知症型短期Ⅲｉ４・欠４					要介護4	1,130	単位			1,118	
23	7329	認知症型短期Ⅲｉ５・欠４					要介護5	1,195	単位			1,183	
23	7331	認知症型短期Ⅲii１・欠４				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) ＜多床室＞	要介護1	1,040	単位			1,028	
23	7332	認知症型短期Ⅲii２・欠４					要介護2	1,105	単位			1,093	
23	7333	認知症型短期Ⅲii３・欠４					要介護3	1,171	単位			1,159	
23	7334	認知症型短期Ⅲii４・欠４					要介護4	1,236	単位			1,224	
23	7335	認知症型短期Ⅲii５・欠４					要介護5	1,300	単位			1,288	
23	7337	認知症型短期Ⅳｉ１・欠４			(四)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護＜4:1＞ 介護＜6:1＞	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1	919	単位			907	
23	7338	認知症型短期Ⅳｉ２・欠４					要介護2	983	単位			971	
23	7339	認知症型短期Ⅳｉ３・欠４					要介護3	1,047	単位			1,035	
23	7340	認知症型短期Ⅳｉ４・欠４					要介護4	1,111	単位			1,099	
23	7341	認知症型短期Ⅳｉ５・欠４					要介護5	1,175	単位			1,163	
23	7343	認知症型短期Ⅳii１・欠４				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) ＜多床室＞	要介護1	1,024	単位			1,012	
23	7344	認知症型短期Ⅳii２・欠４					要介護2	1,089	単位			1,077	
23	7345	認知症型短期Ⅳii３・欠４					要介護3	1,152	単位			1,140	
23	7346	認知症型短期Ⅳii４・欠４					要介護4	1,217	単位			1,205	
23	7347	認知症型短期Ⅳii５・欠４					要介護5	1,280	単位			1,268	
23	7349	認知症型短期Ⅴｉ１・欠４			(五)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1	860	単位			848	
23	7350	認知症型短期Ⅴｉ２・欠４					要介護2	924	単位			912	
23	7351	認知症型短期Ⅴｉ３・欠４					要介護3	988	単位			976	
23	7352	認知症型短期Ⅴｉ４・欠４					要介護4	1,052	単位			1,040	
23	7353	認知症型短期Ⅴｉ５・欠４					要介護5	1,116	単位			1,104	
23	7355	認知症型短期Ⅴii１・欠４				b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) ＜多床室＞	要介護1	966	単位			954	
23	7356	認知症型短期Ⅴii２・欠４					要介護2	1,029	単位			1,017	
23	7357	認知症型短期Ⅴii３・欠４					要介護3	1,094	単位			1,082	
23	7358	認知症型短期Ⅴii４・欠４					要介護4	1,158	単位			1,146	
23	7359	認知症型短期Ⅴii５・欠４					要介護5	1,221	単位			1,209	
23	5859	認知症経過型短期Ⅰ１・欠４	(2)認知症疾患型経過型	短期入所療養介護費	(一)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞		要介護1	767	単位	僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合 － 12 単位		755	
23	5860	認知症経過型短期Ⅰ２・欠４					要介護2	830	単位			818	
23	5861	認知症経過型短期Ⅰ３・欠４					要介護3	895	単位			883	
23	5862	認知症経過型短期Ⅰ４・欠４					要介護4	959	単位			947	
23	5863	認知症経過型短期Ⅰ５・欠４					要介護5	1,023	単位			1,011	
23	5865	認知症経過型短期Ⅱ１・欠４			(二)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) ＜多床室＞		要介護1	873	単位			861	
23	5866	認知症経過型短期Ⅱ２・欠４					要介護2	936	単位			924	
23	5867	認知症経過型短期Ⅱ３・欠４					要介護3	1,000	単位			988	
23	5868	認知症経過型短期Ⅱ４・欠４					要介護4	1,065	単位			1,053	
23	5869	認知症経過型短期Ⅱ５・欠４					要介護5	1,128	単位			1,116	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
23	7361	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・欠４	(3)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合		1,131	1日につき
23	7362	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・欠４					要介護2	1,207	単位			1,195	
23	7363	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・欠４					要介護3	1,271	単位			1,259	
23	7364	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・欠４					要介護4	1,335	単位			1,323	
23	7365	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・欠４					要介護5	1,399	単位	― 12 単位		1,387	
23	7367	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・欠４				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位			1,131	
23	7368	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・欠４					要介護2	1,207	単位			1,195	
23	7369	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・欠４					要介護3	1,271	単位			1,259	
23	7370	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・欠４					要介護4	1,335	単位			1,323	
23	7371	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・欠４					要介護5	1,399	単位			1,387	
23	7373	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・欠４		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位			1,076	
23	7374	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・欠４					要介護2	1,155	単位			1,143	
23	7375	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・欠４					要介護3	1,223	単位			1,211	
23	7376	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・欠４					要介護4	1,290	単位			1,278	
23	7377	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・欠４					要介護5	1,356	単位			1,344	
23	7379	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・欠４				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位			1,076	
23	7380	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・欠４					要介護2	1,155	単位			1,143	
23	7381	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・欠４					要介護3	1,223	単位			1,211	
23	7382	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・欠４					要介護4	1,290	単位			1,278	
23	7383	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・欠４					要介護5	1,356	単位			1,344	
23	7886	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・欠４・未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	算 ユニットケア体制未整備減 × 97%	1,097	
23	7887	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・欠４・未					要介護2	1,207	単位			1,159	
23	7888	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・欠４・未					要介護3	1,271	単位			1,221	
23	7889	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・欠４・未					要介護4	1,335	単位			1,283	
23	7890	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・欠４・未					要介護5	1,399	単位			1,345	
23	7892	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・欠４・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位			1,097	
23	7893	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・欠４・未					要介護2	1,207	単位	― 12 単位		1,159	
23	7894	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・欠４・未					要介護3	1,271	単位			1,221	
23	7895	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・欠４・未					要介護4	1,335	単位			1,283	
23	7896	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・欠４・未					要介護5	1,399	単位			1,345	
23	7898	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・欠４・未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位			1,044	
23	7899	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・欠４・未					要介護2	1,155	単位			1,109	
23	7900	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・欠４・未					要介護3	1,223	単位			1,175	
23	7901	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・欠４・未					要介護4	1,290	単位			1,240	
23	7902	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・欠４・未					要介護5	1,356	単位			1,304	
23	7904	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・欠４・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位			1,044	
23	7905	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・欠４・未					要介護2	1,155	単位			1,109	
23	7906	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・欠４・未					要介護3	1,223	単位			1,175	
23	7907	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・欠４・未					要介護4	1,290	単位			1,240	
23	7908	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・欠４・未					要介護5	1,356	単位			1,304	
23	7396	特定認知症型短期１・欠４	(4)特定認知症疾患型短期入所療養介護費(日帰りショート)			(一)3時間以上4時間未満		654	単位	― 12 単位		642	1回につき
23	7397	特定認知症型短期２・欠４				(二)4時間以上6時間未満		905	単位			893	
23	7398	特定認知症型短期３・欠４				(三)6時間以上8時間未満		1,257	単位			1,245	

僻地の医師確保計画を届け出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
23	7401	認知症型短期Ⅰｉ１・欠５	(1)認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）看護＜3:1＞介護＜6:1＞	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1	1,017	単位	僻地医師確保計画届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合 × 90%	915	1日につき
23	7402	認知症型短期Ⅰｉ２・欠５					要介護2	1,081	単位		973	
23	7403	認知症型短期Ⅰｉ３・欠５					要介護3	1,145	単位		1,031	
23	7404	認知症型短期Ⅰｉ４・欠５					要介護4	1,209	単位		1,088	
23	7405	認知症型短期Ⅰｉ５・欠５					要介護5	1,273	単位		1,146	
23	7407	認知症型短期Ⅰⅱ１・欠５				b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	1,122	単位		1,010	
23	7408	認知症型短期Ⅰⅱ２・欠５					要介護2	1,187	単位		1,068	
23	7409	認知症型短期Ⅰⅱ３・欠５					要介護3	1,250	単位		1,125	
23	7410	認知症型短期Ⅰⅱ４・欠５					要介護4	1,315	単位		1,184	
23	7411	認知症型短期Ⅰⅱ５・欠５					要介護5	1,378	単位		1,240	
23	7437	認知症型短期Ⅳｉ１・欠５		一般病院	(四)認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)看護＜4:1＞介護＜6:1＞	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1	919	単位		827	
23	7438	認知症型短期Ⅳｉ２・欠５					要介護2	983	単位		885	
23	7439	認知症型短期Ⅳｉ３・欠５					要介護3	1,047	単位		942	
23	7440	認知症型短期Ⅳｉ４・欠５					要介護4	1,111	単位		1,000	
23	7441	認知症型短期Ⅳｉ５・欠５					要介護5	1,175	単位		1,058	
23	7443	認知症型短期Ⅳⅱ１・欠５				b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	1,024	単位		922	
23	7444	認知症型短期Ⅳⅱ２・欠５					要介護2	1,089	単位		980	
23	7445	認知症型短期Ⅳⅱ３・欠５					要介護3	1,152	単位		1,037	
23	7446	認知症型短期Ⅳⅱ４・欠５					要介護4	1,217	単位		1,095	
23	7447	認知症型短期Ⅳⅱ５・欠５					要介護5	1,280	単位		1,152	
23	7449	認知症型短期Ⅴｉ１・欠５			(五)認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅴ）経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費（ｉ）＜従来型個室＞	要介護1	860	単位		774	
23	7450	認知症型短期Ⅴｉ２・欠５					要介護2	924	単位		832	
23	7451	認知症型短期Ⅴｉ３・欠５					要介護3	988	単位		889	
23	7452	認知症型短期Ⅴｉ４・欠５					要介護4	1,052	単位		947	
23	7453	認知症型短期Ⅴｉ５・欠５					要介護5	1,116	単位		1,004	
23	7455	認知症型短期Ⅴⅱ１・欠５				b 認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ）＜多床室＞	要介護1	966	単位		869	
23	7456	認知症型短期Ⅴⅱ２・欠５					要介護2	1,029	単位		926	
23	7457	認知症型短期Ⅴⅱ３・欠５					要介護3	1,094	単位		985	
23	7458	認知症型短期Ⅴⅱ４・欠５					要介護4	1,158	単位		1,042	
23	7459	認知症型短期Ⅴⅱ５・欠５					要介護5	1,221	単位		1,099	
23	5872	認知症経過型短期Ⅰ１・欠５	(2)認知症疾患型経過型	短期入所療養介護費	(一)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（Ⅰ）＜従来型個室＞		要介護1	767	単位	僻地医師確保計画届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合 × 90%	690	
23	5873	認知症経過型短期Ⅰ２・欠５					要介護2	830	単位		747	
23	5874	認知症経過型短期Ⅰ３・欠５					要介護3	895	単位		806	
23	5875	認知症経過型短期Ⅰ４・欠５					要介護4	959	単位		863	
23	5876	認知症経過型短期Ⅰ５・欠５					要介護5	1,023	単位		921	
23	5878	認知症経過型短期Ⅱ１・欠５			(二)認知症疾患型経過型短期入所療養介護費（Ⅱ）＜多床室＞		要介護1	873	単位		786	
23	5879	認知症経過型短期Ⅱ２・欠５					要介護2	936	単位		842	
23	5880	認知症経過型短期Ⅱ３・欠５					要介護3	1,000	単位		900	
23	5881	認知症経過型短期Ⅱ４・欠５					要介護4	1,065	単位		959	
23	5882	認知症経過型短期Ⅱ５・欠５					要介護5	1,128	単位		1,015	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
23	7461	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・欠５	(3)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ｉ） <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	僻地医師確保計画届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合 × 90%		1,029	1日につき
23	7462	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・欠５					要介護2	1,207	単位			1,086	
23	7463	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・欠５					要介護3	1,271	単位			1,144	
23	7464	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・欠５					要介護4	1,335	単位			1,202	
23	7465	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・欠５					要介護5	1,399	単位			1,259	
23	7467	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・欠５				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ） <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位			1,029	
23	7468	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・欠５					要介護2	1,207	単位			1,086	
23	7469	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・欠５					要介護3	1,271	単位			1,144	
23	7470	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・欠５					要介護4	1,335	単位			1,202	
23	7471	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・欠５					要介護5	1,399	単位			1,259	
23	7473	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・欠５		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ｉ） <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位			979	
23	7474	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・欠５					要介護2	1,155	単位			1,040	
23	7475	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・欠５					要介護3	1,223	単位			1,101	
23	7476	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・欠５					要介護4	1,290	単位			1,161	
23	7477	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・欠５					要介護5	1,356	単位			1,220	
23	7479	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・欠５				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ） <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位			979	
23	7480	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・欠５					要介護2	1,155	単位			1,040	
23	7481	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・欠５					要介護3	1,223	単位			1,101	
23	7482	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・欠５					要介護4	1,290	単位			1,161	
23	7483	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・欠５					要介護5	1,356	単位			1,220	
23	7910	ユ型認知症型短期Ⅰｉ１・欠５・未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅰ）	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ｉ） <ユニット型個室>	要介護1	1,143	単位	僻地医師確保計画届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合 × 90%	算 ユニットケア体制未整備減 × 97%	998	
23	7911	ユ型認知症型短期Ⅰｉ２・欠５・未					要介護2	1,207	単位			1,053	
23	7912	ユ型認知症型短期Ⅰｉ３・欠５・未					要介護3	1,271	単位			1,110	
23	7913	ユ型認知症型短期Ⅰｉ４・欠５・未					要介護4	1,335	単位			1,166	
23	7914	ユ型認知症型短期Ⅰｉ５・欠５・未					要介護5	1,399	単位			1,221	
23	7916	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ１・欠５・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ） <ユニット型準個室>	要介護1	1,143	単位			998	
23	7917	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ２・欠５・未					要介護2	1,207	単位			1,053	
23	7918	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ３・欠５・未					要介護3	1,271	単位			1,110	
23	7919	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ４・欠５・未					要介護4	1,335	単位			1,166	
23	7920	ユ型認知症型短期Ⅰⅱ５・欠５・未					要介護5	1,399	単位			1,221	
23	7922	ユ型認知症型短期Ⅱｉ１・欠５・未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（Ⅱ）	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ｉ） <ユニット型個室>	要介護1	1,088	単位			950	
23	7923	ユ型認知症型短期Ⅱｉ２・欠５・未					要介護2	1,155	単位			1,009	
23	7924	ユ型認知症型短期Ⅱｉ３・欠５・未					要介護3	1,223	単位			1,068	
23	7925	ユ型認知症型短期Ⅱｉ４・欠５・未					要介護4	1,290	単位			1,126	
23	7926	ユ型認知症型短期Ⅱｉ５・欠５・未					要介護5	1,356	単位			1,183	
23	7928	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ１・欠５・未				b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費（ⅱ） <ユニット型準個室>	要介護1	1,088	単位			950	
23	7929	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ２・欠５・未					要介護2	1,155	単位			1,009	
23	7930	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ３・欠５・未					要介護3	1,223	単位			1,068	
23	7931	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ４・欠５・未					要介護4	1,290	単位			1,126	
23	7932	ユ型認知症型短期Ⅱⅱ５・欠５・未					要介護5	1,356	単位			1,183	
23	7496	特定認知症型短期１・欠５	(4)特定認知症疾患型短期入所療養介護費（日帰りショート）			(一)3時間以上4時間未満		654	単位	× 90%		589	1回につき
23	7497	特定認知症型短期２・欠５				(二)4時間以上6時間未満		905	単位			815	
23	7498	特定認知症型短期３・欠５				(三)6時間以上8時間未満		1,257	単位			1,131	

10 特定施設入居者生活介護サービスコード表（平成27年4月1日～平成28年3月31日）
イ 特定施設入居者生活介護（短期利用以外）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
33	1111	特定施設生活介護1	イ 特定施設入居者生活介護費				要介護1	533	単位				533	1日につき
33	1121	特定施設生活介護2					要介護2	597	単位				597	
33	1131	特定施設生活介護3					要介護3	666	単位				666	
33	1141	特定施設生活介護4					要介護4	730	単位				730	
33	1151	特定施設生活介護5					要介護5	798	単位				798	
33	6003	特定施設個別機能訓練加算	個別機能訓練加算									12 単位加算	12	
33	1160	特定施設夜間看護体制加算	夜間看護体制加算									10 単位加算	10	
33	6123	特定施設医療機関連携加算	医療機関連携加算									80 単位加算	80	1月につき
33	1201	外部特定施設生活介護	ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(基本部分)					82	単位				82	1日につき
33	6124	特定施設障害者等支援加算	障害者等支援加算									20 単位加算	20	
33	1311	外部身体介護1	委託先により居宅サービスが行われる場合	訪問介護	身体介護中心	(1)15分未満		95	単位				95	1回につき
33	1312	外部身体介護2				(2)15分以上30分未満		191	単位				191	
33	1313	外部身体介護3				(3)30分以上45分未満		260	単位				260	
33	1314	外部身体介護4				(4)45分以上1時間未満		260	単位	＋ 1 ×	86	単位	346	
33	1315	外部身体介護5				(5)1時間以上1時間15分未満		260	単位	＋ 2 ×	86	単位	432	
33	1316	外部身体介護6			n：1時間30分から計算して15分を増すごとのきざみ数	(6)1時間15分以上1時間30分未満		260	単位	＋ 3 ×	86	単位	518	
33	1317	外部身体介護7				(7)1時間30分以上		557	単位	＋ n ×	36	単位		
33	1321	外部生活援助1			生活援助中心	(1)15分未満		48	単位				48	
33	1322	外部生活援助2				(2)15分以上30分未満		95	単位				95	
33	1323	外部生活援助3				(3)30分以上45分未満		95	単位	＋ 1 ×	48	単位	143	
33	1324	外部生活援助4				(4)45分以上1時間未満		95	単位	＋ 2 ×	48	単位	191	
33	1325	外部生活援助5				(5)1時間以上1時間15分未満		217	単位				217	
33	1326	外部生活援助6				(6)1時間15分以上		260	単位				260	
33	1331	外部通院等乗降介助			通院等乗降介助			86	単位				86	
33	1411	外部訪問入浴介護		訪問入浴介護				1,234	単位	× 90%			1,111	
33	1511	外部訪問看護Ⅰ1		訪問看護	指定訪問看護ステーションの場合	(1)20分未満		310	単位	× 90%			279	
33	1517	外部訪問看護Ⅰ1・准看					准看護師の場合	310	単位	× 81%			251	
33	1512	外部訪問看護Ⅰ2				(2)30分未満		463	単位	× 90%			417	
33	1513	外部訪問看護Ⅰ3				(3)30分以上1時間未満		814	単位	× 90%			733	
33	1514	外部訪問看護Ⅰ4				(4)1時間以上1時間30分未満		1,117	単位	× 90%			1,005	
33	1515	外部訪問看護Ⅰ5				(5)PT、OT、STの場合		302	単位	× 90%			272	
33	1516	外部訪問看護Ⅰ5・2超					1日に2回を超える場合	302	単位	× 81%			245	
33	1521	外部訪問看護Ⅱ1			病院又は診療所の場合	(1)20分未満		262	単位	× 90%			236	
33	1525	外部訪問看護Ⅱ1・准看					准看護師の場合	262	単位	× 81%			212	
33	1522	外部訪問看護Ⅱ2				(2)30分未満		392	単位	× 90%			353	
33	1523	外部訪問看護Ⅱ3				(3)30分以上1時間未満		567	単位	× 90%			510	
33	1524	外部訪問看護Ⅱ4				(4)1時間以上1時間30分未満		835	単位	× 90%			752	
33	1611	外部訪問リハ1		訪問リハビリテーション	病院又は診療所の場合			302	単位	× 90%			272	
33	1612	外部訪問リハ2			介護老人保健施設の場合			302	単位	× 90%			272	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
33	1711	外部通所介護Ⅰ11・時減	委託先により居宅サービスが行われる場合	通所介護	小規模型通所介護費	注 2時間以上 3時間未満	要介護1	426	単位	× 63%		268	1回につき
33	1712	外部通所介護Ⅰ12・時減					要介護2	488	単位	× 63%		307	
33	1713	外部通所介護Ⅰ13・時減					要介護3	552	単位	× 63%		348	
33	1714	外部通所介護Ⅰ14・時減					要介護4	614	単位	× 63%		387	
33	1715	外部通所介護Ⅰ15・時減					要介護5	678	単位	× 63%		427	
33	1721	外部通所介護Ⅰ11				(1) 3時間以上 5時間未満	要介護1	426	単位	× 90%		383	
33	1722	外部通所介護Ⅰ12					要介護2	488	単位	× 90%		439	
33	1723	外部通所介護Ⅰ13					要介護3	552	単位	× 90%		497	
33	1724	外部通所介護Ⅰ14					要介護4	614	単位	× 90%		553	
33	1725	外部通所介護Ⅰ15					要介護5	678	単位	× 90%		610	
33	1731	外部通所介護Ⅰ21				(2) 5時間以上 7時間未満	要介護1	641	単位	× 90%		577	
33	1732	外部通所介護Ⅰ22					要介護2	757	単位	× 90%		681	
33	1733	外部通所介護Ⅰ23					要介護3	874	単位	× 90%		787	
33	1734	外部通所介護Ⅰ24					要介護4	990	単位	× 90%		891	
33	1735	外部通所介護Ⅰ25					要介護5	1,107	単位	× 90%		996	
33	1741	外部通所介護Ⅰ31				(3) 7時間以上 9時間未満	要介護1	735	単位	× 90%		662	
33	1742	外部通所介護Ⅰ32					要介護2	868	単位	× 90%		781	
33	1743	外部通所介護Ⅰ33					要介護3	1,006	単位	× 90%		905	
33	1744	外部通所介護Ⅰ34					要介護4	1,144	単位	× 90%		1,030	
33	1745	外部通所介護Ⅰ35					要介護5	1,281	単位	× 90%		1,153	
33	1751	外部通所介護Ⅱ11・時減			通常規模型通所介護費	注 2時間以上 3時間未満	要介護1	380	単位	× 63%		239	
33	1752	外部通所介護Ⅱ12・時減					要介護2	436	単位	× 63%		275	
33	1753	外部通所介護Ⅱ13・時減					要介護3	493	単位	× 63%		311	
33	1754	外部通所介護Ⅱ14・時減					要介護4	548	単位	× 63%		345	
33	1755	外部通所介護Ⅱ15・時減					要介護5	605	単位	× 63%		381	
33	1761	外部通所介護Ⅱ11				(1) 3時間以上 5時間未満	要介護1	380	単位	× 90%		342	
33	1762	外部通所介護Ⅱ12					要介護2	436	単位	× 90%		392	
33	1763	外部通所介護Ⅱ13					要介護3	493	単位	× 90%		444	
33	1764	外部通所介護Ⅱ14					要介護4	548	単位	× 90%		493	
33	1765	外部通所介護Ⅱ15					要介護5	605	単位	× 90%		545	
33	1771	外部通所介護Ⅱ21				(2) 5時間以上 7時間未満	要介護1	572	単位	× 90%		515	
33	1772	外部通所介護Ⅱ22					要介護2	676	単位	× 90%		608	
33	1773	外部通所介護Ⅱ23					要介護3	780	単位	× 90%		702	
33	1774	外部通所介護Ⅱ24					要介護4	884	単位	× 90%		796	
33	1775	外部通所介護Ⅱ25					要介護5	988	単位	× 90%		889	
33	1781	外部通所介護Ⅱ31				(3) 7時間以上 9時間未満	要介護1	656	単位	× 90%		590	
33	1782	外部通所介護Ⅱ32					要介護2	775	単位	× 90%		698	
33	1783	外部通所介護Ⅱ33					要介護3	898	単位	× 90%		808	
33	1784	外部通所介護Ⅱ34					要介護4	1,021	単位	× 90%		919	
33	1785	外部通所介護Ⅱ35					要介護5	1,144	単位	× 90%		1,030	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
33	2241	外部通所介護Ⅲ11・時減	委託先により居宅サービスが行われる場合	通所介護	大規模型通所介護費（Ⅰ）	注 2時間以上3時間未満	要介護1	374	単位	× 63%	236	1回につき
33	2242	外部通所介護Ⅲ12・時減					要介護2	429	単位	× 63%	270	
33	2243	外部通所介護Ⅲ13・時減					要介護3	485	単位	× 63%	306	
33	2244	外部通所介護Ⅲ14・時減					要介護4	539	単位	× 63%	340	
33	2245	外部通所介護Ⅲ15・時減					要介護5	595	単位	× 63%	375	
33	2251	外部通所介護Ⅲ11				(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	374	単位	× 90%	337	
33	2252	外部通所介護Ⅲ12					要介護2	429	単位	× 90%	386	
33	2253	外部通所介護Ⅲ13					要介護3	485	単位	× 90%	437	
33	2254	外部通所介護Ⅲ14					要介護4	539	単位	× 90%	485	
33	2255	外部通所介護Ⅲ15					要介護5	595	単位	× 90%	536	
33	2261	外部通所介護Ⅲ21				(2) 5時間以上7時間未満	要介護1	562	単位	× 90%	506	
33	2262	外部通所介護Ⅲ22					要介護2	665	単位	× 90%	599	
33	2263	外部通所介護Ⅲ23					要介護3	767	単位	× 90%	690	
33	2264	外部通所介護Ⅲ24					要介護4	869	単位	× 90%	782	
33	2265	外部通所介護Ⅲ25					要介護5	971	単位	× 90%	874	
33	2271	外部通所介護Ⅲ31				(3) 7時間以上9時間未満	要介護1	645	単位	× 90%	581	
33	2272	外部通所介護Ⅲ32					要介護2	762	単位	× 90%	686	
33	2273	外部通所介護Ⅲ33					要介護3	883	単位	× 90%	795	
33	2274	外部通所介護Ⅲ34					要介護4	1,004	単位	× 90%	904	
33	2275	外部通所介護Ⅲ35					要介護5	1,125	単位	× 90%	1,013	
33	2281	外部通所介護Ⅳ11・時減			大規模型通所介護費（Ⅱ）	注 2時間以上3時間未満	要介護1	364	単位	× 63%	229	
33	2282	外部通所介護Ⅳ12・時減					要介護2	417	単位	× 63%	263	
33	2283	外部通所介護Ⅳ13・時減					要介護3	472	単位	× 63%	297	
33	2284	外部通所介護Ⅳ14・時減					要介護4	524	単位	× 63%	330	
33	2285	外部通所介護Ⅳ15・時減					要介護5	579	単位	× 63%	365	
33	2291	外部通所介護Ⅳ11				(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	364	単位	× 90%	328	
33	2292	外部通所介護Ⅳ12					要介護2	417	単位	× 90%	375	
33	2293	外部通所介護Ⅳ13					要介護3	472	単位	× 90%	425	
33	2294	外部通所介護Ⅳ14					要介護4	524	単位	× 90%	472	
33	2295	外部通所介護Ⅳ15					要介護5	579	単位	× 90%	521	
33	2301	外部通所介護Ⅳ21				(2) 5時間以上7時間未満	要介護1	547	単位	× 90%	492	
33	2302	外部通所介護Ⅳ22					要介護2	647	単位	× 90%	582	
33	2303	外部通所介護Ⅳ23					要介護3	746	単位	× 90%	671	
33	2304	外部通所介護Ⅳ24					要介護4	846	単位	× 90%	761	
33	2305	外部通所介護Ⅳ25					要介護5	946	単位	× 90%	851	
33	2311	外部通所介護Ⅳ31				(3) 7時間以上9時間未満	要介護1	628	単位	× 90%	565	
33	2312	外部通所介護Ⅳ32					要介護2	742	単位	× 90%	668	
33	2313	外部通所介護Ⅳ33					要介護3	859	単位	× 90%	773	
33	2314	外部通所介護Ⅳ34					要介護4	977	単位	× 90%	879	
33	2315	外部通所介護Ⅳ35					要介護5	1,095	単位	× 90%	986	
33	1791	外部療養通所介護1			療養通所介護費	(1)3時間以上6時間未満		1,007	単位	× 90%	906	
33	1792	外部療養通所介護2				(2)6時間以上8時間未満		1,511	単位	× 90%	1,360	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
33	2321	外部通所リハⅠ111	委託先により居宅サービスが行われる場合	通所リハビリテーション	通常規模型通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	329	単位	× 90%	296	1回につき
33	2322	外部通所リハⅠ112						要介護2	358	単位	× 90%	322	
33	2323	外部通所リハⅠ113						要介護3	388	単位	× 90%	349	
33	2324	外部通所リハⅠ114						要介護4	417	単位	× 90%	375	
33	2325	外部通所リハⅠ115						要介護5	448	単位	× 90%	403	
33	1941	外部通所リハⅠ121					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	343	単位	× 90%	309	
33	1942	外部通所リハⅠ122						要介護2	398	単位	× 90%	358	
33	1943	外部通所リハⅠ123						要介護3	455	単位	× 90%	410	
33	1944	外部通所リハⅠ124						要介護4	510	単位	× 90%	459	
33	1945	外部通所リハⅠ125						要介護5	566	単位	× 90%	509	
33	1811	外部通所リハⅠ131					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	444	単位	× 90%	400	
33	1812	外部通所リハⅠ132						要介護2	520	単位	× 90%	468	
33	1813	外部通所リハⅠ133						要介護3	596	単位	× 90%	536	
33	1814	外部通所リハⅠ134						要介護4	673	単位	× 90%	606	
33	1815	外部通所リハⅠ135						要介護5	749	単位	× 90%	674	
33	1821	外部通所リハⅠ141					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	559	単位	× 90%	503	
33	1822	外部通所リハⅠ142						要介護2	666	単位	× 90%	599	
33	1823	外部通所リハⅠ143						要介護3	772	単位	× 90%	695	
33	1824	外部通所リハⅠ144						要介護4	878	単位	× 90%	790	
33	1825	外部通所リハⅠ145						要介護5	984	単位	× 90%	886	
33	1831	外部通所リハⅠ151					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	726	単位	× 90%	653	
33	1832	外部通所リハⅠ152						要介護2	875	単位	× 90%	788	
33	1833	外部通所リハⅠ153						要介護3	1,022	単位	× 90%	920	
33	1834	外部通所リハⅠ154						要介護4	1,173	単位	× 90%	1,056	
33	1835	外部通所リハⅠ155						要介護5	1,321	単位	× 90%	1,189	
33	2351	外部通所リハⅠ211				介護老人保健施設の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	329	単位	× 90%	296	
33	2352	外部通所リハⅠ212						要介護2	358	単位	× 90%	322	
33	2353	外部通所リハⅠ213						要介護3	388	単位	× 90%	349	
33	2354	外部通所リハⅠ214						要介護4	417	単位	× 90%	375	
33	2355	外部通所リハⅠ215						要介護5	448	単位	× 90%	403	
33	2361	外部通所リハⅠ221					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	343	単位	× 90%	309	
33	2362	外部通所リハⅠ222						要介護2	398	単位	× 90%	358	
33	2363	外部通所リハⅠ223						要介護3	455	単位	× 90%	410	
33	2364	外部通所リハⅠ224						要介護4	510	単位	× 90%	459	
33	2365	外部通所リハⅠ225						要介護5	566	単位	× 90%	509	
33	2371	外部通所リハⅠ231					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	444	単位	× 90%	400	
33	2372	外部通所リハⅠ232						要介護2	520	単位	× 90%	468	
33	2373	外部通所リハⅠ233						要介護3	596	単位	× 90%	536	
33	2374	外部通所リハⅠ234						要介護4	673	単位	× 90%	606	
33	2375	外部通所リハⅠ235						要介護5	749	単位	× 90%	674	
33	2381	外部通所リハⅠ241					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	559	単位	× 90%	503	
33	2382	外部通所リハⅠ242						要介護2	666	単位	× 90%	599	
33	2383	外部通所リハⅠ243						要介護3	772	単位	× 90%	695	
33	2384	外部通所リハⅠ244						要介護4	878	単位	× 90%	790	
33	2385	外部通所リハⅠ245						要介護5	984	単位	× 90%	886	
33	2391	外部通所リハⅠ251					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	726	単位	× 90%	653	
33	2392	外部通所リハⅠ252						要介護2	875	単位	× 90%	788	
33	2393	外部通所リハⅠ253						要介護3	1,022	単位	× 90%	920	
33	2394	外部通所リハⅠ254						要介護4	1,173	単位	× 90%	1,056	
33	2395	外部通所リハⅠ255						要介護5	1,321	単位	× 90%	1,189	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
33	2331	外部通所リハⅡ111	委託先により居宅サービスが行われる場合	通所リハビリテーション	大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	病院又は診療所の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	323	単位	× 90%	291	1回につき
33	2332	外部通所リハⅡ112						要介護2	354	単位	× 90%	319	
33	2333	外部通所リハⅡ113						要介護3	382	単位	× 90%	344	
33	2334	外部通所リハⅡ114						要介護4	411	単位	× 90%	370	
33	2335	外部通所リハⅡ115						要介護5	441	単位	× 90%	397	
33	1951	外部通所リハⅡ121					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	337	単位	× 90%	303	
33	1952	外部通所リハⅡ122						要介護2	392	単位	× 90%	353	
33	1953	外部通所リハⅡ123						要介護3	448	単位	× 90%	403	
33	1954	外部通所リハⅡ124						要介護4	502	単位	× 90%	452	
33	1955	外部通所リハⅡ125						要介護5	558	単位	× 90%	502	
33	1851	外部通所リハⅡ131					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	437	単位	× 90%	393	
33	1852	外部通所リハⅡ132						要介護2	512	単位	× 90%	461	
33	1853	外部通所リハⅡ133						要介護3	587	単位	× 90%	528	
33	1854	外部通所リハⅡ134						要介護4	662	単位	× 90%	596	
33	1855	外部通所リハⅡ135						要介護5	737	単位	× 90%	663	
33	1861	外部通所リハⅡ141					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	551	単位	× 90%	496	
33	1862	外部通所リハⅡ142						要介護2	655	単位	× 90%	590	
33	1863	外部通所リハⅡ143						要介護3	759	単位	× 90%	683	
33	1864	外部通所リハⅡ144						要介護4	864	単位	× 90%	778	
33	1865	外部通所リハⅡ145						要介護5	969	単位	× 90%	872	
33	1871	外部通所リハⅡ151					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	714	単位	× 90%	643	
33	1872	外部通所リハⅡ152						要介護2	861	単位	× 90%	775	
33	1873	外部通所リハⅡ153						要介護3	1,007	単位	× 90%	906	
33	1874	外部通所リハⅡ154						要介護4	1,152	単位	× 90%	1,037	
33	1875	外部通所リハⅡ155						要介護5	1,299	単位	× 90%	1,169	
33	2401	外部通所リハⅡ211				介護老人保健施設の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	323	単位	× 90%	291	
33	2402	外部通所リハⅡ212						要介護2	354	単位	× 90%	319	
33	2403	外部通所リハⅡ213						要介護3	382	単位	× 90%	344	
33	2404	外部通所リハⅡ214						要介護4	411	単位	× 90%	370	
33	2405	外部通所リハⅡ215						要介護5	441	単位	× 90%	397	
33	2411	外部通所リハⅡ221					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	337	単位	× 90%	303	
33	2412	外部通所リハⅡ222						要介護2	392	単位	× 90%	353	
33	2413	外部通所リハⅡ223						要介護3	448	単位	× 90%	403	
33	2414	外部通所リハⅡ224						要介護4	502	単位	× 90%	452	
33	2415	外部通所リハⅡ225						要介護5	558	単位	× 90%	502	
33	2421	外部通所リハⅡ231					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	437	単位	× 90%	393	
33	2422	外部通所リハⅡ232						要介護2	512	単位	× 90%	461	
33	2423	外部通所リハⅡ233						要介護3	587	単位	× 90%	528	
33	2424	外部通所リハⅡ234						要介護4	662	単位	× 90%	596	
33	2425	外部通所リハⅡ235						要介護5	737	単位	× 90%	663	
33	2431	外部通所リハⅡ241					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	551	単位	× 90%	496	
33	2432	外部通所リハⅡ242						要介護2	655	単位	× 90%	590	
33	2433	外部通所リハⅡ243						要介護3	759	単位	× 90%	683	
33	2434	外部通所リハⅡ244						要介護4	864	単位	× 90%	778	
33	2435	外部通所リハⅡ245						要介護5	969	単位	× 90%	872	
33	2441	外部通所リハⅡ251					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	714	単位	× 90%	643	
33	2442	外部通所リハⅡ252						要介護2	861	単位	× 90%	775	
33	2443	外部通所リハⅡ253						要介護3	1,007	単位	× 90%	906	
33	2444	外部通所リハⅡ254						要介護4	1,152	単位	× 90%	1,037	
33	2445	外部通所リハⅡ255						要介護5	1,299	単位	× 90%	1,169	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
33	2341	外部通所リハⅢ111	委託先により居宅サービスが行われる場合	通所リハビリテーション	大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	病院又は診療所の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	316	単位	× 90%	284	1回につき
33	2342	外部通所リハⅢ112						要介護2	346	単位	× 90%	311	
33	2343	外部通所リハⅢ113						要介護3	373	単位	× 90%	336	
33	2344	外部通所リハⅢ114						要介護4	402	単位	× 90%	362	
33	2345	外部通所リハⅢ115						要介護5	430	単位	× 90%	387	
33	1961	外部通所リハⅢ121					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	330	単位	× 90%	297	
33	1962	外部通所リハⅢ122						要介護2	384	単位	× 90%	346	
33	1963	外部通所リハⅢ123						要介護3	437	単位	× 90%	393	
33	1964	外部通所リハⅢ124						要介護4	491	単位	× 90%	442	
33	1965	外部通所リハⅢ125						要介護5	544	単位	× 90%	490	
33	1911	外部通所リハⅢ131					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	426	単位	× 90%	383	
33	1912	外部通所リハⅢ132						要介護2	500	単位	× 90%	450	
33	1913	外部通所リハⅢ133						要介護3	573	単位	× 90%	516	
33	1914	外部通所リハⅢ134						要介護4	646	単位	× 90%	581	
33	1915	外部通所リハⅢ135						要介護5	719	単位	× 90%	647	
33	1921	外部通所リハⅢ141					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	536	単位	× 90%	482	
33	1922	外部通所リハⅢ142						要介護2	638	単位	× 90%	574	
33	1923	外部通所リハⅢ143						要介護3	741	単位	× 90%	667	
33	1924	外部通所リハⅢ144						要介護4	842	単位	× 90%	758	
33	1925	外部通所リハⅢ145						要介護5	944	単位	× 90%	850	
33	1931	外部通所リハⅢ151					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	697	単位	× 90%	627	
33	1932	外部通所リハⅢ152						要介護2	839	単位	× 90%	755	
33	1933	外部通所リハⅢ153						要介護3	982	単位	× 90%	884	
33	1934	外部通所リハⅢ154						要介護4	1,124	単位	× 90%	1,012	
33	1935	外部通所リハⅢ155						要介護5	1,266	単位	× 90%	1,139	
33	2451	外部通所リハⅢ211				介護老人保健施設の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	316	単位	× 90%	284	
33	2452	外部通所リハⅢ212						要介護2	346	単位	× 90%	311	
33	2453	外部通所リハⅢ213						要介護3	373	単位	× 90%	336	
33	2454	外部通所リハⅢ214						要介護4	402	単位	× 90%	362	
33	2455	外部通所リハⅢ215						要介護5	430	単位	× 90%	387	
33	2461	外部通所リハⅢ221					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	330	単位	× 90%	297	
33	2462	外部通所リハⅢ222						要介護2	384	単位	× 90%	346	
33	2463	外部通所リハⅢ223						要介護3	437	単位	× 90%	393	
33	2464	外部通所リハⅢ224						要介護4	491	単位	× 90%	442	
33	2465	外部通所リハⅢ225						要介護5	544	単位	× 90%	490	
33	2471	外部通所リハⅢ231					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	426	単位	× 90%	383	
33	2472	外部通所リハⅢ232						要介護2	500	単位	× 90%	450	
33	2473	外部通所リハⅢ233						要介護3	573	単位	× 90%	516	
33	2474	外部通所リハⅢ234						要介護4	646	単位	× 90%	581	
33	2475	外部通所リハⅢ235						要介護5	719	単位	× 90%	647	
33	2481	外部通所リハⅢ241					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	536	単位	× 90%	482	
33	2482	外部通所リハⅢ242						要介護2	638	単位	× 90%	574	
33	2483	外部通所リハⅢ243						要介護3	741	単位	× 90%	667	
33	2484	外部通所リハⅢ244						要介護4	842	単位	× 90%	758	
33	2485	外部通所リハⅢ245						要介護5	944	単位	× 90%	850	
33	2491	外部通所リハⅢ251					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	697	単位	× 90%	627	
33	2492	外部通所リハⅢ252						要介護2	839	単位	× 90%	755	
33	2493	外部通所リハⅢ253						要介護3	982	単位	× 90%	884	
33	2494	外部通所リハⅢ254						要介護4	1,124	単位	× 90%	1,012	
33	2495	外部通所リハⅢ255						要介護5	1,266	単位	× 90%	1,139	
33	2001	外部車いす貸与		福祉用具貸与	車いす								1月につき
33	2002	外部車いす付属品貸与			車いす付属品								
33	2003	外部特殊寝台貸与			特殊寝台								
33	2004	外部特殊寝台付属品貸与			特殊寝台付属品								
33	2005	外部床ずれ防止用具貸与			床ずれ防止用具								
33	2006	外部体位変換器貸与			体位変換器								
33	2007	外部手すり貸与			手すり								
33	2008	外部スロープ貸与			スロープ								
33	2009	外部歩行器貸与			歩行器								
33	2010	外部歩行補助つえ貸与			歩行補助つえ								
33	2011	外部徘徊感知機器貸与			認知症老人徘徊感知機器								
33	2012	外部移動用リフト貸与			移動用リフト								
33	2013	外部自動排泄処理装置貸与			自動排泄処理装置								

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
33	2101	外部認知通介Ⅰｉ11・時減	委託先により居宅サービスが行われる場合	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	認知症対応型通所介護費（ｉ）（単独型）	注 2時間以上 3時間未満	要介護1	564	単位 × 57%	321	1回につき
33	2102	外部認知通介Ⅰｉ12・時減						要介護2	620	単位 × 57%	353	
33	2103	外部認知通介Ⅰｉ13・時減						要介護3	678	単位 × 57%	386	
33	2104	外部認知通介Ⅰｉ14・時減						要介護4	735	単位 × 57%	419	
33	2105	外部認知通介Ⅰｉ15・時減						要介護5	792	単位 × 57%	451	
33	2111	外部認知通介Ⅰｉ11					(一)3時間以上 5時間未満	要介護1	564	単位 × 90%	508	
33	2112	外部認知通介Ⅰｉ12						要介護2	620	単位 × 90%	558	
33	2113	外部認知通介Ⅰｉ13						要介護3	678	単位 × 90%	610	
33	2114	外部認知通介Ⅰｉ14						要介護4	735	単位 × 90%	662	
33	2115	外部認知通介Ⅰｉ15						要介護5	792	単位 × 90%	713	
33	2121	外部認知通介Ⅰｉ21					(二)5時間以上 7時間未満	要介護1	865	単位 × 90%	779	
33	2122	外部認知通介Ⅰｉ22						要介護2	958	単位 × 90%	862	
33	2123	外部認知通介Ⅰｉ23						要介護3	1,050	単位 × 90%	945	
33	2124	外部認知通介Ⅰｉ24						要介護4	1,143	単位 × 90%	1,029	
33	2125	外部認知通介Ⅰｉ25						要介護5	1,236	単位 × 90%	1,112	
33	2131	外部認知通介Ⅰｉ31					(三)7時間以上 9時間未満	要介護1	985	単位 × 90%	887	
33	2132	外部認知通介Ⅰｉ32						要介護2	1,092	単位 × 90%	983	
33	2133	外部認知通介Ⅰｉ33						要介護3	1,199	単位 × 90%	1,079	
33	2134	外部認知通介Ⅰｉ34						要介護4	1,307	単位 × 90%	1,176	
33	2135	外部認知通介Ⅰｉ35						要介護5	1,414	単位 × 90%	1,273	
33	2141	外部認知通介Ⅰⅱ11・時減				認知症対応型通所介護費（ⅱ）（併設型）	注 2時間以上 3時間未満	要介護1	510	単位 × 57%	291	
33	2142	外部認知通介Ⅰⅱ12・時減						要介護2	561	単位 × 57%	320	
33	2143	外部認知通介Ⅰⅱ13・時減						要介護3	612	単位 × 57%	349	
33	2144	外部認知通介Ⅰⅱ14・時減						要介護4	663	単位 × 57%	378	
33	2145	外部認知通介Ⅰⅱ15・時減						要介護5	714	単位 × 57%	407	
33	2151	外部認知通介Ⅰⅱ11					(一)3時間以上 5時間未満	要介護1	510	単位 × 90%	459	
33	2152	外部認知通介Ⅰⅱ12						要介護2	561	単位 × 90%	505	
33	2153	外部認知通介Ⅰⅱ13						要介護3	612	単位 × 90%	551	
33	2154	外部認知通介Ⅰⅱ14						要介護4	663	単位 × 90%	597	
33	2155	外部認知通介Ⅰⅱ15						要介護5	714	単位 × 90%	643	
33	2161	外部認知通介Ⅰⅱ21					(二)5時間以上 7時間未満	要介護1	778	単位 × 90%	700	
33	2162	外部認知通介Ⅰⅱ22						要介護2	861	単位 × 90%	775	
33	2163	外部認知通介Ⅰⅱ23						要介護3	944	単位 × 90%	850	
33	2164	外部認知通介Ⅰⅱ24						要介護4	1,026	単位 × 90%	923	
33	2165	外部認知通介Ⅰⅱ25						要介護5	1,109	単位 × 90%	998	
33	2171	外部認知通介Ⅰⅱ31					(三)7時間以上 9時間未満	要介護1	885	単位 × 90%	797	
33	2172	外部認知通介Ⅰⅱ32						要介護2	980	単位 × 90%	882	
33	2173	外部認知通介Ⅰⅱ33						要介護3	1,076	単位 × 90%	968	
33	2174	外部認知通介Ⅰⅱ34						要介護4	1,172	単位 × 90%	1,055	
33	2175	外部認知通介Ⅰⅱ35						要介護5	1,267	単位 × 90%	1,140	
33	2201	外部認知通介Ⅱ11・時減			認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（共用型）		注 2時間以上 3時間未満	要介護1	270	単位 × 57%	154	
33	2202	外部認知通介Ⅱ12・時減						要介護2	280	単位 × 57%	160	
33	2203	外部認知通介Ⅱ13・時減						要介護3	289	単位 × 57%	165	
33	2204	外部認知通介Ⅱ14・時減						要介護4	299	単位 × 57%	170	
33	2205	外部認知通介Ⅱ15・時減						要介護5	309	単位 × 57%	176	
33	2211	外部認知通介Ⅱ11					(1) 3時間以上 5時間未満	要介護1	270	単位 × 90%	243	
33	2212	外部認知通介Ⅱ12						要介護2	280	単位 × 90%	252	
33	2213	外部認知通介Ⅱ13						要介護3	289	単位 × 90%	260	
33	2214	外部認知通介Ⅱ14						要介護4	299	単位 × 90%	269	
33	2215	外部認知通介Ⅱ15						要介護5	309	単位 × 90%	278	
33	2221	外部認知通介Ⅱ21					(2) 5時間以上 7時間未満	要介護1	439	単位 × 90%	395	
33	2222	外部認知通介Ⅱ22						要介護2	454	単位 × 90%	409	
33	2223	外部認知通介Ⅱ23						要介護3	470	単位 × 90%	423	
33	2224	外部認知通介Ⅱ24						要介護4	486	単位 × 90%	437	
33	2225	外部認知通介Ⅱ25						要介護5	502	単位 × 90%	452	
33	2231	外部認知通介Ⅱ31					(3) 7時間以上 9時間未満	要介護1	506	単位 × 90%	455	
33	2232	外部認知通介Ⅱ32						要介護2	524	単位 × 90%	472	
33	2233	外部認知通介Ⅱ33						要介護3	542	単位 × 90%	488	
33	2234	外部認知通介Ⅱ34						要介護4	560	単位 × 90%	504	
33	2235	外部認知通介Ⅱ35						要介護5	579	単位 × 90%	521	
33	6125	特定施設看取り介護加算1	ニ 看取り介護加算	(1)死亡日以前4日以上30日以下					144	単位加算	144	1日につき
33	6126	特定施設看取り介護加算2		(2)死亡日以前2日又は3日					680	単位加算	680	
33	6127	特定施設看取り介護加算3		(3)死亡日					1,280	単位加算	1,280	
33	6133	特定施設認知症専門ケア加算Ⅰ	ホ 認知症専門ケア加算（イを算定する場合のみ算定）	(1)認知症専門ケア加算（Ⅰ）					3	単位加算	3	
33	6134	特定施設認知症専門ケア加算Ⅱ		(2)認知症専門ケア加算（Ⅱ）					4	単位加算	4	
33	6100	特定施設サービス提供体制加算Ⅰ1	ヘ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ					18	単位加算	18	
33	6101	特定施設サービス提供体制加算Ⅰ2		(2)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ					12	単位加算	12	
33	6102	特定施設サービス提供体制加算Ⅱ		(3)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）					6	単位加算	6	
33	6103	特定施設サービス提供体制加算Ⅲ		(4)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）					6	単位加算	6	
33	6131	特定施設処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）					所定単位数の 61/1000	加算		1月につき
33	6128	特定施設処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）					所定単位数の 34/1000	加算		
33	6129	特定施設処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）					(2)で算定した単位数の 90%	加算		
33	6130	特定施設処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）					(2)で算定した単位数の 80%	加算		

看護･介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
33	9011	特定施設生活介護1･人欠	イ 特定施設入居者生活介護費	要介護1	533	単位	看護･介護職員が欠員の場合 × 70%	373	1日につき
33	9021	特定施設生活介護2･人欠		要介護2	597	単位		418	
33	9031	特定施設生活介護3･人欠		要介護3	666	単位		466	
33	9041	特定施設生活介護4･人欠		要介護4	730	単位		511	
33	9051	特定施設生活介護5･人欠		要介護5	798	単位		559	
33	9201	外部特定施設生活介護･人欠	ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(基本部分)		82	単位	介護職員が欠員の場合 × 70%	57	

10 特定施設入居者生活介護サービスコード表（平成28年4月1日～）
イ 特定施設入居者生活介護（短期利用以外）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
33	1111	特定施設生活介護1	イ 特定施設入居者生活介護費				要介護1 533 単位			533	1日につき
33	1121	特定施設生活介護2					要介護2 597 単位			597	
33	1131	特定施設生活介護3					要介護3 666 単位			666	
33	1141	特定施設生活介護4					要介護4 730 単位			730	
33	1151	特定施設生活介護5					要介護5 798 単位			798	
33	6003	特定施設個別機能訓練加算	個別機能訓練加算						12 単位加算	12	
33	1160	特定施設夜間看護体制加算	夜間看護体制加算						10 単位加算	10	
33	6123	特定施設医療機関連携加算	医療機関連携加算						80 単位加算	80	1月につき
33	1201	外部特定施設生活介護	ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(基本部分)				82 単位			82	1日につき
33	6124	特定施設障害者等支援加算	障害者等支援加算						20 単位加算	20	
33	1311	外部身体介護1	委託先により居宅サービスが行われる場合	訪問介護	身体介護中心		(1)15分未満	95 単位		95	1回につき
33	1312	外部身体介護2					(2)15分以上30分未満	191 単位		191	
33	1313	外部身体介護3					(3)30分以上45分未満	260 単位		260	
33	1314	外部身体介護4					(4)45分以上1時間未満	260 単位 ＋ 1 ×	86 単位	346	
33	1315	外部身体介護5					(5)1時間以上1時間15分未満	260 単位 ＋ 2 ×	86 単位	432	
33	1316	外部身体介護6				n：1時間30分から計算して15分を増すごとのきざみ数	(6)1時間15分以上1時間30分未満	260 単位 ＋ 3 ×	86 単位	518	
33	1317	外部身体介護7					(7)1時間30分以上	557 単位 ＋ n ×	36 単位		
33	1321	外部生活援助1			生活援助中心		(1)15分未満	48 単位		48	
33	1322	外部生活援助2					(2)15分以上30分未満	95 単位		95	
33	1323	外部生活援助3					(3)30分以上45分未満	95 単位 ＋ 1 ×	48 単位	143	
33	1324	外部生活援助4					(4)45分以上1時間未満	95 単位 ＋ 2 ×	48 単位	191	
33	1325	外部生活援助5					(5)1時間以上1時間15分未満	217 単位		217	
33	1326	外部生活援助6					(6)1時間15分以上	260 単位		260	
33	1331	外部通院等乗降介助			通院等乗降介助			86 単位		86	
33	1411	外部訪問入浴介護		訪問入浴介護				1,234 単位 × 90%		1,111	
33	1511	外部訪問看護Ⅰ1		訪問看護	指定訪問看護ステーションの場合	(1)20分未満		310 単位 × 90%		279	
33	1517	外部訪問看護Ⅰ1・准看					准看護師の場合	310 単位 × 81%		251	
33	1512	外部訪問看護Ⅰ2				(2)30分未満		463 単位 × 90%		417	
33	1513	外部訪問看護Ⅰ3				(3)30分以上1時間未満		814 単位 × 90%		733	
33	1514	外部訪問看護Ⅰ4				(4)1時間以上1時間30分未満		1,117 単位 × 90%		1,005	
33	1515	外部訪問看護Ⅰ5				(5)PT、OT、STの場合		302 単位 × 90%		272	
33	1516	外部訪問看護Ⅰ5・2超					1日に2回を超える場合	302 単位 × 81%		245	
33	1521	外部訪問看護Ⅱ1			病院又は診療所の場合	(1)20分未満		262 単位 × 90%		236	
33	1525	外部訪問看護Ⅱ1・准看					准看護師の場合	262 単位 × 81%		212	
33	1522	外部訪問看護Ⅱ2				(2)30分未満		392 単位 × 90%		353	
33	1523	外部訪問看護Ⅱ3				(3)30分以上1時間未満		567 単位 × 90%		510	
33	1524	外部訪問看護Ⅱ4				(4)1時間以上1時間30分未満		835 単位 × 90%		752	
33	1611	外部訪問リハ1		訪問リハビリテーション	病院又は診療所の場合			302 単位 × 90%		272	
33	1612	外部訪問リハ2			介護老人保健施設の場合			302 単位 × 90%		272	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
33	1711	外部通所介護Ⅰ11・時減	委託先により居宅サービスが行われる場合	通所介護	小規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満	要介護1	426 単位 × 63%	268	1回につき
33	1712	外部通所介護Ⅰ12・時減					要介護2	488 単位 × 63%	307	
33	1713	外部通所介護Ⅰ13・時減					要介護3	552 単位 × 63%	348	
33	1714	外部通所介護Ⅰ14・時減					要介護4	614 単位 × 63%	387	
33	1715	外部通所介護Ⅰ15・時減					要介護5	678 単位 × 63%	427	
33	1721	外部通所介護Ⅰ11				(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	426 単位 × 90%	383	
33	1722	外部通所介護Ⅰ12					要介護2	488 単位 × 90%	439	
33	1723	外部通所介護Ⅰ13					要介護3	552 単位 × 90%	497	
33	1724	外部通所介護Ⅰ14					要介護4	614 単位 × 90%	553	
33	1725	外部通所介護Ⅰ15					要介護5	678 単位 × 90%	610	
33	1731	外部通所介護Ⅰ21				(2) 5時間以上7時間未満	要介護1	641 単位 × 90%	577	
33	1732	外部通所介護Ⅰ22					要介護2	757 単位 × 90%	681	
33	1733	外部通所介護Ⅰ23					要介護3	874 単位 × 90%	787	
33	1734	外部通所介護Ⅰ24					要介護4	990 単位 × 90%	891	
33	1735	外部通所介護Ⅰ25					要介護5	1,107 単位 × 90%	996	
33	1741	外部通所介護Ⅰ31				(3) 7時間以上9時間未満	要介護1	735 単位 × 90%	662	
33	1742	外部通所介護Ⅰ32					要介護2	868 単位 × 90%	781	
33	1743	外部通所介護Ⅰ33					要介護3	1,006 単位 × 90%	905	
33	1744	外部通所介護Ⅰ34					要介護4	1,144 単位 × 90%	1,030	
33	1745	外部通所介護Ⅰ35					要介護5	1,281 単位 × 90%	1,153	
33	1751	外部通所介護Ⅰ11・時減		通所介護	通常規模型通所介護費	注 2時間以上3時間未満	要介護1	380 単位 × 63%	239	
33	1752	外部通所介護Ⅰ12・時減					要介護2	436 単位 × 63%	275	
33	1753	外部通所介護Ⅰ13・時減					要介護3	493 単位 × 63%	311	
33	1754	外部通所介護Ⅰ14・時減					要介護4	548 単位 × 63%	345	
33	1755	外部通所介護Ⅰ15・時減					要介護5	605 単位 × 63%	381	
33	1761	外部通所介護Ⅰ11				(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	380 単位 × 90%	342	
33	1762	外部通所介護Ⅰ12					要介護2	436 単位 × 90%	392	
33	1763	外部通所介護Ⅰ13					要介護3	493 単位 × 90%	444	
33	1764	外部通所介護Ⅰ14					要介護4	548 単位 × 90%	493	
33	1765	外部通所介護Ⅰ15					要介護5	605 単位 × 90%	545	
33	1771	外部通所介護Ⅰ21				(2) 5時間以上7時間未満	要介護1	572 単位 × 90%	515	
33	1772	外部通所介護Ⅰ22					要介護2	676 単位 × 90%	608	
33	1773	外部通所介護Ⅰ23					要介護3	780 単位 × 90%	702	
33	1774	外部通所介護Ⅰ24					要介護4	884 単位 × 90%	796	
33	1775	外部通所介護Ⅰ25					要介護5	988 単位 × 90%	889	
33	1781	外部通所介護Ⅰ31				(3) 7時間以上9時間未満	要介護1	656 単位 × 90%	590	
33	1782	外部通所介護Ⅰ32					要介護2	775 単位 × 90%	698	
33	1783	外部通所介護Ⅰ33					要介護3	898 単位 × 90%	808	
33	1784	外部通所介護Ⅰ34					要介護4	1,021 単位 × 90%	919	
33	1785	外部通所介護Ⅰ35					要介護5	1,144 単位 × 90%	1,030	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
33	2241	外部通所介護Ⅱ11・時減	委託先により居宅サービスが行われる場合	通所介護	大規模型通所介護費（Ⅰ）	注 2時間以上3時間未満	要介護1	374 単位 × 63%	236	1回につき
33	2242	外部通所介護Ⅱ12・時減					要介護2	429 単位 × 63%	270	
33	2243	外部通所介護Ⅱ13・時減					要介護3	485 単位 × 63%	306	
33	2244	外部通所介護Ⅱ14・時減					要介護4	539 単位 × 63%	340	
33	2245	外部通所介護Ⅱ15・時減					要介護5	595 単位 × 63%	375	
33	2251	外部通所介護Ⅱ11				(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	374 単位 × 90%	337	
33	2252	外部通所介護Ⅱ12					要介護2	429 単位 × 90%	386	
33	2253	外部通所介護Ⅱ13					要介護3	485 単位 × 90%	437	
33	2254	外部通所介護Ⅱ14					要介護4	539 単位 × 90%	485	
33	2255	外部通所介護Ⅱ15					要介護5	595 単位 × 90%	536	
33	2261	外部通所介護Ⅱ21				(2) 5時間以上7時間未満	要介護1	562 単位 × 90%	506	
33	2262	外部通所介護Ⅱ22					要介護2	665 単位 × 90%	599	
33	2263	外部通所介護Ⅱ23					要介護3	767 単位 × 90%	690	
33	2264	外部通所介護Ⅱ24					要介護4	869 単位 × 90%	782	
33	2265	外部通所介護Ⅱ25					要介護5	971 単位 × 90%	874	
33	2271	外部通所介護Ⅱ31				(3) 7時間以上9時間未満	要介護1	645 単位 × 90%	581	
33	2272	外部通所介護Ⅱ32					要介護2	762 単位 × 90%	686	
33	2273	外部通所介護Ⅱ33					要介護3	883 単位 × 90%	795	
33	2274	外部通所介護Ⅱ34					要介護4	1,004 単位 × 90%	904	
33	2275	外部通所介護Ⅱ35					要介護5	1,125 単位 × 90%	1,013	
33	2281	外部通所介護Ⅲ11・時減			大規模型通所介護費（Ⅱ）	注 2時間以上3時間未満	要介護1	364 単位 × 63%	229	
33	2282	外部通所介護Ⅲ12・時減					要介護2	417 単位 × 63%	263	
33	2283	外部通所介護Ⅲ13・時減					要介護3	472 単位 × 63%	297	
33	2284	外部通所介護Ⅲ14・時減					要介護4	524 単位 × 63%	330	
33	2285	外部通所介護Ⅲ15・時減					要介護5	579 単位 × 63%	365	
33	2291	外部通所介護Ⅲ11				(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	364 単位 × 90%	328	
33	2292	外部通所介護Ⅲ12					要介護2	417 単位 × 90%	375	
33	2293	外部通所介護Ⅲ13					要介護3	472 単位 × 90%	425	
33	2294	外部通所介護Ⅲ14					要介護4	524 単位 × 90%	472	
33	2295	外部通所介護Ⅲ15					要介護5	579 単位 × 90%	521	
33	2301	外部通所介護Ⅲ21				(2) 5時間以上7時間未満	要介護1	547 単位 × 90%	492	
33	2302	外部通所介護Ⅲ22					要介護2	647 単位 × 90%	582	
33	2303	外部通所介護Ⅲ23					要介護3	746 単位 × 90%	671	
33	2304	外部通所介護Ⅲ24					要介護4	846 単位 × 90%	761	
33	2305	外部通所介護Ⅲ25					要介護5	946 単位 × 90%	851	
33	2311	外部通所介護Ⅲ31				(3) 7時間以上9時間未満	要介護1	628 単位 × 90%	565	
33	2312	外部通所介護Ⅲ32					要介護2	742 単位 × 90%	668	
33	2313	外部通所介護Ⅲ33					要介護3	859 単位 × 90%	773	
33	2314	外部通所介護Ⅲ34					要介護4	977 単位 × 90%	879	
33	2315	外部通所介護Ⅲ35					要介護5	1,095 単位 × 90%	986	
33	1791	外部療養通所介護1			療養通所介護費	(1)3時間以上6時間未満		1,007 単位 × 90%	906	
33	1792	外部療養通所介護2				(2)6時間以上8時間未満		1,511 単位 × 90%	1,360	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
33	2321	外部通所リハⅠ111	委託先により居宅サービスが行われる場合	通所リハビリテーション	通常規模型通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	329 単位 × 90%	296	1回につき
33	2322	外部通所リハⅠ112						要介護2	358 単位 × 90%	322	
33	2323	外部通所リハⅠ113						要介護3	388 単位 × 90%	349	
33	2324	外部通所リハⅠ114						要介護4	417 単位 × 90%	375	
33	2325	外部通所リハⅠ115						要介護5	448 単位 × 90%	403	
33	1941	外部通所リハⅠ121					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	343 単位 × 90%	309	
33	1942	外部通所リハⅠ122						要介護2	398 単位 × 90%	358	
33	1943	外部通所リハⅠ123						要介護3	455 単位 × 90%	410	
33	1944	外部通所リハⅠ124						要介護4	510 単位 × 90%	459	
33	1945	外部通所リハⅠ125						要介護5	566 単位 × 90%	509	
33	1811	外部通所リハⅠ131					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	444 単位 × 90%	400	
33	1812	外部通所リハⅠ132						要介護2	520 単位 × 90%	468	
33	1813	外部通所リハⅠ133						要介護3	596 単位 × 90%	536	
33	1814	外部通所リハⅠ134						要介護4	673 単位 × 90%	606	
33	1815	外部通所リハⅠ135						要介護5	749 単位 × 90%	674	
33	1821	外部通所リハⅠ141					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	559 単位 × 90%	503	
33	1822	外部通所リハⅠ142						要介護2	666 単位 × 90%	599	
33	1823	外部通所リハⅠ143						要介護3	772 単位 × 90%	695	
33	1824	外部通所リハⅠ144						要介護4	878 単位 × 90%	790	
33	1825	外部通所リハⅠ145						要介護5	984 単位 × 90%	886	
33	1831	外部通所リハⅠ151					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	726 単位 × 90%	653	
33	1832	外部通所リハⅠ152						要介護2	875 単位 × 90%	788	
33	1833	外部通所リハⅠ153						要介護3	1,022 単位 × 90%	920	
33	1834	外部通所リハⅠ154						要介護4	1,173 単位 × 90%	1,056	
33	1835	外部通所リハⅠ155						要介護5	1,321 単位 × 90%	1,189	
33	2351	外部通所リハⅠ211				介護老人保健施設の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	329 単位 × 90%	296	
33	2352	外部通所リハⅠ212						要介護2	358 単位 × 90%	322	
33	2353	外部通所リハⅠ213						要介護3	388 単位 × 90%	349	
33	2354	外部通所リハⅠ214						要介護4	417 単位 × 90%	375	
33	2355	外部通所リハⅠ215						要介護5	448 単位 × 90%	403	
33	2361	外部通所リハⅠ221					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	343 単位 × 90%	309	
33	2362	外部通所リハⅠ222						要介護2	398 単位 × 90%	358	
33	2363	外部通所リハⅠ223						要介護3	455 単位 × 90%	410	
33	2364	外部通所リハⅠ224						要介護4	510 単位 × 90%	459	
33	2365	外部通所リハⅠ225						要介護5	566 単位 × 90%	509	
33	2371	外部通所リハⅠ231					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	444 単位 × 90%	400	
33	2372	外部通所リハⅠ232						要介護2	520 単位 × 90%	468	
33	2373	外部通所リハⅠ233						要介護3	596 単位 × 90%	536	
33	2374	外部通所リハⅠ234						要介護4	673 単位 × 90%	606	
33	2375	外部通所リハⅠ235						要介護5	749 単位 × 90%	674	
33	2381	外部通所リハⅠ241					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	559 単位 × 90%	503	
33	2382	外部通所リハⅠ242						要介護2	666 単位 × 90%	599	
33	2383	外部通所リハⅠ243						要介護3	772 単位 × 90%	695	
33	2384	外部通所リハⅠ244						要介護4	878 単位 × 90%	790	
33	2385	外部通所リハⅠ245						要介護5	984 単位 × 90%	886	
33	2391	外部通所リハⅠ251					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	726 単位 × 90%	653	
33	2392	外部通所リハⅠ252						要介護2	875 単位 × 90%	788	
33	2393	外部通所リハⅠ253						要介護3	1,022 単位 × 90%	920	
33	2394	外部通所リハⅠ254						要介護4	1,173 単位 × 90%	1,056	
33	2395	外部通所リハⅠ255						要介護5	1,321 単位 × 90%	1,189	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
33	2331	外部通所リハⅡ111	委託先により居宅サービスが行われる場合	通所リハビリテーション	大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）	病院又は診療所の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	323 単位 × 90%	291	1回につき
33	2332	外部通所リハⅡ112						要介護2	354 単位 × 90%	319	
33	2333	外部通所リハⅡ113						要介護3	382 単位 × 90%	344	
33	2334	外部通所リハⅡ114						要介護4	411 単位 × 90%	370	
33	2335	外部通所リハⅡ115						要介護5	441 単位 × 90%	397	
33	1951	外部通所リハⅡ121					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	337 単位 × 90%	303	
33	1952	外部通所リハⅡ122						要介護2	392 単位 × 90%	353	
33	1953	外部通所リハⅡ123						要介護3	448 単位 × 90%	403	
33	1954	外部通所リハⅡ124						要介護4	502 単位 × 90%	452	
33	1955	外部通所リハⅡ125						要介護5	558 単位 × 90%	502	
33	1851	外部通所リハⅡ131					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	437 単位 × 90%	393	
33	1852	外部通所リハⅡ132						要介護2	512 単位 × 90%	461	
33	1853	外部通所リハⅡ133						要介護3	587 単位 × 90%	528	
33	1854	外部通所リハⅡ134						要介護4	662 単位 × 90%	596	
33	1855	外部通所リハⅡ135						要介護5	737 単位 × 90%	663	
33	1861	外部通所リハⅡ141					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	551 単位 × 90%	496	
33	1862	外部通所リハⅡ142						要介護2	655 単位 × 90%	590	
33	1863	外部通所リハⅡ143						要介護3	759 単位 × 90%	683	
33	1864	外部通所リハⅡ144						要介護4	864 単位 × 90%	778	
33	1865	外部通所リハⅡ145						要介護5	969 単位 × 90%	872	
33	1871	外部通所リハⅡ151					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	714 単位 × 90%	643	
33	1872	外部通所リハⅡ152						要介護2	861 単位 × 90%	775	
33	1873	外部通所リハⅡ153						要介護3	1,007 単位 × 90%	906	
33	1874	外部通所リハⅡ154						要介護4	1,152 単位 × 90%	1,037	
33	1875	外部通所リハⅡ155						要介護5	1,299 単位 × 90%	1,169	
33	2401	外部通所リハⅡ211				介護老人保健施設の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	323 単位 × 90%	291	
33	2402	外部通所リハⅡ212						要介護2	354 単位 × 90%	319	
33	2403	外部通所リハⅡ213						要介護3	382 単位 × 90%	344	
33	2404	外部通所リハⅡ214						要介護4	411 単位 × 90%	370	
33	2405	外部通所リハⅡ215						要介護5	441 単位 × 90%	397	
33	2411	外部通所リハⅡ221					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	337 単位 × 90%	303	
33	2412	外部通所リハⅡ222						要介護2	392 単位 × 90%	353	
33	2413	外部通所リハⅡ223						要介護3	448 単位 × 90%	403	
33	2414	外部通所リハⅡ224						要介護4	502 単位 × 90%	452	
33	2415	外部通所リハⅡ225						要介護5	558 単位 × 90%	502	
33	2421	外部通所リハⅡ231					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	437 単位 × 90%	393	
33	2422	外部通所リハⅡ232						要介護2	512 単位 × 90%	461	
33	2423	外部通所リハⅡ233						要介護3	587 単位 × 90%	528	
33	2424	外部通所リハⅡ234						要介護4	662 単位 × 90%	596	
33	2425	外部通所リハⅡ235						要介護5	737 単位 × 90%	663	
33	2431	外部通所リハⅡ241					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	551 単位 × 90%	496	
33	2432	外部通所リハⅡ242						要介護2	655 単位 × 90%	590	
33	2433	外部通所リハⅡ243						要介護3	759 単位 × 90%	683	
33	2434	外部通所リハⅡ244						要介護4	864 単位 × 90%	778	
33	2435	外部通所リハⅡ245						要介護5	969 単位 × 90%	872	
33	2441	外部通所リハⅡ251					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	714 単位 × 90%	643	
33	2442	外部通所リハⅡ252						要介護2	861 単位 × 90%	775	
33	2443	外部通所リハⅡ253						要介護3	1,007 単位 × 90%	906	
33	2444	外部通所リハⅡ254						要介護4	1,152 単位 × 90%	1,037	
33	2445	外部通所リハⅡ255						要介護5	1,299 単位 × 90%	1,169	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
33	2341	外部通所リハⅢ111	委託先により居宅サービスが行われる場合	通所リハビリテーション	大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）	病院又は診療所の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	316 単位 × 90%	284	1回につき
33	2342	外部通所リハⅢ112						要介護2	346 単位 × 90%	311	
33	2343	外部通所リハⅢ113						要介護3	373 単位 × 90%	336	
33	2344	外部通所リハⅢ114						要介護4	402 単位 × 90%	362	
33	2345	外部通所リハⅢ115						要介護5	430 単位 × 90%	387	
33	1961	外部通所リハⅢ121					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	330 単位 × 90%	297	
33	1962	外部通所リハⅢ122						要介護2	384 単位 × 90%	346	
33	1963	外部通所リハⅢ123						要介護3	437 単位 × 90%	393	
33	1964	外部通所リハⅢ124						要介護4	491 単位 × 90%	442	
33	1965	外部通所リハⅢ125						要介護5	544 単位 × 90%	490	
33	1911	外部通所リハⅢ131					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	426 単位 × 90%	383	
33	1912	外部通所リハⅢ132						要介護2	500 単位 × 90%	450	
33	1913	外部通所リハⅢ133						要介護3	573 単位 × 90%	516	
33	1914	外部通所リハⅢ134						要介護4	646 単位 × 90%	581	
33	1915	外部通所リハⅢ135						要介護5	719 単位 × 90%	647	
33	1921	外部通所リハⅢ141					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	536 単位 × 90%	482	
33	1922	外部通所リハⅢ142						要介護2	638 単位 × 90%	574	
33	1923	外部通所リハⅢ143						要介護3	741 単位 × 90%	667	
33	1924	外部通所リハⅢ144						要介護4	842 単位 × 90%	758	
33	1925	外部通所リハⅢ145						要介護5	944 単位 × 90%	850	
33	1931	外部通所リハⅢ151					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	697 単位 × 90%	627	
33	1932	外部通所リハⅢ152						要介護2	839 単位 × 90%	755	
33	1933	外部通所リハⅢ153						要介護3	982 単位 × 90%	884	
33	1934	外部通所リハⅢ154						要介護4	1,124 単位 × 90%	1,012	
33	1935	外部通所リハⅢ155						要介護5	1,266 単位 × 90%	1,139	
33	2451	外部通所リハⅢ211				介護老人保健施設の場合	(一)1時間以上2時間未満	要介護1	316 単位 × 90%	284	
33	2452	外部通所リハⅢ212						要介護2	346 単位 × 90%	311	
33	2453	外部通所リハⅢ213						要介護3	373 単位 × 90%	336	
33	2454	外部通所リハⅢ214						要介護4	402 単位 × 90%	362	
33	2455	外部通所リハⅢ215						要介護5	430 単位 × 90%	387	
33	2461	外部通所リハⅢ221					(二)2時間以上3時間未満	要介護1	330 単位 × 90%	297	
33	2462	外部通所リハⅢ222						要介護2	384 単位 × 90%	346	
33	2463	外部通所リハⅢ223						要介護3	437 単位 × 90%	393	
33	2464	外部通所リハⅢ224						要介護4	491 単位 × 90%	442	
33	2465	外部通所リハⅢ225						要介護5	544 単位 × 90%	490	
33	2471	外部通所リハⅢ231					(三)3時間以上4時間未満	要介護1	426 単位 × 90%	383	
33	2472	外部通所リハⅢ232						要介護2	500 単位 × 90%	450	
33	2473	外部通所リハⅢ233						要介護3	573 単位 × 90%	516	
33	2474	外部通所リハⅢ234						要介護4	646 単位 × 90%	581	
33	2475	外部通所リハⅢ235						要介護5	719 単位 × 90%	647	
33	2481	外部通所リハⅢ241					(四)4時間以上6時間未満	要介護1	536 単位 × 90%	482	
33	2482	外部通所リハⅢ242						要介護2	638 単位 × 90%	574	
33	2483	外部通所リハⅢ243						要介護3	741 単位 × 90%	667	
33	2484	外部通所リハⅢ244						要介護4	842 単位 × 90%	758	
33	2485	外部通所リハⅢ245						要介護5	944 単位 × 90%	850	
33	2491	外部通所リハⅢ251					(五)6時間以上8時間未満	要介護1	697 単位 × 90%	627	
33	2492	外部通所リハⅢ252						要介護2	839 単位 × 90%	755	
33	2493	外部通所リハⅢ253						要介護3	982 単位 × 90%	884	
33	2494	外部通所リハⅢ254						要介護4	1,124 単位 × 90%	1,012	
33	2495	外部通所リハⅢ255						要介護5	1,266 単位 × 90%	1,139	
33	2001	外部車いす貸与		福祉用具貸与	車いす						1月につき
33	2002	外部車いす付属品貸与			車いす付属品						
33	2003	外部特殊寝台貸与			特殊寝台						
33	2004	外部特殊寝台付属品貸与			特殊寝台付属品						
33	2005	外部床ずれ防止用具貸与			床ずれ防止用具						
33	2006	外部体位変換器貸与			体位変換器						
33	2007	外部手すり貸与			手すり						
33	2008	外部スロープ貸与			スロープ						
33	2009	外部歩行器貸与			歩行器						
33	2010	外部歩行補助つえ貸与			歩行補助つえ						
33	2011	外部徘徊感知機器貸与			認知症老人徘徊感知機器						
33	2012	外部移動用リフト貸与			移動用リフト						
33	2013	外部自動排泄処理装置貸与			自動排泄処理装置						

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
33	2101	外部認知通介Ⅰｉ11・時減	委託先により居宅サービスが行われる場合	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	認知症対応型通所介護費（ｉ）（単独型）	注 2時間以上 3時間未満	要介護1 564 単位 × 57%	321	1回につき
33	2102	外部認知通介Ⅰｉ12・時減						要介護2 620 単位 × 57%	353	
33	2103	外部認知通介Ⅰｉ13・時減						要介護3 678 単位 × 57%	386	
33	2104	外部認知通介Ⅰｉ14・時減						要介護4 735 単位 × 57%	419	
33	2105	外部認知通介Ⅰｉ15・時減						要介護5 792 単位 × 57%	451	
33	2111	外部認知通介Ⅰｉ11					(一)3時間以上 5時間未満	要介護1 564 単位 × 90%	508	
33	2112	外部認知通介Ⅰｉ12						要介護2 620 単位 × 90%	558	
33	2113	外部認知通介Ⅰｉ13						要介護3 678 単位 × 90%	610	
33	2114	外部認知通介Ⅰｉ14						要介護4 735 単位 × 90%	662	
33	2115	外部認知通介Ⅰｉ15						要介護5 792 単位 × 90%	713	
33	2121	外部認知通介Ⅰｉ21					(二)5時間以上 7時間未満	要介護1 865 単位 × 90%	779	
33	2122	外部認知通介Ⅰｉ22						要介護2 958 単位 × 90%	862	
33	2123	外部認知通介Ⅰｉ23						要介護3 1,050 単位 × 90%	945	
33	2124	外部認知通介Ⅰｉ24						要介護4 1,143 単位 × 90%	1,029	
33	2125	外部認知通介Ⅰｉ25						要介護5 1,236 単位 × 90%	1,112	
33	2131	外部認知通介Ⅰｉ31					(三)7時間以上 9時間未満	要介護1 985 単位 × 90%	887	
33	2132	外部認知通介Ⅰｉ32						要介護2 1,092 単位 × 90%	983	
33	2133	外部認知通介Ⅰｉ33						要介護3 1,199 単位 × 90%	1,079	
33	2134	外部認知通介Ⅰｉ34						要介護4 1,307 単位 × 90%	1,176	
33	2135	外部認知通介Ⅰｉ35						要介護5 1,414 単位 × 90%	1,273	
33	2141	外部認知通介Ⅰⅱ11・時減				認知症対応型通所介護費（ⅱ）（併設型）	注 2時間以上 3時間未満	要介護1 510 単位 × 57%	291	
33	2142	外部認知通介Ⅰⅱ12・時減						要介護2 561 単位 × 57%	320	
33	2143	外部認知通介Ⅰⅱ13・時減						要介護3 612 単位 × 57%	349	
33	2144	外部認知通介Ⅰⅱ14・時減						要介護4 663 単位 × 57%	378	
33	2145	外部認知通介Ⅰⅱ15・時減						要介護5 714 単位 × 57%	407	
33	2151	外部認知通介Ⅰⅱ11					(一)3時間以上 5時間未満	要介護1 510 単位 × 90%	459	
33	2152	外部認知通介Ⅰⅱ12						要介護2 561 単位 × 90%	505	
33	2153	外部認知通介Ⅰⅱ13						要介護3 612 単位 × 90%	551	
33	2154	外部認知通介Ⅰⅱ14						要介護4 663 単位 × 90%	597	
33	2155	外部認知通介Ⅰⅱ15						要介護5 714 単位 × 90%	643	
33	2161	外部認知通介Ⅰⅱ21					(二)5時間以上 7時間未満	要介護1 778 単位 × 90%	700	
33	2162	外部認知通介Ⅰⅱ22						要介護2 861 単位 × 90%	775	
33	2163	外部認知通介Ⅰⅱ23						要介護3 944 単位 × 90%	850	
33	2164	外部認知通介Ⅰⅱ24						要介護4 1,026 単位 × 90%	923	
33	2165	外部認知通介Ⅰⅱ25						要介護5 1,109 単位 × 90%	998	
33	2171	外部認知通介Ⅰⅱ31					(三)7時間以上 9時間未満	要介護1 885 単位 × 90%	797	
33	2172	外部認知通介Ⅰⅱ32						要介護2 980 単位 × 90%	882	
33	2173	外部認知通介Ⅰⅱ33						要介護3 1,076 単位 × 90%	968	
33	2174	外部認知通介Ⅰⅱ34						要介護4 1,172 単位 × 90%	1,055	
33	2175	外部認知通介Ⅰⅱ35						要介護5 1,267 単位 × 90%	1,140	
33	2201	外部認知通介Ⅱ11・時減			認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（共用型）		注 2時間以上 3時間未満	要介護1 270 単位 × 57%	154	
33	2202	外部認知通介Ⅱ12・時減						要介護2 280 単位 × 57%	160	
33	2203	外部認知通介Ⅱ13・時減						要介護3 289 単位 × 57%	165	
33	2204	外部認知通介Ⅱ14・時減						要介護4 299 単位 × 57%	170	
33	2205	外部認知通介Ⅱ15・時減						要介護5 309 単位 × 57%	176	
33	2211	外部認知通介Ⅱ11					(1) 3時間以上 5時間未満	要介護1 270 単位 × 90%	243	
33	2212	外部認知通介Ⅱ12						要介護2 280 単位 × 90%	252	
33	2213	外部認知通介Ⅱ13						要介護3 289 単位 × 90%	260	
33	2214	外部認知通介Ⅱ14						要介護4 299 単位 × 90%	269	
33	2215	外部認知通介Ⅱ15						要介護5 309 単位 × 90%	278	
33	2221	外部認知通介Ⅱ21					(2) 5時間以上 7時間未満	要介護1 439 単位 × 90%	395	
33	2222	外部認知通介Ⅱ22						要介護2 454 単位 × 90%	409	
33	2223	外部認知通介Ⅱ23						要介護3 470 単位 × 90%	423	
33	2224	外部認知通介Ⅱ24						要介護4 486 単位 × 90%	437	
33	2225	外部認知通介Ⅱ25						要介護5 502 単位 × 90%	452	
33	2231	外部認知通介Ⅱ31					(3) 7時間以上 9時間未満	要介護1 506 単位 × 90%	455	
33	2232	外部認知通介Ⅱ32						要介護2 524 単位 × 90%	472	
33	2233	外部認知通介Ⅱ33						要介護3 542 単位 × 90%	488	
33	2234	外部認知通介Ⅱ34						要介護4 560 単位 × 90%	504	
33	2235	外部認知通介Ⅱ35						要介護5 579 単位 × 90%	521	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
33	2501	外部地域通所介護11・時減	委託先により居宅サービスが行われる場合	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護費	注 2時間以上3時間未満	要介護1	426 単位 × 63%	268	1回につき
33	2502	外部地域通所介護12・時減					要介護2	488 単位 × 63%	307	
33	2503	外部地域通所介護13・時減					要介護3	552 単位 × 63%	348	
33	2504	外部地域通所介護14・時減					要介護4	614 単位 × 63%	387	
33	2505	外部地域通所介護15・時減					要介護5	678 単位 × 63%	427	
33	2511	外部地域通所介護11				(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	426 単位 × 90%	383	
33	2512	外部地域通所介護12					要介護2	488 単位 × 90%	439	
33	2513	外部地域通所介護13					要介護3	552 単位 × 90%	497	
33	2514	外部地域通所介護14					要介護4	614 単位 × 90%	553	
33	2515	外部地域通所介護15					要介護5	678 単位 × 90%	610	
33	2521	外部地域通所介護21				(2) 5時間以上7時間未満	要介護1	641 単位 × 90%	577	
33	2522	外部地域通所介護22					要介護2	757 単位 × 90%	681	
33	2523	外部地域通所介護23					要介護3	874 単位 × 90%	787	
33	2524	外部地域通所介護24					要介護4	990 単位 × 90%	891	
33	2525	外部地域通所介護25					要介護5	1,107 単位 × 90%	996	
33	2531	外部地域通所介護31				(3) 7時間以上9時間未満	要介護1	735 単位 × 90%	662	
33	2532	外部地域通所介護32					要介護2	868 単位 × 90%	781	
33	2533	外部地域通所介護33					要介護3	1,006 単位 × 90%	905	
33	2534	外部地域通所介護34					要介護4	1,144 単位 × 90%	1,030	
33	2535	外部地域通所介護35					要介護5	1,281 単位 × 90%	1,153	
33	2541	外部地域療養通所介護1			療養通所介護費	(1)3時間以上6時間未満		1,007 単位 × 90%	906	
33	2542	外部地域療養通所介護2				(2)6時間以上8時間未満		1,511 単位 × 90%	1,360	
33	6125	特定施設看取り介護加算1	ニ 看取り介護加算		(1)死亡日以前4日以上30日以下			144 単位加算	144	1日につき
33	6126	特定施設看取り介護加算2			(2)死亡日以前2日又は3日			680 単位加算	680	
33	6127	特定施設看取り介護加算3			(3)死亡日			1,280 単位加算	1,280	
33	6133	特定施設認知症専門ケア加算Ⅰ	ホ 認知症専門ケア加算		(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)			3 単位加算	3	
33	6134	特定施設認知症専門ケア加算Ⅱ			(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)			4 単位加算	4	
33	6100	特定施設サービス提供体制加算Ⅰ1	ヘ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ			18 単位加算	18	
33	6101	特定施設サービス提供体制加算Ⅰ2			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ			12 単位加算	12	
33	6102	特定施設サービス提供体制加算Ⅱ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			6 単位加算	6	
33	6103	特定施設サービス提供体制加算Ⅲ			(4)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			6 単位加算	6	
33	6131	特定施設処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の 61/1000 加算		1月につき
33	6128	特定施設処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の 34/1000 加算		
33	6129	特定施設処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			(2)で算定した単位数の 90% 加算		
33	6130	特定施設処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)			(2)で算定した単位数の 80% 加算		

看護･介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
33	9011	特定施設生活介護1･人欠	イ 特定施設入居者生活介護費	要介護1	533 単位	看護･介護職員が欠員の場合 × 70%	373	1日につき
33	9021	特定施設生活介護2･人欠		要介護2	597 単位		418	
33	9031	特定施設生活介護3･人欠		要介護3	666 単位		466	
33	9041	特定施設生活介護4･人欠		要介護4	730 単位		511	
33	9051	特定施設生活介護5･人欠		要介護5	798 単位		559	
33	9201	外部特定施設生活介護･人欠	ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(基本部分)		82 単位	介護職員が欠員の場合 × 70%	57	

ハ 特定施設入居者生活介護(短期利用)サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
27	1111	短期特定施設生活介護1	ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費	要介護1	533	単位	533	1日につき
27	1121	短期特定施設生活介護2		要介護2	597	単位	597	
27	1131	短期特定施設生活介護3		要介護3	666	単位	666	
27	1141	短期特定施設生活介護4		要介護4	730	単位	730	
27	1151	短期特定施設生活介護5		要介護5	798	単位	798	
27	1160	短期特定施設夜間看護体制加算	夜間看護体制加算			10 単位加算	10	
27	6100	短期特定施設サービス提供体制加算Ⅰ1	ヘ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		18 単位加算	18	
27	6101	短期特定施設サービス提供体制加算Ⅰ2		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		12 単位加算	12	
27	6102	短期特定施設サービス提供体制加算Ⅱ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		6 単位加算	6	
27	6103	短期特定施設サービス提供体制加算Ⅲ		(4)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6 単位加算	6	
27	6131	短期特定施設処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 61/1000 加算		1月につき
27	6128	短期特定施設処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 34/1000 加算		
27	6129	短期特定施設処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(2)で算定した単位数の 90% 加算		
27	6130	短期特定施設処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(2)で算定した単位数の 80% 加算		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
27	9011	短期特定施設生活介護1・人欠	ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費	要介護1	533	単位	373	1日につき
27	9021	短期特定施設生活介護2・人欠		要介護2	597	単位	418	
27	9031	短期特定施設生活介護3・人欠		要介護3	666	単位	466	
27	9041	短期特定施設生活介護4・人欠		要介護4	730	単位	511	
27	9051	短期特定施設生活介護5・人欠		要介護5	798	単位	559	

看護・介護職員が欠員の場合 × 70%

11 福祉用具貸与サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
17	1001	車いす貸与	福祉用具貸与費	車いす	現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満は四捨五入）		1月につき
17	1002	車いす付属品貸与		車いす付属品			
17	1003	特殊寝台貸与		特殊寝台			
17	1004	特殊寝台付属品貸与		特殊寝台付属品			
17	1005	床ずれ防止用具貸与		床ずれ防止用具			
17	1006	体位変換器貸与		体位変換器			
17	1007	手すり貸与		手すり			
17	1008	スロープ貸与		スロープ			
17	1009	歩行器貸与		歩行器			
17	1010	歩行補助つえ貸与		歩行補助つえ			
17	1011	徘徊感知機器貸与		認知症老人徘徊感知機器			
17	1012	移動用リフト貸与		移動用リフト			
17	1013	自動排泄処理装置貸与		自動排泄処理装置			
17	8001	車いす貸与特地加算	特別地域福祉用具貸与加算	車いす	実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を個々の用具ごとに福祉用具貸与費の100分の100を限度に加算		
17	8002	車いす付属品貸与特地加算		車いす付属品			
17	8003	特殊寝台貸与特地加算		特殊寝台			
17	8004	特殊寝台付属品貸与特地加算		特殊寝台付属品			
17	8005	床ずれ防止用具貸与特地加算		床ずれ防止用具			
17	8006	体位変換器貸与特地加算		体位変換器			
17	8007	手すり貸与特地加算		手すり			
17	8008	スロープ貸与特地加算		スロープ			
17	8009	歩行器貸与特地加算		歩行器			
17	8010	歩行補助つえ貸与特地加算		歩行補助つえ			
17	8011	徘徊感知機器貸与特地加算		認知症老人徘徊感知機器			
17	8012	移動用リフト貸与特地加算		移動用リフト			
17	8013	自動排泄処理装置貸与特地加算		自動排泄処理装置			
17	8101	車いす貸与小規模加算	中山間地域等における小規模事業所加算	車いす	実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を個々の用具ごとに福祉用具貸与費の3分の2を限度に加算		
17	8102	車いす付属品貸与小規模加算		車いす付属品			
17	8103	特殊寝台貸与小規模加算		特殊寝台			
17	8104	特殊寝台付属品貸与小規模加算		特殊寝台付属品			
17	8105	床ずれ防止用具貸与小規模加算		床ずれ防止用具			
17	8106	体位変換器貸与小規模加算		体位変換器			
17	8107	手すり貸与小規模加算		手すり			
17	8108	スロープ貸与小規模加算		スロープ			
17	8109	歩行器貸与小規模加算		歩行器			
17	8110	歩行補助つえ貸与小規模加算		歩行補助つえ			
17	8111	徘徊感知機器貸与小規模加算		認知症老人徘徊感知機器			
17	8112	移動用リフト貸与小規模加算		移動用リフト			
17	8113	自動排泄処理装置貸与小規模加算		自動排泄処理装置			
17	8201	車いす貸与中山間地域加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	車いす	実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を個々の用具ごとに福祉用具貸与費の3分の1を限度に加算		
17	8202	車いす付属品貸与中山間地域加算		車いす付属品			
17	8203	特殊寝台貸与中山間地域加算		特殊寝台			
17	8204	特殊寝台付属品貸与中山間地域加算		特殊寝台付属品			
17	8205	床ずれ防止用具貸与中山間地域加算		床ずれ防止用具			
17	8206	体位変換器貸与中山間地域加算		体位変換器			
17	8207	手すり貸与中山間地域加算		手すり			
17	8208	スロープ貸与中山間地域加算		スロープ			
17	8209	歩行器貸与中山間地域加算		歩行器			
17	8210	歩行補助つえ貸与中山間地域加算		歩行補助つえ			
17	8211	徘徊感知機器貸与中山間地域加算		認知症老人徘徊感知機器			
17	8212	移動用リフト貸与中山間地域加算		移動用リフト			
17	8213	自動排泄装置貸与中山間地域加算		自動排泄処理装置			

Ⅱ　居宅介護支援サービスコード
居宅介護支援サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
43	2111	居宅支援Ⅰ1	イ 居宅介護支援費	(1) 居宅介護支援費（Ⅰ） ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件未満である場合又は40件以上の場合において、40件未満の部分について算定。	要介護1・2 1,042 単位						1,042	1月につき
43	2117	居宅支援Ⅰ1・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	842	
43	2120	居宅支援Ⅰ1・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算				1,198	
43	2126	居宅支援Ⅰ1・地・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	998	
43	2151	居宅支援Ⅰ1・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			1,258	
43	2152	居宅支援Ⅰ1・地・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	1,058	
43	2153	居宅支援Ⅰ1・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算				1,146	
43	2154	居宅支援Ⅰ1・小・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	946	
43	2155	居宅支援Ⅰ1・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			1,203	
43	2156	居宅支援Ⅰ1・小・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	1,003	
43	2157	居宅支援Ⅰ1・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算				1,094	
43	2158	居宅支援Ⅰ1・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	894	
43	2129	居宅支援Ⅰ1・運				運営基準減算 × 50%					521	
43	2132	居宅支援Ⅰ1・運・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	321	
43	2135	居宅支援Ⅰ1・運・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算				599	
43	2138	居宅支援Ⅰ1・運・地・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	399	
43	2159	居宅支援Ⅰ1・運・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			629	
43	2160	居宅支援Ⅰ1・運・地・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	429	
43	2161	居宅支援Ⅰ1・運・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算				573	
43	2162	居宅支援Ⅰ1・運・小・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	373	
43	2163	居宅支援Ⅰ1・運・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			602	
43	2164	居宅支援Ⅰ1・運・小・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	402	
43	2165	居宅支援Ⅰ1・運・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算				547	
43	2166	居宅支援Ⅰ1・運・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	347	
43	2211	居宅支援Ⅰ2			要介護3・4・5 1,353 単位						1,353	
43	2217	居宅支援Ⅰ2・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	1,153	
43	2220	居宅支援Ⅰ2・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算				1,556	
43	2226	居宅支援Ⅰ2・地・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	1,356	
43	2251	居宅支援Ⅰ2・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			1,634	
43	2252	居宅支援Ⅰ2・地・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	1,434	
43	2253	居宅支援Ⅰ2・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算				1,488	
43	2254	居宅支援Ⅰ2・小・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	1,288	
43	2255	居宅支援Ⅰ2・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			1,562	
43	2256	居宅支援Ⅰ2・小・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	1,362	
43	2257	居宅支援Ⅰ2・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算				1,421	
43	2258	居宅支援Ⅰ2・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	1,221	
43	2229	居宅支援Ⅰ2・運				運営基準減算 × 50%					677	
43	2232	居宅支援Ⅰ2・運・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	477	
43	2235	居宅支援Ⅰ2・運・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算				779	
43	2238	居宅支援Ⅰ2・運・地・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	579	
43	2259	居宅支援Ⅰ2・運・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			818	
43	2260	居宅支援Ⅰ2・運・地・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	618	
43	2261	居宅支援Ⅰ2・運・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算				745	
43	2262	居宅支援Ⅰ2・運・小・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	545	
43	2263	居宅支援Ⅰ2・運・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			782	
43	2264	居宅支援Ⅰ2・運・小・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	582	
43	2265	居宅支援Ⅰ2・運・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算				711	
43	2266	居宅支援Ⅰ2・運・山・集								特定事業所集中減算　－　200 単位	511	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
43	3111	居宅支援Ⅱ1	イ 居宅介護支援費	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上の場合において、40件以上60件未満の部分について算定。	要介護1・2 521 単位					521	1月につき
43	3114	居宅支援Ⅱ1・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	321	
43	3117	居宅支援Ⅱ1・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算			599	
43	3120	居宅支援Ⅱ1・地・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	399	
43	3151	居宅支援Ⅱ1・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		629	
43	3152	居宅支援Ⅱ1・地・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	429	
43	3153	居宅支援Ⅱ1・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算			573	
43	3154	居宅支援Ⅱ1・小・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	373	
43	3155	居宅支援Ⅱ1・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		602	
43	3156	居宅支援Ⅱ1・小・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	402	
43	3157	居宅支援Ⅱ1・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			547	
43	3158	居宅支援Ⅱ1・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	347	
43	3123	居宅支援Ⅱ1・運				運営基準減算 × 50%				261	
43	3126	居宅支援Ⅱ1・運・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	61	
43	3129	居宅支援Ⅱ1・運・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算			300	
43	3132	居宅支援Ⅱ1・運・地・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	100	
43	3159	居宅支援Ⅱ1・運・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		315	
43	3160	居宅支援Ⅱ1・運・地・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	115	
43	3161	居宅支援Ⅱ1・運・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算			287	
43	3162	居宅支援Ⅱ1・運・小・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	87	
43	3163	居宅支援Ⅱ1・運・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		301	
43	3164	居宅支援Ⅱ1・運・小・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	101	
43	3165	居宅支援Ⅱ1・運・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			274	
43	3166	居宅支援Ⅱ1・運・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	74	
43	3211	居宅支援Ⅱ2			要介護3・4・5 677 単位					677	
43	3214	居宅支援Ⅱ2・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	477	
43	3217	居宅支援Ⅱ2・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算			779	
43	3220	居宅支援Ⅱ2・地・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	579	
43	3251	居宅支援Ⅱ2・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		818	
43	3252	居宅支援Ⅱ2・地・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	618	
43	3253	居宅支援Ⅱ2・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算			745	
43	3254	居宅支援Ⅱ2・小・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	545	
43	3255	居宅支援Ⅱ2・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		782	
43	3256	居宅支援Ⅱ2・小・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	582	
43	3257	居宅支援Ⅱ2・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			711	
43	3258	居宅支援Ⅱ2・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	511	
43	3223	居宅支援Ⅱ2・運				運営基準減算 × 50%				339	
43	3226	居宅支援Ⅱ2・運・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	139	
43	3229	居宅支援Ⅱ2・運・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算			390	
43	3232	居宅支援Ⅱ2・運・地・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	190	
43	3259	居宅支援Ⅱ2・運・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		410	
43	3260	居宅支援Ⅱ2・運・地・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	210	
43	3261	居宅支援Ⅱ2・運・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算			373	
43	3262	居宅支援Ⅱ2・運・小・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	173	
43	3263	居宅支援Ⅱ2・運・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		392	
43	3264	居宅支援Ⅱ2・運・小・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	192	
43	3265	居宅支援Ⅱ2・運・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			356	
43	3266	居宅支援Ⅱ2・運・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	156	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
43	4111	居宅支援Ⅲ1	イ 居宅介護支援費	(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) ※介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上の場合において、60件以上の部分について算定。	要介護1・2 313 単位					313	1月につき
43	4114	居宅支援Ⅲ1・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	113	
43	4117	居宅支援Ⅲ1・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算			360	
43	4120	居宅支援Ⅲ1・地・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	160	
43	4151	居宅支援Ⅲ1・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		378	
43	4152	居宅支援Ⅲ1・地・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	178	
43	4153	居宅支援Ⅲ1・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算			344	
43	4154	居宅支援Ⅲ1・小・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	144	
43	4155	居宅支援Ⅲ1・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		361	
43	4156	居宅支援Ⅲ1・小・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	161	
43	4157	居宅支援Ⅲ1・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			329	
43	4158	居宅支援Ⅲ1・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	129	
43	4123	居宅支援Ⅲ1・運				運営基準減算 × 50%				157	
43	4129	居宅支援Ⅲ1・運・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算			181	
43	4159	居宅支援Ⅲ1・運・地・山							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	190	
43	4161	居宅支援Ⅲ1・運・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算			173	
43	4163	居宅支援Ⅲ1・運・小・山							中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算	182	
43	4165	居宅支援Ⅲ1・運・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			165	
43	4211	居宅支援Ⅲ2			要介護3・4・5 406 単位					406	
43	4214	居宅支援Ⅲ2・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	206	
43	4217	居宅支援Ⅲ2・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算			467	
43	4220	居宅支援Ⅲ2・地・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	267	
43	4251	居宅支援Ⅲ2・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		490	
43	4252	居宅支援Ⅲ2・地・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	290	
43	4253	居宅支援Ⅲ2・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算			447	
43	4254	居宅支援Ⅲ2・小・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	247	
43	4255	居宅支援Ⅲ2・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		469	
43	4256	居宅支援Ⅲ2・小・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	269	
43	4257	居宅支援Ⅲ2・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			426	
43	4258	居宅支援Ⅲ2・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	226	
43	4223	居宅支援Ⅲ2・運				運営基準減算 × 50%				203	
43	4229	居宅支援Ⅲ2・運・地					特別地域居宅介護支援加算 15% 加算			233	
43	4232	居宅支援Ⅲ2・運・地・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	33	
43	4259	居宅支援Ⅲ2・運・地・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		245	
43	4260	居宅支援Ⅲ2・運・地・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	45	
43	4261	居宅支援Ⅲ2・運・小					中山間地域等における小規模事業所加算 10% 加算			223	
43	4262	居宅支援Ⅲ2・運・小・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	23	
43	4263	居宅支援Ⅲ2・運・小・山						中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算		234	
43	4264	居宅支援Ⅲ2・運・小・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	34	
43	4265	居宅支援Ⅲ2・運・山					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5% 加算			213	
43	4266	居宅支援Ⅲ2・運・山・集							特定事業所集中減算 － 200 単位	13	
43	4001	居宅支援初回加算	ロ 初回加算						300 単位加算	300	
43	4002	居宅支援特定事業所加算Ⅰ	ハ 特定事業所加算			(1) 特定事業所加算(Ⅰ)			500 単位加算	500	
43	4003	居宅支援特定事業所加算Ⅱ				(2) 特定事業所加算(Ⅱ)			400 単位加算	400	
43	4004	居宅支援特定事業所加算Ⅲ				(3) 特定事業所加算(Ⅲ)			300 単位加算	300	
43	6125	居宅支援入院時情報連携加算Ⅰ	ニ 入院時情報連携加算			(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)			200 単位加算	200	
43	6129	居宅支援入院時情報連携加算Ⅱ				(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)			100 単位加算	100	
43	6132	居宅支援退院退所加算	ホ 退院・退所加算(入院または入所期間中3回を限度)						300 単位加算	300	1回につき
43	6128	居宅支援認知症加算	ヘ 認知症加算						150 単位加算	150	1月につき
43	6130	居宅支援独居高齢者加算	ト 独居高齢者加算						150 単位加算	150	
43	6131	居宅支援小規模多機能型連携加算	ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算						300 単位加算	300	1月につき
43	6134	居宅支援看護小規模多機能連携加算	ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算						300 単位加算	300	
43	6133	居宅支援緊急時カンファレンス加算	チ 緊急時等居宅カンファレンス加算						200 単位加算	200	月2回限度

Ⅲ 施設サービスコード

1 介護福祉施設サービスコード表（平成27年4月1日～平成27年7月31日）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	1111	福祉施設Ⅰ1	イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費	(一) 介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）	要介護1	547 単位			547	1日につき
51	1113	福祉施設Ⅰ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	531	
51	1121	福祉施設Ⅰ2				＜従来型個室＞	要介護2	614 単位			614	
51	1123	福祉施設Ⅰ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	596	
51	1131	福祉施設Ⅰ3					要介護3	682 単位			682	
51	1133	福祉施設Ⅰ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	662	
51	1141	福祉施設Ⅰ4					要介護4	749 単位			749	
51	1143	福祉施設Ⅰ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	727	
51	1151	福祉施設Ⅰ5					要介護5	814 単位			814	
51	1153	福祉施設Ⅰ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	790	
51	1115	福祉施設Ⅱ1				b 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）	要介護1	594 単位			594	
51	1117	福祉施設Ⅱ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	576	
51	1125	福祉施設Ⅱ2				＜多床室＞	要介護2	661 単位			661	
51	1127	福祉施設Ⅱ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	641	
51	1135	福祉施設Ⅱ3					要介護3	729 単位			729	
51	1137	福祉施設Ⅱ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	707	
51	1145	福祉施設Ⅱ4					要介護4	796 単位			796	
51	1147	福祉施設Ⅱ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	772	
51	1155	福祉施設Ⅱ5					要介護5	861 単位			861	
51	1157	福祉施設Ⅱ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	835	
51	4301	福祉施設Ⅲ1				c 介護福祉施設サービス費（Ⅲ）	要介護1	627 単位			627	
51	4302	福祉施設Ⅲ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	608	
51	4303	福祉施設Ⅲ2				＜多床室（平成24年4月1日後に新設）＞	要介護2	695 単位			695	
51	4304	福祉施設Ⅲ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	674	
51	4305	福祉施設Ⅲ3					要介護3	767 単位			767	
51	4306	福祉施設Ⅲ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	744	
51	4307	福祉施設Ⅲ4					要介護4	836 単位			836	
51	4308	福祉施設Ⅲ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	811	
51	4309	福祉施設Ⅲ5					要介護5	903 単位			903	
51	4310	福祉施設Ⅲ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	876	
51	2111	小福祉施設Ⅰ1			(二) 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）	要介護1	700 単位			700	
51	2113	小福祉施設Ⅰ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	679	
51	2121	小福祉施設Ⅰ2				＜従来型個室＞	要介護2	763 単位			763	
51	2123	小福祉施設Ⅰ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	740	
51	2131	小福祉施設Ⅰ3					要介護3	830 単位			830	
51	2133	小福祉施設Ⅰ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	805	
51	2141	小福祉施設Ⅰ4					要介護4	893 単位			893	
51	2143	小福祉施設Ⅰ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	866	
51	2151	小福祉施設Ⅰ5					要介護5	955 単位			955	
51	2153	小福祉施設Ⅰ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	926	
51	2115	小福祉施設Ⅱ1				b 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）	要介護1	747 単位			747	
51	2117	小福祉施設Ⅱ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	725	
51	2125	小福祉施設Ⅱ2				＜多床室＞	要介護2	810 単位			810	
51	2127	小福祉施設Ⅱ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	786	
51	2135	小福祉施設Ⅱ3					要介護3	877 単位			877	
51	2137	小福祉施設Ⅱ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	851	
51	2145	小福祉施設Ⅱ4					要介護4	940 単位			940	
51	2147	小福祉施設Ⅱ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	912	
51	2155	小福祉施設Ⅱ5					要介護5	1,002 単位			1,002	
51	2157	小福祉施設Ⅱ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	972	
51	4311	小福祉施設Ⅲ1				c 小規模介護福祉施設サービス費（Ⅲ）	要介護1	785 単位			785	
51	4312	小福祉施設Ⅲ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	761	
51	4313	小福祉施設Ⅲ2				＜多床室（平成24年4月1日後に新設）＞	要介護2	850 単位			850	
51	4314	小福祉施設Ⅲ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	825	
51	4315	小福祉施設Ⅲ3					要介護3	919 単位			919	
51	4316	小福祉施設Ⅲ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	891	
51	4317	小福祉施設Ⅲ4					要介護4	985 単位			985	
51	4318	小福祉施設Ⅲ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	955	
51	4319	小福祉施設Ⅲ5					要介護5	1,049 単位			1,049	
51	4320	小福祉施設Ⅲ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	1,018	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	1161	旧措置施設Ⅰ1	イ介護福祉施設サービス	(2)旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一)旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	547 単位			547	1日につき
51	1163	旧措置施設Ⅰ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	531	
51	1171	旧措置施設Ⅰ2					要介護2・3	653 単位			653	
51	1173	旧措置施設Ⅰ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	633	
51	1181	旧措置施設Ⅰ3					要介護4・5	781 単位			781	
51	1183	旧措置施設Ⅰ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	758	
51	1165	旧措置施設Ⅱ1				b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	594 単位			594	
51	1167	旧措置施設Ⅱ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	576	
51	1175	旧措置施設Ⅱ2					要介護2・3	700 単位			700	
51	1177	旧措置施設Ⅱ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	679	
51	1185	旧措置施設Ⅱ3					要介護4・5	828 単位			828	
51	1187	旧措置施設Ⅱ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	803	
51	4321	旧措置施設Ⅲ1				c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<多床室(平成24年4月1日後に新設)>	要介護1	627 単位			627	
51	4322	旧措置施設Ⅲ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	608	
51	4323	旧措置施設Ⅲ2					要介護2・3	737 単位			737	
51	4324	旧措置施設Ⅲ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	715	
51	4325	旧措置施設Ⅲ3					要介護4・5	869 単位			869	
51	4326	旧措置施設Ⅲ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	843	
51	2161	旧措置小施設Ⅰ1			(二)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	700 単位			700	
51	2163	旧措置小施設Ⅰ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	679	
51	2171	旧措置小施設Ⅰ2					要介護2・3	800 単位			800	
51	2173	旧措置小施設Ⅰ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	776	
51	2181	旧措置小施設Ⅰ3					要介護4・5	923 単位			923	
51	2183	旧措置小施設Ⅰ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	895	
51	2165	旧措置小施設Ⅱ1				b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	747 単位			747	
51	2167	旧措置小施設Ⅱ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	725	
51	2175	旧措置小施設Ⅱ2					要介護2・3	847 単位			847	
51	2177	旧措置小施設Ⅱ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	822	
51	2185	旧措置小施設Ⅱ3					要介護4・5	970 単位			970	
51	2187	旧措置小施設Ⅱ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	941	
51	4327	旧措置小施設Ⅲ1				c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<多床室(平成24年4月1日後に新設)>	要介護1	785 単位			785	
51	4328	旧措置小施設Ⅲ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	761	
51	4329	旧措置小施設Ⅲ2					要介護2・3	890 単位			890	
51	4330	旧措置小施設Ⅲ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	863	
51	4331	旧措置小施設Ⅲ3					要介護4・5	1,017 単位			1,017	
51	4332	旧措置小施設Ⅲ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	986	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	3111	ユ型福祉施設Ⅰ1	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） <ユニット型個室>	要介護1 625 単位				625	1日につき
51	3201	ユ型福祉施設Ⅰ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		606	
51	3113	ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
51	3202	ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	588	
51	3121	ユ型福祉施設Ⅰ2					要介護2 691 単位				691	
51	3203	ユ型福祉施設Ⅰ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		670	
51	3123	ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			670	
51	3204	ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	650	
51	3131	ユ型福祉施設Ⅰ3					要介護3 762 単位				762	
51	3205	ユ型福祉施設Ⅰ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		739	
51	3133	ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			739	
51	3206	ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	717	
51	3141	ユ型福祉施設Ⅰ4					要介護4 828 単位				828	
51	3207	ユ型福祉施設Ⅰ4・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		803	
51	3143	ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			803	
51	3208	ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	779	
51	3151	ユ型福祉施設Ⅰ5					要介護5 894 単位				894	
51	3209	ユ型福祉施設Ⅰ5・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		867	
51	3153	ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			867	
51	3210	ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	841	
51	3115	ユ型福祉施設Ⅱ1				b ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） <ユニット型準個室>	要介護1 625 単位				625	
51	3211	ユ型福祉施設Ⅱ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		606	
51	3117	ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
51	3212	ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	588	
51	3125	ユ型福祉施設Ⅱ2					要介護2 691 単位				691	
51	3213	ユ型福祉施設Ⅱ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		670	
51	3127	ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			670	
51	3214	ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	650	
51	3135	ユ型福祉施設Ⅱ3					要介護3 762 単位				762	
51	3215	ユ型福祉施設Ⅱ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		739	
51	3137	ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			739	
51	3216	ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	717	
51	3145	ユ型福祉施設Ⅱ4					要介護4 828 単位				828	
51	3217	ユ型福祉施設Ⅱ4・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		803	
51	3147	ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			803	
51	3218	ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	779	
51	3155	ユ型福祉施設Ⅱ5					要介護5 894 単位				894	
51	3219	ユ型福祉施設Ⅱ5・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		867	
51	3157	ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			867	
51	3220	ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	841	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	4111	ユ型小福祉施設Ⅰ1	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 766 単位				766	1日につき
51	4211	ユ型小福祉施設Ⅰ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		743	
51	4113	ユ型小福祉施設Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
51	4212	ユ型小福祉施設Ⅰ1・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
51	4121	ユ型小福祉施設Ⅰ2					要介護2 829 単位				829	
51	4213	ユ型小福祉施設Ⅰ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		804	
51	4123	ユ型小福祉施設Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			804	
51	4214	ユ型小福祉施設Ⅰ2・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	780	
51	4131	ユ型小福祉施設Ⅰ3					要介護3 897 単位				897	
51	4215	ユ型小福祉施設Ⅰ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		870	
51	4133	ユ型小福祉施設Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			870	
51	4216	ユ型小福祉施設Ⅰ3・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	844	
51	4141	ユ型小福祉施設Ⅰ4					要介護4 960 単位				960	
51	4217	ユ型小福祉施設Ⅰ4・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		931	
51	4143	ユ型小福祉施設Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			931	
51	4218	ユ型小福祉施設Ⅰ4・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	903	
51	4151	ユ型小福祉施設Ⅰ5					要介護5 1,022 単位				1,022	
51	4219	ユ型小福祉施設Ⅰ5・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		991	
51	4153	ユ型小福祉施設Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			991	
51	4220	ユ型小福祉施設Ⅰ5・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	961	
51	4115	ユ型小福祉施設Ⅱ1				b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 766 単位				766	
51	4221	ユ型小福祉施設Ⅱ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		743	
51	4117	ユ型小福祉施設Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
51	4222	ユ型小福祉施設Ⅱ1・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
51	4125	ユ型小福祉施設Ⅱ2					要介護2 829 単位				829	
51	4223	ユ型小福祉施設Ⅱ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		804	
51	4127	ユ型小福祉施設Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			804	
51	4224	ユ型小福祉施設Ⅱ2・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	780	
51	4135	ユ型小福祉施設Ⅱ3					要介護3 897 単位				897	
51	4225	ユ型小福祉施設Ⅱ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		870	
51	4137	ユ型小福祉施設Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			870	
51	4226	ユ型小福祉施設Ⅱ3・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	844	
51	4145	ユ型小福祉施設Ⅱ4					要介護4 960 単位				960	
51	4227	ユ型小福祉施設Ⅱ4・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		931	
51	4147	ユ型小福祉施設Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			931	
51	4228	ユ型小福祉施設Ⅱ4・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	903	
51	4155	ユ型小福祉施設Ⅱ5					要介護5 1,022 単位				1,022	
51	4229	ユ型小福祉施設Ⅱ5・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		991	
51	4157	ユ型小福祉施設Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			991	
51	4230	ユ型小福祉施設Ⅱ5・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	961	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	3161	ユ型旧措置施設Ⅰ1	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1 625 単位				625	1日につき
51	3221	ユ型旧措置施設Ⅰ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		606	
51	3163	ユ型旧措置施設Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
51	3222	ユ型旧措置施設Ⅰ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		588	
51	3171	ユ型旧措置施設Ⅰ2					要介護2・3 722 単位				722	
51	3223	ユ型旧措置施設Ⅰ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		700	
51	3173	ユ型旧措置施設Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			700	
51	3224	ユ型旧措置施設Ⅰ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		679	
51	3181	ユ型旧措置施設Ⅰ3					要介護4・5 850 単位				850	
51	3225	ユ型旧措置施設Ⅰ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		825	
51	3183	ユ型旧措置施設Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			825	
51	3226	ユ型旧措置施設Ⅰ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		800	
51	3165	ユ型旧措置施設Ⅱ1				b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）＜ユニット型準個室＞	要介護1 625 単位				625	
51	3227	ユ型旧措置施設Ⅱ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		606	
51	3167	ユ型旧措置施設Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
51	3228	ユ型旧措置施設Ⅱ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		588	
51	3175	ユ型旧措置施設Ⅱ2					要介護2・3 722 単位				722	
51	3229	ユ型旧措置施設Ⅱ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		700	
51	3177	ユ型旧措置施設Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			700	
51	3230	ユ型旧措置施設Ⅱ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		679	
51	3185	ユ型旧措置施設Ⅱ3					要介護4・5 850 単位				850	
51	3231	ユ型旧措置施設Ⅱ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		825	
51	3187	ユ型旧措置施設Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			825	
51	3232	ユ型旧措置施設Ⅱ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		800	
51	4161	ユ小旧措置施設Ⅰ1			(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1 766 単位				766	
51	4231	ユ小旧措置施設Ⅰ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		743	
51	4163	ユ小旧措置施設Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
51	4232	ユ小旧措置施設Ⅰ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		721	
51	4171	ユ小旧措置施設Ⅰ2					要介護2・3 868 単位				868	
51	4233	ユ小旧措置施設Ⅰ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		842	
51	4173	ユ小旧措置施設Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			842	
51	4234	ユ小旧措置施設Ⅰ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		817	
51	4181	ユ小旧措置施設Ⅰ3					要介護4・5 990 単位				990	
51	4235	ユ小旧措置施設Ⅰ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		960	
51	4183	ユ小旧措置施設Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			960	
51	4236	ユ小旧措置施設Ⅰ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		931	
51	4165	ユ小旧措置施設Ⅱ1				b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）＜ユニット型準個室＞	要介護1 766 単位				766	
51	4237	ユ小旧措置施設Ⅱ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		743	
51	4167	ユ小旧措置施設Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
51	4238	ユ小旧措置施設Ⅱ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		721	
51	4175	ユ小旧措置施設Ⅱ2					要介護2・3 868 単位				868	
51	4239	ユ小旧措置施設Ⅱ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		842	
51	4177	ユ小旧措置施設Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			842	
51	4240	ユ小旧措置施設Ⅱ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		817	
51	4185	ユ小旧措置施設Ⅱ3					要介護4・5 990 単位				990	
51	4241	ユ小旧措置施設Ⅱ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		960	
51	4187	ユ小旧措置施設Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			960	
51	4242	ユ小旧措置施設Ⅱ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		931	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
51	6132	福祉施設日常生活継続支援加算1	日常生活継続支援加算		イのサービス費を算定する場合	36	単位加算	36	1日につき
51	6135	福祉施設日常生活継続支援加算2			ロのサービス費を算定する場合	46	単位加算	46	
51	6113	福祉施設看護体制加算Ⅰ1	看護体制加算	看護体制加算(Ⅰ)イ	入所定員31人以上50人以下	6	単位加算	6	
51	6114	福祉施設看護体制加算Ⅰ2		看護体制加算(Ⅰ)ロ	入所定員30人又は51人以上	4	単位加算	4	
51	6115	福祉施設看護体制加算Ⅱ1		看護体制加算(Ⅱ)イ	入所定員31人以上50人以下	13	単位加算	13	
51	6116	福祉施設看護体制加算Ⅱ2		看護体制加算(Ⅱ)ロ	入所定員30人又は51人以上	8	単位加算	8	
51	6117	福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰ1	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	イのサービス費を算定する場合かつ入所定員31人以上50人以下	22	単位加算	22	
51	6118	福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰ2		夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	イのサービス費を算定する場合かつ入所定員30人又は51人以上	13	単位加算	13	
51	6119	福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ1		夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	ロのサービス費を算定する場合かつ入所定員31人以上50人以下	27	単位加算	27	
51	6120	福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ2		夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	ロのサービス費を算定する場合かつ入所定員30人又は51人以上	18	単位加算	18	
51	6002	福祉施設準ユニットケア加算	準ユニットケア加算			5	単位加算	5	
51	6003	福祉施設個別機能訓練加算	個別機能訓練加算			12	単位加算	12	
51	6109	福祉施設若年性認知症受入加算	若年性認知症入所者受入加算			120	単位加算	120	
51	6100	常勤医師配置加算	常勤の医師を1名以上配置している場合			25	単位加算	25	
51	6200	精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合			5	単位加算	5	
51	6250	障害者生活支援体制加算	障害者生活支援体制加算			26	単位加算	26	
51	6304	福祉施設身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算			5	単位減算	−5	
51	6300	福祉施設外泊時費用	病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合			246	単位	246	月6日限度
51	6400	福祉施設初期加算	ハ 初期加算(入所日から30日以内の期間。入院後の再入所も同様。)			30	単位加算	30	1日につき
51	6501	福祉施設退所前訪問相談援助加算	ニ 退所時等相談援助加算		(1)退所前訪問相談援助加算(入所中1回(又は2回)限度)	460	単位	460	1回につき
51	6504	福祉施設退所後訪問相談援助加算			(2)退所後訪問相談援助加算(退所後1回限度)	460	単位	460	
51	6502	福祉施設退所時相談援助加算			(3)退所時相談援助加算	400	単位	400	1回限り
51	6503	福祉施設退所前連携加算			(4)退所前連携加算	500	単位	500	
51	6273	福祉施設栄養マネジメント加算	ホ 栄養マネジメント加算			14	単位加算	14	1日につき
51	6274	福祉施設経口移行加算	ヘ 経口移行加算			28	単位加算	28	
51	6280	福祉施設経口維持加算Ⅰ	ト 経口維持加算		(1)経口維持加算(Ⅰ)	400	単位加算	400	1月につき
51	6281	福祉施設経口維持加算Ⅱ			(2)経口維持加算(Ⅱ)	100	単位加算	100	
51	6122	福祉施設口腔衛生管理体制加算	チ 口腔衛生管理体制加算			30	単位加算	30	
51	6123	福祉施設口腔衛生管理加算	リ 口腔衛生管理加算			110	単位加算	110	
51	6275	福祉施設療養食加算	ヌ 療養食加算			18	単位加算	18	1日につき
51	6276	福祉施設看取り介護加算1	ル 看取り介護加算		(1)死亡日以前4日以上30日以下	144	単位加算	144	
51	6277	福祉施設看取り介護加算2			(2)死亡日以前2日又は3日	680	単位加算	680	
51	6283	福祉施設看取り介護加算3			(3)死亡日	1,280	単位加算	1,280	
51	6278	福祉施設在宅復帰支援機能加算	ヲ 在宅復帰支援機能加算			10	単位加算	10	
51	6279	福祉施設在宅入所相互利用加算	ワ 在宅・入所相互利用加算			40	単位加算	40	
51	6133	福祉施設認知症専門ケア加算Ⅰ	カ 認知症専門ケア加算		(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	単位加算	3	
51	6134	福祉施設認知症専門ケア加算Ⅱ			(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	単位加算	4	
51	6121	福祉施設認知症緊急対応加算	ヨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)			200	単位加算	200	
51	6107	福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ1	タ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	単位加算	18	
51	6101	福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ2			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12	単位加算	12	
51	6102	福祉施設サービス提供体制加算Ⅱ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6	単位加算	6	
51	6103	福祉施設サービス提供体制加算Ⅲ			(4)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	単位加算	6	
51	6108	福祉施設処遇改善加算Ⅰ	レ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000	加算		1月につき
51	6104	福祉施設処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 33/1000	加算		
51	6105	福祉施設処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90%	加算		
51	6106	福祉施設処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80%	加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
51	8001	福祉施設Ⅰ1・定超	イ介護福祉施設サービス	(1)介護福祉施設サービス費	(一)介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 547 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	383	1日につき
51	8003	福祉施設Ⅰ1・夜減・定超								372	
51	8011	福祉施設Ⅰ2・定超					要介護2 614 単位			430	
51	8013	福祉施設Ⅰ2・夜減・定超								417	
51	8021	福祉施設Ⅰ3・定超					要介護3 682 単位			477	
51	8023	福祉施設Ⅰ3・夜減・定超								463	
51	8031	福祉施設Ⅰ4・定超					要介護4 749 単位			524	
51	8033	福祉施設Ⅰ4・夜減・定超								509	
51	8041	福祉施設Ⅰ5・定超					要介護5 814 単位			570	
51	8043	福祉施設Ⅰ5・夜減・定超								553	
51	8005	福祉施設Ⅱ1・定超				b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 594 単位			416	
51	8007	福祉施設Ⅱ1・夜減・定超								403	
51	8015	福祉施設Ⅱ2・定超					要介護2 661 単位			463	
51	8017	福祉施設Ⅱ2・夜減・定超								449	
51	8025	福祉施設Ⅱ3・定超					要介護3 729 単位			510	
51	8027	福祉施設Ⅱ3・夜減・定超								495	
51	8035	福祉施設Ⅱ4・定超					要介護4 796 単位			557	
51	8037	福祉施設Ⅱ4・夜減・定超								540	
51	8045	福祉施設Ⅱ5・定超					要介護5 861 単位			603	
51	8047	福祉施設Ⅱ5・夜減・定超								585	
51	8351	福祉施設Ⅲ1・定超				c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1 627 単位			439	
51	8352	福祉施設Ⅲ1・夜減・定超								426	
51	8353	福祉施設Ⅲ2・定超					要介護2 695 単位			487	
51	8354	福祉施設Ⅲ2・夜減・定超								472	
51	8355	福祉施設Ⅲ3・定超					要介護3 767 単位			537	
51	8356	福祉施設Ⅲ3・夜減・定超								521	
51	8357	福祉施設Ⅲ4・定超					要介護4 836 単位			585	
51	8358	福祉施設Ⅲ4・夜減・定超								568	
51	8359	福祉施設Ⅲ5・定超					要介護5 903 単位			632	
51	8360	福祉施設Ⅲ5・夜減・定超								613	
51	8151	小福祉施設Ⅰ1・定超			(二)小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 700 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	490	
51	8153	小福祉施設Ⅰ1・夜減・定超								475	
51	8161	小福祉施設Ⅰ2・定超					要介護2 763 単位			534	
51	8163	小福祉施設Ⅰ2・夜減・定超								518	
51	8171	小福祉施設Ⅰ3・定超					要介護3 830 単位			581	
51	8173	小福祉施設Ⅰ3・夜減・定超								564	
51	8181	小福祉施設Ⅰ4・定超					要介護4 893 単位			625	
51	8183	小福祉施設Ⅰ4・夜減・定超								606	
51	8191	小福祉施設Ⅰ5・定超					要介護5 955 単位			669	
51	8193	小福祉施設Ⅰ5・夜減・定超								648	
51	8155	小福祉施設Ⅱ1・定超				b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 747 単位			523	
51	8157	小福祉施設Ⅱ1・夜減・定超								508	
51	8165	小福祉施設Ⅱ2・定超					要介護2 810 単位			567	
51	8167	小福祉施設Ⅱ2・夜減・定超								550	
51	8175	小福祉施設Ⅱ3・定超					要介護3 877 単位			614	
51	8177	小福祉施設Ⅱ3・夜減・定超								596	
51	8185	小福祉施設Ⅱ4・定超					要介護4 940 単位			658	
51	8187	小福祉施設Ⅱ4・夜減・定超								638	
51	8195	小福祉施設Ⅱ5・定超					要介護5 1,002 単位			701	
51	8197	小福祉施設Ⅱ5・夜減・定超								680	
51	8361	小福祉施設Ⅲ1・定超				c 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1 785 単位			550	
51	8362	小福祉施設Ⅲ1・夜減・定超								533	
51	8363	小福祉施設Ⅲ2・定超					要介護2 850 単位			595	
51	8364	小福祉施設Ⅲ2・夜減・定超								578	
51	8365	小福祉施設Ⅲ3・定超					要介護3 919 単位			643	
51	8366	小福祉施設Ⅲ3・夜減・定超								624	
51	8367	小福祉施設Ⅲ4・定超					要介護4 985 単位			690	
51	8368	小福祉施設Ⅲ4・夜減・定超								669	
51	8369	小福祉施設Ⅲ5・定超					要介護5 1,049 単位			734	
51	8370	小福祉施設Ⅲ5・夜減・定超								713	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	8601	旧施設Ⅰ1・定超	イ 介護福祉施設サービス	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護1			定員超過の場合 × 70%	383	1日につき
51	8603	旧施設Ⅰ1・夜減・定超					547 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
51	8611	旧施設Ⅰ2・定超				＜従来型個室＞	要介護2・3				457	
51	8613	旧施設Ⅰ2・夜減・定超					653 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			443	
51	8621	旧施設Ⅰ3・定超					要介護4・5				547	
51	8623	旧施設Ⅰ3・夜減・定超					781 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			531	
51	8605	旧施設Ⅱ1・定超				b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護1				416	
51	8607	旧施設Ⅱ1・夜減・定超					594 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			403	
51	8615	旧施設Ⅱ2・定超					要介護2・3				490	
51	8617	旧施設Ⅱ2・夜減・定超				＜多床室＞	700 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
51	8625	旧施設Ⅱ3・定超					要介護4・5				580	
51	8627	旧施設Ⅱ3・夜減・定超					828 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			562	
51	8371	旧施設Ⅲ1・定超				c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	要介護1				439	
51	8372	旧施設Ⅲ1・夜減・定超					627 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			426	
51	8373	旧施設Ⅲ2・定超					要介護2・3				516	
51	8374	旧施設Ⅲ2・夜減・定超				＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	737 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			501	
51	8375	旧施設Ⅲ3・定超					要介護4・5				608	
51	8376	旧施設Ⅲ3・夜減・定超					869 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			590	
51	8691	旧小施設Ⅰ1・定超			(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護1			定員超過の場合 × 70%	490	
51	8693	旧小施設Ⅰ1・夜減・定超					700 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
51	8701	旧小施設Ⅰ2・定超					要介護2・3				560	
51	8703	旧小施設Ⅰ2・夜減・定超				＜従来型個室＞	800 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			543	
51	8711	旧小施設Ⅰ3・定超					要介護4・5				646	
51	8713	旧小施設Ⅰ3・夜減・定超					923 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			627	
51	8695	旧小施設Ⅱ1・定超				b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護1				523	
51	8697	旧小施設Ⅱ1・夜減・定超					747 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			508	
51	8705	旧小施設Ⅱ2・定超					要介護2・3				593	
51	8707	旧小施設Ⅱ2・夜減・定超				＜多床室＞	847 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			575	
51	8715	旧小施設Ⅱ3・定超					要介護4・5				679	
51	8717	旧小施設Ⅱ3・夜減・定超					970 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			659	
51	8377	旧小施設Ⅲ1・定超				c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	要介護1				550	
51	8378	旧小施設Ⅲ1・夜減・定超					785 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			533	
51	8379	旧小施設Ⅲ2・定超					要介護2・3				623	
51	8380	旧小施設Ⅲ2・夜減・定超				＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	890 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			604	
51	8381	旧小施設Ⅲ3・定超					要介護4・5				712	
51	8382	旧小施設Ⅲ3・夜減・定超					1,017 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			690	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
51	8301	ユ福祉施設Ⅰ1・定超	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ＜ユニット型個室＞	要介護1 625 単位		定員超過の場合 × 70%			438	1日につき
51	8501	ユ福祉施設Ⅰ1・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		425	
51	8303	ユ福祉施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
51	8502	ユ福祉施設Ⅰ1・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		411	
51	8311	ユ福祉施設Ⅰ2・定超					要介護2 691 単位					484	
51	8503	ユ福祉施設Ⅰ2・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		469	
51	8313	ユ福祉施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				469	
51	8504	ユ福祉施設Ⅰ2・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		455	
51	8321	ユ福祉施設Ⅰ3・定超					要介護3 762 単位					533	
51	8505	ユ福祉施設Ⅰ3・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		517	
51	8323	ユ福祉施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				517	
51	8506	ユ福祉施設Ⅰ3・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		501	
51	8331	ユ福祉施設Ⅰ4・定超					要介護4 828 単位					580	
51	8507	ユ福祉施設Ⅰ4・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
51	8333	ユ福祉施設Ⅰ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				562	
51	8508	ユ福祉施設Ⅰ4・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		545	
51	8341	ユ福祉施設Ⅰ5・定超					要介護5 894 単位					626	
51	8509	ユ福祉施設Ⅰ5・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		607	
51	8343	ユ福祉施設Ⅰ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				607	
51	8510	ユ福祉施設Ⅰ5・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		589	
51	8305	ユ福祉施設Ⅱ1・定超				b ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ＜ユニット型準個室＞	要介護1 625 単位					438	
51	8511	ユ福祉施設Ⅱ1・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		425	
51	8307	ユ福祉施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
51	8512	ユ福祉施設Ⅱ1・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		411	
51	8315	ユ福祉施設Ⅱ2・定超					要介護2 691 単位					484	
51	8513	ユ福祉施設Ⅱ2・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		469	
51	8317	ユ福祉施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				469	
51	8514	ユ福祉施設Ⅱ2・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		455	
51	8325	ユ福祉施設Ⅱ3・定超					要介護3 762 単位					533	
51	8515	ユ福祉施設Ⅱ3・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		517	
51	8327	ユ福祉施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				517	
51	8516	ユ福祉施設Ⅱ3・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		501	
51	8335	ユ福祉施設Ⅱ4・定超					要介護4 828 単位					580	
51	8517	ユ福祉施設Ⅱ4・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
51	8337	ユ福祉施設Ⅱ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				562	
51	8518	ユ福祉施設Ⅱ4・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		545	
51	8345	ユ福祉施設Ⅱ5・定超					要介護5 894 単位					626	
51	8519	ユ福祉施設Ⅱ5・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		607	
51	8347	ユ福祉施設Ⅱ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				607	
51	8520	ユ福祉施設Ⅱ5・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		589	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
51	8451	ユ小福施設Ⅰ1・定超	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 766 単位		定員超過の場合 × 70%			536	1日につき
51	8901	ユ小福施設Ⅰ1・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	8453	ユ小福施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
51	8902	ユ小福施設Ⅰ1・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	8461	ユ小福施設Ⅰ2・定超					要介護2 829 単位					580	
51	8903	ユ小福施設Ⅰ2・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
51	8463	ユ小福施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
51	8904	ユ小福施設Ⅰ2・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
51	8471	ユ小福施設Ⅰ3・定超					要介護3 897 単位					628	
51	8905	ユ小福施設Ⅰ3・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
51	8473	ユ小福施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				609	
51	8906	ユ小福施設Ⅰ3・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
51	8481	ユ小福施設Ⅰ4・定超					要介護4 960 単位					672	
51	8907	ユ小福施設Ⅰ4・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
51	8483	ユ小福施設Ⅰ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
51	8908	ユ小福施設Ⅰ4・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
51	8491	ユ小福施設Ⅰ5・定超					要介護5 1,022 単位					715	
51	8909	ユ小福施設Ⅰ5・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
51	8493	ユ小福施設Ⅰ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				694	
51	8910	ユ小福施設Ⅰ5・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	
51	8455	ユ小福施設Ⅱ1・定超				b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 766 単位					536	
51	8911	ユ小福施設Ⅱ1・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	8457	ユ小福施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
51	8912	ユ小福施設Ⅱ1・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	8465	ユ小福施設Ⅱ2・定超					要介護2 829 単位					580	
51	8913	ユ小福施設Ⅱ2・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
51	8467	ユ小福施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
51	8914	ユ小福施設Ⅱ2・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
51	8475	ユ小福施設Ⅱ3・定超					要介護3 897 単位					628	
51	8915	ユ小福施設Ⅱ3・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
51	8477	ユ小福施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				609	
51	8916	ユ小福施設Ⅱ3・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
51	8485	ユ小福施設Ⅱ4・定超					要介護4 960 単位					672	
51	8917	ユ小福施設Ⅱ4・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
51	8487	ユ小福施設Ⅱ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
51	8918	ユ小福施設Ⅱ4・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
51	8495	ユ小福施設Ⅱ5・定超					要介護5 1,022 単位					715	
51	8919	ユ小福施設Ⅱ5・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
51	8497	ユ小福施設Ⅱ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				694	
51	8920	ユ小福施設Ⅱ5・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
51	8781	ユ旧施設Ⅰ1・定超	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護1		定員超過の場合			438	1日につき
51	8521	ユ旧施設Ⅰ1・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
51	8783	ユ旧施設Ⅰ1・夜減・定超					625 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
51	8522	ユ旧施設Ⅰ1・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
51	8791	ユ旧施設Ⅰ2・定超				<ユニット型個室>	要介護2・3					505	
51	8523	ユ旧施設Ⅰ2・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	490	
51	8793	ユ旧施設Ⅰ2・夜減・定超					722 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				490	
51	8524	ユ旧施設Ⅰ2・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	475	
51	8801	ユ旧施設Ⅰ3・定超					要介護4・5					595	
51	8525	ユ旧施設Ⅰ3・定超・未減							× 70%		ユニットケア体制未整備減算 × 97%	577	
51	8803	ユ旧施設Ⅰ3・夜減・定超					850 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				578	
51	8526	ユ旧施設Ⅰ3・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	561	
51	8785	ユ旧施設Ⅱ1・定超				b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護1					438	
51	8527	ユ旧施設Ⅱ1・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
51	8787	ユ旧施設Ⅱ1・夜減・定超					625 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
51	8528	ユ旧施設Ⅱ1・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
51	8795	ユ旧施設Ⅱ2・定超				<ユニット型準個室>	要介護2・3					505	
51	8529	ユ旧施設Ⅱ2・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	490	
51	8797	ユ旧施設Ⅱ2・夜減・定超					722 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				490	
51	8530	ユ旧施設Ⅱ2・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	475	
51	8805	ユ旧施設Ⅱ3・定超					要介護4・5					595	
51	8531	ユ旧施設Ⅱ3・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	577	
51	8807	ユ旧施設Ⅱ3・夜減・定超					850 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				578	
51	8532	ユ旧施設Ⅱ3・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	561	
51	8871	ユ小旧施設Ⅰ1・定超			(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護1		定員超過の場合			536	
51	8921	ユ小旧施設Ⅰ1・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	8873	ユ小旧施設Ⅰ1・夜減・定超					766 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
51	8922	ユ小旧施設Ⅰ1・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	8881	ユ小旧施設Ⅰ2・定超				<ユニット型個室>	要介護2・3					608	
51	8923	ユ小旧施設Ⅰ2・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
51	8883	ユ小旧施設Ⅰ2・夜減・定超					868 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
51	8924	ユ小旧施設Ⅰ2・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
51	8891	ユ小旧施設Ⅰ3・定超					要介護4・5					693	
51	8925	ユ小旧施設Ⅰ3・定超・未減							× 70%		ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
51	8893	ユ小旧施設Ⅰ3・夜減・定超					990 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				672	
51	8926	ユ小旧施設Ⅰ3・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
51	8875	ユ小旧施設Ⅱ1・定超				b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護1					536	
51	8927	ユ小旧施設Ⅱ1・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	8877	ユ小旧施設Ⅱ1・夜減・定超					766 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
51	8928	ユ小旧施設Ⅱ1・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	8885	ユ小旧施設Ⅱ2・定超				<ユニット型準個室>	要介護2・3					608	
51	8929	ユ小旧施設Ⅱ2・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
51	8887	ユ小旧施設Ⅱ2・夜減・定超					868 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
51	8930	ユ小旧施設Ⅱ2・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
51	8895	ユ小旧施設Ⅱ3・定超					要介護4・5					693	
51	8931	ユ小旧施設Ⅱ3・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
51	8897	ユ小旧施設Ⅱ3・夜減・定超					990 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				672	
51	8932	ユ小旧施設Ⅱ3・夜減・定超・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	

介護、看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	9001	福祉施設Ⅰ1・人欠	イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費	(一) 介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 547 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	383	1日につき
51	9003	福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠									372	
51	9011	福祉施設Ⅰ2・人欠					要介護2 614 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		430	
51	9013	福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠									417	
51	9021	福祉施設Ⅰ3・人欠					要介護3 682 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		477	
51	9023	福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠									463	
51	9031	福祉施設Ⅰ4・人欠					要介護4 749 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		524	
51	9033	福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠									509	
51	9041	福祉施設Ⅰ5・人欠					要介護5 814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		570	
51	9043	福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠									553	
51	9005	福祉施設Ⅱ1・人欠				b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 594 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		416	
51	9007	福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠									403	
51	9015	福祉施設Ⅱ2・人欠					要介護2 661 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		463	
51	9017	福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠									449	
51	9025	福祉施設Ⅱ3・人欠					要介護3 729 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		510	
51	9027	福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠									495	
51	9035	福祉施設Ⅱ4・人欠					要介護4 796 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		557	
51	9037	福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠									540	
51	9045	福祉施設Ⅱ5・人欠					要介護5 861 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		603	
51	9047	福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠									585	
51	9351	福祉施設Ⅲ1・人欠				c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1 627 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		439	
51	9352	福祉施設Ⅲ1・夜減・人欠									426	
51	9353	福祉施設Ⅲ2・人欠					要介護2 695 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		487	
51	9354	福祉施設Ⅲ2・夜減・人欠									472	
51	9355	福祉施設Ⅲ3・人欠					要介護3 767 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		537	
51	9356	福祉施設Ⅲ3・夜減・人欠									521	
51	9357	福祉施設Ⅲ4・人欠					要介護4 836 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		585	
51	9358	福祉施設Ⅲ4・夜減・人欠									568	
51	9359	福祉施設Ⅲ5・人欠					要介護5 903 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		632	
51	9360	福祉施設Ⅲ5・夜減・人欠									613	
51	9151	小福祉施設Ⅰ1・人欠			(二) 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 700 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%	介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	490	
51	9153	小福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠									475	
51	9161	小福祉施設Ⅰ2・人欠					要介護2 763 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		534	
51	9163	小福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠									518	
51	9171	小福祉施設Ⅰ3・人欠					要介護3 830 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		581	
51	9173	小福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠									564	
51	9181	小福祉施設Ⅰ4・人欠					要介護4 893 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		625	
51	9183	小福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠									606	
51	9191	小福祉施設Ⅰ5・人欠					要介護5 955 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		669	
51	9193	小福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠									648	
51	9155	小福祉施設Ⅱ1・人欠				b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 747 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		523	
51	9157	小福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠									508	
51	9165	小福祉施設Ⅱ2・人欠					要介護2 810 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		567	
51	9167	小福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠									550	
51	9175	小福祉施設Ⅱ3・人欠					要介護3 877 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		614	
51	9177	小福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠									596	
51	9185	小福祉施設Ⅱ4・人欠					要介護4 940 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		658	
51	9187	小福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠									638	
51	9195	小福祉施設Ⅱ5・人欠					要介護5 1,002 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		701	
51	9197	小福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠									680	
51	9361	小福祉施設Ⅲ1・人欠				c 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		550	
51	9362	小福祉施設Ⅲ1・夜減・人欠									533	
51	9363	小福祉施設Ⅲ2・人欠					要介護2 850 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		595	
51	9364	小福祉施設Ⅲ2・夜減・人欠									578	
51	9365	小福祉施設Ⅲ3・人欠					要介護3 919 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		643	
51	9366	小福祉施設Ⅲ3・夜減・人欠									624	
51	9367	小福祉施設Ⅲ4・人欠					要介護4 985 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		690	
51	9368	小福祉施設Ⅲ4・夜減・人欠									669	
51	9369	小福祉施設Ⅲ5・人欠					要介護5 1,049 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%		734	
51	9370	小福祉施設Ⅲ5・夜減・人欠									713	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
51	9601	旧施設Ⅰ1・人欠	イ 介護福祉施設サービス	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護1			介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合	× 70%	383	1日につき
51	9603	旧施設Ⅰ1・夜減・人欠					547 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			372	
51	9611	旧施設Ⅰ2・人欠				＜従来型個室＞	要介護2・3					457	
51	9613	旧施設Ⅰ2・夜減・人欠					653 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			443	
51	9621	旧施設Ⅰ3・人欠					要介護4・5					547	
51	9623	旧施設Ⅰ3・夜減・人欠					781 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			531	
51	9605	旧施設Ⅱ1・人欠				b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護1					416	
51	9607	旧施設Ⅱ1・夜減・人欠					594 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			403	
51	9615	旧施設Ⅱ2・人欠					要介護2・3					490	
51	9617	旧施設Ⅱ2・夜減・人欠				＜多床室＞	700 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			475	
51	9625	旧施設Ⅱ3・人欠					要介護4・5					580	
51	9627	旧施設Ⅱ3・夜減・人欠					828 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			562	
51	9371	旧施設Ⅲ1・人欠				c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	要介護1					439	
51	9372	旧施設Ⅲ1・夜減・人欠					627 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			426	
51	9373	旧施設Ⅲ2・人欠					要介護2・3					516	
51	9374	旧施設Ⅲ2・夜減・人欠				＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	737 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			501	
51	9375	旧施設Ⅲ3・人欠					要介護4・5					608	
51	9376	旧施設Ⅲ3・夜減・人欠					869 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			590	
51	9691	旧小施設Ⅰ1・人欠			(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護1			介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合	× 70%	490	
51	9693	旧小施設Ⅰ1・夜減・人欠					700 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			475	
51	9701	旧小施設Ⅰ2・人欠					要介護2・3					560	
51	9703	旧小施設Ⅰ2・夜減・人欠				＜従来型個室＞	800 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			543	
51	9711	旧小施設Ⅰ3・人欠					要介護4・5					646	
51	9713	旧小施設Ⅰ3・夜減・人欠					923 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			627	
51	9695	旧小施設Ⅱ1・人欠				b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護1					523	
51	9697	旧小施設Ⅱ1・夜減・人欠					747 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			508	
51	9705	旧小施設Ⅱ2・人欠					要介護2・3					593	
51	9707	旧小施設Ⅱ2・夜減・人欠				＜多床室＞	847 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			575	
51	9715	旧小施設Ⅱ3・人欠					要介護4・5					679	
51	9717	旧小施設Ⅱ3・夜減・人欠					970 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			659	
51	9377	旧小施設Ⅲ1・人欠				c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	要介護1					550	
51	9378	旧小施設Ⅲ1・夜減・人欠					785 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			533	
51	9379	旧小施設Ⅲ2・人欠					要介護2・3					623	
51	9380	旧小施設Ⅲ2・夜減・人欠				＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	890 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			604	
51	9381	旧小施設Ⅲ3・人欠					要介護4・5					712	
51	9382	旧小施設Ⅲ3・夜減・人欠					1,017 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			690	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
51	9301	ユ福祉施設Ⅰ1・人欠	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 625 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%			438	1日につき
51	9501	ユ福祉施設Ⅰ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		425	
51	9303	ユ福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
51	9502	ユ福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		411	
51	9311	ユ福祉施設Ⅰ2・人欠					要介護2 691 単位					484	
51	9503	ユ福祉施設Ⅰ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		469	
51	9313	ユ福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				469	
51	9504	ユ福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		455	
51	9321	ユ福祉施設Ⅰ3・人欠					要介護3 762 単位					533	
51	9505	ユ福祉施設Ⅰ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		517	
51	9323	ユ福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				517	
51	9506	ユ福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		501	
51	9331	ユ福祉施設Ⅰ4・人欠					要介護4 828 単位					580	
51	9507	ユ福祉施設Ⅰ4・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
51	9333	ユ福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				562	
51	9508	ユ福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		545	
51	9341	ユ福祉施設Ⅰ5・人欠					要介護5 894 単位					626	
51	9509	ユ福祉施設Ⅰ5・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		607	
51	9343	ユ福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				607	
51	9510	ユ福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		589	
51	9305	ユ福祉施設Ⅱ1・人欠				b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 625 単位					438	
51	9511	ユ福祉施設Ⅱ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		425	
51	9307	ユ福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
51	9512	ユ福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		411	
51	9315	ユ福祉施設Ⅱ2・人欠					要介護2 691 単位					484	
51	9513	ユ福祉施設Ⅱ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		469	
51	9317	ユ福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				469	
51	9514	ユ福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		455	
51	9325	ユ福祉施設Ⅱ3・人欠					要介護3 762 単位					533	
51	9515	ユ福祉施設Ⅱ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		517	
51	9327	ユ福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				517	
51	9516	ユ福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		501	
51	9335	ユ福祉施設Ⅱ4・人欠					要介護4 828 単位					580	
51	9517	ユ福祉施設Ⅱ4・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
51	9337	ユ福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				562	
51	9518	ユ福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		545	
51	9345	ユ福祉施設Ⅱ5・人欠					要介護5 894 単位					626	
51	9519	ユ福祉施設Ⅱ5・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		607	
51	9347	ユ福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				607	
51	9520	ユ福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		589	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
51	9451	ユ小福施設Ⅰ1・人欠	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 766 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%			536	1日につき
51	9901	ユ小福施設Ⅰ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		520	
51	9453	ユ小福施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
51	9902	ユ小福施設Ⅰ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		504	
51	9461	ユ小福施設Ⅰ2・人欠					要介護2 829 単位					580	
51	9903	ユ小福施設Ⅰ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
51	9463	ユ小福施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
51	9904	ユ小福施設Ⅰ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		546	
51	9471	ユ小福施設Ⅰ3・人欠					要介護3 897 単位					628	
51	9905	ユ小福施設Ⅰ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		609	
51	9473	ユ小福施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				609	
51	9906	ユ小福施設Ⅰ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		591	
51	9481	ユ小福施設Ⅰ4・人欠					要介護4 960 単位					672	
51	9907	ユ小福施設Ⅰ4・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		652	
51	9483	ユ小福施設Ⅰ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
51	9908	ユ小福施設Ⅰ4・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		632	
51	9491	ユ小福施設Ⅰ5・人欠					要介護5 1,022 単位					715	
51	9909	ユ小福施設Ⅰ5・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		694	
51	9493	ユ小福施設Ⅰ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				694	
51	9910	ユ小福施設Ⅰ5・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		673	
51	9455	ユ小福施設Ⅱ1・人欠				b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 766 単位					536	
51	9911	ユ小福施設Ⅱ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		520	
51	9457	ユ小福施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
51	9912	ユ小福施設Ⅱ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		504	
51	9465	ユ小福施設Ⅱ2・人欠					要介護2 829 単位					580	
51	9913	ユ小福施設Ⅱ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
51	9467	ユ小福施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
51	9914	ユ小福施設Ⅱ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		546	
51	9475	ユ小福施設Ⅱ3・人欠					要介護3 897 単位					628	
51	9915	ユ小福施設Ⅱ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		609	
51	9477	ユ小福施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				609	
51	9916	ユ小福施設Ⅱ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		591	
51	9485	ユ小福施設Ⅱ4・人欠					要介護4 960 単位					672	
51	9917	ユ小福施設Ⅱ4・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		652	
51	9487	ユ小福施設Ⅱ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
51	9918	ユ小福施設Ⅱ4・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		632	
51	9495	ユ小福施設Ⅱ5・人欠					要介護5 1,022 単位					715	
51	9919	ユ小福施設Ⅱ5・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		694	
51	9497	ユ小福施設Ⅱ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				694	
51	9920	ユ小福施設Ⅱ5・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		673	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
51	9781	ユ旧施設Ⅰ1・人欠	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護1		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合			438	1日につき
51	9521	ユ旧施設Ⅰ1・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
51	9783	ユ旧施設Ⅰ1・夜減・人欠					625 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
51	9522	ユ旧施設Ⅰ1・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
51	9791	ユ旧施設Ⅰ2・人欠				＜ユニット型個室＞	要介護2・3					505	
51	9523	ユ旧施設Ⅰ2・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	490	
51	9793	ユ旧施設Ⅰ2・夜減・人欠					722 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				490	
51	9524	ユ旧施設Ⅰ2・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	475	
51	9801	ユ旧施設Ⅰ3・人欠					要介護4・5					595	
51	9525	ユ旧施設Ⅰ3・人欠・未減							× 70%		ユニットケア体制未整備減算 × 97%	577	
51	9803	ユ旧施設Ⅰ3・夜減・人欠					850 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				578	
51	9526	ユ旧施設Ⅰ3・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	561	
51	9785	ユ旧施設Ⅱ1・人欠				b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護1					438	
51	9527	ユ旧施設Ⅱ1・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
51	9787	ユ旧施設Ⅱ1・夜減・人欠					625 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
51	9528	ユ旧施設Ⅱ1・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
51	9795	ユ旧施設Ⅱ2・人欠				＜ユニット型準個室＞	要介護2・3					505	
51	9529	ユ旧施設Ⅱ2・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	490	
51	9797	ユ旧施設Ⅱ2・夜減・人欠					722 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				490	
51	9530	ユ旧施設Ⅱ2・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	475	
51	9805	ユ旧施設Ⅱ3・人欠					要介護4・5					595	
51	9531	ユ旧施設Ⅱ3・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	577	
51	9807	ユ旧施設Ⅱ3・夜減・人欠					850 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				578	
51	9532	ユ旧施設Ⅱ3・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	561	
51	9871	ユ小旧施設Ⅰ1・人欠			(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	要介護1		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合			536	
51	9921	ユ小旧施設Ⅰ1・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	9873	ユ小旧施設Ⅰ1・夜減・人欠					766 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
51	9922	ユ小旧施設Ⅰ1・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	9881	ユ小旧施設Ⅰ2・人欠				＜ユニット型個室＞	要介護2・3					608	
51	9923	ユ小旧施設Ⅰ2・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
51	9883	ユ小旧施設Ⅰ2・夜減・人欠					868 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
51	9924	ユ小旧施設Ⅰ2・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
51	9891	ユ小旧施設Ⅰ3・人欠					要介護4・5					693	
51	9925	ユ小旧施設Ⅰ3・人欠・未減							× 70%		ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
51	9893	ユ小旧施設Ⅰ3・夜減・人欠					990 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				672	
51	9926	ユ小旧施設Ⅰ3・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
51	9875	ユ小旧施設Ⅱ1・人欠				b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	要介護1					536	
51	9927	ユ小旧施設Ⅱ1・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	9877	ユ小旧施設Ⅱ1・夜減・人欠					766 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
51	9928	ユ小旧施設Ⅱ1・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	9885	ユ小旧施設Ⅱ2・人欠				＜ユニット型準個室＞	要介護2・3					608	
51	9929	ユ小旧施設Ⅱ2・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
51	9887	ユ小旧施設Ⅱ2・夜減・人欠					868 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
51	9930	ユ小旧施設Ⅱ2・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
51	9895	ユ小旧施設Ⅱ3・人欠					要介護4・5					693	
51	9931	ユ小旧施設Ⅱ3・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
51	9897	ユ小旧施設Ⅱ3・夜減・人欠					990 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				672	
51	9932	ユ小旧施設Ⅱ3・夜減・人欠・未減									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	

Ⅲ　施設サービスコード
1　介護福祉施設サービスコード表（平成27年8月1日～）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
51	1111	福祉施設Ⅰ1	イ介護福祉施設サービス	(1)介護福祉施設サービス費	(一)介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	547 単位		547	1日につき
51	1113	福祉施設Ⅰ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	531	
51	1121	福祉施設Ⅰ2					要介護2	614 単位		614	
51	1123	福祉施設Ⅰ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	596	
51	1131	福祉施設Ⅰ3					要介護3	682 単位		682	
51	1133	福祉施設Ⅰ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	662	
51	1141	福祉施設Ⅰ4					要介護4	749 単位		749	
51	1143	福祉施設Ⅰ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	727	
51	1151	福祉施設Ⅰ5					要介護5	814 単位		814	
51	1153	福祉施設Ⅰ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	790	
51	1115	福祉施設Ⅱ1				b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	547 単位		547	
51	1117	福祉施設Ⅱ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	531	
51	1125	福祉施設Ⅱ2					要介護2	614 単位		614	
51	1127	福祉施設Ⅱ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	596	
51	1135	福祉施設Ⅱ3					要介護3	682 単位		682	
51	1137	福祉施設Ⅱ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	662	
51	1145	福祉施設Ⅱ4					要介護4	749 単位		749	
51	1147	福祉施設Ⅱ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	727	
51	1155	福祉施設Ⅱ5					要介護5	814 単位		814	
51	1157	福祉施設Ⅱ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	790	
51	2111	小福祉施設Ⅰ1			(二)小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	700 単位		700	
51	2113	小福祉施設Ⅰ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	679	
51	2121	小福祉施設Ⅰ2					要介護2	763 単位		763	
51	2123	小福祉施設Ⅰ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	740	
51	2131	小福祉施設Ⅰ3					要介護3	830 単位		830	
51	2133	小福祉施設Ⅰ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	805	
51	2141	小福祉施設Ⅰ4					要介護4	893 単位		893	
51	2143	小福祉施設Ⅰ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	866	
51	2151	小福祉施設Ⅰ5					要介護5	955 単位		955	
51	2153	小福祉施設Ⅰ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	926	
51	2115	小福祉施設Ⅱ1				b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	700 単位		700	
51	2117	小福祉施設Ⅱ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	679	
51	2125	小福祉施設Ⅱ2					要介護2	763 単位		763	
51	2127	小福祉施設Ⅱ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	740	
51	2135	小福祉施設Ⅱ3					要介護3	830 単位		830	
51	2137	小福祉施設Ⅱ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	805	
51	2145	小福祉施設Ⅱ4					要介護4	893 単位		893	
51	2147	小福祉施設Ⅱ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	866	
51	2155	小福祉施設Ⅱ5					要介護5	955 単位		955	
51	2157	小福祉施設Ⅱ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	926	
51	1161	旧措置施設Ⅰ1	イ介護福祉施設サービス	(2)旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一)旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	547 単位		547	1日につき
51	1163	旧措置施設Ⅰ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	531	
51	1171	旧措置施設Ⅰ2					要介護2・3	653 単位		653	
51	1173	旧措置施設Ⅰ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	633	
51	1181	旧措置施設Ⅰ3					要介護4・5	781 単位		781	
51	1183	旧措置施設Ⅰ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	758	
51	1165	旧措置施設Ⅱ1				b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	547 単位		547	
51	1167	旧措置施設Ⅱ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	531	
51	1175	旧措置施設Ⅱ2					要介護2・3	653 単位		653	
51	1177	旧措置施設Ⅱ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	633	
51	1185	旧措置施設Ⅱ3					要介護4・5	781 単位		781	
51	1187	旧措置施設Ⅱ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	758	
51	2161	旧措置小施設Ⅰ1			(二)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1	700 単位		700	
51	2163	旧措置小施設Ⅰ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	679	
51	2171	旧措置小施設Ⅰ2					要介護2・3	800 単位		800	
51	2173	旧措置小施設Ⅰ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	776	
51	2181	旧措置小施設Ⅰ3					要介護4・5	923 単位		923	
51	2183	旧措置小施設Ⅰ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	895	
51	2165	旧措置小施設Ⅱ1				b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1	700 単位		700	
51	2167	旧措置小施設Ⅱ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	679	
51	2175	旧措置小施設Ⅱ2					要介護2・3	800 単位		800	
51	2177	旧措置小施設Ⅱ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	776	
51	2185	旧措置小施設Ⅱ3					要介護4・5	923 単位		923	
51	2187	旧措置小施設Ⅱ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	895	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	3111	ユ型福祉施設Ⅰ1	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 625 単位				625	1日につき
51	3201	ユ型福祉施設Ⅰ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		606	
51	3113	ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
51	3202	ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	588	
51	3121	ユ型福祉施設Ⅰ2					要介護2 691 単位				691	
51	3203	ユ型福祉施設Ⅰ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		670	
51	3123	ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			670	
51	3204	ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	650	
51	3131	ユ型福祉施設Ⅰ3					要介護3 762 単位				762	
51	3205	ユ型福祉施設Ⅰ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		739	
51	3133	ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			739	
51	3206	ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	717	
51	3141	ユ型福祉施設Ⅰ4					要介護4 828 単位				828	
51	3207	ユ型福祉施設Ⅰ4・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		803	
51	3143	ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			803	
51	3208	ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	779	
51	3151	ユ型福祉施設Ⅰ5					要介護5 894 単位				894	
51	3209	ユ型福祉施設Ⅰ5・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		867	
51	3153	ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			867	
51	3210	ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	841	
51	3115	ユ型福祉施設Ⅱ1				b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 625 単位				625	
51	3211	ユ型福祉施設Ⅱ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		606	
51	3117	ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
51	3212	ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	588	
51	3125	ユ型福祉施設Ⅱ2					要介護2 691 単位				691	
51	3213	ユ型福祉施設Ⅱ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		670	
51	3127	ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			670	
51	3214	ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	650	
51	3135	ユ型福祉施設Ⅱ3					要介護3 762 単位				762	
51	3215	ユ型福祉施設Ⅱ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		739	
51	3137	ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			739	
51	3216	ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	717	
51	3145	ユ型福祉施設Ⅱ4					要介護4 828 単位				828	
51	3217	ユ型福祉施設Ⅱ4・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		803	
51	3147	ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			803	
51	3218	ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	779	
51	3155	ユ型福祉施設Ⅱ5					要介護5 894 単位				894	
51	3219	ユ型福祉施設Ⅱ5・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		867	
51	3157	ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			867	
51	3220	ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	841	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	4111	ユ型小福祉施設Ⅰ1	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(ニ) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 766 単位				766	1日につき
51	4211	ユ型小福祉施設Ⅰ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		743	
51	4113	ユ型小福祉施設Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
51	4212	ユ型小福祉施設Ⅰ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		721	
51	4121	ユ型小福祉施設Ⅰ2					要介護2 829 単位				829	
51	4213	ユ型小福祉施設Ⅰ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		804	
51	4123	ユ型小福祉施設Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			804	
51	4214	ユ型小福祉施設Ⅰ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		780	
51	4131	ユ型小福祉施設Ⅰ3					要介護3 897 単位				897	
51	4215	ユ型小福祉施設Ⅰ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		870	
51	4133	ユ型小福祉施設Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			870	
51	4216	ユ型小福祉施設Ⅰ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		844	
51	4141	ユ型小福祉施設Ⅰ4					要介護4 960 単位				960	
51	4217	ユ型小福祉施設Ⅰ4・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		931	
51	4143	ユ型小福祉施設Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			931	
51	4218	ユ型小福祉施設Ⅰ4・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		903	
51	4151	ユ型小福祉施設Ⅰ5					要介護5 1,022 単位				1,022	
51	4219	ユ型小福祉施設Ⅰ5・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		991	
51	4153	ユ型小福祉施設Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			991	
51	4220	ユ型小福祉施設Ⅰ5・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		961	
51	4115	ユ型小福祉施設Ⅱ1				b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 766 単位				766	
51	4221	ユ型小福祉施設Ⅱ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		743	
51	4117	ユ型小福祉施設Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
51	4222	ユ型小福祉施設Ⅱ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		721	
51	4125	ユ型小福祉施設Ⅱ2					要介護2 829 単位				829	
51	4223	ユ型小福祉施設Ⅱ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		804	
51	4127	ユ型小福祉施設Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			804	
51	4224	ユ型小福祉施設Ⅱ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		780	
51	4135	ユ型小福祉施設Ⅱ3					要介護3 897 単位				897	
51	4225	ユ型小福祉施設Ⅱ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		870	
51	4137	ユ型小福祉施設Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			870	
51	4226	ユ型小福祉施設Ⅱ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		844	
51	4145	ユ型小福祉施設Ⅱ4					要介護4 960 単位				960	
51	4227	ユ型小福祉施設Ⅱ4・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		931	
51	4147	ユ型小福祉施設Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			931	
51	4228	ユ型小福祉施設Ⅱ4・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		903	
51	4155	ユ型小福祉施設Ⅱ5					要介護5 1,022 単位				1,022	
51	4229	ユ型小福祉施設Ⅱ5・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		991	
51	4157	ユ型小福祉施設Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			991	
51	4230	ユ型小福祉施設Ⅱ5・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		961	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
51	3161	ユ型旧措置施設Ⅰ1	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 625 単位			625	1日につき
51	3221	ユ型旧措置施設Ⅰ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	606	
51	3163	ユ型旧措置施設Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		606	
51	3222	ユ型旧措置施設Ⅰ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	588	
51	3171	ユ型旧措置施設Ⅰ2					要介護2・3 722 単位			722	
51	3223	ユ型旧措置施設Ⅰ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	700	
51	3173	ユ型旧措置施設Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		700	
51	3224	ユ型旧措置施設Ⅰ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	679	
51	3181	ユ型旧措置施設Ⅰ3					要介護4・5 850 単位			850	
51	3225	ユ型旧措置施設Ⅰ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	825	
51	3183	ユ型旧措置施設Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		825	
51	3226	ユ型旧措置施設Ⅰ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	800	
51	3165	ユ型旧措置施設Ⅱ1				b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 625 単位			625	
51	3227	ユ型旧措置施設Ⅱ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	606	
51	3167	ユ型旧措置施設Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		606	
51	3228	ユ型旧措置施設Ⅱ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	588	
51	3175	ユ型旧措置施設Ⅱ2					要介護2・3 722 単位			722	
51	3229	ユ型旧措置施設Ⅱ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	700	
51	3177	ユ型旧措置施設Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		700	
51	3230	ユ型旧措置施設Ⅱ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	679	
51	3185	ユ型旧措置施設Ⅱ3					要介護4・5 850 単位			850	
51	3231	ユ型旧措置施設Ⅱ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	825	
51	3187	ユ型旧措置施設Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		825	
51	3232	ユ型旧措置施設Ⅱ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	800	
51	4161	ユ小旧措置施設Ⅰ1			(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 766 単位			766	
51	4231	ユ小旧措置施設Ⅰ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	743	
51	4163	ユ小旧措置施設Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		743	
51	4232	ユ小旧措置施設Ⅰ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
51	4171	ユ小旧措置施設Ⅰ2					要介護2・3 868 単位			868	
51	4233	ユ小旧措置施設Ⅰ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	842	
51	4173	ユ小旧措置施設Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		842	
51	4234	ユ小旧措置施設Ⅰ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	817	
51	4181	ユ小旧措置施設Ⅰ3					要介護4・5 990 単位			990	
51	4235	ユ小旧措置施設Ⅰ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	960	
51	4183	ユ小旧措置施設Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		960	
51	4236	ユ小旧措置施設Ⅰ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	931	
51	4165	ユ小旧措置施設Ⅱ1				b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 766 単位			766	
51	4237	ユ小旧措置施設Ⅱ1・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	743	
51	4167	ユ小旧措置施設Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		743	
51	4238	ユ小旧措置施設Ⅱ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
51	4175	ユ小旧措置施設Ⅱ2					要介護2・3 868 単位			868	
51	4239	ユ小旧措置施設Ⅱ2・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	842	
51	4177	ユ小旧措置施設Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		842	
51	4240	ユ小旧措置施設Ⅱ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	817	
51	4185	ユ小旧措置施設Ⅱ3					要介護4・5 990 単位			990	
51	4241	ユ小旧措置施設Ⅱ3・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	960	
51	4187	ユ小旧措置施設Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		960	
51	4242	ユ小旧措置施設Ⅱ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	931	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
51	6132	福祉施設日常生活継続支援加算1	日常生活継続支援加算		イのサービス費を算定する場合	36 単位加算	36	1日につき
51	6135	福祉施設日常生活継続支援加算2			ロのサービス費を算定する場合	46 単位加算	46	
51	6113	福祉施設看護体制加算Ⅰ1	看護体制加算	看護体制加算(Ⅰ)イ	入所定員31人以上50人以下	6 単位加算	6	
51	6114	福祉施設看護体制加算Ⅰ2		看護体制加算(Ⅰ)ロ	入所定員30人又は51人以上	4 単位加算	4	
51	6115	福祉施設看護体制加算Ⅱ1		看護体制加算(Ⅱ)イ	入所定員31人以上50人以下	13 単位加算	13	
51	6116	福祉施設看護体制加算Ⅱ2		看護体制加算(Ⅱ)ロ	入所定員30人又は51人以上	8 単位加算	8	
51	6117	福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰ1	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	イのサービス費を算定する場合かつ入所定員31人以上50人以下	22 単位加算	22	
51	6118	福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰ2		夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	イのサービス費を算定する場合かつ入所定員30人又は51人以上	13 単位加算	13	
51	6119	福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ1		夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	ロのサービス費を算定する場合かつ入所定員31人以上50人以下	27 単位加算	27	
51	6120	福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ2		夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	ロのサービス費を算定する場合かつ入所定員30人又は51人以上	18 単位加算	18	
51	6002	福祉施設準ユニットケア加算	準ユニットケア加算			5 単位加算	5	
51	6003	福祉施設個別機能訓練加算	個別機能訓練加算			12 単位加算	12	
51	6109	福祉施設若年性認知症受入加算	若年性認知症入所者受入加算			120 単位加算	120	
51	6100	常勤医師配置加算	常勤の医師を1名以上配置している場合			25 単位加算	25	
51	6200	精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合			5 単位加算	5	
51	6250	障害者生活支援体制加算	障害者生活支援体制加算			26 単位加算	26	
51	6304	福祉施設身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算			5 単位減算	−5	
51	6300	福祉施設外泊時費用	病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合			246 単位	246	月6日限度
51	6400	福祉施設初期加算	ハ 初期加算(入所日から30日以内の期間。入院後の再入所も同様。)			30 単位加算	30	1日につき
51	6501	福祉施設退所前訪問相談援助加算	ニ 退所時等相談援助加算		(1)退所前訪問相談援助加算(入所中1回(又は2回)限度)	460 単位	460	1回につき
51	6504	福祉施設退所後訪問相談援助加算			(2)退所後訪問相談援助加算(退所後1回限度)	460 単位	460	
51	6502	福祉施設退所時相談援助加算			(3)退所時相談援助加算	400 単位	400	1回限り
51	6503	福祉施設退所前連携加算			(4)退所前連携加算	500 単位	500	
51	6273	福祉施設栄養マネジメント加算	ホ 栄養マネジメント加算			14 単位加算	14	1日につき
51	6274	福祉施設経口移行加算	ヘ 経口移行加算			28 単位加算	28	
51	6280	福祉施設経口維持加算Ⅰ	ト 経口維持加算		(1)経口維持加算(Ⅰ)	400 単位加算	400	1月につき
51	6281	福祉施設経口維持加算Ⅱ			(2)経口維持加算(Ⅱ)	100 単位加算	100	
51	6122	福祉施設口腔衛生管理体制加算	チ 口腔衛生管理体制加算			30 単位加算	30	
51	6123	福祉施設口腔衛生管理加算	リ 口腔衛生管理加算			110 単位加算	110	
51	6275	福祉施設療養食加算	ヌ 療養食加算			18 単位加算	18	1日につき
51	6276	福祉施設看取り介護加算1	ル 看取り介護加算		(1)死亡日以前4日以上30日以下	144 単位加算	144	
51	6277	福祉施設看取り介護加算2			(2)死亡日以前2日又は3日	680 単位加算	680	
51	6283	福祉施設看取り介護加算3			(3)死亡日	1,280 単位加算	1,280	
51	6278	福祉施設在宅復帰支援機能加算	ヲ 在宅復帰支援機能加算			10 単位加算	10	
51	6279	福祉施設在宅入所相互利用加算	ワ 在宅・入所相互利用加算			40 単位加算	40	
51	6133	福祉施設認知症専門ケア加算Ⅰ	カ 認知症専門ケア加算		(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位加算	3	
51	6134	福祉施設認知症専門ケア加算Ⅱ			(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位加算	4	
51	6121	福祉施設認知症緊急対応加算	ヨ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)			200 単位加算	200	
51	6107	福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ1	タ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18 単位加算	18	
51	6101	福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ2			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12 単位加算	12	
51	6102	福祉施設サービス提供体制加算Ⅱ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位加算	6	
51	6103	福祉施設サービス提供体制加算Ⅲ			(4)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位加算	6	
51	6108	福祉施設処遇改善加算Ⅰ	レ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
51	6104	福祉施設処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 33/1000 加算		
51	6105	福祉施設処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
51	6106	福祉施設処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	8001	福祉施設Ⅰ1・定超	イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費	(一) 介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 547 単位		定員超過の場合 × 70%		383	1日につき
51	8003	福祉施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
51	8011	福祉施設Ⅰ2・定超					要介護2 614 単位				430	
51	8013	福祉施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			417	
51	8021	福祉施設Ⅰ3・定超					要介護3 682 単位				477	
51	8023	福祉施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			463	
51	8031	福祉施設Ⅰ4・定超					要介護4 749 単位				524	
51	8033	福祉施設Ⅰ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			509	
51	8041	福祉施設Ⅰ5・定超					要介護5 814 単位				570	
51	8043	福祉施設Ⅰ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			553	
51	8005	福祉施設Ⅱ1・定超				b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 547 単位				383	
51	8007	福祉施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
51	8015	福祉施設Ⅱ2・定超					要介護2 614 単位				430	
51	8017	福祉施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			417	
51	8025	福祉施設Ⅱ3・定超					要介護3 682 単位				477	
51	8027	福祉施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			463	
51	8035	福祉施設Ⅱ4・定超					要介護4 749 単位				524	
51	8037	福祉施設Ⅱ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			509	
51	8045	福祉施設Ⅱ5・定超					要介護5 814 単位				570	
51	8047	福祉施設Ⅱ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			553	
51	8151	小福祉施設Ⅰ1・定超			(二) 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 700 単位		定員超過の場合 × 70%		490	
51	8153	小福祉施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
51	8161	小福祉施設Ⅰ2・定超					要介護2 763 単位				534	
51	8163	小福祉施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			518	
51	8171	小福祉施設Ⅰ3・定超					要介護3 830 単位				581	
51	8173	小福祉施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			564	
51	8181	小福祉施設Ⅰ4・定超					要介護4 893 単位				625	
51	8183	小福祉施設Ⅰ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
51	8191	小福祉施設Ⅰ5・定超					要介護5 955 単位				669	
51	8193	小福祉施設Ⅰ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			648	
51	8155	小福祉施設Ⅱ1・定超				b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 700 単位				490	
51	8157	小福祉施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
51	8165	小福祉施設Ⅱ2・定超					要介護2 763 単位				534	
51	8167	小福祉施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			518	
51	8175	小福祉施設Ⅱ3・定超					要介護3 830 単位				581	
51	8177	小福祉施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			564	
51	8185	小福祉施設Ⅱ4・定超					要介護4 893 単位				625	
51	8187	小福祉施設Ⅱ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
51	8195	小福祉施設Ⅱ5・定超					要介護5 955 単位				669	
51	8197	小福祉施設Ⅱ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			648	
51	8601	旧施設Ⅰ1・定超	イ 介護福祉施設サービス	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 547 単位		定員超過の場合 × 70%		383	1日につき
51	8603	旧施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
51	8611	旧施設Ⅰ2・定超					要介護2・3 653 単位				457	
51	8613	旧施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			443	
51	8621	旧施設Ⅰ3・定超					要介護4・5 781 単位				547	
51	8623	旧施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			531	
51	8605	旧施設Ⅱ1・定超				b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 547 単位				383	
51	8607	旧施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
51	8615	旧施設Ⅱ2・定超					要介護2・3 653 単位				457	
51	8617	旧施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			443	
51	8625	旧施設Ⅱ3・定超					要介護4・5 781 単位				547	
51	8627	旧施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			531	
51	8691	旧小施設Ⅰ1・定超			(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 700 単位		定員超過の場合 × 70%		490	
51	8693	旧小施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
51	8701	旧小施設Ⅰ2・定超					要介護2・3 800 単位				560	
51	8703	旧小施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			543	
51	8711	旧小施設Ⅰ3・定超					要介護4・5 923 単位				646	
51	8713	旧小施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			627	
51	8695	旧小施設Ⅱ1・定超				b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 700 単位				490	
51	8697	旧小施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
51	8705	旧小施設Ⅱ2・定超					要介護2・3 800 単位				560	
51	8707	旧小施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			543	
51	8715	旧小施設Ⅱ3・定超					要介護4・5 923 単位				646	
51	8717	旧小施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			627	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
項目											
51 8301	ユ福祉施設Ⅰ1・定超	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1 625 単位		定員超過の場合 × 70%		438	1日につき
51 8501	ユ福祉施設Ⅰ1・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
51 8303	ユ福祉施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			424	
51 8502	ユ福祉施設Ⅰ1・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
51 8311	ユ福祉施設Ⅰ2・定超					要介護2 691 単位				484	
51 8503	ユ福祉施設Ⅰ2・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	469	
51 8313	ユ福祉施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			469	
51 8504	ユ福祉施設Ⅰ2・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	455	
51 8321	ユ福祉施設Ⅰ3・定超					要介護3 762 単位				533	
51 8505	ユ福祉施設Ⅰ3・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	517	
51 8323	ユ福祉施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			517	
51 8506	ユ福祉施設Ⅰ3・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	501	
51 8331	ユ福祉施設Ⅰ4・定超					要介護4 828 単位				580	
51 8507	ユ福祉施設Ⅰ4・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
51 8333	ユ福祉施設Ⅰ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			562	
51 8508	ユ福祉施設Ⅰ4・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	545	
51 8341	ユ福祉施設Ⅰ5・定超					要介護5 894 単位				626	
51 8509	ユ福祉施設Ⅰ5・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	607	
51 8343	ユ福祉施設Ⅰ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			607	
51 8510	ユ福祉施設Ⅰ5・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	589	
51 8305	ユ福祉施設Ⅱ1・定超				b ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）＜ユニット型準個室＞	要介護1 625 単位				438	
51 8511	ユ福祉施設Ⅱ1・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
51 8307	ユ福祉施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			424	
51 8512	ユ福祉施設Ⅱ1・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
51 8315	ユ福祉施設Ⅱ2・定超					要介護2 691 単位				484	
51 8513	ユ福祉施設Ⅱ2・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	469	
51 8317	ユ福祉施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			469	
51 8514	ユ福祉施設Ⅱ2・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	455	
51 8325	ユ福祉施設Ⅱ3・定超					要介護3 762 単位				533	
51 8515	ユ福祉施設Ⅱ3・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	517	
51 8327	ユ福祉施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			517	
51 8516	ユ福祉施設Ⅱ3・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	501	
51 8335	ユ福祉施設Ⅱ4・定超					要介護4 828 単位				580	
51 8517	ユ福祉施設Ⅱ4・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
51 8337	ユ福祉施設Ⅱ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			562	
51 8518	ユ福祉施設Ⅱ4・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	545	
51 8345	ユ福祉施設Ⅱ5・定超					要介護5 894 単位				626	
51 8519	ユ福祉施設Ⅱ5・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	607	
51 8347	ユ福祉施設Ⅱ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			607	
51 8520	ユ福祉施設Ⅱ5・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	589	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	8451	ユ小福施設Ⅰ1・定超	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1 766 単位		定員超過の場合 × 70%		536	1日につき
51	8901	ユ小福施設Ⅰ1・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	8453	ユ小福施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
51	8902	ユ小福施設Ⅰ1・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	8461	ユ小福施設Ⅰ2・定超					要介護2 829 単位				580	
51	8903	ユ小福施設Ⅰ2・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
51	8463	ユ小福施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			563	
51	8904	ユ小福施設Ⅰ2・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
51	8471	ユ小福施設Ⅰ3・定超					要介護3 897 単位				628	
51	8905	ユ小福施設Ⅰ3・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
51	8473	ユ小福施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			609	
51	8906	ユ小福施設Ⅰ3・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
51	8481	ユ小福施設Ⅰ4・定超					要介護4 960 単位				672	
51	8907	ユ小福施設Ⅰ4・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
51	8483	ユ小福施設Ⅰ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			652	
51	8908	ユ小福施設Ⅰ4・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
51	8491	ユ小福施設Ⅰ5・定超					要介護5 1,022 単位				715	
51	8909	ユ小福施設Ⅰ5・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
51	8493	ユ小福施設Ⅰ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
51	8910	ユ小福施設Ⅰ5・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	
51	8455	ユ小福施設Ⅱ1・定超				b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）＜ユニット型準個室＞	要介護1 766 単位				536	
51	8911	ユ小福施設Ⅱ1・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	8457	ユ小福施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
51	8912	ユ小福施設Ⅱ1・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	8465	ユ小福施設Ⅱ2・定超					要介護2 829 単位				580	
51	8913	ユ小福施設Ⅱ2・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
51	8467	ユ小福施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			563	
51	8914	ユ小福施設Ⅱ2・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
51	8475	ユ小福施設Ⅱ3・定超					要介護3 897 単位				628	
51	8915	ユ小福施設Ⅱ3・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
51	8477	ユ小福施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			609	
51	8916	ユ小福施設Ⅱ3・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
51	8485	ユ小福施設Ⅱ4・定超					要介護4 960 単位				672	
51	8917	ユ小福施設Ⅱ4・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
51	8487	ユ小福施設Ⅱ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			652	
51	8918	ユ小福施設Ⅱ4・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
51	8495	ユ小福施設Ⅱ5・定超					要介護5 1,022 単位				715	
51	8919	ユ小福施設Ⅱ5・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
51	8497	ユ小福施設Ⅱ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
51	8920	ユ小福施設Ⅱ5・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	8781	ユ旧施設Ⅰ1・定超	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 625 単位		定員超過の場合 × 70%		438	1日につき
51	8521	ユ旧施設Ⅰ1・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
51	8783	ユ旧施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			424	
51	8522	ユ旧施設Ⅰ1・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
51	8791	ユ旧施設Ⅰ2・定超					要介護2・3 722 単位				505	
51	8523	ユ旧施設Ⅰ2・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	490	
51	8793	ユ旧施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			490	
51	8524	ユ旧施設Ⅰ2・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	475	
51	8801	ユ旧施設Ⅰ3・定超					要介護4・5 850 単位				595	
51	8525	ユ旧施設Ⅰ3・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	577	
51	8803	ユ旧施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			578	
51	8526	ユ旧施設Ⅰ3・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	561	
51	8785	ユ旧施設Ⅱ1・定超				b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 625 単位				438	
51	8527	ユ旧施設Ⅱ1・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
51	8787	ユ旧施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			424	
51	8528	ユ旧施設Ⅱ1・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
51	8795	ユ旧施設Ⅱ2・定超					要介護2・3 722 単位				505	
51	8529	ユ旧施設Ⅱ2・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	490	
51	8797	ユ旧施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			490	
51	8530	ユ旧施設Ⅱ2・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	475	
51	8805	ユ旧施設Ⅱ3・定超					要介護4・5 850 単位				595	
51	8531	ユ旧施設Ⅱ3・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	577	
51	8807	ユ旧施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			578	
51	8532	ユ旧施設Ⅱ3・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	561	
51	8871	ユ小旧施設Ⅰ1・定超			(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 766 単位		定員超過の場合 × 70%		536	
51	8921	ユ小旧施設Ⅰ1・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	8873	ユ小旧施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
51	8922	ユ小旧施設Ⅰ1・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	8881	ユ小旧施設Ⅰ2・定超					要介護2・3 868 単位				608	
51	8923	ユ小旧施設Ⅰ2・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
51	8883	ユ小旧施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			589	
51	8924	ユ小旧施設Ⅰ2・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
51	8891	ユ小旧施設Ⅰ3・定超					要介護4・5 990 単位				693	
51	8925	ユ小旧施設Ⅰ3・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
51	8893	ユ小旧施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			672	
51	8926	ユ小旧施設Ⅰ3・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
51	8875	ユ小旧施設Ⅱ1・定超				b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 766 単位				536	
51	8927	ユ小旧施設Ⅱ1・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	8877	ユ小旧施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
51	8928	ユ小旧施設Ⅱ1・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	8885	ユ小旧施設Ⅱ2・定超					要介護2・3 868 単位				608	
51	8929	ユ小旧施設Ⅱ2・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
51	8887	ユ小旧施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			589	
51	8930	ユ小旧施設Ⅱ2・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
51	8895	ユ小旧施設Ⅱ3・定超					要介護4・5 990 単位				693	
51	8931	ユ小旧施設Ⅱ3・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
51	8897	ユ小旧施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			672	
51	8932	ユ小旧施設Ⅱ3・夜減・定超・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	

介護、看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	9001	福祉施設Ⅰ1・人欠	イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費	(一) 介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 547 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		383	1日につき
51	9003	福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
51	9011	福祉施設Ⅰ2・人欠					要介護2 614 単位				430	
51	9013	福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			417	
51	9021	福祉施設Ⅰ3・人欠					要介護3 682 単位				477	
51	9023	福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			463	
51	9031	福祉施設Ⅰ4・人欠					要介護4 749 単位				524	
51	9033	福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			509	
51	9041	福祉施設Ⅰ5・人欠					要介護5 814 単位				570	
51	9043	福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			553	
51	9005	福祉施設Ⅱ1・人欠				b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 547 単位				383	
51	9007	福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
51	9015	福祉施設Ⅱ2・人欠					要介護2 614 単位				430	
51	9017	福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			417	
51	9025	福祉施設Ⅱ3・人欠					要介護3 682 単位				477	
51	9027	福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			463	
51	9035	福祉施設Ⅱ4・人欠					要介護4 749 単位				524	
51	9037	福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			509	
51	9045	福祉施設Ⅱ5・人欠					要介護5 814 単位				570	
51	9047	福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			553	
51	9151	小福祉施設Ⅰ1・人欠			(二) 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 700 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		490	
51	9153	小福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
51	9161	小福祉施設Ⅰ2・人欠					要介護2 763 単位				534	
51	9163	小福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			518	
51	9171	小福祉施設Ⅰ3・人欠					要介護3 830 単位				581	
51	9173	小福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			564	
51	9181	小福祉施設Ⅰ4・人欠					要介護4 893 単位				625	
51	9183	小福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
51	9191	小福祉施設Ⅰ5・人欠					要介護5 955 単位				669	
51	9193	小福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			648	
51	9155	小福祉施設Ⅱ1・人欠				b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 700 単位				490	
51	9157	小福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
51	9165	小福祉施設Ⅱ2・人欠					要介護2 763 単位				534	
51	9167	小福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			518	
51	9175	小福祉施設Ⅱ3・人欠					要介護3 830 単位				581	
51	9177	小福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			564	
51	9185	小福祉施設Ⅱ4・人欠					要介護4 893 単位				625	
51	9187	小福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
51	9195	小福祉施設Ⅱ5・人欠					要介護5 955 単位				669	
51	9197	小福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			648	
51	9601	旧施設Ⅰ1・人欠	イ 介護福祉施設サービス	(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一) 旧措置入所者介護 福祉施設サービス費	a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 547 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		383	1日につき
51	9603	旧施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
51	9611	旧施設Ⅰ2・人欠					要介護2・3 653 単位				457	
51	9613	旧施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			443	
51	9621	旧施設Ⅰ3・人欠					要介護4・5 781 単位				547	
51	9623	旧施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			531	
51	9605	旧施設Ⅱ1・人欠				b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 547 単位				383	
51	9607	旧施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
51	9615	旧施設Ⅱ2・人欠					要介護2・3 653 単位				457	
51	9617	旧施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			443	
51	9625	旧施設Ⅱ3・人欠					要介護4・5 781 単位				547	
51	9627	旧施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			531	
51	9691	旧小施設Ⅰ1・人欠			(二) 小規模旧措置入所者 介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)＜従来型個室＞	要介護1 700 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		490	
51	9693	旧小施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
51	9701	旧小施設Ⅰ2・人欠					要介護2・3 800 単位				560	
51	9703	旧小施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			543	
51	9711	旧小施設Ⅰ3・人欠					要介護4・5 923 単位				646	
51	9713	旧小施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			627	
51	9695	旧小施設Ⅱ1・人欠				b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)＜多床室＞	要介護1 700 単位				490	
51	9697	旧小施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
51	9705	旧小施設Ⅱ2・人欠					要介護2・3 800 単位				560	
51	9707	旧小施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			543	
51	9715	旧小施設Ⅱ3・人欠					要介護4・5 923 単位				646	
51	9717	旧小施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			627	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
51	9301	ユ福祉施設Ⅰ1・人欠	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型介護福祉施設サービス費	a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 625 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%			438	1日につき
51	9501	ユ福祉施設Ⅰ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		425	
51	9303	ユ福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
51	9502	ユ福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		411	
51	9311	ユ福祉施設Ⅰ2・人欠					要介護2 691 単位					484	
51	9503	ユ福祉施設Ⅰ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		469	
51	9313	ユ福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				469	
51	9504	ユ福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		455	
51	9321	ユ福祉施設Ⅰ3・人欠					要介護3 762 単位					533	
51	9505	ユ福祉施設Ⅰ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		517	
51	9323	ユ福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				517	
51	9506	ユ福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		501	
51	9331	ユ福祉施設Ⅰ4・人欠					要介護4 828 単位					580	
51	9507	ユ福祉施設Ⅰ4・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
51	9333	ユ福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				562	
51	9508	ユ福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		545	
51	9341	ユ福祉施設Ⅰ5・人欠					要介護5 894 単位					626	
51	9509	ユ福祉施設Ⅰ5・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		607	
51	9343	ユ福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				607	
51	9510	ユ福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		589	
51	9305	ユ福祉施設Ⅱ1・人欠				b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 625 単位					438	
51	9511	ユ福祉施設Ⅱ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		425	
51	9307	ユ福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
51	9512	ユ福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		411	
51	9315	ユ福祉施設Ⅱ2・人欠					要介護2 691 単位					484	
51	9513	ユ福祉施設Ⅱ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		469	
51	9317	ユ福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				469	
51	9514	ユ福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		455	
51	9325	ユ福祉施設Ⅱ3・人欠					要介護3 762 単位					533	
51	9515	ユ福祉施設Ⅱ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		517	
51	9327	ユ福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				517	
51	9516	ユ福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		501	
51	9335	ユ福祉施設Ⅱ4・人欠					要介護4 828 単位					580	
51	9517	ユ福祉施設Ⅱ4・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
51	9337	ユ福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				562	
51	9518	ユ福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		545	
51	9345	ユ福祉施設Ⅱ5・人欠					要介護5 894 単位					626	
51	9519	ユ福祉施設Ⅱ5・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		607	
51	9347	ユ福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				607	
51	9520	ユ福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%		589	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
51	9451	ユ小福施設Ⅰ1・人欠	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(1) ユニット型介護福祉施設サービス費	(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1 766 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		536	1日につき
51	9901	ユ小福施設Ⅰ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	9453	ユ小福施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
51	9902	ユ小福施設Ⅰ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	9461	ユ小福施設Ⅰ2・人欠					要介護2 829 単位				580	
51	9903	ユ小福施設Ⅰ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
51	9463	ユ小福施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			563	
51	9904	ユ小福施設Ⅰ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
51	9471	ユ小福施設Ⅰ3・人欠					要介護3 897 単位				628	
51	9905	ユ小福施設Ⅰ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
51	9473	ユ小福施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			609	
51	9906	ユ小福施設Ⅰ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
51	9481	ユ小福施設Ⅰ4・人欠					要介護4 960 単位				672	
51	9907	ユ小福施設Ⅰ4・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
51	9483	ユ小福施設Ⅰ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			652	
51	9908	ユ小福施設Ⅰ4・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
51	9491	ユ小福施設Ⅰ5・人欠					要介護5 1,022 単位				715	
51	9909	ユ小福施設Ⅰ5・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
51	9493	ユ小福施設Ⅰ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
51	9910	ユ小福施設Ⅰ5・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	
51	9455	ユ小福施設Ⅱ1・人欠				b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）＜ユニット型準個室＞	要介護1 766 単位				536	
51	9911	ユ小福施設Ⅱ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	9457	ユ小福施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
51	9912	ユ小福施設Ⅱ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	9465	ユ小福施設Ⅱ2・人欠					要介護2 829 単位				580	
51	9913	ユ小福施設Ⅱ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
51	9467	ユ小福施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			563	
51	9914	ユ小福施設Ⅱ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
51	9475	ユ小福施設Ⅱ3・人欠					要介護3 897 単位				628	
51	9915	ユ小福施設Ⅱ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
51	9477	ユ小福施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			609	
51	9916	ユ小福施設Ⅱ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
51	9485	ユ小福施設Ⅱ4・人欠					要介護4 960 単位				672	
51	9917	ユ小福施設Ⅱ4・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
51	9487	ユ小福施設Ⅱ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			652	
51	9918	ユ小福施設Ⅱ4・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
51	9495	ユ小福施設Ⅱ5・人欠					要介護5 1,022 単位				715	
51	9919	ユ小福施設Ⅱ5・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
51	9497	ユ小福施設Ⅱ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
51	9920	ユ小福施設Ⅱ5・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目								合成単位数	算定単位
51	9781	ユ旧施設Ⅰ1・人欠	ロ ユニット型介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1 625 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		438	1日につき
51	9521	ユ旧施設Ⅰ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
51	9783	ユ旧施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			424	
51	9522	ユ旧施設Ⅰ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
51	9791	ユ旧施設Ⅰ2・人欠					要介護2・3 722 単位				505	
51	9523	ユ旧施設Ⅰ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	490	
51	9793	ユ旧施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			490	
51	9524	ユ旧施設Ⅰ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	475	
51	9801	ユ旧施設Ⅰ3・人欠					要介護4・5 850 単位				595	
51	9525	ユ旧施設Ⅰ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	577	
51	9803	ユ旧施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			578	
51	9526	ユ旧施設Ⅰ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	561	
51	9785	ユ旧施設Ⅱ1・人欠				b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）＜ユニット型準個室＞	要介護1 625 単位				438	
51	9527	ユ旧施設Ⅱ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
51	9787	ユ旧施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			424	
51	9528	ユ旧施設Ⅱ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
51	9795	ユ旧施設Ⅱ2・人欠					要介護2・3 722 単位				505	
51	9529	ユ旧施設Ⅱ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	490	
51	9797	ユ旧施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			490	
51	9530	ユ旧施設Ⅱ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	475	
51	9805	ユ旧施設Ⅱ3・人欠					要介護4・5 850 単位				595	
51	9531	ユ旧施設Ⅱ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	577	
51	9807	ユ旧施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			578	
51	9532	ユ旧施設Ⅱ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	561	
51	9871	ユ小旧施設Ⅰ1・人欠			(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅰ）＜ユニット型個室＞	要介護1 766 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		536	
51	9921	ユ小旧施設Ⅰ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	9873	ユ小旧施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
51	9922	ユ小旧施設Ⅰ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	9881	ユ小旧施設Ⅰ2・人欠					要介護2・3 868 単位				608	
51	9923	ユ小旧施設Ⅰ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
51	9883	ユ小旧施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			589	
51	9924	ユ小旧施設Ⅰ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
51	9891	ユ小旧施設Ⅰ3・人欠					要介護4・5 990 単位				693	
51	9925	ユ小旧施設Ⅰ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
51	9893	ユ小旧施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			672	
51	9926	ユ小旧施設Ⅰ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
51	9875	ユ小旧施設Ⅱ1・人欠				b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費（Ⅱ）＜ユニット型準個室＞	要介護1 766 単位				536	
51	9927	ユ小旧施設Ⅱ1・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
51	9877	ユ小旧施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
51	9928	ユ小旧施設Ⅱ1・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
51	9885	ユ小旧施設Ⅱ2・人欠					要介護2・3 868 単位				608	
51	9929	ユ小旧施設Ⅱ2・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
51	9887	ユ小旧施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			589	
51	9930	ユ小旧施設Ⅱ2・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
51	9895	ユ小旧施設Ⅱ3・人欠					要介護4・5 990 単位				693	
51	9931	ユ小旧施設Ⅱ3・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
51	9897	ユ小旧施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			672	
51	9932	ユ小旧施設Ⅱ3・夜減・人欠・未減								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	

2 介護保健施設サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
52	1111	保施Ⅰｉ１	イ 介護保健施設サービス費	(1) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）	（一） 介護保健施設サービス費（ｉ）＜従来型個室＞【従来型】	要介護1		695	1日につき
52	1115	保施Ⅰｉ１･夜				695 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	674	
52	1121	保施Ⅰｉ２				要介護2		740	
52	1125	保施Ⅰｉ２･夜				740 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	718	
52	1131	保施Ⅰｉ３				要介護3		801	
52	1135	保施Ⅰｉ３･夜				801 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	777	
52	1141	保施Ⅰｉ４				要介護4		853	
52	1145	保施Ⅰｉ４･夜				853 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	827	
52	1151	保施Ⅰｉ５				要介護5		904	
52	1155	保施Ⅰｉ５･夜				904 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	877	
52	2101	保施Ⅰⅱ１			（二） 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1		733	
52	2102	保施Ⅰⅱ１･夜				733 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	711	
52	2103	保施Ⅰⅱ２				要介護2		804	
52	2104	保施Ⅰⅱ２･夜				804 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	780	
52	2105	保施Ⅰⅱ３				要介護3		866	
52	2106	保施Ⅰⅱ３･夜				866 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	840	
52	2107	保施Ⅰⅱ４				要介護4		922	
52	2108	保施Ⅰⅱ４･夜				922 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	894	
52	2109	保施Ⅰⅱ５				要介護5		977	
52	2110	保施Ⅰⅱ５･夜				977 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	948	
52	1311	保施Ⅰⅲ１			（三） 介護保健施設サービス費（ⅲ）＜多床室＞【従来型】	要介護1		768	
52	1315	保施Ⅰⅲ１･夜				768 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	745	
52	1321	保施Ⅰⅲ２				要介護2		816	
52	1325	保施Ⅰⅲ２･夜				816 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	792	
52	1331	保施Ⅰⅲ３				要介護3		877	
52	1335	保施Ⅰⅲ３･夜				877 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	851	
52	1341	保施Ⅰⅲ４				要介護4		928	
52	1345	保施Ⅰⅲ４･夜				928 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	900	
52	1351	保施Ⅰⅲ５				要介護5		981	
52	1355	保施Ⅰⅲ５･夜				981 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	952	
52	2111	保施Ⅰⅳ１			（四） 介護保健施設サービス費（ⅳ）＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1		812	
52	2112	保施Ⅰⅳ１･夜				812 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	788	
52	2113	保施Ⅰⅳ２				要介護2		886	
52	2114	保施Ⅰⅳ２･夜				886 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	859	
52	2115	保施Ⅰⅳ３				要介護3		948	
52	2116	保施Ⅰⅳ３･夜				948 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	920	
52	2117	保施Ⅰⅳ４				要介護4		1,004	
52	2118	保施Ⅰⅳ４･夜				1,004 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	974	
52	2119	保施Ⅰⅳ５				要介護5		1,059	
52	2120	保施Ⅰⅳ５･夜				1,059 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,027	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
52	3101	保施Ⅱｉ１	イ介護保健施設サービス費	(2)介護保健施設サービス費(Ⅱ)＜療養型老健・看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(ｉ)＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 723 単位		723	1日につき
52	3102	保施Ⅱｉ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	701	
52	3103	保施Ⅱｉ２				要介護2 804 単位		804	
52	3104	保施Ⅱｉ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	780	
52	3105	保施Ⅱｉ３				要介護3 917 単位		917	
52	3106	保施Ⅱｉ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	889	
52	3107	保施Ⅱｉ４				要介護4 993 単位		993	
52	3108	保施Ⅱｉ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	963	
52	3109	保施Ⅱｉ５				要介護5 1,067 単位		1,067	
52	3110	保施Ⅱｉ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,035	
52	3401	保施Ⅱｉｉ１			(二) 介護保健施設サービス費(ｉｉ)＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 723 単位		723	
52	3402	保施Ⅱｉｉ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	701	
52	3403	保施Ⅱｉｉ２				要介護2 804 単位		804	
52	3404	保施Ⅱｉｉ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	780	
52	3405	保施Ⅱｉｉ３				要介護3 986 単位		986	
52	3406	保施Ⅱｉｉ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	956	
52	3407	保施Ⅱｉｉ４				要介護4 1,060 単位		1,060	
52	3408	保施Ⅱｉｉ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,028	
52	3409	保施Ⅱｉｉ５				要介護5 1,135 単位		1,135	
52	3410	保施Ⅱｉｉ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,101	
52	3111	保施Ⅱｉｉｉ１			(三) 介護保健施設サービス費(ｉｉｉ)＜多床室＞【療養型】	要介護1 800 単位		800	
52	3112	保施Ⅱｉｉｉ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	776	
52	3113	保施Ⅱｉｉｉ２				要介護2 882 単位		882	
52	3114	保施Ⅱｉｉｉ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	856	
52	3115	保施Ⅱｉｉｉ３				要介護3 996 単位		996	
52	3116	保施Ⅱｉｉｉ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	966	
52	3117	保施Ⅱｉｉｉ４				要介護4 1,071 単位		1,071	
52	3118	保施Ⅱｉｉｉ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,039	
52	3119	保施Ⅱｉｉｉ５				要介護5 1,145 単位		1,145	
52	3120	保施Ⅱｉｉｉ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,111	
52	3411	保施Ⅱｉｖ１			(四) 介護保健施設サービス費(ｉｖ)＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 800 単位		800	
52	3412	保施Ⅱｉｖ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	776	
52	3413	保施Ⅱｉｖ２				要介護2 882 単位		882	
52	3414	保施Ⅱｉｖ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	856	
52	3415	保施Ⅱｉｖ３				要介護3 1,063 単位		1,063	
52	3416	保施Ⅱｉｖ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,031	
52	3417	保施Ⅱｉｖ４				要介護4 1,138 単位		1,138	
52	3418	保施Ⅱｉｖ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,104	
52	3419	保施Ⅱｉｖ５				要介護5 1,213 単位		1,213	
52	3420	保施Ⅱｉｖ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,177	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
52	3121	保施Ⅲｉ１	イ介護保健施設サービス費	(3)介護保健施設サービス費(Ⅲ)＜療養型老健・看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(ｉ)＜従来型個室＞【療養型】	要介護1		723	1日につき
52	3122	保施Ⅲｉ１･夜				723 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	701	
52	3123	保施Ⅲｉ２				要介護2		798	
52	3124	保施Ⅲｉ２･夜				798 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	774	
52	3125	保施Ⅲｉ３				要介護3		891	
52	3126	保施Ⅲｉ３･夜				891 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	864	
52	3127	保施Ⅲｉ４				要介護4		966	
52	3128	保施Ⅲｉ４･夜				966 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	937	
52	3129	保施Ⅲｉ５				要介護5		1,040	
52	3130	保施Ⅲｉ５･夜				1,040 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,009	
52	3421	保施Ⅲⅱ１			(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1		723	
52	3422	保施Ⅲⅱ１･夜				723 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	701	
52	3423	保施Ⅲⅱ２				要介護2		798	
52	3424	保施Ⅲⅱ２･夜				798 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	774	
52	3425	保施Ⅲⅱ３				要介護3		959	
52	3426	保施Ⅲⅱ３･夜				959 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	930	
52	3427	保施Ⅲⅱ４				要介護4		1,034	
52	3428	保施Ⅲⅱ４･夜				1,034 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,003	
52	3429	保施Ⅲⅱ５				要介護5		1,109	
52	3430	保施Ⅲⅱ５･夜				1,109 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,076	
52	3131	保施Ⅲⅲ１			(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ)＜多床室＞【療養型】	要介護1		800	
52	3132	保施Ⅲⅲ１･夜				800 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	776	
52	3133	保施Ⅲⅲ２				要介護2		876	
52	3134	保施Ⅲⅲ２･夜				876 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	850	
52	3135	保施Ⅲⅲ３				要介護3		969	
52	3136	保施Ⅲⅲ３･夜				969 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	940	
52	3137	保施Ⅲⅲ４				要介護4		1,043	
52	3138	保施Ⅲⅲ４･夜				1,043 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,012	
52	3139	保施Ⅲⅲ５				要介護5		1,118	
52	3140	保施Ⅲⅲ５･夜				1,118 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,084	
52	3431	保施Ⅲⅳ１			(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)＜多床室＞【療養強化型】	要介護1		800	
52	3432	保施Ⅲⅳ１･夜				800 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	776	
52	3433	保施Ⅲⅳ２				要介護2		876	
52	3434	保施Ⅲⅳ２･夜				876 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	850	
52	3435	保施Ⅲⅳ３				要介護3		1,037	
52	3436	保施Ⅲⅳ３･夜				1,037 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,006	
52	3437	保施Ⅲⅳ４				要介護4		1,112	
52	3438	保施Ⅲⅳ４･夜				1,112 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,079	
52	3439	保施Ⅲⅳ５				要介護5		1,186	
52	3440	保施Ⅲⅳ５･夜				1,186 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,150	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
52	1411	ユ型保施Ⅰｉ１	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ｉ）＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 774 単位			774	1日につき
52	1413	ユ型保施Ⅰｉ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		751	
52	1421	ユ型保施Ⅰｉ２				要介護2 819 単位			819	
52	1423	ユ型保施Ⅰｉ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		794	
52	1431	ユ型保施Ⅰｉ３				要介護3 881 単位			881	
52	1433	ユ型保施Ⅰｉ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		855	
52	1441	ユ型保施Ⅰｉ４				要介護4 934 単位			934	
52	1443	ユ型保施Ⅰｉ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		906	
52	1451	ユ型保施Ⅰｉ５				要介護5 985 単位			985	
52	1453	ユ型保施Ⅰｉ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		955	
52	2121	ユ型保施Ⅰⅱ１			（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 816 単位			816	
52	2122	ユ型保施Ⅰⅱ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		792	
52	2123	ユ型保施Ⅰⅱ２				要介護2 890 単位			890	
52	2124	ユ型保施Ⅰⅱ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		863	
52	2125	ユ型保施Ⅰⅱ３				要介護3 952 単位			952	
52	2126	ユ型保施Ⅰⅱ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		923	
52	2127	ユ型保施Ⅰⅱ４				要介護4 1,008 単位			1,008	
52	2128	ユ型保施Ⅰⅱ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		978	
52	2129	ユ型保施Ⅰⅱ５				要介護5 1,063 単位			1,063	
52	2130	ユ型保施Ⅰⅱ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		1,031	
52	1511	ユ型保施Ⅰⅲ１			（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 774 単位			774	
52	1513	ユ型保施Ⅰⅲ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		751	
52	1521	ユ型保施Ⅰⅲ２				要介護2 819 単位			819	
52	1523	ユ型保施Ⅰⅲ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		794	
52	1531	ユ型保施Ⅰⅲ３				要介護3 881 単位			881	
52	1533	ユ型保施Ⅰⅲ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		855	
52	1541	ユ型保施Ⅰⅲ４				要介護4 934 単位			934	
52	1543	ユ型保施Ⅰⅲ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		906	
52	1551	ユ型保施Ⅰⅲ５				要介護5 985 単位			985	
52	1553	ユ型保施Ⅰⅲ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		955	
52	2131	ユ型保施Ⅰⅳ１			（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 816 単位			816	
52	2132	ユ型保施Ⅰⅳ１･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		792	
52	2133	ユ型保施Ⅰⅳ２				要介護2 890 単位			890	
52	2134	ユ型保施Ⅰⅳ２･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		863	
52	2135	ユ型保施Ⅰⅳ３				要介護3 952 単位			952	
52	2136	ユ型保施Ⅰⅳ３･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		923	
52	2137	ユ型保施Ⅰⅳ４				要介護4 1,008 単位			1,008	
52	2138	ユ型保施Ⅰⅳ４･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		978	
52	2139	ユ型保施Ⅰⅳ５				要介護5 1,063 単位			1,063	
52	2140	ユ型保施Ⅰⅳ５･夜					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		1,031	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
52	3201	ユ型保施Ⅱｉ１	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(2) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）	＜療養型老健・看護職員を配置＞	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ｉ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1		885	1日につき
52	3202	ユ型保施Ⅱｉ１･夜					885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	858	
52	3203	ユ型保施Ⅱｉ２					要介護2		966	
52	3204	ユ型保施Ⅱｉ２･夜					966 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	937	
52	3205	ユ型保施Ⅱｉ３					要介護3		1,079	
52	3206	ユ型保施Ⅱｉ３･夜					1,079 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,047	
52	3207	ユ型保施Ⅱｉ４					要介護4		1,155	
52	3208	ユ型保施Ⅱｉ４･夜					1,155 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,120	
52	3209	ユ型保施Ⅱｉ５					要介護5		1,229	
52	3210	ユ型保施Ⅱｉ５･夜					1,229 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,192	
52	3441	ユ型保施Ⅱⅱ１				（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1		885	
52	3442	ユ型保施Ⅱⅱ１･夜					885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	858	
52	3443	ユ型保施Ⅱⅱ２					要介護2		966	
52	3444	ユ型保施Ⅱⅱ２･夜					966 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	937	
52	3445	ユ型保施Ⅱⅱ３					要介護3		1,148	
52	3446	ユ型保施Ⅱⅱ３･夜					1,148 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,114	
52	3447	ユ型保施Ⅱⅱ４					要介護4		1,222	
52	3448	ユ型保施Ⅱⅱ４･夜					1,222 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,185	
52	3449	ユ型保施Ⅱⅱ５					要介護5		1,297	
52	3450	ユ型保施Ⅱⅱ５･夜					1,297 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,258	
52	3211	ユ型保施Ⅱⅲ１				（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1		885	
52	3212	ユ型保施Ⅱⅲ１･夜					885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	858	
52	3213	ユ型保施Ⅱⅲ２					要介護2		966	
52	3214	ユ型保施Ⅱⅲ２･夜					966 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	937	
52	3215	ユ型保施Ⅱⅲ３					要介護3		1,079	
52	3216	ユ型保施Ⅱⅲ３･夜					1,079 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,047	
52	3217	ユ型保施Ⅱⅲ４					要介護4		1,155	
52	3218	ユ型保施Ⅱⅲ４･夜					1,155 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,120	
52	3219	ユ型保施Ⅱⅲ５					要介護5		1,229	
52	3220	ユ型保施Ⅱⅲ５･夜					1,229 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,192	
52	3451	ユ型保施Ⅱⅳ１				（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1		885	
52	3452	ユ型保施Ⅱⅳ１･夜					885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	858	
52	3453	ユ型保施Ⅱⅳ２					要介護2		966	
52	3454	ユ型保施Ⅱⅳ２･夜					966 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	937	
52	3455	ユ型保施Ⅱⅳ３					要介護3		1,148	
52	3456	ユ型保施Ⅱⅳ３･夜					1,148 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,114	
52	3457	ユ型保施Ⅱⅳ４					要介護4		1,222	
52	3458	ユ型保施Ⅱⅳ４･夜					1,222 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,185	
52	3459	ユ型保施Ⅱⅳ５					要介護5		1,297	
52	3460	ユ型保施Ⅱⅳ５･夜					1,297 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,258	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
52	3221	ユ型保施Ⅲｉ１	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	ハ 療養型老健・看護オンコール体制	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (ｉ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 885 単位		885	1日につき
52	3222	ユ型保施Ⅲｉ１・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	858	
52	3223	ユ型保施Ⅲｉ２					要介護2 960 単位		960	
52	3224	ユ型保施Ⅲｉ２・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	931	
52	3225	ユ型保施Ⅲｉ３					要介護3 1,053 単位		1,053	
52	3226	ユ型保施Ⅲｉ３・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,021	
52	3227	ユ型保施Ⅲｉ４					要介護4 1,128 単位		1,128	
52	3228	ユ型保施Ⅲｉ４・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,094	
52	3229	ユ型保施Ⅲｉ５					要介護5 1,202 単位		1,202	
52	3230	ユ型保施Ⅲｉ５・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,166	
52	3461	ユ型保施Ⅲⅱ１				(二) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 885 単位		885	
52	3462	ユ型保施Ⅲⅱ１・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	858	
52	3463	ユ型保施Ⅲⅱ２					要介護2 960 単位		960	
52	3464	ユ型保施Ⅲⅱ２・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	931	
52	3465	ユ型保施Ⅲⅱ３					要介護3 1,121 単位		1,121	
52	3466	ユ型保施Ⅲⅱ３・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,087	
52	3467	ユ型保施Ⅲⅱ４					要介護4 1,196 単位		1,196	
52	3468	ユ型保施Ⅲⅱ４・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,160	
52	3469	ユ型保施Ⅲⅱ５					要介護5 1,271 単位		1,271	
52	3470	ユ型保施Ⅲⅱ５・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,233	
52	3231	ユ型保施Ⅲⅲ１				(三) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 885 単位		885	
52	3232	ユ型保施Ⅲⅲ１・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	858	
52	3233	ユ型保施Ⅲⅲ２					要介護2 960 単位		960	
52	3234	ユ型保施Ⅲⅲ２・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	931	
52	3235	ユ型保施Ⅲⅲ３					要介護3 1,053 単位		1,053	
52	3236	ユ型保施Ⅲⅲ３・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,021	
52	3237	ユ型保施Ⅲⅲ４					要介護4 1,128 単位		1,128	
52	3238	ユ型保施Ⅲⅲ４・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,094	
52	3239	ユ型保施Ⅲⅲ５					要介護5 1,202 単位		1,202	
52	3240	ユ型保施Ⅲⅲ５・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,166	
52	3471	ユ型保施Ⅲⅳ１				(四) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 885 単位		885	
52	3472	ユ型保施Ⅲⅳ１・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	858	
52	3473	ユ型保施Ⅲⅳ２					要介護2 960 単位		960	
52	3474	ユ型保施Ⅲⅳ２・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	931	
52	3475	ユ型保施Ⅲⅳ３					要介護3 1,121 単位		1,121	
52	3476	ユ型保施Ⅲⅳ３・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,087	
52	3477	ユ型保施Ⅲⅳ４					要介護4 1,196 単位		1,196	
52	3478	ユ型保施Ⅲⅳ４・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,160	
52	3479	ユ型保施Ⅲⅳ５					要介護5 1,271 単位		1,271	
52	3480	ユ型保施Ⅲⅳ５・夜						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	1,233	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	3001	ユ型保施Ⅰｉ1･未	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ｉ）＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 774 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%	ユニットケア体制未整備減算		751	1日につき
52	3002	ユ型保施Ⅰｉ1･夜･未								728	
52	3003	ユ型保施Ⅰｉ2･未				要介護2 819 単位				794	
52	3004	ユ型保施Ⅰｉ2･夜･未								770	
52	3005	ユ型保施Ⅰｉ3･未				要介護3 881 単位				855	
52	3006	ユ型保施Ⅰｉ3･夜･未								829	
52	3007	ユ型保施Ⅰｉ4･未				要介護4 934 単位				906	
52	3008	ユ型保施Ⅰｉ4･夜･未								879	
52	3009	ユ型保施Ⅰｉ5･未				要介護5 985 単位				955	
52	3010	ユ型保施Ⅰｉ5･夜･未								926	
52	2141	ユ型保施Ⅰⅱ1･未			（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 816 単位				792	
52	2142	ユ型保施Ⅰⅱ1･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%			768	
52	2143	ユ型保施Ⅰⅱ2･未				要介護2 890 単位				863	
52	2144	ユ型保施Ⅰⅱ2･夜･未								837	
52	2145	ユ型保施Ⅰⅱ3･未				要介護3 952 単位				923	
52	2146	ユ型保施Ⅰⅱ3･夜･未								895	
52	2147	ユ型保施Ⅰⅱ4･未				要介護4 1,008 単位				978	
52	2148	ユ型保施Ⅰⅱ4･夜･未							× 97%	949	
52	2149	ユ型保施Ⅰⅱ5･未				要介護5 1,063 単位				1,031	
52	2150	ユ型保施Ⅰⅱ5･夜･未								1,000	
52	3011	ユ型保施Ⅰⅲ1･未			（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 774 単位				751	
52	3012	ユ型保施Ⅰⅲ1･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%			728	
52	3013	ユ型保施Ⅰⅲ2･未				要介護2 819 単位				794	
52	3014	ユ型保施Ⅰⅲ2･夜･未								770	
52	3015	ユ型保施Ⅰⅲ3･未				要介護3 881 単位				855	
52	3016	ユ型保施Ⅰⅲ3･夜･未								829	
52	3017	ユ型保施Ⅰⅲ4･未				要介護4 934 単位				906	
52	3018	ユ型保施Ⅰⅲ4･夜･未								879	
52	3019	ユ型保施Ⅰⅲ5･未				要介護5 985 単位				955	
52	3020	ユ型保施Ⅰⅲ5･夜･未								926	
52	2151	ユ型保施Ⅰⅳ1･未			（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 816 単位				792	
52	2152	ユ型保施Ⅰⅳ1･夜･未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%			768	
52	2153	ユ型保施Ⅰⅳ2･未				要介護2 890 単位				863	
52	2154	ユ型保施Ⅰⅳ2･夜･未								837	
52	2155	ユ型保施Ⅰⅳ3･未				要介護3 952 単位				923	
52	2156	ユ型保施Ⅰⅳ3･夜･未								895	
52	2157	ユ型保施Ⅰⅳ4･未				要介護4 1,008 単位				978	
52	2158	ユ型保施Ⅰⅳ4･夜･未								949	
52	2159	ユ型保施Ⅰⅳ5･未				要介護5 1,063 単位				1,031	
52	2160	ユ型保施Ⅰⅳ5･夜･未								1,000	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	3301	ユ型保施Ⅱｉ1･未	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(2) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）	＜療養型老健・看護職員を配置＞	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ｉ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1		ユニットケア体制未整備減算	858	1日につき
52	3302	ユ型保施Ⅱｉ1･夜･未					885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		832	
52	3303	ユ型保施Ⅱｉ2･未					要介護2			937	
52	3304	ユ型保施Ⅱｉ2･夜･未					966 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		909	
52	3305	ユ型保施Ⅱｉ3･未					要介護3			1,047	
52	3306	ユ型保施Ⅱｉ3･夜･未					1,079 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,016	
52	3307	ユ型保施Ⅱｉ4･未					要介護4			1,120	
52	3308	ユ型保施Ⅱｉ4･夜･未					1,155 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,086	
52	3309	ユ型保施Ⅱｉ5･未					要介護5			1,192	
52	3310	ユ型保施Ⅱｉ5･夜･未					1,229 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,156	
52	3481	ユ型保施Ⅱⅱ1･未				（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1			858	
52	3482	ユ型保施Ⅱⅱ1･夜･未					885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		832	
52	3483	ユ型保施Ⅱⅱ2･未					要介護2			937	
52	3484	ユ型保施Ⅱⅱ2･夜･未					966 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		909	
52	3485	ユ型保施Ⅱⅱ3･未					要介護3			1,114	
52	3486	ユ型保施Ⅱⅱ3･夜･未					1,148 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,081	
52	3487	ユ型保施Ⅱⅱ4･未					要介護4			1,185	
52	3488	ユ型保施Ⅱⅱ4･夜･未					1,222 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%	× 97%	1,149	
52	3489	ユ型保施Ⅱⅱ5･未					要介護5			1,258	
52	3490	ユ型保施Ⅱⅱ5･夜･未					1,297 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,220	
52	3311	ユ型保施Ⅱⅲ1･未				（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1			858	
52	3312	ユ型保施Ⅱⅲ1･夜･未					885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		832	
52	3313	ユ型保施Ⅱⅲ2･未					要介護2			937	
52	3314	ユ型保施Ⅱⅲ2･夜･未					966 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		909	
52	3315	ユ型保施Ⅱⅲ3･未					要介護3			1,047	
52	3316	ユ型保施Ⅱⅲ3･夜･未					1,079 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,016	
52	3317	ユ型保施Ⅱⅲ4･未					要介護4			1,120	
52	3318	ユ型保施Ⅱⅲ4･夜･未					1,155 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,086	
52	3319	ユ型保施Ⅱⅲ5･未					要介護5			1,192	
52	3320	ユ型保施Ⅱⅲ5･夜･未					1,229 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,156	
52	3491	ユ型保施Ⅱⅳ1･未				（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1			858	
52	3492	ユ型保施Ⅱⅳ1･夜･未					885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		832	
52	3493	ユ型保施Ⅱⅳ2･未					要介護2			937	
52	3494	ユ型保施Ⅱⅳ2･夜･未					966 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		909	
52	3495	ユ型保施Ⅱⅳ3･未					要介護3			1,114	
52	3496	ユ型保施Ⅱⅳ3･夜･未					1,148 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,081	
52	3497	ユ型保施Ⅱⅳ4･未					要介護4			1,185	
52	3498	ユ型保施Ⅱⅳ4･夜･未					1,222 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,149	
52	3499	ユ型保施Ⅱⅳ5･未					要介護5			1,258	
52	3500	ユ型保施Ⅱⅳ5･夜･未					1,297 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		1,220	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	3321	ユ型保施Ⅲｉ1・未	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	＜療養型老健・看護オンコール体制＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (ｉ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	858	1日につき
52	3322	ユ型保施Ⅲｉ1・夜・未								832	
52	3323	ユ型保施Ⅲｉ2・未					要介護2 960 単位			931	
52	3324	ユ型保施Ⅲｉ2・夜・未								903	
52	3325	ユ型保施Ⅲｉ3・未					要介護3 1,053 単位			1,021	
52	3326	ユ型保施Ⅲｉ3・夜・未								990	
52	3327	ユ型保施Ⅲｉ4・未					要介護4 1,128 単位			1,094	
52	3328	ユ型保施Ⅲｉ4・夜・未								1,061	
52	3329	ユ型保施Ⅲｉ5・未					要介護5 1,202 単位			1,166	
52	3330	ユ型保施Ⅲｉ5・夜・未								1,131	
52	3501	ユ型保施Ⅲⅱ1・未				(二) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅱ) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 885 単位			858	
52	3502	ユ型保施Ⅲⅱ1・夜・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		832	
52	3503	ユ型保施Ⅲⅱ2・未					要介護2 960 単位			931	
52	3504	ユ型保施Ⅲⅱ2・夜・未								903	
52	3505	ユ型保施Ⅲⅱ3・未					要介護3 1,121 単位			1,087	
52	3506	ユ型保施Ⅲⅱ3・夜・未								1,054	
52	3507	ユ型保施Ⅲⅱ4・未					要介護4 1,196 単位			1,160	
52	3508	ユ型保施Ⅲⅱ4・夜・未								1,125	
52	3509	ユ型保施Ⅲⅱ5・未					要介護5 1,271 単位			1,233	
52	3510	ユ型保施Ⅲⅱ5・夜・未								1,196	
52	3331	ユ型保施Ⅲⅲ1・未				(三) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅲ) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 885 単位			858	
52	3332	ユ型保施Ⅲⅲ1・夜・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		832	
52	3333	ユ型保施Ⅲⅲ2・未					要介護2 960 単位			931	
52	3334	ユ型保施Ⅲⅲ2・夜・未								903	
52	3335	ユ型保施Ⅲⅲ3・未					要介護3 1,053 単位			1,021	
52	3336	ユ型保施Ⅲⅲ3・夜・未								990	
52	3337	ユ型保施Ⅲⅲ4・未					要介護4 1,128 単位			1,094	
52	3338	ユ型保施Ⅲⅲ4・夜・未								1,061	
52	3339	ユ型保施Ⅲⅲ5・未					要介護5 1,202 単位			1,166	
52	3340	ユ型保施Ⅲⅲ5・夜・未								1,131	
52	3511	ユ型保施Ⅲⅳ1・未				(四) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅳ) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 885 単位			858	
52	3512	ユ型保施Ⅲⅳ1・夜・未						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合× 97%		832	
52	3513	ユ型保施Ⅲⅳ2・未					要介護2 960 単位			931	
52	3514	ユ型保施Ⅲⅳ2・夜・未								903	
52	3515	ユ型保施Ⅲⅳ3・未					要介護3 1,121 単位			1,087	
52	3516	ユ型保施Ⅲⅳ3・夜・未								1,054	
52	3517	ユ型保施Ⅲⅳ4・未					要介護4 1,196 単位			1,160	
52	3518	ユ型保施Ⅲⅳ4・夜・未								1,125	
52	3519	ユ型保施Ⅲⅳ5・未					要介護5 1,271 単位			1,233	
52	3520	ユ型保施Ⅲⅳ5・夜・未								1,196	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
52	6117	保健施設夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算				24 単位加算	24	1日につき
52	6252	保健施設短期集中リハ加算	短期集中リハビリテーション実施加算				240 単位加算	240	
52	6253	保健施設認知症短期集中リハ加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（週3日限度）				240 単位加算	240	
52	6254	保健施設認知症ケア加算	認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行った場合				76 単位加算	76	
52	6109	保健施設若年性認知症受入加算	若年性認知症入所者受入加算				120 単位加算	120	
52	6110	保健施設在宅復帰在宅療養支援加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（イ(1)(一)、イ(1)(三)、ロ(1)(一)、ロ(1)(三)を算定する場合）				27 単位加算	27	
52	6304	保健施設身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算				5 単位減算	−5	
52	6300	保健施設外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合				362 単位	362	月6日限度
52	6600	保健施設ターミナルケア加算11	ターミナルケア加算	(1)死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合		160 単位加算	160	1日につき
52	6001	保健施設ターミナルケア加算12			療養型老健の場合		160 単位加算	160	
52	6602	保健施設ターミナルケア加算21		(2)死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合		820 単位加算	820	
52	6002	保健施設ターミナルケア加算22			療養型老健の場合		850 単位加算	850	
52	6603	保健施設ターミナルケア加算31		(3)死亡日	療養型老健以外の場合		1,650 単位加算	1,650	
52	6003	保健施設ターミナルケア加算32			療養型老健の場合		1,700 単位加算	1,700	
52	6601	保健施設療養体制維持特別加算	療養体制維持特別加算				27 単位加算	27	
52	6400	保健施設初期加算	ハ 初期加算（入所日から30日以内の期間）				30 単位加算	30	
52	6401	保健施設入所前後訪問指導加算Ⅰ1	ニ 入所前後訪問指導加算（入所中1回限度）	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	在宅強化型の場合		450 単位加算	450	1回につき
52	6402	保健施設入所前後訪問指導加算Ⅰ2			在宅強化型以外の場合		450 単位加算	450	
52	6403	保健施設入所前後訪問指導加算Ⅱ1		入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	在宅強化型の場合		480 単位加算	480	
52	6404	保健施設入所前後訪問指導加算Ⅱ2			在宅強化型以外の場合		480 単位加算	480	
52	6501	保健施設退所前訪問指導加算1	ホ 退所時指導等加算	(1) 退所時等指導加算	(一) 退所前訪問指導加算（入所中1回（療養型老健の場合は1回又は2回）限度）	在宅強化型の場合	460 単位	460	
52	6506	保健施設退所前訪問指導加算2				在宅強化型以外の場合	460 単位	460	
52	6507	保健施設退所後訪問指導加算1			(二) 退所後訪問指導加算（退所後1回限度）	在宅強化型の場合	460 単位	460	
52	6508	保健施設退所後訪問指導加算2				在宅強化型以外の場合	460 単位	460	
52	6502	保健施設退所時指導加算			(三) 退所時指導加算（退所時：1回限り、試行的退所時：月1回限度）		400 単位	400	
52	6504	保健施設退所時情報提供加算			(四) 退所時情報提供加算		500 単位	500	1回限り
52	6505	保健施設退所前連携加算			(五) 退所前連携加算		500 単位	500	
52	6503	保健施設老人訪問看護指示加算		(2)老人訪問看護指示加算			300 単位	300	
52	6273	保健施設栄養マネジメント加算	ヘ 栄養マネジメント加算				14 単位加算	14	1日につき
52	6274	保健施設経口移行加算	ト 経口移行加算				28 単位加算	28	
52	6280	保健施設経口維持加算Ⅰ	チ 経口維持加算	(1)経口維持加算（Ⅰ）			400 単位加算	400	1月につき
52	6281	保健施設経口維持加算Ⅱ		(2)経口維持加算（Ⅱ）			100 単位加算	100	
52	6122	保健施設口腔衛生管理体制加算	リ 口腔衛生管理体制加算				30 単位加算	30	
52	6123	保健施設口腔衛生管理加算	ヌ 口腔衛生管理加算				110 単位加算	110	
52	6275	保健施設療養食加算	ル 療養食加算				18 単位加算	18	1日につき
52	6279	保健施設在宅復帰支援機能加算	ヲ 在宅復帰支援機能加算（療養型老健に限る）				5 単位加算	5	
52	9000	保健施設緊急時治療管理1	ワ 緊急時施設療養費	(1)緊急時治療管理	療養型老健以外の場合		511 単位	511	月3日限度
52	6000	保健施設緊急時治療管理2			療養型老健の場合		511 単位	511	
52	9100	保健施設所定疾患施設療養費1	カ 所定疾患施設療養費	療養型老健以外の場合			305 単位	305	月7日限度
52	6100	保健施設所定疾患施設療養費2		療養型老健の場合			305 単位	305	
52	6133	保健施設認知症専門ケア加算Ⅰ	ヨ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算（Ⅰ）			3 単位加算	3	1日につき
52	6134	保健施設認知症専門ケア加算Ⅱ		(2)認知症専門ケア加算（Ⅱ）			4 単位加算	4	
52	6121	保健施設認知症緊急対応加算1	タ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度）	療養型老健以外の場合			200 単位加算	200	
52	6004	保健施設認知症緊急対応加算2		療養型老健の場合			200 単位加算	200	
52	6135	保健施設認知症情報提供加算	レ 認知症情報提供加算				350 単位加算	350	1回につき
52	6136	保健施設地域連携診療計画加算1	ソ 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合			300 単位加算	300	1回限り
52	6137	保健施設地域連携診療計画加算2		在宅強化型以外の場合			300 単位加算	300	
52	6107	保健施設サービス提供体制加算Ⅰ1	ツ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ			18 単位加算	18	1日につき
52	6101	保健施設サービス提供体制加算Ⅰ2		(2)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ			12 単位加算	12	
52	6102	保健施設サービス提供体制加算Ⅱ		(3)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）			6 単位加算	6	
52	6103	保健施設サービス提供体制加算Ⅲ		(4)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）			6 単位加算	6	
52	6108	保健施設処遇改善加算Ⅰ	ネ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 27/1000 加算		1月につき
52	6104	保健施設処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 15/1000 加算		
52	6105	保健施設処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）			(2)で算定した単位数の 90% 加算		
52	6106	保健施設処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）			(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
52	8001	保施Ⅰｉ1・超	イ 介護保健施設サービス費	(1) 介護保健施設サービス費（Ⅰ）	（一） 介護保健施設サービス費（ｉ）＜従来型個室＞【従来型】	要介護1 695 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	487	1日につき
52	8005	保施Ⅰｉ1・夜・超							472	
52	8011	保施Ⅰｉ2・超				要介護2 740 単位			518	
52	8015	保施Ⅰｉ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		503	
52	8021	保施Ⅰｉ3・超				要介護3 801 単位			561	
52	8025	保施Ⅰｉ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		544	
52	8031	保施Ⅰｉ4・超				要介護4 853 単位			597	
52	8035	保施Ⅰｉ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		579	
52	8041	保施Ⅰｉ5・超				要介護5 904 単位			633	
52	8045	保施Ⅰｉ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		614	
52	8551	保施Ⅰⅱ1・超			（二） 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜従来型個室＞【在宅強化型】	要介護1 733 単位			513	
52	8552	保施Ⅰⅱ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		498	
52	8553	保施Ⅰⅱ2・超				要介護2 804 単位			563	
52	8554	保施Ⅰⅱ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		546	
52	8555	保施Ⅰⅱ3・超				要介護3 866 単位			606	
52	8556	保施Ⅰⅱ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		588	
52	8557	保施Ⅰⅱ4・超				要介護4 922 単位			645	
52	8558	保施Ⅰⅱ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		626	
52	8559	保施Ⅰⅱ5・超				要介護5 977 単位			684	
52	8560	保施Ⅰⅱ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		664	
52	8201	保施Ⅰⅲ1・超			（三） 介護保健施設サービス費（ⅲ）＜多床室＞【従来型】	要介護1 768 単位			538	
52	8205	保施Ⅰⅲ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		522	
52	8211	保施Ⅰⅲ2・超				要介護2 816 単位			571	
52	8215	保施Ⅰⅲ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		554	
52	8221	保施Ⅰⅲ3・超				要介護3 877 単位			614	
52	8225	保施Ⅰⅲ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		596	
52	8231	保施Ⅰⅲ4・超				要介護4 928 単位			650	
52	8235	保施Ⅰⅲ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		630	
52	8241	保施Ⅰⅲ5・超				要介護5 981 単位			687	
52	8245	保施Ⅰⅲ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		666	
52	8561	保施Ⅰⅳ1・超			（四） 介護保健施設サービス費（ⅳ）＜多床室＞【在宅強化型】	要介護1 812 単位			568	
52	8562	保施Ⅰⅳ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		552	
52	8563	保施Ⅰⅳ2・超				要介護2 886 単位			620	
52	8564	保施Ⅰⅳ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
52	8565	保施Ⅰⅳ3・超				要介護3 948 単位			664	
52	8566	保施Ⅰⅳ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		644	
52	8567	保施Ⅰⅳ4・超				要介護4 1,004 単位			703	
52	8568	保施Ⅰⅳ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		682	
52	8569	保施Ⅰⅳ5・超				要介護5 1,059 単位			741	
52	8570	保施Ⅰⅳ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		719	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7101	保施Ⅱｉ1・超	イ 介護保健施設サービス費	(2) 介護保健施設サービス費（Ⅱ）	（一） 介護保健施設サービス費（ｉ）＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 723 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	506	1日につき
52	7102	保施Ⅱｉ1・夜・超								491	
52	7103	保施Ⅱｉ2・超				要介護2 804 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		563	
52	7104	保施Ⅱｉ2・夜・超								546	
52	7105	保施Ⅱｉ3・超				要介護3 917 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		642	
52	7106	保施Ⅱｉ3・夜・超								622	
52	7107	保施Ⅱｉ4・超				要介護4 993 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		695	
52	7108	保施Ⅱｉ4・夜・超								674	
52	7109	保施Ⅱｉ5・超				要介護5 1,067 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		747	
52	7110	保施Ⅱｉ5・夜・超								725	
52	7341	保施Ⅱⅱ1・超		＜療養型老健・看護職員を配置＞	（二） 介護保健施設サービス費（ⅱ）＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 723 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		506	
52	7342	保施Ⅱⅱ1・夜・超								491	
52	7343	保施Ⅱⅱ2・超				要介護2 804 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		563	
52	7344	保施Ⅱⅱ2・夜・超								546	
52	7345	保施Ⅱⅱ3・超				要介護3 986 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		690	
52	7346	保施Ⅱⅱ3・夜・超								669	
52	7347	保施Ⅱⅱ4・超				要介護4 1,060 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		742	
52	7348	保施Ⅱⅱ4・夜・超								720	
52	7349	保施Ⅱⅱ5・超				要介護5 1,135 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		795	
52	7350	保施Ⅱⅱ5・夜・超								771	
52	7111	保施Ⅱⅲ1・超			（三） 介護保健施設サービス費（ⅲ）＜多床室＞【療養型】	要介護1 800 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		560	
52	7112	保施Ⅱⅲ1・夜・超								543	
52	7113	保施Ⅱⅲ2・超				要介護2 882 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		617	
52	7114	保施Ⅱⅲ2・夜・超								599	
52	7115	保施Ⅱⅲ3・超				要介護3 996 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		697	
52	7116	保施Ⅱⅲ3・夜・超								676	
52	7117	保施Ⅱⅲ4・超				要介護4 1,071 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		750	
52	7118	保施Ⅱⅲ4・夜・超								727	
52	7119	保施Ⅱⅲ5・超				要介護5 1,145 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		802	
52	7120	保施Ⅱⅲ5・夜・超								778	
52	7351	保施Ⅱⅳ1・超			（四） 介護保健施設サービス費（ⅳ）＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 800 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		560	
52	7352	保施Ⅱⅳ1・夜・超								543	
52	7353	保施Ⅱⅳ2・超				要介護2 882 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		617	
52	7354	保施Ⅱⅳ2・夜・超								599	
52	7355	保施Ⅱⅳ3・超				要介護3 1,063 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		744	
52	7356	保施Ⅱⅳ3・夜・超								722	
52	7357	保施Ⅱⅳ4・超				要介護4 1,138 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		797	
52	7358	保施Ⅱⅳ4・夜・超								773	
52	7359	保施Ⅱⅳ5・超				要介護5 1,213 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		849	
52	7360	保施Ⅱⅳ5・夜・超								824	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7121	保施Ⅲｉ1・超	イ 介護保健施設サービス費	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 723 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	506	1日につき
52	7122	保施Ⅲｉ1・夜・超								491	
52	7123	保施Ⅲｉ2・超				要介護2 798 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		559	
52	7124	保施Ⅲｉ2・夜・超								542	
52	7125	保施Ⅲｉ3・超				要介護3 891 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		624	
52	7126	保施Ⅲｉ3・夜・超								605	
52	7127	保施Ⅲｉ4・超				要介護4 966 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		676	
52	7128	保施Ⅲｉ4・夜・超								656	
52	7129	保施Ⅲｉ5・超				要介護5 1,040 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		728	
52	7130	保施Ⅲｉ5・夜・超								706	
52	7361	保施Ⅲⅱ1・超			(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 723 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		506	
52	7362	保施Ⅲⅱ1・夜・超								491	
52	7363	保施Ⅲⅱ2・超				要介護2 798 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		559	
52	7364	保施Ⅲⅱ2・夜・超								542	
52	7365	保施Ⅲⅱ3・超				要介護3 959 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		671	
52	7366	保施Ⅲⅱ3・夜・超								651	
52	7367	保施Ⅲⅱ4・超				要介護4 1,034 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		724	
52	7368	保施Ⅲⅱ4・夜・超								702	
52	7369	保施Ⅲⅱ5・超				要介護5 1,109 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		776	
52	7370	保施Ⅲⅱ5・夜・超								753	
52	7131	保施Ⅲⅲ1・超			(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 800 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		560	
52	7132	保施Ⅲⅲ1・夜・超								543	
52	7133	保施Ⅲⅲ2・超				要介護2 876 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		613	
52	7134	保施Ⅲⅲ2・夜・超								595	
52	7135	保施Ⅲⅲ3・超				要介護3 969 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		678	
52	7136	保施Ⅲⅲ3・夜・超								658	
52	7137	保施Ⅲⅲ4・超				要介護4 1,043 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		730	
52	7138	保施Ⅲⅲ4・夜・超								708	
52	7139	保施Ⅲⅲ5・超				要介護5 1,118 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		783	
52	7140	保施Ⅲⅲ5・夜・超								759	
52	7371	保施Ⅲⅳ1・超			(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 800 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		560	
52	7372	保施Ⅲⅳ1・夜・超								543	
52	7373	保施Ⅲⅳ2・超				要介護2 876 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		613	
52	7374	保施Ⅲⅳ2・夜・超								595	
52	7375	保施Ⅲⅳ3・超				要介護3 1,037 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		726	
52	7376	保施Ⅲⅳ3・夜・超								704	
52	7377	保施Ⅲⅳ4・超				要介護4 1,112 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		778	
52	7378	保施Ⅲⅳ4・夜・超								755	
52	7379	保施Ⅲⅳ5・超				要介護5 1,186 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		830	
52	7380	保施Ⅲⅳ5・夜・超								805	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
52	8311	ユ型保施Ⅰⅰ1・超	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>【従来型】	要介護1 774 単位		定員超過の場合 × 70%	542	1日につき
52	8313	ユ型保施Ⅰⅰ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		526	
52	8321	ユ型保施Ⅰⅰ2・超				要介護2 819 単位			573	
52	8323	ユ型保施Ⅰⅰ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		556	
52	8331	ユ型保施Ⅰⅰ3・超				要介護3 881 単位			617	
52	8333	ユ型保施Ⅰⅰ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		599	
52	8341	ユ型保施Ⅰⅰ4・超				要介護4 934 単位			654	
52	8343	ユ型保施Ⅰⅰ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		634	
52	8351	ユ型保施Ⅰⅰ5・超				要介護5 985 単位			690	
52	8353	ユ型保施Ⅰⅰ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		669	
52	8571	ユ型保施Ⅰⅱ1・超			（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）<ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 816 単位			571	
52	8572	ユ型保施Ⅰⅱ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		554	
52	8573	ユ型保施Ⅰⅱ2・超				要介護2 890 単位			623	
52	8574	ユ型保施Ⅰⅱ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		604	
52	8575	ユ型保施Ⅰⅱ3・超				要介護3 952 単位			666	
52	8576	ユ型保施Ⅰⅱ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		646	
52	8577	ユ型保施Ⅰⅱ4・超				要介護4 1,008 単位			706	
52	8578	ユ型保施Ⅰⅱ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		685	
52	8579	ユ型保施Ⅰⅱ5・超				要介護5 1,063 単位			744	
52	8580	ユ型保施Ⅰⅱ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		722	
52	8411	ユ型保施Ⅰⅲ1・超			（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）<ユニット型準個室>【従来型】	要介護1 774 単位			542	
52	8413	ユ型保施Ⅰⅲ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		526	
52	8421	ユ型保施Ⅰⅲ2・超				要介護2 819 単位			573	
52	8423	ユ型保施Ⅰⅲ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		556	
52	8431	ユ型保施Ⅰⅲ3・超				要介護3 881 単位			617	
52	8433	ユ型保施Ⅰⅲ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		599	
52	8441	ユ型保施Ⅰⅲ4・超				要介護4 934 単位			654	
52	8443	ユ型保施Ⅰⅲ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		634	
52	8451	ユ型保施Ⅰⅲ5・超				要介護5 985 単位			690	
52	8453	ユ型保施Ⅰⅲ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		669	
52	8581	ユ型保施Ⅰⅳ1・超			（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）<ユニット型準個室>【在宅強化型】	要介護1 816 単位			571	
52	8582	ユ型保施Ⅰⅳ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		554	
52	8583	ユ型保施Ⅰⅳ2・超				要介護2 890 単位			623	
52	8584	ユ型保施Ⅰⅳ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		604	
52	8585	ユ型保施Ⅰⅳ3・超				要介護3 952 単位			666	
52	8586	ユ型保施Ⅰⅳ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		646	
52	8587	ユ型保施Ⅰⅳ4・超				要介護4 1,008 単位			706	
52	8588	ユ型保施Ⅰⅳ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		685	
52	8589	ユ型保施Ⅰⅳ5・超				要介護5 1,063 単位			744	
52	8590	ユ型保施Ⅰⅳ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		722	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
52	7141	ユ型保施Ⅱｉ1・超	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(2) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ｉ）<ユニット型個室>【療養型】	要介護1 885 単位		定員超過の場合 × 70%	620	1日につき
52	7142	ユ型保施Ⅱｉ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
52	7143	ユ型保施Ⅱｉ2・超				要介護2 966 単位			676	
52	7144	ユ型保施Ⅱｉ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		656	
52	7145	ユ型保施Ⅱｉ3・超				要介護3 1,079 単位			755	
52	7146	ユ型保施Ⅱｉ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		733	
52	7147	ユ型保施Ⅱｉ4・超				要介護4 1,155 単位			809	
52	7148	ユ型保施Ⅱｉ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		784	
52	7149	ユ型保施Ⅱｉ5・超				要介護5 1,229 単位			860	
52	7150	ユ型保施Ⅱｉ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		834	
52	7381	ユ型保施Ⅱⅱ1・超		<療養型老健・看護職員を配置>	（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）<ユニット型個室>【療養強化型】	要介護1 885 単位			620	
52	7382	ユ型保施Ⅱⅱ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
52	7383	ユ型保施Ⅱⅱ2・超				要介護2 966 単位			676	
52	7384	ユ型保施Ⅱⅱ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		656	
52	7385	ユ型保施Ⅱⅱ3・超				要介護3 1,148 単位			804	
52	7386	ユ型保施Ⅱⅱ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		780	
52	7387	ユ型保施Ⅱⅱ4・超				要介護4 1,222 単位			855	
52	7388	ユ型保施Ⅱⅱ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		830	
52	7389	ユ型保施Ⅱⅱ5・超				要介護5 1,297 単位			908	
52	7390	ユ型保施Ⅱⅱ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		881	
52	7151	ユ型保施Ⅱⅲ1・超			（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）<ユニット型準個室>【療養型】	要介護1 885 単位			620	
52	7152	ユ型保施Ⅱⅲ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
52	7153	ユ型保施Ⅱⅲ2・超				要介護2 966 単位			676	
52	7154	ユ型保施Ⅱⅲ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		656	
52	7155	ユ型保施Ⅱⅲ3・超				要介護3 1,079 単位			755	
52	7156	ユ型保施Ⅱⅲ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		733	
52	7157	ユ型保施Ⅱⅲ4・超				要介護4 1,155 単位			809	
52	7158	ユ型保施Ⅱⅲ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		784	
52	7159	ユ型保施Ⅱⅲ5・超				要介護5 1,229 単位			860	
52	7160	ユ型保施Ⅱⅲ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		834	
52	7391	ユ型保施Ⅱⅳ1・超			（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）<ユニット型準個室>【療養強化型】	要介護1 885 単位			620	
52	7392	ユ型保施Ⅱⅳ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
52	7393	ユ型保施Ⅱⅳ2・超				要介護2 966 単位			676	
52	7394	ユ型保施Ⅱⅳ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		656	
52	7395	ユ型保施Ⅱⅳ3・超				要介護3 1,148 単位			804	
52	7396	ユ型保施Ⅱⅳ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		780	
52	7397	ユ型保施Ⅱⅳ4・超				要介護4 1,222 単位			855	
52	7398	ユ型保施Ⅱⅳ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		830	
52	7399	ユ型保施Ⅱⅳ5・超				要介護5 1,297 単位			908	
52	7400	ユ型保施Ⅱⅳ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		881	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
52	7161	ユ型保施Ⅲｉ1・超	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (ｉ) <ユニット型個室> 【療養型】	要介護1 885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	620	1日につき
52	7162	ユ型保施Ⅲｉ1・夜・超							601	
52	7163	ユ型保施Ⅲｉ2・超				要介護2 960 単位			672	
52	7164	ユ型保施Ⅲｉ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		652	
52	7165	ユ型保施Ⅲｉ3・超				要介護3 1,053 単位			737	
52	7166	ユ型保施Ⅲｉ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		715	
52	7167	ユ型保施Ⅲｉ4・超				要介護4 1,128 単位			790	
52	7168	ユ型保施Ⅲｉ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		766	
52	7169	ユ型保施Ⅲｉ5・超				要介護5 1,202 単位			841	
52	7170	ユ型保施Ⅲｉ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		816	
52	7401	ユ型保施Ⅲⅱ1・超			(二) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅱ) <ユニット型個室> 【療養強化型】	要介護1 885 単位			620	
52	7402	ユ型保施Ⅲⅱ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
52	7403	ユ型保施Ⅲⅱ2・超				要介護2 960 単位			672	
52	7404	ユ型保施Ⅲⅱ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		652	
52	7405	ユ型保施Ⅲⅱ3・超				要介護3 1,121 単位			785	
52	7406	ユ型保施Ⅲⅱ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		761	
52	7407	ユ型保施Ⅲⅱ4・超				要介護4 1,196 単位			837	
52	7408	ユ型保施Ⅲⅱ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		812	
52	7409	ユ型保施Ⅲⅱ5・超				要介護5 1,271 単位			890	
52	7410	ユ型保施Ⅲⅱ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		863	
52	7171	ユ型保施Ⅲⅲ1・超			(三) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅲ) <ユニット型準個室> 【療養型】	要介護1 885 単位			620	
52	7172	ユ型保施Ⅲⅲ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
52	7173	ユ型保施Ⅲⅲ2・超				要介護2 960 単位			672	
52	7174	ユ型保施Ⅲⅲ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		652	
52	7175	ユ型保施Ⅲⅲ3・超				要介護3 1,053 単位			737	
52	7176	ユ型保施Ⅲⅲ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		715	
52	7177	ユ型保施Ⅲⅲ4・超				要介護4 1,128 単位			790	
52	7178	ユ型保施Ⅲⅲ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		766	
52	7179	ユ型保施Ⅲⅲ5・超				要介護5 1,202 単位			841	
52	7180	ユ型保施Ⅲⅲ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		816	
52	7411	ユ型保施Ⅲⅳ1・超			(四) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅳ) <ユニット型準個室> 【療養強化型】	要介護1 885 単位			620	
52	7412	ユ型保施Ⅲⅳ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		601	
52	7413	ユ型保施Ⅲⅳ2・超				要介護2 960 単位			672	
52	7414	ユ型保施Ⅲⅳ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		652	
52	7415	ユ型保施Ⅲⅳ3・超				要介護3 1,121 単位			785	
52	7416	ユ型保施Ⅲⅳ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		761	
52	7417	ユ型保施Ⅲⅳ4・超				要介護4 1,196 単位			837	
52	7418	ユ型保施Ⅲⅳ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		812	
52	7419	ユ型保施Ⅲⅳ5・超				要介護5 1,271 単位			890	
52	7420	ユ型保施Ⅲⅳ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		863	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7001	ユ型保施Ⅰⅰ1・超・未	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 774 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	526	1日につき
52	7002	ユ型保施Ⅰⅰ1・夜・超・未								510	
52	7003	ユ型保施Ⅰⅰ2・超・未				要介護2 819 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			556	
52	7004	ユ型保施Ⅰⅰ2・夜・超・未								539	
52	7005	ユ型保施Ⅰⅰ3・超・未				要介護3 881 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			598	
52	7006	ユ型保施Ⅰⅰ3・夜・超・未								581	
52	7007	ユ型保施Ⅰⅰ4・超・未				要介護4 934 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			634	
52	7008	ユ型保施Ⅰⅰ4・夜・超・未								615	
52	7009	ユ型保施Ⅰⅰ5・超・未				要介護5 985 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			669	
52	7010	ユ型保施Ⅰⅰ5・夜・超・未								649	
52	8591	ユ型保施Ⅰⅱ1・超・未			（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 816 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			554	
52	8592	ユ型保施Ⅰⅱ1・夜・超・未								537	
52	8593	ユ型保施Ⅰⅱ2・超・未				要介護2 890 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			604	
52	8594	ユ型保施Ⅰⅱ2・夜・超・未								586	
52	8595	ユ型保施Ⅰⅱ3・超・未				要介護3 952 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			646	
52	8596	ユ型保施Ⅰⅱ3・夜・超・未								627	
52	8597	ユ型保施Ⅰⅱ4・超・未				要介護4 1,008 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			685	
52	8598	ユ型保施Ⅰⅱ4・夜・超・未								664	
52	8599	ユ型保施Ⅰⅱ5・超・未				要介護5 1,063 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			722	
52	8600	ユ型保施Ⅰⅱ5・夜・超・未								700	
52	7011	ユ型保施Ⅰⅲ1・超・未			（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 774 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			526	
52	7012	ユ型保施Ⅰⅲ1・夜・超・未								510	
52	7013	ユ型保施Ⅰⅲ2・超・未				要介護2 819 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			556	
52	7014	ユ型保施Ⅰⅲ2・夜・超・未								539	
52	7015	ユ型保施Ⅰⅲ3・超・未				要介護3 881 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			598	
52	7016	ユ型保施Ⅰⅲ3・夜・超・未								581	
52	7017	ユ型保施Ⅰⅲ4・超・未				要介護4 934 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			634	
52	7018	ユ型保施Ⅰⅲ4・夜・超・未								615	
52	7019	ユ型保施Ⅰⅲ5・超・未				要介護5 985 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			669	
52	7020	ユ型保施Ⅰⅲ5・夜・超・未								649	
52	8601	ユ型保施Ⅰⅳ1・超・未			（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 816 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			554	
52	8602	ユ型保施Ⅰⅳ1・夜・超・未								537	
52	8603	ユ型保施Ⅰⅳ2・超・未				要介護2 890 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			604	
52	8604	ユ型保施Ⅰⅳ2・夜・超・未								586	
52	8605	ユ型保施Ⅰⅳ3・超・未				要介護3 952 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			646	
52	8606	ユ型保施Ⅰⅳ3・夜・超・未								627	
52	8607	ユ型保施Ⅰⅳ4・超・未				要介護4 1,008 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			685	
52	8608	ユ型保施Ⅰⅳ4・夜・超・未								664	
52	8609	ユ型保施Ⅰⅳ5・超・未				要介護5 1,063 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			722	
52	8610	ユ型保施Ⅰⅳ5・夜・超・未								700	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7181	ユ型保施Ⅱｉ1・超・未	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(2) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ） ＜療養型老健・看護職員を配置＞	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ｉ）＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 885 単位		定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	601	1日につき
52	7182	ユ型保施Ⅱｉ1・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			583	
52	7183	ユ型保施Ⅱｉ2・超・未				要介護2 966 単位				656	
52	7184	ユ型保施Ⅱｉ2・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			636	
52	7185	ユ型保施Ⅱｉ3・超・未				要介護3 1,079 単位				732	
52	7186	ユ型保施Ⅱｉ3・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			711	
52	7187	ユ型保施Ⅱｉ4・超・未				要介護4 1,155 単位				785	
52	7188	ユ型保施Ⅱｉ4・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			760	
52	7189	ユ型保施Ⅱｉ5・超・未				要介護5 1,229 単位				834	
52	7190	ユ型保施Ⅱｉ5・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			809	
52	7421	ユ型保施Ⅱⅱ1・超・未			（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 885 単位				601	
52	7422	ユ型保施Ⅱⅱ1・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			583	
52	7423	ユ型保施Ⅱⅱ2・超・未				要介護2 966 単位				656	
52	7424	ユ型保施Ⅱⅱ2・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			636	
52	7425	ユ型保施Ⅱⅱ3・超・未				要介護3 1,148 単位				780	
52	7426	ユ型保施Ⅱⅱ3・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			757	
52	7427	ユ型保施Ⅱⅱ4・超・未				要介護4 1,222 単位				829	
52	7428	ユ型保施Ⅱⅱ4・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			805	
52	7429	ユ型保施Ⅱⅱ5・超・未				要介護5 1,297 単位				881	
52	7430	ユ型保施Ⅱⅱ5・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			855	
52	7191	ユ型保施Ⅱⅲ1・超・未			（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 885 単位				601	
52	7192	ユ型保施Ⅱⅲ1・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			583	
52	7193	ユ型保施Ⅱⅲ2・超・未				要介護2 966 単位				656	
52	7194	ユ型保施Ⅱⅲ2・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			636	
52	7195	ユ型保施Ⅱⅲ3・超・未				要介護3 1,079 単位				732	
52	7196	ユ型保施Ⅱⅲ3・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			711	
52	7197	ユ型保施Ⅱⅲ4・超・未				要介護4 1,155 単位				785	
52	7198	ユ型保施Ⅱⅲ4・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			760	
52	7199	ユ型保施Ⅱⅲ5・超・未				要介護5 1,229 単位				834	
52	7200	ユ型保施Ⅱⅲ5・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			809	
52	7431	ユ型保施Ⅱⅳ1・超・未			（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 885 単位				601	
52	7432	ユ型保施Ⅱⅳ1・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			583	
52	7433	ユ型保施Ⅱⅳ2・超・未				要介護2 966 単位				656	
52	7434	ユ型保施Ⅱⅳ2・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			636	
52	7435	ユ型保施Ⅱⅳ3・超・未				要介護3 1,148 単位				780	
52	7436	ユ型保施Ⅱⅳ3・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			757	
52	7437	ユ型保施Ⅱⅳ4・超・未				要介護4 1,222 単位				829	
52	7438	ユ型保施Ⅱⅳ4・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			805	
52	7439	ユ型保施Ⅱⅳ5・超・未				要介護5 1,297 単位				881	
52	7440	ユ型保施Ⅱⅳ5・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			855	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7201	ユ型保施Ⅲｉ1・超・未	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (ｉ) ＜ユニット型個室＞ 【療養型】	要介護1 885 単位		定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	601	1日につき
52	7202	ユ型保施Ⅲｉ1・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			583	
52	7203	ユ型保施Ⅲｉ2・超・未				要介護2 960 単位				652	
52	7204	ユ型保施Ⅲｉ2・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			632	
52	7205	ユ型保施Ⅲｉ3・超・未				要介護3 1,053 単位				715	
52	7206	ユ型保施Ⅲｉ3・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
52	7207	ユ型保施Ⅲｉ4・超・未				要介護4 1,128 単位				766	
52	7208	ユ型保施Ⅲｉ4・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
52	7209	ユ型保施Ⅲｉ5・超・未				要介護5 1,202 単位				816	
52	7210	ユ型保施Ⅲｉ5・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			792	
52	7441	ユ型保施Ⅲⅱ1・超・未			(二) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅱ) ＜ユニット型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 885 単位				601	
52	7442	ユ型保施Ⅲⅱ1・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			583	
52	7443	ユ型保施Ⅲⅱ2・超・未				要介護2 960 単位				652	
52	7444	ユ型保施Ⅲⅱ2・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			632	
52	7445	ユ型保施Ⅲⅱ3・超・未				要介護3 1,121 単位				761	
52	7446	ユ型保施Ⅲⅱ3・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			738	
52	7447	ユ型保施Ⅲⅱ4・超・未				要介護4 1,196 単位				812	
52	7448	ユ型保施Ⅲⅱ4・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			788	
52	7449	ユ型保施Ⅲⅱ5・超・未				要介護5 1,271 単位				863	
52	7450	ユ型保施Ⅲⅱ5・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			837	
52	7211	ユ型保施Ⅲⅲ1・超・未			(三) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅲ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養型】	要介護1 885 単位				601	
52	7212	ユ型保施Ⅲⅲ1・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			583	
52	7213	ユ型保施Ⅲⅲ2・超・未				要介護2 960 単位				652	
52	7214	ユ型保施Ⅲⅲ2・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			632	
52	7215	ユ型保施Ⅲⅲ3・超・未				要介護3 1,053 単位				715	
52	7216	ユ型保施Ⅲⅲ3・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
52	7217	ユ型保施Ⅲⅲ4・超・未				要介護4 1,128 単位				766	
52	7218	ユ型保施Ⅲⅲ4・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
52	7219	ユ型保施Ⅲⅲ5・超・未				要介護5 1,202 単位				816	
52	7220	ユ型保施Ⅲⅲ5・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			792	
52	7451	ユ型保施Ⅲⅳ1・超・未			(四) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅳ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養強化型】	要介護1 885 単位				601	
52	7452	ユ型保施Ⅲⅳ1・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			583	
52	7453	ユ型保施Ⅲⅳ2・超・未				要介護2 960 単位				652	
52	7454	ユ型保施Ⅲⅳ2・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			632	
52	7455	ユ型保施Ⅲⅳ3・超・未				要介護3 1,121 単位				761	
52	7456	ユ型保施Ⅲⅳ3・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			738	
52	7457	ユ型保施Ⅲⅳ4・超・未				要介護4 1,196 単位				812	
52	7458	ユ型保施Ⅲⅳ4・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			788	
52	7459	ユ型保施Ⅲⅳ5・超・未				要介護5 1,271 単位				863	
52	7460	ユ型保施Ⅲⅳ5・夜・超・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			837	

医師、看護・介護職員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又は介護支援専門員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	9001	保施Ⅰⅰ1・欠	イ 介護保健施設サービス費	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ)<従来型個室>【従来型】	要介護1		医師、看護・介護職員、PT・OT・ST又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		487	1日につき
52	9005	保施Ⅰⅰ1・夜・欠				695 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			472	
52	9011	保施Ⅰⅰ2・欠				要介護2				518	
52	9015	保施Ⅰⅰ2・夜・欠				740 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			503	
52	9021	保施Ⅰⅰ3・欠				要介護3				561	
52	9025	保施Ⅰⅰ3・夜・欠				801 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			544	
52	9031	保施Ⅰⅰ4・欠				要介護4				597	
52	9035	保施Ⅰⅰ4・夜・欠				853 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			579	
52	9041	保施Ⅰⅰ5・欠				要介護5				633	
52	9045	保施Ⅰⅰ5・夜・欠				904 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			614	
52	9551	保施Ⅰⅱ1・欠			(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ)<従来型個室>【在宅強化型】	要介護1				513	
52	9552	保施Ⅰⅱ1・夜・欠				733 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			498	
52	9553	保施Ⅰⅱ2・欠				要介護2				563	
52	9554	保施Ⅰⅱ2・夜・欠				804 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			546	
52	9555	保施Ⅰⅱ3・欠				要介護3				606	
52	9556	保施Ⅰⅱ3・夜・欠				866 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			588	
52	9557	保施Ⅰⅱ4・欠				要介護4				645	
52	9558	保施Ⅰⅱ4・夜・欠				922 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			626	
52	9559	保施Ⅰⅱ5・欠				要介護5				684	
52	9560	保施Ⅰⅱ5・夜・欠				977 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			664	
52	9201	保施Ⅰⅲ1・欠			(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ)<多床室>【従来型】	要介護1				538	
52	9205	保施Ⅰⅲ1・夜・欠				768 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			522	
52	9211	保施Ⅰⅲ2・欠				要介護2				571	
52	9215	保施Ⅰⅲ2・夜・欠				816 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			554	
52	9221	保施Ⅰⅲ3・欠				要介護3				614	
52	9225	保施Ⅰⅲ3・夜・欠				877 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			596	
52	9231	保施Ⅰⅲ4・欠				要介護4				650	
52	9235	保施Ⅰⅲ4・夜・欠				928 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			630	
52	9241	保施Ⅰⅲ5・欠				要介護5				687	
52	9245	保施Ⅰⅲ5・夜・欠				981 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			666	
52	9561	保施Ⅰⅳ1・欠			(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ)<多床室>【在宅強化型】	要介護1				568	
52	9562	保施Ⅰⅳ1・夜・欠				812 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			552	
52	9563	保施Ⅰⅳ2・欠				要介護2				620	
52	9564	保施Ⅰⅳ2・夜・欠				886 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			601	
52	9565	保施Ⅰⅳ3・欠				要介護3				664	
52	9566	保施Ⅰⅳ3・夜・欠				948 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			644	
52	9567	保施Ⅰⅳ4・欠				要介護4				703	
52	9568	保施Ⅰⅳ4・夜・欠				1,004 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			682	
52	9569	保施Ⅰⅳ5・欠				要介護5				741	
52	9570	保施Ⅰⅳ5・夜・欠				1,059 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			719	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7221	保施Ⅱｉ1･欠	イ 介護保健施設サービス費	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜療養型老健・看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1 723 単位		医師、看護・介護職員、PT・OT・ST又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		506	1日につき
52	7222	保施Ⅱｉ1･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			491	
52	7223	保施Ⅱｉ2･欠				要介護2 804 単位				563	
52	7224	保施Ⅱｉ2･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			546	
52	7225	保施Ⅱｉ3･欠				要介護3 917 単位				642	
52	7226	保施Ⅱｉ3･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			622	
52	7227	保施Ⅱｉ4･欠				要介護4 993 単位				695	
52	7228	保施Ⅱｉ4･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			674	
52	7229	保施Ⅱｉ5･欠				要介護5 1,067 単位				747	
52	7230	保施Ⅱｉ5･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			725	
52	7461	保施Ⅱⅱ1･欠			(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1 723 単位				506	
52	7462	保施Ⅱⅱ1･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			491	
52	7463	保施Ⅱⅱ2･欠				要介護2 804 単位				563	
52	7464	保施Ⅱⅱ2･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			546	
52	7465	保施Ⅱⅱ3･欠				要介護3 986 単位				690	
52	7466	保施Ⅱⅱ3･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			669	
52	7467	保施Ⅱⅱ4･欠				要介護4 1,060 単位				742	
52	7468	保施Ⅱⅱ4･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			720	
52	7469	保施Ⅱⅱ5･欠				要介護5 1,135 単位				795	
52	7470	保施Ⅱⅱ5･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			771	
52	7231	保施Ⅱⅲ1･欠			(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1 800 単位				560	
52	7232	保施Ⅱⅲ1･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			543	
52	7233	保施Ⅱⅲ2･欠				要介護2 882 単位				617	
52	7234	保施Ⅱⅲ2･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			599	
52	7235	保施Ⅱⅲ3･欠				要介護3 996 単位				697	
52	7236	保施Ⅱⅲ3･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			676	
52	7237	保施Ⅱⅲ4･欠				要介護4 1,071 単位				750	
52	7238	保施Ⅱⅲ4･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			727	
52	7239	保施Ⅱⅲ5･欠				要介護5 1,145 単位				802	
52	7240	保施Ⅱⅲ5･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			778	
52	7471	保施Ⅱⅳ1･欠			(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1 800 単位				560	
52	7472	保施Ⅱⅳ1･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			543	
52	7473	保施Ⅱⅳ2･欠				要介護2 882 単位				617	
52	7474	保施Ⅱⅳ2･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			599	
52	7475	保施Ⅱⅳ3･欠				要介護3 1,063 単位				744	
52	7476	保施Ⅱⅳ3･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			722	
52	7477	保施Ⅱⅳ4･欠				要介護4 1,138 単位				797	
52	7478	保施Ⅱⅳ4･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			773	
52	7479	保施Ⅱⅳ5･欠				要介護5 1,213 単位				849	
52	7480	保施Ⅱⅳ5･夜･欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			824	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7241	保施Ⅲｉ1･欠	イ 介護保健施設サービス費	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜療養型老健・看護オンコール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞【療養型】	要介護1		医師、看護・介護職員、PT・OT・ST又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		506	1日につき
52	7242	保施Ⅲｉ1･夜･欠				723 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			491	
52	7243	保施Ⅲｉ2･欠				要介護2				559	
52	7244	保施Ⅲｉ2･夜･欠				798 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			542	
52	7245	保施Ⅲｉ3･欠				要介護3				624	
52	7246	保施Ⅲｉ3･夜･欠				891 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			605	
52	7247	保施Ⅲｉ4･欠				要介護4				676	
52	7248	保施Ⅲｉ4･夜･欠				966 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			656	
52	7249	保施Ⅲｉ5･欠				要介護5				728	
52	7250	保施Ⅲｉ5･夜･欠				1,040 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			706	
52	7481	保施Ⅲⅱ1･欠			(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) ＜従来型個室＞【療養強化型】	要介護1				506	
52	7482	保施Ⅲⅱ1･夜･欠				723 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			491	
52	7483	保施Ⅲⅱ2･欠				要介護2				559	
52	7484	保施Ⅲⅱ2･夜･欠				798 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			542	
52	7485	保施Ⅲⅱ3･欠				要介護3				671	
52	7486	保施Ⅲⅱ3･夜･欠				959 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			651	
52	7487	保施Ⅲⅱ4･欠				要介護4				724	
52	7488	保施Ⅲⅱ4･夜･欠				1,034 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			702	
52	7489	保施Ⅲⅱ5･欠				要介護5				776	
52	7490	保施Ⅲⅱ5･夜･欠				1,109 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			753	
52	7251	保施Ⅲⅲ1･欠			(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) ＜多床室＞【療養型】	要介護1				560	
52	7252	保施Ⅲⅲ1･夜･欠				800 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			543	
52	7253	保施Ⅲⅲ2･欠				要介護2				613	
52	7254	保施Ⅲⅲ2･夜･欠				876 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			595	
52	7255	保施Ⅲⅲ3･欠				要介護3				678	
52	7256	保施Ⅲⅲ3･夜･欠				969 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			658	
52	7257	保施Ⅲⅲ4･欠				要介護4				730	
52	7258	保施Ⅲⅲ4･夜･欠				1,043 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			708	
52	7259	保施Ⅲⅲ5･欠				要介護5				783	
52	7260	保施Ⅲⅲ5･夜･欠				1,118 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			759	
52	7491	保施Ⅲⅳ1･欠			(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) ＜多床室＞【療養強化型】	要介護1				560	
52	7492	保施Ⅲⅳ1･夜･欠				800 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			543	
52	7493	保施Ⅲⅳ2･欠				要介護2				613	
52	7494	保施Ⅲⅳ2･夜･欠				876 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			595	
52	7495	保施Ⅲⅳ3･欠				要介護3				726	
52	7496	保施Ⅲⅳ3･夜･欠				1,037 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			704	
52	7497	保施Ⅲⅳ4･欠				要介護4				778	
52	7498	保施Ⅲⅳ4･夜･欠				1,112 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			755	
52	7499	保施Ⅲⅳ5･欠				要介護5				830	
52	7500	保施Ⅲⅳ5･夜･欠				1,186 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			805	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
52	9311	ユ型保施Ⅰｉ1・欠	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ｉ）＜ユニット型個室＞【従来型】	要介護1 774 単位		医師、看護・介護職員、PT・OT・ST又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	542	1日につき
52	9313	ユ型保施Ⅰｉ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		526	
52	9321	ユ型保施Ⅰｉ2・欠				要介護2 819 単位			573	
52	9323	ユ型保施Ⅰｉ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		556	
52	9331	ユ型保施Ⅰｉ3・欠				要介護3 881 単位			617	
52	9333	ユ型保施Ⅰｉ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		599	
52	9341	ユ型保施Ⅰｉ4・欠				要介護4 934 単位			654	
52	9343	ユ型保施Ⅰｉ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		634	
52	9351	ユ型保施Ⅰｉ5・欠				要介護5 985 単位			690	
52	9353	ユ型保施Ⅰｉ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		669	
52	9571	ユ型保施Ⅰii1・欠			（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ii）＜ユニット型個室＞【在宅強化型】	要介護1 816 単位			571	
52	9572	ユ型保施Ⅰii1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		554	
52	9573	ユ型保施Ⅰii2・欠				要介護2 890 単位			623	
52	9574	ユ型保施Ⅰii2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		604	
52	9575	ユ型保施Ⅰii3・欠				要介護3 952 単位			666	
52	9576	ユ型保施Ⅰii3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		646	
52	9577	ユ型保施Ⅰii4・欠				要介護4 1,008 単位			706	
52	9578	ユ型保施Ⅰii4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		685	
52	9579	ユ型保施Ⅰii5・欠				要介護5 1,063 単位			744	
52	9580	ユ型保施Ⅰii5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		722	
52	9411	ユ型保施Ⅰiii1・欠			（三） ユニット型介護保健施設サービス費（iii）＜ユニット型準個室＞【従来型】	要介護1 774 単位			542	
52	9413	ユ型保施Ⅰiii1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		526	
52	9421	ユ型保施Ⅰiii2・欠				要介護2 819 単位			573	
52	9423	ユ型保施Ⅰiii2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		556	
52	9431	ユ型保施Ⅰiii3・欠				要介護3 881 単位			617	
52	9433	ユ型保施Ⅰiii3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		599	
52	9441	ユ型保施Ⅰiii4・欠				要介護4 934 単位			654	
52	9443	ユ型保施Ⅰiii4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		634	
52	9451	ユ型保施Ⅰiii5・欠				要介護5 985 単位			690	
52	9453	ユ型保施Ⅰiii5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		669	
52	9581	ユ型保施Ⅰiv1・欠			（四） ユニット型介護保健施設サービス費（iv）＜ユニット型準個室＞【在宅強化型】	要介護1 816 単位			571	
52	9582	ユ型保施Ⅰiv1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		554	
52	9583	ユ型保施Ⅰiv2・欠				要介護2 890 単位			623	
52	9584	ユ型保施Ⅰiv2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		604	
52	9585	ユ型保施Ⅰiv3・欠				要介護3 952 単位			666	
52	9586	ユ型保施Ⅰiv3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		646	
52	9587	ユ型保施Ⅰiv4・欠				要介護4 1,008 単位			706	
52	9588	ユ型保施Ⅰiv4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		685	
52	9589	ユ型保施Ⅰiv5・欠				要介護5 1,063 単位			744	
52	9590	ユ型保施Ⅰiv5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		722	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7261	ユ型保施Ⅱｉ1・欠	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	＜療養型老健・看護職員を配置＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (ｉ) ＜ユニット型個室＞【療養型】	要介護1 885 単位		医師、看護・介護職員、PT・OT・ST又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	620	1日につき
52	7262	ユ型保施Ⅱｉ1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		601	
52	7263	ユ型保施Ⅱｉ2・欠					要介護2 966 単位			676	
52	7264	ユ型保施Ⅱｉ2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		656	
52	7265	ユ型保施Ⅱｉ3・欠					要介護3 1,079 単位			755	
52	7266	ユ型保施Ⅱｉ3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		733	
52	7267	ユ型保施Ⅱｉ4・欠					要介護4 1,155 単位			809	
52	7268	ユ型保施Ⅱｉ4・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		784	
52	7269	ユ型保施Ⅱｉ5・欠					要介護5 1,229 単位			860	
52	7270	ユ型保施Ⅱｉ5・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		834	
52	7501	ユ型保施Ⅱii1・欠				(二) ユニット型介護保健施設サービス費 (ii) ＜ユニット型個室＞【療養強化型】	要介護1 885 単位			620	
52	7502	ユ型保施Ⅱii1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		601	
52	7503	ユ型保施Ⅱii2・欠					要介護2 966 単位			676	
52	7504	ユ型保施Ⅱii2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		656	
52	7505	ユ型保施Ⅱii3・欠					要介護3 1,148 単位			804	
52	7506	ユ型保施Ⅱii3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		780	
52	7507	ユ型保施Ⅱii4・欠					要介護4 1,222 単位			855	
52	7508	ユ型保施Ⅱii4・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		830	
52	7509	ユ型保施Ⅱii5・欠					要介護5 1,297 単位			908	
52	7510	ユ型保施Ⅱii5・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		881	
52	7271	ユ型保施Ⅱiii1・欠				(三) ユニット型介護保健施設サービス費 (iii) ＜ユニット型準個室＞【療養型】	要介護1 885 単位			620	
52	7272	ユ型保施Ⅱiii1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		601	
52	7273	ユ型保施Ⅱiii2・欠					要介護2 966 単位			676	
52	7274	ユ型保施Ⅱiii2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		656	
52	7275	ユ型保施Ⅱiii3・欠					要介護3 1,079 単位			755	
52	7276	ユ型保施Ⅱiii3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		733	
52	7277	ユ型保施Ⅱiii4・欠					要介護4 1,155 単位			809	
52	7278	ユ型保施Ⅱiii4・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		784	
52	7279	ユ型保施Ⅱiii5・欠					要介護5 1,229 単位			860	
52	7280	ユ型保施Ⅱiii5・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		834	
52	7511	ユ型保施Ⅱiv1・欠				(四) ユニット型介護保健施設サービス費 (iv) ＜ユニット型準個室＞【療養強化型】	要介護1 885 単位			620	
52	7512	ユ型保施Ⅱiv1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		601	
52	7513	ユ型保施Ⅱiv2・欠					要介護2 966 単位			676	
52	7514	ユ型保施Ⅱiv2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		656	
52	7515	ユ型保施Ⅱiv3・欠					要介護3 1,148 単位			804	
52	7516	ユ型保施Ⅱiv3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		780	
52	7517	ユ型保施Ⅱiv4・欠					要介護4 1,222 単位			855	
52	7518	ユ型保施Ⅱiv4・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		830	
52	7519	ユ型保施Ⅱiv5・欠					要介護5 1,297 単位			908	
52	7520	ユ型保施Ⅱiv5・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		881	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7281	ユ型保施Ⅲｉ1・欠	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	＜療養型老健・看護オンコール体制＞	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (ｉ) ＜ユニット型個室＞ 【療養型】	要介護1 885 単位		医師、看護・介護職員、PT・OT・ST又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	620	1日につき
52	7282	ユ型保施Ⅲｉ1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		601	
52	7283	ユ型保施Ⅲｉ2・欠					要介護2 960 単位			672	
52	7284	ユ型保施Ⅲｉ2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		652	
52	7285	ユ型保施Ⅲｉ3・欠					要介護3 1,053 単位			737	
52	7286	ユ型保施Ⅲｉ3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		715	
52	7287	ユ型保施Ⅲｉ4・欠					要介護4 1,128 単位			790	
52	7288	ユ型保施Ⅲｉ4・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		766	
52	7289	ユ型保施Ⅲｉ5・欠					要介護5 1,202 単位			841	
52	7290	ユ型保施Ⅲｉ5・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		816	
52	7521	ユ型保施Ⅲⅱ1・欠				(二) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅱ) ＜ユニット型個室＞ 【療養強化型】	要介護1 885 単位			620	
52	7522	ユ型保施Ⅲⅱ1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		601	
52	7523	ユ型保施Ⅲⅱ2・欠					要介護2 960 単位			672	
52	7524	ユ型保施Ⅲⅱ2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		652	
52	7525	ユ型保施Ⅲⅱ3・欠					要介護3 1,121 単位			785	
52	7526	ユ型保施Ⅲⅱ3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		761	
52	7527	ユ型保施Ⅲⅱ4・欠					要介護4 1,196 単位			837	
52	7528	ユ型保施Ⅲⅱ4・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		812	
52	7529	ユ型保施Ⅲⅱ5・欠					要介護5 1,271 単位			890	
52	7530	ユ型保施Ⅲⅱ5・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		863	
52	7291	ユ型保施Ⅲⅲ1・欠				(三) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅲ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養型】	要介護1 885 単位			620	
52	7292	ユ型保施Ⅲⅲ1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		601	
52	7293	ユ型保施Ⅲⅲ2・欠					要介護2 960 単位			672	
52	7294	ユ型保施Ⅲⅲ2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		652	
52	7295	ユ型保施Ⅲⅲ3・欠					要介護3 1,053 単位			737	
52	7296	ユ型保施Ⅲⅲ3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		715	
52	7297	ユ型保施Ⅲⅲ4・欠					要介護4 1,128 単位			790	
52	7298	ユ型保施Ⅲⅲ4・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		766	
52	7299	ユ型保施Ⅲⅲ5・欠					要介護5 1,202 単位			841	
52	7300	ユ型保施Ⅲⅲ5・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		816	
52	7531	ユ型保施Ⅲⅳ1・欠				(四) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅳ) ＜ユニット型準個室＞ 【療養強化型】	要介護1 885 単位			620	
52	7532	ユ型保施Ⅲⅳ1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		601	
52	7533	ユ型保施Ⅲⅳ2・欠					要介護2 960 単位			672	
52	7534	ユ型保施Ⅲⅳ2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		652	
52	7535	ユ型保施Ⅲⅳ3・欠					要介護3 1,121 単位			785	
52	7536	ユ型保施Ⅲⅳ3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		761	
52	7537	ユ型保施Ⅲⅳ4・欠					要介護4 1,196 単位			837	
52	7538	ユ型保施Ⅲⅳ4・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		812	
52	7539	ユ型保施Ⅲⅳ5・欠					要介護5 1,271 単位			890	
52	7540	ユ型保施Ⅲⅳ5・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%		863	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7041	ユ型保施Ⅰⅰ1・欠・未	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>【従来型】	要介護1 774 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	医師、看護・介護職員、PT・OT・ST又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	526	1日につき
52	7042	ユ型保施Ⅰⅰ1・夜・欠・未								510	
52	7043	ユ型保施Ⅰⅰ2・欠・未				要介護2 819 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			556	
52	7044	ユ型保施Ⅰⅰ2・夜・欠・未								539	
52	7045	ユ型保施Ⅰⅰ3・欠・未				要介護3 881 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			598	
52	7046	ユ型保施Ⅰⅰ3・夜・欠・未								581	
52	7047	ユ型保施Ⅰⅰ4・欠・未				要介護4 934 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			634	
52	7048	ユ型保施Ⅰⅰ4・夜・欠・未								615	
52	7049	ユ型保施Ⅰⅰ5・欠・未				要介護5 985 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			669	
52	7050	ユ型保施Ⅰⅰ5・夜・欠・未								649	
52	9591	ユ型保施Ⅰⅱ1・欠・未			（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）<ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 816 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			554	
52	9592	ユ型保施Ⅰⅱ1・夜・欠・未								537	
52	9593	ユ型保施Ⅰⅱ2・欠・未				要介護2 890 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			604	
52	9594	ユ型保施Ⅰⅱ2・夜・欠・未								586	
52	9595	ユ型保施Ⅰⅱ3・欠・未				要介護3 952 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			646	
52	9596	ユ型保施Ⅰⅱ3・夜・欠・未								627	
52	9597	ユ型保施Ⅰⅱ4・欠・未				要介護4 1,008 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			685	
52	9598	ユ型保施Ⅰⅱ4・夜・欠・未								664	
52	9599	ユ型保施Ⅰⅱ5・欠・未				要介護5 1,063 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			722	
52	9600	ユ型保施Ⅰⅱ5・夜・欠・未								700	
52	7051	ユ型保施Ⅰⅲ1・欠・未			（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）<ユニット型準個室>【従来型】	要介護1 774 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			526	
52	7052	ユ型保施Ⅰⅲ1・夜・欠・未								510	
52	7053	ユ型保施Ⅰⅲ2・欠・未				要介護2 819 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			556	
52	7054	ユ型保施Ⅰⅲ2・夜・欠・未								539	
52	7055	ユ型保施Ⅰⅲ3・欠・未				要介護3 881 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			598	
52	7056	ユ型保施Ⅰⅲ3・夜・欠・未								581	
52	7057	ユ型保施Ⅰⅲ4・欠・未				要介護4 934 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			634	
52	7058	ユ型保施Ⅰⅲ4・夜・欠・未								615	
52	7059	ユ型保施Ⅰⅲ5・欠・未				要介護5 985 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			669	
52	7060	ユ型保施Ⅰⅲ5・夜・欠・未								649	
52	9601	ユ型保施Ⅰⅳ1・欠・未			（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）<ユニット型準個室>【在宅強化型】	要介護1 816 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			554	
52	9602	ユ型保施Ⅰⅳ1・夜・欠・未								537	
52	9603	ユ型保施Ⅰⅳ2・欠・未				要介護2 890 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			604	
52	9604	ユ型保施Ⅰⅳ2・夜・欠・未								586	
52	9605	ユ型保施Ⅰⅳ3・欠・未				要介護3 952 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			646	
52	9606	ユ型保施Ⅰⅳ3・夜・欠・未								627	
52	9607	ユ型保施Ⅰⅳ4・欠・未				要介護4 1,008 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			685	
52	9608	ユ型保施Ⅰⅳ4・夜・欠・未								664	
52	9609	ユ型保施Ⅰⅳ5・欠・未				要介護5 1,063 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			722	
52	9610	ユ型保施Ⅰⅳ5・夜・欠・未								700	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7301	ユ型保施Ⅱｉ1・欠・未	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (ｉ) <ユニット型個室> 【療養型】	要介護1 885 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%	医師、看護・介護職員、PT・OT・ST又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	601	1日につき
52	7302	ユ型保施Ⅱｉ1・夜・欠・未								583	
52	7303	ユ型保施Ⅱｉ2・欠・未				要介護2 966 単位				656	
52	7304	ユ型保施Ⅱｉ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			636	
52	7305	ユ型保施Ⅱｉ3・欠・未				要介護3 1,079 単位				732	
52	7306	ユ型保施Ⅱｉ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			711	
52	7307	ユ型保施Ⅱｉ4・欠・未				要介護4 1,155 単位				785	
52	7308	ユ型保施Ⅱｉ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			760	
52	7309	ユ型保施Ⅱｉ5・欠・未				要介護5 1,229 単位				834	
52	7310	ユ型保施Ⅱｉ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			809	
52	7541	ユ型保施Ⅱⅱ1・欠・未			(二) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅱ) <ユニット型個室> 【療養強化型】	要介護1 885 単位				601	
52	7542	ユ型保施Ⅱⅱ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			583	
52	7543	ユ型保施Ⅱⅱ2・欠・未				要介護2 966 単位				656	
52	7544	ユ型保施Ⅱⅱ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			636	
52	7545	ユ型保施Ⅱⅱ3・欠・未				要介護3 1,148 単位				780	
52	7546	ユ型保施Ⅱⅱ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			757	
52	7547	ユ型保施Ⅱⅱ4・欠・未				要介護4 1,222 単位				829	
52	7548	ユ型保施Ⅱⅱ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			805	
52	7549	ユ型保施Ⅱⅱ5・欠・未				要介護5 1,297 単位				881	
52	7550	ユ型保施Ⅱⅱ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			855	
52	7311	ユ型保施Ⅱⅲ1・欠・未			(三) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅲ) <ユニット型準個室> 【療養型】	要介護1 885 単位				601	
52	7312	ユ型保施Ⅱⅲ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			583	
52	7313	ユ型保施Ⅱⅲ2・欠・未				要介護2 966 単位				656	
52	7314	ユ型保施Ⅱⅲ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			636	
52	7315	ユ型保施Ⅱⅲ3・欠・未				要介護3 1,079 単位				732	
52	7316	ユ型保施Ⅱⅲ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			711	
52	7317	ユ型保施Ⅱⅲ4・欠・未				要介護4 1,155 単位				785	
52	7318	ユ型保施Ⅱⅲ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			760	
52	7319	ユ型保施Ⅱⅲ5・欠・未				要介護5 1,229 単位				834	
52	7320	ユ型保施Ⅱⅲ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			809	
52	7551	ユ型保施Ⅱⅳ1・欠・未			(四) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅳ) <ユニット型準個室> 【療養強化型】	要介護1 885 単位				601	
52	7552	ユ型保施Ⅱⅳ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			583	
52	7553	ユ型保施Ⅱⅳ2・欠・未				要介護2 966 単位				656	
52	7554	ユ型保施Ⅱⅳ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			636	
52	7555	ユ型保施Ⅱⅳ3・欠・未				要介護3 1,148 単位				780	
52	7556	ユ型保施Ⅱⅳ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			757	
52	7557	ユ型保施Ⅱⅳ4・欠・未				要介護4 1,222 単位				829	
52	7558	ユ型保施Ⅱⅳ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			805	
52	7559	ユ型保施Ⅱⅳ5・欠・未				要介護5 1,297 単位				881	
52	7560	ユ型保施Ⅱⅳ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			855	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
52	7321	ユ型保施Ⅲｉ1・欠・未	ロ ユニット型介護保健施設サービス費	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費 (ｉ) <ユニット型個室> 【療養型】	要介護1 885 単位		医師、看護・介護職員、PT・OT・ST又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	601	1日につき
52	7322	ユ型保施Ⅲｉ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			583	
52	7323	ユ型保施Ⅲｉ2・欠・未				要介護2 960 単位				652	
52	7324	ユ型保施Ⅲｉ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			632	
52	7325	ユ型保施Ⅲｉ3・欠・未				要介護3 1,053 単位				715	
52	7326	ユ型保施Ⅲｉ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			694	
52	7327	ユ型保施Ⅲｉ4・欠・未				要介護4 1,128 単位				766	
52	7328	ユ型保施Ⅲｉ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			743	
52	7329	ユ型保施Ⅲｉ5・欠・未				要介護5 1,202 単位				816	
52	7330	ユ型保施Ⅲｉ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			792	
52	7561	ユ型保施Ⅲⅱ1・欠・未		<療養型老健・看護オンコール体制>	(二) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅱ) <ユニット型個室> 【療養強化型】	要介護1 885 単位				601	
52	7562	ユ型保施Ⅲⅱ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			583	
52	7563	ユ型保施Ⅲⅱ2・欠・未				要介護2 960 単位				652	
52	7564	ユ型保施Ⅲⅱ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			632	
52	7565	ユ型保施Ⅲⅱ3・欠・未				要介護3 1,121 単位				761	
52	7566	ユ型保施Ⅲⅱ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			738	
52	7567	ユ型保施Ⅲⅱ4・欠・未				要介護4 1,196 単位				812	
52	7568	ユ型保施Ⅲⅱ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			788	
52	7569	ユ型保施Ⅲⅱ5・欠・未				要介護5 1,271 単位				863	
52	7570	ユ型保施Ⅲⅱ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			837	
52	7331	ユ型保施Ⅲⅲ1・欠・未			(三) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅲ) <ユニット型準個室> 【療養型】	要介護1 885 単位				601	
52	7332	ユ型保施Ⅲⅲ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			583	
52	7333	ユ型保施Ⅲⅲ2・欠・未				要介護2 960 単位				652	
52	7334	ユ型保施Ⅲⅲ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			632	
52	7335	ユ型保施Ⅲⅲ3・欠・未				要介護3 1,053 単位				715	
52	7336	ユ型保施Ⅲⅲ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			694	
52	7337	ユ型保施Ⅲⅲ4・欠・未				要介護4 1,128 単位				766	
52	7338	ユ型保施Ⅲⅲ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			743	
52	7339	ユ型保施Ⅲⅲ5・欠・未				要介護5 1,202 単位				816	
52	7340	ユ型保施Ⅲⅲ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			792	
52	7571	ユ型保施Ⅲⅳ1・欠・未			(四) ユニット型介護保健施設サービス費 (ⅳ) <ユニット型準個室> 【療養強化型】	要介護1 885 単位				601	
52	7572	ユ型保施Ⅲⅳ1・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			583	
52	7573	ユ型保施Ⅲⅳ2・欠・未				要介護2 960 単位				652	
52	7574	ユ型保施Ⅲⅳ2・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			632	
52	7575	ユ型保施Ⅲⅳ3・欠・未				要介護3 1,121 単位				761	
52	7576	ユ型保施Ⅲⅳ3・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			738	
52	7577	ユ型保施Ⅲⅳ4・欠・未				要介護4 1,196 単位				812	
52	7578	ユ型保施Ⅲⅳ4・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			788	
52	7579	ユ型保施Ⅲⅳ5・欠・未				要介護5 1,271 単位				863	
52	7580	ユ型保施Ⅲⅳ5・夜・欠・未					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 ×97%			837	

3 介護療養施設サービスコード表
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	2211	療養型Ⅰｉ1	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 641 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			641	1日につき
53	2212	療養型Ⅰｉ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	664	
53	2213	療養型Ⅰｉ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	655	
53	6461	療養型Ⅰｉ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	655	
53	2215	療養型Ⅰｉ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	648	
53	2216	療養型Ⅰｉ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	616	
53	2221	療養型Ⅰｉ2				要介護2 744 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			744	
53	2222	療養型Ⅰｉ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	767	
53	2223	療養型Ⅰｉ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	758	
53	6462	療養型Ⅰｉ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	758	
53	2225	療養型Ⅰｉ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	751	
53	2226	療養型Ⅰｉ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	719	
53	2231	療養型Ⅰｉ3				要介護3 967 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			967	
53	2232	療養型Ⅰｉ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	990	
53	2233	療養型Ⅰｉ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	981	
53	6463	療養型Ⅰｉ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	981	
53	2235	療養型Ⅰｉ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	974	
53	2236	療養型Ⅰｉ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	942	
53	2241	療養型Ⅰｉ4				要介護4 1,062 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,062	
53	2242	療養型Ⅰｉ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,085	
53	2243	療養型Ⅰｉ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,076	
53	6464	療養型Ⅰｉ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,076	
53	2245	療養型Ⅰｉ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,069	
53	2246	療養型Ⅰｉ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,037	
53	2251	療養型Ⅰｉ5				要介護5 1,147 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,147	
53	2252	療養型Ⅰｉ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,170	
53	2253	療養型Ⅰｉ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,161	
53	6465	療養型Ⅰｉ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,161	
53	2255	療養型Ⅰｉ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,154	
53	2256	療養型Ⅰｉ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,122	
53	A001	療養型Ⅰⅱ1			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 669 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			669	
53	A002	療養型Ⅰⅱ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	692	
53	A003	療養型Ⅰⅱ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	683	
53	A004	療養型Ⅰⅱ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	683	
53	A005	療養型Ⅰⅱ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	676	
53	A006	療養型Ⅰⅱ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	644	
53	A007	療養型Ⅰⅱ2				要介護2 777 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			777	
53	A008	療養型Ⅰⅱ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	800	
53	A009	療養型Ⅰⅱ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	791	
53	A010	療養型Ⅰⅱ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	791	
53	A011	療養型Ⅰⅱ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	784	
53	A012	療養型Ⅰⅱ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	752	
53	A013	療養型Ⅰⅱ3				要介護3 1,010 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,010	
53	A014	療養型Ⅰⅱ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,033	
53	A015	療養型Ⅰⅱ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,024	
53	A016	療養型Ⅰⅱ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,024	
53	A017	療養型Ⅰⅱ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,017	
53	A018	療養型Ⅰⅱ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	985	
53	A019	療養型Ⅰⅱ4				要介護4 1,109 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,109	
53	A020	療養型Ⅰⅱ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,132	
53	A021	療養型Ⅰⅱ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,123	
53	A022	療養型Ⅰⅱ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,123	
53	A023	療養型Ⅰⅱ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,116	
53	A024	療養型Ⅰⅱ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,084	
53	A025	療養型Ⅰⅱ5				要介護5 1,198 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,198	
53	A026	療養型Ⅰⅱ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,221	
53	A027	療養型Ⅰⅱ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,212	
53	A028	療養型Ⅰⅱ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,212	
53	A029	療養型Ⅰⅱ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,205	
53	A030	療養型Ⅰⅱ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,173	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	A031	療養型Ⅰiii1	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	c 療養型介護療養施設サービス費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 659 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			659	1日につき
53	A032	療養型Ⅰiii1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	682	
53	A033	療養型Ⅰiii1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	673	
53	A034	療養型Ⅰiii1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	673	
53	A035	療養型Ⅰiii1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	666	
53	A036	療養型Ⅰiii1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	634	
53	A037	療養型Ⅰiii2				要介護2 765 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			765	
53	A038	療養型Ⅰiii2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	788	
53	A039	療養型Ⅰiii2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	779	
53	A040	療養型Ⅰiii2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	779	
53	A041	療養型Ⅰiii2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	772	
53	A042	療養型Ⅰiii2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	740	
53	A043	療養型Ⅰiii3				要介護3 995 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			995	
53	A044	療養型Ⅰiii3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,018	
53	A045	療養型Ⅰiii3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,009	
53	A046	療養型Ⅰiii3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,009	
53	A047	療養型Ⅰiii3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,002	
53	A048	療養型Ⅰiii3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	970	
53	A049	療養型Ⅰiii4				要介護4 1,092 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,092	
53	A050	療養型Ⅰiii4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,115	
53	A051	療養型Ⅰiii4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,106	
53	A052	療養型Ⅰiii4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,106	
53	A053	療養型Ⅰiii4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,099	
53	A054	療養型Ⅰiii4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,067	
53	A055	療養型Ⅰiii5				要介護5 1,180 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,180	
53	A056	療養型Ⅰiii5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,203	
53	A057	療養型Ⅰiii5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,194	
53	A058	療養型Ⅰiii5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,194	
53	A059	療養型Ⅰiii5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,187	
53	A060	療養型Ⅰiii5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,155	
53	2261	療養型Ⅰiv1			d 療養型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 745 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			745	
53	2262	療養型Ⅰiv1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	768	
53	2263	療養型Ⅰiv1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	759	
53	6466	療養型Ⅰiv1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	759	
53	2264	療養型Ⅰiv1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	752	
53	2265	療養型Ⅰiv1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	720	
53	2266	療養型Ⅰiv2				要介護2 848 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			848	
53	2267	療養型Ⅰiv2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	871	
53	2268	療養型Ⅰiv2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	862	
53	6467	療養型Ⅰiv2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	862	
53	2269	療養型Ⅰiv2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	855	
53	2270	療養型Ⅰiv2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	823	
53	2271	療養型Ⅰiv3				要介護3 1,071 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,071	
53	2272	療養型Ⅰiv3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,094	
53	2273	療養型Ⅰiv3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,085	
53	6468	療養型Ⅰiv3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,085	
53	2274	療養型Ⅰiv3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,078	
53	2275	療養型Ⅰiv3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,046	
53	2276	療養型Ⅰiv4				要介護4 1,166 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,166	
53	2277	療養型Ⅰiv4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,189	
53	2278	療養型Ⅰiv4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,180	
53	6469	療養型Ⅰiv4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,180	
53	2279	療養型Ⅰiv4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,173	
53	2280	療養型Ⅰiv4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,141	
53	2281	療養型Ⅰiv5				要介護5 1,251 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,251	
53	2282	療養型Ⅰiv5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,274	
53	2283	療養型Ⅰiv5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,265	
53	6470	療養型Ⅰiv5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,265	
53	2284	療養型Ⅰiv5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,258	
53	2285	療養型Ⅰiv5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,226	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	A061	療養型Ⅰｖ1	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	e 療養型介護療養施設サービス費(ｖ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 778 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		778	1日につき
53	A062	療養型Ⅰｖ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	801	
53	A063	療養型Ⅰｖ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	792	
53	A064	療養型Ⅰｖ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	792	
53	A065	療養型Ⅰｖ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	785	
53	A066	療養型Ⅰｖ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	753	
53	A067	療養型Ⅰｖ2				要介護2 886 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		886	
53	A068	療養型Ⅰｖ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	909	
53	A069	療養型Ⅰｖ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	900	
53	A070	療養型Ⅰｖ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	900	
53	A071	療養型Ⅰｖ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	893	
53	A072	療養型Ⅰｖ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	861	
53	A073	療養型Ⅰｖ3				要介護3 1,119 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,119	
53	A074	療養型Ⅰｖ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,142	
53	A075	療養型Ⅰｖ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,133	
53	A076	療養型Ⅰｖ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,133	
53	A077	療養型Ⅰｖ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,126	
53	A078	療養型Ⅰｖ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	1,094	
53	A079	療養型Ⅰｖ4				要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,218	
53	A080	療養型Ⅰｖ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,241	
53	A081	療養型Ⅰｖ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,232	
53	A082	療養型Ⅰｖ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,232	
53	A083	療養型Ⅰｖ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,225	
53	A084	療養型Ⅰｖ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	1,193	
53	A085	療養型Ⅰｖ5				要介護5 1,307 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,307	
53	A086	療養型Ⅰｖ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,330	
53	A087	療養型Ⅰｖ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,321	
53	A088	療養型Ⅰｖ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,321	
53	A089	療養型Ⅰｖ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,314	
53	A090	療養型Ⅰｖ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	1,282	
53	A091	療養型Ⅰｖi1			f 療養型介護療養施設サービス費(ｖi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 766 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		766	
53	A092	療養型Ⅰｖi1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	789	
53	A093	療養型Ⅰｖi1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	780	
53	A094	療養型Ⅰｖi1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	780	
53	A095	療養型Ⅰｖi1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	773	
53	A096	療養型Ⅰｖi1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	741	
53	A097	療養型Ⅰｖi2				要介護2 873 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		873	
53	A098	療養型Ⅰｖi2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	896	
53	A099	療養型Ⅰｖi2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	887	
53	A100	療養型Ⅰｖi2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	887	
53	A101	療養型Ⅰｖi2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	880	
53	A102	療養型Ⅰｖi2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	848	
53	A103	療養型Ⅰｖi3				要介護3 1,102 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,102	
53	A104	療養型Ⅰｖi3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,125	
53	A105	療養型Ⅰｖi3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,116	
53	A106	療養型Ⅰｖi3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,116	
53	A107	療養型Ⅰｖi3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,109	
53	A108	療養型Ⅰｖi3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	1,077	
53	A109	療養型Ⅰｖi4				要介護4 1,199 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,199	
53	A110	療養型Ⅰｖi4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,222	
53	A111	療養型Ⅰｖi4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,213	
53	A112	療養型Ⅰｖi4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,213	
53	A113	療養型Ⅰｖi4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,206	
53	A114	療養型Ⅰｖi4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	1,174	
53	A115	療養型Ⅰｖi5				要介護5 1,287 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,287	
53	A116	療養型Ⅰｖi5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,310	
53	A117	療養型Ⅰｖi5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,301	
53	A118	療養型Ⅰｖi5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,301	
53	A119	療養型Ⅰｖi5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,294	
53	A120	療養型Ⅰｖi5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	1,262	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	2311	療養型Ⅱｉ１	(1)療養型介護療養施設サービス費	(二)療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護＜6:1＞ 介護＜5:1＞	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 586 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			586	1日につき
53	2312	療養型Ⅱｉ１・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	609	
53	2313	療養型Ⅱｉ１・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	600	
53	6471	療養型Ⅱｉ１・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	600	
53	2315	療養型Ⅱｉ１・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	593	
53	2316	療養型Ⅱｉ１・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	561	
53	2321	療養型Ⅱｉ２				要介護2 689 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			689	
53	2322	療養型Ⅱｉ２・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	712	
53	2323	療養型Ⅱｉ２・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	703	
53	6472	療養型Ⅱｉ２・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	703	
53	2325	療養型Ⅱｉ２・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	696	
53	2326	療養型Ⅱｉ２・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	664	
53	2331	療養型Ⅱｉ３				要介護3 841 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			841	
53	2332	療養型Ⅱｉ３・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	864	
53	2333	療養型Ⅱｉ３・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	855	
53	6473	療養型Ⅱｉ３・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	855	
53	2335	療養型Ⅱｉ３・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	848	
53	2336	療養型Ⅱｉ３・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	816	
53	2341	療養型Ⅱｉ４				要介護4 987 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			987	
53	2342	療養型Ⅱｉ４・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,010	
53	2343	療養型Ⅱｉ４・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,001	
53	6474	療養型Ⅱｉ４・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,001	
53	2345	療養型Ⅱｉ４・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	994	
53	2346	療養型Ⅱｉ４・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	962	
53	2351	療養型Ⅱｉ５				要介護5 1,027 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,027	
53	2352	療養型Ⅱｉ５・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,050	
53	2353	療養型Ⅱｉ５・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,041	
53	6475	療養型Ⅱｉ５・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,041	
53	2355	療養型Ⅱｉ５・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,034	
53	2356	療養型Ⅱｉ５・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,002	
53	C001	療養型Ⅱⅱ１			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) ＜療養機能強化型＞ ＜従来型個室＞	要介護1 601 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			601	
53	C002	療養型Ⅱⅱ１・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	624	
53	C003	療養型Ⅱⅱ１・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	615	
53	C004	療養型Ⅱⅱ１・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	615	
53	C005	療養型Ⅱⅱ１・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	608	
53	C006	療養型Ⅱⅱ１・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	576	
53	C007	療養型Ⅱⅱ２				要介護2 707 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			707	
53	C008	療養型Ⅱⅱ２・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	730	
53	C009	療養型Ⅱⅱ２・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	721	
53	C010	療養型Ⅱⅱ２・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	721	
53	C011	療養型Ⅱⅱ２・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	714	
53	C012	療養型Ⅱⅱ２・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	682	
53	C013	療養型Ⅱⅱ３				要介護3 862 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			862	
53	C014	療養型Ⅱⅱ３・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	885	
53	C015	療養型Ⅱⅱ３・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	876	
53	C016	療養型Ⅱⅱ３・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	876	
53	C017	療養型Ⅱⅱ３・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	869	
53	C018	療養型Ⅱⅱ３・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	837	
53	C019	療養型Ⅱⅱ４				要介護4 1,012 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,012	
53	C020	療養型Ⅱⅱ４・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,035	
53	C021	療養型Ⅱⅱ４・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,026	
53	C022	療養型Ⅱⅱ４・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,026	
53	C023	療養型Ⅱⅱ４・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,019	
53	C024	療養型Ⅱⅱ４・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	987	
53	C025	療養型Ⅱⅱ５				要介護5 1,053 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,053	
53	C026	療養型Ⅱⅱ５・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,076	
53	C027	療養型Ⅱⅱ５・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,067	
53	C028	療養型Ⅱⅱ５・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,067	
53	C029	療養型Ⅱⅱ５・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,060	
53	C030	療養型Ⅱⅱ５・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,028	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	2361	療養型Ⅱⅲ1	(1)療養型介護療養施設サービス費	(二)療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	c 療養型介護療養施設サービス費(ⅲ) <多床室>	要介護1 691 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			691	1日につき
53	2362	療養型Ⅱⅲ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	714	
53	2363	療養型Ⅱⅲ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	705	
53	6476	療養型Ⅱⅲ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	705	
53	2364	療養型Ⅱⅲ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	698	
53	2365	療養型Ⅱⅲ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	666	
53	2366	療養型Ⅱⅲ2				要介護2 794 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			794	
53	2367	療養型Ⅱⅲ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	817	
53	2368	療養型Ⅱⅲ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	808	
53	6477	療養型Ⅱⅲ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	808	
53	2369	療養型Ⅱⅲ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	801	
53	2370	療養型Ⅱⅲ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	769	
53	2371	療養型Ⅱⅲ3				要介護3 945 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			945	
53	2372	療養型Ⅱⅲ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	968	
53	2373	療養型Ⅱⅲ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	959	
53	6478	療養型Ⅱⅲ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	959	
53	2374	療養型Ⅱⅲ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	952	
53	2375	療養型Ⅱⅲ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	920	
53	2376	療養型Ⅱⅲ4				要介護4 1,092 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,092	
53	2377	療養型Ⅱⅲ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,115	
53	2378	療養型Ⅱⅲ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,106	
53	6479	療養型Ⅱⅲ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,106	
53	2379	療養型Ⅱⅲ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,099	
53	2380	療養型Ⅱⅲ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,067	
53	2381	療養型Ⅱⅲ5				要介護5 1,131 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,131	
53	2382	療養型Ⅱⅲ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,154	
53	2383	療養型Ⅱⅲ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,145	
53	6480	療養型Ⅱⅲ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,145	
53	2384	療養型Ⅱⅲ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,138	
53	2385	療養型Ⅱⅲ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,106	
53	C031	療養型Ⅱⅳ1			d 療養型介護療養施設サービス費(ⅳ) <療養機能強化型> <多床室>	要介護1 709 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			709	
53	C032	療養型Ⅱⅳ1・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	732	
53	C033	療養型Ⅱⅳ1・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	723	
53	C034	療養型Ⅱⅳ1・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	723	
53	C035	療養型Ⅱⅳ1・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	716	
53	C036	療養型Ⅱⅳ1・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	684	
53	C037	療養型Ⅱⅳ2				要介護2 814 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			814	
53	C038	療養型Ⅱⅳ2・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	837	
53	C039	療養型Ⅱⅳ2・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	828	
53	C040	療養型Ⅱⅳ2・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	828	
53	C041	療養型Ⅱⅳ2・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	821	
53	C042	療養型Ⅱⅳ2・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	789	
53	C043	療養型Ⅱⅳ3				要介護3 969 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			969	
53	C044	療養型Ⅱⅳ3・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	992	
53	C045	療養型Ⅱⅳ3・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	983	
53	C046	療養型Ⅱⅳ3・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	983	
53	C047	療養型Ⅱⅳ3・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	976	
53	C048	療養型Ⅱⅳ3・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	944	
53	C049	療養型Ⅱⅳ4				要介護4 1,119 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,119	
53	C050	療養型Ⅱⅳ4・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,142	
53	C051	療養型Ⅱⅳ4・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,133	
53	C052	療養型Ⅱⅳ4・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,133	
53	C053	療養型Ⅱⅳ4・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,126	
53	C054	療養型Ⅱⅳ4・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,094	
53	C055	療養型Ⅱⅳ5				要介護5 1,159 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,159	
53	C056	療養型Ⅱⅳ5・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,182	
53	C057	療養型Ⅱⅳ5・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,173	
53	C058	療養型Ⅱⅳ5・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,173	
53	C059	療養型Ⅱⅳ5・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,166	
53	C060	療養型Ⅱⅳ5・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,134	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	2411	療養型Ⅲｉ１	(1)療養型介護療養施設サービス費	(三)療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護＜6:1＞ 介護＜6:1＞	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 564 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			564	1日につき
53	2412	療養型Ⅲｉ１・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	587	
53	2413	療養型Ⅲｉ１・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	578	
53	6481	療養型Ⅲｉ１・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	578	
53	2415	療養型Ⅲｉ１・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	571	
53	2416	療養型Ⅲｉ１・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	539	
53	2421	療養型Ⅲｉ２				要介護2 670 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			670	
53	2422	療養型Ⅲｉ２・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	693	
53	2423	療養型Ⅲｉ２・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	684	
53	6482	療養型Ⅲｉ２・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	684	
53	2425	療養型Ⅲｉ２・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	677	
53	2426	療養型Ⅲｉ２・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	645	
53	2431	療養型Ⅲｉ３				要介護3 813 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			813	
53	2432	療養型Ⅲｉ３・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	836	
53	2433	療養型Ⅲｉ３・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	827	
53	6483	療養型Ⅲｉ３・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	827	
53	2435	療養型Ⅲｉ３・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	820	
53	2436	療養型Ⅲｉ３・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	788	
53	2441	療養型Ⅲｉ４				要介護4 962 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			962	
53	2442	療養型Ⅲｉ４・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	985	
53	2443	療養型Ⅲｉ４・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	976	
53	6484	療養型Ⅲｉ４・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	976	
53	2445	療養型Ⅲｉ４・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	969	
53	2446	療養型Ⅲｉ４・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	937	
53	2451	療養型Ⅲｉ５				要介護5 1,001 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,001	
53	2452	療養型Ⅲｉ５・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,024	
53	2453	療養型Ⅲｉ５・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,015	
53	6485	療養型Ⅲｉ５・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,015	
53	2455	療養型Ⅲｉ５・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,008	
53	2456	療養型Ⅲｉ５・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	976	
53	2461	療養型Ⅲⅱ１			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 670 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			670	
53	2462	療養型Ⅲⅱ１・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	693	
53	2463	療養型Ⅲⅱ１・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	684	
53	6486	療養型Ⅲⅱ１・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	684	
53	2464	療養型Ⅲⅱ１・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	677	
53	2465	療養型Ⅲⅱ１・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	645	
53	2466	療養型Ⅲⅱ２				要介護2 775 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			775	
53	2467	療養型Ⅲⅱ２・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	798	
53	2468	療養型Ⅲⅱ２・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	789	
53	6487	療養型Ⅲⅱ２・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	789	
53	2469	療養型Ⅲⅱ２・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	782	
53	2470	療養型Ⅲⅱ２・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	750	
53	2471	療養型Ⅲⅱ３				要介護3 919 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			919	
53	2472	療養型Ⅲⅱ３・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	942	
53	2473	療養型Ⅲⅱ３・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	933	
53	6488	療養型Ⅲⅱ３・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	933	
53	2474	療養型Ⅲⅱ３・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	926	
53	2475	療養型Ⅲⅱ３・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	894	
53	2476	療養型Ⅲⅱ４				要介護4 1,068 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,068	
53	2477	療養型Ⅲⅱ４・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,091	
53	2478	療養型Ⅲⅱ４・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,082	
53	6489	療養型Ⅲⅱ４・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,082	
53	2479	療養型Ⅲⅱ４・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,075	
53	2480	療養型Ⅲⅱ４・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,043	
53	2481	療養型Ⅲⅱ５				要介護5 1,107 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,107	
53	2482	療養型Ⅲⅱ５・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,130	
53	2483	療養型Ⅲⅱ５・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,121	
53	6490	療養型Ⅲⅱ５・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,121	
53	2484	療養型Ⅲⅱ５・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,114	
53	2485	療養型Ⅲⅱ５・夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,082	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	1001	療養経過型Ⅰｉ１	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ） 看護＜6:1＞ 介護＜4:1＞	a 療養型経過型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 650 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			650	1日につき
53	1002	療養経過型Ⅰｉ１･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	673	
53	1003	療養経過型Ⅰｉ１･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	664	
53	6491	療養経過型Ⅰｉ１･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	664	
53	1004	療養経過型Ⅰｉ１･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	657	
53	1005	療養経過型Ⅰｉ１･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	625	
53	1006	療養経過型Ⅰｉ２				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			754	
53	1007	療養経過型Ⅰｉ２･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	777	
53	1008	療養経過型Ⅰｉ２･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	768	
53	6492	療養経過型Ⅰｉ２･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	768	
53	1009	療養経過型Ⅰｉ２･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	761	
53	1010	療養経過型Ⅰｉ２･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	729	
53	1011	療養経過型Ⅰｉ３				要介護3 897 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			897	
53	1012	療養経過型Ⅰｉ３･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	920	
53	1013	療養経過型Ⅰｉ３･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	911	
53	6493	療養経過型Ⅰｉ３･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	911	
53	1014	療養経過型Ⅰｉ３･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	904	
53	1015	療養経過型Ⅰｉ３･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	872	
53	1016	療養経過型Ⅰｉ４				要介護4 983 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			983	
53	1017	療養経過型Ⅰｉ４･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,006	
53	1018	療養経過型Ⅰｉ４･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	997	
53	6494	療養経過型Ⅰｉ４･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	997	
53	1019	療養経過型Ⅰｉ４･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	990	
53	1020	療養経過型Ⅰｉ４･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	958	
53	1021	療養経過型Ⅰｉ５				要介護5 1,070 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,070	
53	1022	療養経過型Ⅰｉ５･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,093	
53	1023	療養経過型Ⅰｉ５･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,084	
53	6495	療養経過型Ⅰｉ５･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,084	
53	1024	療養経過型Ⅰｉ５･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,077	
53	1025	療養経過型Ⅰｉ５･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,045	
53	1026	療養経過型Ⅰⅱ１			b 療養型経過型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1 755 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			755	
53	1027	療養経過型Ⅰⅱ１･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	778	
53	1028	療養経過型Ⅰⅱ１･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	769	
53	6496	療養経過型Ⅰⅱ１･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	769	
53	1029	療養経過型Ⅰⅱ１･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	762	
53	1030	療養経過型Ⅰⅱ１･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	730	
53	1031	療養経過型Ⅰⅱ２				要介護2 860 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			860	
53	1032	療養経過型Ⅰⅱ２･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	883	
53	1033	療養経過型Ⅰⅱ２･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	874	
53	6497	療養経過型Ⅰⅱ２･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	874	
53	1034	療養経過型Ⅰⅱ２･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	867	
53	1035	療養経過型Ⅰⅱ２･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	835	
53	1036	療養経過型Ⅰⅱ３				要介護3 1,002 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,002	
53	1037	療養経過型Ⅰⅱ３･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,025	
53	1038	療養経過型Ⅰⅱ３･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,016	
53	6498	療養経過型Ⅰⅱ３･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,016	
53	1039	療養経過型Ⅰⅱ３･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,009	
53	1040	療養経過型Ⅰⅱ３･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	977	
53	1041	療養経過型Ⅰⅱ４				要介護4 1,089 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,089	
53	1042	療養経過型Ⅰⅱ４･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,112	
53	1043	療養経過型Ⅰⅱ４･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,103	
53	6499	療養経過型Ⅰⅱ４･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,103	
53	1044	療養経過型Ⅰⅱ４･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,096	
53	1045	療養経過型Ⅰⅱ４･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,064	
53	1046	療養経過型Ⅰⅱ５				要介護5 1,175 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,175	
53	1047	療養経過型Ⅰⅱ５･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,198	
53	1048	療養経過型Ⅰⅱ５･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,189	
53	6500	療養経過型Ⅰⅱ５･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,189	
53	1049	療養経過型Ⅰⅱ５･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,182	
53	1050	療養経過型Ⅰⅱ５･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,150	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	5201	療養経過型Ⅱｉ１	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(二)療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ） 看護＜8:1＞ 介護＜4:1＞	a 療養型経過型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 650 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			650	1日につき
53	5202	療養経過型Ⅱｉ１･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	673	
53	5203	療養経過型Ⅱｉ１･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	664	
53	6501	療養経過型Ⅱｉ１･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	664	
53	5204	療養経過型Ⅱｉ１･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	657	
53	5205	療養経過型Ⅱｉ１･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	625	
53	5206	療養経過型Ⅱｉ２				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			754	
53	5207	療養経過型Ⅱｉ２･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	777	
53	5208	療養経過型Ⅱｉ２･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	768	
53	6502	療養経過型Ⅱｉ２･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	768	
53	5209	療養経過型Ⅱｉ２･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	761	
53	5210	療養経過型Ⅱｉ２･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	729	
53	5211	療養経過型Ⅱｉ３				要介護3 857 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			857	
53	5212	療養経過型Ⅱｉ３･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	880	
53	5213	療養経過型Ⅱｉ３･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	871	
53	6503	療養経過型Ⅱｉ３･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	871	
53	5214	療養経過型Ⅱｉ３･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	864	
53	5215	療養経過型Ⅱｉ３･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	832	
53	5216	療養経過型Ⅱｉ４				要介護4 944 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			944	
53	5217	療養経過型Ⅱｉ４･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	967	
53	5218	療養経過型Ⅱｉ４･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	958	
53	6504	療養経過型Ⅱｉ４･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	958	
53	5219	療養経過型Ⅱｉ４･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	951	
53	5220	療養経過型Ⅱｉ４･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	919	
53	5221	療養経過型Ⅱｉ５				要介護5 1,030 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,030	
53	5222	療養経過型Ⅱｉ５･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,053	
53	5223	療養経過型Ⅱｉ５･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,044	
53	6505	療養経過型Ⅱｉ５･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,044	
53	5224	療養経過型Ⅱｉ５･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,037	
53	5225	療養経過型Ⅱｉ５･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,005	
53	5226	療養経過型Ⅱｉｉ１			b 療養型経過型介護療養施設サービス費（ｉｉ） ＜多床室＞	要介護1 755 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			755	
53	5227	療養経過型Ⅱｉｉ１･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	778	
53	5228	療養経過型Ⅱｉｉ１･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	769	
53	6506	療養経過型Ⅱｉｉ１･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	769	
53	5229	療養経過型Ⅱｉｉ１･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	762	
53	5230	療養経過型Ⅱｉｉ１･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	730	
53	5231	療養経過型Ⅱｉｉ２				要介護2 860 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			860	
53	5232	療養経過型Ⅱｉｉ２･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	883	
53	5233	療養経過型Ⅱｉｉ２･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	874	
53	6507	療養経過型Ⅱｉｉ２･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	874	
53	5234	療養経過型Ⅱｉｉ２･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	867	
53	5235	療養経過型Ⅱｉｉ２･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	835	
53	5236	療養経過型Ⅱｉｉ３				要介護3 962 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			962	
53	5237	療養経過型Ⅱｉｉ３･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	985	
53	5238	療養経過型Ⅱｉｉ３･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	976	
53	6508	療養経過型Ⅱｉｉ３･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	976	
53	5239	療養経過型Ⅱｉｉ３･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	969	
53	5240	療養経過型Ⅱｉｉ３･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	937	
53	5241	療養経過型Ⅱｉｉ４				要介護4 1,048 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,048	
53	5242	療養経過型Ⅱｉｉ４･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,071	
53	5243	療養経過型Ⅱｉｉ４･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,062	
53	6509	療養経過型Ⅱｉｉ４･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,062	
53	5244	療養経過型Ⅱｉｉ４･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,055	
53	5245	療養経過型Ⅱｉｉ４･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,023	
53	5246	療養経過型Ⅱｉｉ５				要介護5 1,136 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,136	
53	5247	療養経過型Ⅱｉｉ５･夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,159	
53	5248	療養経過型Ⅱｉｉ５･夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,150	
53	6510	療養経過型Ⅱｉｉ５･夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,150	
53	5249	療養経過型Ⅱｉｉ５･夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,143	
53	5250	療養経過型Ⅱｉｉ５･夜勤減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,111	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	2501	ユ型療養型Ⅰ1	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			767	1日につき
53	2502	ユ型療養型Ⅰ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	790	
53	2503	ユ型療養型Ⅰ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	781	
53	6511	ユ型療養型Ⅰ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	781	
53	2504	ユ型療養型Ⅰ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	774	
53	2505	ユ型療養型Ⅰ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	742	
53	2506	ユ型療養型Ⅰ2			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			870	
53	2507	ユ型療養型Ⅰ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	893	
53	2508	ユ型療養型Ⅰ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	884	
53	6512	ユ型療養型Ⅰ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	884	
53	2509	ユ型療養型Ⅰ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	877	
53	2510	ユ型療養型Ⅰ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	845	
53	2511	ユ型療養型Ⅰ3			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,093	
53	2512	ユ型療養型Ⅰ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,116	
53	2513	ユ型療養型Ⅰ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,107	
53	6513	ユ型療養型Ⅰ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,107	
53	2514	ユ型療養型Ⅰ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,100	
53	2515	ユ型療養型Ⅰ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,068	
53	2516	ユ型療養型Ⅰ4			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,188	
53	2517	ユ型療養型Ⅰ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,211	
53	2518	ユ型療養型Ⅰ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,202	
53	6514	ユ型療養型Ⅰ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,202	
53	2519	ユ型療養型Ⅰ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,195	
53	2520	ユ型療養型Ⅰ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,163	
53	2521	ユ型療養型Ⅰ5			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,273	
53	2522	ユ型療養型Ⅰ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,296	
53	2523	ユ型療養型Ⅰ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,287	
53	6515	ユ型療養型Ⅰ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,287	
53	2524	ユ型療養型Ⅰ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,280	
53	2525	ユ型療養型Ⅰ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,248	
53	A121	ユ型療養型Ⅱ1		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			795	
53	A122	ユ型療養型Ⅱ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	818	
53	A123	ユ型療養型Ⅱ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	809	
53	A124	ユ型療養型Ⅱ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	809	
53	A125	ユ型療養型Ⅱ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	802	
53	A126	ユ型療養型Ⅱ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	770	
53	A127	ユ型療養型Ⅱ2			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			903	
53	A128	ユ型療養型Ⅱ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	926	
53	A129	ユ型療養型Ⅱ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	917	
53	A130	ユ型療養型Ⅱ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	917	
53	A131	ユ型療養型Ⅱ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	910	
53	A132	ユ型療養型Ⅱ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	878	
53	A133	ユ型療養型Ⅱ3			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,136	
53	A134	ユ型療養型Ⅱ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,159	
53	A135	ユ型療養型Ⅱ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,150	
53	A136	ユ型療養型Ⅱ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,150	
53	A137	ユ型療養型Ⅱ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,143	
53	A138	ユ型療養型Ⅱ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,111	
53	A139	ユ型療養型Ⅱ4			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,235	
53	A140	ユ型療養型Ⅱ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,258	
53	A141	ユ型療養型Ⅱ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,249	
53	A142	ユ型療養型Ⅱ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,249	
53	A143	ユ型療養型Ⅱ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,242	
53	A144	ユ型療養型Ⅱ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,210	
53	A145	ユ型療養型Ⅱ5			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,324	
53	A146	ユ型療養型Ⅱ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,347	
53	A147	ユ型療養型Ⅱ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,338	
53	A148	ユ型療養型Ⅱ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,338	
53	A149	ユ型療養型Ⅱ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,331	
53	A150	ユ型療養型Ⅱ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,299	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	A151	ユ型療養型Ⅲ1	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			785	1日につき
53	A152	ユ型療養型Ⅲ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	808	
53	A153	ユ型療養型Ⅲ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	799	
53	A154	ユ型療養型Ⅲ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	799	
53	A155	ユ型療養型Ⅲ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	792	
53	A156	ユ型療養型Ⅲ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	760	
53	A157	ユ型療養型Ⅲ2			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			891	
53	A158	ユ型療養型Ⅲ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	914	
53	A159	ユ型療養型Ⅲ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	905	
53	A160	ユ型療養型Ⅲ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	905	
53	A161	ユ型療養型Ⅲ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	898	
53	A162	ユ型療養型Ⅲ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	866	
53	A163	ユ型療養型Ⅲ3			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,121	
53	A164	ユ型療養型Ⅲ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,144	
53	A165	ユ型療養型Ⅲ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,135	
53	A166	ユ型療養型Ⅲ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,135	
53	A167	ユ型療養型Ⅲ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,128	
53	A168	ユ型療養型Ⅲ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,096	
53	A169	ユ型療養型Ⅲ4			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,218	
53	A170	ユ型療養型Ⅲ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,241	
53	A171	ユ型療養型Ⅲ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,232	
53	A172	ユ型療養型Ⅲ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,232	
53	A173	ユ型療養型Ⅲ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,225	
53	A174	ユ型療養型Ⅲ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,193	
53	A175	ユ型療養型Ⅲ5			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,306	
53	A176	ユ型療養型Ⅲ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,329	
53	A177	ユ型療養型Ⅲ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,320	
53	A178	ユ型療養型Ⅲ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,320	
53	A179	ユ型療養型Ⅲ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,313	
53	A180	ユ型療養型Ⅲ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,281	
53	2526	ユ型療養型Ⅳ1		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			767	
53	2527	ユ型療養型Ⅳ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	790	
53	2528	ユ型療養型Ⅳ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	781	
53	6516	ユ型療養型Ⅳ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	781	
53	2529	ユ型療養型Ⅳ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	774	
53	2530	ユ型療養型Ⅳ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	742	
53	2531	ユ型療養型Ⅳ2			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			870	
53	2532	ユ型療養型Ⅳ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	893	
53	2533	ユ型療養型Ⅳ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	884	
53	6517	ユ型療養型Ⅳ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	884	
53	2534	ユ型療養型Ⅳ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	877	
53	2535	ユ型療養型Ⅳ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	845	
53	2536	ユ型療養型Ⅳ3			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,093	
53	2537	ユ型療養型Ⅳ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,116	
53	2538	ユ型療養型Ⅳ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,107	
53	6518	ユ型療養型Ⅳ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,107	
53	2539	ユ型療養型Ⅳ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,100	
53	2540	ユ型療養型Ⅳ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,068	
53	2541	ユ型療養型Ⅳ4			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,188	
53	2542	ユ型療養型Ⅳ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,211	
53	2543	ユ型療養型Ⅳ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,202	
53	6519	ユ型療養型Ⅳ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,202	
53	2544	ユ型療養型Ⅳ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,195	
53	2545	ユ型療養型Ⅳ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,163	
53	2546	ユ型療養型Ⅳ5			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,273	
53	2547	ユ型療養型Ⅳ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,296	
53	2548	ユ型療養型Ⅳ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,287	
53	6520	ユ型療養型Ⅳ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,287	
53	2549	ユ型療養型Ⅳ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,280	
53	2550	ユ型療養型Ⅳ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,248	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	A181	ユ型療養型Ⅴ1	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			795	1日につき
53	A182	ユ型療養型Ⅴ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	818	
53	A183	ユ型療養型Ⅴ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	809	
53	A184	ユ型療養型Ⅴ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	809	
53	A185	ユ型療養型Ⅴ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	802	
53	A186	ユ型療養型Ⅴ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	770	
53	A187	ユ型療養型Ⅴ2			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			903	
53	A188	ユ型療養型Ⅴ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	926	
53	A189	ユ型療養型Ⅴ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	917	
53	A190	ユ型療養型Ⅴ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	917	
53	A191	ユ型療養型Ⅴ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	910	
53	A192	ユ型療養型Ⅴ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	878	
53	A193	ユ型療養型Ⅴ3			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,136	
53	A194	ユ型療養型Ⅴ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,159	
53	A195	ユ型療養型Ⅴ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,150	
53	A196	ユ型療養型Ⅴ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,150	
53	A197	ユ型療養型Ⅴ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,143	
53	A198	ユ型療養型Ⅴ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,111	
53	A199	ユ型療養型Ⅴ4			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,235	
53	A200	ユ型療養型Ⅴ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,258	
53	A201	ユ型療養型Ⅴ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,249	
53	A202	ユ型療養型Ⅴ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,249	
53	A203	ユ型療養型Ⅴ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,242	
53	A204	ユ型療養型Ⅴ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,210	
53	A205	ユ型療養型Ⅴ5			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,324	
53	A206	ユ型療養型Ⅴ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,347	
53	A207	ユ型療養型Ⅴ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,338	
53	A208	ユ型療養型Ⅴ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,338	
53	A209	ユ型療養型Ⅴ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,331	
53	A210	ユ型療養型Ⅴ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,299	
53	A211	ユ型療養型Ⅵ1		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			785	
53	A212	ユ型療養型Ⅵ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	808	
53	A213	ユ型療養型Ⅵ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	799	
53	A214	ユ型療養型Ⅵ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	799	
53	A215	ユ型療養型Ⅵ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	792	
53	A216	ユ型療養型Ⅵ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	760	
53	A217	ユ型療養型Ⅵ2			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			891	
53	A218	ユ型療養型Ⅵ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	914	
53	A219	ユ型療養型Ⅵ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	905	
53	A220	ユ型療養型Ⅵ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	905	
53	A221	ユ型療養型Ⅵ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	898	
53	A222	ユ型療養型Ⅵ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	866	
53	A223	ユ型療養型Ⅵ3			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,121	
53	A224	ユ型療養型Ⅵ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,144	
53	A225	ユ型療養型Ⅵ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,135	
53	A226	ユ型療養型Ⅵ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,135	
53	A227	ユ型療養型Ⅵ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,128	
53	A228	ユ型療養型Ⅵ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,096	
53	A229	ユ型療養型Ⅵ4			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,218	
53	A230	ユ型療養型Ⅵ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,241	
53	A231	ユ型療養型Ⅵ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,232	
53	A232	ユ型療養型Ⅵ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,232	
53	A233	ユ型療養型Ⅵ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,225	
53	A234	ユ型療養型Ⅵ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,193	
53	A235	ユ型療養型Ⅵ5			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,306	
53	A236	ユ型療養型Ⅵ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,329	
53	A237	ユ型療養型Ⅵ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,320	
53	A238	ユ型療養型Ⅵ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,320	
53	A239	ユ型療養型Ⅵ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,313	
53	A240	ユ型療養型Ⅵ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合		－ 25 単位	1,281	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	3001	ユ型療養型Ⅰ1・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		744	1日につき
53	3002	ユ型療養型Ⅰ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	767	
53	3003	ユ型療養型Ⅰ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	758	
53	6521	ユ型療養型Ⅰ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	758	
53	3004	ユ型療養型Ⅰ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	751	
53	3005	ユ型療養型Ⅰ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			720	
53	3006	ユ型療養型Ⅰ2・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			844	
53	3007	ユ型療養型Ⅰ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	867	
53	3008	ユ型療養型Ⅰ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	858	
53	6522	ユ型療養型Ⅰ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	858	
53	3009	ユ型療養型Ⅰ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	851	
53	3010	ユ型療養型Ⅰ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			820	
53	3011	ユ型療養型Ⅰ3・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,060	
53	3012	ユ型療養型Ⅰ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,083	
53	3013	ユ型療養型Ⅰ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,074	
53	6523	ユ型療養型Ⅰ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,074	
53	3014	ユ型療養型Ⅰ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,067	
53	3015	ユ型療養型Ⅰ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,036	
53	3016	ユ型療養型Ⅰ4・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,152	
53	3017	ユ型療養型Ⅰ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,175	
53	3018	ユ型療養型Ⅰ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,166	
53	6524	ユ型療養型Ⅰ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,166	
53	3019	ユ型療養型Ⅰ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,159	
53	3020	ユ型療養型Ⅰ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,128	
53	3021	ユ型療養型Ⅰ5・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,235	
53	3022	ユ型療養型Ⅰ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,258	
53	3023	ユ型療養型Ⅰ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,249	
53	6525	ユ型療養型Ⅰ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,249	
53	3024	ユ型療養型Ⅰ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,242	
53	3025	ユ型療養型Ⅰ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,211	
53	A241	ユ型療養型Ⅱ1・未		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			771	
53	A242	ユ型療養型Ⅱ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	794	
53	A243	ユ型療養型Ⅱ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	785	
53	A244	ユ型療養型Ⅱ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	785	
53	A245	ユ型療養型Ⅱ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	778	
53	A246	ユ型療養型Ⅱ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			747	
53	A247	ユ型療養型Ⅱ2・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			876	
53	A248	ユ型療養型Ⅱ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	899	
53	A249	ユ型療養型Ⅱ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	890	
53	A250	ユ型療養型Ⅱ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	890	
53	A251	ユ型療養型Ⅱ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	883	
53	A252	ユ型療養型Ⅱ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			852	
53	A253	ユ型療養型Ⅱ3・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,102	
53	A254	ユ型療養型Ⅱ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,125	
53	A255	ユ型療養型Ⅱ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,116	
53	A256	ユ型療養型Ⅱ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,116	
53	A257	ユ型療養型Ⅱ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,109	
53	A258	ユ型療養型Ⅱ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,078	
53	A259	ユ型療養型Ⅱ4・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,198	
53	A260	ユ型療養型Ⅱ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,221	
53	A261	ユ型療養型Ⅱ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,212	
53	A262	ユ型療養型Ⅱ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,212	
53	A263	ユ型療養型Ⅱ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,205	
53	A264	ユ型療養型Ⅱ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,174	
53	A265	ユ型療養型Ⅱ5・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,284	
53	A266	ユ型療養型Ⅱ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,307	
53	A267	ユ型療養型Ⅱ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,298	
53	A268	ユ型療養型Ⅱ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,298	
53	A269	ユ型療養型Ⅱ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,291	
53	A270	ユ型療養型Ⅱ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,260	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	A271	ユ型療養型Ⅲ1・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		761	1日につき
53	A272	ユ型療養型Ⅲ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	784	
53	A273	ユ型療養型Ⅲ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	775	
53	A274	ユ型療養型Ⅲ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	775	
53	A275	ユ型療養型Ⅲ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	768	
53	A276	ユ型療養型Ⅲ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			737	
53	A277	ユ型療養型Ⅲ2・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			864	
53	A278	ユ型療養型Ⅲ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	887	
53	A279	ユ型療養型Ⅲ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	878	
53	A280	ユ型療養型Ⅲ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	878	
53	A281	ユ型療養型Ⅲ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	871	
53	A282	ユ型療養型Ⅲ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			840	
53	A283	ユ型療養型Ⅲ3・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,087	
53	A284	ユ型療養型Ⅲ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,110	
53	A285	ユ型療養型Ⅲ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,101	
53	A286	ユ型療養型Ⅲ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,101	
53	A287	ユ型療養型Ⅲ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,094	
53	A288	ユ型療養型Ⅲ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,063	
53	A289	ユ型療養型Ⅲ4・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,181	
53	A290	ユ型療養型Ⅲ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,204	
53	A291	ユ型療養型Ⅲ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,195	
53	A292	ユ型療養型Ⅲ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,195	
53	A293	ユ型療養型Ⅲ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,188	
53	A294	ユ型療養型Ⅲ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,157	
53	A295	ユ型療養型Ⅲ5・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,267	
53	A296	ユ型療養型Ⅲ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,290	
53	A297	ユ型療養型Ⅲ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,281	
53	A298	ユ型療養型Ⅲ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,281	
53	A299	ユ型療養型Ⅲ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,274	
53	A300	ユ型療養型Ⅲ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,243	
53	3026	ユ型療養型Ⅳ1・未		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			744	
53	3027	ユ型療養型Ⅳ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	767	
53	3028	ユ型療養型Ⅳ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	758	
53	6526	ユ型療養型Ⅳ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	758	
53	3029	ユ型療養型Ⅳ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	751	
53	3030	ユ型療養型Ⅳ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			720	
53	3031	ユ型療養型Ⅳ2・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			844	
53	3032	ユ型療養型Ⅳ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	867	
53	3033	ユ型療養型Ⅳ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	858	
53	6527	ユ型療養型Ⅳ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	858	
53	3034	ユ型療養型Ⅳ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	851	
53	3035	ユ型療養型Ⅳ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			820	
53	3036	ユ型療養型Ⅳ3・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,060	
53	3037	ユ型療養型Ⅳ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,083	
53	3038	ユ型療養型Ⅳ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,074	
53	6528	ユ型療養型Ⅳ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,074	
53	3039	ユ型療養型Ⅳ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,067	
53	3040	ユ型療養型Ⅳ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,036	
53	3041	ユ型療養型Ⅳ4・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,152	
53	3042	ユ型療養型Ⅳ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,175	
53	3043	ユ型療養型Ⅳ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,166	
53	6529	ユ型療養型Ⅳ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,166	
53	3044	ユ型療養型Ⅳ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,159	
53	3045	ユ型療養型Ⅳ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,128	
53	3046	ユ型療養型Ⅳ5・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,235	
53	3047	ユ型療養型Ⅳ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,258	
53	3048	ユ型療養型Ⅳ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,249	
53	6530	ユ型療養型Ⅳ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,249	
53	3049	ユ型療養型Ⅳ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,242	
53	3050	ユ型療養型Ⅳ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,211	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	A301	ユ型療養型Ⅴ1・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		771	1日につき
53	A302	ユ型療養型Ⅴ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	794	
53	A303	ユ型療養型Ⅴ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	785	
53	A304	ユ型療養型Ⅴ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	785	
53	A305	ユ型療養型Ⅴ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	778	
53	A306	ユ型療養型Ⅴ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			747	
53	A307	ユ型療養型Ⅴ2・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			876	
53	A308	ユ型療養型Ⅴ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	899	
53	A309	ユ型療養型Ⅴ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	890	
53	A310	ユ型療養型Ⅴ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	890	
53	A311	ユ型療養型Ⅴ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	883	
53	A312	ユ型療養型Ⅴ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			852	
53	A313	ユ型療養型Ⅴ3・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,102	
53	A314	ユ型療養型Ⅴ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,125	
53	A315	ユ型療養型Ⅴ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,116	
53	A316	ユ型療養型Ⅴ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,116	
53	A317	ユ型療養型Ⅴ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,109	
53	A318	ユ型療養型Ⅴ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,078	
53	A319	ユ型療養型Ⅴ4・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,198	
53	A320	ユ型療養型Ⅴ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,221	
53	A321	ユ型療養型Ⅴ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,212	
53	A322	ユ型療養型Ⅴ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,212	
53	A323	ユ型療養型Ⅴ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,205	
53	A324	ユ型療養型Ⅴ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,174	
53	A325	ユ型療養型Ⅴ5・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,284	
53	A326	ユ型療養型Ⅴ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,307	
53	A327	ユ型療養型Ⅴ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,298	
53	A328	ユ型療養型Ⅴ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,298	
53	A329	ユ型療養型Ⅴ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,291	
53	A330	ユ型療養型Ⅴ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,260	
53	A331	ユ型療養型Ⅵ1・未		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			761	
53	A332	ユ型療養型Ⅵ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	784	
53	A333	ユ型療養型Ⅵ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	775	
53	A334	ユ型療養型Ⅵ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	775	
53	A335	ユ型療養型Ⅵ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	768	
53	A336	ユ型療養型Ⅵ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			737	
53	A337	ユ型療養型Ⅵ2・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			864	
53	A338	ユ型療養型Ⅵ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	887	
53	A339	ユ型療養型Ⅵ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	878	
53	A340	ユ型療養型Ⅵ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	878	
53	A341	ユ型療養型Ⅵ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	871	
53	A342	ユ型療養型Ⅵ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			840	
53	A343	ユ型療養型Ⅵ3・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,087	
53	A344	ユ型療養型Ⅵ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,110	
53	A345	ユ型療養型Ⅵ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,101	
53	A346	ユ型療養型Ⅵ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,101	
53	A347	ユ型療養型Ⅵ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,094	
53	A348	ユ型療養型Ⅵ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,063	
53	A349	ユ型療養型Ⅵ4・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,181	
53	A350	ユ型療養型Ⅵ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,204	
53	A351	ユ型療養型Ⅵ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,195	
53	A352	ユ型療養型Ⅵ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,195	
53	A353	ユ型療養型Ⅵ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,188	
53	A354	ユ型療養型Ⅵ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,157	
53	A355	ユ型療養型Ⅵ5・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,267	
53	A356	ユ型療養型Ⅵ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,290	
53	A357	ユ型療養型Ⅵ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,281	
53	A358	ユ型療養型Ⅵ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,281	
53	A359	ユ型療養型Ⅵ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,274	
53	A360	ユ型療養型Ⅵ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,243	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
53	1051	ユ型療養経過型Ⅰ1	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		767	1日につき
53	1052	ユ型療養経過型Ⅰ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	790	
53	1053	ユ型療養経過型Ⅰ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	781	
53	6531	ユ型療養経過型Ⅰ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	781	
53	1054	ユ型療養経過型Ⅰ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	774	
53	1055	ユ型療養経過型Ⅰ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	742	
53	1056	ユ型療養経過型Ⅰ2			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		870	
53	1057	ユ型療養経過型Ⅰ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	893	
53	1058	ユ型療養経過型Ⅰ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	884	
53	6532	ユ型療養経過型Ⅰ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	884	
53	1059	ユ型療養経過型Ⅰ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	877	
53	1060	ユ型療養経過型Ⅰ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	845	
53	1061	ユ型療養経過型Ⅰ3			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,006	
53	1062	ユ型療養経過型Ⅰ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,029	
53	1063	ユ型療養経過型Ⅰ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,020	
53	6533	ユ型療養経過型Ⅰ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,020	
53	1064	ユ型療養経過型Ⅰ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,013	
53	1065	ユ型療養経過型Ⅰ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	981	
53	1066	ユ型療養経過型Ⅰ4			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,091	
53	1067	ユ型療養経過型Ⅰ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,114	
53	1068	ユ型療養経過型Ⅰ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,105	
53	6534	ユ型療養経過型Ⅰ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,105	
53	1069	ユ型療養経過型Ⅰ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,098	
53	1070	ユ型療養経過型Ⅰ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	1,066	
53	1071	ユ型療養経過型Ⅰ5			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,176	
53	1072	ユ型療養経過型Ⅰ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,199	
53	1073	ユ型療養経過型Ⅰ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,190	
53	6535	ユ型療養経過型Ⅰ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,190	
53	1074	ユ型療養経過型Ⅰ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,183	
53	1075	ユ型療養経過型Ⅰ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	1,151	
53	1076	ユ型療養経過型Ⅱ1		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		767	
53	1077	ユ型療養経過型Ⅱ1・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	790	
53	1078	ユ型療養経過型Ⅱ1・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	781	
53	6536	ユ型療養経過型Ⅱ1・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	781	
53	1079	ユ型療養経過型Ⅱ1・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	774	
53	1080	ユ型療養経過型Ⅱ1・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	742	
53	1081	ユ型療養経過型Ⅱ2			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		870	
53	1082	ユ型療養経過型Ⅱ2・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	893	
53	1083	ユ型療養経過型Ⅱ2・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	884	
53	6537	ユ型療養経過型Ⅱ2・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	884	
53	1084	ユ型療養経過型Ⅱ2・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	877	
53	1085	ユ型療養経過型Ⅱ2・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	845	
53	1086	ユ型療養経過型Ⅱ3			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,006	
53	1087	ユ型療養経過型Ⅱ3・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,029	
53	1088	ユ型療養経過型Ⅱ3・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,020	
53	6538	ユ型療養経過型Ⅱ3・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,020	
53	1089	ユ型療養経過型Ⅱ3・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,013	
53	1090	ユ型療養経過型Ⅱ3・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	981	
53	1091	ユ型療養経過型Ⅱ4			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,091	
53	1092	ユ型療養経過型Ⅱ4・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,114	
53	1093	ユ型療養経過型Ⅱ4・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,105	
53	6539	ユ型療養経過型Ⅱ4・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,105	
53	1094	ユ型療養経過型Ⅱ4・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,098	
53	1095	ユ型療養経過型Ⅱ4・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	1,066	
53	1096	ユ型療養経過型Ⅱ5			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合		1,176	
53	1097	ユ型療養経過型Ⅱ5・夜勤Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,199	
53	1098	ユ型療養経過型Ⅱ5・夜勤Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,190	
53	6540	ユ型療養経過型Ⅱ5・夜勤Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,190	
53	1099	ユ型療養経過型Ⅱ5・夜勤Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,183	
53	1100	ユ型療養経過型Ⅱ5・夜勤減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	－ 25 単位	1,151	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	1101	ユ型療養経過型Ⅰ1・未	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)＜ユニット型個室＞	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		744	1日につき
53	1102	ユ型療養経過型Ⅰ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	767	
53	1103	ユ型療養経過型Ⅰ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	758	
53	6541	ユ型療養経過型Ⅰ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	758	
53	1104	ユ型療養経過型Ⅰ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	751	
53	1105	ユ型療養経過型Ⅰ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			720	
53	1106	ユ型療養経過型Ⅰ2・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			844	
53	1107	ユ型療養経過型Ⅰ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	867	
53	1108	ユ型療養経過型Ⅰ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	858	
53	6542	ユ型療養経過型Ⅰ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	858	
53	1109	ユ型療養経過型Ⅰ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	851	
53	1110	ユ型療養経過型Ⅰ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			820	
53	1111	ユ型療養経過型Ⅰ3・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			976	
53	1112	ユ型療養経過型Ⅰ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	999	
53	1113	ユ型療養経過型Ⅰ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	990	
53	6543	ユ型療養経過型Ⅰ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	990	
53	1114	ユ型療養経過型Ⅰ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	983	
53	1115	ユ型療養経過型Ⅰ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			952	
53	1116	ユ型療養経過型Ⅰ4・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,058	
53	1117	ユ型療養経過型Ⅰ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,081	
53	1118	ユ型療養経過型Ⅰ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,072	
53	6544	ユ型療養経過型Ⅰ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,072	
53	1119	ユ型療養経過型Ⅰ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,065	
53	1120	ユ型療養経過型Ⅰ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,034	
53	1121	ユ型療養経過型Ⅰ5・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,141	
53	1122	ユ型療養経過型Ⅰ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,164	
53	1123	ユ型療養経過型Ⅰ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,155	
53	6545	ユ型療養経過型Ⅰ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,155	
53	1124	ユ型療養経過型Ⅰ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,148	
53	1125	ユ型療養経過型Ⅰ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,116	
53	1126	ユ型療養経過型Ⅱ1・未		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)＜ユニット型準個室＞	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			744	
53	1127	ユ型療養経過型Ⅱ1・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	767	
53	1128	ユ型療養経過型Ⅱ1・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	758	
53	6546	ユ型療養経過型Ⅱ1・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	758	
53	1129	ユ型療養経過型Ⅱ1・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	751	
53	1130	ユ型療養経過型Ⅱ1・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			720	
53	1131	ユ型療養経過型Ⅱ2・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			844	
53	1132	ユ型療養経過型Ⅱ2・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	867	
53	1133	ユ型療養経過型Ⅱ2・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	858	
53	6547	ユ型療養経過型Ⅱ2・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	858	
53	1134	ユ型療養経過型Ⅱ2・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	851	
53	1135	ユ型療養経過型Ⅱ2・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			820	
53	1136	ユ型療養経過型Ⅱ3・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			976	
53	1137	ユ型療養経過型Ⅱ3・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	999	
53	1138	ユ型療養経過型Ⅱ3・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	990	
53	6548	ユ型療養経過型Ⅱ3・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	990	
53	1139	ユ型療養経過型Ⅱ3・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	983	
53	1140	ユ型療養経過型Ⅱ3・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			952	
53	1141	ユ型療養経過型Ⅱ4・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,058	
53	1142	ユ型療養経過型Ⅱ4・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,081	
53	1143	ユ型療養経過型Ⅱ4・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,072	
53	6549	ユ型療養経過型Ⅱ4・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,072	
53	1144	ユ型療養経過型Ⅱ4・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,065	
53	1145	ユ型療養経過型Ⅱ4・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,034	
53	1146	ユ型療養経過型Ⅱ5・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たす場合			1,141	
53	1147	ユ型療養経過型Ⅱ5・未・夜勤Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,164	
53	1148	ユ型療養経過型Ⅱ5・未・夜勤Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,155	
53	6550	ユ型療養経過型Ⅱ5・未・夜勤Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,155	
53	1149	ユ型療養経過型Ⅱ5・未・夜勤Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,148	
53	1150	ユ型療養経過型Ⅱ5・夜勤減・未				夜勤の勤務条件基準を満たさない場合 － 25 単位			1,116	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
53	2601	療養型療養環境減算	病院療養病床療養環境減算の基準に該当する場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合		25 単位減算	−25	1日につき
53	2603	療養型療養環境減算Ⅲ		特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合		115 単位減算	−115	
53	2700	療養型医師配置減算	医師の配置について、医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合			12 単位減算	−12	
53	2704	療養型若年性認知症受入加算	若年性認知症患者受入加算			120 単位加算	120	
53	2834	療養型身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算			5 単位減算	−5	
53	2830	療養型外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合			362 単位	362	月6日限度
53	5258	療養経過型試行的退院サービス費	入院患者に対して居宅における試行的退院サービスを行った場合((2)及び(4)の基本単価に限る。)			800 単位	800	
53	2831	療養型他科受診時費用	他科受診が行われた場合			362 単位	362	月4日限度
53	2840	療養型初期加算	(5) 初期加算(入院日から30日以内の期間。)			30 単位加算	30	1日につき
53	2851	療養型退院前訪問指導加算	(6) 退院時指導等加算	(一)退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算(入院中1回(又は2回)限度)	460 単位	460	1回につき
53	2856	療養型退院後訪問指導加算			b 退院後訪問指導加算(退院後1回限度)	460 単位	460	
53	2852	療養型退院時指導加算			c 退院時指導加算	400 単位	400	1回限り
53	2854	療養型退院時情報提供加算			d 退院時情報提供加算	500 単位	500	
53	2855	療養型退院前連携加算			e 退院前連携加算	500 単位	500	
53	2853	療養型老人訪問看護指示加算		(二)老人訪問看護指示加算		300 単位	300	
53	2773	療養型栄養マネジメント加算	(7) 栄養マネジメント加算			14 単位加算	14	1日につき
53	2774	療養型経口移行加算	(8) 経口移行加算			28 単位加算	28	
53	2780	療養型経口維持加算Ⅰ	(9) 経口維持加算	(一)経口維持加算(Ⅰ)		400 単位加算	400	1月につき
53	2781	療養型経口維持加算Ⅱ		(二)経口維持加算(Ⅱ)		100 単位加算	100	
53	2707	療養型口腔衛生管理体制加算	(10) 口腔衛生管理体制加算			30 単位加算	30	
53	2710	療養型口腔衛生管理加算	(11) 口腔衛生管理加算			110 単位加算	110	
53	2775	療養型療養食加算	(12) 療養食加算			18 単位加算	18	1日につき
53	2778	療養型在宅復帰支援機能加算	(13) 在宅復帰支援機能加算			10 単位加算	10	
53	2708	療養型認知症専門ケア加算Ⅰ	(15) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)		3 単位加算	3	
53	2709	療養型認知症専門ケア加算Ⅱ		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)		4 単位加算	4	
53	2779	療養型認知症緊急対応加算	(16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)			200 単位加算	200	
53	2705	療養型サービス提供体制加算Ⅰ1	(17) サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		18 単位加算	18	
53	2701	療養型サービス提供体制加算Ⅰ2		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		12 単位加算	12	
53	2702	療養型サービス提供体制加算Ⅱ		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		6 単位加算	6	
53	2703	療養型サービス提供体制加算Ⅲ		(四)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6 単位加算	6	
53	2714	療養型処遇改善加算Ⅰ	(18) 介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 20/1000 加算			1月につき
53	2711	療養型処遇改善加算Ⅱ		(二)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 11/1000 加算			
53	2712	療養型処遇改善加算Ⅲ		(三)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(二)で算定した単位数の 90% 加算			
53	2713	療養型処遇改善加算Ⅳ		(四)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(二)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	8001	療養型Ⅰｉ1・定超	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ） 看護＜6:1＞ 介護＜4:1＞	a 療養型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 641 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合		449	1日につき
53	8002	療養型Ⅰｉ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	472	
53	8003	療養型Ⅰｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	463	
53	6551	療養型Ⅰｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	463	
53	8004	療養型Ⅰｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	456	
53	8005	療養型Ⅰｉ1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			431	
53	8011	療養型Ⅰｉ2・定超				要介護2 744 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			521	
53	8012	療養型Ⅰｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	544	
53	8013	療養型Ⅰｉ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	535	
53	6552	療養型Ⅰｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	535	
53	8014	療養型Ⅰｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	528	
53	8015	療養型Ⅰｉ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%		503	
53	8021	療養型Ⅰｉ3・定超				要介護3 967 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			677	
53	8022	療養型Ⅰｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	700	
53	8023	療養型Ⅰｉ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	691	
53	6553	療養型Ⅰｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	691	
53	8024	療養型Ⅰｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	684	
53	8025	療養型Ⅰｉ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			659	
53	8031	療養型Ⅰｉ4・定超				要介護4 1,062 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			743	
53	8032	療養型Ⅰｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	766	
53	8033	療養型Ⅰｉ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	757	
53	6554	療養型Ⅰｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	757	
53	8034	療養型Ⅰｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	750	
53	8035	療養型Ⅰｉ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			726	
53	8041	療養型Ⅰｉ5・定超				要介護5 1,147 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			803	
53	8042	療養型Ⅰｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	826	
53	8043	療養型Ⅰｉ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	817	
53	6555	療養型Ⅰｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	817	
53	8044	療養型Ⅰｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	810	
53	8045	療養型Ⅰｉ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			785	
53	A361	療養型Ⅰⅱ1・定超			b 療養型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 669 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			468	
53	A362	療養型Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	491	
53	A363	療養型Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	482	
53	A364	療養型Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	482	
53	A365	療養型Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	475	
53	A366	療養型Ⅰⅱ1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			451	
53	A367	療養型Ⅰⅱ2・定超				要介護2 777 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			544	
53	A368	療養型Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	567	
53	A369	療養型Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	558	
53	A370	療養型Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	558	
53	A371	療養型Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	551	
53	A372	療養型Ⅰⅱ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			526	
53	A373	療養型Ⅰⅱ3・定超				要介護3 1,010 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			707	
53	A374	療養型Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	730	
53	A375	療養型Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	721	
53	A376	療養型Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	721	
53	A377	療養型Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	714	
53	A378	療養型Ⅰⅱ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			690	
53	A379	療養型Ⅰⅱ4・定超				要介護4 1,109 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			776	
53	A380	療養型Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	799	
53	A381	療養型Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	790	
53	A382	療養型Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	790	
53	A383	療養型Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	783	
53	A384	療養型Ⅰⅱ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			759	
53	A385	療養型Ⅰⅱ5・定超				要介護5 1,198 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			839	
53	A386	療養型Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	862	
53	A387	療養型Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	853	
53	A388	療養型Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	853	
53	A389	療養型Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	846	
53	A390	療養型Ⅰⅱ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			821	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	A391	療養型Ⅰiii1・定超	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	c 療養型介護療養施設サービス費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 659 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合 × 70%		461	1日につき
53	A392	療養型Ⅰiii1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	484	
53	A393	療養型Ⅰiii1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	475	
53	A394	療養型Ⅰiii1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	475	
53	A395	療養型Ⅰiii1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	468	
53	A396	療養型Ⅰiii1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			444	
53	A397	療養型Ⅰiii2・定超				要介護2 765 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			536	
53	A398	療養型Ⅰiii2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	559	
53	A399	療養型Ⅰiii2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	550	
53	A400	療養型Ⅰiii2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	550	
53	A401	療養型Ⅰiii2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	543	
53	A402	療養型Ⅰiii2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			518	
53	A403	療養型Ⅰiii3・定超				要介護3 995 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			697	
53	A404	療養型Ⅰiii3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	720	
53	A405	療養型Ⅰiii3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	711	
53	A406	療養型Ⅰiii3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	711	
53	A407	療養型Ⅰiii3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	704	
53	A408	療養型Ⅰiii3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			679	
53	A409	療養型Ⅰiii4・定超				要介護4 1,092 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			764	
53	A410	療養型Ⅰiii4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	787	
53	A411	療養型Ⅰiii4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	778	
53	A412	療養型Ⅰiii4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	778	
53	A413	療養型Ⅰiii4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	771	
53	A414	療養型Ⅰiii4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			747	
53	A415	療養型Ⅰiii5・定超				要介護5 1,180 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			826	
53	A416	療養型Ⅰiii5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	849	
53	A417	療養型Ⅰiii5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	840	
53	A418	療養型Ⅰiii5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	840	
53	A419	療養型Ⅰiii5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	833	
53	A420	療養型Ⅰiii5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			809	
53	8006	療養型Ⅰiv1・定超			d 療養型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 745 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			522	
53	8007	療養型Ⅰiv1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	545	
53	8008	療養型Ⅰiv1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	536	
53	6556	療養型Ⅰiv1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	536	
53	8009	療養型Ⅰiv1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	529	
53	8010	療養型Ⅰiv1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			504	
53	8016	療養型Ⅰiv2・定超				要介護2 848 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			594	
53	8017	療養型Ⅰiv2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	617	
53	8018	療養型Ⅰiv2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	608	
53	6557	療養型Ⅰiv2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	608	
53	8019	療養型Ⅰiv2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	601	
53	8020	療養型Ⅰiv2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			576	
53	8026	療養型Ⅰiv3・定超				要介護3 1,071 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			750	
53	8027	療養型Ⅰiv3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	773	
53	8028	療養型Ⅰiv3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	764	
53	6558	療養型Ⅰiv3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	764	
53	8029	療養型Ⅰiv3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	757	
53	8030	療養型Ⅰiv3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			732	
53	8036	療養型Ⅰiv4・定超				要介護4 1,166 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			816	
53	8037	療養型Ⅰiv4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	839	
53	8038	療養型Ⅰiv4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	830	
53	6559	療養型Ⅰiv4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	830	
53	8039	療養型Ⅰiv4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	823	
53	8040	療養型Ⅰiv4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			799	
53	8046	療養型Ⅰiv5・定超				要介護5 1,251 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			876	
53	8047	療養型Ⅰiv5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	899	
53	8048	療養型Ⅰiv5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	890	
53	6560	療養型Ⅰiv5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	890	
53	8049	療養型Ⅰiv5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	883	
53	8050	療養型Ⅰiv5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			858	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	A421	療養型Ⅰｖ1・定超	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ） 看護＜6:1＞ 介護＜4:1＞	e 療養型介護療養施設サービス費（ｖ） ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 778 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合		545	1日につき
53	A422	療養型Ⅰｖ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	568	
53	A423	療養型Ⅰｖ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	559	
53	A424	療養型Ⅰｖ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	559	
53	A425	療養型Ⅰｖ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	552	
53	A426	療養型Ⅰｖ1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			527	
53	A427	療養型Ⅰｖ2・定超				要介護2 886 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			620	
53	A428	療養型Ⅰｖ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	643	
53	A429	療養型Ⅰｖ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	634	
53	A430	療養型Ⅰｖ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	634	
53	A431	療養型Ⅰｖ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	627	
53	A432	療養型Ⅰｖ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%		603	
53	A433	療養型Ⅰｖ3・定超				要介護3 1,119 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			783	
53	A434	療養型Ⅰｖ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	806	
53	A435	療養型Ⅰｖ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	797	
53	A436	療養型Ⅰｖ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	797	
53	A437	療養型Ⅰｖ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	790	
53	A438	療養型Ⅰｖ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			766	
53	A439	療養型Ⅰｖ4・定超				要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			853	
53	A440	療養型Ⅰｖ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	876	
53	A441	療養型Ⅰｖ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	867	
53	A442	療養型Ⅰｖ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	867	
53	A443	療養型Ⅰｖ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	860	
53	A444	療養型Ⅰｖ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			835	
53	A445	療養型Ⅰｖ5・定超				要介護5 1,307 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			915	
53	A446	療養型Ⅰｖ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	938	
53	A447	療養型Ⅰｖ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	929	
53	A448	療養型Ⅰｖ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	929	
53	A449	療養型Ⅰｖ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	922	
53	A450	療養型Ⅰｖ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			897	
53	A451	療養型Ⅰｖｉ1・定超			f 療養型介護療養施設サービス費（ｖｉ） ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 766 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			536	
53	A452	療養型Ⅰｖｉ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	559	
53	A453	療養型Ⅰｖｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	550	
53	A454	療養型Ⅰｖｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	550	
53	A455	療養型Ⅰｖｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	543	
53	A456	療養型Ⅰｖｉ1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			519	
53	A457	療養型Ⅰｖｉ2・定超				要介護2 873 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			611	
53	A458	療養型Ⅰｖｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	634	
53	A459	療養型Ⅰｖｉ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	625	
53	A460	療養型Ⅰｖｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	625	
53	A461	療養型Ⅰｖｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	618	
53	A462	療養型Ⅰｖｉ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			594	
53	A463	療養型Ⅰｖｉ3・定超				要介護3 1,102 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			771	
53	A464	療養型Ⅰｖｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	794	
53	A465	療養型Ⅰｖｉ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	785	
53	A466	療養型Ⅰｖｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	785	
53	A467	療養型Ⅰｖｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	778	
53	A468	療養型Ⅰｖｉ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			754	
53	A469	療養型Ⅰｖｉ4・定超				要介護4 1,199 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			839	
53	A470	療養型Ⅰｖｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	862	
53	A471	療養型Ⅰｖｉ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	853	
53	A472	療養型Ⅰｖｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	853	
53	A473	療養型Ⅰｖｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	846	
53	A474	療養型Ⅰｖｉ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			822	
53	A475	療養型Ⅰｖｉ5・定超				要介護5 1,287 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			901	
53	A476	療養型Ⅰｖｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	924	
53	A477	療養型Ⅰｖｉ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	915	
53	A478	療養型Ⅰｖｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	915	
53	A479	療養型Ⅰｖｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	908	
53	A480	療養型Ⅰｖｉ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			883	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	8051	療養型Ⅱｉ1・定超	(1)療養型介護療養施設サービス費	(二)療養型介護療養施設サービス費（Ⅱ） 看護＜6:1＞ 介護＜5:1＞	a 療養型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 586 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合		410	1日につき
53	8052	療養型Ⅱｉ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	433	
53	8053	療養型Ⅱｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	424	
53	6561	療養型Ⅱｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	424	
53	8054	療養型Ⅱｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	417	
53	8055	療養型Ⅱｉ1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			393	
53	8061	療養型Ⅱｉ2・定超				要介護2 689 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			482	
53	8062	療養型Ⅱｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	505	
53	8063	療養型Ⅱｉ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	496	
53	6562	療養型Ⅱｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	496	
53	8064	療養型Ⅱｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	489	
53	8065	療養型Ⅱｉ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%		465	
53	8071	療養型Ⅱｉ3・定超				要介護3 841 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			589	
53	8072	療養型Ⅱｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	612	
53	8073	療養型Ⅱｉ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	603	
53	6563	療養型Ⅱｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	603	
53	8074	療養型Ⅱｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	596	
53	8075	療養型Ⅱｉ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			571	
53	8081	療養型Ⅱｉ4・定超				要介護4 987 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			691	
53	8082	療養型Ⅱｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	714	
53	8083	療養型Ⅱｉ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	705	
53	6564	療養型Ⅱｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	705	
53	8084	療養型Ⅱｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	698	
53	8085	療養型Ⅱｉ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			673	
53	8091	療養型Ⅱｉ5・定超				要介護5 1,027 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			719	
53	8092	療養型Ⅱｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	742	
53	8093	療養型Ⅱｉ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	733	
53	6565	療養型Ⅱｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	733	
53	8094	療養型Ⅱｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	726	
53	8095	療養型Ⅱｉ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			701	
53	C061	療養型Ⅱⅱ1・定超			b 療養型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜療養機能強化型＞ ＜従来型個室＞	要介護1 601 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			421	
53	C062	療養型Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	444	
53	C063	療養型Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	435	
53	C064	療養型Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	435	
53	C065	療養型Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	428	
53	C066	療養型Ⅱⅱ1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			403	
53	C067	療養型Ⅱⅱ2・定超				要介護2 707 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			495	
53	C068	療養型Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	518	
53	C069	療養型Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	509	
53	C070	療養型Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	509	
53	C071	療養型Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	502	
53	C072	療養型Ⅱⅱ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			477	
53	C073	療養型Ⅱⅱ3・定超				要介護3 862 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			603	
53	C074	療養型Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	626	
53	C075	療養型Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	617	
53	C076	療養型Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	617	
53	C077	療養型Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	610	
53	C078	療養型Ⅱⅱ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			586	
53	C079	療養型Ⅱⅱ4・定超				要介護4 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			708	
53	C080	療養型Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	731	
53	C081	療養型Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	722	
53	C082	療養型Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	722	
53	C083	療養型Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	715	
53	C084	療養型Ⅱⅱ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			691	
53	C085	療養型Ⅱⅱ5・定超				要介護5 1,053 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			737	
53	C086	療養型Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	760	
53	C087	療養型Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	751	
53	C088	療養型Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	751	
53	C089	療養型Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	744	
53	C090	療養型Ⅱⅱ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			720	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	8056	療養型Ⅱ iii 1・定超	(1)療養型介護療養施設サービス費	(二)療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護＜6:1＞ 介護＜5:1＞	c 療養型介護療養施設サービス費(iii) ＜多床室＞	要介護1 691 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合		484	1日につき
53	8057	療養型Ⅱ iii 1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	507	
53	8058	療養型Ⅱ iii 1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	498	
53	6566	療養型Ⅱ iii 1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	498	
53	8059	療養型Ⅱ iii 1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	491	
53	8060	療養型Ⅱ iii 1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			466	
53	8066	療養型Ⅱ iii 2・定超				要介護2 794 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			556	
53	8067	療養型Ⅱ iii 2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	579	
53	8068	療養型Ⅱ iii 2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	570	
53	6567	療養型Ⅱ iii 2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	570	
53	8069	療養型Ⅱ iii 2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	563	
53	8070	療養型Ⅱ iii 2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%		538	
53	8076	療養型Ⅱ iii 3・定超				要介護3 945 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			662	
53	8077	療養型Ⅱ iii 3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	685	
53	8078	療養型Ⅱ iii 3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	676	
53	6568	療養型Ⅱ iii 3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	676	
53	8079	療養型Ⅱ iii 3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	669	
53	8080	療養型Ⅱ iii 3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			644	
53	8086	療養型Ⅱ iii 4・定超				要介護4 1,092 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			764	
53	8087	療養型Ⅱ iii 4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	787	
53	8088	療養型Ⅱ iii 4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	778	
53	6569	療養型Ⅱ iii 4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	778	
53	8089	療養型Ⅱ iii 4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	771	
53	8090	療養型Ⅱ iii 4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			747	
53	8096	療養型Ⅱ iii 5・定超				要介護5 1,131 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			792	
53	8097	療養型Ⅱ iii 5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	815	
53	8098	療養型Ⅱ iii 5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	806	
53	6570	療養型Ⅱ iii 5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	806	
53	8099	療養型Ⅱ iii 5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	799	
53	8100	療養型Ⅱ iii 5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			774	
53	C091	療養型Ⅱ iv 1・定超			d 療養型介護療養施設サービス費(iv) ＜療養機能強化型＞ ＜多床室＞	要介護1 709 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			496	
53	C092	療養型Ⅱ iv 1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	519	
53	C093	療養型Ⅱ iv 1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	510	
53	C094	療養型Ⅱ iv 1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	510	
53	C095	療養型Ⅱ iv 1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	503	
53	C096	療養型Ⅱ iv 1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			479	
53	C097	療養型Ⅱ iv 2・定超				要介護2 814 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			570	
53	C098	療養型Ⅱ iv 2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	593	
53	C099	療養型Ⅱ iv 2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	584	
53	C100	療養型Ⅱ iv 2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	584	
53	C101	療養型Ⅱ iv 2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	577	
53	C102	療養型Ⅱ iv 2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			552	
53	C103	療養型Ⅱ iv 3・定超				要介護3 969 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			678	
53	C104	療養型Ⅱ iv 3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	701	
53	C105	療養型Ⅱ iv 3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	692	
53	C106	療養型Ⅱ iv 3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	692	
53	C107	療養型Ⅱ iv 3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	685	
53	C108	療養型Ⅱ iv 3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			661	
53	C109	療養型Ⅱ iv 4・定超				要介護4 1,119 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			783	
53	C110	療養型Ⅱ iv 4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	806	
53	C111	療養型Ⅱ iv 4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	797	
53	C112	療養型Ⅱ iv 4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	797	
53	C113	療養型Ⅱ iv 4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	790	
53	C114	療養型Ⅱ iv 4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			766	
53	C115	療養型Ⅱ iv 5・定超				要介護5 1,159 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			811	
53	C116	療養型Ⅱ iv 5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	834	
53	C117	療養型Ⅱ iv 5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	825	
53	C118	療養型Ⅱ iv 5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	825	
53	C119	療養型Ⅱ iv 5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	818	
53	C120	療養型Ⅱ iv 5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			794	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	8101	療養型Ⅲｉ1・定超	(1)療養型介護療養施設サービス費	(三)療養型介護療養施設サービス費（Ⅲ） 看護＜6:1＞ 介護＜6:1＞	a 療養型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 564 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合		395	1日につき
53	8102	療養型Ⅲｉ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	418	
53	8103	療養型Ⅲｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	409	
53	6571	療養型Ⅲｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	409	
53	8104	療養型Ⅲｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	402	
53	8105	療養型Ⅲｉ1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			377	
53	8111	療養型Ⅲｉ2・定超				要介護2 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			469	
53	8112	療養型Ⅲｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	492	
53	8113	療養型Ⅲｉ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	483	
53	6572	療養型Ⅲｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	483	
53	8114	療養型Ⅲｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	476	
53	8115	療養型Ⅲｉ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%		452	
53	8121	療養型Ⅲｉ3・定超				要介護3 813 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			569	
53	8122	療養型Ⅲｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	592	
53	8123	療養型Ⅲｉ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	583	
53	6573	療養型Ⅲｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	583	
53	8124	療養型Ⅲｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	576	
53	8125	療養型Ⅲｉ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			552	
53	8131	療養型Ⅲｉ4・定超				要介護4 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			673	
53	8132	療養型Ⅲｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	696	
53	8133	療養型Ⅲｉ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	687	
53	6574	療養型Ⅲｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	687	
53	8134	療養型Ⅲｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	680	
53	8135	療養型Ⅲｉ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			656	
53	8141	療養型Ⅲｉ5・定超				要介護5 1,001 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			701	
53	8142	療養型Ⅲｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	724	
53	8143	療養型Ⅲｉ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	715	
53	6575	療養型Ⅲｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	715	
53	8144	療養型Ⅲｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	708	
53	8145	療養型Ⅲｉ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			683	
53	8106	療養型Ⅲⅱ1・定超			b 療養型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			469	
53	8107	療養型Ⅲⅱ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	492	
53	8108	療養型Ⅲⅱ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	483	
53	6576	療養型Ⅲⅱ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	483	
53	8109	療養型Ⅲⅱ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	476	
53	8110	療養型Ⅲⅱ1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			452	
53	8116	療養型Ⅲⅱ2・定超				要介護2 775 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			543	
53	8117	療養型Ⅲⅱ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	566	
53	8118	療養型Ⅲⅱ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	557	
53	6577	療養型Ⅲⅱ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	557	
53	8119	療養型Ⅲⅱ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	550	
53	8120	療養型Ⅲⅱ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			525	
53	8126	療養型Ⅲⅱ3・定超				要介護3 919 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			643	
53	8127	療養型Ⅲⅱ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	666	
53	8128	療養型Ⅲⅱ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	657	
53	6578	療養型Ⅲⅱ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	657	
53	8129	療養型Ⅲⅱ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	650	
53	8130	療養型Ⅲⅱ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			626	
53	8136	療養型Ⅲⅱ4・定超				要介護4 1,068 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			748	
53	8137	療養型Ⅲⅱ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	771	
53	8138	療養型Ⅲⅱ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	762	
53	6579	療養型Ⅲⅱ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	762	
53	8139	療養型Ⅲⅱ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	755	
53	8140	療養型Ⅲⅱ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			730	
53	8146	療養型Ⅲⅱ5・定超				要介護5 1,107 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			775	
53	8147	療養型Ⅲⅱ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	798	
53	8148	療養型Ⅲⅱ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	789	
53	6580	療養型Ⅲⅱ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	789	
53	8149	療養型Ⅲⅱ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	782	
53	8150	療養型Ⅲⅱ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			757	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	1151	療養経過型Ⅰｉ1・定超	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a 療養型経過型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 650 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合		455	1日につき
53	1152	療養経過型Ⅰｉ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	478	
53	1153	療養経過型Ⅰｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	469	
53	6581	療養経過型Ⅰｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	469	
53	1154	療養経過型Ⅰｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	462	
53	1155	療養経過型Ⅰｉ1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			438	
53	1156	療養経過型Ⅰｉ2・定超				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			528	
53	1157	療養経過型Ⅰｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	551	
53	1158	療養経過型Ⅰｉ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	542	
53	6582	療養経過型Ⅰｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	542	
53	1159	療養経過型Ⅰｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	535	
53	1160	療養経過型Ⅰｉ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%		510	
53	1161	療養経過型Ⅰｉ3・定超				要介護3 897 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			628	
53	1162	療養経過型Ⅰｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	651	
53	1163	療養経過型Ⅰｉ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	642	
53	6583	療養経過型Ⅰｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	642	
53	1164	療養経過型Ⅰｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	635	
53	1165	療養経過型Ⅰｉ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			610	
53	1166	療養経過型Ⅰｉ4・定超				要介護4 983 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			688	
53	1167	療養経過型Ⅰｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	711	
53	1168	療養経過型Ⅰｉ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	702	
53	6584	療養経過型Ⅰｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	702	
53	1169	療養経過型Ⅰｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	695	
53	1170	療養経過型Ⅰｉ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			671	
53	1171	療養経過型Ⅰｉ5・定超				要介護5 1,070 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			749	
53	1172	療養経過型Ⅰｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	772	
53	1173	療養経過型Ⅰｉ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	763	
53	6585	療養経過型Ⅰｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	763	
53	1174	療養経過型Ⅰｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	756	
53	1175	療養経過型Ⅰｉ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			732	
53	1176	療養経過型Ⅰⅱ1・定超			b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 755 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			529	
53	1177	療養経過型Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	552	
53	1178	療養経過型Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	543	
53	6586	療養経過型Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	543	
53	1179	療養経過型Ⅰⅱ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	536	
53	1180	療養経過型Ⅰⅱ1・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			511	
53	1181	療養経過型Ⅰⅱ2・定超				要介護2 860 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			602	
53	1182	療養経過型Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	625	
53	1183	療養経過型Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	616	
53	6587	療養経過型Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	616	
53	1184	療養経過型Ⅰⅱ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	609	
53	1185	療養経過型Ⅰⅱ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			585	
53	1186	療養経過型Ⅰⅱ3・定超				要介護3 1,002 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			701	
53	1187	療養経過型Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	724	
53	1188	療養経過型Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	715	
53	6588	療養経過型Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	715	
53	1189	療養経過型Ⅰⅱ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	708	
53	1190	療養経過型Ⅰⅱ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			684	
53	1191	療養経過型Ⅰⅱ4・定超				要介護4 1,089 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			762	
53	1192	療養経過型Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	785	
53	1193	療養経過型Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	776	
53	6589	療養経過型Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	776	
53	1194	療養経過型Ⅰⅱ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	769	
53	1195	療養経過型Ⅰⅱ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			745	
53	1196	療養経過型Ⅰⅱ5・定超				要介護5 1,175 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			823	
53	1197	療養経過型Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	846	
53	1198	療養経過型Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	837	
53	6590	療養経過型Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	837	
53	1199	療養経過型Ⅰⅱ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	830	
53	1200	療養経過型Ⅰⅱ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			805	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	5273	療養経過型Ⅱｉ1・定超	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(二)療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a 療養型経過型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			455	1日につき
53	5274	療養経過型Ⅱｉ1・定超・夜Ⅰ				650 単位			夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	478	
53	5275	療養経過型Ⅱｉ1・定超・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	469	
53	6591	療養経過型Ⅱｉ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	469	
53	5276	療養経過型Ⅱｉ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	462	
53	5277	療養経過型Ⅱｉ1・夜減・定超		看護＜8:1＞	＜従来型個室＞		夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			438	
53	5278	療養経過型Ⅱｉ2・定超		介護＜4:1＞		要介護2	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				528	
53	5279	療養経過型Ⅱｉ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	551	
53	5280	療養経過型Ⅱｉ2・定超・夜Ⅱ				754 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	542	
53	6592	療養経過型Ⅱｉ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	542	
53	5281	療養経過型Ⅱｉ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	535	
53	5282	療養経過型Ⅱｉ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位	× 70%		510	
53	5283	療養経過型Ⅱｉ3・定超				要介護3	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				600	
53	5284	療養経過型Ⅱｉ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	623	
53	5285	療養経過型Ⅱｉ3・定超・夜Ⅱ				857 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	614	
53	6593	療養経過型Ⅱｉ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	614	
53	5286	療養経過型Ⅱｉ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	607	
53	5287	療養経過型Ⅱｉ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			582	
53	5288	療養経過型Ⅱｉ4・定超				要介護4	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				661	
53	5289	療養経過型Ⅱｉ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	684	
53	5290	療養経過型Ⅱｉ4・定超・夜Ⅱ				944 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	675	
53	6594	療養経過型Ⅱｉ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	675	
53	5291	療養経過型Ⅱｉ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	668	
53	5292	療養経過型Ⅱｉ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			643	
53	5293	療養経過型Ⅱｉ5・定超				要介護5	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				721	
53	5294	療養経過型Ⅱｉ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	744	
53	5295	療養経過型Ⅱｉ5・定超・夜Ⅱ				1,030 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	735	
53	6595	療養経過型Ⅱｉ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	735	
53	5296	療養経過型Ⅱｉ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	728	
53	5297	療養経過型Ⅱｉ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			704	
53	5298	療養経過型Ⅱⅱ1・定超			b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				529	
53	5299	療養経過型Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	552	
53	5300	療養経過型Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅱ				755 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	543	
53	6596	療養経過型Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	543	
53	5301	療養経過型Ⅱⅱ1・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	536	
53	5302	療養経過型Ⅱⅱ1・夜減・定超			＜多床室＞		夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			511	
53	5303	療養経過型Ⅱⅱ2・定超				要介護2	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				602	
53	5304	療養経過型Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	625	
53	5305	療養経過型Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅱ				860 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	616	
53	6597	療養経過型Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	616	
53	5306	療養経過型Ⅱⅱ2・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	609	
53	5307	療養経過型Ⅱⅱ2・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			585	
53	5308	療養経過型Ⅱⅱ3・定超				要介護3	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				673	
53	5309	療養経過型Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	696	
53	5310	療養経過型Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅱ				962 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	687	
53	6598	療養経過型Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	687	
53	5311	療養経過型Ⅱⅱ3・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	680	
53	5312	療養経過型Ⅱⅱ3・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			656	
53	5313	療養経過型Ⅱⅱ4・定超				要介護4	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				734	
53	5314	療養経過型Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	757	
53	5315	療養経過型Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅱ				1,048 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	748	
53	6599	療養経過型Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	748	
53	5316	療養経過型Ⅱⅱ4・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	741	
53	5317	療養経過型Ⅱⅱ4・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			716	
53	5318	療養経過型Ⅱⅱ5・定超				要介護5	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				795	
53	5319	療養経過型Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	818	
53	5320	療養経過型Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅱ				1,136 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	809	
53	6600	療養経過型Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	809	
53	5321	療養経過型Ⅱⅱ5・定超・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	802	
53	5322	療養経過型Ⅱⅱ5・夜減・定超					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			778	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	8151	ユ型療養型Ⅰ1・定超	(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合		537	1日につき
53	8152	ユ型療養型Ⅰ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	560	
53	8153	ユ型療養型Ⅰ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	551	
53	6601	ユ型療養型Ⅰ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	551	
53	8154	ユ型療養型Ⅰ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	544	
53	8155	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			519	
53	8156	ユ型療養型Ⅰ2・定超			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			609	
53	8157	ユ型療養型Ⅰ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	632	
53	8158	ユ型療養型Ⅰ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	623	
53	6602	ユ型療養型Ⅰ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	623	
53	8159	ユ型療養型Ⅰ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	616	
53	8160	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%		592	
53	8161	ユ型療養型Ⅰ3・定超			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			765	
53	8162	ユ型療養型Ⅰ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	788	
53	8163	ユ型療養型Ⅰ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	779	
53	6603	ユ型療養型Ⅰ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	779	
53	8164	ユ型療養型Ⅰ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	772	
53	8165	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			748	
53	8166	ユ型療養型Ⅰ4・定超			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			832	
53	8167	ユ型療養型Ⅰ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
53	8168	ユ型療養型Ⅰ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
53	6604	ユ型療養型Ⅰ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
53	8169	ユ型療養型Ⅰ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
53	8170	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			814	
53	8171	ユ型療養型Ⅰ5・定超			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			891	
53	8172	ユ型療養型Ⅰ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	914	
53	8173	ユ型療養型Ⅰ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	905	
53	6605	ユ型療養型Ⅰ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	905	
53	8174	ユ型療養型Ⅰ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	898	
53	8175	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			874	
53	A481	ユ型療養型Ⅱ1・定超		(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			557	
53	A482	ユ型療養型Ⅱ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	580	
53	A483	ユ型療養型Ⅱ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	571	
53	A484	ユ型療養型Ⅱ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	571	
53	A485	ユ型療養型Ⅱ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	564	
53	A486	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			539	
53	A487	ユ型療養型Ⅱ2・定超			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			632	
53	A488	ユ型療養型Ⅱ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	655	
53	A489	ユ型療養型Ⅱ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	646	
53	A490	ユ型療養型Ⅱ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	646	
53	A491	ユ型療養型Ⅱ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	639	
53	A492	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			615	
53	A493	ユ型療養型Ⅱ3・定超			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			795	
53	A494	ユ型療養型Ⅱ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	818	
53	A495	ユ型療養型Ⅱ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	809	
53	A496	ユ型療養型Ⅱ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	809	
53	A497	ユ型療養型Ⅱ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	802	
53	A498	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			778	
53	A499	ユ型療養型Ⅱ4・定超			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			865	
53	A500	ユ型療養型Ⅱ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	888	
53	A501	ユ型療養型Ⅱ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	879	
53	A502	ユ型療養型Ⅱ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	879	
53	A503	ユ型療養型Ⅱ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	872	
53	A504	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			847	
53	A505	ユ型療養型Ⅱ5・定超			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			927	
53	A506	ユ型療養型Ⅱ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	950	
53	A507	ユ型療養型Ⅱ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	941	
53	A508	ユ型療養型Ⅱ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	941	
53	A509	ユ型療養型Ⅱ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	934	
53	A510	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			909	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	A511	ユ型療養型Ⅲ1・定超	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合		550	1日につき
53	A512	ユ型療養型Ⅲ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	573	
53	A513	ユ型療養型Ⅲ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	564	
53	A514	ユ型療養型Ⅲ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	564	
53	A515	ユ型療養型Ⅲ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	557	
53	A516	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			532	
53	A517	ユ型療養型Ⅲ2・定超			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			624	
53	A518	ユ型療養型Ⅲ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	647	
53	A519	ユ型療養型Ⅲ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	638	
53	A520	ユ型療養型Ⅲ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	638	
53	A521	ユ型療養型Ⅲ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	631	
53	A522	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%		606	
53	A523	ユ型療養型Ⅲ3・定超			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			785	
53	A524	ユ型療養型Ⅲ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	808	
53	A525	ユ型療養型Ⅲ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	799	
53	A526	ユ型療養型Ⅲ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	799	
53	A527	ユ型療養型Ⅲ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	792	
53	A528	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			767	
53	A529	ユ型療養型Ⅲ4・定超			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			853	
53	A530	ユ型療養型Ⅲ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	876	
53	A531	ユ型療養型Ⅲ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	867	
53	A532	ユ型療養型Ⅲ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	867	
53	A533	ユ型療養型Ⅲ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	860	
53	A534	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			835	
53	A535	ユ型療養型Ⅲ5・定超			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			914	
53	A536	ユ型療養型Ⅲ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	937	
53	A537	ユ型療養型Ⅲ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	928	
53	A538	ユ型療養型Ⅲ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	928	
53	A539	ユ型療養型Ⅲ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	921	
53	A540	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			897	
53	8176	ユ型療養型Ⅳ1・定超		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			537	
53	8177	ユ型療養型Ⅳ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	560	
53	8178	ユ型療養型Ⅳ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	551	
53	6606	ユ型療養型Ⅳ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	551	
53	8179	ユ型療養型Ⅳ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	544	
53	8180	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			519	
53	8181	ユ型療養型Ⅳ2・定超			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			609	
53	8182	ユ型療養型Ⅳ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	632	
53	8183	ユ型療養型Ⅳ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	623	
53	6607	ユ型療養型Ⅳ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	623	
53	8184	ユ型療養型Ⅳ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	616	
53	8185	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			592	
53	8186	ユ型療養型Ⅳ3・定超			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			765	
53	8187	ユ型療養型Ⅳ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	788	
53	8188	ユ型療養型Ⅳ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	779	
53	6608	ユ型療養型Ⅳ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	779	
53	8189	ユ型療養型Ⅳ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	772	
53	8190	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			748	
53	8191	ユ型療養型Ⅳ4・定超			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			832	
53	8192	ユ型療養型Ⅳ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
53	8193	ユ型療養型Ⅳ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
53	6609	ユ型療養型Ⅳ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
53	8194	ユ型療養型Ⅳ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
53	8195	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			814	
53	8196	ユ型療養型Ⅳ5・定超			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			891	
53	8197	ユ型療養型Ⅳ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	914	
53	8198	ユ型療養型Ⅳ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	905	
53	6610	ユ型療養型Ⅳ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	905	
53	8199	ユ型療養型Ⅳ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	898	
53	8200	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			874	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	A541	ユ型療養型Ⅴ1・定超	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合			557	1日につき
53	A542	ユ型療養型Ⅴ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	580	
53	A543	ユ型療養型Ⅴ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	571	
53	A544	ユ型療養型Ⅴ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	571	
53	A545	ユ型療養型Ⅴ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	564	
53	A546	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合			ー 25 単位	539	
53	A547	ユ型療養型Ⅴ2・定超			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				632	
53	A548	ユ型療養型Ⅴ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	655	
53	A549	ユ型療養型Ⅴ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	646	
53	A550	ユ型療養型Ⅴ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	646	
53	A551	ユ型療養型Ⅴ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	639	
53	A552	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合	× 70%		ー 25 単位	615	
53	A553	ユ型療養型Ⅴ3・定超			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				795	
53	A554	ユ型療養型Ⅴ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	818	
53	A555	ユ型療養型Ⅴ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	809	
53	A556	ユ型療養型Ⅴ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	809	
53	A557	ユ型療養型Ⅴ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	802	
53	A558	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合			ー 25 単位	778	
53	A559	ユ型療養型Ⅴ4・定超			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				865	
53	A560	ユ型療養型Ⅴ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	888	
53	A561	ユ型療養型Ⅴ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	879	
53	A562	ユ型療養型Ⅴ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	879	
53	A563	ユ型療養型Ⅴ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	872	
53	A564	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合			ー 25 単位	847	
53	A565	ユ型療養型Ⅴ5・定超			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				927	
53	A566	ユ型療養型Ⅴ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	950	
53	A567	ユ型療養型Ⅴ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	941	
53	A568	ユ型療養型Ⅴ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	941	
53	A569	ユ型療養型Ⅴ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	934	
53	A570	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合			ー 25 単位	909	
53	A571	ユ型療養型Ⅵ1・定超		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				550	
53	A572	ユ型療養型Ⅵ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	573	
53	A573	ユ型療養型Ⅵ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	564	
53	A574	ユ型療養型Ⅵ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	564	
53	A575	ユ型療養型Ⅵ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	557	
53	A576	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合			ー 25 単位	532	
53	A577	ユ型療養型Ⅵ2・定超			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				624	
53	A578	ユ型療養型Ⅵ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	647	
53	A579	ユ型療養型Ⅵ2・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	638	
53	A580	ユ型療養型Ⅵ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	638	
53	A581	ユ型療養型Ⅵ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	631	
53	A582	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合			ー 25 単位	606	
53	A583	ユ型療養型Ⅵ3・定超			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				785	
53	A584	ユ型療養型Ⅵ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	808	
53	A585	ユ型療養型Ⅵ3・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	799	
53	A586	ユ型療養型Ⅵ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	799	
53	A587	ユ型療養型Ⅵ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	792	
53	A588	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合			ー 25 単位	767	
53	A589	ユ型療養型Ⅵ4・定超			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				853	
53	A590	ユ型療養型Ⅵ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	876	
53	A591	ユ型療養型Ⅵ4・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	867	
53	A592	ユ型療養型Ⅵ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	867	
53	A593	ユ型療養型Ⅵ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	860	
53	A594	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合			ー 25 単位	835	
53	A595	ユ型療養型Ⅵ5・定超			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				914	
53	A596	ユ型療養型Ⅵ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	937	
53	A597	ユ型療養型Ⅵ5・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	928	
53	A598	ユ型療養型Ⅵ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	928	
53	A599	ユ型療養型Ⅵ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	921	
53	A600	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合			ー 25 単位	897	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	7601	ユ型療養型Ⅰ1・定超・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合	ユニットケア体制未整備減算		521	1日につき
53	7602	ユ型療養型Ⅰ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	7603	ユ型療養型Ⅰ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6611	ユ型療養型Ⅰ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	7604	ユ型療養型Ⅰ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	7605	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	7606	ユ型療養型Ⅰ2・定超・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	7607	ユ型療養型Ⅰ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	7608	ユ型療養型Ⅰ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6612	ユ型療養型Ⅰ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	7609	ユ型療養型Ⅰ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	7610	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	7611	ユ型療養型Ⅰ3・定超・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				742	
53	7612	ユ型療養型Ⅰ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	765	
53	7613	ユ型療養型Ⅰ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	756	
53	6613	ユ型療養型Ⅰ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	756	
53	7614	ユ型療養型Ⅰ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	749	
53	7615	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%	× 97%		726	
53	7616	ユ型療養型Ⅰ4・定超・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				807	
53	7617	ユ型療養型Ⅰ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	830	
53	7618	ユ型療養型Ⅰ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	821	
53	6614	ユ型療養型Ⅰ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	821	
53	7619	ユ型療養型Ⅰ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	814	
53	7620	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				790	
53	7621	ユ型療養型Ⅰ5・定超・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				864	
53	7622	ユ型療養型Ⅰ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	887	
53	7623	ユ型療養型Ⅰ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	878	
53	6615	ユ型療養型Ⅰ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	878	
53	7624	ユ型療養型Ⅰ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	871	
53	7625	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				848	
53	A601	ユ型療養型Ⅱ1・定超・未		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				540	
53	A602	ユ型療養型Ⅱ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	563	
53	A603	ユ型療養型Ⅱ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	554	
53	A604	ユ型療養型Ⅱ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	554	
53	A605	ユ型療養型Ⅱ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	547	
53	A606	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				523	
53	A607	ユ型療養型Ⅱ2・定超・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				613	
53	A608	ユ型療養型Ⅱ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	636	
53	A609	ユ型療養型Ⅱ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	627	
53	A610	ユ型療養型Ⅱ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	627	
53	A611	ユ型療養型Ⅱ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	620	
53	A612	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				597	
53	A613	ユ型療養型Ⅱ3・定超・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				771	
53	A614	ユ型療養型Ⅱ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	794	
53	A615	ユ型療養型Ⅱ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	785	
53	A616	ユ型療養型Ⅱ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	785	
53	A617	ユ型療養型Ⅱ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	778	
53	A618	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				755	
53	A619	ユ型療養型Ⅱ4・定超・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				839	
53	A620	ユ型療養型Ⅱ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	862	
53	A621	ユ型療養型Ⅱ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	853	
53	A622	ユ型療養型Ⅱ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	853	
53	A623	ユ型療養型Ⅱ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	846	
53	A624	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				822	
53	A625	ユ型療養型Ⅱ5・定超・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				899	
53	A626	ユ型療養型Ⅱ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	922	
53	A627	ユ型療養型Ⅱ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	913	
53	A628	ユ型療養型Ⅱ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	913	
53	A629	ユ型療養型Ⅱ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	906	
53	A630	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				882	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	A631	ユ型療養型Ⅲ1・定超・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合	ユニットケア体制未整備減算		534	1日につき
53	A632	ユ型療養型Ⅲ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	557	
53	A633	ユ型療養型Ⅲ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	548	
53	A634	ユ型療養型Ⅲ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	548	
53	A635	ユ型療養型Ⅲ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	541	
53	A636	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				516	
53	A637	ユ型療養型Ⅲ2・定超・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				605	
53	A638	ユ型療養型Ⅲ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	628	
53	A639	ユ型療養型Ⅲ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	619	
53	A640	ユ型療養型Ⅲ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	619	
53	A641	ユ型療養型Ⅲ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	612	
53	A642	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				588	
53	A643	ユ型療養型Ⅲ3・定超・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				761	
53	A644	ユ型療養型Ⅲ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	784	
53	A645	ユ型療養型Ⅲ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	775	
53	A646	ユ型療養型Ⅲ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	775	
53	A647	ユ型療養型Ⅲ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	768	
53	A648	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%	× 97%		744	
53	A649	ユ型療養型Ⅲ4・定超・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				827	
53	A650	ユ型療養型Ⅲ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	850	
53	A651	ユ型療養型Ⅲ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	841	
53	A652	ユ型療養型Ⅲ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	841	
53	A653	ユ型療養型Ⅲ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	834	
53	A654	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				810	
53	A655	ユ型療養型Ⅲ5・定超・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				887	
53	A656	ユ型療養型Ⅲ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	910	
53	A657	ユ型療養型Ⅲ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	901	
53	A658	ユ型療養型Ⅲ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	901	
53	A659	ユ型療養型Ⅲ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	894	
53	A660	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				870	
53	7626	ユ型療養型Ⅳ1・定超・未		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				521	
53	7627	ユ型療養型Ⅳ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	7628	ユ型療養型Ⅳ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6616	ユ型療養型Ⅳ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	7629	ユ型療養型Ⅳ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	7630	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	7631	ユ型療養型Ⅳ2・定超・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	7632	ユ型療養型Ⅳ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	7633	ユ型療養型Ⅳ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6617	ユ型療養型Ⅳ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	7634	ユ型療養型Ⅳ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	7635	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	7636	ユ型療養型Ⅳ3・定超・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				742	
53	7637	ユ型療養型Ⅳ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	765	
53	7638	ユ型療養型Ⅳ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	756	
53	6618	ユ型療養型Ⅳ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	756	
53	7639	ユ型療養型Ⅳ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	749	
53	7640	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				726	
53	7641	ユ型療養型Ⅳ4・定超・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				807	
53	7642	ユ型療養型Ⅳ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	830	
53	7643	ユ型療養型Ⅳ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	821	
53	6619	ユ型療養型Ⅳ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	821	
53	7644	ユ型療養型Ⅳ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	814	
53	7645	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				790	
53	7646	ユ型療養型Ⅳ5・定超・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				864	
53	7647	ユ型療養型Ⅳ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	887	
53	7648	ユ型療養型Ⅳ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	878	
53	6620	ユ型療養型Ⅳ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	878	
53	7649	ユ型療養型Ⅳ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	871	
53	7650	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				848	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	A661	ユ型療養型Ⅴ1・定超・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合	ユニットケア体制未整備減算		540	1日につき
53	A662	ユ型療養型Ⅴ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	563	
53	A663	ユ型療養型Ⅴ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	554	
53	A664	ユ型療養型Ⅴ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	554	
53	A665	ユ型療養型Ⅴ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	547	
53	A666	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				523	
53	A667	ユ型療養型Ⅴ2・定超・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				613	
53	A668	ユ型療養型Ⅴ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	636	
53	A669	ユ型療養型Ⅴ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	627	
53	A670	ユ型療養型Ⅴ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	627	
53	A671	ユ型療養型Ⅴ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	620	
53	A672	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				597	
53	A673	ユ型療養型Ⅴ3・定超・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				771	
53	A674	ユ型療養型Ⅴ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	794	
53	A675	ユ型療養型Ⅴ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	785	
53	A676	ユ型療養型Ⅴ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	785	
53	A677	ユ型療養型Ⅴ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	778	
53	A678	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%	× 97%		755	
53	A679	ユ型療養型Ⅴ4・定超・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				839	
53	A680	ユ型療養型Ⅴ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	862	
53	A681	ユ型療養型Ⅴ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	853	
53	A682	ユ型療養型Ⅴ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	853	
53	A683	ユ型療養型Ⅴ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	846	
53	A684	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				822	
53	A685	ユ型療養型Ⅴ5・定超・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				899	
53	A686	ユ型療養型Ⅴ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	922	
53	A687	ユ型療養型Ⅴ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	913	
53	A688	ユ型療養型Ⅴ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	913	
53	A689	ユ型療養型Ⅴ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	906	
53	A690	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				882	
53	A691	ユ型療養型Ⅵ1・定超・未		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				534	
53	A692	ユ型療養型Ⅵ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	557	
53	A693	ユ型療養型Ⅵ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	548	
53	A694	ユ型療養型Ⅵ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	548	
53	A695	ユ型療養型Ⅵ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	541	
53	A696	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				516	
53	A697	ユ型療養型Ⅵ2・定超・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				605	
53	A698	ユ型療養型Ⅵ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	628	
53	A699	ユ型療養型Ⅵ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	619	
53	A700	ユ型療養型Ⅵ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	619	
53	A701	ユ型療養型Ⅵ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	612	
53	A702	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				588	
53	A703	ユ型療養型Ⅵ3・定超・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				761	
53	A704	ユ型療養型Ⅵ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	784	
53	A705	ユ型療養型Ⅵ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	775	
53	A706	ユ型療養型Ⅵ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	775	
53	A707	ユ型療養型Ⅵ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	768	
53	A708	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				744	
53	A709	ユ型療養型Ⅵ4・定超・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				827	
53	A710	ユ型療養型Ⅵ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	850	
53	A711	ユ型療養型Ⅵ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	841	
53	A712	ユ型療養型Ⅵ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	841	
53	A713	ユ型療養型Ⅵ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	834	
53	A714	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				810	
53	A715	ユ型療養型Ⅵ5・定超・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				887	
53	A716	ユ型療養型Ⅵ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	910	
53	A717	ユ型療養型Ⅵ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	901	
53	A718	ユ型療養型Ⅵ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	901	
53	A719	ユ型療養型Ⅵ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	894	
53	A720	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				870	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	1201	ユ型療養経過Ⅰ1・定超	(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合		537	1日につき
53	1202	ユ型療養経過Ⅰ1・定超・夜Ⅰ			767 単位			夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	560	
53	1203	ユ型療養経過Ⅰ1・定超・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	551	
53	6621	ユ型療養経過Ⅰ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	551	
53	1204	ユ型療養経過Ⅰ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	544	
53	1205	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・定超		＜ユニット型個室＞		夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			519	
53	1206	ユ型療養経過Ⅰ2・定超			要介護2	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			609	
53	1207	ユ型療養経過Ⅰ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	632	
53	1208	ユ型療養経過Ⅰ2・定超・夜Ⅱ			870 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	623	
53	6622	ユ型療養経過Ⅰ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	623	
53	1209	ユ型療養経過Ⅰ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	616	
53	1210	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%		592	
53	1211	ユ型療養経過Ⅰ3・定超			要介護3	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			704	
53	1212	ユ型療養経過Ⅰ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	727	
53	1213	ユ型療養経過Ⅰ3・定超・夜Ⅱ			1,006 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	718	
53	6623	ユ型療養経過Ⅰ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	718	
53	1214	ユ型療養経過Ⅰ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	711	
53	1215	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			687	
53	1216	ユ型療養経過Ⅰ4・定超			要介護4	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			764	
53	1217	ユ型療養経過Ⅰ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	787	
53	1218	ユ型療養経過Ⅰ4・定超・夜Ⅱ			1,091 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	778	
53	6624	ユ型療養経過Ⅰ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	778	
53	1219	ユ型療養経過Ⅰ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	771	
53	1220	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			746	
53	1221	ユ型療養経過Ⅰ5・定超			要介護5	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			823	
53	1222	ユ型療養経過Ⅰ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	846	
53	1223	ユ型療養経過Ⅰ5・定超・夜Ⅱ			1,176 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	837	
53	6625	ユ型療養経過Ⅰ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	837	
53	1224	ユ型療養経過Ⅰ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	830	
53	1225	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			806	
53	1226	ユ型療養経過Ⅱ1・定超		(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			537	
53	1227	ユ型療養経過Ⅱ1・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	560	
53	1228	ユ型療養経過Ⅱ1・定超・夜Ⅱ			767 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	551	
53	6626	ユ型療養経過Ⅱ1・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	551	
53	1229	ユ型療養経過Ⅱ1・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	544	
53	1230	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・定超		＜ユニット型準個室＞		夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			519	
53	1231	ユ型療養経過Ⅱ2・定超			要介護2	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			609	
53	1232	ユ型療養経過Ⅱ2・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	632	
53	1233	ユ型療養経過Ⅱ2・定超・夜Ⅱ			870 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	623	
53	6627	ユ型療養経過Ⅱ2・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	623	
53	1234	ユ型療養経過Ⅱ2・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	616	
53	1235	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			592	
53	1236	ユ型療養経過Ⅱ3・定超			要介護3	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			704	
53	1237	ユ型療養経過Ⅱ3・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	727	
53	1238	ユ型療養経過Ⅱ3・定超・夜Ⅱ			1,006 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	718	
53	6628	ユ型療養経過Ⅱ3・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	718	
53	1239	ユ型療養経過Ⅱ3・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	711	
53	1240	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			687	
53	1241	ユ型療養経過Ⅱ4・定超			要介護4	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			764	
53	1242	ユ型療養経過Ⅱ4・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	787	
53	1243	ユ型療養経過Ⅱ4・定超・夜Ⅱ			1,091 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	778	
53	6629	ユ型療養経過Ⅱ4・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	778	
53	1244	ユ型療養経過Ⅱ4・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	771	
53	1245	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			746	
53	1246	ユ型療養経過Ⅱ5・定超			要介護5	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			823	
53	1247	ユ型療養経過Ⅱ5・定超・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	846	
53	1248	ユ型療養経過Ⅱ5・定超・夜Ⅱ			1,176 単位			夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	837	
53	6630	ユ型療養経過Ⅱ5・定超・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	837	
53	1249	ユ型療養経過Ⅱ5・定超・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	830	
53	1250	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・定超				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			806	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	1251	ユ型療養経過Ⅰ1・定超・未	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	定員超過の場合	ユニットケア体制未整備減算		521	1日につき
53	1252	ユ型療養経過Ⅰ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	1253	ユ型療養経過Ⅰ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6631	ユ型療養経過Ⅰ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	1254	ユ型療養経過Ⅰ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	1255	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	1256	ユ型療養経過Ⅰ2・定超・未		＜ユニット型個室＞	要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	1257	ユ型療養経過Ⅰ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	1258	ユ型療養経過Ⅰ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6632	ユ型療養経過Ⅰ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	1259	ユ型療養経過Ⅰ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	1260	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	1261	ユ型療養経過Ⅰ3・定超・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				683	
53	1262	ユ型療養経過Ⅰ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	706	
53	1263	ユ型療養経過Ⅰ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	697	
53	6633	ユ型療養経過Ⅰ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	697	
53	1264	ユ型療養経過Ⅰ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	690	
53	1265	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%	× 97%		666	
53	1266	ユ型療養経過Ⅰ4・定超・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				741	
53	1267	ユ型療養経過Ⅰ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	764	
53	1268	ユ型療養経過Ⅰ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	755	
53	6634	ユ型療養経過Ⅰ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	755	
53	1269	ユ型療養経過Ⅰ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	748	
53	1270	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				724	
53	1271	ユ型療養経過Ⅰ5・定超・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				798	
53	1272	ユ型療養経過Ⅰ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	821	
53	1273	ユ型療養経過Ⅰ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	812	
53	6635	ユ型療養経過Ⅰ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	812	
53	1274	ユ型療養経過Ⅰ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	805	
53	1275	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				782	
53	1276	ユ型療養経過Ⅱ1・定超・未		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				521	
53	1277	ユ型療養経過Ⅱ1・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	1278	ユ型療養経過Ⅱ1・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6636	ユ型療養経過Ⅱ1・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	1279	ユ型療養経過Ⅱ1・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	1280	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	1281	ユ型療養経過Ⅱ2・定超・未		＜ユニット型準個室＞	要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	1282	ユ型療養経過Ⅱ2・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	1283	ユ型療養経過Ⅱ2・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6637	ユ型療養経過Ⅱ2・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	1284	ユ型療養経過Ⅱ2・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	1285	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	1286	ユ型療養経過Ⅱ3・定超・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				683	
53	1287	ユ型療養経過Ⅱ3・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	706	
53	1288	ユ型療養経過Ⅱ3・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	697	
53	6638	ユ型療養経過Ⅱ3・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	697	
53	1289	ユ型療養経過Ⅱ3・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	690	
53	1290	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				666	
53	1291	ユ型療養経過Ⅱ4・定超・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				741	
53	1292	ユ型療養経過Ⅱ4・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	764	
53	1293	ユ型療養経過Ⅱ4・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	755	
53	6639	ユ型療養経過Ⅱ4・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	755	
53	1294	ユ型療養経過Ⅱ4・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	748	
53	1295	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				724	
53	1296	ユ型療養経過Ⅱ5・定超・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				798	
53	1297	ユ型療養経過Ⅱ5・定超・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	821	
53	1298	ユ型療養経過Ⅱ5・定超・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	812	
53	6640	ユ型療養経過Ⅱ5・定超・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	812	
53	1299	ユ型療養経過Ⅱ5・定超・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	805	
53	1300	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・定超・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				782	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9001	療養型Ⅲｉ1・欠1	(1)療養型介護療養施設サービス費	(三)療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護＜6:1＞ 介護＜6:1＞	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 564 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合		395	1日につき
53	9002	療養型Ⅲｉ1・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	418	
53	9003	療養型Ⅲｉ1・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	409	
53	6641	療養型Ⅲｉ1・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	409	
53	9004	療養型Ⅲｉ1・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	402	
53	9005	療養型Ⅲｉ1・夜減・欠1					夜勤基準を満たさない場合 ― 25 単位			377	
53	9006	療養型Ⅲｉ2・欠1				要介護2 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			469	
53	9007	療養型Ⅲｉ2・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	492	
53	9008	療養型Ⅲｉ2・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	483	
53	6642	療養型Ⅲｉ2・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	483	
53	9009	療養型Ⅲｉ2・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	476	
53	9010	療養型Ⅲｉ2・夜減・欠1					夜勤基準を満たさない場合 ― 25 単位			452	
53	9011	療養型Ⅲｉ3・欠1				要介護3 813 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			569	
53	9012	療養型Ⅲｉ3・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	592	
53	9013	療養型Ⅲｉ3・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	583	
53	6643	療養型Ⅲｉ3・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	583	
53	9014	療養型Ⅲｉ3・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	576	
53	9015	療養型Ⅲｉ3・夜減・欠1					夜勤基準を満たさない場合 ― 25 単位	× 70%		552	
53	9016	療養型Ⅲｉ4・欠1				要介護4 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			673	
53	9017	療養型Ⅲｉ4・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	696	
53	9018	療養型Ⅲｉ4・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	687	
53	6644	療養型Ⅲｉ4・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	687	
53	9019	療養型Ⅲｉ4・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	680	
53	9020	療養型Ⅲｉ4・夜減・欠1					夜勤基準を満たさない場合 ― 25 単位			656	
53	9021	療養型Ⅲｉ5・欠1				要介護5 1,001 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			701	
53	9022	療養型Ⅲｉ5・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	724	
53	9023	療養型Ⅲｉ5・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	715	
53	6645	療養型Ⅲｉ5・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	715	
53	9024	療養型Ⅲｉ5・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	708	
53	9025	療養型Ⅲｉ5・夜減・欠1					夜勤基準を満たさない場合 ― 25 単位			683	
53	9026	療養型Ⅲⅱ1・欠1			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			469	
53	9027	療養型Ⅲⅱ1・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	492	
53	9028	療養型Ⅲⅱ1・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	483	
53	6646	療養型Ⅲⅱ1・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	483	
53	9029	療養型Ⅲⅱ1・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	476	
53	9030	療養型Ⅲⅱ1・夜減・欠1					夜勤基準を満たさない場合 ― 25 単位			452	
53	9031	療養型Ⅲⅱ2・欠1				要介護2 775 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			543	
53	9032	療養型Ⅲⅱ2・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	566	
53	9033	療養型Ⅲⅱ2・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	557	
53	6647	療養型Ⅲⅱ2・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	557	
53	9034	療養型Ⅲⅱ2・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	550	
53	9035	療養型Ⅲⅱ2・夜減・欠1					夜勤基準を満たさない場合 ― 25 単位			525	
53	9036	療養型Ⅲⅱ3・欠1				要介護3 919 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			643	
53	9037	療養型Ⅲⅱ3・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	666	
53	9038	療養型Ⅲⅱ3・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	657	
53	6648	療養型Ⅲⅱ3・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	657	
53	9039	療養型Ⅲⅱ3・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	650	
53	9040	療養型Ⅲⅱ3・夜減・欠1					夜勤基準を満たさない場合 ― 25 単位			626	
53	9041	療養型Ⅲⅱ4・欠1				要介護4 1,068 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			748	
53	9042	療養型Ⅲⅱ4・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	771	
53	9043	療養型Ⅲⅱ4・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	762	
53	6649	療養型Ⅲⅱ4・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	762	
53	9044	療養型Ⅲⅱ4・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	755	
53	9045	療養型Ⅲⅱ4・夜減・欠1					夜勤基準を満たさない場合 ― 25 単位			730	
53	9046	療養型Ⅲⅱ5・欠1				要介護5 1,107 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			775	
53	9047	療養型Ⅲⅱ5・欠1・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	798	
53	9048	療養型Ⅲⅱ5・欠1・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	789	
53	6650	療養型Ⅲⅱ5・欠1・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	789	
53	9049	療養型Ⅲⅱ5・欠1・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	782	
53	9050	療養型Ⅲⅱ5・夜減・欠1					夜勤基準を満たさない場合 ― 25 単位			757	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	5323	療養経過型Ⅱｉ1･欠1	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(二)療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護＜8:1＞ 介護＜4:1＞	a 療養型経過型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 650 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合			455	1日につき
53	5324	療養経過型Ⅱｉ1･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		478	
53	5325	療養経過型Ⅱｉ1･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		469	
53	6651	療養経過型Ⅱｉ1･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		469	
53	5326	療養経過型Ⅱｉ1･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		462	
53	5327	療養経過型Ⅱｉ1･夜減･欠1					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				438	
53	5328	療養経過型Ⅱｉ2･欠1				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				528	
53	5329	療養経過型Ⅱｉ2･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		551	
53	5330	療養経過型Ⅱｉ2･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		542	
53	6652	療養経過型Ⅱｉ2･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		542	
53	5331	療養経過型Ⅱｉ2･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		535	
53	5332	療養経過型Ⅱｉ2･夜減･欠1					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				510	
53	5333	療養経過型Ⅱｉ3･欠1				要介護3 857 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				600	
53	5334	療養経過型Ⅱｉ3･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		623	
53	5335	療養経過型Ⅱｉ3･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		614	
53	6653	療養経過型Ⅱｉ3･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		614	
53	5336	療養経過型Ⅱｉ3･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		607	
53	5337	療養経過型Ⅱｉ3･夜減･欠1					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%			582	
53	5338	療養経過型Ⅱｉ4･欠1				要介護4 944 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				661	
53	5339	療養経過型Ⅱｉ4･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		684	
53	5340	療養経過型Ⅱｉ4･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		675	
53	6654	療養経過型Ⅱｉ4･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		675	
53	5341	療養経過型Ⅱｉ4･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		668	
53	5342	療養経過型Ⅱｉ4･夜減･欠1					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				643	
53	5343	療養経過型Ⅱｉ5･欠1				要介護5 1,030 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				721	
53	5344	療養経過型Ⅱｉ5･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		744	
53	5345	療養経過型Ⅱｉ5･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		735	
53	6655	療養経過型Ⅱｉ5･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		735	
53	5346	療養経過型Ⅱｉ5･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		728	
53	5347	療養経過型Ⅱｉ5･夜減･欠1					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				704	
53	5348	療養経過型Ⅱⅱ1･欠1			b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 755 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				529	
53	5349	療養経過型Ⅱⅱ1･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		552	
53	5350	療養経過型Ⅱⅱ1･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		543	
53	6656	療養経過型Ⅱⅱ1･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		543	
53	5351	療養経過型Ⅱⅱ1･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		536	
53	5352	療養経過型Ⅱⅱ1･夜減･欠1					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				511	
53	5353	療養経過型Ⅱⅱ2･欠1				要介護2 860 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				602	
53	5354	療養経過型Ⅱⅱ2･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		625	
53	5355	療養経過型Ⅱⅱ2･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		616	
53	6657	療養経過型Ⅱⅱ2･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		616	
53	5356	療養経過型Ⅱⅱ2･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		609	
53	5357	療養経過型Ⅱⅱ2･夜減･欠1					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				585	
53	5358	療養経過型Ⅱⅱ3･欠1				要介護3 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				673	
53	5359	療養経過型Ⅱⅱ3･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		696	
53	5360	療養経過型Ⅱⅱ3･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		687	
53	6658	療養経過型Ⅱⅱ3･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		687	
53	5361	療養経過型Ⅱⅱ3･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		680	
53	5362	療養経過型Ⅱⅱ3･夜減･欠1					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				656	
53	5363	療養経過型Ⅱⅱ4･欠1				要介護4 1,048 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				734	
53	5364	療養経過型Ⅱⅱ4･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		757	
53	5365	療養経過型Ⅱⅱ4･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		748	
53	6659	療養経過型Ⅱⅱ4･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		748	
53	5366	療養経過型Ⅱⅱ4･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		741	
53	5367	療養経過型Ⅱⅱ4･夜減･欠1					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				716	
53	5368	療養経過型Ⅱⅱ5･欠1				要介護5 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				795	
53	5369	療養経過型Ⅱⅱ5･欠1･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位		818	
53	5370	療養経過型Ⅱⅱ5･欠1･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位		809	
53	6660	療養経過型Ⅱⅱ5･欠1･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位		809	
53	5371	療養経過型Ⅱⅱ5･欠1･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位		802	
53	5372	療養経過型Ⅱⅱ5･夜減･欠1					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				778	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9051	ユ型療養型Ⅰ1・欠1	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合			537	1日につき
53	9052	ユ型療養型Ⅰ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	560	
53	9053	ユ型療養型Ⅰ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	551	
53	6661	ユ型療養型Ⅰ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	551	
53	9054	ユ型療養型Ⅰ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	544	
53	9055	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	519	
53	9056	ユ型療養型Ⅰ2・欠1			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				609	
53	9057	ユ型療養型Ⅰ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	632	
53	9058	ユ型療養型Ⅰ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	623	
53	6662	ユ型療養型Ⅰ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	623	
53	9059	ユ型療養型Ⅰ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	616	
53	9060	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	592	
53	9061	ユ型療養型Ⅰ3・欠1			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				765	
53	9062	ユ型療養型Ⅰ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	788	
53	9063	ユ型療養型Ⅰ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	779	
53	6663	ユ型療養型Ⅰ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	779	
53	9064	ユ型療養型Ⅰ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	772	
53	9065	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合	× 70%		― 25 単位	748	
53	9066	ユ型療養型Ⅰ4・欠1			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
53	9067	ユ型療養型Ⅰ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	855	
53	9068	ユ型療養型Ⅰ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	846	
53	6664	ユ型療養型Ⅰ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	846	
53	9069	ユ型療養型Ⅰ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	839	
53	9070	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	814	
53	9071	ユ型療養型Ⅰ5・欠1			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				891	
53	9072	ユ型療養型Ⅰ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	914	
53	9073	ユ型療養型Ⅰ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	905	
53	6665	ユ型療養型Ⅰ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	905	
53	9074	ユ型療養型Ⅰ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	898	
53	9075	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	874	
53	A721	ユ型療養型Ⅱ1・欠1		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				557	
53	A722	ユ型療養型Ⅱ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	580	
53	A723	ユ型療養型Ⅱ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	571	
53	A724	ユ型療養型Ⅱ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	571	
53	A725	ユ型療養型Ⅱ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	564	
53	A726	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	539	
53	A727	ユ型療養型Ⅱ2・欠1			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				632	
53	A728	ユ型療養型Ⅱ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	655	
53	A729	ユ型療養型Ⅱ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	646	
53	A730	ユ型療養型Ⅱ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	646	
53	A731	ユ型療養型Ⅱ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	639	
53	A732	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	615	
53	A733	ユ型療養型Ⅱ3・欠1			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				795	
53	A734	ユ型療養型Ⅱ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	818	
53	A735	ユ型療養型Ⅱ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	809	
53	A736	ユ型療養型Ⅱ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	809	
53	A737	ユ型療養型Ⅱ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	802	
53	A738	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	778	
53	A739	ユ型療養型Ⅱ4・欠1			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				865	
53	A740	ユ型療養型Ⅱ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	888	
53	A741	ユ型療養型Ⅱ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	879	
53	A742	ユ型療養型Ⅱ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	879	
53	A743	ユ型療養型Ⅱ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	872	
53	A744	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	847	
53	A745	ユ型療養型Ⅱ5・欠1			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				927	
53	A746	ユ型療養型Ⅱ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	950	
53	A747	ユ型療養型Ⅱ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	941	
53	A748	ユ型療養型Ⅱ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	941	
53	A749	ユ型療養型Ⅱ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	934	
53	A750	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	909	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53 A751	ユ型療養型Ⅲ1・欠1	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		550	1日につき
53 A752	ユ型療養型Ⅲ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	573	
53 A753	ユ型療養型Ⅲ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	564	
53 A754	ユ型療養型Ⅲ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	564	
53 A755	ユ型療養型Ⅲ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	557	
53 A756	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			532	
53 A757	ユ型療養型Ⅲ2・欠1			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			624	
53 A758	ユ型療養型Ⅲ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	647	
53 A759	ユ型療養型Ⅲ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	638	
53 A760	ユ型療養型Ⅲ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	638	
53 A761	ユ型療養型Ⅲ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	631	
53 A762	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			606	
53 A763	ユ型療養型Ⅲ3・欠1			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			785	
53 A764	ユ型療養型Ⅲ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	808	
53 A765	ユ型療養型Ⅲ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	799	
53 A766	ユ型療養型Ⅲ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	799	
53 A767	ユ型療養型Ⅲ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	792	
53 A768	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			767	
53 A769	ユ型療養型Ⅲ4・欠1			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			853	
53 A770	ユ型療養型Ⅲ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	876	
53 A771	ユ型療養型Ⅲ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	867	
53 A772	ユ型療養型Ⅲ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	867	
53 A773	ユ型療養型Ⅲ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	860	
53 A774	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			835	
53 A775	ユ型療養型Ⅲ5・欠1			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			914	
53 A776	ユ型療養型Ⅲ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	937	
53 A777	ユ型療養型Ⅲ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	928	
53 A778	ユ型療養型Ⅲ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	928	
53 A779	ユ型療養型Ⅲ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	921	
53 A780	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			897	
53 9076	ユ型療養型Ⅳ1・欠1		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			537	
53 9077	ユ型療養型Ⅳ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	560	
53 9078	ユ型療養型Ⅳ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	551	
53 6666	ユ型療養型Ⅳ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	551	
53 9079	ユ型療養型Ⅳ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	544	
53 9080	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			519	
53 9081	ユ型療養型Ⅳ2・欠1			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			609	
53 9082	ユ型療養型Ⅳ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	632	
53 9083	ユ型療養型Ⅳ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	623	
53 6667	ユ型療養型Ⅳ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	623	
53 9084	ユ型療養型Ⅳ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	616	
53 9085	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			592	
53 9086	ユ型療養型Ⅳ3・欠1			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			765	
53 9087	ユ型療養型Ⅳ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	788	
53 9088	ユ型療養型Ⅳ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	779	
53 6668	ユ型療養型Ⅳ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	779	
53 9089	ユ型療養型Ⅳ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	772	
53 9090	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			748	
53 9091	ユ型療養型Ⅳ4・欠1			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			832	
53 9092	ユ型療養型Ⅳ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
53 9093	ユ型療養型Ⅳ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
53 6669	ユ型療養型Ⅳ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
53 9094	ユ型療養型Ⅳ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
53 9095	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			814	
53 9096	ユ型療養型Ⅳ5・欠1			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			891	
53 9097	ユ型療養型Ⅳ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	914	
53 9098	ユ型療養型Ⅳ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	905	
53 6670	ユ型療養型Ⅳ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	905	
53 9099	ユ型療養型Ⅳ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	898	
53 9100	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			874	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53 A781	ユ型療養型Ⅴ1・欠1	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		557	1日につき
53 A782	ユ型療養型Ⅴ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	580	
53 A783	ユ型療養型Ⅴ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	571	
53 A784	ユ型療養型Ⅴ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	571	
53 A785	ユ型療養型Ⅴ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	564	
53 A786	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			539	
53 A787	ユ型療養型Ⅴ2・欠1			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			632	
53 A788	ユ型療養型Ⅴ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	655	
53 A789	ユ型療養型Ⅴ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	646	
53 A790	ユ型療養型Ⅴ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	646	
53 A791	ユ型療養型Ⅴ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	639	
53 A792	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			615	
53 A793	ユ型療養型Ⅴ3・欠1			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			795	
53 A794	ユ型療養型Ⅴ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	818	
53 A795	ユ型療養型Ⅴ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	809	
53 A796	ユ型療養型Ⅴ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	809	
53 A797	ユ型療養型Ⅴ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	802	
53 A798	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			778	
53 A799	ユ型療養型Ⅴ4・欠1			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			865	
53 A800	ユ型療養型Ⅴ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	888	
53 A801	ユ型療養型Ⅴ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	879	
53 A802	ユ型療養型Ⅴ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	879	
53 A803	ユ型療養型Ⅴ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	872	
53 A804	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			847	
53 A805	ユ型療養型Ⅴ5・欠1			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			927	
53 A806	ユ型療養型Ⅴ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	950	
53 A807	ユ型療養型Ⅴ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	941	
53 A808	ユ型療養型Ⅴ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	941	
53 A809	ユ型療養型Ⅴ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	934	
53 A810	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			909	
53 A811	ユ型療養型Ⅵ1・欠1		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			550	
53 A812	ユ型療養型Ⅵ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	573	
53 A813	ユ型療養型Ⅵ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	564	
53 A814	ユ型療養型Ⅵ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	564	
53 A815	ユ型療養型Ⅵ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	557	
53 A816	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			532	
53 A817	ユ型療養型Ⅵ2・欠1			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			624	
53 A818	ユ型療養型Ⅵ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	647	
53 A819	ユ型療養型Ⅵ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	638	
53 A820	ユ型療養型Ⅵ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	638	
53 A821	ユ型療養型Ⅵ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	631	
53 A822	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			606	
53 A823	ユ型療養型Ⅵ3・欠1			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			785	
53 A824	ユ型療養型Ⅵ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	808	
53 A825	ユ型療養型Ⅵ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	799	
53 A826	ユ型療養型Ⅵ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	799	
53 A827	ユ型療養型Ⅵ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	792	
53 A828	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			767	
53 A829	ユ型療養型Ⅵ4・欠1			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			853	
53 A830	ユ型療養型Ⅵ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	876	
53 A831	ユ型療養型Ⅵ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	867	
53 A832	ユ型療養型Ⅵ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	867	
53 A833	ユ型療養型Ⅵ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	860	
53 A834	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			835	
53 A835	ユ型療養型Ⅵ5・欠1			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			914	
53 A836	ユ型療養型Ⅵ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	937	
53 A837	ユ型療養型Ⅵ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	928	
53 A838	ユ型療養型Ⅵ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	928	
53 A839	ユ型療養型Ⅵ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	921	
53 A840	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			897	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	7651	ユ型療養型Ⅰ1・欠1・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		521	1日につき
53	7652	ユ型療養型Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	7653	ユ型療養型Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6671	ユ型療養型Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	7654	ユ型療養型Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	7655	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	7656	ユ型療養型Ⅰ2・欠1・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	7657	ユ型療養型Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	7658	ユ型療養型Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6672	ユ型療養型Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	7659	ユ型療養型Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	7660	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	7661	ユ型療養型Ⅰ3・欠1・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				742	
53	7662	ユ型療養型Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	765	
53	7663	ユ型療養型Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	756	
53	6673	ユ型療養型Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	756	
53	7664	ユ型療養型Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	749	
53	7665	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				726	
53	7666	ユ型療養型Ⅰ4・欠1・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				807	
53	7667	ユ型療養型Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	830	
53	7668	ユ型療養型Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	821	
53	6674	ユ型療養型Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	821	
53	7669	ユ型療養型Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	814	
53	7670	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				790	
53	7671	ユ型療養型Ⅰ5・欠1・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				864	
53	7672	ユ型療養型Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	887	
53	7673	ユ型療養型Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	878	
53	6675	ユ型療養型Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	878	
53	7674	ユ型療養型Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	871	
53	7675	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				848	
53	A841	ユ型療養型Ⅱ1・欠1・未		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				540	
53	A842	ユ型療養型Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	563	
53	A843	ユ型療養型Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	554	
53	A844	ユ型療養型Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	554	
53	A845	ユ型療養型Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	547	
53	A846	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				523	
53	A847	ユ型療養型Ⅱ2・欠1・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				613	
53	A848	ユ型療養型Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	636	
53	A849	ユ型療養型Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	627	
53	A850	ユ型療養型Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	627	
53	A851	ユ型療養型Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	620	
53	A852	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				597	
53	A853	ユ型療養型Ⅱ3・欠1・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				771	
53	A854	ユ型療養型Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	794	
53	A855	ユ型療養型Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	785	
53	A856	ユ型療養型Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	785	
53	A857	ユ型療養型Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	778	
53	A858	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				755	
53	A859	ユ型療養型Ⅱ4・欠1・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				839	
53	A860	ユ型療養型Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	862	
53	A861	ユ型療養型Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	853	
53	A862	ユ型療養型Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	853	
53	A863	ユ型療養型Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	846	
53	A864	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				822	
53	A865	ユ型療養型Ⅱ5・欠1・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				899	
53	A866	ユ型療養型Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	922	
53	A867	ユ型療養型Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	913	
53	A868	ユ型療養型Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	913	
53	A869	ユ型療養型Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	906	
53	A870	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				882	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	A871	ユ型療養型Ⅲ1・欠1・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合	ユニットケア体制未整備減算		534	1日につき
53	A872	ユ型療養型Ⅲ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	557	
53	A873	ユ型療養型Ⅲ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	548	
53	A874	ユ型療養型Ⅲ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	548	
53	A875	ユ型療養型Ⅲ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	541	
53	A876	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				516	
53	A877	ユ型療養型Ⅲ2・欠1・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				605	
53	A878	ユ型療養型Ⅲ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	628	
53	A879	ユ型療養型Ⅲ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	619	
53	A880	ユ型療養型Ⅲ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	619	
53	A881	ユ型療養型Ⅲ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	612	
53	A882	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				588	
53	A883	ユ型療養型Ⅲ3・欠1・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				761	
53	A884	ユ型療養型Ⅲ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	784	
53	A885	ユ型療養型Ⅲ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	775	
53	A886	ユ型療養型Ⅲ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	775	
53	A887	ユ型療養型Ⅲ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	768	
53	A888	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%	× 97%		744	
53	A889	ユ型療養型Ⅲ4・欠1・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				827	
53	A890	ユ型療養型Ⅲ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	850	
53	A891	ユ型療養型Ⅲ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	841	
53	A892	ユ型療養型Ⅲ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	841	
53	A893	ユ型療養型Ⅲ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	834	
53	A894	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				810	
53	A895	ユ型療養型Ⅲ5・欠1・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				887	
53	A896	ユ型療養型Ⅲ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	910	
53	A897	ユ型療養型Ⅲ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	901	
53	A898	ユ型療養型Ⅲ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	901	
53	A899	ユ型療養型Ⅲ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	894	
53	A900	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				870	
53	7676	ユ型療養型Ⅳ1・欠1・未		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				521	
53	7677	ユ型療養型Ⅳ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	7678	ユ型療養型Ⅳ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6676	ユ型療養型Ⅳ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	7679	ユ型療養型Ⅳ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	7680	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	7681	ユ型療養型Ⅳ2・欠1・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	7682	ユ型療養型Ⅳ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	7683	ユ型療養型Ⅳ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6677	ユ型療養型Ⅳ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	7684	ユ型療養型Ⅳ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	7685	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	7686	ユ型療養型Ⅳ3・欠1・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				742	
53	7687	ユ型療養型Ⅳ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	765	
53	7688	ユ型療養型Ⅳ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	756	
53	6678	ユ型療養型Ⅳ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	756	
53	7689	ユ型療養型Ⅳ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	749	
53	7690	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				726	
53	7691	ユ型療養型Ⅳ4・欠1・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				807	
53	7692	ユ型療養型Ⅳ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	830	
53	7693	ユ型療養型Ⅳ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	821	
53	6679	ユ型療養型Ⅳ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	821	
53	7694	ユ型療養型Ⅳ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	814	
53	7695	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				790	
53	7696	ユ型療養型Ⅳ5・欠1・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				864	
53	7697	ユ型療養型Ⅳ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	887	
53	7698	ユ型療養型Ⅳ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	878	
53	6680	ユ型療養型Ⅳ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	878	
53	7699	ユ型療養型Ⅳ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	871	
53	7700	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				848	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	A901	ユ型療養型Ⅴ1・欠1・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合	ユニットケア体制未整備減算		540	1日につき
53	A902	ユ型療養型Ⅴ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	563	
53	A903	ユ型療養型Ⅴ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	554	
53	A904	ユ型療養型Ⅴ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	554	
53	A905	ユ型療養型Ⅴ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	547	
53	A906	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				523	
53	A907	ユ型療養型Ⅴ2・欠1・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				613	
53	A908	ユ型療養型Ⅴ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	636	
53	A909	ユ型療養型Ⅴ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	627	
53	A910	ユ型療養型Ⅴ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	627	
53	A911	ユ型療養型Ⅴ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	620	
53	A912	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				597	
53	A913	ユ型療養型Ⅴ3・欠1・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				771	
53	A914	ユ型療養型Ⅴ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	794	
53	A915	ユ型療養型Ⅴ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	785	
53	A916	ユ型療養型Ⅴ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	785	
53	A917	ユ型療養型Ⅴ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	778	
53	A918	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%	× 97%		755	
53	A919	ユ型療養型Ⅴ4・欠1・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				839	
53	A920	ユ型療養型Ⅴ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	862	
53	A921	ユ型療養型Ⅴ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	853	
53	A922	ユ型療養型Ⅴ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	853	
53	A923	ユ型療養型Ⅴ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	846	
53	A924	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				822	
53	A925	ユ型療養型Ⅴ5・欠1・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				899	
53	A926	ユ型療養型Ⅴ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	922	
53	A927	ユ型療養型Ⅴ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	913	
53	A928	ユ型療養型Ⅴ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	913	
53	A929	ユ型療養型Ⅴ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	906	
53	A930	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				882	
53	A931	ユ型療養型Ⅵ1・欠1・未		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				534	
53	A932	ユ型療養型Ⅵ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	557	
53	A933	ユ型療養型Ⅵ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	548	
53	A934	ユ型療養型Ⅵ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	548	
53	A935	ユ型療養型Ⅵ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	541	
53	A936	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				516	
53	A937	ユ型療養型Ⅵ2・欠1・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				605	
53	A938	ユ型療養型Ⅵ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	628	
53	A939	ユ型療養型Ⅵ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	619	
53	A940	ユ型療養型Ⅵ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	619	
53	A941	ユ型療養型Ⅵ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	612	
53	A942	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				588	
53	A943	ユ型療養型Ⅵ3・欠1・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				761	
53	A944	ユ型療養型Ⅵ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	784	
53	A945	ユ型療養型Ⅵ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	775	
53	A946	ユ型療養型Ⅵ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	775	
53	A947	ユ型療養型Ⅵ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	768	
53	A948	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				744	
53	A949	ユ型療養型Ⅵ4・欠1・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				827	
53	A950	ユ型療養型Ⅵ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	850	
53	A951	ユ型療養型Ⅵ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	841	
53	A952	ユ型療養型Ⅵ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	841	
53	A953	ユ型療養型Ⅵ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	834	
53	A954	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				810	
53	A955	ユ型療養型Ⅵ5・欠1・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				887	
53	A956	ユ型療養型Ⅵ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	910	
53	A957	ユ型療養型Ⅵ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	901	
53	A958	ユ型療養型Ⅵ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	901	
53	A959	ユ型療養型Ⅵ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	894	
53	A960	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				870	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53 1351	ユ型療養経過Ⅰ1・欠1	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		537	1日につき
53 1352	ユ型療養経過Ⅰ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	560	
53 1353	ユ型療養経過Ⅰ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	551	
53 6681	ユ型療養経過Ⅰ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	551	
53 1354	ユ型療養経過Ⅰ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	544	
53 1355	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・欠1		＜ユニット型個室＞		夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			519	
53 1356	ユ型療養経過Ⅰ2・欠1			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			609	
53 1357	ユ型療養経過Ⅰ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	632	
53 1358	ユ型療養経過Ⅰ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	623	
53 6682	ユ型療養経過Ⅰ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	623	
53 1359	ユ型療養経過Ⅰ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	616	
53 1360	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			592	
53 1361	ユ型療養経過Ⅰ3・欠1			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			704	
53 1362	ユ型療養経過Ⅰ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	727	
53 1363	ユ型療養経過Ⅰ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	718	
53 6683	ユ型療養経過Ⅰ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	718	
53 1364	ユ型療養経過Ⅰ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	711	
53 1365	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			687	
53 1366	ユ型療養経過Ⅰ4・欠1			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			764	
53 1367	ユ型療養経過Ⅰ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	787	
53 1368	ユ型療養経過Ⅰ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	778	
53 6684	ユ型療養経過Ⅰ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	778	
53 1369	ユ型療養経過Ⅰ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	771	
53 1370	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			746	
53 1371	ユ型療養経過Ⅰ5・欠1			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			823	
53 1372	ユ型療養経過Ⅰ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	846	
53 1373	ユ型療養経過Ⅰ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	837	
53 6685	ユ型療養経過Ⅰ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	837	
53 1374	ユ型療養経過Ⅰ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	830	
53 1375	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			806	
53 1376	ユ型療養経過Ⅱ1・欠1		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			537	
53 1377	ユ型療養経過Ⅱ1・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	560	
53 1378	ユ型療養経過Ⅱ1・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	551	
53 6686	ユ型療養経過Ⅱ1・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	551	
53 1379	ユ型療養経過Ⅱ1・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	544	
53 1380	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・欠1		＜ユニット型準個室＞		夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			519	
53 1381	ユ型療養経過Ⅱ2・欠1			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			609	
53 1382	ユ型療養経過Ⅱ2・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	632	
53 1383	ユ型療養経過Ⅱ2・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	623	
53 6687	ユ型療養経過Ⅱ2・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	623	
53 1384	ユ型療養経過Ⅱ2・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	616	
53 1385	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			592	
53 1386	ユ型療養経過Ⅱ3・欠1			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			704	
53 1387	ユ型療養経過Ⅱ3・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	727	
53 1388	ユ型療養経過Ⅱ3・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	718	
53 6688	ユ型療養経過Ⅱ3・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	718	
53 1389	ユ型療養経過Ⅱ3・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	711	
53 1390	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			687	
53 1391	ユ型療養経過Ⅱ4・欠1			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			764	
53 1392	ユ型療養経過Ⅱ4・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	787	
53 1393	ユ型療養経過Ⅱ4・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	778	
53 6689	ユ型療養経過Ⅱ4・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	778	
53 1394	ユ型療養経過Ⅱ4・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	771	
53 1395	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			746	
53 1396	ユ型療養経過Ⅱ5・欠1			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			823	
53 1397	ユ型療養経過Ⅱ5・欠1・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	846	
53 1398	ユ型療養経過Ⅱ5・欠1・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	837	
53 6690	ユ型療養経過Ⅱ5・欠1・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	837	
53 1399	ユ型療養経過Ⅱ5・欠1・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	830	
53 1400	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・欠1				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			806	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	1401	ユ型療養経過Ⅰ1・欠1・未	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	看護・介護職員が欠員の場合	ユニットケア体制未整備減算		521	1日につき
53	1402	ユ型療養経過Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	1403	ユ型療養経過Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6691	ユ型療養経過Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	1404	ユ型療養経過Ⅰ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	1405	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	1406	ユ型療養経過Ⅰ2・欠1・未		＜ユニット型個室＞	要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	1407	ユ型療養経過Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	1408	ユ型療養経過Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6692	ユ型療養経過Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	1409	ユ型療養経過Ⅰ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	1410	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	1411	ユ型療養経過Ⅰ3・欠1・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				683	
53	1412	ユ型療養経過Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	706	
53	1413	ユ型療養経過Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	697	
53	6693	ユ型療養経過Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	697	
53	1414	ユ型療養経過Ⅰ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	690	
53	1415	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 70%	× 97%		666	
53	1416	ユ型療養経過Ⅰ4・欠1・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				741	
53	1417	ユ型療養経過Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	764	
53	1418	ユ型療養経過Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	755	
53	6694	ユ型療養経過Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	755	
53	1419	ユ型療養経過Ⅰ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	748	
53	1420	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				724	
53	1421	ユ型療養経過Ⅰ5・欠1・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				798	
53	1422	ユ型療養経過Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	821	
53	1423	ユ型療養経過Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	812	
53	6695	ユ型療養経過Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	812	
53	1424	ユ型療養経過Ⅰ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	805	
53	1425	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				782	
53	1426	ユ型療養経過Ⅱ1・欠1・未		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				521	
53	1427	ユ型療養経過Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	1428	ユ型療養経過Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6696	ユ型療養経過Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	1429	ユ型療養経過Ⅱ1・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	1430	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	1431	ユ型療養経過Ⅱ2・欠1・未		＜ユニット型準個室＞	要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	1432	ユ型療養経過Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	1433	ユ型療養経過Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6697	ユ型療養経過Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	1434	ユ型療養経過Ⅱ2・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	1435	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	1436	ユ型療養経過Ⅱ3・欠1・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				683	
53	1437	ユ型療養経過Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	706	
53	1438	ユ型療養経過Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	697	
53	6698	ユ型療養経過Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	697	
53	1439	ユ型療養経過Ⅱ3・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	690	
53	1440	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				666	
53	1441	ユ型療養経過Ⅱ4・欠1・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				741	
53	1442	ユ型療養経過Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	764	
53	1443	ユ型療養経過Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	755	
53	6699	ユ型療養経過Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	755	
53	1444	ユ型療養経過Ⅱ4・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	748	
53	1445	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				724	
53	1446	ユ型療養経過Ⅱ5・欠1・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				798	
53	1447	ユ型療養経過Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	821	
53	1448	ユ型療養経過Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	812	
53	6700	ユ型療養経過Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	812	
53	1449	ユ型療養経過Ⅱ5・欠1・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	805	
53	1450	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・欠1・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				782	

介護支援専門員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9101	療養型Ⅰｉ1・欠2	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 641 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		449	1日につき
53	9102	療養型Ⅰｉ1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	472	
53	9103	療養型Ⅰｉ1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	463	
53	6701	療養型Ⅰｉ1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	463	
53	9104	療養型Ⅰｉ1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	456	
53	9105	療養型Ⅰｉ1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			431	
53	9106	療養型Ⅰｉ2・欠2				要介護2 744 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			521	
53	9107	療養型Ⅰｉ2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	9108	療養型Ⅰｉ2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6702	療養型Ⅰｉ2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	9109	療養型Ⅰｉ2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	9110	療養型Ⅰｉ2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			503	
53	9111	療養型Ⅰｉ3・欠2				要介護3 967 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			677	
53	9112	療養型Ⅰｉ3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	700	
53	9113	療養型Ⅰｉ3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	691	
53	6703	療養型Ⅰｉ3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	691	
53	9114	療養型Ⅰｉ3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	684	
53	9115	療養型Ⅰｉ3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			659	
53	9116	療養型Ⅰｉ4・欠2				要介護4 1,062 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			743	
53	9117	療養型Ⅰｉ4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	766	
53	9118	療養型Ⅰｉ4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	757	
53	6704	療養型Ⅰｉ4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	757	
53	9119	療養型Ⅰｉ4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	750	
53	9120	療養型Ⅰｉ4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			726	
53	9121	療養型Ⅰｉ5・欠2				要介護5 1,147 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			803	
53	9122	療養型Ⅰｉ5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	826	
53	9123	療養型Ⅰｉ5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	817	
53	6705	療養型Ⅰｉ5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	817	
53	9124	療養型Ⅰｉ5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	810	
53	9125	療養型Ⅰｉ5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			785	
53	B001	療養型Ⅰⅱ1・欠2			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 669 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			468	
53	B002	療養型Ⅰⅱ1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	491	
53	B003	療養型Ⅰⅱ1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	482	
53	B004	療養型Ⅰⅱ1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	482	
53	B005	療養型Ⅰⅱ1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	475	
53	B006	療養型Ⅰⅱ1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			451	
53	B007	療養型Ⅰⅱ2・欠2				要介護2 777 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			544	
53	B008	療養型Ⅰⅱ2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	567	
53	B009	療養型Ⅰⅱ2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	558	
53	B010	療養型Ⅰⅱ2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	558	
53	B011	療養型Ⅰⅱ2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	551	
53	B012	療養型Ⅰⅱ2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			526	
53	B013	療養型Ⅰⅱ3・欠2				要介護3 1,010 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			707	
53	B014	療養型Ⅰⅱ3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	730	
53	B015	療養型Ⅰⅱ3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	721	
53	B016	療養型Ⅰⅱ3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	721	
53	B017	療養型Ⅰⅱ3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	714	
53	B018	療養型Ⅰⅱ3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			690	
53	B019	療養型Ⅰⅱ4・欠2				要介護4 1,109 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			776	
53	B020	療養型Ⅰⅱ4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	799	
53	B021	療養型Ⅰⅱ4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	790	
53	B022	療養型Ⅰⅱ4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	790	
53	B023	療養型Ⅰⅱ4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	783	
53	B024	療養型Ⅰⅱ4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			759	
53	B025	療養型Ⅰⅱ5・欠2				要介護5 1,198 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			839	
53	B026	療養型Ⅰⅱ5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	862	
53	B027	療養型Ⅰⅱ5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	853	
53	B028	療養型Ⅰⅱ5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	853	
53	B029	療養型Ⅰⅱ5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	846	
53	B030	療養型Ⅰⅱ5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			821	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	B031	療養型Ⅰiii1・欠2	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	c 療養型介護療養施設サービス費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 659 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		461	1日につき
53	B032	療養型Ⅰiii1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	484	
53	B033	療養型Ⅰiii1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	475	
53	B034	療養型Ⅰiii1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	475	
53	B035	療養型Ⅰiii1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	468	
53	B036	療養型Ⅰiii1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			444	
53	B037	療養型Ⅰiii2・欠2				要介護2 765 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			536	
53	B038	療養型Ⅰiii2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	559	
53	B039	療養型Ⅰiii2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	550	
53	B040	療養型Ⅰiii2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	550	
53	B041	療養型Ⅰiii2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	543	
53	B042	療養型Ⅰiii2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			518	
53	B043	療養型Ⅰiii3・欠2				要介護3 995 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			697	
53	B044	療養型Ⅰiii3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	720	
53	B045	療養型Ⅰiii3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	711	
53	B046	療養型Ⅰiii3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	711	
53	B047	療養型Ⅰiii3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	704	
53	B048	療養型Ⅰiii3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			679	
53	B049	療養型Ⅰiii4・欠2				要介護4 1,092 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			764	
53	B050	療養型Ⅰiii4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	787	
53	B051	療養型Ⅰiii4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	778	
53	B052	療養型Ⅰiii4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	778	
53	B053	療養型Ⅰiii4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	771	
53	B054	療養型Ⅰiii4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			747	
53	B055	療養型Ⅰiii5・欠2				要介護5 1,180 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			826	
53	B056	療養型Ⅰiii5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	849	
53	B057	療養型Ⅰiii5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	840	
53	B058	療養型Ⅰiii5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	840	
53	B059	療養型Ⅰiii5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	833	
53	B060	療養型Ⅰiii5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			809	
53	9526	療養型Ⅰiv1・欠2			d 療養型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 745 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			522	
53	9527	療養型Ⅰiv1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	545	
53	9528	療養型Ⅰiv1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	536	
53	6706	療養型Ⅰiv1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	536	
53	9529	療養型Ⅰiv1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	529	
53	9530	療養型Ⅰiv1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			504	
53	9531	療養型Ⅰiv2・欠2				要介護2 848 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			594	
53	9532	療養型Ⅰiv2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	617	
53	9533	療養型Ⅰiv2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	608	
53	6707	療養型Ⅰiv2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	608	
53	9534	療養型Ⅰiv2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	601	
53	9535	療養型Ⅰiv2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			576	
53	9536	療養型Ⅰiv3・欠2				要介護3 1,071 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			750	
53	9537	療養型Ⅰiv3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	773	
53	9538	療養型Ⅰiv3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	764	
53	6708	療養型Ⅰiv3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	764	
53	9539	療養型Ⅰiv3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	757	
53	9540	療養型Ⅰiv3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			732	
53	9541	療養型Ⅰiv4・欠2				要介護4 1,166 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			816	
53	9542	療養型Ⅰiv4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	839	
53	9543	療養型Ⅰiv4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	830	
53	6709	療養型Ⅰiv4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	830	
53	9544	療養型Ⅰiv4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	823	
53	9545	療養型Ⅰiv4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			799	
53	9546	療養型Ⅰiv5・欠2				要介護5 1,251 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			876	
53	9547	療養型Ⅰiv5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	899	
53	9548	療養型Ⅰiv5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	890	
53	6710	療養型Ⅰiv5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	890	
53	9549	療養型Ⅰiv5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	883	
53	9550	療養型Ⅰiv5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			858	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	B061	療養型Ⅰｖ1･欠2	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	e 療養型介護療養施設サービス費(ｖ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 778 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		545	1日につき
53	B062	療養型Ⅰｖ1･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	568	
53	B063	療養型Ⅰｖ1･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	559	
53	B064	療養型Ⅰｖ1･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	559	
53	B065	療養型Ⅰｖ1･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	552	
53	B066	療養型Ⅰｖ1･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			527	
53	B067	療養型Ⅰｖ2･欠2				要介護2 886 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			620	
53	B068	療養型Ⅰｖ2･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	643	
53	B069	療養型Ⅰｖ2･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	634	
53	B070	療養型Ⅰｖ2･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	634	
53	B071	療養型Ⅰｖ2･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	627	
53	B072	療養型Ⅰｖ2･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			603	
53	B073	療養型Ⅰｖ3･欠2				要介護3 1,119 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			783	
53	B074	療養型Ⅰｖ3･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	806	
53	B075	療養型Ⅰｖ3･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	797	
53	B076	療養型Ⅰｖ3･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	797	
53	B077	療養型Ⅰｖ3･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	790	
53	B078	療養型Ⅰｖ3･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			766	
53	B079	療養型Ⅰｖ4･欠2				要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			853	
53	B080	療養型Ⅰｖ4･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	876	
53	B081	療養型Ⅰｖ4･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	867	
53	B082	療養型Ⅰｖ4･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	867	
53	B083	療養型Ⅰｖ4･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	860	
53	B084	療養型Ⅰｖ4･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			835	
53	B085	療養型Ⅰｖ5･欠2				要介護5 1,307 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			915	
53	B086	療養型Ⅰｖ5･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	938	
53	B087	療養型Ⅰｖ5･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	929	
53	B088	療養型Ⅰｖ5･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	929	
53	B089	療養型Ⅰｖ5･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	922	
53	B090	療養型Ⅰｖ5･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			897	
53	B091	療養型Ⅰvi1･欠2			f 療養型介護療養施設サービス費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 766 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			536	
53	B092	療養型Ⅰvi1･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	559	
53	B093	療養型Ⅰvi1･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	550	
53	B094	療養型Ⅰvi1･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	550	
53	B095	療養型Ⅰvi1･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	543	
53	B096	療養型Ⅰvi1･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			519	
53	B097	療養型Ⅰvi2･欠2				要介護2 873 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			611	
53	B098	療養型Ⅰvi2･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	634	
53	B099	療養型Ⅰvi2･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	625	
53	B100	療養型Ⅰvi2･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	625	
53	B101	療養型Ⅰvi2･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	618	
53	B102	療養型Ⅰvi2･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			594	
53	B103	療養型Ⅰvi3･欠2				要介護3 1,102 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			771	
53	B104	療養型Ⅰvi3･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	794	
53	B105	療養型Ⅰvi3･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	785	
53	B106	療養型Ⅰvi3･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	785	
53	B107	療養型Ⅰvi3･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	778	
53	B108	療養型Ⅰvi3･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			754	
53	B109	療養型Ⅰvi4･欠2				要介護4 1,199 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			839	
53	B110	療養型Ⅰvi4･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	862	
53	B111	療養型Ⅰvi4･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	853	
53	B112	療養型Ⅰvi4･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	853	
53	B113	療養型Ⅰvi4･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	846	
53	B114	療養型Ⅰvi4･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			822	
53	B115	療養型Ⅰvi5･欠2				要介護5 1,287 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			901	
53	B116	療養型Ⅰvi5･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	924	
53	B117	療養型Ⅰvi5･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	915	
53	B118	療養型Ⅰvi5･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	915	
53	B119	療養型Ⅰvi5･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	908	
53	B120	療養型Ⅰvi5･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			883	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9126	療養型Ⅱｉ1・欠2	(1)療養型介護療養施設サービス費	(二)療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 586 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		410	1日につき
53	9127	療養型Ⅱｉ1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	433	
53	9128	療養型Ⅱｉ1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	424	
53	6711	療養型Ⅱｉ1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	424	
53	9129	療養型Ⅱｉ1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	417	
53	9130	療養型Ⅱｉ1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			393	
53	9131	療養型Ⅱｉ2・欠2				要介護2 689 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			482	
53	9132	療養型Ⅱｉ2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	505	
53	9133	療養型Ⅱｉ2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	496	
53	6712	療養型Ⅱｉ2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	496	
53	9134	療養型Ⅱｉ2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	489	
53	9135	療養型Ⅱｉ2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			465	
53	9136	療養型Ⅱｉ3・欠2				要介護3 841 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			589	
53	9137	療養型Ⅱｉ3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	612	
53	9138	療養型Ⅱｉ3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	603	
53	6713	療養型Ⅱｉ3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	603	
53	9139	療養型Ⅱｉ3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	596	
53	9140	療養型Ⅱｉ3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			571	
53	9141	療養型Ⅱｉ4・欠2				要介護4 987 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			691	
53	9142	療養型Ⅱｉ4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	714	
53	9143	療養型Ⅱｉ4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	705	
53	6714	療養型Ⅱｉ4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	705	
53	9144	療養型Ⅱｉ4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	698	
53	9145	療養型Ⅱｉ4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			673	
53	9146	療養型Ⅱｉ5・欠2				要介護5 1,027 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			719	
53	9147	療養型Ⅱｉ5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	742	
53	9148	療養型Ⅱｉ5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	733	
53	6715	療養型Ⅱｉ5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	733	
53	9149	療養型Ⅱｉ5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	726	
53	9150	療養型Ⅱｉ5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			701	
53	C121	療養型Ⅱⅱ1・欠2			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型> <従来型個室>	要介護1 601 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			421	
53	C122	療養型Ⅱⅱ1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	444	
53	C123	療養型Ⅱⅱ1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	435	
53	C124	療養型Ⅱⅱ1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	435	
53	C125	療養型Ⅱⅱ1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	428	
53	C126	療養型Ⅱⅱ1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			403	
53	C127	療養型Ⅱⅱ2・欠2				要介護2 707 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			495	
53	C128	療養型Ⅱⅱ2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	518	
53	C129	療養型Ⅱⅱ2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	509	
53	C130	療養型Ⅱⅱ2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	509	
53	C131	療養型Ⅱⅱ2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	502	
53	C132	療養型Ⅱⅱ2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			477	
53	C133	療養型Ⅱⅱ3・欠2				要介護3 862 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			603	
53	C134	療養型Ⅱⅱ3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	626	
53	C135	療養型Ⅱⅱ3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	617	
53	C136	療養型Ⅱⅱ3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	617	
53	C137	療養型Ⅱⅱ3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	610	
53	C138	療養型Ⅱⅱ3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			586	
53	C139	療養型Ⅱⅱ4・欠2				要介護4 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			708	
53	C140	療養型Ⅱⅱ4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	731	
53	C141	療養型Ⅱⅱ4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	722	
53	C142	療養型Ⅱⅱ4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	722	
53	C143	療養型Ⅱⅱ4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	715	
53	C144	療養型Ⅱⅱ4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			691	
53	C145	療養型Ⅱⅱ5・欠2				要介護5 1,053 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			737	
53	C146	療養型Ⅱⅱ5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	760	
53	C147	療養型Ⅱⅱ5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	751	
53	C148	療養型Ⅱⅱ5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	751	
53	C149	療養型Ⅱⅱ5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	744	
53	C150	療養型Ⅱⅱ5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			720	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9551	療養型Ⅱiii1・欠2	(1)療養型介護療養施設サービス費	(二)療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	c 療養型介護療養施設サービス費(iii) <多床室>	要介護1 691 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		484	1日につき
53	9552	療養型Ⅱiii1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	507	
53	9553	療養型Ⅱiii1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	498	
53	6716	療養型Ⅱiii1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	498	
53	9554	療養型Ⅱiii1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	491	
53	9555	療養型Ⅱiii1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			466	
53	9556	療養型Ⅱiii2・欠2				要介護2 794 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			556	
53	9557	療養型Ⅱiii2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	579	
53	9558	療養型Ⅱiii2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	570	
53	6717	療養型Ⅱiii2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	570	
53	9559	療養型Ⅱiii2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	563	
53	9560	療養型Ⅱiii2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			538	
53	9561	療養型Ⅱiii3・欠2				要介護3 945 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			662	
53	9562	療養型Ⅱiii3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	685	
53	9563	療養型Ⅱiii3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	676	
53	6718	療養型Ⅱiii3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	676	
53	9564	療養型Ⅱiii3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	669	
53	9565	療養型Ⅱiii3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			644	
53	9566	療養型Ⅱiii4・欠2				要介護4 1,092 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			764	
53	9567	療養型Ⅱiii4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	787	
53	9568	療養型Ⅱiii4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	778	
53	6719	療養型Ⅱiii4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	778	
53	9569	療養型Ⅱiii4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	771	
53	9570	療養型Ⅱiii4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			747	
53	9571	療養型Ⅱiii5・欠2				要介護5 1,131 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			792	
53	9572	療養型Ⅱiii5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	815	
53	9573	療養型Ⅱiii5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	806	
53	6720	療養型Ⅱiii5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	806	
53	9574	療養型Ⅱiii5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	799	
53	9575	療養型Ⅱiii5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			774	
53	C151	療養型Ⅱiv1・欠2			d 療養型介護療養施設サービス費(iv) <療養機能強化型> <多床室>	要介護1 709 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			496	
53	C152	療養型Ⅱiv1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	519	
53	C153	療養型Ⅱiv1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	510	
53	C154	療養型Ⅱiv1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	510	
53	C155	療養型Ⅱiv1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	503	
53	C156	療養型Ⅱiv1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			479	
53	C157	療養型Ⅱiv2・欠2				要介護2 814 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			570	
53	C158	療養型Ⅱiv2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	593	
53	C159	療養型Ⅱiv2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	584	
53	C160	療養型Ⅱiv2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	584	
53	C161	療養型Ⅱiv2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	577	
53	C162	療養型Ⅱiv2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			552	
53	C163	療養型Ⅱiv3・欠2				要介護3 969 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			678	
53	C164	療養型Ⅱiv3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	701	
53	C165	療養型Ⅱiv3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	692	
53	C166	療養型Ⅱiv3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	692	
53	C167	療養型Ⅱiv3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	685	
53	C168	療養型Ⅱiv3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			661	
53	C169	療養型Ⅱiv4・欠2				要介護4 1,119 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			783	
53	C170	療養型Ⅱiv4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	806	
53	C171	療養型Ⅱiv4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	797	
53	C172	療養型Ⅱiv4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	797	
53	C173	療養型Ⅱiv4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	790	
53	C174	療養型Ⅱiv4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			766	
53	C175	療養型Ⅱiv5・欠2				要介護5 1,159 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			811	
53	C176	療養型Ⅱiv5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	834	
53	C177	療養型Ⅱiv5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	825	
53	C178	療養型Ⅱiv5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	825	
53	C179	療養型Ⅱiv5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	818	
53	C180	療養型Ⅱiv5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			794	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9151	療養型Ⅲｉ1・欠2	(1)療養型介護療養施設サービス費	(三)療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護＜6:1＞ 介護＜6:1＞	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 564 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		395	1日につき
53	9152	療養型Ⅲｉ1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	418	
53	9153	療養型Ⅲｉ1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	409	
53	6721	療養型Ⅲｉ1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	409	
53	9154	療養型Ⅲｉ1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	402	
53	9155	療養型Ⅲｉ1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			377	
53	9156	療養型Ⅲｉ2・欠2				要介護2 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			469	
53	9157	療養型Ⅲｉ2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	492	
53	9158	療養型Ⅲｉ2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	483	
53	6722	療養型Ⅲｉ2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	483	
53	9159	療養型Ⅲｉ2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	476	
53	9160	療養型Ⅲｉ2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			452	
53	9161	療養型Ⅲｉ3・欠2				要介護3 813 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			569	
53	9162	療養型Ⅲｉ3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	592	
53	9163	療養型Ⅲｉ3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	583	
53	6723	療養型Ⅲｉ3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	583	
53	9164	療養型Ⅲｉ3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	576	
53	9165	療養型Ⅲｉ3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			552	
53	9166	療養型Ⅲｉ4・欠2				要介護4 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			673	
53	9167	療養型Ⅲｉ4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	696	
53	9168	療養型Ⅲｉ4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	687	
53	6724	療養型Ⅲｉ4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	687	
53	9169	療養型Ⅲｉ4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	680	
53	9170	療養型Ⅲｉ4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			656	
53	9171	療養型Ⅲｉ5・欠2				要介護5 1,001 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			701	
53	9172	療養型Ⅲｉ5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	724	
53	9173	療養型Ⅲｉ5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	715	
53	6725	療養型Ⅲｉ5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	715	
53	9174	療養型Ⅲｉ5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	708	
53	9175	療養型Ⅲｉ5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			683	
53	9576	療養型Ⅲⅱ1・欠2			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			469	
53	9577	療養型Ⅲⅱ1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	492	
53	9578	療養型Ⅲⅱ1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	483	
53	6726	療養型Ⅲⅱ1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	483	
53	9579	療養型Ⅲⅱ1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	476	
53	9580	療養型Ⅲⅱ1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			452	
53	9581	療養型Ⅲⅱ2・欠2				要介護2 775 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			543	
53	9582	療養型Ⅲⅱ2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	566	
53	9583	療養型Ⅲⅱ2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	557	
53	6727	療養型Ⅲⅱ2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	557	
53	9584	療養型Ⅲⅱ2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	550	
53	9585	療養型Ⅲⅱ2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			525	
53	9586	療養型Ⅲⅱ3・欠2				要介護3 919 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			643	
53	9587	療養型Ⅲⅱ3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	666	
53	9588	療養型Ⅲⅱ3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	657	
53	6728	療養型Ⅲⅱ3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	657	
53	9589	療養型Ⅲⅱ3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	650	
53	9590	療養型Ⅲⅱ3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			626	
53	9591	療養型Ⅲⅱ4・欠2				要介護4 1,068 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			748	
53	9592	療養型Ⅲⅱ4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	771	
53	9593	療養型Ⅲⅱ4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	762	
53	6729	療養型Ⅲⅱ4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	762	
53	9594	療養型Ⅲⅱ4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	755	
53	9595	療養型Ⅲⅱ4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			730	
53	9596	療養型Ⅲⅱ5・欠2				要介護5 1,107 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			775	
53	9597	療養型Ⅲⅱ5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	798	
53	9598	療養型Ⅲⅱ5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	789	
53	6730	療養型Ⅲⅱ5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	789	
53	9599	療養型Ⅲⅱ5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	782	
53	9600	療養型Ⅲⅱ5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			757	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	1451	療養経過型Ⅰｉ1･欠2	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ） 看護＜6:1＞ 介護＜4:1＞	a 療養型経過型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 650 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		455	1日につき
53	1452	療養経過型Ⅰｉ1･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	478	
53	1453	療養経過型Ⅰｉ1･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	469	
53	6731	療養経過型Ⅰｉ1･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	469	
53	1454	療養経過型Ⅰｉ1･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	462	
53	1455	療養経過型Ⅰｉ1･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			438	
53	1456	療養経過型Ⅰｉ2･欠2				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			528	
53	1457	療養経過型Ⅰｉ2･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	551	
53	1458	療養経過型Ⅰｉ2･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	542	
53	6732	療養経過型Ⅰｉ2･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	542	
53	1459	療養経過型Ⅰｉ2･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	535	
53	1460	療養経過型Ⅰｉ2･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			510	
53	1461	療養経過型Ⅰｉ3･欠2				要介護3 897 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			628	
53	1462	療養経過型Ⅰｉ3･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	651	
53	1463	療養経過型Ⅰｉ3･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	642	
53	6733	療養経過型Ⅰｉ3･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	642	
53	1464	療養経過型Ⅰｉ3･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	635	
53	1465	療養経過型Ⅰｉ3･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			610	
53	1466	療養経過型Ⅰｉ4･欠2				要介護4 983 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			688	
53	1467	療養経過型Ⅰｉ4･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	711	
53	1468	療養経過型Ⅰｉ4･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	702	
53	6734	療養経過型Ⅰｉ4･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	702	
53	1469	療養経過型Ⅰｉ4･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	695	
53	1470	療養経過型Ⅰｉ4･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			671	
53	1471	療養経過型Ⅰｉ5･欠2				要介護5 1,070 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			749	
53	1472	療養経過型Ⅰｉ5･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	772	
53	1473	療養経過型Ⅰｉ5･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	763	
53	6735	療養経過型Ⅰｉ5･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	763	
53	1474	療養経過型Ⅰｉ5･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	756	
53	1475	療養経過型Ⅰｉ5･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			732	
53	1476	療養経過型Ⅰⅱ1･欠2			b 療養型経過型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1 755 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			529	
53	1477	療養経過型Ⅰⅱ1･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	552	
53	1478	療養経過型Ⅰⅱ1･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	543	
53	6736	療養経過型Ⅰⅱ1･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	543	
53	1479	療養経過型Ⅰⅱ1･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	536	
53	1480	療養経過型Ⅰⅱ1･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			511	
53	1481	療養経過型Ⅰⅱ2･欠2				要介護2 860 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			602	
53	1482	療養経過型Ⅰⅱ2･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	625	
53	1483	療養経過型Ⅰⅱ2･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	616	
53	6737	療養経過型Ⅰⅱ2･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	616	
53	1484	療養経過型Ⅰⅱ2･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	609	
53	1485	療養経過型Ⅰⅱ2･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			585	
53	1486	療養経過型Ⅰⅱ3･欠2				要介護3 1,002 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			701	
53	1487	療養経過型Ⅰⅱ3･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	724	
53	1488	療養経過型Ⅰⅱ3･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	715	
53	6738	療養経過型Ⅰⅱ3･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	715	
53	1489	療養経過型Ⅰⅱ3･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	708	
53	1490	療養経過型Ⅰⅱ3･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			684	
53	1491	療養経過型Ⅰⅱ4･欠2				要介護4 1,089 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			762	
53	1492	療養経過型Ⅰⅱ4･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	785	
53	1493	療養経過型Ⅰⅱ4･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	776	
53	6739	療養経過型Ⅰⅱ4･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	776	
53	1494	療養経過型Ⅰⅱ4･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	769	
53	1495	療養経過型Ⅰⅱ4･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			745	
53	1496	療養経過型Ⅰⅱ5･欠2				要介護5 1,175 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			823	
53	1497	療養経過型Ⅰⅱ5･欠2･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	846	
53	1498	療養経過型Ⅰⅱ5･欠2･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	837	
53	6740	療養経過型Ⅰⅱ5･欠2･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	837	
53	1499	療養経過型Ⅰⅱ5･欠2･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	830	
53	1500	療養経過型Ⅰⅱ5･夜減･欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			805	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	5373	療養経過型Ⅱｉ1・欠2	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(二)療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護＜8：1＞ 介護＜4：1＞	a 療養型経過型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 650 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		455	1日につき
53	5374	療養経過型Ⅱｉ1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	478	
53	5375	療養経過型Ⅱｉ1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	469	
53	6741	療養経過型Ⅱｉ1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	469	
53	5376	療養経過型Ⅱｉ1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	462	
53	5377	療養経過型Ⅱｉ1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			438	
53	5378	療養経過型Ⅱｉ2・欠2				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			528	
53	5379	療養経過型Ⅱｉ2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	551	
53	5380	療養経過型Ⅱｉ2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	542	
53	6742	療養経過型Ⅱｉ2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	542	
53	5381	療養経過型Ⅱｉ2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	535	
53	5382	療養経過型Ⅱｉ2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			510	
53	5383	療養経過型Ⅱｉ3・欠2				要介護3 857 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			600	
53	5384	療養経過型Ⅱｉ3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	623	
53	5385	療養経過型Ⅱｉ3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	614	
53	6743	療養経過型Ⅱｉ3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	614	
53	5386	療養経過型Ⅱｉ3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	607	
53	5387	療養経過型Ⅱｉ3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			582	
53	5388	療養経過型Ⅱｉ4・欠2				要介護4 944 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			661	
53	5389	療養経過型Ⅱｉ4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	684	
53	5390	療養経過型Ⅱｉ4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	675	
53	6744	療養経過型Ⅱｉ4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	675	
53	5391	療養経過型Ⅱｉ4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	668	
53	5392	療養経過型Ⅱｉ4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			643	
53	5393	療養経過型Ⅱｉ5・欠2				要介護5 1,030 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			721	
53	5394	療養経過型Ⅱｉ5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	744	
53	5395	療養経過型Ⅱｉ5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	735	
53	6745	療養経過型Ⅱｉ5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	735	
53	5396	療養経過型Ⅱｉ5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	728	
53	5397	療養経過型Ⅱｉ5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			704	
53	5398	療養経過型Ⅱⅱ1・欠2			b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 755 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			529	
53	5399	療養経過型Ⅱⅱ1・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	552	
53	5400	療養経過型Ⅱⅱ1・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	543	
53	6746	療養経過型Ⅱⅱ1・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	543	
53	5401	療養経過型Ⅱⅱ1・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	536	
53	5402	療養経過型Ⅱⅱ1・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			511	
53	5403	療養経過型Ⅱⅱ2・欠2				要介護2 860 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			602	
53	5404	療養経過型Ⅱⅱ2・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	625	
53	5405	療養経過型Ⅱⅱ2・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	616	
53	6747	療養経過型Ⅱⅱ2・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	616	
53	5406	療養経過型Ⅱⅱ2・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	609	
53	5407	療養経過型Ⅱⅱ2・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			585	
53	5408	療養経過型Ⅱⅱ3・欠2				要介護3 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			673	
53	5409	療養経過型Ⅱⅱ3・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	696	
53	5410	療養経過型Ⅱⅱ3・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	687	
53	6748	療養経過型Ⅱⅱ3・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	687	
53	5411	療養経過型Ⅱⅱ3・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	680	
53	5412	療養経過型Ⅱⅱ3・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			656	
53	5413	療養経過型Ⅱⅱ4・欠2				要介護4 1,048 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			734	
53	5414	療養経過型Ⅱⅱ4・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	757	
53	5415	療養経過型Ⅱⅱ4・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	748	
53	6749	療養経過型Ⅱⅱ4・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	748	
53	5416	療養経過型Ⅱⅱ4・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	741	
53	5417	療養経過型Ⅱⅱ4・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			716	
53	5418	療養経過型Ⅱⅱ5・欠2				要介護5 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			795	
53	5419	療養経過型Ⅱⅱ5・欠2・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	818	
53	5420	療養経過型Ⅱⅱ5・欠2・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	809	
53	6750	療養経過型Ⅱⅱ5・欠2・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	809	
53	5421	療養経過型Ⅱⅱ5・欠2・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	802	
53	5422	療養経過型Ⅱⅱ5・夜減・欠2					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			778	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9651	ユ型療養型Ⅰ1・欠2	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合			537	1日につき
53	9652	ユ型療養型Ⅰ1・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	560	
53	9653	ユ型療養型Ⅰ1・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	551	
53	6751	ユ型療養型Ⅰ1・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	551	
53	9654	ユ型療養型Ⅰ1・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	544	
53	9655	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	519	
53	9656	ユ型療養型Ⅰ2・欠2			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				609	
53	9657	ユ型療養型Ⅰ2・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	632	
53	9658	ユ型療養型Ⅰ2・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	623	
53	6752	ユ型療養型Ⅰ2・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	623	
53	9659	ユ型療養型Ⅰ2・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	616	
53	9660	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	592	
53	9661	ユ型療養型Ⅰ3・欠2			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				765	
53	9662	ユ型療養型Ⅰ3・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	788	
53	9663	ユ型療養型Ⅰ3・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	779	
53	6753	ユ型療養型Ⅰ3・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	779	
53	9664	ユ型療養型Ⅰ3・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	772	
53	9665	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合	× 70%		― 25 単位	748	
53	9666	ユ型療養型Ⅰ4・欠2			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
53	9667	ユ型療養型Ⅰ4・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	855	
53	9668	ユ型療養型Ⅰ4・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	846	
53	6754	ユ型療養型Ⅰ4・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	846	
53	9669	ユ型療養型Ⅰ4・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	839	
53	9670	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	814	
53	9671	ユ型療養型Ⅰ5・欠2			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				891	
53	9672	ユ型療養型Ⅰ5・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	914	
53	9673	ユ型療養型Ⅰ5・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	905	
53	6755	ユ型療養型Ⅰ5・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	905	
53	9674	ユ型療養型Ⅰ5・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	898	
53	9675	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	874	
53	B121	ユ型療養型Ⅱ1・欠2		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				557	
53	B122	ユ型療養型Ⅱ1・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	580	
53	B123	ユ型療養型Ⅱ1・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	571	
53	B124	ユ型療養型Ⅱ1・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	571	
53	B125	ユ型療養型Ⅱ1・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	564	
53	B126	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	539	
53	B127	ユ型療養型Ⅱ2・欠2			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				632	
53	B128	ユ型療養型Ⅱ2・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	655	
53	B129	ユ型療養型Ⅱ2・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	646	
53	B130	ユ型療養型Ⅱ2・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	646	
53	B131	ユ型療養型Ⅱ2・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	639	
53	B132	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	615	
53	B133	ユ型療養型Ⅱ3・欠2			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				795	
53	B134	ユ型療養型Ⅱ3・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	818	
53	B135	ユ型療養型Ⅱ3・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	809	
53	B136	ユ型療養型Ⅱ3・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	809	
53	B137	ユ型療養型Ⅱ3・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	802	
53	B138	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	778	
53	B139	ユ型療養型Ⅱ4・欠2			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				865	
53	B140	ユ型療養型Ⅱ4・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	888	
53	B141	ユ型療養型Ⅱ4・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	879	
53	B142	ユ型療養型Ⅱ4・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	879	
53	B143	ユ型療養型Ⅱ4・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	872	
53	B144	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	847	
53	B145	ユ型療養型Ⅱ5・欠2			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				927	
53	B146	ユ型療養型Ⅱ5・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	950	
53	B147	ユ型療養型Ⅱ5・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	941	
53	B148	ユ型療養型Ⅱ5・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	941	
53	B149	ユ型療養型Ⅱ5・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	934	
53	B150	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	909	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	B151	ユ型療養型Ⅲ1・欠2	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		550	1日につき
53	B152	ユ型療養型Ⅲ1・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	573	
53	B153	ユ型療養型Ⅲ1・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	564	
53	B154	ユ型療養型Ⅲ1・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	564	
53	B155	ユ型療養型Ⅲ1・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	557	
53	B156	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			532	
53	B157	ユ型療養型Ⅲ2・欠2			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			624	
53	B158	ユ型療養型Ⅲ2・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	647	
53	B159	ユ型療養型Ⅲ2・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	638	
53	B160	ユ型療養型Ⅲ2・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	638	
53	B161	ユ型療養型Ⅲ2・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	631	
53	B162	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			606	
53	B163	ユ型療養型Ⅲ3・欠2			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			785	
53	B164	ユ型療養型Ⅲ3・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	808	
53	B165	ユ型療養型Ⅲ3・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	799	
53	B166	ユ型療養型Ⅲ3・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	799	
53	B167	ユ型療養型Ⅲ3・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	792	
53	B168	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			767	
53	B169	ユ型療養型Ⅲ4・欠2			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			853	
53	B170	ユ型療養型Ⅲ4・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	876	
53	B171	ユ型療養型Ⅲ4・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	867	
53	B172	ユ型療養型Ⅲ4・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	867	
53	B173	ユ型療養型Ⅲ4・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	860	
53	B174	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			835	
53	B175	ユ型療養型Ⅲ5・欠2			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			914	
53	B176	ユ型療養型Ⅲ5・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	937	
53	B177	ユ型療養型Ⅲ5・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	928	
53	B178	ユ型療養型Ⅲ5・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	928	
53	B179	ユ型療養型Ⅲ5・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	921	
53	B180	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			897	
53	9676	ユ型療養型Ⅳ1・欠2		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			537	
53	9677	ユ型療養型Ⅳ1・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	560	
53	9678	ユ型療養型Ⅳ1・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	551	
53	6756	ユ型療養型Ⅳ1・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	551	
53	9679	ユ型療養型Ⅳ1・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	544	
53	9680	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			519	
53	9681	ユ型療養型Ⅳ2・欠2			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			609	
53	9682	ユ型療養型Ⅳ2・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	632	
53	9683	ユ型療養型Ⅳ2・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	623	
53	6757	ユ型療養型Ⅳ2・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	623	
53	9684	ユ型療養型Ⅳ2・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	616	
53	9685	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			592	
53	9686	ユ型療養型Ⅳ3・欠2			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			765	
53	9687	ユ型療養型Ⅳ3・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	788	
53	9688	ユ型療養型Ⅳ3・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	779	
53	6758	ユ型療養型Ⅳ3・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	779	
53	9689	ユ型療養型Ⅳ3・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	772	
53	9690	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			748	
53	9691	ユ型療養型Ⅳ4・欠2			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			832	
53	9692	ユ型療養型Ⅳ4・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
53	9693	ユ型療養型Ⅳ4・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
53	6759	ユ型療養型Ⅳ4・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
53	9694	ユ型療養型Ⅳ4・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
53	9695	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			814	
53	9696	ユ型療養型Ⅳ5・欠2			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			891	
53	9697	ユ型療養型Ⅳ5・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	914	
53	9698	ユ型療養型Ⅳ5・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	905	
53	6760	ユ型療養型Ⅳ5・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	905	
53	9699	ユ型療養型Ⅳ5・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	898	
53	9700	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			874	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	B181	ユ型療養型Ⅴ1・欠2	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%			557	1日につき
53	B182	ユ型療養型Ⅴ1・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	580	
53	B183	ユ型療養型Ⅴ1・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	571	
53	B184	ユ型療養型Ⅴ1・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	571	
53	B185	ユ型療養型Ⅴ1・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	564	
53	B186	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	539	
53	B187	ユ型療養型Ⅴ2・欠2			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				632	
53	B188	ユ型療養型Ⅴ2・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	655	
53	B189	ユ型療養型Ⅴ2・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	646	
53	B190	ユ型療養型Ⅴ2・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	646	
53	B191	ユ型療養型Ⅴ2・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	639	
53	B192	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	615	
53	B193	ユ型療養型Ⅴ3・欠2			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				795	
53	B194	ユ型療養型Ⅴ3・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	818	
53	B195	ユ型療養型Ⅴ3・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	809	
53	B196	ユ型療養型Ⅴ3・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	809	
53	B197	ユ型療養型Ⅴ3・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	802	
53	B198	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	778	
53	B199	ユ型療養型Ⅴ4・欠2			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				865	
53	B200	ユ型療養型Ⅴ4・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	888	
53	B201	ユ型療養型Ⅴ4・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	879	
53	B202	ユ型療養型Ⅴ4・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	879	
53	B203	ユ型療養型Ⅴ4・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	872	
53	B204	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	847	
53	B205	ユ型療養型Ⅴ5・欠2			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				927	
53	B206	ユ型療養型Ⅴ5・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	950	
53	B207	ユ型療養型Ⅴ5・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	941	
53	B208	ユ型療養型Ⅴ5・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	941	
53	B209	ユ型療養型Ⅴ5・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	934	
53	B210	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	909	
53	B211	ユ型療養型Ⅵ1・欠2		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				550	
53	B212	ユ型療養型Ⅵ1・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	573	
53	B213	ユ型療養型Ⅵ1・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	564	
53	B214	ユ型療養型Ⅵ1・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	564	
53	B215	ユ型療養型Ⅵ1・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	557	
53	B216	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	532	
53	B217	ユ型療養型Ⅵ2・欠2			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				624	
53	B218	ユ型療養型Ⅵ2・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	647	
53	B219	ユ型療養型Ⅵ2・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	638	
53	B220	ユ型療養型Ⅵ2・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	638	
53	B221	ユ型療養型Ⅵ2・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	631	
53	B222	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	606	
53	B223	ユ型療養型Ⅵ3・欠2			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				785	
53	B224	ユ型療養型Ⅵ3・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	808	
53	B225	ユ型療養型Ⅵ3・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	799	
53	B226	ユ型療養型Ⅵ3・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	799	
53	B227	ユ型療養型Ⅵ3・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	792	
53	B228	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	767	
53	B229	ユ型療養型Ⅵ4・欠2			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				853	
53	B230	ユ型療養型Ⅵ4・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	876	
53	B231	ユ型療養型Ⅵ4・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	867	
53	B232	ユ型療養型Ⅵ4・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	867	
53	B233	ユ型療養型Ⅵ4・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	860	
53	B234	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	835	
53	B235	ユ型療養型Ⅵ5・欠2			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				914	
53	B236	ユ型療養型Ⅵ5・欠2・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	937	
53	B237	ユ型療養型Ⅵ5・欠2・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	928	
53	B238	ユ型療養型Ⅵ5・欠2・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	928	
53	B239	ユ型療養型Ⅵ5・欠2・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	921	
53	B240	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	897	

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目		算定項目							合成単位数	算定単位
53	7701	ユ型療養型Ⅰ1・欠2・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		521	1日につき
53	7702	ユ型療養型Ⅰ1・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	7703	ユ型療養型Ⅰ1・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6761	ユ型療養型Ⅰ1・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	7704	ユ型療養型Ⅰ1・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	7705	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	7706	ユ型療養型Ⅰ2・欠2・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	7707	ユ型療養型Ⅰ2・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	7708	ユ型療養型Ⅰ2・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6762	ユ型療養型Ⅰ2・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	7709	ユ型療養型Ⅰ2・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	7710	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	7711	ユ型療養型Ⅰ3・欠2・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				742	
53	7712	ユ型療養型Ⅰ3・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	765	
53	7713	ユ型療養型Ⅰ3・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	756	
53	6763	ユ型療養型Ⅰ3・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	756	
53	7714	ユ型療養型Ⅰ3・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	749	
53	7715	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				726	
53	7716	ユ型療養型Ⅰ4・欠2・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				807	
53	7717	ユ型療養型Ⅰ4・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	830	
53	7718	ユ型療養型Ⅰ4・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	821	
53	6764	ユ型療養型Ⅰ4・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	821	
53	7719	ユ型療養型Ⅰ4・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	814	
53	7720	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				790	
53	7721	ユ型療養型Ⅰ5・欠2・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				864	
53	7722	ユ型療養型Ⅰ5・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	887	
53	7723	ユ型療養型Ⅰ5・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	878	
53	6765	ユ型療養型Ⅰ5・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	878	
53	7724	ユ型療養型Ⅰ5・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	871	
53	7725	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				848	
53	B241	ユ型療養型Ⅱ1・欠2・未		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)〈療養機能強化型A〉〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				540	
53	B242	ユ型療養型Ⅱ1・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	563	
53	B243	ユ型療養型Ⅱ1・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	554	
53	B244	ユ型療養型Ⅱ1・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	554	
53	B245	ユ型療養型Ⅱ1・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	547	
53	B246	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				523	
53	B247	ユ型療養型Ⅱ2・欠2・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				613	
53	B248	ユ型療養型Ⅱ2・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	636	
53	B249	ユ型療養型Ⅱ2・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	627	
53	B250	ユ型療養型Ⅱ2・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	627	
53	B251	ユ型療養型Ⅱ2・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	620	
53	B252	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				597	
53	B253	ユ型療養型Ⅱ3・欠2・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				771	
53	B254	ユ型療養型Ⅱ3・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	794	
53	B255	ユ型療養型Ⅱ3・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	785	
53	B256	ユ型療養型Ⅱ3・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	785	
53	B257	ユ型療養型Ⅱ3・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	778	
53	B258	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				755	
53	B259	ユ型療養型Ⅱ4・欠2・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				839	
53	B260	ユ型療養型Ⅱ4・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	862	
53	B261	ユ型療養型Ⅱ4・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	853	
53	B262	ユ型療養型Ⅱ4・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	853	
53	B263	ユ型療養型Ⅱ4・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	846	
53	B264	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				822	
53	B265	ユ型療養型Ⅱ5・欠2・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				899	
53	B266	ユ型療養型Ⅱ5・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	922	
53	B267	ユ型療養型Ⅱ5・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	913	
53	B268	ユ型療養型Ⅱ5・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	913	
53	B269	ユ型療養型Ⅱ5・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	906	
53	B270	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				882	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	B271	ユ型療養型Ⅲ1・欠2・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		534	1日につき
53	B272	ユ型療養型Ⅲ1・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	557	
53	B273	ユ型療養型Ⅲ1・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	548	
53	B274	ユ型療養型Ⅲ1・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	548	
53	B275	ユ型療養型Ⅲ1・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	541	
53	B276	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				516	
53	B277	ユ型療養型Ⅲ2・欠2・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				605	
53	B278	ユ型療養型Ⅲ2・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	628	
53	B279	ユ型療養型Ⅲ2・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	619	
53	B280	ユ型療養型Ⅲ2・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	619	
53	B281	ユ型療養型Ⅲ2・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	612	
53	B282	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				588	
53	B283	ユ型療養型Ⅲ3・欠2・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				761	
53	B284	ユ型療養型Ⅲ3・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	784	
53	B285	ユ型療養型Ⅲ3・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	775	
53	B286	ユ型療養型Ⅲ3・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	775	
53	B287	ユ型療養型Ⅲ3・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	768	
53	B288	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				744	
53	B289	ユ型療養型Ⅲ4・欠2・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				827	
53	B290	ユ型療養型Ⅲ4・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	850	
53	B291	ユ型療養型Ⅲ4・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	841	
53	B292	ユ型療養型Ⅲ4・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	841	
53	B293	ユ型療養型Ⅲ4・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	834	
53	B294	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				810	
53	B295	ユ型療養型Ⅲ5・欠2・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				887	
53	B296	ユ型療養型Ⅲ5・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	910	
53	B297	ユ型療養型Ⅲ5・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	901	
53	B298	ユ型療養型Ⅲ5・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	901	
53	B299	ユ型療養型Ⅲ5・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	894	
53	B300	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				870	
53	7726	ユ型療養型Ⅳ1・欠2・未		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				521	
53	7727	ユ型療養型Ⅳ1・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	7728	ユ型療養型Ⅳ1・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6766	ユ型療養型Ⅳ1・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	7729	ユ型療養型Ⅳ1・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	7730	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	7731	ユ型療養型Ⅳ2・欠2・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	7732	ユ型療養型Ⅳ2・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	7733	ユ型療養型Ⅳ2・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6767	ユ型療養型Ⅳ2・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	7734	ユ型療養型Ⅳ2・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	7735	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	7736	ユ型療養型Ⅳ3・欠2・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				742	
53	7737	ユ型療養型Ⅳ3・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	765	
53	7738	ユ型療養型Ⅳ3・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	756	
53	6768	ユ型療養型Ⅳ3・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	756	
53	7739	ユ型療養型Ⅳ3・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	749	
53	7740	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				726	
53	7741	ユ型療養型Ⅳ4・欠2・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				807	
53	7742	ユ型療養型Ⅳ4・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	830	
53	7743	ユ型療養型Ⅳ4・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	821	
53	6769	ユ型療養型Ⅳ4・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	821	
53	7744	ユ型療養型Ⅳ4・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	814	
53	7745	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				790	
53	7746	ユ型療養型Ⅳ5・欠2・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				864	
53	7747	ユ型療養型Ⅳ5・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	887	
53	7748	ユ型療養型Ⅳ5・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	878	
53	6770	ユ型療養型Ⅳ5・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	878	
53	7749	ユ型療養型Ⅳ5・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	871	
53	7750	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				848	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	B301	ユ型療養型Ⅴ1・欠2・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		540	1日につき
53	B302	ユ型療養型Ⅴ1・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	563	
53	B303	ユ型療養型Ⅴ1・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	554	
53	B304	ユ型療養型Ⅴ1・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	554	
53	B305	ユ型療養型Ⅴ1・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	547	
53	B306	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				523	
53	B307	ユ型療養型Ⅴ2・欠2・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				613	
53	B308	ユ型療養型Ⅴ2・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	636	
53	B309	ユ型療養型Ⅴ2・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	627	
53	B310	ユ型療養型Ⅴ2・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	627	
53	B311	ユ型療養型Ⅴ2・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	620	
53	B312	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				597	
53	B313	ユ型療養型Ⅴ3・欠2・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				771	
53	B314	ユ型療養型Ⅴ3・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	794	
53	B315	ユ型療養型Ⅴ3・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	785	
53	B316	ユ型療養型Ⅴ3・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	785	
53	B317	ユ型療養型Ⅴ3・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	778	
53	B318	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				755	
53	B319	ユ型療養型Ⅴ4・欠2・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				839	
53	B320	ユ型療養型Ⅴ4・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	862	
53	B321	ユ型療養型Ⅴ4・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	853	
53	B322	ユ型療養型Ⅴ4・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	853	
53	B323	ユ型療養型Ⅴ4・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	846	
53	B324	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				822	
53	B325	ユ型療養型Ⅴ5・欠2・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				899	
53	B326	ユ型療養型Ⅴ5・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	922	
53	B327	ユ型療養型Ⅴ5・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	913	
53	B328	ユ型療養型Ⅴ5・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	913	
53	B329	ユ型療養型Ⅴ5・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	906	
53	B330	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				882	
53	B331	ユ型療養型Ⅵ1・欠2・未		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				534	
53	B332	ユ型療養型Ⅵ1・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	557	
53	B333	ユ型療養型Ⅵ1・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	548	
53	B334	ユ型療養型Ⅵ1・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	548	
53	B335	ユ型療養型Ⅵ1・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	541	
53	B336	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				516	
53	B337	ユ型療養型Ⅵ2・欠2・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				605	
53	B338	ユ型療養型Ⅵ2・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	628	
53	B339	ユ型療養型Ⅵ2・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	619	
53	B340	ユ型療養型Ⅵ2・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	619	
53	B341	ユ型療養型Ⅵ2・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	612	
53	B342	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				588	
53	B343	ユ型療養型Ⅵ3・欠2・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				761	
53	B344	ユ型療養型Ⅵ3・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	784	
53	B345	ユ型療養型Ⅵ3・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	775	
53	B346	ユ型療養型Ⅵ3・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	775	
53	B347	ユ型療養型Ⅵ3・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	768	
53	B348	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				744	
53	B349	ユ型療養型Ⅵ4・欠2・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				827	
53	B350	ユ型療養型Ⅵ4・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	850	
53	B351	ユ型療養型Ⅵ4・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	841	
53	B352	ユ型療養型Ⅵ4・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	841	
53	B353	ユ型療養型Ⅵ4・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	834	
53	B354	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				810	
53	B355	ユ型療養型Ⅵ5・欠2・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				887	
53	B356	ユ型療養型Ⅵ5・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	910	
53	B357	ユ型療養型Ⅵ5・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	901	
53	B358	ユ型療養型Ⅵ5・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	901	
53	B359	ユ型療養型Ⅵ5・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	894	
53	B360	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				870	

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目						合成単位数	算定単位
53	1501	ユ型療養経過Ⅰ1・欠2	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	537	1日につき
53	1502	ユ型療養経過Ⅰ1・欠2・夜Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	560	
53	1503	ユ型療養経過Ⅰ1・欠2・夜Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	551	
53	6771	ユ型療養経過Ⅰ1・欠2・夜Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	551	
53	1504	ユ型療養経過Ⅰ1・欠2・夜Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	544	
53	1505	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・欠2		＜ユニット型個室＞		夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位		519	
53	1506	ユ型療養経過Ⅰ2・欠2			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		609	
53	1507	ユ型療養経過Ⅰ2・欠2・夜Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	632	
53	1508	ユ型療養経過Ⅰ2・欠2・夜Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	623	
53	6772	ユ型療養経過Ⅰ2・欠2・夜Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	623	
53	1509	ユ型療養経過Ⅰ2・欠2・夜Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	616	
53	1510	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位		592	
53	1511	ユ型療養経過Ⅰ3・欠2			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		704	
53	1512	ユ型療養経過Ⅰ3・欠2・夜Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	727	
53	1513	ユ型療養経過Ⅰ3・欠2・夜Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	718	
53	6773	ユ型療養経過Ⅰ3・欠2・夜Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	718	
53	1514	ユ型療養経過Ⅰ3・欠2・夜Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	711	
53	1515	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位		687	
53	1516	ユ型療養経過Ⅰ4・欠2			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		764	
53	1517	ユ型療養経過Ⅰ4・欠2・夜Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	787	
53	1518	ユ型療養経過Ⅰ4・欠2・夜Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	778	
53	6774	ユ型療養経過Ⅰ4・欠2・夜Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	778	
53	1519	ユ型療養経過Ⅰ4・欠2・夜Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	771	
53	1520	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位		746	
53	1521	ユ型療養経過Ⅰ5・欠2			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		823	
53	1522	ユ型療養経過Ⅰ5・欠2・夜Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	846	
53	1523	ユ型療養経過Ⅰ5・欠2・夜Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	837	
53	6775	ユ型療養経過Ⅰ5・欠2・夜Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	837	
53	1524	ユ型療養経過Ⅰ5・欠2・夜Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	830	
53	1525	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位		806	
53	1526	ユ型療養経過Ⅱ1・欠2		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		537	
53	1527	ユ型療養経過Ⅱ1・欠2・夜Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	560	
53	1528	ユ型療養経過Ⅱ1・欠2・夜Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	551	
53	6776	ユ型療養経過Ⅱ1・欠2・夜Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	551	
53	1529	ユ型療養経過Ⅱ1・欠2・夜Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	544	
53	1530	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・欠2		＜ユニット型準個室＞		夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位		519	
53	1531	ユ型療養経過Ⅱ2・欠2			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		609	
53	1532	ユ型療養経過Ⅱ2・欠2・夜Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	632	
53	1533	ユ型療養経過Ⅱ2・欠2・夜Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	623	
53	6777	ユ型療養経過Ⅱ2・欠2・夜Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	623	
53	1534	ユ型療養経過Ⅱ2・欠2・夜Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	616	
53	1535	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位		592	
53	1536	ユ型療養経過Ⅱ3・欠2			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		704	
53	1537	ユ型療養経過Ⅱ3・欠2・夜Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	727	
53	1538	ユ型療養経過Ⅱ3・欠2・夜Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	718	
53	6778	ユ型療養経過Ⅱ3・欠2・夜Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	718	
53	1539	ユ型療養経過Ⅱ3・欠2・夜Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	711	
53	1540	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位		687	
53	1541	ユ型療養経過Ⅱ4・欠2			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		764	
53	1542	ユ型療養経過Ⅱ4・欠2・夜Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	787	
53	1543	ユ型療養経過Ⅱ4・欠2・夜Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	778	
53	6779	ユ型療養経過Ⅱ4・欠2・夜Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	778	
53	1544	ユ型療養経過Ⅱ4・欠2・夜Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	771	
53	1545	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位		746	
53	1546	ユ型療養経過Ⅱ5・欠2			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合		823	
53	1547	ユ型療養経過Ⅱ5・欠2・夜Ⅰ					夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	846	
53	1548	ユ型療養経過Ⅱ5・欠2・夜Ⅱ					夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	837	
53	6780	ユ型療養経過Ⅱ5・欠2・夜Ⅲ					夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	837	
53	1549	ユ型療養経過Ⅱ5・欠2・夜Ⅳ					夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	830	
53	1550	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・欠2				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位		806	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	1551	ユ型療養経過Ⅰ1・欠2・未	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)＜ユニット型個室＞	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%		521	1日につき
53	1552	ユ型療養経過Ⅰ1・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	1553	ユ型療養経過Ⅰ1・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6781	ユ型療養経過Ⅰ1・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	1554	ユ型療養経過Ⅰ1・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	1555	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	1556	ユ型療養経過Ⅰ2・欠2・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	1557	ユ型療養経過Ⅰ2・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	1558	ユ型療養経過Ⅰ2・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6782	ユ型療養経過Ⅰ2・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	1559	ユ型療養経過Ⅰ2・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	1560	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	1561	ユ型療養経過Ⅰ3・欠2・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				683	
53	1562	ユ型療養経過Ⅰ3・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	706	
53	1563	ユ型療養経過Ⅰ3・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	697	
53	6783	ユ型療養経過Ⅰ3・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	697	
53	1564	ユ型療養経過Ⅰ3・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	690	
53	1565	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				666	
53	1566	ユ型療養経過Ⅰ4・欠2・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				741	
53	1567	ユ型療養経過Ⅰ4・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	764	
53	1568	ユ型療養経過Ⅰ4・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	755	
53	6784	ユ型療養経過Ⅰ4・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	755	
53	1569	ユ型療養経過Ⅰ4・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	748	
53	1570	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				724	
53	1571	ユ型療養経過Ⅰ5・欠2・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				798	
53	1572	ユ型療養経過Ⅰ5・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	821	
53	1573	ユ型療養経過Ⅰ5・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	812	
53	6785	ユ型療養経過Ⅰ5・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	812	
53	1574	ユ型療養経過Ⅰ5・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	805	
53	1575	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				782	
53	1576	ユ型療養経過Ⅱ1・欠2・未		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)＜ユニット型準個室＞	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				521	
53	1577	ユ型療養経過Ⅱ1・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	544	
53	1578	ユ型療養経過Ⅱ1・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	535	
53	6786	ユ型療養経過Ⅱ1・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	535	
53	1579	ユ型療養経過Ⅱ1・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	528	
53	1580	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				503	
53	1581	ユ型療養経過Ⅱ2・欠2・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				591	
53	1582	ユ型療養経過Ⅱ2・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	614	
53	1583	ユ型療養経過Ⅱ2・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	605	
53	6787	ユ型療養経過Ⅱ2・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	605	
53	1584	ユ型療養経過Ⅱ2・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	598	
53	1585	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				574	
53	1586	ユ型療養経過Ⅱ3・欠2・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				683	
53	1587	ユ型療養経過Ⅱ3・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	706	
53	1588	ユ型療養経過Ⅱ3・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	697	
53	6788	ユ型療養経過Ⅱ3・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	697	
53	1589	ユ型療養経過Ⅱ3・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	690	
53	1590	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				666	
53	1591	ユ型療養経過Ⅱ4・欠2・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				741	
53	1592	ユ型療養経過Ⅱ4・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	764	
53	1593	ユ型療養経過Ⅱ4・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	755	
53	6789	ユ型療養経過Ⅱ4・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	755	
53	1594	ユ型療養経過Ⅱ4・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	748	
53	1595	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				724	
53	1596	ユ型療養経過Ⅱ5・欠2・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				798	
53	1597	ユ型療養経過Ⅱ5・欠2・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	821	
53	1598	ユ型療養経過Ⅱ5・欠2・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	812	
53	6790	ユ型療養経過Ⅱ5・欠2・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	812	
53	1599	ユ型療養経過Ⅱ5・欠2・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	805	
53	1600	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・欠2・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				782	

正看比率が20%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9201	療養型Ⅲｉ1･欠3	(1)療養型介護療養施設サービス費	(三)療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 564 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合 × 90%		508	1日につき
53	9202	療養型Ⅲｉ1･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	531	
53	9203	療養型Ⅲｉ1･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	522	
53	6791	療養型Ⅲｉ1･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	522	
53	9204	療養型Ⅲｉ1･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	515	
53	9205	療養型Ⅲｉ1･夜減･欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			485	
53	9206	療養型Ⅲｉ2･欠3				要介護2 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			603	
53	9207	療養型Ⅲｉ2･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	626	
53	9208	療養型Ⅲｉ2･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	617	
53	6792	療養型Ⅲｉ2･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	617	
53	9209	療養型Ⅲｉ2･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	610	
53	9210	療養型Ⅲｉ2･夜減･欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			581	
53	9211	療養型Ⅲｉ3･欠3				要介護3 813 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			732	
53	9212	療養型Ⅲｉ3･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	755	
53	9213	療養型Ⅲｉ3･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	746	
53	6793	療養型Ⅲｉ3･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	746	
53	9214	療養型Ⅲｉ3･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	739	
53	9215	療養型Ⅲｉ3･夜減･欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			709	
53	9216	療養型Ⅲｉ4･欠3				要介護4 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			866	
53	9217	療養型Ⅲｉ4･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	889	
53	9218	療養型Ⅲｉ4･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	880	
53	6794	療養型Ⅲｉ4･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	880	
53	9219	療養型Ⅲｉ4･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	873	
53	9220	療養型Ⅲｉ4･夜減･欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			843	
53	9221	療養型Ⅲｉ5･欠3				要介護5 1,001 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			901	
53	9222	療養型Ⅲｉ5･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	924	
53	9223	療養型Ⅲｉ5･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	915	
53	6795	療養型Ⅲｉ5･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	915	
53	9224	療養型Ⅲｉ5･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	908	
53	9225	療養型Ⅲｉ5･夜減･欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			878	
53	9226	療養型Ⅲⅱ1･欠3			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			603	
53	9227	療養型Ⅲⅱ1･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	626	
53	9228	療養型Ⅲⅱ1･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	617	
53	6796	療養型Ⅲⅱ1･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	617	
53	9229	療養型Ⅲⅱ1･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	610	
53	9230	療養型Ⅲⅱ1･夜減･欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			581	
53	9231	療養型Ⅲⅱ2･欠3				要介護2 775 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			698	
53	9232	療養型Ⅲⅱ2･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	721	
53	9233	療養型Ⅲⅱ2･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	712	
53	6797	療養型Ⅲⅱ2･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	712	
53	9234	療養型Ⅲⅱ2･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	705	
53	9235	療養型Ⅲⅱ2･夜減･欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			675	
53	9236	療養型Ⅲⅱ3･欠3				要介護3 919 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			827	
53	9237	療養型Ⅲⅱ3･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	850	
53	9238	療養型Ⅲⅱ3･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	841	
53	6798	療養型Ⅲⅱ3･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	841	
53	9239	療養型Ⅲⅱ3･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	834	
53	9240	療養型Ⅲⅱ3･夜減･欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			805	
53	9241	療養型Ⅲⅱ4･欠3				要介護4 1,068 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			961	
53	9242	療養型Ⅲⅱ4･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	984	
53	9243	療養型Ⅲⅱ4･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	975	
53	6799	療養型Ⅲⅱ4･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	975	
53	9244	療養型Ⅲⅱ4･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	968	
53	9245	療養型Ⅲⅱ4･夜減･欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			939	
53	9246	療養型Ⅲⅱ5･欠3				要介護5 1,107 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			996	
53	9247	療養型Ⅲⅱ5･欠3･夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,019	
53	9248	療養型Ⅲⅱ5･欠3･夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,010	
53	6800	療養型Ⅲⅱ5･欠3･夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,010	
53	9249	療養型Ⅲⅱ5･欠3･夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,003	
53	9250	療養型Ⅲⅱ5･夜減･欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			974	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53 5423	療養経過型Ⅱｉ1・欠3	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(二)療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ） 看護＜8：1＞ 介護＜4：1＞	a 療養型経過型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 650 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合 × 90%		585	1日につき
53 5424	療養経過型Ⅱｉ1・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	608	
53 5425	療養経過型Ⅱｉ1・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	599	
53 6801	療養経過型Ⅱｉ1・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	599	
53 5426	療養経過型Ⅱｉ1・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	592	
53 5427	療養経過型Ⅱｉ1・夜減・欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			563	
53 5428	療養経過型Ⅱｉ2・欠3				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			679	
53 5429	療養経過型Ⅱｉ2・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	702	
53 5430	療養経過型Ⅱｉ2・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	693	
53 6802	療養経過型Ⅱｉ2・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	693	
53 5431	療養経過型Ⅱｉ2・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	686	
53 5432	療養経過型Ⅱｉ2・夜減・欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			656	
53 5433	療養経過型Ⅱｉ3・欠3				要介護3 857 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			771	
53 5434	療養経過型Ⅱｉ3・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	794	
53 5435	療養経過型Ⅱｉ3・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	785	
53 6803	療養経過型Ⅱｉ3・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	785	
53 5436	療養経過型Ⅱｉ3・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	778	
53 5437	療養経過型Ⅱｉ3・夜減・欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			749	
53 5438	療養経過型Ⅱｉ4・欠3				要介護4 944 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			850	
53 5439	療養経過型Ⅱｉ4・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	873	
53 5440	療養経過型Ⅱｉ4・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	864	
53 6804	療養経過型Ⅱｉ4・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	864	
53 5441	療養経過型Ⅱｉ4・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	857	
53 5442	療養経過型Ⅱｉ4・夜減・欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			827	
53 5443	療養経過型Ⅱｉ5・欠3				要介護5 1,030 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			927	
53 5444	療養経過型Ⅱｉ5・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	950	
53 5445	療養経過型Ⅱｉ5・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	941	
53 6805	療養経過型Ⅱｉ5・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	941	
53 5446	療養経過型Ⅱｉ5・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	934	
53 5447	療養経過型Ⅱｉ5・夜減・欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			905	
53 5448	療養経過型Ⅱⅱ1・欠3			b 療養型経過型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1 755 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			680	
53 5449	療養経過型Ⅱⅱ1・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	703	
53 5450	療養経過型Ⅱⅱ1・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	694	
53 6806	療養経過型Ⅱⅱ1・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	694	
53 5451	療養経過型Ⅱⅱ1・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	687	
53 5452	療養経過型Ⅱⅱ1・夜減・欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			657	
53 5453	療養経過型Ⅱⅱ2・欠3				要介護2 860 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			774	
53 5454	療養経過型Ⅱⅱ2・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	797	
53 5455	療養経過型Ⅱⅱ2・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	788	
53 6807	療養経過型Ⅱⅱ2・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	788	
53 5456	療養経過型Ⅱⅱ2・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	781	
53 5457	療養経過型Ⅱⅱ2・夜減・欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			752	
53 5458	療養経過型Ⅱⅱ3・欠3				要介護3 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			866	
53 5459	療養経過型Ⅱⅱ3・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	889	
53 5460	療養経過型Ⅱⅱ3・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	880	
53 6808	療養経過型Ⅱⅱ3・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	880	
53 5461	療養経過型Ⅱⅱ3・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	873	
53 5462	療養経過型Ⅱⅱ3・夜減・欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			843	
53 5463	療養経過型Ⅱⅱ4・欠3				要介護4 1,048 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			943	
53 5464	療養経過型Ⅱⅱ4・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	966	
53 5465	療養経過型Ⅱⅱ4・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	957	
53 6809	療養経過型Ⅱⅱ4・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	957	
53 5466	療養経過型Ⅱⅱ4・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	950	
53 5467	療養経過型Ⅱⅱ4・夜減・欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			921	
53 5468	療養経過型Ⅱⅱ5・欠3				要介護5 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,022	
53 5469	療養経過型Ⅱⅱ5・欠3・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,045	
53 5470	療養経過型Ⅱⅱ5・欠3・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,036	
53 6810	療養経過型Ⅱⅱ5・欠3・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,036	
53 5471	療養経過型Ⅱⅱ5・欠3・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,029	
53 5472	療養経過型Ⅱⅱ5・夜減・欠3					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,000	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53 9251	ユ型療養型Ⅰ1・欠3	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合 × 90%		690	1日につき
53 9252	ユ型療養型Ⅰ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	713	
53 9253	ユ型療養型Ⅰ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	704	
53 6811	ユ型療養型Ⅰ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	704	
53 9254	ユ型療養型Ⅰ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	697	
53 9255	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			668	
53 9256	ユ型療養型Ⅰ2・欠3			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			783	
53 9257	ユ型療養型Ⅰ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	806	
53 9258	ユ型療養型Ⅰ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	797	
53 6812	ユ型療養型Ⅰ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	797	
53 9259	ユ型療養型Ⅰ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	790	
53 9260	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			761	
53 9261	ユ型療養型Ⅰ3・欠3			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			984	
53 9262	ユ型療養型Ⅰ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,007	
53 9263	ユ型療養型Ⅰ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	998	
53 6813	ユ型療養型Ⅰ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	998	
53 9264	ユ型療養型Ⅰ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	991	
53 9265	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			961	
53 9266	ユ型療養型Ⅰ4・欠3			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,069	
53 9267	ユ型療養型Ⅰ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,092	
53 9268	ユ型療養型Ⅰ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,083	
53 6814	ユ型療養型Ⅰ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,083	
53 9269	ユ型療養型Ⅰ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,076	
53 9270	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,047	
53 9271	ユ型療養型Ⅰ5・欠3			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,146	
53 9272	ユ型療養型Ⅰ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,169	
53 9273	ユ型療養型Ⅰ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,160	
53 6815	ユ型療養型Ⅰ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,160	
53 9274	ユ型療養型Ⅰ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,153	
53 9275	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,123	
53 B361	ユ型療養型Ⅱ1・欠3		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			716	
53 B362	ユ型療養型Ⅱ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	739	
53 B363	ユ型療養型Ⅱ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	730	
53 B364	ユ型療養型Ⅱ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	730	
53 B365	ユ型療養型Ⅱ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	723	
53 B366	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			693	
53 B367	ユ型療養型Ⅱ2・欠3			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			813	
53 B368	ユ型療養型Ⅱ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	836	
53 B369	ユ型療養型Ⅱ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	827	
53 B370	ユ型療養型Ⅱ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	827	
53 B371	ユ型療養型Ⅱ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	820	
53 B372	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			790	
53 B373	ユ型療養型Ⅱ3・欠3			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,022	
53 B374	ユ型療養型Ⅱ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,045	
53 B375	ユ型療養型Ⅱ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,036	
53 B376	ユ型療養型Ⅱ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,036	
53 B377	ユ型療養型Ⅱ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,029	
53 B378	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,000	
53 B379	ユ型療養型Ⅱ4・欠3			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,112	
53 B380	ユ型療養型Ⅱ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,135	
53 B381	ユ型療養型Ⅱ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,126	
53 B382	ユ型療養型Ⅱ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,126	
53 B383	ユ型療養型Ⅱ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,119	
53 B384	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,089	
53 B385	ユ型療養型Ⅱ5・欠3			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,192	
53 B386	ユ型療養型Ⅱ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,215	
53 B387	ユ型療養型Ⅱ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,206	
53 B388	ユ型療養型Ⅱ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,206	
53 B389	ユ型療養型Ⅱ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,199	
53 B390	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,169	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53 B391	ユ型療養型Ⅲ1・欠3	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合 × 90%		707	1日につき
53 B392	ユ型療養型Ⅲ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	730	
53 B393	ユ型療養型Ⅲ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	721	
53 B394	ユ型療養型Ⅲ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	721	
53 B395	ユ型療養型Ⅲ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	714	
53 B396	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			684	
53 B397	ユ型療養型Ⅲ2・欠3			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			802	
53 B398	ユ型療養型Ⅲ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	825	
53 B399	ユ型療養型Ⅲ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	816	
53 B400	ユ型療養型Ⅲ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	816	
53 B401	ユ型療養型Ⅲ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	809	
53 B402	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			779	
53 B403	ユ型療養型Ⅲ3・欠3			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,009	
53 B404	ユ型療養型Ⅲ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,032	
53 B405	ユ型療養型Ⅲ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,023	
53 B406	ユ型療養型Ⅲ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,023	
53 B407	ユ型療養型Ⅲ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,016	
53 B408	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			986	
53 B409	ユ型療養型Ⅲ4・欠3			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,096	
53 B410	ユ型療養型Ⅲ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,119	
53 B411	ユ型療養型Ⅲ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,110	
53 B412	ユ型療養型Ⅲ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,110	
53 B413	ユ型療養型Ⅲ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,103	
53 B414	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,074	
53 B415	ユ型療養型Ⅲ5・欠3			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,175	
53 B416	ユ型療養型Ⅲ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,198	
53 B417	ユ型療養型Ⅲ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,189	
53 B418	ユ型療養型Ⅲ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,189	
53 B419	ユ型療養型Ⅲ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,182	
53 B420	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,153	
53 9276	ユ型療養型Ⅳ1・欠3		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			690	
53 9277	ユ型療養型Ⅳ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	713	
53 9278	ユ型療養型Ⅳ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	704	
53 6816	ユ型療養型Ⅳ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	704	
53 9279	ユ型療養型Ⅳ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	697	
53 9280	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			668	
53 9281	ユ型療養型Ⅳ2・欠3			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			783	
53 9282	ユ型療養型Ⅳ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	806	
53 9283	ユ型療養型Ⅳ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	797	
53 6817	ユ型療養型Ⅳ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	797	
53 9284	ユ型療養型Ⅳ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	790	
53 9285	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			761	
53 9286	ユ型療養型Ⅳ3・欠3			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			984	
53 9287	ユ型療養型Ⅳ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,007	
53 9288	ユ型療養型Ⅳ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	998	
53 6818	ユ型療養型Ⅳ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	998	
53 9289	ユ型療養型Ⅳ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	991	
53 9290	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			961	
53 9291	ユ型療養型Ⅳ4・欠3			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,069	
53 9292	ユ型療養型Ⅳ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,092	
53 9293	ユ型療養型Ⅳ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,083	
53 6819	ユ型療養型Ⅳ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,083	
53 9294	ユ型療養型Ⅳ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,076	
53 9295	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,047	
53 9296	ユ型療養型Ⅳ5・欠3			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,146	
53 9297	ユ型療養型Ⅳ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,169	
53 9298	ユ型療養型Ⅳ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,160	
53 6820	ユ型療養型Ⅳ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,160	
53 9299	ユ型療養型Ⅳ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,153	
53 9300	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,123	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53 B421	ユ型療養型Ⅴ1・欠3	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合 × 90%		716	1日につき
53 B422	ユ型療養型Ⅴ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	739	
53 B423	ユ型療養型Ⅴ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	730	
53 B424	ユ型療養型Ⅴ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	730	
53 B425	ユ型療養型Ⅴ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	723	
53 B426	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			693	
53 B427	ユ型療養型Ⅴ2・欠3			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			813	
53 B428	ユ型療養型Ⅴ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	836	
53 B429	ユ型療養型Ⅴ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	827	
53 B430	ユ型療養型Ⅴ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	827	
53 B431	ユ型療養型Ⅴ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	820	
53 B432	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			790	
53 B433	ユ型療養型Ⅴ3・欠3			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,022	
53 B434	ユ型療養型Ⅴ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,045	
53 B435	ユ型療養型Ⅴ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,036	
53 B436	ユ型療養型Ⅴ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,036	
53 B437	ユ型療養型Ⅴ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,029	
53 B438	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,000	
53 B439	ユ型療養型Ⅴ4・欠3			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,112	
53 B440	ユ型療養型Ⅴ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,135	
53 B441	ユ型療養型Ⅴ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,126	
53 B442	ユ型療養型Ⅴ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,126	
53 B443	ユ型療養型Ⅴ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,119	
53 B444	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,089	
53 B445	ユ型療養型Ⅴ5・欠3			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,192	
53 B446	ユ型療養型Ⅴ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,215	
53 B447	ユ型療養型Ⅴ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,206	
53 B448	ユ型療養型Ⅴ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,206	
53 B449	ユ型療養型Ⅴ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,199	
53 B450	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,169	
53 B451	ユ型療養型Ⅵ1・欠3		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			707	
53 B452	ユ型療養型Ⅵ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	730	
53 B453	ユ型療養型Ⅵ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	721	
53 B454	ユ型療養型Ⅵ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	721	
53 B455	ユ型療養型Ⅵ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	714	
53 B456	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			684	
53 B457	ユ型療養型Ⅵ2・欠3			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			802	
53 B458	ユ型療養型Ⅵ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	825	
53 B459	ユ型療養型Ⅵ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	816	
53 B460	ユ型療養型Ⅵ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	816	
53 B461	ユ型療養型Ⅵ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	809	
53 B462	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			779	
53 B463	ユ型療養型Ⅵ3・欠3			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,009	
53 B464	ユ型療養型Ⅵ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,032	
53 B465	ユ型療養型Ⅵ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,023	
53 B466	ユ型療養型Ⅵ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,023	
53 B467	ユ型療養型Ⅵ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,016	
53 B468	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			986	
53 B469	ユ型療養型Ⅵ4・欠3			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,096	
53 B470	ユ型療養型Ⅵ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,119	
53 B471	ユ型療養型Ⅵ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,110	
53 B472	ユ型療養型Ⅵ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,110	
53 B473	ユ型療養型Ⅵ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,103	
53 B474	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,074	
53 B475	ユ型療養型Ⅵ5・欠3			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,175	
53 B476	ユ型療養型Ⅵ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,198	
53 B477	ユ型療養型Ⅵ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,189	
53 B478	ユ型療養型Ⅵ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,189	
53 B479	ユ型療養型Ⅵ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,182	
53 B480	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,153	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53 7751	ユ型療養型Ⅰ1・欠3・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		669	1日につき
53 7752	ユ型療養型Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	692	
53 7753	ユ型療養型Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	683	
53 6821	ユ型療養型Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	683	
53 7754	ユ型療養型Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	676	
53 7755	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				648	
53 7756	ユ型療養型Ⅰ2・欠3・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				760	
53 7757	ユ型療養型Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	783	
53 7758	ユ型療養型Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	774	
53 6822	ユ型療養型Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	774	
53 7759	ユ型療養型Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	767	
53 7760	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				738	
53 7761	ユ型療養型Ⅰ3・欠3・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				954	
53 7762	ユ型療養型Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	977	
53 7763	ユ型療養型Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	968	
53 6823	ユ型療養型Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	968	
53 7764	ユ型療養型Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	961	
53 7765	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%	× 97%		932	
53 7766	ユ型療養型Ⅰ4・欠3・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,037	
53 7767	ユ型療養型Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,060	
53 7768	ユ型療養型Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,051	
53 6824	ユ型療養型Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,051	
53 7769	ユ型療養型Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,044	
53 7770	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,016	
53 7771	ユ型療養型Ⅰ5・欠3・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,112	
53 7772	ユ型療養型Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,135	
53 7773	ユ型療養型Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,126	
53 6825	ユ型療養型Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,126	
53 7774	ユ型療養型Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,119	
53 7775	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,089	
53 B481	ユ型療養型Ⅱ1・欠3・未		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				695	
53 B482	ユ型療養型Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	718	
53 B483	ユ型療養型Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	709	
53 B484	ユ型療養型Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	709	
53 B485	ユ型療養型Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	702	
53 B486	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				672	
53 B487	ユ型療養型Ⅱ2・欠3・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				789	
53 B488	ユ型療養型Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	812	
53 B489	ユ型療養型Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	803	
53 B490	ユ型療養型Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	803	
53 B491	ユ型療養型Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	796	
53 B492	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				766	
53 B493	ユ型療養型Ⅱ3・欠3・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				991	
53 B494	ユ型療養型Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,014	
53 B495	ユ型療養型Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,005	
53 B496	ユ型療養型Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,005	
53 B497	ユ型療養型Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	998	
53 B498	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				970	
53 B499	ユ型療養型Ⅱ4・欠3・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,079	
53 B500	ユ型療養型Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,102	
53 B501	ユ型療養型Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,093	
53 B502	ユ型療養型Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,093	
53 B503	ユ型療養型Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,086	
53 B504	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,056	
53 B505	ユ型療養型Ⅱ5・欠3・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,156	
53 B506	ユ型療養型Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,179	
53 B507	ユ型療養型Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,170	
53 B508	ユ型療養型Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,170	
53 B509	ユ型療養型Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,163	
53 B510	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,134	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53 B511	ユ型療養型Ⅲ1・欠3・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		686	1日につき
53 B512	ユ型療養型Ⅲ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	709	
53 B513	ユ型療養型Ⅲ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	700	
53 B514	ユ型療養型Ⅲ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	700	
53 B515	ユ型療養型Ⅲ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	693	
53 B516	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				663	
53 B517	ユ型療養型Ⅲ2・欠3・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				778	
53 B518	ユ型療養型Ⅲ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	801	
53 B519	ユ型療養型Ⅲ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	792	
53 B520	ユ型療養型Ⅲ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	792	
53 B521	ユ型療養型Ⅲ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	785	
53 B522	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				756	
53 B523	ユ型療養型Ⅲ3・欠3・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				979	
53 B524	ユ型療養型Ⅲ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,002	
53 B525	ユ型療養型Ⅲ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	993	
53 B526	ユ型療養型Ⅲ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	993	
53 B527	ユ型療養型Ⅲ3・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	986	
53 B528	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%	× 97%		956	
53 B529	ユ型療養型Ⅲ4・欠3・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,063	
53 B530	ユ型療養型Ⅲ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,086	
53 B531	ユ型療養型Ⅲ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,077	
53 B532	ユ型療養型Ⅲ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,077	
53 B533	ユ型療養型Ⅲ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,070	
53 B534	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,042	
53 B535	ユ型療養型Ⅲ5・欠3・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,140	
53 B536	ユ型療養型Ⅲ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,163	
53 B537	ユ型療養型Ⅲ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,154	
53 B538	ユ型療養型Ⅲ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,154	
53 B539	ユ型療養型Ⅲ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,147	
53 B540	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,118	
53 7776	ユ型療養型Ⅳ1・欠3・未		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				669	
53 7777	ユ型療養型Ⅳ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	692	
53 7778	ユ型療養型Ⅳ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	683	
53 6826	ユ型療養型Ⅳ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	683	
53 7779	ユ型療養型Ⅳ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	676	
53 7780	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				648	
53 7781	ユ型療養型Ⅳ2・欠3・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				760	
53 7782	ユ型療養型Ⅳ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	783	
53 7783	ユ型療養型Ⅳ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	774	
53 6827	ユ型療養型Ⅳ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	774	
53 7784	ユ型療養型Ⅳ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	767	
53 7785	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				738	
53 7786	ユ型療養型Ⅳ3・欠3・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				954	
53 7787	ユ型療養型Ⅳ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	977	
53 7788	ユ型療養型Ⅳ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	968	
53 6828	ユ型療養型Ⅳ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	968	
53 7789	ユ型療養型Ⅳ3・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	961	
53 7790	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				932	
53 7791	ユ型療養型Ⅳ4・欠3・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,037	
53 7792	ユ型療養型Ⅳ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,060	
53 7793	ユ型療養型Ⅳ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,051	
53 6829	ユ型療養型Ⅳ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,051	
53 7794	ユ型療養型Ⅳ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,044	
53 7795	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,016	
53 7796	ユ型療養型Ⅳ5・欠3・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,112	
53 7797	ユ型療養型Ⅳ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,135	
53 7798	ユ型療養型Ⅳ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,126	
53 6860	ユ型療養型Ⅳ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,126	
53 7799	ユ型療養型Ⅳ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,119	
53 7800	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,089	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53 B541	ユ型療養型Ⅴ1・欠3・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		695	1日につき
53 B542	ユ型療養型Ⅴ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	718	
53 B543	ユ型療養型Ⅴ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	709	
53 B544	ユ型療養型Ⅴ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	709	
53 B545	ユ型療養型Ⅴ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	702	
53 B546	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				672	
53 B547	ユ型療養型Ⅴ2・欠3・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				789	
53 B548	ユ型療養型Ⅴ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	812	
53 B549	ユ型療養型Ⅴ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	803	
53 B550	ユ型療養型Ⅴ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	803	
53 B551	ユ型療養型Ⅴ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	796	
53 B552	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				766	
53 B553	ユ型療養型Ⅴ3・欠3・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				991	
53 B554	ユ型療養型Ⅴ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,014	
53 B555	ユ型療養型Ⅴ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,005	
53 B556	ユ型療養型Ⅴ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,005	
53 B557	ユ型療養型Ⅴ3・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	998	
53 B558	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%	× 97%		970	
53 B559	ユ型療養型Ⅴ4・欠3・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,079	
53 B560	ユ型療養型Ⅴ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,102	
53 B561	ユ型療養型Ⅴ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,093	
53 B562	ユ型療養型Ⅴ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,093	
53 B563	ユ型療養型Ⅴ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,086	
53 B564	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,056	
53 B565	ユ型療養型Ⅴ5・欠3・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,156	
53 B566	ユ型療養型Ⅴ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,179	
53 B567	ユ型療養型Ⅴ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,170	
53 B568	ユ型療養型Ⅴ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,170	
53 B569	ユ型療養型Ⅴ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,163	
53 B570	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,134	
53 B571	ユ型療養型Ⅵ1・欠3・未		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				686	
53 B572	ユ型療養型Ⅵ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	709	
53 B573	ユ型療養型Ⅵ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	700	
53 B574	ユ型療養型Ⅵ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	700	
53 B575	ユ型療養型Ⅵ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	693	
53 B576	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				663	
53 B577	ユ型療養型Ⅵ2・欠3・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				778	
53 B578	ユ型療養型Ⅵ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	801	
53 B579	ユ型療養型Ⅵ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	792	
53 B580	ユ型療養型Ⅵ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	792	
53 B581	ユ型療養型Ⅵ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	785	
53 B582	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				756	
53 B583	ユ型療養型Ⅵ3・欠3・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				979	
53 B584	ユ型療養型Ⅵ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,002	
53 B585	ユ型療養型Ⅵ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	993	
53 B586	ユ型療養型Ⅵ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	993	
53 B587	ユ型療養型Ⅵ3・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	986	
53 B588	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				956	
53 B589	ユ型療養型Ⅵ4・欠3・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,063	
53 B590	ユ型療養型Ⅵ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,086	
53 B591	ユ型療養型Ⅵ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,077	
53 B592	ユ型療養型Ⅵ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,077	
53 B593	ユ型療養型Ⅵ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,070	
53 B594	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,042	
53 B595	ユ型療養型Ⅵ5・欠3・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,140	
53 B596	ユ型療養型Ⅵ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,163	
53 B597	ユ型療養型Ⅵ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,154	
53 B598	ユ型療養型Ⅵ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,154	
53 B599	ユ型療養型Ⅵ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,147	
53 B600	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,118	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	1651	ユ型療養経過Ⅰ1・欠3	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合 × 90%			690	1日につき
53	1652	ユ型療養経過Ⅰ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	713	
53	1653	ユ型療養経過Ⅰ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	704	
53	6861	ユ型療養経過Ⅰ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	704	
53	1654	ユ型療養経過Ⅰ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	697	
53	1655	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・欠3		＜ユニット型個室＞		夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			668	
53	1656	ユ型療養経過Ⅰ2・欠3			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				783	
53	1657	ユ型療養経過Ⅰ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	806	
53	1658	ユ型療養経過Ⅰ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	797	
53	6862	ユ型療養経過Ⅰ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	797	
53	1659	ユ型療養経過Ⅰ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	790	
53	1660	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			761	
53	1661	ユ型療養経過Ⅰ3・欠3			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				905	
53	1662	ユ型療養経過Ⅰ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	928	
53	1663	ユ型療養経過Ⅰ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	919	
53	6863	ユ型療養経過Ⅰ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	919	
53	1664	ユ型療養経過Ⅰ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	912	
53	1665	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			883	
53	1666	ユ型療養経過Ⅰ4・欠3			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				982	
53	1667	ユ型療養経過Ⅰ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,005	
53	1668	ユ型療養経過Ⅰ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	996	
53	6864	ユ型療養経過Ⅰ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	996	
53	1669	ユ型療養経過Ⅰ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	989	
53	1670	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			959	
53	1671	ユ型療養経過Ⅰ5・欠3			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,058	
53	1672	ユ型療養経過Ⅰ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,081	
53	1673	ユ型療養経過Ⅰ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,072	
53	6865	ユ型療養経過Ⅰ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,072	
53	1674	ユ型療養経過Ⅰ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,065	
53	1675	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			1,036	
53	1676	ユ型療養経過Ⅱ1・欠3		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				690	
53	1677	ユ型療養経過Ⅱ1・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	713	
53	1678	ユ型療養経過Ⅱ1・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	704	
53	6866	ユ型療養経過Ⅱ1・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	704	
53	1679	ユ型療養経過Ⅱ1・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	697	
53	1680	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・欠3		＜ユニット型準個室＞		夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			668	
53	1681	ユ型療養経過Ⅱ2・欠3			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				783	
53	1682	ユ型療養経過Ⅱ2・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	806	
53	1683	ユ型療養経過Ⅱ2・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	797	
53	6867	ユ型療養経過Ⅱ2・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	797	
53	1684	ユ型療養経過Ⅱ2・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	790	
53	1685	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			761	
53	1686	ユ型療養経過Ⅱ3・欠3			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				905	
53	1687	ユ型療養経過Ⅱ3・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	928	
53	1688	ユ型療養経過Ⅱ3・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	919	
53	6868	ユ型療養経過Ⅱ3・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	919	
53	1689	ユ型療養経過Ⅱ3・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	912	
53	1690	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			883	
53	1691	ユ型療養経過Ⅱ4・欠3			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				982	
53	1692	ユ型療養経過Ⅱ4・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,005	
53	1693	ユ型療養経過Ⅱ4・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	996	
53	6869	ユ型療養経過Ⅱ4・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	996	
53	1694	ユ型療養経過Ⅱ4・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	989	
53	1695	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			959	
53	1696	ユ型療養経過Ⅱ5・欠3			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,058	
53	1697	ユ型療養経過Ⅱ5・欠3・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,081	
53	1698	ユ型療養経過Ⅱ5・欠3・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,072	
53	6870	ユ型療養経過Ⅱ5・欠3・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,072	
53	1699	ユ型療養経過Ⅱ5・欠3・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,065	
53	1700	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・欠3				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			1,036	

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53 1701	ユ型療養経過Ⅰ1・欠3・未	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	正看比率が20%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		669	1日につき
53 1702	ユ型療養経過Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	692	
53 1703	ユ型療養経過Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	683	
53 6871	ユ型療養経過Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	683	
53 1704	ユ型療養経過Ⅰ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	676	
53 1705	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				648	
53 1706	ユ型療養経過Ⅰ2・欠3・未		＜ユニット型個室＞	要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				760	
53 1707	ユ型療養経過Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	783	
53 1708	ユ型療養経過Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	774	
53 6872	ユ型療養経過Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	774	
53 1709	ユ型療養経過Ⅰ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	767	
53 1710	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				738	
53 1711	ユ型療養経過Ⅰ3・欠3・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				878	
53 1712	ユ型療養経過Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	901	
53 1713	ユ型療養経過Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	892	
53 6873	ユ型療養経過Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	892	
53 1714	ユ型療養経過Ⅰ3・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	885	
53 1715	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	×90%	×97%		857	
53 1716	ユ型療養経過Ⅰ4・欠3・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				953	
53 1717	ユ型療養経過Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	976	
53 1718	ユ型療養経過Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	967	
53 6874	ユ型療養経過Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	967	
53 1719	ユ型療養経過Ⅰ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	960	
53 1720	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				930	
53 1721	ユ型療養経過Ⅰ5・欠3・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,026	
53 1722	ユ型療養経過Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,049	
53 1723	ユ型療養経過Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,040	
53 6875	ユ型療養経過Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,040	
53 1724	ユ型療養経過Ⅰ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,033	
53 1725	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,005	
53 1726	ユ型療養経過Ⅱ1・欠3・未		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				669	
53 1727	ユ型療養経過Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	692	
53 1728	ユ型療養経過Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	683	
53 6876	ユ型療養経過Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	683	
53 1729	ユ型療養経過Ⅱ1・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	676	
53 1730	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				648	
53 1731	ユ型療養経過Ⅱ2・欠3・未		＜ユニット型準個室＞	要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				760	
53 1732	ユ型療養経過Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	783	
53 1733	ユ型療養経過Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	774	
53 6877	ユ型療養経過Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	774	
53 1734	ユ型療養経過Ⅱ2・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	767	
53 1735	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				738	
53 1736	ユ型療養経過Ⅱ3・欠3・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				878	
53 1737	ユ型療養経過Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	901	
53 1738	ユ型療養経過Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	892	
53 6878	ユ型療養経過Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	892	
53 1739	ユ型療養経過Ⅱ3・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	885	
53 1740	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				857	
53 1741	ユ型療養経過Ⅱ4・欠3・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				953	
53 1742	ユ型療養経過Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	976	
53 1743	ユ型療養経過Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	967	
53 6879	ユ型療養経過Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	967	
53 1744	ユ型療養経過Ⅱ4・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	960	
53 1745	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				930	
53 1746	ユ型療養経過Ⅱ5・欠3・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,026	
53 1747	ユ型療養経過Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,049	
53 1748	ユ型療養経過Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,040	
53 6880	ユ型療養経過Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,040	
53 1749	ユ型療養経過Ⅱ5・欠3・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,033	
53 1750	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・欠3・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,005	

僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	9301	療養型Ⅰｉ1・欠4	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1 641 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			629	1日につき
53	9302	療養型Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	652	
53	9303	療養型Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	643	
53	6881	療養型Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	643	
53	9304	療養型Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	636	
53	9305	療養型Ⅰｉ1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				604	
53	9306	療養型Ⅰｉ2・欠4				要介護2 744 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				732	
53	9307	療養型Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	755	
53	9308	療養型Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	746	
53	6882	療養型Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	746	
53	9309	療養型Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	739	
53	9310	療養型Ⅰｉ2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				707	
53	9311	療養型Ⅰｉ3・欠4				要介護3 967 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－12 単位			955	
53	9312	療養型Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	978	
53	9313	療養型Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	969	
53	6883	療養型Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	969	
53	9314	療養型Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	962	
53	9315	療養型Ⅰｉ3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				930	
53	9316	療養型Ⅰｉ4・欠4				要介護4 1,062 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,050	
53	9317	療養型Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,073	
53	9318	療養型Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,064	
53	6884	療養型Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,064	
53	9319	療養型Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,057	
53	9320	療養型Ⅰｉ4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				1,025	
53	9321	療養型Ⅰｉ5・欠4				要介護5 1,147 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,135	
53	9322	療養型Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,158	
53	9323	療養型Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,149	
53	6885	療養型Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,149	
53	9324	療養型Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,142	
53	9325	療養型Ⅰｉ5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				1,110	
53	B601	療養型Ⅰⅱ1・欠4			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 669 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				657	
53	B602	療養型Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	680	
53	B603	療養型Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	671	
53	B604	療養型Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	671	
53	B605	療養型Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	664	
53	B606	療養型Ⅰⅱ1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				632	
53	B607	療養型Ⅰⅱ2・欠4				要介護2 777 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				765	
53	B608	療養型Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	788	
53	B609	療養型Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	779	
53	B610	療養型Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	779	
53	B611	療養型Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	772	
53	B612	療養型Ⅰⅱ2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				740	
53	B613	療養型Ⅰⅱ3・欠4				要介護3 1,010 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				998	
53	B614	療養型Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,021	
53	B615	療養型Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,012	
53	B616	療養型Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,012	
53	B617	療養型Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,005	
53	B618	療養型Ⅰⅱ3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				973	
53	B619	療養型Ⅰⅱ4・欠4				要介護4 1,109 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,097	
53	B620	療養型Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,120	
53	B621	療養型Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,111	
53	B622	療養型Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,111	
53	B623	療養型Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,104	
53	B624	療養型Ⅰⅱ4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				1,072	
53	B625	療養型Ⅰⅱ5・欠4				要介護5 1,198 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,186	
53	B626	療養型Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,209	
53	B627	療養型Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,200	
53	B628	療養型Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,200	
53	B629	療養型Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,193	
53	B630	療養型Ⅰⅱ5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				1,161	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	B631	療養型Ⅰiii1・欠4	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	c 療養型介護療養施設サービス費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 659 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			647	1日につき
53	B632	療養型Ⅰiii1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	670	
53	B633	療養型Ⅰiii1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	661	
53	B634	療養型Ⅰiii1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	661	
53	B635	療養型Ⅰiii1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	654	
53	B636	療養型Ⅰiii1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				622	
53	B637	療養型Ⅰiii2・欠4				要介護2 765 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				753	
53	B638	療養型Ⅰiii2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	776	
53	B639	療養型Ⅰiii2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	767	
53	B640	療養型Ⅰiii2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	767	
53	B641	療養型Ⅰiii2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	760	
53	B642	療養型Ⅰiii2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				728	
53	B643	療養型Ⅰiii3・欠4				要介護3 995 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－12 単位			983	
53	B644	療養型Ⅰiii3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,006	
53	B645	療養型Ⅰiii3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	997	
53	B646	療養型Ⅰiii3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	997	
53	B647	療養型Ⅰiii3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	990	
53	B648	療養型Ⅰiii3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				958	
53	B649	療養型Ⅰiii4・欠4				要介護4 1,092 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,080	
53	B650	療養型Ⅰiii4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,103	
53	B651	療養型Ⅰiii4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,094	
53	B652	療養型Ⅰiii4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,094	
53	B653	療養型Ⅰiii4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,087	
53	B654	療養型Ⅰiii4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				1,055	
53	B655	療養型Ⅰiii5・欠4				要介護5 1,180 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,168	
53	B656	療養型Ⅰiii5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,191	
53	B657	療養型Ⅰiii5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,182	
53	B658	療養型Ⅰiii5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,182	
53	B659	療養型Ⅰiii5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,175	
53	B660	療養型Ⅰiii5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				1,143	
53	9726	療養型Ⅰiv1・欠4			d 療養型介護療養施設サービス費(iv) <多床室>	要介護1 745 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				733	
53	9727	療養型Ⅰiv1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	756	
53	9728	療養型Ⅰiv1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	747	
53	6886	療養型Ⅰiv1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	747	
53	9729	療養型Ⅰiv1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	740	
53	9730	療養型Ⅰiv1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				708	
53	9731	療養型Ⅰiv2・欠4				要介護2 848 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				836	
53	9732	療養型Ⅰiv2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	859	
53	9733	療養型Ⅰiv2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	850	
53	6887	療養型Ⅰiv2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	850	
53	9734	療養型Ⅰiv2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	843	
53	9735	療養型Ⅰiv2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				811	
53	9736	療養型Ⅰiv3・欠4				要介護3 1,071 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,059	
53	9737	療養型Ⅰiv3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,082	
53	9738	療養型Ⅰiv3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,073	
53	6888	療養型Ⅰiv3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,073	
53	9739	療養型Ⅰiv3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,066	
53	9740	療養型Ⅰiv3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				1,034	
53	9741	療養型Ⅰiv4・欠4				要介護4 1,166 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,154	
53	9742	療養型Ⅰiv4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,177	
53	9743	療養型Ⅰiv4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,168	
53	6889	療養型Ⅰiv4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,168	
53	9744	療養型Ⅰiv4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,161	
53	9745	療養型Ⅰiv4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				1,129	
53	9746	療養型Ⅰiv5・欠4				要介護5 1,251 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,239	
53	9747	療養型Ⅰiv5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,262	
53	9748	療養型Ⅰiv5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,253	
53	6890	療養型Ⅰiv5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,253	
53	9749	療養型Ⅰiv5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,246	
53	9750	療養型Ⅰiv5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合				1,214	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	B661	療養型Ⅰｖ1･欠4	(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ） 看護＜6：1＞ 介護＜4：1＞	e 療養型介護療養施設サービス費（ｖ） ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 778 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合		766	1日につき
53	B662	療養型Ⅰｖ1･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	789	
53	B663	療養型Ⅰｖ1･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	780	
53	B664	療養型Ⅰｖ1･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	780	
53	B665	療養型Ⅰｖ1･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	773	
53	B666	療養型Ⅰｖ1･夜減･欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			741	
53	B667	療養型Ⅰｖ2･欠4				要介護2 886 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			874	
53	B668	療養型Ⅰｖ2･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	897	
53	B669	療養型Ⅰｖ2･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	888	
53	B670	療養型Ⅰｖ2･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	888	
53	B671	療養型Ⅰｖ2･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	881	
53	B672	療養型Ⅰｖ2･夜減･欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			849	
53	B673	療養型Ⅰｖ3･欠4				要介護3 1,119 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位		1,107	
53	B674	療養型Ⅰｖ3･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,130	
53	B675	療養型Ⅰｖ3･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,121	
53	B676	療養型Ⅰｖ3･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,121	
53	B677	療養型Ⅰｖ3･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,114	
53	B678	療養型Ⅰｖ3･夜減･欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,082	
53	B679	療養型Ⅰｖ4･欠4				要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,206	
53	B680	療養型Ⅰｖ4･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,229	
53	B681	療養型Ⅰｖ4･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,220	
53	B682	療養型Ⅰｖ4･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,220	
53	B683	療養型Ⅰｖ4･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,213	
53	B684	療養型Ⅰｖ4･夜減･欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,181	
53	B685	療養型Ⅰｖ5･欠4				要介護5 1,307 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,295	
53	B686	療養型Ⅰｖ5･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,318	
53	B687	療養型Ⅰｖ5･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,309	
53	B688	療養型Ⅰｖ5･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,309	
53	B689	療養型Ⅰｖ5･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,302	
53	B690	療養型Ⅰｖ5･夜減･欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,270	
53	B691	療養型Ⅰｖｉ1･欠4			f 療養型介護療養施設サービス費（ｖｉ） ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 766 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			754	
53	B692	療養型Ⅰｖｉ1･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	777	
53	B693	療養型Ⅰｖｉ1･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	768	
53	B694	療養型Ⅰｖｉ1･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	768	
53	B695	療養型Ⅰｖｉ1･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	761	
53	B696	療養型Ⅰｖｉ1･夜減･欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			729	
53	B697	療養型Ⅰｖｉ2･欠4				要介護2 873 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			861	
53	B698	療養型Ⅰｖｉ2･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	884	
53	B699	療養型Ⅰｖｉ2･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	875	
53	B700	療養型Ⅰｖｉ2･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	875	
53	B701	療養型Ⅰｖｉ2･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	868	
53	B702	療養型Ⅰｖｉ2･夜減･欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			836	
53	B703	療養型Ⅰｖｉ3･欠4				要介護3 1,102 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,090	
53	B704	療養型Ⅰｖｉ3･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,113	
53	B705	療養型Ⅰｖｉ3･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,104	
53	B706	療養型Ⅰｖｉ3･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,104	
53	B707	療養型Ⅰｖｉ3･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,097	
53	B708	療養型Ⅰｖｉ3･夜減･欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,065	
53	B709	療養型Ⅰｖｉ4･欠4				要介護4 1,199 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,187	
53	B710	療養型Ⅰｖｉ4･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,210	
53	B711	療養型Ⅰｖｉ4･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,201	
53	B712	療養型Ⅰｖｉ4･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,201	
53	B713	療養型Ⅰｖｉ4･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,194	
53	B714	療養型Ⅰｖｉ4･夜減･欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,162	
53	B715	療養型Ⅰｖｉ5･欠4				要介護5 1,287 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,275	
53	B716	療養型Ⅰｖｉ5･欠4･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,298	
53	B717	療養型Ⅰｖｉ5･欠4･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,289	
53	B718	療養型Ⅰｖｉ5･欠4･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,289	
53	B719	療養型Ⅰｖｉ5･欠4･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,282	
53	B720	療養型Ⅰｖｉ5･夜減･欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,250	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	9326	療養型Ⅱｉ1・欠4	(1)療養型介護療養施設サービス費	(二)療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護＜6:1＞ 介護＜5:1＞	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 586 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			574	1日につき
53	9327	療養型Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	597	
53	9328	療養型Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	588	
53	6891	療養型Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	588	
53	9329	療養型Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	581	
53	9330	療養型Ⅱｉ1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			549	
53	9331	療養型Ⅱｉ2・欠4				要介護2 689 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				677	
53	9332	療養型Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	700	
53	9333	療養型Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	691	
53	6892	療養型Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	691	
53	9334	療養型Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	684	
53	9335	療養型Ⅱｉ2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			652	
53	9336	療養型Ⅱｉ3・欠4				要介護3 841 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	― 12 単位			829	
53	9337	療養型Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	852	
53	9338	療養型Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	843	
53	6893	療養型Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	843	
53	9339	療養型Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	836	
53	9340	療養型Ⅱｉ3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			804	
53	9341	療養型Ⅱｉ4・欠4				要介護4 987 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				975	
53	9342	療養型Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	998	
53	9343	療養型Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	989	
53	6894	療養型Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	989	
53	9344	療養型Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	982	
53	9345	療養型Ⅱｉ4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			950	
53	9346	療養型Ⅱｉ5・欠4				要介護5 1,027 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,015	
53	9347	療養型Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,038	
53	9348	療養型Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,029	
53	6895	療養型Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,029	
53	9349	療養型Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,022	
53	9350	療養型Ⅱｉ5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			990	
53	C181	療養型Ⅱⅱ1・欠4			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 601 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				589	
53	C182	療養型Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	612	
53	C183	療養型Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	603	
53	C184	療養型Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	603	
53	C185	療養型Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	596	
53	C186	療養型Ⅱⅱ1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			564	
53	C187	療養型Ⅱⅱ2・欠4				要介護2 707 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				695	
53	C188	療養型Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	718	
53	C189	療養型Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	709	
53	C190	療養型Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	709	
53	C191	療養型Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	702	
53	C192	療養型Ⅱⅱ2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			670	
53	C193	療養型Ⅱⅱ3・欠4				要介護3 862 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				850	
53	C194	療養型Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	873	
53	C195	療養型Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	864	
53	C196	療養型Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	864	
53	C197	療養型Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	857	
53	C198	療養型Ⅱⅱ3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			825	
53	C199	療養型Ⅱⅱ4・欠4				要介護4 1,012 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,000	
53	C200	療養型Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,023	
53	C201	療養型Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,014	
53	C202	療養型Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,014	
53	C203	療養型Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,007	
53	C204	療養型Ⅱⅱ4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			975	
53	C205	療養型Ⅱⅱ5・欠4				要介護5 1,053 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,041	
53	C206	療養型Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,064	
53	C207	療養型Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,055	
53	C208	療養型Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,055	
53	C209	療養型Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,048	
53	C210	療養型Ⅱⅱ5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			1,016	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9751	療養型Ⅱiii1・欠4	(1)療養型介護療養施設サービス費	(二)療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	c 療養型介護療養施設サービス費(iii) <多床室>	要介護1 691 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合		679	1日につき
53	9752	療養型Ⅱiii1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	702	
53	9753	療養型Ⅱiii1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	693	
53	6896	療養型Ⅱiii1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	693	
53	9754	療養型Ⅱiii1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	686	
53	9755	療養型Ⅱiii1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			654	
53	9756	療養型Ⅱiii2・欠4				要介護2 794 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			782	
53	9757	療養型Ⅱiii2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	805	
53	9758	療養型Ⅱiii2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	796	
53	6897	療養型Ⅱiii2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	796	
53	9759	療養型Ⅱiii2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	789	
53	9760	療養型Ⅱiii2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			757	
53	9761	療養型Ⅱiii3・欠4				要介護3 945 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位		933	
53	9762	療養型Ⅱiii3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	956	
53	9763	療養型Ⅱiii3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	947	
53	6898	療養型Ⅱiii3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	947	
53	9764	療養型Ⅱiii3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	940	
53	9765	療養型Ⅱiii3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			908	
53	9766	療養型Ⅱiii4・欠4				要介護4 1,092 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,080	
53	9767	療養型Ⅱiii4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,103	
53	9768	療養型Ⅱiii4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,094	
53	6899	療養型Ⅱiii4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,094	
53	9769	療養型Ⅱiii4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,087	
53	9770	療養型Ⅱiii4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,055	
53	9771	療養型Ⅱiii5・欠4				要介護5 1,131 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,119	
53	9772	療養型Ⅱiii5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,142	
53	9773	療養型Ⅱiii5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,133	
53	6900	療養型Ⅱiii5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,133	
53	9774	療養型Ⅱiii5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,126	
53	9775	療養型Ⅱiii5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,094	
53	C211	療養型Ⅱiv1・欠4			d 療養型介護療養施設サービス費(iv) <療養機能強化型> <多床室>	要介護1 709 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			697	
53	C212	療養型Ⅱiv1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	720	
53	C213	療養型Ⅱiv1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	711	
53	C214	療養型Ⅱiv1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	711	
53	C215	療養型Ⅱiv1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	704	
53	C216	療養型Ⅱiv1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			672	
53	C217	療養型Ⅱiv2・欠4				要介護2 814 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			802	
53	C218	療養型Ⅱiv2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	825	
53	C219	療養型Ⅱiv2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	816	
53	C220	療養型Ⅱiv2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	816	
53	C221	療養型Ⅱiv2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	809	
53	C222	療養型Ⅱiv2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			777	
53	C223	療養型Ⅱiv3・欠4				要介護3 969 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			957	
53	C224	療養型Ⅱiv3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	980	
53	C225	療養型Ⅱiv3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	971	
53	C226	療養型Ⅱiv3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	971	
53	C227	療養型Ⅱiv3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	964	
53	C228	療養型Ⅱiv3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			932	
53	C229	療養型Ⅱiv4・欠4				要介護4 1,119 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,107	
53	C230	療養型Ⅱiv4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,130	
53	C231	療養型Ⅱiv4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,121	
53	C232	療養型Ⅱiv4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,121	
53	C233	療養型Ⅱiv4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,114	
53	C234	療養型Ⅱiv4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,082	
53	C235	療養型Ⅱiv5・欠4				要介護5 1,159 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,147	
53	C236	療養型Ⅱiv5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,170	
53	C237	療養型Ⅱiv5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,161	
53	C238	療養型Ⅱiv5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,161	
53	C239	療養型Ⅱiv5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,154	
53	C240	療養型Ⅱiv5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,122	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	9351	療養型Ⅲｉ1・欠4	(1)療養型介護療養施設サービス費	(三)療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護＜6:1＞ 介護＜6:1＞	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1 564 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			552	1日につき
53	9352	療養型Ⅲｉ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	575	
53	9353	療養型Ⅲｉ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	566	
53	6901	療養型Ⅲｉ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	566	
53	9354	療養型Ⅲｉ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	559	
53	9355	療養型Ⅲｉ1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			527	
53	9356	療養型Ⅲｉ2・欠4				要介護2 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				658	
53	9357	療養型Ⅲｉ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	681	
53	9358	療養型Ⅲｉ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	672	
53	6902	療養型Ⅲｉ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	672	
53	9359	療養型Ⅲｉ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	665	
53	9360	療養型Ⅲｉ2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			633	
53	9361	療養型Ⅲｉ3・欠4				要介護3 813 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	― 12 単位			801	
53	9362	療養型Ⅲｉ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	824	
53	9363	療養型Ⅲｉ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	815	
53	6903	療養型Ⅲｉ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	815	
53	9364	療養型Ⅲｉ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	808	
53	9365	療養型Ⅲｉ3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			776	
53	9366	療養型Ⅲｉ4・欠4				要介護4 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				950	
53	9367	療養型Ⅲｉ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	973	
53	9368	療養型Ⅲｉ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	964	
53	6904	療養型Ⅲｉ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	964	
53	9369	療養型Ⅲｉ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	957	
53	9370	療養型Ⅲｉ4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			925	
53	9371	療養型Ⅲｉ5・欠4				要介護5 1,001 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				989	
53	9372	療養型Ⅲｉ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,012	
53	9373	療養型Ⅲｉ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,003	
53	6905	療養型Ⅲｉ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,003	
53	9374	療養型Ⅲｉ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	996	
53	9375	療養型Ⅲｉ5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			964	
53	9776	療養型Ⅲⅱ1・欠4			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				658	
53	9777	療養型Ⅲⅱ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	681	
53	9778	療養型Ⅲⅱ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	672	
53	6906	療養型Ⅲⅱ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	672	
53	9779	療養型Ⅲⅱ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	665	
53	9780	療養型Ⅲⅱ1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			633	
53	9781	療養型Ⅲⅱ2・欠4				要介護2 775 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				763	
53	9782	療養型Ⅲⅱ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	786	
53	9783	療養型Ⅲⅱ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	777	
53	6907	療養型Ⅲⅱ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	777	
53	9784	療養型Ⅲⅱ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	770	
53	9785	療養型Ⅲⅱ2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			738	
53	9786	療養型Ⅲⅱ3・欠4				要介護3 919 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				907	
53	9787	療養型Ⅲⅱ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	930	
53	9788	療養型Ⅲⅱ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	921	
53	6908	療養型Ⅲⅱ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	921	
53	9789	療養型Ⅲⅱ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	914	
53	9790	療養型Ⅲⅱ3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			882	
53	9791	療養型Ⅲⅱ4・欠4				要介護4 1,068 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,056	
53	9792	療養型Ⅲⅱ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,079	
53	9793	療養型Ⅲⅱ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,070	
53	6909	療養型Ⅲⅱ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,070	
53	9794	療養型Ⅲⅱ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,063	
53	9795	療養型Ⅲⅱ4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			1,031	
53	9796	療養型Ⅲⅱ5・欠4				要介護5 1,107 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,095	
53	9797	療養型Ⅲⅱ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,118	
53	9798	療養型Ⅲⅱ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,109	
53	6910	療養型Ⅲⅱ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,109	
53	9799	療養型Ⅲⅱ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,102	
53	9800	療養型Ⅲⅱ5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合	― 25 単位			1,070	

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目							合成単位数	算定単位
53 1751	療養経過型Ⅰｉ1・欠4	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅰ） 看護＜6：1＞ 介護＜4：1＞	a 療養型経過型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 650 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合		638	1日につき
53 1752	療養経過型Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	661	
53 1753	療養経過型Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	652	
53 6911	療養経過型Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	652	
53 1754	療養経過型Ⅰｉ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	645	
53 1755	療養経過型Ⅰｉ1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			613	
53 1756	療養経過型Ⅰｉ2・欠4				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			742	
53 1757	療養経過型Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	765	
53 1758	療養経過型Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	756	
53 6912	療養経過型Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	756	
53 1759	療養経過型Ⅰｉ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	749	
53 1760	療養経過型Ⅰｉ2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			717	
53 1761	療養経過型Ⅰｉ3・欠4				要介護3 897 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位		885	
53 1762	療養経過型Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	908	
53 1763	療養経過型Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	899	
53 6913	療養経過型Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	899	
53 1764	療養経過型Ⅰｉ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	892	
53 1765	療養経過型Ⅰｉ3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			860	
53 1766	療養経過型Ⅰｉ4・欠4				要介護4 983 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			971	
53 1767	療養経過型Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	994	
53 1768	療養経過型Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	985	
53 6914	療養経過型Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	985	
53 1769	療養経過型Ⅰｉ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	978	
53 1770	療養経過型Ⅰｉ4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			946	
53 1771	療養経過型Ⅰｉ5・欠4				要介護5 1,070 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,058	
53 1772	療養経過型Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,081	
53 1773	療養経過型Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,072	
53 6915	療養経過型Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,072	
53 1774	療養経過型Ⅰｉ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,065	
53 1775	療養経過型Ⅰｉ5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,033	
53 1776	療養経過型Ⅰⅱ1・欠4			b 療養型経過型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1 755 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			743	
53 1777	療養経過型Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	766	
53 1778	療養経過型Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	757	
53 6916	療養経過型Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	757	
53 1779	療養経過型Ⅰⅱ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	750	
53 1780	療養経過型Ⅰⅱ1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			718	
53 1781	療養経過型Ⅰⅱ2・欠4				要介護2 860 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			848	
53 1782	療養経過型Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	871	
53 1783	療養経過型Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	862	
53 6917	療養経過型Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	862	
53 1784	療養経過型Ⅰⅱ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	855	
53 1785	療養経過型Ⅰⅱ2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			823	
53 1786	療養経過型Ⅰⅱ3・欠4				要介護3 1,002 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			990	
53 1787	療養経過型Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,013	
53 1788	療養経過型Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,004	
53 6918	療養経過型Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,004	
53 1789	療養経過型Ⅰⅱ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	997	
53 1790	療養経過型Ⅰⅱ3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			965	
53 1791	療養経過型Ⅰⅱ4・欠4				要介護4 1,089 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,077	
53 1792	療養経過型Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,100	
53 1793	療養経過型Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,091	
53 6919	療養経過型Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,091	
53 1794	療養経過型Ⅰⅱ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,084	
53 1795	療養経過型Ⅰⅱ4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,052	
53 1796	療養経過型Ⅰⅱ5・欠4				要介護5 1,175 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,163	
53 1797	療養経過型Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,186	
53 1798	療養経過型Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,177	
53 6920	療養経過型Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,177	
53 1799	療養経過型Ⅰⅱ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,170	
53 1800	療養経過型Ⅰⅱ5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,138	

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目							合成単位数	算定単位
53	5473 療養経過型Ⅱｉ1・欠4	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(二)療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ） 看護＜8：1＞ 介護＜4：1＞	a 療養型経過型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 650 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合		638	1日につき
53	5474 療養経過型Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	661	
53	5475 療養経過型Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	652	
53	6921 療養経過型Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	652	
53	5476 療養経過型Ⅱｉ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	645	
53	5477 療養経過型Ⅱｉ1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			613	
53	5478 療養経過型Ⅱｉ2・欠4				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			742	
53	5479 療養経過型Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	765	
53	5480 療養経過型Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	756	
53	6922 療養経過型Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	756	
53	5481 療養経過型Ⅱｉ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	749	
53	5482 療養経過型Ⅱｉ2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			717	
53	5483 療養経過型Ⅱｉ3・欠4				要介護3 857 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位		845	
53	5484 療養経過型Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	868	
53	5485 療養経過型Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	859	
53	6923 療養経過型Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	859	
53	5486 療養経過型Ⅱｉ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	852	
53	5487 療養経過型Ⅱｉ3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			820	
53	5488 療養経過型Ⅱｉ4・欠4				要介護4 944 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			932	
53	5489 療養経過型Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	955	
53	5490 療養経過型Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	946	
53	6924 療養経過型Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	946	
53	5491 療養経過型Ⅱｉ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	939	
53	5492 療養経過型Ⅱｉ4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			907	
53	5493 療養経過型Ⅱｉ5・欠4				要介護5 1,030 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,018	
53	5494 療養経過型Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,041	
53	5495 療養経過型Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,032	
53	6925 療養経過型Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,032	
53	5496 療養経過型Ⅱｉ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,025	
53	5497 療養経過型Ⅱｉ5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			993	
53	5498 療養経過型Ⅱⅱ1・欠4			b 療養型経過型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1 755 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			743	
53	5499 療養経過型Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	766	
53	5500 療養経過型Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	757	
53	6926 療養経過型Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	757	
53	5501 療養経過型Ⅱⅱ1・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	750	
53	5502 療養経過型Ⅱⅱ1・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			718	
53	5503 療養経過型Ⅱⅱ2・欠4				要介護2 860 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			848	
53	5504 療養経過型Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	871	
53	5505 療養経過型Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	862	
53	6927 療養経過型Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	862	
53	5506 療養経過型Ⅱⅱ2・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	855	
53	5507 療養経過型Ⅱⅱ2・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			823	
53	5508 療養経過型Ⅱⅱ3・欠4				要介護3 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			950	
53	5509 療養経過型Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	973	
53	5510 療養経過型Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	964	
53	6928 療養経過型Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	964	
53	5511 療養経過型Ⅱⅱ3・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	957	
53	5512 療養経過型Ⅱⅱ3・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			925	
53	5513 療養経過型Ⅱⅱ4・欠4				要介護4 1,048 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,036	
53	5514 療養経過型Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,059	
53	5515 療養経過型Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,050	
53	6929 療養経過型Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,050	
53	5516 療養経過型Ⅱⅱ4・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,043	
53	5517 療養経過型Ⅱⅱ4・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,011	
53	5518 療養経過型Ⅱⅱ5・欠4				要介護5 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,124	
53	5519 療養経過型Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ） ＋ 23 単位	1,147	
53	5520 療養経過型Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ） ＋ 14 単位	1,138	
53	6930 療養経過型Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ） ＋ 14 単位	1,138	
53	5521 療養経過型Ⅱⅱ5・欠4・夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ） ＋ 7 単位	1,131	
53	5522 療養経過型Ⅱⅱ5・夜減・欠4					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,099	

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目						合成単位数	算定単位
53	9851	ユ型療養型Ⅰ1・欠4	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合		755	1日につき
53	9852	ユ型療養型Ⅰ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	778	
53	9853	ユ型療養型Ⅰ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	769	
53	6931	ユ型療養型Ⅰ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	769	
53	9854	ユ型療養型Ⅰ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	762	
53	9855	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			730	
53	9856	ユ型療養型Ⅰ2・欠4			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			858	
53	9857	ユ型療養型Ⅰ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	881	
53	9858	ユ型療養型Ⅰ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	872	
53	6932	ユ型療養型Ⅰ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	872	
53	9859	ユ型療養型Ⅰ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	865	
53	9860	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			833	
53	9861	ユ型療養型Ⅰ3・欠4			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位		1,081	
53	9862	ユ型療養型Ⅰ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,104	
53	9863	ユ型療養型Ⅰ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,095	
53	6933	ユ型療養型Ⅰ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,095	
53	9864	ユ型療養型Ⅰ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,088	
53	9865	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,056	
53	9866	ユ型療養型Ⅰ4・欠4			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,176	
53	9867	ユ型療養型Ⅰ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,199	
53	9868	ユ型療養型Ⅰ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,190	
53	6934	ユ型療養型Ⅰ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,190	
53	9869	ユ型療養型Ⅰ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,183	
53	9870	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,151	
53	9871	ユ型療養型Ⅰ5・欠4			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,261	
53	9872	ユ型療養型Ⅰ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,284	
53	9873	ユ型療養型Ⅰ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,275	
53	6935	ユ型療養型Ⅰ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,275	
53	9874	ユ型療養型Ⅰ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,268	
53	9875	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,236	
53	B721	ユ型療養型Ⅱ1・欠4		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			783	
53	B722	ユ型療養型Ⅱ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	806	
53	B723	ユ型療養型Ⅱ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	797	
53	B724	ユ型療養型Ⅱ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	797	
53	B725	ユ型療養型Ⅱ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	790	
53	B726	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			758	
53	B727	ユ型療養型Ⅱ2・欠4			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			891	
53	B728	ユ型療養型Ⅱ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	914	
53	B729	ユ型療養型Ⅱ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	905	
53	B730	ユ型療養型Ⅱ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	905	
53	B731	ユ型療養型Ⅱ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	898	
53	B732	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			866	
53	B733	ユ型療養型Ⅱ3・欠4			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,124	
53	B734	ユ型療養型Ⅱ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,147	
53	B735	ユ型療養型Ⅱ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,138	
53	B736	ユ型療養型Ⅱ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,138	
53	B737	ユ型療養型Ⅱ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,131	
53	B738	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,099	
53	B739	ユ型療養型Ⅱ4・欠4			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,223	
53	B740	ユ型療養型Ⅱ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,246	
53	B741	ユ型療養型Ⅱ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,237	
53	B742	ユ型療養型Ⅱ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,237	
53	B743	ユ型療養型Ⅱ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,230	
53	B744	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,198	
53	B745	ユ型療養型Ⅱ5・欠4			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,312	
53	B746	ユ型療養型Ⅱ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,335	
53	B747	ユ型療養型Ⅱ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,326	
53	B748	ユ型療養型Ⅱ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,326	
53	B749	ユ型療養型Ⅱ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,319	
53	B750	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,287	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	B751	ユ型療養型Ⅲ1・欠4	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合 － 12 単位			773	1日につき
53	B752	ユ型療養型Ⅲ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	796	
53	B753	ユ型療養型Ⅲ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	787	
53	B754	ユ型療養型Ⅲ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	787	
53	B755	ユ型療養型Ⅲ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	780	
53	B756	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				748	
53	B757	ユ型療養型Ⅲ2・欠4			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				879	
53	B758	ユ型療養型Ⅲ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	902	
53	B759	ユ型療養型Ⅲ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	893	
53	B760	ユ型療養型Ⅲ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	893	
53	B761	ユ型療養型Ⅲ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	886	
53	B762	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				854	
53	B763	ユ型療養型Ⅲ3・欠4			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,109	
53	B764	ユ型療養型Ⅲ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,132	
53	B765	ユ型療養型Ⅲ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,123	
53	B766	ユ型療養型Ⅲ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,123	
53	B767	ユ型療養型Ⅲ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,116	
53	B768	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,084	
53	B769	ユ型療養型Ⅲ4・欠4			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,206	
53	B770	ユ型療養型Ⅲ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,229	
53	B771	ユ型療養型Ⅲ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,220	
53	B772	ユ型療養型Ⅲ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,220	
53	B773	ユ型療養型Ⅲ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,213	
53	B774	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,181	
53	B775	ユ型療養型Ⅲ5・欠4			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,294	
53	B776	ユ型療養型Ⅲ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,317	
53	B777	ユ型療養型Ⅲ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,308	
53	B778	ユ型療養型Ⅲ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,308	
53	B779	ユ型療養型Ⅲ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,301	
53	B780	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,269	
53	9876	ユ型療養型Ⅳ1・欠4		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				755	
53	9877	ユ型療養型Ⅳ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	778	
53	9878	ユ型療養型Ⅳ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	769	
53	6936	ユ型療養型Ⅳ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	769	
53	9879	ユ型療養型Ⅳ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	762	
53	9880	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				730	
53	9881	ユ型療養型Ⅳ2・欠4			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				858	
53	9882	ユ型療養型Ⅳ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	881	
53	9883	ユ型療養型Ⅳ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	872	
53	6937	ユ型療養型Ⅳ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	872	
53	9884	ユ型療養型Ⅳ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	865	
53	9885	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				833	
53	9886	ユ型療養型Ⅳ3・欠4			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,081	
53	9887	ユ型療養型Ⅳ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,104	
53	9888	ユ型療養型Ⅳ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,095	
53	6938	ユ型療養型Ⅳ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,095	
53	9889	ユ型療養型Ⅳ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,088	
53	9890	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,056	
53	9891	ユ型療養型Ⅳ4・欠4			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,176	
53	9892	ユ型療養型Ⅳ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,199	
53	9893	ユ型療養型Ⅳ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,190	
53	6939	ユ型療養型Ⅳ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,190	
53	9894	ユ型療養型Ⅳ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,183	
53	9895	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,151	
53	9896	ユ型療養型Ⅳ5・欠4			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,261	
53	9897	ユ型療養型Ⅳ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,284	
53	9898	ユ型療養型Ⅳ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,275	
53	6940	ユ型療養型Ⅳ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,275	
53	9899	ユ型療養型Ⅳ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,268	
53	9900	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,236	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	B781	ユ型療養型Ⅴ1・欠4	(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（Ⅴ） 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			783	1日につき
53	B782	ユ型療養型Ⅴ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	806	
53	B783	ユ型療養型Ⅴ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	797	
53	B784	ユ型療養型Ⅴ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	797	
53	B785	ユ型療養型Ⅴ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	790	
53	B786	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				758	
53	B787	ユ型療養型Ⅴ2・欠4			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				891	
53	B788	ユ型療養型Ⅴ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	914	
53	B789	ユ型療養型Ⅴ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	905	
53	B790	ユ型療養型Ⅴ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	905	
53	B791	ユ型療養型Ⅴ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	898	
53	B792	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				866	
53	B793	ユ型療養型Ⅴ3・欠4			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－12 単位			1,124	
53	B794	ユ型療養型Ⅴ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,147	
53	B795	ユ型療養型Ⅴ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,138	
53	B796	ユ型療養型Ⅴ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,138	
53	B797	ユ型療養型Ⅴ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,131	
53	B798	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,099	
53	B799	ユ型療養型Ⅴ4・欠4			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,223	
53	B800	ユ型療養型Ⅴ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,246	
53	B801	ユ型療養型Ⅴ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,237	
53	B802	ユ型療養型Ⅴ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,237	
53	B803	ユ型療養型Ⅴ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,230	
53	B804	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,198	
53	B805	ユ型療養型Ⅴ5・欠4			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,312	
53	B806	ユ型療養型Ⅴ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,335	
53	B807	ユ型療養型Ⅴ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,326	
53	B808	ユ型療養型Ⅴ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,326	
53	B809	ユ型療養型Ⅴ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,319	
53	B810	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,287	
53	B811	ユ型療養型Ⅵ1・欠4		(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費（Ⅵ） 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				773	
53	B812	ユ型療養型Ⅵ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	796	
53	B813	ユ型療養型Ⅵ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	787	
53	B814	ユ型療養型Ⅵ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	787	
53	B815	ユ型療養型Ⅵ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	780	
53	B816	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				748	
53	B817	ユ型療養型Ⅵ2・欠4			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				879	
53	B818	ユ型療養型Ⅵ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	902	
53	B819	ユ型療養型Ⅵ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	893	
53	B820	ユ型療養型Ⅵ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	893	
53	B821	ユ型療養型Ⅵ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	886	
53	B822	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				854	
53	B823	ユ型療養型Ⅵ3・欠4			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,109	
53	B824	ユ型療養型Ⅵ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,132	
53	B825	ユ型療養型Ⅵ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,123	
53	B826	ユ型療養型Ⅵ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,123	
53	B827	ユ型療養型Ⅵ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,116	
53	B828	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,084	
53	B829	ユ型療養型Ⅵ4・欠4			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,206	
53	B830	ユ型療養型Ⅵ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,229	
53	B831	ユ型療養型Ⅵ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,220	
53	B832	ユ型療養型Ⅵ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,220	
53	B833	ユ型療養型Ⅵ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,213	
53	B834	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,181	
53	B835	ユ型療養型Ⅵ5・欠4			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,294	
53	B836	ユ型療養型Ⅵ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,317	
53	B837	ユ型療養型Ⅵ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,308	
53	B838	ユ型療養型Ⅵ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,308	
53	B839	ユ型療養型Ⅵ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,301	
53	B840	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合				1,269	

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目							合成単位数	算定単位
53	7801	ユ型療養型Ⅰ1・欠4・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		732	1日につき
53	7802	ユ型療養型Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	755	
53	7803	ユ型療養型Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	746	
53	6941	ユ型療養型Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	746	
53	7804	ユ型療養型Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	739	
53	7805	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				708	
53	7806	ユ型療養型Ⅰ2・欠4・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
53	7807	ユ型療養型Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
53	7808	ユ型療養型Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
53	6942	ユ型療養型Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
53	7809	ユ型療養型Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
53	7810	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				808	
53	7811	ユ型療養型Ⅰ3・欠4・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,049	
53	7812	ユ型療養型Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,072	
53	7813	ユ型療養型Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,063	
53	6943	ユ型療養型Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,063	
53	7814	ユ型療養型Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,056	
53	7815	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	－ 12 単位	× 97%		1,024	
53	7816	ユ型療養型Ⅰ4・欠4・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,141	
53	7817	ユ型療養型Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,164	
53	7818	ユ型療養型Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,155	
53	6944	ユ型療養型Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,155	
53	7819	ユ型療養型Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,148	
53	7820	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,116	
53	7821	ユ型療養型Ⅰ5・欠4・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,223	
53	7822	ユ型療養型Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,246	
53	7823	ユ型療養型Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,237	
53	6945	ユ型療養型Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,237	
53	7824	ユ型療養型Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,230	
53	7825	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,199	
53	B841	ユ型療養型Ⅱ1・欠4・未		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				760	
53	B842	ユ型療養型Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	783	
53	B843	ユ型療養型Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	774	
53	B844	ユ型療養型Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	774	
53	B845	ユ型療養型Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	767	
53	B846	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				735	
53	B847	ユ型療養型Ⅱ2・欠4・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				864	
53	B848	ユ型療養型Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	887	
53	B849	ユ型療養型Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	878	
53	B850	ユ型療養型Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	878	
53	B851	ユ型療養型Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	871	
53	B852	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				840	
53	B853	ユ型療養型Ⅱ3・欠4・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,090	
53	B854	ユ型療養型Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,113	
53	B855	ユ型療養型Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,104	
53	B856	ユ型療養型Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,104	
53	B857	ユ型療養型Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,097	
53	B858	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,066	
53	B859	ユ型療養型Ⅱ4・欠4・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,186	
53	B860	ユ型療養型Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,209	
53	B861	ユ型療養型Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,200	
53	B862	ユ型療養型Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,200	
53	B863	ユ型療養型Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,193	
53	B864	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,162	
53	B865	ユ型療養型Ⅱ5・欠4・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,273	
53	B866	ユ型療養型Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,296	
53	B867	ユ型療養型Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,287	
53	B868	ユ型療養型Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,287	
53	B869	ユ型療養型Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,280	
53	B870	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,248	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	B871	ユ型療養型Ⅲ1・欠4・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		750	1日につき
53	B872	ユ型療養型Ⅲ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	773	
53	B873	ユ型療養型Ⅲ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	764	
53	B874	ユ型療養型Ⅲ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	764	
53	B875	ユ型療養型Ⅲ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	757	
53	B876	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				726	
53	B877	ユ型療養型Ⅲ2・欠4・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				853	
53	B878	ユ型療養型Ⅲ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	876	
53	B879	ユ型療養型Ⅲ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	867	
53	B880	ユ型療養型Ⅲ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	867	
53	B881	ユ型療養型Ⅲ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	860	
53	B882	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				828	
53	B883	ユ型療養型Ⅲ3・欠4・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,076	
53	B884	ユ型療養型Ⅲ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,099	
53	B885	ユ型療養型Ⅲ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,090	
53	B886	ユ型療養型Ⅲ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,090	
53	B887	ユ型療養型Ⅲ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,083	
53	B888	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	－ 12 単位	× 97%		1,051	
53	B889	ユ型療養型Ⅲ4・欠4・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,170	
53	B890	ユ型療養型Ⅲ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,193	
53	B891	ユ型療養型Ⅲ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,184	
53	B892	ユ型療養型Ⅲ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,184	
53	B893	ユ型療養型Ⅲ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,177	
53	B894	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,146	
53	B895	ユ型療養型Ⅲ5・欠4・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,255	
53	B896	ユ型療養型Ⅲ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,278	
53	B897	ユ型療養型Ⅲ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,269	
53	B898	ユ型療養型Ⅲ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,269	
53	B899	ユ型療養型Ⅲ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,262	
53	B900	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,231	
53	7826	ユ型療養型Ⅳ1・欠4・未		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				732	
53	7827	ユ型療養型Ⅳ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	755	
53	7828	ユ型療養型Ⅳ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	746	
53	6946	ユ型療養型Ⅳ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	746	
53	7829	ユ型療養型Ⅳ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	739	
53	7830	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				708	
53	7831	ユ型療養型Ⅳ2・欠4・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
53	7832	ユ型療養型Ⅳ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
53	7833	ユ型療養型Ⅳ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
53	6947	ユ型療養型Ⅳ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
53	7834	ユ型療養型Ⅳ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
53	7835	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				808	
53	7836	ユ型療養型Ⅳ3・欠4・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,049	
53	7837	ユ型療養型Ⅳ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,072	
53	7838	ユ型療養型Ⅳ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,063	
53	6948	ユ型療養型Ⅳ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,063	
53	7839	ユ型療養型Ⅳ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,056	
53	7840	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,024	
53	7841	ユ型療養型Ⅳ4・欠4・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,141	
53	7842	ユ型療養型Ⅳ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,164	
53	7843	ユ型療養型Ⅳ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,155	
53	6949	ユ型療養型Ⅳ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,155	
53	7844	ユ型療養型Ⅳ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,148	
53	7845	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,116	
53	7846	ユ型療養型Ⅳ5・欠4・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,223	
53	7847	ユ型療養型Ⅳ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,246	
53	7848	ユ型療養型Ⅳ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,237	
53	6950	ユ型療養型Ⅳ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,237	
53	7849	ユ型療養型Ⅳ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,230	
53	7850	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,199	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	B901	ユ型療養型Ⅴ1・欠4・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		760	1日につき
53	B902	ユ型療養型Ⅴ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	783	
53	B903	ユ型療養型Ⅴ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	774	
53	B904	ユ型療養型Ⅴ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	774	
53	B905	ユ型療養型Ⅴ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	767	
53	B906	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				735	
53	B907	ユ型療養型Ⅴ2・欠4・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				864	
53	B908	ユ型療養型Ⅴ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	887	
53	B909	ユ型療養型Ⅴ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	878	
53	B910	ユ型療養型Ⅴ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	878	
53	B911	ユ型療養型Ⅴ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	871	
53	B912	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				840	
53	B913	ユ型療養型Ⅴ3・欠4・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,090	
53	B914	ユ型療養型Ⅴ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,113	
53	B915	ユ型療養型Ⅴ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,104	
53	B916	ユ型療養型Ⅴ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,104	
53	B917	ユ型療養型Ⅴ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,097	
53	B918	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	－ 12 単位	× 97%		1,066	
53	B919	ユ型療養型Ⅴ4・欠4・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,186	
53	B920	ユ型療養型Ⅴ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,209	
53	B921	ユ型療養型Ⅴ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,200	
53	B922	ユ型療養型Ⅴ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,200	
53	B923	ユ型療養型Ⅴ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,193	
53	B924	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,162	
53	B925	ユ型療養型Ⅴ5・欠4・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,273	
53	B926	ユ型療養型Ⅴ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,296	
53	B927	ユ型療養型Ⅴ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,287	
53	B928	ユ型療養型Ⅴ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,287	
53	B929	ユ型療養型Ⅴ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,280	
53	B930	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,248	
53	B931	ユ型療養型Ⅵ1・欠4・未		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				750	
53	B932	ユ型療養型Ⅵ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	773	
53	B933	ユ型療養型Ⅵ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	764	
53	B934	ユ型療養型Ⅵ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	764	
53	B935	ユ型療養型Ⅵ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	757	
53	B936	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				726	
53	B937	ユ型療養型Ⅵ2・欠4・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				853	
53	B938	ユ型療養型Ⅵ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	876	
53	B939	ユ型療養型Ⅵ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	867	
53	B940	ユ型療養型Ⅵ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	867	
53	B941	ユ型療養型Ⅵ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	860	
53	B942	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				828	
53	B943	ユ型療養型Ⅵ3・欠4・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,076	
53	B944	ユ型療養型Ⅵ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,099	
53	B945	ユ型療養型Ⅵ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,090	
53	B946	ユ型療養型Ⅵ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,090	
53	B947	ユ型療養型Ⅵ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,083	
53	B948	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,051	
53	B949	ユ型療養型Ⅵ4・欠4・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,170	
53	B950	ユ型療養型Ⅵ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,193	
53	B951	ユ型療養型Ⅵ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,184	
53	B952	ユ型療養型Ⅵ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,184	
53	B953	ユ型療養型Ⅵ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,177	
53	B954	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,146	
53	B955	ユ型療養型Ⅵ5・欠4・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,255	
53	B956	ユ型療養型Ⅵ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,278	
53	B957	ユ型療養型Ⅵ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,269	
53	B958	ユ型療養型Ⅵ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,269	
53	B959	ユ型療養型Ⅵ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,262	
53	B960	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,231	

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目							合成単位数	算定単位
53	1801	ユ型療養経過Ⅰ1・欠4	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合		755	1日につき
53	1802	ユ型療養経過Ⅰ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	778	
53	1803	ユ型療養経過Ⅰ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	769	
53	6951	ユ型療養経過Ⅰ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	769	
53	1804	ユ型療養経過Ⅰ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	762	
53	1805	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・欠4		＜ユニット型個室＞		夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			730	
53	1806	ユ型療養経過Ⅰ2・欠4			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			858	
53	1807	ユ型療養経過Ⅰ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	881	
53	1808	ユ型療養経過Ⅰ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	872	
53	6952	ユ型療養経過Ⅰ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	872	
53	1809	ユ型療養経過Ⅰ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	865	
53	1810	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			833	
53	1811	ユ型療養経過Ⅰ3・欠4			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	－ 12 単位		994	
53	1812	ユ型療養経過Ⅰ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,017	
53	1813	ユ型療養経過Ⅰ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,008	
53	6953	ユ型療養経過Ⅰ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,008	
53	1814	ユ型療養経過Ⅰ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,001	
53	1815	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			969	
53	1816	ユ型療養経過Ⅰ4・欠4			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,079	
53	1817	ユ型療養経過Ⅰ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,102	
53	1818	ユ型療養経過Ⅰ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,093	
53	6954	ユ型療養経過Ⅰ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,093	
53	1819	ユ型療養経過Ⅰ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,086	
53	1820	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,054	
53	1821	ユ型療養経過Ⅰ5・欠4			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,164	
53	1822	ユ型療養経過Ⅰ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,187	
53	1823	ユ型療養経過Ⅰ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,178	
53	6955	ユ型療養経過Ⅰ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,178	
53	1824	ユ型療養経過Ⅰ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,171	
53	1825	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,139	
53	1826	ユ型療養経過Ⅱ1・欠4		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			755	
53	1827	ユ型療養経過Ⅱ1・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	778	
53	1828	ユ型療養経過Ⅱ1・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	769	
53	6956	ユ型療養経過Ⅱ1・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	769	
53	1829	ユ型療養経過Ⅱ1・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	762	
53	1830	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・欠4		＜ユニット型準個室＞		夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			730	
53	1831	ユ型療養経過Ⅱ2・欠4			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			858	
53	1832	ユ型療養経過Ⅱ2・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	881	
53	1833	ユ型療養経過Ⅱ2・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	872	
53	6957	ユ型療養経過Ⅱ2・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	872	
53	1834	ユ型療養経過Ⅱ2・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	865	
53	1835	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			833	
53	1836	ユ型療養経過Ⅱ3・欠4			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			994	
53	1837	ユ型療養経過Ⅱ3・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,017	
53	1838	ユ型療養経過Ⅱ3・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,008	
53	6958	ユ型療養経過Ⅱ3・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,008	
53	1839	ユ型療養経過Ⅱ3・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,001	
53	1840	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			969	
53	1841	ユ型療養経過Ⅱ4・欠4			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,079	
53	1842	ユ型療養経過Ⅱ4・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,102	
53	1843	ユ型療養経過Ⅱ4・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,093	
53	6959	ユ型療養経過Ⅱ4・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,093	
53	1844	ユ型療養経過Ⅱ4・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,086	
53	1845	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,054	
53	1846	ユ型療養経過Ⅱ5・欠4			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,164	
53	1847	ユ型療養経過Ⅱ5・欠4・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,187	
53	1848	ユ型療養経過Ⅱ5・欠4・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,178	
53	6960	ユ型療養経過Ⅱ5・欠4・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,178	
53	1849	ユ型療養経過Ⅱ5・欠4・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,171	
53	1850	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・欠4				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,139	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	1851	ユ型療養経過Ⅰ1・欠4・未	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	ユニットケア体制未整備減算		732	1日につき
53	1852	ユ型療養経過Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	755	
53	1853	ユ型療養経過Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	746	
53	6961	ユ型療養経過Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	746	
53	1854	ユ型療養経過Ⅰ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	739	
53	1855	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				708	
53	1856	ユ型療養経過Ⅰ2・欠4・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
53	1857	ユ型療養経過Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
53	1858	ユ型療養経過Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
53	6962	ユ型療養経過Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
53	1859	ユ型療養経過Ⅰ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
53	1860	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				808	
53	1861	ユ型療養経過Ⅰ3・欠4・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				964	
53	1862	ユ型療養経過Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	987	
53	1863	ユ型療養経過Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	978	
53	6963	ユ型療養経過Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	978	
53	1864	ユ型療養経過Ⅰ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	971	
53	1865	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	－ 12 単位	× 97%		940	
53	1866	ユ型療養経過Ⅰ4・欠4・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,047	
53	1867	ユ型療養経過Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,070	
53	1868	ユ型療養経過Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,061	
53	6964	ユ型療養経過Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,061	
53	1869	ユ型療養経過Ⅰ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,054	
53	1870	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,022	
53	1871	ユ型療養経過Ⅰ5・欠4・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,129	
53	1872	ユ型療養経過Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,152	
53	1873	ユ型療養経過Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,143	
53	6965	ユ型療養経過Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,143	
53	1874	ユ型療養経過Ⅰ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,136	
53	1875	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,105	
53	1876	ユ型療養経過Ⅱ1・欠4・未		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				732	
53	1877	ユ型療養経過Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	755	
53	1878	ユ型療養経過Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	746	
53	6966	ユ型療養経過Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	746	
53	1879	ユ型療養経過Ⅱ1・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	739	
53	1880	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				708	
53	1881	ユ型療養経過Ⅱ2・欠4・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				832	
53	1882	ユ型療養経過Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	855	
53	1883	ユ型療養経過Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	846	
53	6967	ユ型療養経過Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	846	
53	1884	ユ型療養経過Ⅱ2・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	839	
53	1885	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				808	
53	1886	ユ型療養経過Ⅱ3・欠4・未			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				964	
53	1887	ユ型療養経過Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	987	
53	1888	ユ型療養経過Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	978	
53	6968	ユ型療養経過Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	978	
53	1889	ユ型療養経過Ⅱ3・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	971	
53	1890	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				940	
53	1891	ユ型療養経過Ⅱ4・欠4・未			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,047	
53	1892	ユ型療養経過Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,070	
53	1893	ユ型療養経過Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,061	
53	6969	ユ型療養経過Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,061	
53	1894	ユ型療養経過Ⅱ4・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,054	
53	1895	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,022	
53	1896	ユ型療養経過Ⅱ5・欠4・未			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,129	
53	1897	ユ型療養経過Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,152	
53	1898	ユ型療養経過Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,143	
53	6970	ユ型療養経過Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,143	
53	1899	ユ型療養経過Ⅱ5・欠4・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,136	
53	1900	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・欠4・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,105	

僻地の医師確保計画を届け出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9401	療養型Ⅲｉ1・欠5	(1)療養型介護療養施設サービス費	(三)療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	a 療養型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1 564 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満場合		508	1日につき
53	9402	療養型Ⅲｉ1・欠5・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	531	
53	9403	療養型Ⅲｉ1・欠5・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	522	
53	6971	療養型Ⅲｉ1・欠5・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	522	
53	9404	療養型Ⅲｉ1・欠5・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	515	
53	9405	療養型Ⅲｉ1・夜減・欠5		看護<6:1> 介護<6:1>	<従来型個室>		夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			485	
53	9406	療養型Ⅲｉ2・欠5				要介護2 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			603	
53	9407	療養型Ⅲｉ2・欠5・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	626	
53	9408	療養型Ⅲｉ2・欠5・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	617	
53	6972	療養型Ⅲｉ2・欠5・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	617	
53	9409	療養型Ⅲｉ2・欠5・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	610	
53	9410	療養型Ⅲｉ2・夜減・欠5					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			581	
53	9411	療養型Ⅲｉ3・欠5				要介護3 813 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%		732	
53	9412	療養型Ⅲｉ3・欠5・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	755	
53	9413	療養型Ⅲｉ3・欠5・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	746	
53	6973	療養型Ⅲｉ3・欠5・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	746	
53	9414	療養型Ⅲｉ3・欠5・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	739	
53	9415	療養型Ⅲｉ3・夜減・欠5					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			709	
53	9416	療養型Ⅲｉ4・欠5				要介護4 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			866	
53	9417	療養型Ⅲｉ4・欠5・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	889	
53	9418	療養型Ⅲｉ4・欠5・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	880	
53	6974	療養型Ⅲｉ4・欠5・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	880	
53	9419	療養型Ⅲｉ4・欠5・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	873	
53	9420	療養型Ⅲｉ4・夜減・欠5					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			843	
53	9421	療養型Ⅲｉ5・欠5				要介護5 1,001 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			901	
53	9422	療養型Ⅲｉ5・欠5・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	924	
53	9423	療養型Ⅲｉ5・欠5・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	915	
53	6975	療養型Ⅲｉ5・欠5・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	915	
53	9424	療養型Ⅲｉ5・欠5・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	908	
53	9425	療養型Ⅲｉ5・夜減・欠5					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			878	
53	9426	療養型Ⅲⅱ1・欠5			b 療養型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1 670 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			603	
53	9427	療養型Ⅲⅱ1・欠5・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	626	
53	9428	療養型Ⅲⅱ1・欠5・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	617	
53	6976	療養型Ⅲⅱ1・欠5・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	617	
53	9429	療養型Ⅲⅱ1・欠5・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	610	
53	9430	療養型Ⅲⅱ1・夜減・欠5			<多床室>		夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			581	
53	9431	療養型Ⅲⅱ2・欠5				要介護2 775 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			698	
53	9432	療養型Ⅲⅱ2・欠5・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	721	
53	9433	療養型Ⅲⅱ2・欠5・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	712	
53	6977	療養型Ⅲⅱ2・欠5・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	712	
53	9434	療養型Ⅲⅱ2・欠5・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	705	
53	9435	療養型Ⅲⅱ2・夜減・欠5					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			675	
53	9436	療養型Ⅲⅱ3・欠5				要介護3 919 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			827	
53	9437	療養型Ⅲⅱ3・欠5・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	850	
53	9438	療養型Ⅲⅱ3・欠5・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	841	
53	6978	療養型Ⅲⅱ3・欠5・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	841	
53	9439	療養型Ⅲⅱ3・欠5・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	834	
53	9440	療養型Ⅲⅱ3・夜減・欠5					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			805	
53	9441	療養型Ⅲⅱ4・欠5				要介護4 1,068 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			961	
53	9442	療養型Ⅲⅱ4・欠5・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	984	
53	9443	療養型Ⅲⅱ4・欠5・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	975	
53	6979	療養型Ⅲⅱ4・欠5・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	975	
53	9444	療養型Ⅲⅱ4・欠5・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	968	
53	9445	療養型Ⅲⅱ4・夜減・欠5					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			939	
53	9446	療養型Ⅲⅱ5・欠5				要介護5 1,107 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			996	
53	9447	療養型Ⅲⅱ5・欠5・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,019	
53	9448	療養型Ⅲⅱ5・欠5・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,010	
53	6980	療養型Ⅲⅱ5・欠5・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,010	
53	9449	療養型Ⅲⅱ5・欠5・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,003	
53	9450	療養型Ⅲⅱ5・夜減・欠5					夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			974	

サービスコード 種類	サービス項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	5523	療養経過型Ⅱｉ1･欠5	(2)療養型経過型介護療養施設サービス費	(二)療養型経過型介護療養施設サービス費（Ⅱ） 看護＜8：1＞ 介護＜4：1＞	a 療養型経過型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1 650 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満場合			585	1日につき
53	5524	療養経過型Ⅱｉ1･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	608	
53	5525	療養経過型Ⅱｉ1･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	599	
53	6981	療養経過型Ⅱｉ1･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	599	
53	5526	療養経過型Ⅱｉ1･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	592	
53	5527	療養経過型Ⅱｉ1･夜減･欠5					夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	563	
53	5528	療養経過型Ⅱｉ2･欠5				要介護2 754 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				679	
53	5529	療養経過型Ⅱｉ2･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	702	
53	5530	療養経過型Ⅱｉ2･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	693	
53	6982	療養経過型Ⅱｉ2･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	693	
53	5531	療養経過型Ⅱｉ2･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	686	
53	5532	療養経過型Ⅱｉ2･夜減･欠5					夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	656	
53	5533	療養経過型Ⅱｉ3･欠5				要介護3 857 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%			771	
53	5534	療養経過型Ⅱｉ3･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	794	
53	5535	療養経過型Ⅱｉ3･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	785	
53	6983	療養経過型Ⅱｉ3･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	785	
53	5536	療養経過型Ⅱｉ3･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	778	
53	5537	療養経過型Ⅱｉ3･夜減･欠5					夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	749	
53	5538	療養経過型Ⅱｉ4･欠5				要介護4 944 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				850	
53	5539	療養経過型Ⅱｉ4･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	873	
53	5540	療養経過型Ⅱｉ4･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	864	
53	6984	療養経過型Ⅱｉ4･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	864	
53	5541	療養経過型Ⅱｉ4･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	857	
53	5542	療養経過型Ⅱｉ4･夜減･欠5					夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	827	
53	5543	療養経過型Ⅱｉ5･欠5				要介護5 1,030 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				927	
53	5544	療養経過型Ⅱｉ5･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	950	
53	5545	療養経過型Ⅱｉ5･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	941	
53	6985	療養経過型Ⅱｉ5･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	941	
53	5546	療養経過型Ⅱｉ5･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	934	
53	5547	療養経過型Ⅱｉ5･夜減･欠5					夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	905	
53	5548	療養経過型Ⅱⅱ1･欠5			b 療養型経過型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1 755 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				680	
53	5549	療養経過型Ⅱⅱ1･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	703	
53	5550	療養経過型Ⅱⅱ1･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	694	
53	6986	療養経過型Ⅱⅱ1･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	694	
53	5551	療養経過型Ⅱⅱ1･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	687	
53	5552	療養経過型Ⅱⅱ1･夜減･欠5					夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	657	
53	5553	療養経過型Ⅱⅱ2･欠5				要介護2 860 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				774	
53	5554	療養経過型Ⅱⅱ2･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	797	
53	5555	療養経過型Ⅱⅱ2･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	788	
53	6987	療養経過型Ⅱⅱ2･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	788	
53	5556	療養経過型Ⅱⅱ2･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	781	
53	5557	療養経過型Ⅱⅱ2･夜減･欠5					夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	752	
53	5558	療養経過型Ⅱⅱ3･欠5				要介護3 962 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				866	
53	5559	療養経過型Ⅱⅱ3･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	889	
53	5560	療養経過型Ⅱⅱ3･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	880	
53	6988	療養経過型Ⅱⅱ3･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	880	
53	5561	療養経過型Ⅱⅱ3･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	873	
53	5562	療養経過型Ⅱⅱ3･夜減･欠5					夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	843	
53	5563	療養経過型Ⅱⅱ4･欠5				要介護4 1,048 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				943	
53	5564	療養経過型Ⅱⅱ4･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	966	
53	5565	療養経過型Ⅱⅱ4･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	957	
53	6989	療養経過型Ⅱⅱ4･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	957	
53	5566	療養経過型Ⅱⅱ4･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	950	
53	5567	療養経過型Ⅱⅱ4･夜減･欠5					夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	921	
53	5568	療養経過型Ⅱⅱ5･欠5				要介護5 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,022	
53	5569	療養経過型Ⅱⅱ5･欠5･夜Ⅰ							夜間勤務等看護（Ⅰ）	＋ 23 単位	1,045	
53	5570	療養経過型Ⅱⅱ5･欠5･夜Ⅱ							夜間勤務等看護（Ⅱ）	＋ 14 単位	1,036	
53	6990	療養経過型Ⅱⅱ5･欠5･夜Ⅲ							夜間勤務等看護（Ⅲ）	＋ 14 単位	1,036	
53	5571	療養経過型Ⅱⅱ5･欠5･夜Ⅳ							夜間勤務等看護（Ⅳ）	＋ 7 単位	1,029	
53	5572	療養経過型Ⅱⅱ5･夜減･欠5					夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	1,000	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	9451	ユ型療養型Ⅰ1・欠5	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満場合 × 90%			690	1日につき
53	9452	ユ型療養型Ⅰ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	713	
53	9453	ユ型療養型Ⅰ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	704	
53	6991	ユ型療養型Ⅰ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	704	
53	9454	ユ型療養型Ⅰ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	697	
53	9455	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	668	
53	9456	ユ型療養型Ⅰ2・欠5			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				783	
53	9457	ユ型療養型Ⅰ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	806	
53	9458	ユ型療養型Ⅰ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	797	
53	6992	ユ型療養型Ⅰ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	797	
53	9459	ユ型療養型Ⅰ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	790	
53	9460	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	761	
53	9461	ユ型療養型Ⅰ3・欠5			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				984	
53	9462	ユ型療養型Ⅰ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,007	
53	9463	ユ型療養型Ⅰ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	998	
53	6993	ユ型療養型Ⅰ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	998	
53	9464	ユ型療養型Ⅰ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	991	
53	9465	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	961	
53	9466	ユ型療養型Ⅰ4・欠5			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,069	
53	9467	ユ型療養型Ⅰ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,092	
53	9468	ユ型療養型Ⅰ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,083	
53	6994	ユ型療養型Ⅰ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,083	
53	9469	ユ型療養型Ⅰ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,076	
53	9470	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	1,047	
53	9471	ユ型療養型Ⅰ5・欠5			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,146	
53	9472	ユ型療養型Ⅰ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,169	
53	9473	ユ型療養型Ⅰ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,160	
53	6995	ユ型療養型Ⅰ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,160	
53	9474	ユ型療養型Ⅰ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,153	
53	9475	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	1,123	
53	C241	ユ型療養型Ⅱ1・欠5		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				716	
53	C242	ユ型療養型Ⅱ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	739	
53	C243	ユ型療養型Ⅱ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	730	
53	C244	ユ型療養型Ⅱ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	730	
53	C245	ユ型療養型Ⅱ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	723	
53	C246	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	693	
53	C247	ユ型療養型Ⅱ2・欠5			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				813	
53	C248	ユ型療養型Ⅱ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	836	
53	C249	ユ型療養型Ⅱ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	827	
53	C250	ユ型療養型Ⅱ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	827	
53	C251	ユ型療養型Ⅱ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	820	
53	C252	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	790	
53	C253	ユ型療養型Ⅱ3・欠5			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,022	
53	C254	ユ型療養型Ⅱ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,045	
53	C255	ユ型療養型Ⅱ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,036	
53	C256	ユ型療養型Ⅱ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,036	
53	C257	ユ型療養型Ⅱ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,029	
53	C258	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	1,000	
53	C259	ユ型療養型Ⅱ4・欠5			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,112	
53	C260	ユ型療養型Ⅱ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,135	
53	C261	ユ型療養型Ⅱ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,126	
53	C262	ユ型療養型Ⅱ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,126	
53	C263	ユ型療養型Ⅱ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,119	
53	C264	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	1,089	
53	C265	ユ型療養型Ⅱ5・欠5			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,192	
53	C266	ユ型療養型Ⅱ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,215	
53	C267	ユ型療養型Ⅱ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,206	
53	C268	ユ型療養型Ⅱ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,206	
53	C269	ユ型療養型Ⅱ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,199	
53	C270	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合			― 25 単位	1,169	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	C271	ユ型療養型Ⅲ1・欠5	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満場合 × 90%		707	1日につき
53	C272	ユ型療養型Ⅲ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	730	
53	C273	ユ型療養型Ⅲ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	721	
53	C274	ユ型療養型Ⅲ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	721	
53	C275	ユ型療養型Ⅲ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	714	
53	C276	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			684	
53	C277	ユ型療養型Ⅲ2・欠5			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			802	
53	C278	ユ型療養型Ⅲ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	825	
53	C279	ユ型療養型Ⅲ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	816	
53	C280	ユ型療養型Ⅲ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	816	
53	C281	ユ型療養型Ⅲ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	809	
53	C282	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			779	
53	C283	ユ型療養型Ⅲ3・欠5			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,009	
53	C284	ユ型療養型Ⅲ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,032	
53	C285	ユ型療養型Ⅲ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,023	
53	C286	ユ型療養型Ⅲ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,023	
53	C287	ユ型療養型Ⅲ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,016	
53	C288	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			986	
53	C289	ユ型療養型Ⅲ4・欠5			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,096	
53	C290	ユ型療養型Ⅲ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,119	
53	C291	ユ型療養型Ⅲ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,110	
53	C292	ユ型療養型Ⅲ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,110	
53	C293	ユ型療養型Ⅲ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,103	
53	C294	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,074	
53	C295	ユ型療養型Ⅲ5・欠5			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,175	
53	C296	ユ型療養型Ⅲ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,198	
53	C297	ユ型療養型Ⅲ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,189	
53	C298	ユ型療養型Ⅲ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,189	
53	C299	ユ型療養型Ⅲ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,182	
53	C300	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,153	
53	9476	ユ型療養型Ⅳ1・欠5		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 〈ユニット型準個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			690	
53	9477	ユ型療養型Ⅳ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	713	
53	9478	ユ型療養型Ⅳ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	704	
53	6996	ユ型療養型Ⅳ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	704	
53	9479	ユ型療養型Ⅳ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	697	
53	9480	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			668	
53	9481	ユ型療養型Ⅳ2・欠5			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			783	
53	9482	ユ型療養型Ⅳ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	806	
53	9483	ユ型療養型Ⅳ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	797	
53	6997	ユ型療養型Ⅳ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	797	
53	9484	ユ型療養型Ⅳ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	790	
53	9485	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			761	
53	9486	ユ型療養型Ⅳ3・欠5			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			984	
53	9487	ユ型療養型Ⅳ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,007	
53	9488	ユ型療養型Ⅳ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	998	
53	6998	ユ型療養型Ⅳ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	998	
53	9489	ユ型療養型Ⅳ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	991	
53	9490	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			961	
53	9491	ユ型療養型Ⅳ4・欠5			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,069	
53	9492	ユ型療養型Ⅳ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,092	
53	9493	ユ型療養型Ⅳ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,083	
53	6999	ユ型療養型Ⅳ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,083	
53	9494	ユ型療養型Ⅳ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,076	
53	9495	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,047	
53	9496	ユ型療養型Ⅳ5・欠5			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,146	
53	9497	ユ型療養型Ⅳ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,169	
53	9498	ユ型療養型Ⅳ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,160	
53	7000	ユ型療養型Ⅳ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,160	
53	9499	ユ型療養型Ⅳ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,153	
53	9500	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,123	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	C301	ユ型療養型Ⅴ1・欠5	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満場合		716	1日につき
53	C302	ユ型療養型Ⅴ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	739	
53	C303	ユ型療養型Ⅴ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	730	
53	C304	ユ型療養型Ⅴ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	730	
53	C305	ユ型療養型Ⅴ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	723	
53	C306	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			693	
53	C307	ユ型療養型Ⅴ2・欠5			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			813	
53	C308	ユ型療養型Ⅴ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	836	
53	C309	ユ型療養型Ⅴ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	827	
53	C310	ユ型療養型Ⅴ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	827	
53	C311	ユ型療養型Ⅴ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	820	
53	C312	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			790	
53	C313	ユ型療養型Ⅴ3・欠5			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%		1,022	
53	C314	ユ型療養型Ⅴ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,045	
53	C315	ユ型療養型Ⅴ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,036	
53	C316	ユ型療養型Ⅴ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,036	
53	C317	ユ型療養型Ⅴ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,029	
53	C318	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,000	
53	C319	ユ型療養型Ⅴ4・欠5			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,112	
53	C320	ユ型療養型Ⅴ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,135	
53	C321	ユ型療養型Ⅴ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,126	
53	C322	ユ型療養型Ⅴ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,126	
53	C323	ユ型療養型Ⅴ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,119	
53	C324	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,089	
53	C325	ユ型療養型Ⅴ5・欠5			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,192	
53	C326	ユ型療養型Ⅴ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,215	
53	C327	ユ型療養型Ⅴ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,206	
53	C328	ユ型療養型Ⅴ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,206	
53	C329	ユ型療養型Ⅴ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,199	
53	C330	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,169	
53	C331	ユ型療養型Ⅵ1・欠5		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			707	
53	C332	ユ型療養型Ⅵ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	730	
53	C333	ユ型療養型Ⅵ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	721	
53	C334	ユ型療養型Ⅵ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	721	
53	C335	ユ型療養型Ⅵ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	714	
53	C336	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			684	
53	C337	ユ型療養型Ⅵ2・欠5			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			802	
53	C338	ユ型療養型Ⅵ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	825	
53	C339	ユ型療養型Ⅵ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	816	
53	C340	ユ型療養型Ⅵ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	816	
53	C341	ユ型療養型Ⅵ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	809	
53	C342	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			779	
53	C343	ユ型療養型Ⅵ3・欠5			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,009	
53	C344	ユ型療養型Ⅵ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,032	
53	C345	ユ型療養型Ⅵ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,023	
53	C346	ユ型療養型Ⅵ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,023	
53	C347	ユ型療養型Ⅵ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,016	
53	C348	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			986	
53	C349	ユ型療養型Ⅵ4・欠5			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,096	
53	C350	ユ型療養型Ⅵ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,119	
53	C351	ユ型療養型Ⅵ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,110	
53	C352	ユ型療養型Ⅵ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,110	
53	C353	ユ型療養型Ⅵ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,103	
53	C354	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,074	
53	C355	ユ型療養型Ⅵ5・欠5			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合			1,175	
53	C356	ユ型療養型Ⅵ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,198	
53	C357	ユ型療養型Ⅵ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,189	
53	C358	ユ型療養型Ⅵ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,189	
53	C359	ユ型療養型Ⅵ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,182	
53	C360	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位			1,153	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	7851	ユ型療養型Ⅰ1・欠5・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満場合	ユニットケア体制未整備減算		669	1日につき
53	7852	ユ型療養型Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	692	
53	7853	ユ型療養型Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	683	
53	7001	ユ型療養型Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	683	
53	7854	ユ型療養型Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	676	
53	7855	ユ型療養型Ⅰ1・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				648	
53	7856	ユ型療養型Ⅰ2・欠5・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				760	
53	7857	ユ型療養型Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	783	
53	7858	ユ型療養型Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	774	
53	7002	ユ型療養型Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	774	
53	7859	ユ型療養型Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	767	
53	7860	ユ型療養型Ⅰ2・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				738	
53	7861	ユ型療養型Ⅰ3・欠5・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				954	
53	7862	ユ型療養型Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	977	
53	7863	ユ型療養型Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	968	
53	7003	ユ型療養型Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	968	
53	7864	ユ型療養型Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	961	
53	7865	ユ型療養型Ⅰ3・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%	× 97%		932	
53	7866	ユ型療養型Ⅰ4・欠5・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,037	
53	7867	ユ型療養型Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,060	
53	7868	ユ型療養型Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,051	
53	7004	ユ型療養型Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,051	
53	7869	ユ型療養型Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,044	
53	7870	ユ型療養型Ⅰ4・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,016	
53	7871	ユ型療養型Ⅰ5・欠5・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,112	
53	7872	ユ型療養型Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,135	
53	7873	ユ型療養型Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,126	
53	7005	ユ型療養型Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,126	
53	7874	ユ型療養型Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,119	
53	7875	ユ型療養型Ⅰ5・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,089	
53	C361	ユ型療養型Ⅱ1・欠5・未		(二)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				695	
53	C362	ユ型療養型Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	718	
53	C363	ユ型療養型Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	709	
53	C364	ユ型療養型Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	709	
53	C365	ユ型療養型Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	702	
53	C366	ユ型療養型Ⅱ1・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				672	
53	C367	ユ型療養型Ⅱ2・欠5・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				789	
53	C368	ユ型療養型Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	812	
53	C369	ユ型療養型Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	803	
53	C370	ユ型療養型Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	803	
53	C371	ユ型療養型Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	796	
53	C372	ユ型療養型Ⅱ2・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				766	
53	C373	ユ型療養型Ⅱ3・欠5・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				991	
53	C374	ユ型療養型Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,014	
53	C375	ユ型療養型Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,005	
53	C376	ユ型療養型Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,005	
53	C377	ユ型療養型Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	998	
53	C378	ユ型療養型Ⅱ3・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				970	
53	C379	ユ型療養型Ⅱ4・欠5・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,079	
53	C380	ユ型療養型Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,102	
53	C381	ユ型療養型Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,093	
53	C382	ユ型療養型Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,093	
53	C383	ユ型療養型Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,086	
53	C384	ユ型療養型Ⅱ4・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,056	
53	C385	ユ型療養型Ⅱ5・欠5・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,156	
53	C386	ユ型療養型Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,179	
53	C387	ユ型療養型Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,170	
53	C388	ユ型療養型Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,170	
53	C389	ユ型療養型Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,163	
53	C390	ユ型療養型Ⅱ5・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,134	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	C391	ユ型療養型Ⅲ1・欠5・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(三)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満場合	ユニットケア体制未整備減算		686	1日につき
53	C392	ユ型療養型Ⅲ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	709	
53	C393	ユ型療養型Ⅲ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	700	
53	C394	ユ型療養型Ⅲ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	700	
53	C395	ユ型療養型Ⅲ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	693	
53	C396	ユ型療養型Ⅲ1・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				663	
53	C397	ユ型療養型Ⅲ2・欠5・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				778	
53	C398	ユ型療養型Ⅲ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	801	
53	C399	ユ型療養型Ⅲ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	792	
53	C400	ユ型療養型Ⅲ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	792	
53	C401	ユ型療養型Ⅲ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	785	
53	C402	ユ型療養型Ⅲ2・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				756	
53	C403	ユ型療養型Ⅲ3・欠5・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				979	
53	C404	ユ型療養型Ⅲ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,002	
53	C405	ユ型療養型Ⅲ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	993	
53	C406	ユ型療養型Ⅲ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	993	
53	C407	ユ型療養型Ⅲ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	986	
53	C408	ユ型療養型Ⅲ3・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%	× 97%		956	
53	C409	ユ型療養型Ⅲ4・欠5・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,063	
53	C410	ユ型療養型Ⅲ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,086	
53	C411	ユ型療養型Ⅲ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,077	
53	C412	ユ型療養型Ⅲ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,077	
53	C413	ユ型療養型Ⅲ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,070	
53	C414	ユ型療養型Ⅲ4・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,042	
53	C415	ユ型療養型Ⅲ5・欠5・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,140	
53	C416	ユ型療養型Ⅲ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,163	
53	C417	ユ型療養型Ⅲ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,154	
53	C418	ユ型療養型Ⅲ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,154	
53	C419	ユ型療養型Ⅲ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,147	
53	C420	ユ型療養型Ⅲ5・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,118	
53	7876	ユ型療養型Ⅳ1・欠5・未		(四)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				669	
53	7877	ユ型療養型Ⅳ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	692	
53	7878	ユ型療養型Ⅳ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	683	
53	7006	ユ型療養型Ⅳ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	683	
53	7879	ユ型療養型Ⅳ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	676	
53	7880	ユ型療養型Ⅳ1・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				648	
53	7881	ユ型療養型Ⅳ2・欠5・未			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				760	
53	7882	ユ型療養型Ⅳ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	783	
53	7883	ユ型療養型Ⅳ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	774	
53	7007	ユ型療養型Ⅳ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	774	
53	7884	ユ型療養型Ⅳ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	767	
53	7885	ユ型療養型Ⅳ2・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				738	
53	7886	ユ型療養型Ⅳ3・欠5・未			要介護3 1,093 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				954	
53	7887	ユ型療養型Ⅳ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	977	
53	7888	ユ型療養型Ⅳ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	968	
53	7008	ユ型療養型Ⅳ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	968	
53	7889	ユ型療養型Ⅳ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	961	
53	7890	ユ型療養型Ⅳ3・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				932	
53	7891	ユ型療養型Ⅳ4・欠5・未			要介護4 1,188 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,037	
53	7892	ユ型療養型Ⅳ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,060	
53	7893	ユ型療養型Ⅳ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,051	
53	7009	ユ型療養型Ⅳ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,051	
53	7894	ユ型療養型Ⅳ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,044	
53	7895	ユ型療養型Ⅳ4・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,016	
53	7896	ユ型療養型Ⅳ5・欠5・未			要介護5 1,273 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,112	
53	7897	ユ型療養型Ⅳ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,135	
53	7898	ユ型療養型Ⅳ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,126	
53	7010	ユ型療養型Ⅳ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,126	
53	7899	ユ型療養型Ⅳ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,119	
53	7900	ユ型療養型Ⅳ5・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,089	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	C421	ユ型療養型Ⅴ1・欠5・未	(3)ユニット型療養型介護療養施設サービス費	(五)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1 795 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満場合	ユニットケア体制未整備減算		695	1日につき
53	C422	ユ型療養型Ⅴ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	718	
53	C423	ユ型療養型Ⅴ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	709	
53	C424	ユ型療養型Ⅴ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	709	
53	C425	ユ型療養型Ⅴ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	702	
53	C426	ユ型療養型Ⅴ1・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				672	
53	C427	ユ型療養型Ⅴ2・欠5・未			要介護2 903 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				789	
53	C428	ユ型療養型Ⅴ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	812	
53	C429	ユ型療養型Ⅴ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	803	
53	C430	ユ型療養型Ⅴ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	803	
53	C431	ユ型療養型Ⅴ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	796	
53	C432	ユ型療養型Ⅴ2・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				766	
53	C433	ユ型療養型Ⅴ3・欠5・未			要介護3 1,136 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				991	
53	C434	ユ型療養型Ⅴ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,014	
53	C435	ユ型療養型Ⅴ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,005	
53	C436	ユ型療養型Ⅴ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,005	
53	C437	ユ型療養型Ⅴ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	998	
53	C438	ユ型療養型Ⅴ3・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%	× 97%		970	
53	C439	ユ型療養型Ⅴ4・欠5・未			要介護4 1,235 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,079	
53	C440	ユ型療養型Ⅴ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,102	
53	C441	ユ型療養型Ⅴ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,093	
53	C442	ユ型療養型Ⅴ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,093	
53	C443	ユ型療養型Ⅴ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,086	
53	C444	ユ型療養型Ⅴ4・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,056	
53	C445	ユ型療養型Ⅴ5・欠5・未			要介護5 1,324 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,156	
53	C446	ユ型療養型Ⅴ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,179	
53	C447	ユ型療養型Ⅴ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,170	
53	C448	ユ型療養型Ⅴ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,170	
53	C449	ユ型療養型Ⅴ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,163	
53	C450	ユ型療養型Ⅴ5・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,134	
53	C451	ユ型療養型Ⅵ1・欠5・未		(六)ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1 785 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				686	
53	C452	ユ型療養型Ⅵ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	709	
53	C453	ユ型療養型Ⅵ1・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	700	
53	C454	ユ型療養型Ⅵ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	700	
53	C455	ユ型療養型Ⅵ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	693	
53	C456	ユ型療養型Ⅵ1・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				663	
53	C457	ユ型療養型Ⅵ2・欠5・未			要介護2 891 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				778	
53	C458	ユ型療養型Ⅵ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	801	
53	C459	ユ型療養型Ⅵ2・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	792	
53	C460	ユ型療養型Ⅵ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	792	
53	C461	ユ型療養型Ⅵ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	785	
53	C462	ユ型療養型Ⅵ2・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				756	
53	C463	ユ型療養型Ⅵ3・欠5・未			要介護3 1,121 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				979	
53	C464	ユ型療養型Ⅵ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,002	
53	C465	ユ型療養型Ⅵ3・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	993	
53	C466	ユ型療養型Ⅵ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	993	
53	C467	ユ型療養型Ⅵ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	986	
53	C468	ユ型療養型Ⅵ3・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				956	
53	C469	ユ型療養型Ⅵ4・欠5・未			要介護4 1,218 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,063	
53	C470	ユ型療養型Ⅵ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,086	
53	C471	ユ型療養型Ⅵ4・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,077	
53	C472	ユ型療養型Ⅵ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,077	
53	C473	ユ型療養型Ⅵ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,070	
53	C474	ユ型療養型Ⅵ4・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,042	
53	C475	ユ型療養型Ⅵ5・欠5・未			要介護5 1,306 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,140	
53	C476	ユ型療養型Ⅵ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,163	
53	C477	ユ型療養型Ⅵ5・欠5・未・夜Ⅱ							夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,154	
53	C478	ユ型療養型Ⅵ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,154	
53	C479	ユ型療養型Ⅵ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,147	
53	C480	ユ型療養型Ⅵ5・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,118	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	1951	ユ型療養経過Ⅰ1・欠5	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満場合			690	1日につき
53	1952	ユ型療養経過Ⅰ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	713	
53	1953	ユ型療養経過Ⅰ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	704	
53	7011	ユ型療養経過Ⅰ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	704	
53	1954	ユ型療養経過Ⅰ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	697	
53	1955	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・欠5		＜ユニット型個室＞		夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			668	
53	1956	ユ型療養経過Ⅰ2・欠5			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				783	
53	1957	ユ型療養経過Ⅰ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	806	
53	1958	ユ型療養経過Ⅰ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	797	
53	7012	ユ型療養経過Ⅰ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	797	
53	1959	ユ型療養経過Ⅰ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	790	
53	1960	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			761	
53	1961	ユ型療養経過Ⅰ3・欠5			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	× 90%			905	
53	1962	ユ型療養経過Ⅰ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	928	
53	1963	ユ型療養経過Ⅰ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	919	
53	7013	ユ型療養経過Ⅰ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	919	
53	1964	ユ型療養経過Ⅰ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	912	
53	1965	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			883	
53	1966	ユ型療養経過Ⅰ4・欠5			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				982	
53	1967	ユ型療養経過Ⅰ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,005	
53	1968	ユ型療養経過Ⅰ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	996	
53	7014	ユ型療養経過Ⅰ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	996	
53	1969	ユ型療養経過Ⅰ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	989	
53	1970	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			959	
53	1971	ユ型療養経過Ⅰ5・欠5			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,058	
53	1972	ユ型療養経過Ⅰ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,081	
53	1973	ユ型療養経過Ⅰ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,072	
53	7015	ユ型療養経過Ⅰ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,072	
53	1974	ユ型療養経過Ⅰ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,065	
53	1975	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			1,036	
53	1976	ユ型療養経過Ⅱ1・欠5		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1 767 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				690	
53	1977	ユ型療養経過Ⅱ1・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	713	
53	1978	ユ型療養経過Ⅱ1・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	704	
53	7016	ユ型療養経過Ⅱ1・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	704	
53	1979	ユ型療養経過Ⅱ1・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	697	
53	1980	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・欠5		＜ユニット型準個室＞		夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			668	
53	1981	ユ型療養経過Ⅱ2・欠5			要介護2 870 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				783	
53	1982	ユ型療養経過Ⅱ2・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	806	
53	1983	ユ型療養経過Ⅱ2・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	797	
53	7017	ユ型療養経過Ⅱ2・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	797	
53	1984	ユ型療養経過Ⅱ2・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	790	
53	1985	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			761	
53	1986	ユ型療養経過Ⅱ3・欠5			要介護3 1,006 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				905	
53	1987	ユ型療養経過Ⅱ3・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	928	
53	1988	ユ型療養経過Ⅱ3・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	919	
53	7018	ユ型療養経過Ⅱ3・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	919	
53	1989	ユ型療養経過Ⅱ3・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	912	
53	1990	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			883	
53	1991	ユ型療養経過Ⅱ4・欠5			要介護4 1,091 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				982	
53	1992	ユ型療養経過Ⅱ4・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,005	
53	1993	ユ型療養経過Ⅱ4・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	996	
53	7019	ユ型療養経過Ⅱ4・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	996	
53	1994	ユ型療養経過Ⅱ4・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	989	
53	1995	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			959	
53	1996	ユ型療養経過Ⅱ5・欠5			要介護5 1,176 単位	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,058	
53	1997	ユ型療養経過Ⅱ5・欠5・夜Ⅰ						夜間勤務等看護(Ⅰ)	＋ 23 単位	1,081	
53	1998	ユ型療養経過Ⅱ5・欠5・夜Ⅱ						夜間勤務等看護(Ⅱ)	＋ 14 単位	1,072	
53	7020	ユ型療養経過Ⅱ5・欠5・夜Ⅲ						夜間勤務等看護(Ⅲ)	＋ 14 単位	1,072	
53	1999	ユ型療養経過Ⅱ5・欠5・夜Ⅳ						夜間勤務等看護(Ⅳ)	＋ 7 単位	1,065	
53	2000	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・欠5				夜勤基準を満たさない場合	－ 25 単位			1,036	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	2001	ユ型療養経過Ⅰ1・欠5・未	(4)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	要介護1	夜勤の勤務条件基準を満たす場合	僻地の医師確保計画を届出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満場合	ユニットケア体制未整備減算		669	1日につき
53	2002	ユ型療養経過Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	692	
53	2003	ユ型療養経過Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅱ			767 単位				夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	683	
53	7021	ユ型療養経過Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	683	
53	2004	ユ型療養経過Ⅰ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	676	
53	2005	ユ型療養経過Ⅰ1・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				648	
53	2006	ユ型療養経過Ⅰ2・欠5・未		＜ユニット型個室＞	要介護2	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				760	
53	2007	ユ型療養経過Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	783	
53	2008	ユ型療養経過Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅱ			870 単位				夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	774	
53	7022	ユ型療養経過Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	774	
53	2009	ユ型療養経過Ⅰ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	767	
53	2010	ユ型療養経過Ⅰ2・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				738	
53	2011	ユ型療養経過Ⅰ3・欠5・未			要介護3	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				878	
53	2012	ユ型療養経過Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	901	
53	2013	ユ型療養経過Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅱ			1,006 単位				夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	892	
53	7023	ユ型療養経過Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	892	
53	2014	ユ型療養経過Ⅰ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	885	
53	2015	ユ型療養経過Ⅰ3・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位	× 90%	× 97%		857	
53	2016	ユ型療養経過Ⅰ4・欠5・未			要介護4	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				953	
53	2017	ユ型療養経過Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	976	
53	2018	ユ型療養経過Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅱ			1,091 単位				夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	967	
53	7024	ユ型療養経過Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	967	
53	2019	ユ型療養経過Ⅰ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	960	
53	2020	ユ型療養経過Ⅰ4・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				930	
53	2021	ユ型療養経過Ⅰ5・欠5・未			要介護5	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,026	
53	2022	ユ型療養経過Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,049	
53	2023	ユ型療養経過Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅱ			1,176 単位				夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,040	
53	7025	ユ型療養経過Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,040	
53	2024	ユ型療養経過Ⅰ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,033	
53	2025	ユ型療養経過Ⅰ5・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,005	
53	2026	ユ型療養経過Ⅱ1・欠5・未		(二)ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	要介護1	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				669	
53	2027	ユ型療養経過Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	692	
53	2028	ユ型療養経過Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅱ			767 単位				夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	683	
53	7026	ユ型療養経過Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	683	
53	2029	ユ型療養経過Ⅱ1・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	676	
53	2030	ユ型療養経過Ⅱ1・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				648	
53	2031	ユ型療養経過Ⅱ2・欠5・未		＜ユニット型準個室＞	要介護2	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				760	
53	2032	ユ型療養経過Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	783	
53	2033	ユ型療養経過Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅱ			870 単位				夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	774	
53	7027	ユ型療養経過Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	774	
53	2034	ユ型療養経過Ⅱ2・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	767	
53	2035	ユ型療養経過Ⅱ2・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				738	
53	2036	ユ型療養経過Ⅱ3・欠5・未			要介護3	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				878	
53	2037	ユ型療養経過Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	901	
53	2038	ユ型療養経過Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅱ			1,006 単位				夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	892	
53	7028	ユ型療養経過Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	892	
53	2039	ユ型療養経過Ⅱ3・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	885	
53	2040	ユ型療養経過Ⅱ3・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				857	
53	2041	ユ型療養経過Ⅱ4・欠5・未			要介護4	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				953	
53	2042	ユ型療養経過Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	976	
53	2043	ユ型療養経過Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅱ			1,091 単位				夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	967	
53	7029	ユ型療養経過Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	967	
53	2044	ユ型療養経過Ⅱ4・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	960	
53	2045	ユ型療養経過Ⅱ4・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				930	
53	2046	ユ型療養経過Ⅱ5・欠5・未			要介護5	夜勤の勤務条件基準を満たす場合				1,026	
53	2047	ユ型療養経過Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅰ							夜間勤務等看護(Ⅰ) ＋ 23 単位	1,049	
53	2048	ユ型療養経過Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅱ			1,176 単位				夜間勤務等看護(Ⅱ) ＋ 14 単位	1,040	
53	7030	ユ型療養経過Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅲ							夜間勤務等看護(Ⅲ) ＋ 14 単位	1,040	
53	2049	ユ型療養経過Ⅱ5・欠5・未・夜Ⅳ							夜間勤務等看護(Ⅳ) ＋ 7 単位	1,033	
53	2050	ユ型療養経過Ⅱ5・夜減・欠5・未				夜勤基準を満たさない場合 － 25 単位				1,005	

ロ　療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	3111	診療所型施設Ⅰｉ１	(1)診療所型介護療養施設サービス費	(一)診療所型介護療養施設サービス費（Ⅰ） 看護＜6：1＞ 介護＜6：1＞	a 診療所型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1	623	単位	623	1日につき
53	3121	診療所型施設Ⅰｉ２				要介護2	672	単位	672	
53	3131	診療所型施設Ⅰｉ３				要介護3	720	単位	720	
53	3141	診療所型施設Ⅰｉ４				要介護4	768	単位	768	
53	3151	診療所型施設Ⅰｉ５				要介護5	817	単位	817	
53	3261	診療所型施設Ⅰⅱ１			b 診療所型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜療養機能強化型Ａ＞ ＜従来型個室＞	要介護1	650	単位	650	
53	3262	診療所型施設Ⅰⅱ２				要介護2	702	単位	702	
53	3263	診療所型施設Ⅰⅱ３				要介護3	752	単位	752	
53	3264	診療所型施設Ⅰⅱ４				要介護4	802	単位	802	
53	3265	診療所型施設Ⅰⅱ５				要介護5	853	単位	853	
53	3266	診療所型施設Ⅰⅲ１			c 診療所型介護療養施設サービス費（ⅲ） ＜療養機能強化型Ｂ＞ ＜従来型個室＞	要介護1	641	単位	641	
53	3267	診療所型施設Ⅰⅲ２				要介護2	691	単位	691	
53	3268	診療所型施設Ⅰⅲ３				要介護3	741	単位	741	
53	3269	診療所型施設Ⅰⅲ４				要介護4	790	単位	790	
53	3270	診療所型施設Ⅰⅲ５				要介護5	840	単位	840	
53	3112	診療所型施設Ⅰⅳ１			d 診療所型介護療養施設サービス費（ⅳ） ＜多床室＞	要介護1	727	単位	727	
53	3122	診療所型施設Ⅰⅳ２				要介護2	775	単位	775	
53	3132	診療所型施設Ⅰⅳ３				要介護3	825	単位	825	
53	3142	診療所型施設Ⅰⅳ４				要介護4	872	単位	872	
53	3152	診療所型施設Ⅰⅳ５				要介護5	921	単位	921	
53	3271	診療所型施設Ⅰｖ１			e 診療所型介護療養施設サービス費（ｖ） ＜療養機能強化型Ａ＞ ＜多床室＞	要介護1	759	単位	759	
53	3272	診療所型施設Ⅰｖ２				要介護2	810	単位	810	
53	3273	診療所型施設Ⅰｖ３				要介護3	861	単位	861	
53	3274	診療所型施設Ⅰｖ４				要介護4	911	単位	911	
53	3275	診療所型施設Ⅰｖ５				要介護5	962	単位	962	
53	3276	診療所型施設Ⅰｖｉ１			f 診療所型介護療養施設サービス費（ｖｉ） ＜療養機能強化型Ｂ＞ ＜多床室＞	要介護1	748	単位	748	
53	3277	診療所型施設Ⅰｖｉ２				要介護2	798	単位	798	
53	3278	診療所型施設Ⅰｖｉ３				要介護3	848	単位	848	
53	3279	診療所型施設Ⅰｖｉ４				要介護4	897	単位	897	
53	3280	診療所型施設Ⅰｖｉ５				要介護5	948	単位	948	
53	3211	診療所型施設Ⅱｉ１		(二)診療所型介護療養施設サービス費（Ⅱ） 看護・介護 ＜3：1＞	a 診療所型介護療養施設サービス費（ｉ） ＜従来型個室＞	要介護1	546	単位	546	
53	3221	診療所型施設Ⅱｉ２				要介護2	590	単位	590	
53	3231	診療所型施設Ⅱｉ３				要介護3	633	単位	633	
53	3241	診療所型施設Ⅱｉ４				要介護4	678	単位	678	
53	3251	診療所型施設Ⅱｉ５				要介護5	721	単位	721	
53	3212	診療所型施設Ⅱⅱ１			b 診療所型介護療養施設サービス費（ⅱ） ＜多床室＞	要介護1	652	単位	652	
53	3222	診療所型施設Ⅱⅱ２				要介護2	695	単位	695	
53	3232	診療所型施設Ⅱⅱ３				要介護3	739	単位	739	
53	3242	診療所型施設Ⅱⅱ４				要介護4	782	単位	782	
53	3252	診療所型施設Ⅱⅱ５				要介護5	826	単位	826	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
53	3213	ユ型診療所型施設Ⅰ1	(2)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	748	単位	748	1日につき
53	3223	ユ型診療所型施設Ⅰ2			要介護2	797	単位	797	
53	3233	ユ型診療所型施設Ⅰ3			要介護3	845	単位	845	
53	3243	ユ型診療所型施設Ⅰ4			要介護4	893	単位	893	
53	3253	ユ型診療所型施設Ⅰ5			要介護5	942	単位	942	
53	3301	ユ型診療所型施設Ⅱ1		(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1	775	単位	775	
53	3302	ユ型診療所型施設Ⅱ2			要介護2	827	単位	827	
53	3303	ユ型診療所型施設Ⅱ3			要介護3	877	単位	877	
53	3304	ユ型診療所型施設Ⅱ4			要介護4	927	単位	927	
53	3305	ユ型診療所型施設Ⅱ5			要介護5	978	単位	978	
53	3306	ユ型診療所型施設Ⅲ1		(三)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1	766	単位	766	
53	3307	ユ型診療所型施設Ⅲ2			要介護2	816	単位	816	
53	3308	ユ型診療所型施設Ⅲ3			要介護3	866	単位	866	
53	3309	ユ型診療所型施設Ⅲ4			要介護4	915	単位	915	
53	3310	ユ型診療所型施設Ⅲ5			要介護5	965	単位	965	
53	3214	ユ型診療所型施設Ⅳ1		(四)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1	748	単位	748	
53	3224	ユ型診療所型施設Ⅳ2			要介護2	797	単位	797	
53	3234	ユ型診療所型施設Ⅳ3			要介護3	845	単位	845	
53	3244	ユ型診療所型施設Ⅳ4			要介護4	893	単位	893	
53	3254	ユ型診療所型施設Ⅳ5			要介護5	942	単位	942	
53	3311	ユ型診療所型施設Ⅴ1		(五)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1	775	単位	775	
53	3312	ユ型診療所型施設Ⅴ2			要介護2	827	単位	827	
53	3313	ユ型診療所型施設Ⅴ3			要介護3	877	単位	877	
53	3314	ユ型診療所型施設Ⅴ4			要介護4	927	単位	927	
53	3315	ユ型診療所型施設Ⅴ5			要介護5	978	単位	978	
53	3316	ユ型診療所型施設Ⅵ1		(六)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1	766	単位	766	
53	3317	ユ型診療所型施設Ⅵ2			要介護2	816	単位	816	
53	3318	ユ型診療所型施設Ⅵ3			要介護3	866	単位	866	
53	3319	ユ型診療所型施設Ⅵ4			要介護4	915	単位	915	
53	3320	ユ型診療所型施設Ⅵ5			要介護5	965	単位	965	
53	3051	ユ型診療所型施設Ⅰ1・未		(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	748	単位	ユニットケア体制未整備減算 × 97% 726	
53	3052	ユ型診療所型施設Ⅰ2・未			要介護2	797	単位	773	
53	3053	ユ型診療所型施設Ⅰ3・未			要介護3	845	単位	820	
53	3054	ユ型診療所型施設Ⅰ4・未			要介護4	893	単位	866	
53	3055	ユ型診療所型施設Ⅰ5・未			要介護5	942	単位	914	
53	3321	ユ型診療所型施設Ⅱ1・未		(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1	775	単位	752	
53	3322	ユ型診療所型施設Ⅱ2・未			要介護2	827	単位	802	
53	3323	ユ型診療所型施設Ⅱ3・未			要介護3	877	単位	851	
53	3324	ユ型診療所型施設Ⅱ4・未			要介護4	927	単位	899	
53	3325	ユ型診療所型施設Ⅱ5・未			要介護5	978	単位	949	
53	3326	ユ型診療所型施設Ⅲ1・未		(三)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1	766	単位	743	
53	3327	ユ型診療所型施設Ⅲ2・未			要介護2	816	単位	792	
53	3328	ユ型診療所型施設Ⅲ3・未			要介護3	866	単位	840	
53	3329	ユ型診療所型施設Ⅲ4・未			要介護4	915	単位	888	
53	3330	ユ型診療所型施設Ⅲ5・未			要介護5	965	単位	936	
53	3056	ユ型診療所型施設Ⅳ1・未		(四)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1	748	単位	726	
53	3057	ユ型診療所型施設Ⅳ2・未			要介護2	797	単位	773	
53	3058	ユ型診療所型施設Ⅳ3・未			要介護3	845	単位	820	
53	3059	ユ型診療所型施設Ⅳ4・未			要介護4	893	単位	866	
53	3060	ユ型診療所型施設Ⅳ5・未			要介護5	942	単位	914	
53	3331	ユ型診療所型施設Ⅴ1・未		(五)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1	775	単位	752	
53	3332	ユ型診療所型施設Ⅴ2・未			要介護2	827	単位	802	
53	3333	ユ型診療所型施設Ⅴ3・未			要介護3	877	単位	851	
53	3334	ユ型診療所型施設Ⅴ4・未			要介護4	927	単位	899	
53	3335	ユ型診療所型施設Ⅴ5・未			要介護5	978	単位	949	
53	3336	ユ型診療所型施設Ⅵ1・未		(六)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1	766	単位	743	
53	3337	ユ型診療所型施設Ⅵ2・未			要介護2	816	単位	792	
53	3338	ユ型診療所型施設Ⅵ3・未			要介護3	866	単位	840	
53	3339	ユ型診療所型施設Ⅵ4・未			要介護4	915	単位	888	
53	3340	ユ型診療所型施設Ⅵ5・未			要介護5	965	単位	936	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
53	3600	診療所型施設設備基準減算	診療所療養設備基準減算の基準に該当する場合			60 単位減算	−60	1日につき
53	3602	診療所型施設療養環境減算Ⅱ	診療所療養病床療養環境減算の基準に該当する場合	特別の療養環境の提供により特別の料金を徴収している場合		100 単位減算	−100	
53	3704	診療所型若年性認知症受入加算	若年性認知症患者受入加算			120 単位加算	120	
53	3834	診療所型身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算			5 単位減算	−5	
53	3830	診療所型施設外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合			362 単位	362	月6日限度
53	3831	診療所型施設他科受診時費用	他科受診が行われた場合			362 単位	362	月4日限度
53	3840	診療所型施設初期加算	(3) 初期加算（入院日から30日以内の期間）			30 単位加算	30	1日につき
53	3851	診療所型退院前訪問指導加算	(4) 退院時指導等加算	(一)退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算（入院中1回（又は2回）限度）	460 単位	460	1回につき
53	3856	診療所型退院後訪問指導加算			b 退院後訪問指導加算（退院後1回限度）	460 単位	460	
53	3852	診療所型退院時指導加算			c 退院時指導加算	400 単位	400	1回限り
53	3854	診療所型退院時情報提供加算			d 退院時情報提供加算	500 単位	500	
53	3855	診療所型退院前連携加算			e 退院前連携加算	500 単位	500	
53	3853	診療所型老人訪問看護指示加算		(二)老人訪問看護指示加算		300 単位	300	
53	3773	診療所型施設栄養マネジメント加算	(5) 栄養マネジメント加算			14 単位加算	14	1日につき
53	3774	診療所型施設経口移行加算	(6) 経口移行加算			28 単位加算	28	
53	3780	診療所型施設経口維持加算Ⅰ	(7) 経口維持加算	(一)経口維持加算（Ⅰ）		400 単位加算	400	1月につき
53	3781	診療所型施設経口維持加算Ⅱ		(二)経口維持加算（Ⅱ）		100 単位加算	100	
53	3707	診療所型口腔衛生管理体制加算	(8) 口腔衛生管理体制加算			30 単位加算	30	
53	3710	診療所型口腔衛生管理加算	(9) 口腔衛生管理加算			110 単位加算	110	
53	3775	診療所型施設療養食加算	(10) 療養食加算			18 単位加算	18	1日につき
53	3778	診療所型施設在宅復帰支援機能加算	(11) 在宅復帰支援機能加算			10 単位加算	10	
53	3708	診療所型認知症専門ケア加算Ⅰ	(13) 認知症専門ケア加算		(一)認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位加算	3	
53	3709	診療所型認知症専門ケア加算Ⅱ			(二)認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位加算	4	
53	3779	診療所型認知症緊急対応加算	(14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度）			200 単位加算	200	
53	3705	診療所型サービス提供体制加算Ⅰ1	(15) サービス提供体制強化加算		(一)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位加算	18	
53	3701	診療所型サービス提供体制加算Ⅰ2			(二)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12 単位加算	12	
53	3702	診療所型サービス提供体制加算Ⅱ			(三)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 単位加算	6	
53	3703	診療所型サービス提供体制加算Ⅲ			(四)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位加算	6	
53	3714	診療所型処遇改善加算Ⅰ	(16) 介護職員処遇改善加算		(一)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 20/1000 加算		1月につき
53	3711	診療所型処遇改善加算Ⅱ			(二)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 11/1000 加算		
53	3712	診療所型処遇改善加算Ⅲ			(三)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	（二）で算定した単位数の 90% 加算		
53	3713	診療所型処遇改善加算Ⅳ			(四)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	（二）で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
53	8201	診療所型施設Ⅰｉ1・定超	(1)診療所型介護療養施設サービス費	(一)診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	623	単位	定員超過の場合 × 70%	436	1日につき
53	8202	診療所型施設Ⅰｉ2・定超				要介護2	672	単位		470	
53	8203	診療所型施設Ⅰｉ3・定超				要介護3	720	単位		504	
53	8204	診療所型施設Ⅰｉ4・定超				要介護4	768	単位		538	
53	8205	診療所型施設Ⅰｉ5・定超				要介護5	817	単位		572	
53	8231	診療所型施設Ⅰⅱ1・定超		介護<6:1>	b 診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1	650	単位		455	
53	8232	診療所型施設Ⅰⅱ2・定超				要介護2	702	単位		491	
53	8233	診療所型施設Ⅰⅱ3・定超				要介護3	752	単位		526	
53	8234	診療所型施設Ⅰⅱ4・定超				要介護4	802	単位		561	
53	8235	診療所型施設Ⅰⅱ5・定超				要介護5	853	単位		597	
53	8236	診療所型施設Ⅰⅲ1・定超			c 診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1	641	単位		449	
53	8237	診療所型施設Ⅰⅲ2・定超				要介護2	691	単位		484	
53	8238	診療所型施設Ⅰⅲ3・定超				要介護3	741	単位		519	
53	8239	診療所型施設Ⅰⅲ4・定超				要介護4	790	単位		553	
53	8240	診療所型施設Ⅰⅲ5・定超				要介護5	840	単位		588	
53	8206	診療所型施設Ⅰⅳ1・定超			d 診療所型介護療養施設サービス費(ⅳ) <多床室>	要介護1	727	単位		509	
53	8207	診療所型施設Ⅰⅳ2・定超				要介護2	775	単位		543	
53	8208	診療所型施設Ⅰⅳ3・定超				要介護3	825	単位		578	
53	8209	診療所型施設Ⅰⅳ4・定超				要介護4	872	単位		610	
53	8210	診療所型施設Ⅰⅳ5・定超				要介護5	921	単位		645	
53	8241	診療所型施設Ⅰｖ1・定超			e 診療所型介護療養施設サービス費(ｖ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1	759	単位		531	
53	8242	診療所型施設Ⅰｖ2・定超				要介護2	810	単位		567	
53	8243	診療所型施設Ⅰｖ3・定超				要介護3	861	単位		603	
53	8244	診療所型施設Ⅰｖ4・定超				要介護4	911	単位		638	
53	8245	診療所型施設Ⅰｖ5・定超				要介護5	962	単位		673	
53	8246	診療所型施設Ⅰｖｉ1・定超			f 診療所型介護療養施設サービス費(ｖｉ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1	748	単位		524	
53	8247	診療所型施設Ⅰｖｉ2・定超				要介護2	798	単位		559	
53	8248	診療所型施設Ⅰｖｉ3・定超				要介護3	848	単位		594	
53	8249	診療所型施設Ⅰｖｉ4・定超				要介護4	897	単位		628	
53	8250	診療所型施設Ⅰｖｉ5・定超				要介護5	948	単位		664	
53	8211	診療所型施設Ⅱｉ1・定超		(二)診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護	a 診療所型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	546	単位		382	
53	8212	診療所型施設Ⅱｉ2・定超				要介護2	590	単位		413	
53	8213	診療所型施設Ⅱｉ3・定超				要介護3	633	単位		443	
53	8214	診療所型施設Ⅱｉ4・定超				要介護4	678	単位		475	
53	8215	診療所型施設Ⅱｉ5・定超				要介護5	721	単位		505	
53	8216	診療所型施設Ⅱⅱ1・定超			b 診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1	652	単位		456	
53	8217	診療所型施設Ⅱⅱ2・定超				要介護2	695	単位		487	
53	8218	診療所型施設Ⅱⅱ3・定超				要介護3	739	単位		517	
53	8219	診療所型施設Ⅱⅱ4・定超				要介護4	782	単位		547	
53	8220	診療所型施設Ⅱⅱ5・定超				要介護5	826	単位		578	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
53	8221	ユ型診療所型施設Ⅰ1・定超	(2)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費	(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	748 単位			524	1日につき
53	8222	ユ型診療所型施設Ⅰ2・定超			要介護2	797 単位			558	
53	8223	ユ型診療所型施設Ⅰ3・定超			要介護3	845 単位			592	
53	8224	ユ型診療所型施設Ⅰ4・定超			要介護4	893 単位			625	
53	8225	ユ型診療所型施設Ⅰ5・定超			要介護5	942 単位			659	
53	8251	ユ型診療所型施設Ⅱ1・定超		(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1	775 単位			543	
53	8252	ユ型診療所型施設Ⅱ2・定超			要介護2	827 単位			579	
53	8253	ユ型診療所型施設Ⅱ3・定超			要介護3	877 単位			614	
53	8254	ユ型診療所型施設Ⅱ4・定超			要介護4	927 単位			649	
53	8255	ユ型診療所型施設Ⅱ5・定超			要介護5	978 単位			685	
53	8256	ユ型診療所型施設Ⅲ1・定超		(三)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1	766 単位			536	
53	8257	ユ型診療所型施設Ⅲ2・定超			要介護2	816 単位			571	
53	8258	ユ型診療所型施設Ⅲ3・定超			要介護3	866 単位			606	
53	8259	ユ型診療所型施設Ⅲ4・定超			要介護4	915 単位			641	
53	8260	ユ型診療所型施設Ⅲ5・定超			要介護5	965 単位			676	
53	8226	ユ型診療所型施設Ⅳ1・定超		(四)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1	748 単位			524	
53	8227	ユ型診療所型施設Ⅳ2・定超			要介護2	797 単位			558	
53	8228	ユ型診療所型施設Ⅳ3・定超			要介護3	845 単位			592	
53	8229	ユ型診療所型施設Ⅳ4・定超			要介護4	893 単位			625	
53	8230	ユ型診療所型施設Ⅳ5・定超			要介護5	942 単位			659	
53	8261	ユ型診療所型施設Ⅴ1・定超		(五)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1	775 単位			543	
53	8262	ユ型診療所型施設Ⅴ2・定超			要介護2	827 単位			579	
53	8263	ユ型診療所型施設Ⅴ3・定超			要介護3	877 単位			614	
53	8264	ユ型診療所型施設Ⅴ4・定超			要介護4	927 単位			649	
53	8265	ユ型診療所型施設Ⅴ5・定超			要介護5	978 単位			685	
53	8266	ユ型診療所型施設Ⅵ1・定超		(六)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1	766 単位			536	
53	8267	ユ型診療所型施設Ⅵ2・定超			要介護2	816 単位			571	
53	8268	ユ型診療所型施設Ⅵ3・定超			要介護3	866 単位			606	
53	8269	ユ型診療所型施設Ⅵ4・定超			要介護4	915 単位			641	
53	8270	ユ型診療所型施設Ⅵ5・定超			要介護5	965 単位			676	
53	7901	ユ型診療所型施設Ⅰ1・定超・未		(一)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1	748 単位	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	508	
53	7902	ユ型診療所型施設Ⅰ2・定超・未			要介護2	797 単位			541	
53	7903	ユ型診療所型施設Ⅰ3・定超・未			要介護3	845 単位			574	
53	7904	ユ型診療所型施設Ⅰ4・定超・未			要介護4	893 単位			606	
53	7905	ユ型診療所型施設Ⅰ5・定超・未			要介護5	942 単位			639	
53	8271	ユ型診療所型施設Ⅱ1・定超・未		(二)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1	775 単位			527	
53	8272	ユ型診療所型施設Ⅱ2・定超・未			要介護2	827 単位			562	
53	8273	ユ型診療所型施設Ⅱ3・定超・未			要介護3	877 単位			596	
53	8274	ユ型診療所型施設Ⅱ4・定超・未			要介護4	927 単位			630	
53	8275	ユ型診療所型施設Ⅱ5・定超・未			要介護5	978 単位			664	
53	8276	ユ型診療所型施設Ⅲ1・定超・未		(三)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1	766 単位			520	
53	8277	ユ型診療所型施設Ⅲ2・定超・未			要介護2	816 単位			554	
53	8278	ユ型診療所型施設Ⅲ3・定超・未			要介護3	866 単位			588	
53	8279	ユ型診療所型施設Ⅲ4・定超・未			要介護4	915 単位			622	
53	8280	ユ型診療所型施設Ⅲ5・定超・未			要介護5	965 単位			656	
53	7906	ユ型診療所型施設Ⅳ1・定超・未		(四)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型準個室>	要介護1	748 単位			508	
53	7907	ユ型診療所型施設Ⅳ2・定超・未			要介護2	797 単位			541	
53	7908	ユ型診療所型施設Ⅳ3・定超・未			要介護3	845 単位			574	
53	7909	ユ型診療所型施設Ⅳ4・定超・未			要介護4	893 単位			606	
53	7910	ユ型診療所型施設Ⅳ5・定超・未			要介護5	942 単位			639	
53	8281	ユ型診療所型施設Ⅴ1・定超・未		(五)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<療養機能強化型A><ユニット型準個室>	要介護1	775 単位			527	
53	8282	ユ型診療所型施設Ⅴ2・定超・未			要介護2	827 単位			562	
53	8283	ユ型診療所型施設Ⅴ3・定超・未			要介護3	877 単位			596	
53	8284	ユ型診療所型施設Ⅴ4・定超・未			要介護4	927 単位			630	
53	8285	ユ型診療所型施設Ⅴ5・定超・未			要介護5	978 単位			664	
53	8286	ユ型診療所型施設Ⅵ1・定超・未		(六)ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<療養機能強化型B><ユニット型準個室>	要介護1	766 単位			520	
53	8287	ユ型診療所型施設Ⅵ2・定超・未			要介護2	816 単位			554	
53	8288	ユ型診療所型施設Ⅵ3・定超・未			要介護3	866 単位			588	
53	8289	ユ型診療所型施設Ⅵ4・定超・未			要介護4	915 単位			622	
53	8290	ユ型診療所型施設Ⅵ5・定超・未			要介護5	965 単位			656	

ハ　老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	4111	認知症型施設Ⅰｉ１	(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	967	単位		967	1日につき
53	4121	認知症型施設Ⅰｉ２					要介護2	1,031	単位		1,031	
53	4131	認知症型施設Ⅰｉ３					要介護3	1,095	単位		1,095	
53	4141	認知症型施設Ⅰｉ４					要介護4	1,159	単位		1,159	
53	4151	認知症型施設Ⅰｉ５			看護＜3:1＞	＜従来型個室＞	要介護5	1,223	単位		1,223	
53	4112	認知症型施設Ⅰⅱ１			介護＜6:1＞	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	1,072	単位		1,072	
53	4122	認知症型施設Ⅰⅱ２					要介護2	1,137	単位		1,137	
53	4132	認知症型施設Ⅰⅱ３					要介護3	1,200	単位		1,200	
53	4142	認知症型施設Ⅰⅱ４					要介護4	1,265	単位		1,265	
53	4152	認知症型施設Ⅰⅱ５				＜多床室＞	要介護5	1,328	単位		1,328	
53	4211	認知症型施設Ⅱｉ１		一般病院	(二)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	912	単位		912	
53	4221	認知症型施設Ⅱｉ２					要介護2	979	単位		979	
53	4231	認知症型施設Ⅱｉ３					要介護3	1,047	単位		1,047	
53	4241	認知症型施設Ⅱｉ４					要介護4	1,114	単位		1,114	
53	4251	認知症型施設Ⅱｉ５			看護＜4:1＞	＜従来型個室＞	要介護5	1,180	単位		1,180	
53	4212	認知症型施設Ⅱⅱ１			介護＜4:1＞	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	1,018	単位		1,018	
53	4222	認知症型施設Ⅱⅱ２					要介護2	1,085	単位		1,085	
53	4232	認知症型施設Ⅱⅱ３					要介護3	1,151	単位		1,151	
53	4242	認知症型施設Ⅱⅱ４					要介護4	1,220	単位		1,220	
53	4252	認知症型施設Ⅱⅱ５				＜多床室＞	要介護5	1,286	単位		1,286	
53	4311	認知症型施設Ⅲｉ１			(三)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	884	単位		884	
53	4321	認知症型施設Ⅲｉ２					要介護2	950	単位		950	
53	4331	認知症型施設Ⅲｉ３					要介護3	1,015	単位		1,015	
53	4341	認知症型施設Ⅲｉ４					要介護4	1,080	単位		1,080	
53	4351	認知症型施設Ⅲｉ５			看護＜4:1＞	＜従来型個室＞	要介護5	1,145	単位		1,145	
53	4312	認知症型施設Ⅲⅱ１			介護＜5:1＞	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	990	単位		990	
53	4322	認知症型施設Ⅲⅱ２					要介護2	1,055	単位		1,055	
53	4332	認知症型施設Ⅲⅱ３					要介護3	1,121	単位		1,121	
53	4342	認知症型施設Ⅲⅱ４					要介護4	1,186	単位		1,186	
53	4352	認知症型施設Ⅲⅱ５				＜多床室＞	要介護5	1,250	単位		1,250	
53	4113	認知症型施設Ⅳｉ１			(四)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	869	単位		869	
53	4123	認知症型施設Ⅳｉ２					要介護2	933	単位		933	
53	4133	認知症型施設Ⅳｉ３					要介護3	997	単位		997	
53	4143	認知症型施設Ⅳｉ４					要介護4	1,061	単位		1,061	
53	4153	認知症型施設Ⅳｉ５			看護＜4:1＞	＜従来型個室＞	要介護5	1,125	単位		1,125	
53	4114	認知症型施設Ⅳⅱ１			介護＜6:1＞	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	974	単位		974	
53	4124	認知症型施設Ⅳⅱ２					要介護2	1,039	単位		1,039	
53	4134	認知症型施設Ⅳⅱ３					要介護3	1,102	単位		1,102	
53	4144	認知症型施設Ⅳⅱ４					要介護4	1,167	単位		1,167	
53	4154	認知症型施設Ⅳⅱ５				＜多床室＞	要介護5	1,230	単位		1,230	
53	4213	認知症型施設Ⅴｉ１			(五)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	810	単位		810	
53	4223	認知症型施設Ⅴｉ２					要介護2	874	単位		874	
53	4233	認知症型施設Ⅴｉ３					要介護3	938	単位		938	
53	4243	認知症型施設Ⅴｉ４					要介護4	1,002	単位		1,002	
53	4253	認知症型施設Ⅴｉ５			経過措置型	＜従来型個室＞	要介護5	1,066	単位		1,066	
53	4214	認知症型施設Ⅴⅱ１				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	916	単位		916	
53	4224	認知症型施設Ⅴⅱ２					要介護2	979	単位		979	
53	4234	認知症型施設Ⅴⅱ３					要介護3	1,044	単位		1,044	
53	4244	認知症型施設Ⅴⅱ４					要介護4	1,108	単位		1,108	
53	4254	認知症型施設Ⅴⅱ５				＜多床室＞	要介護5	1,171	単位		1,171	
53	5801	認知経過型施設Ⅰ１	(2)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費		(一)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	＜従来型個室＞	要介護1	717	単位		717	
53	5802	認知経過型施設Ⅰ２					要介護2	780	単位		780	
53	5803	認知経過型施設Ⅰ３					要介護3	845	単位		845	
53	5804	認知経過型施設Ⅰ４					要介護4	909	単位		909	
53	5805	認知経過型施設Ⅰ５					要介護5	973	単位		973	
53	5806	認知経過型施設Ⅱ１			(二)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	＜多床室＞	要介護1	823	単位		823	
53	5807	認知経過型施設Ⅱ２					要介護2	886	単位		886	
53	5808	認知経過型施設Ⅱ３					要介護3	950	単位		950	
53	5809	認知経過型施設Ⅱ４					要介護4	1,015	単位		1,015	
53	5810	認知経過型施設Ⅱ５					要介護5	1,078	単位		1,078	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	4313	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1	(3)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位		1,093	1日につき
53	4323	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2					要介護2	1,157	単位		1,157	
53	4333	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3					要介護3	1,221	単位		1,221	
53	4343	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4					要介護4	1,285	単位		1,285	
53	4353	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5					要介護5	1,349	単位		1,349	
53	4314	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位		1,093	
53	4324	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2					要介護2	1,157	単位		1,157	
53	4334	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3					要介護3	1,221	単位		1,221	
53	4344	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4					要介護4	1,285	単位		1,285	
53	4354	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5					要介護5	1,349	単位		1,349	
53	4413	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位		1,038	
53	4423	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2					要介護2	1,105	単位		1,105	
53	4433	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3					要介護3	1,173	単位		1,173	
53	4443	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4					要介護4	1,240	単位		1,240	
53	4453	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5					要介護5	1,306	単位		1,306	
53	4414	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位		1,038	
53	4424	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2					要介護2	1,105	単位		1,105	
53	4434	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3					要介護3	1,173	単位		1,173	
53	4444	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4					要介護4	1,240	単位		1,240	
53	4454	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5					要介護5	1,306	単位		1,306	
53	3061	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1・未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	1,060	
53	3062	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2・未					要介護2	1,157	単位		1,122	
53	3063	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3・未					要介護3	1,221	単位		1,184	
53	3064	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4・未					要介護4	1,285	単位		1,246	
53	3065	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5・未					要介護5	1,349	単位		1,309	
53	3066	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1・未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位		1,060	
53	3067	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2・未					要介護2	1,157	単位		1,122	
53	3068	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3・未					要介護3	1,221	単位		1,184	
53	3069	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4・未					要介護4	1,285	単位		1,246	
53	3070	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5・未					要介護5	1,349	単位		1,309	
53	3071	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1・未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位		1,007	
53	3072	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2・未					要介護2	1,105	単位		1,072	
53	3073	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3・未					要介護3	1,173	単位		1,138	
53	3074	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4・未					要介護4	1,240	単位		1,203	
53	3075	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5・未					要介護5	1,306	単位		1,267	
53	3076	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1・未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位		1,007	
53	3077	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2・未					要介護2	1,105	単位		1,072	
53	3078	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3・未					要介護3	1,173	単位		1,138	
53	3079	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4・未					要介護4	1,240	単位		1,203	
53	3080	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5・未					要介護5	1,306	単位		1,267	
53	4834	認知症型身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止未実施減算							5 単位減算	−5	
53	4830	認知症型施設外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合							362 単位	362	月6日限度
53	4831	認知症型施設他科受診時費用	他科受診が行われた場合							362 単位	362	月4日限度
53	4840	認知症型施設初期加算	(4) 初期加算(入院日から30日以内の期間)							30 単位加算	30	1日につき
53	4851	認知症型退院前訪問指導加算	(5) 退院時指導等加算	(一)退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算(入院中1回(又は2回)限度)					460 単位	460	1回につき
53	4856	認知症型退院後訪問指導加算			b 退院後訪問指導加算(退院後1回限度)					460 単位	460	
53	4852	認知症型退院時指導加算			c 退院時指導加算					400 単位	400	1回限り
53	4854	認知症型退院時情報提供加算			d 退院時情報提供加算					500 単位	500	
53	4855	認知症型退院前連携加算			e 退院前連携加算					500 単位	500	
53	4853	認知症型老人訪問看護指示加算		(二)老人訪問看護指示加算						300 単位	300	
53	4773	認知症型施設栄養マネジメント加算	(6) 栄養マネジメント加算							14 単位加算	14	1日につき
53	4774	認知症型施設経口移行加算	(7) 経口移行加算							28 単位加算	28	
53	4780	認知症型施設経口維持加算Ⅰ	(8) 経口維持加算	(一)経口維持加算(Ⅰ)						400 単位加算	400	1月につき
53	4781	認知症型施設経口維持加算Ⅱ		(二)経口維持加算(Ⅱ)						100 単位加算	100	
53	4707	認知症型口腔衛生管理体制加算	(9) 口腔衛生管理体制加算							30 単位加算	30	
53	4710	認知症型口腔衛生管理加算	(10) 口腔衛生管理加算							110 単位加算	110	
53	4775	認知症型施設療養食加算	(11) 療養食加算							18 単位加算	18	1日につき
53	4778	認知症型施設在宅復帰支援機能加算	(12) 在宅復帰支援機能加算							10 単位加算	10	
53	4705	認知症型サービス提供体制加算Ⅰ1	(14) サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ						18 単位加算	18	
53	4701	認知症型サービス提供体制加算Ⅰ2		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ						12 単位加算	12	
53	4702	認知症型サービス提供体制加算Ⅱ		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)						6 単位加算	6	
53	4703	認知症型サービス提供体制加算Ⅲ		(四)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)						6 単位加算	6	
53	4714	認知症型処遇改善加算Ⅰ	(15) 介護職員処遇改善加算	(一)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)						所定単位数の 20/1000 加算		1月につき
53	4711	認知症型処遇改善加算Ⅱ		(二)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)						所定単位数の 11/1000 加算		
53	4712	認知症型処遇改善加算Ⅲ		(三)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (二)で算定した単位数の 90% 加算								
53	4713	認知症型処遇改善加算Ⅳ		(四)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (二)で算定した単位数の 80% 加算								

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
53	8301	認知症型施設Ⅰｉ1・定超	(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	967	単位	定員超過の場合		677	1日につき
53	8302	認知症型施設Ⅰｉ2・定超					要介護2	1,031	単位			722	
53	8303	認知症型施設Ⅰｉ3・定超					要介護3	1,095	単位			767	
53	8304	認知症型施設Ⅰｉ4・定超					要介護4	1,159	単位			811	
53	8305	認知症型施設Ⅰｉ5・定超			看護＜3:1＞	＜従来型個室＞	要介護5	1,223	単位			856	
53	8306	認知症型施設Ⅰⅱ1・定超			介護＜6:1＞	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	1,072	単位			750	
53	8307	認知症型施設Ⅰⅱ2・定超					要介護2	1,137	単位			796	
53	8308	認知症型施設Ⅰⅱ3・定超					要介護3	1,200	単位			840	
53	8309	認知症型施設Ⅰⅱ4・定超					要介護4	1,265	単位			886	
53	8310	認知症型施設Ⅰⅱ5・定超				＜多床室＞	要介護5	1,328	単位			930	
53	8311	認知症型施設Ⅱｉ1・定超		一般病院	(二)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	912	単位			638	
53	8312	認知症型施設Ⅱｉ2・定超					要介護2	979	単位			685	
53	8313	認知症型施設Ⅱｉ3・定超					要介護3	1,047	単位			733	
53	8314	認知症型施設Ⅱｉ4・定超					要介護4	1,114	単位		× 70%	780	
53	8315	認知症型施設Ⅱｉ5・定超			看護＜4:1＞	＜従来型個室＞	要介護5	1,180	単位			826	
53	8316	認知症型施設Ⅱⅱ1・定超			介護＜4:1＞	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	1,018	単位			713	
53	8317	認知症型施設Ⅱⅱ2・定超					要介護2	1,085	単位			760	
53	8318	認知症型施設Ⅱⅱ3・定超					要介護3	1,151	単位			806	
53	8319	認知症型施設Ⅱⅱ4・定超					要介護4	1,220	単位			854	
53	8320	認知症型施設Ⅱⅱ5・定超				＜多床室＞	要介護5	1,286	単位			900	
53	8321	認知症型施設Ⅲｉ1・定超			(三)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	884	単位			619	
53	8322	認知症型施設Ⅲｉ2・定超					要介護2	950	単位			665	
53	8323	認知症型施設Ⅲｉ3・定超					要介護3	1,015	単位			711	
53	8324	認知症型施設Ⅲｉ4・定超					要介護4	1,080	単位			756	
53	8325	認知症型施設Ⅲｉ5・定超			看護＜4:1＞	＜従来型個室＞	要介護5	1,145	単位			802	
53	8326	認知症型施設Ⅲⅱ1・定超			介護＜5:1＞	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	990	単位			693	
53	8327	認知症型施設Ⅲⅱ2・定超					要介護2	1,055	単位			739	
53	8328	認知症型施設Ⅲⅱ3・定超					要介護3	1,121	単位			785	
53	8329	認知症型施設Ⅲⅱ4・定超					要介護4	1,186	単位			830	
53	8330	認知症型施設Ⅲⅱ5・定超				＜多床室＞	要介護5	1,250	単位			875	
53	8341	認知症型施設Ⅳｉ1・定超			(四)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	869	単位			608	
53	8342	認知症型施設Ⅳｉ2・定超					要介護2	933	単位			653	
53	8343	認知症型施設Ⅳｉ3・定超					要介護3	997	単位			698	
53	8344	認知症型施設Ⅳｉ4・定超					要介護4	1,061	単位			743	
53	8345	認知症型施設Ⅳｉ5・定超			看護＜4:1＞	＜従来型個室＞	要介護5	1,125	単位			788	
53	8346	認知症型施設Ⅳⅱ1・定超			介護＜6:1＞	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	974	単位			682	
53	8347	認知症型施設Ⅳⅱ2・定超					要介護2	1,039	単位			727	
53	8348	認知症型施設Ⅳⅱ3・定超					要介護3	1,102	単位			771	
53	8349	認知症型施設Ⅳⅱ4・定超					要介護4	1,167	単位			817	
53	8350	認知症型施設Ⅳⅱ5・定超				＜多床室＞	要介護5	1,230	単位			861	
53	8351	認知症型施設Ⅴｉ1・定超			(五)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	810	単位			567	
53	8352	認知症型施設Ⅴｉ2・定超					要介護2	874	単位			612	
53	8353	認知症型施設Ⅴｉ3・定超					要介護3	938	単位			657	
53	8354	認知症型施設Ⅴｉ4・定超					要介護4	1,002	単位			701	
53	8355	認知症型施設Ⅴｉ5・定超			経過措置型	＜従来型個室＞	要介護5	1,066	単位			746	
53	8356	認知症型施設Ⅴⅱ1・定超				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	916	単位			641	
53	8357	認知症型施設Ⅴⅱ2・定超					要介護2	979	単位			685	
53	8358	認知症型施設Ⅴⅱ3・定超					要介護3	1,044	単位			731	
53	8359	認知症型施設Ⅴⅱ4・定超					要介護4	1,108	単位			776	
53	8360	認知症型施設Ⅴⅱ5・定超				＜多床室＞	要介護5	1,171	単位			820	
53	5829	認知経過型施設Ⅰ1・定超	(2)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費		(一)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	＜従来型個室＞	要介護1	717	単位	定員超過の場合		502	
53	5830	認知経過型施設Ⅰ2・定超					要介護2	780	単位			546	
53	5831	認知経過型施設Ⅰ3・定超					要介護3	845	単位			592	
53	5832	認知経過型施設Ⅰ4・定超					要介護4	909	単位			636	
53	5833	認知経過型施設Ⅰ5・定超					要介護5	973	単位			681	
53	5834	認知経過型施設Ⅱ1・定超			(二)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	＜多床室＞	要介護1	823	単位			576	
53	5835	認知経過型施設Ⅱ2・定超					要介護2	886	単位		× 70%	620	
53	5836	認知経過型施設Ⅱ3・定超					要介護3	950	単位			665	
53	5837	認知経過型施設Ⅱ4・定超					要介護4	1,015	単位			711	
53	5838	認知経過型施設Ⅱ5・定超					要介護5	1,078	単位			755	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
53	8331	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1・定超	(3)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ｉ）<ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	定員超過の場合 × 70%		765	1日につき
53	8332	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2・定超					要介護2	1,157	単位			810	
53	8333	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3・定超					要介護3	1,221	単位			855	
53	8334	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4・定超					要介護4	1,285	単位			900	
53	8335	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5・定超					要介護5	1,349	単位			944	
53	8336	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1・定超				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位			765	
53	8337	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2・定超					要介護2	1,157	単位			810	
53	8338	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3・定超					要介護3	1,221	単位			855	
53	8339	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4・定超					要介護4	1,285	単位			900	
53	8340	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5・定超					要介護5	1,349	単位			944	
53	8371	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1・定超		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ｉ）<ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位			727	
53	8372	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2・定超					要介護2	1,105	単位			774	
53	8373	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3・定超					要介護3	1,173	単位			821	
53	8374	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4・定超					要介護4	1,240	単位			868	
53	8375	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5・定超					要介護5	1,306	単位			914	
53	8376	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1・定超				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位			727	
53	8377	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2・定超					要介護2	1,105	単位			774	
53	8378	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3・定超					要介護3	1,173	単位			821	
53	8379	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4・定超					要介護4	1,240	単位			868	
53	8380	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5・定超					要介護5	1,306	単位			914	
53	8401	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1・定超・未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ｉ）<ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	定員超過の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	742	
53	8402	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2・定超・未					要介護2	1,157	単位			786	
53	8403	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3・定超・未					要介護3	1,221	単位			829	
53	8404	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4・定超・未					要介護4	1,285	単位			873	
53	8405	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5・定超・未					要介護5	1,349	単位			916	
53	8406	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1・定超・未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位			742	
53	8407	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2・定超・未					要介護2	1,157	単位			786	
53	8408	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3・定超・未					要介護3	1,221	単位			829	
53	8409	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4・定超・未					要介護4	1,285	単位			873	
53	8410	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5・定超・未					要介護5	1,349	単位			916	
53	8411	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1・定超・未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ｉ）<ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位			705	
53	8412	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2・定超・未					要介護2	1,105	単位			751	
53	8413	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3・定超・未					要介護3	1,173	単位			796	
53	8414	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4・定超・未					要介護4	1,240	単位			842	
53	8415	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5・定超・未					要介護5	1,306	単位			887	
53	8416	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1・定超・未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位			705	
53	8417	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2・定超・未					要介護2	1,105	単位			751	
53	8418	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3・定超・未					要介護3	1,173	単位			796	
53	8419	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4・定超・未					要介護4	1,240	単位			842	
53	8420	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5・定超・未					要介護5	1,306	単位			887	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
53	7101	認知症型施設Ⅰｉ1・欠1	(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護＜3:1＞ 介護＜6:1＞	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1	967	単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		677	1日につき
53	7102	認知症型施設Ⅰｉ2・欠1					要介護2	1,031	単位			722	
53	7103	認知症型施設Ⅰｉ3・欠1					要介護3	1,095	単位			767	
53	7104	認知症型施設Ⅰｉ4・欠1					要介護4	1,159	単位			811	
53	7105	認知症型施設Ⅰｉ5・欠1					要介護5	1,223	単位			856	
53	7106	認知症型施設Ⅰii1・欠1				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) ＜多床室＞	要介護1	1,072	単位			750	
53	7107	認知症型施設Ⅰii2・欠1					要介護2	1,137	単位			796	
53	7108	認知症型施設Ⅰii3・欠1					要介護3	1,200	単位			840	
53	7109	認知症型施設Ⅰii4・欠1					要介護4	1,265	単位			886	
53	7110	認知症型施設Ⅰii5・欠1					要介護5	1,328	単位			930	
53	7131	認知症型施設Ⅳｉ1・欠1		一般病院	(四)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護＜4:1＞ 介護＜6:1＞	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1	869	単位			608	
53	7132	認知症型施設Ⅳｉ2・欠1					要介護2	933	単位			653	
53	7133	認知症型施設Ⅳｉ3・欠1					要介護3	997	単位			698	
53	7134	認知症型施設Ⅳｉ4・欠1					要介護4	1,061	単位			743	
53	7135	認知症型施設Ⅳｉ5・欠1					要介護5	1,125	単位			788	
53	7136	認知症型施設Ⅳii1・欠1				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) ＜多床室＞	要介護1	974	単位			682	
53	7137	認知症型施設Ⅳii2・欠1					要介護2	1,039	単位			727	
53	7138	認知症型施設Ⅳii3・欠1					要介護3	1,102	単位			771	
53	7139	認知症型施設Ⅳii4・欠1					要介護4	1,167	単位			817	
53	7140	認知症型施設Ⅳii5・欠1					要介護5	1,230	単位			861	
53	7141	認知症型施設Ⅴｉ1・欠1			(五)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) ＜従来型個室＞	要介護1	810	単位			567	
53	7142	認知症型施設Ⅴｉ2・欠1					要介護2	874	単位			612	
53	7143	認知症型施設Ⅴｉ3・欠1					要介護3	938	単位			657	
53	7144	認知症型施設Ⅴｉ4・欠1					要介護4	1,002	単位			701	
53	7145	認知症型施設Ⅴｉ5・欠1					要介護5	1,066	単位			746	
53	7146	認知症型施設Ⅴii1・欠1				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) ＜多床室＞	要介護1	916	単位			641	
53	7147	認知症型施設Ⅴii2・欠1					要介護2	979	単位			685	
53	7148	認知症型施設Ⅴii3・欠1					要介護3	1,044	単位			731	
53	7149	認知症型施設Ⅴii4・欠1					要介護4	1,108	単位			776	
53	7150	認知症型施設Ⅴii5・欠1					要介護5	1,171	単位			820	
53	5839	認知経過型施設Ⅰ1・欠1	(2)認知症疾患型経過型	介護療養施設サービス費	(一)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞		要介護1	717	単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		502	
53	5840	認知経過型施設Ⅰ2・欠1					要介護2	780	単位			546	
53	5841	認知経過型施設Ⅰ3・欠1					要介護3	845	単位			592	
53	5842	認知経過型施設Ⅰ4・欠1					要介護4	909	単位			636	
53	5843	認知経過型施設Ⅰ5・欠1					要介護5	973	単位			681	
53	5844	認知経過型施設Ⅱ1・欠1			(二)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞		要介護1	823	単位			576	
53	5845	認知経過型施設Ⅱ2・欠1					要介護2	886	単位			620	
53	5846	認知経過型施設Ⅱ3・欠1					要介護3	950	単位			665	
53	5847	認知経過型施設Ⅱ4・欠1					要介護4	1,015	単位			711	
53	5848	認知経過型施設Ⅱ5・欠1					要介護5	1,078	単位			755	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
53	7151	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1・欠1	(3)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		765	1日につき
53	7152	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2・欠1					要介護2	1,157	単位			810	
53	7153	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3・欠1					要介護3	1,221	単位			855	
53	7154	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4・欠1					要介護4	1,285	単位			900	
53	7155	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5・欠1					要介護5	1,349	単位			944	
53	7156	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1・欠1				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位			765	
53	7157	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2・欠1					要介護2	1,157	単位			810	
53	7158	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3・欠1					要介護3	1,221	単位			855	
53	7159	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4・欠1					要介護4	1,285	単位			900	
53	7160	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5・欠1					要介護5	1,349	単位			944	
53	7161	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1・欠1		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位			727	
53	7162	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2・欠1					要介護2	1,105	単位			774	
53	7163	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3・欠1					要介護3	1,173	単位			821	
53	7164	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4・欠1					要介護4	1,240	単位			868	
53	7165	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5・欠1					要介護5	1,306	単位			914	
53	7166	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1・欠1				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位			727	
53	7167	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2・欠1					要介護2	1,105	単位			774	
53	7168	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3・欠1					要介護3	1,173	単位			821	
53	7169	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4・欠1					要介護4	1,240	単位			868	
53	7170	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5・欠1					要介護5	1,306	単位			914	
53	8421	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1・欠1・未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	742	
53	8422	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2・欠1・未					要介護2	1,157	単位			786	
53	8423	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3・欠1・未					要介護3	1,221	単位			829	
53	8424	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4・欠1・未					要介護4	1,285	単位			873	
53	8425	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5・欠1・未					要介護5	1,349	単位			916	
53	8426	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1・欠1・未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位			742	
53	8427	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2・欠1・未					要介護2	1,157	単位			786	
53	8428	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3・欠1・未					要介護3	1,221	単位			829	
53	8429	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4・欠1・未					要介護4	1,285	単位			873	
53	8430	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5・欠1・未					要介護5	1,349	単位			916	
53	8431	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1・欠1・未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位			705	
53	8432	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2・欠1・未					要介護2	1,105	単位			751	
53	8433	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3・欠1・未					要介護3	1,173	単位			796	
53	8434	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4・欠1・未					要介護4	1,240	単位			842	
53	8435	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5・欠1・未					要介護5	1,306	単位			887	
53	8436	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1・欠1・未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位			705	
53	8437	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2・欠1・未					要介護2	1,105	単位			751	
53	8438	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3・欠1・未					要介護3	1,173	単位			796	
53	8439	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4・欠1・未					要介護4	1,240	単位			842	
53	8440	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5・欠1・未					要介護5	1,306	単位			887	

介護支援専門員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	7201	認知症型施設Ⅰｉ1・欠2	(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	要介護1	967 単位	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	677	1日につき
53	7202	認知症型施設Ⅰｉ2・欠2					要介護2	1,031 単位		722	
53	7203	認知症型施設Ⅰｉ3・欠2					要介護3	1,095 単位		767	
53	7204	認知症型施設Ⅰｉ4・欠2					要介護4	1,159 単位		811	
53	7205	認知症型施設Ⅰｉ5・欠2			看護<3:1>	<従来型個室>	要介護5	1,223 単位		856	
53	7206	認知症型施設Ⅰⅱ1・欠2			介護<6:1>	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	1,072 単位		750	
53	7207	認知症型施設Ⅰⅱ2・欠2					要介護2	1,137 単位		796	
53	7208	認知症型施設Ⅰⅱ3・欠2					要介護3	1,200 単位		840	
53	7209	認知症型施設Ⅰⅱ4・欠2					要介護4	1,265 単位		886	
53	7210	認知症型施設Ⅰⅱ5・欠2				<多床室>	要介護5	1,328 単位		930	
53	7211	認知症型施設Ⅱｉ1・欠2		一般病院	(二)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	要介護1	912 単位		638	
53	7212	認知症型施設Ⅱｉ2・欠2					要介護2	979 単位		685	
53	7213	認知症型施設Ⅱｉ3・欠2					要介護3	1,047 単位		733	
53	7214	認知症型施設Ⅱｉ4・欠2					要介護4	1,114 単位		780	
53	7215	認知症型施設Ⅱｉ5・欠2			看護<4:1>	<従来型個室>	要介護5	1,180 単位		826	
53	7216	認知症型施設Ⅱⅱ1・欠2			介護<4:1>	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	1,018 単位		713	
53	7217	認知症型施設Ⅱⅱ2・欠2					要介護2	1,085 単位		760	
53	7218	認知症型施設Ⅱⅱ3・欠2					要介護3	1,151 単位		806	
53	7219	認知症型施設Ⅱⅱ4・欠2					要介護4	1,220 単位		854	
53	7220	認知症型施設Ⅱⅱ5・欠2				<多床室>	要介護5	1,286 単位		900	
53	7221	認知症型施設Ⅲｉ1・欠2			(三)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	要介護1	884 単位		619	
53	7222	認知症型施設Ⅲｉ2・欠2					要介護2	950 単位		665	
53	7223	認知症型施設Ⅲｉ3・欠2					要介護3	1,015 単位		711	
53	7224	認知症型施設Ⅲｉ4・欠2					要介護4	1,080 単位		756	
53	7225	認知症型施設Ⅲｉ5・欠2			看護<4:1>	<従来型個室>	要介護5	1,145 単位		802	
53	7226	認知症型施設Ⅲⅱ1・欠2			介護<5:1>	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	990 単位		693	
53	7227	認知症型施設Ⅲⅱ2・欠2					要介護2	1,055 単位		739	
53	7228	認知症型施設Ⅲⅱ3・欠2					要介護3	1,121 単位		785	
53	7229	認知症型施設Ⅲⅱ4・欠2					要介護4	1,186 単位		830	
53	7230	認知症型施設Ⅲⅱ5・欠2				<多床室>	要介護5	1,250 単位		875	
53	7231	認知症型施設Ⅳｉ1・欠2			(四)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	要介護1	869 単位		608	
53	7232	認知症型施設Ⅳｉ2・欠2					要介護2	933 単位		653	
53	7233	認知症型施設Ⅳｉ3・欠2					要介護3	997 単位		698	
53	7234	認知症型施設Ⅳｉ4・欠2					要介護4	1,061 単位		743	
53	7235	認知症型施設Ⅳｉ5・欠2			看護<4:1>	<従来型個室>	要介護5	1,125 単位		788	
53	7236	認知症型施設Ⅳⅱ1・欠2			介護<6:1>	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	974 単位		682	
53	7237	認知症型施設Ⅳⅱ2・欠2					要介護2	1,039 単位		727	
53	7238	認知症型施設Ⅳⅱ3・欠2					要介護3	1,102 単位		771	
53	7239	認知症型施設Ⅳⅱ4・欠2					要介護4	1,167 単位		817	
53	7240	認知症型施設Ⅳⅱ5・欠2				<多床室>	要介護5	1,230 単位		861	
53	7241	認知症型施設Ⅴｉ1・欠2			(五)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)	要介護1	810 単位		567	
53	7242	認知症型施設Ⅴｉ2・欠2					要介護2	874 単位		612	
53	7243	認知症型施設Ⅴｉ3・欠2					要介護3	938 単位		657	
53	7244	認知症型施設Ⅴｉ4・欠2					要介護4	1,002 単位		701	
53	7245	認知症型施設Ⅴｉ5・欠2			経過措置型	<従来型個室>	要介護5	1,066 単位		746	
53	7246	認知症型施設Ⅴⅱ1・欠2				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	916 単位		641	
53	7247	認知症型施設Ⅴⅱ2・欠2					要介護2	979 単位		685	
53	7248	認知症型施設Ⅴⅱ3・欠2					要介護3	1,044 単位		731	
53	7249	認知症型施設Ⅴⅱ4・欠2					要介護4	1,108 単位		776	
53	7250	認知症型施設Ⅴⅱ5・欠2				<多床室>	要介護5	1,171 単位		820	
53	5849	認知経過型施設Ⅰ1・欠2	(2)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費		(一)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>		要介護1	717 単位	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	502	
53	5850	認知経過型施設Ⅰ2・欠2					要介護2	780 単位		546	
53	5851	認知経過型施設Ⅰ3・欠2					要介護3	845 単位		592	
53	5852	認知経過型施設Ⅰ4・欠2					要介護4	909 単位		636	
53	5853	認知経過型施設Ⅰ5・欠2					要介護5	973 単位		681	
53	5854	認知経過型施設Ⅱ1・欠2			(二)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>		要介護1	823 単位		576	
53	5855	認知経過型施設Ⅱ2・欠2					要介護2	886 単位		620	
53	5856	認知経過型施設Ⅱ3・欠2					要介護3	950 単位		665	
53	5857	認知経過型施設Ⅱ4・欠2					要介護4	1,015 単位		711	
53	5858	認知経過型施設Ⅱ5・欠2					要介護5	1,078 単位		755	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
53	7251	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1・欠2	(3)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		765	1日につき
53	7252	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2・欠2					要介護2	1,157	単位			810	
53	7253	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3・欠2					要介護3	1,221	単位			855	
53	7254	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4・欠2					要介護4	1,285	単位			900	
53	7255	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5・欠2					要介護5	1,349	単位			944	
53	7256	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1・欠2				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位			765	
53	7257	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2・欠2					要介護2	1,157	単位			810	
53	7258	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3・欠2					要介護3	1,221	単位			855	
53	7259	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4・欠2					要介護4	1,285	単位			900	
53	7260	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5・欠2					要介護5	1,349	単位			944	
53	7261	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1・欠2		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位			727	
53	7262	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2・欠2					要介護2	1,105	単位			774	
53	7263	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3・欠2					要介護3	1,173	単位			821	
53	7264	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4・欠2					要介護4	1,240	単位			868	
53	7265	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5・欠2					要介護5	1,306	単位			914	
53	7266	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1・欠2				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位			727	
53	7267	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2・欠2					要介護2	1,105	単位			774	
53	7268	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3・欠2					要介護3	1,173	単位			821	
53	7269	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4・欠2					要介護4	1,240	単位			868	
53	7270	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5・欠2					要介護5	1,306	単位			914	
53	8441	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1・欠2・未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅰ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	742	
53	8442	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2・欠2・未					要介護2	1,157	単位			786	
53	8443	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3・欠2・未					要介護3	1,221	単位			829	
53	8444	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4・欠2・未					要介護4	1,285	単位			873	
53	8445	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5・欠2・未					要介護5	1,349	単位			916	
53	8446	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1・欠2・未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位			742	
53	8447	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2・欠2・未					要介護2	1,157	単位			786	
53	8448	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3・欠2・未					要介護3	1,221	単位			829	
53	8449	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4・欠2・未					要介護4	1,285	単位			873	
53	8450	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5・欠2・未					要介護5	1,349	単位			916	
53	8451	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1・欠2・未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（Ⅱ）	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位			705	
53	8452	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2・欠2・未					要介護2	1,105	単位			751	
53	8453	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3・欠2・未					要介護3	1,173	単位			796	
53	8454	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4・欠2・未					要介護4	1,240	単位			842	
53	8455	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5・欠2・未					要介護5	1,306	単位			887	
53	8456	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1・欠2・未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位			705	
53	8457	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2・欠2・未					要介護2	1,105	単位			751	
53	8458	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3・欠2・未					要介護3	1,173	単位			796	
53	8459	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4・欠2・未					要介護4	1,240	単位			842	
53	8460	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5・欠2・未					要介護5	1,306	単位			887	

正看比率が20%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
53	7301	認知症型施設Ⅰｉ1･欠3	(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	967	単位	正看比率が20%未満の場合 × 90%		870	1日につき
53	7302	認知症型施設Ⅰｉ2･欠3					要介護2	1,031	単位			928	
53	7303	認知症型施設Ⅰｉ3･欠3					要介護3	1,095	単位			986	
53	7304	認知症型施設Ⅰｉ4･欠3					要介護4	1,159	単位			1,043	
53	7305	認知症型施設Ⅰｉ5･欠3			看護＜3:1＞	＜従来型個室＞	要介護5	1,223	単位			1,101	
53	7306	認知症型施設Ⅰⅱ1･欠3			介護＜6:1＞	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	1,072	単位			965	
53	7307	認知症型施設Ⅰⅱ2･欠3					要介護2	1,137	単位			1,023	
53	7308	認知症型施設Ⅰⅱ3･欠3					要介護3	1,200	単位			1,080	
53	7309	認知症型施設Ⅰⅱ4･欠3					要介護4	1,265	単位			1,139	
53	7310	認知症型施設Ⅰⅱ5･欠3				＜多床室＞	要介護5	1,328	単位			1,195	
53	7331	認知症型施設Ⅳｉ1･欠3		一般病院	(四)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	869	単位			782	
53	7332	認知症型施設Ⅳｉ2･欠3					要介護2	933	単位			840	
53	7333	認知症型施設Ⅳｉ3･欠3					要介護3	997	単位			897	
53	7334	認知症型施設Ⅳｉ4･欠3					要介護4	1,061	単位			955	
53	7335	認知症型施設Ⅳｉ5･欠3			看護＜4:1＞	＜従来型個室＞	要介護5	1,125	単位			1,013	
53	7336	認知症型施設Ⅳⅱ1･欠3			介護＜6:1＞	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	974	単位			877	
53	7337	認知症型施設Ⅳⅱ2･欠3					要介護2	1,039	単位			935	
53	7338	認知症型施設Ⅳⅱ3･欠3					要介護3	1,102	単位			992	
53	7339	認知症型施設Ⅳⅱ4･欠3					要介護4	1,167	単位			1,050	
53	7340	認知症型施設Ⅳⅱ5･欠3				＜多床室＞	要介護5	1,230	単位			1,107	
53	7341	認知症型施設Ⅴｉ1･欠3			(五)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	810	単位			729	
53	7342	認知症型施設Ⅴｉ2･欠3					要介護2	874	単位			787	
53	7343	認知症型施設Ⅴｉ3･欠3					要介護3	938	単位			844	
53	7344	認知症型施設Ⅴｉ4･欠3					要介護4	1,002	単位			902	
53	7345	認知症型施設Ⅴｉ5･欠3			経過措置型	＜従来型個室＞	要介護5	1,066	単位			959	
53	7346	認知症型施設Ⅴⅱ1･欠3				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	916	単位			824	
53	7347	認知症型施設Ⅴⅱ2･欠3					要介護2	979	単位			881	
53	7348	認知症型施設Ⅴⅱ3･欠3					要介護3	1,044	単位			940	
53	7349	認知症型施設Ⅴⅱ4･欠3					要介護4	1,108	単位			997	
53	7350	認知症型施設Ⅴⅱ5･欠3				＜多床室＞	要介護5	1,171	単位			1,054	
53	5859	認知経過型施設Ⅰ1･欠3	(2)認知症疾患型経過型	介護療養施設サービス費	(一)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)		要介護1	717	単位	正看比率が20%未満の場合 × 90%		645	
53	5860	認知経過型施設Ⅰ2･欠3					要介護2	780	単位			702	
53	5861	認知経過型施設Ⅰ3･欠3					要介護3	845	単位			761	
53	5862	認知経過型施設Ⅰ4･欠3			＜従来型個室＞		要介護4	909	単位			818	
53	5863	認知経過型施設Ⅰ5･欠3					要介護5	973	単位			876	
53	5864	認知経過型施設Ⅱ1･欠3			(二)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		要介護1	823	単位			741	
53	5865	認知経過型施設Ⅱ2･欠3					要介護2	886	単位			797	
53	5866	認知経過型施設Ⅱ3･欠3					要介護3	950	単位			855	
53	5867	認知経過型施設Ⅱ4･欠3			＜多床室＞		要介護4	1,015	単位			914	
53	5868	認知経過型施設Ⅱ5･欠3					要介護5	1,078	単位			970	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
53	7351	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1･欠3	(3)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	正看比率が20%未満の場合 × 90%		984	1日につき
53	7352	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2･欠3					要介護2	1,157	単位			1,041	
53	7353	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3･欠3					要介護3	1,221	単位			1,099	
53	7354	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4･欠3					要介護4	1,285	単位			1,157	
53	7355	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5･欠3					要介護5	1,349	単位			1,214	
53	7356	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1･欠3				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位			984	
53	7357	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2･欠3					要介護2	1,157	単位			1,041	
53	7358	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3･欠3					要介護3	1,221	単位			1,099	
53	7359	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4･欠3					要介護4	1,285	単位			1,157	
53	7360	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5･欠3					要介護5	1,349	単位			1,214	
53	7361	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1･欠3		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位			934	
53	7362	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2･欠3					要介護2	1,105	単位			995	
53	7363	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3･欠3					要介護3	1,173	単位			1,056	
53	7364	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4･欠3					要介護4	1,240	単位			1,116	
53	7365	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5･欠3					要介護5	1,306	単位			1,175	
53	7366	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1･欠3				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位			934	
53	7367	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2･欠3					要介護2	1,105	単位			995	
53	7368	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3･欠3					要介護3	1,173	単位			1,056	
53	7369	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4･欠3					要介護4	1,240	単位			1,116	
53	7370	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5･欠3					要介護5	1,306	単位			1,175	
53	8461	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1･欠3･未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	正看比率が20%未満の場合 × 90%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	954	
53	8462	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2･欠3･未					要介護2	1,157	単位			1,010	
53	8463	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3･欠3･未					要介護3	1,221	単位			1,066	
53	8464	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4･欠3･未					要介護4	1,285	単位			1,122	
53	8465	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5･欠3･未					要介護5	1,349	単位			1,178	
53	8466	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1･欠3･未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位			954	
53	8467	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2･欠3･未					要介護2	1,157	単位			1,010	
53	8468	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3･欠3･未					要介護3	1,221	単位			1,066	
53	8469	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4･欠3･未					要介護4	1,285	単位			1,122	
53	8470	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5･欠3･未					要介護5	1,349	単位			1,178	
53	8471	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1･欠3･未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位			906	
53	8472	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2･欠3･未					要介護2	1,105	単位			965	
53	8473	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3･欠3･未					要介護3	1,173	単位			1,024	
53	8474	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4･欠3･未					要介護4	1,240	単位			1,083	
53	8475	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5･欠3･未					要介護5	1,306	単位			1,140	
53	8476	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1･欠3･未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位			906	
53	8477	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2･欠3･未					要介護2	1,105	単位			965	
53	8478	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3･欠3･未					要介護3	1,173	単位			1,024	
53	8479	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4･欠3･未					要介護4	1,240	単位			1,083	
53	8480	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5･欠3･未					要介護5	1,306	単位			1,140	

僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
53	7401	認知症型施設Ⅰｉ1・欠4	(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	967	単位	僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	955	1日につき
53	7402	認知症型施設Ⅰｉ2・欠4					要介護2	1,031	単位		1,019	
53	7403	認知症型施設Ⅰｉ3・欠4					要介護3	1,095	単位		1,083	
53	7404	認知症型施設Ⅰｉ4・欠4					要介護4	1,159	単位		1,147	
53	7405	認知症型施設Ⅰｉ5・欠4			看護<3:1>	<従来型個室>	要介護5	1,223	単位	－12 単位	1,211	
53	7406	認知症型施設Ⅰⅱ1・欠4			介護<6:1>	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	1,072	単位		1,060	
53	7407	認知症型施設Ⅰⅱ2・欠4					要介護2	1,137	単位		1,125	
53	7408	認知症型施設Ⅰⅱ3・欠4					要介護3	1,200	単位		1,188	
53	7409	認知症型施設Ⅰⅱ4・欠4					要介護4	1,265	単位		1,253	
53	7410	認知症型施設Ⅰⅱ5・欠4				<多床室>	要介護5	1,328	単位		1,316	
53	7411	認知症型施設Ⅱｉ1・欠4		一般病院	(二)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	912	単位		900	
53	7412	認知症型施設Ⅱｉ2・欠4					要介護2	979	単位		967	
53	7413	認知症型施設Ⅱｉ3・欠4					要介護3	1,047	単位		1,035	
53	7414	認知症型施設Ⅱｉ4・欠4					要介護4	1,114	単位		1,102	
53	7415	認知症型施設Ⅱｉ5・欠4			看護<4:1>	<従来型個室>	要介護5	1,180	単位		1,168	
53	7416	認知症型施設Ⅱⅱ1・欠4			介護<4:1>	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	1,018	単位		1,006	
53	7417	認知症型施設Ⅱⅱ2・欠4					要介護2	1,085	単位		1,073	
53	7418	認知症型施設Ⅱⅱ3・欠4					要介護3	1,151	単位		1,139	
53	7419	認知症型施設Ⅱⅱ4・欠4					要介護4	1,220	単位		1,208	
53	7420	認知症型施設Ⅱⅱ5・欠4				<多床室>	要介護5	1,286	単位		1,274	
53	7421	認知症型施設Ⅲｉ1・欠4			(三)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	884	単位		872	
53	7422	認知症型施設Ⅲｉ2・欠4					要介護2	950	単位		938	
53	7423	認知症型施設Ⅲｉ3・欠4					要介護3	1,015	単位		1,003	
53	7424	認知症型施設Ⅲｉ4・欠4					要介護4	1,080	単位		1,068	
53	7425	認知症型施設Ⅲｉ5・欠4			看護<4:1>	<従来型個室>	要介護5	1,145	単位		1,133	
53	7426	認知症型施設Ⅲⅱ1・欠4			介護<5:1>	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	990	単位		978	
53	7427	認知症型施設Ⅲⅱ2・欠4					要介護2	1,055	単位		1,043	
53	7428	認知症型施設Ⅲⅱ3・欠4					要介護3	1,121	単位		1,109	
53	7429	認知症型施設Ⅲⅱ4・欠4					要介護4	1,186	単位		1,174	
53	7430	認知症型施設Ⅲⅱ5・欠4				<多床室>	要介護5	1,250	単位		1,238	
53	7431	認知症型施設Ⅳｉ1・欠4			(四)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	869	単位		857	
53	7432	認知症型施設Ⅳｉ2・欠4					要介護2	933	単位		921	
53	7433	認知症型施設Ⅳｉ3・欠4					要介護3	997	単位		985	
53	7434	認知症型施設Ⅳｉ4・欠4					要介護4	1,061	単位		1,049	
53	7435	認知症型施設Ⅳｉ5・欠4			看護<4:1>	<従来型個室>	要介護5	1,125	単位		1,113	
53	7436	認知症型施設Ⅳⅱ1・欠4			介護<6:1>	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	974	単位		962	
53	7437	認知症型施設Ⅳⅱ2・欠4					要介護2	1,039	単位		1,027	
53	7438	認知症型施設Ⅳⅱ3・欠4					要介護3	1,102	単位		1,090	
53	7439	認知症型施設Ⅳⅱ4・欠4					要介護4	1,167	単位		1,155	
53	7440	認知症型施設Ⅳⅱ5・欠4				<多床室>	要介護5	1,230	単位		1,218	
53	7441	認知症型施設Ⅴｉ1・欠4			(五)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ)	要介護1	810	単位		798	
53	7442	認知症型施設Ⅴｉ2・欠4					要介護2	874	単位		862	
53	7443	認知症型施設Ⅴｉ3・欠4					要介護3	938	単位		926	
53	7444	認知症型施設Ⅴｉ4・欠4					要介護4	1,002	単位		990	
53	7445	認知症型施設Ⅴｉ5・欠4			経過措置型	<従来型個室>	要介護5	1,066	単位		1,054	
53	7446	認知症型施設Ⅴⅱ1・欠4				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)	要介護1	916	単位		904	
53	7447	認知症型施設Ⅴⅱ2・欠4					要介護2	979	単位		967	
53	7448	認知症型施設Ⅴⅱ3・欠4					要介護3	1,044	単位		1,032	
53	7449	認知症型施設Ⅴⅱ4・欠4					要介護4	1,108	単位		1,096	
53	7450	認知症型施設Ⅴⅱ5・欠4				<多床室>	要介護5	1,171	単位		1,159	
53	5869	認知経過型施設Ⅰ1・欠4	(2)認知症疾患型経過型	介護療養施設サービス費	(一)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	<従来型個室>	要介護1	717	単位	僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合	705	
53	5870	認知経過型施設Ⅰ2・欠4					要介護2	780	単位		768	
53	5871	認知経過型施設Ⅰ3・欠4					要介護3	845	単位		833	
53	5872	認知経過型施設Ⅰ4・欠4					要介護4	909	単位		897	
53	5873	認知経過型施設Ⅰ5・欠4					要介護5	973	単位	－12 単位	961	
53	5874	認知経過型施設Ⅱ1・欠4			(二)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	<多床室>	要介護1	823	単位		811	
53	5875	認知経過型施設Ⅱ2・欠4					要介護2	886	単位		874	
53	5876	認知経過型施設Ⅱ3・欠4					要介護3	950	単位		938	
53	5877	認知経過型施設Ⅱ4・欠4					要介護4	1,015	単位		1,003	
53	5878	認知経過型施設Ⅱ5・欠4					要介護5	1,078	単位		1,066	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
53	7451	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1･欠4	(3)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合			1,081	1日につき
53	7452	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2･欠4					要介護2	1,157	単位				1,145	
53	7453	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3･欠4					要介護3	1,221	単位				1,209	
53	7454	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4･欠4					要介護4	1,285	単位				1,273	
53	7455	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5･欠4					要介護5	1,349	単位				1,337	
53	7456	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1･欠4				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位		－ 12 単位		1,081	
53	7457	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2･欠4					要介護2	1,157	単位				1,145	
53	7458	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3･欠4					要介護3	1,221	単位				1,209	
53	7459	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4･欠4					要介護4	1,285	単位				1,273	
53	7460	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5･欠4					要介護5	1,349	単位				1,337	
53	7461	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1･欠4		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位				1,026	
53	7462	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2･欠4					要介護2	1,105	単位				1,093	
53	7463	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3･欠4					要介護3	1,173	単位				1,161	
53	7464	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4･欠4					要介護4	1,240	単位				1,228	
53	7465	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5･欠4					要介護5	1,306	単位				1,294	
53	7466	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1･欠4				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位				1,026	
53	7467	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2･欠4					要介護2	1,105	単位				1,093	
53	7468	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3･欠4					要介護3	1,173	単位				1,161	
53	7469	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4･欠4					要介護4	1,240	単位				1,228	
53	7470	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5･欠4					要介護5	1,306	単位				1,294	
53	8481	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1･欠4･未		大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	僻地の医師確保計画を届け出ている病院の医師数が必要数の60%未満の場合		ユニットケア体制未整備減算	1,049	
53	8482	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2･欠4･未					要介護2	1,157	単位				1,111	
53	8483	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3･欠4･未					要介護3	1,221	単位				1,173	
53	8484	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4･欠4･未					要介護4	1,285	単位				1,235	
53	8485	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5･欠4･未					要介護5	1,349	単位		－ 12 単位	× 97%	1,297	
53	8486	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1･欠4･未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位				1,049	
53	8487	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2･欠4･未					要介護2	1,157	単位				1,111	
53	8488	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3･欠4･未					要介護3	1,221	単位				1,173	
53	8489	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4･欠4･未					要介護4	1,285	単位				1,235	
53	8490	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5･欠4･未					要介護5	1,349	単位				1,297	
53	8491	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1･欠4･未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位				995	
53	8492	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2･欠4･未					要介護2	1,105	単位				1,060	
53	8493	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3･欠4･未					要介護3	1,173	単位				1,126	
53	8494	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4･欠4･未					要介護4	1,240	単位				1,191	
53	8495	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5･欠4･未					要介護5	1,306	単位				1,255	
53	8496	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1･欠4･未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位				995	
53	8497	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2･欠4･未					要介護2	1,105	単位				1,060	
53	8498	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3･欠4･未					要介護3	1,173	単位				1,126	
53	8499	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4･欠4･未					要介護4	1,240	単位				1,191	
53	8500	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5･欠4･未					要介護5	1,306	単位				1,255	

僻地の医師確保計画を届け出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
53	7501	認知症型施設Ⅰｉ1･欠5	(1)認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	967	単位	僻地の医師確保計画を届け出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合 × 90%		870	1日につき
53	7502	認知症型施設Ⅰｉ2･欠5					要介護2	1,031	単位			928	
53	7503	認知症型施設Ⅰｉ3･欠5					要介護3	1,095	単位			986	
53	7504	認知症型施設Ⅰｉ4･欠5					要介護4	1,159	単位			1,043	
53	7505	認知症型施設Ⅰｉ5･欠5					要介護5	1,223	単位			1,101	
53	7506	認知症型施設Ⅰⅱ1･欠5				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1	1,072	単位			965	
53	7507	認知症型施設Ⅰⅱ2･欠5					要介護2	1,137	単位			1,023	
53	7508	認知症型施設Ⅰⅱ3･欠5					要介護3	1,200	単位			1,080	
53	7509	認知症型施設Ⅰⅱ4･欠5					要介護4	1,265	単位			1,139	
53	7510	認知症型施設Ⅰⅱ5･欠5					要介護5	1,328	単位			1,195	
53	7531	認知症型施設Ⅳｉ1･欠5		一般病院	(四)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	869	単位			782	
53	7532	認知症型施設Ⅳｉ2･欠5					要介護2	933	単位			840	
53	7533	認知症型施設Ⅳｉ3･欠5					要介護3	997	単位			897	
53	7534	認知症型施設Ⅳｉ4･欠5					要介護4	1,061	単位			955	
53	7535	認知症型施設Ⅳｉ5･欠5					要介護5	1,125	単位			1,013	
53	7536	認知症型施設Ⅳⅱ1･欠5				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1	974	単位			877	
53	7537	認知症型施設Ⅳⅱ2･欠5					要介護2	1,039	単位			935	
53	7538	認知症型施設Ⅳⅱ3･欠5					要介護3	1,102	単位			992	
53	7539	認知症型施設Ⅳⅱ4･欠5					要介護4	1,167	単位			1,050	
53	7540	認知症型施設Ⅳⅱ5･欠5					要介護5	1,230	単位			1,107	
53	7541	認知症型施設Ⅴｉ1･欠5			(五)認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <従来型個室>	要介護1	810	単位			729	
53	7542	認知症型施設Ⅴｉ2･欠5					要介護2	874	単位			787	
53	7543	認知症型施設Ⅴｉ3･欠5					要介護3	938	単位			844	
53	7544	認知症型施設Ⅴｉ4･欠5					要介護4	1,002	単位			902	
53	7545	認知症型施設Ⅴｉ5･欠5					要介護5	1,066	単位			959	
53	7546	認知症型施設Ⅴⅱ1･欠5				b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1	916	単位			824	
53	7547	認知症型施設Ⅴⅱ2･欠5					要介護2	979	単位			881	
53	7548	認知症型施設Ⅴⅱ3･欠5					要介護3	1,044	単位			940	
53	7549	認知症型施設Ⅴⅱ4･欠5					要介護4	1,108	単位			997	
53	7550	認知症型施設Ⅴⅱ5･欠5					要介護5	1,171	単位			1,054	
53	5879	認知経過型施設Ⅰ1･欠5	(2)認知症疾患型経過型	介護療養施設サービス費	(一)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>		要介護1	717	単位	僻地の医師確保計画を届け出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合 × 90%		645	
53	5880	認知経過型施設Ⅰ2･欠5					要介護2	780	単位			702	
53	5881	認知経過型施設Ⅰ3･欠5					要介護3	845	単位			761	
53	5882	認知経過型施設Ⅰ4･欠5					要介護4	909	単位			818	
53	5883	認知経過型施設Ⅰ5･欠5					要介護5	973	単位			876	
53	5884	認知経過型施設Ⅱ1･欠5			(二)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>		要介護1	823	単位			741	
53	5885	認知経過型施設Ⅱ2･欠5					要介護2	886	単位			797	
53	5886	認知経過型施設Ⅱ3･欠5					要介護3	950	単位			855	
53	5887	認知経過型施設Ⅱ4･欠5					要介護4	1,015	単位			914	
53	5888	認知経過型施設Ⅱ5･欠5					要介護5	1,078	単位			970	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
53	7551	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1･欠5	(3)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	僻地の医師確保計画を届け出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合 × 90%		984	1日につき
53	7552	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2･欠5					要介護2	1,157	単位			1,041	
53	7553	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3･欠5					要介護3	1,221	単位			1,099	
53	7554	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4･欠5					要介護4	1,285	単位			1,157	
53	7555	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5･欠5					要介護5	1,349	単位			1,214	
53	7556	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1･欠5				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位			984	
53	7557	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2･欠5					要介護2	1,157	単位			1,041	
53	7558	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3･欠5					要介護3	1,221	単位			1,099	
53	7559	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4･欠5					要介護4	1,285	単位			1,157	
53	7560	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5･欠5					要介護5	1,349	単位			1,214	
53	7561	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1･欠5		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位			934	
53	7562	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2･欠5					要介護2	1,105	単位			995	
53	7563	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3･欠5					要介護3	1,173	単位			1,056	
53	7564	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4･欠5					要介護4	1,240	単位			1,116	
53	7565	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5･欠5					要介護5	1,306	単位			1,175	
53	7566	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1･欠5				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位			934	
53	7567	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2･欠5					要介護2	1,105	単位			995	
53	7568	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3･欠5					要介護3	1,173	単位			1,056	
53	7569	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4･欠5					要介護4	1,240	単位			1,116	
53	7570	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5･欠5					要介護5	1,306	単位			1,175	
53	8501	ユ型認知症型施設Ⅰｉ1･欠5･未	(3)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費	大学病院等	(一)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,093	単位	僻地の医師確保計画を届け出ているもの以外の病院の医師数が必要数の60%未満の場合 × 90%	ユニットケア体制未整備減算 × 97%	954	
53	8502	ユ型認知症型施設Ⅰｉ2･欠5･未					要介護2	1,157	単位			1,010	
53	8503	ユ型認知症型施設Ⅰｉ3･欠5･未					要介護3	1,221	単位			1,066	
53	8504	ユ型認知症型施設Ⅰｉ4･欠5･未					要介護4	1,285	単位			1,122	
53	8505	ユ型認知症型施設Ⅰｉ5･欠5･未					要介護5	1,349	単位			1,178	
53	8506	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ1･欠5･未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,093	単位			954	
53	8507	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ2･欠5･未					要介護2	1,157	単位			1,010	
53	8508	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ3･欠5･未					要介護3	1,221	単位			1,066	
53	8509	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ4･欠5･未					要介護4	1,285	単位			1,122	
53	8510	ユ型認知症型施設Ⅰⅱ5･欠5･未					要介護5	1,349	単位			1,178	
53	8511	ユ型認知症型施設Ⅱｉ1･欠5･未		一般病院	(二)ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ｉ) <ユニット型個室>	要介護1	1,038	単位			906	
53	8512	ユ型認知症型施設Ⅱｉ2･欠5･未					要介護2	1,105	単位			965	
53	8513	ユ型認知症型施設Ⅱｉ3･欠5･未					要介護3	1,173	単位			1,024	
53	8514	ユ型認知症型施設Ⅱｉ4･欠5･未					要介護4	1,240	単位			1,083	
53	8515	ユ型認知症型施設Ⅱｉ5･欠5･未					要介護5	1,306	単位			1,140	
53	8516	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ1･欠5･未				b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1	1,038	単位			906	
53	8517	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ2･欠5･未					要介護2	1,105	単位			965	
53	8518	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ3･欠5･未					要介護3	1,173	単位			1,024	
53	8519	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ4･欠5･未					要介護4	1,240	単位			1,083	
53	8520	ユ型認知症型施設Ⅱⅱ5･欠5･未					要介護5	1,306	単位			1,140	

Ⅳ　特定入所者介護サービス費サービスコード（平成27年4月1日～平成27年7月31日）

食費及び居住費（滞在費）の基準費用額

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				費用額（円）	算定単位
59	2111	短期生活食費	短期入所生活介護	食費		1,380 円	1,380	1日につき
59	2121	短期生活ユニット型個室		滞在費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	2122	短期生活ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	2123	短期生活従来型個室			従来型個室	1,150 円	1,150	
59	2124	短期生活多床室			多床室	370 円	370	
59	2211	短期老健食費	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	食費		1,380 円	1,380	
59	2221	短期老健ユニット型個室		滞在費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	2222	短期老健ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	2223	短期老健従来型個室			従来型個室	1,640 円	1,640	
59	2224	短期老健多床室			多床室	370 円	370	
59	2311	短期療養食費	短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	食費		1,380 円	1,380	
59	2321	短期療養ユニット型個室		滞在費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	2322	短期療養ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	2323	短期療養従来型個室			従来型個室	1,640 円	1,640	
59	2324	短期療養多床室			多床室	370 円	370	
59	5111	福祉施設食費	介護老人福祉施設	食費		1,380 円	1,380	
59	5121	福祉施設ユニット型個室		居住費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	5122	福祉施設ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	5123	福祉施設従来型個室			従来型個室	1,150 円	1,150	
59	5124	福祉施設多床室			多床室	370 円	370	
59	5211	保健施設食費	介護老人保健施設	食費		1,380 円	1,380	
59	5221	保健施設ユニット型個室		居住費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	5222	保健施設ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	5223	保健施設従来型個室			従来型個室	1,640 円	1,640	
59	5224	保健施設多床室			多床室	370 円	370	
59	5311	療養施設食費	介護療養型医療施設	食費		1,380 円	1,380	
59	5321	療養施設ユニット型個室		居住費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	5322	療養施設ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	5323	療養施設従来型個室			従来型個室	1,640 円	1,640	
59	5324	療養施設多床室			多床室	370 円	370	

Ⅳ 特定入所者介護サービス費サービスコード（平成27年8月1日～）

食費及び居住費（滞在費）の基準費用額

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				費用額（円）	算定単位
59	2111	短期生活食費	短期入所生活介護	食費		1,380 円	1,380	1日につき
59	2121	短期生活ユニット型個室		滞在費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	2122	短期生活ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	2123	短期生活従来型個室			従来型個室	1,150 円	1,150	
59	2124	短期生活多床室			多床室	840 円	840	
59	2211	短期老健食費	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	食費		1,380 円	1,380	
59	2221	短期老健ユニット型個室		滞在費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	2222	短期老健ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	2223	短期老健従来型個室			従来型個室	1,640 円	1,640	
59	2224	短期老健多床室			多床室	370 円	370	
59	2311	短期療養食費	短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	食費		1,380 円	1,380	
59	2321	短期療養ユニット型個室		滞在費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	2322	短期療養ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	2323	短期療養従来型個室			従来型個室	1,640 円	1,640	
59	2324	短期療養多床室			多床室	370 円	370	
59	5111	福祉施設食費	介護老人福祉施設	食費		1,380 円	1,380	
59	5121	福祉施設ユニット型個室		居住費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	5122	福祉施設ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	5123	福祉施設従来型個室			従来型個室	1,150 円	1,150	
59	5124	福祉施設多床室			多床室	840 円	840	
59	5211	保健施設食費	介護老人保健施設	食費		1,380 円	1,380	
59	5221	保健施設ユニット型個室		居住費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	5222	保健施設ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	5223	保健施設従来型個室			従来型個室	1,640 円	1,640	
59	5224	保健施設多床室			多床室	370 円	370	
59	5311	療養施設食費	介護療養型医療施設	食費		1,380 円	1,380	
59	5321	療養施設ユニット型個室		居住費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	5322	療養施設ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	5323	療養施設従来型個室			従来型個室	1,640 円	1,640	
59	5324	療養施設多床室			多床室	370 円	370	

Ⅰ－資料2④

介護給付費単位数等サービスコード表（案）
（平成27年4月施行版）

地域密着型サービス

平成　27年　2月

Ⅰ　地域密着型サービスコード
1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスコード表　1
2　夜間対応型訪問介護サービスコード表　3
3　認知症対応型通所介護サービスコード表　4
4　小規模多機能型居宅介護サービスコード表　11
5　認知症対応型共同生活介護サービスコード表　17
6　地域密着型特定施設入居者生活介護サービスコード表　21
7　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスコード表　22
8　複合型サービスサービスコード表　42
9　地域密着型通所介護サービスコード表　48

Ⅱ　地域密着型介護予防サービスコード
1　介護予防認知症対応型通所介護サービスコード表　52
2　介護予防小規模多機能型居宅介護サービスコード表　55
3　介護予防認知症対応型共同生活介護サービスコード表　58

Ⅲ　特定入所者介護サービス費（地域密着型）サービスコード　60

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数 ＋ ○○単位
－○○単位	⇒	所定単位数 － ○○単位
×○○%	⇒	所定単位数 × ○○／100
○○%加算	⇒	所定単位数 ＋ 所定単位数 × ○○／100

2. 各項目の留意点

各項目の留意点は以下のとおり。

項目	留意点
サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、 「I」、「O」、「Q」を除く。
サービス内容略称	全角32文字以内とする。

【色分けルール】
・水色→新設
・黄色又は赤字→変更
・灰色→廃止

Ⅰ　地域密着型サービスコード

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
76	1111	定期巡回随時Ⅰ11	イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1	5,658 単位		5,658	1月につき
76	1121	定期巡回随時Ⅰ12			要介護2	10,100 単位		10,100	
76	1131	定期巡回随時Ⅰ13			要介護3	16,769 単位		16,769	
76	1141	定期巡回随時Ⅰ14			要介護4	21,212 単位		21,212	
76	1151	定期巡回随時Ⅰ15			要介護5	25,654 単位		25,654	
76	1211	定期巡回随時Ⅰ21		(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1			8,255	
76	1213	定期巡回随時Ⅰ21・准看				8,255 単位	准看護師の場合　× 98%	8,090	
76	1221	定期巡回随時Ⅰ22			要介護2			12,897	
76	1223	定期巡回随時Ⅰ22・准看				12,897 単位	准看護師の場合　× 98%	12,639	
76	1231	定期巡回随時Ⅰ23			要介護3			19,686	
76	1233	定期巡回随時Ⅰ23・准看				19,686 単位	准看護師の場合　× 98%	19,292	
76	1241	定期巡回随時Ⅰ24			要介護4			24,268	
76	1243	定期巡回随時Ⅰ24・准看				24,268 単位	准看護師の場合　× 98%	23,783	
76	1251	定期巡回随時Ⅰ25			要介護5			29,399	
76	1253	定期巡回随時Ⅰ25・准看				29,399 単位	准看護師の場合　× 98%	28,811	
76	2111	定期巡回随時Ⅱ1	ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）		要介護1	5,658 単位		5,658	
76	2121	定期巡回随時Ⅱ2			要介護2	10,100 単位		10,100	
76	2131	定期巡回随時Ⅱ3			要介護3	16,769 単位		16,769	
76	2141	定期巡回随時Ⅱ4			要介護4	21,212 単位		21,212	
76	2151	定期巡回随時Ⅱ5			要介護5	25,654 単位		25,654	
76	4101	定期巡回通所利用減算11	通所介護等利用時の調整	イ(1)又はロを算定する場合	要介護1	62 単位減算		−62	1日につき
76	4102	定期巡回通所利用減算12			要介護2	111 単位減算		−111	
76	4103	定期巡回通所利用減算13			要介護3	184 単位減算		−184	
76	4104	定期巡回通所利用減算14			要介護4	233 単位減算		−233	
76	4105	定期巡回通所利用減算15			要介護5	281 単位減算		−281	
76	4106	定期巡回通所利用減算21		イ(2)を算定する場合	要介護1	91 単位減算		−91	
76	4107	定期巡回通所利用減算22			要介護2	141 単位減算		−141	
76	4108	定期巡回通所利用減算23			要介護3	216 単位減算		−216	
76	4109	定期巡回通所利用減算24			要介護4	266 単位減算		−266	
76	4110	定期巡回通所利用減算25			要介護5	322 単位減算		−322	
76	4111	定期巡回同一建物減算	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合			600 単位減算		−600	1月につき
76	8000	定期巡回特別地域訪問看護加算	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算			所定単位数の 15% 加算			
76	8100	定期巡回小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			
76	8110	定期巡回中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			
76	3100	定期巡回緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算			290 単位加算		290	
76	4000	定期巡回特別管理加算Ⅰ	特別管理加算	特別管理加算（Ⅰ）		500 単位加算		500	
76	4001	定期巡回特別管理加算Ⅱ		特別管理加算（Ⅱ）		250 単位加算		250	
76	6100	定期巡回ターミナルケア加算	ターミナルケア加算			2,000 単位加算		2,000	死亡月につき
76	4002	定期巡回初期加算	ハ 初期加算			30 単位加算		30	1日につき
76	4003	定期巡回退院時共同指導加算	ニ　退院時共同指導加算			600 単位加算		600	1回につき
76	4010	定期巡回総合マネジメント体制加算	ホ　総合マネジメント体制強化加算			1,000 単位加算		1,000	1月につき
76	6111	定期巡回サービス提供体制加算Ⅰ1	ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ		640 単位加算		640	
76	6101	定期巡回サービス提供体制加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ		500 単位加算		500	
76	6102	定期巡回サービス提供体制加算Ⅱ		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		350 単位加算		350	
76	6103	定期巡回サービス提供体制加算Ⅲ		(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		350 単位加算		350	
76	6112	定期巡回処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 86/1000 加算			
76	6104	定期巡回処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 48/1000 加算			
76	6106	定期巡回処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		(2)で算定した単位数の 90% 加算			
76	6108	定期巡回処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(2)で算定した単位数の 80% 加算			
76	7101	定期巡回市町村独自加算1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費市町村独自加算（市町村が定める単位数を算定）			50 単位加算		50	
76	7103	定期巡回市町村独自加算2				100 単位加算		100	
76	7105	定期巡回市町村独自加算3				150 単位加算		150	
76	7107	定期巡回市町村独自加算4				200 単位加算		200	
76	7109	定期巡回市町村独自加算5				250 単位加算		250	
76	7111	定期巡回市町村独自加算6				300 単位加算		300	
76	7113	定期巡回市町村独自加算7				350 単位加算		350	
76	7115	定期巡回市町村独自加算8				400 単位加算		400	
76	7117	定期巡回市町村独自加算9				450 単位加算		450	
76	7119	定期巡回市町村独自加算10				500 単位加算		500	

登録期間が1月に満たない場合又は短期入所サービスを利用する場合（日割計算用サービスコード）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
76	1112	定期巡回随時Ⅰ11・日割	イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1	5,658 単位		日割計算の場合	186	1日につき
76	1122	定期巡回随時Ⅰ12・日割			要介護2	10,100 単位			332	
76	1132	定期巡回随時Ⅰ13・日割			要介護3	16,769 単位			552	
76	1142	定期巡回随時Ⅰ14・日割			要介護4	21,212 単位			698	
76	1152	定期巡回随時Ⅰ15・日割			要介護5	25,654 単位		÷ 30.4 日	844	
76	1212	定期巡回随時Ⅰ21・日割		(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1				272	
76	1214	定期巡回随時Ⅰ21・准看・日割				8,255 単位	准看護師の場合 × 98%		266	
76	1222	定期巡回随時Ⅰ22・日割			要介護2				424	
76	1224	定期巡回随時Ⅰ22・准看・日割				12,897 単位	准看護師の場合 × 98%		416	
76	1232	定期巡回随時Ⅰ23・日割			要介護3				648	
76	1234	定期巡回随時Ⅰ23・准看・日割				19,686 単位	准看護師の場合 × 98%		635	
76	1242	定期巡回随時Ⅰ24・日割			要介護4				798	
76	1244	定期巡回随時Ⅰ24・准看・日割				24,268 単位	准看護師の場合 × 98%		782	
76	1252	定期巡回随時Ⅰ25・日割			要介護5				967	
76	1254	定期巡回随時Ⅰ25・准看・日割				29,399 単位	准看護師の場合 × 98%		948	
76	2112	定期巡回随時Ⅱ1・日割	ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）		要介護1	5,658 単位			186	
76	2122	定期巡回随時Ⅱ2・日割			要介護2	10,100 単位			332	
76	2132	定期巡回随時Ⅱ3・日割			要介護3	16,769 単位			552	
76	2142	定期巡回随時Ⅱ4・日割			要介護4	21,212 単位			698	
76	2152	定期巡回随時Ⅱ5・日割			要介護5	25,654 単位			844	
76	4112	定期巡回同一建物減算日割	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合			600 単位減算			−20	
76	8001	定期巡回特別地域訪問看護加算日割	特別地域訪問看護加算			所定単位数の 15% 加算				
76	8101	定期巡回小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算				
76	8111	定期巡回中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算				
76	7102	定期巡回市町村独自加算1日割	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費市町村独自加算（市町村が定める単位数を算定）			50 単位加算		日割計算の場合	2	
76	7104	定期巡回市町村独自加算2日割				100 単位加算			3	
76	7106	定期巡回市町村独自加算3日割				150 単位加算			5	
76	7108	定期巡回市町村独自加算4日割				200 単位加算			7	
76	7110	定期巡回市町村独自加算5日割				250 単位加算		÷ 30.4 日	8	
76	7112	定期巡回市町村独自加算6日割				300 単位加算			10	
76	7114	定期巡回市町村独自加算7日割				350 単位加算			12	
76	7116	定期巡回市町村独自加算8日割				400 単位加算			13	
76	7118	定期巡回市町村独自加算9日割				450 単位加算			15	
76	7120	定期巡回市町村独自加算10日割				500 単位加算			16	

2 夜間対応型訪問介護サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
71	1111	夜間訪問介護Ⅰ基本	イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）	基本夜間対応型訪問介護費 981 単位			981	1月につき
71	1121	夜間訪問介護Ⅰ定期巡回		定期巡回サービス費			368	1回につき
71	1123	夜間訪問介護Ⅰ定期巡回・同一		368 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		331	
71	1131	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅰ		随時訪問サービス費（Ⅰ）			560	
71	1133	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅰ・同一		560 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		504	
71	1141	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅱ		随時訪問サービス費（Ⅱ）			754	
71	1143	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅱ・同一		754 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		679	
71	6136	夜間訪問介護24時間通報対応加算	24時間通報対応加算		610 単位加算		610	1月につき
71	2111	夜間訪問介護Ⅱ	ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）				2,667	
71	2113	夜間訪問介護Ⅱ・同一		2,667 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		2,400	
71	6100	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ1	ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位加算		18	1回につき
71	6101	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12 単位加算		12	
71	6110	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ	126 単位加算		126	1月につき
71	6102	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ2		(4) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ	84 単位加算		84	
71	6109	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 86/1000 加算			
71	6103	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 48/1000 加算			
71	6105	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(2)で算定した単位数の 90% 加算			
71	6107	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(2)で算定した単位数の 80% 加算			
71	7201	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算1	基本夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）市町村独自加算（市町村が定める単位数を算定）	50 単位加算			50	
71	7203	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算2		100 単位加算			100	
71	7205	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算3		150 単位加算			150	
71	7207	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算4		200 単位加算			200	
71	7209	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算5		250 単位加算			250	
71	7211	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算6		300 単位加算			300	
71	7301	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算1	夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）市町村独自加算（市町村が定める単位数を算定）	50 単位加算			50	
71	7303	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算2		100 単位加算			100	
71	7305	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算3		150 単位加算			150	
71	7307	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算4		200 単位加算			200	
71	7309	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算5		250 単位加算			250	
71	7311	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算6		300 単位加算			300	

契約期間が1月に満たない場合（日割計算用サービスコード）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
71	1112	夜間訪問介護Ⅰ基本・日割	イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）	基本夜間対応型訪問介護費 981 単位			32	1日につき
71	2112	夜間訪問介護Ⅱ・日割	ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）				88	
71	2114	夜間訪問介護Ⅱ・同一・日割	2,667 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%			79	
71	7202	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算1日割	基本夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）市町村独自加算（市町村が定める単位数を算定）	50 単位加算	日割計算の場合 ÷ 30.4 日		2	
71	7204	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算2日割		100 単位加算			3	
71	7206	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算3日割		150 単位加算			5	
71	7208	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算4日割		200 単位加算			7	
71	7210	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算5日割		250 単位加算			8	
71	7212	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算6日割		300 単位加算			10	
71	7302	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算1日割	夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）市町村独自加算（市町村が定める単位数を算定）	50 単位加算			2	
71	7304	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算2日割		100 単位加算			3	
71	7306	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算3日割		150 単位加算			5	
71	7308	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算4日割		200 単位加算			7	
71	7310	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算5日割		250 単位加算			8	
71	7312	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算6日割		300 単位加算			10	

3 認知症対応型通所介護サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
72	1141	認知症通所介護Ⅰｉ11･時減	イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（1）認知症対応型通所介護費（ｉ）（単独型）	注 2時間以上3時間未満		要介護1	564	単位	× 63%	355	1回につき
72	1142	認知症通所介護Ⅰｉ12･時減					要介護2	620	単位	× 63%	391	
72	1143	認知症通所介護Ⅰｉ13･時減					要介護3	678	単位	× 63%	427	
72	1144	認知症通所介護Ⅰｉ14･時減					要介護4	735	単位	× 63%	463	
72	1145	認知症通所介護Ⅰｉ15･時減					要介護5	792	単位	× 63%	499	
72	1241	認知症通所介護Ⅰｉ11			(一)3時間以上5時間未満		要介護1	564	単位		564	
72	1242	認知症通所介護Ⅰｉ12					要介護2	620	単位		620	
72	1243	認知症通所介護Ⅰｉ13					要介護3	678	単位		678	
72	1244	認知症通所介護Ⅰｉ14					要介護4	735	単位		735	
72	1245	認知症通所介護Ⅰｉ15					要介護5	792	単位		792	
72	1341	認知症通所介護Ⅰｉ21			(二)5時間以上7時間未満		要介護1	865	単位		865	
72	1342	認知症通所介護Ⅰｉ22					要介護2	958	単位		958	
72	1343	認知症通所介護Ⅰｉ23					要介護3	1,050	単位		1,050	
72	1344	認知症通所介護Ⅰｉ24					要介護4	1,143	単位		1,143	
72	1345	認知症通所介護Ⅰｉ25					要介護5	1,236	単位		1,236	
72	1441	認知症通所介護Ⅰｉ31			(三)7時間以上9時間未満		要介護1	985	単位		985	
72	1442	認知症通所介護Ⅰｉ32					要介護2	1,092	単位		1,092	
72	1443	認知症通所介護Ⅰｉ33					要介護3	1,199	単位		1,199	
72	1444	認知症通所介護Ⅰｉ34					要介護4	1,307	単位		1,307	
72	1445	認知症通所介護Ⅰｉ35					要介護5	1,414	単位		1,414	
72	1541	認知症通所介護Ⅰｉ31･延1			注（三）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	985	単位	＋ 50 単位	1,035	
72	1542	認知症通所介護Ⅰｉ32･延1					要介護2	1,092	単位	＋ 50 単位	1,142	
72	1543	認知症通所介護Ⅰｉ33･延1					要介護3	1,199	単位	＋ 50 単位	1,249	
72	1544	認知症通所介護Ⅰｉ34･延1					要介護4	1,307	単位	＋ 50 単位	1,357	
72	1545	認知症通所介護Ⅰｉ35･延1					要介護5	1,414	単位	＋ 50 単位	1,464	
72	1641	認知症通所介護Ⅰｉ31･延2				10時間以上11時間未満	要介護1	985	単位	＋ 100 単位	1,085	
72	1642	認知症通所介護Ⅰｉ32･延2					要介護2	1,092	単位	＋ 100 単位	1,192	
72	1643	認知症通所介護Ⅰｉ33･延2					要介護3	1,199	単位	＋ 100 単位	1,299	
72	1644	認知症通所介護Ⅰｉ34･延2					要介護4	1,307	単位	＋ 100 単位	1,407	
72	1645	認知症通所介護Ⅰｉ35･延2					要介護5	1,414	単位	＋ 100 単位	1,514	
72	1741	認知症通所介護Ⅰｉ31･延3				11時間以上12時間未満	要介護1	985	単位	＋ 150 単位	1,135	
72	1742	認知症通所介護Ⅰｉ32･延3					要介護2	1,092	単位	＋ 150 単位	1,242	
72	1743	認知症通所介護Ⅰｉ33･延3					要介護3	1,199	単位	＋ 150 単位	1,349	
72	1744	認知症通所介護Ⅰｉ34･延3					要介護4	1,307	単位	＋ 150 単位	1,457	
72	1745	認知症通所介護Ⅰｉ35･延3					要介護5	1,414	単位	＋ 150 単位	1,564	
72	1841	認知症通所介護Ⅰｉ31･延4				12時間以上13時間未満	要介護1	985	単位	＋ 200 単位	1,185	
72	1842	認知症通所介護Ⅰｉ32･延4					要介護2	1,092	単位	＋ 200 単位	1,292	
72	1843	認知症通所介護Ⅰｉ33･延4					要介護3	1,199	単位	＋ 200 単位	1,399	
72	1844	認知症通所介護Ⅰｉ34･延4					要介護4	1,307	単位	＋ 200 単位	1,507	
72	1845	認知症通所介護Ⅰｉ35･延4					要介護5	1,414	単位	＋ 200 単位	1,614	
72	1941	認知症通所介護Ⅰｉ31･延5				13時間以上14時間未満	要介護1	985	単位	＋ 250 単位	1,235	
72	1942	認知症通所介護Ⅰｉ32･延5					要介護2	1,092	単位	＋ 250 単位	1,342	
72	1943	認知症通所介護Ⅰｉ33･延5					要介護3	1,199	単位	＋ 250 単位	1,449	
72	1944	認知症通所介護Ⅰｉ34･延5					要介護4	1,307	単位	＋ 250 単位	1,557	
72	1945	認知症通所介護Ⅰｉ35･延5					要介護5	1,414	単位	＋ 250 単位	1,664	
72	2141	認知症通所介護Ⅰⅱ11･時減		（2）認知症対応型通所介護費（ⅱ）（併設型）	注 2時間以上3時間未満		要介護1	510	単位	× 63%	321	
72	2142	認知症通所介護Ⅰⅱ12･時減					要介護2	561	単位	× 63%	353	
72	2143	認知症通所介護Ⅰⅱ13･時減					要介護3	612	単位	× 63%	386	
72	2144	認知症通所介護Ⅰⅱ14･時減					要介護4	663	単位	× 63%	418	
72	2145	認知症通所介護Ⅰⅱ15･時減					要介護5	714	単位	× 63%	450	
72	2241	認知症通所介護Ⅰⅱ11			(一)3時間以上5時間未満		要介護1	510	単位		510	
72	2242	認知症通所介護Ⅰⅱ12					要介護2	561	単位		561	
72	2243	認知症通所介護Ⅰⅱ13					要介護3	612	単位		612	
72	2244	認知症通所介護Ⅰⅱ14					要介護4	663	単位		663	
72	2245	認知症通所介護Ⅰⅱ15					要介護5	714	単位		714	
72	2341	認知症通所介護Ⅰⅱ21			(二)5時間以上7時間未満		要介護1	778	単位		778	
72	2342	認知症通所介護Ⅰⅱ22					要介護2	861	単位		861	
72	2343	認知症通所介護Ⅰⅱ23					要介護3	944	単位		944	
72	2344	認知症通所介護Ⅰⅱ24					要介護4	1,026	単位		1,026	
72	2345	認知症通所介護Ⅰⅱ25					要介護5	1,109	単位		1,109	
72	2441	認知症通所介護Ⅰⅱ31			(三)7時間以上9時間未満		要介護1	885	単位		885	
72	2442	認知症通所介護Ⅰⅱ32					要介護2	980	単位		980	
72	2443	認知症通所介護Ⅰⅱ33					要介護3	1,076	単位		1,076	
72	2444	認知症通所介護Ⅰⅱ34					要介護4	1,172	単位		1,172	
72	2445	認知症通所介護Ⅰⅱ35					要介護5	1,267	単位		1,267	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
72	2541	認知症通所介護Ⅰⅱ31・延1	イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（2）認知症対応型通所介護費（ⅱ）（併設型）	注（三）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	885	単位	＋	50 単位	935	1回につき
72	2542	認知症通所介護Ⅰⅱ32・延1					要介護2	980	単位	＋	50 単位	1,030	
72	2543	認知症通所介護Ⅰⅱ33・延1					要介護3	1,076	単位	＋	50 単位	1,126	
72	2544	認知症通所介護Ⅰⅱ34・延1					要介護4	1,172	単位	＋	50 単位	1,222	
72	2545	認知症通所介護Ⅰⅱ35・延1					要介護5	1,267	単位	＋	50 単位	1,317	
72	2641	認知症通所介護Ⅰⅱ31・延2				10時間以上11時間未満	要介護1	885	単位	＋	100 単位	985	
72	2642	認知症通所介護Ⅰⅱ32・延2					要介護2	980	単位	＋	100 単位	1,080	
72	2643	認知症通所介護Ⅰⅱ33・延2					要介護3	1,076	単位	＋	100 単位	1,176	
72	2644	認知症通所介護Ⅰⅱ34・延2					要介護4	1,172	単位	＋	100 単位	1,272	
72	2645	認知症通所介護Ⅰⅱ35・延2					要介護5	1,267	単位	＋	100 単位	1,367	
72	2741	認知症通所介護Ⅰⅱ31・延3				11時間以上12時間未満	要介護1	885	単位	＋	150 単位	1,035	
72	2742	認知症通所介護Ⅰⅱ32・延3					要介護2	980	単位	＋	150 単位	1,130	
72	2743	認知症通所介護Ⅰⅱ33・延3					要介護3	1,076	単位	＋	150 単位	1,226	
72	2744	認知症通所介護Ⅰⅱ34・延3					要介護4	1,172	単位	＋	150 単位	1,322	
72	2745	認知症通所介護Ⅰⅱ35・延3					要介護5	1,267	単位	＋	150 単位	1,417	
72	2841	認知症通所介護Ⅰⅱ31・延4				12時間以上13時間未満	要介護1	885	単位	＋	200 単位	1,085	
72	2842	認知症通所介護Ⅰⅱ32・延4					要介護2	980	単位	＋	200 単位	1,180	
72	2843	認知症通所介護Ⅰⅱ33・延4					要介護3	1,076	単位	＋	200 単位	1,276	
72	2844	認知症通所介護Ⅰⅱ34・延4					要介護4	1,172	単位	＋	200 単位	1,372	
72	2845	認知症通所介護Ⅰⅱ35・延4					要介護5	1,267	単位	＋	200 単位	1,467	
72	2941	認知症通所介護Ⅰⅱ31・延5				13時間以上14時間未満	要介護1	885	単位	＋	250 単位	1,135	
72	2942	認知症通所介護Ⅰⅱ32・延5					要介護2	980	単位	＋	250 単位	1,230	
72	2943	認知症通所介護Ⅰⅱ33・延5					要介護3	1,076	単位	＋	250 単位	1,326	
72	2944	認知症通所介護Ⅰⅱ34・延5					要介護4	1,172	単位	＋	250 単位	1,422	
72	2945	認知症通所介護Ⅰⅱ35・延5					要介護5	1,267	単位	＋	250 単位	1,517	
72	3141	認知症通所介護Ⅱ11・時減	ロ 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（共用型）		注 2時間以上3時間未満		要介護1	270	単位	× 63%		170	
72	3142	認知症通所介護Ⅱ12・時減					要介護2	280	単位	× 63%		176	
72	3143	認知症通所介護Ⅱ13・時減					要介護3	289	単位	× 63%		182	
72	3144	認知症通所介護Ⅱ14・時減					要介護4	299	単位	× 63%		188	
72	3145	認知症通所介護Ⅱ15・時減					要介護5	309	単位	× 63%		195	
72	3241	認知症通所介護Ⅱ11			（1）3時間以上5時間未満		要介護1	270	単位			270	
72	3242	認知症通所介護Ⅱ12					要介護2	280	単位			280	
72	3243	認知症通所介護Ⅱ13					要介護3	289	単位			289	
72	3244	認知症通所介護Ⅱ14					要介護4	299	単位			299	
72	3245	認知症通所介護Ⅱ15					要介護5	309	単位			309	
72	3341	認知症通所介護Ⅱ21			（2）5時間以上7時間未満		要介護1	439	単位			439	
72	3342	認知症通所介護Ⅱ22					要介護2	454	単位			454	
72	3343	認知症通所介護Ⅱ23					要介護3	470	単位			470	
72	3344	認知症通所介護Ⅱ24					要介護4	486	単位			486	
72	3345	認知症通所介護Ⅱ25					要介護5	502	単位			502	
72	3441	認知症通所介護Ⅱ31			（3）7時間以上9時間未満		要介護1	506	単位			506	
72	3442	認知症通所介護Ⅱ32					要介護2	524	単位			524	
72	3443	認知症通所介護Ⅱ33					要介護3	542	単位			542	
72	3444	認知症通所介護Ⅱ34					要介護4	560	単位			560	
72	3445	認知症通所介護Ⅱ35					要介護5	579	単位			579	
72	3541	認知症通所介護Ⅱ31・延1			注（3）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	506	単位	＋	50 単位	556	
72	3542	認知症通所介護Ⅱ32・延1					要介護2	524	単位	＋	50 単位	574	
72	3543	認知症通所介護Ⅱ33・延1					要介護3	542	単位	＋	50 単位	592	
72	3544	認知症通所介護Ⅱ34・延1					要介護4	560	単位	＋	50 単位	610	
72	3545	認知症通所介護Ⅱ35・延1					要介護5	579	単位	＋	50 単位	629	
72	3641	認知症通所介護Ⅱ31・延2				10時間以上11時間未満	要介護1	506	単位	＋	100 単位	606	
72	3642	認知症通所介護Ⅱ32・延2					要介護2	524	単位	＋	100 単位	624	
72	3643	認知症通所介護Ⅱ33・延2					要介護3	542	単位	＋	100 単位	642	
72	3644	認知症通所介護Ⅱ34・延2					要介護4	560	単位	＋	100 単位	660	
72	3645	認知症通所介護Ⅱ35・延2					要介護5	579	単位	＋	100 単位	679	
72	3741	認知症通所介護Ⅱ31・延3				11時間以上12時間未満	要介護1	506	単位	＋	150 単位	656	
72	3742	認知症通所介護Ⅱ32・延3					要介護2	524	単位	＋	150 単位	674	
72	3743	認知症通所介護Ⅱ33・延3					要介護3	542	単位	＋	150 単位	692	
72	3744	認知症通所介護Ⅱ34・延3					要介護4	560	単位	＋	150 単位	710	
72	3745	認知症通所介護Ⅱ35・延3					要介護5	579	単位	＋	150 単位	729	
72	3841	認知症通所介護Ⅱ31・延4				12時間以上13時間未満	要介護1	506	単位	＋	200 単位	706	
72	3842	認知症通所介護Ⅱ32・延4					要介護2	524	単位	＋	200 単位	724	
72	3843	認知症通所介護Ⅱ33・延4					要介護3	542	単位	＋	200 単位	742	
72	3844	認知症通所介護Ⅱ34・延4					要介護4	560	単位	＋	200 単位	760	
72	3845	認知症通所介護Ⅱ35・延4					要介護5	579	単位	＋	200 単位	779	
72	3941	認知症通所介護Ⅱ31・延5				13時間以上14時間未満	要介護1	506	単位	＋	250 単位	756	
72	3942	認知症通所介護Ⅱ32・延5					要介護2	524	単位	＋	250 単位	774	
72	3943	認知症通所介護Ⅱ33・延5					要介護3	542	単位	＋	250 単位	792	
72	3944	認知症通所介護Ⅱ34・延5					要介護4	560	単位	＋	250 単位	810	
72	3945	認知症通所介護Ⅱ35・延5					要介護5	579	単位	＋	250 単位	829	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
72	5301	認知通所介護入浴介助加算	入浴介助を行った場合		50	単位加算		50	1日につき
72	5050	認知通所介護個別機能訓練加算	個別機能訓練加算		27	単位加算		27	
72	6109	認知通所介護若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		60	単位加算		60	
72	5606	認知通所介護栄養改善加算	栄養改善加算		150	単位加算		150	月2回限度
72	5607	認知通所介護口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150	単位加算		150	
72	5611	認知通所介護同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合		94	単位減算		−94	1日につき
72	5612	認知通所介護送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47	単位減算		−47	片道につき
72	6100	認知通介サービス提供体制加算Ⅰ1	ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18	単位加算		18	1回につき
72	6101	認知通介サービス提供体制加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12	単位加算		12	
72	6102	認知通介サービス提供体制加算Ⅱ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6	単位加算		6	
72	6106	認知通所介護処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	68/1000	加算		1月につき
72	6103	認知通所介護処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	38/1000	加算		
72	6104	認知通所介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の	90%	加算		
72	6105	認知通所介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の	80%	加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
72	8401	認知通所介護Ⅰｉ11･定超･時減	イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（1）認知症対応型通所介護費（ｉ）（単独型）	注 2時間以上3時間未満		定員超過の場合	要介護1	564	単位	× 70%	× 63%	249	1回につき
72	8402	認知通所介護Ⅰｉ12･定超･時減						要介護2	620	単位	× 70%	× 63%	273	
72	8403	認知通所介護Ⅰｉ13･定超･時減						要介護3	678	単位	× 70%	× 63%	299	
72	8404	認知通所介護Ⅰｉ14･定超･時減						要介護4	735	単位	× 70%	× 63%	324	
72	8405	認知通所介護Ⅰｉ15･定超･時減						要介護5	792	単位	× 70%	× 63%	349	
72	8411	認知通所介護Ⅰｉ11･定超			(一)3時間以上5時間未満			要介護1	564	単位	× 70%		395	
72	8412	認知通所介護Ⅰｉ12･定超						要介護2	620	単位	× 70%		434	
72	8413	認知通所介護Ⅰｉ13･定超						要介護3	678	単位	× 70%		475	
72	8414	認知通所介護Ⅰｉ14･定超						要介護4	735	単位	× 70%		515	
72	8415	認知通所介護Ⅰｉ15･定超						要介護5	792	単位	× 70%		554	
72	8421	認知通所介護Ⅰｉ21･定超			(二)5時間以上7時間未満			要介護1	865	単位	× 70%		606	
72	8422	認知通所介護Ⅰｉ22･定超						要介護2	958	単位	× 70%		671	
72	8423	認知通所介護Ⅰｉ23･定超						要介護3	1,050	単位	× 70%		735	
72	8424	認知通所介護Ⅰｉ24･定超						要介護4	1,143	単位	× 70%		800	
72	8425	認知通所介護Ⅰｉ25･定超						要介護5	1,236	単位	× 70%		865	
72	8431	認知通所介護Ⅰｉ31･定超			(三)7時間以上9時間未満			要介護1	985	単位	× 70%		690	
72	8432	認知通所介護Ⅰｉ32･定超						要介護2	1,092	単位	× 70%		764	
72	8433	認知通所介護Ⅰｉ33･定超						要介護3	1,199	単位	× 70%		839	
72	8434	認知通所介護Ⅰｉ34･定超						要介護4	1,307	単位	× 70%		915	
72	8435	認知通所介護Ⅰｉ35･定超						要介護5	1,414	単位	× 70%		990	
72	8441	認知通所介護Ⅰｉ31･定超･延1			注（三）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1	985	単位	× 70%	＋ 50 単位	740	
72	8442	認知通所介護Ⅰｉ32･定超･延1						要介護2	1,092	単位	× 70%	＋ 50 単位	814	
72	8443	認知通所介護Ⅰｉ33･定超･延1						要介護3	1,199	単位	× 70%	＋ 50 単位	889	
72	8444	認知通所介護Ⅰｉ34･定超･延1						要介護4	1,307	単位	× 70%	＋ 50 単位	965	
72	8445	認知通所介護Ⅰｉ35･定超･延1						要介護5	1,414	単位	× 70%	＋ 50 単位	1,040	
72	8451	認知通所介護Ⅰｉ31･定超･延2				10時間以上11時間未満		要介護1	985	単位	× 70%	＋ 100 単位	790	
72	8452	認知通所介護Ⅰｉ32･定超･延2						要介護2	1,092	単位	× 70%	＋ 100 単位	864	
72	8453	認知通所介護Ⅰｉ33･定超･延2						要介護3	1,199	単位	× 70%	＋ 100 単位	939	
72	8454	認知通所介護Ⅰｉ34･定超･延2						要介護4	1,307	単位	× 70%	＋ 100 単位	1,015	
72	8455	認知通所介護Ⅰｉ35･定超･延2						要介護5	1,414	単位	× 70%	＋ 100 単位	1,090	
72	8461	認知通所介護Ⅰｉ31･定超･延3				11時間以上12時間未満		要介護1	985	単位	× 70%	＋ 150 単位	840	
72	8462	認知通所介護Ⅰｉ32･定超･延3						要介護2	1,092	単位	× 70%	＋ 150 単位	914	
72	8463	認知通所介護Ⅰｉ33･定超･延3						要介護3	1,199	単位	× 70%	＋ 150 単位	989	
72	8464	認知通所介護Ⅰｉ34･定超･延3						要介護4	1,307	単位	× 70%	＋ 150 単位	1,065	
72	8465	認知通所介護Ⅰｉ35･定超･延3						要介護5	1,414	単位	× 70%	＋ 150 単位	1,140	
72	8471	認知通所介護Ⅰｉ31･定超･延4				12時間以上13時間未満		要介護1	985	単位	× 70%	＋ 200 単位	890	
72	8472	認知通所介護Ⅰｉ32･定超･延4						要介護2	1,092	単位	× 70%	＋ 200 単位	964	
72	8473	認知通所介護Ⅰｉ33･定超･延4						要介護3	1,199	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,039	
72	8474	認知通所介護Ⅰｉ34･定超･延4						要介護4	1,307	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,115	
72	8475	認知通所介護Ⅰｉ35･定超･延4						要介護5	1,414	単位	× 70%	＋ 200 単位	1,190	
72	8481	認知通所介護Ⅰｉ31･定超･延5				13時間以上14時間未満		要介護1	985	単位	× 70%	＋ 250 単位	940	
72	8482	認知通所介護Ⅰｉ32･定超･延5						要介護2	1,092	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,014	
72	8483	認知通所介護Ⅰｉ33･定超･延5						要介護3	1,199	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,089	
72	8484	認知通所介護Ⅰｉ34･定超･延5						要介護4	1,307	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,165	
72	8485	認知通所介護Ⅰｉ35･定超･延5						要介護5	1,414	単位	× 70%	＋ 250 単位	1,240	
72	8501	認知通所介護Ⅰii11･定超･時減		（2）認知症対応型通所介護費（ii）（併設型）	注 2時間以上3時間未満			要介護1	510	単位	× 70%	× 63%	225	
72	8502	認知通所介護Ⅰii12･定超･時減						要介護2	561	単位	× 70%	× 63%	248	
72	8503	認知通所介護Ⅰii13･定超･時減						要介護3	612	単位	× 70%	× 63%	270	
72	8504	認知通所介護Ⅰii14･定超･時減						要介護4	663	単位	× 70%	× 63%	292	
72	8505	認知通所介護Ⅰii15･定超･時減						要介護5	714	単位	× 70%	× 63%	315	
72	8511	認知通所介護Ⅰii11･定超			(一)3時間以上5時間未満			要介護1	510	単位	× 70%		357	
72	8512	認知通所介護Ⅰii12･定超						要介護2	561	単位	× 70%		393	
72	8513	認知通所介護Ⅰii13･定超						要介護3	612	単位	× 70%		428	
72	8514	認知通所介護Ⅰii14･定超						要介護4	663	単位	× 70%		464	
72	8515	認知通所介護Ⅰii15･定超						要介護5	714	単位	× 70%		500	
72	8521	認知通所介護Ⅰii21･定超			(二)5時間以上7時間未満			要介護1	778	単位	× 70%		545	
72	8522	認知通所介護Ⅰii22･定超						要介護2	861	単位	× 70%		603	
72	8523	認知通所介護Ⅰii23･定超						要介護3	944	単位	× 70%		661	
72	8524	認知通所介護Ⅰii24･定超						要介護4	1,026	単位	× 70%		718	
72	8525	認知通所介護Ⅰii25･定超						要介護5	1,109	単位	× 70%		776	
72	8531	認知通所介護Ⅰii31･定超			(三)7時間以上9時間未満			要介護1	885	単位	× 70%		620	
72	8532	認知通所介護Ⅰii32･定超						要介護2	980	単位	× 70%		686	
72	8533	認知通所介護Ⅰii33･定超						要介護3	1,076	単位	× 70%		753	
72	8534	認知通所介護Ⅰii34･定超						要介護4	1,172	単位	× 70%		820	
72	8535	認知通所介護Ⅰii35･定超						要介護5	1,267	単位	× 70%		887	

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目		算定項目												合成単位数	算定単位
72	8541	認知通所介護Ⅰⅱ31・定超・延1	イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（2）認知症対応型通所介護費（ⅱ）（併設型）	注（三）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	定員超過の場合	要介護1	885	単位	× 70%	＋	50	単位	670	1回につき
72	8542	認知通所介護Ⅰⅱ32・定超・延1						要介護2	980	単位	× 70%	＋	50	単位	736	
72	8543	認知通所介護Ⅰⅱ33・定超・延1						要介護3	1,076	単位	× 70%	＋	50	単位	803	
72	8544	認知通所介護Ⅰⅱ34・定超・延1						要介護4	1,172	単位	× 70%	＋	50	単位	870	
72	8545	認知通所介護Ⅰⅱ35・定超・延1						要介護5	1,267	単位	× 70%	＋	50	単位	937	
72	8551	認知通所介護Ⅰⅱ31・定超・延2				10時間以上11時間未満		要介護1	885	単位	× 70%	＋	100	単位	720	
72	8552	認知通所介護Ⅰⅱ32・定超・延2						要介護2	980	単位	× 70%	＋	100	単位	786	
72	8553	認知通所介護Ⅰⅱ33・定超・延2						要介護3	1,076	単位	× 70%	＋	100	単位	853	
72	8554	認知通所介護Ⅰⅱ34・定超・延2						要介護4	1,172	単位	× 70%	＋	100	単位	920	
72	8555	認知通所介護Ⅰⅱ35・定超・延2						要介護5	1,267	単位	× 70%	＋	100	単位	987	
72	8561	認知通所介護Ⅰⅱ31・定超・延3				11時間以上12時間未満		要介護1	885	単位	× 70%	＋	150	単位	770	
72	8562	認知通所介護Ⅰⅱ32・定超・延3						要介護2	980	単位	× 70%	＋	150	単位	836	
72	8563	認知通所介護Ⅰⅱ33・定超・延3						要介護3	1,076	単位	× 70%	＋	150	単位	903	
72	8564	認知通所介護Ⅰⅱ34・定超・延3						要介護4	1,172	単位	× 70%	＋	150	単位	970	
72	8565	認知通所介護Ⅰⅱ35・定超・延3						要介護5	1,267	単位	× 70%	＋	150	単位	1,037	
72	8571	認知通所介護Ⅰⅱ31・定超・延4				12時間以上13時間未満		要介護1	885	単位	× 70%	＋	200	単位	820	
72	8572	認知通所介護Ⅰⅱ32・定超・延4						要介護2	980	単位	× 70%	＋	200	単位	886	
72	8573	認知通所介護Ⅰⅱ33・定超・延4						要介護3	1,076	単位	× 70%	＋	200	単位	953	
72	8574	認知通所介護Ⅰⅱ34・定超・延4						要介護4	1,172	単位	× 70%	＋	200	単位	1,020	
72	8575	認知通所介護Ⅰⅱ35・定超・延4						要介護5	1,267	単位	× 70%	＋	200	単位	1,087	
72	8581	認知通所介護Ⅰⅱ31・定超・延5				13時間以上14時間未満		要介護1	885	単位	× 70%	＋	250	単位	870	
72	8582	認知通所介護Ⅰⅱ32・定超・延5						要介護2	980	単位	× 70%	＋	250	単位	936	
72	8583	認知通所介護Ⅰⅱ33・定超・延5						要介護3	1,076	単位	× 70%	＋	250	単位	1,003	
72	8584	認知通所介護Ⅰⅱ34・定超・延5						要介護4	1,172	単位	× 70%	＋	250	単位	1,070	
72	8585	認知通所介護Ⅰⅱ35・定超・延5						要介護5	1,267	単位	× 70%	＋	250	単位	1,137	
72	8601	認知通所介護Ⅱ11・定超・時減	ロ 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（共用型）		注 2時間以上3時間未満			要介護1	270	単位	× 70%	× 63%			119	
72	8602	認知通所介護Ⅱ12・定超・時減						要介護2	280	単位	× 70%	× 63%			123	
72	8603	認知通所介護Ⅱ13・定超・時減						要介護3	289	単位	× 70%	× 63%			127	
72	8604	認知通所介護Ⅱ14・定超・時減						要介護4	299	単位	× 70%	× 63%			132	
72	8605	認知通所介護Ⅱ15・定超・時減						要介護5	309	単位	× 70%	× 63%			136	
72	8611	認知通所介護Ⅱ11・定超			（1）3時間以上5時間未満			要介護1	270	単位	× 70%				189	
72	8612	認知通所介護Ⅱ12・定超						要介護2	280	単位	× 70%				196	
72	8613	認知通所介護Ⅱ13・定超						要介護3	289	単位	× 70%				202	
72	8614	認知通所介護Ⅱ14・定超						要介護4	299	単位	× 70%				209	
72	8615	認知通所介護Ⅱ15・定超						要介護5	309	単位	× 70%				216	
72	8621	認知通所介護Ⅱ21・定超			（2）5時間以上7時間未満			要介護1	439	単位	× 70%				307	
72	8622	認知通所介護Ⅱ22・定超						要介護2	454	単位	× 70%				318	
72	8623	認知通所介護Ⅱ23・定超						要介護3	470	単位	× 70%				329	
72	8624	認知通所介護Ⅱ24・定超						要介護4	486	単位	× 70%				340	
72	8625	認知通所介護Ⅱ25・定超						要介護5	502	単位	× 70%				351	
72	8631	認知通所介護Ⅱ31・定超			（3）7時間以上9時間未満			要介護1	506	単位	× 70%				354	
72	8632	認知通所介護Ⅱ32・定超						要介護2	524	単位	× 70%				367	
72	8633	認知通所介護Ⅱ33・定超						要介護3	542	単位	× 70%				379	
72	8634	認知通所介護Ⅱ34・定超						要介護4	560	単位	× 70%				392	
72	8635	認知通所介護Ⅱ35・定超						要介護5	579	単位	× 70%				405	
72	8641	認知通所介護Ⅱ31・定超・延1			注（3）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1	506	単位	× 70%	＋	50	単位	404	
72	8642	認知通所介護Ⅱ32・定超・延1						要介護2	524	単位	× 70%	＋	50	単位	417	
72	8643	認知通所介護Ⅱ33・定超・延1						要介護3	542	単位	× 70%	＋	50	単位	429	
72	8644	認知通所介護Ⅱ34・定超・延1						要介護4	560	単位	× 70%	＋	50	単位	442	
72	8645	認知通所介護Ⅱ35・定超・延1						要介護5	579	単位	× 70%	＋	50	単位	455	
72	8651	認知通所介護Ⅱ31・定超・延2				10時間以上11時間未満		要介護1	506	単位	× 70%	＋	100	単位	454	
72	8652	認知通所介護Ⅱ32・定超・延2						要介護2	524	単位	× 70%	＋	100	単位	467	
72	8653	認知通所介護Ⅱ33・定超・延2						要介護3	542	単位	× 70%	＋	100	単位	479	
72	8654	認知通所介護Ⅱ34・定超・延2						要介護4	560	単位	× 70%	＋	100	単位	492	
72	8655	認知通所介護Ⅱ35・定超・延2						要介護5	579	単位	× 70%	＋	100	単位	505	
72	8661	認知通所介護Ⅱ31・定超・延3				11時間以上12時間未満		要介護1	506	単位	× 70%	＋	150	単位	504	
72	8662	認知通所介護Ⅱ32・定超・延3						要介護2	524	単位	× 70%	＋	150	単位	517	
72	8663	認知通所介護Ⅱ33・定超・延3						要介護3	542	単位	× 70%	＋	150	単位	529	
72	8664	認知通所介護Ⅱ34・定超・延3						要介護4	560	単位	× 70%	＋	150	単位	542	
72	8665	認知通所介護Ⅱ35・定超・延3						要介護5	579	単位	× 70%	＋	150	単位	555	
72	8671	認知通所介護Ⅱ31・定超・延4				12時間以上13時間未満		要介護1	506	単位	× 70%	＋	200	単位	554	
72	8672	認知通所介護Ⅱ32・定超・延4						要介護2	524	単位	× 70%	＋	200	単位	567	
72	8673	認知通所介護Ⅱ33・定超・延4						要介護3	542	単位	× 70%	＋	200	単位	579	
72	8674	認知通所介護Ⅱ34・定超・延4						要介護4	560	単位	× 70%	＋	200	単位	592	
72	8675	認知通所介護Ⅱ35・定超・延4						要介護5	579	単位	× 70%	＋	200	単位	605	
72	8681	認知通所介護Ⅱ31・定超・延5				13時間以上14時間未満		要介護1	506	単位	× 70%	＋	250	単位	604	
72	8682	認知通所介護Ⅱ32・定超・延5						要介護2	524	単位	× 70%	＋	250	単位	617	
72	8683	認知通所介護Ⅱ33・定超・延5						要介護3	542	単位	× 70%	＋	250	単位	629	
72	8684	認知通所介護Ⅱ34・定超・延5						要介護4	560	単位	× 70%	＋	250	単位	642	
72	8685	認知通所介護Ⅱ35・定超・延5						要介護5	579	単位	× 70%	＋	250	単位	655	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
72	9401	認知通所介護Ⅰｉ11・人欠・時減	イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（1）認知症対応型通所介護費（ｉ）（単独型）	注 2時間以上3時間未満		看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	564 単位	× 70%	× 63%	249	1回につき
72	9402	認知通所介護Ⅰｉ12・人欠・時減						要介護2	620 単位	× 70%	× 63%	273	
72	9403	認知通所介護Ⅰｉ13・人欠・時減						要介護3	678 単位	× 70%	× 63%	299	
72	9404	認知通所介護Ⅰｉ14・人欠・時減						要介護4	735 単位	× 70%	× 63%	324	
72	9405	認知通所介護Ⅰｉ15・人欠・時減						要介護5	792 単位	× 70%	× 63%	349	
72	9411	認知通所介護Ⅰｉ11・人欠			(一)3時間以上5時間未満			要介護1	564 単位	× 70%		395	
72	9412	認知通所介護Ⅰｉ12・人欠						要介護2	620 単位	× 70%		434	
72	9413	認知通所介護Ⅰｉ13・人欠						要介護3	678 単位	× 70%		475	
72	9414	認知通所介護Ⅰｉ14・人欠						要介護4	735 単位	× 70%		515	
72	9415	認知通所介護Ⅰｉ15・人欠						要介護5	792 単位	× 70%		554	
72	9421	認知通所介護Ⅰｉ21・人欠			(二)5時間以上7時間未満			要介護1	865 単位	× 70%		606	
72	9422	認知通所介護Ⅰｉ22・人欠						要介護2	958 単位	× 70%		671	
72	9423	認知通所介護Ⅰｉ23・人欠						要介護3	1,050 単位	× 70%		735	
72	9424	認知通所介護Ⅰｉ24・人欠						要介護4	1,143 単位	× 70%		800	
72	9425	認知通所介護Ⅰｉ25・人欠						要介護5	1,236 単位	× 70%		865	
72	9431	認知通所介護Ⅰｉ31・人欠			(三)7時間以上9時間未満			要介護1	985 単位	× 70%		690	
72	9432	認知通所介護Ⅰｉ32・人欠						要介護2	1,092 単位	× 70%		764	
72	9433	認知通所介護Ⅰｉ33・人欠						要介護3	1,199 単位	× 70%		839	
72	9434	認知通所介護Ⅰｉ34・人欠						要介護4	1,307 単位	× 70%		915	
72	9435	認知通所介護Ⅰｉ35・人欠						要介護5	1,414 単位	× 70%		990	
72	9441	認知通所介護Ⅰｉ31・人欠・延1			注（三）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1	985 単位	× 70%	＋ 50 単位	740	
72	9442	認知通所介護Ⅰｉ32・人欠・延1						要介護2	1,092 単位	× 70%	＋ 50 単位	814	
72	9443	認知通所介護Ⅰｉ33・人欠・延1						要介護3	1,199 単位	× 70%	＋ 50 単位	889	
72	9444	認知通所介護Ⅰｉ34・人欠・延1						要介護4	1,307 単位	× 70%	＋ 50 単位	965	
72	9445	認知通所介護Ⅰｉ35・人欠・延1						要介護5	1,414 単位	× 70%	＋ 50 単位	1,040	
72	9451	認知通所介護Ⅰｉ31・人欠・延2				10時間以上11時間未満		要介護1	985 単位	× 70%	＋ 100 単位	790	
72	9452	認知通所介護Ⅰｉ32・人欠・延2						要介護2	1,092 単位	× 70%	＋ 100 単位	864	
72	9453	認知通所介護Ⅰｉ33・人欠・延2						要介護3	1,199 単位	× 70%	＋ 100 単位	939	
72	9454	認知通所介護Ⅰｉ34・人欠・延2						要介護4	1,307 単位	× 70%	＋ 100 単位	1,015	
72	9455	認知通所介護Ⅰｉ35・人欠・延2						要介護5	1,414 単位	× 70%	＋ 100 単位	1,090	
72	9461	認知通所介護Ⅰｉ31・人欠・延3				11時間以上12時間未満		要介護1	985 単位	× 70%	＋ 150 単位	840	
72	9462	認知通所介護Ⅰｉ32・人欠・延3						要介護2	1,092 単位	× 70%	＋ 150 単位	914	
72	9463	認知通所介護Ⅰｉ33・人欠・延3						要介護3	1,199 単位	× 70%	＋ 150 単位	989	
72	9464	認知通所介護Ⅰｉ34・人欠・延3						要介護4	1,307 単位	× 70%	＋ 150 単位	1,065	
72	9465	認知通所介護Ⅰｉ35・人欠・延3						要介護5	1,414 単位	× 70%	＋ 150 単位	1,140	
72	9471	認知通所介護Ⅰｉ31・人欠・延4				12時間以上13時間未満		要介護1	985 単位	× 70%	＋ 200 単位	890	
72	9472	認知通所介護Ⅰｉ32・人欠・延4						要介護2	1,092 単位	× 70%	＋ 200 単位	964	
72	9473	認知通所介護Ⅰｉ33・人欠・延4						要介護3	1,199 単位	× 70%	＋ 200 単位	1,039	
72	9474	認知通所介護Ⅰｉ34・人欠・延4						要介護4	1,307 単位	× 70%	＋ 200 単位	1,115	
72	9475	認知通所介護Ⅰｉ35・人欠・延4						要介護5	1,414 単位	× 70%	＋ 200 単位	1,190	
72	9481	認知通所介護Ⅰｉ31・人欠・延5				13時間以上14時間未満		要介護1	985 単位	× 70%	＋ 250 単位	940	
72	9482	認知通所介護Ⅰｉ32・人欠・延5						要介護2	1,092 単位	× 70%	＋ 250 単位	1,014	
72	9483	認知通所介護Ⅰｉ33・人欠・延5						要介護3	1,199 単位	× 70%	＋ 250 単位	1,089	
72	9484	認知通所介護Ⅰｉ34・人欠・延5						要介護4	1,307 単位	× 70%	＋ 250 単位	1,165	
72	9485	認知通所介護Ⅰｉ35・人欠・延5						要介護5	1,414 単位	× 70%	＋ 250 単位	1,240	
72	9501	認知通所介護Ⅰⅱ11・人欠・時減		（2）認知症対応型通所介護費（ⅱ）（併設型）	注 2時間以上3時間未満			要介護1	510 単位	× 70%	× 63%	225	
72	9502	認知通所介護Ⅰⅱ12・人欠・時減						要介護2	561 単位	× 70%	× 63%	248	
72	9503	認知通所介護Ⅰⅱ13・人欠・時減						要介護3	612 単位	× 70%	× 63%	270	
72	9504	認知通所介護Ⅰⅱ14・人欠・時減						要介護4	663 単位	× 70%	× 63%	292	
72	9505	認知通所介護Ⅰⅱ15・人欠・時減						要介護5	714 単位	× 70%	× 63%	315	
72	9511	認知通所介護Ⅰⅱ11・人欠			(一)3時間以上5時間未満			要介護1	510 単位	× 70%		357	
72	9512	認知通所介護Ⅰⅱ12・人欠						要介護2	561 単位	× 70%		393	
72	9513	認知通所介護Ⅰⅱ13・人欠						要介護3	612 単位	× 70%		428	
72	9514	認知通所介護Ⅰⅱ14・人欠						要介護4	663 単位	× 70%		464	
72	9515	認知通所介護Ⅰⅱ15・人欠						要介護5	714 単位	× 70%		500	
72	9521	認知通所介護Ⅰⅱ21・人欠			(二)5時間以上7時間未満			要介護1	778 単位	× 70%		545	
72	9522	認知通所介護Ⅰⅱ22・人欠						要介護2	861 単位	× 70%		603	
72	9523	認知通所介護Ⅰⅱ23・人欠						要介護3	944 単位	× 70%		661	
72	9524	認知通所介護Ⅰⅱ24・人欠						要介護4	1,026 単位	× 70%		718	
72	9525	認知通所介護Ⅰⅱ25・人欠						要介護5	1,109 単位	× 70%		776	
72	9531	認知通所介護Ⅰⅱ31・人欠			(三)7時間以上9時間未満			要介護1	885 単位	× 70%		620	
72	9532	認知通所介護Ⅰⅱ32・人欠						要介護2	980 単位	× 70%		686	
72	9533	認知通所介護Ⅰⅱ33・人欠						要介護3	1,076 単位	× 70%		753	
72	9534	認知通所介護Ⅰⅱ34・人欠						要介護4	1,172 単位	× 70%		820	
72	9535	認知通所介護Ⅰⅱ35・人欠						要介護5	1,267 単位	× 70%		887	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
72	9541	認知通所介護Ⅰⅱ31・人欠・延1	イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	（2）認知症対応型通所介護費（ⅱ）（併設型）	注（三）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	看護・介護職員が欠員の場合	要介護1	885 単位	× 70%	＋ 50 単位	670	1回につき
72	9542	認知通所介護Ⅰⅱ32・人欠・延1						要介護2	980 単位	× 70%	＋ 50 単位	736	
72	9543	認知通所介護Ⅰⅱ33・人欠・延1						要介護3	1,076 単位	× 70%	＋ 50 単位	803	
72	9544	認知通所介護Ⅰⅱ34・人欠・延1						要介護4	1,172 単位	× 70%	＋ 50 単位	870	
72	9545	認知通所介護Ⅰⅱ35・人欠・延1						要介護5	1,267 単位	× 70%	＋ 50 単位	937	
72	9551	認知通所介護Ⅰⅱ31・人欠・延2				10時間以上11時間未満		要介護1	885 単位	× 70%	＋ 100 単位	720	
72	9552	認知通所介護Ⅰⅱ32・人欠・延2						要介護2	980 単位	× 70%	＋ 100 単位	786	
72	9553	認知通所介護Ⅰⅱ33・人欠・延2						要介護3	1,076 単位	× 70%	＋ 100 単位	853	
72	9554	認知通所介護Ⅰⅱ34・人欠・延2						要介護4	1,172 単位	× 70%	＋ 100 単位	920	
72	9555	認知通所介護Ⅰⅱ35・人欠・延2						要介護5	1,267 単位	× 70%	＋ 100 単位	987	
72	9561	認知通所介護Ⅰⅱ31・人欠・延3				11時間以上12時間未満		要介護1	885 単位	× 70%	＋ 150 単位	770	
72	9562	認知通所介護Ⅰⅱ32・人欠・延3						要介護2	980 単位	× 70%	＋ 150 単位	836	
72	9563	認知通所介護Ⅰⅱ33・人欠・延3						要介護3	1,076 単位	× 70%	＋ 150 単位	903	
72	9564	認知通所介護Ⅰⅱ34・人欠・延3						要介護4	1,172 単位	× 70%	＋ 150 単位	970	
72	9565	認知通所介護Ⅰⅱ35・人欠・延3						要介護5	1,267 単位	× 70%	＋ 150 単位	1,037	
72	9571	認知通所介護Ⅰⅱ31・人欠・延4				12時間以上13時間未満		要介護1	885 単位	× 70%	＋ 200 単位	820	
72	9572	認知通所介護Ⅰⅱ32・人欠・延4						要介護2	980 単位	× 70%	＋ 200 単位	886	
72	9573	認知通所介護Ⅰⅱ33・人欠・延4						要介護3	1,076 単位	× 70%	＋ 200 単位	953	
72	9574	認知通所介護Ⅰⅱ34・人欠・延4						要介護4	1,172 単位	× 70%	＋ 200 単位	1,020	
72	9575	認知通所介護Ⅰⅱ35・人欠・延4						要介護5	1,267 単位	× 70%	＋ 200 単位	1,087	
72	9581	認知通所介護Ⅰⅱ31・人欠・延5				13時間以上14時間未満		要介護1	885 単位	× 70%	＋ 250 単位	870	
72	9582	認知通所介護Ⅰⅱ32・人欠・延5						要介護2	980 単位	× 70%	＋ 250 単位	936	
72	9583	認知通所介護Ⅰⅱ33・人欠・延5						要介護3	1,076 単位	× 70%	＋ 250 単位	1,003	
72	9584	認知通所介護Ⅰⅱ34・人欠・延5						要介護4	1,172 単位	× 70%	＋ 250 単位	1,070	
72	9585	認知通所介護Ⅰⅱ35・人欠・延5						要介護5	1,267 単位	× 70%	＋ 250 単位	1,137	
72	9601	認知通所介護Ⅱ11・人欠・時減	ロ 認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（共用型）		注 2時間以上3時間未満			要介護1	270 単位	× 70%	× 63%	119	
72	9602	認知通所介護Ⅱ12・人欠・時減						要介護2	280 単位	× 70%	× 63%	123	
72	9603	認知通所介護Ⅱ13・人欠・時減						要介護3	289 単位	× 70%	× 63%	127	
72	9604	認知通所介護Ⅱ14・人欠・時減						要介護4	299 単位	× 70%	× 63%	132	
72	9605	認知通所介護Ⅱ15・人欠・時減						要介護5	309 単位	× 70%	× 63%	136	
72	9611	認知通所介護Ⅱ11・人欠			（1）3時間以上5時間未満			要介護1	270 単位	× 70%		189	
72	9612	認知通所介護Ⅱ12・人欠						要介護2	280 単位	× 70%		196	
72	9613	認知通所介護Ⅱ13・人欠						要介護3	289 単位	× 70%		202	
72	9614	認知通所介護Ⅱ14・人欠						要介護4	299 単位	× 70%		209	
72	9615	認知通所介護Ⅱ15・人欠						要介護5	309 単位	× 70%		216	
72	9621	認知通所介護Ⅱ21・人欠			（2）5時間以上7時間未満			要介護1	439 単位	× 70%		307	
72	9622	認知通所介護Ⅱ22・人欠						要介護2	454 単位	× 70%		318	
72	9623	認知通所介護Ⅱ23・人欠						要介護3	470 単位	× 70%		329	
72	9624	認知通所介護Ⅱ24・人欠						要介護4	486 単位	× 70%		340	
72	9625	認知通所介護Ⅱ25・人欠						要介護5	502 単位	× 70%		351	
72	9631	認知通所介護Ⅱ31・人欠			（3）7時間以上9時間未満			要介護1	506 単位	× 70%		354	
72	9632	認知通所介護Ⅱ32・人欠						要介護2	524 単位	× 70%		367	
72	9633	認知通所介護Ⅱ33・人欠						要介護3	542 単位	× 70%		379	
72	9634	認知通所介護Ⅱ34・人欠						要介護4	560 単位	× 70%		392	
72	9635	認知通所介護Ⅱ35・人欠						要介護5	579 単位	× 70%		405	
72	9641	認知通所介護Ⅱ31・人欠・延1			注（3）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1	506 単位	× 70%	＋ 50 単位	404	
72	9642	認知通所介護Ⅱ32・人欠・延1						要介護2	524 単位	× 70%	＋ 50 単位	417	
72	9643	認知通所介護Ⅱ33・人欠・延1						要介護3	542 単位	× 70%	＋ 50 単位	429	
72	9644	認知通所介護Ⅱ34・人欠・延1						要介護4	560 単位	× 70%	＋ 50 単位	442	
72	9645	認知通所介護Ⅱ35・人欠・延1						要介護5	579 単位	× 70%	＋ 50 単位	455	
72	9651	認知通所介護Ⅱ31・人欠・延2				10時間以上11時間未満		要介護1	506 単位	× 70%	＋ 100 単位	454	
72	9652	認知通所介護Ⅱ32・人欠・延2						要介護2	524 単位	× 70%	＋ 100 単位	467	
72	9653	認知通所介護Ⅱ33・人欠・延2						要介護3	542 単位	× 70%	＋ 100 単位	479	
72	9654	認知通所介護Ⅱ34・人欠・延2						要介護4	560 単位	× 70%	＋ 100 単位	492	
72	9655	認知通所介護Ⅱ35・人欠・延2						要介護5	579 単位	× 70%	＋ 100 単位	505	
72	9661	認知通所介護Ⅱ31・人欠・延3				11時間以上12時間未満		要介護1	506 単位	× 70%	＋ 150 単位	504	
72	9662	認知通所介護Ⅱ32・人欠・延3						要介護2	524 単位	× 70%	＋ 150 単位	517	
72	9663	認知通所介護Ⅱ33・人欠・延3						要介護3	542 単位	× 70%	＋ 150 単位	529	
72	9664	認知通所介護Ⅱ34・人欠・延3						要介護4	560 単位	× 70%	＋ 150 単位	542	
72	9665	認知通所介護Ⅱ35・人欠・延3						要介護5	579 単位	× 70%	＋ 150 単位	555	
72	9671	認知通所介護Ⅱ31・人欠・延4				12時間以上13時間未満		要介護1	506 単位	× 70%	＋ 200 単位	554	
72	9672	認知通所介護Ⅱ32・人欠・延4						要介護2	524 単位	× 70%	＋ 200 単位	567	
72	9673	認知通所介護Ⅱ33・人欠・延4						要介護3	542 単位	× 70%	＋ 200 単位	579	
72	9674	認知通所介護Ⅱ34・人欠・延4						要介護4	560 単位	× 70%	＋ 200 単位	592	
72	9675	認知通所介護Ⅱ35・人欠・延4						要介護5	579 単位	× 70%	＋ 200 単位	605	
72	9681	認知通所介護Ⅱ31・人欠・延5				13時間以上14時間未満		要介護1	506 単位	× 70%	＋ 250 単位	604	
72	9682	認知通所介護Ⅱ32・人欠・延5						要介護2	524 単位	× 70%	＋ 250 単位	617	
72	9683	認知通所介護Ⅱ33・人欠・延5						要介護3	542 単位	× 70%	＋ 250 単位	629	
72	9684	認知通所介護Ⅱ34・人欠・延5						要介護4	560 単位	× 70%	＋ 250 単位	642	
72	9685	認知通所介護Ⅱ35・人欠・延5						要介護5	579 単位	× 70%	＋ 250 単位	655	

4 小規模多機能型居宅介護サービスコード表

イ 小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
73	1111	小規模多機能11	イ 小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 10,320 単位			10,320	1月につき
73	1113	小規模多機能11・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	7,224	
73	1115	小規模多機能1・同一				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		9,288	
73	1117	小規模多機能1・同一・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	6,502	
73	1121	小規模多機能12			要介護2 15,167 単位			15,167	
73	1123	小規模多機能12・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	10,617	
73	1125	小規模多機能2・同一				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		13,650	
73	1127	小規模多機能2・同一・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	9,555	
73	1131	小規模多機能13			要介護3 22,062 単位			22,062	
73	1133	小規模多機能13・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	15,443	
73	1135	小規模多機能3・同一				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		19,856	
73	1137	小規模多機能3・同一・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	13,899	
73	1141	小規模多機能14			要介護4 24,350 単位			24,350	
73	1143	小規模多機能14・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	17,045	
73	1145	小規模多機能4・同一				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		21,915	
73	1147	小規模多機能4・同一・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	15,341	
73	1151	小規模多機能15			要介護5 26,849 単位			26,849	
73	1153	小規模多機能15・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	18,794	
73	1155	小規模多機能5・同一				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		24,164	
73	1157	小規模多機能5・同一・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	16,915	
73	1211	小規模多機能21		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 9,298 単位			9,298	
73	1213	小規模多機能21・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	6,509	
73	1221	小規模多機能22			要介護2 13,665 単位			13,665	
73	1223	小規模多機能22・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	9,566	
73	1231	小規模多機能23			要介護3 19,878 単位			19,878	
73	1233	小規模多機能23・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	13,915	
73	1241	小規模多機能24			要介護4 21,939 単位			21,939	
73	1243	小規模多機能24・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	15,357	
73	1251	小規模多機能25			要介護5 24,191 単位			24,191	
73	1253	小規模多機能25・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	16,934	
73	6310	小多機能型中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき
73	6300	小規模多機能型居宅介護初期加算	ハ 初期加算				30 単位加算	30	1日につき
73	6128	小規模多機能型認知症加算Ⅰ	ニ 認知症加算			(1) 認知症加算（Ⅰ）	800 単位加算	800	1月につき
73	6129	小規模多機能型認知症加算Ⅱ				(2) 認知症加算（Ⅱ）	500 単位加算	500	
73	6137	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅰ	ホ 看護職員配置加算			(1) 看護職員配置加算（Ⅰ）	900 単位加算	900	
73	6138	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅱ				(2) 看護職員配置加算（Ⅱ）	700 単位加算	700	
73	6141	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅲ				(3) 看護職員配置加算（Ⅲ）	480 単位加算	480	
73	6139	小規模多機能型事業開始支援加算	ホ 事業開始時支援加算				500 単位加算	500	
73	4000	小多機能型看取り連携体制加算	ヘ 看取り連携体制加算				64 単位加算	64	1日につき
73	4005	小規模多機能型訪問体制強化加算	ト 訪問体制強化加算				1,000 単位加算	1,000	1月につき
73	4010	小多機能型総合マネジメント加算	チ 総合マネジメント体制強化加算				1,000 単位加算	1,000	
73	6100	小多機能型サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	640 単位加算	640	
73	6101	小多機能型サービス提供体制加算Ⅰ2				(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	500 単位加算	500	
73	6102	小多機能型サービス提供体制加算Ⅱ				(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	350 単位加算	350	
73	6103	小多機能型サービス提供体制加算Ⅲ				(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350 単位加算	350	
73	6110	小規模多機能型処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算			(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 76/1000 加算		
73	6104	小規模多機能型処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000 加算		
73	6106	小規模多機能型処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
73	6108	小規模多機能型処遇改善加算Ⅳ				(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(2)で算定した単位数の 80% 加算		
73	7101	小規模多機能型市町村独自加算1	小規模多機能型居宅介護費 市町村独自加算 （市町村が定める単位数を算定）				50 単位加算	50	
73	7103	小規模多機能型市町村独自加算2					100 単位加算	100	
73	7105	小規模多機能型市町村独自加算3					150 単位加算	150	
73	7107	小規模多機能型市町村独自加算4					200 単位加算	200	
73	7109	小規模多機能型市町村独自加算5					250 単位加算	250	
73	7111	小規模多機能型市町村独自加算6					300 単位加算	300	
73	7113	小規模多機能型市町村独自加算7					350 単位加算	350	
73	7115	小規模多機能型市町村独自加算8					400 単位加算	400	
73	7117	小規模多機能型市町村独自加算9					450 単位加算	450	
73	7119	小規模多機能型市町村独自加算10					500 単位加算	500	
73	7121	小規模多機能型市町村独自加算11					550 単位加算	550	
73	7123	小規模多機能型市町村独自加算12					600 単位加算	600	
73	7125	小規模多機能型市町村独自加算13					650 単位加算	650	
73	7127	小規模多機能型市町村独自加算14					700 単位加算	700	
73	7129	小規模多機能型市町村独自加算15					750 単位加算	750	
73	7131	小規模多機能型市町村独自加算16					800 単位加算	800	
73	7133	小規模多機能型市町村独自加算17					850 単位加算	850	
73	7135	小規模多機能型市町村独自加算18					900 単位加算	900	
73	7137	小規模多機能型市町村独自加算19					950 単位加算	950	
73	7139	小規模多機能型市町村独自加算20					1,000 単位加算	1,000	

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
73	8011	小規模多機能11・定超	イ 小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 10,320 単位	定員超過の場合 × 70%			7,224	1月につき
73	8013	小規模多機能11・定超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	5,057	
73	8015	小規模多機能1・定超・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		6,502	
73	8017	小規模多機能1・定超・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	4,551	
73	8021	小規模多機能12・定超			要介護2 15,167 単位				10,617	
73	8023	小規模多機能12・定超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	7,432	
73	8025	小規模多機能2・定超・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		9,555	
73	8027	小規模多機能2・定超・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	6,689	
73	8031	小規模多機能13・定超			要介護3 22,062 単位				15,443	
73	8033	小規模多機能13・定超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	10,810	
73	8035	小規模多機能3・定超・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		13,899	
73	8037	小規模多機能3・定超・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	9,729	
73	8041	小規模多機能14・定超			要介護4 24,350 単位				17,045	
73	8043	小規模多機能14・定超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	11,932	
73	8045	小規模多機能4・定超・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		15,341	
73	8047	小規模多機能4・定超・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	10,739	
73	8051	小規模多機能15・定超			要介護5 26,849 単位				18,794	
73	8053	小規模多機能15・定超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	13,156	
73	8055	小規模多機能5・定超・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		16,915	
73	8057	小規模多機能5・定超・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	11,841	
73	8111	小規模多機能21・定超		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 9,298 単位				6,509	
73	8113	小規模多機能21・定超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	4,556	
73	8121	小規模多機能22・定超			要介護2 13,665 単位				9,566	
73	8123	小規模多機能22・定超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	6,696	
73	8131	小規模多機能23・定超			要介護3 19,878 単位				13,915	
73	8133	小規模多機能23・定超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	9,741	
73	8141	小規模多機能24・定超			要介護4 21,939 単位				15,357	
73	8143	小規模多機能24・定超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	10,750	
73	8151	小規模多機能25・定超			要介護5 24,191 単位				16,934	
73	8153	小規模多機能25・定超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	11,854	

従業者が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
73	9011	小規模多機能11・人欠	イ 小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 10,320 単位	従業者が欠員の場合 × 70%			7,224	1月につき
73	9013	小規模多機能11・人欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	5,057	
73	9015	小規模多機能1・人欠・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		6,502	
73	9017	小規模多機能1・人欠・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	4,551	
73	9021	小規模多機能12・人欠			要介護2 15,167 単位				10,617	
73	9023	小規模多機能12・人欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	7,432	
73	9025	小規模多機能2・人欠・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		9,555	
73	9027	小規模多機能2・人欠・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	6,689	
73	9031	小規模多機能13・人欠			要介護3 22,062 単位	× 70%			15,443	
73	9033	小規模多機能13・人欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	10,810	
73	9035	小規模多機能3・人欠・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		13,899	
73	9037	小規模多機能3・人欠・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	9,729	
73	9041	小規模多機能14・人欠			要介護4 24,350 単位				17,045	
73	9043	小規模多機能14・人欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	11,932	
73	9045	小規模多機能4・人欠・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		15,341	
73	9047	小規模多機能4・人欠・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	10,739	
73	9051	小規模多機能15・人欠			要介護5 26,849 単位				18,794	
73	9053	小規模多機能15・人欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	13,156	
73	9055	小規模多機能5・人欠・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		16,915	
73	9057	小規模多機能5・人欠・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	11,841	
73	9111	小規模多機能21・人欠		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 9,298 単位				6,509	
73	9113	小規模多機能21・人欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	4,556	
73	9121	小規模多機能22・人欠			要介護2 13,665 単位				9,566	
73	9123	小規模多機能22・人欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	6,696	
73	9131	小規模多機能23・人欠			要介護3 19,878 単位				13,915	
73	9133	小規模多機能23・人欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	9,741	
73	9141	小規模多機能24・人欠			要介護4 21,939 単位				15,357	
73	9143	小規模多機能24・人欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	10,750	
73	9151	小規模多機能25・人欠			要介護5 24,191 単位				16,934	
73	9153	小規模多機能25・人欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	11,854	

登録期間が1月に満たない場合（日割計算用サービスコード）

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
73	1112	小規模多機能11・日割	イ 小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 10,320 単位				339	1日につき
73	1114	小規模多機能11・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		238	
73	1116	小規模多機能1・同一・日割				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			306	
73	1118	小規模多機能1・同一・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		214	
73	1122	小規模多機能12・日割			要介護2 15,167 単位			日割計算の場合	499	
73	1124	小規模多機能12・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		349	
73	1126	小規模多機能2・同一・日割				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			449	
73	1128	小規模多機能2・同一・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		314	
73	1132	小規模多機能13・日割			要介護3 22,062 単位			÷ 30.4 日	726	
73	1134	小規模多機能13・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		508	
73	1136	小規模多機能3・同一・日割				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			653	
73	1138	小規模多機能3・同一・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		457	
73	1142	小規模多機能14・日割			要介護4 24,350 単位				801	
73	1144	小規模多機能14・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		561	
73	1146	小規模多機能4・同一・日割				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			721	
73	1148	小規模多機能4・同一・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		505	
73	1152	小規模多機能15・日割			要介護5 26,849 単位				883	
73	1154	小規模多機能15・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		618	
73	1156	小規模多機能5・同一・日割				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			795	
73	1158	小規模多機能5・同一・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		556	
73	1212	小規模多機能21・日割		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 9,298 単位				306	
73	1214	小規模多機能21・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		214	
73	1222	小規模多機能22・日割			要介護2 13,665 単位				450	
73	1224	小規模多機能22・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		315	
73	1232	小規模多機能23・日割			要介護3 19,878 単位				654	
73	1234	小規模多機能23・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		458	
73	1242	小規模多機能24・日割			要介護4 21,939 単位				722	
73	1244	小規模多機能24・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		505	
73	1252	小規模多機能25・日割			要介護5 24,191 単位				796	
73	1254	小規模多機能25・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		557	
73	6311	小多機能中山間地域等提供加算・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算			
73	7102	小多機能市町村独自加算1日割	小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（市町村が定める単位数を算定）		50 単位加算			日割計算の場合	2	
73	7104	小多機能市町村独自加算2日割			100 単位加算				3	
73	7106	小多機能市町村独自加算3日割			150 単位加算				5	
73	7108	小多機能市町村独自加算4日割			200 単位加算				7	
73	7110	小多機能市町村独自加算5日割			250 単位加算				8	
73	7112	小多機能市町村独自加算6日割			300 単位加算				10	
73	7114	小多機能市町村独自加算7日割			350 単位加算			÷ 30.4 日	12	
73	7116	小多機能市町村独自加算8日割			400 単位加算				13	
73	7118	小多機能市町村独自加算9日割			450 単位加算				15	
73	7120	小多機能市町村独自加算10日割			500 単位加算				16	
73	7122	小多機能市町村独自加算11日割			550 単位加算				18	
73	7124	小多機能市町村独自加算12日割			600 単位加算				20	
73	7126	小多機能市町村独自加算13日割			650 単位加算				21	
73	7128	小多機能市町村独自加算14日割			700 単位加算				23	
73	7130	小多機能市町村独自加算15日割			750 単位加算				25	
73	7132	小多機能市町村独自加算16日割			800 単位加算				26	
73	7134	小多機能市町村独自加算17日割			850 単位加算				28	
73	7136	小多機能市町村独自加算18日割			900 単位加算				30	
73	7138	小多機能市町村独自加算19日割			950 単位加算				31	
73	7140	小多機能市町村独自加算20日割			1,000 単位加算				33	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
73	8012	小規模多機能11・超・日割	イ 小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 10,320 単位	定員超過の場合 × 70%			日割計算の場合 ÷ 30.4 日	238	1日につき
73	8014	小規模多機能11・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		166	
73	8016	小規模多機能1・超・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			214	
73	8018	小規模多機能1・超・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		150	
73	8022	小規模多機能12・超・日割			要介護2 15,167 単位					349	
73	8024	小規模多機能12・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		244	
73	8026	小規模多機能2・超・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			314	
73	8028	小規模多機能2・超・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		220	
73	8032	小規模多機能13・超・日割			要介護3 22,062 単位					508	
73	8034	小規模多機能13・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		356	
73	8036	小規模多機能3・超・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			457	
73	8038	小規模多機能3・超・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		320	
73	8042	小規模多機能14・超・日割			要介護4 24,350 単位					561	
73	8044	小規模多機能14・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		393	
73	8046	小規模多機能4・超・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			505	
73	8048	小規模多機能4・超・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		353	
73	8052	小規模多機能15・超・日割			要介護5 26,849 単位					618	
73	8054	小規模多機能15・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		433	
73	8056	小規模多機能5・超・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			556	
73	8058	小規模多機能5・超・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		390	
73	8112	小規模多機能21・超・日割		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 9,298 単位					214	
73	8114	小規模多機能21・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		150	
73	8122	小規模多機能22・超・日割			要介護2 13,665 単位					315	
73	8124	小規模多機能22・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		220	
73	8132	小規模多機能23・超・日割			要介護3 19,878 単位					458	
73	8134	小規模多機能23・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		320	
73	8142	小規模多機能24・超・日割			要介護4 21,939 単位					505	
73	8144	小規模多機能24・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		354	
73	8152	小規模多機能25・超・日割			要介護5 24,191 単位					557	
73	8154	小規模多機能25・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		390	
73	9012	小規模多機能11・欠・日割	イ 小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 10,320 単位	従業者が欠員の場合 × 70%			日割計算の場合 ÷ 30.4 日	238	
73	9014	小規模多機能11・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		166	
73	9016	小規模多機能1・欠・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			214	
73	9018	小規模多機能1・欠・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		150	
73	9022	小規模多機能12・欠・日割			要介護2 15,167 単位					349	
73	9024	小規模多機能12・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		244	
73	9026	小規模多機能2・欠・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			314	
73	9028	小規模多機能2・欠・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		220	
73	9032	小規模多機能13・欠・日割			要介護3 22,062 単位					508	
73	9034	小規模多機能13・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		356	
73	9036	小規模多機能3・欠・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			457	
73	9038	小規模多機能3・欠・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		320	
73	9042	小規模多機能14・欠・日割			要介護4 24,350 単位					561	
73	9044	小規模多機能14・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		393	
73	9046	小規模多機能4・欠・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			505	
73	9048	小規模多機能4・欠・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		353	
73	9052	小規模多機能15・欠・日割			要介護5 26,849 単位					618	
73	9054	小規模多機能15・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		433	
73	9056	小規模多機能5・欠・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			556	
73	9058	小規模多機能5・欠・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		390	
73	9112	小規模多機能21・欠・日割		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 9,298 単位					214	
73	9114	小規模多機能21・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		150	
73	9122	小規模多機能22・欠・日割			要介護2 13,665 単位					315	
73	9124	小規模多機能22・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		220	
73	9132	小規模多機能23・欠・日割			要介護3 19,878 単位					458	
73	9134	小規模多機能23・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		320	
73	9142	小規模多機能24・欠・日割			要介護4 21,939 単位					505	
73	9144	小規模多機能24・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		354	
73	9152	小規模多機能25・欠・日割			要介護5 24,191 単位					557	
73	9154	小規模多機能25・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		390	

ロ 小規模多機能型居宅介護（短期利用）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
68	1311	短期小規模多機能1	ロ 短期利用居宅介護費	要介護1 565 単位		565	1日につき
68	1321	短期小規模多機能2		要介護2 632 単位		632	
68	1331	短期小規模多機能3		要介護3 700 単位		700	
68	1341	短期小規模多機能4		要介護4 767 単位		767	
68	1351	短期小規模多機能5		要介護5 832 単位		832	
68	6100	短期小多機能型サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 21 単位加算	21	
68	6101	短期小多機能型サービス提供体制加算Ⅰ2			(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 16 単位加算	16	
68	6102	短期小多機能型サービス提供体制加算Ⅱ			(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 12 単位加算	12	
68	6103	短期小多機能型サービス提供体制加算Ⅲ			(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 12 単位加算	12	
68	6110	短期小多機能型処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 76/1000 加算		1月につき
68	6104	短期小多機能型処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 42/1000 加算		
68	6106	短期小多機能型処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)で算定した単位数の 90% 加算		
68	6108	短期小多機能型処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
68	8211	短期小規模多機能1・定超	ロ 短期利用居宅介護費	要介護1 565 単位	定員超過の場合 × 70%		396	1日につき
68	8221	短期小規模多機能2・定超		要介護2 632 単位			442	
68	8231	短期小規模多機能3・定超		要介護3 700 単位			490	
68	8241	短期小規模多機能4・定超		要介護4 767 単位			537	
68	8251	短期小規模多機能5・定超		要介護5 832 単位			582	

従業者が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
68	9211	短期小規模多機能1・人欠	ロ 短期利用居宅介護費	要介護1 565 単位	従業者が欠員の場合 × 70%		396	1日につき
68	9221	短期小規模多機能2・人欠		要介護2 632 単位			442	
68	9231	短期小規模多機能3・人欠		要介護3 700 単位			490	
68	9241	短期小規模多機能4・人欠		要介護4 767 単位			537	
68	9251	短期小規模多機能5・人欠		要介護5 832 単位			582	

5 認知症対応型共同生活介護サービスコード表

イ 認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
32	1111	認知症共同生活介護Ⅰ1	イ 認知症対応型共同生活介護費	(1) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要介護1 759 単位		759	1日につき
32	1113	認知症共同生活介護Ⅰ1・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	736	
32	1121	認知症共同生活介護Ⅰ2			要介護2 795 単位		795	
32	1123	認知症共同生活介護Ⅰ2・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	771	
32	1131	認知症共同生活介護Ⅰ3			要介護3 818 単位		818	
32	1133	認知症共同生活介護Ⅰ3・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	793	
32	1141	認知症共同生活介護Ⅰ4			要介護4 835 単位		835	
32	1143	認知症共同生活介護Ⅰ4・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	810	
32	1151	認知症共同生活介護Ⅰ5			要介護5 852 単位		852	
32	1153	認知症共同生活介護Ⅰ5・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	826	
32	2111	認知症共同生活介護Ⅱ1		(2) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	要介護1 747 単位		747	
32	2113	認知症共同生活介護Ⅱ1・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	725	
32	2121	認知症共同生活介護Ⅱ2			要介護2 782 単位		782	
32	2123	認知症共同生活介護Ⅱ2・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	759	
32	2131	認知症共同生活介護Ⅱ3			要介護3 806 単位		806	
32	2133	認知症共同生活介護Ⅱ3・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	782	
32	2141	認知症共同生活介護Ⅱ4			要介護4 822 単位		822	
32	2143	認知症共同生活介護Ⅱ4・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	797	
32	2151	認知症共同生活介護Ⅱ5			要介護5 838 単位		838	
32	2153	認知症共同生活介護Ⅱ5・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	813	
32	6141	認知症対応型夜間ケア加算Ⅰ	夜間ケア加算		夜間ケア加算（Ⅰ） 50 単位加算		50	
32	6151	認知症対応型夜間ケア加算Ⅱ			夜間ケア加算（Ⅱ） 25 単位加算		25	
32	6161	認知症対応型夜間支援体制加算Ⅰ	夜間支援体制加算		夜間支援体制加算（Ⅰ） 50 単位加算		50	
32	6171	認知症対応型夜間支援体制加算Ⅱ			夜間支援体制加算（Ⅱ） 25 単位加算		25	
32	6109	認知症対応型若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算 120 単位加算				120	
32	6142	認知症対応型看取り介護加算1	看取り介護加算		(1)死亡日以前4日以上30日以下 144 単位加算		144	
32	6143	認知症対応型看取り介護加算2			(2)死亡日以前2日又は3日 680 単位加算		680	
32	6144	認知症対応型看取り介護加算3			(3)死亡日 1,280 単位加算		1,280	
32	1550	認知症対応型初期加算	ハ 初期加算（入居日から30日以内の期間） 30 単位加算				30	
32	1600	認知症対応型医療連携体制加算	ニ 医療連携体制加算 39 単位加算				39	
32	6502	認知症対応型退居時相談援助加算	ホ 退居時相談援助加算 400 単位加算				400	1回限り
32	6133	認知症対応型認知症専門ケア加算Ⅰ	ヘ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位加算		3	1日につき
32	6134	認知症対応型認知症専門ケア加算Ⅱ			(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位加算		4	
32	6100	認知症対応サービス提供体制加算Ⅰ1	ト サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18 単位加算		18	
32	6101	認知症対応サービス提供体制加算Ⅰ2			(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12 単位加算		12	
32	6102	認知症対応サービス提供体制加算Ⅱ			(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6 単位加算		6	
32	6103	認知症対応サービス提供体制加算Ⅲ			(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位加算		6	
32	6107	認知症対応型処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 83/1000 加算			1月につき
32	6104	認知症対応型処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 46/1000 加算			
32	6105	認知症対応型処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)で算定した単位数の 90% 加算			
32	6106	認知症対応型処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
32	8001	認知症共同生活介護Ⅰ1・超	イ 認知症対応型共同生活介護費	(1) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要介護1 759 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%		531	1日につき
32	8003	認知症共同生活介護Ⅰ1・夜減・超							515	
32	8011	認知症共同生活介護Ⅰ2・超			要介護2 795 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			557	
32	8013	認知症共同生活介護Ⅰ2・夜減・超							540	
32	8021	認知症共同生活介護Ⅰ3・超			要介護3 818 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			573	
32	8023	認知症共同生活介護Ⅰ3・夜減・超							555	
32	8031	認知症共同生活介護Ⅰ4・超			要介護4 835 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			585	
32	8033	認知症共同生活介護Ⅰ4・夜減・超							567	
32	8041	認知症共同生活介護Ⅰ5・超			要介護5 852 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			596	
32	8043	認知症共同生活介護Ⅰ5・夜減・超							578	
32	8101	認知症共同生活介護Ⅱ1・超		(2) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	要介護1 747 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			523	
32	8103	認知症共同生活介護Ⅱ1・夜減・超							508	
32	8111	認知症共同生活介護Ⅱ2・超			要介護2 782 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			547	
32	8113	認知症共同生活介護Ⅱ2・夜減・超							531	
32	8121	認知症共同生活介護Ⅱ3・超			要介護3 806 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			564	
32	8123	認知症共同生活介護Ⅱ3・夜減・超							547	
32	8131	認知症共同生活介護Ⅱ4・超			要介護4 822 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			575	
32	8133	認知症共同生活介護Ⅱ4・夜減・超							558	
32	8141	認知症共同生活介護Ⅱ5・超			要介護5 838 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			587	
32	8143	認知症共同生活介護Ⅱ5・夜減・超							569	

介護従業者が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
32	9001	認知症共同生活介護Ⅰ1・欠	イ 認知症対応型共同生活介護費	(1) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要介護1 759 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	介護従業者が欠員の場合 ×70%		531	1日につき
32	9003	認知症共同生活介護Ⅰ1・夜減・欠							515	
32	9011	認知症共同生活介護Ⅰ2・欠			要介護2 795 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			557	
32	9013	認知症共同生活介護Ⅰ2・夜減・欠							540	
32	9021	認知症共同生活介護Ⅰ3・欠			要介護3 818 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			573	
32	9023	認知症共同生活介護Ⅰ3・夜減・欠							555	
32	9031	認知症共同生活介護Ⅰ4・欠			要介護4 835 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			585	
32	9033	認知症共同生活介護Ⅰ4・夜減・欠							567	
32	9041	認知症共同生活介護Ⅰ5・欠			要介護5 852 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			596	
32	9043	認知症共同生活介護Ⅰ5・夜減・欠							578	
32	9101	認知症共同生活介護Ⅱ1・欠		(2) 認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	要介護1 747 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			523	
32	9103	認知症共同生活介護Ⅱ1・夜減・欠							508	
32	9111	認知症共同生活介護Ⅱ2・欠			要介護2 782 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			547	
32	9113	認知症共同生活介護Ⅱ2・夜減・欠							531	
32	9121	認知症共同生活介護Ⅱ3・欠			要介護3 806 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			564	
32	9123	認知症共同生活介護Ⅱ3・夜減・欠							547	
32	9131	認知症共同生活介護Ⅱ4・欠			要介護4 822 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			575	
32	9133	認知症共同生活介護Ⅱ4・夜減・欠							558	
32	9141	認知症共同生活介護Ⅱ5・欠			要介護5 838 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			587	
32	9143	認知症共同生活介護Ⅱ5・夜減・欠							569	

ロ　認知症対応型共同生活介護（短期利用）サービスコード表

サービスコード 種類	サービス項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
38	1211	短期共同生活介護Ⅰ1	ロ　短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要介護1 787 単位		787	1日につき
38	1213	短期共同生活介護Ⅰ1・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	763	
38	1221	短期共同生活介護Ⅰ2			要介護2 823 単位		823	
38	1223	短期共同生活介護Ⅰ2・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	798	
38	1231	短期共同生活介護Ⅰ3			要介護3 847 単位		847	
38	1233	短期共同生活介護Ⅰ3・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	822	
38	1241	短期共同生活介護Ⅰ4			要介護4 863 単位		863	
38	1243	短期共同生活介護Ⅰ4・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	837	
38	1251	短期共同生活介護Ⅰ5			要介護5 880 単位		880	
38	1253	短期共同生活介護Ⅰ5・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	854	
38	2211	短期共同生活介護Ⅱ1		(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	要介護1 775 単位		775	
38	2213	短期共同生活介護Ⅱ1・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	752	
38	2221	短期共同生活介護Ⅱ2			要介護2 811 単位		811	
38	2223	短期共同生活介護Ⅱ2・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	787	
38	2231	短期共同生活介護Ⅱ3			要介護3 835 単位		835	
38	2233	短期共同生活介護Ⅱ3・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	810	
38	2241	短期共同生活介護Ⅱ4			要介護4 851 単位		851	
38	2243	短期共同生活介護Ⅱ4・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	825	
38	2251	短期共同生活介護Ⅱ5			要介護5 867 単位		867	
38	2253	短期共同生活介護Ⅱ5・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	841	
38	6141	短期共同生活夜間ケア加算Ⅰ	夜間ケア加算		夜間ケア加算（Ⅰ） 50 単位加算		50	
38	6151	短期共同生活夜間ケア加算Ⅱ			夜間ケア加算（Ⅱ） 25 単位加算		25	
38	6161	短期共同生活夜間支援体制加算Ⅰ	夜間支援体制加算		夜間支援体制加算（Ⅰ） 50 単位加算		50	
38	6171	短期共同生活夜間支援体制加算Ⅱ			夜間支援体制加算（Ⅱ） 25 単位加算		25	
38	6121	短期共同生活認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度） 200 単位加算				200	
38	6109	短期共同生活若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算 120 単位加算				120	
38	1600	短期共同生活医療連携体制加算	ニ　医療連携体制加算 39 単位加算				39	
38	6100	短期共同サービス提供体制加算Ⅰ1	ト　サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18 単位加算		18	
38	6101	短期共同サービス提供体制加算Ⅰ2			(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12 単位加算		12	
38	6102	短期共同サービス提供体制加算Ⅱ			(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6 単位加算		6	
38	6103	短期共同サービス提供体制加算Ⅲ			(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位加算		6	
38	6107	短期共同生活処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 83/1000 加算			1月につき
38	6104	短期共同生活処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 46/1000 加算			
38	6105	短期共同生活処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)で算定した単位数の 90% 加算			
38	6106	短期共同生活処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
38	8101	短期共同生活介護Ⅰ1・超	ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1	787 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	定員超過の場合 × 70%	551	1日につき
38	8103	短期共同生活介護Ⅰ1・夜減・超							534	
38	8111	短期共同生活介護Ⅰ2・超			要介護2	823 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		576	
38	8113	短期共同生活介護Ⅰ2・夜減・超							559	
38	8121	短期共同生活介護Ⅰ3・超			要介護3	847 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		593	
38	8123	短期共同生活介護Ⅰ3・夜減・超							575	
38	8131	短期共同生活介護Ⅰ4・超			要介護4	863 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		604	
38	8133	短期共同生活介護Ⅰ4・夜減・超							586	
38	8141	短期共同生活介護Ⅰ5・超			要介護5	880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		616	
38	8143	短期共同生活介護Ⅰ5・夜減・超							598	
38	8201	短期共同生活介護Ⅱ1・超		(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1	775 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		543	
38	8203	短期共同生活介護Ⅱ1・夜減・超							526	
38	8211	短期共同生活介護Ⅱ2・超			要介護2	811 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		568	
38	8213	短期共同生活介護Ⅱ2・夜減・超							551	
38	8221	短期共同生活介護Ⅱ3・超			要介護3	835 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		585	
38	8223	短期共同生活介護Ⅱ3・夜減・超							567	
38	8231	短期共同生活介護Ⅱ4・超			要介護4	851 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		596	
38	8233	短期共同生活介護Ⅱ4・夜減・超							578	
38	8241	短期共同生活介護Ⅱ5・超			要介護5	867 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		607	
38	8243	短期共同生活介護Ⅱ5・夜減・超							589	

介護従業者が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
38	9101	短期共同生活介護Ⅰ1・欠	ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1	787 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	介護従業者が欠員の場合 ×70%	551	1日につき
38	9103	短期共同生活介護Ⅰ1・夜減・欠							534	
38	9111	短期共同生活介護Ⅰ2・欠			要介護2	823 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		576	
38	9113	短期共同生活介護Ⅰ2・夜減・欠							559	
38	9121	短期共同生活介護Ⅰ3・欠			要介護3	847 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		593	
38	9123	短期共同生活介護Ⅰ3・夜減・欠							575	
38	9131	短期共同生活介護Ⅰ4・欠			要介護4	863 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		604	
38	9133	短期共同生活介護Ⅰ4・夜減・欠							586	
38	9141	短期共同生活介護Ⅰ5・欠			要介護5	880 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		616	
38	9143	短期共同生活介護Ⅰ5・夜減・欠							598	
38	9201	短期共同生活介護Ⅱ1・欠		(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1	775 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		543	
38	9203	短期共同生活介護Ⅱ1・夜減・欠							526	
38	9211	短期共同生活介護Ⅱ2・欠			要介護2	811 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		568	
38	9213	短期共同生活介護Ⅱ2・夜減・欠							551	
38	9221	短期共同生活介護Ⅱ3・欠			要介護3	835 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		585	
38	9223	短期共同生活介護Ⅱ3・夜減・欠							567	
38	9231	短期共同生活介護Ⅱ4・欠			要介護4	851 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		596	
38	9233	短期共同生活介護Ⅱ4・夜減・欠							578	
38	9241	短期共同生活介護Ⅱ5・欠			要介護5	867 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		607	
38	9243	短期共同生活介護Ⅱ5・夜減・欠							589	

6 地域密着型特定施設入居者生活介護サービスコード表

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
36	1111	地域特定施設生活介護1	イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費	要介護1	533 単位	533	1日につき
36	1121	地域特定施設生活介護2		要介護2	597 単位	597	
36	1131	地域特定施設生活介護3		要介護3	666 単位	666	
36	1141	地域特定施設生活介護4		要介護4	730 単位	730	
36	1151	地域特定施設生活介護5		要介護5	798 単位	798	
36	6003	地域特定施設個別機能訓練加算	個別機能訓練加算		12 単位加算	12	
36	2000	地域特定施設夜間看護体制加算	夜間看護体制加算		10 単位加算	10	
36	6123	地域特定施設医療機関連携加算	医療機関連携加算		80 単位加算	80	1月につき
36	6125	地域特定施設看取り介護加算1	ハ 看取り介護加算	(1)死亡日以前4日以上30日以下	144 単位加算	144	1日につき
36	6126	地域特定施設看取り介護加算2		(2)死亡日以前2日又は3日	680 単位加算	680	
36	6127	地域特定施設看取り介護加算3		(3)死亡日	1,280 単位加算	1280	
36	6133	地域特定施設認知症専門ケア加算Ⅰ	ニ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 単位加算	3	
36	6134	地域特定施設認知症専門ケア加算Ⅱ	（イを算定する場合のみ算定）	(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 単位加算	4	
36	6100	地域特定施設サービス提供体制加算Ⅰ1	ホ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位加算	18	
36	6101	地域特定施設サービス提供体制加算Ⅰ2		(2)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12 単位加算	12	
36	6102	地域特定施設サービス提供体制加算Ⅱ		(3)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 単位加算	6	
36	6103	地域特定施設サービス提供体制加算Ⅲ		(4)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位加算	6	
36	6131	地域特定施設処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 61/1000 加算		1月につき
36	6128	地域特定施設処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 34/1000 加算		
36	6129	地域特定施設処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
36	6130	地域特定施設処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
36	9011	地域特定施設生活介護1・人欠	イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費	要介護1	533 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	373	1日につき
36	9021	地域特定施設生活介護2・人欠		要介護2	597 単位		418	
36	9031	地域特定施設生活介護3・人欠		要介護3	666 単位		466	
36	9041	地域特定施設生活介護4・人欠		要介護4	730 単位		511	
36	9051	地域特定施設生活介護5・人欠		要介護5	798 単位		559	

ロ 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
28	1111	短期地域特定施設生活介護1	ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費	要介護1	533 単位	533	1日につき
28	1121	短期地域特定施設生活介護2		要介護2	597 単位	597	
28	1131	短期地域特定施設生活介護3		要介護3	666 単位	666	
28	1141	短期地域特定施設生活介護4		要介護4	730 単位	730	
28	1151	短期地域特定施設生活介護5		要介護5	798 単位	798	
28	2000	短期地域特定施設夜間看護体制加算	夜間看護体制加算		10 単位加算	10	
28	6100	短期地域特定施設サービス提供体制加算Ⅰ1	ホ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位加算	18	
28	6101	短期地域特定施設サービス提供体制加算Ⅰ2		(2)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12 単位加算	12	
28	6102	短期地域特定施設サービス提供体制加算Ⅱ		(3)サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 単位加算	6	
28	6103	短期地域特定施設サービス提供体制加算Ⅲ		(4)サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位加算	6	
28	6131	短期地域特定施設処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 61/1000 加算		1月につき
28	6128	短期地域特定施設処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 34/1000 加算		
28	6129	短期地域特定施設処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
28	6130	短期地域特定施設処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
28	9011	短期地域特定施設生活介護1・人欠	ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費	要介護1	533 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	373	1日につき
28	9021	短期地域特定施設生活介護2・人欠		要介護2	597 単位		418	
28	9031	短期地域特定施設生活介護3・人欠		要介護3	666 単位		466	
28	9041	短期地域特定施設生活介護4・人欠		要介護4	730 単位		511	
28	9051	短期地域特定施設生活介護5・人欠		要介護5	798 単位		559	

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスコード表（平成27年4月1日～平成27年7月31日）

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
54	2111 地福祉施設Ⅰ1	イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	547 単位		547	1日につき
54	2113 地福祉施設Ⅰ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	531	
54	2121 地福祉施設Ⅰ2			要介護2	614 単位		614	
54	2123 地福祉施設Ⅰ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	596	
54	2131 地福祉施設Ⅰ3			要介護3	682 単位		682	
54	2133 地福祉施設Ⅰ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	662	
54	2141 地福祉施設Ⅰ4			要介護4	749 単位		749	
54	2143 地福祉施設Ⅰ4・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	727	
54	2151 地福祉施設Ⅰ5			要介護5	814 単位		814	
54	2153 地福祉施設Ⅰ5・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	790	
54	2115 地福祉施設Ⅱ1		(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	594 単位		594	
54	2117 地福祉施設Ⅱ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	576	
54	2125 地福祉施設Ⅱ2			要介護2	661 単位		661	
54	2127 地福祉施設Ⅱ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	641	
54	2135 地福祉施設Ⅱ3			要介護3	729 単位		729	
54	2137 地福祉施設Ⅱ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	707	
54	2145 地福祉施設Ⅱ4			要介護4	796 単位		796	
54	2147 地福祉施設Ⅱ4・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	772	
54	2155 地福祉施設Ⅱ5			要介護5	861 単位		861	
54	2157 地福祉施設Ⅱ5・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	835	
54	4301 地福祉施設Ⅲ1		(3) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室（平成24年4月1日後に新設）＞	要介護1	626 単位		626	
54	4302 地福祉施設Ⅲ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	607	
54	4303 地福祉施設Ⅲ2			要介護2	694 単位		694	
54	4304 地福祉施設Ⅲ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	673	
54	4305 地福祉施設Ⅲ3			要介護3	766 単位		766	
54	4306 地福祉施設Ⅲ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	743	
54	4307 地福祉施設Ⅲ4			要介護4	835 単位		835	
54	4308 地福祉施設Ⅲ4・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	810	
54	4309 地福祉施設Ⅲ5			要介護5	902 単位		902	
54	4310 地福祉施設Ⅲ5・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	875	
54	4111 地ユ型福祉施設Ⅰ1	ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	625 単位		625	
54	4201 地ユ型福祉施設Ⅰ1・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	606	
54	4113 地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	606	
54	4202 地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	588	
54	4121 地ユ型福祉施設Ⅰ2			要介護2	691 単位		691	
54	4203 地ユ型福祉施設Ⅰ2・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	670	
54	4123 地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	670	
54	4204 地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	650	
54	4131 地ユ型福祉施設Ⅰ3			要介護3	762 単位		762	
54	4205 地ユ型福祉施設Ⅰ3・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	739	
54	4133 地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	739	
54	4206 地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	717	
54	4141 地ユ型福祉施設Ⅰ4			要介護4	828 単位		828	
54	4207 地ユ型福祉施設Ⅰ4・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	803	
54	4143 地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	803	
54	4208 地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	779	
54	4151 地ユ型福祉施設Ⅰ5			要介護5	894 単位		894	
54	4209 地ユ型福祉施設Ⅰ5・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	867	
54	4153 地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	867	
54	4210 地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	841	
54	4115 地ユ型福祉施設Ⅱ1		(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	625 単位		625	
54	4211 地ユ型福祉施設Ⅱ1・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	606	
54	4117 地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	606	
54	4212 地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	588	
54	4125 地ユ型福祉施設Ⅱ2			要介護2	691 単位		691	
54	4213 地ユ型福祉施設Ⅱ2・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	670	
54	4127 地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	670	
54	4214 地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	650	
54	4135 地ユ型福祉施設Ⅱ3			要介護3	762 単位		762	
54	4215 地ユ型福祉施設Ⅱ3・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	739	
54	4137 地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	739	
54	4216 地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	717	
54	4145 地ユ型福祉施設Ⅱ4			要介護4	828 単位		828	
54	4217 地ユ型福祉施設Ⅱ4・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	803	
54	4147 地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	803	
54	4218 地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	779	
54	4155 地ユ型福祉施設Ⅱ5			要介護5	894 単位		894	
54	4219 地ユ型福祉施設Ⅱ5・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	867	
54	4157 地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	867	
54	4220 地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	841	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
54	5111	地経福祉施設Ⅰ1	ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	700	単位		700	1日につき
54	5113	地経福祉施設Ⅰ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	679	
54	5121	地経福祉施設Ⅰ2				要介護2	763	単位		763	
54	5123	地経福祉施設Ⅰ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	740	
54	5131	地経福祉施設Ⅰ3				要介護3	830	単位		830	
54	5133	地経福祉施設Ⅰ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	805	
54	5141	地経福祉施設Ⅰ4				要介護4	893	単位		893	
54	5143	地経福祉施設Ⅰ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	866	
54	5151	地経福祉施設Ⅰ5				要介護5	955	単位		955	
54	5153	地経福祉施設Ⅰ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	926	
54	5115	地経福祉施設Ⅱ1			(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	747	単位		747	
54	5117	地経福祉施設Ⅱ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	725	
54	5125	地経福祉施設Ⅱ2				要介護2	810	単位		810	
54	5127	地経福祉施設Ⅱ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	786	
54	5135	地経福祉施設Ⅱ3				要介護3	877	単位		877	
54	5137	地経福祉施設Ⅱ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	851	
54	5145	地経福祉施設Ⅱ4				要介護4	940	単位		940	
54	5147	地経福祉施設Ⅱ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	912	
54	5155	地経福祉施設Ⅱ5				要介護5	1,002	単位		1,002	
54	5157	地経福祉施設Ⅱ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	972	
54	4311	地経福祉施設Ⅲ1			(三) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1	784	単位		784	
54	4312	地経福祉施設Ⅲ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	760	
54	4313	地経福祉施設Ⅲ2				要介護2	849	単位		849	
54	4314	地経福祉施設Ⅲ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	824	
54	4315	地経福祉施設Ⅲ3				要介護3	918	単位		918	
54	4316	地経福祉施設Ⅲ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	890	
54	4317	地経福祉施設Ⅲ4				要介護4	984	単位		984	
54	4318	地経福祉施設Ⅲ4・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	954	
54	4319	地経福祉施設Ⅲ5				要介護5	1,048	単位		1,048	
54	4320	地経福祉施設Ⅲ5・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	1,017	
54	2161	地旧措置施設Ⅰ1		(2) 旧措置入所者地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	700	単位		700	
54	2163	地旧措置施設Ⅰ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	679	
54	2171	地旧措置施設Ⅰ2				要介護2・3	800	単位		800	
54	2173	地旧措置施設Ⅰ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	776	
54	2181	地旧措置施設Ⅰ3				要介護4・5	923	単位		923	
54	2183	地旧措置施設Ⅰ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	895	
54	2165	地旧措置施設Ⅱ1			(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	747	単位		747	
54	2167	地旧措置施設Ⅱ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	725	
54	2175	地旧措置施設Ⅱ2				要介護2・3	847	単位		847	
54	2177	地旧措置施設Ⅱ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	822	
54	2185	地旧措置施設Ⅱ3				要介護4・5	970	単位		970	
54	2187	地旧措置施設Ⅱ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	941	
54	4321	地旧措置施設Ⅲ1			(三) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1	784	単位		784	
54	4322	地旧措置施設Ⅲ1・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	760	
54	4323	地旧措置施設Ⅲ2				要介護2・3	889	単位		889	
54	4324	地旧措置施設Ⅲ2・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	862	
54	4325	地旧措置施設Ⅲ3				要介護4・5	1,016	単位		1,016	
54	4326	地旧措置施設Ⅲ3・夜減							夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	986	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
54	7111	地経ユ型福祉施設Ⅰ1	ニユニット型地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1)ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一)ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 766 単位				766	1日につき
54	7201	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		743	
54	7113	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
54	7202	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
54	7121	地経ユ型福祉施設Ⅰ2				要介護2 829 単位				829	
54	7203	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		804	
54	7123	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			804	
54	7204	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	780	
54	7131	地経ユ型福祉施設Ⅰ3				要介護3 897 単位				897	
54	7205	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		870	
54	7133	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			870	
54	7206	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	844	
54	7141	地経ユ型福祉施設Ⅰ4				要介護4 960 単位				960	
54	7207	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		931	
54	7143	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			931	
54	7208	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	903	
54	7151	地経ユ型福祉施設Ⅰ5				要介護5 1,022 単位				1,022	
54	7209	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		991	
54	7153	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			991	
54	7210	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	961	
54	7115	地経ユ型福祉施設Ⅱ1			(二)ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 766 単位				766	
54	7211	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		743	
54	7117	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
54	7212	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
54	7125	地経ユ型福祉施設Ⅱ2				要介護2 829 単位				829	
54	7213	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		804	
54	7127	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			804	
54	7214	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	780	
54	7135	地経ユ型福祉施設Ⅱ3				要介護3 897 単位				897	
54	7215	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		870	
54	7137	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			870	
54	7216	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	844	
54	7145	地経ユ型福祉施設Ⅱ4				要介護4 960 単位				960	
54	7217	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		931	
54	7147	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			931	
54	7218	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	903	
54	7155	地経ユ型福祉施設Ⅱ5				要介護5 1,022 単位				1,022	
54	7219	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		991	
54	7157	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			991	
54	7220	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	961	
54	4161	地ユ型旧措置施設Ⅰ1		(2)ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一)ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 766 単位				766	
54	4221	地ユ型旧措置施設Ⅰ1・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		743	
54	4163	地ユ型旧措置施設Ⅰ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
54	4222	地ユ型旧措置施設Ⅰ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
54	4171	地ユ型旧措置施設Ⅰ2				要介護2・3 868 単位				868	
54	4223	地ユ型旧措置施設Ⅰ2・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		842	
54	4173	地ユ型旧措置施設Ⅰ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			842	
54	4224	地ユ型旧措置施設Ⅰ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	817	
54	4181	地ユ型旧措置施設Ⅰ3				要介護4・5 990 単位				990	
54	4225	地ユ型旧措置施設Ⅰ3・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		960	
54	4183	地ユ型旧措置施設Ⅰ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			960	
54	4226	地ユ型旧措置施設Ⅰ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	931	
54	4165	地ユ型旧措置施設Ⅱ1			(二)ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 766 単位				766	
54	4227	地ユ型旧措置施設Ⅱ1・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		743	
54	4167	地ユ型旧措置施設Ⅱ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			743	
54	4228	地ユ型旧措置施設Ⅱ1・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
54	4175	地ユ型旧措置施設Ⅱ2				要介護2・3 868 単位				868	
54	4229	地ユ型旧措置施設Ⅱ2・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		842	
54	4177	地ユ型旧措置施設Ⅱ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			842	
54	4230	地ユ型旧措置施設Ⅱ2・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	817	
54	4185	地ユ型旧措置施設Ⅱ3				要介護4・5 990 単位				990	
54	4231	地ユ型旧措置施設Ⅱ3・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%		960	
54	4187	地ユ型旧措置施設Ⅱ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			960	
54	4232	地ユ型旧措置施設Ⅱ3・夜減・未減							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	931	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
54	6132	地福祉施設日常生活継続支援加算1	日常生活継続支援加算		イ又はハを算定する場合	36 単位加算	36	1日につき
54	6135	地福祉施設日常生活継続支援加算2			ロ又はニを算定する場合	46 単位加算	46	
54	6113	地福祉施設看護体制加算Ⅰ1	看護体制加算	看護体制加算(Ⅰ)イ	イ又はロを算定する場合	12 単位加算	12	
54	6114	地福祉施設看護体制加算Ⅰ2		看護体制加算(Ⅰ)ロ	ハ又はニを算定する場合	4 単位加算	4	
54	6115	地福祉施設看護体制加算Ⅱ1		看護体制加算(Ⅱ)イ	イ又はロを算定する場合	23 単位加算	23	
54	6116	地福祉施設看護体制加算Ⅱ2		看護体制加算(Ⅱ)ロ	ハ又はニを算定する場合	8 単位加算	8	
54	6117	地福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰ1	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	イを算定する場合	41 単位加算	41	
54	6118	地福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰ2		夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	ハを算定する場合	13 単位加算	13	
54	6119	地福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ1		夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	ロを算定する場合	46 単位加算	46	
54	6120	地福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ2		夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	ニを算定する場合	18 単位加算	18	
54	6002	地福祉施設準ユニットケア加算	準ユニットケア加算			5 単位加算	5	
54	6003	地福祉施設個別機能訓練加算	個別機能訓練加算			12 単位加算	12	
54	6109	地福祉施設若年性認知症受入加算	若年性認知症入所者受入加算			120 単位加算	120	
54	6100	地福祉施設常勤医師配置加算	常勤の医師を1名以上配置している場合			25 単位加算	25	
54	6200	地福祉施設精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合			5 単位加算	5	
54	6250	地福祉施設障害者生活支援加算	障害者生活支援体制加算			26 単位加算	26	
54	6304	地福祉施設身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止に向けた取組が行われていない場合			5 単位減算	−5	
54	6300	地福祉施設外泊時費用	病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合			246 単位	246	月6日限度
54	6400	地福祉施設初期加算	ホ 初期加算(入所日から30日以内の期間。入院後の再入所も同様。)			30 単位加算	30	1日につき
54	6501	地福祉施設退所前訪問相談援助加算	ヘ 退所時等相談援助加算		(1)退所前訪問相談援助加算(入所中1回(又は2回)限度)	460 単位	460	1回につき
54	6504	地福祉施設退所後訪問相談援助加算			(2)退所後訪問相談援助加算(退所後1回限度)	460 単位	460	
54	6502	地福祉施設退所時相談援助加算			(3)退所時相談援助加算	400 単位	400	1回限り
54	6503	地福祉施設退所前連携加算			(4)退所前連携加算	500 単位	500	
54	6273	地福祉施設栄養マネジメント加算	ト 栄養マネジメント加算			14 単位加算	14	1日につき
54	6274	地福祉施設経口移行加算	チ 経口移行加算			28 単位加算	28	
54	6281	地福祉施設経口維持加算Ⅰ	リ 経口維持加算		(1)経口維持加算(Ⅰ)	400 単位加算	400	1月につき
54	6282	地福祉施設経口維持加算Ⅱ			(2)経口維持加算(Ⅱ)	100 単位加算	100	
54	6122	地福祉口腔衛生管理体制加算	ヌ 口腔衛生管理体制加算			30 単位加算	30	
54	6123	地福祉施設口腔衛生管理加算	ル 口腔衛生管理加算			110 単位加算	110	
54	6275	地福祉施設療養食加算	ヲ 療養食加算			18 単位加算	18	1日につき
54	6276	地福祉施設看取り介護加算1	ワ 看取り介護加算		(1)死亡日以前4日以上30日以下	144 単位加算	144	
54	6277	地福祉施設看取り介護加算2			(2)死亡日以前2日又は3日	680 単位加算	680	
54	6283	地福祉施設看取り介護加算3			(3)死亡日	1,280 単位加算	1280	
54	6278	地福祉施設在宅復帰支援機能加算	カ 在宅復帰支援機能加算			10 単位加算	10	
54	6279	地福祉施設在宅入所相互利用加算	ヨ 在宅・入所相互利用加算			40 単位加算	40	
54	6280	地福祉施設小規模拠点集合施設加算	タ 小規模拠点集合型施設加算			50 単位加算	50	
54	6133	地福祉施設認知症専門ケア加算Ⅰ	レ 認知症専門ケア加算		(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位加算	3	
54	6134	地福祉施設認知症専門ケア加算Ⅱ			(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位加算	4	
54	6121	地福祉施設認知症緊急対応加算	ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)			200 単位加算	200	
54	6107	地福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ1	ツ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18 単位加算	18	
54	6101	地福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ2			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12 単位加算	12	
54	6102	地福祉施設サービス提供体制加算Ⅱ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位加算	6	
54	6103	地福祉施設サービス提供体制加算Ⅲ			(4)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位加算	6	
54	6108	地福祉施設処遇改善加算Ⅰ	ネ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
54	6104	地福祉施設処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 33/1000 加算		
54	6105	地福祉施設処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
54	6106	地福祉施設処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
54	8151	地福祉施設Ⅰ1・定超	イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	547 単位			定員超過の場合 × 70%		383	1日につき
54	8153	地福祉施設Ⅰ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			372	
54	8161	地福祉施設Ⅰ2・定超			要介護2	614 単位					430	
54	8163	地福祉施設Ⅰ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			417	
54	8171	地福祉施設Ⅰ3・定超			要介護3	682 単位					477	
54	8173	地福祉施設Ⅰ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			463	
54	8181	地福祉施設Ⅰ4・定超			要介護4	749 単位					524	
54	8183	地福祉施設Ⅰ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			509	
54	8191	地福祉施設Ⅰ5・定超			要介護5	814 単位					570	
54	8193	地福祉施設Ⅰ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			553	
54	8155	地福祉施設Ⅱ1・定超		(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	594 単位					416	
54	8157	地福祉施設Ⅱ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			403	
54	8165	地福祉施設Ⅱ2・定超			要介護2	661 単位					463	
54	8167	地福祉施設Ⅱ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			449	
54	8175	地福祉施設Ⅱ3・定超			要介護3	729 単位					510	
54	8177	地福祉施設Ⅱ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			495	
54	8185	地福祉施設Ⅱ4・定超			要介護4	796 単位					557	
54	8187	地福祉施設Ⅱ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			540	
54	8195	地福祉施設Ⅱ5・定超			要介護5	861 単位					603	
54	8197	地福祉施設Ⅱ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			585	
54	8201	地福祉施設Ⅲ1・定超		(3) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1	626 単位					438	
54	8202	地福祉施設Ⅲ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			425	
54	8203	地福祉施設Ⅲ2・定超			要介護2	694 単位					486	
54	8204	地福祉施設Ⅲ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			471	
54	8205	地福祉施設Ⅲ3・定超			要介護3	766 単位					536	
54	8206	地福祉施設Ⅲ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			520	
54	8207	地福祉施設Ⅲ4・定超			要介護4	835 単位					585	
54	8208	地福祉施設Ⅲ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			567	
54	8209	地福祉施設Ⅲ5・定超			要介護5	902 単位					631	
54	8210	地福祉施設Ⅲ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			613	
54	8451	地ユ型福祉施設Ⅰ1・超	ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	625 単位			定員超過の場合 × 70%		438	
54	8501	地ユ型福祉施設Ⅰ1・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
54	8453	地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			424	
54	8502	地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
54	8461	地ユ型福祉施設Ⅰ2・超			要介護2	691 単位					484	
54	8503	地ユ型福祉施設Ⅰ2・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	469	
54	8463	地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			469	
54	8504	地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	455	
54	8471	地ユ型福祉施設Ⅰ3・超			要介護3	762 単位					533	
54	8505	地ユ型福祉施設Ⅰ3・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	517	
54	8473	地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			517	
54	8506	地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	501	
54	8481	地ユ型福祉施設Ⅰ4・超			要介護4	828 単位					580	
54	8507	地ユ型福祉施設Ⅰ4・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	8483	地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			562	
54	8508	地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	545	
54	8491	地ユ型福祉施設Ⅰ5・超			要介護5	894 単位					626	
54	8509	地ユ型福祉施設Ⅰ5・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	607	
54	8493	地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			607	
54	8510	地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	589	
54	8455	地ユ型福祉施設Ⅱ1・超		(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	625 単位					438	
54	8511	地ユ型福祉施設Ⅱ1・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
54	8457	地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			424	
54	8512	地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
54	8465	地ユ型福祉施設Ⅱ2・超			要介護2	691 単位					484	
54	8513	地ユ型福祉施設Ⅱ2・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	469	
54	8467	地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			469	
54	8514	地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	455	
54	8475	地ユ型福祉施設Ⅱ3・超			要介護3	762 単位					533	
54	8515	地ユ型福祉施設Ⅱ3・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	517	
54	8477	地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			517	
54	8516	地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	501	
54	8485	地ユ型福祉施設Ⅱ4・超			要介護4	828 単位					580	
54	8517	地ユ型福祉施設Ⅱ4・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	8487	地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			562	
54	8518	地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	545	
54	8495	地ユ型福祉施設Ⅱ5・超			要介護5	894 単位					626	
54	8519	地ユ型福祉施設Ⅱ5・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	607	
54	8497	地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合	× 97%			607	
54	8520	地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	589	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
54	8351	地経福祉施設Ⅰ1・定超	ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	700 単位		定員超過の場合 × 70%	490	1日につき
54	8353	地経福祉施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		475	
54	8361	地経福祉施設Ⅰ2・定超				要介護2	763 単位			534	
54	8363	地経福祉施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		518	
54	8371	地経福祉施設Ⅰ3・定超				要介護3	830 単位			581	
54	8373	地経福祉施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		564	
54	8381	地経福祉施設Ⅰ4・定超				要介護4	893 単位			625	
54	8383	地経福祉施設Ⅰ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		606	
54	8391	地経福祉施設Ⅰ5・定超				要介護5	955 単位			669	
54	8393	地経福祉施設Ⅰ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		648	
54	8355	地経福祉施設Ⅱ1・定超			(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	747 単位			523	
54	8357	地経福祉施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		508	
54	8365	地経福祉施設Ⅱ2・定超				要介護2	810 単位			567	
54	8367	地経福祉施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		550	
54	8375	地経福祉施設Ⅱ3・定超				要介護3	877 単位			614	
54	8377	地経福祉施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		596	
54	8385	地経福祉施設Ⅱ4・定超				要介護4	940 単位			658	
54	8387	地経福祉施設Ⅱ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		638	
54	8395	地経福祉施設Ⅱ5・定超				要介護5	1,002 単位			701	
54	8397	地経福祉施設Ⅱ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		680	
54	8211	地経福祉施設Ⅲ1・定超			(三) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1	784 単位			549	
54	8212	地経福祉施設Ⅲ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		532	
54	8213	地経福祉施設Ⅲ2・定超				要介護2	849 単位			594	
54	8214	地経福祉施設Ⅲ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		577	
54	8215	地経福祉施設Ⅲ3・定超				要介護3	918 単位			643	
54	8216	地経福祉施設Ⅲ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		623	
54	8217	地経福祉施設Ⅲ4・定超				要介護4	984 単位			689	
54	8218	地経福祉施設Ⅲ4・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		668	
54	8219	地経福祉施設Ⅲ5・定超				要介護5	1,048 単位			734	
54	8220	地経福祉施設Ⅲ5・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		712	
54	8691	地旧施設Ⅰ1・定超		(2) 旧措置入所者地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	700 単位			490	
54	8693	地旧施設Ⅰ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		475	
54	8701	地旧施設Ⅰ2・定超				要介護2・3	800 単位			560	
54	8703	地旧施設Ⅰ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		543	
54	8711	地旧施設Ⅰ3・定超				要介護4・5	923 単位			646	
54	8713	地旧施設Ⅰ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		627	
54	8695	地旧施設Ⅱ1・定超			(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	747 単位			523	
54	8697	地旧施設Ⅱ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		508	
54	8705	地旧施設Ⅱ2・定超				要介護2・3	847 単位			593	
54	8707	地旧施設Ⅱ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		575	
54	8715	地旧施設Ⅱ3・定超				要介護4・5	970 単位			679	
54	8717	地旧施設Ⅱ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		659	
54	8221	地旧施設Ⅲ1・定超			(三) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1	784 単位			549	
54	8222	地旧施設Ⅲ1・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		532	
54	8223	地旧施設Ⅲ2・定超				要介護2・3	889 単位			622	
54	8224	地旧施設Ⅲ2・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		603	
54	8225	地旧施設Ⅲ3・定超				要介護4・5	1,016 単位			711	
54	8226	地旧施設Ⅲ3・夜減・定超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		690	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
54	8951	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・超	ニユニット型地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1)ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一)ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	766 単位		定員超過の場合 × 70%		536	1日につき
54	8533	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	8953	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
54	8534	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	8961	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・超				要介護2	829 単位				580	
54	8535	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	8963	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			563	
54	8536	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
54	8971	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・超				要介護3	897 単位				628	
54	8537	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
54	8973	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			609	
54	8538	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
54	8981	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・超				要介護4	960 単位				672	
54	8539	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
54	8983	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			652	
54	8540	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
54	8991	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・超				要介護5	1,022 単位				715	
54	8541	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
54	8993	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
54	8542	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	
54	8955	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・超			(二)ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	766 単位				536	
54	8543	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	8957	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
54	8544	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	8965	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・超				要介護2	829 単位				580	
54	8545	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	8967	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			563	
54	8546	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
54	8975	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・超				要介護3	897 単位				628	
54	8547	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
54	8977	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			609	
54	8548	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
54	8985	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・超				要介護4	960 単位				672	
54	8549	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
54	8987	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			652	
54	8550	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
54	8995	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・超				要介護5	1,022 単位				715	
54	8551	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
54	8997	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			694	
54	8552	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	
54	8871	地ユ型旧施設Ⅰ1・超		(2)ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一)ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	766 単位				536	
54	8521	地ユ型旧施設Ⅰ1・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	8873	地ユ型旧施設Ⅰ1・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
54	8522	地ユ型旧施設Ⅰ1・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	8881	地ユ型旧施設Ⅰ2・超				要介護2・3	868 単位				608	
54	8523	地ユ型旧施設Ⅰ2・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
54	8883	地ユ型旧施設Ⅰ2・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			589	
54	8524	地ユ型旧施設Ⅰ2・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
54	8891	地ユ型旧施設Ⅰ3・超				要介護4・5	990 単位				693	
54	8525	地ユ型旧施設Ⅰ3・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
54	8893	地ユ型旧施設Ⅰ3・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			672	
54	8526	地ユ型旧施設Ⅰ3・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
54	8875	地ユ型旧施設Ⅱ1・超			(二)ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	766 単位				536	
54	8527	地ユ型旧施設Ⅱ1・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	8877	地ユ型旧施設Ⅱ1・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			520	
54	8528	地ユ型旧施設Ⅱ1・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	8885	地ユ型旧施設Ⅱ2・超				要介護2・3	868 単位				608	
54	8529	地ユ型旧施設Ⅱ2・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
54	8887	地ユ型旧施設Ⅱ2・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			589	
54	8530	地ユ型旧施設Ⅱ2・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
54	8895	地ユ型旧施設Ⅱ3・超				要介護4・5	990 単位				693	
54	8531	地ユ型旧施設Ⅱ3・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
54	8897	地ユ型旧施設Ⅱ3・夜・超						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			672	
54	8532	地ユ型旧施設Ⅱ3・夜・超・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	

介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
54	9151	地福祉施設Ⅰ1・人欠	イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	547 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%			383	1日につき
54	9153	地福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				372	
54	9161	地福祉施設Ⅰ2・人欠			要介護2	614 単位					430	
54	9163	地福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				417	
54	9171	地福祉施設Ⅰ3・人欠			要介護3	682 単位					477	
54	9173	地福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				463	
54	9181	地福祉施設Ⅰ4・人欠			要介護4	749 単位					524	
54	9183	地福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				509	
54	9191	地福祉施設Ⅰ5・人欠			要介護5	814 単位					570	
54	9193	地福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				553	
54	9155	地福祉施設Ⅱ1・人欠		(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	594 単位					416	
54	9157	地福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				403	
54	9165	地福祉施設Ⅱ2・人欠			要介護2	661 単位					463	
54	9167	地福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				449	
54	9175	地福祉施設Ⅱ3・人欠			要介護3	729 単位					510	
54	9177	地福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				495	
54	9185	地福祉施設Ⅱ4・人欠			要介護4	796 単位					557	
54	9187	地福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				540	
54	9195	地福祉施設Ⅱ5・人欠			要介護5	861 単位					603	
54	9197	地福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				585	
54	9201	地福祉施設Ⅲ1・人欠		(3) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1	626 単位					438	
54	9202	地福祉施設Ⅲ1・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				425	
54	9203	地福祉施設Ⅲ2・人欠			要介護2	694 単位					486	
54	9204	地福祉施設Ⅲ2・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				471	
54	9205	地福祉施設Ⅲ3・人欠			要介護3	766 単位					536	
54	9206	地福祉施設Ⅲ3・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	9207	地福祉施設Ⅲ4・人欠			要介護4	835 単位					585	
54	9208	地福祉施設Ⅲ4・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				567	
54	9209	地福祉施設Ⅲ5・人欠			要介護5	902 単位					631	
54	9210	地福祉施設Ⅲ5・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				613	
54	9451	地ユ型福祉施設Ⅰ1・欠	ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	625 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%			438	
54	9501	地ユ型福祉施設Ⅰ1・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		425	
54	9453	地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
54	9502	地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		411	
54	9461	地ユ型福祉施設Ⅰ2・欠			要介護2	691 単位					484	
54	9503	地ユ型福祉施設Ⅰ2・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		469	
54	9463	地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				469	
54	9504	地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		455	
54	9471	地ユ型福祉施設Ⅰ3・欠			要介護3	762 単位					533	
54	9505	地ユ型福祉施設Ⅰ3・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		517	
54	9473	地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				517	
54	9506	地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		501	
54	9481	地ユ型福祉施設Ⅰ4・欠			要介護4	828 単位					580	
54	9507	地ユ型福祉施設Ⅰ4・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
54	9483	地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				562	
54	9508	地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		545	
54	9491	地ユ型福祉施設Ⅰ5・欠			要介護5	894 単位					626	
54	9509	地ユ型福祉施設Ⅰ5・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		607	
54	9493	地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				607	
54	9510	地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		589	
54	9455	地ユ型福祉施設Ⅱ1・欠		(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	625 単位					438	
54	9511	地ユ型福祉施設Ⅱ1・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		425	
54	9457	地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				424	
54	9512	地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		411	
54	9465	地ユ型福祉施設Ⅱ2・欠			要介護2	691 単位					484	
54	9513	地ユ型福祉施設Ⅱ2・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		469	
54	9467	地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				469	
54	9514	地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		455	
54	9475	地ユ型福祉施設Ⅱ3・欠			要介護3	762 単位					533	
54	9515	地ユ型福祉施設Ⅱ3・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		517	
54	9477	地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				517	
54	9516	地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		501	
54	9485	地ユ型福祉施設Ⅱ4・欠			要介護4	828 単位					580	
54	9517	地ユ型福祉施設Ⅱ4・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
54	9487	地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				562	
54	9518	地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		545	
54	9495	地ユ型福祉施設Ⅱ5・欠			要介護5	894 単位					626	
54	9519	地ユ型福祉施設Ⅱ5・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		607	
54	9497	地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				607	
54	9520	地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		589	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
54	9351	地経福祉施設Ⅰ1・人欠	ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	700 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	490	1日につき
54	9353	地経福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		475	
54	9361	地経福祉施設Ⅰ2・人欠				要介護2	763 単位			534	
54	9363	地経福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		518	
54	9371	地経福祉施設Ⅰ3・人欠				要介護3	830 単位			581	
54	9373	地経福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		564	
54	9381	地経福祉施設Ⅰ4・人欠				要介護4	893 単位			625	
54	9383	地経福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		606	
54	9391	地経福祉施設Ⅰ5・人欠				要介護5	955 単位			669	
54	9393	地経福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		648	
54	9355	地経福祉施設Ⅱ1・人欠			(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	747 単位			523	
54	9357	地経福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		508	
54	9365	地経福祉施設Ⅱ2・人欠				要介護2	810 単位			567	
54	9367	地経福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		550	
54	9375	地経福祉施設Ⅱ3・人欠				要介護3	877 単位			614	
54	9377	地経福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		596	
54	9385	地経福祉施設Ⅱ4・人欠				要介護4	940 単位			658	
54	9387	地経福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		638	
54	9395	地経福祉施設Ⅱ5・人欠				要介護5	1,002 単位			701	
54	9397	地経福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		680	
54	9211	地経福祉施設Ⅲ1・人欠			(三) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1	784 単位			549	
54	9212	地経福祉施設Ⅲ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		532	
54	9213	地経福祉施設Ⅲ2・人欠				要介護2	849 単位			594	
54	9214	地経福祉施設Ⅲ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		577	
54	9215	地経福祉施設Ⅲ3・人欠				要介護3	918 単位			643	
54	9216	地経福祉施設Ⅲ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		623	
54	9217	地経福祉施設Ⅲ4・人欠				要介護4	984 単位			689	
54	9218	地経福祉施設Ⅲ4・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		668	
54	9219	地経福祉施設Ⅲ5・人欠				要介護5	1,048 単位			734	
54	9220	地経福祉施設Ⅲ5・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		712	
54	9691	地旧施設Ⅰ1・人欠		(2) 旧措置入所者地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	700 単位			490	
54	9693	地旧施設Ⅰ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		475	
54	9701	地旧施設Ⅰ2・人欠				要介護2・3	800 単位			560	
54	9703	地旧施設Ⅰ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		543	
54	9711	地旧施設Ⅰ3・人欠				要介護4・5	923 単位			646	
54	9713	地旧施設Ⅰ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		627	
54	9695	地旧施設Ⅱ1・人欠			(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	747 単位			523	
54	9697	地旧施設Ⅱ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		508	
54	9705	地旧施設Ⅱ2・人欠				要介護2・3	847 単位			593	
54	9707	地旧施設Ⅱ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		575	
54	9715	地旧施設Ⅱ3・人欠				要介護4・5	970 単位			679	
54	9717	地旧施設Ⅱ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		659	
54	9221	地旧施設Ⅲ1・人欠			(三) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室(平成24年4月1日後に新設)＞	要介護1	784 単位			549	
54	9222	地旧施設Ⅲ1・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		532	
54	9223	地旧施設Ⅲ2・人欠				要介護2・3	889 単位			622	
54	9224	地旧施設Ⅲ2・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		603	
54	9225	地旧施設Ⅲ3・人欠				要介護4・5	1,016 単位			711	
54	9226	地旧施設Ⅲ3・夜減・人欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		690	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目										合成単位数	算定単位
54	9951	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・欠	ニ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	766 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%			536	1日につき
54	9533	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	9953	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	9534	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	9961	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・欠				要介護2	829 単位					580	
54	9535	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	9963	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
54	9536	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
54	9971	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・欠				要介護3	897 単位					628	
54	9537	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
54	9973	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				609	
54	9538	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
54	9981	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・欠				要介護4	960 単位					672	
54	9539	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
54	9983	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
54	9540	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
54	9991	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・欠				要介護5	1,022 単位					715	
54	9541	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
54	9993	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				694	
54	9542	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	
54	9955	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・欠			(二) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	766 単位					536	
54	9543	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	9957	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	9544	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	9965	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・欠				要介護2	829 単位					580	
54	9545	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	9967	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
54	9546	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
54	9975	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・欠				要介護3	897 単位					628	
54	9547	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
54	9977	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				609	
54	9548	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
54	9985	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・欠				要介護4	960 単位					672	
54	9549	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
54	9987	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
54	9550	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
54	9995	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・欠				要介護5	1,022 単位					715	
54	9551	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
54	9997	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				694	
54	9552	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	
54	9871	地ユ型旧施設Ⅰ1・欠		(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1	766 単位					536	
54	9521	地ユ型旧施設Ⅰ1・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	9873	地ユ型旧施設Ⅰ1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	9522	地ユ型旧施設Ⅰ1・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	9881	地ユ型旧施設Ⅰ2・欠				要介護2・3	868 単位					608	
54	9523	地ユ型旧施設Ⅰ2・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
54	9883	地ユ型旧施設Ⅰ2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
54	9524	地ユ型旧施設Ⅰ2・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
54	9891	地ユ型旧施設Ⅰ3・欠				要介護4・5	990 単位					693	
54	9525	地ユ型旧施設Ⅰ3・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
54	9893	地ユ型旧施設Ⅰ3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				672	
54	9526	地ユ型旧施設Ⅰ3・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
54	9875	地ユ型旧施設Ⅱ1・欠			(二) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1	766 単位					536	
54	9527	地ユ型旧施設Ⅱ1・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	9877	地ユ型旧施設Ⅱ1・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	9528	地ユ型旧施設Ⅱ1・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	9885	地ユ型旧施設Ⅱ2・欠				要介護2・3	868 単位					608	
54	9529	地ユ型旧施設Ⅱ2・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
54	9887	地ユ型旧施設Ⅱ2・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
54	9530	地ユ型旧施設Ⅱ2・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
54	9895	地ユ型旧施設Ⅱ3・欠				要介護4・5	990 単位					693	
54	9531	地ユ型旧施設Ⅱ3・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
54	9897	地ユ型旧施設Ⅱ3・夜・欠						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				672	
54	9532	地ユ型旧施設Ⅱ3・夜・欠・未									ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスコード表（平成27年8月1日～）

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
54	2111 地福祉施設Ⅰ1	イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 547 単位			547	1日につき
54	2113 地福祉施設Ⅰ1・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		531	
54	2121 地福祉施設Ⅰ2			要介護2 614 単位			614	
54	2123 地福祉施設Ⅰ2・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		596	
54	2131 地福祉施設Ⅰ3			要介護3 682 単位			682	
54	2133 地福祉施設Ⅰ3・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		662	
54	2141 地福祉施設Ⅰ4			要介護4 749 単位			749	
54	2143 地福祉施設Ⅰ4・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		727	
54	2151 地福祉施設Ⅰ5			要介護5 814 単位			814	
54	2153 地福祉施設Ⅰ5・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		790	
54	2115 地福祉施設Ⅱ1		(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 547 単位			547	
54	2117 地福祉施設Ⅱ1・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		531	
54	2125 地福祉施設Ⅱ2			要介護2 614 単位			614	
54	2127 地福祉施設Ⅱ2・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		596	
54	2135 地福祉施設Ⅱ3			要介護3 682 単位			682	
54	2137 地福祉施設Ⅱ3・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		662	
54	2145 地福祉施設Ⅱ4			要介護4 749 単位			749	
54	2147 地福祉施設Ⅱ4・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		727	
54	2155 地福祉施設Ⅱ5			要介護5 814 単位			814	
54	2157 地福祉施設Ⅱ5・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		790	
54	4111 地ユ型福祉施設Ⅰ1	ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 625 単位			625	
54	4201 地ユ型福祉施設Ⅰ1・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	606	
54	4113 地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		606	
54	4202 地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	588	
54	4121 地ユ型福祉施設Ⅰ2			要介護2 691 単位			691	
54	4203 地ユ型福祉施設Ⅰ2・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	670	
54	4123 地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		670	
54	4204 地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	650	
54	4131 地ユ型福祉施設Ⅰ3			要介護3 762 単位			762	
54	4205 地ユ型福祉施設Ⅰ3・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	739	
54	4133 地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		739	
54	4206 地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	717	
54	4141 地ユ型福祉施設Ⅰ4			要介護4 828 単位			828	
54	4207 地ユ型福祉施設Ⅰ4・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	803	
54	4143 地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		803	
54	4208 地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	779	
54	4151 地ユ型福祉施設Ⅰ5			要介護5 894 単位			894	
54	4209 地ユ型福祉施設Ⅰ5・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	867	
54	4153 地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		867	
54	4210 地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	841	
54	4115 地ユ型福祉施設Ⅱ1		(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 625 単位			625	
54	4211 地ユ型福祉施設Ⅱ1・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	606	
54	4117 地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		606	
54	4212 地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	588	
54	4125 地ユ型福祉施設Ⅱ2			要介護2 691 単位			691	
54	4213 地ユ型福祉施設Ⅱ2・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	670	
54	4127 地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		670	
54	4214 地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	650	
54	4135 地ユ型福祉施設Ⅱ3			要介護3 762 単位			762	
54	4215 地ユ型福祉施設Ⅱ3・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	739	
54	4137 地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		739	
54	4216 地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	717	
54	4145 地ユ型福祉施設Ⅱ4			要介護4 828 単位			828	
54	4217 地ユ型福祉施設Ⅱ4・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	803	
54	4147 地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		803	
54	4218 地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	779	
54	4155 地ユ型福祉施設Ⅱ5			要介護5 894 単位			894	
54	4219 地ユ型福祉施設Ⅱ5・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	867	
54	4157 地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		867	
54	4220 地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減・未減					ユニットケア体制未整備減算 × 97%	841	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
54	5111	地経福祉施設Ⅰ1	ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	700 単位		700	1日につき
54	5113	地経福祉施設Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	679	
54	5121	地経福祉施設Ⅰ2				要介護2	763 単位		763	
54	5123	地経福祉施設Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	740	
54	5131	地経福祉施設Ⅰ3				要介護3	830 単位		830	
54	5133	地経福祉施設Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	805	
54	5141	地経福祉施設Ⅰ4				要介護4	893 単位		893	
54	5143	地経福祉施設Ⅰ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	866	
54	5151	地経福祉施設Ⅰ5				要介護5	955 単位		955	
54	5153	地経福祉施設Ⅰ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	926	
54	5115	地経福祉施設Ⅱ1			(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	700 単位		700	
54	5117	地経福祉施設Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	679	
54	5125	地経福祉施設Ⅱ2				要介護2	763 単位		763	
54	5127	地経福祉施設Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	740	
54	5135	地経福祉施設Ⅱ3				要介護3	830 単位		830	
54	5137	地経福祉施設Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	805	
54	5145	地経福祉施設Ⅱ4				要介護4	893 単位		893	
54	5147	地経福祉施設Ⅱ4・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	866	
54	5155	地経福祉施設Ⅱ5				要介護5	955 単位		955	
54	5157	地経福祉施設Ⅱ5・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	926	
54	2161	地旧措置施設Ⅰ1		(2) 旧措置入所者地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	700 単位		700	
54	2163	地旧措置施設Ⅰ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	679	
54	2171	地旧措置施設Ⅰ2				要介護2・3	800 単位		800	
54	2173	地旧措置施設Ⅰ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	776	
54	2181	地旧措置施設Ⅰ3				要介護4・5	923 単位		923	
54	2183	地旧措置施設Ⅰ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	895	
54	2165	地旧措置施設Ⅱ1			(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	700 単位		700	
54	2167	地旧措置施設Ⅱ1・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	679	
54	2175	地旧措置施設Ⅱ2				要介護2・3	800 単位		800	
54	2177	地旧措置施設Ⅱ2・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	776	
54	2185	地旧措置施設Ⅱ3				要介護4・5	923 単位		923	
54	2187	地旧措置施設Ⅱ3・夜減						夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	895	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
54	7111	地経ユ型福祉施設Ⅰ1	ニユニット型地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1)ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一)ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 766 単位			766	1日につき
54	7201	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	743	
54	7113	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		743	
54	7202	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
54	7121	地経ユ型福祉施設Ⅰ2				要介護2 829 単位			829	
54	7203	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	804	
54	7123	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		804	
54	7204	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	780	
54	7131	地経ユ型福祉施設Ⅰ3				要介護3 897 単位			897	
54	7205	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	870	
54	7133	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		870	
54	7206	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	844	
54	7141	地経ユ型福祉施設Ⅰ4				要介護4 960 単位			960	
54	7207	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	931	
54	7143	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		931	
54	7208	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	903	
54	7151	地経ユ型福祉施設Ⅰ5				要介護5 1,022 単位			1,022	
54	7209	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	991	
54	7153	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		991	
54	7210	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	961	
54	7115	地経ユ型福祉施設Ⅱ1			(二)ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 766 単位			766	
54	7211	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	743	
54	7117	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		743	
54	7212	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
54	7125	地経ユ型福祉施設Ⅱ2				要介護2 829 単位			829	
54	7213	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	804	
54	7127	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		804	
54	7214	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	780	
54	7135	地経ユ型福祉施設Ⅱ3				要介護3 897 単位			897	
54	7215	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	870	
54	7137	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		870	
54	7216	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	844	
54	7145	地経ユ型福祉施設Ⅱ4				要介護4 960 単位			960	
54	7217	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	931	
54	7147	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		931	
54	7218	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	903	
54	7155	地経ユ型福祉施設Ⅱ5				要介護5 1,022 単位			1,022	
54	7219	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	991	
54	7157	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		991	
54	7220	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	961	
54	4161	地ユ型旧措置施設Ⅰ1		(2)ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一)ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 766 単位			766	
54	4221	地ユ型旧措置施設Ⅰ1・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	743	
54	4163	地ユ型旧措置施設Ⅰ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		743	
54	4222	地ユ型旧措置施設Ⅰ1・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
54	4171	地ユ型旧措置施設Ⅰ2				要介護2・3 868 単位			868	
54	4223	地ユ型旧措置施設Ⅰ2・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	842	
54	4173	地ユ型旧措置施設Ⅰ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		842	
54	4224	地ユ型旧措置施設Ⅰ2・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	817	
54	4181	地ユ型旧措置施設Ⅰ3				要介護4・5 990 単位			990	
54	4225	地ユ型旧措置施設Ⅰ3・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	960	
54	4183	地ユ型旧措置施設Ⅰ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		960	
54	4226	地ユ型旧措置施設Ⅰ3・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	931	
54	4165	地ユ型旧措置施設Ⅱ1			(二)ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 766 単位			766	
54	4227	地ユ型旧措置施設Ⅱ1・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	743	
54	4167	地ユ型旧措置施設Ⅱ1・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		743	
54	4228	地ユ型旧措置施設Ⅱ1・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	721	
54	4175	地ユ型旧措置施設Ⅱ2				要介護2・3 868 単位			868	
54	4229	地ユ型旧措置施設Ⅱ2・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	842	
54	4177	地ユ型旧措置施設Ⅱ2・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		842	
54	4230	地ユ型旧措置施設Ⅱ2・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	817	
54	4185	地ユ型旧措置施設Ⅱ3				要介護4・5 990 単位			990	
54	4231	地ユ型旧措置施設Ⅱ3・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	960	
54	4187	地ユ型旧措置施設Ⅱ3・夜減					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		960	
54	4232	地ユ型旧措置施設Ⅱ3・夜減・未減						ユニットケア体制未整備減算 × 97%	931	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
54	6132	地福祉施設日常生活継続支援加算1	日常生活継続支援加算		イ又はハを算定する場合	36 単位加算	36	1日につき
54	6135	地福祉施設日常生活継続支援加算2			ロ又はニを算定する場合	46 単位加算	46	
54	6113	地福祉施設看護体制加算Ⅰ1	看護体制加算	看護体制加算(Ⅰ)イ	イ又はロを算定する場合	12 単位加算	12	
54	6114	地福祉施設看護体制加算Ⅰ2		看護体制加算(Ⅰ)ロ	ハ又はニを算定する場合	4 単位加算	4	
54	6115	地福祉施設看護体制加算Ⅱ1		看護体制加算(Ⅱ)イ	イ又はロを算定する場合	23 単位加算	23	
54	6116	地福祉施設看護体制加算Ⅱ2		看護体制加算(Ⅱ)ロ	ハ又はニを算定する場合	8 単位加算	8	
54	6117	地福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰ1	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	イを算定する場合	41 単位加算	41	
54	6118	地福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰ2		夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	ハを算定する場合	13 単位加算	13	
54	6119	地福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ1		夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	ロを算定する場合	46 単位加算	46	
54	6120	地福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱ2		夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	ニを算定する場合	18 単位加算	18	
54	6002	地福祉施設準ユニットケア加算	準ユニットケア加算			5 単位加算	5	
54	6003	地福祉施設個別機能訓練加算	個別機能訓練加算			12 単位加算	12	
54	6109	地福祉施設若年性認知症受入加算	若年性認知症入所者受入加算			120 単位加算	120	
54	6100	地福祉施設常勤医師配置加算	常勤の医師を1名以上配置している場合			25 単位加算	25	
54	6200	地福祉施設精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による療養指導が月2回以上行われている場合			5 単位加算	5	
54	6250	地福祉施設障害者生活支援加算	障害者生活支援体制加算			26 単位加算	26	
54	6304	地福祉施設身体拘束廃止未実施減算	身体拘束廃止に向けた取組が行われていない場合			5 単位減算	−5	
54	6300	地福祉施設外泊時費用	病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合			246 単位	246	月6日限度
54	6400	地福祉施設初期加算	ホ 初期加算(入所日から30日以内の期間。入院後の再入所も同様。)			30 単位加算	30	1日につき
54	6501	地福祉施設退所前訪問相談援助加算	ヘ 退所時等相談援助加算		(1)退所前訪問相談援助加算(入所中1回(又は2回)限度)	460 単位	460	1回につき
54	6504	地福祉施設退所後訪問相談援助加算			(2)退所後訪問相談援助加算(退所後1回限度)	460 単位	460	
54	6502	地福祉施設退所時相談援助加算			(3)退所時相談援助加算	400 単位	400	1回限り
54	6503	地福祉施設退所前連携加算			(4)退所前連携加算	500 単位	500	
54	6273	地福祉施設栄養マネジメント加算	ト 栄養マネジメント加算			14 単位加算	14	1日につき
54	6274	地福祉施設経口移行加算	チ 経口移行加算			28 単位加算	28	
54	6281	地福祉施設経口維持加算Ⅰ	リ 経口維持加算		(1)経口維持加算(Ⅰ)	400 単位加算	400	1月につき
54	6282	地福祉施設経口維持加算Ⅱ			(2)経口維持加算(Ⅱ)	100 単位加算	100	
54	6122	地福祉口腔衛生管理体制加算	ヌ 口腔衛生管理体制加算			30 単位加算	30	
54	6123	地福祉施設口腔衛生管理加算	ル 口腔衛生管理加算			110 単位加算	110	
54	6275	地福祉施設療養食加算	ヲ 療養食加算			18 単位加算	18	1日につき
54	6276	地福祉施設看取り介護加算1	ワ 看取り介護加算		(1)死亡日以前4日以上30日以下	144 単位加算	144	
54	6277	地福祉施設看取り介護加算2			(2)死亡日以前2日又は3日	680 単位加算	680	
54	6283	地福祉施設看取り介護加算3			(3)死亡日	1,280 単位加算	1280	
54	6278	地福祉施設在宅復帰支援機能加算	カ 在宅復帰支援機能加算			10 単位加算	10	
54	6279	地福祉施設在宅入所相互利用加算	ヨ 在宅・入所相互利用加算			40 単位加算	40	
54	6280	地福祉施設小規模拠点集合施設加算	タ 小規模拠点集合型施設加算			50 単位加算	50	
54	6133	地福祉施設認知症専門ケア加算Ⅰ	レ 認知症専門ケア加算		(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位加算	3	
54	6134	地福祉施設認知症専門ケア加算Ⅱ			(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位加算	4	
54	6121	地福祉施設認知症緊急対応加算	ソ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)			200 単位加算	200	
54	6107	地福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ1	ツ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18 単位加算	18	
54	6101	地福祉施設サービス提供体制加算Ⅰ2			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12 単位加算	12	
54	6102	地福祉施設サービス提供体制加算Ⅱ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位加算	6	
54	6103	地福祉施設サービス提供体制加算Ⅲ			(4)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位加算	6	
54	6108	地福祉施設処遇改善加算Ⅰ	ネ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき
54	6104	地福祉施設処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 33/1000 加算		
54	6105	地福祉施設処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
54	6106	地福祉施設処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
54	8151	地福祉施設Ⅰ1・定超	イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	547 単位		定員超過の場合 × 70%		383	1日につき
54	8153	地福祉施設Ⅰ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
54	8161	地福祉施設Ⅰ2・定超			要介護2	614 単位				430	
54	8163	地福祉施設Ⅰ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			417	
54	8171	地福祉施設Ⅰ3・定超			要介護3	682 単位				477	
54	8173	地福祉施設Ⅰ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			463	
54	8181	地福祉施設Ⅰ4・定超			要介護4	749 単位				524	
54	8183	地福祉施設Ⅰ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			509	
54	8191	地福祉施設Ⅰ5・定超			要介護5	814 単位				570	
54	8193	地福祉施設Ⅰ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			553	
54	8155	地福祉施設Ⅱ1・定超		(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	547 単位				383	
54	8157	地福祉施設Ⅱ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
54	8165	地福祉施設Ⅱ2・定超			要介護2	614 単位				430	
54	8167	地福祉施設Ⅱ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			417	
54	8175	地福祉施設Ⅱ3・定超			要介護3	682 単位				477	
54	8177	地福祉施設Ⅱ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			463	
54	8185	地福祉施設Ⅱ4・定超			要介護4	749 単位				524	
54	8187	地福祉施設Ⅱ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			509	
54	8195	地福祉施設Ⅱ5・定超			要介護5	814 単位				570	
54	8197	地福祉施設Ⅱ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			553	
54	8451	地ユ型福祉施設Ⅰ1・超	ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	625 単位		定員超過の場合 × 70%		438	
54	8501	地ユ型福祉施設Ⅰ1・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
54	8453	地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			424	
54	8502	地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
54	8461	地ユ型福祉施設Ⅰ2・超			要介護2	691 単位				484	
54	8503	地ユ型福祉施設Ⅰ2・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	469	
54	8463	地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			469	
54	8504	地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	455	
54	8471	地ユ型福祉施設Ⅰ3・超			要介護3	762 単位				533	
54	8505	地ユ型福祉施設Ⅰ3・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	517	
54	8473	地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			517	
54	8506	地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	501	
54	8481	地ユ型福祉施設Ⅰ4・超			要介護4	828 単位				580	
54	8507	地ユ型福祉施設Ⅰ4・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	8483	地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			562	
54	8508	地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	545	
54	8491	地ユ型福祉施設Ⅰ5・超			要介護5	894 単位				626	
54	8509	地ユ型福祉施設Ⅰ5・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	607	
54	8493	地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			607	
54	8510	地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	589	
54	8455	地ユ型福祉施設Ⅱ1・超		(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	625 単位				438	
54	8511	地ユ型福祉施設Ⅱ1・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
54	8457	地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			424	
54	8512	地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
54	8465	地ユ型福祉施設Ⅱ2・超			要介護2	691 単位				484	
54	8513	地ユ型福祉施設Ⅱ2・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	469	
54	8467	地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			469	
54	8514	地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	455	
54	8475	地ユ型福祉施設Ⅱ3・超			要介護3	762 単位				533	
54	8515	地ユ型福祉施設Ⅱ3・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	517	
54	8477	地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			517	
54	8516	地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	501	
54	8485	地ユ型福祉施設Ⅱ4・超			要介護4	828 単位				580	
54	8517	地ユ型福祉施設Ⅱ4・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	8487	地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			562	
54	8518	地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	545	
54	8495	地ユ型福祉施設Ⅱ5・超			要介護5	894 単位				626	
54	8519	地ユ型福祉施設Ⅱ5・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	607	
54	8497	地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			607	
54	8520	地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	589	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
54	8351	地経福祉施設Ⅰ1・定超	ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 700 単位		定員超過の場合 × 70%		490	1日につき
54	8353	地経福祉施設Ⅰ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
54	8361	地経福祉施設Ⅰ2・定超				要介護2 763 単位				534	
54	8363	地経福祉施設Ⅰ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			518	
54	8371	地経福祉施設Ⅰ3・定超				要介護3 830 単位				581	
54	8373	地経福祉施設Ⅰ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			564	
54	8381	地経福祉施設Ⅰ4・定超				要介護4 893 単位				625	
54	8383	地経福祉施設Ⅰ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
54	8391	地経福祉施設Ⅰ5・定超				要介護5 955 単位				669	
54	8393	地経福祉施設Ⅰ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			648	
54	8355	地経福祉施設Ⅱ1・定超			(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 700 単位				490	
54	8357	地経福祉施設Ⅱ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
54	8365	地経福祉施設Ⅱ2・定超				要介護2 763 単位				534	
54	8367	地経福祉施設Ⅱ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			518	
54	8375	地経福祉施設Ⅱ3・定超				要介護3 830 単位				581	
54	8377	地経福祉施設Ⅱ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			564	
54	8385	地経福祉施設Ⅱ4・定超				要介護4 893 単位				625	
54	8387	地経福祉施設Ⅱ4・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			606	
54	8395	地経福祉施設Ⅱ5・定超				要介護5 955 単位				669	
54	8397	地経福祉施設Ⅱ5・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			648	
54	8691	地旧施設Ⅰ1・定超		(2) 旧措置入所者地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 700 単位				490	
54	8693	地旧施設Ⅰ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
54	8701	地旧施設Ⅰ2・定超				要介護2・3 800 単位				560	
54	8703	地旧施設Ⅰ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			543	
54	8711	地旧施設Ⅰ3・定超				要介護4・5 923 単位				646	
54	8713	地旧施設Ⅰ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			627	
54	8695	地旧施設Ⅱ1・定超			(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 700 単位				490	
54	8697	地旧施設Ⅱ1・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			475	
54	8705	地旧施設Ⅱ2・定超				要介護2・3 800 単位				560	
54	8707	地旧施設Ⅱ2・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			543	
54	8715	地旧施設Ⅱ3・定超				要介護4・5 923 単位				646	
54	8717	地旧施設Ⅱ3・夜減・定超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			627	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
54	8951	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・超	ニユニット型地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 766 単位		定員超過の場合 × 70%			536	1日につき
54	8533	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		520	
54	8953	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	8534	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		504	
54	8961	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・超				要介護2 829 単位					580	
54	8535	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
54	8963	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
54	8536	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		546	
54	8971	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・超				要介護3 897 単位					628	
54	8537	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		609	
54	8973	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				609	
54	8538	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		591	
54	8981	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・超				要介護4 960 単位					672	
54	8539	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		652	
54	8983	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
54	8540	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		632	
54	8991	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・超				要介護5 1,022 単位					715	
54	8541	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		694	
54	8993	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				694	
54	8542	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		673	
54	8955	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・超			(二) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 766 単位					536	
54	8543	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		520	
54	8957	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	8544	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		504	
54	8965	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・超				要介護2 829 単位					580	
54	8545	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		563	
54	8967	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
54	8546	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		546	
54	8975	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・超				要介護3 897 単位					628	
54	8547	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		609	
54	8977	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				609	
54	8548	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		591	
54	8985	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・超				要介護4 960 単位					672	
54	8549	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		652	
54	8987	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
54	8550	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		632	
54	8995	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・超				要介護5 1,022 単位					715	
54	8551	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		694	
54	8997	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				694	
54	8552	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		673	
54	8871	地ユ型旧施設Ⅰ1・超		(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）<ユニット型個室>	要介護1 766 単位					536	
54	8521	地ユ型旧施設Ⅰ1・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		520	
54	8873	地ユ型旧施設Ⅰ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	8522	地ユ型旧施設Ⅰ1・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		504	
54	8881	地ユ型旧施設Ⅰ2・超				要介護2・3 868 単位					608	
54	8523	地ユ型旧施設Ⅰ2・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		590	
54	8883	地ユ型旧施設Ⅰ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
54	8524	地ユ型旧施設Ⅰ2・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		571	
54	8891	地ユ型旧施設Ⅰ3・超				要介護4・5 990 単位					693	
54	8525	地ユ型旧施設Ⅰ3・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		672	
54	8893	地ユ型旧施設Ⅰ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				672	
54	8526	地ユ型旧施設Ⅰ3・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		652	
54	8875	地ユ型旧施設Ⅱ1・超			(二) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅱ）<ユニット型準個室>	要介護1 766 単位					536	
54	8527	地ユ型旧施設Ⅱ1・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		520	
54	8877	地ユ型旧施設Ⅱ1・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	8528	地ユ型旧施設Ⅱ1・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		504	
54	8885	地ユ型旧施設Ⅱ2・超				要介護2・3 868 単位					608	
54	8529	地ユ型旧施設Ⅱ2・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		590	
54	8887	地ユ型旧施設Ⅱ2・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
54	8530	地ユ型旧施設Ⅱ2・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		571	
54	8895	地ユ型旧施設Ⅱ3・超				要介護4・5 990 単位					693	
54	8531	地ユ型旧施設Ⅱ3・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		672	
54	8897	地ユ型旧施設Ⅱ3・夜・超					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				672	
54	8532	地ユ型旧施設Ⅱ3・夜・超・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%		652	

介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
54	9151	地福祉施設Ⅰ1・人欠	イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1	547 単位			介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	383	1日につき
54	9153	地福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
54	9161	地福祉施設Ⅰ2・人欠			要介護2	614 単位				430	
54	9163	地福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			417	
54	9171	地福祉施設Ⅰ3・人欠			要介護3	682 単位				477	
54	9173	地福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			463	
54	9181	地福祉施設Ⅰ4・人欠			要介護4	749 単位				524	
54	9183	地福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			509	
54	9191	地福祉施設Ⅰ5・人欠			要介護5	814 単位				570	
54	9193	地福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			553	
54	9155	地福祉施設Ⅱ1・人欠		(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1	547 単位				383	
54	9157	地福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			372	
54	9165	地福祉施設Ⅱ2・人欠			要介護2	614 単位				430	
54	9167	地福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			417	
54	9175	地福祉施設Ⅱ3・人欠			要介護3	682 単位				477	
54	9177	地福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			463	
54	9185	地福祉施設Ⅱ4・人欠			要介護4	749 単位				524	
54	9187	地福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			509	
54	9195	地福祉施設Ⅱ5・人欠			要介護5	814 単位				570	
54	9197	地福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			553	
54	9451	地ユ型福祉施設Ⅰ1・欠	ロ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1	625 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%		438	
54	9501	地ユ型福祉施設Ⅰ1・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
54	9453	地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			424	
54	9502	地ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
54	9461	地ユ型福祉施設Ⅰ2・欠			要介護2	691 単位				484	
54	9503	地ユ型福祉施設Ⅰ2・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	469	
54	9463	地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			469	
54	9504	地ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	455	
54	9471	地ユ型福祉施設Ⅰ3・欠			要介護3	762 単位				533	
54	9505	地ユ型福祉施設Ⅰ3・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	517	
54	9473	地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			517	
54	9506	地ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	501	
54	9481	地ユ型福祉施設Ⅰ4・欠			要介護4	828 単位				580	
54	9507	地ユ型福祉施設Ⅰ4・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	9483	地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			562	
54	9508	地ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	545	
54	9491	地ユ型福祉施設Ⅰ5・欠			要介護5	894 単位				626	
54	9509	地ユ型福祉施設Ⅰ5・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	607	
54	9493	地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			607	
54	9510	地ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	589	
54	9455	地ユ型福祉施設Ⅱ1・欠		(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1	625 単位				438	
54	9511	地ユ型福祉施設Ⅱ1・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	425	
54	9457	地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			424	
54	9512	地ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	411	
54	9465	地ユ型福祉施設Ⅱ2・欠			要介護2	691 単位				484	
54	9513	地ユ型福祉施設Ⅱ2・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	469	
54	9467	地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			469	
54	9514	地ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	455	
54	9475	地ユ型福祉施設Ⅱ3・欠			要介護3	762 単位				533	
54	9515	地ユ型福祉施設Ⅱ3・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	517	
54	9477	地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			517	
54	9516	地ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	501	
54	9485	地ユ型福祉施設Ⅱ4・欠			要介護4	828 単位				580	
54	9517	地ユ型福祉施設Ⅱ4・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	9487	地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			562	
54	9518	地ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	545	
54	9495	地ユ型福祉施設Ⅱ5・欠			要介護5	894 単位				626	
54	9519	地ユ型福祉施設Ⅱ5・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	607	
54	9497	地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%			607	
54	9520	地ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・欠・未							ユニットケア体制未整備減算 × 97%	589	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
54	9351	地経福祉施設Ⅰ1・人欠	ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 700 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%	490	1日につき
54	9353	地経福祉施設Ⅰ1・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		475	
54	9361	地経福祉施設Ⅰ2・人欠				要介護2 763 単位			534	
54	9363	地経福祉施設Ⅰ2・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		518	
54	9371	地経福祉施設Ⅰ3・人欠				要介護3 830 単位			581	
54	9373	地経福祉施設Ⅰ3・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		564	
54	9381	地経福祉施設Ⅰ4・人欠				要介護4 893 単位			625	
54	9383	地経福祉施設Ⅰ4・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		606	
54	9391	地経福祉施設Ⅰ5・人欠				要介護5 955 単位			669	
54	9393	地経福祉施設Ⅰ5・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		648	
54	9355	地経福祉施設Ⅱ1・人欠			(二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 700 単位			490	
54	9357	地経福祉施設Ⅱ1・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		475	
54	9365	地経福祉施設Ⅱ2・人欠				要介護2 763 単位			534	
54	9367	地経福祉施設Ⅱ2・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		518	
54	9375	地経福祉施設Ⅱ3・人欠				要介護3 830 単位			581	
54	9377	地経福祉施設Ⅱ3・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		564	
54	9385	地経福祉施設Ⅱ4・人欠				要介護4 893 単位			625	
54	9387	地経福祉施設Ⅱ4・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		606	
54	9395	地経福祉施設Ⅱ5・人欠				要介護5 955 単位			669	
54	9397	地経福祉施設Ⅱ5・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		648	
54	9691	地旧施設Ⅰ1・人欠		(2) 旧措置入所者地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 700 単位			490	
54	9693	地旧施設Ⅰ1・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		475	
54	9701	地旧施設Ⅰ2・人欠				要介護2・3 800 単位			560	
54	9703	地旧施設Ⅰ2・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		543	
54	9711	地旧施設Ⅰ3・人欠				要介護4・5 923 単位			646	
54	9713	地旧施設Ⅰ3・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		627	
54	9695	地旧施設Ⅱ1・人欠			(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 700 単位			490	
54	9697	地旧施設Ⅱ1・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		475	
54	9705	地旧施設Ⅱ2・人欠				要介護2・3 800 単位			560	
54	9707	地旧施設Ⅱ2・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		543	
54	9715	地旧施設Ⅱ3・人欠				要介護4・5 923 単位			646	
54	9717	地旧施設Ⅱ3・夜減・人欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		627	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目								合成単位数	算定単位
54	9951	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・欠	ニ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(1) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 766 単位		介護・看護職員又は介護支援専門員が欠員の場合 × 70%			536	1日につき
54	9533	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	9953	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	9534	地経ユ型福祉施設Ⅰ1・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	9961	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・欠				要介護2 829 単位					580	
54	9535	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	9963	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
54	9536	地経ユ型福祉施設Ⅰ2・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
54	9971	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・欠				要介護3 897 単位					628	
54	9537	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
54	9973	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				609	
54	9538	地経ユ型福祉施設Ⅰ3・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
54	9981	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・欠				要介護4 960 単位					672	
54	9539	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
54	9983	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
54	9540	地経ユ型福祉施設Ⅰ4・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
54	9991	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・欠				要介護5 1,022 単位					715	
54	9541	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
54	9993	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				694	
54	9542	地経ユ型福祉施設Ⅰ5・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	
54	9955	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・欠			(二) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 766 単位					536	
54	9543	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	9957	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	9544	地経ユ型福祉施設Ⅱ1・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	9965	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・欠				要介護2 829 単位					580	
54	9545	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	563	
54	9967	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				563	
54	9546	地経ユ型福祉施設Ⅱ2・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	546	
54	9975	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・欠				要介護3 897 単位					628	
54	9547	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	609	
54	9977	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				609	
54	9548	地経ユ型福祉施設Ⅱ3・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	591	
54	9985	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・欠				要介護4 960 単位					672	
54	9549	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
54	9987	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				652	
54	9550	地経ユ型福祉施設Ⅱ4・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	632	
54	9995	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・欠				要介護5 1,022 単位					715	
54	9551	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	694	
54	9997	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				694	
54	9552	地経ユ型福祉施設Ⅱ5・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	673	
54	9871	地ユ型旧施設Ⅰ1・欠		(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費	(一) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 766 単位					536	
54	9521	地ユ型旧施設Ⅰ1・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	9873	地ユ型旧施設Ⅰ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	9522	地ユ型旧施設Ⅰ1・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	9881	地ユ型旧施設Ⅰ2・欠				要介護2・3 868 単位					608	
54	9523	地ユ型旧施設Ⅰ2・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
54	9883	地ユ型旧施設Ⅰ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
54	9524	地ユ型旧施設Ⅰ2・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
54	9891	地ユ型旧施設Ⅰ3・欠				要介護4・5 990 単位					693	
54	9525	地ユ型旧施設Ⅰ3・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
54	9893	地ユ型旧施設Ⅰ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				672	
54	9526	地ユ型旧施設Ⅰ3・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	
54	9875	地ユ型旧施設Ⅱ1・欠			(二) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 766 単位					536	
54	9527	地ユ型旧施設Ⅱ1・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	520	
54	9877	地ユ型旧施設Ⅱ1・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				520	
54	9528	地ユ型旧施設Ⅱ1・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	504	
54	9885	地ユ型旧施設Ⅱ2・欠				要介護2・3 868 単位					608	
54	9529	地ユ型旧施設Ⅱ2・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	590	
54	9887	地ユ型旧施設Ⅱ2・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				589	
54	9530	地ユ型旧施設Ⅱ2・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	571	
54	9895	地ユ型旧施設Ⅱ3・欠				要介護4・5 990 単位					693	
54	9531	地ユ型旧施設Ⅱ3・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	672	
54	9897	地ユ型旧施設Ⅱ3・夜・欠					夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%				672	
54	9532	地ユ型旧施設Ⅱ3・夜・欠・未								ユニットケア体制未整備減算 × 97%	652	

8 複合型サービスサービスコード表

イ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
77	1111	看護小規模11	イ 看護小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 12,341 単位			12,341	1月につき
77	1113	看護小規模11・過少				過少サービスに対する減算	× 70%	8,639	
77	1121	看護小規模12			要介護2 17,268 単位			17,268	
77	1123	看護小規模12・過少				過少サービスに対する減算	× 70%	12,088	
77	1131	看護小規模13			要介護3 24,274 単位			24,274	
77	1133	看護小規模13・過少				過少サービスに対する減算	× 70%	16,992	
77	1141	看護小規模14			要介護4 27,531 単位			27,531	
77	1143	看護小規模14・過少				過少サービスに対する減算	× 70%	19,272	
77	1151	看護小規模15			要介護5 31,141 単位			31,141	
77	1153	看護小規模15・過少				過少サービスに対する減算	× 70%	21,799	
77	1211	看護小規模21		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 11,119 単位			11,119	
77	1213	看護小規模21・過少				過少サービスに対する減算	× 70%	7,783	
77	1221	看護小規模22			要介護2 15,558 単位			15,558	
77	1223	看護小規模22・過少				過少サービスに対する減算	× 70%	10,891	
77	1231	看護小規模23			要介護3 21,871 単位			21,871	
77	1233	看護小規模23・過少				過少サービスに対する減算	× 70%	15,310	
77	1241	看護小規模24			要介護4 24,805 単位			24,805	
77	1243	看護小規模24・過少				過少サービスに対する減算	× 70%	17,364	
77	1251	看護小規模25			要介護5 28,058 単位			28,058	
77	1253	看護小規模25・過少				過少サービスに対する減算	× 70%	19,641	
77	6021	看護小規模訪問看護体制減算1	訪問看護体制減算			要介護1	925 単位減算	−925	
77	6023	看護小規模訪問看護体制減算2				要介護2	925 単位減算	−925	
77	6025	看護小規模訪問看護体制減算3				要介護3	925 単位減算	−925	
77	6027	看護小規模訪問看護体制減算4				要介護4	1,850 単位減算	−1,850	
77	6029	看護小規模訪問看護体制減算5				要介護5	2,914 単位減算	−2,914	
77	6001	看護小規模医療訪問看護減算1	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算			要介護1	925 単位減算	−925	
77	6003	看護小規模医療訪問看護減算2				要介護2	925 単位減算	−925	
77	6005	看護小規模医療訪問看護減算3				要介護3	925 単位減算	−925	
77	6007	看護小規模医療訪問看護減算4				要介護4	1,850 単位減算	−1,850	
77	6009	看護小規模医療訪問看護減算5				要介護5	2,914 単位減算	−2,914	
77	6011	看護小規模訪問看護特別指示減算1	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算			要介護1	30 単位減算	−30	1日につき
77	6012	看護小規模訪問看護特別指示減算2				要介護2	30 単位減算	−30	
77	6013	看護小規模訪問看護特別指示減算3				要介護3	30 単位減算	−30	
77	6014	看護小規模訪問看護特別指示減算4				要介護4	60 単位減算	−60	
77	6015	看護小規模訪問看護特別指示減算5				要介護5	95 単位減算	−95	
77	6300	看護小規模初期加算	ハ 初期加算				30 単位加算	30	
77	6128	看護小規模認知症加算Ⅰ	ニ 認知症加算		(1) 認知症加算（Ⅰ）		800 単位加算	800	1月につき
77	6129	看護小規模認知症加算Ⅱ			(2) 認知症加算（Ⅱ）		500 単位加算	500	
77	4003	看護小規模退院時共同指導加算	ホ 退院時共同指導加算				600 単位加算	600	1回につき
77	6139	看護小規模事業開始支援加算	ヘ 事業開始時支援加算				500 単位加算	500	1月につき
77	3100	看護小規模緊急時訪問看護加算	ト 緊急時訪問看護加算				540 単位加算	540	
77	4000	看護小規模特別管理加算Ⅰ	チ 特別管理加算		(1) 特別管理加算（Ⅰ）		500 単位加算	500	
77	4001	看護小規模特別管理加算Ⅱ			(2) 特別管理加算（Ⅱ）		250 単位加算	250	
77	6100	看護小規模ターミナルケア加算	リ ターミナルケア加算				2,000 単位加算	2,000	死亡月につき
77	4015	看護小規模訪問看護体制強化加算	ヌ 訪問看護体制強化加算				2,500 単位加算	2,500	1月につき
77	4010	看護小規模総合マネジメント加算	ル 総合マネジメント体制強化加算				1,000 単位加算	1,000	
77	6111	看護小規模サービス提供体制加算Ⅰ1	ヲ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ		640 単位加算	640	
77	6101	看護小規模サービス提供体制加算Ⅰ2			(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ		500 単位加算	500	
77	6102	看護小規模サービス提供体制加算Ⅱ			(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		350 単位加算	350	
77	6103	看護小規模サービス提供体制加算Ⅲ			(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		350 単位加算	350	
77	6112	看護小規模処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 76/1000 加算		
77	6104	看護小規模処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000 加算		
77	6106	看護小規模処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		(2)で算定した単位数の 90% 加算		
77	6108	看護小規模処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(2)で算定した単位数の 80% 加算		

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
77	7101	看護小規模市町村独自加算1	看護小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（市町村が定める単位数を算定）	50 単位加算	50	1月につき
77	7103	看護小規模市町村独自加算2		100 単位加算	100	
77	7105	看護小規模市町村独自加算3		150 単位加算	150	
77	7107	看護小規模市町村独自加算4		200 単位加算	200	
77	7109	看護小規模市町村独自加算5		250 単位加算	250	
77	7111	看護小規模市町村独自加算6		300 単位加算	300	
77	7113	看護小規模市町村独自加算7		350 単位加算	350	
77	7115	看護小規模市町村独自加算8		400 単位加算	400	
77	7117	看護小規模市町村独自加算9		450 単位加算	450	
77	7119	看護小規模市町村独自加算10		500 単位加算	500	
77	7121	看護小規模市町村独自加算11		550 単位加算	550	
77	7123	看護小規模市町村独自加算12		600 単位加算	600	
77	7125	看護小規模市町村独自加算13		650 単位加算	650	
77	7127	看護小規模市町村独自加算14		700 単位加算	700	
77	7129	看護小規模市町村独自加算15		750 単位加算	750	
77	7131	看護小規模市町村独自加算16		800 単位加算	800	
77	7133	看護小規模市町村独自加算17		850 単位加算	850	
77	7135	看護小規模市町村独自加算18		900 単位加算	900	
77	7137	看護小規模市町村独自加算19		950 単位加算	950	
77	7139	看護小規模市町村独自加算20		1,000 単位加算	1,000	

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
77	8011	看護小規模11・定超	イ 看護小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 12,341 単位	定員超過の場合 × 70%		8,639	1月につき
77	8013	看護小規模11・定超・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	6,047	
77	8021	看護小規模12・定超			要介護2 17,268 単位			12,088	
77	8023	看護小規模12・定超・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	8,462	
77	8031	看護小規模13・定超			要介護3 24,274 単位			16,992	
77	8033	看護小規模13・定超・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	11,894	
77	8041	看護小規模14・定超			要介護4 27,531 単位			19,272	
77	8043	看護小規模14・定超・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	13,490	
77	8051	看護小規模15・定超			要介護5 31,141 単位			21,799	
77	8053	看護小規模15・定超・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	15,259	
77	8111	看護小規模21・定超		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 11,119 単位			7,783	
77	8113	看護小規模21・定超・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	5,448	
77	8121	看護小規模22・定超			要介護2 15,558 単位			10,891	
77	8123	看護小規模22・定超・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	7,624	
77	8131	看護小規模23・定超			要介護3 21,871 単位			15,310	
77	8133	看護小規模23・定超・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	10,717	
77	8141	看護小規模24・定超			要介護4 24,805 単位			17,364	
77	8143	看護小規模24・定超・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	12,155	
77	8151	看護小規模25・定超			要介護5 28,058 単位			19,641	
77	8153	看護小規模25・定超・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	13,749	

従業者が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
77	9011	看護小規模11・人欠	イ 看護小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 12,341 単位	従業者が欠員の場合 × 70%		8,639	1月につき
77	9013	看護小規模11・人欠・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	6,047	
77	9021	看護小規模12・人欠			要介護2 17,268 単位			12,088	
77	9023	看護小規模12・人欠・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	8,462	
77	9031	看護小規模13・人欠			要介護3 24,274 単位			16,992	
77	9033	看護小規模13・人欠・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	11,894	
77	9041	看護小規模14・人欠			要介護4 27,531 単位			19,272	
77	9043	看護小規模14・人欠・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	13,490	
77	9051	看護小規模15・人欠			要介護5 31,141 単位			21,799	
77	9053	看護小規模15・人欠・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	15,259	
77	9111	看護小規模21・人欠		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 11,119 単位			7,783	
77	9113	看護小規模21・人欠・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	5,448	
77	9121	看護小規模22・人欠			要介護2 15,558 単位			10,891	
77	9123	看護小規模22・人欠・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	7,624	
77	9131	看護小規模23・人欠			要介護3 21,871 単位			15,310	
77	9133	看護小規模23・人欠・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	10,717	
77	9141	看護小規模24・人欠			要介護4 24,805 単位			17,364	
77	9143	看護小規模24・人欠・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	12,155	
77	9151	看護小規模25・人欠			要介護5 28,058 単位			19,641	
77	9153	看護小規模25・人欠・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	13,749	

登録期間が1月に満たない場合（日割計算用サービスコード）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
77	1112	看護小規模11・日割	イ 看護小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 12,341 単位		日割計算の場合 ÷ 30.4 日	406	1日につき
77	1114	看護小規模11・少・日割				過少サービスに対する減算 × 70%		284	
77	1122	看護小規模12・日割			要介護2 17,268 単位			568	
77	1124	看護小規模12・少・日割				過少サービスに対する減算 × 70%		398	
77	1132	看護小規模13・日割			要介護3 24,274 単位			798	
77	1134	看護小規模13・少・日割				過少サービスに対する減算 × 70%		559	
77	1142	看護小規模14・日割			要介護4 27,531 単位			906	
77	1144	看護小規模14・少・日割				過少サービスに対する減算 × 70%		634	
77	1152	看護小規模15・日割			要介護5 31,141 単位			1,024	
77	1154	看護小規模15・少・日割				過少サービスに対する減算 × 70%		717	
77	1212	看護小規模21・日割		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 11,119 単位			366	
77	1214	看護小規模21・少・日割				過少サービスに対する減算 × 70%		256	
77	1222	看護小規模22・日割			要介護2 15,558 単位			512	
77	1224	看護小規模22・少・日割				過少サービスに対する減算 × 70%		358	
77	1232	看護小規模23・日割			要介護3 21,871 単位			719	
77	1234	看護小規模23・少・日割				過少サービスに対する減算 × 70%		504	
77	1242	看護小規模24・日割			要介護4 24,805 単位			816	
77	1244	看護小規模24・少・日割				過少サービスに対する減算 × 70%		571	
77	1252	看護小規模25・日割			要介護5 28,058 単位			923	
77	1254	看護小規模25・少・日割				過少サービスに対する減算 × 70%		646	
77	6022	看護小規模訪問看護体制減算1日割	訪問看護体制減算			要介護1 925 単位減算		−30	
77	6024	看護小規模訪問看護体制減算2日割				要介護2 925 単位減算		−30	
77	6026	看護小規模訪問看護体制減算3日割				要介護3 925 単位減算		−30	
77	6028	看護小規模訪問看護体制減算4日割				要介護4 1,850 単位減算		−61	
77	6030	看護小規模訪問看護体制減算5日割				要介護5 2,914 単位減算		−96	
77	6002	看護小規模医療訪問看護減算1日割	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算			要介護1 925 単位減算		−30	
77	6004	看護小規模医療訪問看護減算2日割				要介護2 925 単位減算		−30	
77	6006	看護小規模医療訪問看護減算3日割				要介護3 925 単位減算		−30	
77	6008	看護小規模医療訪問看護減算4日割				要介護4 1,850 単位減算		−61	
77	6010	看護小規模医療訪問看護減算5日割				要介護5 2,914 単位減算		−96	
77	7102	看護小規模市町村独自加算1日割	看護小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算（市町村が定める単位数を算定）		50 単位加算			2	
77	7104	看護小規模市町村独自加算2日割			100 単位加算			3	
77	7106	看護小規模市町村独自加算3日割			150 単位加算			5	
77	7108	看護小規模市町村独自加算4日割			200 単位加算			7	
77	7110	看護小規模市町村独自加算5日割			250 単位加算			8	
77	7112	看護小規模市町村独自加算6日割			300 単位加算			10	
77	7114	看護小規模市町村独自加算7日割			350 単位加算			12	
77	7116	看護小規模市町村独自加算8日割			400 単位加算			13	
77	7118	看護小規模市町村独自加算9日割			450 単位加算			15	
77	7120	看護小規模市町村独自加算10日割			500 単位加算			16	
77	7122	看護小規模市町村独自加算11日割			550 単位加算			18	
77	7124	看護小規模市町村独自加算12日割			600 単位加算			20	
77	7126	看護小規模市町村独自加算13日割			650 単位加算			21	
77	7128	看護小規模市町村独自加算14日割			700 単位加算			23	
77	7130	看護小規模市町村独自加算15日割			750 単位加算			25	
77	7132	看護小規模市町村独自加算16日割			800 単位加算			26	
77	7134	看護小規模市町村独自加算17日割			850 単位加算			28	
77	7136	看護小規模市町村独自加算18日割			900 単位加算			30	
77	7138	看護小規模市町村独自加算19日割			950 単位加算			31	
77	7140	看護小規模市町村独自加算20日割			1,000 単位加算			33	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
77	8012	看護小規模11・超・日割	イ 看護小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 12,341 単位	定員超過の場合 × 70%		日割計算の場合 ÷ 30.4 日	284	1日につき
77	8014	看護小規模11・超・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		199	
77	8022	看護小規模12・超・日割			要介護2 17,268 単位				398	
77	8024	看護小規模12・超・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		278	
77	8032	看護小規模13・超・日割			要介護3 24,274 単位				559	
77	8034	看護小規模13・超・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		391	
77	8042	看護小規模14・超・日割			要介護4 27,531 単位				634	
77	8044	看護小規模14・超・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		444	
77	8052	看護小規模15・超・日割			要介護5 31,141 単位				717	
77	8054	看護小規模15・超・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		502	
77	8112	看護小規模21・超・日割		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 11,119 単位				256	
77	8114	看護小規模21・超・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		179	
77	8122	看護小規模22・超・日割			要介護2 15,558 単位				358	
77	8124	看護小規模22・超・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		251	
77	8132	看護小規模23・超・日割			要介護3 21,871 単位				504	
77	8134	看護小規模23・超・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		353	
77	8142	看護小規模24・超・日割			要介護4 24,805 単位				571	
77	8144	看護小規模24・超・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		400	
77	8152	看護小規模25・超・日割			要介護5 28,058 単位				646	
77	8154	看護小規模25・超・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		452	
77	9012	看護小規模11・欠・日割	イ 看護小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 12,341 単位	従業者が欠員の場合 × 70%			284	
77	9014	看護小規模11・欠・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		199	
77	9022	看護小規模12・欠・日割			要介護2 17,268 単位				398	
77	9024	看護小規模12・欠・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		278	
77	9032	看護小規模13・欠・日割			要介護3 24,274 単位				559	
77	9034	看護小規模13・欠・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		391	
77	9042	看護小規模14・欠・日割			要介護4 27,531 単位				634	
77	9044	看護小規模14・欠・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		444	
77	9052	看護小規模15・欠・日割			要介護5 31,141 単位				717	
77	9054	看護小規模15・欠・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		502	
77	9112	看護小規模21・欠・日割		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 11,119 単位				256	
77	9114	看護小規模21・欠・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		179	
77	9122	看護小規模22・欠・日割			要介護2 15,558 単位				358	
77	9124	看護小規模22・欠・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		251	
77	9132	看護小規模23・欠・日割			要介護3 21,871 単位				504	
77	9134	看護小規模23・欠・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		353	
77	9142	看護小規模24・欠・日割			要介護4 24,805 単位				571	
77	9144	看護小規模24・欠・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		400	
77	9152	看護小規模25・欠・日割			要介護5 28,058 単位				646	
77	9154	看護小規模25・欠・少・日割					過少サービスに対する減算 × 70%		452	

ロ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
79	1311	短期看護小規模1	ロ 短期利用居宅介護費	要介護1	565 単位	565	1日につき
79	1321	短期看護小規模2		要介護2	632 単位	632	
79	1331	短期看護小規模3		要介護3	700 単位	700	
79	1341	短期看護小規模4		要介護4	767 単位	767	
79	1351	短期看護小規模5		要介護5	832 単位	832	
79	6111	短期看護小規模サービス提供体制加算Ⅰ1	ヲ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	21 単位加算	21	
79	6101	短期看護小規模サービス提供体制加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	16 単位加算	16	
79	6102	短期看護小規模サービス提供体制加算Ⅱ		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	12 単位加算	12	
79	6103	短期看護小規模サービス提供体制加算Ⅲ		(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	12 単位加算	12	
79	6112	短期看護小規模処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 76/1000 加算		1月につき
79	6104	短期看護小規模処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000 加算		
79	6106	短期看護小規模処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
79	6108	短期看護小規模処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
79	8211	短期看護小規模1・定超	ロ 短期利用居宅介護費	要介護1	565 単位	定員超過の場合 × 70%		396	1日につき
79	8221	短期看護小規模2・定超		要介護2	632 単位			442	
79	8231	短期看護小規模3・定超		要介護3	700 単位			490	
79	8241	短期看護小規模4・定超		要介護4	767 単位			537	
79	8251	短期看護小規模5・定超		要介護5	832 単位			582	

従業者が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
79	9211	短期看護小規模1・人欠	ロ 短期利用居宅介護費	要介護1	565 単位	従業者が欠員の場合 × 70%		396	1日につき
79	9221	短期看護小規模2・人欠		要介護2	632 単位			442	
79	9231	短期看護小規模3・人欠		要介護3	700 単位			490	
79	9241	短期看護小規模4・人欠		要介護4	767 単位			537	
79	9251	短期看護小規模5・人欠		要介護5	832 単位			582	

9 地域密着型通所介護サービスコード表（平成28年4月1日～）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
78	1141	地域通所介護11・時減	イ 地域密着型通所介護費	注 2時間以上3時間未満		要介護1	426 単位	× 70%	298	1回につき
78	1142	地域通所介護12・時減				要介護2	488 単位	× 70%	342	
78	1143	地域通所介護13・時減				要介護3	552 単位	× 70%	386	
78	1144	地域通所介護14・時減				要介護4	614 単位	× 70%	430	
78	1145	地域通所介護15・時減				要介護5	678 単位	× 70%	475	
78	1241	地域通所介護11		(1)3時間以上5時間未満		要介護1	426 単位		426	
78	1242	地域通所介護12				要介護2	488 単位		488	
78	1243	地域通所介護13				要介護3	552 単位		552	
78	1244	地域通所介護14				要介護4	614 単位		614	
78	1245	地域通所介護15				要介護5	678 単位		678	
78	1341	地域通所介護21		(2)5時間以上7時間未満		要介護1	641 単位		641	
78	1342	地域通所介護22				要介護2	757 単位		757	
78	1343	地域通所介護23				要介護3	874 単位		874	
78	1344	地域通所介護24				要介護4	990 単位		990	
78	1345	地域通所介護25				要介護5	1,107 単位		1,107	
78	1441	地域通所介護31		(3)7時間以上9時間未満		要介護1	735 単位		735	
78	1442	地域通所介護32				要介護2	868 単位		868	
78	1443	地域通所介護33				要介護3	1,006 単位		1,006	
78	1444	地域通所介護34				要介護4	1,144 単位		1,144	
78	1445	地域通所介護35				要介護5	1,281 単位		1,281	
78	1541	地域通所介護31・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要介護1	735 単位	＋ 50 単位	785	
78	1542	地域通所介護32・延1				要介護2	868 単位	＋ 50 単位	918	
78	1543	地域通所介護33・延1				要介護3	1,006 単位	＋ 50 単位	1,056	
78	1544	地域通所介護34・延1				要介護4	1,144 単位	＋ 50 単位	1,194	
78	1545	地域通所介護35・延1				要介護5	1,281 単位	＋ 50 単位	1,331	
78	1641	地域通所介護31・延2			10時間以上11時間未満	要介護1	735 単位	＋ 100 単位	835	
78	1642	地域通所介護32・延2				要介護2	868 単位	＋ 100 単位	968	
78	1643	地域通所介護33・延2				要介護3	1,006 単位	＋ 100 単位	1,106	
78	1644	地域通所介護34・延2				要介護4	1,144 単位	＋ 100 単位	1,244	
78	1645	地域通所介護35・延2				要介護5	1,281 単位	＋ 100 単位	1,381	
78	1741	地域通所介護31・延3			11時間以上12時間未満	要介護1	735 単位	＋ 150 単位	885	
78	1742	地域通所介護32・延3				要介護2	868 単位	＋ 150 単位	1,018	
78	1743	地域通所介護33・延3				要介護3	1,006 単位	＋ 150 単位	1,156	
78	1744	地域通所介護34・延3				要介護4	1,144 単位	＋ 150 単位	1,294	
78	1745	地域通所介護35・延3				要介護5	1,281 単位	＋ 150 単位	1,431	
78	1751	地域通所介護31・延4			12時間以上13時間未満	要介護1	735 単位	＋ 200 単位	935	
78	1752	地域通所介護32・延4				要介護2	868 単位	＋ 200 単位	1,068	
78	1753	地域通所介護33・延4				要介護3	1,006 単位	＋ 200 単位	1,206	
78	1754	地域通所介護34・延4				要介護4	1,144 単位	＋ 200 単位	1,344	
78	1755	地域通所介護35・延4				要介護5	1,281 単位	＋ 200 単位	1,481	
78	1756	地域通所介護31・延5			13時間以上14時間未満	要介護1	735 単位	＋ 250 単位	985	
78	1757	地域通所介護32・延5				要介護2	868 単位	＋ 250 単位	1,118	
78	1758	地域通所介護33・延5				要介護3	1,006 単位	＋ 250 単位	1,256	
78	1759	地域通所介護34・延5				要介護4	1,144 単位	＋ 250 単位	1,394	
78	1760	地域通所介護35・延5				要介護5	1,281 単位	＋ 250 単位	1,531	
78	4140	地域療養通所介護1	ロ 療養通所介護費		(1) 3時間以上6時間未満	1,007 単位			1,007	
78	4141	地域療養通所介護2			(2) 6時間以上8時間未満	1,511 単位			1,511	

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
78	8110	地域通所介護中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5%	加算		1日につき
78	5301	地域通所介護入浴介助加算	入浴介助を行った場合			50	単位加算	50	
78	5306	地域通所介護中重度者ケア体制加算	中重度者ケア体制加算			45	単位加算	45	
78	5051	地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)		46	単位加算	46	
78	5052	地域通所介護個別機能訓練加算Ⅱ		個別機能訓練加算(Ⅱ)		56	単位加算	56	
78	5305	地域通所介護認知症加算	認知症加算			60	単位加算	60	
78	6109	地域通所介護若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			60	単位加算	60	
78	5605	地域通所介護栄養改善加算	栄養改善加算			150	単位加算	150	月2回限度
78	5606	地域通所介護口腔機能向上加算	口腔機能向上加算			150	単位加算	150	
78	5613	地域通所介護個別送迎体制強化加算	個別送迎体制強化加算			210	単位加算	210	1日につき
78	5614	地域通所介護入浴介助体制強化加算	入浴介助体制強化加算			60	単位加算	60	
78	5611	地域通所介護同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に地域密着型通所介護を行う場合			94	単位減算	−94	1日につき
78	5612	地域通所介護送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47	単位減算	−47	片道につき
78	6100	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ1	ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		18	単位加算	18	1回につき
78	6101	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ		12	単位加算	12	
78	6102	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅱ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		6	単位加算	6	
78	6103	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ		(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6	単位加算	6	
78	6107	地域通所介護処遇改善加算Ⅰ	ニ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	40/1000	加算		1月につき
78	6104	地域通所介護処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	22/1000	加算		
78	6105	地域通所介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の	90%	加算		
78	6106	地域通所介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の	80%	加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
78	8401	地域通所介護11・定超・時減	イ 地域密着型通所介護費	注 2時間以上 3時間未満		注 定員超過の場合 × 70%	要介護1 426 単位 × 70%	209	1回につき
78	8402	地域通所介護12・定超・時減					要介護2 488 単位 × 70%	239	
78	8403	地域通所介護13・定超・時減					要介護3 552 単位 × 70%	270	
78	8404	地域通所介護14・定超・時減					要介護4 614 単位 × 70%	301	
78	8405	地域通所介護15・定超・時減					要介護5 678 単位 × 70%	333	
78	8411	地域通所介護11・定超		(1)3時間以上 5時間未満			要介護1 426 単位	298	
78	8412	地域通所介護12・定超					要介護2 488 単位	342	
78	8413	地域通所介護13・定超					要介護3 552 単位	386	
78	8414	地域通所介護14・定超					要介護4 614 単位	430	
78	8415	地域通所介護15・定超					要介護5 678 単位	475	
78	8421	地域通所介護21・定超		(2)5時間以上 7時間未満			要介護1 641 単位	449	
78	8422	地域通所介護22・定超					要介護2 757 単位	530	
78	8423	地域通所介護23・定超					要介護3 874 単位	612	
78	8424	地域通所介護24・定超					要介護4 990 単位	693	
78	8425	地域通所介護25・定超					要介護5 1,107 単位	775	
78	8431	地域通所介護31・定超		(3)7時間以上 9時間未満			要介護1 735 単位	515	
78	8432	地域通所介護32・定超					要介護2 868 単位	608	
78	8433	地域通所介護33・定超					要介護3 1,006 単位	704	
78	8434	地域通所介護34・定超					要介護4 1,144 単位	801	
78	8435	地域通所介護35・定超					要介護5 1,281 単位	897	
78	8441	地域通所介護31・定超・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上 10時間未満		要介護1 735 単位 ＋ 50 単位	565	
78	8442	地域通所介護32・定超・延1					要介護2 868 単位 ＋ 50 単位	658	
78	8443	地域通所介護33・定超・延1					要介護3 1,006 単位 ＋ 50 単位	754	
78	8444	地域通所介護34・定超・延1					要介護4 1,144 単位 ＋ 50 単位	851	
78	8445	地域通所介護35・定超・延1					要介護5 1,281 単位 ＋ 50 単位	947	
78	8451	地域通所介護31・定超・延2			10時間以上 11時間未満		要介護1 735 単位 ＋ 100 単位	615	
78	8452	地域通所介護32・定超・延2					要介護2 868 単位 ＋ 100 単位	708	
78	8453	地域通所介護33・定超・延2					要介護3 1,006 単位 ＋ 100 単位	804	
78	8454	地域通所介護34・定超・延2					要介護4 1,144 単位 ＋ 100 単位	901	
78	8455	地域通所介護35・定超・延2					要介護5 1,281 単位 ＋ 100 単位	997	
78	8456	地域通所介護31・定超・延3			11時間以上 12時間未満		要介護1 735 単位 ＋ 150 単位	665	
78	8457	地域通所介護32・定超・延3					要介護2 868 単位 ＋ 150 単位	758	
78	8458	地域通所介護33・定超・延3					要介護3 1,006 単位 ＋ 150 単位	854	
78	8459	地域通所介護34・定超・延3					要介護4 1,144 単位 ＋ 150 単位	951	
78	8460	地域通所介護35・定超・延3					要介護5 1,281 単位 ＋ 150 単位	1,047	
78	8711	地域通所介護31・定超・延4			12時間以上 13時間未満		要介護1 735 単位 ＋ 200 単位	715	
78	8712	地域通所介護32・定超・延4					要介護2 868 単位 ＋ 200 単位	808	
78	8713	地域通所介護33・定超・延4					要介護3 1,006 単位 ＋ 200 単位	904	
78	8714	地域通所介護34・定超・延4					要介護4 1,144 単位 ＋ 200 単位	1,001	
78	8715	地域通所介護35・定超・延4					要介護5 1,281 単位 ＋ 200 単位	1,097	
78	8716	地域通所介護31・定超・延5			13時間以上 14時間未満		要介護1 735 単位 ＋ 250 単位	765	
78	8717	地域通所介護32・定超・延5					要介護2 868 単位 ＋ 250 単位	858	
78	8718	地域通所介護33・定超・延5					要介護3 1,006 単位 ＋ 250 単位	954	
78	8719	地域通所介護34・定超・延5					要介護4 1,144 単位 ＋ 250 単位	1,051	
78	8720	地域通所介護35・定超・延5					要介護5 1,281 単位 ＋ 250 単位	1,147	
78	8700	地域療養通所介護1・定超	ロ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満		注 定員超過の場合	1,007 単位	705	
78	8701	地域療養通所介護2・定超		(2) 6時間以上8時間未満			1,511 単位	1,058	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
78	9401	地域通所介護11・人欠・時減	イ 地域密着型通所介護費	注 2時間以上3時間未満	注 看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		要介護1 426 単位 × 70%	209	1回につき
78	9402	地域通所介護12・人欠・時減					要介護2 488 単位 × 70%	239	
78	9403	地域通所介護13・人欠・時減					要介護3 552 単位 × 70%	270	
78	9404	地域通所介護14・人欠・時減					要介護4 614 単位 × 70%	301	
78	9405	地域通所介護15・人欠・時減					要介護5 678 単位 × 70%	333	
78	9411	地域通所介護11・人欠		(1)3時間以上5時間未満			要介護1 426 単位	298	
78	9412	地域通所介護12・人欠					要介護2 488 単位	342	
78	9413	地域通所介護13・人欠					要介護3 552 単位	386	
78	9414	地域通所介護14・人欠					要介護4 614 単位	430	
78	9415	地域通所介護15・人欠					要介護5 678 単位	475	
78	9421	地域通所介護21・人欠		(2)5時間以上7時間未満			要介護1 641 単位	449	
78	9422	地域通所介護22・人欠					要介護2 757 単位	530	
78	9423	地域通所介護23・人欠					要介護3 874 単位	612	
78	9424	地域通所介護24・人欠					要介護4 990 単位	693	
78	9425	地域通所介護25・人欠					要介護5 1,107 単位	775	
78	9431	地域通所介護31・人欠		(3)7時間以上9時間未満			要介護1 735 単位	515	
78	9432	地域通所介護32・人欠					要介護2 868 単位	608	
78	9433	地域通所介護33・人欠					要介護3 1,006 単位	704	
78	9434	地域通所介護34・人欠					要介護4 1,144 単位	801	
78	9435	地域通所介護35・人欠					要介護5 1,281 単位	897	
78	9441	地域通所介護31・人欠・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要介護1 735 単位 ＋ 50 単位	565	
78	9442	地域通所介護32・人欠・延1					要介護2 868 単位 ＋ 50 単位	658	
78	9443	地域通所介護33・人欠・延1					要介護3 1,006 単位 ＋ 50 単位	754	
78	9444	地域通所介護34・人欠・延1					要介護4 1,144 単位 ＋ 50 単位	851	
78	9445	地域通所介護35・人欠・延1					要介護5 1,281 単位 ＋ 50 単位	947	
78	9451	地域通所介護31・人欠・延2			10時間以上11時間未満		要介護1 735 単位 ＋ 100 単位	615	
78	9452	地域通所介護32・人欠・延2					要介護2 868 単位 ＋ 100 単位	708	
78	9453	地域通所介護33・人欠・延2					要介護3 1,006 単位 ＋ 100 単位	804	
78	9454	地域通所介護34・人欠・延2					要介護4 1,144 単位 ＋ 100 単位	901	
78	9455	地域通所介護35・人欠・延2					要介護5 1,281 単位 ＋ 100 単位	997	
78	9456	地域通所介護31・人欠・延3			11時間以上12時間未満		要介護1 735 単位 ＋ 150 単位	665	
78	9457	地域通所介護32・人欠・延3					要介護2 868 単位 ＋ 150 単位	758	
78	9458	地域通所介護33・人欠・延3					要介護3 1,006 単位 ＋ 150 単位	854	
78	9459	地域通所介護34・人欠・延3					要介護4 1,144 単位 ＋ 150 単位	951	
78	9460	地域通所介護35・人欠・延3					要介護5 1,281 単位 ＋ 150 単位	1,047	
78	9711	地域通所介護31・人欠・延4			12時間以上13時間未満		要介護1 735 単位 ＋ 200 単位	715	
78	9712	地域通所介護32・人欠・延4					要介護2 868 単位 ＋ 200 単位	808	
78	9713	地域通所介護33・人欠・延4					要介護3 1,006 単位 ＋ 200 単位	904	
78	9714	地域通所介護34・人欠・延4					要介護4 1,144 単位 ＋ 200 単位	1,001	
78	9715	地域通所介護35・人欠・延4					要介護5 1,281 単位 ＋ 200 単位	1,097	
78	9716	地域通所介護31・人欠・延5			13時間以上14時間未満		要介護1 735 単位 ＋ 250 単位	765	
78	9717	地域通所介護32・人欠・延5					要介護2 868 単位 ＋ 250 単位	858	
78	9718	地域通所介護33・人欠・延5					要介護3 1,006 単位 ＋ 250 単位	954	
78	9719	地域通所介護34・人欠・延5					要介護4 1,144 単位 ＋ 250 単位	1,051	
78	9720	地域通所介護35・人欠・延5					要介護5 1,281 単位 ＋ 250 単位	1,147	
78	9700	地域療養通所介護1・人欠	ロ 療養通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満		人員基準欠如の場合	1,007 単位	705	
78	9701	地域療養通所介護2・人欠		(2) 6時間以上8時間未満			1,511 単位	1,058	

Ⅱ　地域密着型介護予防サービスコード

1　介護予防認知症対応型通所介護サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目									合成単位数	算定単位
74	1141	予防認知通所介護Ⅰｉ11・時減	イ　介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	(1)介護予防認知症対応型通所介護費（ｉ）（単独型）	注 2時間以上3時間未満		要支援1	493 単位	× 63%			311	1回につき
74	1142	予防認知通所介護Ⅰｉ12・時減					要支援2	546 単位	× 63%			344	
74	1241	予防認知通所介護Ⅰｉ11			(一)3時間以上5時間未満		要支援1	493 単位				493	
74	1242	予防認知通所介護Ⅰｉ12					要支援2	546 単位				546	
74	1341	予防認知通所介護Ⅰｉ21			(二)5時間以上7時間未満		要支援1	749 単位				749	
74	1342	予防認知通所介護Ⅰｉ22					要支援2	836 単位				836	
74	1441	予防認知通所介護Ⅰｉ31			(三)7時間以上9時間未満		要支援1	852 単位				852	
74	1442	予防認知通所介護Ⅰｉ32					要支援2	952 単位				952	
74	1541	予防認知通所介護Ⅰｉ31・延1			注 (三)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要支援1	852 単位	＋	50 単位		902	
74	1542	予防認知通所介護Ⅰｉ32・延1					要支援2	952 単位	＋	50 単位		1,002	
74	1641	予防認知通所介護Ⅰｉ31・延2				10時間以上11時間未満	要支援1	852 単位	＋	100 単位		952	
74	1642	予防認知通所介護Ⅰｉ32・延2					要支援2	952 単位	＋	100 単位		1,052	
74	1651	予防認知通所介護Ⅰｉ31・延3				11時間以上12時間未満	要支援1	852 単位	＋	150 単位		1,002	
74	1652	予防認知通所介護Ⅰｉ32・延3					要支援2	952 単位	＋	150 単位		1,102	
74	1661	予防認知通所介護Ⅰｉ31・延4				12時間以上13時間未満	要支援1	852 単位	＋	200 単位		1,052	
74	1662	予防認知通所介護Ⅰｉ32・延4					要支援2	952 単位	＋	200 単位		1,152	
74	1671	予防認知通所介護Ⅰｉ31・延5				13時間以上14時間未満	要支援1	852 単位	＋	250 単位		1,102	
74	1672	予防認知通所介護Ⅰｉ32・延5					要支援2	952 単位	＋	250 単位		1,202	
74	2141	予防認知通所介護Ⅰⅱ11・時減		(2)介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）（併設型）	注 2時間以上3時間未満		要支援1	445 単位	× 63%			280	
74	2142	予防認知通所介護Ⅰⅱ12・時減					要支援2	494 単位	× 63%			311	
74	2241	予防認知通所介護Ⅰⅱ11			(一)3時間以上5時間未満		要支援1	445 単位				445	
74	2242	予防認知通所介護Ⅰⅱ12					要支援2	494 単位				494	
74	2341	予防認知通所介護Ⅰⅱ21			(二)5時間以上7時間未満		要支援1	673 単位				673	
74	2342	予防認知通所介護Ⅰⅱ22					要支援2	751 単位				751	
74	2441	予防認知通所介護Ⅰⅱ31			(三)7時間以上9時間未満		要支援1	766 単位				766	
74	2442	予防認知通所介護Ⅰⅱ32					要支援2	855 単位				855	
74	2541	予防認知通所介護Ⅰⅱ31・延1			注 (三)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満	要支援1	766 単位	＋	50 単位		816	
74	2542	予防認知通所介護Ⅰⅱ32・延1					要支援2	855 単位	＋	50 単位		905	
74	2641	予防認知通所介護Ⅰⅱ31・延2				10時間以上11時間未満	要支援1	766 単位	＋	100 単位		866	
74	2642	予防認知通所介護Ⅰⅱ32・延2					要支援2	855 単位	＋	100 単位		955	
74	2651	予防認知通所介護Ⅰⅱ31・延3				11時間以上12時間未満	要支援1	766 単位	＋	150 単位		916	
74	2652	予防認知通所介護Ⅰⅱ32・延3					要支援2	855 単位	＋	150 単位		1,005	
74	2661	予防認知通所介護Ⅰⅱ31・延4				12時間以上13時間未満	要支援1	766 単位	＋	200 単位		966	
74	2662	予防認知通所介護Ⅰⅱ32・延4					要支援2	855 単位	＋	200 単位		1,055	
74	2671	予防認知通所介護Ⅰⅱ31・延5				13時間以上14時間未満	要支援1	766 単位	＋	250 単位		1,016	
74	2672	予防認知通所介護Ⅰⅱ32・延5					要支援2	855 単位	＋	250 単位		1,105	
74	3141	予防認知通所介護Ⅱ11・時減	ロ　介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（共用型）	注 2時間以上3時間未満			要支援1	251 単位	× 63%			158	
74	3142	予防認知通所介護Ⅱ12・時減					要支援2	265 単位	× 63%			167	
74	3241	予防認知通所介護Ⅱ11		(1)3時間以上5時間未満			要支援1	251 単位				251	
74	3242	予防認知通所介護Ⅱ12					要支援2	265 単位				265	
74	3341	予防認知通所介護Ⅱ21		(2)5時間以上7時間未満			要支援1	407 単位				407	
74	3342	予防認知通所介護Ⅱ22					要支援2	430 単位				430	
74	3441	予防認知通所介護Ⅱ31		(3)7時間以上9時間未満			要支援1	469 単位				469	
74	3442	予防認知通所介護Ⅱ32					要支援2	496 単位				496	
74	3541	予防認知通所介護Ⅱ31・延1		注 (3)の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要支援1	469 単位	＋	50 単位		519	
74	3542	予防認知通所介護Ⅱ32・延1					要支援2	496 単位	＋	50 単位		546	
74	3641	予防認知通所介護Ⅱ31・延2			10時間以上11時間未満		要支援1	469 単位	＋	100 単位		569	
74	3642	予防認知通所介護Ⅱ32・延2					要支援2	496 単位	＋	100 単位		596	
74	3651	予防認知通所介護Ⅱ31・延3			11時間以上12時間未満		要支援1	469 単位	＋	150 単位		619	
74	3652	予防認知通所介護Ⅱ32・延3					要支援2	496 単位	＋	150 単位		646	
74	3661	予防認知通所介護Ⅱ31・延4			12時間以上13時間未満		要支援1	469 単位	＋	200 単位		669	
74	3662	予防認知通所介護Ⅱ32・延4					要支援2	496 単位	＋	200 単位		696	
74	3671	予防認知通所介護Ⅱ31・延5			13時間以上14時間未満		要支援1	469 単位	＋	250 単位		719	
74	3672	予防認知通所介護Ⅱ32・延5					要支援2	496 単位	＋	250 単位		746	
74	5301	予認通所介護入浴介助加算	入浴介助を行った場合					50	単位加算			50	1日につき
74	5050	予認通所介護個別機能訓練加算	個別機能訓練加算					27	単位加算			27	
74	6109	予認通所介護若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算					60	単位加算			60	
74	5606	予認通所介護栄養改善加算	栄養改善加算					150	単位加算			150	1月につき
74	5607	予認通所介護口腔機能向上加算	口腔機能向上加算					150	単位加算			150	
74	5611	予認通所介護同一建物減算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合					94	単位減算			−94	1日につき
74	5612	予認通所介護送迎減算	事業所が送迎を行わない場合					47	単位減算			−47	片道につき
74	6100	予認通介サービス提供体制加算Ⅰ1	ハ　サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ				18	単位加算			18	1回につき
74	6101	予認通介サービス提供体制加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ				12	単位加算			12	
74	6102	予認通介サービス提供体制加算Ⅱ		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）				6	単位加算			6	
74	6106	予認通所介護処遇改善加算Ⅰ	ニ　介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）				所定単位数の 68/1000	加算				1月につき
74	6103	予認通所介護処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）				所定単位数の 38/1000	加算				
74	6104	予認通所介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）				(2)で算定した単位数の 90%	加算				
74	6105	予認通所介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）				(2)で算定した単位数の 80%	加算				

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目												合成単位数	算定単位
74	8401	予認通所介護Ⅰｉ11・定超・時減	イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	(1)介護予防認知症対応型通所介護費（ｉ）（単独型）	注 2時間以上3時間未満		定員超過の場合	要支援1	493	単位	× 70%	×	63%		217	1回につき
74	8402	予認通所介護Ⅰｉ12・定超・時減						要支援2	546	単位	× 70%	×	63%		241	
74	8411	予認通所介護Ⅰｉ11・定超			(一)3時間以上5時間未満			要支援1	493	単位	× 70%				345	
74	8412	予認通所介護Ⅰｉ12・定超						要支援2	546	単位	× 70%				382	
74	8421	予認通所介護Ⅰｉ21・定超			(二)5時間以上7時間未満			要支援1	749	単位	× 70%				524	
74	8422	予認通所介護Ⅰｉ22・定超						要支援2	836	単位	× 70%				585	
74	8431	予認通所介護Ⅰｉ31・定超			(三)7時間以上9時間未満			要支援1	852	単位	× 70%				596	
74	8432	予認通所介護Ⅰｉ32・定超						要支援2	952	単位	× 70%				666	
74	8441	予認通所介護Ⅰｉ31・定超・延1			注（三）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要支援1	852	単位	× 70%	＋	50	単位	646	
74	8442	予認通所介護Ⅰｉ32・定超・延1						要支援2	952	単位	× 70%	＋	50	単位	716	
74	8451	予認通所介護Ⅰｉ31・定超・延2				10時間以上11時間未満		要支援1	852	単位	× 70%	＋	100	単位	696	
74	8452	予認通所介護Ⅰｉ32・定超・延2						要支援2	952	単位	× 70%	＋	100	単位	766	
74	8461	予認通所介護Ⅰｉ31・定超・延3				11時間以上12時間未満		要支援1	852	単位	× 70%	＋	150	単位	746	
74	8462	予認通所介護Ⅰｉ32・定超・延3						要支援2	952	単位	× 70%	＋	150	単位	816	
74	8471	予認通所介護Ⅰｉ31・定超・延4				12時間以上13時間未満		要支援1	852	単位	× 70%	＋	200	単位	796	
74	8472	予認通所介護Ⅰｉ32・定超・延4						要支援2	952	単位	× 70%	＋	200	単位	866	
74	8481	予認通所介護Ⅰｉ31・定超・延5				13時間以上14時間未満		要支援1	852	単位	× 70%	＋	250	単位	846	
74	8482	予認通所介護Ⅰｉ32・定超・延5						要支援2	952	単位	× 70%	＋	250	単位	916	
74	8501	予認通所介護Ⅰⅱ11・定超・時減		(2)介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）（併設型）	注 2時間以上3時間未満			要支援1	445	単位	× 70%	×	63%		197	
74	8502	予認通所介護Ⅰⅱ12・定超・時減						要支援2	494	単位	× 70%	×	63%		218	
74	8511	予認通所介護Ⅰⅱ11・定超			(一)3時間以上5時間未満			要支援1	445	単位	× 70%				312	
74	8512	予認通所介護Ⅰⅱ12・定超						要支援2	494	単位	× 70%				346	
74	8521	予認通所介護Ⅰⅱ21・定超			(二)5時間以上7時間未満			要支援1	673	単位	× 70%				471	
74	8522	予認通所介護Ⅰⅱ22・定超						要支援2	751	単位	× 70%				526	
74	8531	予認通所介護Ⅰⅱ31・定超			(三)7時間以上9時間未満			要支援1	766	単位	× 70%				536	
74	8532	予認通所介護Ⅰⅱ32・定超						要支援2	855	単位	× 70%				599	
74	8541	予認通所介護Ⅰⅱ31・定超・延1			注（三）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要支援1	766	単位	× 70%	＋	50	単位	586	
74	8542	予認通所介護Ⅰⅱ32・定超・延1						要支援2	855	単位	× 70%	＋	50	単位	649	
74	8551	予認通所介護Ⅰⅱ31・定超・延2				10時間以上11時間未満		要支援1	766	単位	× 70%	＋	100	単位	636	
74	8552	予認通所介護Ⅰⅱ32・定超・延2						要支援2	855	単位	× 70%	＋	100	単位	699	
74	8561	予認通所介護Ⅰⅱ31・定超・延3				11時間以上12時間未満		要支援1	766	単位	× 70%	＋	150	単位	686	
74	8562	予認通所介護Ⅰⅱ32・定超・延3						要支援2	855	単位	× 70%	＋	150	単位	749	
74	8571	予認通所介護Ⅰⅱ31・定超・延4				12時間以上13時間未満		要支援1	766	単位	× 70%	＋	200	単位	736	
74	8572	予認通所介護Ⅰⅱ32・定超・延4						要支援2	855	単位	× 70%	＋	200	単位	799	
74	8581	予認通所介護Ⅰⅱ31・定超・延5				13時間以上14時間未満		要支援1	766	単位	× 70%	＋	250	単位	786	
74	8582	予認通所介護Ⅰⅱ32・定超・延5						要支援2	855	単位	× 70%	＋	250	単位	849	
74	8601	予認通所介護Ⅱ11・定超・時減	ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（共用型）	注 2時間以上3時間未満				要支援1	251	単位	× 70%	×	63%		111	
74	8602	予認通所介護Ⅱ12・定超・時減						要支援2	265	単位	× 70%	×	63%		117	
74	8611	予認通所介護Ⅱ11・定超		(1)3時間以上5時間未満				要支援1	251	単位	× 70%				176	
74	8612	予認通所介護Ⅱ12・定超						要支援2	265	単位	× 70%				186	
74	8621	予認通所介護Ⅱ21・定超		(2)5時間以上7時間未満				要支援1	407	単位	× 70%				285	
74	8622	予認通所介護Ⅱ22・定超						要支援2	430	単位	× 70%				301	
74	8631	予認通所介護Ⅱ31・定超		(3)7時間以上9時間未満				要支援1	469	単位	× 70%				328	
74	8632	予認通所介護Ⅱ32・定超						要支援2	496	単位	× 70%				347	
74	8641	予認通所介護Ⅱ31・定超・延1		注（3）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満			要支援1	469	単位	× 70%	＋	50	単位	378	
74	8642	予認通所介護Ⅱ32・定超・延1						要支援2	496	単位	× 70%	＋	50	単位	397	
74	8651	予認通所介護Ⅱ31・定超・延2			10時間以上11時間未満			要支援1	469	単位	× 70%	＋	100	単位	428	
74	8652	予認通所介護Ⅱ32・定超・延2						要支援2	496	単位	× 70%	＋	100	単位	447	
74	8661	予認通所介護Ⅱ31・定超・延3			11時間以上12時間未満			要支援1	469	単位	× 70%	＋	150	単位	478	
74	8662	予認通所介護Ⅱ32・定超・延3						要支援2	496	単位	× 70%	＋	150	単位	497	
74	8671	予認通所介護Ⅱ31・定超・延4			12時間以上13時間未満			要支援1	469	単位	× 70%	＋	200	単位	528	
74	8672	予認通所介護Ⅱ32・定超・延4						要支援2	496	単位	× 70%	＋	200	単位	547	
74	8681	予認通所介護Ⅱ31・定超・延5			13時間以上14時間未満			要支援1	469	単位	× 70%	＋	250	単位	578	
74	8682	予認通所介護Ⅱ32・定超・延5						要支援2	496	単位	× 70%	＋	250	単位	597	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目												合成単位数	算定単位
74	9401	予認通所介護Ⅰｉ11・人欠・時減	イ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	(1)介護予防認知症対応型通所介護費（ｉ）（単独型）	注 2時間以上3時間未満		看護・介護職員が欠員の場合	要支援1	493	単位	× 70%	×	63%		217	1回につき
74	9402	予認通所介護Ⅰｉ12・人欠・時減						要支援2	546	単位	× 70%	×	63%		241	
74	9411	予認通所介護Ⅰｉ11・人欠			(一)3時間以上5時間未満			要支援1	493	単位	× 70%				345	
74	9412	予認通所介護Ⅰｉ12・人欠						要支援2	546	単位	× 70%				382	
74	9421	予認通所介護Ⅰｉ21・人欠			(二)5時間以上7時間未満			要支援1	749	単位	× 70%				524	
74	9422	予認通所介護Ⅰｉ22・人欠						要支援2	836	単位	× 70%				585	
74	9431	予認通所介護Ⅰｉ31・人欠			(三)7時間以上9時間未満			要支援1	852	単位	× 70%				596	
74	9432	予認通所介護Ⅰｉ32・人欠						要支援2	952	単位	× 70%				666	
74	9441	予認通所介護Ⅰｉ31・人欠・延1			注（三）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要支援1	852	単位	× 70%	＋	50	単位	646	
74	9442	予認通所介護Ⅰｉ32・人欠・延1						要支援2	952	単位	× 70%	＋	50	単位	716	
74	9451	予認通所介護Ⅰｉ31・人欠・延2				10時間以上11時間未満		要支援1	852	単位	× 70%	＋	100	単位	696	
74	9452	予認通所介護Ⅰｉ32・人欠・延2						要支援2	952	単位	× 70%	＋	100	単位	766	
74	9461	予認通所介護Ⅰｉ31・人欠・延3				11時間以上12時間未満		要支援1	852	単位	× 70%	＋	150	単位	746	
74	9462	予認通所介護Ⅰｉ32・人欠・延3						要支援2	952	単位	× 70%	＋	150	単位	816	
74	9471	予認通所介護Ⅰｉ31・人欠・延4				12時間以上13時間未満		要支援1	852	単位	× 70%	＋	200	単位	796	
74	9472	予認通所介護Ⅰｉ32・人欠・延4						要支援2	952	単位	× 70%	＋	200	単位	866	
74	9481	予認通所介護Ⅰｉ31・人欠・延5				13時間以上14時間未満		要支援1	852	単位	× 70%	＋	250	単位	846	
74	9482	予認通所介護Ⅰｉ32・人欠・延5						要支援2	952	単位	× 70%	＋	250	単位	916	
74	9501	予認通所介護Ⅰⅱ11・人欠・時減		(2)介護予防認知症対応型通所介護費（ⅱ）（併設型）	注 2時間以上3時間未満			要支援1	445	単位	× 70%	×	63%		197	
74	9502	予認通所介護Ⅰⅱ12・人欠・時減						要支援2	494	単位	× 70%	×	63%		218	
74	9511	予認通所介護Ⅰⅱ11・人欠			(一)3時間以上5時間未満			要支援1	445	単位	× 70%				312	
74	9512	予認通所介護Ⅰⅱ12・人欠						要支援2	494	単位	× 70%				346	
74	9521	予認通所介護Ⅰⅱ21・人欠			(二)5時間以上7時間未満			要支援1	673	単位	× 70%				471	
74	9522	予認通所介護Ⅰⅱ22・人欠						要支援2	751	単位	× 70%				526	
74	9531	予認通所介護Ⅰⅱ31・人欠			(三)7時間以上9時間未満			要支援1	766	単位	× 70%				536	
74	9532	予認通所介護Ⅰⅱ32・人欠						要支援2	855	単位	× 70%				599	
74	9541	予認通所介護Ⅰⅱ31・人欠・延1			注（三）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満		要支援1	766	単位	× 70%	＋	50	単位	586	
74	9542	予認通所介護Ⅰⅱ32・人欠・延1						要支援2	855	単位	× 70%	＋	50	単位	649	
74	9551	予認通所介護Ⅰⅱ31・人欠・延2				10時間以上11時間未満		要支援1	766	単位	× 70%	＋	100	単位	636	
74	9552	予認通所介護Ⅰⅱ32・人欠・延2						要支援2	855	単位	× 70%	＋	100	単位	699	
74	9561	予認通所介護Ⅰⅱ31・人欠・延3				11時間以上12時間未満		要支援1	766	単位	× 70%	＋	150	単位	686	
74	9562	予認通所介護Ⅰⅱ32・人欠・延3						要支援2	855	単位	× 70%	＋	150	単位	749	
74	9571	予認通所介護Ⅰⅱ31・人欠・延4				12時間以上13時間未満		要支援1	766	単位	× 70%	＋	200	単位	736	
74	9572	予認通所介護Ⅰⅱ32・人欠・延4						要支援2	855	単位	× 70%	＋	200	単位	799	
74	9581	予認通所介護Ⅰⅱ31・人欠・延5				13時間以上14時間未満		要支援1	766	単位	× 70%	＋	250	単位	786	
74	9582	予認通所介護Ⅰⅱ32・人欠・延5						要支援2	855	単位	× 70%	＋	250	単位	849	
74	9601	予認通所介護Ⅱ11・人欠・時減	ロ 介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）（共用型）	注 2時間以上3時間未満				要支援1	251	単位	× 70%	×	63%		111	
74	9602	予認通所介護Ⅱ12・人欠・時減						要支援2	265	単位	× 70%	×	63%		117	
74	9611	予認通所介護Ⅱ11・人欠		(1)3時間以上5時間未満				要支援1	251	単位	× 70%				176	
74	9612	予認通所介護Ⅱ12・人欠						要支援2	265	単位	× 70%				186	
74	9621	予認通所介護Ⅱ21・人欠		(2)5時間以上7時間未満				要支援1	407	単位	× 70%				285	
74	9622	予認通所介護Ⅱ22・人欠						要支援2	430	単位	× 70%				301	
74	9631	予認通所介護Ⅱ31・人欠		(3)7時間以上9時間未満				要支援1	469	単位	× 70%				328	
74	9632	予認通所介護Ⅱ32・人欠						要支援2	496	単位	× 70%				347	
74	9641	予認通所介護Ⅱ31・人欠・延1		注（3）の前後に日常生活上の世話を行う場合	9時間以上10時間未満			要支援1	469	単位	× 70%	＋	50	単位	378	
74	9642	予認通所介護Ⅱ32・人欠・延1						要支援2	496	単位	× 70%	＋	50	単位	397	
74	9651	予認通所介護Ⅱ31・人欠・延2			10時間以上11時間未満			要支援1	469	単位	× 70%	＋	100	単位	428	
74	9652	予認通所介護Ⅱ32・人欠・延2						要支援2	496	単位	× 70%	＋	100	単位	447	
74	9661	予認通所介護Ⅱ31・人欠・延3			11時間以上12時間未満			要支援1	469	単位	× 70%	＋	150	単位	478	
74	9662	予認通所介護Ⅱ32・人欠・延3						要支援2	496	単位	× 70%	＋	150	単位	497	
74	9671	予認通所介護Ⅱ31・人欠・延4			12時間以上13時間未満			要支援1	469	単位	× 70%	＋	200	単位	528	
74	9672	予認通所介護Ⅱ32・人欠・延4						要支援2	496	単位	× 70%	＋	200	単位	547	
74	9681	予認通所介護Ⅱ31・人欠・延5			13時間以上14時間未満			要支援1	469	単位	× 70%	＋	250	単位	578	
74	9682	予認通所介護Ⅱ32・人欠・延5						要支援2	496	単位	× 70%	＋	250	単位	597	

2 介護予防小規模多機能型居宅介護サービスコード表

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）サービスコード表

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
75 1111	予小規模多機能11	イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 3,403 単位			3,403	1月につき
75 1113	予小規模多機能11・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	2,382	
75 1115	予小規模多機能1・同一				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		3,063	
75 1117	予小規模多機能1・同一・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	2,144	
75 1121	予小規模多機能12			要支援2 6,877 単位			6,877	
75 1123	予小規模多機能12・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	4,814	
75 1125	予小規模多機能2・同一				事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		6,189	
75 1127	予小規模多機能2・同一・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	4,332	
75 1211	予小規模多機能21		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 3,066 単位			3,066	
75 1213	予小規模多機能21・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	2,146	
75 1221	予小規模多機能22			要支援2 6,196 単位			6,196	
75 1223	予小規模多機能22・過少					過少サービスに対する減算 × 70%	4,337	
75 6310	予小多機能中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算						
75 6300	予小多機能居宅介護初期加算	ハ 初期加算 30 単位加算					30	1日につき
75 6139	予小多機能型事業開始支援加算	ハ 事業開始時支援加算 500 単位加算					500	1月につき
75 4010	予小多機能総合マネジメント加算	ニ 総合マネジメント体制強化加算 1,000 単位加算					1,000	1月につき
75 6100	予小多機能サービス提供体制加算Ⅰ1	ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 640 単位加算				640	
75 6101	予小多機能サービス提供体制加算Ⅰ2		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 500 単位加算				500	
75 6102	予小多機能サービス提供体制加算Ⅱ		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 350 単位加算				350	
75 6103	予小多機能サービス提供体制加算Ⅲ		(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350 単位加算				350	
75 6110	予小規模多機能処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数の 76/1000 加算					
75 6104	予小規模多機能処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数の 42/1000 加算					
75 6106	予小規模多機能処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） (2)で算定した単位数の 90% 加算					
75 6108	予小規模多機能処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (2)で算定した単位数の 80% 加算					

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
75 8011	予小規模多機能11・超	イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 3,403 単位	定員超過の場合 × 70%			2,382	1月につき
75 8013	予小規模多機能11・超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	1,667	
75 8015	予小規模多機能1・超・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		2,144	
75 8017	予小規模多機能1・超・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	1,501	
75 8021	予小規模多機能12・超			要支援2 6,877 単位				4,814	
75 8023	予小規模多機能12・超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	3,370	
75 8025	予小規模多機能2・超・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		4,333	
75 8027	予小規模多機能2・超・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	3,033	
75 8111	予小規模多機能21・超		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 3,066 単位				2,146	
75 8113	予小規模多機能21・超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	1,502	
75 8121	予小規模多機能22・超			要支援2 6,196 単位				4,337	
75 8123	予小規模多機能22・超・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	3,036	

従業者が欠員の場合

サービスコード 種類	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
75 9011	予小規模多機能11・欠	イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 3,403 単位	従業者が欠員の場合 × 70%			2,382	1月につき
75 9013	予小規模多機能11・欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	1,667	
75 9015	予小規模多機能1・欠・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		2,144	
75 9017	予小規模多機能1・欠・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	1,501	
75 9021	予小規模多機能12・欠			要支援2 6,877 単位				4,814	
75 9023	予小規模多機能12・欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	3,370	
75 9025	予小規模多機能2・欠・同一					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%		4,333	
75 9027	予小規模多機能2・欠・同一・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	3,033	
75 9111	予小規模多機能21・欠		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 3,066 単位				2,146	
75 9113	予小規模多機能21・欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	1,502	
75 9121	予小規模多機能22・欠			要支援2 6,196 単位				4,337	
75 9123	予小規模多機能22・欠・過少						過少サービスに対する減算 × 70%	3,036	

登録期間が1月に満たない場合（日割計算用サービスコード）

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目							合成単位数	算定単位
75	1112	予小規模多機能11・日割	イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 3,403 単位				日割計算の場合 ÷ 30.4 日	112	1日につき
75	1114	予小規模多機能11・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		78	
75	1116	予小規模多機能1・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			101	
75	1118	予小規模多機能1・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		71	
75	1122	予小規模多機能12・日割			要支援2 6,877 単位					226	
75	1124	予小規模多機能12・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		158	
75	1126	予小規模多機能2・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			204	
75	1128	予小規模多機能2・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		143	
75	1212	予小規模多機能21・日割		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 3,066 単位					101	
75	1214	予小規模多機能21・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		71	
75	1222	予小規模多機能22・日割			要支援2 6,196 単位					204	
75	1224	予小規模多機能22・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		143	
75	6311	予小多機能中山間地域等提供加算・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					所定単位数の 5% 加算			
75	8012	予小多機能11・超・日割	イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費	(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 3,403 単位	定員超過の場合 × 70%			日割計算の場合 ÷ 30.4 日	78	
75	8014	予小多機能11・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		55	
75	8016	予小多機能1・超・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			71	
75	8018	予小多機能1・超・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		49	
75	8022	予小多機能12・超・日割			要支援2 6,877 単位					158	
75	8024	予小多機能12・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		111	
75	8026	予小多機能2・超・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			143	
75	8028	予小多機能2・超・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		100	
75	8112	予小多機能21・超・日割		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 3,066 単位					71	
75	8114	予小多機能21・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		49	
75	8122	予小多機能22・超・日割			要支援2 6,196 単位					143	
75	8124	予小多機能22・超・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		100	
75	9012	予小多機能11・欠・日割		(1)同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 3,403 単位	従業者が欠員の場合 × 70%				78	
75	9014	予小多機能11・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		55	
75	9016	予小多機能1・欠・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			71	
75	9018	予小多機能1・欠・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		49	
75	9022	予小多機能12・欠・日割			要支援2 6,877 単位					158	
75	9024	予小多機能12・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		111	
75	9026	予小多機能2・欠・同・日割					事業所と同一建物に居住する登録定員80%以上にサービスを行う場合 × 90%			143	
75	9028	予小多機能2・欠・同・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		100	
75	9112	予小多機能21・欠・日割		(2)同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 3,066 単位					71	
75	9114	予小多機能21・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		49	
75	9122	予小多機能22・欠・日割			要支援2 6,196 単位					143	
75	9124	予小多機能22・欠・少・日割						過少サービスに対する減算 × 70%		100	

ロ 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
69	1311	予短期小規模多機能1	ロ 介護予防短期利用居宅介護費	要支援1 419 単位			419	1日につき
69	1321	予短期小規模多機能2		要支援2 524 単位			524	
69	6100	予短期小多機能サービス提供体制加算Ⅰ1	ホ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	21 単位加算	21	
69	6101	予短期小多機能サービス提供体制加算Ⅰ2			(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	16 単位加算	16	
69	6102	予短期小多機能サービス提供体制加算Ⅱ			(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	12 単位加算	12	
69	6103	予短期小多機能サービス提供体制加算Ⅲ			(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	12 単位加算	12	
69	6110	予短期小多機能処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 76/1000 加算		1月につき
69	6104	予短期小多機能処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000 加算		
69	6106	予短期小多機能処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
69	6108	予短期小多機能処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
69	8311	予短期小規模多機能1・超	ロ 介護予防短期利用居宅介護費	要支援1 419 単位	定員超過の場合 × 70%		293	1日につき
69	8321	予短期小規模多機能2・超		要支援2 524 単位			367	

従業者が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
69	9311	予短期小規模多機能1・欠	ロ 介護予防短期利用居宅介護費	要支援1 419 単位	従業者が欠員の場合 × 70%		293	1日につき
69	9321	予短期小規模多機能2・欠		要支援2 524 単位			367	

3 介護予防認知症対応型共同生活介護サービスコード表

イ 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
37	1121	予認知症共同生活介護Ⅰ2	イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要支援2 755 単位			755	1日につき
37	1123	予認知症共同生活介護Ⅰ2・夜				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		732	
37	2121	予認知症共同生活介護Ⅱ2		(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	要支援2 743 単位			743	
37	2123	予認知症共同生活介護Ⅱ2・夜				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		721	
37	6141	予認知症対応夜間ケア加算Ⅰ	夜間ケア加算		夜間ケア加算（Ⅰ）		50 単位加算	50	
37	6151	予認知症対応夜間ケア加算Ⅱ			夜間ケア加算（Ⅱ）		25 単位加算	25	
37	6161	予認知症対応夜間支援体制加算Ⅰ	夜間支援体制加算		夜間支援体制加算（Ⅰ）		50 単位加算	50	
37	6171	予認知症対応夜間支援体制加算Ⅱ			夜間支援体制加算（Ⅱ）		25 単位加算	25	
37	6109	予認知症対応若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算				120 単位加算	120	
37	1550	予認知症対応型初期加算	ハ 初期加算				30 単位加算	30	
37	6502	予認知症対応退居時相談援助加算	ニ 退居時相談援助加算				400 単位加算	400	1回限り
37	6133	予認知症対応認知症専門ケア加算Ⅰ	ホ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3 単位加算	3	1日につき
37	6134	予認知症対応認知症専門ケア加算Ⅱ			(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）		4 単位加算	4	
37	6100	予認知対応サービス提供体制加算Ⅰ1	ヘ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ		18 単位加算	18	
37	6101	予認知対応サービス提供体制加算Ⅰ2			(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ		12 単位加算	12	
37	6102	予認知対応サービス提供体制加算Ⅱ			(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		6 単位加算	6	
37	6103	予認知対応サービス提供体制加算Ⅲ			(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6 単位加算	6	
37	6107	予認知症対応型処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 83/1000 加算		1月につき
37	6104	予認知症対応型処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 46/1000 加算		
37	6105	予認知症対応型処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		(2)で算定した単位数の 90% 加算		
37	6106	予認知症対応型処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
37	8011	予認知症共同生活介護Ⅰ2・超	イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要支援2 755 単位		定員超過の場合 × 70%	529	1日につき
37	8013	予認知症共同生活介護Ⅰ2・夜・超				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		512	
37	8111	予認知症共同生活介護Ⅱ2・超		(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	要支援2 743 単位			520	
37	8113	予認知症共同生活介護Ⅱ2・夜・超				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		505	

介護従業者が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
37	9011	予認知症共同生活介護Ⅰ2・欠	イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要支援2 755 単位		介護従業者が欠員の場合 × 70%	529	1日につき
37	9013	予認知症共同生活介護Ⅰ2・夜・欠				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		512	
37	9111	予認知症共同生活介護Ⅱ2・欠		(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	要支援2 743 単位			520	
37	9113	予認知症共同生活介護Ⅱ2・夜・欠				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		505	

ロ 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）サービスコード表

サービスコード 種類	サービス項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
39	1221	予短期共同生活介護Ⅰ2	ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要支援2 783 単位			783	1日につき
39	1223	予短期共同生活介護Ⅰ2・夜				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		760	
39	2221	予短期共同生活介護Ⅱ2		(2)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	要支援2 771 単位			771	
39	2223	予短期共同生活介護Ⅱ2・夜				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		748	
39	6141	予短期共同夜間ケア加算Ⅰ	夜間ケア加算		夜間ケア加算（Ⅰ）	50 単位加算		50	
39	6151	予短期共同夜間ケア加算Ⅱ			夜間ケア加算（Ⅱ）	25 単位加算		25	
39	6161	予短期共同夜間支援体制加算Ⅰ	夜間支援体制加算		夜間支援体制加算（Ⅰ）	50 単位加算		50	
39	6171	予短期共同夜間支援体制加算Ⅱ			夜間支援体制加算（Ⅱ）	25 単位加算		25	
39	6121	予短期共同認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限度）			200 単位加算		200	
39	6109	予短期共同若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			120 単位加算		120	
39	6100	予短期共同サービス提供体制加算Ⅰ1	ヘ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位加算		18	
39	6101	予短期共同サービス提供体制加算Ⅰ2			(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12 単位加算		12	
39	6102	予短期共同サービス提供体制加算Ⅱ			(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 単位加算		6	
39	6103	予短期共同サービス提供体制加算Ⅲ			(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 単位加算		6	
39	6107	予短期共同生活処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 83/1000 加算			1月につき
39	6104	予短期共同生活処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 46/1000 加算			
39	6105	予短期共同生活処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(2)で算定した単位数の 90% 加算			
39	6106	予短期共同生活処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(2)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービス項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
39	8111	予短期共同生活介護Ⅰ2・超	ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要支援2 783 単位		定員超過の場合 × 70%	548	1日につき
39	8113	予短期共同生活介護Ⅰ2・夜・超				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		532	
39	8211	予短期共同生活介護Ⅱ2・超		(2)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	要支援2 771 単位			540	
39	8213	予短期共同生活介護Ⅱ2・夜・超				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		524	

介護従業者が欠員の場合

サービスコード 種類	サービス項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
39	9111	予短期共同生活介護Ⅰ2・欠	ロ 介護予防利用短期認知症対応型共同生活介護費	(1)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ）	要支援2 783 単位		介護従業者が欠員の場合 × 70%	548	1日につき
39	9113	予短期共同生活介護Ⅰ2・夜・欠				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		532	
39	9211	予短期共同生活介護Ⅱ2・欠		(2)介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）	要支援2 771 単位			540	
39	9213	予短期共同生活介護Ⅱ2・夜・欠				夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		524	

Ⅲ　特定入所者介護サービス費（地域密着型）サービスコード（平成27年4月1日～平成27年7月31日）

食費及び滞在費の基準費用額

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				費用額（円）	算定単位
59	5411	地域福祉施設食費	地域密着型 介護老人福祉施設	食費		1,380 円	1,380	1日につき
59	5421	地域福祉施設ユニット型個室		居住費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	5422	地域福祉施設ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	5423	地域福祉施設従来型個室			従来型個室	1,150 円	1,150	
59	5424	地域福祉施設多床室			多床室	370 円	370	

Ⅲ　特定入所者介護サービス費（地域密着型）サービスコード（平成27年8月1日～）

食費及び滞在費の基準費用額

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				費用額（円）	算定単位
59	5411	地域福祉施設食費	地域密着型 介護老人福祉施設	食費		1,380 円	1,380	1日につき
59	5421	地域福祉施設ユニット型個室		居住費	ユニット型個室	1,970 円	1,970	
59	5422	地域福祉施設ユニット型準個室			ユニット型準個室	1,640 円	1,640	
59	5423	地域福祉施設従来型個室			従来型個室	1,150 円	1,150	
59	5424	地域福祉施設多床室			多床室	840 円	840	

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成２７年ＸＸ月ＸＸ日老老発ＸＸ号　厚生労働省老健局老人保健課長通知）

（変更点は下線部）

改正後	改正前
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）については、本年二月十日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は左記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。 記 第一　届出項目について 居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所・施設」という。）から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表（以下「施設サービス単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号。以下「特定診療費単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号。以下「特別療養費単位数表」という。）、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、 ①　事前に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないことが告示上明記されている事項 ②　都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されて	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号。以下「居宅サービス単位数表」という。）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号。以下「居宅介護支援単位数表」という。）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）については、本年二月十日に公布されたところであるが、それぞれの介護給付費の算定に係る体制等に関する届出に際してその届出項目及び届出様式の記載上の留意点等は左記のとおりであるので、その取扱いについて遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。 記 第一　届出項目について 居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所（以下「事業所・施設」という。）から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表（以下「施設サービス単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号。以下「特定診療費単位数表」という。）、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号。以下「特別療養費単位数表」という。）、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、 ①　事前に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないことが告示上明記されている事項 ②　都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されて

いるものではないが、 ・　介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・　介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・　審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う 上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙１)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、(別紙１―２)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙１―３)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制等一覧」という。）に掲げる項目とする。 第二　(別紙２)「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用)」の記載要領について ①　「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定（許可）申請の際、記載した事項を記載させること。 ②　「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。 ③　「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。 ④　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。 ⑤　「実施事業」については、該当事業欄に〇印を記載させること。 ⑥　「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別（１新規・２変更・３終了）について記載させること。 ⑦　「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。 ⑧　「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよ	いるものではないが、 ・　介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・　介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・　審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う 上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙１)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、(別紙１―２)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、(別紙１―３)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス)」(以下「体制等一覧」という。）に掲げる項目とする。 第二　(別紙２)「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用)」の記載要領について ①　「届出者」及び「事業所・施設の状況」については、事業所・施設の指定（許可）申請の際、記載した事項を記載させること。 ②　「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。 ③　「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。 ④　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。 ⑤　「実施事業」については、該当事業欄に〇印を記載させること。 ⑥　「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所・施設の異動の別（１新規・２変更・３終了）について記載させること。 ⑦　「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。 ⑧　「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよ

う変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。 第三　（別紙３）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（基準該当事業者用）」の記載要領について ①　「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。 ②　「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率（○○○％）で記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「一○○％」と記載させ、全国共通の介護報酬額より五％減じる場合は、「九五％」と記載させることになる。 　なお、市町村が前記の率を設定し、あるいは変更した場合は、（別紙４）「基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。 ③　「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。 第四　（別紙３―２）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用）（介護予防支援事業者用）」の記載要領について ①　「届出者」及び「事業所の状況」については、地域密着型サービス事業所又は介護予防支援事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。 ②　「市町村が定める単位の有無」については、市町村の判断により定める単位の有無別（１有・２無）について記載する。 ③　「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。 第五　体制状況一覧表の記載要領について １　各サービス共通事項	う変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。 第三　（別紙３）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（基準該当事業者用）」の記載要領について ①　「届出者」及び「事業所の状況」については、基準該当サービス事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。 ②　「市町村が定める率」については、全国共通の介護報酬額に対して市町村の判断により定める支給基準の上限を百分率（○○○％）で記載させること。例えば、全国共通の介護報酬額と同じ場合は、「一○○％」と記載させ、全国共通の介護報酬額より五％減じる場合は、「九五％」と記載させることになる。 　なお、市町村が前記の率を設定し、あるいは変更した場合は、（別紙４）「基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について」により届出を求めるものとする。 ③　「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。 第四　（別紙３―２）「介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用）（介護予防支援事業者用）」の記載要領について ①　「届出者」及び「事業所の状況」については、地域密着型サービス事業所又は介護予防支援事業所の登録申請の際、記載した事項を記載させること。 ②　「市町村が定める単位の有無」については、市町村の判断により定める単位の有無別（１有・２無）について記載する。 ③　「法人の種別」「法人所轄庁」「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」「実施事業」「異動等の区分」「異動項目」「特記事項」については、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）」と同様であるので、第二の②から⑧までを準用されたい。 第五　体制状況一覧表の記載要領について １　各サービス共通事項

①　「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第九十四号）第二号に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。 　なお、同号第三号に該当する場合は、「五級地の２」と、同号第四号に該当する場合は、「六級地の２」と記載させること。	①　「地域区分」は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第九十四号）第二号に規定する地域区分をいい、事業所の所在する地域の地域区分を記載させること。 　なお、同号第三号に該当する場合は、「五級地の２」と、同号第四号に該当する場合は、「六級地の２」と記載させること。
②　「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス単位数表、介護予防サービス介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。 　なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙５）「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は（別紙５―２）「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。	②　「割引」については、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を実施する事業所又は施設が、居宅サービス単位数表、施設サービス単位数表、介護予防サービス介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表に定める額より低い額で介護サービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。 　なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙５）「指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」又は（別紙５―２）「地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。
③　「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる（別紙６）「平面図」を添付させること。	③　「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」で設備等に係る届出を行う場合は、当該施設又は設備等の状況が分かる（別紙６）「平面図」を添付させること。
④　「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、（別紙７）「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表）等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類	④　「人員配置区分」及び「その他該当する体制等」で人員配置の状況に係る届出を行う場合は、（別紙７）「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付させること。なお、各事業所・施設において使用している勤務割表（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表）等により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び職種ごとの配置状況等が確認できる場合は、当該書類をもって添付書類

として差し支えない。 ⑤　訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。 2　訪問介護 ①　「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」のすべてを記載させること。 ②　「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十四号）に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ③　「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」については、厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号。以下「九十六号告示」という。）第一号ロ⑴に該当する場合は「定期巡回の指定を受けている」と、同号ロ⑵に該当する場合は「定期巡回の整備計画がある」と、いずれにも該当しない場合は「定期巡回の指定を受けていない」と記載させ、（別紙 15）「定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書」を添付させること。 ④　「サービス提供責任者体制の減算」については、厚生労働大臣が定める利用者等（平成二十四年厚生労働省告示第九十五号。以下「九十五号告示」という。）第二号に該当するサービス提供責任者を配置する場合に、「あり」と記載させること。ただし、九十六号告示第二号に該当する場合は、「なし」と記載させ、（別紙 16）「サービス提供責任者体制届出書」を添付させること。 （削除）	として差し支えない。 ⑤　訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護で、サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。 2　訪問介護 ①　「施設等の区分」については、事業所の運営規程において定める「指定訪問介護の内容」に従って記載させること。例えば、指定訪問介護の内容を身体介護中心型に限定する場合は「身体介護」を、指定訪問介護の内容を限定しない場合は「身体介護」「生活援助」「通院等乗降介助」のすべてを記載させること。 ②　「特別地域加算」については、事業所の所在する地域が厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第二十四号）及び厚生労働大臣が定める地域第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十四号）に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ③　「日中の身体介護二〇分未満体制」については、厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号。以下「九十六号告示」という。）第一号に該当する場合に、「あり」と記載させ、（別紙 15）「日中の身体介護二〇分未満体制に係る届出書」を添付させること。 ④　「サービス提供責任者体制の減算」については、厚生労働大臣が定める利用者等（平成二十四年厚生労働省告示第九十五号。以下「九十五号告示」という。）第二号に該当するサービス提供責任者を配置する場合に、「あり」と記載させること。ただし、九十六号告示第二号に該当する場合は、「なし」と記載させ、（別紙 16）「サービス提供責任者体制届出書」を添付させること。 ⑤　「同一建物に居住する利用者の減算」については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十七号。以下「九十七号告示」という。）第一号に該当する場合には、「あり」と記載させる

⑤　「特定事業所加算」については、九十六号告示第三号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合は「加算Ⅳ」と記載させること。なお、（別紙 10）「特定事業所加算に係る届出書（訪問介護事業所）」を添付させること。 ⑥　「中山間地域における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）第一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ⑦　「介護職員処遇改善加算」については、九十六号告示第四号イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と、同号ニに該当する場合は「加算Ⅳ」と記載させること。 3　訪問入浴介護 （削除） ①　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ②　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第四号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ③　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ④　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 4　訪問看護 ①　「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第六十条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問看護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と、●号告示第三号に該当する場合は「定期巡回・	こと。 ⑥　「特定事業所加算」については、九十六号告示第三号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。なお、（別紙 10）「特定事業所加算に係る届出書（訪問介護事業所）」を添付させること。 ⑦　「中山間地域における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）第一号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ⑧　「介護職員処遇改善加算」については、九十六号告示第四号イに該当する場合は、「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。 3　訪問入浴介護 ①　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、２⑤を準用されたい。 ②　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ③　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第四号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ④　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑤　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 4　訪問看護 ①　「施設等の区分」については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第六十条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問看護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と、九十七号告示第五号に該当する場合は「定期

随時対応サービス連携」とそれぞれ記載させること。 　また、「定期巡回・随時対応サービス連携」については、（別紙 14）「定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護事業所連携に係る届出書」を添付させること。 （削除） ②　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ③　「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、（別紙８）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。 ④　「看護体制強化加算」については、（別紙８－２）「看護体制強化加算に係る届出書（訪問看護事業所）」を添付させること。 ⑤　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑥を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、●号告示第四号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ⑥　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12―２）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ５　訪問リハビリテーション ①　「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。 （削除） ②　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙●）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ③　「短期集中リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注４に該当する場合に「あり」と記載させること。 ④　「リハビリテーションマネジメント加算」については、居宅サービス単位数表注５に該当する場合に「あり」と記載させること。なお、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」を限定しない場合は、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」の全てを記載させること。 ⑤　「社会参加支援加算」については、居宅サービス単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。また、（別紙○）「社会参加支援	巡回・随時対応サービス連携」とそれぞれ記載させること。 　また、「定期巡回・随時対応サービス連携」については、（別紙 14）「定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護事業所連携に係る届出書」を添付させること。 ②　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、２⑤を準用されたい。 ③　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ④　「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、（別紙８）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。 （新設） ⑤　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第七号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ⑥　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12―２）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ５　訪問リハビリテーション ①　「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。 ②　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、２⑤を準用されたい。 ③　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12―３）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 （新設） （新設） （新設）

加算に係る届出」を添付させること。 6　通所介護 ①　「施設等の区分」については、●号告示第五号イに該当する場合は「小規模型事業所」と、同号ロに該当する場合は「通常規模型事業所」と、同号ハに該当する場合は「大規模型事業所（Ⅰ）」と、同号ニに該当する場合は「大規模型事業所（Ⅱ）」と、同号ホに該当する場合は「療養通所介護事業所」と、それぞれ記載させること。 ②　「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に「対応可」と記載させること。 ③　「中重度者ケア体制加算」については、●号告示第十五号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ④　「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位（指定居宅サービス基準第九十三条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位で加算Ⅰの対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位で加算Ⅰの対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「加算Ⅰ」と記載させること。 　なお、個別機能訓練体制を限定しない場合は、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」の全てを記載させること。 ⑤　「入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。 ⑥　「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑧　「個別送迎体制強化加算」については、居宅サービス単位数表注13号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑨　「入浴介助体制強化加算」については、居宅サービス単位数表注14号に該当する場合に「あり」と記載させ、浴室部分の状況が分かる「平面図」を添付させること。 ⑩　「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第九十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記	6　通所介護 ①　「施設等の区分」については、九十七号告示第九号イに該当する場合は「小規模型事業所」と、同号ロに該当する場合は「通常規模型事業所」と、同号ハに該当する場合は「大規模型事業所（Ⅰ）」と、同号ニに該当する場合は「大規模型事業所（Ⅱ）」と、同号ホに該当する場合は「療養通所介護事業所」と、それぞれ記載させること。 ②　「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に「対応可」と記載させること。 （新設） ③　「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位（指定居宅サービス基準第九十三条に規定する指定通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、配置の状況を指定通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの指定通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定通所介護の単位で加算Ⅰの対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定通所介護の単位で加算Ⅰの対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「加算Ⅰ」と記載させること。 　なお、個別機能訓練体制を限定しない場合は、「加算Ⅰ」「加算Ⅱ」の全てを記載させること。 ④　「入浴介助体制」については、浴室部分の状況がわかる「平面図」を添付させること。 ⑤　「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注９に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注(10)に該当する場合に「あり」と記載させること。 （新設） （新設） ⑦　「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第九十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記

載させること。 　なお、職員の欠員とは、指定通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 ⑪　「若年性認知症利用者受入加算」については、●号告示第十八号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑫　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―４）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑬　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ７　通所リハビリテーション ①　「施設等の区分」については、病院または診療所である指定通所リハビリテーション事業所であって九十七号告示第十号イに規定する事業所の場合は「通常規模の事業所（病院・診療所）」、同号ロに規定する事業所の場合は「大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所）」、同号ハに規定する事業所の場合は「大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所）」と、介護老人保健施設である指定通所リハビリテーション事業所であって同号イに規定する事業所の場合は「通常規模の事業所（介護老人保健施設）」、同号ロに規定する事業所の場合は「大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設）」、同号ハに規定する事業所の場合は「大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設）」と、それぞれ記載させること。 ②　「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、６②を準用されたい。 ③　「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、６⑤を準用されたい。 ④　「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百十一条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。 　なお、職員の欠員とは、指定通所リハビリテーションの単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 （削除）	載させること。 　なお、職員の欠員とは、指定通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 ⑧　「若年性認知症利用者受入加算」については、九十六号告示第十二号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―４）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ７　通所リハビリテーション ①　「施設等の区分」については、病院または診療所である指定通所リハビリテーション事業所であって九十七号告示第十号イに規定する事業所の場合は「通常規模の事業所（病院・診療所）」、同号ロに規定する事業所の場合は「大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所）」、同号ハに規定する事業所の場合は「大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所）」と、介護老人保健施設である指定通所リハビリテーション事業所であって同号イに規定する事業所の場合は「通常規模の事業所（介護老人保健施設）」、同号ロに規定する事業所の場合は「大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設）」、同号ハに規定する事業所の場合は「大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設）」と、それぞれ記載させること。 ②　「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、６②を準用されたい。 ③　「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、６④を準用されたい。 ④　「栄養改善体制」については、居宅サービス単位数表注(15)に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「口腔機能向上体制」については、居宅サービス単位数表注(16)に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百十一条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。 　なお、職員の欠員とは、指定通所リハビリテーションの単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 ⑦　「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、九十七号告示第十一号に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑦　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑪を準用されたい。 ⑧　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙●）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑨　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 ⑩　「リハビリテーションマネジメント加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、５④を準用されたい。 ⑪　「短期集中個別リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注７に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑫　「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注８に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑬　「生活行為向上リハビリテーション実施加算」については、居宅サービス単位数表注９に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑭　「中重度者ケア体制加算」については、居宅サービス単位数表注 16 に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑮　「社会参加支援加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、５⑤を準用されたい。	⑧　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12―５）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）
８　福祉用具貸与 ①　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ②　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第二十七号に該当する場合に、「該当」と記載させること。	８　福祉用具貸与 ①　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ②　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第二十七号に該当する場合に、「該当」と記載させること。
９　短期入所生活介護 ①　「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。	９　短期入所生活介護 ①　「施設等の区分」については、指定短期入所生活介護事業所であって指定居宅サービス基準第百四十条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定短期入所生活介護事業所のうち、指定居宅サービス基準第百二十一条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。

②　「ユニットケア体制」については、●号告示第十一号に該当する場合に「対応可」と記載させること。 ③　「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注３に該当する場合に「あり」と記載させること。 ④　「個別機能訓練体制」については、●号告示第三十六号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑤　「夜間勤務条件基準」については、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号。以下「夜勤職員基準」という。）第一号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。 ⑥　「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。 ⑦　「職員の欠員による減算の状況」については、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「二十七号告示」という。）第三号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。 ⑧　「看護体制加算」については、（別紙９―２）「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。 ⑨　「夜勤職員配置加算」については、二十九号告示第一号ハに該当する場合は、「あり」と記載させること。 ⑩　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑪を準用されたい。 ⑪　「療養食加算」については、●号告示第三十五号に該当する場合は「あり」と記載させること。 ⑫　「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」及び「サービス提供体制強化加算（空床型）」については、（別紙12―６）「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書」を添付させること。 　なお、届出の際は、「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」	②　「ユニットケア体制」については、九十七号告示第十四号に該当する場合に「対応可」と記載させること。 ③　「機能訓練指導体制」については、居宅サービス単位数表注３に該当する場合に「あり」と記載させること。 （新設） ④　「夜間勤務条件基準」については、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号。以下「夜勤職員基準」という。）第一号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。 ⑤　「送迎体制」については、実際に利用者に対して送迎が可能な場合に記載させること。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「二十七号告示」という。）第三号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定居宅サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定居宅サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。 ⑦　「緊急短期入所体制確保加算」及び「看護体制加算」については、（別紙９―２）「緊急短期入所体制確保加算及び看護体制加算に係る届出書」を添付させること。 ⑧　「夜勤職員配置加算」については、九十七号告示第十五号に該当する場合は、「あり」と記載させること。 ⑨　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑩　「療養食加算」については、九十六号告示第十九号に該当する場合は「あり」と記載させること。 ⑪　「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」及び「サービス提供体制強化加算（空床型）」については、（別紙12―６）「サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書」を添付させること。 　なお、届出の際は、「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」

と「サービス提供体制強化加算（空床型）」についてそれぞれ、記載させること。 ⑬　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 ⑭　介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②、③、⑤及び⑦から⑬については内容が重複するので、届出は不要とすること。 　介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。 　なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。 10　短期入所療養介護（介護老人保健施設型） ①　「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表９イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表９イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。 ②　「人員配置区分」については、「介護老人保健施設(Ⅰ)」の場合は、九十七号告示第十七号イ(1)又はロ(1)に該当する場合は「従来型」、同号イ(2)又はロ(2)に該当する場合「在宅強化型」と記載させ、(別紙13)「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。また、「介護老人保健施設(Ⅱ)」又は「介護老人保健施設(Ⅲ)」の場合、同号イ(3)若しくは(5)又はロ(3)若しくは(5)に該当する場合は「療養型」、同号イ(4)若しくは(6)又はロ(4)若しくは(6)に該当する場合は「療養強化型」と記載させ、(別紙13―２）介護老人保健施設（療養型又は療養強化型）	と「サービス提供体制強化加算（空床型）」についてそれぞれ、記載させること。 ⑫　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑬　介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場合は、②から④まで及び⑥から⑫については内容が重複するので、届出は不要とすること。 　介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。 　なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。 10　短期入所療養介護（介護老人保健施設型） ①　「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表９イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表９イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。 ②　「人員配置区分」については、「介護老人保健施設(Ⅰ)」の場合は、九十七号告示第十七号イ(1)又はロ(1)に該当する場合は「従来型」、同号イ(2)又はロ(2)に該当する場合「在宅強化型」と記載させ、(別紙13)「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。また、「介護老人保健施設(Ⅱ)」又は「介護老人保健施設(Ⅲ)」の場合、同号イ(3)若しくは(5)又はロ(3)若しくは(5)に該当する場合は「療養型」、同号イ(4)若しくは(6)又はロ(4)若しくは(6)に該当する場合は「療養強化型」と記載させ、(別紙13―２）介護老人保健施設（療養型又は療養強化型）

基本施設サービス費に係る届出」を添付させること。 ③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 （削除） ④　「認知症ケア加算」については、居宅サービス単位数表注５に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。 ⑥　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑦　「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百四十二条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。 ⑧　「特別療養費加算項目」については、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第二百七十四号。以下「特別療養費に係る施設基準等」という。）第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。 ⑨　「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。 ⑩　「療養体制維持特別加算」については、居宅サービス単位数表注(17)に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑪　「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。 ⑫　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑬　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。	基本施設サービス費に係る届出」を添付させること。 ③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ④　「リハビリテーション機能強化」については、居宅サービス単位数表注４に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「認知症ケア加算」については、居宅サービス単位数表注５に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。 ⑦　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑧　「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百四十二条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。 ⑨　「特別療養費加算項目」については、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第二百七十四号。以下「特別療養費に係る施設基準等」という。）第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。 ⑩　「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。 ⑪　「療養体制維持特別加算」については、居宅サービス単位数表注(17)に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑫　「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。 ⑬　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑭　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。

⑭　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12―７）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑮　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑯　介護老人保健施設に係る届出をした場合は、③、④及び⑤並びに⑦から⑭までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 11　短期入所療養介護（病院療養型） ①　指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ②　「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表９ロ(1)(一)に該当する場合は「病院療養型(Ⅰ)」と、同項ロ(1)(二)に該当する場合は「病院療養型(Ⅱ)」と、同項ロ(1)(三)に該当する場合は「病院療養型(Ⅲ)」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表９ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。 　また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、「病院療養型(Ⅰ)」の場合は、九十七号告示第●号ニ(1)又はヘ(1)に該当する場合は「その他」、同号ニ(2)、(3)又は(5)に該当する場合は「療養機能強化型」と記載させ、（別紙●）「介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出」を添付させること。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「療養環境基準」については、九十七号告示第二十一号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させる	⑮　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙12―７）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑯　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑰　介護老人保健施設に係る届出をした場合は、③、⑤及び⑥並びに⑧から⑮までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 11　短期入所療養介護（病院療養型） ①　指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ②　「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表９ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、居宅サービス単位数表９ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。 　また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、九十七号告示第十七号ニ(1)から(3)まで又は同号ホ(1)及び(2)のいずれか該当するものを記載させること。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「療養環境基準」については、九十七号告示第二十一号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させる

こと。 ⑥　「医師の配置基準」については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十九条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第四十九条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。 ⑦　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号ロ(一)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(3)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ(3)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ(3)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と記載させ、同号ロ(3)(四)に該当する場合は「加算型Ⅳ」と記載させ、前記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。 ⑧　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑨　「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。 ア　医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の六割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分（病院療養型の場合は「Ⅲ」を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であって、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。 ～厚生労働大臣が定める地域～ 人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。 一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 二　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地 三　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に	こと。 ⑥　「医師の配置基準」については、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十九条の規定が適用されている場合は「医療法施行規則第四十九条適用」と、適用されていない場合は「基準」と、それぞれ記載させること。 ⑦　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第二号ロ(一)に該当する場合は「基準型」と、同号ロ(3)(一)に該当する場合は「加算型Ⅰ」と、同号ロ(3)(二)に該当する場合は「加算型Ⅱ」と、同号ロ(3)(三)に該当する場合は「加算型Ⅲ」と記載させ、同号ロ(3)(四)に該当する場合は「加算型Ⅳ」と記載させ、前記のいずれにも該当しない場合は「減算型」と記載させること。 ⑧　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑨　「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領により記載させること。 ア　医師の欠員については、医師の配置状況が指定居宅サービス基準の六割未満の場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分（病院療養型の場合は「Ⅲ」を選択し、「その他該当する体制等」欄の「医師」を選択する。ただし、以下に規定する地域に所在する事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出た場合は、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「医師」のみ選択する。なお、医師に欠員がある場合であって、かつ、以下に規定する地域に事業所が所在する場合であっても、看護職員又は介護職員に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「医師」及び欠員該当職種を選択する。 ～厚生労働大臣が定める地域～ 人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。 一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 二　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地 三　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に

より指定された振興山村 四　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域 イ　看護職員及び介護職員の欠員（看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が二割未満の場合を含む。）については、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。 ⑩　「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十一号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。）第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」と、第九号に該当する場合は「集団コミュニケーション療法」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。 ⑪　「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第七号イに該当する場合は「理学療法Ⅰ」を、同号ロに該当する場合は「作業療法」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第十号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。 ⑫　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑬　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑭　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。 ⑮　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑯　「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦まで、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑮までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 12　短期入所療養介護（診療所型） ①　「施設等の区分」については、診療所である指定短期入所療養介護事	より指定された振興山村 四　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域 イ　看護職員及び介護職員の欠員（看護師の員数の看護職員の必要数に対する割合が二割未満の場合を含む。）については、人員配置区分欄の最も配置区分の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」の該当職種を選択する。 ⑩　「特定診療費項目」については、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十一号。以下「特定診療費に係る施設基準等」という。）第五号に該当する場合は「重症皮膚潰瘍指導管理」と、第六号に該当する場合は「薬剤管理指導」と、第九号に該当する場合は「集団コミュニケーション療法」とそれぞれ記載させること。なお、届出に当たっては、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。 ⑪　「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第七号イに該当する場合は「理学療法Ⅰ」を、同号ロに該当する場合は「作業療法」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第十号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。 ⑫　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑬　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑭　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。 ⑮　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑯　「介護療養型医療施設」の「療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦まで、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑮までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 12　短期入所療養介護（診療所型） ①　「施設等の区分」については、診療所である指定短期入所療養介護事

業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないもののうち、居宅サービス単位数表９ハ(1)(一)に該当する場合は「診療所型(Ⅰ)」と、同項ハ(1)(二)に該当する場合は「診療所型(Ⅱ)」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。 ② 「人員配置区分」については、「診療所型(Ⅰ)」の場合は、九十七号告示第●号チ(1)又はリ(1) に該当する場合は「その他」、同号チ(2)又は(3)に該当する場合は「療養機能強化型」と記載させ、(別紙●)「介護療養型医療施設(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出」を添付させること。 ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ④ 「設備基準」については、九十七号告示第二十二号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。 ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。 ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。 ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑨ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。 ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑫ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑪までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 13 短期入所療養介護（認知症疾患型） ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。	業所であって指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。 ② 「人員配置区分」については、九十七号告示第十七号チ(1)又は(2)のいずれか該当するものを記載させること。 ③ 「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ④ 「設備基準」については、九十七号告示第二十二号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。 ⑤ 「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑥ 「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑩を準用されたい。 ⑦ 「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑪を準用されたい。 ⑧ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑨ 「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑩ 「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。 ⑪ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑫ 「介護療養型医療施設」の「診療所型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑪までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 13 短期入所療養介護（認知症疾患型） ① 指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。

②　「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス単位数表９ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。 　また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、九十七号告示第十七号ル(1)から(5)までのいずれか該当するものを記載させること。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。 ⑦　「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第十号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。 ⑧　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑪　「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑩までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 14　特定施設入居者生活介護	②　「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって居宅サービス単位数表９ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定居宅サービス基準第百五十五条の四に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。 　また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に介護療養型医療施設等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、九十七号告示第十七号ル(1)から(5)までのいずれか該当するものを記載させること。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑨を準用されたい。 ⑦　「リハビリテーション提供体制」については、特定診療費に係る施設基準第十号に該当する場合は「精神科作業療法」と記載させること。また、これ以外に、特定診療費単位数表に規定する特定診療費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。 ⑧　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑪　「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑩までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 14　特定施設入居者生活介護

①　「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、各々について「介護専用型」と「混合型」とを区別して記載させること。 ②　「人員配置区分」については、指定居宅サービス基準第百九十二条の二に規定する事業所の場合は「外部サービス利用型」と、それ以外の事業所の場合は「一般型」と記載させること。 (④へ移動) ③　「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百七十五条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。 ④　「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注４に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「夜間看護体制」については、居宅サービス単位表注５に該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は（別紙９）「夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。 ⑥　「看取り介護加算」については、居宅サービス単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「認知症専門ケア加算」については、九十六号告示第〇〇号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。なお、平成 27 年９月 30 日までの間にあっては、必要な研修の受講を申し込んでいる者がいる場合にあっては、受講申込書の写しを添付させること。 ⑧　「サービス提供体制強化加算」については、居宅サービス単位表ヘに該当する場合に「あり」と記載させ、かつ、その場合は（別紙 12-〇）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑨　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。	①　「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と、各々について「介護専用型」と「混合型」とを区別して記載させること。 ②　「人員配置区分」については、指定居宅サービス基準第百九十二条の二に規定する事業所の場合は「外部サービス利用型」と、それ以外の事業所の場合は「一般型」と記載させること。 ③　「個別機能訓練体制」については、居宅サービス単位数表注２に該当する場合に「あり」と記載させること。 ④　「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百七十五条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。 (③から移動) ⑤　「夜間看護体制」については、（別紙９）「夜間看護体制に係る届出書」を添付させること。 ⑥　「看取り介護加算」については、居宅サービス単位数表⑽注７に該当する場合に「あり」と記載させること。 （新規） （新規） ⑦　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。
15　特定施設入居者生活介護（短期利用型） ①　特定施設入居者生活介護（短期利用型）については、九十七号告示第二十五号に該当する場合に記載させること。 ②　「施設等の区分」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、14①を準用されたい。 ③　「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介	15　特定施設入居者生活介護（短期利用型） ①　特定施設入居者生活介護（短期利用型）については、九十七号告示第二十五号に該当する場合に記載させること。 ②　「施設等の区分」については特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)①を準用されたい。 ③　「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介

護と同様であるので、14③を準用されたい。 ④　「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑤を準用されたい。 ⑤　「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑧を準用されたい。 ⑥　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑦　一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 16　居宅介護支援 ①　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ②　「特定事業所加算」については、九十六号告示第五十八号のイに該当する場合は、「加算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算型Ⅱ」と記載させること。なお、(別紙10―２)「特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所)」を添付させること。 ③　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第四十七号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 17　介護福祉施設サービス ①　「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、●号告示第四十七号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、●号告示第四十七号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。 ②　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ③　「準ユニットケア体制」については、●号告示第五十二号に該当する	護と同様であるので、(14)④を準用されたい。 ④　「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)⑤を準用されたい。 （新規） ⑤　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑥　一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 16　居宅介護支援 ①　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ②　「特定事業所加算」については、九十六号告示第五十八号のイに該当する場合は、「加算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は、「加算型Ⅱ」と記載させること。なお、(別紙10―２)「特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所)」を添付させること。 ③　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第四十七号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 17　介護老人福祉施設 ①　「施設等の区分」については、指定介護老人福祉施設であって「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第三十八条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設でないもののうち、九十七号告示第四十八号イに該当する場合は「介護福祉施設」と、同号ロに該当する場合は「小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護老人福祉施設のうち、九十七号告示第四十八号ハに該当する場合は「ユニット型介護福祉施設」と、同号ニに該当する場合は「ユニット型小規模介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。 ②　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ③　「準ユニットケア体制」については、九十七号告示第五十三号に該当

場合に「対応可」と記載させること。 ④　「個別機能訓練体制」については、施設サービス単位数表注９に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注11に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注12に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第五号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。 ⑧　「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注13に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑨　「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十二号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。 ⑩　「栄養マネジメント体制」については、二十七号告示第十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙11)「栄養マネジメントに関する届出書」を添付させること。 ⑪　「身体拘束廃止取組の有無」については、●号告示第八十六号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑫　「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表ルに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑬　「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表ワに該当する場合に「対応可」と記載させること。 ⑭　「日常生活継続支援加算」については、●号告示第五十号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑮　「看護体制加算」については、●号告示第五十一号イ又はロに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ハ又はニに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させること。なお、(別紙９―３)「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。 ⑯　「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。 ⑰　「若年性認知症入所者受入加算」については、●号告示第六十四号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑱　「認知症専門ケア加算」については、●号告示第四十二号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載させ	する場合に「対応可」と記載させること。 ④　「個別機能訓練体制」については、施設サービス単位数表注９に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「常勤専従医師配置」については、施設サービス単位数表注(11)に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「精神科医師定期的療養指導」については、施設サービス単位数表注(12)に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第五号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。 ⑧　「障害者生活支援体制」については、施設サービス単位数表注(13)に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑨　「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十二号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。 ⑩　「栄養マネジメント体制」については、二十七号告示第十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。なお、(別紙11)「栄養マネジメントに関する届出書」を添付させること。 ⑪　「身体拘束廃止取組の有無」については、九十六号告示第六十号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑫　「看取り介護体制」については、施設サービス単位数表ルに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑬　「在宅・入所相互利用体制」については、施設サービス単位数表ワに該当する場合に「対応可」と記載させること。 ⑭　「日常生活継続支援加算」については、九十七号告示第五十一号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑮　「看護体制加算」については、(別紙９―３)「看護体制加算に係る届出書」を添付させること。 ⑯　「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。 ⑰　「若年性認知症入所者受入加算」については、九十六号告示第四十二号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑱　「認知症専門ケア加算」については、九十六号告示第三十七号イに該当する場合は「加算Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」と記載

ること。 ⑲　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑳　「看取り介護体制」については、（別紙９―４）「看取り看護体制に係る届出書」を添付させること。 (21)　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑪を準用されたい。 (22)　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 18　介護老人保健施設 ①　「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表２イ(1)に該当する場合は「介護保健施設（Ⅰ）」と、同項イ(2)に該当する場合は「介護保健施設（Ⅱ）」と、同項イ(3)に該当する場合は「介護保健施設（Ⅲ）」とそれぞれ記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表２ロ(1)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設（Ⅰ）」と、同項ロ(2)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設（Ⅱ）」と、同項ロ(3)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設（Ⅲ）」とそれぞれ記載させること。 ②　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10②を準用されたい。 ③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ④　「認知症ケア加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10④を準用されたい。 ⑤　「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑤を準用されたい。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設基準に規定する員数を配置していない場合に記載させること。 ⑦　「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。 ⑧　「身体拘束廃止取組の有無」については、九十六号告示第六十三号に該当する場合に「あり」と記載させること。	させること。 ⑲　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑳　「看取り介護体制」については、（別紙９―４）「看取り看護体制に係る届出書」を添付させること。 (21)　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑪を準用されたい。 (22)　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 18　介護老人保健施設 ①　「施設等の区分」については、介護老人保健施設であって「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設でないもののうち、施設サービス単位数表２イ(1)に該当する場合は「介護保健施設（Ⅰ）」と、同項イ(2)に該当する場合は「介護保健施設（Ⅱ）」と、同項イ(3)に該当する場合は「介護保健施設（Ⅲ）」とそれぞれ記載させること。また、ユニット型介護老人保健施設のうち、施設サービス単位数表２ロ(1)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設（Ⅰ）」と、同項ロ(2)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設（Ⅱ）」と、同項ロ(3)に該当する場合は「ユニット型介護保健施設（Ⅲ）」とそれぞれ記載させること。 ②　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)②を準用されたい。 ③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ④　「認知症ケア加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑤を準用されたい。 ⑤　「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑥を準用されたい。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、介護老人保健施設基準に規定する員数を配置していない場合に記載させること。 ⑦　「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑩を準用すること。 ⑧　「身体拘束廃止取組の有無」については、九十六号告示第六十三号に該当する場合に「あり」と記載させること。

⑨　「特別療養費加算項目」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑧を準用されたい。 ⑩　「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第七号に該当する場合は「リハビリテーション指導管理」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。 ⑪　「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑰を準用すること。 ⑫　「療養食加算」短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑬　「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。 ⑭　「ターミナルケア体制」については、九十五号告示第五十七号に該当する場合は、「あり」と記載させること。 ⑮　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑱を準用すること。 ⑯　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。 ⑰　「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑩を準用されたい。 ⑱　「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」については、（別紙 13）「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。 ⑲　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 19　介護療養型医療施設（病院療養型） ①　指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ②　「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指	⑨　「特別療養費加算項目」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑨を準用されたい。 ⑩　「リハビリテーション提供体制」については、特別療養費に係る施設基準等第七号に該当する場合は「リハビリテーション指導管理」を、第八号に該当する場合は「言語聴覚療法」を、第九号に該当する場合は「精神科作業療法」を記載させること。また、前記に掲げるもののほか、特別療養費単位数表に規定する特別療養費に係る管理を行っている場合は、「その他」と記載させること。なお、届出に当たっては、これらの介護報酬又はこれらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付させること。 ⑪　「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑰を準用すること。 ⑫　「療養食加算」短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑬　「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。 ⑭　「ターミナルケア体制」については、九十五号告示第五十七号に該当する場合は、「あり」と記載させること。 ⑮　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。 ⑯　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。 ⑰　「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑪を準用されたい。 ⑱　「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」については、（別紙 13）「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」を添付させること。 ⑲　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 19　介護療養型医療施設（病院療養型） ①　指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ②　「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設であって健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指

定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表３イ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表３イ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。 　また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11③を準用されたい。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。 ⑥　「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑥を準用されたい。 ⑦　「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑦を準用されたい。 ⑧　「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。 ⑨　「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。 ⑩　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。 ⑪　「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であ	定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないもののうち、施設サービス単位数表３イ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項イ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設であるもののうち施設サービス単位数表３イ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と、同項イ(4)に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。 　また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)③を準用されたい。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑤を準用されたい。 ⑥　「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑥を準用されたい。 ⑦　「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑦を準用されたい。 ⑧　「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、人員配置区分欄の変更は行わず、「その他該当する体制等」の「介護支援専門員」のみ選択させること。 ⑨　「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑩を準用されたい。 ⑩　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑪を準用されたい。 ⑪　「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であ

るので、17⑩を準用すること。 ⑫　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。 ⑬　「若年性認知症患者受入加算」については、九十六号告示第七十号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑭　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑱を準用すること。 ⑮　「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、特定診療費に係る施設基準等第十号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑯　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。 ⑰　「身体拘束廃止取組の有無」については、九十六号告示第六十九号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑱　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。 20　介護療養型医療施設（診療所型） ①　「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。 ②　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12②を準用されたい。 ③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。 ④　「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。 ⑤　「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。 ⑥　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。 ⑦　「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。 ⑧　「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9	るので、(17)⑩を準用すること。 ⑫　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、9⑩を準用されたい。 ⑬　「若年性認知症患者受入加算」については、九十六号告示第七十号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑭　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。 ⑮　「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、特定診療費に係る施設基準等第十号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑯　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。 ⑰　「身体拘束廃止取組の有無」については、九十六号告示第六十九号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑱　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。 20　介護療養型医療施設（診療所型） ①　「施設等の区分」については、療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設であって指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。 ②　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、(12)②を準用されたい。 ③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9②を準用されたい。 ④　「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、(12)④を準用されたい。 ⑤　「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑩を準用されたい。 ⑥　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑪を準用されたい。 ⑦　「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑩を準用すること。 ⑧　「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、9

⑩を準用されたい。 ⑨　「若年性認知症患者受入加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑬を準用されたい。 ⑩　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑱を準用すること。 ⑪　「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑮を準用されたい。 ⑫　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。 ⑬　「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑰を準用されたい。 ⑭　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 21　介護療養型医療施設（認知症疾患型） ①　指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ②　「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表３ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。 　また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13③を準用されたい。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、	⑩を準用されたい。 ⑨　「若年性認知症患者受入加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、(19)⑬を準用されたい。 ⑩　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。 ⑪　「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、(19)⑮を準用されたい。 ⑫　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。 ⑬　「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、(19)⑰を準用されたい。 ⑭　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 21　介護療養型医療施設（認知症疾患型） ①　指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ②　「施設等の区分」については、老人性認知症疾患病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設であって施設サービス単位数表３ハ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患病棟を有する病院であるユニット型指定介護療養型医療施設の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。 　また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、(13)③を準用されたい。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「職員の欠員による減算の状況」については、医師、看護職員及び介護職員については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、

11⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑧を準用されたい。 ⑥　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13⑦を準用されたい。 ⑦　「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、17⑩を準用すること。 ⑧　「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑨　「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、19⑮を準用されたい。 ⑩　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。 ⑪　「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、19⑰を準用されたい。 ⑫　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 22　介護予防訪問介護 （削除） ①　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ②　「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、２④を準用されたい。 （削除） ③　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑥を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、●号告示第○○号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ④　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 23　介護予防訪問入浴介護 ①　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 （削除）	(11)⑨を準用されたい。介護支援専門員の欠員については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、(19)⑧を準用されたい。 ⑥　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、(13)⑦を準用されたい。 ⑦　「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑩を準用すること。 ⑧　「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑨　「認知症短期集中リハビリテーション加算」については、介護療養型医療施設（病院療養型）と同様であるので、(19)⑮を準用されたい。 ⑩　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。 ⑪　「身体拘束廃止取組の有無」については、介護療養型施設（病院療養型）と同様であるので、(19)⑰を準用されたい。 ⑫　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 22　介護予防訪問介護 ①　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、２⑤を準用されたい。 ②　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２①を準用されたい。 ③　「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、２④を準用されたい。 ④　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、２⑤を準用されたい。 ⑤　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第七十号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ⑥　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 23　介護予防訪問入浴介護 ①　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ②　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様で

②　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第七十二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ③　「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、３③を準用されたい。 ④　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 24　介護予防訪問看護 ①　「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第六十三条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。 （削除） ②　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ③　「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、（別紙８）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。 ④　「看護体制強化加算」については、（別紙８－２）「看護体制強化加算に係る届出書（訪問看護事業所）」を添付させること。 ⑤　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑥を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、●号告示第七十号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ⑥　「サービス提供体制強化加算」については、訪問看護と同様であるので、４⑥を準用されたい。 ⑦　一体的に運営されている「訪問看護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 25　介護予防訪問リハビリテーション ①　「施設等の区分」については、訪問リハビリテーションと同様である	あるので、２⑤を準用されたい。 ③　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第七十二号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ④　「サービス提供体制強化加算」については、訪問入浴介護と同様であるので、３④を準用されたい。 ⑤　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 24　介護予防訪問看護 ①　「施設等の区分」については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第六十三条第一項第一号に規定する事業所の場合は「訪問介護ステーション」を、第二号に規定する事業所の場合は「病院又は診療所」と記載させること。 ②　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、２⑤を準用されたい。 ③　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ④　「緊急時介護予防訪問看護加算」及び「特別管理体制」については、（別紙８）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。 （新設） ⑤　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第七十四号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ⑥　「サービス提供体制強化加算」については、訪問看護と同様であるので、４⑤を準用されたい。 ⑦　一体的に運営されている「訪問看護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 25　介護予防訪問リハビリテーション ①　「施設等の区分」については、訪問リハビリテーションと同様である

ので、５を準用されたい。 （削除） ②　「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、５②を準用されたい。 26　介護予防通所介護 ①　「生活機能向上グループ活動加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。 ②　「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。 ③　「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。 ④　「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ト に規定する加算について、介護予防通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第九十七条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。 　なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 ⑦　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑪を準用されたい。 ⑧　「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、６⑫を準用されたい。 ⑨　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 ⑩　一体的に運営されている「通所介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 ⑪　「選択的サービス複数実施加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ヘに該当する場合に「あり」と記載させること。 27　介護予防通所リハビリテーション ①　「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診	ので、５を準用されたい。 ②　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、２⑤を準用されたい。 ③　「サービス提供体制強化加算」については、訪問リハビリテーションと同様であるので、５③を準用されたい。 26　介護予防通所介護 ①　「生活機能向上グループ活動加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。 ②　「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。 ③　「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。 ④　「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ヘに規定する加算について、介護予防通所介護事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第九十七条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。 　なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所介護の単位ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 ⑦　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑧　「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、６⑨を準用されたい。 ⑨　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑩　一体的に運営されている「通所介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 （新設） 27　介護予防通所リハビリテーション ①　「施設等の区分」については、病院又は診療所の場合は「病院又は診

療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。 ② 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。 ③ 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。 ④ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ヘに規定する加算について、介護予防通所リハビリテーション事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。 ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第百十七条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。 なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごと一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 ⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑪を準用されたい。 ⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、通所リハビリテーションと同様であるので、７⑧を準用されたい。 ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 ⑩ 一体的に運営がされている「通所リハビリテーション」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 ⑪ 「選択的サービス複数実施加算」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに該当する場合に「あり」と記載させること。 28 介護予防福祉用具貸与 ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第八十八号に該当する場合に、「該当」と記載させること。	療所」を、介護老人保健施設の場合は「介護老人保健施設」と記載させること。 ② 「運動機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ロに該当する場合に「あり」と記載させること。 ③ 「栄養改善体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ハに該当する場合に「あり」と記載させること。 ④ 「口腔機能向上体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤ 「事業所評価加算〔申出〕の有無」については、介護予防サービス介護給付費単位数表ホに規定する加算について、介護予防通所リハビリテーション事業所が算定の評価対象となるための申出を行う場合には「あり」に記載させること。 ⑥ 「職員の欠員による減算の状況」については、指定介護予防サービス基準第百十七条に規定する員数を配置していない場合に、その該当する職種を記載させること。 なお、職員の欠員とは、指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごと一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 ⑦ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑧ 「サービス提供体制強化加算」については、通所リハビリテーションと同様であるので、７⑨を準用されたい。 ⑨ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑩ 一体的に運営がされている「通所リハビリテーション」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 （新設） 28 介護予防福祉用具貸与 ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ② 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第八十八号に該当する場合に、「該当」と記載させること。

29　介護予防短期入所生活介護 ①　「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。 ②　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ③　「機能訓練指導体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注３に該当する場合に「あり」と記載させること。 ④　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第八号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。 ⑤　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十七号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定介護予防サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定介護予防サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。 ⑦　「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑧　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑪を準用されたい。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑪　介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場	29　介護予防短期入所生活介護 ①　「施設等の区分」については、指定介護予防短期入所生活介護事業所であって指定介護予防サービス基準第百五十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所でないもののうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所のうち、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項又は第四項に規定する事業所の場合は「併設型・空床型ユニット型」と、それ以外の事業所の場合は「単独型ユニット型」と、それぞれ記載させること。 ②　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ③　「機能訓練指導体制」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注３に該当する場合に「あり」と記載させること。 ④　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第八号イ又はロに規定する基準を満たしている場合は「基準型」を、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。 ⑤　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十七号ロからホまでのいずれか該当するものを記載させること。なお、指定介護予防サービス基準上は、看護職員又は介護職員は「看護職員」となっており、職種の区別がないので、「看護職員」としての員数が指定介護予防サービス基準を満たさなくなった際の、直接の要因となった職種を記載させるものとする。 ⑦　「療養食体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑧　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑪を準用されたい。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑪　介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、「空床型」を実施する場

合は、②から④まで及び⑥から⑨については内容が重複するので、届出は不要とすること。 　また、介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。 　なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。 ⑫　一体的に運営がされている「短期入所生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 30　介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型） ①　「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第一号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表９イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表９イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。 ②　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10②を準用されたい。 ③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 （削除） ④　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第九号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。 ⑤　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。	合は、②から④まで及び⑥から⑨については内容が重複するので、届出は不要とすること。 　また、介護老人福祉施設にて日常生活継続支援加算に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護における「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する場合は、「空床型」にてサービス提供体制強化加算を算定する旨の届出を提出する必要がある。 　なお、届出内容については、介護老人福祉施設における状況を記載すれば足りるものである。 ⑫　一体的に運営がされている「短期入所生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 30　介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設型） ①　「施設等の区分」については、介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第一号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表９イ(1)(一)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(1)(二)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(1)(三)に該当する場合は「介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。また、介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所であるもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表９イ(2)(一)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)」と、同項イ(2)(二)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅱ)」と、同項イ(2)(三)に該当する場合は「ユニット型介護老人保健施設(Ⅲ)」と記載させること。 ②　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)②を準用されたい。 ③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ④　「リハビリテーション機能強化」については、介護予防サービス介護給付費単位数表注４に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第九号イに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と、それぞれ記載させること。 ⑥　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。

⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百四十五条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。 ⑦　「特別療養費加算項目」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑧を準用されたい。 ⑧　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑨を準用されたい。 ⑨　「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑩を準用されたい。 ⑩　「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。 ⑪　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑫　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑬　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。 ⑭　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑮　介護老人保健施設に係る届出をした場合は、③及び④並びに⑥から⑬までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 ⑯　一体的に運営がされている「短期入所療養介護（介護老人保健施設型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 31　介護予防短期入所療養介護（病院療養型） ①　指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ②　「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第二号又は第三号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表９ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもののうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表９ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)	⑦　「職員の欠員による減算の状況」については、指定居宅サービス基準第百四十五条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。 ⑧　「特別療養費加算項目」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑨を準用されたい。 ⑨　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑩を準用されたい。 ⑩　「療養体制維持特別加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑪を準用されたい。 ⑪　「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。 ⑫　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑬　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑭　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。 ⑮　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑯　介護老人保健施設に係る届出をした場合は、②、④及び⑤並びに⑦から⑬までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 ⑰　一体的に運営がされている「短期入所療養介護（介護老人保健施設型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 31　介護予防短期入所療養介護（病院療養型） ①　指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ②　「施設等の区分」については、療養病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第二号又は第三号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないもののうち、介護予防サービス介護給付費単位数表９ロ(1)に該当する場合は「病院療養型」と、同項ロ(2)に該当する場合は「病院経過型」と記載させること。また、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるもののうち、指定介護予防サービス介護給付費単位数表９ロ(3)に該当する場合は「ユニット型病院療養型」と記載させることとし、同項ロ(4)

に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。 　また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11③を準用されたい。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。 ⑥　「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑥を準用されたい。 ⑦　「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑦を準用されたい。 ⑧　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑨　「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。 ⑩　「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。 ⑪　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。 ⑫　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑬　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑭　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。 ⑮　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑯　「介護療養型医療施設」の「病院療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑭につ	に該当する場合は「ユニット型病院経過型」と記載させること。 　また、「病院経過型」又は「ユニット型病院経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)③を準用されたい。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑤を準用されたい。 ⑥　「医師の配置基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑥を準用されたい。 ⑦　「夜間勤務条件基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑦を準用されたい。 ⑧　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑨　「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑨を準用されたい。 ⑩　「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑩を準用されたい。 ⑪　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑪を準用されたい。 ⑫　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑬　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑭　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。 ⑮　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑯　「介護療養型医療施設」の「病院療養型」に係る届出をした場合は、③から⑦、⑨（介護支援専門員に係る届出を除く。）、及び⑩から⑭につ

いては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑰　一体的に運営がされている「短期入所療養介護（病院療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

32　介護予防短期入所療養介護（診療所型）

①　「施設等の区分」については、診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第四号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

②　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12②を準用されたい。

③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。

④　「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。

⑥　「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑩を準用されたい。

⑦　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑪を準用されたい。

⑧　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。

⑨　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。

⑩　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。

⑪　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。

⑫　「介護療養型医療施設」の「診療所療養型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑩については内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑬　一体的に運営がされている「短期入所療養介護（診療所療養型）」に

いては内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑰　一体的に運営がされている「短期入所療養介護（病院療養型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

32　介護予防短期入所療養介護（診療所型）

①　「施設等の区分」については、診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって指定介護予防サービス基準第二百五条第一項第四号に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「診療所型」と記載させること。また、診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型診療所型」と記載させること。

②　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、(12)②を準用されたい。

③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。

④　「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、(12)④を準用されたい。

⑤　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。

⑥　「特定診療費項目」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑩を準用されたい。

⑦　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑪を準用されたい。

⑧　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。

⑨　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。

⑩　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。

⑪　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。

⑫　「介護療養型医療施設」の「診療所療養型」に係る届出をした場合は、②、④及び⑥から⑩については内容が重複するので、届出は不要とすること。

⑬　一体的に運営がされている「短期入所療養介護（診療所療養型）」に

係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 33　介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型） ①　指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ②　「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表９ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第二百五条第五項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。 　また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13③を準用されたい。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑨を準用されたい。 ⑦　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、13⑦を準用されたい。 ⑧　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、10⑭を準用されたい。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。	係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 33　介護予防短期入所療養介護（認知症疾患型） ①　指定が複数の病棟にわたっている場合は、病棟ごとに届出させること。 ②　「施設等の区分」については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって介護予防サービス介護給付費単位数表９ニ(2)に該当する場合は「認知症経過型」と記載させること。また、それ以外で、指定介護予防サービス基準第二百五条第五項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所でないものの場合は「認知症疾患型」と記載させること。また、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の場合は「ユニット型認知症疾患型」と記載させること。 　また、「認知症経過型」の区分を算定する場合については、別途介護老人保健施設等への移行時期、施設設備整備計画や人員配置計画等について記載した介護老人保健施設等への移行準備計画を添付すること。なお、既に短期入所療養介護等として当該計画を届け出ている場合には、重ねて届け出ることを要するものではないこと。 ③　「人員配置区分」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、(13)③を準用されたい。 ④　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ⑤　「送迎体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑤を準用されたい。 ⑥　「職員の欠員による減算の状況」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、(11)⑨を準用されたい。 ⑦　「リハビリテーション提供体制」については、短期入所療養介護（認知症疾患型）と同様であるので、(13)⑦を準用されたい。 ⑧　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所療養介護（介護老人保健施設型）と同様であるので、(10)⑮を準用されたい。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。

⑪　「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑨までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 ⑫　一体的に運営がされている「短期入所療養介護（認知症疾患型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 34　介護予防特定施設入居者生活介護 ①　「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と記載させること。 ②　「人員配置区分」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14②を準用されたい。 **（④へ移動）** ③　「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14③を準用されたい。 ④　「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14④を準用されたい。 ⑤　「認知症専門ケア加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑦を準用されたい。 ⑥　「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑧を準用されたい。 ⑦　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 ⑧　一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容が重複する別紙等の添付は不要とすること。 35　定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ①　「施設等の区分」については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四十一に規定する連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を実施する場合は「連携型」と記載させ、それ以外の場合は「一体型」と記載させること。なお、一の事業所でいずれの事業も実施する場合は、「一体型」と「連携型」の全てを記載させること。	⑪　「介護療養型医療施設」の「認知症疾患型」に係る届出をした場合は、③、④及び⑥から⑨までについては内容が重複するので、届出は不要とすること。 ⑫　一体的に運営がされている「短期入所療養介護（認知症疾患型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 34　介護予防特定施設入居者生活介護 ①　「施設等の区分」については、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と記載させること。 ②　「人員配置区分」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)②を準用されたい。 ③　「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)③を準用されたい。 ④　「職員の欠員による減算の状況」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)④を準用されたい。 **（③から移動）** （新規） （新規） ⑤　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑥　一体的に運営がされている「特定施設入居者生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容が重複する別紙等の添付は不要とすること。 35　定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ①　「施設等の区分」については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四十一に規定する連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を実施する場合は「連携型」と記載させ、それ以外の場合は「一体型」と記載させること。なお、一の事業所でいずれの事業も実施する場合は、「一体型」と「連携型」の全てを記載させること。

②　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ③　「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、（別紙８）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。 ④　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第二十八号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 ⑤　「総合マネジメント体制強化加算」については、●号告示第四十五号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―12）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑦　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 36　夜間対応型訪問介護 ①　「施設等の区分」については、九十七号告示第二十九号イに該当する場合は「Ⅰ型」と、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。 （削除） ②　「二四時間通報対応加算」については、●号告示第三十号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ③　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―８）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ④　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 37　認知症対応型通所介護 ①　「施設等の区分」については、九十七号告示第三十一号イに該当する場合は「単独型」、同号ロに該当する場合は「併設型」と、同号ハに該当する場合は「グループホーム等活用型」と記載させること。 ②　「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、６②を準用されたい。 ③　「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位（指定地域密着型サービス基準第四十二条に規定する指定認知症対応型通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う場合にあっ	②　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、２②を準用されたい。 ③　「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、（別紙８）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。 ④　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域に関する状況」については、訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、九十七号告示第二十八号に該当する場合に、「該当」と記載させること。 （新設） ⑤　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―12）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑥　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 36　夜間対応型訪問介護 ①　「施設等の区分」については、九十七号告示第二十九号イに該当する場合は「Ⅰ型」と、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。 ②　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、２⑤を準用されたい。 ③　「二四時間通報対応加算」については、九十六号告示第三十号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ④　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―８）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑤　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 37　認知症対応型通所介護 ①　「施設等の区分」については、九十七号告示第三十一号イに該当する場合は「単独型」、同号ロに該当する場合は「併設型」と、同号ハに該当する場合は「グループホーム等活用型」と記載させること。 ②　「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるので、６②を準用されたい。 ③　「個別機能訓練体制」については、事業所が同一の日の異なる時間帯に二以上の単位（指定地域密着型サービス基準第四十二条に規定する指定認知症対応型通所介護の単位をいう。以下同じ。）を行う場合にあっ

ては、配置の状況を指定認知症対応型通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの指定認知症対応型通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「加算Ⅰ」と記載させること。 ④　「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、６④を準用されたい。 ⑤　「栄養改善体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注７に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「口腔機能向上体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注８に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型サービス基準第四十二条、グループホーム等活用型においては、第四十五条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。 　なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 ⑧　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―９）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 38　小規模多機能型居宅介護 ①　「施設等の区分」については、指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に該当する場合は、「サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」と記載し、それ以外の場合は「小規模多機能型居宅介護事業所」と記載させること。 （削除） ②　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職	ては、配置の状況を指定認知症対応型通所介護の単位ごとに記載するのではなく、事業所としての配置状況を記載させること。例えば、二つの指定認知症対応型通所介護の単位を実施している事業所にあって、一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置し、もう一方の指定認知症対応型通所介護の単位で加算対象となる機能訓練指導員を配置していない場合については、「加算Ⅰ」と記載させること。 ④　「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、６④を準用されたい。 ⑤　「栄養改善体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注７に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「口腔機能向上体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注８に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型サービス基準第四十二条、グループホーム等活用型においては、第四十五条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。 　なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。 ⑧　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―９）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 38　小規模多機能型居宅介護 ①　「施設等の区分」については、指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に該当する場合は、「サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」と記載し、それ以外の場合は「小規模多機能型居宅介護事業所」と記載させること。 ②　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、２⑤を準用されたい。 ③　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職

種を記載させること。 ③　「看護職員配置加算」については、●号告示第二十九号イに該当する場合は「加算Ⅰ」、同号ロに該当する場合は「加算Ⅱ」、同号ハに該当する場合は「加算Ⅲ」と記載させること。 ④　「看取り連携体制加算」については、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表４のへに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「訪問体制強化加算」については、九十六号告示第五十四号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「総合マネジメント体制強化加算」については、九十六号告示第五十五号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―10）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑧　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 39　小規模多機能型居宅介護（短期利用型） ①　「施設等の区分」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、38①を準用されたい。 ②　「職員の欠員による減算の状況」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、38③を準用されたい。 ③　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12-10）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は 38⑤で添付されていれば、不要である。 ④　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。	種を記載させること。 ④　「看護職員配置加算」については、九十七号告示第三十三号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 （新設） （新設） （新設） ⑤　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―10）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑥　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 （新設）
40　認知症対応型共同生活介護 ①　「施設等の区分」については、九十七号告示第三十四号イに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。 ②　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第三号を満たしている場合には「基準型」を、基準を満たしていない場合には「減算型」と記載させること。 ③　「医療連携体制」については、九十七号告示第三十六号に該当する場合は「対応可」と記載させること。 ④　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第九十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいず	39　認知症対応型共同生活介護 ①　「施設等の区分」については、九十七号告示第三十四号イに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ロに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。 ②　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第三号を満たしている場合には「基準型」を、基準を満たしていない場合には「減算型」と記載させること。 ③　「医療連携体制」については、九十七号告示第三十六号に該当する場合は「対応可」と記載させること。 ④　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第九十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいず

れか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。 ⑤　「夜間ケア加算」については、九十七号告示第三十五号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑥　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑦　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。 ⑧　「看取り介護加算」については、二十三号告示第三十三号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―11）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 41　認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①　「施設等の区分」については、九十七号告示第三十四号ハに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ニに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。 ②　「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)②を準用されたい。 ③　「医療連携体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)③を準用されたい。 ④　「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)④を準用されたい。 ⑤　「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)⑤を準用されたい。 ⑥　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑦　「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑨を準用されたい。 ⑧　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑨　一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 42　地域密着型特定施設入居者生活介護	れか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と記載させること。 ⑤　「夜間ケア加算」については、九十七号告示第三十五号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑥　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑦　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。 ⑧　「看取り介護加算」については、二十三号告示第三十三号に該当する場合に、「あり」と記載させること。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―11）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 40　認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①　「施設等の区分」については、九十七号告示第三十四号ハに該当する場合は「Ⅰ型」、同号ニに該当する場合は「Ⅱ型」と記載させること。 ②　「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)②を準用されたい。 ③　「医療連携体制」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)③を準用されたい。 ④　「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)④を準用されたい。 ⑤　「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)⑤を準用されたい。 ⑥　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑦　「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑨を準用されたい。 ⑧　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑨　一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 41　地域密着型特定施設入居者生活介護

①　「施設等の区分」については、指定地域密着型特定施設であって、指定地域密着型サービス基準第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設でないもののうち、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と記載させること。また、サテライト型特定施設であるもののうち、有料老人ホームの場合は「サテライト型有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「サテライト型軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「サテライト型養護老人ホーム」と記載させること。 (③へ移動) ②　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第百十条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。 ③　「個別機能訓練体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14④を準用されたい。 ④　「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑤を準用されたい。 ⑥　「看取り介護加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑥を準用されたい。 ⑦　「認知症専門ケア加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑦を準用されたい。 ⑧　「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑧を準用されたい。 ⑨　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。 43　地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ①　「職員の欠員による減算の状況」については、地域密着型特定施設入居者生活介護と同様であるので、42②を準用されたい。 ②　「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑤を準用されたい。 （削除） ③　「サービス提供体制強化加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、14⑧を準用されたい。	①　「施設等の区分」については、指定地域密着型特定施設であって、指定地域密着型サービス基準第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設でないもののうち、有料老人ホームの場合は「有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「養護老人ホーム」と記載させること。また、サテライト型特定施設であるもののうち、有料老人ホームの場合は「サテライト型有料老人ホーム」と、軽費老人ホームの場合は「サテライト型軽費老人ホーム」と、養護老人ホームの場合は「サテライト型養護老人ホーム」と記載させること。 ②　「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注２に該当する場合に「あり」と記載させること。 ③　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第百十条に規定する員数を配置していない場合に欠員該当職種を記載させること。 (②から移動) ④　「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)⑤を準用されたい。 ⑤　「看取り介護加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)⑥を準用されたい。 （新規） （新規） ⑥　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。 42　地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ①　「職員の欠員による減算の状況」については、地域密着型特定施設入居者生活介護と同様であるので、(41)③を準用されたい。 ②　「夜間看護体制」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)⑤を準用されたい。 ③　「看取り介護加算」については、特定施設入居者生活介護と同様であるので、(14)⑥を準用されたい。 （新規）

④　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 44　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ①　「施設等の区分」については、指定地域密着型介護老人福祉施設であって指定地域密着型サービス基準第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設でないもののうち、第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設に該当しない場合は「地域密着型介護老人福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合は「サテライト型地域密着型介護老人福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、サテライト型居住施設に該当しない場合は「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合には「サテライト型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設」と、それぞれ記載させること。 ②　「人員配置区分」については、●号告示第三十八号ロ又はハに該当する場合には「経過的施設」と、それ以外の場合は「経過的施設以外」と記載させること。 ③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ④　「準ユニットケア加算」については、●号告示第四十三号に該当する場合に「対応可」と記載させること。 ⑤　「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注９に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「常勤専従医師配置」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 11 に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「精神科医師定期的療養指導」については、地域密着型サービス単位数表注 12 に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑧　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第四号イ、ロ又はハに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。 ⑨　「障害者生活支援体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注 13 に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑩　「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。 ⑪　「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑩を準用すること。	④　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 43　地域密着型介護老人福祉施設 ①　「施設等の区分」については、指定地域密着型介護老人福祉施設であって指定地域密着型サービス基準第百六十条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設でないもののうち、第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設に該当しない場合は「地域密着型介護福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合は「サテライト介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。また、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、サテライト型居住施設に該当しない場合は「ユニット型地域密着型介護福祉施設」と、サテライト型居住施設に該当する場合には「ユニット型サテライト型地域密着型介護福祉施設」と、それぞれ記載させること。 ②　「人員配置区分」については、九十七号告示第三十九号ロ又はハに該当する場合には「経過的施設」と、それ以外の場合は「経過的施設以外」と記載させること。 ③　「ユニットケア体制」については、短期入所生活介護と同様であるので、９②を準用されたい。 ④　「準ユニットケア加算」については、九十七号告示第四十四号に該当する場合に「対応可」と記載させること。 ⑤　「個別機能訓練体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注９に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「常勤専従医師配置」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注(11)に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「精神科医師定期的療養指導」については、地域密着型サービス単位数表注(12)に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑧　「夜間勤務条件基準」については、夜勤職員基準第四号イ、ロ又はハに規定する基準を満たしている場合は「基準型」と、基準を満たしていない場合は「減算型」と記載させること。 ⑨　「障害者生活支援体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表注(13)に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑩　「職員の欠員による減算の状況」については、二十七号告示第十号ロ又はハのいずれか該当するものを記載させること。 ⑪　「栄養マネジメント体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑩を準用すること。

⑫　「身体拘束廃止取組の有無」については、●号告示第六十三号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑬　「看取り介護体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑳を準用すること。 ⑭　「在宅・入所相互利用体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ヨに該当する場合に「対応可」と記載させること。 ⑮　「小規模拠点集合体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表タに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑯　「日常生活継続支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑭を準用されたい。 ⑰　「看護体制加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑮を準用されたい。 ⑱　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑲　「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。 ⑳　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。 (21)　「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑰を準用すること。 (22)　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑪を準用されたい。 (23)　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。	⑫　「身体拘束廃止取組の有無」については、九十六号告示第四十一号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑬　「看取り介護体制」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑳を準用すること。 ⑭　「在宅・入所相互利用体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表ヨに該当する場合に「対応可」と記載させること。 ⑮　「小規模拠点集合体制」については、地域密着型サービス介護給付費単位数表タに該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑯　「日常生活継続支援加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑭を準用されたい。 ⑰　「看護体制加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑮を準用されたい。 ⑱　「療養食加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑩を準用されたい。 ⑲　「夜勤職員配置加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑧を準用されたい。 ⑳　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。 (21)　「若年性認知症入所者受入加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑰を準用すること。 (22)　「サービス提供体制強化加算」については、短期入所生活介護と同様であるので、９⑪を準用されたい。 (23)　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。
45　看護小規模多機能型居宅介護 ①　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第百七十一条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。 ②　「訪問看護体制減算」及び「訪問看護体制強化加算」については、（別紙８－３）「看護体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）」を添付させること。 ③　「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、（別紙８）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。 ④　「総合マネジメント体制強化加算」については、●号告示第七十九号	44　複合型サービス ①　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型サービス基準第百七十一条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。 （新設） ②　「緊急時訪問看護加算」、「特別管理体制」及び「ターミナルケア体制」については、（別紙８）「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」を添付させること。 （新設）

に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑤　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―13）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ⑥　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。	③　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12―13）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」を添付させること。 ④　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。
46　複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） ①　「職員の欠員による減算の状況」については、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）と同様であるので、45①を準用されたい。 ②　「サービス提供体制強化加算」については、（別紙 12-13）「サービス提供体制強化加算に関する届出書」の添付は、45③で添付されていれば、不要である。 ③　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。	（新設）
47　介護予防認知症対応型通所介護 ①　「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、(37)①を準用されたい。 ②　「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、６②を準用されたい。 ③　「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、(37)③を準用されたい。 ④　「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、６④を準用されたい。 ⑤　「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注７に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注８に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条、グループホーム活用型については、第八条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。 　なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。	45　介護予防認知症対応型通所介護 ①　「施設等の区分」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、(37)①を準用されたい。 ②　「時間延長サービス体制」については、通所介護と同様であるため、６②を準用されたい。 ③　「個別機能訓練体制」については、認知症対応型通所介護と同様であるため、(37)③を準用されたい。 ④　「入浴介助体制」については、通所介護と同様であるので、６④を準用されたい。 ⑤　「栄養改善体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注７に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑥　「口腔機能向上体制」については、地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表注８に該当する場合に「あり」と記載させること。 ⑦　「職員の欠員による減算の状況」については、単独型・併設型においては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条、グループホーム活用型については、第八条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。 　なお、職員の欠員とは、指定認知症対応型通所介護の単位数ごとの一月当たり職員数が当該基準に満たない場合をいう。

⑧　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型通所介護と同様であるので、(37)⑨を準用されたい。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑪　認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等が添付されている場合に、介護予防認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等の添付は不要とすること。 48　介護予防小規模多機能型居宅介護 ①　「施設等の区分」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるため、(38)①を準用されたい。 （削除） ②　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。 ③　「総合マネジメント体制強化加算」については、九十六号告示第百二十四号に該当する場合に「あり」と記載させること。 ④　「サービス提供体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、38⑦を準用されたい。 ⑤　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑦を準用されたい。 ⑥　一体的に運営がされている「小規模多機能型居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 49　介護予防認知症対応型共同生活介護 ①　「施設等の区分」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)①を準用されたい。 ②　「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)②を準用されたい。 ③　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と	⑧　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑨　「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型通所介護と同様であるので、(37)⑨を準用されたい。 ⑩　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑪　認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等が添付されている場合に、介護予防認知症対応型通所介護に係る届出の別紙等の添付は不要とすること。 46　介護予防小規模多機能型居宅介護 ①　「施設等の区分」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるため、(38)①を準用されたい。 ②　「同一建物に居住する利用者の減算」については、訪問介護と同様であるので、２⑤を準用されたい。 ③　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。 ④　「サービス提供体制強化加算」については、小規模多機能型居宅介護と同様であるので、38④を準用されたい。 ⑤　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑥　一体的に運営がされている「小規模多機能型居宅介護」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 47　介護予防認知症対応型共同生活介護 ①　「施設等の区分」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)①を準用されたい。 ②　「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるため、(39)②を準用されたい。 ③　「職員の欠員による減算の状況」については、指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に規定する員数を配置していない場合に記載させること。事業所が複数の共同生活住居を有している場合であって、そのいずれか一つにでも職員の欠員が生じている場合は「介護職員」と

記載させること。 ④　「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑤を準用されたい。 ⑤　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑥　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。 ⑦　「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑨を準用されたい。 ⑧　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 50　介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①　「施設等の区分」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるので、(40)①を準用されたい。 ②　「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、(40)②を準用されたい。 ③　「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、(40)④を準用されたい。 ④　「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑤を準用されたい。 ⑤　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑥　「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑨を準用されたい。 ⑦　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑧　一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 第六　介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて 　介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。なお、訪問型サービス（みなし）及び通所型サービス（みなし）については、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の当該通知に記載する届出が都道府県又は政令指定都市・中核市にされ、別紙等が添付されている場合は、市町村への届出及び別紙等の添付は不要とすること。	記載させること。 ④　「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑤を準用されたい。 ⑤　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑥　「認知症専門ケア加算」については、介護老人福祉施設と同様であるので、(17)⑱を準用すること。 ⑦　「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑨を準用されたい。 ⑧　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 48　介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ①　「施設等の区分」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるので、(40)①を準用されたい。 ②　「夜間勤務条件基準」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、(40)②を準用されたい。 ③　「職員の欠員による減算の状況」については、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）と同様であるため、(40)④を準用されたい。 ④　「夜間ケア加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑤を準用されたい。 ⑤　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、６⑧を準用されたい。 ⑥　「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、(39)⑨を準用されたい。 ⑦　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、２⑧を準用されたい。 ⑧　一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。 （新設）

（１）（別紙●）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（指定事業者用）の記載要領について ①　「届出者」及び「事業所の状況」については、事業所の指定申請の際、記載した事項を記載させること。 ②　「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。 ③　「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。 ④　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所（以下「サテライト事業所」という。）を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。 ⑤　「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させること。 ⑥　「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所の異動の別（１新規・２変更・３終了）について記載させること。 ⑦　「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。 ⑧　「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。 （２）届出項目について 　別紙●「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス（独自）及び通所型サービス（独自）について示しているものであり、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（独自／定額）及び通所型サービス（独自／定率）（以下、「独自定額・定率サービス」という。）については、市町村において様式を定めること。 （３）体制等状況一覧表の記載要領について １　共通事項 ①　「割引」については、市町村が定める額より低い額で介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。 　なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる別紙（●）「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。	

②　サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。 ２　訪問型サービス（独自） ①　「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、第五の２①を準用されたい。 ②　「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第五の２④を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙●）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出」とする。 ③　「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第五の２⑥を準用されたい。 　また、「規模に関する状況」については、第五の２⑥を準用されたい。 ④　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第五の２⑦を準用されたい。 ３　通所型サービス（独自） ①　「生活機能向上グループ活動加算」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の 26①を準用されたい。 ②　「運動機能向上体制」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26②を準用されたい。 ③　「栄養改善体制」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26③を参照されたい。 ④　「口腔機能向上体制」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26④を参照されたい。 ⑤　「職員の欠員による減算の状況」については、介護予防通所介護と同様であるので、第五の26⑥を参照されたい。 ⑥　「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、第五の６⑪を準用されたい。 ⑦　「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、第五の６⑫を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙●）「サービス提供体制強化加算に関する届出」とする。 ⑧　「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第五の２⑦を準用されたい。 ⑧　「選択的サービス複数実施加算」については、介護予防通所介護と同様であるので第五の２６⑪を準用されたい。	

（別紙１）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　１級地　6　２級地　7　３級地　2　４級地　3　５級地 4　６級地　9　７級地　5　その他	
11	訪問介護	1　身体介護 2　生活援助 3　通院等乗降介助		定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1　定期巡回の指定を受けていない 2　定期巡回の指定を受けている 3　定期巡回の整備計画がある	1　なし　2　あり
				サービス提供責任者体制の減算	1　なし　2　あり	
				特定事業所加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ　5　加算Ⅳ	
				特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
12	訪問入浴介護			特別地域加算	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　3　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
13	訪問看護	1　訪問看護ステーション 2　病院又は診療所 3　定期巡回・随時対応サービス連携		特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				緊急時訪問看護加算	1　なし　2　あり	
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				看護体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　イ及びロの場合　3　ハの場合	
14	訪問リハビリテーション	1　病院又は診療所 2　介護老人保健施設		短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝマネジメント加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				社会参加支援加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　あり	

15	通所介護	3　小規模型事業所 4　通常規模型事業所 6　大規模型事業所（Ⅰ） 7　大規模型事業所（Ⅱ） 5　療養通所介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
				入浴介助体制	1　なし　2　あり	
				中重度者ケア体制加算	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　3　加算Ⅰ　4　加算Ⅱ	
				認知症加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				個別送迎体制強化加算	1　なし　2　あり	
				入浴介助体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
16	通所リハビリテーション	4　通常規模の事業所(病院・診療所) 7　通常規模の事業所(介護老人保健施設) 5　大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所) 8　大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設) 6　大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所) 9　大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設)		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
				入浴介助体制	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				短期集中個別ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				生活行為向上ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				中重度者ケア体制加算	1　なし　2　あり	
				社会参加支援加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

21	短期入所生活介護	1　単独型 2　併設型・空床型 3　単独型ユニット型 4　併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				機能訓練指導体制	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				看護体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				医療連携強化加算	1　なし　2　あり	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
22	短期入所療養介護	1　介護老人保健施設（Ⅰ） 2　ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1　従来型 2　在宅強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		5　介護老人保健施設（Ⅱ） 6　ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7　介護老人保健施設（Ⅲ） 8　ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	1　療養型 2　療養強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　言語聴覚療法　2　精神科作業療法　3　その他	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				特別療養費加算項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

23	短期入所療養介護	1　病院療養型	2　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 6　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 3　Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7　Ⅱ型（療養機能強化型） 4　Ⅲ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		6　ユニット型病院療養型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

23	短期入所療養介護	A　病院経過型 C　ユニット型病院経過型	2　Ⅰ型 3　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		2　診療所型	1　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 4　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 2　Ⅱ型	設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		7　ユニット型診療所型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

23	短期入所療養介護	3　認知症疾患型 8　ユニット型認知症疾患型 B　認知症経過型	5　Ⅰ型 6　Ⅱ型 7　Ⅲ型 8　Ⅳ型 9　Ⅴ型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　精神科作業療法　2　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
33	特定施設入居者生活介護	1　有料老人ホーム（介護専用型） 2　軽費老人ホーム（介護専用型） 3　養護老人ホーム（介護専用型） 5　有料老人ホーム（混合型） 6　軽費老人ホーム（混合型） 7　養護老人ホーム（混合型）	1　一般型 2　外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可	
				看取り介護加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）	1　有料老人ホーム（介護専用型） 2　軽費老人ホーム（介護専用型） 5　有料老人ホーム（混合型） 6　軽費老人ホーム（混合型）		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
17	福祉用具貸与			特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
43	居宅介護支援			特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				特定事業所集中減算	1　なし　2　あり	
				特定事業所加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	

51	介護福祉施設サービス	1　介護福祉施設 2　小規模介護福祉施設 3　ユニット型介護福祉施設 4　ユニット型小規模介護福祉施設		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員　4　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				日常生活継続支援加算	1　なし　2　あり	
				看護体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				準ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				常勤専従医師配置	1　なし　2　あり	
				精神科医師定期的療養指導	1　なし　2　あり	
				障害者生活支援体制	1　なし　2　あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				看取り介護体制	1　なし　2　あり	
				在宅・入所相互利用体制	1　対応不可　2　対応可	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

52	介護保健施設サービス	1　介護保健施設（Ⅰ） 2　ユニット型介護保健施設（Ⅰ）	1　従来型 2　在宅強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　介護支援専門員　8　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1　なし　2　あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		5　介護保健施設（Ⅱ） 6　ユニット型介護保健施設（Ⅱ） 7　介護保健施設（Ⅲ） 8　ユニット型介護保健施設（Ⅲ）	1　療養型 2　療養強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　介護支援専門員　8　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				認知症ケア加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				特別療養費加算項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ指導管理　2　言語聴覚療法　3　精神科作業療法 4　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

53	介護療養施設サービス	1　病院療養型	2　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 6　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 3　Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7　Ⅱ型（療養機能強化型） 4　Ⅲ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
53	介護療養施設サービス	6　ユニット型病院療養型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

53	介護療養施設サービス	A　病院経過型 C　ユニット型病院経過型	2　Ⅰ型 3　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		2　診療所型	1　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 4　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 2　Ⅱ型	設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

53	介護療養施設サービス	7　ユニット型診療所型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症患者受入加算	1　なし　2　あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		3　認知症疾患型 8　ユニット型認知症疾患型 B　認知症経過型	5　Ⅰ型 6　Ⅱ型 7　Ⅲ型 8　Ⅳ型 9　Ⅴ型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　精神科作業療法　2　その他	
				認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他
11	訪問介護	1　身体介護 2　生活援助 3　通院等乗降介助		特別地域加算	1　なし　2　あり
				定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1　定期巡回の指定を受けていない 2　定期巡回の指定を受けている 3　定期巡回の整備計画がある
				サービス提供責任者体制の減算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
13	訪問看護	1　訪問看護ステーション 2　病院又は診療所 3　定期巡回・随時対応型サービス連携		特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
14	訪問リハビリテーション	1　病院又は診療所 2　介護老人保健施設		短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	1　なし　2　あり
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ
				社会参加支援加算	1　なし　2　あり
15	通所介護	3　小規模型事業所 4　通常規模型事業所 6　大規模型事業所（Ⅰ） 7　大規模型事業所（Ⅱ）		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可
				入浴介助体制	1　なし　2　あり
				中重度者ケア体制加算	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制	1　なし　3　加算Ⅰ　4　加算Ⅱ
				認知症加算	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				栄養改善体制	1　なし　2　あり
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考　（別紙１）居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援

備考　１　事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に〇印を付してください。

２「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。

３　介護老人保健施設における「施設等の区分」及び「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」に係る届出ついては、「介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出」（別紙13）又は「介護老人保健施設（療養型又は療養強化型）の基本施設サービス費に係る届出」（別紙13-２）を添付してください。

４　定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護事業所と連携しサービス提供を行う場合については、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護における訪問看護事業所連携に係る届出書」（別紙14）を添付してください。

５　「日中の身体介護20分未満体制」を「あり」と記載する場合は、「身体介護20分未満の算定に係る届出」（別紙15）を添付して下さい。

６　「サービス提供責任者体制の減算」については、平成24年３月31日現在、２級課程修了者のサービス提供責任者を配置している場合であって、「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」（別紙16）を添付するときは、「なし」と記載して下さい。

７　人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。

８「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。

９「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。

10「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙８－２）を添付してください。

11「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

（例）ー「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、「医師の配置」…医師、「精神科医師定期的療養指導」…精神科医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況　等

12「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。

13「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。

14「個別機能訓練体制」については、加算Ⅰ及び加算Ⅱのどちらも算定する事業所は、双方を選択してください。

15「栄養マネジメント体制」については、「栄養マネジメントに関する届出書」（別紙11）を添付してください。

16「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。

17「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙９）を添付してください。

18「看護体制加算（短期入所生活介護事業所）」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－２）を添付してください。

19「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－３）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙９－４）を添付してください。

20「特定事業所加算」については、「特定事業所加算に係る届出書」（訪問介護事業所については別紙10、居宅介護支援事業所については別紙10－2）を添付してください。

21「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12－11）までのいずれかを添付してください。

22「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。

23「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

（１）看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。

（２）　ア　医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員（病院において従事するものを除く。）、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

イ　医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞
厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。
１　離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
２　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
３　山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
４　過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。（（１）が優先する。）

ウ　介護支援専門員（病院において従事する者に限る。）の欠員…「その他該当する体制等」欄の介護支援専門員を選択する。

注　１　介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。

２　介護老人保健施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。

３　介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。

４　短期入所療養介護及び介護療養型医療施設にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。

備考　（別紙１）介護サービス・施設サービス・居宅介護支援　サテライト事業所

備考　１　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

（別紙１－２）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　１級地　6　２級地　7　３級地　2　４級地　3　５級地 4　６級地　9　７級地　5　その他	
61	介護予防訪問介護			サービス提供責任者体制の減算	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
62	介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　3　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
63	介護予防訪問看護	1　訪問看護ステーション 2　病院又は診療所		特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				緊急時介護予防訪問看護加算	1　なし　2　あり	
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可	
				看護体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　あり	
64	介護予防訪問リハビリテーション	1　病院又は診療所 2　介護老人保健施設		サービス提供体制強化加算	1　なし　2　あり	

65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				生活機能向上グループ活動加算	1　なし　2　あり	
				運動器機能向上体制	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				選択的サービス複数実施加算	1　なし　2　あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
66	介護予防通所リハビリテーション	1　病院又は診療所 2　介護老人保健施設		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				運動器機能向上体制	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				選択的サービス複数実施加算	1　なし　2　あり	
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
24	介護予防短期入所生活介護	1　単独型 2　併設型・空床型 3　単独型ユニット型 4　併設型・空床型ユニット型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				機能訓練指導体制	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				サービス提供体制強化加算（空床型）	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

25	介護予防短期入所療養介護	1　介護老人保健施設（Ⅰ） 2　ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	1　従来型 2　在宅強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		5　介護老人保健施設（Ⅱ） 6　ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ） 7　介護老人保健施設（Ⅲ） 8　ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	1　療養型 2　療養強化型	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員　5　理学療法士 6　作業療法士　7　言語聴覚士	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				特別療養費加算項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導	
				療養体制維持特別加算	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　言語聴覚療法　2　精神科作業療法　3　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
26	介護予防短期入所療養介護	1　病院療養型	2　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 6　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 3　Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7　Ⅱ型（療養機能強化型） 4　Ⅲ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

26	介護予防短期入所療養介護	6　ユニット型病院療養型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		A　病院経過型 C　ユニット型病院経過型	2　Ⅰ型 3　Ⅱ型	夜間勤務条件基準	1　基準型　2　加算型Ⅰ　3　加算型Ⅱ　5　加算型Ⅳ　6　減算型 7　加算型Ⅲ	
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養環境基準	1　基準型　2　減算型	
				医師の配置基準	1　基準　2　医療法施行規則第49条適用	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法　5　精神科作業療法 6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		2　診療所型	1　Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3　Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 4　Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 2　Ⅱ型	設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法 5　精神科作業療法　6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

26	介護予防短期入所療養介護	7　ユニット型診療所型	1　療養機能強化型以外 2　療養機能強化型Ａ 3　療養機能強化型Ｂ	ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				設備基準	1　基準型　2　減算型	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				特定診療費項目	1　重症皮膚潰瘍管理指導　2　薬剤管理指導 3　集団コミュニケーション療法	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	2　理学療法Ⅰ　3　作業療法　4　言語聴覚療法 5　精神科作業療法　6　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
		3　認知症疾患型 8　ユニット型認知症疾患型 B　認知症経過型	5　Ⅰ型 6　Ⅱ型 7　Ⅲ型 8　Ⅳ型 9　Ⅴ型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　医師　3　看護職員　4　介護職員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				送迎体制	1　対応不可　2　対応可	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制	1　精神科作業療法　2　その他	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1　有料老人ホーム 2　軽費老人ホーム 3　養護老人ホーム	1　一般型 2　外部サービス利用型	職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
67	介護予防福祉用具貸与			特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他
61	介護予防訪問介護			サービス提供責任者体制の減算	1　なし　2　あり
				特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
63	介護予防訪問看護	1　訪問看護ステーション 2　病院又は診療所		特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
65	介護予防通所介護			職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				生活機能向上グループ活動加算	1　なし　2　あり
				運動器機能向上体制	1　なし　2　あり
				栄養改善体制	1　なし　2　あり
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり
				事業所評価加算〔申出〕の有無	1　なし　2　あり

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考　（別紙１－２）介護予防サービス・介護予防支援

備考　１　事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に〇印を付してください。
２「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
３　介護老人保健施設における「施設等の区分」に係る届出については、「介護老人保健施設の施設種別に係る届出」（別紙13）又は（別紙13-２）を添付してください。
４　「サービス提供責任者体制の減算」については、平成24年３月31日現在、２級課程修了者のサービス提供責任者を配置している場合であって、「サービス提供責任者体制の減算に関する届出書」（別紙16）を添付するときは、「なし」と記載して下さい。
５　人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
６「割引」を「あり」と記載する場合は「指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙５）を添付してください。
７「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。
８　「看護体制強化加算」については、「看護体制強化加算に係る届出書」（別紙８－２）を添付してください。
９　「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
（例）ー「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「リハビリテーションの加算状況」…リハビリテーション従事者、
「医師の配置」…医師、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況　等
10「送迎体制」については、実際に利用者の送迎が可能な場合に記載してください。
11「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12－11）までのいずれかを添付してください。
12「特定診療費項目」「リハビリテーション提供体制」については、これらに相当する診療報酬の算定のために届け出た届出書の写しを添付してください。
13「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
（１）　看護職員、介護職員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
（２）　ア　医師（病院において従事する者を除く。）、理学療法士、作業療法士、介護従事者の欠員…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種のみ選択する。
（人員配置区分欄の変更は行わない。）
イ　医師の欠員（病院において従事する者に限る。）…指定基準の６０％を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。
ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。（人員配置区分欄の変更は行わない。）

＜厚生労働大臣が定める地域＞
厚生労働大臣が定める地域は、人口５万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。
１　離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域
２　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地
３　山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定により指定された振興山村
４　過疎地域活性化特別措置法（平成２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、（１）に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。
（（１）が優先する。）

注　１　介護老人福祉施設に係る届出をした場合で、介護予防短期入所生活介護の空床型を実施する場合は、介護予防短期入所生活介護の空床型における届出事項で介護老人福祉施設の届出と重複するものの届出は不要です。
２　介護老人保健施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護老人保健施設の届出と重複するものの届出は不要です。
３　介護療養型医療施設に係る届出をした場合には、介護予防短期入所療養介護における届出事項で介護療養型医療施設の届出と重複するものの届出は不要です。
４　介護予防短期入所療養介護にあっては、同一の施設区分で事業の実施が複数の病棟にわたる場合は、病棟ごとに届け出てください。
５　一体的に運営がされている介護サービスに係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考　（別紙１－２）介護予防サービス・介護予防支援　サテライト事業所

備考　１　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

（別紙１－３）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
各サービス共通				地域区分	1　１級地　6　２級地　7　３級地　2　４級地　3　５級地 4　６級地　9　７級地　5　その他	
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1　一体型 2　連携型		特別地域加算	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				緊急時訪問看護加算	1　なし　2　あり	
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
71	夜間対応型訪問介護	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		24時間通報対応加算	1　対応不可　2　対応可	1　なし　2　あり
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　5　加算Ⅱイ　3　加算Ⅱロ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
72	認知症対応型通所介護	1　単独型 2　併設型 3　グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
				入浴介助体制	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
73	小規模多機能型居宅介護	1　小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				看護職員配置加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				看取り連携体制加算	1　なし　2　あり	
				訪問体制強化加算	1　なし　2　あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

68	小規模多機能型居宅介護 （短期利用型）	1　小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型小規模多機能型 　　居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
32	認知症対応型共同生活介護	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　介護従業者	
				夜間支援体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				看取り介護加算	1　なし　2　あり	
				医療連携体制	1　対応不可　2　対応可	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
38	認知症対応型共同生活介護 （短期利用型）	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　介護従業者	
				夜間支援体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				医療連携体制	1　対応不可　2　対応可	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	1　有料老人ホーム 2　軽費老人ホーム 3　養護老人ホーム 5　サテライト型有料老人ホーム 6　サテライト型軽費老人ホーム 7　サテライト型養護老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可	
				看取り介護加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 （短期利用型）	1　有料老人ホーム 2　軽費老人ホーム 5　サテライト型有料老人ホーム 6　サテライト型軽費老人ホーム		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				夜間看護体制	1　対応不可　2　対応可	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　2　加算Ⅰイ　3　加算Ⅰロ　4　加算Ⅱ　5　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

54	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1　地域密着型介護老人福祉施設 2　サテライト型地域密着型介護老人福祉施設 3　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 4　サテライト型ユニット型地域密着型 介護老人福祉施設	1　経過的 施設以外 2　経過的 施設	夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員　4　介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				日常生活継続支援加算	1　なし　2　あり	
				看護体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				夜勤職員配置加算	1　なし　2　あり	
				準ユニットケア体制	1　対応不可　2　対応可	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症入所者受入加算	1　なし　2　あり	
				常勤専従医師配置	1　なし　2　あり	
				精神科医師定期的療養指導	1　なし　2　あり	
				障害者生活支援体制	1　なし　2　あり	
				身体拘束廃止取組の有無	1　なし　2　あり	
				栄養マネジメント体制	1　なし　2　あり	
				療養食加算	1　なし　2　あり	
				看取り介護体制	1　なし　2　あり	
				在宅・入所相互利用体制	1　対応不可　2　対応可	
				小規模拠点集合体制	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
77	複合型サービス （看護小規模多機能型 居宅介護）			職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				訪問看護体制減算	1　なし　2　あり	
				緊急時訪問看護加算	1　なし　2　あり	
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可	
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり	
				訪問看護体制強化加算	1　なし　2　あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
79	複合型サービス （看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型）			職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1　単独型 2　併設型 3　グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可	
				入浴介助体制	1　なし　2　あり	
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

75	介護予防小規模多機能型居宅介護	1　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
37	介護予防認知症対応型共同生活介護	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　介護従業者	
				夜間支援体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				認知症専門ケア加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		夜間勤務条件基準	1　基準型　6　減算型	1　なし　2　あり
				職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　介護従業者	
				夜間支援体制加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ	
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　5　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	
各サービス共通				地域区分	1　1級地　6　2級地　7　3級地　2　4級地　3　5級地 4　6級地　9　7級地　5　その他
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1　一体型 2　連携型		特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
				緊急時訪問看護加算	1　なし　2　あり
				特別管理体制	1　対応不可　2　対応可
				ターミナルケア体制	1　なし　2　あり
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり
71	夜間対応型訪問介護	1　Ⅰ型 2　Ⅱ型		24時間通報対応加算	1　対応不可　2　対応可
72	認知症対応型通所介護	1　単独型 2　併設型 3　グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可
				入浴介助体制	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				栄養改善体制	1　なし　2　あり
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり
73	小規模多機能型居宅介護	1　小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				看護職員配置加算	1　なし　2　加算Ⅰ　3　加算Ⅱ　4　加算Ⅲ
				看取り連携体制加算	1　なし　2　あり
				訪問体制強化加算	1　なし　2　あり
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1　小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
74	介護予防認知症対応型通所介護	1　単独型 2　併設型 3　グループホーム等活用型		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				時間延長サービス体制	1　対応不可　2　対応可
				入浴介助体制	1　なし　2　あり
				個別機能訓練体制	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				栄養改善体制	1　なし　2　あり
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり

75	介護予防小規模多機能型居宅介護	1　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				総合マネジメント体制強化加算	1　なし　2　あり
69	介護予防小規模多機能型居宅介護 （短期利用型）	1　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2　サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考　（別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

備考　１　事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号に〇印を付してください。
２「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙６）を添付してください。
３　人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙７）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
４「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5－2）を添付してください。
５「訪問看護体制減算」及び「訪問看護体制強化加算」については、「訪問看護体制に係る届出書」（別紙８－３）を添付してください。
６「緊急時訪問看護加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙８）を添付してください。
７　「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
（例）－「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「栄養マネジメント体制」…管理栄養士の配置状況、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況　等
８「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
９「入浴介助体制」については、浴室の平面図を添付してください。
10「栄養マネジメント体制」については、「栄養マネジメントに関する届出書」（別紙11）を添付してください。
11「夜間看護体制」については、「夜間看護体制に係る届出書」（別紙９）を添付してください。
12「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙９－３）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙９－４）を添付してください。
13「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12－11）までのいずれかを添付してください。
14「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
注　　地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考　（別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス　サテライト事業所

備考　１　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（保険者独自サービス）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等		割引
A2	訪問型サービス（独自）			サービス提供責任者体制の減算	1　なし　2　あり	1　なし　2　あり
				特別地域加算	1　なし　2　あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	
A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員	1　なし　2　あり
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり	
				生活機能向上グループ活動加算	1　なし　2　あり	
				運動器機能向上体制	1　なし　2　あり	
				栄養改善体制	1　なし　2　あり	
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり	
				選択的サービス複数実施加算	1　なし　2　あり	
				サービス提供体制強化加算	1　なし　4　加算Ⅰイ　2　加算Ⅰロ　3　加算Ⅱ	
				介護職員処遇改善加算	1　なし　5　加算Ⅰ　2　加算Ⅱ　3　加算Ⅲ　4　加算Ⅳ	

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

事業所番号										

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	
A2	訪問型サービス（独自）			サービス提供責任者体制の減算	1　なし　2　あり
				特別地域加算	1　なし　2　あり
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1　非該当　2　該当
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1　非該当　2　該当
A6	通所型サービス（独自）			職員の欠員による減算の状況	1　なし　2　看護職員　3　介護職員
				若年性認知症利用者受入加算	1　なし　2　あり
				生活機能向上グループ活動加算	1　なし　2　あり
				運動器機能向上体制	1　なし　2　あり
				栄養改善体制	1　なし　2　あり
				口腔機能向上体制	1　なし　2　あり

備考　1　この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

（別紙２）

受付番号	

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

平成　　年　　月　　日

知事　　殿

所在地
名　称　　印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号	

届出者	フリガナ 名　　称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
事業所・施設の状況	主たる事業所・施設の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	管理者の氏名				
	管理者の住所	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定（許可）年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日	異動項目（※変更の場合）
	指定居宅サービス	訪問介護			1新規　2変更　3終了		
		訪問入浴介護			1新規　2変更　3終了		
		訪問看護			1新規　2変更　3終了		
		訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			1新規　2変更　3終了		
		居宅療養管理指導			1新規　2変更　3終了		
		通所介護			1新規　2変更　3終了		
		療養通所介護			1新規　2変更　3終了		
		通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			1新規　2変更　3終了		
		短期入所生活介護			1新規　2変更　3終了		
		短期入所療養介護			1新規　2変更　3終了		
		特定施設入居者生活介護			1新規　2変更　3終了		
		福祉用具貸与			1新規　2変更　3終了		
		介護予防訪問介護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防訪問入浴介護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防訪問看護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			1新規　2変更　3終了		
		介護予防居宅療養管理指導			1新規　2変更　3終了		
		介護予防通所介護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ			1新規　2変更　3終了		
		介護予防短期入所生活介護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防短期入所療養介護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防特定施設入居者生活介護			1新規　2変更　3終了		
		介護予防福祉用具貸与			1新規　2変更　3終了		
	居宅介護支援				1新規　2変更　3終了		
	施設	介護老人福祉施設			1新規　2変更　3終了		
		介護老人保健施設			1新規　2変更　3終了		
		介護療養型医療施設			1新規　2変更　3終了		

介護保険事業所番号			
医療機関コード等			

特記事項	変　更　前	変　更　後

関係書類	別添のとおり

備考1　「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
2　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3　「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4　「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5　「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
6　「異動項目」欄には、(別紙1，1－2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
7　「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

（別紙３）

受付番号	

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書＜基準該当事業者用＞

平成　　年　　月　　日

知事　　殿

市町村長名

このことについて、以下のとおり事業者から届出がありましたので関係書類を添えて進達します。

届出者	フリガナ 名　　称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	法人である場合その種別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
事業所の状況	主たる事業所の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	管理者の氏名				
	管理者の住所	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			

届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	登録年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日	異動項目（※変更の場合）	市町村が定める率（市町村記載）
	訪問介護			1新規　2変更　3終了			%
	訪問入浴介護			1新規　2変更　3終了			%
	通所介護			1新規　2変更　3終了			%
	短期入所生活介護			1新規　2変更　3終了			%
	福祉用具貸与			1新規　2変更　3終了			%
	居宅介護支援			1新規　2変更　3終了			%
	介護予防訪問介護			1新規　2変更　3終了			%
	介護予防訪問入浴介護			1新規　2変更　3終了			%
	介護予防通所介護			1新規　2変更　3終了			%
	介護予防短期入所生活介護			1新規　2変更　3終了			%
	介護予防福祉用具貸与			1新規　2変更　3終了			%
	介護予防支援			1新規　2変更　3終了			%

基準該当事業所番号			
登録を受けている市町村			
介護保険事業所番号		（指定を受けている場合）	
既に指定等を受けている事業			
医療機関コード等			

特記事項	変　更　前	変　更　後

関係書類	別添のとおり

備考1　「受付番号」欄には記載しないでください。
2　「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3　「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4　「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5　「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。
6　「異動項目」欄には、(別紙1，1－2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
7　「市町村が定める率」欄には、全国共通の介護報酬額に対する市町村が定める率を記載してください。
8　「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
9　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

（別紙３－２）

受付番号	

介護給付費算定に係る体制等に関する進達書
＜地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用＞＜介護予防支援事業者用＞

平成　　年　　月　　日

知事　　殿

市町村長名

このことについて、以下のとおり事業者から届出がありましたので関係書類を添えて進達します。

届出者	フリガナ 名　　称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	法人である場合その種別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
事業所の状況	主たる事業所の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	管理者の氏名				
	管理者の住所	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			

届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日	異動項目（※変更の場合）	市町村が定める単位の有無（市町村記載）
	夜間対応型訪問介護			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	認知症対応型通所介護			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	小規模多機能型居宅介護			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	認知症対応型共同生活介護			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	地域密着型特定施設入居者生活介護			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	複合型サービス			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	介護予防認知症対応型通所介護			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	介護予防小規模多機能型居宅介護			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	介護予防認知症対応型共同生活介護			1新規　2変更　3終了			1 有　2 無
	介護予防介護支援			1新規　2変更　3終了			

地域密着型サービス事業所番号等		
指定を受けている市町村		
介護保険事業所番号		（指定を受けている場合）
既に指定等を受けている事業		
医療機関コード等		

特記事項	変　更　前	変　更　後

関係書類	別添のとおり

備考1　「受付番号」欄には記載しないでください。
2　「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3　「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4　「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5　「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字に「○」を記入してください。
6　「異動項目」欄には、(別紙1－3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
7　「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

（別紙４）

平成　　年　　月　　日

知事　　殿

市町村名

基準該当サービスに係る特例居宅介護サービス費、特例介護予防サービス費、特例居宅介護サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給に係る上限の率の設定について

このことについて、上限の率を下記のとおり設定しましたのでお知らせします。

記

1　全国共通の介護報酬額に対して定める率

項　　目	サービスの種類	全国共通の介護報酬額に対して定める率
特例居宅介護サービス費	訪問介護	％
	訪問入浴介護	％
	通所介護	％
	短期入所生活介護	％
	福祉用具貸与	％
特例介護予防サービス費	介護予防訪問介護	％
	介護予防訪問入浴介護	％
	介護予防通所介護	％
	介護予防短期入所生活介護	％
	介護予防福祉用具貸与	％
特例居宅介護サービス計画費		％
特例介護予防サービス計画費		％

2　適用開始年月日　　年　　月　　日

（別紙５）

平成　　年　　月　　日

知事　　殿

事業所・施設名

指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1　割引率等

事業所番号										

サービスの種類	割引率	適用条件
訪問介護	（例）10 %	（例）毎日　午後２時から午後４時まで
	%	
	%	
訪問入浴介護	%	
	%	
	%	
通所介護	%	
	%	
	%	
短期入所生活介護	%	
	%	
	%	
特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	
介護老人福祉施設	%	
	%	
	%	
介護予防訪問介護	%	
	%	
	%	
介護予防訪問入浴介護	%	
	%	
	%	
介護予防通所介護	%	
	%	
	%	
介護予防短期入所生活介護	%	
	%	
	%	
介護予防特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	

備考　「適用条件」欄には、当該割引率が適用される時間帯、曜日、日時について具体的に記載してください。

2　適用開始年月日　　年　　月　　日

（別紙５－２）

平成　　年　　月　　日

市町村長　殿

事業所・施設名

地域密着型サービス事業者又は地域密着型介護予防サービス事業者による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1　割引率等

事業所番号										

サービスの種類	割引率	適用条件
夜間対応型訪問介護	%	
	%	
	%	
認知症対応型通所介護	%	
	%	
	%	
小規模多機能型居宅介護	%	
	%	
	%	
認知症対応型共同生活介護	%	
	%	
	%	
地域密着型特定施設入居者生活介護	%	
	%	
	%	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	%	
	%	
	%	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	%	
	%	
	%	
複合型サービス	%	
	%	
	%	
介護予防認知症対応型通所介護	%	
	%	
	%	
介護予防小規模多機能型居宅介護	%	
	%	
	%	
介護予防認知症対応型共同生活介護	%	
	%	
	%	

備考　「適用条件」欄には、当該割引率が適用される時間帯、曜日、日時について具体的に記載してください。

2　適用開始年月日　　年　　月　　日

（別紙６）

平面図

事業所・施設の名称	

「該当する体制等　ー　　」

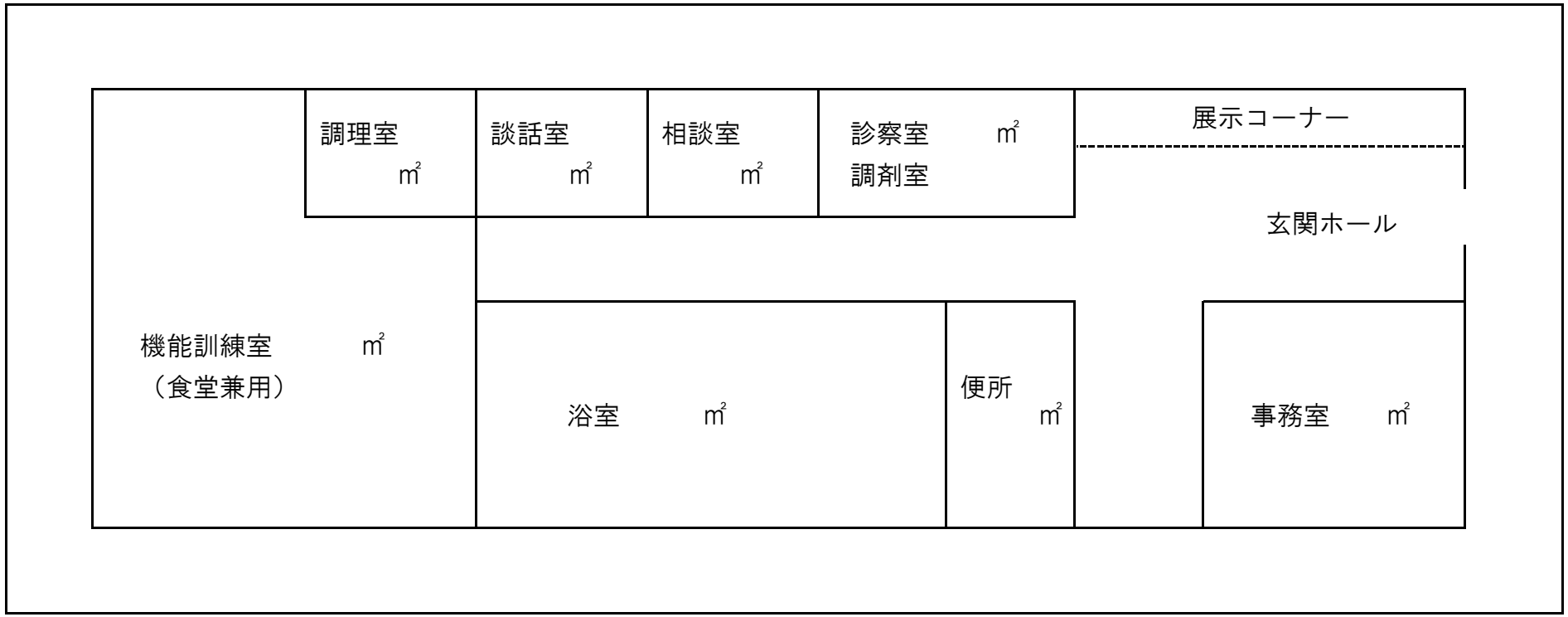

備考1　届出に係る施設部分の用途や面積が分かるものを提出すること。
　　2　当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。

（別紙７）

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表　（　　年　　月分）

サービス種類（　　）

事業所・施設名（　　）

「人員配置区分―　　型」又は「該当する体制等―　　」

［入所（利用）定員（見込）数等　　名］

職　種	勤務形態	氏　名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			＊																														
（記載例―1）			①	①	③	②	④	①	④																								
（記載例―2）			ab	ab	ab	cd	cd	e	e																								

＜配置状況＞

看護職員：介護職員
（　　：　　）

看護師：准看護師　（日中）
（　　：　　）

看護師：准看護師　（夜間）
（　　：　　）

備考1　＊欄には、当該月の曜日を記入してください。
2　「人員配置区分」又は「該当する体制等」欄には、別紙「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる人員配置区分の類型又は該当する体制加算の内容をそのまま記載してください。
3　届出を行う従業者について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。
（記載例1―勤務時間 ①8：30～17：00、②16：30～1：00、③0：30～9：00、④休日）
（記載例2―サービス提供時間 a 9：00～12：00、b 13：00～16：00、c 10：30～13：30、d 14：30～17：30、e 休日）
※複数単位実施の場合、その全てを記入のこと。
4　届出する従業者の職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、Ｂ～Ｄまでを加えた数の小計の行を挿入してください。
勤務形態の区分　A：常勤で専従　B：常勤で兼務　C：常勤以外で専従　D：常勤以外で兼務
5　常勤換算が必要なものについては、Ａ～Ｄの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
6　算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
7　当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
8　各事業所・施設において使用している勤務割表等（変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等）により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合)が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません。

（別紙８－１）

緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書

事 業 所 名		異動等区分	1　新規　2　変更　3　終了
施設等の区分	1 （介護予防）訪問看護事業所（訪問看護ステーション） 2 （介護予防）訪問看護事業所（病院又は診療所） 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
届 出 項 目	1 緊急時訪問看護加算　　2 特別管理加算に係る体制 3 ターミナルケア体制		

1　緊急時訪問看護加算に係る届出内容

①　連絡相談を担当する職員(　　)人

保健師	人	常勤　　人	非常勤　　人
看護師	人	常勤　　人	非常勤　　人

②　連絡方法

③　連絡先電話番号

1	(　　)	4	(　　)
2	(　　)	5	(　　)
3	(　　)	6	(　　)

2　特別管理加算に係る体制の届出内容	
①　24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
②　当該加算に対応可能な職員体制・勤務体制を整備している。	有 ・ 無
③　病状の変化、医療器具に係る取扱い等において医療機関等との密接な連携体制を整備している。	有 ・ 無

3　ターミナルケア体制に係る届出内容	
①　24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
②　ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備している。	有 ・ 無

備考　緊急時の訪問看護、特別管理、ターミナルケアのそれぞれについて、体制を敷いている場合について提出してください。

（別紙８－２）

看護体制強化加算に係る届出書（訪問看護事業所）

○　介護予防訪問看護事業所

事 業 所 名		異動等区分	１　新規　２　変更　３　終了

１　緊急時介護予防訪問看護加算の算定状況	①	前３か月間の実利用者の総数	人		
	②	①のうち緊急時介護予防訪問看護加算を算定した実利用者数	人	→ ①に占める②の割合が５０％以上	有・無
２　特別管理加算の算定状況	①	前３か月間の実利用者の総数	人		
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	有・無

○　訪問看護事業所

事 業 所 名		異動等区分	１　新規　２　変更　３　終了

１　緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前３か月間の実利用者の総数	人		
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人	→ ①に占める②の割合が５０％以上	有・無
２　特別管理加算の算定状況	①	前３か月間の実利用者の総数	人		
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	有・無
３　ターミナルケア加算の算定状況	①	前１２か月間のターミナルケア加算の算定人数	人	→ １人以上	有・無

備考　看護体制強化加算に係る体制を敷いている場合について提出してください。

（別紙８－３）

訪問看護体制に係る届出書（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

事 業 所 名		異動等区分	１　新規　２　変更　３　終了
届出項目	１　訪問看護体制強化加算　　２　訪問看護体制減算		

○　訪問看護体制強化加算に係る届出内容

１　看護サービスの提供状況	①	前３か月間の実利用者の総数	人		有・無
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人	→ ①に占める②の割合が８０％以上	
２　緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前３か月間の実利用者の総数	人		有・無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人	→ ①に占める②の割合が５０％以上	
３　特別管理加算の算定状況	①	前３か月間の実利用者の総数	人		有・無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人	→ ①に占める②の割合が２０％以上	

○　訪問看護体制減算に係る届出内容

１　看護サービスの提供状況	①	前３か月間の実利用者の総数	人		有・無
	②	①のうち主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した実利用者数	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	
２　緊急時訪問看護加算の算定状況	①	前３か月間の実利用者の総数	人		有・無
	②	①のうち緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	
３　特別管理加算の算定状況	①	前３か月間の実利用者の総数	人		有・無
	②	①のうち特別管理加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定した実利用者数	人	→ ①に占める②の割合が５％以上	

（別紙９）

夜間看護体制に係る届出書

事 業 所 名	
異 動 区 分	1　新規　2　変更　3　終了
施 設 種 別	1　特定施設入居者生活介護 2　地域密着型特定施設入居者生活介護

夜間看護体制加算に係る届出内容

看護職員の状況

保健師	常勤　　人
看護師	常勤　　人
准看護師	常勤　　人

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有 ・ 無
必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している。	有 ・ 無

（別紙９－２）

~~緊急短期入所体制確保加算及び~~看護体制加算に係る届出書
（短期入所生活介護事業所）

事 業 所 名	
異動等区分	1　新規　2　変更　3　終了

~~1　緊急短期入所体制確保加算に係る届出内容~~

~~①　前３カ月の稼働率　＝　　％~~

$$\frac{\text{※　３月間における利用延人員}}{\text{１日当たりの利用定員×３月間の営業日数}}$$

~~②　緊急利用枠の確保~~

~~利用定員の100分の5に相当する空床（緊急利用枠）を確保している。~~	~~有・無~~

~~2~~　看護体制加算に係る届出内容

利用者数の状況

利用者数	人

看護職員の状況

看護師	常勤　人
准看護師	常勤換算　人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有　・　無

備考　~~緊急短期入所体制、~~看護体制~~のそれぞれ~~について、体制を整備している場合について提出してください。

（別紙９－３）

看護体制加算に係る届出書

事 業 所 名	
異動等区分	1　新規　2　変更　3　終了
施 設 種 別	1　介護老人福祉施設　　2　地域密着型介護老人福祉施設
届 出 項 目	1　看護体制加算（Ⅰ）イ　　2　看護体制加算（Ⅰ）ロ 3　看護体制加算（Ⅱ）イ　　4　看護体制加算（Ⅱ）ロ

看護体制加算に関する届出内容

定員及び入所者の状況

定員	人	入所者数	人

看護職員の状況

保 健 師	常勤　人	常勤換算　人
看 護 師	常勤　人	常勤換算　人
准看護師	常勤　人	常勤換算　人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

24時間常時連絡できる体制を整備している。	有　・　無

（別紙９－４）

看取り介護体制に係る届出書

事 業 所 名	
異動等区分	1　新規　2　変更　3　終了
施 設 種 別	1　介護老人福祉施設　　2　地域密着型介護老人福祉施設

看取り介護体制に関する届出内容

看護職員の状況

看 護 師	常勤　　人

連携する病院・診療所・訪問看護ステーション

病院・診療所・訪問看護ステーション名	事業所番号

①　24時間常時連絡できる体制を整備している。	有　・　無
②　看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に説明し、同意を得る体制を整備している。	有　・　無
③　医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している。	有　・　無
④　看取りに関する職員研修を行う体制を整備している。	有　・　無
⑤　看取りを行う際の個室又は静養室の利用が可能となる体制を整備している。	有　・　無

（別紙10）

平成　　年　　月　　日

特定事業所加算に係る届出書（訪問介護事業所）

事 業 所 名		異動等区分	1　新規　　2　変更　　3　終了
届 出 項 目	1　特定事業所加算(Ⅰ)　　2　特定事業所加算(Ⅱ)　　3　特定事業所加算(Ⅲ)		

〔　体　制　要　件　〕

(1)ー①　個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。　有 ・ 無

(1)ー②　個別のサービス提供責任者に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修を実施している又は実施することが予定されている。　有 ・ 無

(2)　訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催している。　有 ・ 無

(3)　サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制を整備している。　有 ・ 無

(4)　訪問介護員等に対する健康診断の定期的な実施体制を整備している。　有 ・ 無

(5)　緊急時等における対応方法を利用者に明示している。　有 ・ 無

〔　人　材　要　件　〕

(1)　訪問介護員等要件について

下表の①については必ず記載すること。②・③についてはいずれかを記載することで可。

[前年度・前三月] における一月当たりの実績の平均（ [] はいずれかに〇を付ける。）

		常勤換算職員数		
①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人		有 ・ 無
②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	有 ・ 無
③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める③の割合が５０％以上	有 ・ 無

(2)　サービス提供責任者要件について

		職員数	常勤換算職員数
サービス提供責任者	常勤	人	
	非常勤	人	人

↓

すべてが3年以上の介護業務の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である。　有 ・ 無

〔重度要介護者等対応要件〕

[前年度・前三月]における（[]はいずれかに〇を付ける）

①　利用者の総数のうち、要介護４及び要介護５である者、認知症日常生活自立ランクⅢ、Ⅳ又はＭである者並びにたんの吸引等が必要な者が占める割合が20以上　有 ・ 無

②　利用者の総数のうち、要介護３、要介護４又は要介護５である者、認知症日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はＭである者並びにたんの吸引等が必要な者が占める割合が60%以上　有 ・ 無

備考１　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考２　平成25年４月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と、「１級課程修了者」とあるのは「旧１級課程修了者」と読み替える。

備考３　「たんの吸引等が必要な者」は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所に限り該当するものである。

（別紙10－２）

平成　　年　　月　　日

特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）

事　業　所　名	
異　動　等　区　分	１　新規　　２　変更　　３　終了
届　出　項　目	１　特定事業所加算(Ⅰ)　２　特定事業所加算(Ⅱ)　３　特定事業所加算（Ⅲ）

届出項目が「1 特定事業所加算(Ⅰ)」の場合は①を、「2 特定事業所加算(Ⅱ)」及び「３特定事業所加算（Ⅲ）」の場合は②を記載すること。	
①　常勤かつ専従の主任介護支援専門員２名を配置している。	有　・　無
②　常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を配置している。	有　・　無
③　介護支援専門員の配置状況	
介護支援専門員　常勤専従　　人	
④　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。	有　・　無
⑤　24時間常時連絡できる体制を整備している。	有　・　無
⑥　利用者の総数のうち、要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が４０％以上	有　・　無
⑦　介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。	有　・　無
⑧　地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	有　・　無
⑨　地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	有　・　無
⑩　運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用の有無	有　・　無
⑪　介護支援専門員1人当たり（常勤換算方法による）の担当利用者数が４０名以上の有無	有　・　無
⑫　介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制の確保の有無（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	有　・　無

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙11）

栄養マネジメントに関する届出書

<table>
<tr><td>1 事業所名</td><td></td></tr>
<tr><td>2 異動区分</td><td>1　新規　　2　変更　　3　終了</td></tr>
<tr><td>3 施設種別</td><td>1　介護老人福祉施設　　2　介護老人保健施設
3　介護療養型医療施設　　4　地域密着型介護老人福祉施設</td></tr>
<tr><td>4 栄養マネジメントの状況</td><td>
<table>
<tr><td>常勤の管理栄養士</td><td>人</td></tr>
</table>
栄養マネジメントに関わる者
<table>
<tr><th>職　種</th><th>氏　名</th></tr>
<tr><td>医　　師</td><td></td></tr>
<tr><td>歯科医師</td><td></td></tr>
<tr><td>管 理 栄 養 士</td><td></td></tr>
<tr><td>看　護　師</td><td></td></tr>
<tr><td>介護支援専門員</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

※　「栄養マネジメントに関わる者」には、共同で栄養ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

（別紙１２）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（(介護予防）訪問入浴介護事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了

3　研修等に関する状況	①　研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	②　利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有・無
	③　健康診断等を定期的に実施すること。	有・無

4　介護福祉士等の状況	下表の①については、必ず記載すること。②・③については、いずれかに記載することで可。			
	①	介護職員の総数（常勤換算）	人	
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人 → ①に占める②の割合が３０％以上	有・無
	③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の総数（常勤換算）	人 → ①に占める③の割合が５０％以上	有・無

備考１　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考２　平成25年４月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と読み替える。

（別紙１２－２）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（(介護予防）訪問看護事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了

3　研修等に関する状況	①　研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	②　利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有・無
	③　健康診断等を定期的に実施すること。	有・無

4　勤続年数の状況	①	看護師等の総数（常勤換算）	人		有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１２－３）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（(介護予防）訪問リハビリテーション事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了

3　勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人			
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数	人	→	①のうち②の者が1名以上	有・無

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１２－４）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（(介護予防）通所介護事業所・療養通所介護事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　施設種別	1（介護予防）通所介護　　2　療養通所介護
4　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　2　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5　介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が４０％以上	有・無

6　勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	有・無

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１２－５）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（(介護予防）通所リハビリテーション事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　2　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

4　介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が４０％以上	有・無

5　勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	有・無

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１２－６）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書
（(介護予防）短期入所生活介護事業所・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　施設種別	1（介護予防）短期入所生活介護（単独型） 2（介護予防）短期入所生活介護（併設型） 3（介護予防）短期入所生活介護（空床利用型） 4　介護老人福祉施設 5　地域密着型介護老人福祉施設
4　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　2　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　　4　日常生活継続支援加算

○　サービス提供体制強化加算に係る届出内容

5　介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が５０％以上	有・無
6　常勤職員の状況	①	看護・介護職員の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が７５％以上	有・無
7　勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	有・無

○　日常生活継続支援加算に係る届出内容

<table>
<tr>
<td>8　入所者の状況及び介護福祉士の状況
※介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設のみ</td>
<td>入所者の状況
（下表については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。）
<table>
<tr><td>①</td><td>前６月又は前12月の新規新規入所者の総</td><td>人</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>②</td><td>①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護４又は要介護５の者の数</td><td>人</td><td>→</td><td>①に占める②の割合が７０％以上</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>③</td><td>①のうち入所した日の日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数</td><td>人</td><td>→</td><td>①に占める③の割合が６５％以上</td><td>有・無</td></tr>
<tr><td>④</td><td>入所者総数</td><td>人</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>①のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第１条各号に掲げる行為を必要とする者の数</td><td>人</td><td>→</td><td>④に占める⑤の割合が１５％以上</td><td>有・無</td></tr>
</table>
介護福祉士の割合
<table>
<tr><td>介護福祉士数</td><td>常勤換算</td><td>人</td><td>→</td><td>介護福祉士数：入所者数が１：６以上</td><td>有・無</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

備考１　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考２　介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設と（介護予防）短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出してください。空床利用型の（介護予防）短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載してください。

備考３　①で前６月（前12月）の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前６月（前12月）の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載してください。

（別紙１２－７）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（(介護予防）短期入所療養介護事業所・
介護老人保健施設・介護療養型医療施設）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　施設種別	1（介護予防）短期入所療養介護 2　介護老人保健施設 3　介護療養型医療施設
4　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　2　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5　介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が５０％以上	有・無
6　常勤職員の状況	①	看護・介護職員の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が７５％以上	有・無
7　勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	有・無

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１２－８）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書（夜間対応型訪問介護事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　2　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

4　研修等に関する状況	①　研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	②　利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有・無
	③　健康診断等を定期的に実施すること。	有・無

5　介護福祉士等の状況	下表の①については、必ず記載すること。②・③については、いずれかに記載することで可。			
	①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人	
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人 → ①に占める②の割合が３０％以上	有・無
	③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の総数（常勤換算）	人 → ①に占める③の割合が５０％以上	有・無

備考１　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

備考２　平成25年４月以降は、「介護職員基礎研修課程修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修課程修了者」と読み替える。

（別紙１２－９）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書 （(介護予防）認知症対応型通所介護事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　2　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

4　介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が４０％以上	有・無
5　勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人		
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	有・無

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１２－１０）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（(介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　2　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4　研修等に関する状況	①　研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ②　利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有・無 有・無

5　介護福祉士等の状況	①	小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く）の総数（常勤換算）	人		有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が４０％以上	
6　常勤職員の状況	①	小規模多機能型居宅介護従業者の総数（常勤換算）	人		有・無
	②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が６０％以上	
7　勤続年数の状況	①	小規模多機能型居宅介護従業者の総数（常勤換算）	人		有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１２－１１）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（(介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　2　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4　介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数 （常勤換算）	人		
	②	①のうち介護福祉士の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が５０％以上	有・無
5　常勤職員の状況	①	看護・介護職員の総数 （常勤換算）	人		
	②	①のうち常勤の者の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が７５％以上	有・無
6　勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数 （常勤換算）	人		
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	有・無

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１２－１２）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　　2　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4　研修等に関する状況	①　研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。	有・無
	②　利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有・無
	③　健康診断等を定期的に実施すること。	有・無

5　介護福祉士等の状況	①	訪問介護員等の総数（常勤換算）	人		有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	
	又は				
	③	①のうち介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める③の割合が５０％以上	

6　常勤職員の状況	①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数（常勤換算）	人		有・無
	②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が６０％以上	

7　勤続年数の状況	①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数（常勤換算）	人		有・無
	②	①のうち勤続年数３年以上の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	

備考１　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。
備考２　平成25年４月以降は、「介護職員基礎研修修了者」とあるのは「旧介護職員基礎研修修了者」と読み替える。

（別紙１２－１３）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（看護小規模多機能型居宅介護事業所）

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 2　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 4　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4　研修等に関する状況	①　研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。 ②　利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有・無 有・無

5　介護福祉士等の状況	①	看護小規模多機能型居宅介護従事者（保健師、看護師又は准看護師であるものを除く）の総数（常勤換算）	人		有・無
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が４０％以上	
6　常勤職員の状況	①	看護小規模多機能型居宅介護従事者の総数（常勤換算）	人		有・無
	②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が６０％以上	
7　勤続年数の状況	①	看護小規模多機能型居宅介護従事者の総数（常勤換算）	人		有・無
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が３０％以上	

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１２－●）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（指定介護予防）指定特定施設・指定地域密着型特定施設

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　施設種別	1　（指定介護予防）指定特定施設　　2　指定地域密着型特定施設
4　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ　2　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 3　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　4　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

5　介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数（常勤換算）	人
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人
	→ ①に占める②の割合が６０％以上		有・無
	→ ①に占める②の割合が５０％以上		有・無
6　常勤職員の状況	①	介護職員の総数（常勤換算）	人
	②	①のうち常勤の者の総数（常勤換算）	人
	→ ①に占める②の割合が７５％以上		有・無
7　勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人
	→ ①に占める②の割合が３０％以上		有・無

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１３）

平成　　年　　月　　日

介護老人保健施設（在宅強化型）の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出

１　事 業 所 名	
２　異 動 区 分	１　新規　２　変更　３　終了
３　人員配置区分	１　介護老人保健施設（在宅強化型）　　２　介護老人保健施設（従来型）
４　届 出 項 目	１　在宅復帰・在宅療養支援機能加算 （介護老人保健施設（従来型）のみ）

５　介護老人保健施設（在宅強化型）に係る届出内容

①　退所者数の状況	①	前６月間の総退所者数(注１)	人		有・無
	②	①のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数（注２）	人		
	③	①に占める②の割合	%	→ ５０%超	
②　ベッドの利用状況	①	前３月間の入所者の延日数	日		有・無
	②	前３月間の新規入所者数	人		
	③	前３月間の新規退所者数（注３）	人		
	④	３０．４×（②+③）÷２÷①	%	→ １０%以上	
③　重症者の割合	①	前３月間の入所者延日数	日		有・無
	②	前３月間の要介護４・５の入所者の延日数	日		
	③	①に占める②の割合	%	→ ３５%以上	
	④	前３月間の喀痰吸引を実施した入所者延日数	日		
	⑤	①に占める④の割合	%	→ １０%以上	
	⑥	前３月間の経管栄養を実施した入所者延日数	日		
	⑦	①に占める⑥の割合	%	→ １０%以上	

６　在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出内容

①　退所者数の状況	①	前６月間の総退所者数(注１)	人		有・無
	②	①のうち、在宅で介護を受けることとなった者の数（注２）	人		
	③	①に占める②の割合	%	→ ３０%超	
②　ベッドの利用状況	①	前３月間の入所者の延日数	日		有・無
	②	前３月間の新規入所者数	人		
	③	前３月間の新規退所者数（注３）	人		
	④	３０．４×（②+③）÷２÷①	%	→ ５%以上	

注１：死亡退所者を除く。

注２：入所期間が１月を超えていた者であって、在宅における生活が要介護１～３の者は１月以上、要介護４・５の者は14日以上継続する見込みであることが確認されたものに限る。
「在宅」とは、自宅その他自宅に類する住まいである有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム及びサービス付き高齢者住宅等を含む。

注３：死亡退所を含む

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１３－２）

平成　　年　　月　　日

介護老人保健施設（療養型又は療養強化型）の基本施設サービス費に係る届出

１　事業所名	
２　異動区分	１　新規　２　変更　３　終了
３　人員配置区分	１　介護老人保健施設（療養型）　　２　介護老人保健施設（療養強化型）

４　介護老人保健施設（療養型）に係る届出内容

①　新規入所者の状況（注）	①	前12月の新規入所者の総数	人		有・無
	②	①のうち、医療機関を退院し入所した者の総数	人		
	③	①のうち、自宅等から入所した者の総数	人		
	④	（①に占める②の割合）－（①に占める③の割合）	%	→ ３５%以上	

			前々々月末	前々月末	前月末	平均		
②　入所者・利用者の利用状況	①	前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人			有・無
	②	①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人		3月間の平均	
	③	①に占める②の割合	%	%	%	%	→ １５%以上	
	④	①のうち、日常生活自立度のランクMに該当する入所者及び利用者	人	人	人		又は	
	⑤	①に占める④の割合	%	%	%	%	→ ２０%以上	

５　介護老人保健施設（療養強化型）に係る届出内容

①　新規入所者の状況（注）	①	前12月の新規入所者の総数	人		有・無
	②	①のうち、医療機関を退院し入所した者の総数	人		
	③	①のうち、自宅等から入所した者の総数	人		
	④	（①に占める②の割合）－（①に占める③の割合）	%	→ ３５%以上	

			前々々月末	前々月末	前月末	平均		
②　入所者及び利用者の状況	①	前3月の入所者及び利用者の総数	人	人	人			有・無
	②	①のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された入所者及び利用者	人	人	人		3月間の平均	
	③	①に占める②の割合	%	%	%	%	→ ２０%以上	
	④	①のうち、日常生活自立度のランクⅣ又はMに該当する入所者及び利用者	人	人	人		かつ	
	⑤	①に占める④の割合	%	%	%	%	→ ５０%以上	

注：当該施設が介護療養型老人保健施設への転換以後の新規入所者の実績が12月に達した時点から適用する。

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙●）

平成　　年　　月　　日

介護療養型医療施設（療養機能強化型）の基本施設サービス費に係る届出

１　事　業　所　名	
２　異　動　区　分	１　新規　２　変更　３　終了
３　人員配置区分	１　介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護4:1、療養機能強化型A） ２　介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護4:1、療養機能強化型B） ３　介護療養型医療施設（（ユニット型）療養型、看護6:1、介護5:1、療養機能強化型） ４　介護療養型医療施設（（ユニット型）診療所型、看護6:1、介護6:1、療養機能強化型A） ５　介護療養型医療施設（（ユニット型）診療所型、看護6:1、介護6:1、療養機能強化型B）

４　介護療養型医療施設（療養機能強化型）に係る届出内容

①　重度者の割合	①	前３月間の入院患者等の総数	人	
	②	①のうち、重篤な身体疾患を有する者の数（注１）	人	
	③	①のうち、身体合併症を有する認知症高齢者の数（注１）	人	
	④	②と③の和	人	
	⑤	①に占める④の割合	%	→ ５０%以上　有・無 → ４０%以上（人員配置区分５のみ）　有・無
②　医療処置の実施状況	①	前３月間の入院患者等の総数	人	
	②	前３月間の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数（注２・３）	人	
	③	前３月間の経管栄養を実施した入院患者等の総数（注３）	人	
	④	前３月間のインスリン注射を実施した入院患者等の総数（注３・４）	人	
	⑤	②から④の和	人	
	⑥	①に占める⑤の割合	%	→ ５０%以上　有・無 → ３０%以上（人員配置区分２，３）　有・無 → ２０%以上（人員配置区分５のみ）　有・無
③　ターミナルケアの実施状況	①	前３月間の入院患者延日数	日	
	②	前３月間のターミナルケアの対象者延日数	日	
	③	①に占める②の割合（注５）	%	→ １０%以上　有・無 → ５%以上（人員配置区分２，３，５）　有・無
④　生活機能を維持改善するリハビリテーションの実施				有・無
⑤　地域に貢献する活動の実施				有・無
（平成27年度中に限り、平成28年度中において実施する見込み）				有・無

注１：②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。
注２：過去１年間に経管栄養が実施されていた者であって、経口維持加算を算定されているものを含む。
注３：②、③及び④のうち複数に該当する者については、いずれかひとつについてのみ含めること。
注４：自ら実施する者は除く。
注５：診療所の場合は、①に占める②の割合と、19を当該診療所の介護保険適用病床数で除した数との積を記入すること。

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙１４）

平成　　年　　月　　日

訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書

1　事 業 所 名	
2　異 動 区 分	1　新規　2　変更　3　終了
3　施設等の区分	1　訪問看護事業所（訪問看護ステーション） 2　訪問看護事業所（病院又は診療所）

連携する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

事業所名	事業所番号

（別紙15）

平成　　年　　月　　日

定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（訪問介護事業所）

事 業 所 名		異動等区分	1　新規　　2　変更　　3　終了

(1)　利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、24時間対応できる体制にあること。 連絡方法 [　　]	有　・　無
(2)　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を併せて受けている。	有　・　無
(3)　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の指定を受けようとする計画を策定している。 実施予定年月日　　年　　月　　日	有　・　無

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙16）

平成　　年　　月　　日

サービス提供責任者体制の減算に関する届出書

1　事業所名	
2　異動等区分	1　新規　2　変更　3　終了

3　平成27年3月31日時点で、現に配置している介護職員初任者研修修了者のサービス提供責任者	氏名	氏名

4　当該訪問介護事業所以外の指定訪問介護事業所であって、当該訪問介護事業所対して指定訪問介護の提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営さ指定訪問介護事業所（いわゆる「サテライト事業所」）となること又はなるこ計画されている。 移行予定年月日　年　　月　　日 （実施予定年月日は平成30年３月31日までの間のいずれかの日）	有　・　無

（別紙●）

平成　　年　　月　　日

通所リハビリテーション事業所における社会参加支援加算に係る届出

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　社会参加支援加算

①　終了者数の状況	①	評価対象期間の通所リハビリテーション終了者数（注１）	人		
	②	①のうち、社会参加に資する取組等へ移行することとなった者の数（注２）	人		
	③	①に占める②の割合	%	→ ５%超	有・無
②　事業所の利用状況	①	評価対象期間の利用者延月数	月		
	②	評価対象期間の新規利用者数	人		
	③	評価対象期間の新規終了者数（注３）	人		
	④	12×（②＋③）÷２÷①	%	→ ２５%以上	有・無

注１：生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定した者を除く。

注２：社会参加に資する取組等の実施が3月以上継続する見込みであることが確認されたものに限「社会参加に資する取組等」とは、指定通所介護、指定認知症対応型通所介護等の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が入院、介護保険施設への入所、訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等を含めない。

注３：入院、入所、死亡を含む。

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙●）

平成　　年　　月　　日

訪問リハビリテーション事業所における社会参加支援加算に係る届出

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　社会参加支援加算

①　終了者数の状況	①	評価対象期間の訪問リハビリテーション終了者数	人		
	②	①のうち、社会参加に資する取組を実施した者の数（注１）	人		
	③	①に占める②の割合	%	→ ５%超	有・無
②　事業所の利用状況	①	評価対象期間の利用者延月数	月		
	②	評価対象期間の新規利用者数	人		
	③	評価対象期間の新規終了者数（注２）	人		
	④	12×（②＋③）÷２÷①	%	→ ２５%以上	有・無

注１：社会参加に資する取組等の実施が3月以上継続する見込みであることが確認されたものに限

「社会参加に資する取組等」とは、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護等の利用、及び自宅において役割を持って生活している場合を含み、サービス提供の終了の事由が入院、介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護等を含めない。

注２：入院、入所、死亡を含む。

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

（別紙●）

受付番号	

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

平成　　年　　月　　日

　　市町村長　　殿

所在地
名　称　　印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号	

届出者	フリガナ 名　称				
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市 （ビルの名称等）			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別		法人所轄庁		
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
事業所・施設の状況	主たる事業所・施設の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	管理者の氏名				
	管理者の住所	（郵便番号　　―　　） 県　　郡市			

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定（許可）年月日	異動等の区分	異動（予定）年月日	異動項目（※変更の場合）
	訪問型サービス（独自）			1新規　2変更　3終了		
	通所型サービス（独自）			1新規　2変更　3終了		

介護保険事業所番号										

特記事項	変　更　前	変　更　後

関係書類	別添のとおり

備考1　「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
　　2　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
　　3　「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
　　4　「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
　　5　「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
　　6　「異動項目」欄には、（別紙●）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
　　7　「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
　　8　「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

（別紙●）

平成　　年　　月　　日

市町村長　殿

事業所・施設名

介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引に係る割引率の設定について

1　割引率等

事業所番号										

サービスの種類	割引率	適用条件
訪問型サービス（みなし）	%	
	%	
	%	
訪問型サービス（独自）	%	
	%	
	%	
訪問型サービス（独自／定率）	%	
	%	
	%	
訪問型サービス（独自／定額）	%	
	%	
	%	
通所型サービス（みなし）	%	
	%	
	%	
通所型サービス（独自）	%	
	%	
	%	
通所型サービス（独自／定率）	%	
	%	
	%	
通所型サービス（独自／定額）	%	
	%	
	%	

備考　「適用条件」欄には、当該割引率が適用される時間帯、曜日、日時について具体的に記載してください。

2　適用開始年月日　　年　　月　　日

（別紙●）

平成　　年　　月　　日

サービス提供責任者体制の減算に関する届出書

1　事 業 所 名	
2　異 動 等 区 分	1　新規　2　変更　3　終了

3　平成27年3月31日時点で、現に配置している介護職員初任者研修修了者のサービス提供責任者	氏名	氏名

4　当該訪問型サービス事業所以外の事業所であって、当該事業所に対して訪問型サービスの提供に係る支援を行うものとの密接な連携の下に運営される訪問型サービス事業所（いわゆる「サテライト事業所」）となること又はなることが計画されている。 移行予定年月日　年　　月　　日 （実施予定年月日は平成30年３月31日までの間のいずれかの日）	有　・　無

（別紙●）

平成　　年　　月　　日

サービス提供体制強化加算に関する届出書
（通所型サービス（独自））

1　事業所名	
2　異動区分	1　新規　2　変更　3　終了
3　届出項目	1　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)　2　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 3　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

4　介護福祉士等の状況	①	介護職員の総数（常勤換算）	人			
	②	①のうち介護福祉士の総数（常勤換算）	人	→	①に占める②の割合が４０％以上	有・無

5　勤続年数の状況	①	サービスを直接提供する者の総数（常勤換算）	人			
	②	①のうち勤続年数3年以上の者の総数（常勤換算）	人	→	①に占める②の割合が３０％以上	有・無

※　各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

Ⅰ－資料4

特定診療費算定に必要な事業所届出項目について

特定診療費識別番号	体制等状況一覧表の届出項目 / 特定診療費の内容		リハビリテーション提供体制					特定診療費項目			認知症短期集中リハビリテーション加算
			理学療法Ⅰ	作業療法	精神科作業療法	言語聴覚療法	その他リハビリ提供体制	重症皮膚潰瘍管理指導	薬剤管理指導	集団コミュニケーション療法	
01	感染対策指導管理	5単位									
02	特定施設管理	250単位									
03	特定施設管理個室加算	300単位									
04	特定施設管理2人部屋加算	150単位									
05	初期入院診療管理	250単位									
06	重症皮膚潰瘍管理指導	18単位						○			
09	薬剤管理指導	350単位							○		
10	特別薬剤管理指導加算	50単位							○		
11	医学情報提供（Ⅰ）	220単位									
12	医学情報提供（Ⅱ）	290単位									
18	理学療法（Ⅰ）	123単位	○								
19	理学療法（Ⅱ）	73単位					○				
20	理学療法リハビリ計画加算	480単位	○								
22	理学療法日常動作訓練指導加算	300単位									
48	理学療法リハビリ体制強化加算	35単位	○								
25	作業療法	123単位		○							
27	作業療法リハビリ計画加算	480単位		○							
29	作業療法日常動作訓練指導加算	300単位									
49	作業療法リハビリ体制強化加算	35単位		○							
31	摂食機能療法	208単位					○				
32	精神科作業療法	220単位			○						
33	認知症老人入院精神療法	330単位					○				
34	褥瘡管理	5単位									
35	重度療養管理	123単位									
39	言語聴覚療法	203単位				○					
50	言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	35単位				○					
42	理学療法（Ⅰ）（減算）	86単位	○								
43	理学療法（Ⅱ）（減算）	51単位					○				
45	作業療法（減算）	86単位		○							
47	言語聴覚療法（減算）	142単位				○					
52	短期集中リハビリ加算	240単位	○	○		○	○				
54	集団コミュニケーション療法	50単位								○	
55	認知症短期集中リハビリ加算	240単位									○

特別療養費算定に必要な事業所届出項目について

特別療養費識別番号	体制等状況一覧表の 特定診療費の内容		リハビリテーション提供体制				特別療養費加算項目	
			リハビリテーション指導管理	精神科作業療法	言語聴覚療法	その他リハビリ提供体制	重症皮膚潰瘍管理指導	薬剤管理指導
01	感染対策指導管理	5単位						
02	特定施設管理	250単位						
03	特定施設管理個室加算	300単位						
04	特定施設管理2人部屋加算	150単位						
05	初期入所診療管理	250単位						
06	重症皮膚潰瘍管理指導	18単位					○	
09	薬剤管理指導	350単位						○
10	特別薬剤管理指導加算	50単位						○
11	医学情報提供	250単位						
31	摂食機能療法	185単位				○		
32	精神科作業療法	220単位		○				
33	認知症入所精神療法	330単位				○		
34	褥瘡管理	5単位						
35	重度療養管理	120単位						
39	言語聴覚療法	180単位			○			
50	言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	35単位			○			
47	言語聴覚療法（減算）	126単位			○			
53	リハビリテーション指導管理	10単位	○					

小規模多機能型居宅介護（短期利用）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）の考え方について（案）

	サービス種類コード	サービス種類名	短期利用／短期利用以外	区分支給限度額	給付管理票作成者	サービス計画費	備考
	73	小規模多機能型居宅介護	短期利用以外	対象	小規模多機能型居宅介護のケアマネージャ	算定できない（小規模多機能型居宅介護の報酬に含む）	
	77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）		対象	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）のケアマネージャ	算定できない（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の報酬に含む）	
	75	介護予防小規模多機能型居宅介護		対象	介護予防小規模多機能型居宅介護のケアマネージャ	算定できない（介護予防小規模多機能型居宅介護の報酬に含む）	
新規	（新）68	小規模多機能型居宅介護（短期利用）	短期利用	対象	居宅介護支援事業者	居宅介護支援費	・短期利用の利用者の給付管理を（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の内マネが行うことは困難であり、普段当該利用者が利用している外マネにケアマネジメントを行ってもらうことになる。 ・7日（やむを得ない事情がある場合は14日）だけ限定的に利用し、その後は居宅等に戻ることを想定している。 ・事業所の登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の要件を満たした場合などの限定的な取扱いと考えている。
新規	（新）79	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）		対象	居宅介護支援事業者	居宅介護支援費	
新規	（新）69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）		対象	介護予防支援事業者	介護予防支援費	

【留意事項】
平成27年4月サービス分から、68：小規模多機能型居宅介護（短期利用）、79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）及び69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）を新設する。
68：小規模多機能型居宅介護（短期利用）、79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）及び69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）のシステムの取扱いについては以下の対応とするので、留意すること。

(1) 平成27年5月請求分及び6月請求分に係る対応
・事業所が国保連合会に68：小規模多機能型居宅介護（短期利用）、79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）及び69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）の請求を行った場合、返戻となり、支払が行われない。平成27年4月サービス分及び5月サービス分については、平成27年7月以降に国保連合会に請求を行うこと。
給付管理票についても、68：小規模多機能型居宅介護（短期利用）、79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）及び69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）を記載した場合、返戻となる。（なお、当該短期利用サービスを利用した者に係る給付管理票において、当該短期利用サービス以外のサービスのみを記載した給付管理票を提出した場合、5月審査及び6月審査においても通常どおり審査が行われるが、この場合、7月審査において給付管理票（修正）の提出が必要となる。）
・都道府県が国保連合会に68：小規模多機能型居宅介護（短期利用）、79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）及び69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）の事業所異動連絡票情報を送付した場合、エラーとなり、登録できない。平成27年4月異動分及び5月異動分については、平成27年7月以降に国保連合会に事業所異動連絡票情報を送付すること。

(2) 平成27年7月審査分以降に係る対応
・事業所が国保連合会に68：小規模多機能型居宅介護（短期利用）、79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）及び69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）の請求を行った場合、通常どおり審査が行われる。給付管理票についても通常どおり審査が行われる。
・都道府県が国保連合会に68：小規模多機能型居宅介護（短期利用）、79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）及び69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）の事業所異動連絡票情報を送付した場合、通常どおりチェックが行われる。

Ⅰ-資料6

地域区分の見直しについて

	サービス種類(※)	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地の2	5級地	6級地の2	6級地	その他
現行の地域単価	・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与	10円								
	・通所介護 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護老人福祉施設サービス ・介護老人保健施設サービス ・介護療養型医療施設サービス	10．81円	10．68円	10．54円	10．45円	10．41円	10．27円	10．23円	10．14円	10円
	・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス	10．99円	10．83円	10．66円	10．55円	10．50円	10．33円	10．28円	10．17円	
	・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	11．26円	11．05円	10．84円	10．70円	10．63円	10．42円	10．35円	10．21円	

	サービス種類(※)	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
平成27年度から平成29年度までの間の地域単価	・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与	10円							
	・通所介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護老人福祉施設サービス ・介護老人保健施設サービス ・介護療養型医療施設サービス	10．90円	10．72円	10．68円	10．54円	10．45円	10．27円	10．14円	10円
	・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス	11．10円	10．88円	10．83円	10．66円	10．55円	10．33円	10．17円	
	・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	11．40円	11．12円	11．05円	10．84円	10．70円	10．42円	10．21円	

※サービス種類については、介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを含む。

平成27年度から平成29年度までの間の地域区分の適用地域

自治体 ： 1741（H26.12.31現在）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
地域	東京都 特別区	東京都 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 府中市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 国分寺市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市 千葉県 船橋市 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東村山市 国立市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 厚木市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 龍ケ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 埼玉県 朝霞市 志木市 和光市 新座市 千葉県 成田市 佐倉市 習志野市 市原市 四街道市 東京都 三鷹市 青梅市 清瀬市 東久留米市 あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 大和市 伊勢原市 座間市 寒川町 滋賀県 大津市 草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 福岡県 福岡市	宮城県 仙台市 茨城県 水戸市 日立市 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 市川市 松戸市 柏市 八千代市 袖ケ浦市 酒々井町 栄町 東京都 福生市 武蔵村山市 東京都 羽村市 奥多摩町 神奈川県 三浦市 秦野市 海老名市 綾瀬市 葉山町 大磯町 二宮町 愛川町 清川村 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市 春日井市 津島市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 稲沢市 知立市 愛西市 北名古屋市 弥富市 みよし市 あま市 大治町 蟹江町 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 栗東市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町 大阪府 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 大阪府 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 兵庫県 明石市 猪名川町 奈良県 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 広島県 府中町 福岡県 春日市 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川町 粕屋町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 飯能市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 野田市 茂原市 東金市 流山市 我孫子市 鎌ケ谷市 君津市 八街市 印西市 白井市 山武市 大網白里市 千葉県 長柄町 長南町 東京都 瑞穂町 檜原村 神奈川県 箱根町 新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 大垣市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 愛知県 豊橋市 一宮市 瀬戸市 半田市 豊川市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 愛知県 高浜市 岩倉市 豊明市 日進市 田原市 清須市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 飛島村 阿久比町 東浦町 幸田町 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 松本市 木曽岬町 東員町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 東近江市 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 大阪府 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町 奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 奈良県 田原本町 曽爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23	5	21	18	47	135	174	1318

※ この表に掲げる名称は、平成27年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域とする予定。

Ⅰ－資料７

留意事項について

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

介護サービス事業所は、今回の報酬改定に伴い新たな加算の追加や変更について「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に、今回の制度改正に伴い新たな届出様式として追加された「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」を市町村にそれぞれ提出が必要となる。

さらに、都道府県及び市町村は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所台帳を請求情報との突合審査のために国保連合会に提出が必要となる。

このため、都道府県及び市町村における事業所台帳の不備や整備の遅れは、請求の不当な返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

ついては、都道府県及び市町村は、次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

１．介護サービス事業所への適切な指導

①　届出様式、届出項目の追加に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。

なお、場合によっては、既存の届出項目であっても、届出が必要なものもあるので、留意すること。（詳細は別紙を参照）

②　提出の期限

４月の報酬算定の提出期限は、従来、支給限度額管理対象となるサービスについては３月１５日、その他のサービスについては４月１日となっているが、今回は予算編成作業がずれ込んだ関係で、通常の事務処理スケジュールより遅延していることから、下表のとおり猶予することとする。

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期	平成27年4月分の届出期限
・（介護予防）訪問通所サービス ・（介護予防）福祉用具貸与 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・16日以降になされた場合には翌々月から	4月1日
・（介護予防）短期入所サービス ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・施設サービス	・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から	4月1日

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期	平成27年4月分の届出期限
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ・夜間対応型訪問介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・16日以降になされた場合には翌々月から	4月1日
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から	4月1日
・介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス（独自）及び通所型サービス（独自）	・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・16日以降になされた場合には翌々月から	4月1日

２．事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の追加等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、追加される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

３．国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、４月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たな項目体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

（別紙）

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
１	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	新設された項目について、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
２	共通	「その他該当する体制等」欄の「地域区分」 「９：６級地の２」を「９：７級地」に変更 「８：５級地の２」を削除 「地域区分」に属する地域を変更	**左記届出内容の変更を含め、見直しが行われている地域に所在する事業所については、新たな地域区分の届出が必要となる。**
３	１１：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の「特定事業所加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 を 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 「５：加算Ⅳ」 に変更	「５：加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	１１：訪問介護 １２：訪問入浴介護 １５：通所介護 １６：通所リハビリテーション ２１：短期入所生活介護 ２２：短期入所療養介護 ２３：短期入所療養介護 ３３：特定施設入居者生活介護 ２７：特定施設入居者生活介護（短期利用型） ５１：介護福祉施設サービス ５２：介護保健施設サービス ５３：介護療養施設サービス ６１：介護予防訪問介護 ６２：介護予防訪問入浴介護 ６５：介護予防通所介護 ６６：介護予防通所リハビリテーション ２４：介護予防短期入所生活介護 ２５：介護予防短期入所療養介護 ２６：介護予防短期入所療養介護 ３５：介護予防特定施設入居者生活介護 ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ７１：夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の「介護職員処遇改善加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 を 「１：なし」 「５：加算Ⅰ」 「２：加算Ⅱ」 「３：加算Ⅲ」 「４：加算Ⅳ」 に変更	既存届出内容が「２：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「３：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「３：加算Ⅲ」とみなす。 既存届出内容が「４：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「４：加算Ⅳ」とみなす。 **「５：加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。**

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
４	７２：認知症対応型通所介護 ７３：小規模多機能型居宅介護 ３２：認知症対応型共同生活介護 ３８：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ３６：地域密着型特定施設入居者生活介護 ２８：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） ５４：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ７７：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ７４：介護予防認知症対応型通所介護 ７５：介護予防小規模多機能型居宅介護 ３７：介護予防認知症対応型共同生活介護 ３９：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	（前ページと同様）	（前ページと同様）

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
５	１１：訪問介護 １２：訪問入浴介護 １３：訪問看護 １４：訪問リハビリテーション ６１：介護予防訪問介護 ６２：介護予防訪問入浴介護 ６３：介護予防訪問看護 ６４：介護予防訪問リハビリテーション ７１：夜間対応型訪問介護 ７３：小規模多機能型居宅介護 ７５：介護予防小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物に居住する利用者の減算」 を廃止	新たな届出は不要。
６	１１：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「日中の身体介護２０分未満体制」 を廃止	新たな届出は不要。
７	１２：訪問入浴介護 ６２：介護予防訪問入浴介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「１：なし」 「２：あり」 を 「１：なし」 「３：加算Ⅰイ」 「２：加算Ⅰロ」 に変更	既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰロ」とみなす。 **「３：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。**

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
8	１５：通所介護 ２２：短期入所療養介護 ２３：短期入所療養介護 ５１：介護福祉施設サービス ５２：介護保健施設サービス ５３：介護療養施設サービス ２５：介護予防短期入所療養介護 ２６：介護予防短期入所療養介護 ７６：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ７３：小規模多機能型居宅介護 ３２：認知症対応型共同生活介護 ３８：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ５４：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ７７：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ７５：介護予防小規模多機能型居宅介護 ３７：介護予防認知症対応型共同生活介護 ３９：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 を 「１：なし」 「５：加算Ⅰイ」 「２：加算Ⅰロ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「２：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰロ」とみなす。 **「５：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。**

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
９	１６：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」 「１：なし」 「２：あり」 を 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰ」とみなす。 「３：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
１０	１６：通所リハビリテーション ６５：介護予防通所介護 ６６：介護予防通所リハビリテーション ７２：認知症対応型通所介護 ７４：介護予防認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 を 「１：なし」 「４：加算Ⅰイ」 「２：加算Ⅰロ」 「３：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「２：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰロ」とみなす。 **「４：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。**
１１	２１：短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急短期入所体制確保加算」 を廃止	新たな届出は不要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
１２	２１：短期入所生活介護 ２４：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」及び 「サービス提供体制強化加算（空床型）」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 を 「１：なし」 「５：加算Ⅰイ」 「２：加算Ⅰロ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「２：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰロ」とみなす。 **「５：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。**
１３	２１：短期入所生活介護 ５１：介護福祉施設サービス ５４：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「看護体制加算」 「１：なし」 「２：あり」 を 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「２：あり」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰ」とみなす。 「３：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
１４	２２：短期入所療養介護 ２５：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーション機能強化」 を廃止	新たな届出は不要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
１５	２３：短期入所療養介護 ５３：介護療養施設サービス ２６：介護予防短期入所療養介護	施設等区分１の「人員配置区分」欄 「２：Ⅰ型」 「３：Ⅱ型」 「４：Ⅲ型」 を 「２：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「５：Ⅰ型（療養機能強化型Ａ）」 「６：Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ）」 「３：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」 「７：Ⅱ型（療養機能強化型）」 「４：Ⅲ型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「２：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「２：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「人員配置区分」欄における既存届出内容が「３：Ⅱ型」で、新たな届出がない場合は「３：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「５：Ⅰ型（療養機能強化型Ａ）」「６：Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ）」「７：Ⅱ型（療養機能強化型）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。
		施設等区分２の「人員配置区分」欄 「１：Ⅰ型」 「２：Ⅱ型」 を 「１：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「３：Ⅰ型（療養機能強化型Ａ）」 「４：Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ）」 「２：Ⅱ型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「１：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「１：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「３：Ⅰ型（療養機能強化型Ａ）」「４：Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。
		施設等区分６と７の「人員配置区分」欄に 「１：療養機能強化型以外」 「２：療養機能強化型Ａ」 「３：療養機能強化型Ｂ」 を新設	**従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、人員配置区分の届出が必要となる。**
１６	３３：特定施設入居者生活介護 ３５：介護予防特定施設入居者生活介護	施設等区分３と７（３５：介護予防特定施設入居者生活介護は３のみ）の「人員配置区分」欄 「２：外部サービス利用型」 を 「１：一般型」 「２：外部サービス利用型」 に変更	「１：一般型」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
１７	４３：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 を 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 に変更	「４：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 （注）「２：加算Ⅰ」「３：加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。
１８	７１：夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 を 「１：なし」 「４：加算Ⅰイ」 「２：加算Ⅰロ」 「５：加算Ⅱイ」 「３：加算Ⅱロ」 に変更	既存届出内容が「２：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「２：加算Ⅰロ」とみなす。 既存届出内容が「３：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「３：加算Ⅱロ」とみなす。 **「４：加算Ⅰイ」「５：加算Ⅱイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。**
１９	７３：小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「看護職員配置加算」 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 を 「１：なし」 「２：加算Ⅰ」 「３：加算Ⅱ」 「４：加算Ⅲ」 に変更	「４：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
２０	３２：認知症対応型共同生活介護 ３８：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ３７：介護予防認知症対応型共同生活介護 ３９：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「夜間ケア加算」 を廃止	新たな届出は不要。
２１	３６：地域密着型特定施設入居者生活介護	「施設等の区分」欄に 「３：養護老人ホーム」 「７：サテライト型養護老人ホーム」 を新設	「３：養護老人ホーム」「７：サテライト型養護老人ホーム」に該当する場合は、新たな施設等区分の届出が必要となる。
２２	６８：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） ７９：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） ６９：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	「提供サービス」欄にサービス種類を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。
２３	Ａ２：訪問型サービス（独自） Ａ６：通所型サービス（独自）	介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴い、様式を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。 ※左記サービス種類での算定可否について、所在市町村へ確認する必要がある。

○　介護給付費請求書等の記載要領について（平成１３年１１月１６日老老発３１号　厚生労働省老健局老人保健課長通知）

（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
1　介護給付費請求書に関する事項（様式第一） ⑴　サービス提供年月 請求対象となるサービスを提供した年月を和暦で、「年」「月」それぞれ右詰で記載すること。 ⑵　請求先 保険者名、公費負担者名等を記載すること。ただし、記載を省略して差し支えないこと。 ⑶　請求日 審査支払機関へ請求を行う日付を記載すること。 ⑷　請求事業所 ①　事業所番号 指定事業所番号又は基準該当事業所の登録番号を記載すること。 ②　名称 指定等を受けた際に届け出た事業所名を記載すること。 ③　所在地 指定等を受けた際に届け出た事業所の所在地とその郵便番号を記載すること。 ④　連絡先 審査支払機関､保険者からの問い合わせ用の連絡先電話番号を記載すること。 ⑸　保険請求（サービス費用に係る部分） 保険請求の介護給付費明細書（生活保護の単独請求の場合を除く。）について居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス等及び居宅介護支援・介護予防支援の二つの区分ごとに、以下に示す項目の集計を行って記載すること。合計欄には二つの区分の合計を記載すること。 ①　件数 保険請求対象となる介護給付費明細書の件数(介護給付費明細書の様式ごとに被保険者等一人分の請求を一件とする。)を記載する	1　介護給付費請求書に関する事項（様式第一） ⑴　サービス提供年月 請求対象となるサービスを提供した年月を和暦で、「年」「月」それぞれ右詰で記載すること。 ⑵　請求先 保険者名、公費負担者名等を記載すること。ただし、記載を省略して差し支えないこと。 ⑶　請求日 審査支払機関へ請求を行う日付を記載すること。 ⑷　請求事業所 ①　事業所番号 指定事業所番号又は基準該当事業所の登録番号を記載すること。 ②　名称 指定等を受けた際に届け出た事業所名を記載すること。 ③　所在地 指定等を受けた際に届け出た事業所の所在地とその郵便番号を記載すること。 ④　連絡先 審査支払機関、保険者からの問い合わせ用の連絡先電話番号を記載すること。 ⑸　保険請求（サービス費用に係る部分） 保険請求の介護給付費明細書（生活保護の単独請求の場合を除く。）について居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス等及び居宅介護支援・介護予防支援の二つの区分ごとに、以下に示す項目の集計を行って記載すること。合計欄には二つの区分の合計を記載すること。 ①　件数 保険請求対象となる介護給付費明細書の件数（介護給付費明細書の様式ごとに被保険者等一人分の請求を一件とする。）を記載

こと。 ② 単位数・点数 保険給付対象の単位数及び点数の合計を記載すること。 ③ 費用合計 介護給付費明細書の保険請求対象単位数（点数）に単位数（点数）あたり単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）の合計を記載すること（金額は保険請求額、公費請求額及び利用者負担の合計額）。 ④ 保険請求額 介護給付費明細書の保険請求額の合計額を記載すること。 ⑤ 公費請求額 介護給付費明細書の公費請求額の合計額を記載すること。 ⑥ 利用者負担 介護給付費明細書の利用者負担額と公費分本人負担額を合計した額を記載すること。 ⑹ 保険請求（特定入所者介護サービス費等に係る部分） 保険請求の介護給付費明細書（生活保護の単独請求の場合を除く。）について以下に示す項目の集計を行って記載すること。合計欄に同じ内容を記載すること。 ① 件数 特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）として、食費及び居住費（滞在費を含む。以下同じ。）が記載された介護給付費明細書の件数を記載すること。 ② 費用合計 介護給付費明細書の食費及び居住費の費用額を合計した額を記載すること。 ③ 利用者負担 介護給付費明細書の食費及び居住費の利用者負担額と公費分本人負担額を合計した額を記載すること。 ④ 公費請求額 介護給付費明細書の食費及び居住費の公費請求分を合計した額を記載すること。 ⑤ 保険請求額 介護給付費明細書の食費及び居住費の保険請求分を合計した額	すること。 ② 単位数・点数 保険給付対象の単位数及び点数の合計を記載すること。 ③ 費用合計 介護給付費明細書の保険請求対象単位数（点数）に単位数（点数）あたり単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）の合計を記載すること（金額は保険請求額、公費請求額及び利用者負担の合計額）。 ④ 保険請求額 介護給付費明細書の保険請求額の合計額を記載すること。 ⑤ 公費請求額 介護給付費明細書の公費請求額の合計額を記載すること。 ⑥ 利用者負担 介護給付費明細書の利用者負担額と公費分本人負担額を合計した額を記載すること。 ⑹ 保険請求（特定入所者介護サービス費等に係る部分） 保険請求の介護給付費明細書（生活保護の単独請求の場合を除く。）について以下に示す項目の集計を行って記載すること。合計欄に同じ内容を記載すること。 ① 件数 特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費（以下「特定入所者介護サービス費等」という。）として、食費及び居住費（滞在費を含む。以下同じ。）が記載された介護給付費明細書の件数を記載すること。 ② 費用合計 介護給付費明細書の食費及び居住費の費用額を合計した額を記載すること。 ③ 利用者負担 介護給付費明細書の食費及び居住費の利用者負担額と公費分本人負担額を合計した額を記載すること。 ④ 公費請求額 介護給付費明細書の食費及び居住費の公費請求分を合計した額を記載すること。 ⑤ 保険請求額 介護給付費明細書の食費及び居住費の保険請求分を合計した額

を記載すること。

⑺　公費請求（サービス費用に係る部分）

保険請求の介護給付費明細書のうち、公費の請求に関わるものについて公費の法別に、以下に示す項目の集計を行って記載すること（生活保護の単独請求の場合は、居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス等及び居宅介護支援・介護予防支援の二つの区分ごとに集計を行って記載すること。）。合計欄のうち斜線のない欄には全ての公費請求の介護給付費明細書に関する集計を記載すること。

①　件数

それぞれの公費の請求対象となる介護給付費明細書の件数(介護給付費明細書の様式ごとに被保険者等一人分の請求を一件とする。）を記載すること。

ただし､市町村合併等により被保険者等一人につき二か所の生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付実施機関へ請求を行う場合には、二件と記載すること。

②　単位数・点数

介護給付費明細書の単位数及び点数（公費対象以外を含む。）の合計を記載すること。

③　費用合計

介護給付費明細書の保険請求対象単位数（点数）に単位数（点数）あたり単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）の合計を記載すること。

特定診療費、特定治療又は特別療養費については、単位数（点数）あたり十円を乗じた額の合計額を記載すること。

④　公費請求額

介護給付費明細書の当該公費請求額の合計額を記載すること。

⑻　公費請求（特定入所者介護サービス費等に係る部分）

保険請求の介護給付費明細書のうち、特定入所者介護サービス費等として食費及び居住費に係る公費（生保のみ）の請求があるものについて、以下に示す項目の集計を行って記載すること。斜線のない合計欄には介護給付費明細書に関する集計を記載すること。

①　件数

特定入所者介護サービス費等として､食費及び居住費が記載された介護給付費明細書の件数を記載すること。

を記載すること。

⑺　公費請求（サービス費用に係る部分）

保険請求の介護給付費明細書のうち、公費の請求に関わるものについて公費の法別に、以下に示す項目の集計を行って記載すること（生活保護の単独請求の場合は、居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス等及び居宅介護支援・介護予防支援の二つの区分ごとに集計を行って記載すること。）。合計欄のうち斜線のない欄には全ての公費請求の介護給付費明細書に関する集計を記載すること。

①　件数

それぞれの公費の請求対象となる介護給付費明細書の件数（介護給付費明細書の様式ごとに被保険者等一人分の請求を一件とする。）を記載すること。

ただし、市町村合併等により被保険者等一人につき二か所の生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付実施機関へ請求を行う場合には、二件と記載すること。

②　単位数・点数

介護給付費明細書の単位数及び点数（公費対象以外を含む。）の合計を記載すること。

③　費用合計

介護給付費明細書の保険請求対象単位数（点数）に単位数（点数）あたり単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）の合計を記載すること。

特定診療費、特定治療又は特別療養費については、単位数（点数）あたり十円を乗じた額の合計額を記載すること。

④　公費請求額

介護給付費明細書の当該公費請求額の合計額を記載すること。

⑻　公費請求（特定入所者介護サービス費等に係る部分）

保険請求の介護給付費明細書のうち、特定入所者介護サービス費等として食費及び居住費に係る公費（生保のみ）の請求があるものについて、以下に示す項目の集計を行って記載すること。斜線のない合計欄には介護給付費明細書に関する集計を記載すること。

①　件数

特定入所者介護サービス費等として、食費及び居住費が記載された介護給付費明細書の件数を記載すること。

②　費用合計 　介護給付費明細書の食費及び居住費の費用額を合計した額を記載すること。 ③　公費請求額 　介護給付費明細書の食費及び居住費の公費請求分を合計した額を記載すること。 （新設）	②　費用合計 　介護給付費明細書の食費及び居住費の費用額を合計した額を記載すること。 ③　公費請求額 　介護給付費明細書の食費及び居住費の公費請求分を合計した額を記載すること。 2　介護予防・日常生活支援総合事業費請求書に関する事項（様式第一の二） ⑴　サービス提供年月 　請求対象となるサービスを提供した年月を和暦で、「年」「月」それぞれ右詰で記載すること。 ⑵　請求先 　保険者名、公費負担者名等を記載すること。ただし、記載を省略して差し支えないこと。 ⑶　請求日 　審査支払機関へ請求を行う日付を記載すること。 ⑷　請求事業所 ①　事業所番号 　介護予防・日常生活支援総合事業事業所の登録番号を記載すること。 ②　名称 　指定等を受けた際に届け出た事業所名を記載すること。 ③　所在地 　指定等を受けた際に届け出た事業所の所在地とその郵便番号を記載すること。 ④　連絡先 　審査支払機関、保険者からの問い合わせ用の連絡先電話番号を記載すること。 ⑸　事業費請求 　介護予防・日常生活支援総合事業費（以下、事業費とする。）請求の介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（生活保護の単独請求の場合を除く。）について訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費及び介護予防ケアマネジメント費の二つの区分ごとに、以下に示す項目の集計を行って記載すること。合計欄には二つの区分の合計を記載すること。

①　件数

事業費請求対象となる介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の件数（介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の様式ごとに被保険者等一人分の請求を一件とする。）を記載すること。

②　単位数

事業費給付対象の単位数の合計を記載すること。

③　費用合計

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の事業費請求対象単位数に単位数あたり単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）の合計を記載すること（金額は事業費請求額、公費請求額及び利用者負担の合計額）。

④　事業費請求額

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の事業費請求額の合計額を記載すること。

⑤　公費請求額

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の公費請求額の合計額を記載すること。

⑥　利用者負担

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の利用者負担額と公費分本人負担額を合計した額を記載すること。

⑹　公費請求

事業費請求の介護予防・日常生活支援総合事業費明細書のうち、公費の請求に関わるものについて公費の法別に、以下に示す項目の集計を行って記載すること（生活保護の単独請求の場合は、訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費及び介護予防ケアマネジメント費の二つの区分ごとに集計を行って記載すること。）。合計欄のうち斜線のない欄には全ての公費請求の介護予防・日常生活支援総合事業費明細書に関する集計を記載すること。

①　件数

それぞれの公費の請求対象となる介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の件数（介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の様式ごとに被保険者等一人分の請求を一件とする。）を記載すること。

ただし、市町村合併等により被保険者等一人につき二か所の生

	活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付実施機関へ請求を行う場合には、二件と記載すること。 ②　単位数 　介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の単位数（公費対象以外を含む。）の合計を記載すること。 ③　費用合計 　介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の事業費請求対象単位数に単位数あたり単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）の合計を記載すること。 ④　公費請求額 　介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の当該公費請求額の合計額を記載すること。
2　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から第十まで） ⑴　共通事項 ①　基本的留意事項 ア　介護給付費明細書は一事業所（複数のサービス種類を提供する場合で同一事業所番号が割り当てられた事業所を含む。）の被保険者一人（介護給付費明細書に複数の被保険者分を記載する居宅介護支援費及び介護予防支援費の請求の場合を除く。）あたり、一月に一件作成すること。 　ただし、月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定がある被保険者に対して、一事業所から変更前後において居宅サービス及び介護予防サービスを提供した場合、一月に二件以上作成することとなる。 イ　一枚の介護給付費明細書の明細記入欄に請求明細が記入しきれない場合は、何枚中の何枚目であるかを所定の欄に記載し、複数の介護給付費明細書に分けて明細の記入を行うこと。この際、二枚目以降については、被保険者番号を除く被保険者欄、事業所番号を除く請求事業者欄の記載を省略して差し支えないこと。 また、請求額集計欄は一枚目にのみ記載するものとすること。 ウ　一人の被保険者について同一月分の、同一様式の介護給付費明細書を二件にわけて作成することはできないこと（イの場合及び公費併用請求で介護給付費明細書が二枚以上にわたる場合　を除く。）。	3　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二、第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで） ⑴　共通事項 ①　基本的留意事項 ア　介護給付費明細書は一事業所（複数のサービス種類を提供する場合で同一事業所番号が割り当てられた事業所を含む。）の被保険者一人（介護給付費明細書に複数の被保険者分を記載する居宅介護支援費及び介護予防支援費の請求の場合を除く。）あたり、一月に一件作成すること。 　ただし、月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定がある被保険者に対して、一事業所から変更前後において居宅サービス及び介護予防サービスを提供した場合、一月に二件以上作成することとなる。 イ　一枚の介護給付費明細書の明細記入欄に請求明細が記入しきれない場合は、何枚中の何枚目であるかを所定の欄に記載し、複数の介護給付費明細書に分けて明細の記入を行うこと。この際、二枚目以降については、被保険者番号を除く被保険者欄、事業所番号を除く請求事業者欄の記載を省略して差し支えないこと。 また、請求額集計欄は一枚目にのみ記載するものとすること。 ウ　一人の被保険者について同一月分の、同一様式の介護給付費明細書を二件にわけて作成することはできないこと（イの場合及び公費併用請求で介護給付費明細書が二枚以上にわたる場合を除く。）。

② サービス種類と介護給付費明細書様式の対応関係
（※表は別記）
③ 介護給付費明細書様式ごとの要記載内容
（※表は別記）
④ 生活保護受給者に係る介護給付費明細書
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の指定を受けた介護機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護扶助に係る介護サービスを提供した場合、その費用に関する請求は介護給付費明細書によって行うこと。この場合、受給者は被保険者証を保有していないため、福祉事務所の発行する生活保護法介護券の記載事項をもとに介護給付費明細書の記載を行うこと。なお、記載要領については、被保険者でない生活保護受給者に関する場合についても同様とし、「被保険者」と記載している場合は、被保険者でない介護扶助の対象者も含むものとすること。
⑤ 公費負担医療等受給者に係る介護給付費明細書
公費負担医療等受給者である被保険者において、公費本人負担額を含め公費への請求額が発生しない場合には、該当の公費負担医療に係る情報（公費負担者番号・公費受給者番号等）の記載は行わないこと。
⑵ 項目別の記載要領
① サービス提供年月
請求対象となるサービスを提供した年月を和暦で、「年」「月」それぞれを右詰で記載すること。
② 公費負担者番号・公費受給者番号
ア 公費負担者番号
公費単独請求、公費と公費又は公費と保険の併用請求の場合に、公費負担者番号を記載すること。
イ 公費受給者番号
公費単独請求、公費と公費又は公費と保険の併用請求の場合に、公費受給者番号を記載すること。
③ 保険者番号
被保険者証若しくは資格者証又は生活保護受給者で介護保険の被保険者でない場合は福祉事務所から発行される生活保護法介護券（以下「被保険者証等」という。）の保険者番号欄に記載された保険者番号を記載すること。

② サービス種類と介護給付費明細書様式の対応関係
（※表は別記）
③ 介護給付費明細書様式ごとの要記載内容
（※表は別記）
④ 生活保護受給者に係る介護給付費明細書
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の指定を受けた介護機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護扶助に係る介護サービスを提供した場合、その費用に関する請求は介護給付費明細書によって行うこと。この場合、受給者は被保険者証を保有していないため、福祉事務所の発行する生活保護法介護券の記載事項をもとに介護給付費明細書の記載を行うこと。なお、記載要領については、被保険者でない生活保護受給者に関する場合についても同様とし、「被保険者」と記載している場合は、被保険者でない介護扶助の対象者も含むものとすること。
⑤ 公費負担医療等受給者に係る介護給付費明細書
公費負担医療等受給者である被保険者において、公費本人負担額を含め公費への請求額が発生しない場合には、該当の公費負担医療に係る情報（公費負担者番号・公費受給者番号等）の記載は行わないこと。
⑵ 項目別の記載要領
① サービス提供年月
請求対象となるサービスを提供した年月を和暦で、「年」「月」それぞれを右詰で記載すること。
② 公費負担者番号・公費受給者番号
ア 公費負担者番号
公費単独請求、公費と公費又は公費と保険の併用請求の場合に、公費負担者番号を記載すること。
イ 公費受給者番号
公費単独請求、公費と公費又は公費と保険の併用請求の場合に、公費受給者番号を記載すること。
③ 保険者番号
被保険者証若しくは資格者証又は生活保護受給者で介護保険の被保険者でない場合は福祉事務所から発行される生活保護法介護券（以下「被保険者証等」という。）の保険者番号欄に記載された保険者番号を記載すること。

④　被保険者欄

様式第七及び第七の二においては一枚に複数の被保険者欄が存在するが、記載方法は他の様式の場合と同様であること。

ア　被保険者番号

被保険者証等の被保険者番号欄に記載された番号を記載すること。

イ　公費受給者番号（様式第七及び第七の二の場合のみ記載）

生活保護受給者で、介護保険の被保険者でない場合については、福祉事務所から発行される生活保護法介護券に記載された公費受給者番号を記載すること。

ウ　氏名

被保険者証等に記載された氏名及びふりがなを記載すること。

エ　生年月日

被保険者証等に記載された生年月日を記載すること。

元号欄は該当する元号の番号を○で囲むこと。

オ　性別

該当する性別の番号を○で囲むこと。

カ　要介護状態区分

請求対象となる期間における被保険者の要介護状態区分を被保険者証等をもとに記載すること。月の途中で要介護状態区分の区分変更認定等（要介護状態と要支援状態をまたがる変更の場合を含む。）があって、要介護状態区分が変わった場合は、月の末日における要介護状態区分（月の末日において要介護認定等の非該当者である場合は、最後に受けていた要介護認定等の要介護状態区分）を記載すること。月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる変更を行う場合等、記載すべき要介護状態区分又は要支援状態区分が様式に存在しない場合は、補記を行うこと（ただし、補記する名称は「要支援一」等正確に記載し、「要一」等の省略は不可とする。）。この場合において、当該要介護状態区分と、当該月の支給限度基準額設定のもととなった要介護状態区分は一致しない場合があることに留意すること。

キ　旧措置入所者特例（様式第八の場合のみ記載）

旧措置入所者の報酬区分の適用有無を確認し、該当する番号を○で囲むこと。

④　被保険者欄

様式第七及び第七の二においては一枚に複数の被保険者欄が存在するが、記載方法は他の様式の場合と同様であること。

ア　被保険者番号

被保険者証等の被保険者番号欄に記載された番号を記載すること。

イ　公費受給者番号（様式第七及び第七の二の場合のみ記載）

生活保護受給者で、介護保険の被保険者でない場合については、福祉事務所から発行される生活保護法介護券に記載された公費受給者番号を記載すること。

ウ　氏名

被保険者証等に記載された氏名及びふりがなを記載すること。

エ　生年月日

被保険者証等に記載された生年月日を記載すること。

元号欄は該当する元号の番号を○で囲むこと。

オ　性別

該当する性別の番号を○で囲むこと。

カ　要介護状態区分

請求対象となる期間における被保険者の要介護状態区分を被保険者証等をもとに記載すること。月の途中で要介護状態区分の区分変更認定等（要介護状態と要支援状態をまたがる変更の場合を含む。）があって、要介護状態区分が変わった場合は、月の末日における要介護状態区分（月の末日において要介護認定等の非該当者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）である場合は、最後に受けていた要介護認定等の要介護状態区分）を記載すること。月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる変更を行う場合等、記載すべき要介護状態区分又は要支援状態区分が様式に存在しない場合は、補記を行うこと（ただし、補記する名称は「要支援一」等正確に記載し、「要一」等の省略は不可とする。）。この場合において、当該要介護状態区分と、当該月の支給限度基準額設定のもととなった要介護状態区分は一致しない場合があることに留意すること。

キ　旧措置入所者特例（様式第八の場合のみ記載）

旧措置入所者の報酬区分の適用有無を確認し、該当する番号を○で囲むこと。

ク　認定有効期間

サービス提供月の末日において被保険者が受けている要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有効期間を記載すること。

ケ　居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成依頼届出年月日（様式第七及び第七の二の場合のみ記載）

被保険者証に記載された居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成依頼届出年月日を記載すること。ただし、被保険者でない生活保護受給者の場合は記載は不要であること。

コ　担当介護支援専門員番号（様式第七又は第七の二の場合のみ記載）

給付管理を行った介護支援専門員の指定介護支援専門員番号を記載すること。ただし、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）での介護予防支援において、介護支援専門員番号を記載できない場合には記載は不要であること。

⑤　請求事業者（様式第七及び第七の二においてはそれぞれ居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者）

事前印刷又はゴム印等による記載であっても差し支えないこと。

ア　事業所番号

指定事業所番号又は基準該当事業所の登録番号を記載すること。

イ　事業所名称

指定等を受けた際に届け出た事業所名を記載すること。

同一事業所番号で複数のサービス種類を提供しており、それぞれの名称が異なることで事業所名を特定できない場合は、指定申請等を行った際の「申請（開設）者」欄に記載した名称を記載すること。

ウ　所在地

指定等を受けた際に届け出た事業所の所在地とその郵便番号を記載すること。

エ　連絡先

審査支払機関、保険者からの問い合わせ用連絡先電話番号を記載すること。

ク　認定有効期間

サービス提供月の末日において被保険者が受けている要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有効期間を記載すること。

ケ　居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成依頼届出年月日（様式第七及び第七の二の場合のみ記載）

被保険者証に記載された居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成依頼届出年月日を記載すること。ただし、被保険者でない生活保護受給者の場合は記載は不要であること。

コ　担当介護支援専門員番号（様式第七又は第七の二の場合のみ記載）

給付管理を行った介護支援専門員の指定介護支援専門員番号を記載すること。ただし、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）での介護予防支援において、介護支援専門員番号を記載できない場合には記載は不要であること。

⑤　請求事業者（様式第七及び第七の二においてはそれぞれ居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者）

事前印刷又はゴム印等による記載であっても差し支えないこと。

ア　事業所番号

指定事業所番号又は基準該当事業所の登録番号を記載すること。

イ　事業所名称

指定等を受けた際に届け出た事業所名を記載すること。

同一事業所番号で複数のサービス種類を提供しており、それぞれの名称が異なることで事業所名を特定できない場合は、指定申請等を行った際の「申請（開設）者」欄に記載した名称を記載すること。

ウ　所在地

指定等を受けた際に届け出た事業所の所在地とその郵便番号を記載すること。

エ　連絡先

審査支払機関、保険者からの問い合わせ用連絡先電話番号を記載すること。

オ　単位数単価（様式第七及び第七の二の場合のみ記載）

事業所所在地における単位数あたりの単価を小数点以下二位まで記載すること。

月の途中で、単位数単価の異なる地域区分をまたがる移転等を行った場合は、月内で最も高い単位数単価を記載すること。

⑥　居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（様式第二から様式第五の二まで、様式第六の五から第六の七までについて記載）

区分支給限度管理の対象のサービスの請求を行う場合に記載すること(居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費のみの請求の場合は記載しないこと。)。

ア　作成区分

居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成方法について該当するものを選んで○で囲むこと。

月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用した場合には、居宅介護支援事業者作成を○で囲むこと。また、月を通じて利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護を利用した場合には、介護予防支援事業者作成を○で囲むこと。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用し、かつ当該期間を除いて居宅介護支援を受けた場合には、居宅介護支援事業者作成を○で囲むこと。

月の一部の期間において利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護を利用し、かつ当該期間を除いて介護予防支援を受けた場合には、介護予防支援事業者作成を○で囲むこと。

月の途中で要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定等があった場合には、月末時点の該当する作成方法を○で囲むこと。

記載すべき作成方法が様式にない場合は、補記を行うこと（ただし、補記する名称は「居宅介護支援事業者作成」等正確に記載し、「居宅作成」等の省略は不可とする。）。

イ　事業所番号

オ　単位数単価（様式第七及び第七の二の場合のみ記載）

事業所所在地における単位数あたりの単価を小数点以下二位まで記載すること。

月の途中で、単位数単価の異なる地域区分をまたがる移転等を行った場合は、月内で最も高い単位数単価を記載すること。

⑥　居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（様式第二及び第二の二、第三から第五の二まで、並びに第六の五から第六の七までについて記載）

区分支給限度管理の対象のサービスの請求を行う場合に記載すること（居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費のみの請求の場合は記載しないこと。）。

ア　作成区分

居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成方法について該当するものを選んで○で囲むこと。

月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用した場合には、居宅介護支援事業者作成を○で囲むこと。また、月を通じて利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用した場合には、介護予防支援事業者作成を○で囲むこと。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて居宅介護支援を受けた場合には、居宅介護支援事業者作成を○で囲むこと。

月の一部の期間において利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けた場合には、介護予防支援事業者作成を○で囲むこと。

月の途中で要介護状態、要支援状態及び事業対象者をまたがる区分変更認定等があった場合には、月末時点の該当する作成方法を○で囲むこと。

記載すべき作成方法が様式にない場合は、補記を行うこと（ただし、補記する名称は「居宅介護支援事業者作成」等正確に記載し、「居宅作成」等の省略は不可とする。）。

イ　事業所番号

居宅介護支援事業者作成又は介護予防支援事業者作成の場合に、サービス提供票に記載されている居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の事業所番号を記載すること。

月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用した場合には、当該小規模多機能型居宅介護事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は複合型サービス事業者が自事業所番号を記載すること。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能居宅介護を利用し、かつ当該期間を除いて複合型サービスを利用した場合には、月末時点の自事業所番号を記載すること。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用し、かつ当該期間を除いて居宅介護支援を受けた場合には、当該居宅介護支援事業所番号を記載すること。

月の一部の期間において利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護を利用し、かつ当該期間を除いて介護予防支援を受けた場合には、当該介護予防事業所番号を記載すること。

月の途中で要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定等があった場合には、月末時点で要介護状態である場合は、居宅介護支援事業者、月末時点で要支援状態である場合は、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の事業所番号を記載すること。

ウ　事業所名称

居宅介護支援事業者作成又は介護予防支援事業者作成の場合に、サービス提供票に記載されている居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の名称を記載すること。居宅介護支援事業者作成又は介護予防支援事業者作成の場合は被保険者が市町村に届け出て、被保険者証の「居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業者作成又は介護予防支援事業者作成の場合に、サービス提供票に記載されている居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の事業所番号を記載すること。

月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用した場合には、当該小規模多機能型居宅介護事業者、介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は看護小規模多機能型居宅介護事業者が自事業所番号を記載すること。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用した場合には、月末時点の自事業所番号を記載すること。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて居宅介護支援を受けた場合には、当該居宅介護支援事業所番号を記載すること。

月の一部の期間において利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて介護予防支援を受けた場合には、当該介護予防事業所番号を記載すること。

月の途中で要介護状態、要支援状態及び事業対象者をまたがる区分変更認定等があった場合には、月末時点で要介護状態である場合は、居宅介護支援事業者、月末時点で要支援状態である場合は、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の事業所番号を記載すること。

ウ　事業所名称

居宅介護支援事業者作成又は介護予防支援事業者作成の場合に、サービス提供票に記載されている居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の名称を記載すること。居宅介護支援事業者作成又は介護予防支援事業者作成の場合は被保険者が市町村に届け出て、被保険者証の「居宅介護支援事業者

又は介護予防支援事業者及び事業所の名称」欄に記載された事業所（被保険者でない生活保護受給者の場合は、生活保護法介護券の「指定居宅介護支援事業者名・指定介護予防支援事業者名」欄に記載された事業所）であることが必要であること。

⑦　開始日・中止日等（様式第二又は第二の二について記載）

ア　開始年月日

被保険者に対し、サービスの提供を開始した月に、最初にサービスを提供した日付（ただし、以下のいずれかのサービスを提供している場合で、月途中において以下に記載する事由に該当する場合については、利用者との契約日）を記載すること。前月以前から継続している場合は記載しないこと。なお、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスにおいては、前月以前から継続している場合においても、前月以前のサービス提供開始日を記載すること。

〈該当サービス種類〉

・訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）
・介護予防訪問介護
・介護予防通所介護
・介護予防通所リハビリテーション
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・夜間対応型訪問介護

〈利用者との契約日を記載する事由〉

・要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定が行われた場合
・サービス事業者の指定効力停止期間の終了
・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る）

イ　中止年月日

月の途中にサービスの提供を中止した場合に、最後にサービスを提供した日付（ただし、以下のいずれかのサービスを提供している場合で、月途中において以下に記載する事由に該当する場合については、利用者との契約解除日等）を記載すること。翌月以降サービスを継続している場合は記載しないこと。

又は介護予防支援事業者及び事業所の名称」欄に記載された事業所（被保険者でない生活保護受給者の場合は、生活保護法介護券の「指定居宅介護支援事業者名・指定介護予防支援事業者名」欄に記載された事業所）であることが必要であること。

⑦　開始日・中止日等（様式第二又は第二の二について記載）

ア　開始年月日

被保険者に対し、サービスの提供を開始した月に、最初にサービスを提供した日付（ただし、以下のいずれかのサービスを提供している場合で、月途中において以下に記載する事由に該当する場合については、利用者との契約日）を記載すること。前月以前から継続している場合は記載しないこと。なお、小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）においては、前月以前から継続している場合においても、前月以前のサービス提供開始日を記載すること。

複数のサービス種類が記載されている場合は、記載すべき開始年月日において最も前の日付を記載すること。

〈該当サービス種類〉

・訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）
・介護予防訪問介護
・介護予防通所介護
・介護予防通所リハビリテーション
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・夜間対応型訪問介護

〈利用者との契約日を記載する事由〉

・要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定が行われた場合
・サービス事業者の指定効力停止期間の終了
・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る）

イ　中止年月日

月の途中にサービスの提供を中止した場合に、最後にサービスを提供した日付（ただし、以下のいずれかのサービスを提供している場合で、月途中において以下に記載する事由に該当する場合については、利用者との契約解除日等）を記載すること。翌月以降サービスを継続している場合は記載しないこと。

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつサービスの提供が継続されている場合には、当該転出日を記載すること。

〈該当サービス種類〉

・訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）
・介護予防訪問介護
・介護予防通所介護
・介護予防通所リハビリテーション
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・夜間対応型訪問介護
・小規模多機能型居宅介護
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・複合型サービス

〈利用者との契約解除日等を記載する事由〉

・月の途中において要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定等又は受給資格喪失（※）が行われた場合
・サービス事業者の事業廃止（※）、更新制の導入に伴う指定有効期間の満了及び指定効力停止期間の開始があった場合
・サービス事業者の変更があった場合（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス以外の場合は同一保険者内に限る）
・利用者との契約解除（※）

（※）の事由については、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスに適用される。

前記事由のうち、受給資格喪失の場合は喪失日、事業廃止の場合は廃止日、指定有効期間満了の場合は満了日、指定効力停止期間の開始の場合は開始日を記載すること。

ウ　中止理由

月の途中にサービスの提供を中止した場合の理由について、

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつサービスの提供が継続されている場合には、当該転出日を記載すること。

複数のサービス種類が記載されている場合は、記載すべき中止年月日において最も後の日付を記載すること。

〈該当サービス種類〉

・訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）
・介護予防訪問介護
・介護予防通所介護
・介護予防通所リハビリテーション
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・夜間対応型訪問介護
・小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）
・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）
・看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）

〈利用者との契約解除日等を記載する事由〉

・月の途中において要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定等又は受給資格喪失（※）が行われた場合
・サービス事業者の事業廃止（※）、更新制の導入に伴う指定有効期間の満了及び指定効力停止期間の開始があった場合
・サービス事業者の変更があった場合（小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）及び看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）以外の場合は同一保険者内に限る）
・利用者との契約解除（※）

（※）の事由については、小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）に適用される。

前記事由のうち、受給資格喪失の場合は喪失日、事業廃止の場合は廃止日、指定有効期間満了の場合は満了日、指定効力停止期間の開始の場合は開始日を記載すること。

ウ　中止理由

月の途中にサービスの提供を中止した場合の理由について、

該当する番号を○で囲むこと。

月の途中に要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定等がありサービスを終了した場合は、「５　その他」を○で囲むこと。

⑧　入退所日等（短期入所分（認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、特定施設入所者生活介護（短期利用）及び地域密着型特定施設入所者生活介護（短期利用）を含む。）。様式第三から第五の二まで、第六の五から第六の七までについて記載）

ア　入所（居）年月日

前月から継続して入所（居）している場合はその入所（居）した日付を記載、それ以外の場合は当該月の最初の入所（居）した日付を記載すること。

イ　退所（居）年月日

当該月における最初の退所（居）した日付（月の途中に要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定等がありサービスを終了した場合を含む。）を記載すること。ただし、当該月に退所（居）がなく月末日において入所（居）継続中の場合は記載しないこと。（連続入所（居）が三十日を超える場合は、三十日目を退所（居）日とみなして記載すること。）

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（居）している場合には、当該転出日を記載すること。

ウ　短期入所実日数（短期利用実日数）

給付費明細欄で記載対象とした実日数（ただし報酬告示上算定可能な日数とする。連続三十日を超え報酬算定できない日数は含まず、区分支給限度基準額を超える部分に相当する日数は含む）を記載すること。

⑨　入退所日等（施設等入所分。様式第六から第六の四、第八、第九及び第十について記載）

ア　入所（院）（居）年月日

当該施設に入所（院）（居）した日付を記載すること。（医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床した場合は、当該転床した日付を記載すること。）

同一月内に同一の施設の入退所（院）（居）を繰り返した場合

該当する番号を○で囲むこと。

月の途中に要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定等がありサービスを終了した場合は、「５　その他」を○で囲むこと。

⑧　入退所日等（短期入所分（認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）、特定施設入居者生活介護（短期利用）及び地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）を含む。）。様式第三から第五の二まで、第六の五から第六の七までについて記載）

ア　入所（居）年月日

前月から継続して入所（居）している場合はその入所（居）した日付を記載、それ以外の場合は当該月の最初の入所（居）した日付を記載すること。

イ　退所（居）年月日

当該月における最初の退所（居）した日付（月の途中に要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定等がありサービスを終了した場合を含む。）を記載すること。ただし、当該月に退所（居）がなく月末日において入所（居）継続中の場合は記載しないこと。（連続入所（居）が三十日を超える場合は、三十日目を退所（居）日とみなして記載すること。）

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（居）している場合には、当該転出日を記載すること。

ウ　短期入所実日数（短期利用実日数）

給付費明細欄で記載対象とした実日数（ただし報酬告示上算定可能な日数とする。連続三十日を超え報酬算定できない日数は含まず、区分支給限度基準額を超える部分に相当する日数は含む）を記載すること。

⑨　入退所日等（施設等入所分。様式第六から第六の四、第八、第九及び第十について記載）

ア　入所（院）（居）年月日

当該施設に入所（院）（居）した日付を記載すること。（医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床した場合は、当該転床した日付を記載すること。）

同一月内に同一の施設の入退所（院）（居）を繰り返した場合

、月初日に入所（院）（居）中であれば、当該入所（院）（居）の年月日を記載する。月初日に入所（院）（居）中でなければ、当該月の最初に入所（院）（居）した年月日を記載する。

イ　退所（院）（居）年月日

月の途中に退所（院）（居）した場合（月の途中に要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定等がありサービスを終了した場合を含む。）に、退所（院）（居）した日付を記載すること。（介護保険適用病床から医療保険適用病床に転床した場合は、当該転床した日付を記載すること。）

同一月内に同一の施設の入退所（院）（居）を繰り返した場合、月末日に入所（院）（居）中であれば記載を省略する。月末日に入所（院）（居）中でなければ、当該月の最後に退所（院）（居）した年月日を記載すること。

退所（院）日の翌月に退所後訪問相談援助加算、退所（院）後訪問指導加算、看取り介護加算又はターミナルケア加算を算定する場合は、退所（院）年月日を記載すること。

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（居）している場合には、当該転出日を記載すること。

ウ　入所（院）（居）実日数

被保険者等が実際に入所（居）していた日数を記載すること。日数には入所（院）（居）日及び退所（院）（居）日を含むものとし、外泊日数（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院日数を含む）は含めないこと。なお、介護療養型医療施設の場合の他科受診の日数を含むものとする。

エ　外泊日数（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院日数を含む）

入所（院）（居）期間中に、被保険者等が外泊、介護老人保健施設入所中に試行的退所又は療養病床を有する病院である経過型介護療養型医療施設入院中に試行的退院（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む）した場合、外泊、介護老人保健施設入所中に試行的退所又は療養病床を有する病院である経過型介護療養型医療施設入院中に試行的退院（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む）を開始した日及び施設に戻った日を含まない日数（例え

、月初日に入所（院）（居）中であれば、当該入所（院）（居）の年月日を記載する。月初日に入所（院）（居）中でなければ、当該月の最初に入所（院）（居）した年月日を記載する。

イ　退所（院）（居）年月日

月の途中に退所（院）（居）した場合（月の途中に要介護状態と要支援状態をまたがる区分変更認定等がありサービスを終了した場合を含む。）に、退所（院）（居）した日付を記載すること。（介護保険適用病床から医療保険適用病床に転床した場合は、当該転床した日付を記載すること。）

同一月内に同一の施設の入退所（院）（居）を繰り返した場合、月末日に入所（院）（居）中であれば記載を省略する。月末日に入所（院）（居）中でなければ、当該月の最後に退所（院）（居）した年月日を記載すること。

退所（院）日の翌月に退所後訪問相談援助加算、退所（院）後訪問指導加算、看取り介護加算又はターミナルケア加算を算定する場合は、退所（院）年月日を記載すること。

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（居）している場合には、当該転出日を記載すること。

ウ　入所（院）（居）実日数

被保険者等が実際に入所（居）していた日数を記載すること。日数には入所（院）（居）日及び退所（院）（居）日を含むものとし、外泊日数（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院日数を含む）は含めないこと。なお、介護療養型医療施設の場合の他科受診の日数を含むものとする。

エ　外泊日数（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院日数を含む）

入所（院）（居）期間中に、被保険者等が外泊、介護老人保健施設入所中に試行的退所又は療養病床を有する病院である経過型介護療養型医療施設入院中に試行的退院（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む）した場合、外泊、介護老人保健施設入所中に試行的退所又は療養病床を有する病院である経過型介護療養型医療施設入院中に試行的退院（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の場合は入院を含む）を開始した日及び施設に戻った日を含まない日数（例え

ば二泊三日の場合は一日）を記載すること。

オ　主傷病（様式第九及び第十について記載）

介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所を要することとなった、看護、医学的管理を要する主原因となる傷病名を記載すること。

カ　入所（院）（居）前の状況

当該施設に入所（院）（居）した場合に、入所（院）（居）前の直近の状況として該当する番号を○で囲むこと。

医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床した場合は、「２．医療機関」を○で囲むこと。

同一月内に同一の施設の入退所（院）（居）を繰り返した場合、月初日に入所（院）（居）中であれば、当該入所（院）（居）前の直近の状況を○で囲むこと。月初日に入所（院）（居）中でなければ、当該月の最初の入所（院）（居）前の直近の状況を○で囲むこと。

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（院）（居）している場合は、入所（院）（居）後の状況として「８．その他」を○で囲むこと。

長期入所等により、入所前の状況が不明な場合は、当該施設への入所前の状況として「８．その他」を○で囲むこと。

キ　退所（院）（居）後の状況

月の途中に退所（院）（居）した場合に、退所（院）（居）後の状況として該当する番号を○で囲むこと。

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（院）（居）している場合に、退所（院）（居）年月日に転出日を記載する場合には、退所（院）（居）後の状況として「５　その他」を○で囲むこと。

⑩　給付費明細欄（様式第七及び第七の二においては１枚に複数の給付費明細欄が存在するが、記載方法は他の様式と同様）

当該事業所において頻繁に使用するサービス内容、サービスコード及び単位数を事前に印刷し、回数、サービス単位数等を後から記入する方法をとっても差し支えないこと。

なお、あらかじめ都道府県に届け出て、介護給付費単位数サービスコード表に記載される単位数より低い単位数を請求する場合は、同一のサービスコードに対し、一回、一日又は一月あたりの介護給

ば二泊三日の場合は一日）を記載すること。

オ　主傷病（様式第九及び第十について記載）

介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所を要することとなった、看護、医学的管理を要する主原因となる傷病名を記載すること。

カ　入所（院）（居）前の状況

当該施設に入所（院）（居）した場合に、入所（院）（居）前の直近の状況として該当する番号を○で囲むこと。

医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床した場合は、「２．医療機関」を○で囲むこと。

同一月内に同一の施設の入退所（院）（居）を繰り返した場合、月初日に入所（院）（居）中であれば、当該入所（院）（居）前の直近の状況を○で囲むこと。月初日に入所（院）（居）中でなければ、当該月の最初の入所（院）（居）前の直近の状況を○で囲むこと。

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（院）（居）している場合は、入所（院）（居）後の状況として「８．その他」を○で囲むこと。

長期入所等により、入所前の状況が不明な場合は、当該施設への入所前の状況として「８．その他」を○で囲むこと。

キ　退所（院）（居）後の状況

月の途中に退所（院）（居）した場合に、退所（院）（居）後の状況として該当する番号を○で囲むこと。

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつ継続して入所（院）（居）している場合に、退所（院）（居）年月日に転出日を記載する場合には、退所（院）（居）後の状況として「５　その他」を○で囲むこと。

⑩　給付費明細欄（様式第七及び第七の二においては１枚に複数の給付費明細欄が存在するが、記載方法は他の様式と同様）

当該事業所において頻繁に使用するサービス内容、サービスコード及び単位数を事前に印刷し、回数、サービス単位数等を後から記入する方法をとっても差し支えないこと。

なお、あらかじめ都道府県に届け出て、介護給付費単位数サービスコード表に記載される単位数より低い単位数を請求する場合は、同一のサービスコードに対し、一回、一日又は一月あたりの

付費の単位数が異なるごとに行を分けて記載すること。
　また、以下のサービスにおいて、月途中において以下に記載する事由に該当する場合については、算定単位が「一月につき」のサービスコードを記載せず、算定単位が「一日につき」のサービスコードを記載し、請求すること。
〈該当サービス種類〉
・訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合であって、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・介護予防訪問介護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・介護予防通所介護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・介護予防通所リハビリテーション（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・夜間対応型訪問介護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・小規模多機能型居宅介護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・介護予防小規模多機能型居宅介護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・複合型サービス（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
〈日割り計算を行う事由〉
・要介護認定と要支援認定をまたがる区分変更認定（※１）、要介護一から要介護五の間若しくは要支援一と要支援二の間での区分変更認定（※１）、資格取得・喪失（※２）、転入・転出（※２）及び認定有効期間の開始・終了（※２）
・サービス事業者の事業開始・事業廃止、更新制の導入に伴う指定有効期間・効力停止期間の開始・終了

介護給付費の単位数が異なるごとに行を分けて記載すること。
　また、以下のサービスにおいて、月途中において以下に記載する事由に該当する場合については、算定単位が「一月につき」のサービスコードを記載せず、算定単位が「一日につき」のサービスコードを記載し、請求すること。
〈該当サービス種類〉
・訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合であって、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、訪問介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」）、通所介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」）（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・介護予防訪問介護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・介護予防通所介護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・介護予防通所リハビリテーション（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・夜間対応型訪問介護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用及び日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・介護予防小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用及び日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
・看護小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用及び日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）
〈日割り計算を行う事由〉
・要介護認定と要支援認定をまたがる区分変更認定（※１）、要介護一から要介護五の間若しくは要支援一と要支援二の間での区分

・月の一部の期間が公費適用期間であった場合
・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る。）
・サービス提供開始（ただし、前月以前から引き続きサービスを提供している場合を除く。）・利用者との契約解除（※２）
・月の一部の期間に利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）を利用した場合（※３）
・月の一部の期間に利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護に入居、又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用した場合（※４）
・利用者が医療保険の給付対象となった場合（特別訪問看護指示書の場合を除く。）（※５）
・利用者が医療保険の給付対象となった場合（特別訪問看護指示書の場合に限る。）（※６）

（※１）の事由については、夜間対応型訪問介護以外の場合に適用される。

（※２）の事由については、訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応訪問介護看護又は複合型サービスに適用される。

（※３）の事由については、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）、定期巡回・随時対応訪問介護看護に適用される。

（※４）の事由については、介護予防訪問介護、介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションに適用される。

（※５）の事由については、訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合）に適用される。

（※６）の事由については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合）に限る。

変更認定（※１）、資格取得・喪失（※２）、転入・転出（※２）及び認定有効期間の開始・終了（※２）
・サービス事業者の事業開始・事業廃止、更新制の導入に伴う指定有効期間・効力停止期間の開始・終了
・月の一部の期間が公費適用期間であった場合
・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る。）
・サービス提供開始（ただし、前月以前から引き続きサービスを提供している場合を除く。）・利用者との契約解除（※２）
・月の一部の期間に利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）を利用した場合（※３）
・月の一部の期間に利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護に入居、又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用した場合（※４）
・利用者が医療保険の給付対象となった場合（特別訪問看護指示書の場合を除く。）（※５）
・利用者が医療保険の給付対象となった場合（特別訪問看護指示書の場合に限る。）（※６）

（※１）の事由については、夜間対応型訪問介護以外の場合に適用される。

（※２）の事由については、訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）、小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）に適用される。

（※３）の事由については、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に適用される。

（※４）の事由については、介護予防訪問介護、介護予防通所介護

ア　サービス内容

請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護給付費単位数サービスコード表のサービスコード内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合はサービス種類の名称（訪問介護、訪問看護等）を記載するだけでも差し支えないこと。

イ　サービスコード

請求対象サービスに対応するサービスコード（六桁）を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。

ウ　単位数

請求対象サービスに対応する一回、一日又は一月あたりの介護給付費の単位数を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護給付費の割引、率による加減算等、介護給付費の単位数を計算で求める場合は、介護給付費単位数表の計算方法及び端数処理（単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。）にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算又は介護職員処遇改善加算の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。

以下に該当する場合は記載を省略すること。

・訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合であって、日割り計算用サービスコードを記載する場合を除く。）

・福祉用具貸与

・介護予防福祉用具貸与

・特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉

及び介護予防通所リハビリテーションに適用される。

（※５）の事由については、訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合）に適用される。

（※６）の事由については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合）に限る。

ア　サービス内容

請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護給付費単位数サービスコード表のサービスコード内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合はサービス種類の名称（訪問介護、訪問看護等）を記載するだけでも差し支えないこと。

イ　サービスコード

請求対象サービスに対応するサービスコード（六桁）を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。

ウ　単位数

請求対象サービスに対応する一回、一日又は一月あたりの介護給付費の単位数を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護給付費の割引、率による加減算等、介護給付費の単位数を計算で求める場合は、介護給付費単位数表の計算方法及び端数処理（単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。）にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算又は介護職員処遇改善加算の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。

以下に該当する場合は記載を省略すること。

・訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合であって、日割り計算用サービスコードを記載する場合を除く。）

・福祉用具貸与

・介護予防福祉用具貸与

・特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用

用具貸与
・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与（ただし、日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・介護予防訪問介護（ただし、日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・介護予防通所介護（ただし、日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・介護予防通所リハビリテーション（ただし、日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・夜間対応型訪問介護（ただし、日割り計算用のサービスコード及び算定単位が「一回につき」のサービスコードを記載する場合を除く。）
・小規模多機能型居宅介護（ただし、初期加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・介護予防小規模多機能型居宅介護（ただし、初期加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ただし、初期加算、退院時共同指導加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・複合型サービス（ただし、初期加算、退院時共同指導加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
減算のサービスコードの場合は、単位数の前に「－」の記載をすること。
（記載例・療養型施設医師配置減算「－12」）

エ　回数日数（様式第二、第二の二、第七及び第七の二においては「回数」の欄）
サービスの提供回数（期間ごとに給付費を算定するサービスについては算定回数）又は提供日数を記載すること。
福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定施設入

具貸与
・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、訪問介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」）、通所介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」）（ただし、日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・介護予防訪問介護（ただし、日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・介護予防通所介護（ただし、日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・介護予防通所リハビリテーション（ただし、日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・夜間対応型訪問介護（ただし、日割り計算用のサービスコード及び算定単位が「一回につき」のサービスコードを記載する場合を除く。）
・小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用、初期加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・介護予防小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用、初期加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ただし、初期加算、退院時共同指導加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・看護小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用、初期加算、退院時共同指導加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
減算のサービスコードの場合は、単位数の前に「－」の記載をすること。
（記載例・療養型施設医師配置減算「－12」）

エ　回数日数（様式第二、第二の二、第七及び第七の二においては「回数」の欄）
サービスの提供回数（期間ごとに給付費を算定するサービスについては算定回数）又は提供日数を記載すること。
福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定施設入

居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与若しくは介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防福祉用具貸与の場合は、福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与を現に行った日数を記載すること。

以下のサービスにおいて、算定単位が「一月につき」のサービスコードを記載する場合は「１」を、算定単位が「一日につき」のサービスコードを記載する場合はサービス提供を開始した日から月末までの日数（ただし、月末前に契約を解除した場合は解除日までの日数を、また事業所の指定有効期間が停止した場合は有効期間の停止日までの日数）を、「一回につき」のサービスコードを記載する場合はサービスを提供した回数を記載すること。

・訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）
・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション
・介護予防訪問介護
・介護予防通所介護
・介護予防通所リハビリテーション
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・夜間対応型訪問介護
・小規模多機能型居宅介護
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・複合型サービス

オ　サービス単位数

「ウ　単位数」に「エ　回数日数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与若しくは介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防福祉用具貸与については、費用の額（消費税を含む。）を事業所の所在地域の単位数あたり単価で除した結果（小

居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与若しくは介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防福祉用具貸与の場合は、福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与を現に行った日数を記載すること。

以下のサービスにおいて、算定単位が「一月につき」のサービスコードを記載する場合は「１」を、算定単位が「一日につき」のサービスコードを記載する場合はサービス提供を開始した日から月末までの日数（ただし、月末前に契約を解除した場合は解除日までの日数を、また事業所の指定有効期間が停止した場合は有効期間の停止日までの日数）を、「一回につき」のサービスコードを記載する場合はサービスを提供した回数を記載すること。

・訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合）
・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、訪問介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」）、通所介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」）
・介護予防訪問介護
・介護予防通所介護
・介護予防通所リハビリテーション
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・夜間対応型訪問介護
・小規模多機能型居宅介護
・介護予防小規模多機能型居宅介護
・看護小規模多機能型居宅介護

オ　サービス単位数

「ウ　単位数」に「エ　回数日数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与若しくは介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防福祉用具貸与については、費用の額（消費税を含む。）を事業所の所在地域の単位数あたり単価で除した結果（小

数点以下四捨五入）を記載すること。

以下のサービスにおいて、「ウ　単位数」の記載を省略した場合は、「イ　サービスコード」に記載したサービスコードに対応する単位数を、介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。

・訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合　）

・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション

・介護予防訪問介護

・介護予防通所介護

・介護予防通所リハビリテーション

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護

・小規模多機能型居宅介護

・介護予防小規模多機能型居宅介護

・複合型サービス

カ　公費分回数等（様式第二及び第二の二においては「公費分回数」の欄、様式第七及び第七の二を除く）

「エ　回数日数」のうち、公費負担の対象となる回数又は日数を記載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対象となった期間に対応する回数または日数を記載すること）。

福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与若しくは介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防福祉用具貸与の場合は、月の一部の期間が生活保護適用期間であった場合については、福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与を現に行った期間中の生活保護対象期間の日数を記載すること。

以下のサービスにおいて、月の一部の期間が公費適用期間であ

数点以下四捨五入）を記載すること。

以下のサービスにおいて、「ウ　単位数」の記載を省略した場合は、「イ　サービスコード」に記載したサービスコードに対応する単位数を、介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。

・訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合　）

・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、訪問介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」）、通所介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」）

・介護予防訪問介護

・介護予防通所介護

・介護予防通所リハビリテーション

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護

・小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）

・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）

・看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）

カ　公費分回数等（様式第二及び第二の二においては「公費分回数」の欄、様式第七及び第七の二を除く）

「エ　回数日数」のうち、公費負担の対象となる回数又は日数を記載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対象となった期間に対応する回数又は日数を記載すること）。

福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与若しくは介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防福祉用具貸与の場合は、月の一部の期間が生活保護適用期間であった場合については、福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与を現に行った期間中の生活保護対象期間の日数を記載すること。

以下のサービスにおいて、月の一部の期間が公費適用期間であった場合については、公費適用の有効期間中の公費適用期間の日

った場合については、公費適用の有効期間中の公費適用期間の日数を記載すること。

・訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合　）

・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション

・介護予防訪問介護

・介護予防通所介護

・介護予防通所リハビリテーション

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護

・小規模多機能型居宅介護

・介護予防小規模多機能型居宅介護

・複合型サービス

キ　公費対象単位数（様式第七及び第七の二を除く）

「ウ　単位数」に「カ　公費分回数等」を乗じて算出した単位数を記載すること。

福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与若しくは介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防福祉用具貸与の場合は、月を通じて生活保護適用期間である場合は「オ　サービス単位数」をそのまま転記し、月の一部の期間が生活保護適用期間であった場合については、「オ　サービス単位数」を「エ　回数日数」で除した結果に「カ　公費分回数等」を乗じた結果（小数点以下四捨五入）を記載すること。

以下のサービスにおいて、「ウ　単位数」の記載を省略した場合は、「オ　サービス単位数」に記載した単位数をそのまま転記すること。

・訪問看護（定期巡回・随時対応訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合

・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型

数を記載すること。

・訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合　）

・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、訪問介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」）、通所介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」）

・介護予防訪問介護

・介護予防通所介護

・介護予防通所リハビリテーション

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・夜間対応型訪問介護

・小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）

・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）

・看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）

キ　公費対象単位数（様式第七及び第七の二を除く）

「ウ　単位数」に「カ　公費分回数等」を乗じて算出した単位数を記載すること。

福祉用具貸与若しくは介護予防福祉用具貸与又は特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の福祉用具貸与若しくは介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の介護予防福祉用具貸与の場合は、月を通じて生活保護適用期間である場合は「オ　サービス単位数」をそのまま転記し、月の一部の期間が生活保護適用期間であった場合については、「オ　サービス単位数」を「エ　回数日数」で除した結果に「カ　公費分回数等」を乗じた結果（小数点以下四捨五入）を記載すること。

以下のサービスにおいて、「ウ　単位数」の記載を省略した場合は、「オ　サービス単位数」に記載した単位数をそのまま転記すること。

・訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して訪問看護を行う場合

・介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型の

の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション ・介護予防訪問介護 ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス	介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、訪問介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防訪問介護」又は「指定第一号訪問事業」）、通所介護系サービスにおける総合事業（「指定介護予防通所介護」又は「指定第一号通所事業」） ・介護予防訪問介護 ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） ・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） ・看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）
ク　摘要（様式第七を除く） サービス内容に応じて（別表１）にしたがって所定の内容を記載すること。 ケ　サービス単位数合計（様式第七及び第七の二の場合のみ） 「オ　サービス単位数」の合計単位数を記載すること。 コ　請求額合計（様式第七及び第七の二の場合のみ） 「ケ　サービス単位数合計」に単位数単価を乗じて得た結果（小数点以下切り捨て）を記載すること。	ク　摘要（様式第七を除く） サービス内容に応じて（別表１）にしたがって所定の内容を記載すること。 ケ　サービス単位数合計（様式第七及び第七の二の場合のみ） 「オ　サービス単位数」の合計単位数を記載すること。 コ　請求額合計（様式第七及び第七の二の場合のみ） 「ケ　サービス単位数合計」に単位数単価を乗じて得た結果（小数点以下切り捨て）を記載すること。
（新設）	⑪　給付費明細欄（住所地特例対象者）（様式第二及び第二の二における特定地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護）及び特定地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護）のみ記載） 当該事業所において頻繁に使用するサービス内容、サービスコード及び単位数を事前に印刷し、回数、サービス単位数等を後から記入する方法をとっても差し支えないこと。 なお、あらかじめ都道府県に届け出て、介護給付費単位数サービスコード表に記載される単位数より低い単位数を請求する場合は、同一のサービスコードに対し、一回、一日又は一月あたりの介護給付費の単位数が異なるごとに行を分けて記載すること。 また、以下のサービスにおいて、月途中において以下に記載す

る事由に該当する場合については、算定単位が「一月につき」のサービスコードを記載せず、算定単位が「一日につき」のサービスコードを記載し、請求すること。

〈該当サービス種類〉

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）

・夜間対応型訪問介護（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）

・小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用及び日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）

・介護予防小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用及び日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）

・看護小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用及び日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）

〈日割り計算を行う事由〉

・要介護認定と要支援認定をまたがる区分変更認定（※１）、要介護一から要介護五の間若しくは要支援一と要支援二の間での区分変更認定（※１）、資格取得・喪失（※２）、転入・転出（※２）及び認定有効期間の開始・終了（※２）

・サービス事業者の事業開始・事業廃止、更新制の導入に伴う指定有効期間・効力停止期間の開始・終了

・月の一部の期間が公費適用期間であった場合

・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る。）

・サービス提供開始（ただし、前月以前から引き続きサービスを提供している場合を除く。）・利用者との契約解除（※２）

・月の一部の期間に利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（短期利用）、認知症対応型共同生活介護（短期利用）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）、小規模多機能型居宅介護（短期利用）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）、看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）を利用した場合（※３）

・利用者が医療保険の給付対象となった場合（※４）

（※１）の事由については、夜間対応型訪問介護以外の場合に適用される。

（※２）の事由については、小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）に適用される。
（※３）の事由については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に適用される。
（※４）の事由については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合）に適用される。

ア　サービス内容

請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護給付費単位数サービスコード表のサービスコード内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合はサービス種類の名称を記載するだけでも差し支えないこと。

イ　サービスコード

請求対象サービスに対応するサービスコード（六桁）を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。

ウ　単位数

請求対象サービスに対応する一回、一日又は一月あたりの介護給付費の単位数を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護給付費の割引、率による加減算等、介護給付費の単位数を計算で求める場合は、介護給付費単位数表の計算方法及び端数処理（単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。）にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算又は介護職員処遇改善加算の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。

以下に該当する場合は記載を省略すること。

・夜間対応型訪問介護（ただし、日割り計算用のサービスコード及び算定単位が「一回につき」のサービスコードを記載する場合を除く。）
・小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用、初期加算及び日割

り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・介護予防小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用、初期加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（ただし、初期加算、退院時共同指導加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
・看護小規模多機能型居宅介護（ただし、短期利用、初期加算、退院時共同指導加算及び日割り計算用のサービスコードを記載する場合を除く。）
減算のサービスコードの場合は、単位数の前に「－」の記載をすること。
（記載例・認知通所介護送迎減算「－47」）

エ　回数

サービスの提供回数（期間ごとに給付費を算定するサービスについては算定回数）を記載すること。
以下のサービスにおいて、算定単位が「一月につき」のサービスコードを記載する場合は「１」を、算定単位が「一日につき」のサービスコードを記載する場合はサービス提供を開始した日から月末までの日数（ただし、月末前に契約を解除した場合は解除日までの日数を、また事業所の指定有効期間が停止した場合は有効期間の停止日までの日数）を、「一回につき」のサービスコードを記載する場合はサービスを提供した回数を記載すること。
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・夜間対応型訪問介護
・小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）
・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）
・看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）

オ　サービス単位数

「ウ　単位数」に「エ　回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。
以下のサービスにおいて、「ウ　単位数」の記載を省略した場合は、「イ　サービスコード」に記載したサービスコードに対応する単位数を、介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	・夜間対応型訪問介護 ・小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） ・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） ・看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） カ　公費分回数 「エ　回数」のうち、公費負担の対象となる回数を記載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対象となった期間に対応する回数を記載すること）。 以下のサービスにおいて、月の一部の期間が公費適用期間であった場合については、公費適用の有効期間中の公費適用期間の日数を記載すること。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） ・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） ・看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） キ　公費対象単位数 「ウ　単位数」に「カ　公費分回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。 以下のサービスにおいて、「ウ　単位数」の記載を省略した場合は、「オ　サービス単位数」に記載した単位数をそのまま転記すること。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） ・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） ・看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く） ク　施設所在保険者番号 住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を記載すること。 ケ　摘要 サービス内容に応じて（別表１）にしたがって所定の内容を記載すること。
⑪　緊急時施設療養費（様式第四、第四の二） ア　緊急時傷病名	⑫　緊急時施設療養費（様式第四、第四の二） ア　緊急時傷病名

入所者の病状が著しく変化し、緊急その他やむをえない事情により施設療養を行った場合に、その傷病名を記載すること

傷病名が三つを超える場合は、欄内に番号を補記して記載すること。

イ　緊急時治療開始年月日

緊急時傷病名ごとの治療を開始した日付を「ア　緊急時傷病名」に対応させて記載すること。

傷病名が三つを超える場合は、欄内に番号を補記して記載すること。

ウ　緊急時治療管理（再掲）

緊急時治療管理の合計単位数と一日あたりの所定の単位数、緊急時治療管理を行った日数をそれぞれ記載すること。

（合計単位数＝１日あたり単位数×緊急時治療管理日数）

エ　特定治療の内訳

リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療の区分ごとに点数の合計を記載すること。

オ　特定治療の合計

特定治療の点数の合計を記載すること。

カ　摘要

特定治療の内容について、処置名等、回数、点数及び使用した薬剤名等の内訳をリハビリテーションから放射線治療の項目との対応が明らかになるように、診療報酬明細書の記載方法に準じて記載すること。

キ　往診日数

入所者のために病院又は診療所から往診を求めた日数（複数の病院又は診療所から往診を求めた場合はその合計日数）を記載すること。

ク　医療機関名

往診を行った医療機関名を記載すること。複数にわたる場合は、すべての医療機関名を記載すること。

ケ　通院日数

入所者を病院又は診療所に通院させた日数（複数の病院又は診療所に通院させた場合はその合計日数）を記載すること。

コ　医療機関名

通院した医療機関名を記載すること。複数にわたる場合は、す

入所者の病状が著しく変化し、緊急その他やむをえない事情により施設療養を行った場合に、その傷病名を記載すること

傷病名が三つを超える場合は、欄内に番号を補記して記載すること。

イ　緊急時治療開始年月日

緊急時傷病名ごとの治療を開始した日付を「ア　緊急時傷病名」に対応させて記載すること。

傷病名が三つを超える場合は、欄内に番号を補記して記載すること。

ウ　緊急時治療管理（再掲）

緊急時治療管理の合計単位数と一日あたりの所定の単位数、緊急時治療管理を行った日数をそれぞれ記載すること。

（合計単位数＝１日あたり単位数×緊急時治療管理日数）

エ　特定治療の内訳

リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療の区分ごとに点数の合計を記載すること。

オ　特定治療の合計

特定治療の点数の合計を記載すること。

カ　摘要

特定治療の内容について、処置名等、回数、点数及び使用した薬剤名等の内訳をリハビリテーションから放射線治療の項目との対応が明らかになるように、診療報酬明細書の記載方法に準じて記載すること。

キ　往診日数

入所者のために病院又は診療所から往診を求めた日数（複数の病院又は診療所から往診を求めた場合はその合計日数）を記載すること。

ク　医療機関名

往診を行った医療機関名を記載すること。複数にわたる場合は、すべての医療機関名を記載すること。

ケ　通院日数

入所者を病院又は診療所に通院させた日数（複数の病院又は診療所に通院させた場合はその合計日数）を記載すること。

コ　医療機関名

通院した医療機関名を記載すること。複数にわたる場合は、す

べての医療機関名を記載すること。

⑫　所定疾患施設療養費等（様式第九）

ア　所定疾患施設療養費傷病名

入所者が所定の疾患を発症し、施設療養を行った場合に、その傷病名を記載すること。

イ　所定疾患施設療養費開始年月日

所定疾患施設療養傷病名ごとの治療を開始した日付を「ア所定疾患施設療養費傷病名」に対応させて記載すること。

傷病名が三つを超える場合は、欄内に番号を補記して記載すること。

ウ　所定疾患施設療養費（再掲）

所定疾患施設療養費の合計単位数と一日あたりの所定の単位数、所定疾患施設療養を行った日数をそれぞれ記載すること。

（合計単位数＝１日あたり単位数×所定疾患施設療養日数）

エ　緊急時治療管理傷病名

入所者の病状が著しく変化し、緊急その他やむをえない事情により施設療養を行った場合に、その傷病名を記載すること。

傷病名が三つを超える場合は、欄内に番号を補記して記載すること。

オ　緊急時治療開始年月日

緊急時傷病名ごとの治療を開始した日付を「ア　緊急時治療管理傷病名」に対応させて記載すること。

傷病名が三つを超える場合は、欄内に番号を補記して記載すること。

カ　緊急時治療管理（再掲）

緊急時治療管理の合計単位数と一日あたりの所定の単位数、緊急時治療管理を行った日数をそれぞれ記載すること。

（合計単位数＝１日あたり単位数×緊急時治療管理日数）

キ　特定治療の内訳

リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療の区分ごとに点数の合計を記載すること。

ク　特定治療の合計

特定治療の点数の合計を記載すること。

ケ　摘要

特定治療の内容について、処置名等、回数、点数及び使用した薬剤

べての医療機関名を記載すること。

⑬　所定疾患施設療養費等（様式第九）

ア　所定疾患施設療養費傷病名

入所者が所定の疾患を発症し、施設療養を行った場合に、その傷病名を記載すること。

イ　所定疾患施設療養費開始年月日

所定疾患施設療養傷病名ごとの治療を開始した日付を「ア所定疾患施設療養費傷病名」に対応させて記載すること。

傷病名が三つを超える場合は、欄内に番号を補記して記載すること。

ウ　所定疾患施設療養費（再掲）

所定疾患施設療養費の合計単位数と一日あたりの所定の単位数、所定疾患施設療養を行った日数をそれぞれ記載すること。

（合計単位数＝１日あたり単位数×所定疾患施設療養日数）

エ　緊急時治療管理傷病名

入所者の病状が著しく変化し、緊急その他やむをえない事情により施設療養を行った場合に、その傷病名を記載すること。

傷病名が三つを超える場合は、欄内に番号を補記して記載すること。

オ　緊急時治療開始年月日

緊急時傷病名ごとの治療を開始した日付を「ア　緊急時治療管理傷病名」に対応させて記載すること。

傷病名が三つを超える場合は、欄内に番号を補記して記載すること。

カ　緊急時治療管理（再掲）

緊急時治療管理の合計単位数と一日あたりの所定の単位数、緊急時治療管理を行った日数をそれぞれ記載すること。

（合計単位数＝１日あたり単位数×緊急時治療管理日数）

キ　特定治療の内訳

リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療の区分ごとに点数の合計を記載すること。

ク　特定治療の合計

特定治療の点数の合計を記載すること。

ケ　摘要

特定治療の内容について、処置名等、回数、点数及び使用した薬剤

名等の内訳をリハビリテーションから放射線治療の項目との対応が明らかになるように、診療報酬明細書の記載方法に準じて記載すること。

所定疾患施設療養費の内容について、投薬、検査、注射、処置の内容が明らかになるように記載すること。

コ　往診日数

入所者のために病院又は診療所から往診を求めた日数（複数の病院又は診療所から往診を求めた場合はその合計日数）を記載すること。

サ　医療機関名

往診を行った医療機関名を記載すること。複数にわたる場合は、すべての医療機関名を記載すること。

シ　通院日数

入所者を病院又は診療所に通院させた日数（複数の病院又は診療所に通院させた場合はその合計日数）を記載すること。

ス　医療機関名

通院した医療機関名を記載すること。複数にわたる場合は、すべての医療機関名を記載すること。

⑬　特別療養費（様式第四、第四の二及び第九）

ア　傷病名

特別療養費として定められている指導管理等を行った場合、その主な原因となった傷病名を記載すること。

ただし、「感染対策指導管理」及び「褥瘡対策指導管理」のみの場合には、記載は不要であること。

イ　識別番号

特別療養費の項目に対応する識別コード（二桁）を特別療養費識別一覧（別表４）で確認して記載すること。

ウ　内容

特別療養費の内容を識別するための名称として特別療養費識別一覧（別表４）の名称を記載すること。

エ　単位数

特別療養費の項目に対応する一回又は一日あたりの介護給付費の単位数を記載すること。

オ　回数

サービスの提供回数（期間ごとに給付費を算定するサービスに

名等の内訳をリハビリテーションから放射線治療の項目との対応が明らかになるように、診療報酬明細書の記載方法に準じて記載すること。

所定疾患施設療養費の内容について、投薬、検査、注射、処置の内容が明らかになるように記載すること。

コ　往診日数

入所者のために病院又は診療所から往診を求めた日数（複数の病院又は診療所から往診を求めた場合はその合計日数）を記載すること。

サ　医療機関名

往診を行った医療機関名を記載すること。複数にわたる場合は、すべての医療機関名を記載すること。

シ　通院日数

入所者を病院又は診療所に通院させた日数（複数の病院又は診療所に通院させた場合はその合計日数）を記載すること。

ス　医療機関名

通院した医療機関名を記載すること。複数にわたる場合は、すべての医療機関名を記載すること。

⑭　特別療養費（様式第四、第四の二及び第九）

ア　傷病名

特別療養費として定められている指導管理等を行った場合、その主な原因となった傷病名を記載すること。

ただし、「感染対策指導管理」及び「褥瘡対策指導管理」のみの場合には、記載は不要であること。

イ　識別番号

特別療養費の項目に対応する識別コード（二桁）を特別療養費識別一覧（別表４）で確認して記載すること。

ウ　内容

特別療養費の内容を識別するための名称として特別療養費識別一覧（別表４）の名称を記載すること。

エ　単位数

特別療養費の項目に対応する一回又は一日あたりの介護給付費の単位数を記載すること。

オ　回数

サービスの提供回数（期間ごとに給付費を算定するサービスに

ついては算定回数）又は提供日数を記載すること。

カ　保険分単位数

「エ　単位数」に「オ　回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

キ　公費回数

「オ　回数」のうち、公費負担の対象となる回数又は日数を記載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対象となった期間に対応する回数又は日数を記載すること）。

ク　公費分単位数

「エ　単位数」に「キ　公費回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

ケ　摘要

特別療養費の項目に対応して特別療養費識別一覧（別表４）にしたがって所定の内容を記載すること。

コ　合計

保険分単位数、公費分単位数についてそれぞれの行の合計を合計欄に記載すること。

⑭　特定診療費（様式第五、第五の二及び第十）

ア　傷病名

特定診療費として定められている指導管理等を行った場合、その主な原因となった傷病名を記載すること。

ただし、「感染対策指導管理」及び「褥瘡対策指導管理」のみの場合には、記載は不要であること。

イ　識別番号

特定診療費の項目に対応する識別コード（二桁）を特定診療費識別一覧（別表３）で確認して記載すること。

ウ　内容

特定診療費の内容を識別するための名称として特定診療費識別一覧（別表３）の名称を記載すること。

エ　単位数

特定診療費の項目に対応する一回又は一日あたりの介護給付費の単位数を記載すること。

オ　回数

サービスの提供回数（期間ごとに給付費を算定するサービスについては算定回数）又は提供日数を記載すること。

ついては算定回数）又は提供日数を記載すること。

カ　保険分単位数

「エ　単位数」に「オ　回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

キ　公費回数

「オ　回数」のうち、公費負担の対象となる回数又は日数を記載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対象となった期間に対応する回数又は日数を記載すること）。

ク　公費分単位数

「エ　単位数」に「キ　公費回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

ケ　摘要

特別療養費の項目に対応して特別療養費識別一覧（別表４）にしたがって所定の内容を記載すること。

コ　合計

保険分単位数、公費分単位数についてそれぞれの行の合計を合計欄に記載すること。

⑮　特定診療費（様式第五、第五の二及び第十）

ア　傷病名

特定診療費として定められている指導管理等を行った場合、その主な原因となった傷病名を記載すること。

ただし、「感染対策指導管理」及び「褥瘡対策指導管理」のみの場合には、記載は不要であること。

イ　識別番号

特定診療費の項目に対応する識別コード（二桁）を特定診療費識別一覧（別表３）で確認して記載すること。

ウ　内容

特定診療費の内容を識別するための名称として特定診療費識別一覧（別表３）の名称を記載すること。

エ　単位数

特定診療費の項目に対応する一回又は一日あたりの介護給付費の単位数を記載すること。

オ　回数

サービスの提供回数（期間ごとに給付費を算定するサービスについては算定回数）又は提供日数を記載すること。

カ　保険分単位数
「エ　単位数」に「オ　回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。
キ　公費回数
「オ　回数」のうち、公費負担の対象となる回数又は日数を記載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対象となった期間に対応する回数または日数を記載すること）。
ク　公費分単位数
「エ　単位数」に「キ　公費回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。
ケ　摘要
特定診療費の項目に対応して特定診療費識別一覧（別表３）にしたがって所定の内容を記載すること。
コ　合計
保険分単位数、公費分単位数についてそれぞれの行の合計を合計欄に記載すること。
⑮　請求額集計欄（様式第二及び第二の二における給付率の記載方法）
ア　保険
介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること（例えば通常の場合は九〇）。利用者負担の減免対象者、保険給付額の減額対象者等については被保険者証、減免証等を参考にして記載すること。
保険給付を行う率が月の途中で変更となった場合には、月内で最も大きい率を記載すること。（ただし、旧措置入所者に係る利用者負担減免にて、その効力が申請日の属する月の初日にさかのぼる場合を除く。）

イ　公費
公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。当該率等については（別表２）を参照すること。
障害者対策（いわゆる特別対策）における訪問介護（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護については、公費負担医療に準じた取扱いを行うため、保険給付率を加えた率（例えば保険給付率が九〇％、公費負担率が

カ　保険分単位数
「エ　単位数」に「オ　回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。
キ　公費回数
「オ　回数」のうち、公費負担の対象となる回数又は日数を記載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対象となった期間に対応する回数又は日数を記載すること）。
ク　公費分単位数
「エ　単位数」に「キ　公費回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。
ケ　摘要
特定診療費の項目に対応して特定診療費識別一覧（別表３）にしたがって所定の内容を記載すること。
コ　合計
保険分単位数、公費分単位数についてそれぞれの行の合計を合計欄に記載すること。
⑯　請求額集計欄（様式第二及び第二の二における給付率の記載方法）
ア　保険
介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を負担割合証を参考にして百分率で記載すること（例えば通常の場合は九〇、一定以上所得者の場合は八〇）。利用者負担の減免対象者、保険給付額の減額対象者等については被保険者証、減免証等を参考にして記載すること。
保険給付を行う率が月の途中で変更となった場合には、月内で最も大きい率を記載すること。（ただし、旧措置入所者に係る利用者負担減免にて、その効力が申請日の属する月の初日にさかのぼる場合を除く。）
イ　公費
公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。当該率等については（別表２）を参照すること。
障害者対策（いわゆる特別対策）における訪問介護（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護については、公費負担医療に準じた取扱いを行うため、保険給付率を加えた率（例えば保険給付率が九〇％、公費負担率が

一○％の場合は一○○（％））として記載すること。

⑯　請求額集計欄（様式第二及び第二の二におけるサービス種類別の集計）

以下の「ア　サービス種類コード」から「シ　公費分本人負担」までについては、給付費明細欄の内容からサービス種類が同じサービスの情報を抽出し、集計を行って記載すること。

ア　サービス種類コード

当該サービス種類のコード（サービスコードの上二桁）を記載すること。

イ　サービス種類の名称

当該対象サービス種類の名称（訪問介護、訪問入浴介護等）を記載すること。

ウ　サービス実日数

当該対象サービス種類のサービスを行った実日数として、当該事業所において訪問サービス（介護予防を含む。）、通所サービス（介護予防を含む。）又は地域密着型サービス（介護予防を含む。）のいずれかを実施した日数、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導のために利用者の居宅を訪問した日数、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を現に行った日数をそれぞれ記載すること。

エ　計画単位数

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）又は被保険者が作成したサービス提供票の別表に記載された、当該月中に当該事業所から提供する当該サービス種類における区分支給限度基準内単位数を記載すること。ただし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の場合には記載不要であること。

オ　限度額管理対象単位数

当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象部分（特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、事業所開始時支援加算及び介護職員処遇改善加算を除く。）のサービス単位数を合計して記載すること。

カ　限度額管理対象外単位数

一○％の場合は一○○（％））として記載すること。

⑰　請求額集計欄（様式第二及び第二の二におけるサービス種類別の集計）

以下の「ア　サービス種類コード」から「シ　公費分本人負担」までについては、給付費明細欄の内容からサービス種類が同じサービスの情報を抽出し、集計を行って記載すること。

ア　サービス種類コード

当該サービス種類のコード（サービスコードの上二桁）を記載すること。

イ　サービス種類の名称

当該対象サービス種類の名称（訪問介護、訪問入浴介護等）を記載すること。

ウ　サービス実日数

当該対象サービス種類のサービスを行った実日数として、当該事業所において訪問サービス（介護予防を含む。）、通所サービス（介護予防を含む。）又は地域密着型サービス（介護予防を含む。）のいずれかを実施した日数、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導のために利用者の居宅を訪問した日数、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与を現に行った日数をそれぞれ記載すること。

エ　計画単位数

居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）又は被保険者が作成したサービス提供票の別表に記載された、当該月中に当該事業所から提供する当該サービス種類における区分支給限度基準内単位数を記載すること。ただし、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の場合には記載不要であること。

オ　限度額管理対象単位数

当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象のサービス単位数を合計して記載すること。

カ　限度額管理対象外単位数

当該サービス種類のうち、限度額管理対象外（特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、事業所開始時支援加算及び介護職員処遇改善加算）のサービス単位数を合計して記載すること。

キ　給付単位数

「エ　計画単位数」と「オ　限度額管理対象単位数」のいずれか低い方の単位数に「カ　限度額管理対象外単位数」を加えた単位数を記載すること。

ク　公費分単位数

当該サービス種類の公費対象単位数の合計と「キ　給付単位数」のいずれか低い方の単位数を記載すること。

ケ　単位数単価

事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。

出張所（サテライト事業所）の場合は、出張所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。なお、この場合、「請求事業者欄」には事業所番号が附番されている事業所の状況を記載すること。

月の途中で、単位数単価の異なる地域区分をまたがる移転等を行った場合は、月内で最も高い単位数単価を記載すること。

コ　保険請求額

「キ　給付単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、保険の給付率を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。

計算式：保険請求額＝《《　給付単位数×単位数単価　》×保険給付率　》

（《　》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。以下同じ。）。

サ　利用者負担額

「キ　給付単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、「コ　保険請求額」、「シ　公費請求額」及び「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること（サービスの提供の都度利用者負担を徴収している場合等においては、端数処理により徴収した利用者負担の合計とは一致しな

当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象外のサービス単位数を合計して記載すること。

キ　給付単位数

「エ　計画単位数」と「オ　限度額管理対象単位数」のいずれか低い方の単位数に「カ　限度額管理対象外単位数」を加えた単位数を記載すること。

ク　公費分単位数

当該サービス種類の公費対象単位数の合計と「キ　給付単位数」のいずれか低い方の単位数を記載すること。

ケ　単位数単価

事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。

出張所（サテライト事業所）の場合は、出張所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。なお、この場合、「請求事業者欄」には事業所番号が附番されている事業所の状況を記載すること。

月の途中で、単位数単価の異なる地域区分をまたがる移転等を行った場合は、月内で最も高い単位数単価を記載すること。

コ　保険請求額

「キ　給付単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、保険の給付率を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。

計算式：保険請求額＝《《　給付単位数×単位数単価　》×保険給付率　》

（《　》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。以下同じ。）。

サ　利用者負担額

「キ　給付単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、「コ　保険請求額」、「シ　公費請求額」及び「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること（サービスの提供の都度利用者負担を徴収している場合等においては、端数処理により徴収した利用者負担の合計とは一致しな

い場合がありうること。）。
計算式：利用者負担額＝
《　給付単位数×単位数単価　》－保険請求額－公費請求額－公費分本人負担
シ　公費請求額
「ク　公費分単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に公費給付率から保険の給付の率を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること。
公費の給付率が100／100で、保険給付対象単位数と公費対象単位数が等しく、利用者負担額（公費の本人負担額を除く。）が発生しない場合は、「キ　給付単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、「コ　保険請求額」と「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること。
計算式：公費請求額＝
《《　公費分単位数×単位数単価　》×（公費給付率－保険給付率）》－公費分本人負担
ス　公費分本人負担
公費負担医療、または生活保護受給者で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。
セ　合計
保険請求額から公費分本人負担についてそれぞれの行の合計金額を合計欄に記載すること。
⑰　請求額集計欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第五の二、第六の五から第六の七までの⑲、⑳以外の部分）
様式第三から第五の二、第六の五及び第六の六までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。
（※表は別記）
⑱　請求額集計欄（様式第六、第六の二、第八、第九及び第十の⑲、⑳以外の部分）
様式第六、第六の二及び第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。
（※表は別記）

い場合がありうること。）。
計算式：利用者負担額＝
《　給付単位数×単位数単価　》－保険請求額－公費請求額－公費分本人負担
シ　公費請求額
「ク　公費分単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に公費給付率から保険の給付の率を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること。
公費の給付率が100／100で、保険給付対象単位数と公費対象単位数が等しく、利用者負担額（公費の本人負担額を除く。）が発生しない場合は、「キ　給付単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、「コ　保険請求額」と「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること。
計算式：公費請求額＝
《《　公費分単位数×単位数単価　》×（公費給付率－保険給付率）》－公費分本人負担
ス　公費分本人負担
公費負担医療、又は生活保護受給者で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。
セ　合計
保険請求額から公費分本人負担についてそれぞれの行の合計金額を合計欄に記載すること。
⑱　請求額集計欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第五の二、第六の五から第六の七までの⑳、㉑以外の部分）
様式第三から第五の二、第六の五及び第六の六までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。
（※表は別記）
⑲　請求額集計欄（様式第六、第六の二、第八、第九及び第十の⑳、㉑以外の部分）
様式第六、第六の二及び第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。
（※表は別記）

⑲　請求額集計欄（緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等及び特別療養費）

様式第四、第四の二及び第九の請求集計欄における緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等及び特別療養費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における（　）内は様式第四及び第四の二における項目名。

（※表は別記）

⑳　請求額集計欄（特定診療費）

様式第五、第五の二及び第十の請求額集計欄における特定診療費部分以下の方法により記載すること。「項目」における（　）内は様式第五及び第五の二における項目名。

（※表は別記）

㉑　特定入所者介護（予防）サービス費等欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第五の二、第八、第九及び第十）

様式第三から第五の二まで及び様式第八から第十までの特定入所者介護サービス費等の食費及び居住費の欄は、以下の方法により記載すること。

（※表は別記）

㉒　社会福祉法人等による軽減欄（様式第二、第二の二、第三、第三の二及び第八）

様式第二から第三の二まで及び第八の社会福祉法人等による軽減欄は、以下の方法により記載すること。

（※表は別記）

㉓　請求額集計欄（様式第六の三、第六の四の請求額集計欄の部分）

様式第六の三及び第六の四の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

（※表は別記）

（新設）

⑳　請求額集計欄（緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等及び特別療養費）

様式第四、第四の二及び第九の請求集計欄における緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等及び特別療養費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における（　）内は様式第四及び第四の二における項目名。

（※表は別記）

㉑　請求額集計欄（特定診療費）

様式第五、第五の二及び第十の請求額集計欄における特定診療費部分以下の方法により記載すること。「項目」における（　）内は様式第五及び第五の二における項目名。

（※表は別記）

㉒　特定入所者介護（予防）サービス費等欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第五の二、第八、第九及び第十）

様式第三から第五の二まで及び様式第八から第十までの特定入所者介護サービス費等の食費及び居住費の欄は、以下の方法により記載すること。

（※表は別記）

㉓　社会福祉法人等による軽減欄（様式第二、第二の二、第三、第三の二及び第八）

様式第二から第三の二まで及び第八の社会福祉法人等による軽減欄は、以下の方法により記載すること。

（※表は別記）

㉔　請求額集計欄（様式第六の三、第六の四の請求額集計欄の部分）

様式第六の三及び第六の四の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

（※表は別記）

4　介護予防・日常生活支援総合事業費明細書記載に関する事項（様式第二の三及び第七の三）

⑴　共通事項

①　基本的留意事項

ア　介護予防・日常生活支援総合事業費明細書は一事業所（複数のサービス種類を提供する場合で同一事業所番号が割り当てられた事業所を含む。）の被保険者一人あたり、一月に一件作成するこ

と。
　ただし、要支援認定を受けている被保険者に対して、一事業所から介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供した場合、一月に介護給付費明細書と介護予防・日常生活支援総合事業費明細書を二件以上作成することとなる。
イ　一枚の介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の明細記入欄に請求明細が記入しきれない場合は、何枚中の何枚目であるかを所定の欄に記載し、複数の介護予防・日常生活支援総合事業費明細書に分けて明細の記入を行うこと。この際、二枚目以降については、被保険者番号を除く被保険者欄、事業所番号を除く請求事業者欄の記載を省略して差し支えないこと。
また、請求額集計欄は一枚目にのみ記載するものとすること。
ウ　一人の被保険者について同一月分の、同一様式の介護予防・日常生活支援総合事業費明細書を二件にわけて作成することはできないこと（イの場合　及び公費併用請求で介護予防・日常生活支援総合事業費明細書が二枚以上にわたる場合を除く。）。
②　サービス種類と介護予防・日常生活支援総合事業費明細書様式の対応関係
（※表は別記）
③　介護予防・日常生活支援総合事業費明細書様式ごとの要記載内容
（※表は別記）
④　生活保護受給者に係る介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の指定を受けた介護機関が、介護保険の被保険者でない生活保護受給者の介護扶助に係る介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを提供した場合、その費用に関する請求は介護予防・日常生活支援総合事業費明細書によって行うこと。この場合、受給者は被保険者証を保有していないため、福祉事務所の発行する生活保護法介護券の記載事項をもとに介護予防・日常生活支援総合事業費明細書の記載を行うこと。なお、記載要領については、被保険者でない生活保護受給者に関する場合についても同様とし、「被保険者」と記載している場合は、被保険者でない介護扶助の対象者も含むものとすること。
⑤　公費負担医療等受給者に係る介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

公費負担医療等受給者である被保険者において、公費本人負担額を含め公費への請求額が発生しない場合には、該当の公費負担医療に係る情報（公費負担者番号・公費受給者番号等）の記載は行わないこと。

⑵　項目別の記載要領

①　サービス提供年月

請求対象となるサービスを提供した年月を和暦で、「年」「月」それぞれを右詰で記載すること。

②　公費負担者番号・公費受給者番号

ア　公費負担者番号

公費単独請求、公費と公費又は公費と事業費の併用請求の場合に、公費負担者番号を記載すること。

イ　公費受給者番号

公費単独請求、公費と公費又は公費と事業費の併用請求の場合に、公費受給者番号を記載すること。

③　保険者番号

被保険者証若しくは資格者証又は生活保護受給者で介護保険の被保険者でない場合は福祉事務所から発行される生活保護法介護券（以下「被保険者証等」という。）の保険者番号欄に記載された保険者番号を記載すること。

④　被保険者欄

ア　被保険者番号

被保険者証等の被保険者番号欄に記載された番号を記載すること。

イ　氏名

被保険者証等に記載された氏名及びふりがなを記載すること。

ウ　生年月日

被保険者証等に記載された生年月日を記載すること。

元号欄は該当する元号の番号を○で囲むこと。

エ　性別

該当する性別の番号を○で囲むこと。

オ　要支援状態区分等

請求対象となる期間における被保険者の要支援一若しくは要支援二又は事業対象者の区分（以下「要支援状態区分等」という。）を被保険者証等をもとに記載すること。月の途中で要支援状

態区分等の区分変更認定等（要支援状態と事業対象者をまたがる変更の場合を含む。）があって、要支援状態区分等が変わった場合は、月の末日における要支援状態区分等（月の末日において要介護認定の要介護状態又は非該当者である場合は、最後に受けていた要支援状態区分等）を記載すること。

カ　認定有効期間

サービス提供月の末日において被保険者が受けている要支援認定の有効期間を記載すること。なお、事業対象者については認定有効期間の開始年月日に介護予防ケアマネジメント作成（変更）依頼の届出日を記載すること。事業対象者の場合、認定有効期間の終了年月日は記載しない。

⑤　請求事業者

事前印刷又はゴム印等による記載であっても差し支えないこと。

ア　事業所番号

介護予防・日常生活支援総合事業事業所の登録番号を記載すること。

イ　事業所名称

指定等を受けた際に届け出た事業所名を記載すること。

同一事業所番号で複数のサービス種類を提供しており、それぞれの名称が異なることで事業所名を特定できない場合は、指定申請等を行った際の「申請（開設）者」欄に記載した名称を記載すること。

ウ　所在地

指定等を受けた際に届け出た事業所の所在地とその郵便番号を記載すること。

エ　連絡先

審査支払機関、保険者からの問い合わせ用連絡先電話番号を記載すること。

⑥　介護予防サービス計画（様式第二の三について記載）

区分支給限度管理の対象のサービスの請求を行う場合に記載すること。

ア　作成区分

介護予防サービス計画の作成方法について該当するものを選んで○で囲むこと。

月の一部の期間において利用者が介護予防小規模多機能型居

宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けた場合には、介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成を○で囲むこと。

月の途中で要介護状態、要支援状態及び事業対象者をまたがる区分変更認定等があった場合には、月末時点の該当する作成方法を○で囲むこと。

記載すべき作成方法が様式にない場合は、補記を行うこと（ただし、補記する名称は「居宅介護支援事業者作成」等正確に記載し、「居宅作成」等の省略は不可とする。）。

イ　事業所番号

介護予防支援事業者（地域包括支援センター）作成の場合に、サービス提供票に記載されている介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の事業所番号を記載すること。

月の一部の期間において利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けた場合には、当該介護予防事業所番号を記載すること。

月の途中で要介護状態、要支援状態及び事業対象者をまたがる区分変更認定等があった場合には、月末時点で要介護状態である場合は、居宅介護支援事業者、月末時点で要支援状態である場合は、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の事業所番号を記載すること。

ウ　事業所名称

介護予防支援事業者（地域包括支援センター）作成の場合に、サービス提供票に記載されている介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者（地域包括支援センター）の名称を記載すること。介護予防支援事業者（地域包括支援センター）作成の場合は被保険者が市町村に届け出て、被保険者証の「介護予防支援事業者（地域包括支援センター）及び事業所の名称」欄に記載された事業所（被保険者でない生活保護受給者の場合は、生活保護法介護券の「指定介護予防支援事業者名」欄に記載された事業所）であることが必要であること。

⑦　開始日・中止日等（様式第二の三について記載）

ア　開始年月日

被保険者に対し、サービスの提供を開始した月に、最初にサービスを提供した日付（ただし、月途中において以下に記載する事由に該当する場合については、利用者との契約日）を記載すること。前月以前から継続している場合は記載しないこと。

〈利用者との契約日を記載する事由〉

・要介護状態、要支援状態及び事業対象者をまたがる区分変更認定が行われた場合

・サービス事業者の指定効力停止期間の終了

・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る）

イ　中止年月日

月の途中にサービスの提供を中止した場合に、最後にサービスを提供した日付（ただし、月途中において以下に記載する事由に該当する場合については、利用者との契約解除日等）を記載すること。翌月以降サービスを継続している場合は記載しないこと。

月の途中で、転出等により保険者をまたがる異動が発生し、かつサービスの提供が継続されている場合には、当該転出日を記載すること。

〈利用者との契約解除日等を記載する事由〉

・月の途中において要介護状態、要支援状態及び事業対象者をまたがる区分変更認定等が行われた場合

・更新制の導入に伴う指定有効期間の満了及び指定効力停止期間の開始があった場合

・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る）

前記事由のうち、指定有効期間満了の場合は満了日、指定効力停止期間の開始の場合は開始日を記載すること。

⑧　事業費明細欄

当該事業所において頻繁に使用するサービス内容、サービスコード及び単位数を事前に印刷し、回数、サービス単位数等を後から記入する方法をとっても差し支えないこと。

なお、あらかじめ市町村に届け出て、市町村が定める単位数より低い単位数を請求する場合は、同一のサービスコードに対し、一回、一日又は一月あたりの介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数が異なるごとに行を分けて記載すること。

また、以下のサービスの場合において、月途中において以下に

記載する事由に該当する場合については、算定単位が「一月につき」のサービスコードを記載せず、算定単位が「一日につき」のサービスコードを記載し、請求すること。

〈該当サービス種類〉

・訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）

・通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）

〈日割り計算を行う事由〉

・要介護認定、要支援認定及び事業対象者をまたがる区分変更認定

・要支援一と要支援二の間での区分変更認定

・サービス事業者の事業開始・事業廃止、更新制の導入に伴う指定有効期間・効力停止期間の開始・終了

・月の一部の期間が公費適用期間であった場合

・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る。）

・サービス提供開始（ただし、前月以前から引き続きサービスを提供している場合を除く。）

・月の一部の期間に利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護を利用した場合

・月の一部の期間に利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護に入居、又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用した場合

ア　サービス内容

請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表のサービスコード内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合はサービス種類の名称（訪問型サービス（みなし）等）を記載するだけでも差し支えないこと。

イ　サービスコード

請求対象サービスに対応するサービスコード（六桁）を介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表で確認して記載すること。

ウ　単位数

請求対象サービスに対応する一回、一日又は一月あたりの介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を介護予防・日常生活支

援総合事業費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業費の割引、率による加減算等、介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を計算で求める場合は、介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表の計算方法及び端数処理（単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。）にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算又は介護職員処遇改善加算の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。

以下に該当する場合は記載を省略すること（ただし、算定単位が「一回につき」又は「一日につき」のサービスコードを記載する場合を除く。）。

・訪問型サービス（みなし）
・訪問型サービス（独自）
・訪問型サービス（独自／定率）
・訪問型サービス（独自／定額）
・通所型サービス（みなし）
・通所型サービス（独自）
・通所型サービス（独自／定率）
・通所型サービス（独自／定額）
・その他の生活支援サービス（配食／定率）
・その他の生活支援サービス（配食／定額）
・その他の生活支援サービス（見守り／定率）
・その他の生活支援サービス（見守り／定額）
・その他の生活支援サービス（その他／定率）
・その他の生活支援サービス（その他／定額）

減算のサービスコードの場合は、単位数の前に「－」の記載をすること。

（記載例・通所型サービス同一建物減算１「－376」）

エ　回数

サービスの提供回数（期間ごとに事業費を算定するサービスに

ついては算定回数）を記載すること。

算定単位が「一月につき」のサービスコードを記載する場合は「１」を、算定単位が「一日につき」のサービスコードを記載する場合はサービス提供を開始した日から月末までの日数（ただし、月末前に契約を解除した場合は解除日までの日数を、また事業所の指定有効期間が停止した場合は有効期間の停止日までの日数）を、「一回につき」のサービスコードを記載する場合はサービスを提供した回数を記載すること。

オ　サービス単位数

「ウ　単位数」に「エ　回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

「ウ　単位数」の記載を省略した場合は、「イ　サービスコード」に記載したサービスコードに対応する単位数を、介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表で確認して記載すること。

カ　公費分回数

「エ　回数」のうち、公費負担の対象となる回数を記載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対象となった期間に対応する回数を記載すること）。

月の一部の期間が公費適用期間であった場合については、公費適用の有効期間中の公費適用期間の日数を記載すること。

キ　公費対象単位数

「ウ　単位数」に「カ　公費分回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

「ウ　単位数」の記載を省略した場合は、「オ　サービス単位数」に記載した単位数をそのまま転記すること。

ク　摘要

サービス内容に応じて（別表１）にしたがって所定の内容を記載すること。

⑨　事業費明細欄（住所地特例対象者）

当該事業所において頻繁に使用するサービス内容、サービスコード及び単位数を事前に印刷し、回数、サービス単位数等を後から記入する方法をとっても差し支えないこと。

なお、あらかじめ市町村に届け出て、市町村が定める単位数より低い単位数を請求する場合は、同一のサービスコードに対し、

一回、一日又は一月あたりの介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数が異なるごとに行を分けて記載すること。

また、以下のサービスの場合において、月途中において以下に記載する事由に該当する場合については、算定単位が「一月につき」のサービスコードを記載せず、算定単位が「一日につき」のサービスコードを記載し、請求すること。

〈該当サービス種類〉

・訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）

・通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）（ただし、日割り計算用サービスコードがない加算は除く。）

〈日割り計算を行う事由〉

・要介護認定、要支援認定及び事業対象者をまたがる区分変更認定

・要支援一と要支援二の間での区分変更認定

・サービス事業者の事業開始・事業廃止、更新制の導入に伴う指定有効期間・効力停止期間の開始・終了

・月の一部の期間が公費適用期間であった場合

・サービス事業者の変更があった場合（同一保険者内に限る。）

・サービス提供開始（ただし、前月以前から引き続きサービスを提供している場合を除く。）

・月の一部の期間に利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護を利用した場合

・月の一部の期間に利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護に入居、又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用した場合

ア　サービス内容

請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表のサービスコード内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合はサービス種類の名称を記載するだけでも差し支えないこと。

イ　サービスコード

請求対象サービスに対応するサービスコード（六桁）を介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表で確認して記載すること。

ウ　単位数

請求対象サービスに対応する一回、一日又は一月あたりの介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表で確認して記載すること。ただし、介護予防・日常生活支援総合事業費の割引、率による加減算等、介護予防・日常生活支援総合事業費の単位数を計算で求める場合は、介護予防・日常生活支援総合事業費単位数表の計算方法及び端数処理（単位数の算定に関する端数処理は、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行うごとに小数点以下の四捨五入を行っていくこととし、絶えず整数値に割合を乗じていく計算とする。）にしたがって算出した単位数を記載すること。また、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算又は介護職員処遇改善加算の場合は、対象となるサービスコードの所定単位数の合計に所定の率を乗じ小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を記載すること。

以下に該当する場合は記載を省略すること（ただし、算定単位が「一回につき」又は「一日につき」のサービスコードを記載する場合を除く。）。

・訪問型サービス（みなし）
・訪問型サービス（独自）
・訪問型サービス（独自／定率）
・訪問型サービス（独自／定額）
・通所型サービス（みなし）
・通所型サービス（独自）
・通所型サービス（独自／定率）
・通所型サービス（独自／定額）
・その他の生活支援サービス（配食／定率）
・その他の生活支援サービス（配食／定額）
・その他の生活支援サービス（見守り／定率）
・その他の生活支援サービス（見守り／定額）
・その他の生活支援サービス（その他／定率）
・その他の生活支援サービス（その他／定額）

減算のサービスコードの場合は、単位数の前に「－」の記載をすること。

エ　回数

サービスの提供回数（期間ごとに事業費を算定するサービスについては算定回数）を記載すること。

算定単位が「一月につき」のサービスコードを記載する場合は「１」を、算定単位が「一日につき」のサービスコードを記載する場合はサービス提供を開始した日から月末までの日数（ただし、月末前に契約を解除した場合は解除日までの日数を、また事業所の指定有効期間が停止した場合は有効期間の停止日までの日数）を、「一回につき」のサービスコードを記載する場合はサービスを提供した回数を記載すること。

オ　サービス単位数

「ウ　単位数」に「エ　回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

「ウ　単位数」の記載を省略した場合は、「イ　サービスコード」に記載したサービスコードに対応する単位数を、介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表で確認して記載すること。

カ　公費分回数

「エ　回数」のうち、公費負担の対象となる回数を記載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対象となった期間に対応する回数を記載すること）。

月の一部の期間が公費適用期間であった場合については、公費適用の有効期間中の公費適用期間の日数を記載すること。

キ　公費対象単位数

「ウ　単位数」に「カ　公費分回数」を乗じて算出した単位数を記載すること。

「ウ　単位数」の記載を省略した場合は、「オ　サービス単位数」に記載した単位数をそのまま転記すること。

ク　施設所在保険者番号

住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を記載すること。

ケ　摘要

サービス内容に応じて（別表１）にしたがって所定の内容を記載すること。

⑩　請求額集計欄（様式第二の三における給付率の記載方法）

ア　事業

介護予防・日常生活支援総合事業費の基準額のうち事業費として支払う率を負担割合証を参考にして百分率で記載すること（例えば通常の場合は九〇、一定以上所得者の場合は八〇）。利用者負担の減免対象者については被保険者証、減免証等を参考にして記載すること。

事業費として支払う率が月の途中で変更となった場合には、月内で最も大きい率を記載すること。

以下のサービスについては給付率を記載しない。

・訪問型サービス（独自／定率）
・訪問型サービス（独自／定額）
・通所型サービス（独自／定率）
・通所型サービス（独自／定額）
・その他の生活支援サービス（配食／定率）
・その他の生活支援サービス（配食／定額）
・その他の生活支援サービス（見守り／定率）
・その他の生活支援サービス（見守り／定額）
・その他の生活支援サービス（その他／定率）
・その他の生活支援サービス（その他／定額）

イ　公費

公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。当該率等については（別表２）を参照すること。

⑪　請求額集計欄（様式第二の三におけるサービス種類別の集計）

以下の「ア　サービス種類コード」から「シ　公費分本人負担」までについては、事業費明細欄の内容からサービス種類が同じサービスの情報を抽出し、集計を行って記載すること。

ア　サービス種類コード

当該サービス種類のコード（サービスコードの上二桁）を記載すること。

イ　サービス種類の名称

当該対象サービス種類の名称（訪問型サービス（みなし）等）を記載すること。

ウ　サービス実日数

当該対象サービス種類のサービスを行った実日数として、当該事業所において訪問型サービス、通所型サービス又はその他の生活支援サービスのいずれかを実施した日数をそれぞれ記載する

こと。

エ　計画単位数

介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が作成したサービス提供票の別表に記載された、当該月中に当該事業所から提供する当該サービス種類における区分支給限度基準内単位数を記載すること。

オ　限度額管理対象単位数

当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象のサービス単位数を合計して記載すること。

カ　限度額管理対象外単位数

当該サービス種類のうち、支給限度額管理対象外のサービス単位数を合計して記載すること。

キ　給付単位数

「エ　計画単位数」と「オ　限度額管理対象単位数」のいずれか低い方の単位数に「カ　限度額管理対象外単位数」を加えた単位数を記載すること。

ク　公費分単位数

当該サービス種類の公費対象単位数の合計と「キ　給付単位数」のいずれか低い方の単位数を記載すること。

ケ　単位数単価

訪問型サービス（みなし）及び通所型サービス（みなし）（以下みなしサービスという。コ、サ及びシにおいても同じ。）は、事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。

出張所（サテライト事業所）の場合は、出張所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。なお、この場合、「請求事業者欄」には事業所番号が附番されている事業所の状況を記載すること。　月の途中で、単位数単価の異なる地域区分をまたがる移転等を行った場合は、月内で最も高い単位数単価を記載すること。

訪問型サービス（独自）、通所型サービス（独自）（以下保険者独自サービスという。コ、サ及びシにおいても同じ。）、訪問型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定率）、その他の生活支援サービス（配食／定率）、その他の生活支援サービス（見守り／定率）、その他の生活支援サービス（その他／定

率）（以下保険者独自（定率）サービスという。コ、サ及びシにおいても同じ。）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（独自／定額）、その他の生活支援サービス（配食／定額）、その他の生活支援サービス（見守り／定額）及びその他の生活支援サービス（その他／定額）（以下保険者独自（定額）サービスという。コ、サ及びシにおいても同じ。）は、市町村がサービスの内容に応じて設定した、当該市町村所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価若しくは、十円を記載すること。

コ　事業費請求額

〈みなしサービス、保険者独自サービスの場合〉

「キ　給付単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、事業の給付率を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。

計算式：事業費請求額＝《《　給付単位数×単位数単価　》×事業給付率　》

（《　》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。サービスの提供の都度利用者負担を徴収している場合等においては、端数処理により徴収した利用者負担の合計とは一致しない場合がありうること。以下同じ。）。

〈保険者独自（定率）サービスの場合〉

事業費明細欄若しくは事業費明細欄（住所地特例対象者）において、当該サービス種類の給付率が同一のサービスコードごとに以下の計算式にて事業費請求額を求め、同一のサービス種類で足し合わせた額を記載すること。

計算式：事業費請求額＝《《　サービス単位数×単位数単価　》×市町村で定められた給付率　》

（サービス単位数は給付率が同一のサービスコード分を合算した単位数とする。）。

〈保険者独自（定額）サービスの場合〉

「キ　給付単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、「サ　利用者負担額」を差し引いた残りの額を記載すること。

サ　利用者負担額

〈みなしサービス、保険者独自サービスの場合〉

「キ　給付単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点

以下切り捨て）から、「コ　事業費請求額」、「シ　公費請求額」及び「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること。

計算式：利用者負担額＝

《　給付単位数×単位数単価　》－事業費請求額－公費請求額－公費分本人負担

〈保険者独自（定率）サービスの場合〉

事業費明細欄若しくは事業費明細欄（住所地特例対象者）において、当該サービス種類のサービス単位数を足し合わせた単位数に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、「コ　事業費請求額」、「シ　公費請求額」及び「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること。

計算式：利用者負担額＝

《　サービス単位数×単位数単価　》－事業費請求額－公費請求額－公費分本人負担

（サービス単位数はサービスコードごとの単位数を合算した単位数とする。）

〈保険者独自（定額）サービスの場合〉

事業費明細欄若しくは事業費明細欄（住所地特例対象者）における当該サービス種類について、市町村で定められたサービスコードの利用者負担額に回数を乗じた額（以下の計算式）の各サービスコード分の合計額を記載すること。

計算式：利用者負担額＝

市町村で定められたサービスコードにおける利用者負担額×回数

シ　公費請求額

〈みなしサービス、保険者独自サービスの場合〉

「ク　公費分単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に公費給付率から事業の給付の率を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること。

公費の給付率が100／100で、事業給付対象単位数と公費対象単位数が等しく、利用者負担額（公費の本人負担額を除く。）が発生しない場合は、「キ　給付単位数」に「ケ　単位数単価」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、「コ　事業費請求額」と「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること。

計算式：公費請求額＝
《《　公費分単位数×単位数単価　》×（公費給付率－事業給付率）》－公費分本人負担
〈保険者独自（定率）サービスの場合〉
事業費明細欄若しくは事業費明細欄（住所地特例対象者）において、当該サービス種類の給付率が同一のサービスコードごとに以下の計算式にて公費請求額を求め、同一のサービス種類で足し合わせた額から「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること。
計算式：公費請求額＝《《　公費分単位数×単位数単価　》×（公費給付率－市町村で定められた給付率）》
（公費分単位数は給付率が同一のサービスコード分の公費対象単位数を合算した単位数とする。）
〈保険者独自（定額）サービスの場合〉
事業費明細欄若しくは事業費明細欄（住所地特例対象者）における当該サービス種類について、市町村で定められたサービスコードの利用者負担額に公費分回数を乗じた額（以下の計算式）の各サービスコード分の合計額から「ス　公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載すること。
計算式：利用者負担額＝
市町村で定められたサービスコードにおける利用者負担額×公費分回数
ス　公費分本人負担
公費負担医療、又は生活保護受給者で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。
セ　合計
保険請求額から公費分本人負担についてそれぞれの行の合計金額を合計欄に記載すること。
⑫　請求額集計欄（様式第七の三における集計）
ア　事業分サービス単位数合計
事業費明細欄におけるサービス単位数の合計単位数を記載すること。
イ　公費分サービス単位数合計
事業費明細欄における公費対象単位数の合計単位数を記載すること。

3　給付管理票に関する事項（様式第十一）

⑴　留意事項

①　月途中で居宅介護支援事業者が変更になった場合（転居等による保険者の変更の場合を除く）、月末時点に市町村への届出対象となっている居宅介護支援事業者が給付管理票を作成すること。

月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる変更があった場合、月末時点で市町村への届出対象となっている居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者が給付管理票を作成すること。この場合、居宅介護支援事業者が介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの記載を、介護予防支援事業者が居宅サービス及び地域密着型サービスの記載を行うことになるので留意すること。

月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用した場合には、当該小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所が給付管理票を作成すること。

ウ　単位数単価

事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を上限として市町村が規定した単価又は十円を記載すること。

出張所（サテライト事業所）の場合は、出張所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。なお、この場合、「請求事業者欄」には事業所番号が附番されている事業所の状況を記載すること。

月の途中で、単位数単価の異なる地域区分をまたがる移転等を行った場合は、月内で最も高い単位数単価を記載すること。

エ　公費分給付率

公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。公費負担がある場合は一〇〇（%）と記載すること。

オ　事業分事業費請求額

「ア　事業分サービス単位数合計」に「ウ　単位数単価」を乗じて得た結果（小数点以下切り捨て）を記載すること。公費負担がある場合は〇円と記載すること。

カ　公費分事業費請求額

「イ　公費分サービス単位数合計」に「ウ　単位数単価」を乗じて得た結果（小数点以下切り捨て）を記載すること。

（※表は別記）

5　給付管理票に関する事項（様式第十一）

⑴　留意事項

①　月途中で居宅介護支援事業者が変更になった場合（転居等による保険者の変更の場合を除く）、月末時点に市町村への届出対象となっている居宅介護支援事業者が給付管理票を作成すること。

月途中で要介護状態、要支援状態及び事業対象者をまたがる変更があった場合、月末時点で市町村への届出対象となっている居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が給付管理票を作成すること。この場合、居宅介護支援事業者が介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの記載を、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が居宅サービス及び地域密着型サービスの記載を行うことになるので留意すること。

月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看

月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用し、かつ当該期間を除いて居宅介護支援を受けた場合には、当該居宅介護支援事業者が給付管理票を作成すること。

月の一部の期間において利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護を利用し、かつ当該期間を除いて介護予防支援を受けた場合には、当該介護予防支援事業者が給付管理票を作成すること。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護を利用し、かつ当該期間を除いて複合型サービスを利用した場合は、月末時点において利用するサービス事業所が給付管理票を作成すること。

② 事業所ごと及びサービス種類ごとの居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画に位置付けられた介護サービス若しくは介護予防サービスの給付額を月末時点の「サービス利用票（控）」から作成すること。

なお、当初の「サービス利用票」に記載された事業所ごと、サービス種類ごとの給付計画単位数を上回るような場合には、「サービス利用票」等の再作成が必要であり、再作成後の「計画」を記載する。給付管理票の事業所ごとの上限管理に影響がなく、「サービス利用票」の再作成が必要でない場合は、当初の計画を記載する。

（新設）

護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用した場合には、当該小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理票を作成すること。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて居宅介護支援を受けた場合には、当該居宅介護支援事業者が給付管理票を作成すること。

月の一部の期間において利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受けた場合には、当該介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が給付管理票を作成すること。

月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し、かつ当該期間を除いて看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用した場合は、月末時点において利用するサービス事業所が給付管理票を作成すること。

② 事業所ごと及びサービス種類ごとの居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに位置付けられた介護サービス若しくは介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業の給付額又は事業費を月末時点の「サービス利用票（控）」から作成すること。

なお、当初の「サービス利用票」に記載された事業所ごと、サービス種類ごとの給付計画単位数を上回るような場合には、「サービス利用票」等の再作成が必要であり、再作成後の「計画」を記載する。給付管理票の事業所ごとの上限管理に影響がなく、「サービス利用票」の再作成が必要でない場合は、当初の計画を記載する。

③ 要支援認定を受けている被保険者が介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合には、予防給付の支給限度基準額の範囲内とする。

事業対象者が介護予防・日常生活支援総合事業を利用する場合には、予防給付の要支援１の支給限度基準額を目安とし、市町村が定める支給限度額（要支援２の支給限度額）を超えないものとする。

⑵　項目別の記載要領

①　対象年月

居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の対象となった年月を和暦で記載すること。

②　保険者番号

サービス利用票（控）の保険者番号欄に記載された保険者番号を記載すること。

③　被保険者番号

サービス利用票（控）の被保険者番号欄に記載された被保険者番号を記載すること。

④　被保険者氏名

サービス利用票（控）に記載された氏名及びフリガナを記載すること。

⑤　生年月日

サービス利用票（控）に記載された生年月日を記載すること。
元号は該当する元号を○で囲むこと。

⑥　性別

該当する性別を○で囲むこと。

⑦　要介護状態区分

サービス利用票（控）に記載された要介護状態区分を記載すること。要介護状態区分については、月途中で変更があった場合には、いずれか重い方の要介護状態区分を記載すること。月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる変更があった場合、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が要介護一から要介護五までの記載を行う場合があるので留意すること。

⑧　作成区分

該当する作成者の番号を○で囲むこと。

月途中で要介護状態と要支援状態をまたがる変更があった場合、月末時点での作成者の番号を○で囲むこと。

月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用した場合には、居宅介護支援事業者を、月を通じて利用者

⑵　項目別の記載要領

①　対象年月

居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの対象となった年月を和暦で記載すること。

②　保険者番号

サービス利用票（控）の保険者番号欄に記載された保険者番号を記載すること。

③　被保険者番号

サービス利用票（控）の被保険者番号欄に記載された被保険者番号を記載すること。

④　被保険者氏名

サービス利用票（控）に記載された氏名及びフリガナを記載すること。

⑤　生年月日

サービス利用票（控）に記載された生年月日を記載すること。
元号は該当する元号を○で囲むこと。

⑥　性別

該当する性別を○で囲むこと。

⑦　要介護状態区分等

サービス利用票（控）に記載された要介護状態区分等を記載すること。要介護状態区分等については、月途中で変更があった場合には、いずれか重い方の要介護状態区分等を記載すること。月途中で要介護状態、要支援状態及び事業対象者をまたがる変更があった場合、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が要介護一から要介護五までの記載を行う場合があるので留意すること。

要介護状態区分等が重い順は以下とすること。
要介護五＞要介護四＞要介護三＞要介護二＞要介護一＞要支援二＞事業対象者＞要支援一

⑧　作成区分

該当する作成者の番号を○で囲むこと。

月途中で要介護状態、要支援状態及び事業対象者をまたがる変更があった場合、月末時点での作成者の番号を○で囲むこと。

月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用し

が介護予防小規模多機能型居宅介護を利用した場合には、介護予防支援事業者作成を○で囲むこと。	た場合には、居宅介護支援事業者を、月を通じて利用者が介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用した場合には、介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成を○で囲むこと。
⑨　居宅介護／介護予防支援事業所番号 居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業所もしくは介護予防支援事業所(地域包括支援センター）の指定事業所番号または基準該当登録番号を記載すること。 月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用した場合には、当該小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所が自事業所番号を記載すること。 ただし、市町村が給付管理票を作成する場合は記載不要であること。（以下、⑩から⑭についても同様）	⑨　居宅介護／介護予防支援事業所番号 居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成した居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の指定事業所番号又は基準該当登録番号を記載すること。 月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用した場合には、当該小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が自事業所番号を記載すること。 ただし、市町村が給付管理票を作成する場合は記載不要であること。（以下、⑩から⑭についても同様）
⑩　担当介護支援専門員番号 給付管理を行った介護支援専門員の指定介護支援専門員番号を記載すること。介護予防支援事業所（地域包括支援センター）において、介護支援専門員番号を記載できない場合には記載は不要であること。 月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用した場合には、当該小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所の担当の介護支援専門員番号を記載すること。	⑩　担当介護支援専門員番号 給付管理を行った介護支援専門員の指定介護支援専門員番号を記載すること。介護予防支援事業所（地域包括支援センター）において、介護支援専門員番号を記載できない場合には記載は不要であること。 月を通じて利用者が小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）又は看護小規模多機能型居宅介護（短期利用を除く）を利用した場合には、当該小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の担当の介護支援専門員番号を記載すること。
⑪　居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名 指定等を受けた際に届け出た事業所名を記載すること。	⑪　居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名 指定等を受けた際に届け出た事業所名を記載すること。
⑫　居宅介護支援事業者の事業所所在地及び連絡先 指定等を受けた際に届け出た事業所の所在地と審査支払機関、保険者からの問い合わせ用連絡先電話番号を記載すること。	⑫　居宅介護支援事業者の事業所所在地及び連絡先 指定等を受けた際に届け出た事業所の所在地と審査支払機関、保険者からの問い合わせ用連絡先電話番号を記載すること。
⑬　委託した場合・委託先の居宅介護支援事業所番号 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が介護予防支援を	⑬　委託した場合・委託先の居宅介護支援事業所番号 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が介護予防支援

居宅介護支援事業所に委託した場合、委託先の居宅介護支援事業所の指定事業所番号又は基準該当登録番号を記載すること。

⑭　委託した場合・居宅介護支援専門員番号

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託した場合、委託先の居宅介護支援事業所の担当の介護支援専門員の指定介護支援専門員番号を記載すること。

⑮　居宅サービス・介護予防サービス支給限度基準額

サービス利用票（控）に記載された居宅サービス又は介護予防サービスにかかる支給限度基準額を記載すること。

⑯　限度額適用期間

サービス利用票（控）に記載された限度額適用期間を記載すること。

⑰　居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者の事業所名

サービス利用票別表（控）の事業所、サービス種類ごとの集計行に記載された居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者の事業所名を記載すること。

⑱　事業所番号

サービス利用票別表（控）の事業所、サービス種類ごとの集計行に記載された居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者の事業所番号を記載すること。

⑲　指定／基準該当／地域密着型サービス識別

指定、基準該当又は地域密着型の区分を○で囲むこと。

⑳　サービス種類名

サービス利用票別表（控）の事業所、サービス種類ごとの集計行に記載されたサービス種類の名称（訪問介護、訪問入浴介護等）を

を居宅介護支援事業所に委託した場合、委託先の居宅介護支援事業所の指定事業所番号又は基準該当登録番号を記載すること。

⑭　委託した場合・居宅介護支援専門員番号

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託した場合、委託先の居宅介護支援事業所の担当の介護支援専門員の指定介護支援専門員番号を記載すること。

⑮　居宅サービス・介護予防サービス・総合事業支給限度基準額

サービス利用票（控）に記載された居宅サービス若しくは介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業にかかる支給限度基準額を記載すること。

ただし、要介護状態区分等が事業対象者である場合は要支援１の支給限度基準額を記載すること。

⑯　限度額適用期間

サービス利用票（控）に記載された限度額適用期間を記載すること。

ただし、要介護状態区分等が事業対象者の場合、限度額適用期間の終了年月日は未記載であること。

⑰　居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者・介護予防・日常生活支援総合事業事業者の事業所名

サービス利用票別表（控）の事業所、サービス種類ごとの集計行に記載された居宅サービス事業者若しくは介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合事業事業者の事業所名を記載すること。

⑱　事業所番号

サービス利用票別表（控）の事業所、サービス種類ごとの集計行に記載された居宅サービス事業者若しくは介護予防サービス事業者又は介護予防・日常生活支援総合事業事業者の事業所番号を記載すること。

⑲　指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別

指定、基準該当、地域密着型又は総合事業の区分を○で囲むこと。

⑳　サービス種類名

サービス利用票別表（控）の事業所、サービス種類ごとの集計行に記載されたサービス種類の名称（訪問介護、訪問入浴介護等

記載すること。

㉑　サービス種類コード

当該サービス種類のコード（サービスコードの上二桁）を記載すること。

㉒　給付計画単位数

サービス利用票別表（控）のサービス種類ごとの集計行の区分支給限度基準内単位数に記載された額（単位数）を記載すること。

4　公費の介護給付費明細書に関する事項

⑴　公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

①　介護給付費明細書で公費の請求を行う場合は、左表によるものとすること。

（※表は別記）

②　二種類以上の公費負担医療の適用がある場合は適用の優先順（別表２を参照）に一枚目の介護給付費明細書から順次公費負担医療の請求計算を行うこと。さらに、生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の適用（様式第二で医療系サービスと福祉系サービスをあわせて請求する場合など）があれば、最後の介護給付費明細書で生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の請求額を計算すること。この場合、介護給付費明細書は三枚以上になる場合があること。

なお、ここでいう公費負担医療には生活保護法の介護扶助、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について」（平成十四年四月一日健発第〇四〇一〇〇七号）、「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成四年四月三十日環保業発第二二七号環境事務次官通知）、「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知）、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱について」（平成十五年六月六日環保企発第〇三〇六〇六〇〇四号環境事務次官通知）、「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」（平成十二年三月十七日健医発第四七五号厚生省保健医療局長通知）による介護の給付、「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」（平成十二年三月十七日健医発第四七六号厚生省

）を記載すること。

㉑　サービス種類コード

当該サービス種類のコード（サービスコードの上二桁）を記載すること。

㉒　給付計画単位数

サービス利用票別表（控）のサービス種類ごとの集計行の区分支給限度基準内単位数に記載された額（単位数）を記載すること。

6　公費の介護給付費明細書等に関する事項

⑴　公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

①　介護給付費明細書又は介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（以下「介護給付費明細書等」という。）で公費の請求を行う場合は、左表によるものとすること。

（※表は別記）

②　二種類以上の公費負担医療の適用がある場合は適用の優先順（別表２を参照）に一枚目の介護給付費明細書等から順次公費負担医療の請求計算を行うこと。さらに、生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の適用（様式第二で医療系サービスと福祉系サービスをあわせて請求する場合など）があれば、最後の介護給付費明細書等で生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の請求額を計算すること。この場合、介護給付費明細書等は三枚以上になる場合があること。

なお、ここでいう公費負担医療には生活保護法の介護扶助、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について」（平成十四年四月一日健発第〇四〇一〇〇七号）、「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成四年四月三十日環保業発第二二七号環境事務次官通知）、「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知）、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱について」（平成十五年六月六日環保企発第〇三〇六〇六〇〇四号環境事務次官通知）、「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」（平成十二年三月十七日健医発第四七五号厚生省保健医療局長通知）による介護の給付、「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」（平成十二年三月十七

保健医療局長通知）による介護の給付並びに特別対策（低所得者利用者負担対策）としての「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」も含むものとすること。 ⑵　各様式と公費併用請求の関係 各様式ごとの公費併用請求組み合わせは左表のようになること （※表は別記）	日健医発第四七六号厚生省保健医療局長通知）による介護の給付並びに特別対策（低所得者利用者負担対策）としての「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」も含むものとすること。 ⑵　各様式と公費併用請求の関係 各様式ごとの公費併用請求組み合わせは左表のようになること （※表は別記）
（表） ２⑴③　（内容変更有） 別表１　（内容変更有） 別表２　（内容変更有） 別表３　（内容変更有）	（表） ３(1)2、４(1)2　（内容変更有） ３(1)3、４(1)3　（内容変更有） ３(2)17　（内容変更有） ３(2)18　（内容変更有） ３(2)19　（内容変更有） ３(2)20　（内容変更有） ３(2)21　（内容変更有） ３(2)22　（内容変更有） ３(2)23　（内容変更有） ６(1)1　（内容変更有） ６(2)　（内容変更有） 別表１　（内容変更有） 別表２　（内容変更有）

Ⅰ－資料8②

3　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）
（1）共通事項
②サービス種類と介護給付費明細書様式の対応関係

4　介護予防・日常生活支援総合事業費明細書記載に関する事項（様式第二の三及び第七の三）
（1）共通事項
②サービス種類と介護予防・日常生活支援総合事業費明細書様式の対応関係

区　分	介護給付		予防給付		介護予防・日常生活支援総合事業	
	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式	サービス種類	明細書様式
居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 福祉用具貸与	様式第二	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与	様式第二の二	訪問型サービス（みなし） 訪問型サービス（独自） 訪問型サービス（独自／定率） 訪問型サービス（独自／定額） 通所型サービス（みなし） 通所型サービス（独自） 通所型サービス（独自／定率） 通所型サービス（独自／定額） その他の生活支援サービス（配食／定率） その他の生活支援サービス（配食／定額） その他の生活支援サービス（見守り／定率） その他の生活支援サービス（見守り／定額） その他の生活支援サービス（その他／定率） その他の生活支援サービス（その他／定額）	様式第二の三
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護（短期利用以外） 小規模多機能型居宅介護（短期利用） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用以外） 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）		介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外） 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）			
居宅サービス	短期入所生活介護	様式第三	介護予防短期入所生活介護	様式第三の二		
	介護老人保健施設における短期入所療養介護	様式第四	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護	様式第四の二		
	病院・診療所における短期入所療養介護	様式第五	病院・診療所における介護予防短期入所療養介護	様式第五の二		
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	様式第六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	様式第六の二		
居宅サービス	特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	様式第六の三	介護予防特定施設入居者生活介護	様式第六の四		
	特定施設入居者生活介護（短期利用）	様式第六の七				
地域密着型サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	様式第六の三				
	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	様式第六の七				
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	様式第六の五	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	様式第六の六		
居宅介護支援・介護予防支援	居宅介護支援	様式第七	介護予防支援	様式第七の二	介護予防ケアマネジメント	様式第七の三
施設サービス	介護福祉施設サービス	様式第八				
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					
施設サービス	介護保健施設サービス	様式第九				
	介護療養施設サービス	様式第十				

3　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）
（1）共通事項
③介護給付費明細書様式ごとの要記載内容

4　介護予防・日常生活支援総合事業費明細書記載に関する事項（様式第二の三及び第七の三）
（1）共通事項
③介護予防・日常生活支援総合事業費明細書様式ごとの要記載内容

様式	サービス提供年月	公費負担者・受給者番号	保険者番号	被保険者欄	請求事業者	居宅サービス計画	介護予防サービス計画	開始日・中止日等	入退所日（居）等（短期入所（利用）分）	入退所（居）日等（介護保険施設等分）	給付費明細欄	事業費明細欄	給付費明細欄（住所地特例対象者）	事業費明細欄（住所地特例対象者）	緊急時施設療養費	所定疾患施設療養費等	特定診療費	特別療養費	請求額集計欄（限度額管理欄等を含む）	請求額集計欄	特定入所者介護（予防）サービス費等	社会福祉法人による軽減欄
様式第二	○	○	○	○	○	○		○			○		○						○			○
様式第二の二	○	○	○	○	○		○	○			○		○						○			○
様式第二の三	○	○	○	○	○		○	○				○		○					○			
様式第三	○	○	○	○	○	○			○		○								○		○	○
様式第三の二	○	○	○	○	○		○		○		○								○		○	○
様式第四	○	○	○	○	○	○			○		○				○			○	○		○	
様式第四の二	○	○	○	○	○		○		○		○				○			○	○		○	
様式第五	○	○	○	○	○	○			○		○						○		○		○	
様式第五の二	○	○	○	○	○		○		○		○						○		○		○	
様式第六	○	○	○	○	○					○	○									○		
様式第六の二	○	○	○	○	○					○	○									○		
様式第六の三	○	○	○	○	○					○	○								○			
様式第六の四	○	○	○	○	○					○	○								○			
様式第六の五	○	○	○	○	○	○			○		○								○			
様式第六の六	○	○	○	○	○		○		○		○								○			
様式第六の七	○	○	○	○	○	○			○		○								○			
様式第七	○	○	○	○	*1						○											
様式第七の二	○	○	○	○	*2						○											
様式第七の三	○	○	○	○	*2							○		○						○		
様式第八	○	○	○	○	○					○	○									○	○	○
様式第九	○	○	○	○	○					○	○					○		○		○	○	
様式第十	○	○	○	○	○					○	○						○			○	○	

*1は居宅介護支援事業者欄

*2は介護予防支援事業者欄
（地域包括支援センター）

３　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（２）項目別の記載要領

⑰　請求額集計欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第五の二、第六の五及び第六の六の⑲、⑳以外の部分）

様式第三から第五の二、第六の五及び第六の六までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①計画単位数	居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者または被保険者が作成したサービス提供票の別表に記載された、当該月中に当該事業所から提供する当該サービス種類における区分支給限度基準内単位数を記載すること。	
②限度額管理対象単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、支給限度額管理対象部分（緊急時治療管理を除く。）のサービス単位数を合計して記載すること。	
③限度額管理対象外単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、支給限度額管理対象外（緊急時治療管理）のサービス単位数を合計して記載すること。	
④給付単位数	①計画単位数と②限度額管理対象単位数のいずれか低いほうの単位数に③限度額管理対象外単位数を加えた単位数を記載すること。	当該サービス種類の公費対象単位数の合計と④給付単位数（保険分）のいずれか低い方の単位数を記載すること。
⑤単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	
⑥給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
⑦請求額	④給付単位数（保険分）に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に⑥給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	④給付単位数（公費分）に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に⑥給付率（公費分）から⑥給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑧利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の④給付単位数が等しい時は、④給付単位数に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑦請求額（保険分）と⑧利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑧利用者負担額	④給付単位数（保険分）に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑦請求額（保険分、公費分）と⑧利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

３　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（２）項目別の記載要領

⑱　請求額集計欄（様式第六、第六の二、第八、第九及び第十の⑲、⑳以外の部分）

様式第六、第六の二及び様式第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①単位数合計	給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載すること。	給付費明細欄の公費対象サービス単位数の合計を記載すること。
②単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	
③給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
④請求額	①単位数合計（保険分）に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に③給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	①単位数合計（公費分）に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に③給付率（公費分）から③給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の①単位数合計が等しい時は、①単位数合計に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、④請求額（保険分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑤利用者負担額	①単位数合計（保険分）に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、④請求額（保険分、公費分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

3　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（２）項目別の記載要領

⑲　請求額集計欄（緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等、特別療養費）

様式第四、第四の二及び第九の請求集計欄における緊急時施設療養費、所定疾患施設療養費等及び特別療養費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における（　）内は様式第四及び第四の二における項目名。

項目	保険分特定治療・特別療養費	公費分特定治療・特別療養費
①点数・単位数合計 （④給付点数・単位数）	緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療の保険分点数合計（緊急時治療管理及び所定疾患施設療養費の単位数は除く。）又は特別療養費の保険分単位数合計を記載すること。 同月内に緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療と特別療養費の両方のサービスを提供した場合には、緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療の保険分点数合計（緊急時治療管理及び所定疾患施設療養費の単位数は除く。）に特別療養費の保険分単位数合計を加えた結果を記載すること。	緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療のうちの公費分点数又は特別療養費の公費分単位数合計を記載すること（緊急時施設療養、所定疾患施設療養費等、特別療養途中で公費適用の異動がない限り保険分と同じ。）。 同月内に緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療と特別療養費の両方のサービスを提供した場合には、緊急時施設療養費及び所定疾患施設療養費等における特定治療の公費分点数合計（緊急時治療管理及び所定疾患施設療養費の単位数は除く。）に特別療養費の公費分単位数合計を加えた結果を記載すること。
②点数・単位数単価 （⑤点数・単位数単価）	10円/点・単位固定	10円/点・単位固定
③給付率 （⑥給付率）	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
④請求額 （⑦請求額）	①点数・単位数合計（保険分）に②点数・単位数単価を乗じた結果に③給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	①点数・単位数合計（公費分）に②点数・単位数単価を乗じた結果に、更に③給付率（公費分）から③給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の①点数・単位数合計が等しい時は、①点数・単位数合計に②点数・単位数単価を乗じた結果から、④請求額（保険分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑤利用者負担額 （⑧利用者負担額）	①点数・単位数合計（保険分）に②点数・単位数単価を乗じた結果から、④請求額（保険分、公費分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、又は介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

３　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（２）項目別の記載要領

⑳　請求額集計欄（特定診療費）

様式第五、第五の二及び様式第十の請求額集計欄における特定診療費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における（　）内は様式第五及び様式第五の二における項目名。

項目	保険分特定診療費	公費分特定診療費
①単位数合計 （④給付単位数）	特定診療費の保険分単位数の合計を記載すること。	特定診療費の公費分単位数の合計を記載すること。
②単位数単価 （⑤単位数単価）	10円/単位固定	10円/単位固定
③給付率 （⑥給付率）	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
④請求額 （⑦請求額）	①単位数合計（保険分）に②単位数単価を乗じた結果に③給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	①単位数合計（公費分）に②単位数単価を乗じた結果に、更に③給付率（公費分）から③給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の①単位数合計が等しい時は、①単位数合計に②単位数単価を乗じた結果から、④請求額（保険分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑤利用者負担額 （⑧利用者負担額）	①単位数合計（保険分）に②単位数単価を乗じた結果から、④請求額（保険分、公費分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

３　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（２）項目別の記載要領

㉑　特定入所者介護（予防）サービス費等欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第五の二、第八、第九及び第十）

様式第三から第五の二まで及び様式第八から第十までの特定入所者介護サービス費等の食事及び居住費の欄は、以下の方法により記載すること。

項目	記載内容	備考
①サービス内容	請求対象サービスの内容を識別するための名称として介護給付費単位数サービスコード表のサービス内容略称を記載すること。欄内に書ききれない場合は、食費、居住費（又は滞在費）と記載するだけでも差し支えないこと。	
②サービスコード	請求対象サービスに対応するサービスコード（６桁）を介護給付費単位数サービスコード表で確認して記載すること。	
③費用単価（円）	特定入所者が当該月において利用した食費及び居住費（滞在費）につき、ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室及び多床室の区分に対応する1日あたりの費用単価（平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定める額もしくは各施設における現に要した額の低い方の額）を記載すること。	
④負担限度額	「介護保険負担限度額認定証」又は「介護保険特定負担限度額認定証」 に記載された食費及び居住費に係る負担限度額を記載する。	
⑤日数	③に対応する食事及び居住（滞在を含む。）の利用に係る日数（外泊日数を含む）を記載すること。	
⑥費用額（円）	「⑦保険分」に「⑨公費分」と「⑩利用者負担額」を加えた結果の金額を記載すること。	
⑦保険分	「③費用単価」から「④負担限度額」を控除した結果に「⑤日数」を乗じた結果の金額を記載すること。	生活保護の単独請求の場合は、当該項目は記載しない。
⑧公費日数	食費及び居住費の区分に対応して公費適用対象の日数を記載すること。	
⑨公費分	公費適用期間分の利用者負担額を記載する。	生活保護の単独請求の場合は、「③費用単価」に「⑧公費日数」を乗じた額となる。
⑩利用者負担額	当該月に利用者から現に徴収した額を記載する。	
⑪合計	「⑥費用額」、「⑨公費分」及び「⑩利用者負担額」についてそれぞれの行の合計金額を記載する。	
⑫公費分本人負担月額	生活保護で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。	
⑬保険分請求額	「⑦保険分」の合計額を記載すること。	
⑭公費分請求額	「公費分」の合計額から「⑫公費分本人負担月額を控除した結果の金額を記載すること。	

３　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）
（２）項目別の記載要領

㉒　社会福祉法人等による軽減欄（様式第二、第二の二、第三、第三の二及び第八）

様式第二から第三の二まで及び第八の社会福祉法人等による軽減欄は、以下の方法により記載すること。

項目	記載内容	備考
①軽減率	「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」に記載された減額割合を百分率で小数点第一位まで記載すること。	
②受領すべき利用者負担の総額（円）	請求額集計欄の該当サービス種類の利用者負担額を転記すること。	様式第三及び第八においては、特定入所者介護サービス費等欄の利用者負担額、様式第三の二においては、特定入所者介護予防サービス費欄の利用者負担額を含めないこと。
③軽減額（円）	「②受領すべき利用者負担の総額（円）」に「①軽減率」を乗じた結果（小数点以下切り捨て）を記載すること。	
④軽減後利用者負担額（円）	「②受領すべき利用者負担の総額（円）」から「③軽減額（円）」を差し引いた額を記載すること。	
⑤備考	「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」に記載された確認番号を記載すること。	

３　介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二及び第二の二及び第三から第七の二まで、並びに様式八から第十まで）

（２）項目別の記載要領

㉓　請求額集計欄（様式第六の三、第六の四の請求額集計欄の部分）

様式第六の三及び第六の四の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①外部利用型給付上限単位数	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、要介護状態・要支援状態ごとに定められた外部サービス利用型にかかる限度単位数を記載すること。 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを実施した場合は、記載不要であること。	
②外部利用型上限管理対象単位数	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載すること。 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを実施した場合は、記載不要であること。	
③外部利用型外給付単位数	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、外部利用型以外の単位数の合計を記載すること。 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを実施した場合は、記載不要であること。	
④給付単位数	特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において外部サービス利用型のサービスを実施した場合は、①外部利用型給付上限単位数と②外部利用型上限管理対象単位数のいずれか低いほうの単位数に③外部利用型外給付単位数を加えた単位数を記載すること。 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において一般型のサービスを実施した場合、及び地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを実施した場合は、給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載すること。	給付費明細欄の公費対象サービス単位数の合計を記載すること。
⑤単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	
⑥給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
⑦請求額	③給付単位数（保険分）に④単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に⑤給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	③給付単位数（公費分）に④単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に⑤給付率（公費分）から⑤給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑦利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の③給付単位数が等しい時は、③給付単位数に④単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑥請求額（保険分）と⑦利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑧利用者負担額	③給付単位数（保険分）に④単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑥請求額（保険分、公費分）と⑦利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

6　公費の介護給付費明細書に関する事項
（１）公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要
①　社会福祉法人等による軽減欄（様式第二、第二の二、第三、第三の二及び第八）

区分	適用条件	請求明細記載方法の概要
保険と生活保護の併用	被保険者が生活保護受給者の場合	一枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて生活保護の請求額を公費請求欄で計算
生活保護の単独請求	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合	一枚の介護給付費明細書で生活保護の請求額を公費請求欄で計算
保険と公費負担医療、生活保護の併用	生活保護受給者である被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象となる場合	一枚目の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額計算を行い、二枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算
保険と公費負担の併用	被保険者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象なる場合。	一枚の介護給付費明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額を公費請求額欄で計算
生活保護と公費負担医療の併用	被保険者でない生活保護受給者の介護扶助の現物給付に関する請求を行う場合で、生活保護受給者が保険優先公費負担医療の受給者であり、介護保険の給付対象サービスが当該公費負担医療の対象なる場合	一枚目の介護給付費明細書で公費負担医療の請求額計算を行い、二枚目の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算

6　公費の介護給付費明細書に関する事項
（２）各様式と公費併用請求の関係
各様式ごとの公費請求の組み合わせは下表のようになること。

	保険単独	保険 ＋生保	生保単独	保険 ＋生保 ＋公費	保険 ＋公費	生保 ＋公費	備考
様式第二	○	○	○	○	○	○	
様式第二の二	○	○	○	○	○	○	
様式第二の三	○	○	○	○	○	○	
様式第三	○	○	○	○	○	○	
様式第三の二	○	○	○	○	○	○	
様式第四	○	○	○	○	○	○	
様式第四の二	○	○	○	○	○	○	
様式第五	○	○	○	○	○	○	
様式第五の二	○	○	○	○	○	○	
様式第六	○	○	○				
様式第六の二	○	○	○				
様式第六の三	○	○	○				
様式第六の四	○	○	○				
様式第六の五	○	○	○				
様式第六の六	○	○	○				
様式第六の七	○	○	○				
様式第七	○		○				
様式第七の二	○		○				
様式第七の三	○		○				
様式第八	○	○	○	○	○	○	
様式第九	○	○	○	○	○	○	
様式第十	○	○	○	○	○	○	

（生保：生活保護及び中国残留邦人等　公費：公費負担医療）

（別記）

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の
介護給付費明細書の記載について

介護給付費明細書へ記載するコードについては、テクノエイド協会が付しているＴＡＩＳコード又はＪＡＮコードを有している商品についてはいずれかのコードを記載することとすること。
また、両方のコードを有している商品については、どちらのコードを記載しても差し支えないこと。

１　（公財）テクノエイド協会が構築している福祉用具情報システムに登録をしている商品にについて
（1）既にテクノエイド協会で付している番号の内、企業コード（５桁）及び商品コード（６桁）を左詰で記載すること。その際に企業コードと商品コードの間は「ー」でつなぐこととすること。
（2）２以上コードを有している商品については、どの種別で保険請求しているかという観点からコードを記載すること。
２　ＪＡＮコードを取得している商品については、ＪＡＮコードを左詰で記載

いずれのコードも有していない商品に限り、次のとおりローマ字で記載を可能とする。
（1）メーカー名と商品名を英字（ヘボン式で大文字）で記載し、その間は「ー」でつなぐこととすること。
（2）メーカー名の記載については、株式会社等の各企業で共通するような名称を除き、次頁に定める変換方法により英字（ヘボン式で大文字）で記載
（例）アメリカベッドメディカルサービス株式会社　→　AMERIKABET
株式会社松本製作所　→　MATSUMOTOS
（3）商品名の記載については、型番を有している商品については型番を記載し、型番がない商品については、商品名を別紙に定める変換方法により英字（ヘボン式で大文字）で記載（ヘボン式については次表を参照のこと。）
（例）自走式車いす　ＡＡ－１２　→　AA－12

アルミ製標準車　→　ARUMISEIH

（参考）　ＪＡＮコードとは、「国コード」、「商品メーカーコード」、「商品アイテムコード」、「チェックデジット」からなる商品識別コードであること。このコードは、店舗等で商品に印刷されているバーコードの一つであること。

（別紙）

あ行	あ　い　う　え　お A　I　U　E　O	や行	や　い　ゆ　え　よ YA　I　YU　E　YO
か行	か　き　く　け　こ KA　KI　KU　KE　KO	ら行	ら　り　る　れ　ろ RA　RI　RU　RE　RO
	きゃ　きゅ　きょ KYA　KYU　KYO		りゃ　りゅ　りょ RYA　RYU　RYO
さ行	さ　し　す　せ　そ SA　SHI　SU　SE　SO	わ行	わ　ゐ　う　ゑ　を WA　I　U　E　O
	しゃ　しゅ　しょ SHA　SHU　SHO	ん	ん N(M)
た行	た　ち　つ　て　と TA　CHI　TSU　TE　TO	が行	が　ぎ　ぐ　げ　ご GA　GI　GU　GE　GO
	ちゃ　ちゅ　ちょ CHA　CHU　CHO		ぎゃ　ぎゅ　ぎょ GYA　GYU　GYO
な行	な　に　ぬ　ね　の NA　NI　NU　NE　NO	ざ行	ざ　じ　ず　ぜ　ぞ ZA　JI　ZU　ZE　ZO
	にゃ　にゅ　にょ NYA　NYU　NYO		じゃ　じゅ　じょ JA　JU　JO
は行	は　ひ　ふ　へ　ほ HA　HI　FU　HE　HO	だ行	だ　ぢ　づ　で　ど DA　JI　ZU　DE　DO
	ひゃ　ひゅ　ひょ HYA　HYU　HYO	ば行	ば　び　ぶ　べ　ぼ BA　BI　BU　BE　BO
ま行	ま　み　む　め　も MA　MI　MU　ME　MO		びゃ　びゅ　びょ BYA　BYU　BYO
	みゃ　みゅ　みょ MYA　MYU　MYO	ぱ行	ぱ　ぴ　ぷ　ぺ　ぽ PA　PI　PU　PE　PO
			ぴゃ　ぴゅ　ぴょ PYA　PYU　PYO

１　撥音　ヘボン式ではＢ、Ｍ、Ｐの前にＮの代わりにＭをおく。
　ＮＡＭＢＡ難波（なんば）　ＨＯＭＭＡ本間（ほんま）　ＳＡＭＰＥＩ三瓶（さんぺい）
２　促音　子音を重ねて示す。
　ＨＡＴＴＯＲＩ服部（はっとり）　ＫＩＫＫＡＷＡ吉川（きっかわ）
　ただし、チ（ＣＨＩ）、チャ（ＣＨＡ）、チュ（ＣＨＵ）、チョ（ＣＨＯ）音に限り、その前にＴを加える。
　ＨＯＴＣＨＩ発地（ほっち）　ＨＡＴＣＨＯ（はっちょう）

（別表１）

摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容（算定項目）	摘要記載事項	備　　考
サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービス（独自／定率）、訪問型サービス（独自／定額）、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）、通所型サービス（独自／定率）、通所型サービス（独自／定額）、その他の生活支援サービス（配食／定率）、その他の生活支援サービス（配食／定額）、その他の生活支援サービス（見守り／定率）、その他の生活支援サービス（見守り／定額）、その他の生活支援サービス（その他／定率）、その他の生活支援サービス（その他／定額））		「サテライト」の略称として英字２文字を記載すること。 例　ST	
訪問介護	身体介護４時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 単位を省略する。 例　260	身体介護４時間以上については、１回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。
訪問看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合	訪問看護の実施回数を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	看護・介護職員連携強化加算	介護職員と同行したんの吸引等の実施状況を確認した日又は、会議等に出席した日を記載。 単位を省略する。 例　15	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例　20030501 （死亡日が2003年5月1日の場合）	

訪問看護、予防訪問看護	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること。 例　0501 （指導実施日が5月1日の場合）	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護・要支援認定 例　20060501 （退院（所）日が2006年5月1日の場合）	
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導		算定回数に応じて訪問日等を記載すること（訪問日等が複数あるときは「,（半角カンマ）」で区切る）。 薬剤師による居宅療養管理指導において、サポート薬局による訪問指導を行った場合、訪問日等の前に「サ」と記載すること。 単位を省略する。 例　6,20 （訪問指導を6日と20日に行った場合） 例　サ6,サ20 （サポート薬局による訪問指導を6日と20日に行った場合）	
通所リハビリテーション	短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護認定を受けた日を記載すること。 例　20060501 （退院（所）日が2006年5月1日の場合）	
	重度療養管理加算を算定する場合	摘要欄に利用者（要介護３、要介護４又は要介護５）の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ　中心静脈注射を実施している状態 ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる身体障害者障害程度等級表の４級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ　褥瘡に対する治療を実施している状態 リ　気管切開が行われている状態	

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与	別記を参照	
	特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合	福祉用具貸与を開始した日付を記載するこ 単位を省略する。 例　6	
短期入所生活介護	医療連携強化加算を算定する場合	摘要欄に利用者の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ イ　喀痰吸引を実施している状態 ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ　中心静脈注射を実施している状態 ニ　人工腎臓を実施している状態 ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ　人口膀胱又は人口肛門の処理を実施している状態 ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ　褥瘡に対する治療を実施している状態 リ　気管切開が行われている状態	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1　多床室入所 3　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4　居住面積が一定以下 5　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 １　多床室入所 ３　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 ４　居住面積が一定以下 ５　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	重度療養管理加算を算定する場合（老健のみ）	摘要欄に利用者（要介護４又は要介護５）の状態（イからリまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ　中心静脈注射を実施している状態 ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ　褥瘡に対する治療を実施している状態 リ　気管切開が行われている状態	

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	療養型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、療養型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(ⅱ)(ⅳ)、ユニット型療養型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅴ)(Ⅵ)、診療所型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)又はユニット型療養型(介護予防)短期入所療養介護費(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅴ)(Ⅵ)を算定する場合	下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例１　イ 例２　ハD イ　NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ　Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する１週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ　各週２日以上の人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A　常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B　透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C　出血性消化器病変を有するもの D　骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ　Child-Pugh分類Ｃ以上の肝機能障害の状態 ホ　連続する３日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ　単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。なお、入院中に検査を複数回行う場合、当該基準値を下回る結果が一度以上得られれば、当該基準に適合する者として取り扱うものであること。 ト　現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ　認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ　認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A　パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B　多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C　筋萎縮性側索硬化症 D　脊髄小脳変性症 E　広範脊柱管狭窄症 F　後縦靱帯骨化症 G　黄色靱帯骨化症 H　悪性関節リウマチ	

		ヌ　認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢｂ、Ⅳ又はMに該当する者	
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型における福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	別記を参照	

介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	退所前訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	退所後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1　多床室入所 2　制度改正前入所による経過措置 3　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4　居住面積が一定以下 5　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
介護保健施設サービス	入所前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	退所前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	退所後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1　多床室入所 2　制度改正前入所による経過措置 3　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4　居住面積が一定以下 5　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	当該施設に入所した日を記載すること。 例　20060501 （入所日が2006年5月1日の場合）	
	ターミナルケア加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20080501 （死亡日が2008年5月1日の場合）	
	地域連携診療計画情報提供加算	入所者が入所する直前に、対象となる医療機関を退院した日を記載すること。 例　20080501 （退院日が2008年5月1日の場合）	

介護療養施設サービス	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「,（半角カンマ）」で区切 単位を省略する。 例　6,20	
	退院前訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	退院後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 単位を省略する。 例　20	
	療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(ⅱ)(ⅳ)、ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅴ)(Ⅵ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)(ⅴ)(ⅵ)又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅴ)(Ⅵ)を算定する場合	すべての入院患者について、医療資源を最も投入した傷病名を、医科診療報酬における診断群分類（DPC）コードの上６桁を用いて摘要欄に左詰めで記載すること。 下記イからヌまでに適合する患者については、摘要欄にDPC上６桁に続けてその状態を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例１　050050,イ （傷病名が慢性虚血性心疾患で、下記のイに該当する場合） 例２　110280,ハD （傷病名が慢性腎不全で、下記のハDに該当する場合） 例３　040120 （傷病名が慢性閉塞性肺疾患で、下記のイからヌまでに該当しない場合） イ　NYHA分類Ⅲ以上の慢性心不全の状態 ロ　Hugh-Jones分類Ⅳ以上の呼吸困難の状態又は連続する１週間以上人工呼吸器を必要としている状態 ハ　各週２日以上の人工腎臓の実施が必要であり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症を有する状態。 A 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） B 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの C 出血性消化器病変を有するもの D 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの ニ　Child-Pugh分類Ｃ以上の肝機能障害の状態 ホ　連続する３日以上、JCS100以上の意識障害が継続している状態 ヘ　単一の凝固因子活性が40%未満の凝固異常の状態。なお、入院中に検査を複数回行う場合、当該基準値を下回る結果が一度以上得られれば、当該基準に適合する者として取り扱うものであること。	

		ト　現に経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食機能障害を有し、造影撮影（医科診療報酬点数表中「造影剤使用撮影」をいう。）又は内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。）により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合を含む。）状態 チ　認知症であって、悪性腫瘍と診断された者 リ　認知症であって、次に掲げるいずれかの疾病と診断された者 A　パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病） B　多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群） C　筋萎縮性側索硬化症 D　脊髄小脳変性症 E　広範脊柱管狭窄症 F　後縦靱帯骨化症 G　黄色靱帯骨化症 H　悪性関節リウマチ ヌ　認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢｂ、Ⅳ又はMに該当する者	

介護療養施設サービス	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1　多床室入所 2　制度改正前入所による経過措置 3　感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4　居住面積が一定以下 5　著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20090501 （死亡日が2009年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護	看取り連携体制加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例　20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	小規模多機能型居宅介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費（加算を除く）	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例　100302 （通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例　150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで１日として記載すること。）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例　20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例　0501 （指導実施日が5月1日の場合）	

看護小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	看護小規模多機能型居宅介護（加算を除く）	看護、通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例　04010302 （訪問看護サービスを４日、通所サービスを1日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例　00150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで１日として記載すること。）
	退院時共同指導加算	算定回数に応じて医療機関での指導実施月日を記載すること。 なお、退院の翌月に初回の訪問看護を実施した場合は、医療機関で指導を実施した月日を記載すること 例　0501 （指導実施日が5月1日の場合）	
	事業開始時支援加算を算定する場合	看護小規模多機能型居宅介護の事業を開始した日を記載すること。 例　20120401 （事業開始日が2012年4月1日の場合）	
	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例　20120501 （死亡日が2012年5月1日の場合）	
介護給付費の割引		割引の率を記載すること。 例　5	

複数の摘要記載事項がある場合は、表上の掲載順に従って「/」で区切って記載すること。
例　ST/260/5（サテライト事業所から260分の訪問介護を5%の割引率で実施した場合。）

別表２　保険優先公費の一覧（適用優先度順）

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、医療機関の介護予防短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費並びに介護老人保健施設の短期入所療養介護、介護老人保健施設の介護予防短期入所療養介護及び介護保健施設サービスにかかる特別療養費
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「更生医療」	身体障害者に対する更生医療（ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ）	15	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、医療機関の介護予防通所リハビリテーション及び介護療養施設サービス
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様（医療全般）	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て
5	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）「特定医療」	特定の疾患のみ	54	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年４月１日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	同上	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関の訪問リハビリテーション、医療機関の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導及び介護療養施設サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある（※）	同上
9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成４年４月30日環保業発第227号環境事務次官通知）「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医療	88	医療手帳、被害者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
10	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成17年５月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
11	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について（平成15年６月６日環保企発第030606004号環境事務次官通知）「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるｼﾞﾌｪﾆﾙｱﾙｼﾝ酸の曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）

12	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）「指定疾病に係る医療」	指定疾病に係る医療	66	石綿健康被害医療手帳	100	介護保険優先残りを全額公費	介護保健施設サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
13	特別対策（障害者施策）「全額免除」	障害者施策利用者への支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先残りを全額公費	訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）
14	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について（平成12年３月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）
15	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について（平成12年３月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービスみなし）及び通所型サービス（独自）	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、介護予防通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）
16	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）「介護支援給付」	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象サービス	25	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象と同様
17	生活保護法の「介護扶助」	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象と同様

※　ただし、保険料滞納による介護給付等の額の減額分については公費負担しない。

（別表３）

特定診療費識別一覧

<table>
<tr><th>名称</th><th>識別番号</th><th>摘要欄記載事項、算定条件その他</th></tr>
<tr><td>感染対策指導管理</td><td>01</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>褥瘡管理</td><td>34</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>初期入院診療管理</td><td>05</td><td>入院中１回（又は２回）算定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重度療養管理</td><td rowspan="2">35</td><td>摘要欄に患者の状態（イからへまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。
例　ハ
<table>
<tr><th>患者の状態</th><th>記号</th></tr>
<tr><td>イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td><td>イ</td></tr>
<tr><td>ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</td><td>ロ</td></tr>
<tr><td>ハ　中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態</td><td>ハ</td></tr>
<tr><td>ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td><td>ニ</td></tr>
<tr><td>ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</td><td>ホ</td></tr>
<tr><td>ヘ　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる身体障害者障害程度等級表の４級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td><td>ヘ</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>特定施設管理</td><td>02</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>特定施設管理個室加算</td><td>03</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>特定施設管理２人部屋加算</td><td>04</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>重症皮膚潰瘍管理指導</td><td>06</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">薬剤管理指導</td><td rowspan="2">09</td><td>摘要欄に算定日を記載すること。
例　６日、20日　単位を省略することも可。
例　６、20</td></tr>
<tr><td>月４回を限度として算定</td></tr>
<tr><td>特別薬剤管理指導加算</td><td>10</td><td>１回につき算定</td></tr>
<tr><td>医学情報提供（Ⅰ）</td><td>11</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>医学情報提供（Ⅱ）</td><td>12</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>理学療法（Ⅰ）</td><td>18</td><td>１回（20分以上実施を条件とする）につき（１日３回を限度）算定</td></tr>
<tr><td>理学療法（Ⅱ）</td><td>19</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>理学療法リハビリ計画加算</td><td>20</td><td>月１回を限度（発症の月に限り）として算定</td></tr>
<tr><td>理学療法日常動作訓練指導加算</td><td>22</td><td>月１回を限度として算定</td></tr>
<tr><td>理学療法リハビリ体制強化加算</td><td>48</td><td>理学療法（Ⅰ）１回につき算定</td></tr>
<tr><td>作業療法</td><td>25</td><td>１回（20分以上実施を条件とする）につき（1日3回を限度）算定</td></tr>
<tr><td>作業療法リハビリ計画加算</td><td>27</td><td>月１回を限度（発症の月に限り）として算定</td></tr>
<tr><td>作業療法日常動作訓練指導加算</td><td>29</td><td>月１回を限度として算定</td></tr>
<tr><td>作業療法リハビリ体制強化加算</td><td>49</td><td>作業療法１回につき算定</td></tr>
<tr><td>言語聴覚療法</td><td>39</td><td>１回（20分以上実施を条件とする）につき（１日３回を限度）算定</td></tr>
<tr><td>言語聴覚療法リハビリ体制強化加算</td><td>50</td><td>言語聴覚療法１回につき算定</td></tr>
<tr><td>理学療法（Ⅰ）（減算）</td><td>42</td><td>利用を開始又は入院した日から起算して4月を超えた期間において、個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定</td></tr>
<tr><td>理学療法（Ⅱ）（減算）</td><td>43</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>作業療法（減算）</td><td>45</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>言語聴覚療法（減算）</td><td>47</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>摂食機能療法</td><td>31</td><td>１日につき（月４回を限度）算定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">短期集中リハビリ加算</td><td rowspan="2">52</td><td>摘要欄に当該施設に入院した日付を記載すること。
例　20060501
（入院日が2006年5月1日の場合）</td></tr>
<tr><td>理学療法、作業療法、言語聴覚両方又は摂食機能療法を行った場合、１日につき算定</td></tr>
<tr><td>精神科作業療法</td><td>32</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>認知症老人入院精神療法</td><td>33</td><td>１週間につき算定</td></tr>
<tr><td>集団コミュニケーション療法</td><td>54</td><td>１回につき算定（１日３回を限度）</td></tr>
<tr><td>認知症短期集中リハビリ加算</td><td>55</td><td>１日につき算定（１週に３日を限度）</td></tr>
</table>

（別表４）

特別療養費識別一覧

<table>
<tr><th>名称</th><th>識別番号</th><th>摘要欄記載事項、算定条件その他</th></tr>
<tr><td>感染対策指導管理</td><td>01</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>褥瘡管理</td><td>34</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>初期入所診療管理</td><td>05</td><td>入所中１回（又は２回）算定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重度療養管理</td><td rowspan="2">35</td><td>摘要欄に利用者の状態（イからリまで）又は入所者の状態（イからハまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。
例　ハ
<table>
<tr><th>短期入所療養介護の利用者の状態</th><th>記号</th></tr>
<tr><td>イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td><td>イ</td></tr>
<tr><td>ロ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</td><td>ロ</td></tr>
<tr><td>ハ　中心静脈注射を実施している状態</td><td>ハ</td></tr>
<tr><td>ニ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td><td>ニ</td></tr>
<tr><td>ホ　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</td><td>ホ</td></tr>
<tr><td>ヘ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる身体障害者障害程度等級表の４級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td><td>ヘ</td></tr>
<tr><td>ト　経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態</td><td>ト</td></tr>
<tr><td>チ　褥瘡に対する治療を実施している状態</td><td>チ</td></tr>
<tr><td>リ　気管切開が行われている状態</td><td>リ</td></tr>
</table>
<table>
<tr><th>入所者の状態</th><th>記号</th></tr>
<tr><td>イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td><td>イ</td></tr>
<tr><td>ロ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td><td>ロ</td></tr>
<tr><td>ハ　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第５号に掲げる身体障害者障害程度等級表の４級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td><td>ハ</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>特定施設管理</td><td>02</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>特定施設管理個室加算</td><td>03</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>特定施設管理２人部屋加算</td><td>04</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>重症皮膚潰瘍管理指導</td><td>06</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">薬剤管理指導</td><td rowspan="2">09</td><td>摘要欄に算定日を記載すること。
例　６日、20日　単位を省略することも可。
例　６、20</td></tr>
<tr><td>月４回を限度として算定</td></tr>
<tr><td>特別薬剤管理指導加算</td><td>10</td><td>１回につき算定</td></tr>
<tr><td>医学情報提供</td><td>11</td><td>同上</td></tr>
<tr><td>リハビリテーション指導管理</td><td>53</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>言語聴覚療法</td><td>39</td><td>１回（20分以上実施を条件とする）につき（１日３回を限度）算定</td></tr>
<tr><td>言語聴覚療法リハビリ体制強化加算</td><td>50</td><td>言語聴覚療法１回につき算定</td></tr>
<tr><td>言語聴覚療法（減算）</td><td>47</td><td>利用を開始又は入所した日から起算して4月を超えた期間において、言語聴覚療法が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定</td></tr>
<tr><td>摂食機能療法</td><td>31</td><td>１日につき（月４回を限度）算定</td></tr>
<tr><td>精神科作業療法</td><td>32</td><td>１日につき算定</td></tr>
<tr><td>認知症老人入所精神療法</td><td>33</td><td>１週間につき算定</td></tr>
</table>

Ⅰ－資料9

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

＜対象事由と起算日＞

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ （介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む）	開始	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日
	終了	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 （※1）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 （※1）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	開始	・区分変更（要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援	変更日
		・区分変更（要介護⇔要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	サービス提供日 （通い、訪問又は宿泊）
	終了	・区分変更（要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要介護⇔要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日） （喪失日） （転出日）
夜間対応型訪問介護	開始	・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	契約日
	終了	・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 （満了日） （開始日）
訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合）	開始	・区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※1） ・認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護の退居（※1）	退所日の翌日 退居日の翌日
		・医療保険の給付対象となった期間 （ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く）	給付終了日の翌日
	終了	・区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 （満了日） （開始日）
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所（※1） ・認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護の入居（※1）	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の給付対象となった期間 （ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く）	給付開始日の前日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開始	・区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※1） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の退居（※1）	退所日 退居日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
	終了	・区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 （満了日） （開始日）
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※1） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の退居（※1）	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 （特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む）	開始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	開始日
	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	中止日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（みなし） ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（みなし） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防訪問介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合） ・介護予防通所介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合）	契約解除日の翌日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日
	終了	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
		・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合） ・介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合）	サービス提供日の前日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居　（※1）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始　（※1）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日

<table>
<tr><th>月額報酬対象サービス</th><th colspan="2">月途中の事由</th><th>起算日※2</th></tr>
<tr><td rowspan="3">月額報酬対象サービス全て（居宅介護支援費、介護予防支援費及び日割り計算用サービスコードがない加算を除く）</td><td rowspan="2">開始</td><td>・公費適用の有効期間開始</td><td>開始日</td></tr>
<tr><td>・生保単独から生保併用への変更
（65歳になって被保険者資格を取得した場合）</td><td>資格取得日</td></tr>
<tr><td>終了</td><td>・公費適用の有効期間終了</td><td>終了日</td></tr>
<tr><td>居宅介護支援費
介護予防支援費
介護予防ケアマネジメント費
日割り計算用サービスコードがない加算</td><td>－</td><td>・日割りは行わない。
・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※1）
・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。
・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</td><td>－</td></tr>
</table>

※1　ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
※2　終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

現時点での案

Ⅱ　介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料

国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れについて

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払の国保連合会の活用

- 総合事業においても、市町村の審査支払に関する事務が軽減できるよう、現行の給付と同様、国保連合会の審査支払を活用することができるように規定を設けている。（法第115条の45の3）
- 国保連システムにおいては、事業者に対してその人数にかかわりなく包括的に支払うこととなっているものや複数の月にまたがった支払によるものは対応できないことから、給付と同様、①利用者ごとの②利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払※のみ国保連合会の業務として市町村の委託を受けることとなっており、総合事業においては、指定事業者によるサービスの場合に活用可能である。
  ※1回のサービスごとに報酬が定められているか、月ごとに包括報酬が定められているもの
- なお、国保連合会において給付管理の審査を行う場合には、給付管理票を作成する必要がある。

2. 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れ

（1）利用者が事業のみを利用する場合

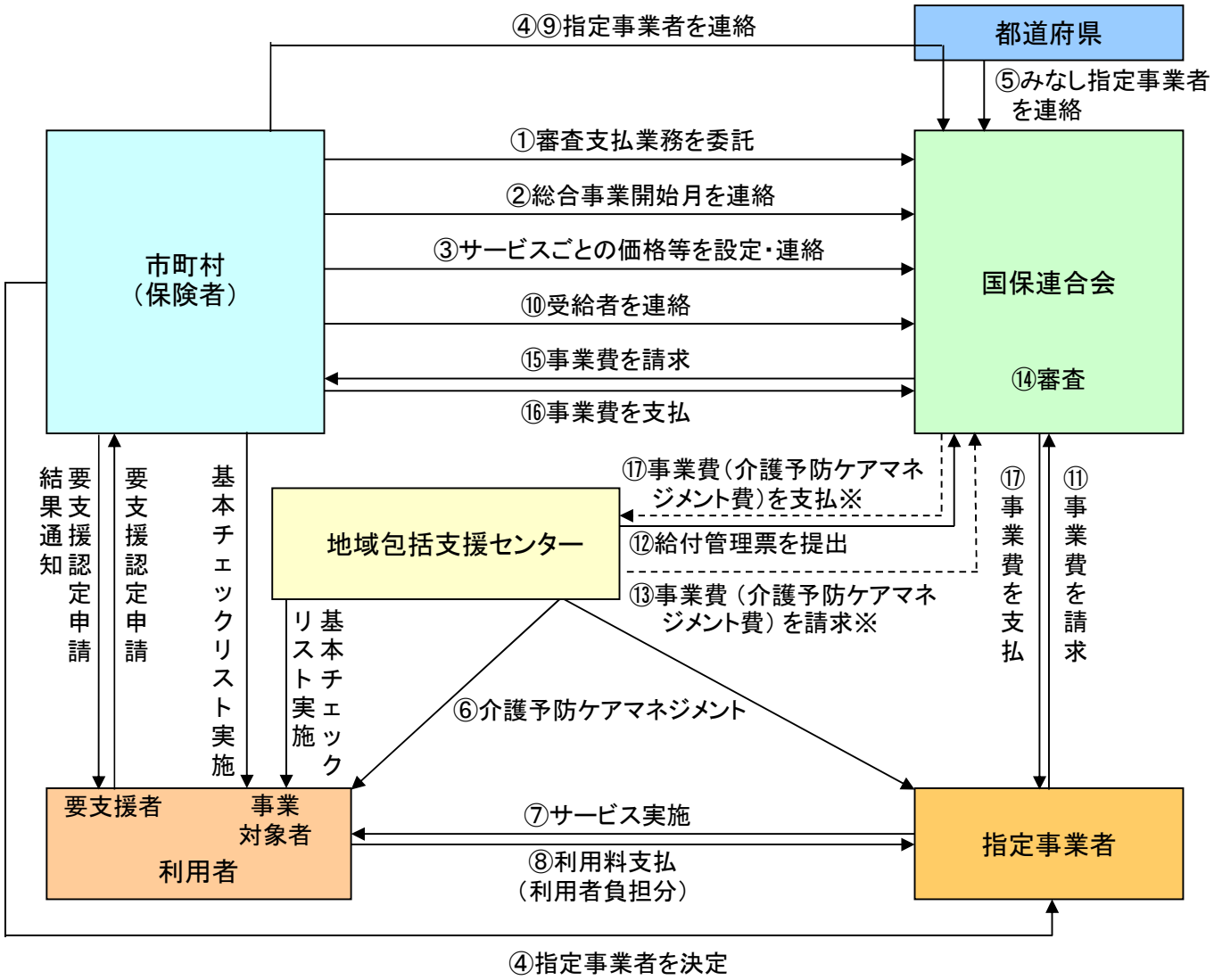

※⑬、⑰の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。
なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

①～⑰は前頁の図に対応している。総合事業で新たに対応する必要がある項目は★印にて示す。

分類		No	事務処理内容	
事前準備		①★	審査支払業務を委託	市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ総合事業の審査支払業務を委託する。
		②★	総合事業開始月を連絡	市町村が、国保連合会へ「保険者異動連絡票情報」を送付する。総合事業開始年月、介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月及びみなし指定の有効期間を設定する。
		③★	サービスごとの価格等を設定・連絡	市町村が、国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を送付する。 国保連合会で審査支払を行うサービス種類は、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメント）であり、一般介護予防事業は対象外となる。 ※国保連合会で審査支払をしないサービスについては送付する必要はない。
		④★	指定事業者を決定・連絡	市町村が、指定事業者を決定し、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。
		⑤★	みなし指定事業者を連絡	都道府県が、国保連合会へみなし指定事業者（※）分の「事業所異動連絡票情報」を送付する。 ※平成27年3月31日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。
サービス提供月前月		⑥	介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。
サービス提供月		⑦	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
		⑧	利用料支払 （利用者負担分）	利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。
サービス提供月翌月	月初	⑨	指定事業者を連絡	事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩	受給者を連絡	受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者及び事業対象者の情報を送付する。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪	事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。
		⑫	給付管理票を提出	地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。 ※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出は不要。
		⑬	事業費（介護予防ケアマネジメント費）を請求	請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）を提出する。 ※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	～	⑭	審査	国保連合会は審査を行う
サービス提供月翌々月	20日まで	⑮	事業費を請求	国保連合会は市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
	25日まで	⑯	事業費を支払	市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑰	事業費を支払	国保連合会は事業者へ事業費を支払う。

＜留意事項＞

1 市町村は、利用者、地域包括支援センター及び事業者へ介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担等を十分に周知すること。

2 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

（2）利用者が予防給付と事業を利用する場合

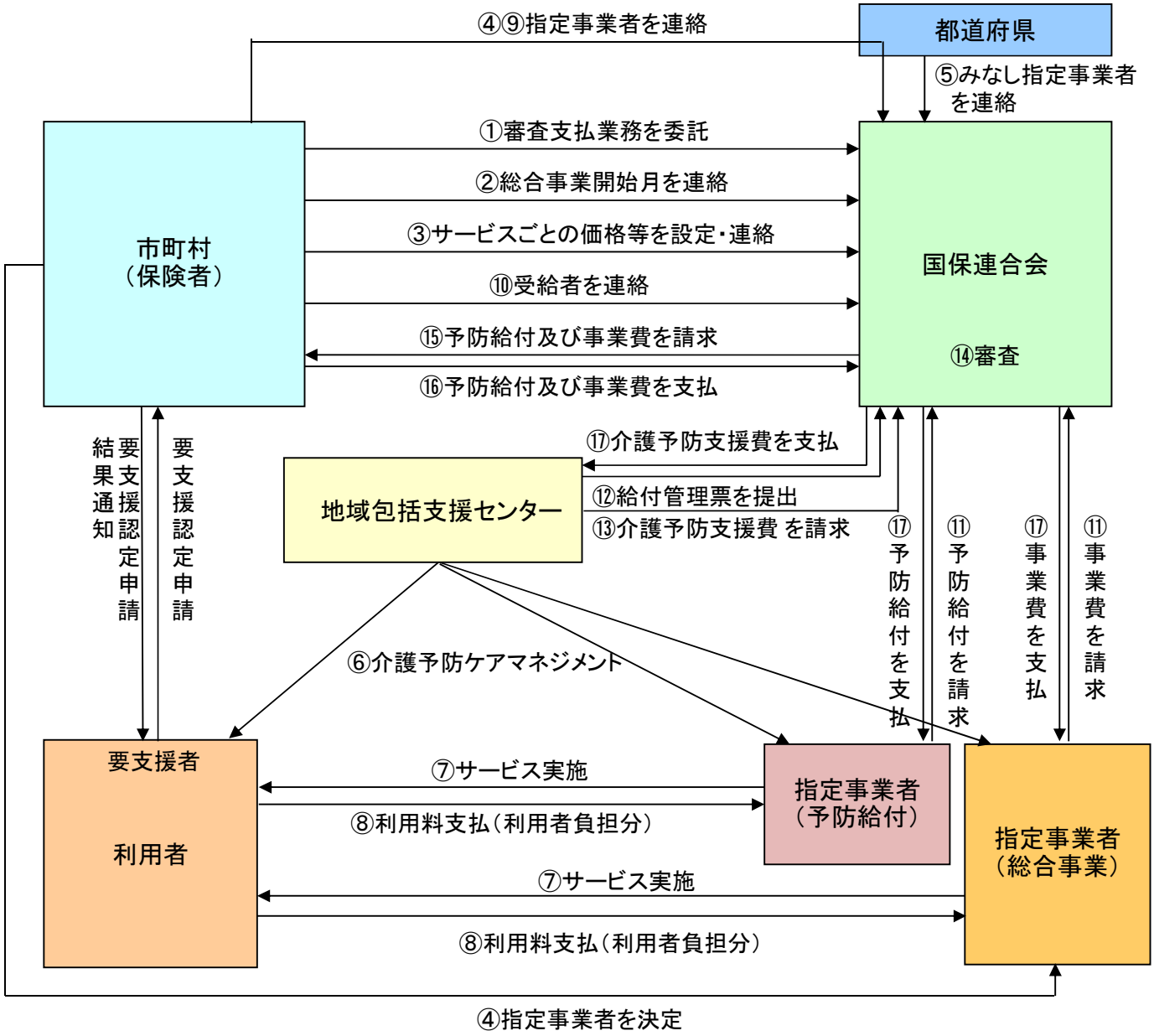

①～⑰は前頁の図に対応している。総合事業で新たに対応する必要がある項目は★印にて示す。

<table>
<tr><th colspan="2">分類</th><th>No</th><th colspan="2">事務処理内容</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">事前準備</td><td>①★</td><td>審査支払業務を委託</td><td rowspan="5">（1）と同様</td></tr>
<tr><td>②★</td><td>総合事業開始月を連絡</td></tr>
<tr><td>③★</td><td>サービスごとの価格等を設定・連絡</td></tr>
<tr><td>④★</td><td>指定事業者を決定・連絡</td></tr>
<tr><td>⑤★</td><td>みなし指定事業者を連絡</td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス提供月前月</td><td>⑥</td><td>介護予防ケアマネジメント</td><td>地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">サービス提供月</td><td>⑦</td><td>サービス実施</td><td>事業者が利用者へサービス実施。</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>利用料支払
（利用者負担分）</td><td>利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">サービス提供月翌月</td><td rowspan="2">月初</td><td>⑨</td><td>指定事業者を連絡</td><td>事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。</td></tr>
<tr><td>⑩</td><td>受給者を連絡</td><td>受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。
※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">10日まで</td><td>⑪</td><td>予防給付及び事業費を請求</td><td>事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付及び事業費を請求する。</td></tr>
<tr><td>⑫</td><td>給付管理票を提出</td><td>地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。</td></tr>
<tr><td>⑬</td><td>介護予防支援費を請求</td><td>請求明細書（介護予防支援費）を提出する。</td></tr>
<tr><td>～</td><td>⑭</td><td>審査</td><td>国保連合会は審査を行う</td></tr>
<tr><td rowspan="3">サービス提供月翌々月</td><td>20日まで</td><td>⑮</td><td>予防給付及び事業費を請求</td><td>国保連合会は市町村へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。</td></tr>
<tr><td>25日まで</td><td>⑯</td><td>予防給付及び事業費を支払</td><td>市町村は国保連合会へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。</td></tr>
<tr><td>月末まで</td><td>⑰</td><td>予防給付及び事業費を支払</td><td>国保連合会は事業者へ予防給付及び事業費を支払う。</td></tr>
</table>

＜留意事項＞

1 市町村は、利用者、地域包括支援センター及び事業者へ介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担等を十分に周知すること。

2 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

3. 市町村が国保連合会へ委託できる業務の範囲

<table>
<tr><th colspan="4">内容</th><th>委託の可否</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td rowspan="5">審査支払業務</td><td rowspan="5">サービス種別（※1）</td><td colspan="2">訪問型サービス</td><td rowspan="3">○
委託
できる</td><td rowspan="5">・事業の実施方法が「事業者指定」の場合は委託できる。
・その他の場合は、市町村の判断で例外的に委託できる。
・訪問型サービスについて委託する場合、サービス種類コードはA1～A4のいずれかを設定する。（※2）
・通所型サービスについて委託する場合、サービス種類コードはA5～A8のいずれかを設定する。（※2）
・生活支援サービスについて委託する場合、サービス種類コードはA9～AEのいずれかを設定する。（※2）</td></tr>
<tr><td colspan="2">通所型サービス</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活支援サービス</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護予防ケアマネジメント</td><td>~~ケアマネジメントA~~</td><td rowspan="3">△
例外的に
委託
できる</td></tr>
<tr><td>~~ケアマネジメントB（緩和した基準によるサービス）~~</td></tr>
<tr><td>~~ケアマネジメントC（緩和した基準によるサービス）~~</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般介護予防事業</td><td>×
委託
できない</td><td>・一般介護予防事業については委託できない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">介護予防ケアマネジメントにかかる財政調整</td><td>○
全市町村が必ず委託</td><td>・事務の流れについては、資料Ⅱ－2「住所地特例に係る事務の見直しの概要について」7ページを参照。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保険者事務共同処理業務</td><td colspan="3">高額介護予防サービス費相当事業</td><td rowspan="3">×
委託
できない</td><td rowspan="3">・保険者事務共同処理業務は各市町村で対応するものであるため、委託できない。</td></tr>
<tr><td colspan="3">高額医療介護合算介護予防サービス費相当事業</td></tr>
<tr><td colspan="3">償還払給付額管理</td></tr>
<tr><td colspan="4">苦情処理業務</td><td>○
連合会が
実施</td><td>・事業の実施方法が「事業者指定」の場合は連合会が苦情処理の対応を行う。
・サービス利用に当たって苦情等が生じた時は、今の予防給付と同様、サービス提供者自身の対応はもちろん、介護予防ケアマネジメントをする地域包括支援センター等や市町村、国保連合会においても、必要に応じ、相談に対応する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">適正化業務</td><td colspan="3">給付実績を活用した情報提供</td><td rowspan="3">－</td><td rowspan="3">・適正化の対象として想定されない。</td></tr>
<tr><td colspan="3">医療情報との突合・縦覧点検</td></tr>
<tr><td colspan="3">介護給付費通知</td></tr>
</table>

※1 『介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン』において典型例として整理したもの
※2 資料Ⅱ－3「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について」を参照

Ⅱ-資料2

住所地特例に係る事務の見直しの概要について

本事務は、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期に係わらず、平成２７年４月から、全ての市町村において必要な事務であるので、留意されたい。

１．平成２７年４月からの住所地特例に係る事務の見直しの概要

〇住所地特例の対象施設にサービス付き高齢者向け住宅を含む改正が行われた（法第 13 条）。改正で対象となるのは、平成２７年４月１日以降に該当する施設に入居した者のみとなる（改正法附則第 12 条）。

〇住所地特例対象者に対する地域密着型（介護予防）サービスの指定については、原則として、当該者が居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行うものとしているが、当該指定がない場合には転居前の市町村（以下「保険者市町村」という。）の指定によりサービスを提供することも可能である（法第 42 条の 2 及び第 54 条の 2）。

〇住所地特例対象者に対する介護予防支援については、施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が行うこととする。（法第 58 条第 1 項）。

〇住所地特例対象者に対する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）も含めた地域支援事業については、予防給付の介護予防訪問介護等を総合事業に移行すること等を踏まえ、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、施設所在市町村が行うものとしている（法第 115 条の 45 第 1 項）。

ただし、任意事業については、保険者市町村も行うことができる仕組みになっており、事業の内容（例えば、給付費適正化事業など）によっては、引き続き保険者市町村が行うことを想定している。

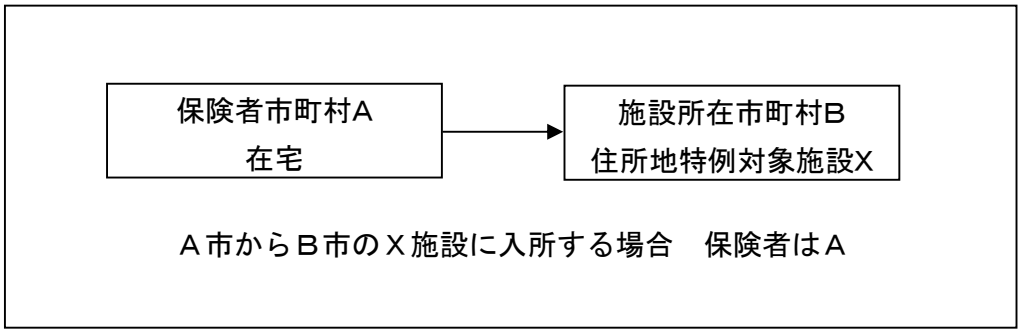

住所地特例のイメージ図

２．住所地特例対象者に対するサービスごとの事務の整理

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">サービス区分</th><th colspan="4">住所地特例対象者に対する対応</th></tr>
<tr><th>サービスを
受けられる事業者</th><th>費用の額</th><th>費用負担</th><th>留意事項</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">地域密着型（介護予防）サービス　（※１）</td><td>施設所在市町村が指定する事業者（※２）</td><td>厚生労働大臣が定める基準により算定した額に代えて施設所在市町村が定める額とすることができる（※２）</td><td>保険者市町村</td><td></td></tr>
<tr><td>保険者市町村が指定する事業者（※２）</td><td>厚生労働大臣が定める基準により算定した額に代えて保険者市町村が定める額とすることができる（※２）</td><td>保険者市町村</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">介護予防支援</td><td>施設所在市町村が指定する介護予防支援事業者（地域包括支援センター）</td><td></td><td>保険者市町村</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護予防・日常生活支援総合事業</td><td>国保連経由による支払</td><td>施設所在市町村が指定する事業者</td><td>施設所在市町村が定める額</td><td>保険者市町村</td><td></td></tr>
<tr><td>市町村支払</td><td>施設所在市町村が指定する事業者</td><td>施設所在市町村が定める額</td><td>施設所在市町村</td><td>介護予防ケアマネジメントに要した費用については、年１回、財政調整を行う</td></tr>
</table>

※１　住所地特例対象者が受給できる地域密着型（介護予防）サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護（短期利用）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）。

※２　施設所在市町村と保険者市町村の両方の指定がある場合は、施設所在市町村の定めに従う。

※３　住所地特例対象者に対する要介護認定及び要支援認定は、保険者市町村が実施。
住所地特例対象者に対する事業対象者把握のための基本チェックリストは施設所在市町村が実施。

３．住所地特例対象者に係る市町村と国保連合会の事務処理の流れ

（１）審査支払（地域密着型（介護予防）サービスの場合）

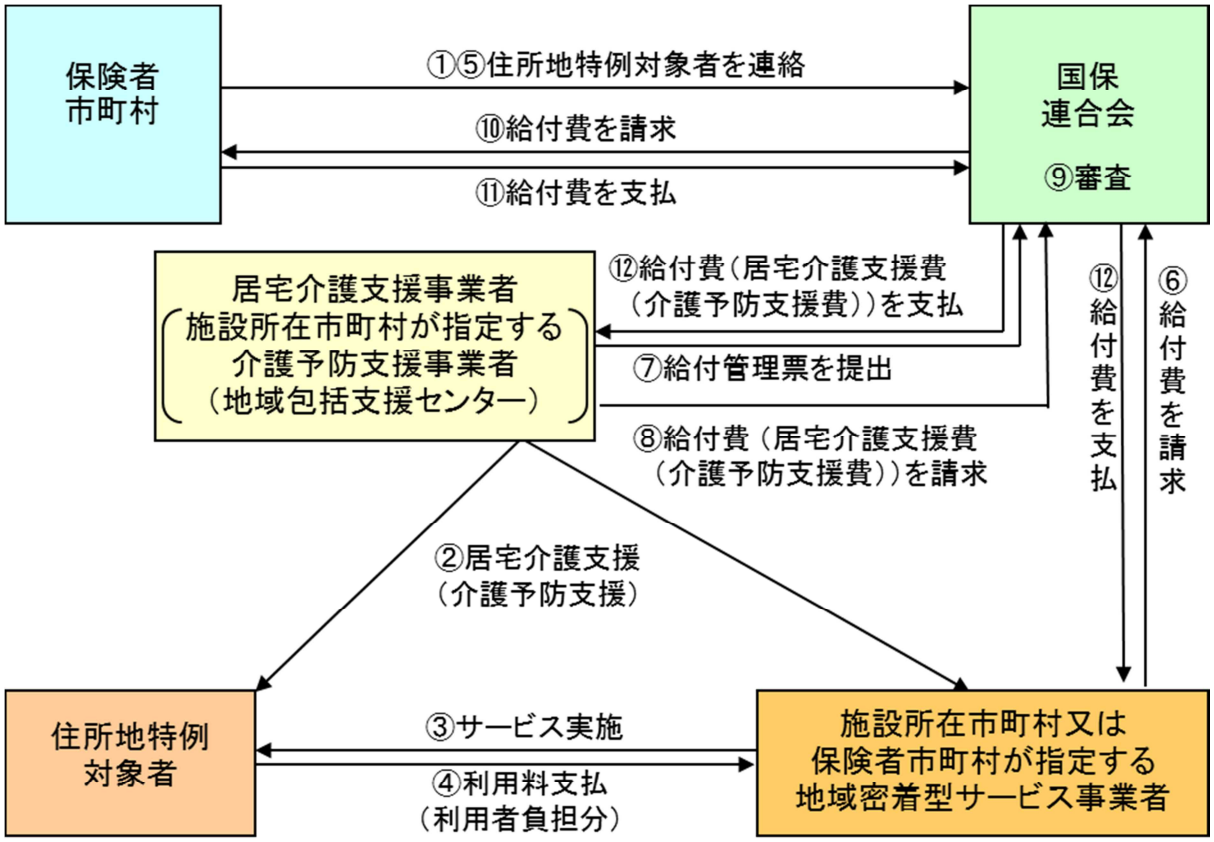

①～⑫は上の図に対応している。住所地特例で新たに対応する必要がある項目は★にて示す。
地域密着型介護予防サービスの内容はかっこ書きで示す。

分類	No	事務処理内容	
事前準備	① ★	住所地特例対象者を連絡	保険者市町村は国保連合会へ、平成 27 年 4 月 1 日時点で要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、住所地特例項目を設定した「受給者異動連絡票情報」を送付する。 ※平成 27 年 4 月 1 日以前からの住所地特例対象者は、「住所地特例適用開始年月日」に一律「平成 27 年 4 月 1 日」と設定すること。 ※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅については、平成 27 年 4 月 1 日以降に該当する施設に入居した者のみを送付する。

分類		No	事務処理内容	
サービス提供月前月		②	居宅介護支援（介護予防支援）	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は、利用者・事業者と調整して、居宅介護支援（介護予防支援）を行う。
サービス提供月		③	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
		④	利用料支払（利用者負担分）	利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。
サービス提供月翌月	月初	⑤★	住所地特例対象者を連絡	住所地特例対象者の内容に異動があった場合に、保険者市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※従来送付している「受給者異動連絡票情報」に住所地特例項目を設定して送付する。
	１０日まで	⑥★	給付費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、給付費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。
		⑦★	給付管理票を提出	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は国保連合会へ給付管理票を提出する。
		⑧★	居宅介護支援費（介護予防支援費）を請求	居宅介護支援事業者（施設所在市町村が指定した介護予防支援事業者（地域包括支援センター））は国保連合会へ請求明細書を提出して、居宅介護支援費（介護予防支援費）を請求する。
	～	⑨	審査	国保連合会は審査を行う。
サービス提供月翌々月	２０日まで	⑩	給付費を請求	国保連合会は保険者市町村へ給付費及び審査支払手数料を請求する。
	２５日まで	⑪	給付費を支払	保険者市町村は国保連合会へ給付費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑫	給付費を支払	国保連合会は給付費を支払う。

＜留意事項＞

・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

（２）審査支払（介護予防・日常生活支援総合事業の国保連支払の場合）

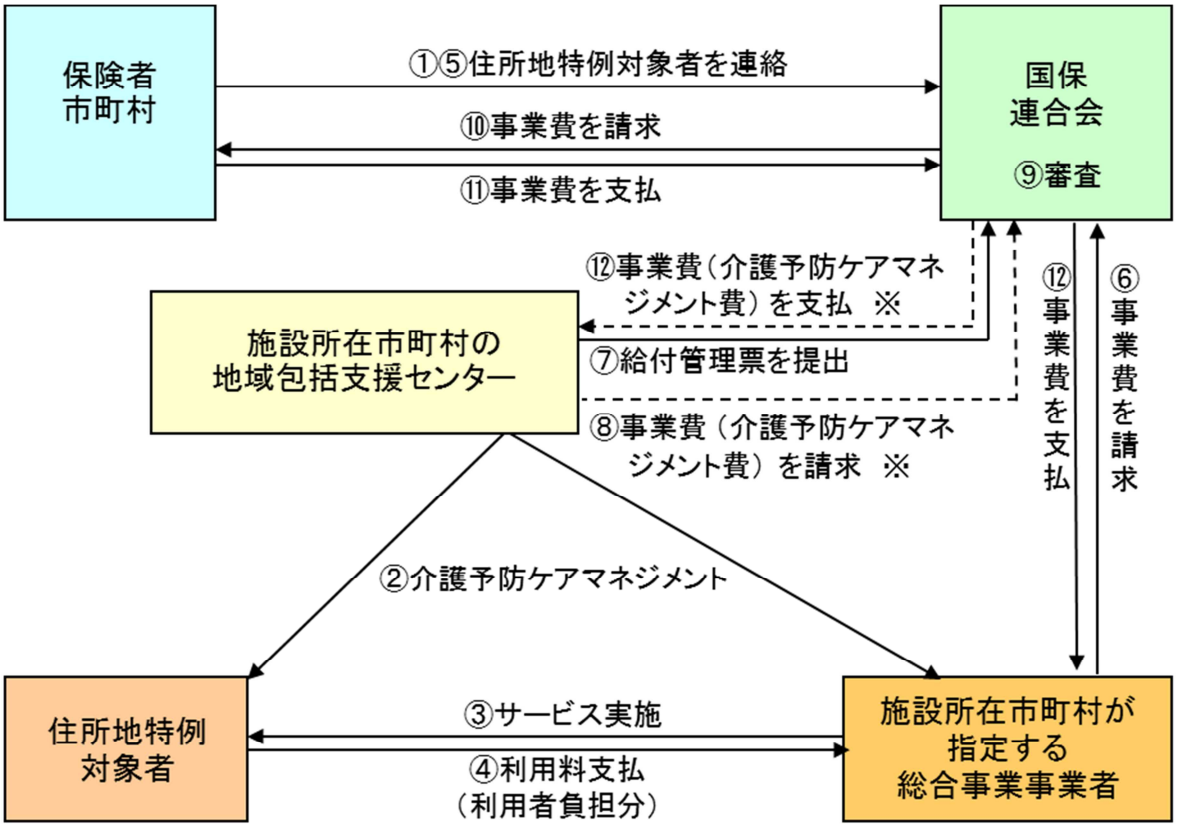

※総合事業を実施する市町村の流れ。
※⑧、⑫の事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。
なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。

①～⑫は上の図に対応している。住所地特例で新たに対応する必要がある項目は★にて示す。

分類		No	事務処理内容	
事前準備		① ★	住所地特例対象者を連絡	（１） と同様 ※総合事業を実施する市町村は事業対象者である住所地特例対象者についても送付する。
サービス提供月前月		②	介護予防ケアマネジメント	施設所在市町村の地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。
サービス提供月		③	サービス実施	事業者が利用者へサービス実施。
		④	利用料支払 （利用者負担分）	利用者は事業者へ利用料を支払う（利用者負担分）。
サービス提供月翌月	月初	⑤ ★	住所地特例対象者を連絡	住所地特例対象者の内容に異動があった場合に、保険者市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※従来送付している「受給者異動連絡票情報」に住所地特例項目を設定して送付。

分類		No	事務処理内容	
サービス提供月翌月	１０日まで	⑥★	事業費を請求	事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。
		⑦★	給付管理票を提出	施設所在市町村の地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。 ※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出不要。
		⑧★	事業費（介護予防ケアマネジメント費）を請求	施設所在市町村の地域包括支援センターは国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。~~住所地特例対象者分は住所地特例欄に記載する。~~ ※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	～	⑨	審査	国保連合会は審査を行う。
サービス提供月翌々月	２０日まで	⑩	事業費を請求	国保連合会は保険者市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
	２５日まで	⑪	事業費を支払	保険者市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑫	事業費を支払	国保連合会は事業費を支払う。

＜留意事項＞

・総合事業は、平成 29 年 3 月末まで、市町村ごとに事業実施の猶予を認めることとしていることから、住所地特例対象者においては、保険者市町村と施設所在市町村で、受けることができるサービスが異なることがある。

その場合においては、住所地特例対象者が円滑にサービスを利用することができるよう下表のとおり施設所在市町村の状況に合わせて、住所地特例対象者はサービスを利用できることとする。

	保険者市町村の状況	施設所在市町村の状況	住所地特例対象者が利用できるサービス
パターン１	給付	給付	給付
パターン２	給付	総合事業	総合事業
パターン３	総合事業	給付	給付
パターン４	総合事業	総合事業	総合事業

なお、表のパターン２の場合は、国保連合会から、総合事業を実施していない保険者市町村に対して、総合事業費の請求が行われることになるが、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。また、パターン３の場合は、国保連合会から、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を終了している保険者市町村に対して、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の請求が行われる場合があるが、パターン２と同様に、国保連合会に対して支払を行えるように適切に措置すること。

・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

（３）介護予防ケアマネジメントに係る財政調整

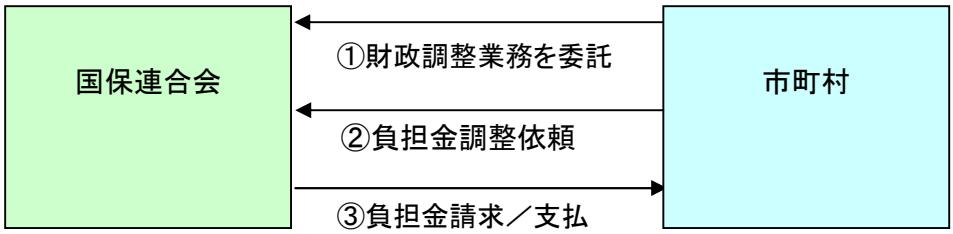

分類		No	事務処理内容	
事前準備		①	財政調整業務を委託	市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ介護予防ケアマネジメントに係る財政調整業務を委託する。 ※総合事業の実施を猶予している市町村を含めて、全ての市町村が業務を委託することを想定している。
介護予防ケアマネジメント費支払翌年	１月	②	負担金調整依頼	介護予防ケアマネジメントに要した費用について、施設所在市町村が、要支援者等の保険者市町村及び該当する者の数を保険者市町村ごとにまとめた「負担金調整依頼書」を年１回国保連合会に提出する。 ※毎年、１～１２月に市町村が支払った分の数をまとめて提出する。なお、平成２７年は、４～１２月分となる。 ※国保連合会では、提出された「負担金調整依頼書」の内容に関する審査チェックは行わない。 ※提出された「負担金調整依頼書」の内容に誤りがあった場合は、国保連合会で金額の再調整は行わない。
	２～３月	③	負担金請求／支払	国保連合会は、全国全ての市町村から受けた人数を整理して、各市町村に対して対象となる住所地特例対象者の数に単価をかけたものを負担金として支払／請求する。

＜留意事項＞

・「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

Ⅱ－資料3

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について

（1）訪問型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A1	訪問型サービス（みなし）	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A2	訪問型サービス（独自）	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して国保連へ送付
3	A3	訪問型サービス（独自／定率）	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A4	訪問型サービス（独自／定額）	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価（5ページ参照）	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象／対象外
1	A1	介護予防訪問介護	国が規定	国が規定	国が規定（事業所所在地に応じた地域単価）	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様※3	国が規定
2	A2			国が規定する単位数を上限として、市町村が規定　※2	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定					
3	A3	なし	市町村が規定	市町村が規定※6		国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定※4	市町村が規定
4	A4							定額		

※1　平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。
※2　加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。
※3　A1・A2については、受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。
※4　A3・A4の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。
なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。
※5　「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。
※6　A3、A4については、率を規定するサービス（処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス）及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

（2）通所型サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A5	通所型サービス（みなし）	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類。※1	送付不要
2	A6	通所型サービス（独自）	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。	市町村が作成して国保連へ送付
3	A7	通所型サービス（独自／定率）	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	A8	通所型サービス（独自／定額）	市町村が独自に内容を規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価（5ページ参照）	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象／対象外
1	A5	介護予防通所介護	国が規定	国が規定	国が規定（事業所所在地に応じた地域単価）	国が規定	国が規定	定率	予防給付と同様※3	国が規定
2	A6			国が規定する単位数を上限として、市町村が規定　※2	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定					
3	A7	なし	市町村が規定	市町村が規定※6		国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定※4	市町村が規定
4	A8							定額		

※1　平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして事業所異動連絡票情報を国保連に送付する。
※2　加算率を規定するサービスコードについては、国が規定する率と同じとする。
※3　A5・A6については受給者異動連絡票情報に2割負担の情報を設定することで自動的に2割負担対象となる。
※4　A7・A8の利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。
　　なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。
※5　「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。
※6　A7、A8については、率を規定するサービス（処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス）及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

（3）その他の生活支援サービスの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	A9	その他の生活支援サービス（配食／定率）	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。	市町村が作成して国保連へ送付
2	AA	その他の生活支援サービス（配食／定額）	配食サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。	
3	AB	その他の生活支援サービス（見守り／定率）	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
4	AC	その他の生活支援サービス（見守り／定額）	見守りサービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。	
5	AD	その他の生活支援サービス（その他／定率）	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定率。	
6	AE	その他の生活支援サービス（その他／定額）	その他サービス。市町村が独自に規定するサービス種類。利用者負担は定額。	

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価（5ページ参照）	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	利用者負担割合・利用者負担額	支給限度額管理対象／対象外
1	A9	なし	市町村が規定	市町村が規定※3	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定	国が規定するサービスコードから選択して規定	市町村が規定	定率	市町村が規定※1	対象外
2	AA							定額		
3	AB							定率		
4	AC							定額		
5	AD							定率		
6	AE							定額		

※1　A9～AEの利用者負担割合・利用者負担額を所得に応じて設定したい場合は、所得段階ごとのサービスコードを別々に設定する必要がある。
なお、国保連合会では各サービスコードの所得段階の審査を行わない。
※2　「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。
※3　A9～AEについては、率を規定するサービス（処遇改善加算、特地加算等のような〇〇%というサービス）及び単位数がマイナスになるサービスは設定できない。

（4）介護予防ケアマネジメントの場合

No.	サービス種類コード	サービス種類名	内容	サービスコード異動連絡票の送付
1	AF	介護予防ケアマネジメント	市町村が独自に単位数・地域単価を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国が規定する内容とする。※1、※2	市町村が作成して国保連へ送付※5

No.	サービス種類コード	ベースとなる予防給付	算定構造	単位数	地域単価（5ページ参照）	サービスコード	帳票等に出力するサービスコード名称	利用者負担	支給限度額管理対象／対象外
1	AF	介護予防支援	国が規定	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定	国が規定する地域単価から選択して市町村が規定	国が規定	国が規定	なし	対象外

※1　平成27年3月31日時点で、介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。
※2　事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票との突合審査は行わないことに留意。
※3　「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は、保険者と読み替える。
※4　受給者が居宅介護支援又は介護予防支援を受けている月については、同じ月に介護予防ケアマネジメントを受けることはできない。
※5　市町村が国保連合会に総合事業の介護予防ケアマネジメントの支払を委託する場合は、サービスコード異動連絡票を送付する必要がある。

（5）介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方

No.	サービス種類		地域単価設定の考え方　※1	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	**7級地**	その他
1	訪問型サービス	A1：訪問型サービス（みなし）	事業所所在地における地域区分の単位数単価を設定する	**11．40円**	**11．12円**	**11．05円**	**10．84円**	**10．70円**	**10．42円**	**10．21円**	10円
		A2：訪問型サービス（独自） A3：訪問型サービス（独自／定率） A4：訪問型サービス（独自／定額）	市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる ※2	10円 又は **11．40円**	10円 又は **11．12円**	10円 又は **11．05円**	10円 又は **10．84円**	10円 又は **10．70円**	10円 又は **10．42円**	10円 又は **10．21円**	10円
2	通所型サービス	A5：通所型サービス（みなし）	事業所所在地における地域区分の単位数単価を設定する	**10．90円**	**10．72円**	**10．68円**	**10．54円**	**10．45円**	**10．27円**	**10．14円**	10円
		A6：通所型サービス（独自） A7：通所型サービス（独自／定率） A8：通所型サービス（独自／定額）	市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる ※2	10円 又は **10．90円**	10円 又は **10．72円**	10円 又は **10．68円**	10円 又は **10．54円**	10円 又は **10．45円**	10円 又は **10．27円**	10円 又は **10．14円**	10円
3	その他の生活支援サービス	A9：その他の生活支援サービス（配食／定率） AA：その他の生活支援サービス（配食／定額） AB：その他の生活支援サービス（見守り／定率） AC：その他の生活支援サービス（見守り／定額） AD：その他の生活支援サービス（その他／定率） AE：その他の生活支援サービス（その他／定額）	市町村がサービスの内容に応じて、当該市町村所在地における地域区分の単位数単価のいずれかを選択できる なお、基本的には10円となるが、訪問サービス及び通所サービスを一体的に行うサービスを提供する場合等は、10円以外の単価が設定されることを想定している ※2、3	10円 （又は **10．90円** 又は **11．10円** 又は **11．40円**）	10円 （又は **10．72円** 又は **10．88円** 又は **11．12円**）	10円 （又は **10．68円** 又は **10．83円** 又は **11．05円**）	10円 （又は **10．54円** 又は **10．66円** 又は **10．84円**）	10円 （又は **10．45円** 又は **10．55円** 又は **10．70円**）	10円 （又は **10．27円** 又は **10．33円** 又は **10．42円**）	10円 （又は **10．14円** 又は **10．17円** 又は **10．21円**）	10円
4	介護予防 ケアマネジメント	AF：介護予防ケアマネジメント	市町村が事業所所在地における地域区分の単位数単価もしくは、10円を選択できる ※3	10円 又は **11．40円**	10円 又は **11．12円**	10円 又は **11．05円**	10円 又は **10．84円**	10円 又は **10．70円**	10円 又は **10．42円**	10円 又は **10．21円**	10円

※1　1つのサービス種類ごとに1つの地域単価を設定すること。
※2　地域単価に10円を設定する場合は、市町村が都道府県経由で連合会に送付する事業所台帳（指定・基準該当等サービス台帳）の地域区分に「その他」を設定すること。
※3　連合会システムにおいては、地域単価は地域区分により決定する単価以下であれば正常とする。同じ地域区分に複数の単位数単価が存在する場合、当該地域区分の最大の単価が登録され、その値以下であれば正常とする。
例）その他の生活支援サービスの1級地であれば、**11.40**円が登録され、**11.10**円又は**10.90**円又は10円が記載されても正常とする。
介護予防ケアマネジメントの2級地であれば、**11.12**円が登録され、10円が記載されても正常とする。

Ⅱ－資料4

介護予防･日常生活支援総合事業の
算　定　構　造（案）

1　訪問型サービス費（みなし）
2　訪問型サービス費（独自）
3　訪問型サービス費（独自／定率）
4　訪問型サービス費（独自／定額）
5　通所型サービス費（みなし）
6　通所型サービス費（独自）
7　通所型サービス費（独自／定率）
8　通所型サービス費（独自／定額）
9　その他生活支援サービス費（配食／定率）
10　その他生活支援サービス費（配食／定額）
11　その他生活支援サービス費（見守り／定率）
12　その他生活支援サービス費（見守り／定額）
13　その他生活支援サービス費（その他／定率）
14　その他生活支援サービス費（その他／定額）
15　介護予防ケアマネジメント費

1　訪問型サービス費（みなし）

基本部分	注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅰ） 事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1月につき 1，168単位、1日につき 38単位）	×70／100	×90／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100
ロ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅱ） 事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1月につき 2，335単位、1日につき 77単位）					
ハ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅲ） 事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1月につき 3，704単位、1日につき 122単位）					
ニ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅳ） 事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1回につき 266単位） ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合					
ホ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅴ） 事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1回につき 270単位） ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合					
ヘ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅵ） 事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1回につき 285単位） ※1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合					
ト 訪問型サービス費（みなし）（短時間サービス） 事業対象者、要支援1・2 20分未満の訪問型サービス （1回につき 165単位） ※1月につき22回まで算定可能					
チ 初回加算 （1月につき ＋200単位）					
リ 生活機能向上連携加算 （1月につき ＋100単位）					
ヌ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×86／1000）	注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計				
(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×48／1000）					
(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋(2)の90／100）					
(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋(2)の80／100）					

［　　］：支給限度額管理の対象の算定項目

［　　］：特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

［脚注］
1．単位数算定記号の説明

＋○○単位	⇒	所定単位数 ＋ ○○単位
－○○単位	⇒	所定単位数 － ○○単位
×○○／100	⇒	所定単位数 × ○○／100
＋○○／100	⇒	所定単位数 ＋ 所定単位数×○○／100
●単位	⇒	市町村が定める単位数

2 訪問型サービス費（独自）

基本部分		注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1月につき ●単位、1日につき ●単位）	×70／100	×90／100	＋15／100	＋10／100	＋5／100
ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1月につき ●単位、1日につき ●単位）					
ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1月につき ●単位、1日につき ●単位）					
ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1回につき ●単位） ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合					
ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1回につき ●単位） ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合					
ヘ 訪問型サービス費（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス（みなし）が必要とされた者 （1回につき ●単位） ※1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合					
ト 訪問型サービス費（独自）（短時間サービス）	事業対象者、要支援1・2 20分未満の訪問型サービス （1回につき ●単位） ※1月につき22回まで算定可能					
チ 初回加算	（1月につき ＋●単位）					
リ 生活機能向上連携加算	（1月につき ＋●単位）					
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×86／1000）	注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計				
	(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×48／1000）					
	(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋(2)の90／100）					
	(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋(2)の80／100）					

□ ： 支給限度額管理の対象の算定項目

⬚ ： 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

●単位 ： 国が定める単位数以下で市町村が定める単位数。国が定める単位数は、訪問型サービス（みなし）と同じとする。

3 訪問型サービス費（独自／定率）

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

4 訪問型サービス費（独自／定額）

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

5 通所型サービス費（みなし）

基本部分		注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合（又は）	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
イ 通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1（1月につき1，647単位、1日につき54単位）	×70／100	×70／100	＋5／100	1月につき ＋240単位	－376単位
	事業対象者・要支援2（1月につき3，377単位、1日につき111単位）					－752単位
	事業対象者・要支援1（1回につき 378単位）※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合					－376単位
	事業対象者・要支援2（1回につき 389単位）※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合					－752単位

ロ 生活機能向上グループ活動加算	（1月につき 100単位を加算）	
ハ 運動器機能向上加算	（1月につき 225単位を加算）	
ニ 栄養改善加算	（1月につき 150単位を加算）	
ホ 口腔機能向上加算	（1月につき 150単位を加算）	
へ 選択的サービス複数実施加算	（1） 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善（1月につき 480単位を加算）
		運動器機能向上及び口腔機能向上（1月につき 480単位を加算）
		栄養改善及び口腔機能向上（1月につき 480単位を加算）
	（2） 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上（1月につき 700単位を加算）
ト 事業所評価加算	（1月につき 120単位を加算）	
チ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者・要支援1（1月につき 72単位を加算）
		事業対象者・要支援2（1月につき 144単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者・要支援1（1月につき 48単位を加算）
		事業対象者・要支援2（1月につき 96単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1（1月につき 24単位を加算）
		事業対象者・要支援2（1月につき 48単位を加算）
リ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき ＋所定単位×40／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき ＋所定単位×22／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき ＋（2）の90／100）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき ＋（2）の80／100）	

［　　］ ： 支給限度額管理の対象の算定

［　　］ ： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

6 通所型サービス費（独自）

基本部分		注 利用者の数が利用定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合
イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1 （1月につき ●単位、1日につき ●単位）	×70／100	×70／100	＋5／100	1月につき ＋240単位	－376単位
	事業対象者・要支援2 （1月につき ●単位、1日につき ●単位）					－752単位
	事業対象者・要支援1 （1回につき ●単位） ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合					－376単位
	事業対象者・要支援2 （1回につき ●単位） ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合					－752単位

ロ 生活機能向上グループ活動加算		（1月につき ●単位を加算）
ハ 運動器機能向上加算		（1月につき ●単位を加算）
ニ 栄養改善加算		（1月につき ●単位を加算）
ホ 口腔機能向上加算		（1月につき ●単位を加算）
ヘ 選択的サービス複数実施加算	（1） 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善 （1月につき ●単位を加算）
		運動器機能向上及び口腔機能向上 （1月につき ●単位を加算）
		栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき ●単位を加算）
	（2） 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 （1月につき ●単位を加算）
ト 事業所評価加算		（1月につき ●単位を加算）
チ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者・要支援1 （1月につき ●単位を加算）
		事業対象者・要支援2 （1月につき ●単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者・要支援1 （1月につき ●単位を加算）
		事業対象者・要支援2 （1月につき ●単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1 （1月につき ●単位を加算）
		事業対象者・要支援2 （1月につき ●単位を加算）
リ 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×40／1000）	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×22／1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋（2）の90／100）	
	（4） 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） （1月につき ＋（2）の80／100）	

［　　］ ： 支給限度額管理の対象の算定

［　　］ ： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

●単位 ： 国が定める単位数以下で市町村が定める単位数。国が定める単位数は、通所型サービス（みなし）と同じとする。

7 通所型サービス費（独自／定率）

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

8 通所型サービス費（独自／定額）

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

9　その他の生活支援サービス費（配食／定率）

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

10　その他の生活支援サービス費（配食／定額）

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

11　その他の生活支援サービス費（見守り／定率）

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

12　その他の生活支援サービス費（見守り／定額）

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

13　その他の生活支援サービス費（その他／定率）

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

14　その他の生活支援サービス費（その他／定額）

算定構造は市町村が定める。ただし、対象者は、事業対象者・要支援1・2とする。

15　介護予防ケアマネジメント費

対象者は、要支援1・2とする。

基本部分
イ　介護予防ケアマネジメント費（1月につき） （●単位）
ロ　初回加算　（＋●単位）
ハ　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 （＋●単位）

●単位　：　国が定める単位数以下で市町村が定める単位数。国が定める単位数は、以下のとおりとする。
イ　介護予防ケアマネジメント費　430単位
ロ　初回加算　300単位
ハ　介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算　300単位

Ⅱ－資料5

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表（案）
（平成27年4月施行版）

平成　27年　2月

１　訪問型サービス（みなし）サービスコード表	1
２　訪問型サービス（独自）サービスコード表	2
３　訪問型サービス（独自／定率）サービスコード表	3
４　訪問型サービス（独自／定額）サービスコード表	3
５　通所型サービス（みなし）サービスコード表	4
６　通所型サービス（独自）サービスコード表	5
７　通所型サービス（独自／定率）サービスコード表	6
８　通所型サービス（独自／定額）サービスコード表	6
９　その他の生活支援サービス（配食／定率）サービスコード表	7
１０　その他の生活支援サービス（配食／定額）サービスコード表	7
１１　その他の生活支援サービス（見守り／定率）サービスコード表	7
１２　その他の生活支援サービス（見守り／定額）サービスコード表	7
１３　その他の生活支援サービス（その他／定率）サービスコード表	7
１４　その他の生活支援サービス（その他／定額）サービスコード表	7
１５　介護予防ケアマネジメントサービスコード表	8

[脚注]

1．単位数算定記号の説明

＋〇〇単位　⇒　所定単位数 ＋ 〇〇単位

－〇〇単位　⇒　所定単位数 － 〇〇単位

×〇〇%　⇒　所定単位数 × 〇〇／100

〇〇%加算　⇒　所定単位数 ＋ 所定単位数 × 〇〇／100

2．市町村が独自に設定する項目について
以下の項目については、市町村が規定する。
各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス（独自） 通所型サービス（独自） 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス（独自／定率） 訪問型サービス（独自／定額） 通所型サービス（独自／定率） その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 （※サービス種類ごとに異なる。） ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

1 訪問型サービス（みなし）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 1,168 単位				1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 38 単位				38	1日につき
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			27	
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		34	
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 2,335 単位				2,335	1月につき
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 77 単位				77	1日につき
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 3,704 単位				3,704	1月につき
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 122 単位				122	1日につき
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			85	
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	77	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 266 単位 ※1月の中で全部で4回まで				266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	167	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 270 単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで				270	
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費（みなし）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 285 単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで				285	
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	180	
A1	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費（みなし）（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2（20分未満） 165 単位 ※1月につき22回まで				165	
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			116	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		149	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	104	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算				1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算				1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算				1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算				1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算				1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算				1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算				1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算				1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算				1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位加算			200	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算		100 単位加算			100	
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 86/1000 加算				
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 48/1000 加算				
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(2)で算定した単位数の 90% 加算				
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(2)で算定した単位数の 80% 加算				

2 訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 1,168 単位				1,168	1月につき
A2	1113	訪問型独自サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			818	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1,051	
A2	1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	736	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 38 単位				38	1日につき
A2	2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			27	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		34	
A2	2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	24	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 2,335 単位				2,335	1月につき
A2	1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			1,635	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		2,102	
A2	1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	1,472	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 77 単位				77	1日につき
A2	2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			54	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		69	
A2	2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	49	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 3,704 単位				3,704	1月につき
A2	1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			2,593	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		3,334	
A2	1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	2,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 122 単位				122	1日につき
A2	2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			85	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		110	
A2	2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	77	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費（独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 266 単位 ※1月の中で全部で4回まで				266	1回につき
A2	2413	訪問型独自サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			186	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		239	
A2	2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	167	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費（独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 270 単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで				270	
A2	2513	訪問型独自サービスⅤ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			189	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		243	
A2	2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	170	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 285 単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで				285	
A2	2623	訪問型独自サービスⅥ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			200	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		257	
A2	2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	180	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費（独自）（短時間サービス）	事業対象者・要支援1・2（20分未満） 165 単位 ※1月につき22回まで				165	
A2	1413	訪問型独自短時間サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%			116	
A2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		149	
A2	1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	× 90%	104	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算					1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算					1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算					1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算					1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算					1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算					1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算					1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算					1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算					1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算				200	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100 単位加算				100	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 86/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 48/1000 加算				
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(2)で算定した単位数の 90% 加算				
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(2)で算定した単位数の 80% 加算				

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

３　訪問型サービス（独自／定率）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A3	1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
		～			
A3	1100				

４　訪問型サービス（独自／定額）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A4	1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
		～			
A4	1100				

※網掛け部分については、市町村が規定する。サービスコードの下4桁は1001～1100にすること。

5 通所型サービス（みなし）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A5	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1		1,647 単位	1,647	1月につき
A5	1112	通所型サービス1日割				54 単位	54	1日につき
A5	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2		3,377 単位	3,377	1月につき
A5	1122	通所型サービス2日割				111 単位	111	1日につき
A5	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		378 単位	378	1回につき
A5	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		389 単位	389	
A5	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A5	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A5	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき
A5	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A5	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（みなし）を行う場合		事業対象者・要支援1	376 単位減算	−376	
A5	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752 単位減算	−752	
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	
A5	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225 単位加算	225	
A5	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150 単位加算	150	
A5	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150 単位加算	150	
A5	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A5	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A5	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A5	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A5	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120 単位加算	120	
A5	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A5	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A5	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48	
A5	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96 単位加算	96	
A5	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A5	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A5	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 40/1000 加算		
A5	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 22/1000 加算		
A5	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）		(2)で算定した単位数の 90% 加算		
A5	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）		(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A5	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A5	8002	通所型サービス1日割・定超			54 単位		38	1日につき
A5	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
A5	8012	通所型サービス2日割・定超			111 単位		78	1日につき
A5	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき
A5	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A5	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費（みなし）	事業対象者・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A5	9002	通所型サービス1日割・人欠			54 単位		38	1日につき
A5	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 単位		2,364	1月につき
A5	9012	通所型サービス2日割・人欠			111 単位		78	1日につき
A5	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		265	1回につき
A5	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		272	

６ 通所型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1		1,647	単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割				54	単位	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2		3,377	単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割				111	単位	111	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		378	単位	378	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで		389	単位	389	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5%	加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の	5%	加算		1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の	5%	加算		1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240	単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援1		376	単位減算	−376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2		752	単位減算	−752	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100	単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225	単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算			150	単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150	単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	運動器機能向上及び栄養改善	480	単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480	単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480	単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700	単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120	単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	事業対象者・要支援1	72	単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144	単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	事業対象者・要支援1	48	単位加算	48	
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96	単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	24	単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48	単位加算	48	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の	40/1000	加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の	22/1000	加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	(2)で算定した単位数の	90%	加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	(2)で算定した単位数の	80%	加算		

定員超過の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,647	単位	定員超過の場合 × 70%		1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54	単位			38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377	単位			2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			111	単位			78	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378	単位			265	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389	単位			272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目						合成単位数	算定単位
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,647	単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%		1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54	単位			38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377	単位			2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			111	単位			78	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378	単位			265	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389	単位			272	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

7　通所型サービス（独自／定率）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A7	1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
		～			
A7	1100				

8　通所型サービス（独自／定額）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A8	1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
		～			
A8	1100				

※網掛け部分については、市町村が規定する。サービスコードの下4桁は1001～1100にすること。

9 その他の生活支援サービス（配食／定率）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A9	1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
		～			
A9	1100				

10 その他の生活支援サービス（配食／定額）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AA	1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
		～			
AA	1100				

11 その他の生活支援サービス（見守り／定率）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AB	1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
		～			
AB	1100				

12 その他の生活支援サービス（見守り／定額）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AC	1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
		～			
AC	1100				

13 その他の生活支援サービス（その他／定率）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AD	1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
		～			
AD	1100				

14 その他の生活支援サービス（その他／定額）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AE	1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
		～			
AE	1100				

※網掛け部分については、市町村が規定する。サービスコードの下4桁は1001～1100にすること。

15 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	430	単位		430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算				300 単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算				300 単位加算	300	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

○介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードの件数（平成27年4月）

サービス種類	サービスコード 件数
A1 ：訪問型サービス（みなし）	55
A2 ：訪問型サービス（独自）	55
A3 ：訪問型サービス（独自／定率）	100
A4 ：訪問型サービス（独自／定額）	100
A5 ：通所型サービス（みなし）	43
A6 ：通所型サービス（独自）	43
A7 ：通所型サービス（独自／定率）	100
A8 ：通所型サービス（独自／定額）	100
A9 ：その他生活支援サービス（配食／定率）	100
AA ：その他生活支援サービス（配食／定額）	100
AB ：その他生活支援サービス（見守り／定率）	100
AC ：その他生活支援サービス（見守り／定額）	100
AD ：その他生活支援サービス（その他／定率）	100
AE ：その他生活支援サービス（その他／定額）	100
AF ：介護予防ケアマネジメント	3
	1,199

介護予防・日常生活支援総合事業における事業所番号の考え方について

医療機関等コードの構成

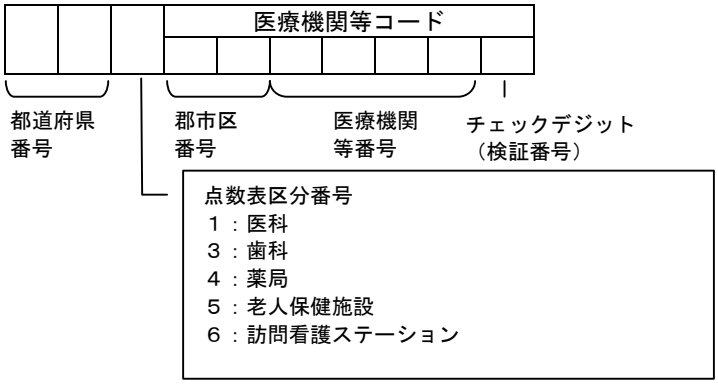

介護保険事業所番号の構成

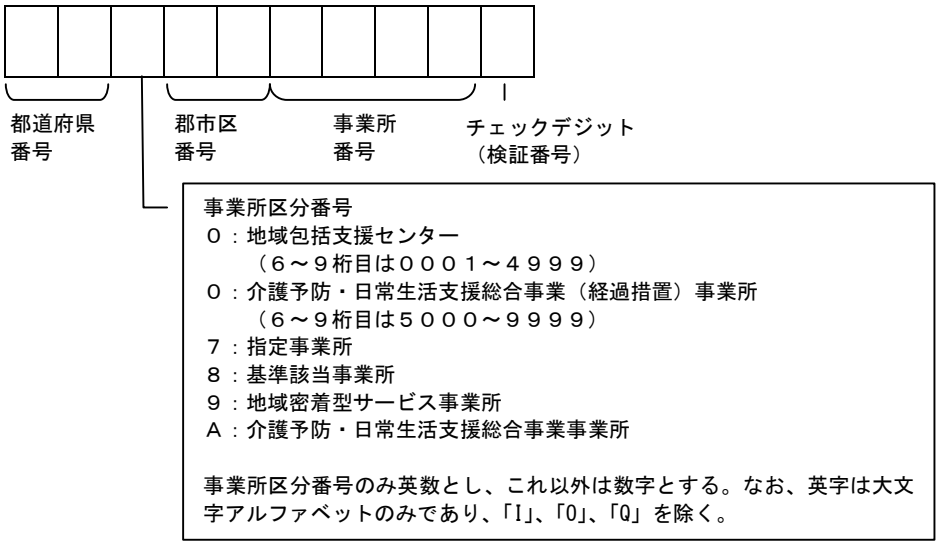

チェックデジットの考え方（モジュラス 10 ウェイト 2-1 分割方式）

都道府県番号から事業所番号の９桁を使用して、モジュラス１０ウェイト２－１分割方式を独自に拡張した方式により設定される。

モジュラス１０ウェイト２－１分割方式

チェックデジットは、モジュラス１０ウェイト２－１分割方式を独自に拡張したものとする。具体的には英字は数字に読み替え、Ａ＝１０、Ｂ＝１１、Ｃ＝１２、・・・、Ｚ＝３２とし、チェックデジットを除いた部分の右端桁から、交互に２１２１の繰り返しで重みを付け各桁の積を加算する。積が２桁になる場合は独立の桁の数字に扱う。その和を１０で割り、余りを１０から引いた残りをチェックデジットとする。

計算例）チェックデジットを除いた９桁を「１１Ａ２２３２６７」とした場合

１	１	Ａ	２	２	３	２	６	７
×	×	×	×	×	×	×	×	×
２	１	２	１	２	１	２	１	２

２＋１＋（２＋０）＋２＋４＋３＋４＋６＋（１＋４）＝２９

２９÷１０ ＝ ２ ・・・９
１０－９＝１……チェックデジット

指定等を受けた事業所又は施設は、介護給付費請求のために当該事業所等を識別するための番号（介護保険事業所番号）が設定される。このとき、同一法人が同一所在地において複数の事業所としての指定を受ける場合には、特例として同一番号を使用できる。

介護保険事業所番号の設定方法は、以下の考え方に基づいて付番される。

介護保険事業所番号の設定方法

付番の考え方	具体的なケース	事業所番号の取扱い方針
①医療機関等コードを有する者が介護保険事業所となる場合は、当該医療機関等コードをもって、介護保険事業所番号とする。	①-1 既に医療機関としての番号を有している者が、同一所在地域内において介護保険事業所としての指定を受ける場合	当該医療機関等コードをそのまま使用する。
	①-2 新たに健康保険法による指定を受け、同時に介護保険事業所の指定を受ける場合	医療機関等コードをそのまま使用して付番する。
	①-3 新たに介護老人保健施設として開設許可を受ける場合	医療機関等コードにおける点数表区分「５：老人保健施設」を用いて付番する。
	①-4 新たに訪問看護ステーションとして指定を受ける場合	健康保険法の指定があったものとみなされるため、医療機関等コードにおける点数表区分「６：訪問看護ステーション」を用いて付番する。
②①以外の者が介護保険事業所となる場合は、事業所区分「７」を用いて付番する。	②-1 介護保険事業所番号を付番されている者が、同一所在地域内において他の事業所の指定を受ける場合	最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。
	②-2 介護保険事業所番号を付番されている者が、訪問看護等の医療系サービスについて指定を受ける場合	介護保険事業所番号に加えて医療機関等コードを用いて付番する。この場合、事業所が既存番号の変更の申し出をしない限り、複数の事業所番号を有することとなる。
③基準該当事業所として市町村の登録を受ける場合は、基準該当事業所であるという識別の意味で事業所区分「８」を用いて付番する。	③-1 基準該当事業所番号を付番されている者が、当該事業以外の事業について基準該当事業の登録を受ける場合	最初に登録を受けた際の番号をそのまま使用し、新たな番号の付番は行わない。
	③-2 基準該当事業所番号を付番されている者が、当該事業について指定事業所として指定を受ける場合	当該基準該当事業所番号を廃止し、新たに指定事業所番号を付番する。
	③-3 当該基準該当以外のサービス種類について、指定事業所として指定を受ける場合	当該基準該当事業所番号に加えて指定事業所番号を付番する。この場合、複数の事業所番号を有することとなる。
	③-4 複数の市町村から基準該当の事業所としての登録を受ける場合	最初に基準該当事業所として登録を受けた際の番号を使用し、市町村ごとの付番は行わない。

付番の考え方	具体的なケース	事業所番号の取扱い方針
④地域密着型サービス事業所となる場合は、事業所区分「９」を用いて付番する。	④-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、地域密着型サービスの提供事業所として新たに指定を受ける場合	新たに地域密着型事業所として付番する。この場合、複数の事業所番号を有することとなる。
	④-2 地域密着型事業所番号を付番されている者が、当該サービス以外の地域密着型事業について地域密着型事業所の指定を受ける場合	最初に指定を受けた際の地域密着型事業所番号をそのまま使用し、新たな番号の付番は行わない。
	④-3 複数市町村の地域密着型サービスを行う事業所への付番を受ける場合	最初に地域密着型サービス事業所として指定され、指定を受けた際の番号を使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。
	④-4 みなし指定となる地域密着型サービスを行う事業所として付番を受ける場合	経過措置として現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。
⑤介護支援事業所（地域包括支援センター）となる場合は、事業所区分「０」を用いて付番する。 ６～９桁目は０００１～４９９９を使用する。	⑤-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、介護支援事業の提供事業所として新たに指定を受ける場合	新たに介護支援事業所として付番する。この場合、複数の事業所番号を有することとなる。
	⑤-2 複数市町村の介護支援サービスを行う事業所として付番を受ける場合	最初に介護支援事業所として指定され、指定を受けた際の番号を使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。
⑥介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）事業所となる場合は、事業所区分「０」を用いて付番する。 ６～９桁目は５０００～９９９９を使用する。	⑥-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、新たに介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）の提供事業所になる場合	最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。
	⑥-2 複数市町村のサービスを行う事業所として付番を受ける場合	最初に付番された番号をそのまま使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。
⑦介護予防・日常生活支援総合事業事業所となる場合は、事業所区分「Ａ」を用いて付番する。	⑦-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、新たに介護予防・日常生活支援総合事業の提供事業所になる場合	最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。
	⑦-2 複数市町村のサービスを行う事業所として付番を受ける場合	最初に付番された番号をそのまま使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。
	⑦-3 みなし指定を受けて介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを行う事業所になる場合	現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。

介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の提出パターン

Ⅱ-資料8

（1）総合事業サービスを利用する場合の給付管理票及び介護予防支援費／介護予防ケアマネジメント費の作成

No.	利用者	利用サービス				給付管理票の提出	給付管理票に記載するサービス	介護予防支援費／介護予防ケアマネジメント費
		介護予防給付		総合事業				
		限度額管理対象	限度額管理対象外	限度額管理対象	限度額管理対象外			
1	要支援者	○	－	－	－	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1)	介護予防支援費
2		○	○	－	－	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1)	介護予防支援費
3		○	－	○	－	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
4		○	－	－	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1)	介護予防支援費
5		○	○	○	－	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
6		○	○	－	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1)	介護予防支援費
7		○	－	○	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
8		○	○	○	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
9		－	○	－	－	不要	－	介護予防ケアマネジメント費(*5) （保険者へ請求(*4)） （例外的に国保連への委託も可能）
10		－	○	○	－	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)） （例外的に国保連への委託も可能）
11		－	○	－	○	不要	－	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)） （例外的に国保連への委託も可能）
12		－	○	○	○	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)） （例外的に国保連への委託も可能）
13		－	－	○	－	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)） （例外的に国保連への委託も可能）
14		－	－	○	○	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)） （例外的に国保連への委託も可能）
15		－	－	－	○	不要	－	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)） （例外的に国保連への委託も可能）
16		－	－	－	－	不要	－	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)） （例外的に国保連への委託も可能）
17	事業対象者	－	－	○	－	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)）
18		－	－	－	○	不要	－	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)）
19		－	－	○	○	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)）
20		－	－	－	－	不要	－	介護予防ケアマネジメント費 （保険者へ請求(*4)）

(*1)
介護予防訪問介護
介護予防訪問入浴介護
介護予防訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション
介護予防通所介護
介護予防通所リハビリテーション
介護予防福祉用具貸与
介護予防認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護（介護保健施設）
介護予防短期入所療養介護（介護療養施設等）
介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）

(*2)
訪問型サービス（みなし）
訪問型サービス（独自）
訪問型サービス（独自／定率）（*3）
訪問型サービス（独自／定額）（*3）
通所型サービス（みなし）
通所型サービス（独自）
通所型サービス（独自／定率）（*3）
通所型サービス（独自／定額）（*3）

(*3)
限度額管理対象／対象外サービスは市町村が決定して国保連に連絡する

(*4)
住所地特例適用被保険者の介護予防ケアマネジメント費は施設所在市町村へ請求

(*5)
介護予防ケアマネジメントは実施しておらず、居宅療養管理指導のみ利用されている場合を除く

（2）月途中に居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合の取扱い

No.	変更パターン		給付管理票 提出事業所	請求事業所（※1）	
				介護予防支援費 の場合	介護予防ケアマネジメント費 の場合（※2）
1	月を通じて地域包括支援センターが給付管理業務を行う場合	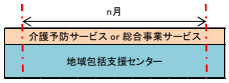	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
2	月を通じて小規模多機能型居宅介護が給付管理業務を行う場合	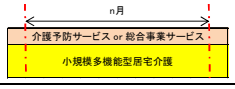	小規模多機能型居宅介護	請求されない	請求されない
3	月の途中まで地域包括支援センターが、月の途中から小規模多機能型居宅介護が給付管理業務を行う場合 （総合事業利用あり）	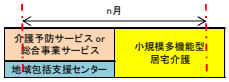	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
4	月の途中まで地域包括支援センターが、月の途中から小規模多機能型居宅介護が給付管理業務を行う場合 （総合事業利用なし）	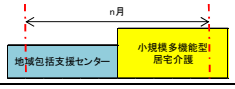	小規模多機能型居宅介護	請求されない	請求されない
5	月の途中まで小規模多機能型居宅介護が、月の途中から地域包括支援センターが給付管理業務を行う場合	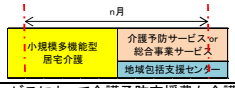	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター

※1（1）に示したとおり、給付管理票に記載するサービスによって介護予防支援費か介護予防ケアマネジメント費のいずれかとなる。
※2 国保連合会では介護予防ケアマネジメント費と給付管理票の突合審査を行わない。
（事業所が国保連合会に給付管理票を提出せず、介護予防支援費を請求した場合は、従来どおり、返戻となる。
事業所が国保連合会に給付管理票を提出せず、介護予防ケアマネジメント費を請求しても返戻としない。）
※3 本頁で記載する「小規模多機能型居宅介護」は「小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）」を示すものとする。

（3）居宅サービス利用パターン（地域包括支援センター・自己作成の組み合わせ）

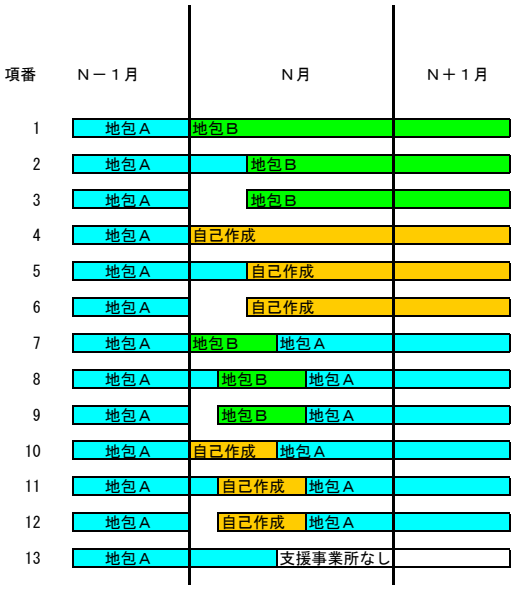

項番	設定すべき受給者情報（Ｎ月異動分）		給付管理票を提出する事業所等	月途中に要介護状態区分が変更した場合のサービス計画費又は介護予防ケアマネジメント費の要介護度（被保険者欄、介護報酬）※３
	居宅支援事業所	小規模多機能型予防支介護の利用開始月における居宅サービス利用		システムでの取り扱い
1	地包Ｂ	未設定	地包Ｂ	Ｎ月月末直近（地包Ｂ）の要介護状態
2	地包Ｂ	未設定	地包Ｂ	Ｎ月月末直近（地包Ｂ）の要介護状態
3	地包Ｂ	未設定	地包Ｂ	Ｎ月月末直近（地包Ｂ）の要介護状態
4	自己作成	未設定	自己作成	－
5	自己作成	未設定	自己作成	－
6	自己作成	未設定	自己作成	－
7	地包Ｂ	未設定	地包Ａ	Ｎ月月末直近（地包Ａ）の要介護状態
	地包Ａ	未設定		
8	地包Ｂ	未設定	地包Ａ	Ｎ月月末直近（地包Ａ）の要介護状態
	地包Ａ	未設定		
9	地包Ｂ	未設定	地包Ａ	Ｎ月月末直近（地包Ａ）の要介護状態
	地包Ａ	未設定		
10	自己作成	未設定	地包Ａ	Ｎ月月末直近（地包Ａ）の要介護状態
	地包Ａ	未設定		
11	自己作成	未設定	地包Ａ	Ｎ月月末直近（地包Ａ）の要介護状態
	地包Ａ	未設定		
12	自己作成	未設定	地包Ａ	Ｎ月月末直近（地包Ａ）の要介護状態
	地包Ａ	未設定		
13	地包Ａ	未設定	地包Ａ	地包Ａ又はＮ月月末直近（支援事業所なし）の要介護状態
	－	未設定		

※１：月（Ｎ－１、Ｎ、Ｎ＋１）は異動年月日を表す。
※２：Ｎ月の空白の期間はサービス利用がない状態を表す。
※３：－（ハイフン）はサービス計画費が請求されない場合を示す。
※４：本頁で記載する「小規模多機能型居宅介護」は「小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）」を示すものとする。

（4）居宅サービス利用パターン（地域包括支援センター・自己作成・小規模多機能(複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）も同様)の組み合わせ）

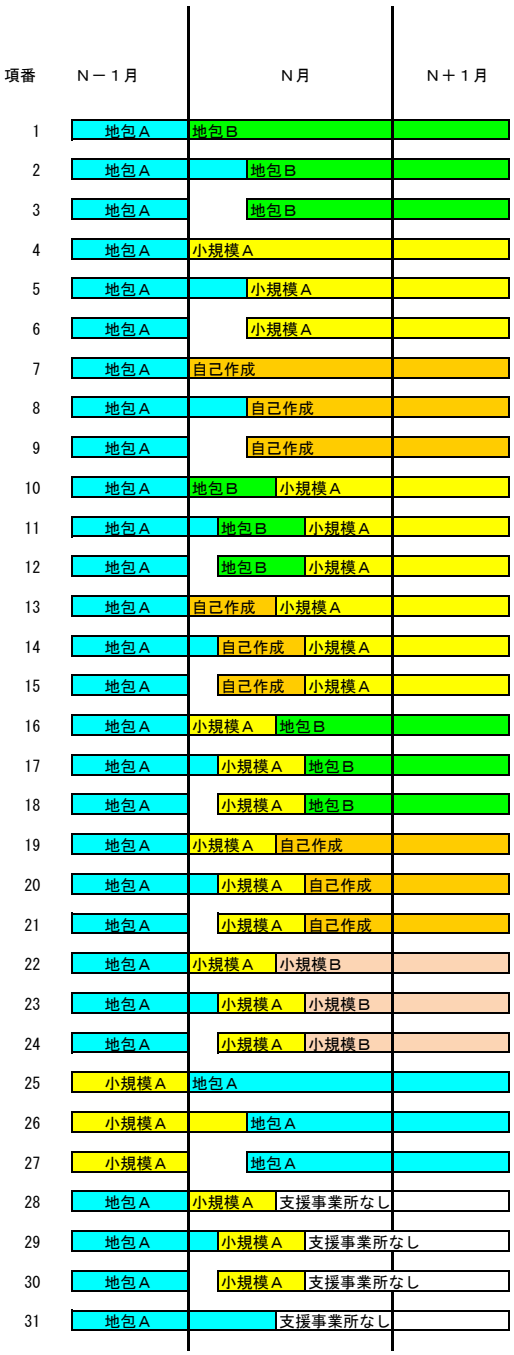

項番	設定すべき受給者情報（Ｎ月異動分）		給付管理票を提出する事業所等	月途中に要介護状態区分が変更した場合のサービス計画費又は介護予防ケアマネジメント費の要介護度（被保険者欄、介護報酬）※３
	居宅支援事業所	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス利用		システムでの取り扱い
1	地包Ｂ	未設定	地包Ｂ	Ｎ月月末直近（地包Ｂ）の要介護状態
2	地包Ｂ	未設定	地包Ｂ	Ｎ月月末直近（地包Ｂ）の要介護状態
3	地包Ｂ	未設定	地包Ｂ	Ｎ月月末直近（地包Ｂ）の要介護状態
4	小規模Ａ	無し（有り又は未設定でも審査可）	小規模Ａ	―
5	地包Ａ	有り	地包Ａ	Ｎ月月末直近（地包Ａ）の要介護状態
6	小規模Ａ	無し	小規模Ａ	―
7	自己作成	未設定	自己作成	―
8	自己作成	未設定	自己作成	―
9	自己作成	未設定	自己作成	―
10	地包Ｂ	未設定	地包Ｂ	地包Ｂ又はＮ月月末直近（小規模Ａ）の要介護状態
	小規模Ａ	有り		
11	地包Ｂ	未設定	地包Ｂ	地包Ｂ又はＮ月月末直近（小規模Ａ）の要介護状態
	小規模Ａ	有り		
12	地包Ｂ	未設定	地包Ｂ	地包Ｂ又はＮ月月末直近（小規模Ａ）の要介護状態
	小規模Ａ	有り		
13	自己作成	未設定	小規模Ａ	―
	小規模Ａ	未設定		
14	自己作成	未設定	小規模Ａ	―
	小規模Ａ	未設定		
15	自己作成	未設定	小規模Ａ	―
	小規模Ａ	未設定		
16	小規模Ａ	無し（有り又は未設定でも審査可）	地包Ｂ	地包Ｂ又はＮ月月末直近（小規模Ａ）の要介護状態
	地包Ｂ	未設定		
17	小規模Ａ	有り（無し又は未設定でも審査可）	地包Ｂ	地包Ｂ又はＮ月月末直近（小規模Ａ）の要介護状態
	地包Ｂ	未設定		
18	小規模Ａ	無し（有り又は未設定でも審査可）	地包Ｂ	地包Ｂ又はＮ月月末直近（小規模Ａ）の要介護状態
	地包Ｂ	未設定		
19	小規模Ａ	無し（有り又は未設定でも審査可）	自己作成	―
	自己作成	未設定		
20	小規模Ａ	有り（無し又は未設定でも審査可）	自己作成	―
	自己作成	未設定		
21	小規模Ａ	無し（有り又は未設定でも審査可）	自己作成	―
	自己作成	未設定		
22	小規模Ａ	無し（有り又は未設定でも審査可）	小規模Ｂ	―
	小規模Ｂ	無し		
23	小規模Ａ	有り	地包Ａ	地包Ａ又はＮ月月末直近（小規模Ｂ）の要介護状態
	小規模Ｂ	有り		
24	小規模Ａ	無し	小規模Ｂ	―
	小規模Ｂ	無し		
25	地包Ａ	未設定	地包Ａ	Ｎ月月末直近（地包Ａ）の要介護状態
26	地包Ａ	未設定	地包Ａ	Ｎ月月末直近（地包Ａ）の要介護状態
27	地包Ａ	未設定	地包Ａ	Ｎ月月末直近（地包Ａ）の要介護状態
28	小規模Ａ	無し（有り又は未設定でも審査可）	小規模Ａ	―
	―	未設定		
29	小規模Ａ	有り	地包Ａ	地包Ａ又はＮ月月末直近（支援事業所なし）の要介護状態
	―	未設定		
30	小規模Ａ	無し	小規模Ａ	―
	―	未設定		
31	―	未設定	地包Ａ	地包Ａ又はＮ月月末直近（支援事業所なし）の要介護状態
	―	―		

※１：月（Ｎ－１、Ｎ、Ｎ＋１）は異動年月日を表す。
※２：Ｎ月の空白の期間はサービス利用がない状態を表す。
※３：－（ハイフン）はサービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費が請求されない場合を示す。
※４：本頁で記載する「小規模多機能型居宅介護」は「小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）」を示すものとする。

現時点での案

Ⅲ　二割負担関係資料

二割負担適用期間の考え方について

1．二割負担適用開始年月日の考え方

【考え方】

①世帯員の転出入、死亡などにより世帯内の第一号被保険者数が変わり、負担割合が変更となる場合は、当該事実があった月の翌月初日（※）から変更

②65歳到達の第一号被保険者については、判定により二割となる場合、年齢到達月の翌月初日（※）から変更

※当該日が月の初日の場合には、その月から負担割合を変更する

【凡例】
- 要介護認定期間
- 二割負担が適用される期間
- 負担割合証に記載される（受給者異動連絡票に設定される）負担割合適用開始年月日
- 負担割合変更前に関する情報

【用語】
資格取得：65歳到達日
認定開始：認定有効開始初日（認定申請日）

No.	パターン	・・・	平成27年8月	・・・	平成28年2月	・・・	平成28年5月	平成28年6月
1	要介護者が二割負担対象になる場合		初日					
2-1	（月の途中に）初めて要介護認定を受ける場合				資格取得		認定開始	負担割合証に記載の適用開始年月日は認定と同日になる
2-2	（月の途中に）初めて要介護認定を受ける場合 ※資格取得（65歳到達）と認定開始が同月の場合						資格取得　認定開始	No.2-2のパターンに関しても、認定開始時から二割負担になる

【用語】
資格取得：65歳到達日
認定開始：認定有効開始初日（認定申請日）

【凡例】
要介護認定期間
二割負担が適用される期間
負担割合証に記載される
（受給者異動連絡票に設定される）
負担割合適用開始年月日
負担割合変更前に関する情報

No.	パターン	・・・	平成27年8月	・・・	平成28年2月	・・・	平成28年5月	平成28年6月
3-1	（月の**途中**に）第二号被保険者が65歳に到達して第一号被保険者になった場合	認定開始					資格取得 初日	
3-2	（月の**途中**に）第二号被保険者が65歳に到達して第一号被保険者になった場合 ※資格取得（65歳到達）と認定開始が同月の場合						認定開始 資格取得 初日	
3-3	（月の**初日**に）第二号被保険者が65歳に到達して第一号被保険者になった場合	認定開始				資格取得 初日		

【用語】
資格取得：65歳到達日
認定開始：認定有効開始初日（認定申請日）

【凡例】
- 要介護認定期間
- 二割負担が適用される期間
- 負担割合証に記載される（受給者異動連絡票に設定される）負担割合適用開始年月日
- 負担割合変更前に関する情報

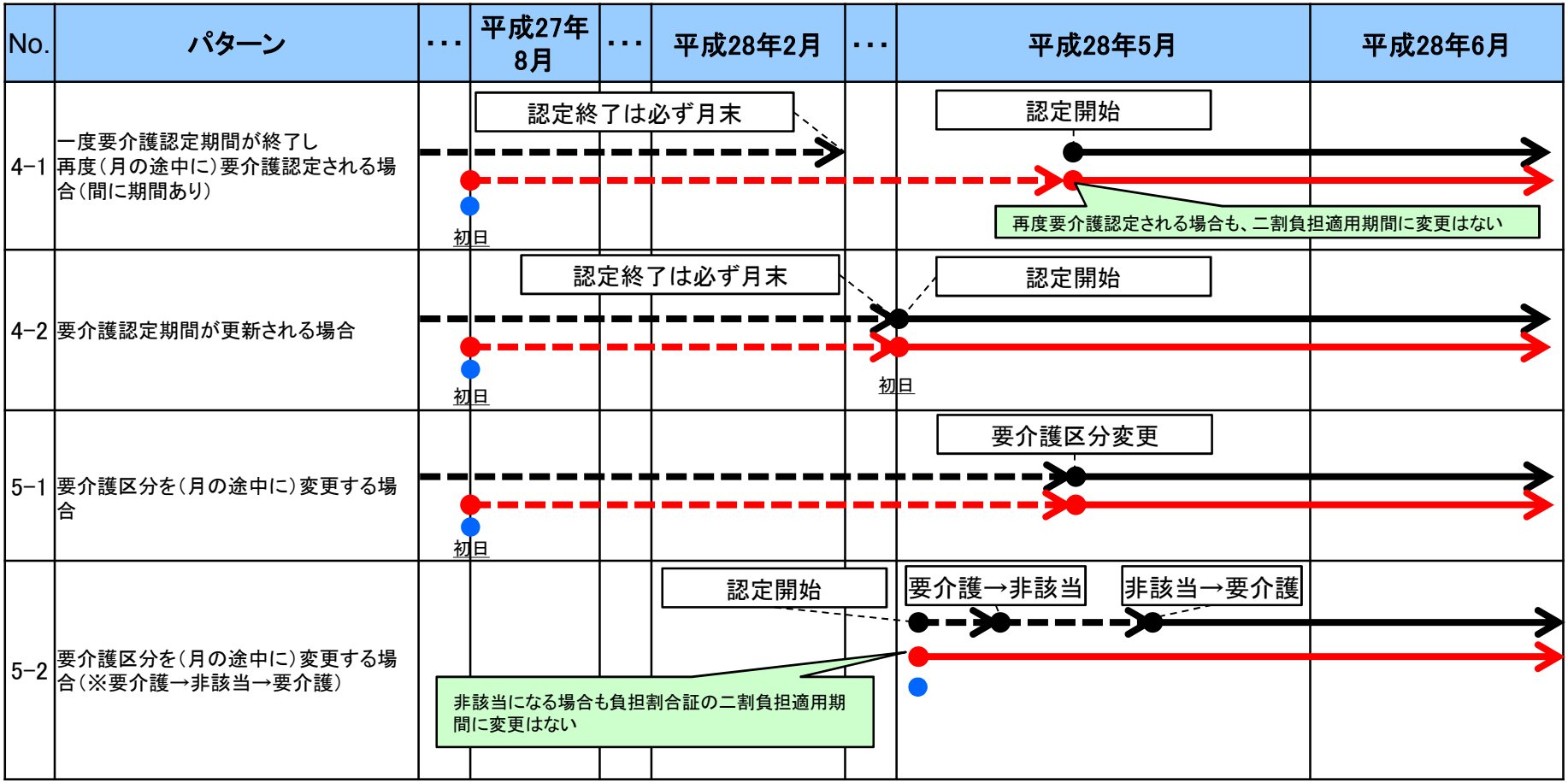

【用語】
資格取得：65歳到達日
認定開始：認定有効開始初日（認定申請日）

【凡例】
要介護認定期間
二割負担が適用される期間
負担割合証に記載される、（受給者異動連絡票に設定される）負担割合適用開始年月日
負担割合変更前に関する情報

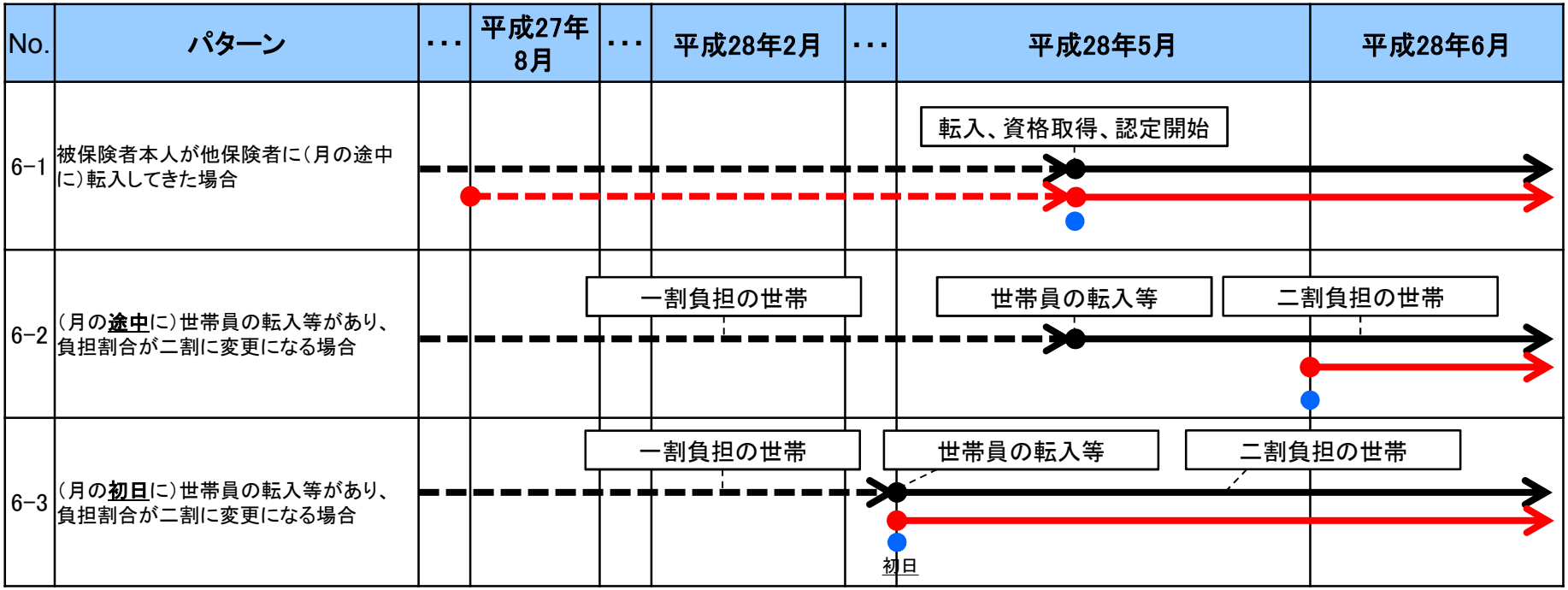

2. 二割負担適用終了年月日の考え方

【考え方】

①負担割合証の適用終了年月日は7月31日に設定され、変更されない

②負担割合が二割から一割に変更される場合

・適用対象期間の満了の場合

・資格喪失（他保険者への転出、死亡）の場合

※被保険者本人の資格喪失（他保険者への転出、死亡）の場合、負担割合証を回収する

・世帯員の転出、死亡等により負担割合が一割に変更になる場合

③適用終了年月日が月の途中になる場合はない

【凡例】

- 要介護認定期間
- 二割負担が適用される期間
- 負担割合証に記載される、（受給者異動連絡票に設定される）負担割合適用終了年月日
- 負担割合変更前に関する情報

【用語】

資格取得：65歳到達日

認定開始：認定有効開始初日（認定申請日）

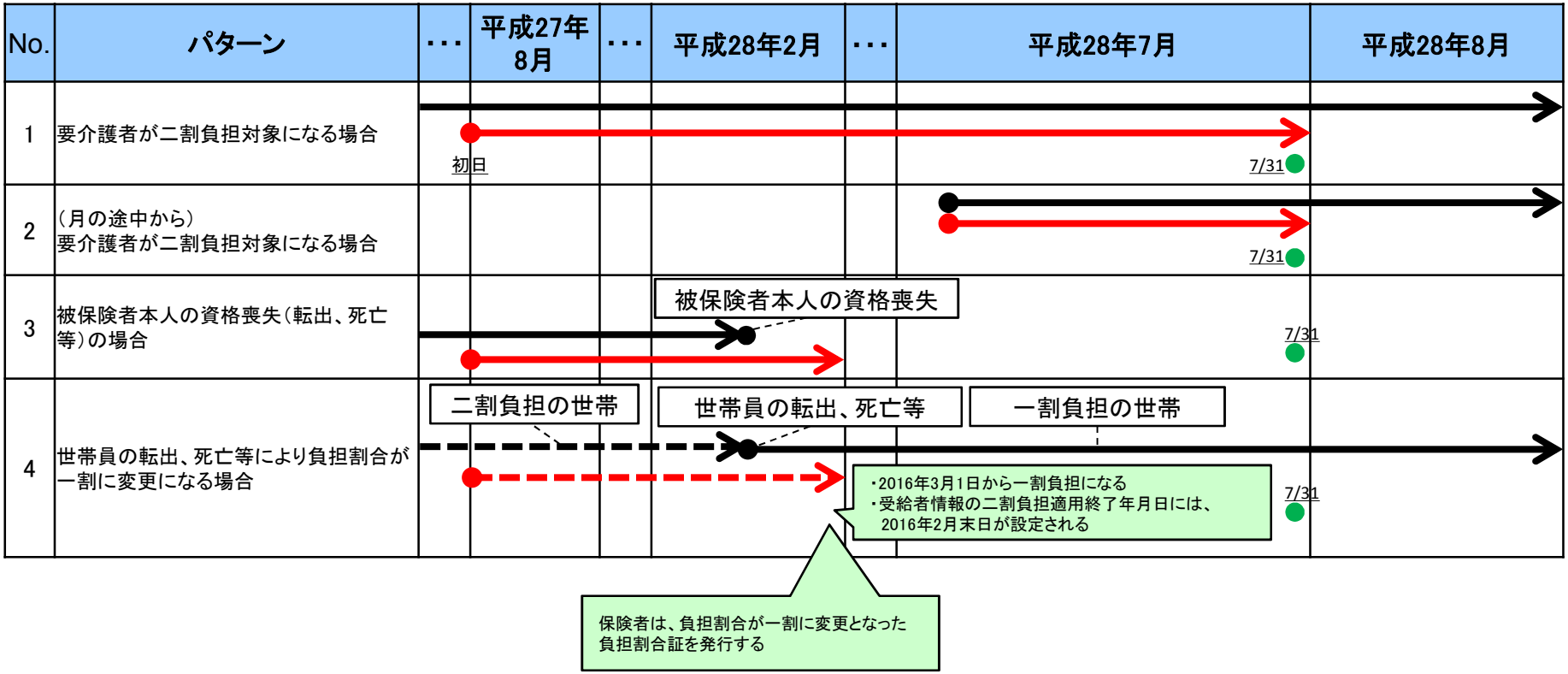

現時点での案

Ⅳ　介護給付費請求書・明細書及び
インタフェース関係資料

サービス種類コード一覧

平成24年4月～平成27年3月サービス

介護給付		予防給付		介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）	
11	訪問介護	61	介護予防訪問介護	82	訪問型予防サービス
12	訪問入浴介護	62	介護予防訪問入浴介護	84	介護予防訪問入浴介護
13	訪問看護	63	介護予防訪問看護	85	介護予防訪問看護
14	訪問リハビリテーション	64	介護予防訪問リハビリテーション	86	介護予防訪問リハビリテーション
15	通所介護	65	介護予防通所介護	83	通所型予防サービス
16	通所リハビリテーション	66	介護予防通所リハビリテーション	87	介護予防通所リハビリテーション
17	福祉用具貸与	67	介護予防福祉用具貸与	88	介護予防福祉用具貸与
21	短期入所生活介護	24	介護予防短期入所生活介護	89	介護予防短期入所生活介護
22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	90	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
23	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	26	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	91	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
31	居宅療養管理指導	34	介護予防居宅療養管理指導	92	介護予防居宅療養管理指導
71	夜間対応型訪問介護				
72	認知症対応型通所介護	74	介護予防認知症対応型通所介護	94	介護予防認知症対応型通所介護
73	小規模多機能型居宅介護	75	介護予防小規模多機能型居宅介護	95	介護予防小規模多機能型居宅介護
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
77	複合型サービス				
33	特定施設入居者生活介護	35	介護予防特定施設入居者生活介護	93	介護予防特定施設入居者生活介護
36	地域密着型特定施設入居者生活介護				
27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）				
28	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）				
32	認知症対応型共同生活介護	37	介護予防認知症対応型共同生活介護	96	介護予防認知症対応型共同生活介護
38	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	97	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
41	特定福祉用具販売	44	特定介護予防福祉用具販売		
42	住宅改修	45	介護予防住宅改修		
51	介護福祉施設サービス				
52	介護保健施設サービス				
53	介護療養施設サービス				
54	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護				
59	特定入所者介護サービス等	59	特定入所者介護サービス等		
81	市町村特別給付	81	市町村特別給付		
				47	生活支援サービス（配食）
				48	生活支援サービス（見守り）
				49	生活支援サービス（その他）
43	居宅介護支援	46	介護予防支援	40	ケアマネジメント

サービス種類コード一覧

平成27年4月～平成29年3月サービス

介護給付		予防給付		介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）		介護予防・日常生活支援総合事業		備考（介護保険法第115条の45第1項第1号）
11	訪問介護	61	介護予防訪問介護	82	訪問型予防サービス	A1	訪問型サービス（みなし）	第一号訪問事業
						A2	訪問型サービス（独自）	
						A3	訪問型サービス（独自／定率）	
						A4	訪問型サービス（独自／定額）	
12	訪問入浴介護	62	介護予防訪問入浴介護	84	介護予防訪問入浴介護			
13	訪問看護	63	介護予防訪問看護	85	介護予防訪問看護			
14	訪問リハビリテーション	64	介護予防訪問リハビリテーション	86	介護予防訪問リハビリテーション			
15	通所介護	65	介護予防通所介護	83	通所型予防サービス	A5	通所型サービス（みなし）	第一号通所事業
						A6	通所型サービス（独自）	
						A7	通所型サービス（独自／定率）	
						A8	通所型サービス（独自／定額）	
16	通所リハビリテーション	66	介護予防通所リハビリテーション	87	介護予防通所リハビリテーション			
17	福祉用具貸与	67	介護予防福祉用具貸与	88	介護予防福祉用具貸与			
21	短期入所生活介護	24	介護予防短期入所生活介護	89	介護予防短期入所生活介護			
22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	90	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）			
23	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	26	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	91	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）			
31	居宅療養管理指導	34	介護予防居宅療養管理指導	92	介護予防居宅療養管理指導			
71	夜間対応型訪問介護							
72	認知症対応型通所介護	74	介護予防認知症対応型通所介護	94	介護予防認知症対応型通所介護			
73	小規模多機能型居宅介護	75	介護予防小規模多機能型居宅介護	95	介護予防小規模多機能型居宅介護			
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）					
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）							
79	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）							
33	特定施設入居者生活介護	35	介護予防特定施設入居者生活介護	93	介護予防特定施設入居者生活介護			
36	地域密着型特定施設入居者生活介護							
27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）							
28	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）							
32	認知症対応型共同生活介護	37	介護予防認知症対応型共同生活介護	96	介護予防認知症対応型共同生活介護			
38	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	97	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）			
41	特定福祉用具販売	44	特定介護予防福祉用具販売					
42	住宅改修	45	介護予防住宅改修					
51	介護福祉施設サービス							
52	介護保健施設サービス							
53	介護療養施設サービス							
54	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護							
59	特定入所者介護サービス等	59	特定入所者介護サービス等					
81	市町村特別給付	81	市町村特別給付					
78	地域密着型通所介護							
				47	生活支援サービス（配食）	A9	その他の生活支援サービス（配食／定率）	第一号生活支援事業
						AA	その他の生活支援サービス（配食／定額）	
				48	生活支援サービス（見守り）	AB	その他の生活支援サービス（見守り／定率）	第一号生活支援事業
						AC	その他の生活支援サービス（見守り／定額）	
				49	生活支援サービス（その他）	AD	その他の生活支援サービス（その他／定率）	第一号生活支援事業
						AE	その他の生活支援サービス（その他／定額）	
43	居宅介護支援	46	介護予防支援	40	ケアマネジメント	AF	介護予防ケアマネジメント	第一号介護予防支援事業

平成27年4月から名称変更

平成27年4月からサービス種類追加。連合会に請求できるのは平成27年7月請求分からとなる。（資料Ⅰ-5参照）

平成28年4月から追加される予定

※「みなし」：総合事業のみなし指定
※「独自」：市町村が独自にサービスを設定するもの
※「定率」：利用者負担が定率のもの
※「定額」：利用者負担が定額のもの

介護予防・日常生活支援総合事業は、新たなサービス種類コードで対応する

※保険者ごとに、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）を終了する年月日を管理する

サービス種類コード一覧

平成29年4月～平成30年3月サービス

介護給付		予防給付		~~介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）~~		介護予防・日常生活支援総合事業		備考（介護保険法第115条の45第1項第1号）
11	訪問介護	61	介護予防訪問介護			A1	訪問型サービス（みなし）	第一号訪問事業
						A2	訪問型サービス（独自）	
						A3	訪問型サービス（独自／定率）	
						A4	訪問型サービス（独自／定額）	
12	訪問入浴介護	62	介護予防訪問入浴介護					
13	訪問看護	63	介護予防訪問看護					
14	訪問リハビリテーション	64	介護予防訪問リハビリテーション					
15	通所介護	65	介護予防通所介護			A5	通所型サービス（みなし）	第一号通所事業
						A6	通所型サービス（独自）	
						A7	通所型サービス（独自／定率）	
						A8	通所型サービス（独自／定額）	
16	通所リハビリテーション	66	介護予防通所リハビリテーション					
17	福祉用具貸与	67	介護予防福祉用具貸与					
21	短期入所生活介護	24	介護予防短期入所生活介護					
22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）					
23	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	26	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）					
31	居宅療養管理指導	34	介護予防居宅療養管理指導					
71	夜間対応型訪問介護							
72	認知症対応型通所介護	74	介護予防認知症対応型通所介護					
73	小規模多機能型居宅介護	75	介護予防小規模多機能型居宅介護					
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）					
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）							
79	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）							
33	特定施設入居者生活介護	35	介護予防特定施設入居者生活介護					
36	地域密着型特定施設入居者生活介護							
27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）							
28	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）							
32	認知症対応型共同生活介護	37	介護予防認知症対応型共同生活介護					
38	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）					
41	特定福祉用具販売	44	特定介護予防福祉用具販売					
42	住宅改修	45	介護予防住宅改修					
51	介護福祉施設サービス							
52	介護保健施設サービス							
53	介護療養施設サービス							
54	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護							
59	特定入所者介護サービス等	59	特定入所者介護サービス等					
81	市町村特別給付	81	市町村特別給付					
78	地域密着型通所介護							
						A9	その他の生活支援サービス（配食／定率）	第一号生活支援事業
						AA	その他の生活支援サービス（配食／定額）	
						AB	その他の生活支援サービス（見守り／定率）	第一号生活支援事業
						AC	その他の生活支援サービス（見守り／定額）	
						AD	その他の生活支援サービス（その他／定率）	第一号生活支援事業
						AE	その他の生活支援サービス（その他／定額）	
43	居宅介護支援	46	介護予防支援			AF	介護予防ケアマネジメント	第一号介護予防支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）を終了する

サービス種類コード一覧

平成30年4月サービス～

介護給付		予防給付		介護予防・日常生活支援総合事業 ~~(経過措置)~~		介護予防・日常生活支援総合事業		備考（介護保険法第115条の45第1項第1号）
11	訪問介護					A1	訪問型サービス（みなし）	第一号訪問事業
						A2	訪問型サービス（独自）	
						A3	訪問型サービス（独自／定率）	
						A4	訪問型サービス（独自／定額）	
12	訪問入浴介護	62	介護予防訪問入浴介護					
13	訪問看護	63	介護予防訪問看護					
14	訪問リハビリテーション	64	介護予防訪問リハビリテーション					
15	通所介護					A5	通所型サービス（みなし）	第一号通所事業
						A6	通所型サービス（独自）	
						A7	通所型サービス（独自／定率）	
						A8	通所型サービス（独自／定額）	
16	通所リハビリテーション	66	介護予防通所リハビリテーション					
17	福祉用具貸与	67	介護予防福祉用具貸与					
21	短期入所生活介護	24	介護予防短期入所生活介護					
22	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	25	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）					
23	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	26	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）					
31	居宅療養管理指導	34	介護予防居宅療養管理指導					
71	夜間対応型訪問介護							
72	認知症対応型通所介護	74	介護予防認知症対応型通所介護					
73	小規模多機能型居宅介護	75	介護予防小規模多機能型居宅介護					
68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）					
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
77	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）							
79	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）							
33	特定施設入居者生活介護	35	介護予防特定施設入居者生活介護					
36	地域密着型特定施設入居者生活介護							
27	特定施設入居者生活介護（短期利用型）							
28	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）							
32	認知症対応型共同生活介護	37	介護予防認知症対応型共同生活介護					
38	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	39	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）					
41	特定福祉用具販売	44	特定介護予防福祉用具販売					
42	住宅改修	45	介護予防住宅改修					
51	介護福祉施設サービス							
52	介護保健施設サービス							
53	介護療養施設サービス							
54	地域密着型介護福祉施設入所者生活介護							
59	特定入所者介護サービス等	59	特定入所者介護サービス等					
81	市町村特別給付	81	市町村特別給付					
78	地域密着型通所介護							
						A9	その他の生活支援サービス（配食／定率）	第一号生活支援事業
						AA	その他の生活支援サービス（配食／定額）	
						AB	その他の生活支援サービス（見守り／定率）	第一号生活支援事業
						AC	その他の生活支援サービス（見守り／定額）	
						AD	その他の生活支援サービス（その他／定率）	第一号生活支援事業
						AE	その他の生活支援サービス（その他／定額）	
43	居宅介護支援	46	介護予防支援			AF	介護予防ケアマネジメント	第一号介護予防支援事業

予防給付は、平成30年4月以降、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を除くサービス種類となる

※保険者ごとに、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を廃止する年月日を管理する

介護給付費請求書・明細書及び給付管理票様式体系一覧

現行				新体系＜平成２７年４月～＞（案）					
様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	**様式番号**	**介護予防・日常生活支援総合事業**
第一	介護給付費請求書			第一	介護給付費請求書			**第一の二**	**介護予防・日常生活支援総合事業費請求書**
第二	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハ 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハ 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	第二の二	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハ 介護予防福祉用具貸与 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	第二	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハ 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハ 福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護**（短期利用以外）** **小規模多機能型居宅介護（短期利用）** **複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）** **複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）** **地域密着型通所介護（※平成２８年４月以降）**	第二の二	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハ 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所介護 介護予防通所リハ 介護予防福祉用具貸与 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 **（短期利用以外）** **介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）**	**第二の三**	**訪問型サービス 通所型サービス その他の生活支援サービス**

・小規模多機能型居宅介護（短期利用）及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）は様式第二に記載する。
・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）は様式第二の二に記載する。
・小規模多機能型居宅介護（短期利用）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）を連合会に請求できるのは平成 27 年 7 月請求分からとなる。（資料Ⅰ-5 参照）

現行				新体系＜平成２７年４月～＞（案）					
様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	様式番号	介護給付	様式番号	予防給付	**様式番号**	**介護予防・日常生活支援総合事業**
第三	短期入所生活介護	第三の二	介護予防短期入所生活介護	第三	短期入所生活介護	第三の二	介護予防短期入所生活介護		
第四	短期入所療養介護（老健）	第四の二	介護予防短期入所療養介護（老健）	第四	短期入所療養介護（老健）	第四の二	介護予防短期入所療養介護（老健）		
第五	短期入所療養介護（病院・診療所）	第五の二	介護予防短期入所療養介護（病院・診療所）	第五	短期入所療養介護（病院・診療所）	第五の二	介護予防短期入所療養介護（病院・診療所）		
第六	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	第六	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）		
第六の三	特定施設入居者生活介護（短期利用以外） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護	第六の三	特定施設入居者生活介護（短期利用以外） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護		
第六の五	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	第六の五	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）		
第六の七	特定施設入居者生活介護（短期利用） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）			第六の七	特定施設入居者生活介護（短期利用） 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）				
第七	居宅介護支援	第七の二	介護予防支援	第七	居宅介護支援	第七の二	介護予防支援	**第七の三**	**介護予防ケアマネジメント**
第八	介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			第八	介護福祉施設サービス 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護				
第九	介護保健施設サービス			第九	介護保健施設サービス				
第十	介護療養施設サービス			第十	介護療養施設サービス				
第十一	給付管理票			第十一	給付管理票				

様式第一（附則第二条関係）

変更

現時点での案

Ⅳ-資料3

平成			年			月分

介護給付費請求書

事業所番号									
請求事業所	名　称								
	所在地	〒				－				
	連絡先								

保　険　者

（別　記）殿

下記のとおり請求します。　　平成　　年　　月　　日

保険請求

区　分	サービス費用						特定入所者介護サービス費等				
	件　数	単位数・点数	費用合計	保険請求額	公費請求額	利用者負担	件数	費用合計	利用者負担	公費請求額	保険請求額
居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等											
居宅介護支援・ 介護予防支援											
合　計											

公費請求

区　分		サービス費用				特定入所者介護サービス費等		
		件　数	単位数・点数	費用合計	公費請求額	件数	費用合計	公費請求額
12	生　保 居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等							
	生　保 居宅介護支援・ 介護予防支援							
10	感染症　37 条の 2							
21	障自・通院医療							
15	障自・更生医療							
19	原爆・一般							
54	難病法							
51	特定疾患等 治療研究							
81	被爆者助成							
86	被爆体験者							
87	有機ヒ素・緊急措置							
88	水俣病総合対策 メチル水銀							
66	石綿・救済措置							
58	障害者・支援措置（全額免除）							
25	中国残留邦人等							
合　計								

平成２７年２月審査分から追加

様式第二（附則第二条関係）

変更

現時点での案

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）・地域密着型通所介護）

公費負担者番号		平成	年 月分
公費受給者番号		保険者番号	

被保険者					
被保険者番号					
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名					
生年月日	1.明治　2.大正　3.昭和 年　月　日	性別	1．男　2．女		
要介護状態区分	要介護１・２・３・４・５				
認定有効期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで				

請求事業者		
事業所番号		
事業所名称		
所在地	〒　－	
連絡先	電話番号	

居宅サービス計画			
	１．居宅介護支援事業者作成　　２．被保険者自己作成		
	事業所番号	事業所名称	

開始年月日	平成　年　月　日	中止年月日	平成　年　月　日				
中止理由	1.非該当　3.医療機関入院　4.死亡　5.その他　6.介護老人福祉施設入所　7.介護老人保健施設入所　8.介護療養型医療施設入所						

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要

給付費明細欄（住所地特例対象者）	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称																							
③サービス実日数			日				日				日				日								
④計画単位数																							
⑤限度額管理対象単位数																							
⑥限度額管理対象外単位数																						給付率（/100）	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥																						保険	
⑧公費分単位数																						公費	
⑨単位数単価					円／単位				円／単位				円／単位				円／単位					合計	
⑩保険請求額																							
⑪利用者負担額																							
⑫公費請求額																							
⑬公費分本人負担																							

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	%	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者負担額（円）	備考

	枚中		枚目

様式第二の二（附則第二条関係）

変更

現時点での案

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書

（介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用））

公費負担者番号		平成　年　月分	
公費受給者番号		保険者番号	

被保険者				
被保険者番号				
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名				
生年月日	1.明治　2.大正　3.昭和 年　月　日	性別	1．男　2．女	
要支援状態区分	要支援１・要支援２			
認定有効期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			

請求事業者		
事業所番号		
事業所名称		
所在地	〒　－	
連絡先	電話番号	

介護予防サービス計画	２．被保険者自己作成　　３．介護予防支援事業者作成			
	事業所番号		事業所名称	

開始年月日	平成　年　月　日	中止年月日	平成　年　月　日
中止理由	1.非該当　3.医療機関入院　4.死亡　5.その他　6.介護老人福祉施設入所　7.介護老人保健施設入所　8.介護療養型医療施設入所		

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要

給付費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称								
③サービス実日数	日	日	日	日				
④計画単位数								
⑤限度額管理対象単位数								
⑥限度額管理対象外単位数								給付率（/100）
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥								保険
⑧公費分単位数								公費
⑨単位数単価	▲ 円／単位	▲ 円／単位	▲ 円／単位	▲ 円／単位				合計
⑩保険請求額								
⑪利用者負担額								
⑫公費請求額								
⑬公費分本人負担								

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	▲ %	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者負担額（円）	備考

枚中　枚目

様式第十一（附則第二条関係）

変更

現時点での案

給付管理票（平成　　年　　月分）

保険者番号	保険者名
被保険者番号	被保険者氏名
	フリガナ
生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・昭　年　月　日	男・女	事業対象者　要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５
居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間	
単位／月	平成　年　月 ～ 平成　年　月	

作成区分		
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 3.　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成		
居宅介護／介護予防支援事業所番号		
担当介護支援専門員番号		
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名		
支援事業者の事業所所在地及び連絡先		
委託した場合	委託先の支援事業所番号	
	介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
			合計		

様式第一の二（附則第〇条関係）

新規

現時点での案

平成			年			月分

介護予防・日常生活支援総合事業費請求書

事業所番号									
請求事業所	名　称								
	所在地	〒　　－							
	連絡先								

保　険　者

（別　記）殿

下記のとおり請求します。　　平成　　年　　月　　日

事業費請求

区分	サービス費用					
	件数	単位数	費用合計	事業費請求額	公費請求額	利用者負担
訪問型サービス費・ 通所型サービス費・ その他の生活支援サービス費						
介護予防ケアマネジメント費						
合　計						

公費請求

区　分		サービス費用			
		件数	単位数	費用合計	公費請求額
12	生　保 訪問型サービス費・ 通所型サービス費・ その他の生活支援サービス費				
	生　保 介護予防ケアマネジメント費				
81	被爆者助成				
58	障害者・支援措置（全額免除）				
25	中国残留邦人等				
合　計					

様式第二の三（附則第〇条関係）

新規

現時点での案

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成		年		月分
保険者番号				

被保険者				
被保険者番号				
(ﾌﾘｶﾞﾅ)				
氏名				
生年月日	1.明治　2.大正　3.昭和	年	月	日
性別	1. 男　2. 女			
要支援状態区分等	事業対象者・要支援１・要支援２			
認定有効期間	平成	年	月	日 から
	平成	年	月	日 まで

請求事業者		
事業所番号		
事業所名称		
所在地	〒　－	
連絡先	電話番号	

介護予防サービス計画				
	３．介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成			
	事業所番号		事業所名称	

開始年月日	平成	年	月	日	中止年月日	平成	年	月	日

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要

事業費明細欄（住所地特例対象者）	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄									
	①サービス種類コード／②名称								
	③サービス実日数		日		日		日		日
	④計画単位数								
	⑤限度額管理対象単位数								
	⑥限度額管理対象外単位数								給付率（/100）
	⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥								事業
	⑧公費分単位数								公費
	⑨単位数単価		円／単位		円／単位		円／単位		円／単位	合計
	⑩事業費請求額								
	⑪利用者負担額								
	⑫公費請求額								
	⑬公費分本人負担								

	枚中		枚目

様式第七の三（附則第〇条関係）

新規

現時点での案

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（介護予防ケアマネジメント費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成		年		月分

保険者番号	

被保険者					
	被保険者番号				
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名				
	生年月日	1.明治　2.大正　3.昭和 年　月　日	性別	1. 男　2. 女	
	要支援状態区分	事業対象者・要支援１・要支援２			
	認定有効期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで			

請求事業者		
	事業所番号	
	事業所名称	
	所在地	〒　－
	連絡先	電話番号

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要

事業費明細欄（住所地特例対象者）	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄	区分	事業分	公費分
	①サービス単位数合計		
	②単位数単価	円／単位	
	③給付率		／100
	④事業費請求額（円）		

	枚中		枚目

変更

現時点での案

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後		回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費 請求額	定額利用者負担 単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
					率%	単位数													
		区分支給限度基準額（単位）					合計												

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数
				合　計			

・介護給付と介護予防・日常生活支援総合事業の統一様式となります

・介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けていない方もこの様式となります

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

平成 27 年度制度改正における様式記載例パターン

Ⅳ-資料4

本資料の例１～例８については、１人の受給者に対しての「サービス利用票別表」「給付管理票」「請求明細書」が一組で１つの例となっている。

No.	項目	例		種別(※)	説明
1	介護予防・日常生活支援総合事業	例1	例１-１	別表	要支援者が予防サービスとみなしサービスを受けた場合のサービス利用票別表
2			例１-２	給	要支援者が予防サービスとみなしサービスを受けた場合の給付管理票
3			例１-３	請	要支援者がみなしサービスを受けた場合の請求明細書
4			例１-４	請	要支援者が予防サービスを受けた場合の請求明細書
5		例2	例２-１	別表	事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合のサービス利用票別表
6			例２-２	給	事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合の給付管理票
7			例２-３	請	事業対象者が保険者独自(定率)サービスを受けた場合の請求明細書(同一サービス種類内で給付率がすべて一致している場合)
8		例3	例３-１	別表	事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合のサービス利用票別表
9			例３-２	給	事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合の給付管理票
１０			例３-３	請	事業対象者が保険者独自(定率)サービスを受けた場合の請求明細書(同一サービス種類内で給付率が複数存在する場合)
１１		例4	例４-１	別表	事業対象者が保険者独自（定額）サービスを受けた場合のサービス利用票別表
１２			例４-２	給	事業対象者が保険者独自（定額）サービスを受けた場合の給付管理票
１３			例４-３	請	事業対象者が保険者独自（定額）サービスを受けた場合の請求明細書
１４		例5	例５-１	別表	事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合のサービス利用票別表（計画単位数を超過した場合）
１５			例５-２	給	事業対象者が保険者独自(定率)サービスを受けた場合の給付管理票(計画単位数を超過した場合)
１６			例５-３	請	事業対象者が保険者独自(定率)サービスを受けた場合の請求明細書(計画単位数を超過した場合)
１７		例6	例６-１	別表	事業対象者が保険者独自（定額）サービスを受けた場合のサービス利用票別表（計画単位数を超過した場合）
１８			例６-２	給	事業対象者が保険者独自(定額)サービスを受けた場合の給付管理票(計画単位数を超過した場合)
１９			例６-３	請	事業対象者が保険者独自(定額)サービスを受けた場合の請求明細書(計画単位数を超過した場合)
２０		例7	例７-１	別表	事業対象者が保険者独自（定率）サービスと保険者独自（定額）サービスを受けた場合のサービス利用票別表
２１			例７-２	給	事業対象者が保険者独自（定率）サービスと保険者独自（定額）サービスを受けた場合の給付管理票
２２			例７-３	請	事業対象者が保険者独自（定率）サービスと保険者独自（定額）サービスを受けた場合の請求明細書
２３		例8	例８-１	別表	事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）と通所型サービス（みなし）を同一事業所で受けた場合のサービス利用票別表
２４			例８-２	給	事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）と通所型サービス（みなし）を同一事業所で受けた場合の給付管理票
２５			例８-３	請	事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）と通所型サービス（みなし）を同一事業所で受けた場合の請求明細書

※種別については以下の通りとする

別表…サービス利用票別表　　給……給付管理票　　請……請求明細書

No.	項目	例		種別(※)	説明
２４	介護予防・日常生活支援総合事業	例９	例９-１	別表	事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合のサービス利用票別表（全て公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）
２５			例９-２	給	事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の給付管理票（全て公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）
２６			例９-３	請	事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の請求明細書（全て公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）
２７		例１０	例１０-１	別表	事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合のサービス利用票別表（一部公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）
２８			例１０-２	給	事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の給付管理票（一部公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）
２９			例１０-３	請	事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の請求明細書（一部公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）
３０		例１１	例１１-１	別表	事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合のサービス利用票別表（全て公費負担の場合）
３１			例１１-２	給	事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の給付管理票（全て公費負担の場合）
３２			例１１-３	請	事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の請求明細書（全て公費負担の場合）
３３		例１２	例１２-１	別表	事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合のサービス利用票別表（一部公費負担の場合）
３４			例１２-２	給	事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の給付管理票（一部公費負担の場合）
３５			例１２-３	請	事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の請求明細書（一部公費負担の場合）
３６		例１３	例１３-１	別表	要支援者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合のサービス利用票別表（生保単独受給者、１明細書内の給付率が異なる場合）
３７			例１３-２	給	要支援者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の給付管理票（生保単独受給者、１明細書内の給付率が異なる場合）
３８			例１３-３	請	要支援者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の請求明細書（生保単独受給者、１明細書内の給付率が異なる場合）
３９		例１４	例１４-１	別表	要支援者が訪問型サービス(独自／定額)を受けた場合のサービス利用票別表(生保単独受給者の場合)
４０			例１４-２	給	要支援者が訪問型サービス(独自／定額)を受けた場合の給付管理票(生保単独受給者の場合)
４１			例１４-３	請	要支援者が訪問型サービス(独自／定額)を受けた場合の請求明細書(生保単独受給者の場合)
４２		例１５	例１５-１	別表	事業対象者が訪問型サービス(独自／定率)を受けた場合のサービス利用票別表(全て公費負担、1明細書内の給付率が異なる場合、限度額オーバー)
４３			例１５-２	給	事業対象者が訪問型サービス(独自／定率)を受けた場合の給付管理票(全て公費負担、1明細書内の給付率が異なる場合、限度額オーバー)
４４			例１５-３	請	事業対象者が訪問型サービス(独自／定率)を受けた場合の請求明細書(全て公費負担、1明細書内の給付率が異なる場合、限度額オーバー)
４５		例１６	例１６-１	別表	事業対象者が訪問型サービス(独自／定額)を受けた場合のサービス利用票別表(全て公費負担の場合、限度額オーバー)
４６			例１６-２	給	事業対象者が訪問型サービス(独自／定額)を受けた場合の給付管理票(全て公費負担の場合、限度額オーバー)
４７			例１６-３	請	事業対象者が訪問型サービス(独自／定額)を受けた場合の請求明細書(全て公費負担の場合、限度額オーバー)

※種別については以下の通りとする
　別表…サービス利用票別表　　給……給付管理票　　請……請求明細書

No.	項目	例	種別(※)	説明
４８	住所地特例	例１７	請	住所地特例対象者が保険者独自サービスを受けた場合の請求明細書
４９		例１８	請	住所地特例対象者が住所地で地域密着型サービスを受けた場合の請求明細書
５０	二割負担	例１９	請	二割負担対象者が介護サービスを受けた場合の請求明細書
５１		例２０	請	二割負担対象者が出来高サービスを受けた場合の請求明細書
５２		例２１	請	二割負担対象者が給付制限となった場合の請求明細書
５３		例２２	請	二割負担対象者が給付減免の対象となった場合の請求明細書
５４		例２３	請	二割負担対象者がみなしサービスを受けた場合の請求明細書
５５		例２４	請	二割負担対象者が保険者独自（定率）サービス、保険者独自（定額）サービスを受けた場合の請求明細書
５６	月途中での要介護状態区分等を変更した場合	-	-	月途中で要支援･要介護状態区分等を変更した場合の請求明細書等記載の整理

※種別については以下の通りとする

別表…サービス利用票別表　　給……給付管理票　　請……請求明細書

サービス利用票別表の記載例

記載例１-１（案）
要支援者が予防サービスとみなしサービスを受けた場合のサービス利用票別表

・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、給付率は以下のとおり

要支援・要介護状態区分等：要支援1

区分支給限度基準額（単位）：5,003単位

（予防給付）

予訪看Ｉ１　　631010：1回につき318単位、給付率90%

（総合事業）

介護予防訪問介護Ｉ　　A11111：1月につき1,226単位、給付率90%

予防訪問介護初回加算　　A14001：1月につき200単位、給付率90%

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
△△事業所	9060000060	予訪看Ｉ１	631010	318			8	2,544				2,544	10.35	26,330	90	23,697		2,633	
○○事業所	9070100010	介護予防訪問介護Ｉ	A11111	1,226			1	1,226											
○○事業所	9070100010	予防訪問介護初回加算	A14001	200			1	200											
○○事業所	9070100010	訪問型サービス(みなし)合計						(1,426)				1,426	10.35	14,759	90	13,283		1,476	
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	3,970				3,970		41,089		36,980		4,109	

保険／事業費　請求額
1、4行目：《費用総額 保険／事業対象分 × 給付率》を記載する。

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

利用者負担　保険／事業対象分
1、4行目：費用総額保険／事業対象分　－ 保険／事業費 請求額 を記載する。

要支援1の区分支給限度額を記載。

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数
				合　計			

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

様式第十一（附則第二条関係）

記載例１-２（案）
要支援者が予防サービスとみなしサービスを受けた場合の給付管理票

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 1 0 1 0	フリガナ ｶｲｺﾞ　ｲﾁﾛｳ 介護　一郎

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭) 5 年　7 月　7 日	(男)・女	事業対象者　(要支援 1)・2 要介護 1・2・3・4・5

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
5,003 単位／月	平成 27 年　4 月	～	平成 28 年　3 月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した場合　委託先の支援事業所番号	
委託した場合　介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 7 0 1 0 0 0 1 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（みなし）	A 1	1 4 2 6
△△事業所	9 0 6 0 0 0 0 0 6 0	(指定)・基準該当・地域密着・総合事業	介護予防訪問看護	6 3	2 5 4 4
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		総合事業			
			合計		3 9 7 0

総合事業のサービスを記載する場合、「総合事業」を選択する

要支援１の区分支給限度基準額（5,003 単位）を超える場合、返戻とする

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例１-３（案）
要支援者がみなしサービスを受けた場合の請求明細書

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	7	年	0	4	月分
保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者

被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 0 1 0
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ｲﾁﾛｳ
氏名	介護　一郎
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和)　0 5 年 0 7 月 0 7 日
性別	(1. 男)　2. 女
要支援状態区分等	事業対象者・(要支援１)・要支援２
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から 平成 2 8 年 0 3 月 3 1 日 まで

請求事業者

事業所番号	9 0 7 0 1 0 0 0 1 0
事業所名称	○○事業所
所在地	〒 9 9 9 － 9 9 9 9 ○○県□□市△△町 1-1-1
連絡先	電話番号　099－222－2222

介護予防サービス計画	(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成																								
	事業所番号	9	0	0	0	0	1	0	0	0	1	事業所名称	●●地域包括支援センター												

開始年月日	平成	2	7	年	0	4	月	0	1	日	中止年月日	平成			年			月			日				

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
介護予防訪問介護Ⅰ	A 1 1 1 1 1		1	1 2 2 6			
予防訪問介護初回加算	A 1 4 0 0 1		1	2 0 0			

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A	1	訪問型サービス（みなし）				
③サービス実日数	1	0	日				
④計画単位数			1	4	2	6	
⑤限度額管理対象単位数			1	4	2	6	
⑥限度額管理対象外単位数						0	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥			1	4	2	6	
⑧公費分単位数						0	
⑨単位数単価	1	0	3	5	円／単位		
⑩事業費請求額		1	3	2	8	3	
⑪利用者負担額			1	4	7	6	
⑫公費請求額						0	
⑬公費分本人負担						0	

給付率（/100）			
事業		9	0
公費			
合計			
	1	3	2	8	3
		1	4	7	6
					0
					0

1. 事業費請求額を求める

⑩事業費請求額＝
《《⑦給付単位数×⑨単位数単価》×給付率》
1,426 単位×10.35 円＝14,759.1
≒14,759 円
14,759 円×90％＝13,283.1
≒13,283 円

2. 利用者負担額を求める

⑪利用者負担額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑩事業費請求額
1,426 単位×10.35 円＝14,759.1
≒14,759 円
14,759 円－13,283＝1,476 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

	枚中		枚目

様式第二の二（附則第二条関係）

> 記載例１-４（案）
> 要支援者が予防サービスを受けた場合の請求明細書

介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明

（介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管
通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・
介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用））

公費負担者番号								
公費受給者番号								

平成	2	7	年	0	4	月分	
保険者番号	9	0	1	0	1	0	

被保険者		
	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 0 1 0
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ｲﾁﾛｳ
	氏名	介護　一郎
	生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和)　0 5 年 0 7 月 0 7 日
	性別	(1. 男)　2. 女
	要支援状態区分	(要支援１)・要支援２
	認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日から
		平成 2 8 年 0 3 月 3 1 日まで

請求事業者		
	事業所番号	9 0 6 0 0 0 0 0 6 0
	事業所名称	△△事業所
	所在地	〒 9 9 9 − 9 9 9 9
		○○県□□市△△町 6-6-6
	連絡先	電話番号　099-666-6666

介護予防サービス計画				
	２．被保険者自己作成	(３.) 介護予防支援事業者作成		
	事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1	事業所名称	●●地域包括支援センター

開始年月日	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日	中止年月日	平成	年 月 日
中止理由	1.非該当　3.医療機関入院　4.死亡　5.その他　6.介護老人福祉施設入所　7.介護老人保健施設入所　8.介護療養型医療施設入院			

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
予訪看Ｉ１	6 3 1 0 1 0	3 1 8	8	2 5 4 4			

給付費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

項目					
①サービス種類コード／②名称	6 3　介護予防訪問看護				
③サービス実日数	8 日	日	日	日	
④計画単位数	2 5 4 4				
⑤限度額管理対象単位数	2 5 4 4				
⑥限度額管理対象外単位数	0				給付率（/100）
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	2 5 4 4				保険　9 0
⑧公費分単位数	0				公費
⑨単位数単価	1 0.3 5 円／単位	円／単位	円／単位	円／単位	合計
⑩保険請求額	2 3 6 9 7				2 3 6 9 7
⑪利用者負担額	2 6 3 3				2 6 3 3
⑫公費請求額	0				0
⑬公費分本人負担	0				0

社会福祉法人等による軽減欄					
	軽減率　　　％	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者負担額（円）	備考

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

記載例２-１（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合のサービス利用票別表

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」「◇」「■」にて表記している。
・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、給付率は以下のとおり
　要支援・要介護状態区分等：事業対象者
　区分支給限度基準額（単位）：10,473単位
　□□サービス１　A3◇◇◇◇：1月につき1,000単位、給付率95%
　□□サービス２　A3■■■■：1回につき100単位、給付率95%

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100010	□□サービス1	A3◇◇◇◇	1,000			1	1,000											
○○事業所	90A0100010	□□サービス2	A3■■■■	100			3	300											
○○事業所	90A0100010	訪問型サービス（独自／定率）合計						（1,300）				1,300	10.35	13,455	95	12,782		673	
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	1,300				1,300		13,455		12,782		673	

保険／事業費 請求額
3行目：《費用総額 保険／事業対象分 × 給付率》を記載する。

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

利用者負担　保険／事業対象分
3行目：費用総額保険／事業対象分　－ 保険／事業費 請求額 を記載する。

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービ
				合

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

					区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	
					～	～	
区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～		5,200	～

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

					区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	
					～	～	
区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	527	10,473	～

様式第十一（附則第二条関係）

記載例２-２（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合の給付管理票

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 0 1	□□市

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 1 1 1 1	フリガナ　ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ 介護　太郎

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 2 0 0 2 0
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 1 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した	委託先の支援事業所番号
	介護支援専門員番号

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭)　5 年　5 月　5 日	(男)・女	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業支給限度基準額	限度額適用期間
5,003　単位／月	平成　27 年　4 月　～　平成　年　月

事業対象者の場合、支給限度基準額に要支援１の額を記載する

事業対象者の場合、限度額適用期間（終了年月）がない場合、空欄とする

居宅サービス

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 1 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定率）	A 3	1 3 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		総合事業			
			合計		1 3 0 0

総合事業のサービスを記載する場合、「総合事業」を選択する

事業対象者に対して、給付管理を行う場合、要支援１の区分支給限度基準額（5,003 単位）を目安としているが、市町村が定める支給限度基準額（要支援２の区分支給限度基準額（10,473 単位）以下の額）を超える場合、返戻とする

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例２-３（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合の請求明細書
（同一サービス種類内で給付率がすべて一致している場合）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	
保険者番号	9 0 1 0 0 1

被保険者		
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 1 1 1	
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ	
氏名	介護　太郎	
生年月日	1.明治　2.大正　3.昭和　0 5 年 0 5 月 0 5 日	性別　1. 男　2. 女
要支援状態区分等	事業対象者・要支援１・要支援２	
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から	
	平成　年　月　日 まで	

請求事業者	
事業所番号	9 0 A 0 1 0 0 0 1 0
事業所名称	○○事業所
所在地	〒 9 9 9 − 9 9 9 9 ○○県□□市△△町 1-1-1
連絡先	電話番号　099−222−2222

介護予防サービス計画	３. 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成			
	事業所番号	9 0 0 0 0 2 0 0 2 0	事業所名称	●●地域包括支援センター

開始年月日	平成	2	7	年	0	4	月	0	1	日	中止年月日	平成			年			月			日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
□□サービス１	A 3 ◇ ◇ ◇ ◇		1	1 0 0 0			
□□サービス２	A 3 ■ ■ ■ ■	1 0 0	3	3 0 0			

A3◇◇◇◇は「1 月につき」のサービスであるため、単位数は記載しない

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「◇」「■」にて表記している
・A3◇◇◇◇（「1 月につき」給付率 95%）及び A3■■■■（「1 回につき」給付率 95%）は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A 3	訪問型サービス（独自／定率）					
③サービス実日数	8	日					
④計画単位数		1 3 0 0					
⑤限度額管理対象単位数		1 3 0 0					
⑥限度額管理対象外単位数		0					
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥		1 3 0 0					
⑧公費分単位数		0					
⑨単位数単価	1 0 3 5	円／単位					
⑩事業費請求額	1 2 7 8 2						
⑪利用者負担額	6 7 3						
⑫公費請求額	0						
⑬公費分本人負担	0						

給付率（/100）	
事業	
公費	
合計	
1 2 7 8 2	
6 7 3	
0	
0	

1. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
《《⑦給付単位数×⑨単位数単価》×給付率》
1,300 単位×10.35 円＝13,455 円
13,455 円×95%＝12,782.25
≒12,782 円

2. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》−⑩事業費請求額
1,300 単位×10.35 円＝13,455 円
13,455 円−12,782 円＝673 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

保険者独自（定率）サービスの場合、給付率は記載しない

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

記載例３-１（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合のサービス利用票別表

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」「■」にて表記している。
・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、給付率は以下のとおり
　要支援・要介護状態区分等：事業対象者
　区分支給限度基準額（単位）：10,473単位
　□□サービス１　A3□□□□：1回につき200単位、給付率95%
　□□サービス２　A3■■■■：1回につき100単位、給付率80%

費用総額 保険／事業対象分
1～3行目：《区分支給限度分基準内単位数 × 単位数単価》を記載する。

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100010	□□サービス1	A3□□□□	200			5	1,000				(1,000)	10.35	(10,350)	95	(9,832)			
○○事業所	90A0100010	□□サービス2	A3■■■■	100			3	300				(300)	10.35	(3,105)	80	(2,484)			
○○事業所	90A0100010	訪問型サービス（独自／定率）合計						(1,300)				1,300	10.35	13,455		12,316		1,139	
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	1,300				1,300		13,455		12,316		1,139	

保険／事業費請求額
1、2行目：《費用総額保険／事業対象分　× 給付率》を記載する。
3行目：1、2行目の事業費請求額の合計を記載する。

※1、2行目は同一のサービス種類で給付率が異なる為、明細行毎に事業費請求額を計算する。
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

利用者負担 保険／事業対象分
3行目：費用総額保険／事業対象分　－ 保険／事業費 請求額 を記載する。

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービス
				合

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～ 5,200	～

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～ 527	区分支給限度基準内単位数 ～ 10,473	～

様式第十一（附則第二条関係）

記載例３-２（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合の給付管理票

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 0 1	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 1 1 1 1	フリガナ　ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ 介護　太郎

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭)　5 年　5 月　5 日	(男)・女	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間
5,003　単位／月	平成　27 年　4 月　～　平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 2 0 0 2 0
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 1 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した　委託先の支援事業所番号	
介護支援専門員番号	

事業対象者の場合、支給限度基準額に要支援１の額を記載する

事業対象者の場合、限度額適用期間（終了年月）がない場合、空欄とする

居宅サービス

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 1 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定率）	A 3	1 3 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		総合事業			
			合計		1 3 0 0

総合事業のサービスを記載する場合、「総合事業」を選択する

事業対象者に対して、給付管理を行う場合、要支援１の区分支給限度基準額（5,003 単位）を目安としているが、市町村が定める支給限度基準額（要支援２の区分支給限度基準額（10,473 単位）以下の額）を超える場合、返戻とする

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例３-３（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合の請求明細書
（同一サービス種類内で給付率が複数存在する場合）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	
保険者番号	9 0 1 0 0 1

被保険者

被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 1 1 1
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ
氏名	介護　太郎
生年月日	1.明治 2.大正 (3.昭和) 0 5 年 0 5 月 0 5 日
性別	(1. 男) 2. 女
要支援状態区分等	(事業対象者)・要支援１・要支援２
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から／平成 年 月 日 まで

請求事業者

事業所番号	9 0 A 0 1 0 0 0 1 0
事業所名称	○○事業所
所在地	〒 999－9999　○○県□□市△△町 1-1-1
連絡先	電話番号　099－222－2222

介護予防サービス計画	(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成			
	事業所番号	9 0 0 0 0 2 0 0 2 0	事業所名称	●●地域包括支援センター

開始年月日	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日	中止年月日	平成 年 月 日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
□□サービス１	A 3 □ □ □ □	2 0 0	5	1 0 0 0			
□□サービス２	A 3 ■ ■ ■ ■	1 0 0	3	3 0 0			

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」「■」にて表記している
・A3□□□□（給付率 95%）及び A3■■■■（給付率 80%）は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数

(参考)明細情報ごとの事業費請求額を求める
明細情報ごとの事業費請求額＝
《《サービス単位数×⑨単位数単価》×給付率》

1 行目　□□サービス１（A3□□□□）
1,000 単位×10.35 円＝10,350 円
10,350 円×95%＝9,832.5≒9,832 円

2 行目　□□サービス２（A3■■■■）
300 単位×10.35 円＝3,105 円
3,105 円×80%＝2,484 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

請求額集計欄

項目		合計
①サービス種類コード／②名称	A 3　訪問型サービス（独自／定率）	
③サービス実日数	8 日	
④計画単位数	1 3 0 0	
⑤限度額管理対象単位数	1 3 0 0	
⑥限度額管理対象外単位数	0	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	1 3 0 0	
⑧公費分単位数	0	
⑨単位数単価	1 0 . 3 5 円／単位	
⑩事業費請求額	1 2 3 1 6	1 2 3 1 6
⑪利用者負担額	1 1 3 9	1 1 3 9
⑫公費請求額	0	0
⑬公費分本人負担	0	0

給付率（/100）	
事業	
公費	

保険者独自（定率）サービスの場合、給付率は記載しない

1. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
明細情報ごとに計算した事業費請求額の合計
9,832 円＋2,484 円＝12,316 円

2. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑩事業費請求額
1,300 単位×10.35 円＝13,455 円
13,455 円－12,316 円＝1,139 円

枚中	枚目

サービス利用票別表の記載例

記載例４-１（案）
事業対象者が保険者独自（定額）サービスを受けた場合のサービス利用票別表

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「◇」「◆」にて表記している。
・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、利用者負担額は以下のとおり
　要支援・要介護状態区分等：事業対象者
　区分支給限度基準額（単位）：10,473単位
　◇◇サービス１　A4◇◇◇◇：1回につき400単位、1回あたりの利用者負担額414円
　◇◇サービス２　A4◆◆◆◆：1回につき1000単位、1回あたりの利用者負担額777円

保険者独自（定額）の場合、給付率は記載しない。

保険者独自（定額）の場合、1回あたりの利用者負担額を定額利用者負担単価金額欄に記載する。

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100040	◇◇サービス1	A4◇◇◇◇	400			5	2,000									414	(2,070)	
○○事業所	90A0100040	◇◇サービス2	A4◆◆◆◆	1,000			3	3,000									777	(2,331)	
○○事業所	90A0100040	訪問型サービス（独自／定額）合計						(5,000)				5,000	10.35	51,750		47,349		4,401	
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	5,000				5,000		51,750		47,349		4,401	

保険／事業費　請求額
3行目：費用総額保険／事業対象分　－ 利用者負担 保険／事業対象分 を記載する。

利用者負担　保険／事業対象分
1、2行目：定額利用者負担単価金額 × 回数 を記載する。
3行目：1、2行目の利用者負担 の合計を記載する。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービ
				合

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～ 5,200	～

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～ 527	区分支給限度基準内単位数 ～ 10,473	～

様式第十一（附則第二条関係）

記載例４-２（案）
事業対象者が保険者独自（定額）サービスを受けた場合の給付管理票

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ 介護　花子

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭)　5 年　6 月　6 日	男・(女)	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
5,003　単位／月	平成 27 年　4 月	～	平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した 委託先の支援事業所番号	
介護支援専門員番号	

事業対象者の場合、支給限度基準額に要支援１の額を記載する

事業対象者の場合、限度額適用期間（終了年月）がない場合、空欄とする

居宅サービス

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定額）	A 4	5 0 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		総合事業			
			合計		5 0 0 0

総合事業のサービスを記載する場合、「総合事業」を選択する

事業対象者に対して、給付管理を行う場合、要支援１の区分支給限度基準額（5,003 単位）を目安としているが、市町村が定める支給限度基準額（要支援２の区分支給限度基準額（10,473 単位）以下の額）を超える場合、返戻とする

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例４-３（案）
事業対象者が保険者独自（定額）サービスを受けた場合の請求明細書

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	7	年	0	4	月分

保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者

被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ
氏名	介護　花子
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和)　0 5 年 0 6 月 0 6 日
性別	1. 男　(2. 女)
要支援状態区分等	(事業対象者)　要支援１・要支援２
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から
	平成　年　月　日 まで

請求事業者

事業所番号	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0
事業所名称	○○事業所
所在地	〒 9 9 9 － 9 9 9 9 ○○県□□市△△町 2-2-2
連絡先	電話番号　099－333－3333

介護予防サービス計画	(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成														
	事業所番号	9	0	0	0	0	1	0	0	0	1	事業所名称	●●地域包括支援センター		

開始年月日	平成	2	7	年	0	4	月	0	1	日	中止年月日	平成			年		月		日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
◇◇サービス１	A 4 ◇ ◇ ◇ ◇	4 0 0	5	2 0 0 0
◇◇サービス２	A 4 ◆ ◆ ◆ ◆	1 0 0 0	3	3 0 0 0

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「◇」「◆」にて表記している
・A4◇◇◇◇（利用者負担額 414 円）及び A4◆◆◆◆（利用者負担額 777 円）は保険者市町村から認められたサービス

（参考）明細情報ごとの利用者負担額を求める
明細情報ごとの利用者負担額＝
１回あたりの利用者負担額×回数

１行目　◇◇サービス１（A4◇◇◇◇）
414 円×5 回＝2,070 円

２行目　◇◇サービス２（A4◆◆◆◆）
777 円×3 回＝2,331 円

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A	4	訪問型サービス（独自／定額）				
③サービス実日数		8	日				
④計画単位数			5	0	0	0	
⑤限度額管理対象単位数			5	0	0	0	
⑥限度額管理対象外単位数						0	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥			5	0	0	0	
⑧公費分単位数						0	
⑨単位数単価	1	0	3	5	円／単位		
⑩事業費請求額		4	7	3	4	9	
⑪利用者負担額			4	4	0	1	
⑫公費請求額						0	
⑬公費分本人負担						0	

給付率（/100）						
事業						
公費						
合計						
	4	7	3	4	9	
		4	4	0	1	
						0
						0

1. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
明細情報ごとに計算した利用者負担額の合計
2,070 円＋2,331 円＝4,401 円

2. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑪利用者負担額
5,000 単位×10.35 円＝51,750 円
51,750 円－4,401 円＝47,349 円

※保険者独自（定額）サービスの場合、利用者負担額から先に計算する
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

保険者独自（定額）サービスの場合、給付率は記載しない

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

記載例５-１（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合のサービス利用票別表
（計画単位数を超過した場合）

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」「■」にて表記している。
・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、給付率は以下のとおり
　要支援・要介護状態区分等：事業対象者
　区分支給限度基準額（単位）：10,473単位
　□□サービス１　A3□□□□：1回につき401単位、給付率95%
　□□サービス２　A3■■■■：1回につき401単位、給付率80%
　□□サービス３　A3■■■□：1回につき871単位、給付率95%

費用総額 保険／事業対象分
1～4行目：《区分支給限度分基準内単位数 × 単位数単価》を記載する。

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100010	□□サービス1	A3□□□□	401			5	2,005				(2,005)	10.35	(20,751)	95	(19,713)			
○○事業所	90A0100010	□□サービス2	A3■■■■	401			5	2,005			(505)	(1,500)	10.35	(15,525)	80	(12,420)			
○○事業所	90A0100010	訪問型サービス（独自／定率）合計						(4,010)			505	3,505	10.35	36,276		32,133		4,143	5,226
□□事業所	90A0100050	□□サービス3	A3■■■□	871			8	6,968				6,968	10.35	72,118	95	68,512		3,606	
			区分支給限度基準額（単位）		5,003		合計	10,978			505	10,473		108,394		100,645		7,749	5,226

区分支給限度基準を超える単位数
利用者負担額を考慮し給付率が低い2行目のサービス（A3■■■■）で超過した単位数の調整を行った例を示す。

保険／事業費請求額
1、2行目：《費用総額保険／事業対象分 × 給付率》を記載する。
3行目：1、2行目の事業費請求額の合計を記載する。
4行目：《費用総額保険／事業対象分 × 給付率》を記載する。

※1、2行目は同一のサービス種類で給付率が異なる為、明細行毎に事業費請求額を計算する。
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

利用者負担 保険／事業対象分
3、4行目：費用総額保険／事業対象分 － 保険／事業費 請求額を記載する。

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービ
				合

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
						5,200	

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
					527	10,473	

様式第十一（附則第二条関係）

記載例５-２（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合の給付管理票（計画単位数を超過した場合）

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 0 1	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 1 1 1 1	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ 介護　太郎

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭)　5 年　5 月　5 日	(男)・女	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業支給限度基準額	限度額適用期間
5,003　単位／月	平成 27 年　4 月　～　平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 2 0 0 2 0
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 1 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した	委託先の支援事業所番号
	介護支援専門員番号

事業対象者の場合、支給限度基準額に要支援１の額を記載する

事業対象者の場合、限度額適用期間（終了年月）がない場合、空欄とする

居宅サービス

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号ー事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 1 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定率）	A 3	3 5 0 5
□□事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 5 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定率）	A 3	6 9 6 8
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		総合事業			
			合計		1 0 4 7 3

総合事業のサービスを記載する場合、「総合事業」を選択する

事業対象者に対して、給付管理を行う場合、要支援１の区分支給限度基準額（5,003 単位）を目安としているが、市町村が定める支給限度基準額（要支援２の区分支給限度基準額（10,473 単位）以下の額）を超える場合、返戻とする

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例５-３（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスを受けた場合の請求明細書
（計画単位数を超過した場合）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	
保険者番号	9 0 1 0 0 1

被保険者		
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 1 1 1	
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ	
氏名	介護　太郎	
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和) 0 5 年 0 5 月 0 5 日	性別 (1. 男) 2. 女
要支援状態区分等	(事業対象者)・要支援１・要支援２	
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から	
	平成　年　月　日 まで	

請求事業者	
事業所番号	9 0 A 0 1 0 0 0 1 0
事業所名称	○○事業所
所在地	〒 9 9 9 － 9 9 9 9
連絡先	

介護予防サービス計画	(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成		
	事業所番号	9 0 0 0 0 2 0 0 2 0	事業所名称

開始年月日	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日	中止年月日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
□□サービス１	A 3 □ □ □ □	4 0 1	5	2 0 0 5
□□サービス２	A 3 ■ ■ ■ ■	4 0 1	5	2 0 0 5

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」「■」にて表記している
・A3□□□□（給付率 95%）及び A3■■■■（給付率 80%）は保険者市町村から認められたサービス

2 行目のサービス（A3■■■■）で超過した単位数の調整を行った例を示す
(参考)明細情報ごとの事業費請求額を求める
明細情報ごとの事業費請求額＝
《《サービス単位数×⑨単位数単価》×給付率》
1 行目　□□サービス１（A3□□□□）
2,005 単位×10.35 円＝20,751.75≒20,751 円
20,751 円×95%＝19,713.45 円
≒19,713 円

(参考)2 行目のサービス（A3■■■■）のサービス単位数から、超過した 505 単位を減算した単位数より明細情報ごとの事業費請求額を求める
《《(サービス単位数－超過分の単位数)×⑨単位数単価》×給付率》
2 行目　□□サービス２（A3■■■■）
2,005 単位－505 単位＝1,500 単位
1,500 単位×10.35＝15,525 円
15,525 円×80%＝12,420 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数

計画単位数が 3,505 単位に対して、4,010 単位実施し計画単位数を 505 単位超過している

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A	3	訪問型（独自／																				
③サービス実日数	1	0	日						日				日				日						
④計画単位数			3	5	0	5																	
⑤限度額管理対象単位数			4	0	1	0																	
⑥限度額管理対象外単位数						0															給付率（/100）		
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥			3	5	0	5															事業		
⑧公費分単位数						0															公費		
⑨単位数単価	1	0	3	5	円／単位																合計		
⑩事業費請求額		3	2	1	3	3															3 2 1 3 3		
⑪利用者負担額			4	1	4	3															4 1 4 3		
⑫公費請求額						0															0		
⑬公費分本人負担						0															0		

保険者独自（定率）サービスの場合、給付率は記載しない

1. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
明細情報ごとに計算した事業費請求額の合計
19,713 円＋12,420 円＝32,133 円

2. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑩事業費請求額
3,505 単位×10.35 円＝36,276.75
≒36,276 円
36,276 円－32,133 円＝4,143 円

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

記載例６-１（案）
事業対象者が保険者独自（定額）サービスを受けた場合のサービス利用票別表
（計画単位数を超過した場合）

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「◇」「◆」にて表記している。
・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、利用者負担額は以下のとおり
　要支援・要介護状態区分等：事業対象者
　区分支給限度基準額（単位）：10,473単位
　◇◇サービス１　A4◇◇◇◇：1回につき401単位、1回あたりの利用者負担額414円
　◇◇サービス２　A4◆◆◆◆：1回につき401単位、1回あたりの利用者負担額777円
　◇◇サービス３　A4◆◆◆◇：1回につき871単位、1回あたりの利用者負担額871円

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100040	◇◇サービス1	A4◇◇◇◇	401			5	2,005				(2,005)					414	(2,070)	
○○事業所	90A0100040	◇◇サービス2	A4◆◆◆◆	401			5	2,005			(505)	(1,500)					777	(2,906)	
○○事業所	90A0100040	訪問型サービス（独自／定額）合計						(4,010)			505	3,505	10.35	36,276		31,300		4,976	5,226
□□事業所	90A0100060	◇◇サービス3	A4◆◆◆◇	871			8	6,968				6,968	10.35	72,118		65,150	871	6,968	
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	10,978			505	10,473		108,394		96,450		11,944	5,226

区分支給限度基準内単位数
利用者負担額を考慮し1単位あたりの利用者負担額が高い2行目のサービス（A4◆◆◆◆）で超過した単位数の調整を行った例を示す。

（参考）1単位当たりの利用者負担額
1行目：(1回あたりの利用者負担額／1回あたりの単位数)　(414円／401単位)　＝1.032･･･
2行目：(1回あたりの利用者負担額／1回あたりの単位数)　(777円／401単位)　＝1.937･･･
4行目：(1回あたりの利用者負担額／1回あたりの単位数)　(871円／871単位)　＝1

利用者負担 保険／事業対象分
1行目：定額利用者負担単価金額 × 回数 を記載する。
2行目：超過した505単位を減算した単位数より求めた利用者負担額を記載する。
《(1回あたりの利用者負担額／1回あたりの単位数)　×（サービス単位数－超過分の単位数）》
(777円／401単位)　×（2,005単位－505単位）
＝2,906.483…≒2,906円
※まず1単位あたりの利用者負担額を求め、その値に計画単位数内の単位数を乗じて計算する。
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。
3行目：1、2行目の利用者負担の合計を記載する。
4行目：定額利用者負担単価金額 × 回数 を記載する。

種類別支給限度

サービス種類	
	合

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

					区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	
					～	～	
区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～		5,200	～

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

					区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	
					～	～	
区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	527	10,473	～

様式第十一（附則第二条関係）

記載例６-２（案）
事業対象者が保険者独自（定額）サービスを受けた場合の給付管理票（計画単位数を超過した場合）

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市
被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ 介護　花子
生年月日 / 性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭) 5 年 6 月 6 日 / 男・(女)	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５
居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額 / 限度額適用期間	
5,003 単位／月 / 平成 27 年 4 月 ～ 平成 年 月	

作成区分	
1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 (3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成	
居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した 委託先の支援事業所番号	
介護支援専門員番号	

事業対象者の場合、支給限度基準額に要支援１の額を記載する

事業対象者の場合、限度額適用期間（終了年月）がない場合、空欄とする

居宅サービス

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定額）	A 4	3 5 0 5
□□事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 6 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定額）	A 4	6 9 6 8
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		総合事業			
			合計		1 0 4 7 3

総合事業のサービスを記載する場合、「総合事業」を選択する

事業対象者に対して、給付管理を行う場合、要支援１の区分支給限度基準額（5,003 単位）を目安としているが、市町村が定める支給限度基準額（要支援２の区分支給限度基準額（10,473 単位）以下の額）を超える場合、返戻とする

様式第二の三（附則第〇条関係）

記載例６-３（案）
事業対象者が保険者独自（定額）サービスを受けた場合の請求明細書
（計画単位数を超過した場合））

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	7	年	0	4	月分
保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者

被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ
氏名	介護　花子
生年月日	1.明治　2.大正　3.昭和（○）　0 5 年 0 6 月 0 6 日
性別	1. 男　2. 女（○）
要支援状態区分等	事業対象者（○）・要支援１・要支援２
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から 平成 年 月 日 まで

請求事業者

事業所番号	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0
事業所名称	○○事業所
所在地	〒 9 9 9 − 9 9 9 9 ○○県□□市△△町 2-2-2
連絡先	

介護予防サービス計画	3.（○）介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成
事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
事業所名称	

開始年月日	平成	2	7	年	0	4	月	0	1	日
中止年月日										

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
◇◇サービス１	A 4 ◇ ◇ ◇ ◇	4 0 1	5	2 0 0 5
◇◇サービス２	A 4 ◆ ◆ ◆ ◆	4 0 1	5	2 0 0 5

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「◇」「◆」にて表記している
・A4◇◇◇◇（利用者負担額 414 円）及び A4◆◆◆◆（利用者負担額 777 円）は保険者市町村から認められたサービス

2 行目のサービス（A4◆◆◆◆）で超過した単位数の調整を行った例を示す
（参考）明細情報ごとの利用者負担額を求める
明細情報ごとの利用者負担額＝
1 回あたりの利用者負担額×回数
1 行目　◇◇サービス１（A4◇◇◇◇）
414 円×5 回＝2,070 円

（参考）2 行目のサービス（A4◆◆◆◆）のサービス単位数から、超過した 505 単位を減算した単位数より明細情報ごとの利用者負担額を求める
《（1 回あたりの利用者負担額 / 1 回あたりの単位数）×（サービス単位数－超過分の単位数）》
2 行目　◇◇サービス２（A4◆◆◆◆）
（777 円 / 401 単位）×（2,005 単位－505 単位）
＝2,906.483…≒2,906 円
※まず 1 単位あたりの利用者負担額を求め、その値に計画単位数内の単位数を乗じて計算する
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

事業費明細欄（住所地特例対象者）

	回数	サービス単位数

計画単位数が 3,505 単位に対して、4,010 単位実施し計画単位数を 505 単位超過している

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A	4					
③サービス実日数	1	0	日				
④計画単位数			3	5	0	5	
⑤限度額管理対象単位数			4	0	1	0	
⑥限度額管理対象外単位数						0	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥			3	5	0	5	
⑧公費分単位数						0	
⑨単位数単価	1	0	3	5	円／単位		
⑩事業費請求額		3	1	3	0	0	
⑪利用者負担額			4	9	7	6	
⑫公費請求額						0	
⑬公費分本人負担						0	

保険者独自（定額）サービスの場合、給付率は記載しない

給付率（/100）					
事業					
公費					
合計					
	3	1	3	0	0
		4	9	7	6
					0
					0

1. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
明細情報ごとに計算した利用者負担額の合計
2,070 円＋2,906 円＝4,976 円

2. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑪利用者負担額
3,505 単位×10.35 円＝36,276.75
≒36,276 円
36,276 円－4,976 円＝31,300 円

※保険者独自（定額）サービスの場合、利用者負担額から先に計算する

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

記載例７-１（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスと保険者独自（定額）サービスを受けた場合のサービス利用票別表

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「〇」「□」にて表記している。
・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、給付率または利用者負担額は以下のとおり
　要支援・要介護状態区分等：事業対象者
　区分支給限度基準額（単位）：10,473単位
　〇〇サービス　　A3〇〇〇〇：1月につき1,500単位、給付率90％
　□□サービス１　A4□□□□：1回につき101単位、1回あたりの利用者負担額100円

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
〇〇事業所	90A0100040	〇〇サービス	A3〇〇〇〇	1,500			1	1,500				1,500	10.35	15,525	90	13,972		1,553	
〇〇事業所	90A0100040	□□サービス1	A4□□□□	101			20	2,020				2,020	10.35	20,907		18,907	100	2,000	
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	3,520				3,520		36,432		32,879		3,553	

保険／事業費　請求額
1行目：《費用総額保険／事業対象分　× 給付率》を記載する。
2行目：費用総額保険／事業対象分　－ 利用者負担 保険／事業対象分 を記載する。

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

利用者負担　保険／事業対象分
1行目：費用総額 保険／事業対象分　－ 保険／事業費 請求額 を記載する。
2行目：定額利用者負担単価金額 × 回数 を記載する。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービ
				合

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	
						5,200	～

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	
					527	10,473	～

様式第十一（附則第二条関係）

記載例７-２（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスと保険者独自（定額）サービスを受けた場合の給付管理票

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ 介護　花子

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭)　5 年　6 月　6 日	男・(女)	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業支給限度基準額	限度額適用期間
5,003　単位／月	平成　27 年　4 月　～　平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した 委託先の支援事業所番号	
介護支援専門員番号	

事業対象者の場合、支給限度基準額に要支援１の額を記載する

事業対象者の場合、限度額適用期間（終了年月）がない場合、空欄とする

居宅サービス・

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定率）	A 3	1 5 0 0
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定額）	A 4	2 0 2 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		総合事業			
			合計		3 5 2 0

総合事業のサービスを記載する場合、「総合事業」を選択する

事業対象者に対して、給付管理を行う場合、要支援１の区分支給限度基準額（5,003 単位）を目安としているが、市町村が定める支給限度基準額（要支援２の区分支給限度基準額（10,473 単位）以下の額）を超える場合、返戻とする

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例７-３（案）
事業対象者が保険者独自（定率）サービスと保険者独自（定額）サービスを受けた場合の請求明細書

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	7	年	0	4	月分

保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者		
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ	
氏名	介護　花子	
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和) 0 5 年 0 6 月 0 6 日	性別　1. 男　(2. 女)
要支援状態区分等	(事業対象者)　要支援１・要支援２	
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から	
	平成　年　月　日 まで	

請求事業者	
事業所番号	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0
事業所名称	○○事業所
所在地	〒 9 9 9 － 9 9 9 9 ○○県□□市△△町 2-2-2
連絡先	電話番号　099－333－3333

介護予防サービス計画	(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成		
	事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1	事業所名称　●●地域包括支援センター

開始年月日	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日	中止年月日	平成　年　月　日

A3○○○○は「1 月につき」のサービスであるため、単位数は記載しない

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回
○○サービス	A 3 ○ ○ ○ ○		1	1 5 0 0	
□□サービス１	A 4 □ □ □ □	1 0 1	2 0	2 0 2 0	

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「○」「□」にて表記している
・A3○○○○（給付率 90%）及び A4□□□□（利用者負担額 100 円）は保険者市町村から認められたサービス

(参考)明細情報ごとの利用者負担額を求める
明細情報ごとの利用者負担額＝
1 回あたりの利用者負担額×回数
2 行目　□□サービス１（A4□□□□）
100 円×20 回＝2,000 円

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A 3	訪問型サービス（独自／定率）				A 4	訪問型サービス（独自／定額）				
③サービス実日数	1	日				2 0	日				
④計画単位数		1 5 0 0					2 0 2 0				
⑤限度額管理対象単位数		1 5 0 0					2 0 2 0				
⑥限度額管理対象外単位数		0					0				
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥		1 5 0 0					2 0 2 0				
⑧公費分単位数		0					0				
⑨単位数単価	1 0 3 5	円／単位				1 0 3 5	円／単位				
⑩事業費請求額	1 3 9 7 2					1 8 9 0 7					
⑪利用者負担額		1 5 5 3					2 0 0 0				
⑫公費請求額		0					0				
⑬公費分本人負担		0					0				

【A3：訪問型サービス（独自／定率）】
1. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
《《⑦給付単位数×⑨単位数単価》×給付率》
1,500 単位×10.35 円＝15,525 円
15,525 円×90%＝13,972.5
≒13,972 円

2. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑩事業費請求額
1,500 単位×10.35 円＝15,525 円
15,525 円－13,972 円＝1,553 円

【A4：訪問型サービス（独自／定額）】
1. 事業費請求額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑪利用者負担額
2,020 単位×10.35 円＝20,907 円
20,907 円－2,000 円＝18,907 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

サービス利用票別表の記載例

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」にて表記している。

・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、給付率は以下のとおり

要支援・要介護状態区分等: 事業対象者

区分支給限度基準額(単位): 10,473単位

□□サービス1　　A3□□□□ : 1回につき80単位、給付率85%

予防通所介護1・日割　A51112　　: 1日につき70単位、給付率90%

記載例８-１（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）と通所型サービス（みなし）を同一事業所で受けた場合のサービス利用票別表

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位/金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険/事業対象分	給付率(%)	保険/事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険/事業対象分	利用者負担(全額負担分)
○○事業所	9070100050	□□サービス1	A3□□□□	80			10	800				800	10.35	8,280	85	7,038		1,242	
○○事業所	9070100050	予防通所介護1・日割	A51112	70			20	1,400				1,400	10.23	14,322	90	12,889		1,433	
			区分支給限度基準額(単位)	5,003			合計	2,200				2,200		22,602		19,927		2,675	

保険／事業費 請求額
1、2行目:《費用総額保険／事業対象分 × 給付率》を記載する。

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

利用者負担 保険／事業対象分
1、2行目:費用総額 保険／事業対象分 － 保険／事業費 請求額 を記載する。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額(単位)	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービ
				合

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額(単位)	5,003	合計	5,200	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
						5,200	

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額(単位)	5,003	合計	11,000	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
					527	10,473	

様式第十一（附則第二条関係）

記載例８-２（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）と通所型サービス（みなし）を同一事業所で受けた場合の給付管理票

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ 介護　花子

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・昭　5 年　6 月　6 日	男・女	事業対象者・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業支給限度基準額	限度額適用期間
5,003　単位／月	平成 27 年　4 月　～　平成　年　月

作成区分	
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 3.　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成	
居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した 委託先の支援事業所番号	
介護支援専門員番号	

事業対象者の場合、支給限度基準額に要支援１の額を記載する

事業対象者の場合、限度額適用期間（終了年月）がない場合、空欄とする

居宅サービス・

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード		給付計画単位数
○○事業所	9 0 7 0 1 0 0 0 5 0	指定・基準該当・地域密着・総合事業	訪問型サービス（独自／定率）	A	3	8 0 0
○○事業所	9 0 7 0 1 0 0 0 5 0	指定・基準該当・地域密着・総合事業	通所型サービス（みなし）	A	5	1 4 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		指定・基準該当・地域密着・総合事業				
		総合事業				
			合計			2 2 0 0

総合事業のサービスを記載する場合、「総合事業」を選択する

事業対象者に対して、給付管理を行う場合、要支援１の区分支給限度基準額（5,003 単位）を目安としているが、市町村が定める支給限度基準額（要支援２の区分支給限度基準額（10,473 単位）以下の額）を超える場合、返戻とする

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例８-３（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）と通所型サービス（みなし）を同一事業所で受けた場合の請求明細書

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	7	年	0	4	月分

保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者		
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ	
氏名	介護　花子	
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和) 0 5 年 0 6 月 0 6 日	性別　1. 男　(2. 女)
要支援状態区分等	(事業対象者)　要支援１・要支援２	
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から	
	平成　　年　　月　　日 まで	

請求事業者	
事業所番号	9 0 7 0 1 0 0 0 5 0
事業所名称	
所在	
連絡	

介護予防サービス計画	(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成		
	事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1	事業所名称

開始年月日	平成	2	7	年	0	4	月	0	1	日	中止年月日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
□□サービス１	A 3 □ □ □ □	8 0	1 0	8 0 0
予防通所介護１・日割	A 5 1 1 1 2	7 0	2 0	1 4 0 0

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」にて表記している
・A3□□□□（給付率 85%）は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A 3 訪問型サービス（独自／定率）	A 5 通所型サービス（みなし）		給付率（/100）
③サービス実日数	1 0 日	2 0 日		
④計画単位数	8 0 0	1 4 0 0		
⑤限度額管理対象単位数	8 0 0	1 4 0 0		
⑥限度額管理対象外単位数	0	0		
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	8 0 0	1 4 0 0		事業 9 0
⑧公費分単位数	0	0		公費
⑨単位数単価	1 0 3 5 円／単位	1 0 2 3 円／単位		合計
⑩事業費請求額	7 0 3 8	1 2 8 8 9		1 9 9 2 7
⑪利用者負担額	1 2 4 2	1 4 3 3		2 6 7 5
⑫公費請求額	0	0		0
⑬公費分本人負担	0	0		0

【A3：訪問型サービス（独自／定率）】
1. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
《《⑦給付単位数×⑨単位数単価》×給付率》
800 単位×10.35 円＝8,280 円
8,280 円×85%＝7,038 円

2. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑩事業費請求額
800 単位×10.35 円＝8,280 円
8,280 円－7,038 円＝1,242 円

【A5：通所型サービス（みなし）】
1. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
《《⑦給付単位数×⑨単位数単価》×給付率》
1,400 単位×10.23 円＝14,322 円
14,322 円×90%＝12,889.8
≒12,889 円

2. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑩事業費請求額
1,400 単位×10.23 円＝14,322 円
14,322 円－12,889 円＝1,433 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

みなしサービスが存在するため、給付率は「90%」と記載する

枚中	枚目

サービス利用票別表の記載例

記載例９-１（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合のサービス利用票別表（全て公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」「X」にて表記している。
・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、給付率は以下のとおり
　要支援・要介護状態区分等：事業対象者
　区分支給限度基準額（単位）：10,473単位
　□□サービス３　A3XXX3 ：1回につき200単位、給付率95％
　□□サービス４　A3XXX4 ：1回につき100単位、給付率80％

費用総額 保険／事業対象分
1～3行目：《区分支給限度分基準内単位数 × 単位数単価》を記載する。

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100040	□□サービス3	A3XXX3	200			5	1,000				（1,000）	10.35	（10,350）	95	（9,832）			
○○事業所	90A0100040	□□サービス4	A3XXX4	100			3	300				（300）	10.35	（3,105）	80	（2,484）			
○○事業所	90A0100040	訪問型サービス（独自／定率）合計						（1,300）				1,300	10.35	13,455		12,316		1,139	
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	1,300				1,300		13,455		12,316		1,139	

保険／事業費請求額
1、2行目：《費用総額保険／事業対象分　× 給付率》を記載する。
3行目：1、2行目の事業費請求額の合計を記載する。

※1、2行目は同一のサービス種類で給付率が異なる為、明細行毎に事業費請求額を計算する。
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

利用者負担　保険／事業対象分
3行目：費用総額保険／事業対象分 － 保険／事業費 請求額を記載する。

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	5,200	～

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	527	10,473	～

公費適用後の利用者負担額については欄外に記載、もしくは給付率を公費分を含む給付率に置換えたものを別途作成する等で記載する。

公費適用後
利用者負担　保険／事業対象分　1,139円　⇒　0円

様式第十一（附則第二条関係）

記載例９-２（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の給付管理票（全て公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ 介護　花子

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭) 5 年　6 月　6 日	男・(女)	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
5,003 単位／月	平成 27 年　4 月	～	平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号		9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号		9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名		●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先		099-999-9999
委託した場合	委託先の支援事業所番号	
	介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定率）	A 3	1 3 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
			合計		1 3 0 0

様式第二の三（附則第〇条関係）

12：生活保護（公費給付率 100%）

記載例９-３（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の請求明細書（全て公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サ

公費負担者番号	1	2	9	0	0	0	0	1
公費受給者番号	0	0	0	0	0	0	3	

被保険者											
被保険者番号	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ										
氏名	介護　花子										
生年月日	1.明治　2.大正　3.昭和									性別	1. 男　2. 女
	0	5	年	0	6	月	0	6	日		
要支援状態区分等	事業対象者・要支援１・要支援２										
認定有効期間	平成	2	7	年	0	4	月	0	1	日	から
	平成			年			月			日	まで

請求事業者	
事業番号	
事業名称	
所在	
連絡	

（参考）明細情報ごとの事業費請求額を求める
明細情報ごとの事業費請求額＝
《《サービス単位数×⑨単位数単価》×給付率》

１行目　□□サービス３（A3XXX3）
1,000 単位×10.35 円＝10,350 円
10,350 円×95%＝9,832.5 円≒9,832 円

２行目　□□サービス４（A3XXX4）
300 単位×10.35 円＝3,105 円
3,105 円×80%＝2,484 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

介護予防サービス計画	３．介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成										
	事業所番号	9	0	0	0	0	1	0	0	0	1	事業所名称

開始年月日	平成	2	7	年	0	4	月	0	1	日	中止年月日	平成	年	月	日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
□□サービス３	A3XXX3	200	5	1000	5	1000	
□□サービス４	A3XXX4	100	3	300	3	300	

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「X」にて表記している
・A3XXX3（給付率 95%）及び A3XXX4（給付率 80%）は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

保険者独自（定率）サービスの場合、給付率は記載しない
公費の給付率は記載する

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A	3	訪問型サービス（独自／定率）				
③サービス実日数		8	日				
④計画単位数			1	3	0	0	
⑤限度額管理対象単位数			1	3	0	0	
⑥限度額管理対象外単位数						0	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥			1	3	0	0	
⑧公費分単位数			1	3	0	0	
⑨単位数単価	1	0	3	5	円／単位		
⑩事業費請求額		1	2	3	1	6	
⑪利用者負担額						0	
⑫公費請求額			1	1	3	9	
⑬公費分本人負担						0	

給付率（/100）			
事業			
公費	1	0	0
合計			
	1	2	3	1	6
					0
		1	1	3	9
					0

1. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
明細情報ごとに計算した事業費請求額の合計
9，832 円＋2,484 円＝12,316 円

2. 公費請求額を求める（全て公費負担）
⑫公費請求額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑩事業費請求額
1,300 単位×10.35 円＝13,455 円
13,455 円－12,316 円＝1,139 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」「X」にて表記している。

・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、給付率は以下のとおり

要支援・要介護状態区分等：事業対象者

区分支給限度基準額（単位）：10,473単位

□□サービス3　A3XXX3：1回につき200単位、給付率95%

□□サービス4　A3XXX4：1回につき100単位、給付率80%

記載例１０-１（案）

事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合のサービス利用票別表（一部公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）

費用総額 保険／事業対象分
1～3行目：《区分支給限度分基準内単位数 × 単位数単価》を記載する。

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100040	□□サービス3	A3XXX3	200			5	1,000				（1,000）	10.35	（10,350）	95	（9,832）			
○○事業所	90A0100040	□□サービス4	A3XXX4	100			3	300				（300）	10.35	（3,105）	80	（2,484）			
○○事業所	90A0100040	訪問型サービス（独自／定率）合計						（1,300）				1,300	10.35	13,455		12,316		1,139	
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	1,300				1,300		13,455		12,316		1,139	

保険／事業費請求額
1、2行目：《費用総額保険／事業対象分 × 給付率》を記載する。
3行目：1、2行目の事業費請求額の合計を記載する。

※1、2行目は同一のサービス種類で給付率が異なる為、明細行毎に事業費請求額を計算する。
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

利用者負担 保険／事業対象分
3行目：費用総額保険／事業対象分 － 保険／事業費 請求額 を記載する。

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
						5,200	

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
					527	10,473	

公費適用後の利用者負担額については欄外に記載、もしくは給付率を公費分を含む給付率に置換えたものを別途作成する等で記載する。

公費適用後
利用者負担 保険／事業対象分　1,139円 ⇒ 517円

様式第十一（附則第二条関係）

記載例１０-２（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の給付管理票（一部公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ 介護　花子

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭) 5 年　6 月　6 日	男・(女)	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
5,003 単位／月	平成 27 年　4 月	～	平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した場合　委託先の支援事業所番号	
委託した場合　介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号ー事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定率）	A 3	1 3 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
			合計		1 3 0 0

様式第二の三（附則第〇条関係）

記載例１０-３（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の請求明細（一部公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合）

12：生活保護(公費給付率 100%)

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サ

公費負担者番号	1	2	9	0	0	0	0	1
公費受給者番号	0	0	0	0	0	0	3	

被保険者

(参考)明細情報ごとの事業費請求額を求める
明細情報ごとの事業費請求額＝
《《サービス単位数×⑨単位数単価》×給付率》

１行目　□□サービス３（A3XXX3）
1,000 単位×10.35 円＝10,350 円
10,350 円×95%＝9,832.5 円≒9,832 円

２行目　□□サービス４（A3XXX4）
300 単位×10.35 円＝3,105 円
3,105 円×80%＝2,484 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

(参考)明細情報ごとの公費請求額を求める
明細情報ごとの公費請求額＝
《《公費対象単位数×⑨単位数単価》
×（公費給付率－給付率)》

１行目　□□サービス３（A3XXX3）
600 単位×10.35 円＝6,210 円
6,210 円×（100%－95%）＝310.5 円≒310 円

２行目　□□サービス４（A3XXX4）
100 単位×10.35 円＝1,035 円
1,035 円×（100%－80%）＝207 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

介護予防サービス計画	1	

開始年月日	1	日	中止年月日	年	月	日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
□□サービス３	A 3 X X X 3	2 0 0	5	1 0 0 0	3	6 0 0	
□□サービス４	A 3 X X X 4	1 0 0	3	3 0 0	1	1 0 0	

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「X」にて表記している
・A3XXX3(給付率 95%)及び A3XXX4(給付率 80%)は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A	3	訪問型サービス（独自／定率）			
③サービス実日数		8	日			
④計画単位数			1	3	0	0
⑤限度額管理対象単位数			1	3	0	0
⑥限度額管理対象外単位数						0
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥			1	3	0	0
⑧公費分単位数				7	0	0
⑨単位数単価	1	0	3	5	円／単位	
⑩事業費請求額		1	2	3	1	6
⑪利用者負担額				6	2	2
⑫公費請求額				5	1	7
⑬公費分本人負担						0

1. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
明細情報ごとに計算した利用者負担額の合計
9,832 円＋2,484 円＝12,316 円

2. 公費請求額を求める（一部公費負担）
⑫公費請求額＝
明細情報ごとに計算した公費請求額の合計
310 円＋207 円＝517 円

3. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》
－⑩事業費請求額－⑫公費請求額
1,300 単位×10.35 円＝13,455 円
13,455 円－12,316 円－517 円＝622 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

保険者独自（定率）サービスの場合、給付率は記載しない
公費の給付率は記載する

給付率（/100）			
事業			
公費	1	0	0
合計			
	1	2	3	1	6
			6	2	2
			5	1	7
					0

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

記載例１１-１（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合のサービス利用票別表（全て公費負担の場合）

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「◇」「X」にて表記している。
・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、利用者負担額は以下のとおり
　要支援・要介護状態区分等：事業対象者
　区分支給限度基準額（単位）：10,473単位
　◇◇サービス１　A4XXX1 ：1回につき400単位、1回あたりの利用者負担額414円
　◇◇サービス２　A4XXX2 ：1回につき1000単位、1回あたりの利用者負担額777円

保険者独自（定額）の場合、給付率は記載しない。

保険者独自（定額）の場合、1回あたりの利用者負担額を定額利用者負担単価金額欄に記載する。

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100040	◇◇サービス1	A4XXX1	400			5	2,000									414	(2,070)	
○○事業所	90A0100040	◇◇サービス2	A4XXX2	1,000			3	3,000									777	(2,331)	
○○事業所	90A0100040	訪問型サービス（独自／定額）合計						(5,000)				5,000	10.35	51,750		47,349		4,401	
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	5,000				5,000		51,750		47,349		4,401	

保険／事業費　請求額
3行目：費用総額保険／事業対象分　－ 利用者負担 保険／事業対象分 を記載する。

利用者負担　保険／事業対象分
1、2行目：定額利用者負担単価金額 × 回数 を記載する。
3行目：1、2行目の利用者負担 の合計を記載する。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

					区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	
					～	～	
区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～		5,200	～

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

					区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	
					～	～	
区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	527	10,473	～

公費適用後の利用者負担額については欄外に記載、もしくは給付率を公費分を含む給付率に置換えたものを別途作成する等で記載する。

公費適用後
利用者負担　保険／事業対象分　4,401円 ⇒ 0円

様式第十一（附則第二条関係）

記載例１１-２（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の給付管理票（全て公費負担の場合）

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ 介護　花子

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭) 5 年　6 月　6 日	男・(女)	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
5,003 単位／月	平成 27 年　4 月	～	平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した場合　委託先の支援事業所番号	
委託した場合　介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定額）	A 4	5 0 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
			合計		5 0 0 0

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例１１-３（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の請求明細書（全て公費負担の場合）

12：生活保護(公費給付率 100%)

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス

公費負担者番号	1	2	9	0	0	0	0	1
公費受給者番号	0	0	0	0	0	0	3

平成	2	7	年	0	4	月分

保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者		
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ	
氏名	介護　花子	
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和)　0 5 年 0 6 月 0 6 日	性別　1. 男　(2. 女)
要支援状態区分等	(事業対象者)　要支援１・要支援２	
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から	
	平成　年　月　日 まで	

請求		
事業所番号	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	
事業所名称	○○事業所	

(参考)明細情報ごとの公費請求額を求める
明細情報ごとの公費請求額＝
1回あたりの利用者負担額×回数

1行目　◇◇サービス１（A4XXX1）
414円×5回＝2,070円

2行目　◇◇サービス２（A4XXX2）
777円×3回＝2,331円

介護予防サービス計画		
	(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成	
	事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1

開始年月日	平成	2	7	年	0	4	月	0	1	日	中止年月日			年			月			日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
◇◇サービス１	A 4 X X X 1	4 0 0	5	2 0 0 0	5	2 0 0 0	
◇◇サービス２	A 4 X X X 2	1 0 0 0	3	3 0 0 0	3	3 0 0 0	

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「X」にて表記している
・A4XXX1(利用者負担額414円)及びA4XXX2(利用者負担額777円)は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

保険者独自（定額）サービスの場合、給付率は記載しない
公費の給付率は記載する

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A	4	訪問型サービス（独自／定額）				
③サービス実日数		8	日				
④計画単位数			5	0	0	0	
⑤限度額管理対象単位数			5	0	0	0	
⑥限度額管理対象外単位数						0	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥			5	0	0	0	
⑧公費分単位数			5	0	0	0	
⑨単位数単価	1	0	3	5	円／単位		
⑩事業費請求額		4	7	3	4	9	
⑪利用者負担額						0	
⑫公費請求額			4	4	0	1	
⑬公費分本人負担						0	

給付率（/100）			
事業			
公費	1	0	0

合計					
	4	7	3	4	9
					0
	4	4	0	1	
					0

1. 公費請求額を求める（全て公費負担）
⑫公費請求額＝
明細情報ごとに計算した公費請求額の合計
2,070円＋2,331円＝4,401円

2. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑫公費請求額
5,000単位×10.35円＝51,750円
51,750円－4,401円＝47,349円

※保険者独自（定額）サービスの場合、公費請求額から先に計算する
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「◇」「X」にて表記している。

・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、利用者負担額は以下のとおり

要支援・要介護状態区分等：事業対象者

区分支給限度基準額（単位）：10,473単位

◇◇サービス1　A4XXX3 ：1回につき400単位、1回あたりの利用者負担額414円

◇◇サービス2　A4XXX4 ：1回につき1000単位、1回あたりの利用者負担額777円

記載例１２-１（案）

事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合のサービス利用票別表（一部公費負担の場合）

保険者独自（定額）の場合、給付率は記載しない。

保険者独自（定額）の場合、1回あたりの利用者負担額を定額利用者負担単価金額欄に記載する。

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100050	◇◇サービス3	A4XXX3	400			5	2,000									414	(2,070)	
○○事業所	90A0100050	◇◇サービス4	A4XXX4	1,000			3	3,000									777	(2,331)	
○○事業所	90A0100050	訪問型サービス（独自／定額）合計						(5,000)				5,000	10.35	51,750		47,349		4,401	
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	5,000				5,000		51,750		47,349		4,401	

保険／事業費　請求額
3行目：費用総額保険／事業対象分　－ 利用者負担 保険／事業対象分 を記載する。

利用者負担　保険／事業対象分
1、2行目：定額利用者負担単価金額 × 回数 を記載する。
3行目：1、2行目の利用者負担 の合計を記載する。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
						5,200	

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
					527	10,473	

公費適用後の利用者負担額については欄外に記載、もしくは給付率を公費分を含む給付率に置換えたものを別途作成する等で記載する。

公費適用後
利用者負担　保険／事業対象分　4,401円 ⇒ 2,019円

様式第十一（附則第二条関係）

記載例１２-２（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の給付管理票（一部公費負担の場合）

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市
被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ 介護　花子
生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭) 5 年　6 月　6 日	男・(女)	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５
居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間	
5,003 単位／月	平成 27 年　4 月 ～ 平成　年　月	

作成区分	
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成	
居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した場合　委託先の支援事業所番号	
委託した場合　介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号ー事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 7 0 1 0 0 0 5 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定額）	A 4	5 0 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
			合計		5 0 0 0

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例１２-３（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の請求明細書（一部公費負担の場合）

12：生活保護(公費給付率 100%)

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス

公費負担者番号	1	2	9	0	0	0	0	1
公費受給者番号	0	0	0	0	0	0	3	

平成	2	7	年	0	4	月分

保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ
	氏名	介護　花子
	生年月日	
	要支援状態区分	
	認定有効期間	

請求事業者	事業所番号	9 0 7 0 1 0 0 0 5 0
	事業所名称	○○事業所
	所在地	〒999－9999
	連絡先	

介護予防サービス計画

開始年月日	平成		中止年月日		日

（参考）明細情報ごとの利用者負担額を求める
明細情報ごとの利用者負担額＝
１回あたりの利用者負担額×（回数－公費分回数）

１行目　◇◇サービス３（A4XXX3）
414 円×（5 回－3 回）＝828 円

２行目　◇◇サービス４（A4XXX4）
777 円×（3 回－1 回）＝1,554 円

（参考）明細情報ごとの公費請求額を求める
明細情報ごとの公費請求額＝
１回あたりの利用者負担額×公費分回数

１行目　◇◇サービス３（A4XXX3）
414 円×3 回＝1,242 円

２行目　◇◇サービス４（A4XXX4）
777 円×1 回＝777 円

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
◇◇サービス３	A 4 X X X 3	4 0 0	5	2 0 0 0	3	1 2 0 0	
◇◇サービス４	A 4 X X X 4	1 0 0 0	3	3 0 0 0	1	1 0 0 0	

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「X」にて表記している
・A4XXX3(利用者負担額 414 円)及び A4XXX4(利用者負担額 777 円)は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A 4	
③サービス実日数	8	日
④計画単位数	5 0 0 0	
⑤限度額管理対象単位数	5 0 0 0	
⑥限度額管理対象外単位数	0	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	5 0 0 0	
⑧公費分単位数	2 2 0 0	
⑨単位数単価	10.35	円／単位
⑩事業費請求額	4 7 3 4 9	
⑪利用者負担額	2 3 8 2	
⑫公費請求額	2 0 1 9	
⑬公費分本人負担	0	

給付率（/100）	
事業	
公費	1 0 0

合計
4 7 3 4 9
2 3 8 2
2 0 1 9
0

1. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
明細情報ごとに計算した利用者負担額の合計
828 円＋1,554 円＝2,382 円

2. 公費請求額を求める（一部公費負担）
⑫公費請求額＝
明細情報ごとに計算した公費請求額の合計
1,242 円＋777 円＝2,019 円

3. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》
－⑪利用者負担額－⑫公費請求額
5,000 単位×10.35 円＝51,750 円
51,750 円－2,382 円－2,019 円＝47,349 円

※保険者独自（定額）サービスの場合、公費請求額から先に計算する
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

保険者独自（定額）サービスの場合、給付率は記載しない
公費の給付率は記載する

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

記載例１３-１（案）
要支援者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合のサービス利用票別表（生保単独受給者、１明細書内の給付率が異なる場合）

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」「X」にて表記している。
・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、給付率は以下のとおり
　要支援・要介護状態区分等：要支援2
　区分支給限度基準額（単位）：10,473単位
　□□サービス3　A3XXX3：1回につき200単位、給付率95%
　□□サービス4　A3XXX4：1回につき100単位、給付率80%

費用総額 保険／事業対象分
1～3行目：《区分支給限度分基準内単位数 × 単位数単価》を記載する。
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100040	□□サービス3	A3XXX3	200			5	1,000				(1,000)	10.35	(10,350)	95				
○○事業所	90A0100040	□□サービス4	A3XXX4	100			3	300				(300)	10.35	(3,105)	80				
○○事業所	90A0100040	訪問型サービス（独自／定率）合計						(1,300)				1,300	10.35	13,455	0	0		13,455	
			区分支給限度基準額（単位）	10,473			合計	1,300				1,300		13,455		0		13,455	

保険／事業費請求額
3行目：全額、公費／事業対象分が負担する場合、0を記載する。

利用者負担　保険／事業対象分
3行目：費用総額保険／事業対象分 － 保険／事業費 請求額 を記載する。

要支援2の区分支給限度額を記載。

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数
				合　計			

公費適用後の利用者負担額については欄外に記載、もしくは給付率を公費分を含む給付率に置換えたものを別途作成する等で記載する。

公費適用後
利用者負担　保険／事業対象分　13,455円　⇒　0円

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

様式第十一（附則第二条関係）

記載例１３-２（案）
要支援者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の給付管理票（生保単独受給者、１明細書内の給付率が異なる場合）

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
H 0 0 0 0 0 3 3 3 3	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｴ 介護　花江

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭) 30 年　6 月　6 日	男・(女)	事業対象者　要支援 1・(2) 要介護 1・2・3・4・5

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
5,003 単位／月	平成 27 年　4 月	～	平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した場合　委託先の支援事業所番号	
委託した場合　介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号ー事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定率）	A 3	1 3 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
			合計		1 3 0 0

様式第二の三（附則第○条関係）

12：生活保護（公費給付率 100%）

記載例１３-３（案）
要支援者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の請求明細書
（生保単独受給者、１明細書内の給付率が異なる場合）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	1 2 9 0 0 0 0 1
公費受給者番号	0 0 0 0 0 0 3

平成	
保険者番号	9 0 1 0 1 0

被保険者	被保険者番号	H 0 0 0 0 0 3 3 3 3
		ｻｴ
		介護　花江
	生年月日	1.明治　2.大正　3.昭和　3 0 年 0 6 月 0 6 日
	性別	1. 男　2. 女
	要支援状態区分等	事業対象者・要支援１・要支援２
	認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から
		平成 年 月 日 まで

H：生保単独受給者

請求事業者	事業所番号	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0
	事業所名称	○○事業所
	所在地	〒 9 9 9 － 9 9 9 9 ○○県□□市△△町 2-2-2
	連絡先	電話番号　099－333－3333

介護予防サービス計画	３．介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成																				
	事業所番号	9	0	0	0	0	1	0	0	0	1	事業所名称	●●地域包括支援センター								

開始年月日	平成	2	7	年	0	4	月	0	1	日	中止年月日	平成			年			月			日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
□□サービス３	A 3 X X X 3	2 0 0	5	1 0 0 0	5	1 0 0 0	
□□サービス４	A 3 X X X 4	1 0 0	3	3 0 0	3	3 0 0	

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「X」にて表記している
・A3XXX3（給付率 95%）及び A3XXX4（給付率 80%）は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

保険者独自（定率）サービスの場合、給付率は記載しない
公費の給付率は記載する

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A 3	訪問型サービス（独自／定率）					
③サービス実日数	8	日					
④計画単位数		1 3 0 0					
⑤限度額管理対象単位数		1 3 0 0					
⑥限度額管理対象外単位数		0				給付率（/100）	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥		1 3 0 0				事業	
⑧公費分単位数		1 3 0 0				公費	1 0 0
⑨単位数単価	1 0 3 5	円／単位			単位	合計	
⑩事業費請求額		0					0
⑪利用者負担額		0					0
⑫公費請求額	1 3 4 5 5						1 3 4 5 5
⑬公費分本人負担		0					0

1. 公費請求額を求める（生保単独受給者）
⑫公費請求額＝
《⑧公費分単位数×⑨単位数単価》
1,300 単位×10.35 円＝13,455 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

記載例１４-１（案）
要支援者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合のサービス利用票別表（生保単独受給者の場合）

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「◇」「X」にて表記している。

・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、利用者負担額は以下のとおり

要支援・要介護状態区分等: 要支援2

区分支給限度基準額（単位）: 10,473単位

◇◇サービス1　A4XXX1 : 1回につき400単位、1回あたりの利用者負担額414円

◇◇サービス2　A4XXX2 : 1回につき1000単位、1回あたりの利用者負担額777円

保険者独自（定額）の場合、給付率は記載しない。

保険者独自（定額）の場合、1回あたりの利用者負担額を定額利用者負担単価金額欄に記載する。

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100040	◇◇サービス1	A4XXX1	400			5	2,000									414		
○○事業所	90A0100040	◇◇サービス2	A4XXX2	1,000			3	3,000									777		
○○事業所	90A0100040	訪問型サービス（独自／定額）合計						(5,000)				5,000	10.35	51,750		0		51,750	
			区分支給限度基準額（単位）	10,473			合計	5,000				5,000		51,750		0		51,750	

保険／事業費　請求額
3行目：全額、公費／事業対象分が負担する場合、0を記載する。

利用者負担　保険／事業対象分
3行目：区分支給限度基準内単位数 × 単位数単価　を記載する。

要支援2の区分支給限度額を記載。

種類別支給限度管理

サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数	サービス種類	種類支給限度基準額（単位）	合計単位数	種類支給限度基準を超える単位数
				合　計			

公費適用後の利用者負担額については欄外に記載、もしくは給付率を公費分を含む給付率に置換えたものを別途作成する等で記載する。

公費適用後
利用者負担　保険／事業対象分　51,750円　⇒　0円

要介護認定期間中の短期入所利用日数

前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累計利用日数

様式第十一（附則第二条関係）

記載例１４-２（案）
要支援者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の給付管理票（生保単独受給者の場合）

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
H 0 0 0 0 0 3 3 3 3	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｴ 介護　花江

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭) 30 年　6 月　6 日	男・(女)	事業対象者　要支援 1・(2) 要介護 1・2・3・4・5

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
5,003 単位／月	平成 27 年　4 月	～	平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号	9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999
委託した場合　委託先の支援事業所番号	
委託した場合　介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号ー事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定額）	A 4	5 0 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
			合計		5 0 0 0

様式第二の三（附則第○条関係）

> 記載例１４‐３（案）
> 要支援者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の請求明細書（生保単独受給者の場合）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス

> 12：生活保護（公費給付率 100％）

公費負担者番号	1	2	9	0	0	0	0	1
公費受給者番号	0	0	0	0	0	0	3	

平成	2	7	年	0	4	月分
保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者

被保険者番号	H 0 0 0 0 0 3 3 3 3
（フリガナ）	ﾅｴ
氏名	介護　花江
生年月日	1.明治　2.大正　3.昭和（○）　3 0 年 0 6 月 0 6 日
性別	1. 男　2. 女（○）
要支援状態区分等	事業対象者・要支援１・要支援２（○）
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日から 平成　年　月　日まで

> H：生保単独受給者

請求事業者

事業所番号	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0
事業所名称	○○事業所
所在地	〒 999－9999 ○○県□□市△△町 2-2-2
連絡先	電話番号　099－333－3333

介護予防サービス計画	3.（○）介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成		
	事業所番号　9 0 0 0 0 1 0 0 0 1	事業所名称	●●地域包括支援センター

開始年月日	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日	中止年月日	平成　年　月　日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
◇◇サービス１	A 4 X X X 1	400	5	2000	5	2000	
◇◇サービス２	A 4 X X X 2	1000	3	3000	3	3000	

> ・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「X」にて表記している
> ・A4XXX1（利用者負担額 414 円）及び A4XXX2（利用者負担額 777 円）は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A 4	訪問型サービス（独自／定額）		訪問型サービス（独自／定額）
③サービス実日数	8 日			日
④計画単位数	5000			
⑤限度額管理対象単位数	5000			
⑥限度額管理対象外単位数	0			
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	5000			
⑧公費分単位数	5000			
⑨単位数単価	10.35 円／単位			円／単位
⑩事業費請求額	0		合計	0
⑪利用者負担額	0			0
⑫公費請求額	51750			51750
⑬公費分本人負担	0			0

給付率（/100）	
事業	
公費	100

> 保険者独自（定額）サービスの場合、給付率は記載しない
> 公費の給付率は記載する

> 1. 公費請求額を求める（生保単独受給者）
> ⑫公費請求額＝
> 《⑧公費分単位数×⑨単位数単価》
> 5,000 単位×10.35 円＝51,750 円
>
> ※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「□」「X」にて表記している。

・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、給付率は以下のとおり

要支援・要介護状態区分等: 事業対象者

区分支給限度基準額(単位): 10,473単位

□□サービス3　A3XXX3 : 1回につき200単位、給付率95%

□□サービス4　A3XXX4 : 1回につき100単位、給付率80%

記載例１５-１（案）

事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合のサービス利用票別表（全て公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合、限度額オーバー）

費用総額 保険／事業対象分
1～3行目:《区分支給限度分基準内単位数 × 単位数単価》を記載する。

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率(%)	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担(全額負担分)
○○事業所	90A0100040	□□サービス3	A3XXX3	200			5	1,000				(1,000)	10.35	(10,350)	95	(9,832)			
○○事業所	90A0100040	□□サービス4	A3XXX4	100			3	300			(200)	(100)	10.35	(1,035)	80	(828)			
○○事業所	90A0100040	訪問型サービス（独自／定率）合計						(1,300)			200	1,100	10.35	11,385		10,660		725	2,070
			区分支給限度基準額(単位)		5,003		合計	1,300			200	1,100		11,385		10,660		725	2,070

区分支給限度基準を超える単位数
利用者負担額を考慮し給付率が低い2行目のサービス(A3XXX4)で超過した単位数の調整を行った例を示す。

保険／事業費請求額
1、2行目:《費用総額保険／事業対象分 × 給付率》を記載する。
3行目:1、2行目の事業費請求額の合計を記載する。

※1、2行目は同一のサービス種類で給付率が異なる為、明細行毎に事業費請求額を計算する。
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。
但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

利用者負担 保険／事業対象分
3行目:費用総額保険／事業対象分 － 保険／事業費 請求額 を記載する。

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額(単位)	5,003	合計	5,200	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
						5,200	

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額(単位)	5,003	合計	11,000	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
					527	10,473	

公費適用後の利用者負担額については欄外に記載、もしくは給付率を公費分を含む給付率に置換えたものを別途作成する等で記載する。

公費適用後
利用者負担 保険／事業対象分　725円 ⇒ 0円

様式第十一（附則第二条関係）

記載例１５-２（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の給付管理票（全て公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合、限度額オーバー）

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ 介護　花子

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭) 5 年　6 月　6 日	男・(女)	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
5,003 単位／月	平成 27 年　4 月	～	平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号		9 0 0 0 0 1 0 0 0 1
担当介護支援専門員番号		9 0 0 0 0 0 1 1
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名		●●地域包括支援センター
支援事業者の事業所所在地及び連絡先		099-999-9999
委託した場合	委託先の支援事業所番号	
	介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
○○事業所	9 0 A 0 1 0 0 0 4 0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定率）	A 3	1 1 0 0
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
			合計		1 1 0 0

様式第二の三（附則第○条関係）

12：生活保護（公費給付率 100%）

記載例１５-３（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定率）を受けた場合の給付管理票（全て公費負担、１明細書内の給付率が異なる場合、限度額オーバー）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	1 2 9 0 0 0 0 1
公費受給者番号	0 0 0 0 0 0 3

平成

保険者番号	9 0 1 0 1 0

被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ

事業所	0 0 A 0 1 0 0 0 4 0

（参考）明細情報（１行目）の事業費請求額を求める
明細情報ごとの事業費請求額＝
《《サービス単位数×⑨単位数単価》×給付率》

１行目　□□サービス３（A3XXX3）
1,000 単位×10.35 円＝10,350 円
10,350 円×95%＝9,832.5 円≒9,832 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

（参考）２行目のサービス単位数から、超過した 200 単位を減算した単位数より明細情報ごとの事業費請求額を求める
《《（サービス単位数－超過分の単位数）×⑨単位数単価》×給付率》

２行目　□□サービス４（A3XXX4）
300 単位－200 単位＝100 単位
100 単位×10.35 円＝1,035 円
1,035 円×80%＝828 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

事業費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
	□□サービス３	A3XXX3	2 0 0	5	1 0 0 0	5	1 0 0 0	
	□□サービス４	A3XXX4	1 0 0	3	3 0 0	3	3 0 0	

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「X」にて表記している
・A3XXX3（給付率 95%）及び A3XXX4（給付率 80%）は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

計画単位数が 1,100 単位に対して、1,300 単位実施し計画単位数を 200 単位超過している

保険者独自（定率）サービスの場合、給付率は記載しない
公費の給付率は記載する

請求額集計欄							
①サービス種類コード／②名称	A 3						
③サービス実日数	8 日						
④計画単位数	1 1 0 0						
⑤限度額管理対象単位数	1 3 0 0						
⑥限度額管理対象外単位数	0					給付率（/100）	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	1 1 0 0					事業	
⑧公費分単位数	1 1 0 0					公費	1 0 0
⑨単位数単価	1 0 3 5	円／単位				合計	
⑩事業費請求額	1 0 6 6 0						1 0 6 6 0
⑪利用者負担額	0						0
⑫公費請求額	7 2 5						7 2 5
⑬公費分本人負担	0						0

1. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
明細情報ごとに計算した事業費請求額の合計
9，832 円＋828 円＝10,660 円

2. 公費請求額を求める（全て公費負担）
⑫公費請求額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑩事業費請求額
1,100 単位×10.35 円＝11,385 円
11,385 円－10,660 円＝725 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

	枚中		枚目

サービス利用票別表の記載例

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「◇」「X」にて表記している。

・本記載例における、要支援・要介護状態区分等、市町村が定める区分支給限度基準額、単位数、利用者負担額は以下のとおり

要支援・要介護状態区分等：事業対象者

区分支給限度基準額（単位）：10,473単位

◇◇サービス１　A4XXX1 ：1回につき400単位、1回あたりの利用者負担額414円

◇◇サービス２　A4XXX2 ：1回につき1000単位、1回あたりの利用者負担額777円

記載例１６-１（案）

事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合のサービス利用票別表（全て公費負担の場合、限度額オーバー）

サービス利用票別表

区分支給限度管理・利用者負担計算

事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引後 率%	割引後 単位数	回数	サービス単位／金額	種類支給限度基準を超える単位数	種類支給限度基準内単位数	区分支給限度基準を超える単位数	区分支給限度基準内単位数	単位数単価	費用総額 保険／事業対象分	給付率（%）	保険／事業費請求額	定額利用者負担単価金額	利用者負担 保険／事業対象分	利用者負担（全額負担分）
○○事業所	90A0100040	◇◇サービス1	A4XXX1	400			5	2,000			(1,000)	(1,000)					414	(1,035)	
○○事業所	90A0100040	◇◇サービス2	A4XXX2	1,000			3	3,000				(3,000)					777	(2,331)	
○○事業所	90A0100040	訪問型サービス（独自／定額）合計						(5,000)			1,000	4,000	10.35	41,400		38,034		3,366	10,350
			区分支給限度基準額（単位）	5,003			合計	5,000			1,000	4,000		41,400		38,034		3,366	10,350

区分支給限度基準内単位数
利用者負担額を考慮し1単位あたりの利用者負担額が高い1行目のサービス（A4XXX1）で超過した単位数の調整を行った例を示す。
（参考）1単位あたりの利用者負担額

1行目：$\left(\frac{\text{1回目の利用者負担額}}{\text{1回あたりの単位数}}\right)$ $\left(\frac{414\text{円}}{400\text{単位}}\right)$ ＝ 1.035

2行目：$\left(\frac{\text{1回目の利用者負担額}}{\text{1回あたりの単位数}}\right)$ $\left(\frac{777\text{円}}{1{,}000\text{単位}}\right)$ ＝ 0.777

利用者負担　保険／事業対象分
1行目：超過した1,000単位を減算した単位数より求めた利用者負担額を記載する。

《$\left(\frac{\text{1回あたりの利用者負担額}}{\text{1回あたりの単位数}}\right)$ ×（サービス単位数－超過分の単位数）》

$\left(\frac{414\text{円}}{400\text{単位}}\right)$ ×（2,000単位－1,000単位）
＝1,035円

2行目：定額利用者負担単価全額×回数を記載する。
※まず1単位あたりの利用者負担額を求め、その値に計画単位数ないの単位数を乗じて計算する。
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す。
3行目：1、2行目の利用者負担額の合計を記載する。

事業対象者の場合、区分支給限度基準額に目安となる要支援1の額を記載する。但し、計画単位数が要支援1の基準額を超える場合は、要支援2の区分支給限度額以下となる、市町村が定めた区分支給限度額を上限として明細部分の計算、記載を行う。
（区分支給限度基準額の記載は、目安となる要支援1の額のままとする。）

仮に、計画単位数が要支援1の額を超え、市町村が定めた区分支給限度額を超えていなかった場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	5,200	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
						5,200	

仮に、計画単位数が要支援1の額も、市町村が定めた区分支給限度額も超えていた場合には以下のように記載する。

区分支給限度基準額（単位）	5,003	合計	11,000	～	区分支給限度基準を超える単位数 ～	区分支給限度基準内単位数 ～	～
					527	10,473	

公費適用後の利用者負担額については欄外に記載、もしくは給付率を公費分を含む給付率に置換えたものを別途作成する等で記載する。

公費適用後
利用者負担　保険／事業対象分　3,366円 ⇒ 0円

様式第十一（附則第二条関係）

記載例１６－２（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の給付管理票（全て公費負担の場合、限度額オーバー）

給付管理票（平成 27 年　4 月分）

保険者番号	保険者名
9 0 1 0 1 0	□□市

被保険者番号	被保険者氏名
0 0 0 0 0 0 2 2 2 2	フリガナ ｶｲｺﾞ　ﾊﾅｺ 介護　花子

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・(昭) 5 年　6 月　6 日	男・(女)	(事業対象者)・要支援１・２ 要介護１・２・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
5,003 単位／月	平成 27 年　4 月	～	平成　年　月

作成区分
1.　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 (3.)　介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成

居宅介護／介護予防支援事業所番号	9	0	0	0	0	1	0	0	0	1
担当介護支援専門員番号	9	0	0	0	0	0	1	1		
居宅介護／介護予防支援事業者の事業所名	●●地域包括支援センター									
支援事業者の事業所所在地及び連絡先	099-999-9999									
委託した場合	委託先の支援事業所番号									
	介護支援専門員番号									

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号－事業所番号）										指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード		給付計画単位数				
○○事業所	9	0	A	0	1	0	0	0	4	0	指定・基準該当・地域密着・(総合事業)	訪問型サービス（独自／定額）	A	4		4	0	0	0
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
											指定・基準該当・地域密着・総合事業								
												合計				4	0	0	0

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例１６-３（案）
事業対象者が訪問型サービス（独自／定額）を受けた場合の請求明細書
（全て公費負担の場合、限度額オーバー）

12：生活保護(公費給付率 100%)

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス

公費負担者番号	1	2	9	0	0	0	0	1
公費受給者番号	0	0	0	0	0	0	3	

平成

保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者

事業所 9 0 A 0 1 0 0 0 4 0

○○事業所

〒 9 9 9 － 9 9 9 9

○○県□□市△△町 2-2-2

●地

年月日　　年月日　平成　　月　　日

負担割合の多い1行目のサービス(A4XXX1)で超過した単位数の調整を行う
(参考)1 行目のサービス(A4XXX1)のサービス単位数から、超過した 1000 単位を減算した単位数より明細情報ごとの公費請求額を求める

《 $\left(\dfrac{\text{1回あたりの利用者負担額}}{\text{1回あたりの単位数}}\right)$ ×(サービス単位数－超過分の単位数)》

1行目　◇◇サービス１（A4XXX1）

$\left(\dfrac{414\text{円}}{400\text{単位}}\right)$ ×（2,000 単位－1,000 単位）
＝1,035 円

※まず１単位あたりの公費請求額を求め、その値に計画単位数内の単位数を乗じて計算する
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

(参考)明細情報（２行目）の公費請求額を求める
明細情報ごとの公費請求額＝
１回あたりの利用者負担額×回数

２行目　◇◇サービス２（A4XXX2）
777 円×3 回＝2,331 円

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
◇◇サービス１	A4XX1	400	5	2000	5	2000	
◇◇サービス２	A4XX2	1000	3	3000	3	3000	

・サービス内容及びサービスコードは市町村が指定するため、「X」にて表記している
・A4XXX1(利用者負担額 414 円)及び A4XXX2(利用者負担額 777 円)は保険者市町村から認められたサービス

事業費明細欄（住所地特例対象者）

単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

計画単位数が 4,000 単位に対して、5,000 単位実施し計画単位数を 1,000 単位超過している

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A		型サービス自／定額)			
③サービス実日数		8				
④計画単位数			4	0	0	0
⑤限度額管理対象単位数			5	0	0	0
⑥限度額管理対象外単位数						0
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥			4	0	0	0
⑧公費分単位数			4	0	0	0
⑨単位数単価	1	0	3	5	円／単位	
⑩事業費請求額		3	8	0	3	4
⑪利用者負担額						0
⑫公費請求額			3	3	6	6
⑬公費分本人負担						0

給付率（/100）			
事業			
公費	1	0	0

合計					
	3	8	0	3	4
					0
	3	3	6	6	
					0

1. 公費請求額を求める（全て公費負担）
⑫公費請求額＝
明細情報ごとに計算した公費請求額の合計
1,035 円＋2,331 円＝3,366 円

2. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑫公費請求額
4,000 単位×10.35 円＝41,400 円
41,400 円－3,366 円＝38,034 円

※保険者独自（定額）サービスの場合、公費請求額から先に計算する
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

保険者独自（定額）サービスの場合、給付率は記載しない
公費の給付率は記載する

	枚中		枚目

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例１７（案）
保険者独自サービスの請求
（住所地特例対象者の場合）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	7	年	0	4	月分

保険者番号	9	0	2	0	1	0

被保険者		
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 1 1 1	
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ｺﾞﾛｳ	
氏名	介護　五郎	
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和)　0 5 年 1 0 月 1 0 日	性別　(1. 男)　2. 女
要支援状態区分等	(事業対象者)・要支援１・要支援２	
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から	
	平成　　年　　月　　日 まで	

請求事業者	
事業所番号	9 0 A 0 0 1 0 0 0 1
事業所名称	○○事業所
	〒 9 9 9 － 9 9 9 9
連絡先	電話番号　099－111－1111

介護五郎さんは、保険者（902010）と異なる市町村（903030）に所在する施設に入所したため、住所地特例対象者となった

介護予防サービス計画			
(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成			
事業所番号	9 0 0 0 0 2 0 0 0 2	事業所名称	●●地域包括支援センター

開始年月日	平成	2	7	年	0	4	月	0	1	日	中止年月日	平成			年			月			日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要

・サービス内容及びサービスコードは、市町村が指定するため、「○」にて表記している
・被保険者が住所地特例対象者であり、住所地にて総合事業サービスを受けた場合、事業費明細欄ではなく、事業費明細欄（住所地特例対象者）に記載する
・A2○○○○は、施設所在保険者から認められたサービス

保険者市町村の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所（入居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要
○○サービス	A 2 ○ ○ ○ ○	5 5 0	5	2 7 5 0			903030	

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A	2	訪問型サービス（独自）				
③サービス実日数		5	日				
④計画単位数			2	7	5	0	
⑤限度額管理対象単位数			2	7	5	0	
⑥限度額管理対象外単位数						0	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥			2	7	5	0	
⑧公費分単位数						0	
⑨単位数単価	1	0	3	5	円／単位		
⑩事業費請求額		2	5	6	1	5	
⑪利用者負担額			2	8	4	7	
⑫公費請求額						0	
⑬公費分本人負担						0	

給付率（/100）			
事業		9	0
公費			

合計					
	2	5	6	1	5
		2	8	4	7
					0
					0

1. 事業費請求額を求める
⑩事業費請求額＝
《《⑦給付単位数×⑨単位数単価》×給付率》
2,750 単位×10.35 円＝28,462.5
≒28,462 円
28,462 円×90％＝25,615.8
≒25,615 円

2. 利用者負担額を求める
⑪利用者負担額＝
《⑦給付単位数×⑨単位数単価》－⑩事業費請求額
2,750 単位×10.35 円＝28,462.5
≒28,462 円
28,462 円－25,615 円＝2,847 円

※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

	枚中		枚目

様式第二（附則第二条関係）

記載例１８（案）
住所地特例対象者が、住所地で地域密着型サービスを受けた場合の請求

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書
（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・
夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）・地域密着型通所介護）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2 7 年 0 4 月分
保険者番号	9 0 2 0 2 0

被保険者	
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 2 0 2
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ
氏名	介護　次郎
生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和（○） 0 6 年 0 2 月 0 2 日
性別	1. 男（○） 2. 女
要介護状態区分	要介護 1・2（○）・3・4・5
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から 平成 2 8 年 0 3 月 3 1 日 まで

介護次郎さんは、保険者（902020）と異なる市町村（903030）に所在する施設に入所したため、住所地特例対象者となった

給付費明細欄（住所地特例対象者）には、
地域密着型サービスのみ記載する
記載できるサービスは以下のとおりとする
＜様式第二＞
76（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）
71（夜間対応型訪問介護）
72（認知症対応型通所介護）
73（小規模多機能型居宅介護（短期利用以外））
68（小規模多機能型居宅介護（短期利用））
77（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外））
79（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用））
＜様式第二の二＞
74（介護予防認知症対応型通所介護）
75（介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外））
69（介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用））
※上述のサービス以外については、通常の給付費明細欄に記載する

居宅サービス計画	1.（○）居宅介護支援事業者作成	2．被保険者自己
	事業所番号	9 0 7 0 0 0 0 2 2 0

開始年月日	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日
中止理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数

・住所地の地域密着型サービス（71-1112）を受けた場合
・住所地の保険者が認めている市町村独自加算（71-7202）を受けた場合

給付費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要
夜間訪問介護Ⅰ基本・日割	7 1 1 1 1 2	3 3	1 0	3 3 0			903030	
基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算１日割	7 1 7 2 0 2	2	1 0	2 0			903030	
夜間訪問介護処遇改善加算Ⅰ	7 1 6 1 0 3			1 4			903030	

保険者市町村の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所（入居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	7 1 夜間対応型訪問介護					
③サービス実日数	1 0 日	日				
④計画単位数	3 5 0					
⑤限度額管理対象単位数	3 5 0					
⑥限度額管理対象外単位数	1 4				給付率（/100）	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	3 6 4				保険	9 0
⑧公費分単位数	0				公費	
⑨単位数単価	1 0.0 0 円／単位	円／単位	円／単位	円／単位	合計	
⑩保険請求額	3 2 7 6					3 2 7 6
⑪利用者負担額	3 6 4					3 6 4
⑫公費請求額	0					0
⑬公費分本人負担	0					0

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	%	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者負担額（円）	備考

枚中　枚目

様式第二（附則第二条関係）

記載例１９（案）
二割負担対象者が介護サービスを受けた場合の請求明細書

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）・地域密着型通所介護）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	27年08月分
保険者番号	902020

被保険者	
被保険者番号	0000001111
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ｻﾌﾞﾛｳ
氏名	介護　三郎
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和)　05年05月05日
性別	(1. 男)　2. 女
要介護状態区分	(要介護1)・2・3・4・5
認定有効期間	平成27年04月01日から 平成28年03月31日まで

介護三郎さんは、８月１日に二割負担対象者と判定された

事業者	
事業所番号	9070000020
事業所名称	○○事業所
所在地	〒999－9999 ○○県□□市△△町 5-5-5
連絡先	電話番号　099－555－5555

居宅サービス計画	(1.) 居宅介護支援事業者作成　2．被保険者自己作成		
事業所番号	9070000220	事業所名称	○○居宅介護支援事業所

開始年月日	平成　年　月　日	中止年月日	平成　年　月　日
中止理由	1.非該当　3.医療機関入院　4.死亡　5.その他　6.介護老人福祉施設入所　7.介護老人保健施設入所　8.介護療養型医療施設入院		

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
身体介護１	111111	255	12	3060			
身体介護１・夜	111112	319	4	1276			

給付費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

項目					合計
①サービス種類コード／②名称	11 訪問介護				
③サービス実日数	16日	日	日	日	
④計画単位数	4336				
⑤限度額管理対象単位数	4336				
⑥限度額管理対象外単位数	0				給付率（/100）
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	4336				保険 80
⑧公費分単位数	0				公費
⑨単位数単価	10.21 円／単位	円／単位	円／単位	円／単位	合計
⑩保険請求額	35416				35416
⑪利用者負担額	8854				8854
⑫公費請求額	0				0
⑬公費分本人負担	0				0

二割負担対象者の場合、給付率は「80」とする

給付率 80%で計算した値を記載する

社会福祉法人等による軽減欄

軽減率	％	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者負担額（円）	備考

	枚中		枚目

様式第九（附則第二条関係）

記載例２０（案）
二割負担対象者が出来高サービスを受けた場合の請求

施設サービス等介護給付費明細書
（介護保健施設サービス）

公費負担者番号								
公費受給者番号								

平成	2	7	年	0	8	月分
保険者番号	9	0	2	0	2	0

被保険者			事業者	
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 2 2 2 2		事業所番号	9 0 7 0 0 0 0 0 3 0
(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏名	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ 介護　二郎			△△事業所
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和) 0 7 年 0 2 月 0 2 日	性別 (1. 男)　2. 女	所在地	〒 9 9 9 － 9 9 9 9 ○○県□□市△△町 1-1-1
要介護状態区分	(要介護 1)・2・3・4・5			
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から 平成 2 8 年 0 3 月 3 1 日 まで		連絡先	電話番号　099－333－3333

介護二郎さんは、8月1日に二割負担対象者と判定された

入所年月日	平成 2 7 年 0 8 月 2 2 日	退所年月日	平成　年　月　日	入所実日数	1 0	外泊日数	0

主傷病		入所前の状況	(1.居宅)　2.医療機関　3.介護老人福祉施設　4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設　6.認知症対応型共同生活介護　7.特定施設入居者生活介護　8.その他
退所後の状況	1.居宅　3.医療機関入院　4.死亡　5.その他　6.介護老人福祉施設入所　7.介護老人保健施設入所　8.介護療養型医療施設入院		

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数日数	サービス単位数	公費分回数等	公費対象単位数	摘要
保健施設Ⅰ1	5 2 1 1 1 1	9 8 0	1 0	9 8 0 0			
合計				9 8 0 0			

所定疾患施設療養費等

所定疾患施設療養費	傷病名	① ② ③	所定疾患施設療養開始年月日	①平成　年　月　日 ②平成　年　月　日 ③平成　年　月　日
	単位（再掲）	単位　　単位×　　日		
緊急時治療管理	傷病名	① ② ③	緊急時治療開始年月日	①平成　年　月　日 ②平成　年　月　日 ③平成　年　月　日
	単位（再掲）	単位　　単位×　　日		

特定治療			摘要
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ		点	
処置		点	
手術		点	
麻酔		点	
放射線治療		点	
合計		点	

往診日数		医療機関名		通院日数		医療機関名	

特別療養費

傷病名	○○病						
識別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要
0 5	初期入所診療管理	2 5 0	1	2 5 0			
合計				2 5 0			

請求額集計欄

区分	保険分	公費分	保険分特定治療・特別療養費	公費分特定治療・特別療養費
①点数・単位数合計	9 8 0 0		2 5 0	
②点数・単位数単価	1 0 ▲ 1 4 円／単位		10 円／点・単位	10 円／点・単位
③給付率	8 0 ／100		8 0 ／100	／100
④請求額（円）	7 9 4 9 7		2 0 0 0	
⑤利用者負担額（円）	1 9 8 7 5		5 0 0	

二割負担対象者の場合、給付率は「80」とする

特定入所者介護サービス費

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	費用額(円)	公費日数	公費分	利用者負担額
合計							
				保険分請求額(円)	公費分請求額		公費分本人負担月額

二割負担対象者が出来高サービスを受けた場合、二割負担対象者用の給付率（80%）で請求する

	枚中		枚目

様式第二（附則第二条関係）

記載例２１（案）
二割負担対象者が給付制限となった場合の請求

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・
夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・小規模多
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）・地域密着型通所介護）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	7	年	0	9	月分

保険者番号	9	0	2	0	2	0

被保険者		
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 1 1 1	
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ｻﾌﾞﾛｳ	
氏名	介護　三郎	
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和)　0 5 年 0 5 月 0 5 日	性別 1
要介護状態区分	(要介護1)・2・3・4・5	
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から	
	平成 2 8 年 0 3 月 3 1 日 まで	

事業所	
事業所番号	9 0 7 0 0 0 0 0 2 0
	○○事業所
	〒 9 9 9 － 9 9 9 9
	○○県□□市△△町 5-5-5
連絡先	電話番号　099－555－555

介護三郎さんは、８月１日に二割負担対象者と判定されたが、保険料を滞納していたため、給付制限となった

居宅サービス計画	(1.) 居宅介護支援事業者作成　　2．被保険者自己作成		
	事業所番号	9 0 7 0 0 0 0 2 2 0	事業所名称 ○○居宅介護支援事業所

開始年月日	平成　　年　　月　　日	中止年月日	平成　　年　　月　　日
中止理由	1.非該当　3.医療機関入院　4.死亡　5.その他　6.介護老人福祉施設入所　7.介護老人保健施設入所　8.介護療養型医療施設入院		

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
身体介護１	1 1 1 1 1 1	2 5 5	1 2	3 0 6 0			
身体介護１・夜	1 1 1 1 1 2	3 1 9	4	1 2 7 6			

給付費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	1 1	訪問介護																					
③サービス実日数	1 6	日					日				日						日						
④計画単位数		4 3 3 6																					
⑤限度額管理対象単位数		4 3 3 6																					
⑥限度額管理対象外単位数		0																			給付率（/100）		
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥		4 3 3 6																			保険	7	0
⑧公費分単位数		0																			公費		
⑨単位数単価	1 0 2 1	円／単位					円／単位				円／単位						円／単位				合計		
⑩保険請求額	3 0 9 8 9																				3 0 9 8 9		
⑪利用者負担額	1 3 2 8 1																				1 3 2 8 1		
⑫公費請求額	0																				0		
⑬公費分本人負担	0																				0		

二割負担対象者であり、給付制限となった場合、給付率は「70」とする

社会福祉法人等による軽減欄

軽減率	%	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者負担額（円）	備考

	枚中		枚目

様式第二（附則第二条関係）

> 記載例２２（案）
> 二割負担対象者が減免の対象者となった場合の請求

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・
夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）・地域密着型通所介護）

公費負担者番号								
公費受給者番号								

平成	2	7	年	1	0	月分

保険者番号	9	0	2	0	2	0

被保険者		
	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 1 1 1
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ｻﾌﾞﾛｳ
	氏名	介護　三郎
	生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和)　0 5 年 0 5 月 0 5 日
	性別	(1. 男)
	要介護状態区分	(要介護 1)・2・3・4・5
	認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から 平成 2 8 年 0 3 月 3 1 日 まで

> 介護三郎さんは、8 月に二割負担対象者と判定されたが、罹災し減免対象（100%給付）となった

請求事業者		
	事業所番号	9 0 7 0 0 0 0 0 2 0
	事業所名称	○○事業所
	所在地	999－9999 ○県□□市△△町 5-5-5
	連絡先	電話番号　099－555－555

居宅サービス計画			
	(1.) 居宅介護支援事業者作成　2．被保険者自己作成		
	事業所番号 9 0 7 0 0 0 0 2 2 0	事業所名称	○○居宅介護支援事業所

開始年月日	平成　　年　　月　　日	中止年月日	平成　　年　　月　　日
中止理由	1.非該当　3.医療機関入院　4.死亡　5.その他　6.介護老人福祉施設入所　7.介護老人保健施設入所　8.介護療養型医療施設入院		

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
身体介護１	1 1 1 1 1 1	2 5 5	1 2	3 0 6 0			
身体介護１・夜	1 1 1 1 1 2	3 1 9	4	1 2 7 6			

給付費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

> 二割負担対象者であり、減免対象者となった場合、給付率は「100」とする
> ※減免給付率は 81～100%の間で保険者が設定する

請求額集計欄

項目					合計
①サービス種類コード／②名称	1 1 訪問介護				
③サービス実日数	1 6 日	日	日		
④計画単位数	4 3 3 6				
⑤限度額管理対象単位数	4 3 3 6				
⑥限度額管理対象外単位数	0				給付率（/100）
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	4 3 3 6				保険 1 0 0
⑧公費分単位数	0				公費
⑨単位数単価	1 0.2 1 円／単位	円／単位	円／単位	円／単位	合計
⑩保険請求額	4 4 2 7 0				4 4 2 7 0
⑪利用者負担額	0				0
⑫公費請求額	0				0
⑬公費分本人負担	0				0

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率　　．　％	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者負担額（円）	備考

	枚中		枚目

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例２３（案）
二割負担対象者がみなしサービスを受けた場合の請求

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	7	年	0	8	月分
保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者		
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 0 1 0	
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾅﾂｺ	
氏名	介護　夏子	
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和)　05年07月07日	性別　1. 男　(2. 女)
要支援状態区分等	事業対象者・(要支援１)・要支援２	
認定有効期間	平成 27年04月01日から	
	平成 28年03月31日まで	

介護夏子さんは、８月１日に二割負担対象者と判定された

求事業者	
事業所番号	9 0 7 0 1 0 0 0 1 0
	○○事業所
	〒 9 9 9 － 9 9 9 9
所在地	○○県□□市△△町 1-1-1
連絡先	電話番号　099－222－2222

介護予防サービス計画				
	(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成			
事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1	事業所名称	●●地域包括支援センター	

開始年月日	平成　年　月　日	中止年月日	平成　年　月　日

事業費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
介護予防訪問介護Ⅰ	A 1 1 1 1 1		1	1 2 2 6			
予防訪問介護初回加算	A 1 4 0 0 1		1	2 0 0			

以下の総合事業サービスについては、二割負担が適用される
・A1：訪問型サービス（みなし）
・A2：訪問型サービス（独自）
・A5：通所型サービス（みなし）
・A6：通所型サービス（独自）

事業費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	A 1	訪問型サービス（みなし）				
③サービス実日数	1 0	日	日	日		
④計画単位数		1 4 2 6				
⑤限度額管理対象単位数		1 4 2 6				
⑥限度額管理対象外単位数		0				給付率（/100）
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥		1 4 2 6				事業　8 0
⑧公費分単位数		0				公費
⑨単位数単価	1 0 2 1	円／単位	円／単位	円／単位	円／単位	合計
⑩事業費請求額	1 1 6 4 7					1 1 6 4 7
⑪利用者負担額	2 9 1 2					2 9 1 2
⑫公費請求額	0					0
⑬公費分本人負担	0					0

二割負担対象者の場合、給付率は「80」とする

みなしサービス及び保険者独自サービスについては、二割負担対象者の場合、介護同様に利用者負担が２割となるよう請求する

	枚中		枚目

様式第二の三（附則第○条関係）

記載例２４（案）
二割負担対象者が保険者独自（定率）サービス、保険者独自（定額）サービスを受けた場合の請求

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

公費負担者番号	
公費受給者番号	

平成	2	7	年	0	8	月分
保険者番号	9	0	1	0	1	0

被保険者		
被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 0 1 0	
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	ｶｲｺﾞ　ﾅﾂｺ	
氏名	介護　夏子	
生年月日	1.明治　2.大正　(3.昭和)　0 5 年 0 7 月 0 7 日	性別　1. 男　(2. 女)
要支援状態区分等	事業対象者・(要支援１)・要支援２	
認定有効期間	平成 2 7 年 0 4 月 0 1 日 から 平成 2 8 年 0 3 月 3 1 日 まで	

事業者	
事業所番号	9 0 A 0 1 0 0 0 1 0
名称	○○事業所
所在地	〒 9 9 9 − 9 9 9 9 ○○県□□市△△町 1-1-1
連絡先	

介護夏子さんは、8月1日に二割負担対象者と判定された

介護予防サービス計画	(3.) 介護予防支援事業者・地域包括支援センター作成		
事業所番号	9 0 0 0 0 1 0 0 0 1	事業所名称	

開始年月日	平成　年　月　日	中止年月日	

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
□□サービス１（高所得）	A 3 □ □ □ □	2 0 0	5	1 0 0 0
◇◇サービス１（高所得）	A 4 ◇ ◇ ◇ ◇	4 0 0	5	2 0 0 0

（参考）明細情報ごとの事業費請求額を求める
明細情報ごとの事業費請求額＝
《《サービス単位数×⑨単位数単価》×給付率》

１行目　□□サービス１（高所得）(A3□□□□)
1,000 単位×10.21 円＝10,210 円
10,210 円×85％＝8,678.5
≒8,678 円
※《》は、囲まれた部分の計算結果の小数点以下を切り捨てることを示す

（参考）明細情報ごとの利用者負担額を求める
明細情報ごとの利用者負担額＝
１回あたりの利用者負担額×回数

２行目　◇◇サービス１（高所得）(A4◇◇◇◇)
414 円×5 回＝2,070 円

保険者が所得段階ごとにサービスコードを設定したい場合、二割負担対象者は所得段階に応じたサービスコードを使用する
（通常受給者用）
□□サービス１　単位数：200 単位　給付率：95％
◇◇サービス１　単位数：400 単位　利用者負担額：207 円
（高所得者用）
□□サービス１（高所得）　単位数：200 単位　給付率：85％
◇◇サービス１（高所得）　単位数：400 単位　利用者負担額：414 円

公費分回数	公費対象単位数	施設所在保険者番号	摘要

請求額集計欄				
①サービス種類コード／②名称	A 3	訪問型サービス（独自／定率）	A 4	訪問型サービス（独自／定額）
③サービス実日数	5 日		5 日	
④計画単位数	1 0 0 0		2 0 0 0	
⑤限度額管理対象単位数	1 0 0 0		2 0 0 0	
⑥限度額管理対象外単位数	0		0	
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	1 0 0 0		2 0 0 0	
⑧公費分単位数	0		0	
⑨単位数単価	1 0.2 1 円／単位		1 0.2 1 円／単位	
⑩事業費請求額	8 6 7 8		1 8 3 5 0	
⑪利用者負担額	1 5 3 2		2 0 7 0	
⑫公費請求額	0		0	
⑬公費分本人負担	0		0	

合計	
事業	2 7 0 2 8
公費	3 6 0 2
	0
	0

二割負担対象者の場合も、保険者独自（定率）サービス、保険者独自（定額）サービスについては、給付率は記載しない

保険者独自（定率）サービス、保険者独自（定額）サービスについては、所得段階に応じたサービスコードを使用して請求する

	枚中		枚目

月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した場合の請求明細書等記載の整理

同月内に、要介護状態区分変更前後の要介護度に応じたサービスを利用しているパターンを整理する。

No		給付管理票	サービス計画費	請求明細書		
		要支援・要介護状態区分等	被保険者欄の要介護状態区分	要介護状態区分（介護給付）	要支援状態区分（予防給付）	要支援状態区分等（総合事業）
		（重い方を対象）※2	（月末時点）	（月末時点）		
1	事業対象者→要支援１	事業対象者	要支援１	－	要支援１	要支援１
2	事業対象者→要支援２	要支援２	要支援２	－	要支援２	要支援２
3	事業対象者→要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N※1	－	事業対象者
4	要支援１→事業対象者	月途中の要支援１→事業対象者への変更はない。				
5	要支援１→要支援２	要支援２	要支援２	－	要支援２	要支援２
6	要支援１→要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N※1	要支援１
7	要支援２→事業対象者	月途中の要支援２→事業対象者への変更はない。				
8	要支援２→要支援１	要支援２	要支援１	－	要支援１	要支援１
9	要支援２→要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N※1	要介護 N※1	要支援２
10	要介護 N※1→事業対象者	月途中の要介護 N→事業対象者への変更はない。				
11	要介護 N※1→要支援１	要介護 N※1	要支援１	要支援１	要支援１	要支援１
12	要介護 N※1→要支援２	要介護 N※1	要支援２	要支援２	要支援２	要支援２

※１　要介護 N は、要介護１～５のいずれかを意味する。

※２　要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。

要介護５　要介護４　要介護３　要介護２　要介護１　要支援２　事業対象者　要支援１

重 ←→ 軽

国保連合会とのインタフェースの変更点について　　Ⅳ-資料5

平成２７年度介護保険制度改正における都道府県、保険者（市町村等）及び事業所のシステム改修の対象範囲である国保連合会とのインタフェースの変更点について、現段階で考えられる事項を整理したので、以下のとおり示す。なお、本資料については、今後、順次、内容を追加して示す予定である。

１．外部インタフェース仕様

区分	インタフェース種類		交換情報識別番号	レイアウト方針	平成２７年５月以降提出分に対する連合会の対応	
					平成２７年３月以前の情報	平成２７年４月以降の情報
全	「事業所番号」、「サービスコード」、「サービス略称」及び「サービス項目名」の項目がある全ての情報	入力情報	－	・「事業所番号（居宅介護支援事業所番号等すべての事業所番号の項目を含む）」及び「サービスコード（サービス種類コード及びサービス項目コードを含む）」の属性を数字から英数に変更する ・「サービス略称」のバイト数を３２から６４に変更する ・「サービス項目名」のバイト数を３４から６４に変更する	・属性が英数であってもエラーとしない	・属性が英数であってもエラーとしない
		出力情報			・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
都道府県	・事業所異動連絡票情報（基本情報） ・事業所訂正連絡票情報（基本情報）		追加なし	・指定／基準該当等事業所区分コードにコード値追加あり	・異動年月日が平成２７年３月３１日以前の情報に新コードが設定されている場合はエラーとする	・異動年月日が平成２７年４月１日以降、必要に応じて新コードを設定する
	・事業所異動連絡票情報（サービス情報） ・事業所訂正連絡票情報（サービス情報）		追加なし	・レイアウト変更あり ・サービス種類コードにコード値追加あり ・体制等状況に関する項目を追加する	・異動年月日が平成２７年３月３１日以前の情報に新コード、新項目が設定されている場合はエラーとする ・異動年月日が平成２７年３月３１日以前の情報の新項目が未設定であってもエラーとしない ・設定している場合は通常のチェックをする	・異動年月日が平成２７年４月１日以降、必要に応じて新コード、新項目を設定する
	・事業所情報更新結果情報（基本情報） ・事業所台帳情報（基本情報）		追加なし	・「事業所異動連絡票情報（基本情報）」の内容に準じる	・左記同様	・左記同様
	・事業所情報更新結果情報（サービス情報） ・事業所台帳情報（サービス情報）		追加なし	・「事業所異動連絡票情報（サービス情報）」の内容に準じる	・左記同様	・左記同様

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成２７年５月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成２７年３月以前の情報	平成２７年４月以降の情報
保険者	・受給者異動連絡票情報 ・受給者情報突合情報	追加なし	・レイアウト変更あり ・要介護状態区分コードのコード値追加あり ・住所地特例対象者区分コード、施設所在保険者番号、住所地特例適用開始年月日及び住所地特例適用終了年月日を追加する ・居住費（新１）負担限度額、居住費（新２）負担限度額及び居住費（新３）負担限度額を追加する ・二割負担対象者に関する項目を追加する	・異動年月日が平成２７年３月３１日以前の情報の新項目が未設定であってもエラーとしない ・設定している場合は通常のチェックをする	・異動年月日が平成２７年４月１日以降、必要に応じて設定する ・二割負担対象者に関する項目については異動年月日が平成２７年８月１日以降、必要に応じて設定する。
	・受給者訂正連絡票情報	追加あり	・受付媒体種別に伝送及び磁気を追加する ・「受給者異動連絡票情報」の内容に準じる	・伝送及び磁気の情報を受付可とする ・左記同様	・伝送及び磁気の情報を受付可とする ・左記同様
	・保険者異動連絡票情報 ・保険者訂正連絡票情報	追加なし	・レイアウト変更あり ・介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月、介護予防・日常生活支援総合事業開始年月を追加する	・異動年月日が平成２７年３月３１日以前の情報の新項目が未設定であってもエラーとしない ・設定している場合は通常のチェックをする	・入力に応じて設定する
	・市町村固有異動連絡票情報 ・市町村固有訂正連絡票情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更あり	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・受給者情報更新結果情報 ・受給者台帳情報（単票） ・受給者台帳情報（一覧表） ・受給者情報突合結果情報	追加なし	・「受給者異動連絡票情報」の内容に準じる	・左記同様	・左記同様
	・保険者情報更新結果情報 ・保険者台帳情報	追加なし	・「保険者異動連絡票情報」の内容に準じる	・左記同様	・左記同様
	・市町村固有情報更新結果情報 ・市町村固有情報	追加なし	・「市町村固有異動連絡票情報」の内容に準じる	・左記同様	・左記同様
	・介護給付費過誤申立書情報 ・介護給付費再審査申立書情報（保険者分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・過誤申立事由コード及び再審査申立事由コードを追加、内容変更する	・追加されたコードが設定されている場合もエラーとしない	・追加されたコードが設定されている場合もエラーとしない

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成２７年５月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成２７年３月以前の情報	平成２７年４月以降の情報
保険者	・介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分） ・介護給付費過誤決定通知書情報（公費負担者分） ・介護給付費再審査決定通知書情報（保険者分） ・介護給付費再審査決定通知書情報（公費負担者分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・過誤申立事由コード及び再審査申立事由コードを追加、内容変更する ・過誤申立事由のバイト数を２８から５６に変更する ・再審査申立事由のバイト数を２４から４８に変更する	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・介護給付費払込請求書 ・介護給付費払込請求書（公費負担者分） ・介護給付費等請求額通知書 ・介護給付費等請求額通知書（公費負担者分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・項コードを変更する	・市町村特別給付費の場合は「05」を設定する ・特定入所者介護サービス等費の場合は「06」を設定する	・市町村特別給付費の場合は「06」を設定する ・特定入所者介護サービス等費の場合は「07」を設定する
	・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報	追加あり	・新規追加	・対象なし（異動年月日が平成２７年３月３１日以前の情報はエラーとする）	・入力に応じて設定する
	・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報更新結果情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報	追加あり	・「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」の内容に準じる	・左記同様	・左記同様
	・高額介護サービス費給付対象者一覧表情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更なし ・備考の出力内容に変更あり	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更なし ・世帯所得区分コード、所得区分コードのコード値に追加あり	・新コードが設定されている場合はエラーとする	平成２７年７月以前 ・新コードが設定されている場合はエラーとする 平成２７年８月以降 ・必要に応じて新コードを設定する
	・共同処理用受給者情報更新結果情報（高額介護サービス費支給処理情報） ・共同処理用受給者情報（高額介護サービス費支給処理情報）	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更なし ・世帯所得区分コード、所得区分コードのコード値に追加あり	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成２７年５月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成２７年３月以前の情報	平成２７年４月以降の情報
保険者	・給付管理票情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更あり ・指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別コードにコード値追加あり ・要介護状態区分コードにコード値追加あり	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報（保険者分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・入力に応じて設定する
	・介護予防・日常生活支援総合事業過誤決定通知書情報（保険者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業過誤決定通知書情報（公費負担者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業再審査決定通知書情報（保険者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業再審査決定通知書情報（公費負担者分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成２７年５月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成２７年３月以前の情報	平成２７年４月以降の情報
保険者	・介護予防・日常生活支援総合事業費資格照合表情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料払込請求書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払手数料払込請求書情報（公費負担者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報（公費負担者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費払込請求書情報（公費負担者分） ・介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者別一覧表情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費払込請求書情報	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
	・保険者向け給付管理情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更あり ・指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別コードにコード値追加あり ・要介護状態区分コードにコード値追加あり	・介護給付費の情報のみ出力する	・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
	・居宅介護（支援）給付費償還明細書情報	追加なし	・様式第二について、平成２７年４月以降提供分より明細情報（住所地特例）レコードを追加する	・対象なし（返戻とする）	・新レイアウトの審査を行う

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成２７年５月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成２７年３月以前の情報	平成２７年４月以降の情報
保険者	・介護予防サービス給付費償還明細書情報	追加なし	・様式第二の二について、平成２７年４月以降提供分より明細情報（住所地特例）レコードを追加する	・対象なし（返戻とする）	・新レイアウトの審査を行う
	・保険者保有給付実績情報 ・保険者保有給付実績更新結果情報	追加あり	・様式第二及び様式第二の二について、平成２７年４月以降提供分より明細情報（住所地特例）レコードを追加する	・対象なし（返戻とする）	・新レイアウトの審査を行う
	・国保連合会保有給付実績情報	追加あり	・様式第二及び様式第二の二について、平成２７年４月以降提供分より明細情報（住所地特例）レコードを追加する ・介護予防・日常生活支援総合事業費を出力する	・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）の情報を出力する	・介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）及び介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
	・被保険者証作成情報 ・被保険者証作成一覧表情報 ・被保険者証作成情報エラーリスト情報 ・第１号被保険者保険料徴収情報エラーリスト情報 ・第１号被保険者保険料徴収情報 ・保険料納付通知書等作成一覧表（普通徴収者）情報 ・保険料納付通知書等作成一覧表（特別徴収者）情報	追加なし	・平成２７年６月以降、当該インタフェースを廃止する	・入力に応じて設定する	平成２７年５月以前 ・入力に応じて設定する 平成２７年６月以降 ・当該インタフェースを廃止する
	・介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書情報	追加あり	・新規追加	・対象なし	・毎年１月に前年分の情報を纏めて受け取る
	・介護予防ケアマネジメント負担金払込請求書情報 ・介護予防ケアマネジメント負担金調整額通知書情報	追加あり	・新規追加	・対象なし	・毎年２月に負担金の情報を出力する。

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成２７年５月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成２７年３月以前の情報	平成２７年４月以降の情報
サービス事業所	・介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	追加あり	・新規追加	・対象なし（返戻とする）	・新様式の審査を行う
	・介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書情報	追加あり	・新規追加	・対象なし（返戻とする）	・新様式の審査を行う
	・居宅介護（支援）給付費請求明細書情報	追加なし	・様式第二について、平成２７年４月以降提供分より明細情報（住所地特例）レコードを追加する	・対象なし（返戻とする）	・新レイアウトの審査を行う
	・介護予防サービス給付費請求明細書情報	追加なし	・様式第二の二について、平成２７年４月以降提供分より明細情報（住所地特例）レコードを追加する	・対象なし（返戻とする）	・新レイアウトの審査を行う
	・介護給付費再審査申立書情報（事業所分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・再審査申立事由コードを追加、内容変更する	・追加されたコードが設定されている場合もエラーとしない	・追加されたコードが設定されている場合もエラーとしない
	・介護給付費過誤決定通知書情報（事業所分） ・介護給付費再審査決定通知書情報（事業所分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・過誤申立事由コード及び再審査申立事由コードを追加、内容変更する ・過誤申立事由のバイト数を２８から５６に変更する ・再審査申立事由のバイト数を２４から４８に変更する	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	~~・介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報（事業所分）~~	~~追加あり~~	~~・新規追加~~	~~・対象なし~~	~~・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する~~
	・主治医意見書作成料請求書情報	追加あり	・新規追加	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業審査増減単位数通知書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表情報	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
	・介護給付費等支払決定額通知書情報	追加なし	・レイアウト変更なし	・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）を出力	・介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）及び介護予防・日常生活支援総合事業費を出力する ・介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）及び介護予防・日常生活支援総合事業費は合算して表示する

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成２７年５月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成２７年３月以前の情報	平成２７年４月以降の情報
サービス事業所	・介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（事業所分） ・介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（事業所分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
居宅介護支援事業所	・介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	追加あり	・新規追加	・対象なし（返戻とする）	・新様式の審査を行う
	・介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書情報（介護予防ケアマネジメント費）	追加あり	・新規追加	・対象なし（返戻とする）	・新様式の審査を行う
	・介護給付費過誤決定通知書情報（事業所分）	追加なし	・レイアウト変更なし ・過誤申立事由コードを追加、内容変更する ・過誤申立事由のバイト数を２８から５６に変更する	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・給付管理票情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更あり ・指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別コードにコード値追加あり ・要介護状態区分コードにコード値追加あり	・入力に応じて設定する	・入力に応じて設定する
	・介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表情報	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	平成２７年５月以降提出分に対する連合会の対応	
				平成２７年３月以前の情報	平成２７年４月以降の情報
居宅介護支援事業所	・介護給付費等支払決定額通知書情報	追加なし	・レイアウト変更なし	・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）を出力する	・介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）及び介護予防・日常生活支援総合事業費を出力する ・介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）及び介護予防・日常生活支援総合事業費は合算して表示する
	・介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書情報 ・介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（事業所分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
生活保護単独受給者	・公費負担者向け給付管理票情報	追加なし	・レイアウト変更なし ・項目名称変更あり ・指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別コードにコード値追加あり ・要介護状態区分コードにコード値追加あり	・介護給付費の情報のみ出力する	・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
	・介護予防・日常生活支援総合事業費資格照合表情報（公費負担者分）	追加あり	・新規追加	・対象なし	・介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する
	・国保連合会保有給付実績情報	追加あり	・様式第二及び様式第二の二について、平成２７年４月以降提供分より明細情報（住所地特例）レコードを追加する ・介護予防・日常生活支援総合事業費を出力する	・介護給付費の情報を出力する	・介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の情報を出力する

英数化対応のため属性を「数字」→「英数」に変更した項目（事業所番号等）については、「数字」属性の省略ルールを踏襲する整理とします

２．インタフェース項目

変更する主なインタフェース項目を抜粋して以下に示す。変更箇所は、太字・下線・網掛けにて示す。

【インタフェース仕様書　共通編】

（1）インタフェース仕様

※以下は「1．2．1　交換情報の仕様の（3）　レコードフォーマット」より抜粋しています

①　伝送

各レコードはCSV形式で作成する。

・コントロールレコードフォーマット

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
1	レコード種別	数字	1	コントロールレコードを示す１を設定
2	レコード番号（連番）	数字	9	ファイル内の先頭レコードからの連番（１から始まる通番）を設定 マルチボリュームファイルの場合、マルチボリューム全体での通番となる
3	ボリューム通番	数字	3	ボリュームに対して付与する番号 ボリュームにまたがらない単独のファイルの場合は０を設定 マルチボリュームファイルの場合は先頭ボリュームからの連番（１から始まる通番）を設定
4	レコード件数	数字	9	データレコードの件数を設定（コントロールレコードおよびエンドレコードの件数は加算しない） マルチボリュームファイルの場合、分割されたそれぞれのファイル内でのデータレコード件数を設定する
5	データ種別	英数	3	「1.6 データ種別一覧」参照（P.43）
6	福祉事務所特定番号	数字	2	送付元または送付先が福祉事務所の場合は１２（法別番号）を設定、福祉事務所以外の場合は０を設定する
7	保険者番号	英数	6	送付元または送付先が保険者の場合は保険者番号、福祉事務所の場合は福祉事務所番号を設定、保険者（福祉事務所）以外の場合は０を設定する
8	事業所番号	**英数**	１０	送付元または送付先が事業所の場合は事業所番号を設定、事業所以外の場合は０を設定**、または設定を省略**する（※）
9	都道府県番号	数字	2	送付元または送付先が都道府県の場合は都道府県番号を設定、都道府県以外の場合は０を設定
１０	媒体区分	英数	1	１（伝送）を設定
１１	処理対象年月	数字	6	データの処理対象年月を設定する（注１） （例）２０００年４月の場合、２００００４を設定する
１２	ファイル管理番号	数字	6	マルチボリュームファイルの場合にのみ意味を持つ 作成するファイル単位に一意な値を設定（分割された複数のファイルは全て同じ管理番号となる）
１３	ブランク	英数	2	改行（16 進ｺｰﾄﾞ…0x0D0A）を設定

※事業所番号について

事業所番号の省略については「1.5.1（6）「事業所番号」欄（P.42）」を参照のこと。

・データレコードフォーマット

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
1	レコード種別	数字	1	データレコードを示す 2 を設定
2	レコード番号（連番）	数字	9	ファイル内の先頭レコードからの連番（１から始まる通番）を設定 マルチボリュームファイルの場合、マルチボリューム全体での通番となる
3	データ			交換情報ごとに、CSV 形式でデータを設定 設定する内容は、各交換情報の「項目説明」を参照
4	ブランク	英数	2	改行（16 進ｺｰﾄﾞ…0x0D0A）を設定

・エンドレコードフォーマット

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
1	レコード種別	数字	1	エンドレコードを示す３を設定
2	レコード番号（連番）	数字	9	ファイル内の先頭レコードからの連番（１から始まる通番）を設定 マルチボリュームファイルの場合、マルチボリューム全体での通番となる
3	ブランク	英数	2	改行（16 進ｺｰﾄﾞ…0x0D0A）を設定

※以下は「１．２．１　交換情報の仕様 （7） 特記事項」より抜粋しています

① CSV 形式ファイル

：

・各レコードには「改行コード」および漢字（２バイトコード）を除き、１６進ｺｰﾄﾞ…０ｘ００～０ｘ１Ｆの文字を使用しない。
・項目の入力を省略する場合は、データを省略して「カンマ」を連続させる。
・全ての桁に意味のある項目の場合は、内容に含まれるスペース、ゼロ等を省略しない。

（2）表記方法

※以下は「１．３．２　項目説明の表記について　（1）項目説明の内容」より抜粋しています

①　項番

：

③　属性

：

※6　数字属性の項目にゼロが設定されているとき、特に断りがない場合は、マイナス値を取り得る項目については数値ゼロが入力されているものと見なし、マイナス値をとり得ない項目については値の入力が省略されているものと見なす。**（平成 27 年 4 月以降に数字から英数属性に変更された項目も同様にみなす）**

例：

項目名	入力値
単位数（点数）	0（数値ゼロ）
日数	0（数値ゼロ）
金額	0（数値ゼロ）
年月日	省略
区分	省略
番号	省略

また、CSV形式の場合、設定値の全桁が”0”であるときは、その設定長に関わらず上記入力値の判定に従う。**（平成 27 年 4 月以降に数字から英数属性に変更された項目も同様にみなす）**

例：　項目長＝6バイトの「金額」項目については、以下の設定値は全て数値ゼロが設定されているものと見なす。

“0”、”000”、“000000”

項目長＝6バイトの「年月」項目については、以下の設定値は全て入力が省略されているものと見なす。**（平成 27 年 4 月以降に数字から英数属性に変更された項目も同様にみなす）**

“0”、”000”、“000000”

※以下は「１．３．２　項目説明の表記について　（2）データ設定例」より抜粋しています

以下の交換情報のデータレコードにデータを設定する例を示す。

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	必須入力	備考	設定値例
1	A（文字列）	英数	5	○		
2	B（数値）	数字	6	○		1542
3	C（漢字文字列）	漢字	8	○		介護
4	D（年月日）	数字	8	○		2000年4月1日
5	E（中間にスペースを含む文字列）	英数	4	○		XY Z
6	F（ゼロ）	数字	6			0
7	G（スペースのみ）	英数	6			
8	H（先頭にスペースを含む文字列）	英数	5			KLM
9	I（数値…金額等）	数字	6			987,654円

（レコード番号（連番）＝123とする。）

①ＣＳＶ形式の場合

以下のデータを設定する。（設定例1、設定例2の何れも同じ結果となる。）

・設定例1

位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
設定値	2	,	1	2	3	,	A	B	C	D	,	1	5	4	2	,	″	介	護							″	,	2	0	0	0	0	4	0	1	,	″	X	Y		

位置	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
設定値	Z	″	,	0	,	,	″		K	L	M	″	,	9	8	7	6	5	4	改行コード	

・設定例2

位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
設定値	2	,	0	0	0	0	0	1	2	3	,	A	B	C	D		,	0	0	1	5	4	2	,	″	介	護							″	,	2	0	0	0	

位置	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
設定値	0	4	0	1	,	″	X	Y		Z	″	,	0	,	,	″		K	L	M		″	,	9	8	7	6	5	4	改行コード	

事業所番号等、属性が数字から英数に変更となった項目について、カンマ連続、“0”、全桁“0”及び全桁スペースが設定されている場合は、値の入力が省略されているものとみなす。

※以下は「1．5　留意事項　」より抜粋しています

１．５　留意事項

１．５．１　項目設定共通事項

（１）　「年月日」欄

・年月日を西暦年4桁、月2桁、日2桁の半角数字で表す。
・月、日が1桁の場合は、それぞれ直前に“0”を付加して2桁にする。

（例）
２０００年 ４月 １日 の場合は、“20000401”を設定する。

（２）　「年月」欄

・年月を西暦年4桁、月2桁の半角数字で表す。
・月が1桁の場合は、直前に“0”を付加して2桁にする。

（例）
２０００年 ４月 の場合は、“200004”を設定する。

（３）　「単位数単価」欄

・単位数の単価を整数部2桁、小数部2桁の半角数字で表す。

（例）
５．６円 の場合は、“0560”を設定する。

（４）　「訪問介護員数（常勤換算後の人数）」欄

・訪問介護員数（常勤換算後の人数）を整数部３桁、小数部１桁の半角数字で表す。

（例）
１０．５人 の場合は、“0105”もしくは“105”を設定する。

（５）　「軽減率」欄

・利用者負担分に対する軽減率を整数部３桁、小数部１桁で表す。

（例）
２５％軽減の場合は“0250”もしくは、　“250”を設定する。

（６）「事業所番号」欄

・カンマ連続、“0”、全桁“0”及び全桁スペースが設定されている場合は、値の入力が省略されているものとみなす。

（７）「電話番号」欄、「ＦＡＸ番号」欄

・１～１２桁以内の全角文字以外で設定する。
・編集形式は問わない。
（“-（ハイフン）”、“/”、“(”、“)”のみ編集可能。“-（長音）”は不可。）

（3）　コード一覧

項番	コード名称		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
５	媒体区分コード	保険者等	数字	１	1:伝送　2:MO　~~3:MT~~　4:FD　（5:紙） ※CD-R の場合は「4:FD」を設定
		事業所	数字	１	1:伝送（ISDN）　2:MO　~~3:MT~~　4:FD　（5:紙） 7:伝送（インターネット） ※CD-R の場合は「4:FD」を設定
１４	要介護状態区分コード		数字	２	01:非該当 06:事業対象者 11:要支援（経過的要介護） 12:要支援１　13:要支援２ 21:要介護１　22:要介護２　23:要介護３ 24:要介護４　25:要介護５
１５	居宅サービス計画作成区分コード		数字	１	居宅介護支援事業所作成、自己作成、又は、介護予防支援事業所・地域包括支援センター作成の区分 1:居宅介護支援事業所作成 2:自己作成 3:介護予防支援事業所・地域包括支援センター作成
２１	世帯所得区分コード		数字	１	世帯の所得区分コード 1:一般 2:市町村民税世帯非課税者等 3:生活保護 4:現役並み所得相当
２２	所得区分コード		数字	１	個人の所得区分コード 1:一般 2:市町村民税非課税者等 3:生活保護 4:現役並み所得相当
２４	事業所番号		英数	１０	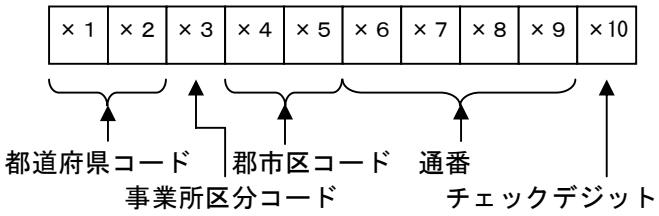 ※事業所区分コードのみを英数とし、これ以外は数字とする。なお、英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。 ※チェックデジットは、モジュラス１０ウェイト２－１分割方式を独自に拡張したものとする。具体的には、英字を数字に読み替え、A=10、B=11、C=12、D=13、E=14、F=15、・・・Z=32 とし、モジュラス１０ウェイト２－１分割方式で算出する。これにより、E=14 に 2 を乗じると 28 になるが、この場合 2+8=10 として計算すること（「1」+「0」とせず、また、「0」としないこと）。

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
２６	指定／基準該当等事業所区分コード	数字	１	1:指定事業所 2:基準該当事業所 3:相当サービス事業所（地域密着型事業所も含む） 4:その他 5:地域密着型事業所 6:混在型事業所Ⅰ 7:混在型事業所Ⅱ 8:介護予防・日常生活支援総合事業事業所**（経過措置）** **9:介護予防・日常生活支援総合事業事業所**
２７	法人等種別コード	数字	２	01:社会福祉法人（社協以外） 02:社会福祉法人（社協） 03:医療法人 04:**社団・財団** 05:営利法人 06:非営利法人（ＮＰＯ） 07:農協 08:生協 09:その他法人 10:地方公共団体（都道府県） 11:地方公共団体（市町村） 12:地方公共団体（広域連合・一部事務組合等） 13:非法人 99:その他

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	
２９	サービス種類コード	英数	２	介護（介護予防）サービス・地域密着型サービス	11:訪問介護 12:訪問入浴介護 13:訪問看護 14:訪問リハビリテーション 15:通所介護 16:通所リハビリテーション 17:福祉用具貸与 21:短期入所生活介護 22:短期入所療養介護（介護老人保健施設） 23:短期入所療養介護（介護療養型医療施設等） 24:介護予防短期入所生活介護 25:介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設） 26:介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等) 27:特定施設入居者生活介護（短期利用型） 28:地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 31:居宅療養管理指導 32:認知症対応型共同生活介護 33:特定施設入居者生活介護 34:介護予防居宅療養管理指導 35:介護予防特定施設入居者生活介護 36:地域密着型特定施設入居者生活介護 37:介護予防認知症対応型共同生活介護 38:認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 39:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 41:特定福祉用具販売 42:住宅改修 43:居宅介護支援 44:特定介護予防福祉用具販売 45:介護予防住宅改修 46:介護予防支援 51:介護老人福祉施設サービス 52:介護老人保健施設サービス 53:介護療養型医療施設サービス 54:地域密着型介護老人福祉施設 59:特定入所者介護サービス等 61:介護予防訪問介護 62:介護予防訪問入浴介護 63:介護予防訪問看護 64:介護予防訪問リハビリテーション 65:介護予防通所介護 66:介護予防通所リハビリテーション 67:介護予防福祉用具貸与 **68:小規模多機能型居宅介護（短期利用型）** **69:介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）** 71:夜間対応型訪問介護 72:認知症対応型通所介護 73:小規模多機能型居宅介護 74:介護予防認知症対応型通所介護 75:介護予防小規模多機能型居宅介護

平成27年4月からサービス種類追加。連合会に請求できるのは平成27年7月請求分からとなる
（資料Ｉ-5参照）

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	
２９	サービス種類コード 平成 27 年 4 月から名称変更 平成 28 年 4 月から追加される予定 平成 27 年 4 月からサービス種類追加。連合会に請求できるのは平成 27 年 7 月請求分からとなる（資料Ｉ-5 参照） 介護予防・日常生活支援総合事業は、新たなサービス種類コードで対応する ※保険者ごとに、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）を終了する年月日を管理する	英数	２		76:定期巡回・随時対応型訪問介護看護 77:複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 78:地域密着型通所介護 79:複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 81:市町村特別給付
				介護予防・日常生活支援総合事業サービス（経過措置）	40:ケアマネジメント 47:生活支援サービス（配食） 48:生活支援サービス（見守り） 49:生活支援サービス（その他） 82:訪問型予防サービス 83:通所型予防サービス 84:介護予防訪問入浴介護 85:介護予防訪問看護 86:介護予防訪問リハビリテーション 87:介護予防通所リハビリテーション 88:介護予防福祉用具貸与 89:介護予防短期入所生活介護 90:介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設） 91:介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等） 92:介護予防居宅療養管理指導 93:介護予防特定施設入居者生活介護 94:介護予防認知症対応型通所介護 95:介護予防小規模多機能型居宅介護 96:介護予防認知症対応型共同生活介護 97:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）
				介護予防・日常生活支援総合事業サービス	A1:訪問型サービス（みなし） A2:訪問型サービス（独自） A3:訪問型サービス（独自／定率） A4:訪問型サービス（独自／定額） A5:通所型サービス（みなし） A6:通所型サービス（独自） A7:通所型サービス（独自／定率） A8:通所型サービス（独自／定額） A9:その他の生活支援サービス（配食／定率） AA:その他の生活支援サービス（配食／定額） AB:その他の生活支援サービス（見守り／定率） AC:その他の生活支援サービス（見守り／定額） AD:その他の生活支援サービス（その他／定率） AE:その他の生活支援サービス（その他／定額） AF:介護予防ケアマネジメント ※「みなし」: 総合事業のみなし指定 ※「独自」: 市町村が独自にサービスを設定するもの ※「定率」: 利用者負担が定率のもの ※「定額」: 利用者負担が定額のもの

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
３０	サービスコード	**英数**	６	×１ ×２ ×３ ×４ ×５ ×６ ←サービス項目コード サービス種類コード **※サービス種類コード及びサービス項目コードの全てを英数とする。なお、英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。**

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="6">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="24">４１</td><td rowspan="24">施設等の区分コード</td><td rowspan="24">英数</td><td rowspan="24">１</td><td rowspan="2">サービス種類</td><td colspan="5">内容</td></tr>
<tr><td>平成 15 年3月以前</td><td>平成 15 年 4 月以降</td><td>平成 17 年 10 月以降</td><td>平成 18 年 4 月以降</td><td>平成 18 年 7 月以降</td></tr>
<tr><td>訪問介護※１</td><td></td><td colspan="4">1:身体介護
2:生活援助
3:通院等乗降介助</td></tr>
<tr><td rowspan="4">訪問看護</td><td colspan="5">平成 24 年 3 月以前</td></tr>
<tr><td colspan="5">1:訪問看護ステーション
2:病院または診療所</td></tr>
<tr><td colspan="5">平成 24 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="5">1:訪問看護ステーション
2:病院または診療所
3:定期巡回・随時対応サービス連携</td></tr>
<tr><td>訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ※１</td><td></td><td colspan="4">1:病院または診療所
2:介護老人保健施設</td></tr>
<tr><td rowspan="6">通所介護</td><td colspan="2">平成 18 年 3 月以前</td><td colspan="3">平成 18 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:単独型
2:併設型</td><td colspan="3">3:小規模型事業所
4:通常規模型事業所
5:療養通所介護事業所</td></tr>
<tr><td colspan="5">平成 21 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="5">3:小規模型事業所
4:通常規模型事業所
5:療養通所介護事業所
6:大規模型事業所（Ⅰ）
7:大規模型事業所（Ⅱ）</td></tr>
<tr><td colspan="5"><u>平成 28 年 4 月以降</u></td></tr>
<tr><td colspan="5"><u>4:通常規模型事業所
6:大規模型事業所（Ⅰ）
7:大規模型事業所（Ⅱ）</u></td></tr>
<tr><td rowspan="4">通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ</td><td colspan="2">平成 21 年 3 月以前</td><td colspan="3">平成 21 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:通常の医療機関
2:小規模診療所
3:介護老人保健施設</td><td colspan="3">4:通常規模の事業所
5:大規模の事業所（Ⅰ）
6:大規模の事業所（Ⅱ）</td></tr>
<tr><td colspan="5">平成 24 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="5">4:通常規模の事業所(病院・診療所)
5:大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所)
6:大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所)
7:通常規模の事業所(介護老人保健施設)
8:大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設)
9:大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="9">４１</td><td rowspan="9">施設等の区分コード</td><td rowspan="9">英数</td><td rowspan="9">１</td><td rowspan="4">短期入所生活介護</td><td>平成 15 年 3 月以前</td><td>平成 15 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td>1:単独型
2:併設型・空床型</td><td>1:単独型
2:併設型・空床型
3:単独型小規模生活単位型※１
4:併設型・空床型小規模生活単位型※１</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 17 年 10 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:単独型
2:併設型・空床型
3:単独型ユニット型※１
4:併設型・空床型ユニット型※１</td></tr>
<tr><td rowspan="3">短期入所療養介護
（老健）</td><td>平成 17 年 10 月以前</td><td>平成 17 年 10 月以降</td></tr>
<tr><td>1:介護老人保健施設</td><td>1:介護老人保健施設
2:ユニット型介護老人保健施設※６</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 20 年 5 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:介護老人保健施設（Ⅰ）
2:ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）
5:介護老人保健施設（Ⅱ）
6:ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）
7:介護老人保健施設（Ⅲ）
8:ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">短期入所療養介護
（診療所等）</td><td>平成 15 年 3 月以前</td><td>平成 15 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td>1:病院療養型
2:診療所療養型
3:認知症疾患型
4:基準適合診療所型
5:介護力強化型※２</td><td>1:病院療養型
2:診療所療養型
3:認知症疾患型
4:基準適合診療所型</td></tr>
<tr><td>平成 17 年 10 月以降</td><td>平成 18 年 7 月以降</td></tr>
<tr><td>1:病院療養型
2:診療所療養型
3:認知症疾患型
4:基準適合診療所型
6:ユニット型病院療養型※６
7:ユニット型診療所療養型※６
8:ユニット型認知症疾患型※６</td><td>1:病院療養型
2:診療所療養型
3:認知症疾患型
4:基準適合診療所型
6:ユニット型病院療養型※６
7:ユニット型診療所療養型※６
8:ユニット型認知症疾患型※６
A:病院経過型
B:認知症経過型</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="10">４１</td><td rowspan="10">施設等の区分コード</td><td rowspan="10">英数</td><td rowspan="10">１</td><td rowspan="2"></td><td>平成 20 年 5 月以降</td><td>平成 21 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td>1:病院療養型
2:診療所療養型
3:認知症疾患型
4:基準適合診療所型
6:ユニット型病院療養型※６
7:ユニット型診療所療養型※６
8:ユニット型認知症疾患型※６
A:病院経過型
B:認知症経過型
C:ユニット型病院経過型</td><td>1:病院療養型
2:診療所型
3:認知症疾患型
6:ユニット型病院療養型※６
7:ユニット型診療所型※６
8:ユニット型認知症疾患型※６
A:病院経過型
B:認知症経過型
C:ユニット型病院経過型</td></tr>
<tr><td rowspan="8">特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）</td><td>平成 18 年 3 月以前</td><td>平成 18 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td>1:有料老人ホーム
2:軽費老人ホーム</td><td>1:有料老人ホーム
2:軽費老人ホーム
3:養護老人ホーム
4:高齢者専用賃貸住宅</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 21 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:有料老人ホーム（介護専用型）
2:軽費老人ホーム（介護専用型）
3:養護老人ホーム（介護専用型）
4:高齢者専用賃貸住宅（介護専用型）
5:有料老人ホーム（混合型）
6:軽費老人ホーム（混合型）
7:養護老人ホーム（混合型）
8:高齢者専用賃貸住宅（混合型）</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 24 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:有料老人ホーム（介護専用型）
2:軽費老人ホーム（介護専用型）
3:養護老人ホーム（介護専用型）
5:有料老人ホーム（混合型）
6:軽費老人ホーム（混合型）
7:養護老人ホーム（混合型）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="10">４１</td><td rowspan="10">施設等の区分コード</td><td rowspan="10">英数</td><td rowspan="10">１</td><td rowspan="4">介護老人福祉施設
サービス</td><td>平成 15 年 3 月以前</td><td>平成 15 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td>1:介護福祉施設
2:小規模介護福祉施設</td><td>1:介護福祉施設
2:小規模介護福祉施設
3:小規模生活単位型介護福祉施設※１
4:小規模生活単位型小規模介護福祉施設※１</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 17 年 10 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:介護福祉施設
2:小規模介護福祉施設
3:ユニット型介護福祉施設※１
4:ユニット型小規模介護福祉施設※１</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護老人保健施設
サービス</td><td>平成 17 年 9 月以前</td><td>平成 17 年 10 月以降</td></tr>
<tr><td></td><td>1:介護老人保健施設※６
2:ユニット型介護老人保健施設※６</td></tr>
<tr><td>平成 18 年 4 月以降</td><td>平成 20 年 5 月以降</td></tr>
<tr><td>1:介護保健施設※６
2:ユニット型介護保健施設※６
3:小規模介護保健施設
4:ユニット型小規模介護保健施設</td><td>1:介護保健施設（Ⅰ）
2:ユニット型介護保健施設（Ⅰ）
5:介護保健施設（Ⅱ）
6:ユニット型介護保健施設（Ⅱ）
7:介護保健施設（Ⅲ）
8:ユニット型介護保健施設（Ⅲ）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護療養型医療施設
サービス</td><td>平成 15 年 3 月以前</td><td>平成 15 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td>1:療養型
2:診療所型
3:認知症疾患型
4:介護力強化型※２</td><td>1:療養型
2:診療所型
3:認知症疾患型</td></tr>
<tr><td>平成 17 年 10 月以降</td><td>平成 18 年 7 月以降</td></tr>
<tr><td>1:病院療養型
2:診療所型
3:認知症疾患型
6:ユニット型病院療養型※６
7:ユニット型診療所型※６
8:ユニット型認知症疾患型※６</td><td>1:病院療養型
2:診療所型
3:認知症疾患型
6:ユニット型病院療養型※６
7:ユニット型診療所型※６
8:ユニット型認知症疾患型※６
A:病院経過型
B:認知症経過型</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="12">４１</td><td rowspan="12">施設等の区分コード</td><td rowspan="12">英数</td><td rowspan="12">１</td><td rowspan="2">介護療養型医療施設サービス</td><td colspan="2">平成 20 年 5 月以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:病院療養型
2:診療所型
3:認知症疾患型
6:ユニット型病院療養型※６
7:ユニット型診療所型※６
8:ユニット型認知症疾患型※６
A:病院経過型
B:認知症経過型
C:ユニット型病院経過型</td></tr>
<tr><td colspan="3">以下は平成 18 年 4 月以降設定</td></tr>
<tr><td>介護予防訪問看護</td><td colspan="2">1:訪問看護ステーション
2:病院または診療所</td></tr>
<tr><td>介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ</td><td colspan="2">1:病院または診療所
2:介護老人保健施設</td></tr>
<tr><td>介護予防短期入所生活介護</td><td colspan="2">1:単独型
2:併設型・空床型
3:単独型ユニット型
4:併設型・空床型ユニット型</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護予防短期入所療養介護（老健）</td><td>平成 18 年 4 月以降</td><td>平成 20 年 5 月以降</td></tr>
<tr><td>1:介護老人保健施設
2:ユニット型介護老人保健施設</td><td>1:介護老人保健施設（Ⅰ）
2:ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）
5:介護老人保健施設（Ⅱ）
6:ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）
7:介護老人保健施設（Ⅲ）
8:ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護予防短期入所療養介護（診療所等）</td><td>平成 18 年 4 月以降</td><td>平成 18 年 7 月以降</td></tr>
<tr><td>1:病院療養型
2:診療所療養型
3:認知症疾患型
4:基準適合診療所型
6:ユニット型病院療養型
7:ユニット型診療所療養型
8:ユニット型認知症疾患型</td><td>1:病院療養型
2:診療所療養型
3:認知症疾患型
4:基準適合診療所型
6:ユニット型病院療養型
7:ユニット型診療所療養型
8:ユニット型認知症疾患型
A:病院経過型
B:認知症経過型</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">４１</td><td rowspan="6">施設等の区分コード</td><td rowspan="6">英数</td><td rowspan="6">１</td><td rowspan="2">介護予防短期入所療養介護（診療所等）</td><td>平成 20 年 5 月以降</td><td>平成 21 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td>1:病院療養型
2:診療所療養型
3:認知症疾患型
4:基準適合診療所型
6:ユニット型病院療養型
7:ユニット型診療所療養型
8:ユニット型認知症疾患型
A:病院経過型
B:認知症経過型
C:ユニット型病院経過型</td><td>1:病院療養型
2:診療所型
3:認知症疾患型
6:ユニット型病院療養型
7:ユニット型診療所型
8:ユニット型認知症疾患型
A:病院経過型
B:認知症経過型
C:ユニット型病院経過型</td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護予防特定施設入居者生活介護</td><td>平成 24 年 3 月以前</td><td>平成 24 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td>1:有料老人ホーム
2:軽費老人ホーム
3:養護老人ホーム
4:高齢者専用賃貸住宅</td><td>1:有料老人ホーム
2:軽費老人ホーム
3:養護老人ホーム</td></tr>
<tr><td>夜間対応型訪問介護</td><td colspan="2">1:Ⅰ型
2:Ⅱ型</td></tr>
<tr><td>認知症対応型通所介護</td><td colspan="2">1:単独型
2:併設型
3:グループホーム等活用型</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="9">４１</td><td rowspan="9">施設等の区分コード</td><td rowspan="9">英数</td><td rowspan="9">１</td><td rowspan="6">地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）</td><td>平成 18 年 4 月以降</td><td>平成 20 年 5 月以降</td></tr>
<tr><td>1:有料老人ホーム
2:軽費老人ホーム
3:養護老人ホーム
4:高齢者専用賃貸住宅</td><td>1:有料老人ホーム
2:軽費老人ホーム
3:養護老人ホーム
4:高齢者専用賃貸住宅
5:サテライト型有料老人ホーム
6:サテライト型軽費老人ホーム
7:サテライト型養護老人ホーム
8:サテライト型高齢者専用賃貸住宅</td></tr>
<tr><td>平成 24 年 4 月以降</td><td>平成 27 年 4 月以降</td></tr>
<tr><td>1:有料老人ホーム
2:軽費老人ホーム
5:サテライト型有料老人ホーム
6:サテライト型軽費老人ホーム</td><td>1:有料老人ホーム
2:軽費老人ホーム
3:養護老人ホーム
5:サテライト型有料老人ホーム
6:サテライト型軽費老人ホーム
7:サテライト型養護老人ホーム</td></tr>
<tr><td>地域密着型介護老人福祉施設</td><td colspan="2">1:地域密着型介護老人福祉施設
2:サテライト型地域密着型介護老人福祉施設
3:ユニット型地域密着型介護老人福祉施設
4:サテライト型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設</td></tr>
<tr><td>介護予防認知症対応型通所介護</td><td colspan="2">1:単独型
2:併設型
3:グループホーム等活用型</td></tr>
<tr><td colspan="3">以下は平成 24 年 4 月以降設定</td></tr>
<tr><td>特定施設入居者生活介護(短期利用型)</td><td colspan="2">1:有料老人ホーム（介護専用型）
2:軽費老人ホーム（介護専用型）
5:有料老人ホーム（混合型）
6:軽費老人ホーム（混合型）</td></tr>
</table>

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	
４１	施設等の区分コード	英数	1	介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	1:病院または診療所 2:介護老人保健施設
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1:一体型 2:連携型
				小規模多機能型居宅介護（短期利用型以外）	1:小規模多機能型居宅介護事業所 2:サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所
				小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1:小規模多機能型居宅介護事業所 2:サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所
				認知症対応型共同生活介護（短期利用型以外）	1:Ⅰ型 2:Ⅱ型
				認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	1:Ⅰ型 2:Ⅱ型
				地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)	1:有料老人ホーム 2:軽費老人ホーム 5:サテライト型有料老人ホーム 6:サテライト型軽費老人ホーム
				介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用型以外)	1:介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2:サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
				介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1:介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2:サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
				介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型以外)	1:Ⅰ型 2:Ⅱ型
				介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	1:Ⅰ型 2:Ⅱ型
				以下は平成28年4月以降設定	
				地域密着型通所介護（平成28年4月1日～）	1:地域密着型通所介護事業所 2:療養通所介護事業所

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
４２	人員配置区分コード	数字	１	

サービス種類および施設等の区分	内容			
	平成15年3月以前	平成15年4月以降	平成17年10月以降	平成18年4月以降
通所介護	1:認知症型 2:一般型			なし
短期入所生活介護	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 3:Ⅲ型		なし	
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	平成17年9月以前		平成17年10月以降	
	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型		なし	
	平成24年4月以降			
通常型	1:従来型 2:在宅強化型			
療養型	1:療養型 2:療養強化型			
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	平成15年3月以前		平成15年4月以降	
病院療養型	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 3:Ⅲ型　4:Ⅳ型		2:Ⅰ型　3:Ⅱ型 4:Ⅲ型	
診療所療養型	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型		1:Ⅰ型　2:Ⅱ型	
認知症疾患型	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 3:Ⅲ型　4:Ⅳ型		1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 3:Ⅲ型	
介護力強化型※２	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 3:Ⅲ型　4:Ⅳ型			
	平成18年4月以降		平成20年5月以降	
病院療養型	2:Ⅰ型　3:Ⅱ型　4:Ⅲ型			
診療所療養型	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型			
認知症疾患型	5:Ⅰ型　6:Ⅱ型　7:Ⅲ型　8:Ⅳ型 9:Ⅴ型			
ユニット型認知症疾患型	5:Ⅰ型　6:Ⅱ型			
病院経過型			2:Ⅰ型　3:Ⅱ型	
	平成27年4月以降			
病院療養型	2:Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5:Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 6:Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 3:Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7:Ⅱ型（療養機能強化型） 4:Ⅲ型			
診療所型	1:Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3:Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 4:Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 2:Ⅱ型			
認知症疾患型	5:Ⅰ型　6:Ⅱ型　7:Ⅲ型　8:Ⅳ型 9:Ⅴ型			
ユニット型病院療養型	1:療養機能強化型以外 2:療養機能強化型Ａ 3:療養機能強化型Ｂ			

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容			
４２	人員配置区分コード	数字	１	**ユニット型診療所型**		**1:療養機能強化型以外 2:療養機能強化型Ａ 3:療養機能強化型Ｂ**	
				ユニット型認知症疾患型		5:Ⅰ型　6:Ⅱ型	
				病院経過型		2:Ⅰ型　3:Ⅱ型	
				介護老人福祉施設**サービス**		平成17年9月以前	平成17年10月以降
				介護福祉施設 小規模介護福祉施設		1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 3:Ⅲ型	なし
				介護老人保健施設**サービス**		平成17年9月以前	平成17年10月以降
						1:Ⅰ型　2:Ⅱ型	なし
						平成24年4月以降	
					通常型	1:従来型 2:在宅強化型	
					療養型	1:療養型 2:療養強化型	
				介護療養型医療施設**サービス**		平成15年3月以前	平成15年4月以降
					病院療養型	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 3:Ⅲ型　4:Ⅳ型	2:Ⅰ型　3:Ⅱ型 4:Ⅲ型
					診療所型	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型
					認知症疾患型	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 3:Ⅲ型　4:Ⅳ型	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 3:Ⅲ型
					介護力強化型※２	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 3:Ⅲ型　4:Ⅳ型	
						平成18年4月以降	平成20年5月以降
					病院療養型	2:Ⅰ型　3:Ⅱ型　4:Ⅲ型	
					診療所型	1:Ⅰ型　2:Ⅱ型	
					認知症疾患型	5:Ⅰ型　6:Ⅱ型　7:Ⅲ型　8:Ⅳ型 9:Ⅴ型	
					ユニット型認知症疾患型	5:Ⅰ型　6:Ⅱ型	
					病院経過型		2:Ⅰ型　3:Ⅱ型
						平成27年4月以降	
					病院療養型	**2:Ⅰ型（療養機能強化型以外） 5:Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 6:Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 3:Ⅱ型（療養機能強化型以外） 7:Ⅱ型（療養機能強化型） 4:Ⅲ型**	
					診療所型	**1:Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3:Ⅰ型（療養機能強化型Ａ） 4:Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ） 2:Ⅱ型**	

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
４２	人員配置区分コード	数字	１	認知症疾患型：5:Ⅰ型　6:Ⅱ型　7:Ⅲ型　8:Ⅳ型　9:Ⅴ型 **ユニット型病院療養型：1:療養機能強化型以外　2:療養機能強化型Ａ　3:療養機能強化型Ｂ** **ユニット型診療所型：1:療養機能強化型以外　2:療養機能強化型Ａ　3:療養機能強化型Ｂ** ユニット型認知症疾患型：5:Ⅰ型　6:Ⅱ型 病院経過型：2:Ⅰ型　3:Ⅱ型 以下は平成 18 年 4 月以降設定 特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）：平成 18 年 4 月以降／平成 24 年 4 月以降 有料老人ホーム：1:一般型　2:外部サービス利用型 軽費老人ホーム：1:一般型　2:外部サービス利用型 養護老人ホーム：2:外部サービス利用型 高齢者専用賃貸住宅：1:一般型　2:外部サービス利用型 **平成 27 年 4 月以降** **有料老人ホーム　軽費老人ホーム　養護老人ホーム：1:一般型　2:外部サービス利用型** 介護予防短期入所療養介護（**介護療養施設等**）：平成 18 年 4 月以降／平成 20 年 5 月以降 病院療養型：2:Ⅰ型　3:Ⅱ型　4:Ⅲ型 診療所療養型：1:Ⅰ型　2:Ⅱ型 認知症疾患型：5:Ⅰ型　6:Ⅱ型　8:Ⅳ型　9:Ⅴ型　7:Ⅲ型 ユニット型認知症疾患型：5:Ⅰ型　6:Ⅱ型 病院経過型：2:Ⅰ型　3:Ⅱ型 **平成 27 年 4 月以降** **病院療養型：2:Ⅰ型（療養機能強化型以外）　5:Ⅰ型（療養機能強化型Ａ）　6:Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ）　3:Ⅱ型（療養機能強化型以外）　7:Ⅱ型（療養機能強化型）　4:Ⅲ型** **診療所型：1:Ⅰ型（療養機能強化型以外）　3:Ⅰ型（療養機能強化型Ａ）　4:Ⅰ型（療養機能強化型Ｂ）　2:Ⅱ型**

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
４２	人員配置区分コード	数字	１	認知症疾患型：5:Ⅰ型　6:Ⅱ型　7:Ⅲ型　8:Ⅳ型　9:Ⅴ型 **ユニット型病院療養型**：**1:療養機能強化型以外　2:療養機能強化型Ａ　3:療養機能強化型Ｂ** **ユニット型診療所型**：**1:療養機能強化型以外　2:療養機能強化型Ａ　3:療養機能強化型Ｂ** ユニット型認知症疾患型：5:Ⅰ型　6:Ⅱ型 病院経過型：2:Ⅰ型　3:Ⅱ型 介護予防特定施設入居者生活介護：平成 18 年 4 月以降／平成 24 年 4 月以降 有料老人ホーム：1:一般型　2:外部サービス利用型 軽費老人ホーム：1:一般型　2:外部サービス利用型 養護老人ホーム：2:外部サービス利用型 高齢者専用賃貸住宅：1:一般型　2:外部サービス利用型 **平成 27 年 4 月以降** **有料老人ホーム**／**軽費老人ホーム**／**養護老人ホーム**：**1:一般型　2:外部サービス利用型** 地域密着型介護老人福祉施設：1:経過的施設以外　2:経過的施設 以下は平成 24 年 4 月以降設定 介護予防短期入所療養介護**（介護保健施設）** 通常型：1:従来型　2:在宅強化型 療養型：1:療養型　2:療養強化型
４３	地域区分	数字	１	1:１級地　2:４級地　3:５級地　4:６級地　5:その他　6:２級地　7:３級地　~~**8:5級地の2**~~　9:**7**級地~~**の2**~~
７６	重症皮膚潰瘍**管理指導**の有無	数字	１	1:無し　2:有り

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="4">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="7">８０</td><td rowspan="7">請求情報区分コード</td><td rowspan="7">数字</td><td rowspan="7">２</td><td>情報名</td><td>保険・公費等区分コード</td><td>法別番号</td><td>内容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護給付費請求書情報</td><td>保険請求</td><td>“０”固定</td><td rowspan="2">01:居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス
02:居宅介護支援・介護予防支援</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公費請求</td><td>12:生活保護</td></tr>
<tr><td>12 以外</td><td>“０”固定</td></tr>
<tr><td>介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求書情報</td><td>保険請求</td><td>“０”固定</td><td>03：予防サービス費・生活支援サービス費
04：ケアマネジメント費</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報</td><td>保険請求</td><td>“０”固定</td><td rowspan="2">05：訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費
06：介護予防ケアマネジメント費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公費請求</td><td>12:生活保護</td></tr>
<tr><td>12 以外</td><td>“０”固定</td></tr>
<tr><td>８９</td><td>給付管理票種別区分コード</td><td>数字</td><td>１</td><td colspan="4">1:訪問通所サービス給付管理票
2:短期入所サービス給付管理票
3:居宅サービス・介護予防サービス・総合事業区分給付管理票</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">９１</td><td rowspan="3">項コード</td><td rowspan="3">数字</td><td rowspan="3">２</td><td>平成18年
3月以前</td><td>01:介護サービス等諸費
02:支援サービス等諸費
04:高額介護サービス等費
05:市町村特別給付費
06:特定入所者介護サービス等費</td></tr>
<tr><td>平成18年
4月以降</td><td>01:介護サービス等諸費
02:介護予防サービス等諸費
04:高額介護サービス等費
05:市町村特別給付費
06:特定入所者介護サービス等費</td></tr>
<tr><td>平成27年
5月以降</td><td>01:介護サービス等諸費
02:介護予防サービス等諸費
04:高額介護サービス等費
06:市町村特別給付費
07:特定入所者介護サービス等費</td></tr>
<tr><td>101</td><td>再審査申立事由コード</td><td>英数</td><td>4</td><td>申立理由番号</td><td>01：固定単位数に誤りがある場合
02：計算に誤りがある場合
03：給付内容に疑義がある場合
04：審査内容に疑義がある場合
05：重複して請求されている場合
06：適正化（その他）による場合
07：適正化（ケアプラン点検）による場合
08：適正化（介護給付費通知）による場合
09：適正化（医療突合）による場合
10：適正化（縦覧点検）による場合
11：適正化（給付実績を活用した情報提供）による場合
51：給付管理票の修正（※４）
99：その他の再審査請求</td></tr>
</table>

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	
102	過誤申立事由コード 取下げ	英数	4	申立理由番号	01:台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整 02:請求誤りによる実績取り下げ 09:時効による保険者申立の取下げ 11:台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整 12:請求誤りによる実績取り下げ（同月） 21:台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整 29:時効による公費負担者申立の取下げ 32:給付管理票取消による実績の取下げ（※５） 42:適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ 43:適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ 44:適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ 45:適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ 46:適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ 47:適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ 49:適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4A:適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4B:適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4C:適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4D:適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4E:適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 52:適正化（その他）による公費負担者申立の過誤 53:適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ 54:適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ 55:適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ 56:適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ 57:適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td>102</td><td>過誤申立事由コード</td><td>英数</td><td>4</td><td>申立理由番号</td><td colspan="2">59:適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5A:適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5B:適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5C:適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5D:適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
5E:適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月）
62:不正請求による実績取り下げ
69:不正請求による実績取り下げ（同月）
90:その他の事由による台帳過誤
99:その他の事由による実績の取り下げ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">123</td><td rowspan="2">特定事業所加算（訪問介護）の有無</td><td rowspan="2">数字</td><td rowspan="2">1</td><td colspan="2">平成27年3月以前</td><td>平成27年4月以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ　4:加算Ⅲ</td><td>1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ　4:加算Ⅲ　5:加算Ⅳ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">132</td><td rowspan="3">特定事業所加算(居宅介護支援）の有無</td><td rowspan="3">数字</td><td rowspan="3">1</td><td colspan="2">平成21年3月以前</td><td>平成21年4月以降</td></tr>
<tr><td colspan="2">1:無し　2:有り</td><td>1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ</td></tr>
<tr><td colspan="3">平成27年4月以降
1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ　4:加算Ⅲ</td></tr>
<tr><td>142</td><td>認知症ケア加算の有無</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td rowspan="6">143</td><td rowspan="6">個別機能訓練体制の有無</td><td rowspan="6">数字</td><td rowspan="6">1</td><td>サービス種類</td><td colspan="2">届出内容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通所介護</td><td>平成21年3月以前</td><td>1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td>平成21年4月以降</td><td>1:無し　2:加算Ⅰ
3:加算Ⅱ</td></tr>
<tr><td>平成24年4月以降</td><td>1:無し　3:加算Ⅰ
4:加算Ⅱ</td></tr>
<tr><td>地域密着型通所介護（平成28年4月1日～）</td><td>平成28年4月以降</td><td>1:無し　2:加算Ⅰ
3:加算Ⅱ</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td colspan="2">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td>144</td><td>ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制(理学療法Ⅰ）の有無</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td>145</td><td>ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制(理学療法Ⅱ）の有無</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td>146</td><td>ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制(作業療法）の有無</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td>147</td><td>ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制(言語聴覚療法）の有無</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td>148</td><td>ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制(その他）の有無</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td>149</td><td>指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別コード</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:指定サービス　2:基準該当サービス
3:相当サービス　4:その他　　5:地域密着型サービス
6:総合事業</td></tr>
</table>

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容		
					サービス種類	届出内容
157	サービス提供体制強化加算	数字	1	平成27年3月以前	訪問入浴介護 訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	1:無し 2:有り
					訪問看護	1:無し 2:イ及びロの場合 3:ハの場合
					通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 介護予防通所介護 介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	1:無し 2:加算Ⅰ 3:加算Ⅱ
					上記以外	1:無し 2:加算Ⅰ 3:加算Ⅱ 4:加算Ⅲ
				平成27年4月以降	訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 介護予防訪問看護 介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	1:無し 2:有り
					訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	1:無し 3:加算Ⅰイ 2:加算Ⅰロ
					訪問看護	1:無し 2:イ及びロの場合 3:ハの場合
					通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 介護予防通所介護 介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	1:無し 4:加算Ⅰイ 2:加算Ⅰロ 3:加算Ⅱ
					夜間対応型訪問介護	1:無し 4:加算Ⅰイ 2:加算Ⅰロ 5:加算Ⅱイ 3:加算Ⅱロ
					特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)	1:無し 2:加算Ⅰイ 3:加算Ⅰロ 4:加算Ⅱ 5:加算Ⅲ

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容		
157	サービス提供体制強化加算	数字	1		上記以外	1:無し 5:加算Ⅰイ 2:加算Ⅰロ 3:加算Ⅱ 4:加算Ⅲ
				平成28年4月以降	訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 介護予防訪問看護 介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ	1:無し 2:有り
					訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	1:無し 3:加算Ⅰイ 2:加算Ⅰロ
					訪問看護	1:無し 2:イ及びロの場合 3:ハの場合
					通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 介護予防通所介護 介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	1:無し 4:加算Ⅰイ 2:加算Ⅰロ 3:加算Ⅱ
					夜間対応型訪問介護	1:無し 4:加算Ⅰイ 2:加算Ⅰロ 5:加算Ⅱイ 3:加算Ⅱロ
					特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護(短期利用型) 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)	1:無し 2:加算Ⅰイ 3:加算Ⅰロ 4:加算Ⅱ 5:加算Ⅲ
					通所介護	1:無し 5:加算Ⅰイ 2:加算Ⅰロ 3:加算Ⅱ
					地域密着型通所介護	1:無し 2:加算Ⅰイ 3:加算Ⅰロ 4:加算Ⅱ 5:加算Ⅲ
					上記以外	1:無し 5:加算Ⅰイ 2:加算Ⅰロ 3:加算Ⅱ 4:加算Ⅲ

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">158</td><td rowspan="3">認知症短期集中リハビリテーション実施加算</td><td rowspan="3">数字</td><td rowspan="3">1</td><td>平成27年3月以前</td><td colspan="2">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成27年4月以降</td><td>サービス種類</td><td>届出内容</td></tr>
<tr><td>通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ</td><td>1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ</td></tr>
<tr><td>介護療養型医療施設サービス</td><td>1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td>159</td><td>若年性認知症利用者(入所者・患者）受入加算</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td rowspan="2">160</td><td rowspan="2">看護体制加算</td><td rowspan="2">数字</td><td rowspan="2">1</td><td>平成27年3月以前</td><td colspan="2">平成27年4月以降</td></tr>
<tr><td>1:無し　2:有り</td><td colspan="2">1:無し　2:加算Ⅰ
3:加算Ⅱ</td></tr>
<tr><td>161</td><td>夜勤職員配置加算</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td>164</td><td>認知症専門ケア加算</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">166</td><td rowspan="2">看護職員配置加算</td><td rowspan="2">数字</td><td rowspan="2">1</td><td>平成27年3月以前</td><td colspan="2">平成27年4月以降</td></tr>
<tr><td>1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ</td><td colspan="2">1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ　4:加算Ⅲ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">169</td><td rowspan="2">サービス提供体制強化加算（空床型）</td><td rowspan="2">数字</td><td rowspan="2">1</td><td>平成27年3月以前</td><td colspan="2">平成27年4月以降</td></tr>
<tr><td>1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ　4:加算Ⅲ</td><td colspan="2">1:無し　5:加算Ⅰイ
2:加算Ⅰロ　3:加算Ⅱ
4:加算Ⅲ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">171</td><td rowspan="2">定期巡回・随時対応サービスに関する状況</td><td rowspan="2">数字</td><td rowspan="2">1</td><td>平成27年3月以前</td><td colspan="2">平成27年4月以降</td></tr>
<tr><td>1:無し　2:有り</td><td colspan="2">1:定期巡回の指定を受けていない
2:定期巡回の指定を受けている
3:定期巡回の整備計画がある</td></tr>
<tr><td>172</td><td>サービス提供責任者体制の減算</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:有り</td></tr>
<tr><td>173</td><td>同一建物（集合住宅）に居住する利用者の減算の有無</td><td>数字</td><td>1</td><td colspan="3">1:無し　2:有り</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項番</th><th>コード名称</th><th>属性</th><th>ﾊﾞｲﾄ数</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="5">177</td><td rowspan="5">介護職員処遇改善加算</td><td rowspan="5">数字</td><td rowspan="5">1</td><td>平成 27 年 3 月以前</td><td>1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ　4:加算Ⅲ</td></tr>
<tr><td>平成 27 年 4 月以降</td><td>1:無し　5:加算Ⅰ　2:加算Ⅱ　3:加算Ⅲ　4:加算Ⅳ</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成28年4月以降</td></tr>
<tr><td>地域密着型通所介護（平成 28 年 4 月 1 日～）</td><td>1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ　4:加算Ⅲ　5:加算Ⅳ</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>1:無し　5:加算Ⅰ　2:加算Ⅱ　3:加算Ⅲ　4:加算Ⅳ</td></tr>
<tr><td>186</td><td>過誤申立事由コード
（介護予防･日常生活支援総合事業（経過措置））</td><td>英数</td><td>4</td><td>申立理由番号</td><td>02:請求誤りによる実績取り下げ
09:時効による保険者申立の取下げ
12:請求誤りによる実績取り下げ（同月）
42:適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ
43:適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ
44:適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ
45:適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ
46:適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ
47:適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ
49:適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4A:適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4B:適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4C:適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4D:適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
4E:適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ（同月）
99:その他の事由による実績の取り下げ</td></tr>
</table>

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
187	款コード （介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置））	数字	２	05:地域支援事業費
188	項コード （介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置））	数字	２	01:介護予防日常生活支援総合事業費
189	目コード （介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置））	数字	２	01:要支援者向け事業費 02:二次予防向け事業費
190	住所地特例対象者区分コード	数字	１	1:非該当　2:該当
191	施設所在保険者番号	数字	６	住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号
192	再審査申立事由コード （介護予防・日常生活支援総合事業）	英数	４	×１ ×２ ×３ ×４ 申立対象項目番号（×１×２） 申立理由番号（×３×４） 申立対象項目番号： 01：給付管理票修正（※４） ~~10:サービス種類コードおよびサービス項目コードで示すサービス~~ 申立理由番号： ~~01：固定単位数に誤りがある場合~~ ~~02：計算に誤りがある場合~~ ~~03：給付内容に疑義がある場合~~ ~~04：審査内容に疑義がある場合~~ ~~05：重複して請求されている場合~~ ~~06：適正化（その他）による場合~~ ~~07：適正化（ケアプラン点検）による場合~~ ~~08：適正化（介護給付費通知）による場合~~ ~~09：適正化（医療突合）による場合~~ ~~10：適正化（縦覧点検）による場合~~ ~~11：適正化（給付実績を活用した情報提供）による場合~~ 51：給付管理票の修正（※４） ~~99：その他の再審査請求~~

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	
193	過誤申立事由コード（介護予防･日常生活支援総合事業）	英数	4	×1 ×2 ×3 ×4 様式番号 申立理由番号	
				様式番号	10：介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費） 20：介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）
				申立理由番号	01:台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整 02:請求誤りによる実績取り下げ 09:時効による保険者申立の取下げ 11:台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整 12:請求誤りによる実績取り下げ（同月） 21:台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整 29:時効による公費負担者申立の取下げ 32:給付管理票取消による実績の取下げ（※５） 42:適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ 43:適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ 44:適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ 45:適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ 46:適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ 47:適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ 49:適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4A:適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4B:適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4C:適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4D:適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ（同月） 4E:適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ（同月）

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	
193	過誤申立事由コード （介護予防・日常生活支援総合事業）	英数	4	申立理由番号	52:適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ 53:適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ 54:適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ 55:適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ 56:適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ 57:適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ 59:適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 5A:適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 5B:適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 5C:適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 5D:適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 5E:適正化（給付実績を活用した情報提供）による公費負担者申立の過誤取下げ（同月） 62:不正請求による実績取り下げ 69:不正請求による実績取り下げ（同月） 90:その他の事由による台帳過誤 99:その他の事由による実績の取り下げ
194	款コード （介護予防・日常生活支援総合事業）	数字	2	05:地域支援事業費	
195	項コード （介護予防・日常生活支援総合事業）	数字	2	01:介護予防生活支援サービス事業費	
196	目コード （介護予防・日常生活支援総合事業）	数字	2	01:介護予防生活支援サービス事業費 02:介護予防ケアマネジメント事業費	
197	意見書作成料種別	数字	1	1:在宅　2:施設	
198	意見書作成料申請種別	数字	1	1:新規　2:継続	
199	事業対象者実施区分	数字	1	1:実施不可　2:実施可	
200	短期集中リハビリテーション実施加算	数字	1	1:無し　2:有り	
201	短期集中個別リハビリテーション実施加算	数字	1	1:無し　2:有り	
202	リハビリテーションマネジメント加算	数字	1	1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ	
203	社会参加支援加算	数字	1	1:無し　2:有り	
~~204~~	~~同一建物に居住する利用者の有無~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:有り~~	

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
~~205~~	~~医療機関連携加算~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:有り~~
204	中重度者ケア体制加算	数字	1	1:無し　2:有り
205	個別送迎体制強化加算	数字	1	1:無し　2:有り
206	入浴介助体制強化加算	数字	1	1:無し　2:有り
~~209~~	~~理学療法士等体制強化加算~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:有り~~
207	生活行為向上リハビリテーション実施加算	数字	1	1:無し　2:有り
~~211~~	~~生活行為向上リハビリテーション後の継続減算~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:有り~~
~~212~~	~~重度療養管理加算~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:有り~~
208	医療連携強化加算	数字	1	1:無し　2:有り
~~214~~	~~緊急短期入所受入加算~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:有り~~
209	特定事業所集中減算	数字	1	1:無し　2:有り
~~216~~	~~経口移行加算~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:有り~~
~~217~~	~~経口維持加算~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ~~
~~218~~	~~口腔衛生管理体制加算~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:有り~~
~~219~~	~~口腔衛生管理加算~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:有り~~
210	認知症加算	数字	1	1:無し　2:有り
211	総合マネジメント体制強化加算	数字	1	1:無し　2:有り
212	看護体制強化加算	数字	1	1:無し　2:有り
213	訪問看護体制強化加算	数字	1	1:無し　2:有り
214	看取り連携体制加算	数字	1	1:無し　2:有り
215	訪問体制強化加算	数字	1	1:無し　2:有り
216	夜間支援体制加算	数字	1	1:無し　2:加算Ⅰ　3:加算Ⅱ
217	選択的サービス複数実施加算	数字	1	1:無し　2:有り
218	訪問看護体制減算	数字	1	1:無し　2:有り
~~229~~	~~障害者等支援加算~~	~~数字~~	~~1~~	~~1:無し　2:有り~~

※４　再審査決定通知書にのみ表示（設定）される。
※５　過誤決定通知書にのみ表示（設定）される。

（4）データ種別一覧

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
1	111：保険者向け給付実績情報	1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 **1118**	国保連合会保有給付実績情報
2	112：保険者向け給付管理票情報	1121 1122	保険者向け給付管理票情報
3	113：保険者保有給付実績情報	1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 **1138**	保険者保有給付実績情報
4	114：保険者保有給付実績更新結果情報	1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 **1148**	保険者保有給付実績更新結果情報
5	121：介護給付費資格照合表情報	1211	介護給付費資格照合表情報
6	122：介護予防・日常生活支援総合事業費**（経過措置）**資格照合表情報	1221	介護予防・日常生活支援総合事業費**（経過措置）**資格照合表情報
7	**123：介護予防・日常生活支援総合事業費資格照合表情報**	**1231**	**介護予防・日常生活支援総合事業費資格照合表情報**
8	151：介護給付費等請求額通知書情報	1511	介護給付費等請求額通知書情報
9	152：介護予防・日常生活支援総合事業費**（経過措置）**請求額通知書情報	1521	介護予防・日常生活支援総合事業費**（経過措置）**請求額通知書情報
１０	**153：介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報**	**1531**	**介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報**
１１	161：介護給付費等審査決定請求明細表情報	1611	介護給付費等審査決定請求明細表情報
１２	162：介護予防・日常生活支援総合事業費**（経過措置）**審査決定請求明細表情報	1621	介護予防・日常生活支援総合事業費**（経過措置）**審査決定請求明細表情報
１３	**163：介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報**	**1631**	**介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報**
１４	171：介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）	1711	介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）
１５	172：介護給付費再審査決定通知書情報（保険者分）	1721	介護給付費再審査決定通知書情報（保険者分）

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
１６	173：介護給付費過誤申立書情報	1731	介護給付費過誤申立書情報
１７	174：介護給付費再審査申立書情報（保険者分）	1741 1742	介護給付費再審査申立書情報（保険者分）
１８	175：介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤決定通知書情報（保険者分）	1751	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤決定通知書情報（保険者分）
１９	176：介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤申立書情報	1761	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤申立書情報
２０	177：介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（保険者分）	1771	介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（保険者分）
２１	178：介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（保険者分）	1781	介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（保険者分）
２２	179：介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書情報	1791	介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書情報
~~２３~~	~~17A：介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報~~	~~17A1~~	~~介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報~~
２３	181：介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書情報	1811	介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書情報
２４	183：介護予防ケアマネジメント負担金調整額通知書情報	1831	介護予防ケアマネジメント負担金調整額通知書情報
２５	211：償還連絡票情報	2111	償還連絡票情報
		2131	居宅介護（支援）給付費償還明細書情報
		2141 2142 2143	居宅介護（支援）給付費償還明細書情報
		2151 2152 2153 2155	居宅介護（支援）給付費償還明細書情報
		2161 2162 2163 2164	居宅介護（支援）給付費償還明細書情報
		2171 2173 2175 2177	居宅介護（支援）給付費償還明細書情報
		2181 2182 2183	施設介護給付費償還明細書情報
		2191 2192 2193 2194 2195	施設介護給付費償還明細書情報

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
２５	211：償還連絡票情報	21A1 21A2 21A3	施設介護給付費償還明細書情報
		21B1 21B2 21B4	居宅介護（支援）サービス計画費償還明細書情報
		21C1	福祉用具販売費償還明細書情報
		21D1	住宅改修費償還明細書情報
		2132	介護予防サービス給付費償還明細書情報
		2144	介護予防サービス給付費償還明細書情報
		2154 2156	介護予防サービス給付費償還明細書情報
		2165	介護予防サービス給付費償還明細書情報
		2172 2174 2176	介護予防サービス給付費償還明細書情報
		21B3 21B5	介護予防支援給付費償還明細書情報
		21C2	介護予防福祉用具販売費償還明細書情報
		21D2	介護予防住宅改修費償還明細書情報
２６	221：償還払支給決定者一覧表情報	2211	償還払支給決定者一覧表情報
２７	222：償還払不支給決定者一覧表情報	2221	償還払不支給決定者一覧表情報
２８	223：償還払支給（不支給）決定通知書情報	2232	償還払支給（不支給）決定通知書情報
２９	231：振込依頼書（償還）情報	2311	振込依頼書（償還）情報
３０	311：要介護認定期限到来者一覧表情報	3111	要介護認定期限到来者一覧表情報
３１	312：要介護認定・要支援認定有効期間終了のお知らせ情報	3121	要介護認定・要支援認定有効期間終了のお知らせ情報
３２	313：要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書情報	3131	要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書情報
３３	321：介護給付費通知一覧表情報	3211	介護給付費通知一覧表情報
３４	322：介護給付費通知書	3222	介護給付費通知書
３５	331：高額介護サービス費給付対象者一覧表情報	3311	高額介護サービス費給付対象者一覧表情報
３６	332：高額介護サービス費給付のお知らせ情報	3322	高額介護サービス費給付のお知らせ情報
３７	333：高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書情報	3331	高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書情報
３８	341：高額介護サービス費給付判定結果情報	3411	高額介護サービス費給付判定結果情報

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
３９	351：高額介護サービス費支給（不支給）決定者一覧表情報	3511	高額介護サービス費支給（不支給）決定者一覧表情報
４０	352：高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書情報	3522	高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書情報
４１	361：振込依頼書（高額）情報	3611	振込依頼書（高額）情報
４２	391：振込データ情報	3911	振込データ情報
４３	393：振込者一覧表情報	3931	振込者一覧表情報
４４	394：振込不能者一覧表情報	3941	振込不能者一覧表情報
４５	3A1：主治医意見書料支払一覧表情報	3A11	主治医意見書料支払一覧表情報
４６	3A2：主治医意見書料支払一覧表情報	3A21	主治医意見書料支払一覧表情報
４７	3B1：認定調査委託料支払一覧表情報	3B11	認定調査委託料支払一覧表情報
４８	411：被保険者証作成情報	4111	被保険者証作成情報（共通部）
		4122	被保険者証作成情報（明細部）
４９	421：被保険者証作成一覧表情報	4211	被保険者証作成一覧表情報
５０	431：被保険者証作成情報エラーリスト情報	4311	被保険者証作成情報エラーリスト情報
５１	432：第１号被保険者保険料徴収情報エラーリスト情報	4321	第１号被保険者保険料徴収情報エラーリスト情報
５２	441：第１号被保険者保険料徴収情報	4411	第１号被保険者保険料徴収情報（共通部）
		4421	第１号被保険者保険料徴収情報（明細部）
５３	451：保険料納付通知書等作成一覧表（普通徴収者）情報	4511	保険料納付通知書等作成一覧表（普通徴収者）情報
５４	452：保険料納付通知書等作成一覧表（特別徴収者）情報	4521	保険料納付通知書等作成一覧表（特別徴収者）情報
５５	521：事業所異動連絡票情報	5112	事業所異動連絡票情報（基本情報）
		5213	事業所異動連絡票情報（ｻｰﾋﾞｽ情報）
		5215	事業所異動連絡票情報（介護支援専門員情報）
５６	523：事業所情報更新結果情報	5132	事業所情報更新結果情報（基本情報）
		5233	事業所情報更新結果情報（サービス情報）
		5235	事業所情報更新結果情報（介護支援専門員情報）
５７	524：事業所台帳情報	5142	事業所台帳情報（基本情報）
		5243	事業所台帳情報（サービス情報）
		5245	事業所台帳情報（介護支援専門員情報）
５８	531：受給者異動連絡票情報	5311	受給者異動連絡票情報
５９	**532：受給者訂正連絡票情報**	**5321**	**受給者訂正連絡票情報**
６０	533：受給者情報更新結果情報	5331	受給者情報更新結果情報
６１	534：受給者台帳情報	5341	受給者台帳情報（単票）
		5342	受給者台帳情報（一覧表）

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
６２	536：受給者情報突合情報	5361	受給者情報突合情報
６３	537：受給者情報突合結果情報	5371	受給者情報突合結果情報
６４	541：保険者異動連絡票情報	5411	保険者異動連絡票情報
		5611	広域連合異動連絡票情報 （行政区異動連絡票情報）
６５	543：保険者情報更新結果情報	5431	保険者情報更新結果情報
		5631	広域連合情報更新結果情報 （行政区情報更新結果情報）
６６	544：保険者台帳情報	5441	保険者台帳情報
		5641	広域連合情報（行政区情報）
６７	551：市町村固有異動連絡票情報	5511	市町村固有異動連絡票情報
６８	553：市町村固有情報更新結果情報	5531	市町村固有情報更新結果情報
６９	554：市町村固有情報	5541	市町村固有情報
７０	5A1：共同処理用保険者異動連絡票情報	5A11	共同処理用保険者異動連絡票情報（基本情報）
		5B11	共同処理用保険者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）
７１	5A3：共同処理用保険者情報更新結果情報	5A31	共同処理用保険者情報更新結果情報（基本情報）
		5B31	共同処理用保険者情報更新結果情報（償還払給付額管理処理情報）
７２	5A4：共同処理用保険者情報	5A41	共同処理用保険者情報（基本情報）
		5B41	共同処理用保険者情報（償還払給付額管理処理情報）
７３	5C1：共同処理用受給者異動連絡票情報	5C11	共同処理用受給者異動連絡票情報（基本情報）
		5D11	共同処理用受給者異動連絡票情報（償還払給付額管理処理情報）
		5E11	共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）
７４	5C3：共同処理用受給者情報更新結果情報	5C31	共同処理用受給者情報更新結果情報（基本情報）
		5D31	共同処理用受給者情報更新結果情報（償還払給付額管理処理情報）
		5E31	共同処理用受給者情報更新結果情報（高額介護サービス費支給処理情報）
７５	5C4：共同処理用受給者情報	5C41	共同処理用受給者情報（基本情報）
		5D41	共同処理用受給者情報（償還払給付額管理処理情報）
		5E41	共同処理用受給者情報（高額介護サービス費支給処理情報）
７６	5F1：地域密着型サービスコード異動連絡票情報	5F11	地域密着型サービスコード異動連絡票情報
７７	5F3：地域密着型サービスコード更新結果情報	5F31	地域密着型サービスコード更新結果情報
７８	5F4：地域密着型サービスコード情報	5F41	地域密着型サービスコード情報
７９	5G1：介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード異動連絡票情報	5G11	介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード異動連絡票情報

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
８０	5G3：介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード更新結果情報	5G31	介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード更新結果情報
８１	5G4：介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード情報	5G41	介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスコード情報
８２	5H1：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報	5H11	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報
８３	5H2：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報	5H21	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報
８４	5H3：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード更新結果情報	5H31	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード更新結果情報
８５	5H4：介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報	5H41	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報
８６	631：介護給付費等請求額通知書情報（公費負担者分）	6311	介護給付費等請求額通知書情報（公費負担者分）
８７	632：介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報（公費負担者分）	6321	介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報（公費負担者分）
８８	641：介護給付費公費受給者別一覧表情報	6411	介護給付費公費受給者別一覧表情報
８９	642：介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者別一覧表情報	6421	介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者別一覧表情報
９０	651：介護給付費過誤決定通知書情報（公費負担者分）	6511	介護給付費過誤決定通知書情報（公費負担者分）
９１	652：介護給付費再審査決定通知書情報（公費負担者分）	6521	介護給付費再審査決定通知書情報（公費負担者分）
９２	661：介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（公費負担者分）	6611	介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（公費負担者分）
９３	662：介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（公費負担者分）	6621	介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（公費負担者分）

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
９４	711：介護給付費請求書情報	7111	介護給付費請求書情報
		7131	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報
		7141 7142 7143	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報
		7151 7152 7153 7155	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報
		7161 7162 7163 7164	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報
		7171 7173 7175 7177	居宅介護（支援）給付費請求明細書情報
		7181 7182 7183	施設介護給付費請求明細書情報
		7191 7192 7193 7194 7195	施設介護給付費請求明細書情報
		71A1 71A2 71A3	施設介護給付費請求明細書情報
		7132	介護予防サービス給付費請求明細書情報
		7144	介護予防サービス給付費請求明細書情報
		7154 7156	介護予防サービス給付費請求明細書情報
		7165	介護予防サービス給付費請求明細書情報
		7172 7174 7176	介護予防サービス給付費請求明細書情報
		8121 8122 8124	介護給付費請求明細書（居宅サービス計画費）情報
		8123 8125	介護予防支援介護給付費明細書

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
９５	71P：介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求書情報	7112	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求書情報
		71P1	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求明細書情報
		8161	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求明細書（ケアマネジメント費）情報
９６	71R：介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	7113	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報
		71R1	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書情報
		8171	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）情報
９７	71B：介護給付費再審査申立書	71B1 71B2	介護給付費再審査申立書情報
９８	71C：主治医意見書作成料請求書情報	71C1	主治医意見書作成料請求書情報
~~９９~~	~~71D：介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報~~	~~71D1~~	~~介護予防・日常生活支援総合事業費再審査申立書情報~~
９９	721：介護保険審査決定増減表	7211	介護保険審査決定増減表情報
100	722：介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）審査決定増減表情報	7221	介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）審査決定増減表情報
101	723：介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表情報	7231	介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表情報
102	731：介護保険審査増減点通知書	7311	介護保険審査増減単位数通知書情報
103	732：介護予防・日常生活支援総合事業審査増減単位数通知書情報	7321	介護予防・日常生活支援総合事業審査増減単位数通知書情報
104	741：請求明細・給付管理票返戻（保留）一覧表情報	7411	請求明細・給付管理票返戻（保留）一覧表情報
105	742：介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）請求明細書返戻一覧表情報	7421	介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）請求明細書返戻一覧表情報
106	743：介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表情報	7431	介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表情報
107	751：介護給付費等支払決定額通知書	7513	介護給付費等支払決定額通知書情報
108	752：介護給付費等支払決定額内訳書	7521	介護給付費支払決定額内訳書情報
109	754：介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）支払決定額内訳書情報	7541	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）支払決定額内訳書情報
110	755：介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書情報	7551	介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書情報
111	761：介護給付費過誤決定通知書情報（事業所分）	7611	介護給付費過誤決定通知書情報（事業所分）
112	762：介護給付費再審査決定通知書情報（事業所分）	7621	介護給付費再審査決定通知書情報（事業所分）
113	763：介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤決定通知書情報（事業所分）	7631	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）過誤決定通知書情報（事業所分）

項番	データ種別（コントロールレコード）	格納するデータレコード	
		識別	情報名
114	764：介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（事業所分）	7641	介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書情報（事業所分）
115	765：介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（事業所分）	7651	介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書情報（事業所分）
116	821：給付管理票情報	8211	給付管理票総括票情報
		8221 8222	給付管理票情報
117	831：サービス提供終了確認情報	8311	サービス提供終了確認情報
118	832：サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表情報	8321	サービス提供終了確認情報登録対象者一覧表情報
119	833：サービス提供終了確認者台帳情報	8331	サービス提供終了確認者台帳情報

【インタフェース仕様書　都道府県編】

（１） 事業所異動連絡票情報（基本情報）

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
:								
５	事業所番号	**英数**	１０	事業所番号を設定する	○	○	○	※３
:								
２１	指定／基準該当等事業所区分コード	数字	１	指定又は基準該当等の事業所の区分をコードで設定する	○			※３ ※５ ※６
:								

※１　異動区分コードにより入力必須項目が異なる。（○：必須）

※３　「インタフェース仕様書　共通編 1.4　コード一覧」参照。(P.31)

※５　以下の通り設定する

コード	介護（介護予防）サービス	地域密着型サービス	介護予防・日常生活支援総合事業サービス（経過措置）	介護予防・日常生活支援総合事業サービス
１	指定事業所	情報なし	情報なし、又は、みなし指定事業所	情報なし、又は、指定事業所
２	基準該当事業所	情報なし		
３	相当サービス事業所	情報なし、又は、相当サービス事業所		
４	その他	情報なし		
５	情報なし	指定事業所		
６	指定事業所	みなし指定事業所		
７	基準該当事業所	みなし指定事業所		
８	情報なし	情報なし	指定事業所	情報なし
９	**情報なし**	**情報なし**	**情報なし**	**指定事業所**

※６：介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の場合は、１：指定事業所を設定する。

（２） 事業所異動連絡票情報（サービス情報）

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
:								
５	事業所番号	**英数**	１０	事業所番号を設定する	○	○	○	※３ **※３１**
:								
１８	サービス種類コード	**英数**	２	サービスの種類を設定する	○	○	○	※３
:								
５６	重症皮膚潰瘍**管理指導**の有無	数字	１	重症皮膚潰瘍**管理指導**の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※４
:								
６０	地域区分コード	数字	１	厚生労働省の定める事業所が所在する地域に該当する区分をコードで設定する	○			※３ ※２８ **※３２**

項番	項目		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
６１	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業	登録保険者番号	数字	６	基準該当事業所、地域密着型事業所、又は、介護予防・日常生活支援総合事業事業所を登録した保険者の番号を設定する				※７ ※２０ **※３３** **※３４**
:									
６９	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ機能強化の有無		数字	１	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝの機能強化の有無をコードで設定する				1:無し 2:有り ※４、※１０ **※３７**
:									
128	認知症短期集中リハビリテーション**実施**加算		数字	１	認知症短期集中リハビリテーション**実施**加算をコードで設定する				**※３、**※４ ※２６
:									
130	看護体制加算		数字	１	看護体制加算をコードで設定する				**※３、**※４ ※２６
131	夜勤職員配置加算		数字	１	夜勤職員配置加算をコードで設定する				**※３、**※４ ※２６
:									
134	認知症専門ケア加算		数字	１	認知症専門ケア加算をコードで設定する				1:無し 2:加算Ⅰ 3:加算Ⅱ ※４、※２６
:									
136	看護職員配置加算		数字	１	看護職員配置加算をコードで設定する				**※３、**※４ ※２６
137	夜間ケア加算		数字	１	夜間ケア加算をコードで設定する				**※３、**※４ ※２６ **※３７**
:									
140	**定期巡回・随時対応サービスに関する状況**		数字	１	**定期巡回・随時対応サービスに関する状況**をコードで設定する				1:**定期巡回の指定を受けていない** 2:**定期巡回の指定を受けている** **3:定期巡回の整備計画がある** ※４、※３０
141	サービス提供責任者体制の**減算**		数字	１	サービス提供責任者体制の**減算**をコードで設定する				**※３、**※４ ※３０
142	同一建物**（集合住宅）**に居住する利用者の減算の有無		数字	１	同一建物**（集合住宅）**に居住する利用者の減算の有無で設定する				1:無し 2:有り ※４、※３０ **※３７**

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
143	緊急短期入所体制確保加算	数字	1	緊急短期入所体制確保加算をコードで設定する				1:無し 2:有り ※４、※３０ ※３７
:								
146	介護職員処遇改善加算	数字	1	介護職員処遇改善加算をコードで設定する				※３、※４ ※３０
147	短期集中リハビリテーション実施加算	数字	1	短期集中リハビリテーション実施加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
148	短期集中個別リハビリテーション実施加算	数字	1	短期集中個別リハビリテーション実施加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
149	リハビリテーションマネジメント加算	数字	1	リハビリテーションマネジメント加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
150	社会参加支援加算	数字	1	社会参加支援加算をコードで設定する				※３、※４ ※３８
151	~~同一建物に居住する利用者の有無~~ 予備１	数字	1	未使用				~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６
152	~~医療機関連携加算~~ 予備２	数字	1	未使用				~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６
153	中重度者ケア体制加算	数字	1	中重度者ケア体制加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
154	個別送迎体制強化加算	数字	1	個別送迎体制強化加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
155	入浴介助体制強化加算	数字	1	入浴介助体制強化加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
156	~~理学療法士等体制強化加算~~ 予備３	数字	1	未使用				~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６
157	生活行為向上リハビリテーション実施加算	数字	1	生活行為向上リハビリテーション実施加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
158	~~生活行為向上リハビリテーション後の継続減算~~ 予備４	数字	1	未使用				~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６
159	~~重度療養管理加算~~ 予備５	数字	1	未使用				~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６
160	医療連携強化加算	数字	1	医療連携強化加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
161	~~緊急短期入所受入加算~~ 予備６	数字	1					~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６
162	特定事業所集中減算	数字	1	特定事業所集中減算をコードで設定する				※３、※４ ※３５

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
163	~~経口移行加算~~ ~~予備７~~	数字	1	未使用				~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６
164	~~経口維持加算~~ ~~予備８~~	数字	1	未使用				~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６
165	~~口腔衛生管理体制加算~~ ~~予備９~~	数字	1	未使用				~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６
166	~~口腔衛生管理加算~~ ~~予備１０~~	数字	1	未使用				~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６
167	認知症加算	数字	1	認知症加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
168	総合マネジメント体制強化加算	数字	1	総合マネジメント体制強化加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
169	看護体制強化加算	数字	1	看護体制強化加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
170	訪問看護体制強化加算	数字	1	看護体制強化加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
171	看取り連携体制加算	数字	1	看取り連携体制加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
172	訪問体制強化加算	数字	1	訪問体制強化加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
173	夜間支援体制加算	数字	1	夜間支援体制加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
174	選択的サービス複数実施加算	数字	1	選択的サービス複数実施加算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
175	訪問看護体制減算	数字	1	訪問看護体制減算をコードで設定する				※３、※４ ※３５
176	~~障害者等支援加算~~ ~~予備１１~~	数字	1	未使用				~~※３、※４~~ ~~※３５~~ ※３６

※１　異動区分コードにより入力必須項目が異なる。（○：必須）
※３　「インタフェース仕様書　共通編 1.4　コード一覧」参照。(P.31)
※４　サービス種類等により体制の無い加算については“０”または NULL を設定する。
※７　当該サービスに係わる事業所を登録した市町村のコードを設定する。
※２０　保険者番号（広域連合、政令市の場合は、広域連合又は政令市の保険者番号）を設定する。
※２６　処理年月が平成 21 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 21 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 21 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
※３０　処理年月が平成 24 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 24 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 24 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。
※３１　市町村が国保連合会に総合事業の給付管理又は介護予防ケアマネジメントの支払を委託する場合は、サービス種類コードに“AF：介護予防ケアマネジメント”を設定して送付する必要がある。

※３２　サービス種類が訪問型サービス（A1)、通所型サービス（A5）については、事業所の所在地に相当する地域区分を設定する。
サービス種類が訪問型サービス（A2～A4)、通所型サービス（A6～A8）については、登録保険者の所在地に相当する地域区分、または「5:その他」(10円）を設定する。
サービス種類がその他の生活支援サービス（A9～AE）については、登録保険者の所在地に相当する地域区分以下の地域区分を設定する。
サービス種類が介護予防ケアマネジメント(AF)については、事業所の所在地に相当する地域区分、または「5:その他」(10円）を設定する。

※３３　事業所異動連絡票情報のサービス種類コードが“46:介護予防支援”については、異動年月日が平成27年4月1日以降の場合、未設定とする。但し、保険者が認める基準該当サービス事業所は除く。
また、平成27年4月1日時点で有効な“46:介護予防支援”の情報については、全て未設定とするよう、事業所異動連絡票情報を送付すること。

※３４　事業所異動連絡票情報のサービス種類コードが“A1:訪問型サービス（みなし)”、“A5:通所型サービス（みなし)”については、未設定とする。
また、“46:介護予防支援”を提供していた事業所が“AF:介護予防ケアマネジメント”を登録する場合、新たに“AF:介護予防ケアマネジメント”を登録する場合、未設定とする。

※３５　処理年月が平成27年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成27年3月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※３６　予備項目については、“０”またはNULLを設定する。

※３７　異動年月日が平成27年3月31日以前の場合、設定可とし、平成27年4月1日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。

※３８　処理年月が平成28年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成28年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。また、異動年月日が平成28年3月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

設定パターン例を資料Ⅳ-9にて示す

【インタフェース仕様書　保険者編】

（１） 受給者訂正連絡票情報

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	5321	受給者訂正連絡票情報	国保連合会へ登録済みの受給者情報に対する訂正情報	保険者 → 国保連合会	訂正時	伝送 磁気 帳票

		受付媒体種別		
種別	帳票名	伝送	磁気	帳票
訂正情報	受給者情報訂正連絡票	○	○	○

○　…　受付可、×　…　受付不可

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1	備考
１	交換情報識別番号	英数	４	受給者訂正連絡票情報の識別番号を設定する	○	“5321”固定
２	レコード種別コード	英数	２	レコード種別を設定する	○	“H1”固定
３	異動年月日	数字	８	受給者の資格を取得または変更等が生じた年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○	※2
４	異動事由	数字	２	受給者情報の異動事由を設定する		※3
５	訂正年月日	数字	８	受給者台帳情報に訂正が生じた日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○	※2
６	訂正区分コード	数字	１	訂正区分コードを設定する	○	2:修正 3:削除
７	証記載保険者番号	数字	６	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	※3
８	被保険者番号	英数	１０	被保険者番号を設定する	○	※3
９	被保険者氏名（カナ）	英数	２５	被保険者氏名をカナ文字で設定する		
１０	生年月日	数字	８	生年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する		※2
１１	性別コード	数字	１	性別コードを設定する		※3
１２	資格取得年月日	数字	８	資格取得年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
１３	資格喪失年月日	数字	８	資格喪失年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
１４	老人保健市町村番号	数字	８	老人保健市町村番号を設定する		※3
１５	老人保健受給者番号	数字	７	老人保健受給者番号を設定する		※3
１６	申請種別コード	数字	１	申請種別コードを設定する		※3
１７	変更申請中区分コード	数字	１	変更申請中区分コードを設定する		※3

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1	備考
１８	申請年月日		数字	８	要介護状態区分の変更を申請した年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
１９	みなし要介護区分コード		数字	１	みなし要介護区分コードを設定する		※3
２０	要介護状態区分コード		数字	２	要介護状態区分コードを設定する		※3
２１	認定有効期間（開始年月日）		数字	８	認定有効期間の開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
２２	認定有効期間（終了年月日）		数字	８	認定有効期間の終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2、※８
２３	居宅サービス計画作成区分コード		数字	１	居宅サービス計画作成区分コードを設定する		※3
２４	居宅介護支援事業所番号		英数	１０	居宅介護支援事業所の番号を設定する		※3、※7
２５	居宅サービス計画適用開始年月日		数字	８	居宅サービス計画の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※２
２６	居宅サービス計画適用終了年月日		数字	８	居宅サービス計画の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※２~~、※８~~
２７	訪問通所サービス	支給限度基準額	数字	６	被保険者証記載の訪問通所サービス支給限度基準額を単位数で設定する		※９
２８	訪問通所サービス	上限管理適用期間開始年月日	数字	８	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
２９	訪問通所サービス	上限管理適用期間終了年月日	数字	８	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2、※８
３０	短期入所サービス	支給限度基準額	数字	３	被保険者証記載の短期入所サービス支給限度基準額を日数で設定する		~~※9~~
３１	短期入所サービス	上限管理適用期間開始年月日	数字	８	短期入所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
３２	短期入所サービス	上限管理適用期間終了年月日	数字	８	短期入所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
３３	公費負担上限額減額の有無		数字	１	公費負担上限額減額の有無を設定する		※3
３４	償還払化開始年月日		数字	８	償還払化開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
３５	償還払化終了年月日		数字	８	償還払化終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
３６	給付率引下げ開始年月日		数字	８	給付率引下げ開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
３７	給付率引下げ終了年月日		数字	８	給付率引下げ終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1	備考
３８	利用者負担減免・旧措置入所者	減免申請中区分コード	数字	１	減免申請中区分コードを設定する		※3
３９		利用者負担区分コード	数字	１	利用者負担区分コードを設定する		※3
４０		給付率	数字	３	利用者負担減免等により給付率が変更された場合に１００分の〇〇〇で設定する		※１１
４１		適用開始年月日	数字	８	給付率の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
４２		適用終了年月日	数字	８	給付率の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
４３	標準負担・特定標準負担	標準負担区分コード	数字	１	標準負担区分コードを設定する		※3
４４		負担額	数字	５	負担額を設定する		
４５		負担額適用開始年月日	数字	８	負担額適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
４６		負担額適用終了年月日	数字	８	負担額適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
４７	特定入所者介護サービス	特定入所者認定申請中区分コード	数字	１	特定入所者認定申請中区分コードを設定する		※3
４８		特定入所者介護サービス区分コード	数字	１	特定入所者介護サービス区分コードを設定する		※3
４９		課税層の特例減額措置対象	数字	１	利用者負担第４段階の者で当該措置該当の有無をコードで設定する		※3
５０		食費負担限度額	数字	４	食費負担限度額を設定する		
５１		居住費（ユニット型個室）負担限度額	数字	４	居住費（ユニット型個室）負担限度額を設定する		
５２		居住費（ユニット型準個室）負担限度額	数字	４	居住費（ユニット型準個室）負担限度額を設定する		
５３		居住費（従来型個室（特養等））負担限度額	数字	４	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を設定する		
５４		居住費（従来型個室(老健､療養等))負担限度額	数字	４	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を設定する		
５５		居住費（多床室）負担限度額	数字	４	居住費（多床室）負担限度額を設定する		
５６		負担限度額適用開始年月日	数字	８	負担限度額適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
５７		負担限度額適用終了年月日	数字	８	負担限度額適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1	備考
５８	社会福祉法人軽減情報	軽減率	数字	４	社会福祉法人軽減の軽減率を設定する		
５９		軽減率適用開始年月日	数字	８	軽減率の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
６０		軽減率適用終了年月日	数字	８	軽減率の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
６１	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無		数字	１	小規模多機能型居宅介護、及び、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無コードを設定する		※3
６２	医療資格 後期高齢者	保険者番号(後期)	英数	８	保険者番号（後期）を設定する		
６３		被保険者番号（後期）	英数	８	被保険者番号（後期）を設定する		
６４	保険資格 国民健康	保険者番号(国保)	数字	８	保険者番号（国保）を設定する		
６５		被保険者証番号（国保）	英数	２０	被保険者証番号（国保）を設定する		
６６		個人番号（国保）	数字	１０	個人番号（国保）を設定する		
６７	二次予防事業区分コード		数字	１	二次予防事業区分コードを設定する		※3
６８	二次予防事業有効期間開始年月日		数字	８	二次予防事業有効期間の開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
６９	二次予防事業有効期間終了年月日		数字	８	二次予防事業有効期間の終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
７０	住所地特例	住所地特例対象者区分コード	数字	１	住所地特例対象者区分コードを設定する		※３、※４、※5
７１		施設所在保険者番号	数字	６	住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する		※３、※４、※5
７２		住所地特例適用開始年月日	数字	８	住所地特例の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※２、※４、※5、※6
７３		住所地特例適用終了年月日	数字	８	住所地特例の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※２、※４、※5
７４	サービス 特定入所者介護	居住費（新１）負担限度額	数字	４	未設定		※12
７５		居住費（新２）負担限度額	数字	４	未設定		※12
７６		居住費（新３）負担限度額	数字	４	未設定		※12
７７	二割負担	適用開始年月日	数字	８	二割負担の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※２、※１０、※１１※１３
７８		適用終了年月日	数字	８	二割負担の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※２、※１０※１３

※1： 必須入力（○）である項目、及び、訂正が発生した項目にのみ入力する。
なお、初期化を行いたい項目については、先頭1桁に半角の“＊”を入力する。
（但し、証記載保険者番号等キーとなる項目は除く）

※2：「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。
（インタフェース仕様書　共通編 P.42）

※3：「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。（インタフェース仕様書　共通編 P.31）

※4： 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※5： 平成 27 年 4 月以降、要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、設定する。総合事業を開始した保険者は、事業対象者についても設定する。
なお、平成 27 年 4 月 1 日から住所地特例対象施設となったサービス付き高齢者向け住宅については、平成 27 年 4 月 1 日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する。

※6： 平成 27 年 4 月 1 日以前からの住所地特例対象者は、「住所地特例適用開始年月日」に一律「平成 27 年 4 月 1 日」と設定する。平成 27 年 4 月 2 日以降は住所地特例が適用開始された日を設定する。

※7：「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「事業所番号」欄」参照。
（インタフェース仕様書　共通編 P.42）

※8： 項番 20「要介護状態区分」が「06:事業対象者」の受給者については未設定とする。
なお、設定された場合は、開始年月日以降の年月日であることのチェックを行う。

※9： 要介護状態区分が事業対象者の受給者については、市町村固有台帳に設定された要支援2の区分支給限度額以下の市町村が定めた区分支給限度額を設定する。

※10： 介護給付については全てのサービス種類、介護予防・日常生活支援総合事業についてはみなし・独自のサービス種類（A1，A2，A5，A6）のみ対象となる。

※11： 利用者負担減免・旧措置入所者 給付率は通常被保険者、旧措置入所者においては100から90までを登録する事とし、89以下が設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。但し、二割負担対象者として二割負担 適用開始日が設定されている場合（旧措置入所者は除く）については、79以下が設定された場合エラーとし、100から80までの登録を可能とする。

※12：処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※13：処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、異動年月日が平成 27 年 8 月 1 日以降の情報において、設定する。異動年月日が平成 27 年 7 月以前の情報において設定された場合、エラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合、エラーとして台帳への登録は行わない。

（2）介護給付費過誤決定通知書情報（保険者分）
・明細レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
:					
8	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを出力する	※1
9	サービス種類名	漢字	24	サービス種類名を出力する	
10	過誤申立事由コード	英数	4	過誤申立事由コードを出力する	※1 ※3
11	過誤申立事由	漢字	56	過誤申立事由を出力する	
:					

※１　「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。（P.31）
※３　過誤申立事由コードは、４桁の英数属性のコードとし、申立情報作成の都度入力を行う。

（３）介護給付費再審査決定通知書情報（保険者分）
・明細レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
:					
8	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを出力する	※1
9	サービス種類名	漢字	24	サービス種類名を出力する	
10	申立事由コード	英数	4	再審査申立事由コードを出力する	※1
11	申立事由	漢字	48	再審査申立事由を出力する	
:					

※１　「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。（P.31）

（４）介護給付費通知書情報
・明細レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
:					
7	事業所番号	英数	10	事業所番号を出力する	※1
8	事業所名（漢字）	漢字	40	事業所名（漢字）を出力する	
9	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを出力する	※1
10	サービス項目コード	英数	4	サービス項目コードを出力する	※1
11	サービス略称	漢字	64	サービス略称を出力する	
:					

※１　「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。（P.31）

（５）受給者異動連絡票情報

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
１	交換情報識別番号	英数	４	受給者異動連絡票情報の識別番号を設定する	○	○	○	“5311”固定
２	異動年月日	数字	８	受給者の資格を取得または変更等が生じた年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○	○	○	※２ ※１５
３	異動区分コード	数字	１	異動区分コードを設定する	○	○	○	1:新規 2:変更 3:終了
４	異動事由	数字	２	受給者情報の異動事由を設定する	○	○	○	※５
５	証記載保険者番号	数字	６	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	○	○	※５
６	被保険者番号	英数	１０	被保険者番号を設定する	○	○	○	※５
７	被保険者氏名（カナ）	英数	２５	被保険者氏名をカナ文字で設定する	○			※１４
８	生年月日	数字	８	生年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			※２
９	性別コード	数字	１	性別コードを設定する	○			※５
１０	資格取得年月日	数字	８	資格取得年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			※２
１１	資格喪失年月日	数字	８	資格喪失年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２
１２	老人保健市町村番号	数字	８	老人保健市町村番号を設定する				※１２
１３	老人保健受給者番号	数字	７	老人保健受給者番号を設定する				※１２
１４	公費負担者番号	数字	８	福祉事務所番号を設定する 福祉事務所からの異動情報提出時のみ設定する				※５
１５	広域連合（政令市）保険者番号	数字	６	受給者が広域連合又は政令市の市町村（行政区）に属する場合にのみ広域連合又は政令市の保険者番号を設定する				※５
１６	申請種別コード	数字	１	申請種別コードを設定する				※５
１７	変更申請中区分コード	数字	１	変更申請中区分コードを設定する				※４ ※５
１８	申請年月日	数字	８	要介護状態区分の変更を申請した年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２
１９	みなし要介護区分コード	数字	１	みなし要介護区分コードを設定する	○			※５、※９ ※３０
２０	要介護状態区分コード	数字	２	要介護状態区分コードを設定する	○			※５、※２２ ※３６
２１	認定有効期間（開始年月日）	数字	８	認定有効期間の開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			※２ ※３０ ※３２

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
２２	認定有効期間（終了年月日）		数字	８	認定有効期間の終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			※２、**※３８**
２３	居宅サービス計画作成区分コード		数字	１	居宅サービス計画作成区分コードを設定する				※５、※６ ※１３ ※２３
２４	居宅介護支援事業所番号		**英数**	１０	居宅介護支援事業所の番号を設定する				※５、※６ ※２３、 **※３７**
２５	居宅サービス計画適用開始年月日		数字	８	居宅サービス計画の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２
２６	居宅サービス計画適用終了年月日		数字	８	居宅サービス計画の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２
２７	訪問通所サービス	支給限度基準額	数字	６	被保険者証記載の訪問通所サービス支給限度基準額を単位数で設定する	○			※７ ※３０ ※Ｓ **※３９**
２８	訪問通所サービス	上限管理適用期間開始年月日	数字	８	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			※２ ※３０
２９	訪問通所サービス	上限管理適用期間終了年月日	数字	８	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			※２、 ※３０、 **※３８**
３０	短期入所サービス	支給限度基準額	数字	３	被保険者証記載の短期入所サービス支給限度基準額を日数で設定する				※８ ※１６ ※Ｓ
３１	短期入所サービス	上限管理適用期間開始年月日	数字	８	短期入所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※１６
３２	短期入所サービス	上限管理適用期間終了年月日	数字	８	短期入所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※１６
３３	公費負担上限額減額の有無		数字	１	公費負担上限額減額の有無を設定する	○			※５ ※３０
３４	償還払化開始年月日		数字	８	償還払化開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２
３５	償還払化終了年月日		数字	８	償還払化終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２
３６	給付率引下げ開始年月日		数字	８	給付率引下げ開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２
３７	給付率引下げ終了年月日		数字	８	給付率引下げ終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
３８	利用者負担減免・旧措置入所者	減免申請中区分コード	数字	１	減免申請中区分コードを設定する				※５ ※１１
３９		利用者負担区分コード	数字	１	利用者負担区分コードを設定する				※５ ※１０
４０		給付率	数字	３	利用者負担減免等により給付率が変更された場合に１００分の〇〇〇で設定する				※１０ ※４１
４１		適用開始年月日	数字	８	給付率の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※１０
４２		適用終了年月日	数字	８	給付率の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※１０
４３	標準負担・特定標準負担	標準負担区分コード	数字	１	標準負担区分コードを設定する				※５ ※１０ ※１８
４４		負担額	数字	５	負担額を設定する				※１０ ※１７ ※１８　※Ｓ
４５		負担額適用開始年月日	数字	８	負担額適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※１０ ※１８
４６		負担額適用終了年月日	数字	８	負担額適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※１０ ※１８
４７	特定入所者介護サービス	特定入所者認定申請中区分コード	数字	１	特定入所者認定申請中区分コードを設定する				※５ ※１９
４８		特定入所者介護サービス区分コード	数字	１	特定入所者介護サービス区分コードを設定する				※５ ※１９
４９		課税層の特例減額措置対象	数字	１	利用者負担第４段階の者で当該措置該当の有無をコードで設定する				※５ ※１９
５０		食費負担限度額	数字	４	食費負担限度額を設定する				※１９ ※２０ ※Ｓ
５１		居住費（ユニット型個室）負担限度額	数字	４	居住費（ユニット型個室）負担限度額を設定する				※１９ ※２０ ※Ｓ
５２		居住費（ユニット型準個室）負担限度額	数字	４	居住費（ユニット型準個室）負担限度額を設定する				※１９ ※２０ ※Ｓ
５３		居住費（従来型個室（特養等））負担限度額	数字	４	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を設定する				※１９ ※２０ ※Ｓ
５４		居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額	数字	４	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を設定する				※１９ ※２０ ※Ｓ
５５		居住費（多床室）負担限度額	数字	４	居住費（多床室）負担限度額を設定する				※１９ ※２０ ※Ｓ
５６		負担限度額適用開始年月日	数字	８	負担限度額適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※１９

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
５７		負担限度額適用終了年月日	数字	８	負担限度額適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※１９
５８	社会福祉法人軽減情報	軽減率	数字	４	社会福祉法人軽減の軽減率を設定する				※１９ ※２１
５９		軽減率適用開始年月日	数字	８	軽減率の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※１９
６０		軽減率適用終了年月日	数字	８	軽減率の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※１９
６１	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無		数字	１	小規模多機能型居宅介護、及び、**複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）**の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無コードを設定する				※５ ※２４
６２	後期高齢者医療資格	保険者番号（後期）	英数	８	保険者番号（後期）を設定する				※２５ ※２７
６３		被保険者番号（後期）	英数	８	被保険者番号（後期）を設定する				※２５ ※２７
６４	国民健康保険資格	保険者番号（国保）	数字	８	保険者番号（国保）を設定する				※２６ ※２７ ※２８ ※２９
６５		被保険者証番号（国保）	英数	２０	被保険者証番号（国保）を設定する				※２６ ※２７ ※２９
６６		個人番号（国保）	数字	１０	個人番号（国保）を設定する				※２６ ※２７ ※２９
６７	二次予防事業区分コード		数字	１	二次予防事業区分コードを設定する				※５ ※３１
６８	二次予防事業有効期間開始年月日		数字	８	二次予防事業有効期間の開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※３１ ※３２
６９	二次予防事業有効期間終了年月日		数字	８	二次予防事業有効期間の終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※３１
７０	**住所地特例**	**住所地特例対象者区分コード**	**数字**	**１**	**住所地特例対象者区分コードを設定する**				**※５ ※３３、※３４**
７１		**施設所在保険者番号**	**数字**	**６**	**住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する**				**※５ ※３３、※３４**

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
						新規	変更	終了	
７２		住所地特例適用開始年月日	数字	８	住所地特例の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※３３、※３４、※３５
７３		住所地特例適用終了年月日	数字	８	住所地特例の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※３３、※３４
７４	特定入所者介護サービス	居住費（新１）負担限度額	数字	４	未設定				※４２
７５		居住費（新２）負担限度額	数字	４	未設定				※４２
７６		居住費（新３）負担限度額	数字	４	未設定				※４２
７７	二割負担	適用開始年月日	数字	８	二割負担の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※４０ ※４１ ※４３
７８		適用終了年月日	数字	８	二割負担の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				※２ ※４０ ※４３

※1： 異動区分コードにより入力必須項目が異なる。（○：必須）
※2： 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。(P.42)
※3： （欠番）
※4： 受給者が要介護状態区分の変更を申請し、当該申請月内に保険者が決定できない場合は、申請月の異動情報に“2:申請中”を設定する。その後、申請月の翌月以降（決定月）に決定した場合は“3:決定済み”を設定し、申請が却下された場合等については″1:申請無し″を設定する。
要介護状態区分の変更等の申請が無い場合は何も設定しない。
※5： 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)
※6： 居宅サービス計画作成区分コード（項番２３）が「１（居宅介護支援事業所）」の場合には必須。
※7： バウチャー等の利用があり、訪問通所支給限度額の事前切り分けがある場合は、その分を差し引いた額を設定する。
※8： 要介護度に応じた限度額を設定。家族介護による短期入所サービスを拡大した場合は、本来の短期入所の支給限度額に合算して設定する。
※9： 旧措置入所者（介護保険法施行法第１３条）は”2: みなし認定（旧措置入所者）”を設定する。
※10： 項番３９～４２は利用者負担の減免等がある場合に設定する。項番４３～４６は標準負担額の減免等がある場合に設定する。
※11： 受給者が利用者負担の減免等を申請し、当該申請月内に保険者が決定できない場合は、申請月の異動情報に″2:申請中″を設定する。その後、申請月の翌月以降（決定月）に決定した場合は″3:決定済み″を設定し、申請が却下された場合等については″1:申請無し″を設定する。利用者負担の減免等の申請が無い場合は何も設定しない。
※12： 受給者が老人保健受給者の場合にのみ老人保健市町村番号および老人保健受給者番号を設定する。
※13： 「居宅サービス計画作成区分コード」が自己作成の場合、市町村へ居宅サービス計画作成依頼の届出日を設定する。また、居宅サービス計画を作成しない場合にあっては「２：自己作成」とする。
※14： カナ名の設定がない場合にあっては、半角文字のダミーデータ等を設定する。

※15： 要介護認定、減免申請等の申請において、申請日の翌月以降に決定し、当該申請の適用が申請時に遡って適用される場合は、申請日の属する年月の申請日以降の日付を異動年月日に設定する。

※16： 認定有効期間開始年月日が平成14年1月1日以降の場合、本項目の設定は不要（省略可能）とする。設定された場合、属性及び桁数等のシステムチェックは行わず、省略されたものとみなす。なお、認定有効期間開始年月日が平成13年12月31日以前の場合、従来通り（異動区分"1:新規"または当該項目に変更がある場合には設定が必要）とする。

※17： 異動年月日が平成15年4月1日以降平成17年9月30日以前の場合、本項目は、小規模生活単位型サービスの算定にも使用する。

※18： 異動年月日が平成17年9月30日以前の場合、設定可とし平成17年10月1日以降の情報に設定した場合はエラーとし台帳への登録は行わない。

※19： 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※20： 認定が行われなかった居住費もしくは食費の負担限度額には、その全てに"９９９９"を設定する。

※21： 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「軽減率」欄」参照。(P.42)

※22： 処理年月が平成18年5月以降の場合、"11:要支援（経過的要介護）"は経過的要介護と見なす。なお、当該要支援状態にて、認定有効期間が平成18年4月1日をまたぐものについては、その他の異動が発生しない場合は異動情報の再送付は不要。（連合会審査においては経過的要介護と見なす。）

※23： 要支援1、要支援2の受給者について、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託している場合であっても、当該項目は、連合会に給付管理票等を提出することになる介護予防支援事業所（地域包括支援センター）を設定する。また、小規模多機能型居宅介護事業所を利用している受給者については、居宅サービス計画作成区分に1、居宅介護支援事業所番号に当該小規模多機能型居宅介護事業所を設定し、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を利用している受給者については、居宅サービス計画作成区分に3、介護予防支援事業所番号に当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を設定する。また、**複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）**事業所を利用している受給者については、居宅サービス計画作成区分に1、介護支援事業所番号に当該**複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）**事業所を設定する。

※24： 処理年月が平成18年12月以降の場合、設定する。処理年月が平成18年12月以降の場合、異動年月日が平成18年10月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。なお、処理年月が平成18年11月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

前履歴の居宅サービス計画作成区分コード、作成事業所、居宅サービス計画適用開始年月日のいずれかが異なる場合は、前履歴の「小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無」の設定内容を引き継がない。

小規模多機能型居宅介護、及び、**複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）**の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無コードを設定する。

※25： 受給者が後期高齢者医療被保険者の場合にのみ保険者番号（後期）および被保険者番号（後期）を設定する。

※26： 受給者が国保被保険者の場合にのみ保険者番号（国保）、被保険者証番号（国保）および個人番号（国保）を設定する。

※27： 処理年月が平成20年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成20年4月以前の場

合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 20 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※28： 受給者が退職者医療制度が適用される被保険者等の場合は、退職者医療保険者番号を設定するが、国保保険者番号を記載しても差し支えない。

※29： 桁数が規定に満たない場合は、右詰とし、左側をゼロで埋める。

※30： 非該当である受給者については、未設定であってもエラーとしない。

※31： 処理年月が平成 24 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 24 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 24 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※32： 異動区分”1:新規”である場合には、認定有効期間（開始年月日）、あるいは、二次予防事業有効期間開始年月日のいずれかが設定されている必要があるものとする。

※33： 処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※34： 平成 27 年 4 月以降、要介護認定又は要支援認定が有効な全ての住所地特例対象者について、設定する。総合事業を開始した保険者は、事業対象者についても設定する。なお、平成 27 年 4 月 1 日以降住所地特例対象施設となったサービス付き高齢者向け住宅については、平成 27 年 4 月 1 日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する。

※35： 平成 27 年 4 月 1 日以前からの住所地特例対象者は、「住所地特例適用開始年月日」に一律「平成 27 年 4 月 1 日」と設定する。平成 27 年 4 月 2 日以降は住所地特例が適用開始された日を設定する。

※36： 要介護状態区分が要支援1、要支援2の受給者については認定有効期間（開始年月日）が平成 18 年 3 月 31 日以前の場合、事業対象者の受給者については認定有効期間（開始年月日）が平成 27 年 3 月 31 日以前の場合、エラーとして台帳への登録は行わない。
要介護状態区分が事業対象者の受給者に関しても、受給者異動連絡票が必ず提出される必要がある。

※37： 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「事業所番号」欄」参照。（インタフェース仕様書 共通編 P.42）

※38： 事業対象者の受給者については、未設定とする。なお、設定された場合は、開始年月日以降の年月日であることのチェックを行う。

※39： 要介護状態区分が事業対象者の受給者については、市町村固有台帳に設定された要支援2の区分支給限度額以下の市町村が定めた区分支給限度額を設定する。

※40： 介護給付については全てのサービス種類、介護予防・日常生活支援総合事業についてはみなし・独自のサービス種類（A1，A2，A5，A6）のみ対象となる。

※41： 利用者負担減免・旧措置入所者　給付率は通常被保険者、旧措置入所者においては100から90までを登録する事とし、89以下が設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。但し、二割負担対象者として二割負担　適用開始日が設定されている場合（旧措置入所者は除く）については、79以下が設定された場合エラーとし、100から80までの登録を可能とする。

※42：処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。
処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※43：処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、異動年月日が平成 27 年 8 月 1 日以降の情報において、設定する。異動年月日が平成 27 年 7 月以前の情報において設定された場合、エラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合、エラーとして台帳への登録は行わない。

※S：　固定長形式で表現する場合の「符号付きアンパック（ゾーン）10進数形式項目〔以下：符号付き形式項目〕」。
なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なしアンパック（ゾーン）10進数形式項目〔以下：符号なし形式項目〕」である。

事業対象者及び二割負担の受給者異動連絡票の設定内容を資料Ⅳ-6 にて示す

設定パターン例を資料Ⅳ-7 にて示す

「異動区分コード」、「異動事由」及び、「要介護状態区分コード」で可能な組み合わせについて

異動区分コード	異動事由	要介護状態区分コード	設定可能な認定有効期間及び支給限度管理期間
1:新規	01:受給資格取得	**事業対象者**	**1ヶ月未満～無期限(※3)**
		要支援 経過的要介護 要介護	平成24年3月以前は3ヶ月～6ヶ月(＋1ヶ月※1) 平成24年4月以降は3ヶ月～12ヶ月(＋1ヶ月※1)
	04:合併による新規	**事業対象者**	**1ヶ月未満～無期限(※3)**
		要支援 経過的要介護	**平成27年3月以前は**1ヶ月未満～12ヶ月(＋1ヶ月※1) **平成27年4月以降は1ヶ月未満～24ヶ月(＋1ヶ月※1)**
		要介護	平成16年3月以前は1ヶ月未満～12ヶ月(＋1ヶ月※1) 平成16年4月以降は1ヶ月未満～24ヶ月(＋1ヶ月※1)
	99:その他異動	**事業対象者**	**1ヶ月未満～無期限(※3)**
		要支援 経過的要介護	**平成27年3月以前は**1ヶ月未満～12ヶ月(＋1ヶ月※1) **平成27年4月以降は1ヶ月未満～24ヶ月(＋1ヶ月※1)**
		要介護	平成16年3月以前は1ヶ月未満～12ヶ月(＋1ヶ月※1) 平成16年4月以降は1ヶ月未満～24ヶ月(＋1ヶ月※1)
2:変更	03:広域連合における受給者の市町村間異動(政令市における受給者の区間異動)	**事業対象者**	**1ヶ月未満～無期限(※3)**
		要支援 経過的要介護	**平成27年3月以前は**3ヶ月～12ヶ月(＋1ヶ月※1、※2) **平成27年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(＋1ヶ月※1、※2)**
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月(＋1ヶ月※1) 平成16年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(＋1ヶ月※1)
	99:その他異動	**事業対象者**	**1ヶ月未満～無期限(※3)**
		要支援 経過的要介護	**平成27年3月以前は**3ヶ月～12ヶ月(＋1ヶ月※1、※2) **平成27年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(＋1ヶ月※1、※2)**
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月(＋1ヶ月※1、※2) 平成16年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(＋1ヶ月※1、※2)
3:終了	02:受給資格喪失	**事業対象者**	**1ヶ月未満～無期限(※3)**
		要支援 経過的要介護	**平成27年3月以前は**3ヶ月～12ヶ月(＋1ヶ月※1、※2) **平成27年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(＋1ヶ月※1、※2)**
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月(＋1ヶ月※1、※2) 平成16年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(＋1ヶ月※1、※2)
	99:その他異動	**事業対象者**	**1ヶ月未満～無期限(※3)**
		要支援 経過的要介護	**平成27年3月以前は**3ヶ月～12ヶ月(＋1ヶ月※1、※2) **平成27年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(＋1ヶ月※1、※2)**
		要介護	平成16年3月以前は3ヶ月～12ヶ月(＋1ヶ月※1、※2) 平成16年4月以降は3ヶ月～24ヶ月(＋1ヶ月※1、※2)

※1 (＋1ヶ月)は月途中適用開始である場合

※2 認定有効期間開始年月日及び、同終了年月日が前履歴より変更されていない場合、
認定有効期間開始年月日、同終了年月日の期間のチェックを行わない。
従って、前履歴が1ヶ月未満であり、同条件に一致する場合、3ヶ月未満の登録が可能となる。

※3 認定有効期間(終了年月日)が未設定である場合

国保連合会の審査における介護給付費の保険給付率の判定方法

国保連合会の審査における介護給付費の保険給付率の判定について、以下の表に記載する。

チェック	チェック内容	チェック詳細	保険給付率	備考
1	利用者負担減免対象の確認	減免申請中区分コードが「3：決定済み」の場合、以下のチェックを行う。	―	減免対象者の判定を最初に行う。減免期間がサービス提供年月の一部でも含んでいる場合は、減免対象者とする。
		①サービス提供年月の全てが減免期間に含まれる場合 ⇒減免給付率（受給者台帳の「利用者・旧措置入所者利用者負担給付率」）を適用する。	80～100% ※１	
		②サービス提供年月の一部が減免期間に含まれる場合 ⇒請求明細書に記載された給付率を適用する。	請求明細書記載 保険給付率	
		③上記以外 ⇒チェック２を行う。	―	
2	償還払い化の確認	①サービス提供年月の全てが償還払い期間に含まれる場合 ⇒現物の請求はできない。	―	償還払い化の期間においては現物給付は受けられない（保険者への償還請求となる）。
		②上記以外の場合 ⇒チェック３を行う。	―	
3	公費負担上限額減額の有無の確認	公費負担上限額減額の有無の値により以下のチェックを行う。	―	公費負担上限額減額の有無が「2：有り」の場合、生保受給者となるため、給付率引下げの対象とならない。
		①「１：無し」または未設定の場合 ⇒チェック４を行う。	―	
		②上記以外（「2：有り」）の場合 ⇒チェック５を行う。	―	
4	給付率引下げ期間の確認	①サービス提供年月の全てが給付率引下げ期間に含まれる場合 ⇒保険給付率を 70%で決定する。	70% ※２	
		②上記以外の場合 ⇒チェック５を行う。	―	
5	二割負担対象者の確認	①サービス提供年月の全てが二割負担対象期間に含まれる場合（※３） ⇒保険給付率を 80%で決定する。	80%	二割負担対象者のチェックを行う。
		②上記以外の場合 ⇒チェック６を行う。	―	
6	保険給付率の決定	チェック５までに当てはまらない場合 ⇒保険給付率を 90%で決定する。	90%	

※1：旧措置入所者に関しては 90～100%とする
※2：通常被保険者、二割負担対象者ともに 70%で決定
※3：当該サービス提供年月の月途中に新規で要介護認定、または要支援認定され、かつ認定有効開始年月日と二割負担適用開始日が同日の場合も、保険給付率を 80%とする。

No.	受給者異動連絡票の設定内容							国保連合会の審査における判定内容	
	利用者負担減免・旧措置入所者			償還払化適用期間	公費負担上限額減額の有無	給付率引き下げ適用期間※１	二割負担適用期間	判定保険給付率	判定内容
	減免中区分	適用期間	給付率						
1	3：決定	◎	80～100%※２※３	―	―	―	―	80～100%※３	利用者負担減免
2	3：決定	△	80～100%※２※３	―	―	―	―	請求明細書記載給付率	利用者負担減免
3	未設定/3：決定	×	―	◎	―	―	―	なし	現物請求不可
4	未設定/3：決定	×	―	△/×	2：有り	―	×	90%	
5	未設定/3：決定	×	―	△/×	2：有り	―	△※４	90%※４	一部の場合二割負担※４
6	未設定/3：決定	×	―	△/×	2：有り	―	◎	80%	二割負担
7	未設定/3：決定	×	―	△/×	1：無し	◎	―	70%	給付率引下げ
8	未設定/3：決定	×	―	△/×	―	×	×	90%	
9	未設定/3：決定	×	―	△/×	―	×	△※４	90%※４	一部の場合二割負担※４
10	未設定/3：決定	×	―	△/×	―	×	◎	80%	二割負担

凡例：◎…サービス提供年月の全てが適用期間に含まれる
△…サービス提供年月の一部が適用期間に含まれる
×…未設定、またはサービス提供年月の全てが適用期間に含まれない
―…設定内容にかかわらず同じ判定となる

※1：給付率引下げの月途中適用はない。
※2：通常被保険者は 90～100%、二割負担対象者は 80～100%とする。
※3：旧措置入所者に関しては 90～100%とする。
※4：当該サービス提供年月の月途中に新規で要介護認定、または要支援認定され、かつ認定有効開始年月日と二割負担適用開始日が同日の場合も、保険給付率を 80%とする。

国保連合会の審査における総合事業の事業給付率の判定方法

国保連合会の審査における総合事業の事業給付率の判定について、以下の表に記載する。
・総合事業における、A1、A2、A5、A6 サービスについて適用される。
・総合事業における、A3、A4、A7、A8、A9、AA、AB、AC、AD、AE、AF サービスについては適用されない。

チェック	チェック内容	チェック詳細	事業給付率	備考
1	利用者負担減免対象の確認	減免申請中区分コードが「3：決定済み」の場合、以下のチェックを行う。	―	減免対象者の判定を最初に行う。減免期間がサービス提供年月の一部でも含んでいる場合は、減免対象者とする。
		①サービス提供年月の全てが減免期間に含まれる場合 ⇒減免給付率（受給者台帳の「利用者・旧措置入所者利用者負担給付率」）を適用する。	80～100%	
		②サービス提供年月の一部が減免期間に含まれる場合 ⇒請求明細書に記載された給付率を適用する。	請求明細書記載 事業給付率	
		③上記以外 ⇒チェック２を行う。	―	
2	二割負担対象者の確認	①サービス提供年月の全てが二割負担対象期間に含まれる場合（※１） ⇒事業給付率を 80%で決定する。	80%	二割負担対象者のチェックを行う。
		②上記以外の場合 ⇒チェック２を行う。	―	
3	事業給付率の決定	チェック１に当てはまらない場合 ⇒事業給付率を 90%で決定する。	90%	

※１：当該サービス提供年月の月途中に新規で要支援認定、または事業対象者が基本チェックリストを実施された場合、かつ認定有効開始年月日と二割負担適用開始日が同日の場合も、事業給付率を 80%とする。

No.	受給者異動連絡票の設定内容				国保連合会の審査における判定内容	
	利用者負担減免・旧措置入所者			二割負担適用期間	判定事業給付率	判定内容
	減免中区分	適用期間	給付率			
1	3：決定	◎	80～100% ※１	―	80～100%	利用者負担減免
2	3：決定	△	80～100% ※１	―	請求明細書記載給付率	利用者負担減免
3	未設定/ 3：決定	×	―	×	90%	
4	未設定/ 3：決定	×	―	△	90% ※２	一部の場合二割負担 ※２
5	未設定/ 3：決定	×	―	◎	80%	二割負担

凡例：◎…サービス提供年月の全てが適用期間に含まれる
△…サービス提供年月の一部が適用期間に含まれる
×…未設定、またはサービス提供年月の全てが適用期間に含まれない

※１：通常被保険者は 90～100%、二割負担対象者は 80～100%とする。

※２：当該サービス提供年月の月途中に新規で要支援認定、または事業対象者が基本チェックリストを実施された場合、かつ認定有効開始年月日と二割負担適用開始日が同日の場合も、事業給付率を 80%とする。

（６）保険者異動連絡票情報

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
：								
１４	住所（漢字）	漢字	１２８	保険者の住所を全角文字で設定する	○			
１５	介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月	数字	６	介護予防訪問介護・介護予防通所介護の終了年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する				※5、※6、※7、※9、※10
１６	介護予防・日常生活支援総合事業開始年月	数字	６	介護予防・日常生活支援総合事業の開始年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する				※５、※６、※8、※9、※10
１７	介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月	数字	６	介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービスの終了年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する				※5、※11

※１：　異動区分コードにより入力必須項目が異なる。（○：必須）
※２：　「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。(P.42)
※５：　「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月」欄」参照。(P.42)
※６：　処理年月が平成 27 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 27 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 27 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。
※７：　平成 27 年 3 月から平成 30 年 3 月の年月を設定する。
※８：　平成 27 年 4 月から平成 29 年 4 月の年月を設定する。設定された場合、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）については、その前月に終了されたものとみなす。
※９：　介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月と、介護予防・日常生活支援総合事業開始年月に設定される期間が重複しても差し支えない。
※１０：広域連合、政令市内の構成市区町村毎に介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月、介護予防・日常生活支援総合事業開始年月が異なる場合は、それぞれ最も早い開始年月、最も遅い終了年月を設定する。
※１１：処理年月が平成 28 年 5 月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成 28 年 4 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成 28 年 3 月 31 日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。

（７）市町村固有異動連絡票情報

項番	項目			属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
							新規	変更	終了	
:										
114	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）区分支給限度基準額	二次予防		数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
115		要支援１		数字	６	同上				※Ｓ ※１２
116		要支援２		数字	６	同上				※Ｓ ※１２
117	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）種類支給限度基準額	訪問型予防サービス	二次予防	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
118			要支援１	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
119			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
120		通所型予防サービス	二次予防	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
121			要支援１	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
122			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
123		生活支援サービス（配食）	二次予防	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
124			要支援１	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
125			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２

項番	項目			属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
							新規	変更	終了	
126	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）種類支給限度基準額	生活支援サービス（見守り）	二次予防	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
127			要支援１	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
128			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
129		生活支援サービス（その他）	二次予防	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
130			要支援１	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
131			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
132		ケアマネジメント	二次予防	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
133			要支援１	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
134			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２

項番	項目			属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
							新規	変更	終了	
135	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）種類支給限度基準額	介護予防訪問入浴介護	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
136			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
137		介護予防訪問看護	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
138			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
139		介護予防訪問リハビリテーション	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
140			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
141		介護予防通所リハビリテーション	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
142			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
143		介護予防福祉用具貸与	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
144			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
145		介護予防短期入所生活介護	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
146			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
147		介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
148			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２

項番	項目			属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
							新規	変更	終了	
149	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）種類支給限度基準額	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
150			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
151		介護予防居宅療養管理指導	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
152			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
153		介護予防特定施設入居者生活介護	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
154			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
155		介護予防認知症対応型通所介護	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
156			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２
157		介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援１	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
158			要支援２	数字	６	同上				※Ｓ ※１２

項番	項目			属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
							新規	変更	終了	
159	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）種類支給限度基準額	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型以外）	要支援２	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２
160		介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	要支援２	数字	６	１月間の限度額を単位数で設定する				※Ｓ ※１２

※１：　異動区分コードにより入力必須項目が異なる。（○：必須）

※１２：当該保険者が介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）未実施の場合、未設定とする。有効開始日が平成 24 年 3 月 31 日以前の場合、本項目の設定は不要とする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）を実施する場合、すべての項目について設定する。

※Ｓ：　固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
なお、※Ｓが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

事業対象者の区分支給限度基準額は、要支援1の区分支給限度基準額（利用者の状態によっては要支援2の区分支給限度基準額）を目安とし個別に管理しないため、項目を新設しない。

介護予防・日常生活支援総合事業費の種類支給限度基準額はないため、項目を新設しない。

（８）介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1			備考
					新規	変更	終了	
１	交換情報識別番号	英数	４	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報の識別番号を設定する	○	○	○	“5H11”固定
２	異動年月日	数字	８	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報に変更が生じた年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○	○	○	※２
３	異動区分コード	数字	１	異動区分コードを設定する	○	○	○	1:新規 2:変更 3:終了
４	異動事由	数字	２	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報の異動事由を設定する	○	○	○	01（固定値）
５	証記載保険者番号	数字	６	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	○	○	※４
６	サービス種類コード	英数	２	サービス種類コードを設定する	○	○	○	※４ ※５
７	サービス項目コード	英数	４	サービス項目コードを設定する	○	○	○	
８	適用開始年月	数字	６	適用開始年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	○			※３
９	適用終了年月	数字	６	適用終了年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する			○	※３
１０	サービス名称	漢字	６４	サービス名称を設定する	○			
１１	単位数	数字	５	単位数を設定する	○			※Ｓ
１２	算定単位	数字	２	算定単位を設定する	○			※４
１３	制限日数・回数	数字	２	制限日数・回数を設定する				
１４	算定回数制限期間	数字	２	制限日数・回数がある場合において、期間を設定する				※４
１５	支給限度額対象区分	数字	１	支給限度額対象区分を設定する				※４
１６	給付率	数字	３	給付率を設定する				※６
１７	利用者負担額	数字	５	利用者負担額を金額で設定する				※Ｓ ※７
１８	事業対象者実施区分	数字	１	事業対象者実施区分を設定する	○			※４
１９	要支援１受給者実施区分	数字	１	要支援１受給者実施区分を設定する	○			※４
２０	要支援２受給者実施区分	数字	１	要支援２受給者実施区分を設定する	○			※４

※１：　異動区分コードにより入力必須項目が異なる。（○：必須）
※２：　「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。(P.42)
※３：　「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月」欄」参照。(P.42)

※４：　「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)
※５：　市町村が国保連合会に総合事業の介護予防ケアマネジメントの支払を委託する場合は、サービス種類コードに“AF：介護予防ケアマネジメント”を設定して送付する必要がある。
※６：　定率のサービスの場合、「給付率」を設定する。
「給付率」は「１００分の○○○」の○○○部分を「１～１００」で設定することとする。
例えば、９０%の場合は「９０」、利用者負担額を０円にする場合は「１００」を設定する。
※７：　定額のサービスの場合、「利用者負担額」を設定する。「利用者負担額」は、算定単位ごとの利用者負担額を円単位で設定する。例えば、利用者負担額を１回１００円にする場合は「１００」、利用者負担額を０円にする場合は「０」を設定する。
※Ｓ：　固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
なお、※Ｓが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

設定パターン例を資料Ⅳ-8 にて示す

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報はサービス種類ごとに新規、変更、終了における入力内容が異なる。各項目の入力内容を以下に示す。(○:入力必須、×:入力不可、空欄:入力任意)

項番	項目名	保険者独自サービス（A2、A6、AF）			保険者独自（定率）サービス（A3、A7、A9、AB、AD）			保険者独自（定額）サービス（A4、A8、AA、AC、AE）		
		新規	変更	終了	新規	変更	終了	新規	変更	終了
１	交換情報識別番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
２	異動年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
３	異動区分コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○
４	異動事由	○	○	○	○	○	○	○	○	○
５	証記載保険者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○
６	サービス種類コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○
７	サービス項目コード	○	○	○	○	○	○	○	○	○
８	適用開始年月	○			○			○		
９	適用終了年月			○			○			○
１０	サービス名称	×	×	×	○			○		
１１	単位数	○			○			○		
１２	算定単位	×	×	×	○			○		
１３	制限日数・回数	×	×	×						
１４	算定回数制限期間	×	×	×						
１５	支給限度額対象区分	×	×	×						
１６	給付率	×	×	×	○			×	×	×
１７	利用者負担額	×	×	×	×	×	×	○		
１８	事業対象者実施区分	×	×	×	○			○		
１９	要支援１受給者実施区分	×	×	×	○			○		
２０	要支援２受給者実施区分	×	×	×	○			○		

項番１３　制限回数日数の設定内容について
項番１２　算定単位と項番１４　算定回数制限期間の設定値により入力内容が異なる。各状態の入力内容を以下に示す。なお、以下内容以外の値を設定した場合エラーとし、台帳登録は行わない。「0」及び未設定時は、無期限として扱う。

		項番１４　算定回数制限期間		
		01：１月につき	08：１日につき	16：１週間につき
項番１２　算定単位	01：１回につき	制限なし（0～99）	制限なし（0～99）	制限なし（0～99）
	02：１日につき	0～31	登録時エラー（※）	0～7
	03：１月につき	0～1	登録時エラー（※）	登録時エラー（※）
	05：１週間につき	0～6	登録時エラー（※）	登録時エラー（※）

※ 登録時エラー：算定単位と算定回数制限期間の関連チェックにてエラーとなる。

設定例１　「１月につき、６日まで」のサービスを登録する場合
　項番１２　算定単位：02（１日につき）
　項番１３　制限日数・回数：6（日）
　項番１４　算定回数制限期間：01（１月につき）

設定例２　「１月につき、２週まで」のサービスを登録する場合
　項番１２　算定単位：05（１週間につき）
　項番１３　制限日数・回数：2（週）
　項番１４　算定回数制限期間：01（１月につき）

（９）介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	5H21	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報	国保連合会へ登録済みの介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報に対する訂正情報	保険者 → 国保連合会	訂正時	伝送 磁気 帳票

		受付媒体種別		
種別	帳票名	伝送	磁気	帳票
訂正情報	介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード情報訂正連絡票	○	○	○

○　…　受付可、×　…　受付不可

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	介護予防･日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報の識別番号を設定する	○	“5H21”固定
2	異動年月日	数字	8	介護予防･日常生活支援総合事業等サービスコード情報に変更が生じた年月日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	○	※２
3	異動事由	数字	2	介護予防･日常生活支援総合事業サービスコード情報の異動事由を設定する		※４
4	訂正年月日	数字	8	介護予防･日常生活支援総合事業サービスコード情報に訂正が生じた日(西暦年月日(YYYYMMDD))を設定する	○	※２
5	訂正区分コード	数字	1	訂正区分コードをする。	○	2：修正 3：削除
6	証記載保険者番号	数字	6	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	※４
7	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを設定する	○	※４ ※５
8	サービス項目コード	英数	4	サービス項目コードを設定する	○	
9	適用開始年月	数字	6	適用開始年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する		※３
１０	適用終了年月	数字	6	適用終了年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する		※３
１１	サービス名称	漢字	６４	サービス名称を設定する		
１２	単位数	数字	5	単位数を設定する		※Ｓ

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力※1	備考
１３	算定単位	数字	２	算定単位を設定する		※４
１４	制限日数・回数	数字	２	制限日数・回数を設定する		
１５	算定回数制限期間	数字	２	制限日数･回数がある場合において、期間を設定する		※４
１６	支給限度額対象区分	数字	１	支給限度額対象区分を設定する		※４
１７	給付率	数字	３	給付率を設定する		※６
１８	利用者負担額	数字	５	利用者負担額を金額で設定する		※Ｓ ※７
１９	事業対象者実施区分	数字	１	事業対象者実施区分を設定する		※４
２０	要支援１受給者実施区分	数字	１	要支援１受給者実施区分を設定する		※４
２１	要支援２受給者実施区分	数字	１	要支援２受給者実施区分を設定する		※４

※１：　必須入力（○）である項目、及び、訂正が発生した項目にのみ入力する。なお、初期化を行いたい項目については、先頭１桁に半角の“＊”を入力する。（但し、証記載保険者番号等キーとなる項目は除く）
※２：　「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。(P.42)
※３：　「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月」欄」参照。(P.42)
※４：　「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)
※５：　市町村が国保連合会に総合事業の介護予防ケアマネジメントの支払を委託する場合は、サービス種類コードに“AF：介護予防ケアマネジメント”を設定して送付する必要がある。
※６：　定率のサービスの場合、「給付率」を設定する。
「給付率」は「１００分の○○○」の○○○部分を「１～１００」で設定することとする。
例えば、９０％の場合は「９０」、利用者負担額を０円にする場合は「１００」を設定する。
※７：　定額のサービスの場合、「利用者負担額」を設定する。「利用者負担額」は、算定単位ごとの利用者負担額を円単位で設定する。例えば、利用者負担額を１回１００円にする場合は「１００」、利用者負担額を０円にする場合は「０」を設定する。
※Ｓ：　固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
なお、※Ｓが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

（１０）高額介護サービス費給付対象者一覧表情報

・明細レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
：					
13	備考	漢字	20	所得区分識別、世帯合算状況等を出力する	

※インタフェース仕様書解説書［保ーインターフェース解説書（３．給付）］についても、以下の通り、更新を行う。

３．３．８　高額介護サービス費給付対象者一覧表情報

項番１３「備考」

略号の組み合わせで出力される。

略号の種類

現：所得区分が“現役並み所得相当”である
般：所得区分が“一般”である
市：所得区分が“市町村民税非課税者等”である
生：所得区分が“生活保護”である
老：“老齢福祉年金受給者”である
単：被保険者単独で高額支給額が計算されている
合：世帯合算で高額支給額が計算されている
２：“利用者負担第２段階該当者”である
自：高額介護サービス費自動償還の対象である
緩１：利用者負担第１段階の激変緩和措置対象者である
緩２：利用者負担第２段階の激変緩和措置対象者である

（１１）共同処理用受給者異動連絡票情報（高額介護サービス費支給処理情報）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
：					
7	世帯主被保険者番号（世帯集約番号）	英数	10	世帯主被保険者番号を設定する 世帯合算で使用する	※5
：					

※５：　ALL0（“0000000000”）が設定された場合、エラーとする。

（１２）給付実績交換情報

①給付実績交換情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	**1138** ※1、※3 ※5、※7 ※9、※11 **※13**	保険者保有給付実績情報	保険者で保有している給付実績情報	保険者 → 国保連合会	月次	伝送 磁気 帳票

※1　サービス提供年月が平成15年3月以前の交換情報識別番号は、“1131”を設定する。
※3　サービス提供年月が平成15年4月以降、平成17年9月以前の交換情報識別番号は、“1132”を設定する。
※5　サービス提供年月が平成17年10月以降、平成18年3月以前の交換情報識別番号は、“1133”を設定する。
※7　サービス提供年月が平成18年4月以降、平成20年3月以前の交換情報識別番号は、“1134”を設定する。
※9　サービス提供年月が平成20年4月以降、平成21年3月以前の交換情報識別番号は、“1135”を設定する。
※11　サービス提供年月が平成21年4月以降、平成24年3月以前の交換情報識別番号は、“1136”を設定する。
※13　サービス提供年月が平成24年4月以降、平成27年3月以前の交換情報識別番号は、“1137”を設定する。

		受付媒体種別		
種別	帳票名	伝送	磁気	帳票
給付実績交換情報	保険者保有給付実績情報	○	○	◎

○　…　必須、×　…　不要、◎　…　必須かつ紙媒体受付の際の入力対象

②給付実績交換情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体	出力形式	
							CSV	帳票形式
(1)	**1148** ※2、※4 ※6、※8 ※10、※12 **※14**	保険者保有給付実績更新結果情報	保険者保有給付実績の更新結果情報	国保連合会 → 保険者	月次	伝送 磁気 帳票	○	○ 汎用紙 Ａ４ヨコ
(2)	**1118** ※2、※4 ※6、※8 ※10、※12 **※14**	国保連合会保有給付実績情報	国保連合会保有の給付実績情報	国保連合会 → 保険者	月次	伝送 磁気 帳票 ※	○	○ 汎用紙 Ａ４タテ

※2　サービス提供年月が平成15年3月以前の交換情報識別番号は、(1)の場合“1141”、(2)の場合“1111”をそれぞれ設定する。

※4　サービス提供年月が平成15年4月以降、平成17年9月以前の交換情報識別番号は、(1)の場合“1142”、(2)の場合“1112”をそれぞれ設定する。

※6　サービス提供年月が平成17年10月以降、平成18年3月以前の交換情報識別番号は、(1)の場合“1143”、(2)の場合“1113”をそれぞれ設定する。

※8　サービス提供年月が平成18年4月以降、平成20年3月以前の交換情報識別番号は、(1)の場合“1144”、(2)の場合“1114”をそれぞれ設定する。

※10　サービス提供年月が平成20年4月以降、平成21年3月以前の交換情報識別番号は、(1)の場合“1145”、(2)の場合“1115”をそれぞれ設定する。

※12　サービス提供年月が平成21年4月以降、平成24年3月以前の交換情報識別番号は、(1)の場合“1146”、(2)の場合“1116”をそれぞれ設定する。

※14　サービス提供年月が平成24年4月以降、平成27年3月以前の交換情報識別番号は、(1)の場合“1147”、(2)の場合“1117”をそれぞれ設定する。

		出力媒体種別		
種別	帳票名	伝送受付分	磁気受付分	帳票受付分
給付実績交換情報	保険者保有給付実績更新結果	伝送返却	磁気返却	帳票返却
	国保連合会保有給付実績	伝送返却	磁気返却	帳票返却

※：帳票の様式については、インタフェース項目に揃えた様式で提供する。
　ただし、大量な枚数になる場合等は、帳票での提供ができない場合がある。

③レコード構成

保険者保有給付実績情報、保険者保有給付実績更新結果情報及び国保連合会保有給付実績情報における
レコード構成と様式の対応は以下の通りである。

	様式第二・二の二	様式第二の三	様式第三・三の二	様式第四・四の二	様式第五・五の二	様式第六～六の七	様式第七・七の二	様式第七の三	様式第八	様式第九	様式第十	様式第十三・十三の二	様式第十四・十四の二	様式第十五	様式（予）	様式（ケ）
基本情報レコード	◎	◎※6	◎	◎	◎	◎	◎	◎※6	◎	◎	◎	◎	◎		◎※6	◎※6
明細情報レコード（複数レコード）	○※8	○※6,8	◎	◎	◎	◎		○※6,9	◎	◎	◎				◎※6	
明細情報（住所地特例）レコード（複数レコード）	○※8	○※6,8						○※6,9								
緊急時施設療養情報レコード（複数レコード）				○※1						○※1						
所定疾患施設療養費等情報レコード（複数レコード）										○※7						
特定診療費・特別療養費情報レコード（複数レコード）				○※2	○※2					○※2	○※2					
食事費用情報レコード									○※3	○※3	○※3					
居宅サービス計画費情報レコード（複数レコード）							◎									
福祉用具販売費情報レコード（複数レコード）												◎				
住宅改修費情報レコード（複数レコード）													◎			
高額介護サービス費情報レコード														◎		
集計情報レコード（複数レコード）	◎	◎※6	◎	◎	◎	◎		◎※6	◎	◎	◎	◎	◎		◎※6	
特定入所者介護サービス費用情報レコード（複数レコード）			○※4	○※4	○※4				○※4	○※4	○※4					
社会福祉法人軽減額情報レコード（複数レコード）	○※5		○※5						○※5							
ケアマネジメント費情報レコード（単一レコード）																◎※6

凡例：　◎…必須レコード　○…実績内容により必要となるレコード　空白…不要なレコード

※１…　緊急時治療費の実績がある場合（様式第九は平成２４年３月以前提供分まで）
※２…　特定診療費・特別療養費の実績がある場合のみ
※３…　食事費用の実績がある場合のみ
※４…　特定入所者介護サービス費等費用の実績がある場合のみ
※５…　社会福祉法人軽減額の情報がある場合のみ
※６…　国保連保有給付実績情報の場合のみ
※７…　緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費の請求がある場合のみ
※８…　明細情報レコード、明細情報（住所地特例）レコードのいずれか一方、又は両方出力
※９…　明細情報レコード、明細情報（住所地特例）レコードのいずれか一方出力

入力必須項目と様式の対応については、P110 参照

・明細情報（住所地特例）レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
１	交換情報識別番号	英数	４	交換情報識別番号を設定する	※４
２	入力識別番号	英数	４	入力元の交換情報識別番号を設定する	※３
３	レコード種別コード	英数	２	レコード種別を設定する	※５
４	証記載保険者番号	数字	８	被保険者証記載の保険者番号を設定する	※２
５	被保険者番号	英数	１０	被保険者番号を設定する	※２
６	サービス提供年月	数字	６	サービス提供年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	※１
７	事業所番号	英数	１０	サービス事業所等の事業所番号を設定する	※２
８	整理番号	数字	１０	整理番号を設定する	
９	サービス種類コード	英数	２	サービス種類コードを設定する	※２
１０	サービス項目コード	英数	４	サービス項目コードを設定する	※２、※８
１１	単位数	数字	４	単位数を設定する	※６ ※Ｓ
１２	日数・回数	数字	２	日数または回数を設定する	※Ｓ
１３	公費１対象日数・回数	数字	２	公費１対象分の日数・回数を設定する	※Ｓ
１４	公費２対象日数・回数	数字	２	公費２対象分の日数・回数を設定する	※Ｓ
１５	公費３対象日数・回数	数字	２	公費３対象分の日数・回数を設定する	※Ｓ
１６	サービス単位数	数字	６	サービス単位数を設定する	※Ｓ
１７	公費１対象サービス単位数	数字	６	公費１対象分単位数を設定する	※Ｓ
１８	公費２対象サービス単位数	数字	６	公費２対象分単位数を設定する	※Ｓ
１９	公費３対象サービス単位数	数字	６	公費３対象分単位数を設定する	※Ｓ
２０	施設所在保険者番号	数字	６	住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する	※２ ※７
２１	摘要	英数	２０		

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
２２	決定後	単位数	数字	４	決定後の単位数を設定する	※６ ※Ｓ
２３		日数・回数	数字	２	決定後の日数・回数を設定する	※Ｓ
２４		公費１対象日数・回数	数字	２	決定後の公費１対象分の日数・回数を設定する	※Ｓ
２５		公費２対象日数・回数	数字	２	決定後の公費２対象分の日数・回数を設定する	※Ｓ
２６		公費３対象日数・回数	数字	２	決定後の公費３対象分の日数・回数を設定する	※Ｓ
２７		サービス単位数	数字	６	決定後のサービス単位数を設定する	※Ｓ
２８		公費１対象サービス単位数	数字	６	決定後の公費１対象分サービス単位数を設定する	※Ｓ
２９		公費２対象サービス単位数	数字	６	決定後の公費２対象分サービス単位数を設定する	※Ｓ
３０		公費３対象サービス単位数	数字	６	決定後の公費３対象分サービス単位数を設定する	※Ｓ
３１	再審査回数		数字	２	再審査の回数を設定する	※Ｓ
３２	過誤回数		数字	２	過誤の回数を設定する	※Ｓ
３３	審査年月		数字	６	審査年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	※１

※1 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月」欄」参照。(P.42)
※2 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※3　入力識別番号と請求明細書（現物）または償還明細書の対応は以下のとおり。

・請求明細書（現物）

入力識別番号									請求明細書
平成13年12月以前	平成14年1月以降	平成15年4月以降	平成17年10月以降	平成18年4月以降	平成20年5月以降	平成21年4月以降	平成24年4月以降	**平成27年4月以降**	
7131									居宅介護ｻｰﾋﾞｽ
―				7132					介護予防ｻｰﾋﾞｽ
7141	7142		7143						短期入所生活介護
―				7144					予防短期生活介護
7151	7152		7153		7155				短期入所老健施設
―				7154	7156				予防短期老健施設
7161	7162	7163	7164						短期入所医療施設
―				7165					予防短期医療施設
7171									認知症型共同生活
―				7172					予防認知症型
―				7173					特定施設・地域特定施設
―				7174					予防特定施設
―				7175					認知症型短期
―				7176					予防認知短期
―							7177		特定生活介護短期
7181		7182	7183						福祉施設・地域福祉施設
7191		7192	7193		7194		7195		介護老人保健施設**サービス**
71A1		71A2	71A3						介護療養型医療施設**サービス**
8121				8122		8124			居宅サービス計画費
―				8123		8125			介護予防支援
―									福祉用具販売費
―									介護予防福祉用具販売費
―									住宅改修費
―									介護予防住宅改修費
―							71P1		介護予防・日常生活支援総合事業費**（経過措置）**請求明細書情報
―							8161		介護予防・日常生活支援総合事業費**（経過措置）**請求明細書（ケアマネジメント費）情報
―								**71R1**	**介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書情報**
―								**8171**	**介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）情報**

・償還明細書

<table>
<tr><th colspan="8">入力識別番号</th><th rowspan="2">償還明細書</th></tr>
<tr><th>平成 13 年
12 月以前</th><th>平成 14 年
1 月以降</th><th>平成 15 年
4 月以降</th><th>平成 17 年
10 月以降</th><th>平成 18 年
4 月以降</th><th>平成 20 年
5 月以降</th><th>平成 21 年
4 月以降</th><th>平成 24 年
4 月以降</th><th>平成 27 年
4 月以降</th></tr>
<tr><td colspan="9">2131</td><td>居宅介護ｻｰﾋﾞｽ</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="6">2132</td><td>介護予防ｻｰﾋﾞｽ</td></tr>
<tr><td>2141</td><td colspan="2">2142</td><td colspan="6">2143</td><td>短期入所生活介護</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="6">2144</td><td>予防短期生活介護</td></tr>
<tr><td>2151</td><td colspan="2">2152</td><td colspan="2">2153</td><td colspan="4">2155</td><td>短期入所老健施設</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td>2154</td><td colspan="4">2156</td><td>予防短期老健施設</td></tr>
<tr><td>2161</td><td>2162</td><td>2163</td><td colspan="6">2164</td><td>短期入所医療施設</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="6">2165</td><td>予防短期医療施設</td></tr>
<tr><td colspan="9">2171</td><td>認知症型共同生活</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="6">2172</td><td>予防認知症型</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="6">2173</td><td>特定施設・地域特定施設</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="6">2174</td><td>予防特定施設</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="6">2175</td><td>認知症型短期</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="6">2176</td><td>予防認知短期</td></tr>
<tr><td colspan="6">－</td><td colspan="3">2177</td><td>特定生活介護短期</td></tr>
<tr><td>2181</td><td colspan="2">2182</td><td colspan="6">2183</td><td>福祉施設・地域福祉施設</td></tr>
<tr><td>2191</td><td colspan="2">2192</td><td colspan="2">2193</td><td colspan="2">2194</td><td colspan="3">2195</td><td>介護老人保健施設サービス</td></tr>
<tr><td>21A1</td><td colspan="2">21A2</td><td colspan="6">21A3</td><td>介護療養型医療施設サービス</td></tr>
<tr><td colspan="3">21B1</td><td colspan="2">21B2</td><td colspan="4">21B4</td><td>居宅サービス計画費</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="2">21B3</td><td colspan="4">21B5</td><td>介護予防支援</td></tr>
<tr><td colspan="9">21C1</td><td>福祉用具販売費</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="6">21C2</td><td>介護予防福祉用具販売費</td></tr>
<tr><td colspan="9">21D1</td><td>住宅改修費</td></tr>
<tr><td colspan="3">－</td><td colspan="6">21D2</td><td>介護予防住宅改修費</td></tr>
<tr><td colspan="9">－</td><td>介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求明細書情報</td></tr>
<tr><td colspan="9">－</td><td>介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求明細書（ケアマネジメント費）情報</td></tr>
<tr><td colspan="9">－</td><td>介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書情報</td></tr>
<tr><td colspan="9">－</td><td>介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）情報</td></tr>
</table>

※4 交換情報識別番号の内容は以下のとおり。

交換情報識別番号 サービス提供年月								内容
平成15年 3月以前	平成15 年4月 以降	平成17 年10月 以降	平成18年 4月以降	平成20年 4月以降	平成21年 4月以降	平成24年 4月以降	**平成27年 4月以降**	
1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	**1138**	保険者保有給付実績情報
1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	**1148**	保険者保有給付実績更新結果情報
1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	**1118**	国保連合会保有給付実績情報

※5 交換情報識別番号が”1138”の場合には”14”。
交換情報識別番号が”1148”、”1118”の場合には”DD”。
※6 以下のサービスを記載する場合には、“０”または NULL を設定する。
福祉用具貸与（介護予防を含む）
訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1 回につき」及び「1 日につき」のサービスコードを記載する場合を除く）
※7 項番4の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する。
※8 サービス提供年月が平成２７年４月以降の場合、英字も設定される（明細情報レコードも同様）。
※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

（１３）介護予防ケアマネジメント負担金情報

① 受け渡し概要図

a. 介護予防ケアマネジメント負担金情報受け渡し概要

保険者	国保連合会
1. 施設所在保険者は、前年 1 月 1 日から 12 月 31 日の期間に介護予防ケアマネジメントとして要した費用を、介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書情報として提出する。	
	2. 国保連合会は、受け付けた介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書情報（伝送、磁気、帳票のいずれかで受付）の受付チェックを実施し、エラーを発見した場合、施設所在保険者へエラーを通知する。
3. 施設所在保険者は、受付チェックでエラーとなった情報のチェックを行い、誤りを修正した後、国保連合会に再提出する。	
	4. 施設所在保険者から請求された金額を被保険者所在の保険者ごとに集計し、請求支払額として算出する。 負担金の請求または支払のある保険者に、介護予防ケアマネジメント負担金調整額通知書情報を送付する。 また、負担金を国保連合会に支払う必要のある保険者に、介護予防ケアマネジメント負担金払込請求書情報を送付する。
5. 被保険者所在の保険者は、介護予防ケアマネジメント負担金調整額通知書情報を受け取る。保険者は国保連合会より入手した介護予防ケアマネジメント負担金払込請求書情報を基に負担金の支払処理を行う。	
	6. 負担金を国保連合会から受け取る保険者に、負担金の支払処理を行う。
7. 国保連合会から負担金を受け取る。	
備考	

b. 介護予防ケアマネジメント負担金情報受け渡し概要図

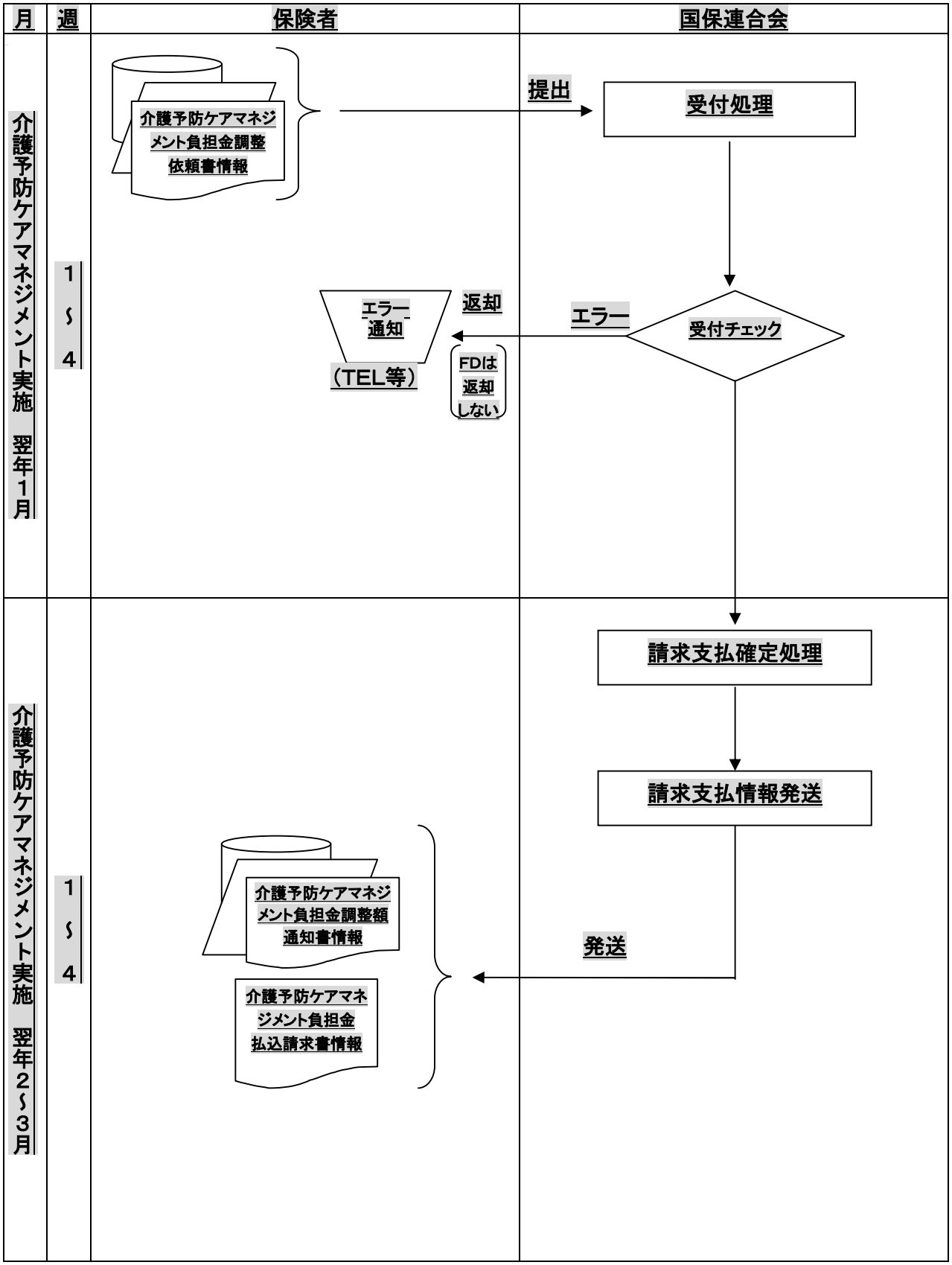

②介護予防ケアマネジメント負担金情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	1811	介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書情報	施設所在保険者が介護予防ケアマネジメントに要した費用を被保険者所在の保険者へ請求するための情報	保険者 → 国保連合会	年次	伝送 磁気 帳票

		受付媒体種別		
種別	帳票名	伝送	磁気	帳票
介護予防ケアマネジメント負担金情報	介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書情報	○	○	○

○ … 必須、× … 不要

a. 介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書情報

・ヘッダレコード

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	交換情報識別番号を設定する	○	“1811”固定
2	帳票レコード種別	英数	2	帳票レコード種別文字を設定する	○	“H1”固定
3	施設所在保険者番号	数字	6	住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する	○	※１
4	開始年月	数字	6	開始年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	○	※２　※４
5	終了年月	数字	6	終了年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	○	※２　※５
6	作成年月日	数字	8	作成年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○	※３

※1 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)
※2 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月」欄」参照。(P.42)
※3 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月日」欄」参照。(P.42)
※4 各年の 1 月を設定する。ただし、平成 27 年のみ 4 月を設定する。
※5 各年の 12 月を設定する。

・明細レコード

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
１	交換情報識別番号	英数	４	介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書情報の識別番号を設定する	○	“1811”固定
２	証記載保険者番号	数字	６	被保険者証に記載された保険者番号を設定する	○	※１　※２
３	被保険者番号	英数	１０	被保険者番号を設定する	○	※１　※２
４	被保険者氏名（カナ）	英数	２５	被保険者氏名をカナ文字で設定する	○	
５	金額	数字	６	介護予防ケアマネジメントに要した金額を設定する	○	

※1 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)
※2 広域連合・政令市の被保険者は、区間異動した場合、証記載保険者ごとに金額を分けて記載する。

・トレーラレコード

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
１	交換情報識別番号	英数	４	交換情報識別番号を設定する	○	“1811”固定
２	帳票レコード種別	英数	２	帳票レコード種別文字を設定する	○	“T1”固定
３	合計金額	数字	１２	請求するすべての被保険者の金額の合計を設定する	○	

レコード構成図

介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書情報

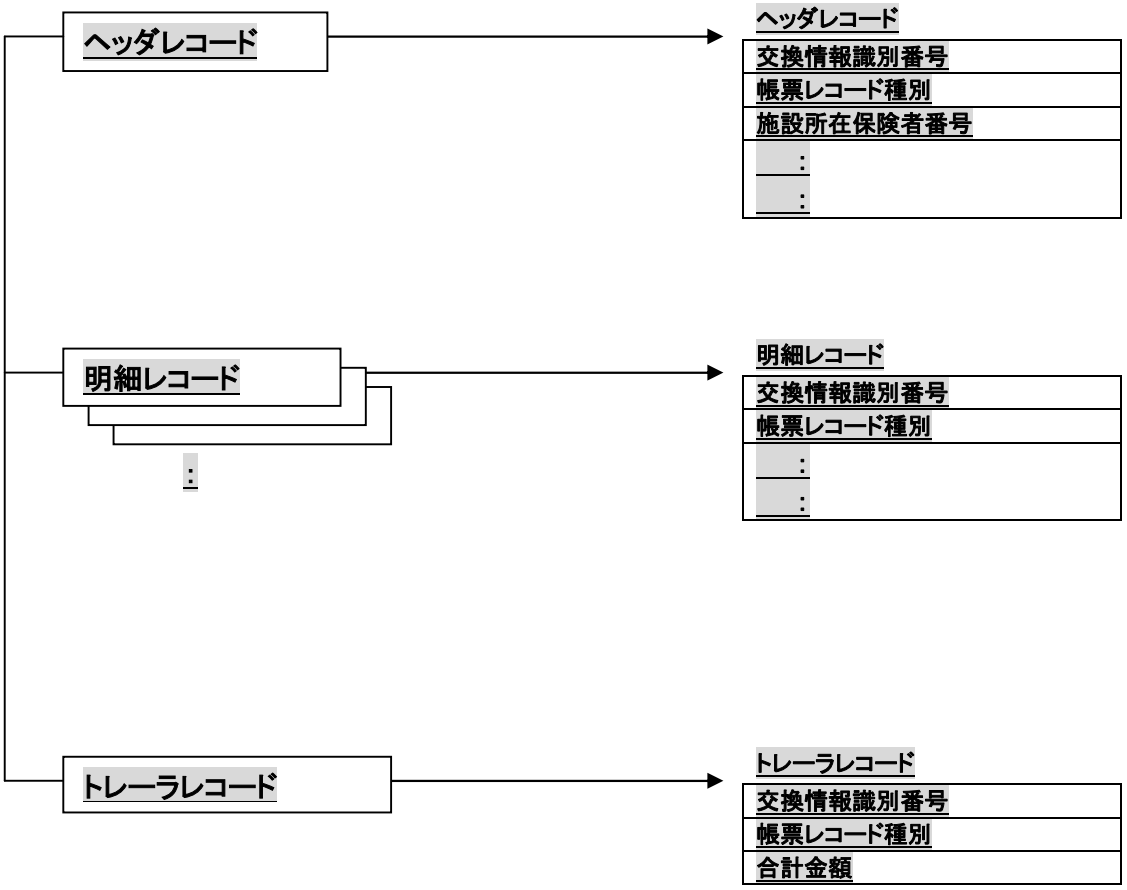

レコード構成図

レコードの編綴（ファイル内の格納順序）

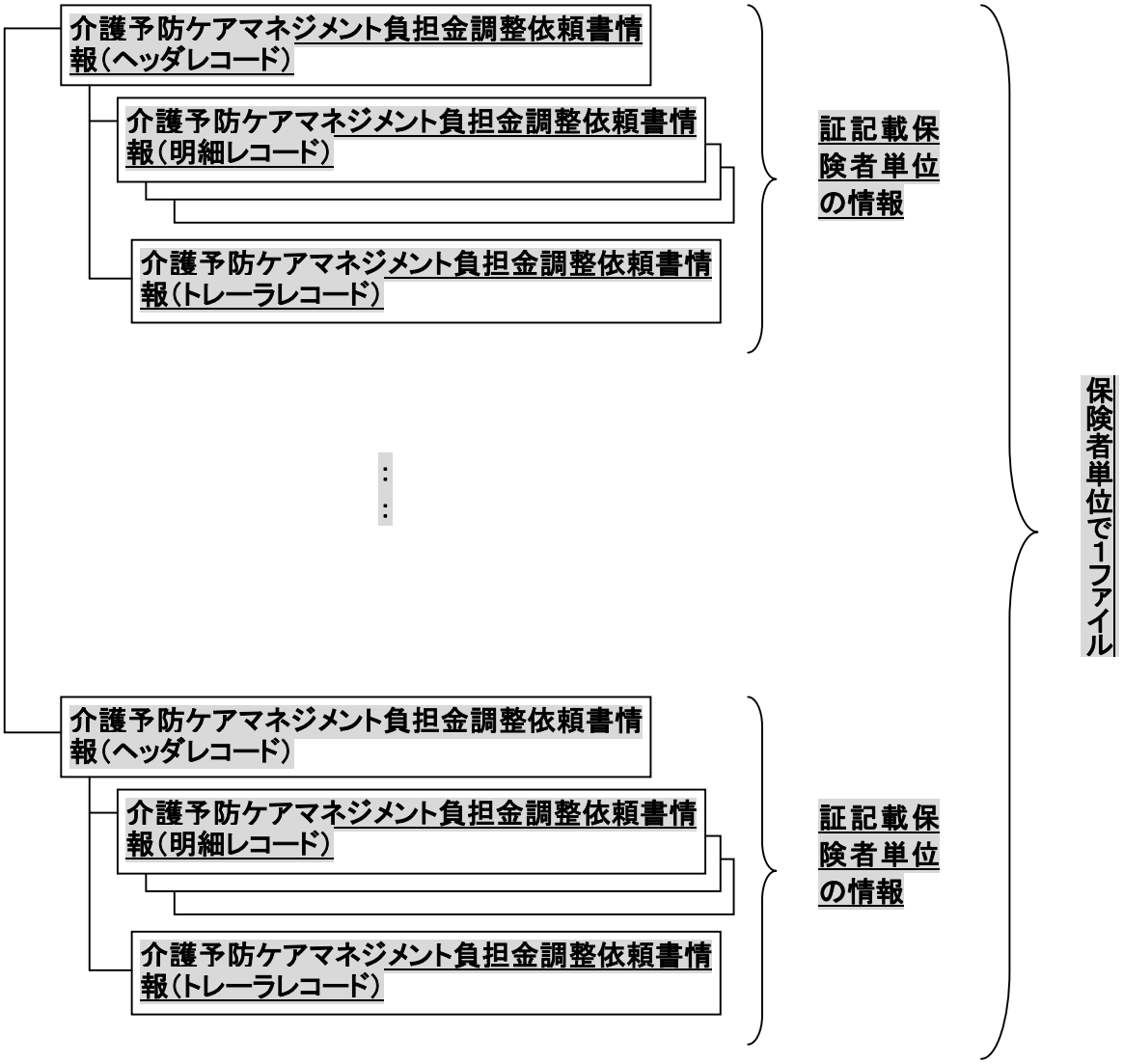

③介護予防ケアマネジメント負担金情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体	出力形式	
							CSV	帳票形式
(1)	1821	介護予防ケアマネジメント負担金払込請求書情報	保険者が介護予防ケアマネジメント負担金を国保連合会へ納入するための払込請求書情報	国保連合会→保険者	年次	帳票		○ 汎用紙 A3タテ ※１
(2)	1831	介護予防ケアマネジメント負担金調整額通知書情報	介護予防ケアマネジメント負担金の請求一覧及び支払額又は請求額を通知するための情報	国保連合会→保険者	年次	伝送 磁気 帳票	○	○ 汎用紙 A4タテ ※２

※1　保険者からの申し出により、合併後の保険者に合併前の保険者分を合算する。
※2　以下の単位で情報を出力する。
・保険者からの申し出により、合併前保険者と合併後保険者、及び、合併後の保険者に合併前の保険者を合算した情報
・広域連合・政令市の構成市区町村単位、及び、構成市区町村単位の情報を合算した広域連合・政令市単位の情報

種別	帳票名	出力媒体種別		
介護予防ケアマネジメント負担金情報	介護予防ケアマネジメント負担金払込請求書情報	帳票返却		
	介護予防ケアマネジメント負担金調整額通知書情報	伝送返却	磁気返却	帳票返却

a. 介護予防ケアマネジメント負担金調整額通知書情報

・ヘッダレコード

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	交換情報識別番号を出力する	“1831”固定
2	帳票レコード種別	英数	2	帳票レコード種別文字を出力する	“H1”固定
3	保険者番号	数字	6	保険者番号を出力する	※１
4	保険者名	漢字	４０	保険者名を出力する	
5	開始年月	数字	6	開始年月（西暦年月(YYYYMM)）を出力する	※２　※４
6	終了年月	数字	6	終了年月（西暦年月(YYYYMM)）を出力する	※２　※５
7	作成年月日	数字	8	作成年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を出力する	※３
8	頁	数字	5	“1”固定	
9	国保連合会名	漢字	３０	国保連合会名を出力する	

※1 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)
※2 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月」欄」参照。(P.42)
※3 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月日」欄」参照。(P.42)
※4　各年の 1 月を出力する。ただし、平成 27 年のみ 4 月を出力する。
※5　各年の 12 月を出力する。

・明細レコード

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
１	交換情報識別番号	英数	４	交換情報識別番号を出力する	“1831”固定
２	帳票レコード種別	英数	２	帳票レコード種別文字を出力する	“D1”固定
３	被保険者番号	英数	１０	施設所在保険者から請求された被保険者の被保険者番号を出力する	※１
４	被保険者氏名（カナ）	英数	２５	施設所在保険者から請求された被保険者の被保険者氏名を出力する	半角カナ出力
５	金額	数字	８	請求金額を出力する	
６	施設所在保険者番号	数字	６	施設所在保険者の番号を出力する	※１
７	施設所在保険者名	漢字	４０	施設所在保険者の保険者名を出力する	

※1 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

・トレーラレコード

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
１	交換情報識別番号		英数	４	交換情報識別番号を出力する	“1831”固定
２	帳票レコード種別		英数	２	帳票レコード種別文字を出力する	“T1”固定
３	負担金調整依頼書	保険者数	数字	４	請求する保険者の数を出力する	
４		人数	数字	８	請求する被保険者の数を出力する	
５		調整額	数字	１２	請求する金額を出力する	
６	負担金調整額通知書	保険者数	数字	４	請求元の施設所在保険者の数を出力する	
７		人数	数字	８	請求元の被保険者の数を出力する	
８		調整額	数字	１２	請求元の金額を出力する	
９	差引支払額		数字	１３	負担金調整依頼書の調整額から負担金調整額通知書の調整額を除した額を出力する	※Ｓ

※Ｓ　固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
　なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

レコード構成図

介護予防ケアマネジメント負担金調整額通知書情報

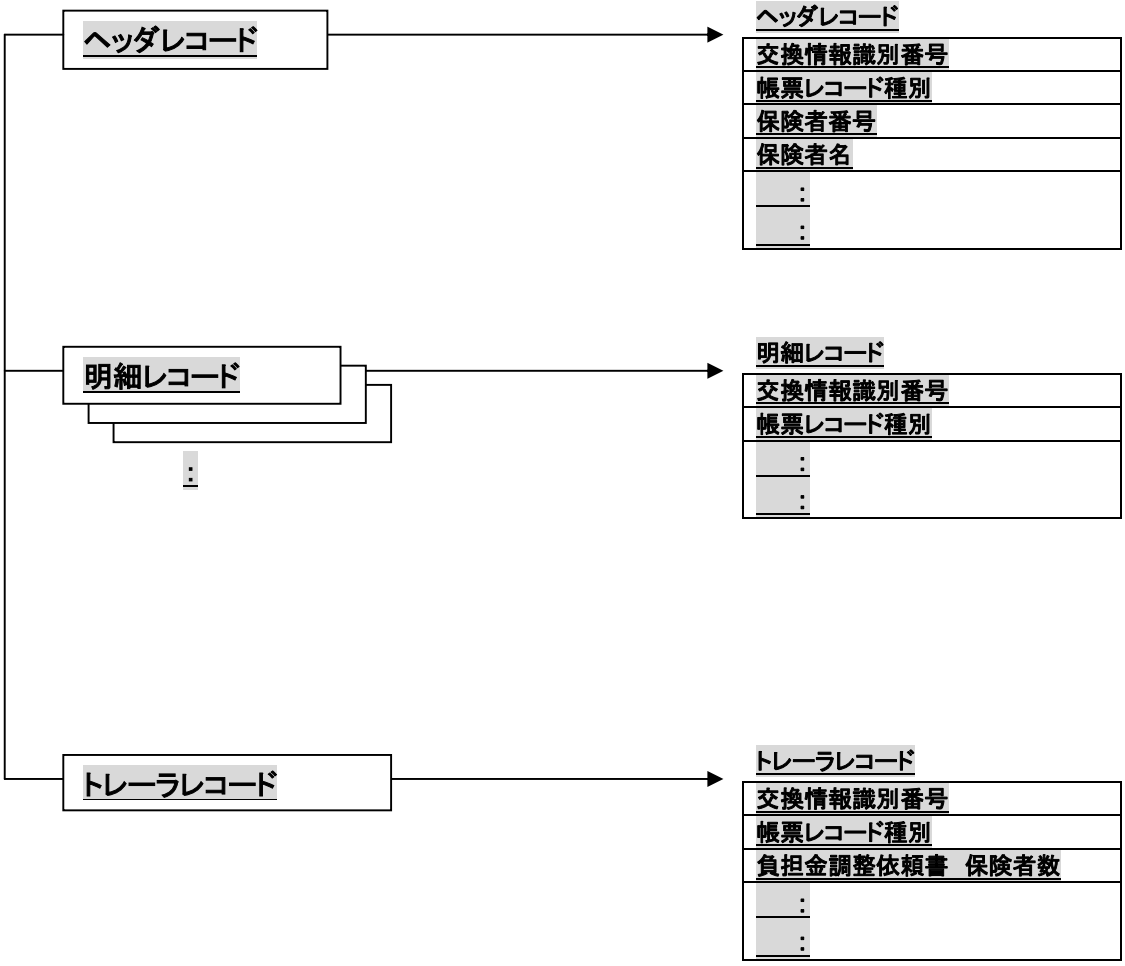

レコード構成図

レコードの編綴（ファイル内の格納順序）

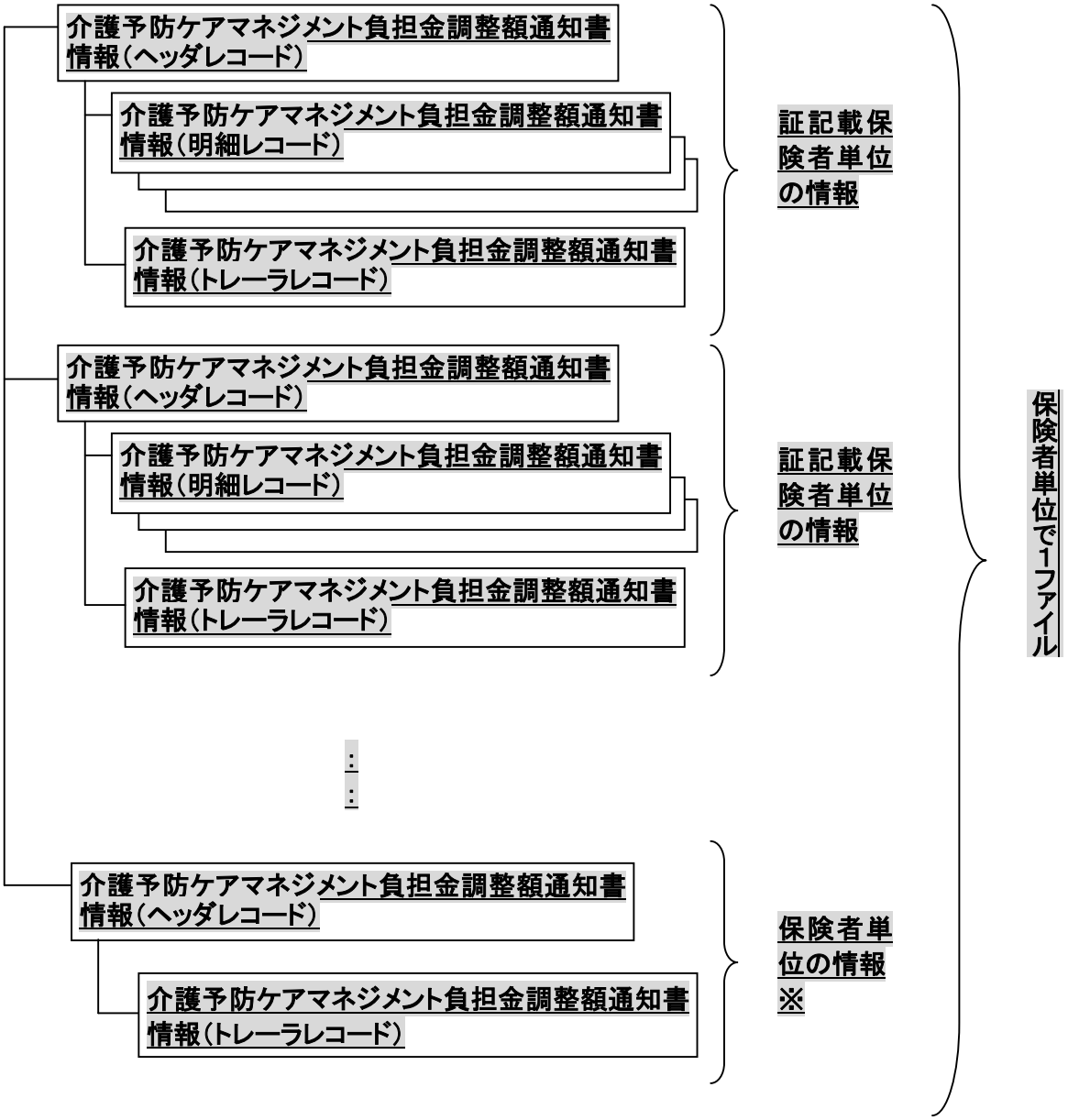

※以下の場合に出力する。
- ・保険者からの申し出により、合併後の保険者に合併前の保険者を合算する場合
- ・広域連合・政令市で、複数の構成市区町村が存在する場合

（１） 介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報（複数レコード）

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
１	交換情報識別番号		英数	４	交換情報識別番号を設定する	○	“7113”固定
２	サービス提供年月		数字	６	介護予防･日常生活支援総合事業費請求書の該当するサービス提供年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	○	※2
３	事業所番号		英数	１０	請求を行ったサービス事業所等の事業所番号を設定する	○	※1
４	保険・公費等区分コード		数字	１	保険･公費等区分コードを設定する	○	※1
５	法別番号		数字	２	保険者請求分の場合は０、公費請求分の場合は法別番号を設定する。	○	※1
６	請求情報区分コード		数字	２	請求情報区分コードを設定する	○	※1
７	サービス費用	件数	数字	６	サービス費用の件数を設定する	○	※Ｓ
８		単位数	数字	１１	サービス費用の単位数を設定する	○	※Ｓ
９		費用合計	数字	１２	サービス費用の合計を設定する	○	※Ｓ
１０		事業費請求額	数字	１２	サービス費用の事業費請求額を設定する	○	※Ｓ
１１		公費請求額	数字	１２	サービス費用の公費請求額を設定する	○	※Ｓ
１２		利用者負担	数字	１２	サービス費用の利用者負担額を設定する	○	※Ｓ

※1 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。（P.31）

※2 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月」欄」参照。（P.42）

※S　固定長形式で表現する場合の「符号付きアンパック（ゾーン）10進数形式項目〔以下：符号付き形式項目〕」

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なしアンパック（ゾーン）10進数形式項目〔以下：符号なし形式項目〕」である。

（２） 介護給付費請求明細書情報

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	7113 ※12	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	サービス事業所等から介護予防・日常生活支援総合事業費請求を行う際に提出するサービス事業所単位の集計情報	サービス事業所等 → 国保連合会	月次	伝送 磁気 帳票
(2)	71R1 ※12	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書情報	サービス事業所等から介護予防・日常生活支援総合事業費請求を行う際に提出する被保険者単位の明細情報	サービス事業所等 → 国保連合会	月次	伝送 磁気 帳票

※12 サービス提供年月が平成27年4月以降の場合に設定する。

		受付媒体種別		
種別	帳票名	伝送	磁気	帳票
介護給付費請求書	介護給付費請求書	○	○	◎
	介護給付費請求書別紙	○※4	○※4	◎※4
		×※5	×※5	×※5
	介護給付費明細書	○	○	◎
介護予防･日常生活支援総合事業費（経過措置）請求書	介護予防･日常生活支援総合事業費（経過措置）請求書	○	○	
	介護予防･日常生活支援総合事業費（経過措置）請求明細書	○	○	
介護予防･日常生活支援総合事業費請求書	介護予防･日常生活支援総合事業費請求書	○	○	◎
	介護予防･日常生活支援総合事業費請求明細書	○	○	◎

○ … 必須、× … 不要、◎ … 必須かつ紙媒体受付の際の入力対象
※４ 平成14年1月以前の場合
※５ 平成14年2月以降の場合

格納が必要なレコードと様式の対応は以下の通りである。

様式第二の三 … 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書

（訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費）

	様式第二・二の二	**様式第二の三**	様式第三・三の二	様式第四・四の二	様式第五・五の二	様式第六～六の七	様式第八	様式第九	様式第十	様式（予）
基本情報レコード	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
明細情報レコード（複数レコード）	○※7	○※7	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
明細情報（住所地特例）レコード（複数レコード）	○※7	○※7								
緊急時施設療養情報レコード（複数レコード）				○※1				○※1		
所定疾患施設療養費等情報レコード（複数レコード）								○※6		
特定診療費・特別療養費情報レコード（複数レコード）				○※2	○※2			○※2	○※2	
食事費用情報レコード							○※3	○※3	○※3	
集計情報レコード（複数レコード）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
特定入所者介護サービス費用情報レコード（複数レコード）			○※4	○※4	○※4		○※4	○※4	○※4	
社会福祉法人軽減額情報レコード（複数レコード）	○※5		○※5				○※5			

凡例： ◎…必須レコード ○…請求内容により必要となるレコード 空白…不要なレコード

※1… 緊急時施設療養の請求がある場合のみ（様式第九は平成24年3月以前提供分まで）

※2… 特定診療費・特別療養費の請求がある場合のみ

※3… 食事費用の請求がある場合のみ

※4… 特定入所者介護サービス費等費用の請求がある場合のみ

※5… 社会福祉法人軽減額の情報がある場合のみ

※6… 緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費の請求がある場合のみ

※7… 明細情報レコード、明細情報（住所地特例）レコードのいずれか一方、又は両方入力

・基本情報レコード

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
:						
４	事業所番号		英数	１０	請求を行ったサービス事業所等の事業所番号を設定する	※３
:						
１９	居宅サービス計画	居宅サービス計画作成区分コード	数字	１	居宅サービス計画作成者の区分（作成者区分）を設定する	※３
２０	居宅サービス計画	事業所番号（居宅介護支援事業所）	英数	１０	居宅介護支援事業所番号を設定する。	項番１９が「居宅介護支援事業所作成」又は「介護予防支援事業所・地域包括支援センター作成」のとき必須
:						

※３　「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。（インタフェース仕様書　共通編 P.31）

・明細情報レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
:					
4	事業所番号	英数	10	請求を行ったサービス事業所等の事業所番号を設定する	※3
5	証記載保険者番号	数字	8	被保険者証記載の保険者番号を設定する	※3
6	被保険者番号	英数	10	被保険者証記載の被保険者の被保険者番号を設定する	※3
7	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを設定する	※3　※5
8	サービス項目コード	英数	4	サービス項目コードを設定する	※3　※5
9	単位数	数字	4	単位数を設定する	※4　※6 ※S
:					

※３　「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。（インタフェース仕様書　共通編 P.31）

※５　サービス提供年月が平成１５年４月以降平成１７年９月以前の場合、食事サービス（サービス種類コード 50）の該当情報を設定する。

※６　介護予防・日常生活支援総合事業の保険者独自（定率）サービス、保険者独自（定額）サービスにおいて、算定単位が「1 月につき」のサービスコードを記載する場合、単位数の記載を省略できる。

・明細情報（住所地特例）レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	交換情報識別番号を設定する	※1
2	レコード種別コード	数字	2	14を設定する （明細情報（住所地特例）レコード）	
3	サービス提供年月	数字	6	請求対象となるサービス提供年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	※2
4	事業所番号	英数	10	請求を行ったサービス事業所等の事業所番号を設定する	※3
5	証記載保険者番号	数字	8	被保険者証記載の保険者番号を設定する	※3
6	被保険者番号	英数	10	被保険者証記載の被保険者の被保険者番号を設定する	※3
7	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを設定する	※3
8	サービス項目コード	英数	4	サービス項目コードを設定する	※3
9	単位数	数字	4	単位数を設定する	※4　※6 ※S
10	日数・回数	数字	2	日数または回数を設定する	※S
11	公費1対象日数・回数	数字	2	公費1対象日数・回数	※S
12	公費2対象日数・回数	数字	2	公費2対象日数・回数	※S
13	公費3対象日数・回数	数字	2	公費3対象日数・回数	※S
14	サービス単位数	数字	6	対象分のサービス単位数を設定する	※S
15	公費1対象サービス単位数	数字	6	公費1対象分のサービス単位数を設定する	※S
16	公費2対象サービス単位数	数字	6	公費2対象分のサービス単位数を設定する	※S
17	公費3対象サービス単位数	数字	6	公費3対象分のサービス単位数を設定する	※S
18	施設所在保険者番号	数字	6	住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する	※3　※5
19	摘要	英数	20		

※1　設定する内容は様式による。様式と交換情報識別番号の対応は P15 を参照のこと。

※2 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月」欄」参照。(P.42)

※3 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※4　以下のサービスを記載する場合には、“０”または NULL を設定する。

・　福祉用具貸与（介護予防を含む）

・　訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（ただし、日割り計算用のサービスコード並びに算定単位が「1 回につき」及び「1 日につき」のサービスコードを記載する場合を除く）

※5　項番5の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する。

※6　介護予防・日常生活支援総合事業の保険者独自（定率）サービス、保険者独自（定額）サービスにおいて、算定単位が「1 月につき」のサービスコードを記載する場合、単位数の記載を省略できる。

※S　固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

交換情報識別番号については、P94、95 参照

入力必須項目と様式の対応表

様式第二…　　居宅サービス介護給付費明細書

（訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護**（短期利用以外）**・複合型サービス**(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護（短期利用）・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)）**）

様式第二の二…　介護予防サービス給付費請求明細書

（介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）

様式第二の三…　介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書

（訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス）

様式第三…　　居宅サービス介護給付費明細書

（短期入所生活介護）

様式第三の二…　介護予防サービス給付費請求明細書

（介護予防短期入所生活介護）

様式第四…　　居宅サービス介護給付費明細書

（介護保健施設における短期入所療養介護）

様式第四の二…　介護予防サービス給付費請求明細書

（介護保健施設における介護予防短期入所療養介護）

様式第五…　　居宅サービス介護給付費明細書

（病院または診療所における短期入所療養介護）

様式第五の二…　介護予防サービス給付費請求明細書

（病院または診療所における介護予防短期入所療養介護）

様式第六…　　居宅サービス介護給付費明細書

（認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護（平成１８年３月サービス以前））

様式第六の二…　介護予防サービス給付費請求明細書

（介護予防認知症対応型共同生活介護）

様式第六の三…　居宅サービス介護給付費明細書

（特定施設入居者生活介護（平成１８年４月サービス以降）・地域密着型特定施設入居者生活介護）

様式第六の四…　介護予防サービス給付費請求明細書

（介護予防特定施設入居者生活介護）

様式第六の五…　居宅サービス介護給付費明細書

（認知症対応型共同生活介護（短期利用型））

様式第六の六…　介護予防サービス給付費請求明細書
（介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型））
様式第六の七…　居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書
（特定施設入居者生活介護（短期利用型）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型））
様式第八…　施設介護給付費請求明細書
（介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設）
様式第九…　施設介護給付費請求明細書
（介護老人保健施設）
様式第十…　施設介護給付費請求明細書
（介護療養型医療施設）
様式（予）…　介護予防・日常生活支援総合事業費**（経過措置）**請求明細書
（予防サービス費・生活支援サービス費）

基本情報レコード															
項番	項目名		様式第二・二の二	様式第二の三	様式第三・三の二	様式第四・四の二	様式第五・五の二	様式第六・六の二	様式第六の三・六の四	様式第六の五～六の七	様式第八	様式第九	様式第十	様式(予)	備考
1	交換情報識別番号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2	レコード種別コード		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
3	サービス提供年月		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
4	事業所番号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
5	証記載保険者番号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
6	被保険者番号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
7	公費1	負担者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8		受給者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	公費2	負担者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10		受給者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
11	公費3	負担者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
12		受給者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13	被保険者情報	生年月日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
14		性別コード	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
15		要介護状態区分コード	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
16		旧措置入所者特例									◎				
17		認定有効期間開始年月日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
18		認定有効期間終了年月日	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	

項番	項目名			様式第二・二の二	様式第二の三	様式第三・三の二	様式第四・四の二	様式第五・五の二	様式第六・六の二	様式第六の三・六の四	様式第六の五～六の七	様式第八	様式第九	様式第十	様式（予）	備考
１９	居宅サービス計画		居宅サービス計画作成区分コード	○	○	◎	◎	◎			◎					
２０			事業所番号（居宅介護支援事業所等）	○	○	○	○	○			○					
２１	開始年月日			○	○										○	
２２	中止年月日			○	○										○	
２３	中止理由・入所（院）前の状況コード			○					◎＊2	◎＊2		◎＊2	◎＊2	◎＊2		
２４	入所（院）年月日					◎＊1	◎＊1	◎＊1	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
２５	退所（院）年月日					○＊1	○＊1	○＊1	○	○	○	○	○	○		
２６	入所（院）実日数								◎	◎		◎	◎	◎		
２７	外泊日数								○	○		○	○	○		
２８	退所（院）後の状態コード								○	○		○	○	○		
２９	保険給付率			◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
３０	公費１給付率			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
３１	公費２給付率			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
３２	公費３給付率			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
３３	合計情報	保険	サービス単位数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
３４			請求額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
３５			利用者負担額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
３６			緊急時施設療養費請求額				○						○			
３７			特定診療費請求額				○	○					○	○		
３８			特定入所者介護サービス費等請求額			○	○	○				○	○	○		

項番	項目名			様式第二・二の二	様式第二の三	様式第三・三の二	様式第四・四の二	様式第五・五の二	様式第六・六の二	様式第六の三・六の四	様式第六の五～六の七	様式第八	様式第九	様式第十	様式（予）	備考
３９	合計情報	公費１	サービス単位数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
４０			請求額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
４１			本人負担額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
４２			緊急時施設療養費請求額				○						○			
４３			特定診療費請求額				○	○					○	○		
４４			特定入所者介護サービス費等請求額									○	○	○		
４５	合計情報	公費２	サービス単位数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
４６			請求額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
４７			本人負担額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
４８			緊急時施設療養費請求額				○						○			
４９			特定診療費請求額				○	○					○	○		
５０			特定入所者介護サービス費等請求額									○	○	○		
５１	合計情報	公費３	サービス単位数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
５２			請求額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
５３			本人負担額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
５４			緊急時施設療養費請求額				○						○			
５５			特定診療費請求額				○	○					○	○		
５６			特定入所者介護サービス費等請求額									○	○	○		

凡例　◎…必須項目　○…請求内容により設定する項目　空白…設定不要

*1　サービス提供年月が平成14年1月以降のサービスについて、凡例に従い、入力必須もしくは請求内容により入力を必須とするよう変更する。なお、サービス提供年月が平成13年12月以前のサービスについて設定があった場合、無視される。

*2　サービス提供年月が平成21年4月以降のサービスについて、入力を必須とする。なお、サービス提供年月が平成21年3月以前のサービスについては、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

明細情報レコード（複数レコード）												
項番	項目名	様式第二・二の二	様式第二の三	様式第三・三の二	様式第四・四の二	様式第五・五の二	様式第六～六の七	様式第八	様式第九	様式第十	様式（予）	備考
１	交換情報識別番号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
２	レコード種別コード	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
３	サービス提供年月	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
４	事業所番号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
５	証記載保険者番号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
６	被保険者番号	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
７	サービス種類コード	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
８	サービス項目コード	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
９	単位数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
１０	日数・回数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
１１	公費１対象日数･回数	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
１２	公費２対象日数･回数	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
１３	公費３対象日数･回数	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
１４	サービス単位数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
１５	公費１対象サービス単位数	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
１６	公費２対象サービス単位数	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
１７	公費３対象サービス単位数	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
１８	摘要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

凡例　◎…必須項目　○…請求内容により設定する項目　空白…設定不要

明細情報（住所地特例）レコード（複数レコード）

項番	項目名	様式第二・二の二	様式第二の三	様式第三・三の二	様式第四・四の二	様式第五・五の二	様式第六～六の七	様式第八	様式第九	様式第十	様式（予）	備考
１	交換情報識別番号	◎	◎									
２	レコード種別コード	◎	◎									
３	サービス提供年月	◎	◎									
４	事業所番号	◎	◎									
５	証記載保険者番号	◎	◎									
６	被保険者番号	◎	◎									
７	サービス種類コード	◎	◎									
８	サービス項目コード	◎	◎									
９	単位数	◎	◎									
１０	日数・回数	◎	◎									
１１	公費１対象日数･回数	○	○									
１２	公費２対象日数･回数	○	○									
１３	公費３対象日数･回数	○	○									
１４	サービス単位数	◎	◎									
１５	公費１対象サービス単位数	○	○									
１６	公費２対象サービス単位数	○	○									
１７	公費３対象サービス単位数	○	○									
１８	施設所在保険者番号	◎	◎									
１９	摘要	○	○									

凡例　◎…必須項目　○…請求内容により設定する項目　空白…設定不要

集計情報レコード（複数レコード）															
項番	項目名		様式第二・二の二	様式第二の三	様式第三・三の二	様式第四・四の二	様式第五・五の二	様式第六・六の二	様式第六の三・六の四	様式第六の五～六の七	様式第八	様式第九	様式第十	様式（予）	備考
1	交換情報識別番号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
2	レコード種別コード		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
3	サービス提供年月		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
4	事業所番号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
5	証記載保険者番号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
6	被保険者番号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
7	サービス種類コード		◎	◎	◎ *1	◎ *1	◎ *1	◎ *1	◎ *1	◎ *1	◎ *1	◎ 52 固定	◎ 53 固定	◎	
8	サービス実日数		◎	◎	◎ *2	◎ *2	◎ *2			◎				◎	
9	計画単位数		◎	◎	◎ *2	◎ *2	◎ *2		◎ *4	◎				◎	
10	限度額管理対象単位数		◎	◎	◎ *2	◎ *2	◎ *2		◎ *4	◎				◎	
11	限度額管理対象外単位数		◎	◎	◎ *2	◎ *2	◎ *2		○ *5	◎				◎	
12	短期入所計画日数				*3	*3	*3								
13	短期入所実日数				*3	*3	*3								
14	保険	単位数合計	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
15		単位数単価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16		請求額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17		利用者負担額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	公費1	単位数合計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19		請求額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20		本人負担額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
21	公費2	単位数合計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
22		請求額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
23		本人負担額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

項番	項目名		様式第二・二の二	様式第二の三	様式第三・三の二	様式第四・四の二	様式第五・五の二	様式第六・六の二	様式第六の三・六の四	様式第六の五～六の七	様式第八	様式第九	様式第十	様式（予）	備考
２４	公費３	単位数合計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
２５		請求額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
２６		本人負担額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
２７	保険分出来高医療費	単位数合計				○	○					○	○		
２８		請求額				○	○					○	○		
２９		出来高医療費利用者負担額				○	○					○	○		
３０	公費１分出来高医療費	単位数合計				○	○					○	○		
３１		請求額				○	○					○	○		
３２		出来高医療費本人負担額				○	○					○	○		
３３	公費２分出来高医療費	単位数合計				○	○					○	○		
３４		請求額				○	○					○	○		
３５		出来高医療費本人負担額				○	○					○	○		
３６	公費３分出来高医療費	単位数合計				○	○					○	○		
３７		請求額				○	○					○	○		
３８		出来高医療費本人負担額				○	○					○	○		

凡例　◎…必須項目　○…請求内容により設定する項目　空白…設定不要

*1　様式第三の場合21固定、様式第三の二の場合24固定、様式第四の場合22固定、様式第四の二の場合25固定、様式第五の場合23固定、様式第五の二の場合26固定、様式第六で認知症対応型共同生活介護の場合32固定、様式第六で平成18年3月サービス以前の特定施設入居者生活介護の場合33固定、様式第六の二の場合37固定、様式第六の三で平成18年4月サービス以降の特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）の場合33固定、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）の場合36固定、様式第六の四の場合35固定、様式第六の五の場合38固定、様式第六の六の場合39固定、様式第六の七で特定施設入居者生活介護（短期利用型）の場合27固定、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）の場合28固定、様式第八で介護老人福祉施設の場合51固定、地域密着型介護老人福祉施設の場合54固定とする。

*2　サービス提供年月が平成14年1月以降の短期入所サービスについて、入力を必須とする。なお、
サービス提供年月が平成13年12月以前のサービスについて設定があった場合、無視される。
*3　サービス提供年月が平成14年1月以降の短期入所サービスについて、入力を設定不要とする。
設定があった場合には、無視される。なお、サービス提供年月が平成13年12月以前のサービスについては、
従来通り（設定必須）とする。
*4　外部サービス利用型の場合、必須とする。
*5　サービス提供年月が平成24年4月以降の外部サービス利用型の場合、外部利用型外単位数を設定する。

（３）介護給付費過誤決定通知書情報

・明細レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
:					
８	サービス種類コード	英数	２	サービス種類コードを出力する	※１
９	サービス種類名	漢字	２４	サービス種類名を出力する	
１０	過誤申立事由コード	英数	４	過誤申立事由コードを出力する	※１ ※３
１１	過誤申立事由	漢字	５６	過誤申立事由を出力する	
:					

※１　「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※３　過誤の申立事由は、4 桁の英数字属性のコードとし、申立情報作成の都度入力を行う。

（４）介護給付費再審査決定通知書情報

・明細レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
:					
８	サービス種類コード	英数	２	サービス種類コードを出力する	※１
９	サービス種類名	漢字	２４	サービス種類名を出力する	
１０	再審査申立事由コード	英数	４	再審査申立事由コードを出力する	※１
１１	再審査申立事由	漢字	４８	再審査申立事由を出力する	
:					

※１　「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

（５）介護給付費支払決定額通知書情報

・明細レコード

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	備考
:					
9	事業所番号	英数	10	支払を受けるサービス事業所等の事業所番号を出力する	※2
10	振込金額	数字	12	支払決定金額を出力する	※S
11	介護給付費支払額	数字	12	介護給付費支払額を出力する	※S
12	主治医意見書作成料	数字	12	主治医意見書作成料を出力する	※S
13	主治医意見書作成料消費税	数字	12	主治医意見書作成料の消費税を出力する	※S
14	認定調査費委託料	数字	12	認定調査費委託料を出力する	※S
15	認定調査費委託料消費税	数字	12	認定調査費委託料の消費税を出力する	※S
16	介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	数字	12	介護予防・日常生活支援総合事業費支払額を出力する	※S
17	電子証明書発行手数料（消費税を含む）	数字	12	電子証明書発行手数料（消費税を含む）を出力する	※S
18	合計金額	数字	12	支払決定金額の合計を出力する	※S
19	金融機関名	漢字	28	支払を受けるサービス事業所等の金融機関名を出力する	
20	金融機関支店名	漢字	28	支払を受けるサービス事業所等の金融機関支店名を出力する	
21	作成年月日	数字	8	金融機関への振込日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を出力する	※3
22	国保連合会名	漢字	30	支払を行なう国保連合会の連合会名を出力する	

※２　「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※３　「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。(P.42)

※Ｓ　固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Ｓが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

＜注意事項＞

介護給付費支払決定額通知書情報には、平成26年11月より「項番17　電子証明書発行手数料（消費税を含む）」が追加される。

※平成25年12月24日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」参照。

（６） 主治医意見書作成料請求書情報

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	71C1	主治医意見書作成料請求書情報	事業所が決定した主治医意見書作成料の請求書情報	医療機関 → 国保連合会	月次	磁気 帳票

		受付媒体種別		
種別	帳票名	伝送	磁気	帳票
主治医意見書料支払処理	主治医意見書作成料請求書	×	○	○

○ … 受付可、× … 受付不可

・基本情報レコード

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	交換情報識別番号を設定する	○	“71C1”固定
2	レコード種別コード	数字	1	レコード種別コードを設定する	○	“1”固定
3	事業所番号	英数	10	事業所番号を設定する	○	※1

・明細情報レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	交換情報識別番号を設定する	○	“71C1”固定
2	レコード種別コード	数字	1	レコード種別コードを設定する	○	“2”固定
3	証記載保険者番号	数字	6	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	※1
4	被保険者番号	英数	10	被保険者番号を設定する	○	※1
5	作成依頼年月日	数字	8	意見書の作成依頼年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
6	意見書作成年月日	数字	8	意見書の作成年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○	※2
7	意見書送付年月日	数字	8	意見書の送付年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※2
8	意見書作成料種別	数字	1	意見書の作成料種別を設定する	○	※1
9	意見書作成料申請種別	数字	1	意見書の作成料申請種別を設定する	○	※1
１０	意見書作成料	数字	8	意見書の作成料を設定する	○	※S
１１	診断・検査費用	数字	8	診断・検査費用を設定する		※S
１２	消費税	数字	8	請求額の消費税を設定する	○	※S
１３	合計	数字	8	合計額を設定する	○	※S

※1 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)
※2 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月日」欄」参照。(P.42)
※S　固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
　　なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

＜注意事項＞
保険者が主治医意見書作成料支払業務を国保連合会に委託し、かつ、国保連合会が医療機関から直接主治医意見書作成料請求書を受け付ける運用としている場合に限り、医療機関が国保連合会に主治医意見書作成料請求書情報を提出する。

【インタフェース仕様書　居宅介護支援事業所編】

（１）給付管理票情報

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
:						
4	事業所番号	**英数**	10	居宅介護支援事業所番号又は介護予防支援事業所（地域包括支援センター）番号を設定する	○	※1
:						
14	限度額適用期間(終了)	数字	6	限度額適用期間の終了年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	○	※2 **※7**
15	居宅・介護予防**・総合事業**支給限度額	数字	6	区分支給限度基準額を設定する	○	※4 ※5 **※8** ※S
:						※
17	事業所番号 （サービス事業所）	**英数**	10	サービス事業所番号を設定する	○	※１ ※４
18	指定/基準該当/地域密着型サービス**/総合事業**識別コード	数字	1	指定/基準該当/地域密着型サービス**/総合事業**識別コードを設定する	○	※1 ※4
:						

※1 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※2 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項「年月」欄」参照。(P.42)

※4　給付管理票種別および給付管理票明細行番号によって設定する内容が異なる項目の設定方法は次の通り。
なお、個々のサービス内容を設定する場合は、給付管理票明細行番号に明細レコードを表す01～98を指定する。小計/合計内容を設定する場合には、給付管理票明細行番号に終端レコードを表す99を指定し、終端レコードで利用しない項目については値を設定しない。

		居宅サービス・介護予防サービス・**総合事業** 給付管理票	
8	給付管理票明細行番号	01～98	99
15	居宅・介護予防・**総合事業** 支給限度額	―	単位数
17	事業所番号 （サービス事業所）	事業所番号	―
18	指定／基準該当／地域密着型サービス **／総合事業**識別コード	コード値	―
19	サービス種類コード	コード値	―
20	給付計画単位数/日数	単位数	―
21	限度額管理期間における前月までの給付計画日数	―	―
22	指定サービス分小計	―	―
23	基準該当サービス分小計	―	―
24	給付計画合計単位数/日数	―	単位数
25	担当介護支援専門員番号	―	介護支援専門員番号
26	委託先の居宅介護支援事業所番号	―	事業所番号
27	委託先の担当介護支援専門員番号	―	介護支援専門員番号

※5　以下のとおり設定する。

項番	項目名	設定内容
2	対象年月	サービスの給付対象年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する
7	給付管理票種別区分コード	3：居宅サービス・介護予防サービス・**総合事業区分**給付管理票を設定
15	居宅・介護予防・**総合事業** 支給限度額	居宅サービス区分支給限度基準額（単位数）を設定する（バウチャ等利用があり、居宅サービス区分支給限度基準額の事前切り分けがある場合は、バウチャ分を差し引いた額（単位数）を設定する）
20	給付計画単位数／日数	給付計画単位数を設定する
21	限度額管理期間における前月までの給付計画日数	設定不要
22	指定サービス分小計	設定不要
23	基準該当サービス分小計	設定不要
24	給付計画合計単位数／日数	当月サービス単位数合計を設定する

※7　事業対象者の場合、未入力を可とする。

※8　事業対象者の場合、要支援1の区分支給限度基準額を設定する。

※S　固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

（２）介護給付費請求明細書（居宅サービス計画費）情報（入力帳票）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	7113 ※８	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	地域包括支援センターから介護予防・日常生活支援総合事業費請求を行う際に提出する地域包括支援センター単位の集計情報	地域包括支援センター → 国保連合会	月次	伝送 磁気 帳票
(2)	8171 ※８	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）情報	地域包括支援センターから介護予防・日常生活支援総合事業費請求を行う際に提出する被保険者単位の明細情報	地域包括支援センター → 国保連合会	月次	伝送 磁気 帳票

※8　サービス提供年月が平成27年4月以降の場合に設定する。

		受付媒体種別		
種別	帳票名	伝送	磁気	帳票
介護給付費請求明細書（居宅サービス計画費）	介護給付費請求書情報	○	○	◎
	介護給付費請求書別紙情報	○※２	○※２	◎※２
		×※３	×※３	×※３
	介護給付費請求明細書（居宅サービス計画費）情報	○	○	◎
介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求書情報	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求書情報	○	○	
	介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求明細書（ケアマネジメント費）情報	○	○	
介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	介護予防・日常生活支援総合事業費請求書情報	○	○	◎
	介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）情報	○	○	◎

○　…　必須、×　…　不要、◎　…　必須かつ紙媒体受付の際の入力対象

※2　平成14年1月以前の場合

※3　平成14年2月以降の場合

格納が必要なレコードと様式の対応は以下の通りである。

様式第七の三 … 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書
（介護予防ケアマネジメント費）

	様式第七の三
基本情報レコード	◎
明細情報レコード（複数レコード）	○※1
明細情報（住所地特例）レコード（複数レコード）	○※1
集計情報レコード	◎

凡例： ◎…必須レコード ○…請求内容により必要となるレコード
※1… 明細情報レコード、明細情報（住所地特例）レコードのいずれか一方入力

（３）介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（介護予防ケアマネジメント費）情報・基本情報レコード

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
１	交換情報識別番号		英数	４	交換情報識別番号を設定する	○	“8171”固定
２	レコード種別コード		数字	２	０１を設定する（基本情報レコード）	○	
３	サービス提供年月		数字	６	請求対象となるサービス提供年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	○	※１
４	事業所番号		英数	１０	地域包括支援センターの事業所番号を設定する	○	※２
５	証記載保険者番号		数字	８	被保険者証に記載された保険者番号を設定する	○	※２
６	被保険者番号		英数	１０	被保険者証記載の被保険者の被保険者番号を設定する	○	※２
７	公費１	負担者番号	数字	８	公費１負担対象の場合公費１負担者番号を設定する	公費の種類が生活保護単独の場合、必須	※２
８		受給者番号	数字	７	公費１負担対象の場合公費１受給者番号を設定する	公費の種類が生活保護単独の場合、必須	※２
９	公費２	負担者番号	数字	８	公費２負担対象の場合公費２負担者番号を設定する		設定不要
１０		受給者番号	数字	７	公費２負担対象の場合公費２受給者番号を設定する		設定不要
１１	公費３	負担者番号	数字	８	公費３負担対象の場合公費３負担者番号を設定する		設定不要
１２		受給者番号	数字	７	公費３負担対象の場合公費３受給者番号を設定する		設定不要
１３	被保険者情報	生年月日	数字	８	被保険者の生年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○	※１
１４		性別コード	数字	１	被保険者の性別を設定する	○	※２
１５		要介護状態区分コード	数字	２	要介護状態区分を設定する	○	※２
１６		旧措置入所者特例コード	数字	１	旧措置入所者特例の有無を設定する		設定不要
１７		認定有効期間　開始年月日	数字	８	認定有効期間の開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○	※３
１８		認定有効期間　終了年月日	数字	８	認定有効期間の終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		※３
１９	居宅サービス計画	居宅サービス計画作成区分コード	数字	１	居宅サービス計画作成者の区分（作成者区分）を設定する		設定不要
２０		事業所番号（居宅介護支援事業所）	英数	１０	居宅介護支援事業所番号を設定する。		設定不要

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
２１	開始年月日	数字	８	サービス開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		設定不要
２２	中止年月日	数字	８	サービス中止年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		設定不要
２３	中止理由・入所（院）前の状況コード	数字	１	中止理由又は入所（院）前の状況を設定する		設定不要
２４	入所（院）年月日	数字	８	施設への入所（院）年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		設定不要
２５	退所（院）年月日	数字	８	施設の退所（院）年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する		設定不要
２６	入所（院）実日数	数字	２	入所(院)期間中の実入所(院)日数を設定する		設定不要
２７	外泊日数	数字	２	入所（院）期間中の外泊として精算可能な日数を設定する		設定不要
２８	退所（院）後の状態コード	数字	１	退所（院）後の状況を設定する		設定不要
２９	保険給付率	数字	３	保険分給付率を設定する		設定不要
３０	公費１給付率	数字	３	公費１分給付率を設定する	公費の種類が生活保護単独の場合、必須	
３１	公費２給付率	数字	３	公費２分給付率を設定する		設定不要
３２	公費３給付率	数字	３	公費３分給付率を設定する		設定不要
３３	合計情報 保険 サービス単位数	数字	８	サービス単位数の合計を設定する	○	※Ｓ
３４	請求額	数字	９	保険請求額の合計を設定する		※Ｓ
３５	利用者負担額	数字	８	利用者負担額の合計を設定する		設定不要
３６	緊急時施設療養費請求額	数字	９	緊急時施設療養費保険請求額の合計を設定する		設定不要
３７	特定診療費請求額	数字	９	特定診療費又は特別療養費保険請求額の合計を設定する		設定不要
３８	特定入所者介護サービス費等請求額	数字	８	特定入所者介護サービス費等の保険請求額の合計を設定する		設定不要
３９	合計情報 公費１ サービス単位数	数字	８	公費１対象のサービス単位数の合計を設定する	公費の種類が生活保護単独の場合、必須	※Ｓ
４０	請求額	数字	８	公費１請求額の合計を設定する	公費の種類が生活保護単独の場合、必須	※Ｓ
４１	本人負担額	数字	８	公費１本人負担額の合計を設定する		設定不要
４２	緊急時施設療養費請求額	数字	８	緊急時施設療養費公費１請求額の合計を設定する		設定不要
４３	特定診療費請求額	数字	８	特定診療費又は特別療養費公費１請求額の合計を設定する		設定不要

項番	項目名			属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
４４	合計情報	公費１	特定入所者介護サービス費等請求額	数字	８	特定入所者介護サービス費等の公費１請求額の合計を設定する		設定不要
４５	合計情報	公費２	サービス単位数	数字	８	公費２対象のサービス単位数の合計を設定する		設定不要
４６	合計情報	公費２	請求額	数字	８	公費２請求額の合計を設定する		設定不要
４７	合計情報	公費２	本人負担額	数字	８	公費２本人負担額の合計を設定する		設定不要
４８	合計情報	公費２	緊急時施設療養費請求額	数字	８	緊急時施設療養費公費２請求額の合計を設定する		設定不要
４９	合計情報	公費２	特定診療費請求額	数字	８	特定診療費又は特別療養費公費２請求額の合計を設定する		設定不要
５０	合計情報	公費２	特定入所者介護サービス費等請求額	数字	８	特定入所者介護サービス費等の公費２請求額の合計を設定する		設定不要
５１	合計情報	公費３	サービス単位数	数字	８	公費３対象のサービス単位数の合計を設定する		設定不要
５２	合計情報	公費３	請求額	数字	８	公費３請求額の合計を設定する		設定不要
５３	合計情報	公費３	本人負担額	数字	８	公費３本人負担額の合計を設定する		設定不要
５４	合計情報	公費３	緊急時施設療養費請求額	数字	８	緊急時施設療養費公費３請求額の合計を設定する		設定不要
５５	合計情報	公費３	特定診療費請求額	数字	８	特定診療費又は特別療養費公費３請求額の合計を設定する		設定不要
５６	合計情報	公費３	特定入所者介護サービス費等請求額	数字	８	特定入所者介護サービス費等の公費３請求額の合計を設定する		設定不要

※１ 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月」欄」参照。(P.42)

※２ 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※３ 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月日」欄」参照。(P.42)

※Ｓ 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Ｓが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

・明細情報レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
１	交換情報識別番号	英数	４	交換情報識別番号を設定する	○	“8171”固定
２	レコード種別コード	数字	２	０２を設定する（明細情報レコード）	○	
３	サービス提供年月	数字	６	請求対象となるサービス提供年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	○	※１
４	事業所番号	英数	１０	地域包括支援センターの事業所番号を設定する	○	※２
５	証記載保険者番号	数字	８	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	※２
６	被保険者番号	英数	１０	被保険者証記載の被保険者の被保険者番号を設定する	○	※２
７	サービス種類コード	英数	２	サービス種類コードを設定する	○	※２
８	サービス項目コード	英数	４	サービス項目コードを設定する	○	※２
９	単位数	数字	４	単位数を設定する 食事サービスの場合、単価を設定する	○	※３ ※Ｓ
１０	日数・回数	数字	２	日数または回数を設定する	○	※Ｓ
１１	公費１対象日数・回数	数字	２	公費１対象日数・回数		※Ｓ
１２	公費２対象日数・回数	数字	２	公費２対象日数・回数		設定不要
１３	公費３対象日数・回数	数字	２	公費３対象日数・回数		設定不要
１４	サービス単位数	数字	６	対象分のサービス単位数を設定する 食事サービスの場合、金額を設定する	○	※Ｓ
１５	公費１対象サービス単位数	数字	６	公費１対象分のサービス単位数を設定する		※Ｓ
１６	公費２対象サービス単位数	数字	６	公費２対象分のサービス単位数を設定する		設定不要
１７	公費３対象サービス単位数	数字	６	公費３対象分のサービス単位数を設定する		設定不要
１８	摘要	英数	２０			

※１ 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月」欄」参照。(P.42)

※２ 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※３ 介護予防・日常生活支援総合事業の保険者独自（定率）サービス、保険者独自（定額）サービスにおいて、算定単位が「1 月につき」のサービスコードを記載する場合、単位数の記載を省略できる。

※Ｓ 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
なお、※Ｓが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

・明細情報（住所地特例）レコード（複数レコード）

項番	項目名	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
１	交換情報識別番号	英数	４	交換情報識別番号を設定する	○	“8171”固定
２	レコード種別コード	数字	２	１４を設定する（明細情報（住所地特例）レコード）	○	
３	サービス提供年月	数字	６	請求対象となるサービス提供年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	○	※１
４	事業所番号	英数	１０	地域包括支援センターの事業所番号を設定する	○	※２
５	証記載保険者番号	数字	８	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	※２
６	被保険者番号	英数	１０	被保険者証記載の被保険者の被保険者番号を設定する	○	※２
７	サービス種類コード	英数	２	サービス種類コードを設定する	○	※２
８	サービス項目コード	英数	４	サービス項目コードを設定する	○	※２
９	単位数	数字	４	単位数を設定する	○	※Ｓ
１０	日数・回数	数字	２	日数または回数を設定する	○	※Ｓ
１１	公費１対象日数・回数	数字	２	公費１対象日数・回数		※Ｓ
１２	公費２対象日数・回数	数字	２	公費２対象日数・回数		設定不要
１３	公費３対象日数・回数	数字	２	公費３対象日数・回数		設定不要
１４	サービス単位数	数字	６	対象分のサービス単位数を設定する	○	※Ｓ
１５	公費１対象サービス単位数	数字	６	公費１対象分のサービス単位数を設定する		※Ｓ
１６	公費２対象サービス単位数	数字	６	公費２対象分のサービス単位数を設定する		設定不要
１７	公費３対象サービス単位数	数字	６	公費３対象分のサービス単位数を設定する		設定不要
１８	施設所在保険者番号	数字	６	住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する	○	※２ ※３
１９	摘要	英数	２０			

※１「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月」欄」参照。(P.42)

※２「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※３　項番5の証記載保険者番号ではなく、住所地特例対象者が入所（居）する施設の所在する市町村の証記載保険者番号を設定する。

※Ｓ　固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

・集計情報レコード

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
１	交換情報識別番号		英数	４	交換情報識別番号を設定する	○	“8171”固定
２	レコード種別コード		数字	２	１０を設定する （集計情報レコード）	○	
３	サービス提供年月		数字	６	請求対象となるサービス提供年月（西暦年月(YYYYMM)）を設定する	○	※１
４	事業所番号		英数	１０	地域包括支援センターの事業所番号を設定する	○	※２
５	証記載保険者番号		数字	８	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	※２
６	被保険者番号		英数	１０	被保険者証記載の被保険者の被保険者番号を設定する	○	※２
７	サービス種類コード		英数	２	集計を行うサービス種類コードを設定する	○	“AF”固定
８	サービス実日数		数字	２	該当サービス種類の実日数を設定する		設定不要
９	計画単位数		数字	６	該当サービス種類の計画単位数を設定する		設定不要
１０	限度額管理対象単位数		数字	６	該当サービス種類の集計限度額管理対象単位数を設定する		設定不要
１１	限度額管理対象外単位数		数字	６	該当サービス種類の集計限度額管理対象外単位数を設定する		設定不要
１２	短期入所計画日数		数字	２	入所期間の計画日数を設定する		設定不要
１３	短期入所実日数		数字	２	入所期間中の実入所日数を設定する		設定不要
１４	保険	単位数合計	数字	８	保険給付対象単位数を設定する	○	※Ｓ
１５	保険	単位数単価	数字	４	単位数単価を設定する		※３ ※Ｓ
１６	保険	請求額	数字	９	保険請求額を設定する		※Ｓ
１７	保険	利用者負担額	数字	８	利用者負担額を設定する		設定不要
１８	公費１	単位数合計	数字	６	公費１単位数合計を設定する		※Ｓ
１９	公費１	請求額	数字	９	公費１請求額を設定する		※Ｓ
２０	公費１	本人負担額	数字	６	公費１本人負担額を設定する		設定不要
２１	公費２	単位数合計	数字	６	公費２単位数合計を設定する		設定不要
２２	公費２	請求額	数字	９	公費２請求額を設定する		設定不要
２３	公費２	本人負担額	数字	６	公費２本人負担額を設定する		設定不要
２４	公費３	単位数合計	数字	６	公費３単位数合計を設定する		設定不要
２５	公費３	請求額	数字	９	公費３請求額を設定する		設定不要
２６	公費３	本人負担額	数字	６	公費３本人負担額を設定する		設定不要

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
２７	保険分出来高医療費	単位数合計	数字	８	緊急時施設療養費の場合保険分緊急時施設療養費点数合計を設定する 特定診療費・特別療養費の場合保険分特定診療費・特別療養費単位数合計を設定する		設定不要
２８		請求額	数字	９	緊急時施設療養費の場合緊急時施設療養費請求額を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、保険分特定診療費・特別療養費請求額を設定する		設定不要
２９		出来高医療費利用者負担額	数字	８	緊急時施設療養費の場合保険分緊急時施設療養費利用者負担額を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、保険分特定診療費・特別療養費利用者負担額を設定する		設定不要
３０	公費１分出来高医療費	単位数合計	数字	８	緊急時施設療養費の場合 公費１分緊急時施設療養費点数合計を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、公費１分特定診療費・特別療養費単位数合計を設定する		設定不要
３１		請求額	数字	９	緊急時施設療養費の場合 公費１分緊急時施設療養費請求額を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、公費１分特定診療費・特別療養費請求額を設定する		設定不要
３２		出来高医療費本人負担額	数字	８	緊急時施設療養費の場合公費１分緊急時施設療養費本人負担額を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、公費１分特定診療費・特別療養費本人負担額を設定する		設定不要

項番	項目名		属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力	備考
３３	公費２分出来高医療費	単位数合計	数字	８	緊急時施設療養費の場合、公費２分緊急時施設療養費点数合計を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、公費２分特定診療費・特別療養費単位数合計を設定する		設定不要
３４		請求額	数字	９	緊急時施設療養費の場合、公費２分緊急時施設療養費請求額を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、公費２分特定診療費・特別療養費請求額を設定する		設定不要
３５		出来高医療費本人負担額	数字	８	緊急時施設療養費の場合、公費２分緊急時施設療養費本人負担額を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、公費２分特定診療費・特別療養費本人負担額を設定する		設定不要
３６	公費３分出来高医療費	単位数合計	数字	８	緊急時施設療養費の場合、公費３分緊急時施設療養費点数合計を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、公費３分特定診療費・特別療養費単位数合計を設定する		設定不要
３７		請求額	数字	９	緊急時施設療養費の場合、公費３分緊急時施設療養費請求額を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、公費３分特定診療費・特別療養費請求額を設定する		設定不要
３８		出来高医療費本人負担額	数字	８	緊急時施設療養費の場合、公費３分緊急時施設療養費本人負担額を設定する 特定診療費・特別療養費の場合、公費３分特定診療費・特別療養費本人負担額を設定する		設定不要

※１「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「年月」欄」参照。
※２「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。
※３「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項:「単位数単価」欄」参照。
※Ｓ 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
　なお、※Ｓが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である

変更

Ⅳ-資料5

都道府県→国保連

介護保険 事業所異動連絡票（例）

（基本情報）

平成 27年 5月 1日 （ 1頁）

都道府県名
○○県

事業所番号	1 2 3 4 5 0 0 0 X X	異動区分	(1):新規 2:変更 3:終了	事由	0 1	異動年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日

申請（開設）者

氏名	シ゛キ゛ョウシャ シ゛ロウ	電話番号	1 2 — 3 4 5 6 — 7 8 9 0
	事 業 者 次 郎	FAX番号	1 2 — 3 4 5 6 — 7 8 9 0
住所	1 2 3 — 4 5 6 7 マルマルケンシカクシカクク゛ンサンカクサンカクマチ1—2—3		
	○ ○ 県 □ □ 郡 △ △ 町 1 — 2 — 3		

代表者

氏名	シ゛キ゛ョウシャ イチロウ	職名
	事 業 者 一 郎	理 事
住所	1 2 3 — 4 5 6 7 マルマルケンシカクシカクク゛ンサンカクサンカクマチ1—2—3	
	○ ○ 県 □ □ 郡 △ △ 町 1 — 2 — 3	

法人種別		事業所区分	(1):指定 2:基準該当 3:相当 4:その他 5:地域密着 6:混在型Ⅰ 7:混在型Ⅱ 8:総合事業(経過) 9:総合事業	市町村番号	

5111

変更

Ⅳ-資料5

保険者→国保連

介護保険　受給者情報異動連絡票（例）

平成27年　9月　1日　（　1　頁）

保険者名
○○市

証記載保険者番号	被保険者番号	異動年月日				異動区分
		年号	年	月	日	
1234XX	1234567890	平成	27	08	01	1:新規　2:変更　3:終了

異動事由	被保険者氏名（カナ）	生年月日				性別
		年号	年	月	日	
01	カイコ゛　タロウ	昭和	15	10	07	1:男　2:女

［資格］

資格取得年月日				資格喪失年月日			
年号	年	月	日	年号	年	月	日
平成	12	04	01				

［要介護認定］

みなし区分	要介護状態区分	有効期間開始年月日				有効期間終了年月日			
		年号	年	月	日	年号	年	月	日
1	2	5	平成	27	08	01	平成	28	07	31

公費負担上限額減額
1

［支給限度基準額］

区分	支給限度基準額	上限管理適用開始年月日				上限管理適用終了年月日			
		年号	年	月	日	年号	年	月	日
支給限度基準額（旧訪問通所）	○○○○○	平成	27	08	01	平成	28	07	31
（旧短期入所）									

［居宅サービス計画届出］

計画作成区分	居宅介護支援事業所番号	適用開始年月日				適用終了年月日			
		年号	年	月	日	年号	年	月	日
1	1234500XX	平成	27	08	01				

［利用者負担減免　・旧措置入所者］

減免中区分	利用者負担区分	給付率	適用開始年月日				適用終了年月日			
			年号	年	月	日	年号	年	月	日

［標準負担・特定標準負担］

標準負担区分	負担額	適用開始年月日				適用終了年月日			
		年号	年	月	日	年号	年	月	日

［償還払化］

償還払化開始年月日				償還払化終了年月日			
年号	年	月	日	年号	年	月	日

［給付上の措置］

給付率引下げ開始年月日				給付率引下げ終了年月日			
年号	年	月	日	年号	年	月	日

［特定入所者介護サービス］

認定申請中区分	サービス区分	特例減額措置対象	食費負担限度額	居住費負担限度額								適用開始年月日				適用終了年月日			
				ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特）	従来型個室（老・療）	多床室	新１		新２		新３	年号	年	月	日	年号	年	月	日

［老人保健受給者］

広域（政令市）保険者番号	老人保健市町村番号	老人保健受給者番号

［社会福祉法人軽減情報］

軽減率	軽減率適用開始年月日				軽減率適用終了年月日			
	年号	年	月	日	年号	年	月	日

小規模居宅サービス利用

［二次予防事業］

事業区分	有効期間開始年月日				有効期間終了年月日			
	年号	年	月	日	年号	年	月	日

［申請情報］

申請種別	変更申請中区分	申請年月日			
		年号	年	月	日

［国民健康保険資格］

保険者番号（国保）	被保険者証番号（国保）	個人番号（国保）

［後期高齢者医療資格］

保険者番号（後期）	被保険者番号（後期）
391234XX	1234567 8

［住所地特例］

対象者区分	施設所在保険者番号	適用開始年月日				適用終了年月日			
		年号	年	月	日	年号	年	月	日
2	1234XX	平成	27	08	01				

［二割負担］

適用開始年月日				適用終了年月日			
年号	年	月	日	年号	年	月	日
平成	27	08	01	平成	28	07	31

5311

変更

保険者→国保連

平成27年　5月　1日　（　　1頁）

介護保険　保険者情報異動連絡票（例）

保険者名
○○市

保険者番号
1 2 3 4 X X

異動年月日			
年号	年	月	日
平成	27	04	01

異動区分
1:新規　②変更　3:終了

異動事由
01

有効開始年月日				有効終了年月日			
年号	年	月	日	年号	年	月	日
平成	13	04	01				

保険者区分
1

＜介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月と、介護予防・日常生活支援総合事業開始年月の設定について＞

○介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月と、介護予防・日常生活支援総合事業開始年月に設定される期間が重複しても差し支えない

○例えば、広域連合や政令市内の構成市区町村毎に介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月、介護予防・日常生活支援総合事業開始年月が異なる場合は、それぞれ最も早い開始年月、最も遅い終了年月を設定する

＜介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月について＞

○処理年月が平成28年5月以降に設定する。
平成28年4月以前に設定した場合エラーとなり台帳登録が行えない

介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月			
年号	年	月	
平成	28	03	

介護予防・日常生活支援総合事業開始年月			
年号	年	月	
平成	27	04	

介護予防・日常生活支援総合事業みなしサービス終了年月			
年号	年	月	

保険者名
マルマルシ
○○市

郵便番号
999－9999

電話番号
99－9999－9999

住所
ハ゛ツハ゛ツケンマルマルシサンカクサンカク1－1－1
××県○○市△△1－1－1

5411

変更

保険者→国保連

介護保険　市町村固有情報異動連絡票（２／２）（イメージ）（総合事業費）

平成27年　5月　1日　（　1　頁）

保険者名
○○市

保険者番号	異動年月日				異動区分	異動事由	有効開始年月日				有効終了年月日			
	年号	年	月	日			年号	年	月	日	年号	年	月	日
1 2 3 4 X X	平成	2 7	0 4	0 1	1:新規　(2:)変更　3:終了	0 1	平成	2 4	0 4	0 1	平成			

［総合事業費（経過措置）区分支給限度基準額］

区分	二次予防	介護予防	
		要支援１	要支援２
支給限度基準額（総合事業費）	○○○○	○○○○	○○○○

［総合事業費（経過措置）種類支給限度基準額］

種類	二次予防	介護予防	
		要支援１	要支援２
訪問型予防	○○○	○○○○	○○○○
通所型予防	○○○	○○○○	○○○○
生活支援（配食）	○○○	○○○○	○○○○
生活支援（見守り）	○○○	○○○○	○○○○
生活支援（その他）	○○○	○○○○	○○○○
ケアマネジメント	○○○	○○○○	○○○○
予防訪問入浴		○○○○	○○○○
予防訪問看護		○○○○	○○○○
予防訪問リハ		○○○○	○○○○
予防通所リハ		○○○○	○○○○

種類	二次予防	介護予防	
		要支援１	要支援２
予防福祉貸与		○○○○	○○○○
予防短期生活		○○○○	○○○○
予防短期老健		○○○○	○○○○
予防短期医療		○○○○	○○○○
予防療養管理		○○○○	○○○○
予防特定施設		○○○○	○○○○
予防認知通所		○○○○	○○○○
予防多機能型		○○○○	○○○○
予防認知症型			○○○○
予防認知短期			○○○○

5511

新規

保険者→国保連

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報　（イメージ）

平成27年　4月　1日　（　1　頁）

証記載保険者番号
1 2 3 4 X X

保険者名
○○市

［サービスコード情報］

種類コード	項目コード	異動年月日 年号	年	月	日	異動区分	異動事由	適用開始年月 年号	年	月	適用終了年月 年号	年	月	単位数	サービス名称	算定単位	日数回数	制限期間	限度額区分	給付率	負担額	実施区分 事業対象	要支援１	要支援２
A 3	0 0 0 1	平成	27	04	01	1	01	平成	27	04				100	サービス名称1	01	01	01	3	085		2	2	2
A 4	0 0 0 1	平成	27	04	01	1	01	平成	27	04				200	サービス名称2	02					100	2	2	1

5H11

新規

介護予防・日常生活支援総合事業費
審査支払手数料払込請求書

〇〇市　　殿

平成 27 年　5 月審査支払手数料を下記のとおり払込み下さい。

金　額				8,360 円
内　訳				
区分	件数	一件当たり単価		金　額
県内	件 88	円 95	銭 0	8,360 円
県外	件 0	円 0	銭 0	0 円

払込期限	平成 27 年 6 月 15 日		
送金先	〇〇銀行□□支店		
預金種目	普通	口座番号	1234567
口座名	ﾏﾙﾏﾙﾏﾙｺｸﾎﾚﾝｺﾞｳｶｲ		

平成 27 年 6 月 1 日

理事長印

〇〇県〇〇市〇〇町１－１－１
〇〇〇 国民健康保険団体連合会
理事長　　介護　太郎

振込人→取扱銀行→振込人

領　収　書

〇〇市　　殿

平成 27 年　5 月審査支払手数料を下記のとおり領収いたしました。

（取扱店）

金　額				8,360 円
内　訳				
区分	件数	一件当たり単価		金　額
県内	件 88	円 95	銭 0	8,360 円
県外	件 0	円 0	銭 0	0 円

年　月　日

※取扱店の領収印のないものは無効です。

理事長印

〇〇〇 国民健康保険団体連合会
理事長　　介護　太郎

振込人→取扱銀行→振込人

振込依頼書

入金票

通過番号	発信時分	受信者名	発信印

取組日	年　月　日								
先方銀行	〇〇銀行□□支店				複記				
受取人	預金種目	普通	口座番号	1234567	金額	8,360 円			
	フリガナ ﾏﾙﾏﾙﾏﾙｺｸﾎﾚﾝｺﾞｳｶｲ								
	氏名 〇〇〇国民健康保険団体連合会								
依頼人	フリガナ ﾏﾙﾏﾙｼ								
	氏名 〇〇市　殿								

実施印

テレ照合印

（おねがい）
1．この振込は他の銀行と一緒にすることなく個別にお取扱下さい。

公　金

備考
介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払手数料
審査年月 27 年 5 月
払込期限 27 年 6 月 15 日

出納済印または振替科目

振込人・取扱銀行（保管）

介護予防・日常生活支援総合事業費
審査支払手数料振込通知書

平成 27 年　5　月　審査分

（　　経由）

〇〇〇 国民健康保険団体連合会殿

金　額				8,360 円	口座番号	収入科目			
						款	項	目	節
内　訳					1234567	05	04	01	01
区分	件数	一件当たり単価		金　額					
県内	件 88	円 95	銭 0	8,360 円					
県外	件 0	円 0	銭 0	0 円					

振込人→取扱銀行→連合会

振込人	番号	900010
	氏名	〇〇市

新規

国保連合会 → 保険者

介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書

平成27年5月　審査分

証記載保険者番号	900010
保険者名	○○市

平成27年6月5日

1 頁

款	地域支援事業費	項	介護予防生活支援サービス事業費

○○○国民健康保険団体連合会

種　　類	通常分				再審査・過誤			総合事業費	利用者負担額	公費負担額
	件数	実日数	単位数	金額	件数	単位数	調整額			
訪問型サービス（みなし）	11	110	33,000	330,000	0	0	0	297,000	33,000	0
訪問型サービス（独自）	12	120	36,000	360,000	0	0	0	324,000	36,000	0
訪問型サービス（独自／定率）	13	130	39,000	390,000	0	0	0	351,000	39,000	0
訪問型サービス（独自／定額）	14	140	42,000	420,000	0	0	0	378,000	42,000	0
通所型サービス（みなし）	15	150	45,000	450,000	0	0	0	405,000	45,000	0
通所型サービス（独自）	16	160	48,000	480,000	0	0	0	432,000	48,000	0
通所型サービス（独自／定率）	17	170	51,000	510,000	0	0	0	459,000	51,000	0
通所型サービス（独自／定額）	18	180	54,000	540,000	0	0	0	486,000	54,000	0
生活支援サービス（配食／定率）	19	190	57,000	570,000	0	0	0	513,000	57,000	0
生活支援サービス（配食／定額）	20	200	60,000	600,000	0	0	0	540,000	60,000	0
生活支援サービス（見守り／定率）	21	210	63,000	630,000	0	0	0	567,000	63,000	0
生活支援サービス（見守り／定額）	22	220	66,000	660,000	0	0	0	594,000	66,000	0
生活支援サービス（その他／定率）	23	230	69,000	690,000	0	0	0	621,000	69,000	0
生活支援サービス（その他／定額）	24	240	72,000	720,000	0	0	0	648,000	72,000	0
介護予防生活支援サービス事業費	245	2,450	735,000	7,350,000	0	0	0	6,615,000	735,000	0
介護予防ケアマネジメント	25		10,350	103,500	0	0	0	103,500	0	0
介護予防ケアマネジメント事業費	25		10,350	103,500	0	0	0	103,500	0	0
合　　計	270		745,350	7,453,500	0	0	0	6,718,500	735,000	0
累　　計	270		745,350	7,453,500	0	0	0	6,718,500	735,000	0

	請求額	累計
審査支払手数料	25,650	25,650

SEFL21(1531)

新規

国保連合会　→　保険者

介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表

平成27年5月審査分

平成27年6月5日

1 頁

○○○国民健康保険団体連合会

証記載保険者番号	900010
保険者名	○○市

事業所番号	事業所名	サービス提供年月	サービス種類名	件数	日数回数	単位数	金額	総合事業費	利用者負担額	公費負担額
9000000010	○○市地域包括支援センター１	H27.4	介護予防ケアマネジメント	17		7,038	70,380	70,380	0	0
9070000010	介護サービス事業所１	H27.4	訪問型サービス（みなし）	18	180	54,000	540,000	486,000	54,000	0
9070000010	介護サービス事業所１	H27.4	通所型サービス（みなし）	19	190	57,000	570,000	513,000	57,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	訪問型サービス（独自）	11	110	33,000	330,000	297,000	33,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	訪問型サービス（独自／定率）	14	140	42,000	420,000	378,000	42,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	訪問型サービス（独自／定額）	12	120	36,000	360,000	324,000	36,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	通所型サービス（独自）	13	130	39,000	390,000	351,000	39,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	通所型サービス（独自／定率）	15	150	45,000	450,000	405,000	45,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	通所型サービス（独自／定額）	16	160	48,000	480,000	432,000	48,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	生活支援サービス（配食／定率）	21	210	63,000	630,000	567,000	63,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	生活支援サービス（配食／定額）	22	220	66,000	660,000	594,000	66,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	生活支援サービス（見守り／定率）	23	230	69,000	690,000	621,000	69,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	生活支援サービス（見守り／定額）	24	240	72,000	720,000	648,000	72,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	生活支援サービス（その他／定率）	25	250	75,000	750,000	675,000	75,000	0
90A0000010	総合事業事業所１	H27.4	生活支援サービス（その他／定額）	26	260	78,000	780,000	702,000	78,000	0
合　　計				276		784,038	7,840,380	8,624,418	777,000	0

SEGL21(1631)

新規

国保連合会 → 公費負担者

介護予防・日常生活支援総合事業費公費受給者別一覧表

平成27年5月審査分

平成27年6月5日

○○○国民健康保険団体連合会

公費負担者番号	12900010
公費負担者名	○○市福祉事務所

受給者番号	サービス提供年月	事業所番号 事業所名	サービス種類名	サービス項目名	日数回数	公費対象単位数	公費負担金額	公費分本人負担額	証記載保険者番号 保険者名	被保険者番号
6010030	H27.4	90A0000010 総合事業事業所１	訪問型サービス（みなし）	予防訪問介護Ⅲ	1	3,889			900010 ○○市	0000000001
6010030	H27.4	90A0000010 総合事業事業所１	訪問型サービス（みなし）	予防訪問介護初回加算	1	200			900010 ○○市	0000000001
6010030	H27.4	90A0000010 総合事業事業所１	小計			4,089	4,089	0	900010 ○○市	0000000001
6010030	H27.4		受給者計			4,089	4,089	0	900010 ○○市	0000000001
合　計						4,089	4,089	0		

SEHL21(6421)

新規

国保連合会 → 保険者

介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書（保険者分）（平成27年6月取扱分）

過誤申立てについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

平成27年7月1日
1頁
〇〇〇国民健康保険団体連合会

証記載保険者番号	保 険 者 名
900010	〇〇市

事業所番号 事業所名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	過誤申立事由	単位数	保険者負担額	備　考
9000000010 地域包括支援センター１	0000000001 ﾋﾎｹﾝｼｬ1	H27.4	予防ケアマネ	ケアマネ費　請求誤り	-500	-4,500	
90A0000010 総合事業事業所１	0000000002 ﾋﾎｹﾝｼｬ2	H27.4	訪問型みなし	総合事業明細　請求誤り	-500	-4,500	
90A0000020 総合事業事業所２	0000000003 ﾋﾎｹﾝｼｬ3	H27.4	訪問型みなし	総合事業明細　給付管理票取消	-600	-5,400	

		件数	単位数	保険者負担額
合計	総合事業費	-3	-1,600	-14,400

SLHL22(1771)

新規

国保連合会 → 保険者

介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書（保険者分）（平成27年6月取扱分）

審査委員会において再度審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

平成27年7月1日
1頁
〇〇〇国民健康保険団体連合会
〇〇〇審査委員会

証記載保険者番号	保　険　者　名
900010	〇〇市

事業所番号 事業所名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	再審査 申立事由	当初請求単位数	原審単位数	決定単位数	調整単位数	保険者負担額
90A0000020 総合事業事業所２	0000000002 ﾋﾎｹﾝｼｬ2	H27.4	訪問型みなし	給付管理票　実績修正	3,000	1,000	3,000	2,000	18,000

		再　審　査　決　定			調　整		
		件数	単位数	保険者負担額	件数	単位数	保険者負担額
合計	総合事業費	0	3,000	30,000	0	2,000	18,000

SLHL25(1781)

新規

国保連合会　→　保険者

介護予防・日常生活支援総合事業費資格照合表

平成27年5月審査分については確認の結果、下記の通りでした
ので報告いたします。

証記載保険者番号	900010
保険者名	○○市

平成27年6月1日
1頁
○○○国民健康保険団体連合会

被保険者番号	被保険者氏名	サービス種類名	サービス提供年月	種別（※1）	事業所番号	事業所名	被保険者情報					支給限度額	居宅サービス計画作成区分コード	支援事業所番号	単位数単価	給付率				日数回数	単位数	利用者負担額
							要介護状態区分コード	認定有効期間		限度額適用期間						事業	公費１	公費２	公費３			
								開始	終了	開始	終了											
0000000001	ﾋﾎｹﾝｼｬ1	訪問型サービス（みなし）	H27.4	給	9070000010	サービス事業所１	06			H27.4.1		4,970										
							12			H27.3.1	H28.2.28	5,003										
0000000001	ﾋﾎｹﾝｼｬ1	訪問型サービス（みなし）	H27.4	請	9070000010	サービス事業所１	21	H27.4.1	H28.3.31				1	9070000020	10.12	95	95			5	1,500	500
							12	H27.3.1	H28.2.28				3	9000000010	10.00	90	100					
0000000001	ﾋﾎｹﾝｼｬ1	介護予防ケアマネジメント	H27.4	ケ	9000000010	地域包括支援センター１	06	H27.4.1							10.12						1,500	1,500
							12	H27.3.1	H28.2.28						10.00							

※1 … 給：給付管理票、請：請求明細書、ケ：介護予防ケアマネジメント費請求明細書

SECL21(1231)

新規

介護予防・日常生活支援総合事業費払込請求書

○○市　　殿

平成 27 年 5 月審査確定額を下記のとおり払込み下さい。

金　額		4,000,000 円
内訳	サービス事業費	3,000,000 円
	介護予防ケアマネ事業費	1,000,000 円

払込期限	平成 27 年 6 月 15 日		
送金先	○○銀行□□支店		
預金種目	普通	口座番号	1234567
口座名	ﾏﾙﾏﾙﾏﾙｺｸﾎﾚﾝｺﾞｳｶｲ		

平成 27 年 6 月 1 日

理事長印

○○県○○市○○町１－１－１
○○○　国民健康保険団体連合会
理事長 介護　太郎

振込人→取扱銀行→振込人

領　収　書

○○市　　殿

平成 27 年 5 月審査確定額を下記のとおり領収いたしました。

（取扱店）

金　額		4,000,000 円
内訳	サービス事業費	3,000,000 円
	介護予防ケアマネ事業費	1,000,000 円

年　月　日

理事長印

○○○　国民健康保険団体連合会
理事長 介護　太郎

※取扱店の領収印のないものは無効です。

振込人→取扱銀行→振込人

振込依頼書

入金票	通過番号	発信時分	受信者名	発信印

取組日	年　月　日					
先方銀行	○○銀行□□支店				複記	
受取人	預金種目	普通	口座番号	1234567	金額	4,000,000 円
	フリガナ	ﾏﾙﾏﾙﾏﾙｺｸﾎﾚﾝｺﾞｳｶｲ				
	氏名	○○○国民健康保険団体連合会				
依頼人	フリガナ	ﾏﾙﾏﾙｼ				
	氏名	○○市　　殿				

実施印

テレ照合印

（おねがい）
1．この振込は他の銀行と一緒にすることなく個別にお取扱下さい。

公　金

備考
介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払確定額
審査年月 27 年 5 月
払込期限 27 年 6 月 15 日

出納済印または振替科目

振込人・取扱銀行（保管）

介護予防・日常生活支援総合事業費 振込通知書

平成 27 年 5 月 審査分

（　　経由）

○○○ 国民健康保険団体連合会殿

				収入科目			
金　額		4,000,000 円	口座番号	款	項	目	節
内訳	サービス事業費	3,000,000 円	1234567	05	01	01	01
	介護予防ケアマネ事業費	1,000,000 円	1234567	05	01	02	01

振込人→取扱銀行→連合会

振込人	番号	900010
	氏名	○○市

新規

保険者　→　国保連合会

介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書（例）

保険者番号	9 0 0 0 0 1
保険者名	○○市
所在地	〒１２３－４５６７ ××県○○市△△△△１－２－３
連絡先	電話番号　×××－××××－××××

介護予防・日常生活支援総合事業費審査委員会　殿

下記の介護予防・日常生活支援総合事業について、過誤を申し立てます。

平成　２７年０６月１５日

事業所番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス提供年月	申立事由コード	申 立 事 由
９０Ａ０２１２３４５	１１２０７７０００１ ｶｲｺﾞﾀﾛｳ	平成２７年　４月	１０９９	総合請求明細　その他実績取下
		平成　年　月		
		平成　年　月		
		平成　年　月		
		平成　年　月		
		平成　年　月		
		平成　年　月		
		平成　年　月		
		平成　年　月		
		平成　年　月		

1791

変更

保険者→国保連

共同処理用受給者異動連絡票

平成 27 年 9 月 1 日　　1頁

保険者名
××市

証記載保険者番号	1 2 3 4 X X
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8 X X

異動区分	(1:新規)　2:変更
異動事由	(01:資格取得) 02:資格喪失 03:広域連合における市町村間異動 99:その他

異動年月日	平成	2	7	年	0	8	月	0	1	日

基本情報

氏名	介護　太郎	電話番号	0 1 2 - 3 4 5 - 6 7 X X
住所	1 2 3 - 4 5 X X　マルマルケンハ゛ツハ゛ツシサンカクサンカク1-2-3		
	○○県××市△△1ー2ー3	帳票出力順序コード	1 1 1

償還払給付額管理処理情報

保険給付の一時差止											
開始年月日	平成	2	6	年	○	○	月	○	○	日	区分	一時差止金額
終了年月日	平成	2	7	年	×	×	月	×	×	日	(1:一部差止) 2:全部差止	1000

高額介護サービス費支給処理情報

世帯主被保険者番号（世帯集約番号）	1 2 3 4 5 6 7 8 X X		
世帯所得区分	(1:一般)　2:市町村民税世帯非課税者等　3:生活保護　4:現役並み所得相当		
所得区分	(1:一般)　2:市町村民税非課税者等　3:生活保護　4:現役並み所得相当	利用者負担第２段階	(1:該当無し)　2:該当有り
老齢福祉年金受給の有無	(1:受給無し)　2:受給有り	支給申請書出力の有無	(1:出力無し)　2:出力有り

5C11

変更

保険者→国保連

共同処理用受給者訂正連絡票

平成 27 年 9 月 10 日　　1 頁

保険者名
××市

証記載保険者番号	1 2 3 4 X X
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8 X X

訂正区分	(2):修正　3:削除

異動年月日	平成	2	7	年	0	8	月	0	1	日
訂正年月日	平成	2	7	年	0	9	月	0	1	日

基本情報

氏 名		電話番号	0 1 2 - 3 4 5 - 9 9 X X
住 所	1 2 3 - 4 5 X X　マルマルケンハ゛ツハ゛ツシシカクシカク3-2-1	帳票出力順序コード	
	○ ○ 県 × × 市 □ □ 3 ー 2 ー 1		

償還払給付額管理処理情報

保険給付の一時差止										
開始年月日	平成			年			月			日	区分	一時差止金額
終了年月日	平成			年			月			日	1:一部差止 2:全部差止	

高額介護サービス費支給処理情報

世帯主被保険者番号（世帯集約番号）			
世帯所得区分	1:一般　2:市町村民税世帯非課税者等　3:生活保護　4：現役並み所得相当		
所得区分	1:一般　2:市町村民税非課税者等　3:生活保護　4：現役並み所得相当	利用者負担第２段階	1:該当無し　2:該当有り
老齢福祉年金受給の有無	1:受給無し　2:受給有り	支給申請書出力の有無	1:出力無し　2:出力有り

5C21

新規

保険者→国保連合会

介護予防ケアマネジメント負担金調整依頼書

平成27年4月分～平成27年12月分

施設所在保険者番号	901010
施設所在保険者名	○○市

平成28年1月20日
1頁

項番	証記載保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名(カナ)	金額	項番	証記載保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名(カナ)	金額
1	902020	3000000001 ｶｲｺﾞ ｻﾌﾞﾛｳ	8600	26			
2				27			
3				28			
4				29			
5				30			
6				31			
7				32			
8				33			
9				34			
10				35			
11				36			
12				37			
13				38			
14				39			
15				40			
16				41			
17				42			
18				43			
19				44			
20				45			
21				46			
22				47			
23				48			
24				49			
25				50			

合 計 金 額	8600

※　要支援者に係る介護予防ケアマネジメント費を国保連経由で支払った場合の人数は含めないこと。

1811

新規

介護予防ケアマネジメント負担金払込請求書

○○市　　殿

平成 27年分　負担金確定額を下記のとおり払込み下さい。

金　額		25,800　円
内訳	介護予防ケアマネ事業費	25,800　円

払込期限	平成 28 年　3 月　15 日		
送金先	○○銀行□□支店		
預金種目	普通	口座番号	1234567
口座名	ﾏﾙﾏﾙﾏﾙｺｳﾎﾚﾝｺﾞｳｶｲ		

平成 28 年　2 月　23 日

理事長印

○○県○○市○○町１－１－１
○○○　国民健康保険団体連合会
理事長 介護　太郎

振込人→取扱銀行→振込人

領　収　書

○○市　　殿

平成 27年分 負担金確定額を下記のとおり領収いたしました。

（取扱店）

金　額		25,800　円
内訳	介護予防ケアマネ事業費	25,800　円

年　月　日

理事長印

○○○　国民健康保険団体連合会
理事長 介護　太郎

※取扱店の領収印のないものは無効です。

振込人→取扱銀行→振込人

振込依頼書

入金票

通過番号	発信時分	受信者名	発信印

取組日	年　月　日								
先方銀行	○○銀行□□支店				複記				
受取人	預金種目	普通	口座番号	1234567	金額	25,800　円			
	フリガナ ﾏﾙﾏﾙﾏﾙｺｳﾎﾚﾝｺﾞｳｶｲ								
	氏名 ○○○国民健康保険団体連合会								
依頼人	フリガナ ﾏﾙﾏﾙｼ								
	氏名 ○○市　殿								

実施印

テレ照合印

（おねがい）
1．この振込は他の銀行と一緒にすることなく個別にお取扱下さい。

公　金

備考
介護予防ケアマネジメント負担金確定額
調整年　27 年
払込期限　28 年 3 月 15 日

出納済印または振替科目

振込人・取扱銀行（保管）

介護予防ケアマネジメント負担金 振込通知書

平成 27 年分

（　　経由）

○○○ 国民健康保険団体連合会殿

金　額		25,800　円	口座番号	収入科目			
				款	項	目	節
内訳	介護予防ケアマネ事業費	25,800　円	1234567	05	01	02	01

振込人	番号	900010
	氏名	○○市

振込人→取扱銀行→連合会

新規

国保連合会→保険者

介護予防ケアマネジメント負担金調整額通知書

平成27年4月分～平成27年12月分

保険者番号	901010
保険者名	○○市

平成28年2月23日
1頁
○○○国民健康保険団体連合会

施設所在保険者請求一覧

項番	被保険者番号	被保険者氏名(カナ)	金額	施設所在保険者	
				番号	名称
1	1000000001	ｶｲｺﾞ　ｲﾁﾛｳ	34,400	902010	□□市
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					

負担金調整依頼書			負担金調整額通知書			差引支払額
保険者数	人数	調整額	保険者数	人数	調整額	(▲は請求額)
1	1	8,600	1	1	34,400	▲25,800

1831

新規

Ⅳ-資料5

介護予防・日常生活支援総合事業審査決定増減表

事業所番号	9070050014

平成 27 年 5 月 31 日

1 頁

平成 27年 5月　審査分

事業所名	□□□事業所

〇〇〇国民健康保険団体連合会

保険者番号	サービス提供年月	請求差		返戻		査定増減		保留分		保留復活分		備考
		件数	金額	件数	単位数	件数	単位数	件数	単位数	件数	単位数	
900001	H27.4			2	2,000	1	-80	0	0	0	0	
合計		-2	-2,080	2	2,000	1	-80	0	0	0	0	

※１　この表は請求のあった介護予防・日常生活支援総合事業費のうち、審査決定に際し、
　　請求書と請求明細書の積上げとの差、返戻、査定増減、保留のあったものについて通知するものです。
※２　保留復活分については、前月まで保留されていたものが、復活したものです。

SHBL05（7231）

新規

介護予防・日常生活支援総合事業審査増減単位数通知書

平成 27年 5月 31日

1 頁

○○○国民健康保険団体連合会

○○○審査委員会

事業所番号	9070050014

平成 27年 5月　審査分

事業所名	□□□事業所

保険者番号	被保険者番号 被保険者氏名	サービス提供年月	サービス種類コード	サービス項目コード	増減単位数	事由	内　　容	連　絡　事　項
900001	0000000001 ｼﾞｭｷｭｳｼｬ001	H27.4	A1	1111	-80	B	給付管理票の実績を超えるもの 確定単位数（　１０００）請求単位数（　１０８０）	

○事由記号の内容

上限審査分		査定分	
記号	内　　容	記号	内　　容
A	給付管理票に実績が記載されていないもの	C	適応と認められないもの
		D	過剰と認められるもの
		E	重複と認められるもの
B	給付管理票の実績を超えるもの	F	担当規程に反するもの
		G	前記の外、不適当、不必要と認められるもの

SHCL02（7321）

新規

介護予防・日常生活支援総合事業請求明細書返戻（保留）一覧表

事業所番号	9070050014

平成27年5月　審査分

平成27年 5月 31日

1頁

事業所名	□□□事業所

〇〇〇国民健康保険団体連合会

保険者番号 保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目	単位数	事由	内　　容	備　考
900000 〇〇市	0000000001 ﾋﾎｹﾝｼｬ1	請	H27.4	A1		1,000	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留
900000 〇〇市	0000000002 ﾋﾎｹﾝｼｬ2	請	H27.4	A1		1,000	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ＡＮＮ２

※　種別　：請…請求明細書、　ケ…介護予防ケアマネジメント費請求明細書

※　サービス項目：審査エラーによる返戻のうち、明細情報のエラーにはサービス項目コードが出力されます

※　備考の保留は、当月審査分において介護予防支援事業所から給付管理票の提出がないため、保留扱いとしたものである。

SHDL03(7431)

新規

国保連合会 → 事業所

介護予防・日常生活支援総合事業費支払決定額内訳書

平成27年5月　審査分

平成27年6月1日
1頁
〇〇〇国民健康保険団体連合会

事業所番号	事　業　所　名
90A0000010	総合事業事業所１

保険者番号（公費負担者番号）	サービス提供年月	サービス種類名	審査決定 件数	日数（回数）日（回）	単位数 単位	金額 円	保険者（公費負担者）負担金額	備考
900010	H27.4	訪問型独自	15	135	52,500	525,000	472,500	
審査決定	総合事業費		15	135	52,500	525,000	472,500	
過誤調整	総合事業費		0	0	0	0	0	
支払決定	総合事業費		15	135	52,500	525,000	472,500	

※過誤調整の内訳については、介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書、介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書に記載しています。

SICL21(7551)

新規

国保連合会 → 事業所

介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書（事業所分）（平成27年6月取扱分）

過誤申立てについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

平成27年7月1日
1頁
〇〇〇国民健康保険団体連合会

事業所番号	事　業　所 名
90A0000010	総合事業事業所１

証記載保険者番号 保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	過誤申立事由	単位数	保険者負担額 （公費負担額）	備　考
900010	0000000001	H27.4	訪問型独自	総合事業明細　請求誤り	-500	-4,500	
〇〇市	ﾋﾎｹﾝｼｬ1						
900010	0000000002	H27.4	訪問型独自	総合事業明細　給付管理票取消	-600	-5,400	
〇〇市	ﾋﾎｹﾝｼｬ2						

		件数	単位数	保険者負担額 （公費負担額）
合計	総合事業費	-2	-1,100	-9,900

SLHL21(7641)

新規

国保連合会 → 事業所

介護予防・日常生活支援総合事業費再審査決定通知書（事業所分）（平成27年6月取扱分）

審査委員会において再度審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

平成27年7月1日
1頁
〇〇〇国民健康保険団体連合会
〇〇〇審査委員会

事業所番号	事　業　所　名
90A0000010	総合事業事業所１

証記載保険者番号 保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	再審査申立事由	当初請求単位数	原審単位数	決定単位数	調整単位数	保険者負担額 （公費負担額）
900010	0000000002	H27.4	訪問型みなし	給付管理票　実績修正	3,000	1,000	3,000	2,000	18,000
〇〇市	ﾋﾎｹﾝｼｬ2								

		再　審　査　決　定			調　　整		
		件数	単位数	保険者負担額 （公費負担額）	件数	単位数	保険者負担額 （公費負担額）
合計	総合事業費	0	3,000	30,000	0	2,000	18,000

SLHL24(7651)

Ⅳ-資料５

サービス種類コードと体制等状況の関係＿平成２７年度

凡例 ： 新設 ／ 見直し（新規） ／ 見直し（修正） ／ 廃止

サービス種類	施設等の区分	人員配置区分	26 特別地域加算	27 緊急時（介護予防）訪問看護加算	28 特別管理体制	29 機能訓練指導体制	31 入浴介助体制	33 常勤専従医師配置	34 医師の配置基準	35 精神科医師定期的療養指導	36 夜間勤務条件基準	39 送迎体制	116 リハビリテーション提供体制 理学療法Ⅰ	118 リハビリテーション提供体制 作業療法	123 リハビリテーション提供体制 リハビリテーション指導管理	119 リハビリテーション提供体制 言語聴覚療法	44 リハビリテーション提供体制 精神科作業療法	120 リハビリテーション提供体制 その他	69 リハビリテーションの機能強化	47 療養環境基準	48 職員の欠員による減算の状況 医師	49 職員の欠員による減算の状況 看護職員	50 職員の欠員による減算の状況 理学療法士	51 職員の欠員による減算の状況 作業療法士	52 職員の欠員による減算の状況 介護職員	76 職員の欠員による減算の状況 言語聴覚士	53 職員の欠員による減算の状況 介護支援専門員	54 職員の欠員による減算の状況 介護従業者	56 特定診療費・特別療養費加算項目 重症皮膚潰瘍管理指導	57 特定診療費・特別療養費加算項目 薬剤管理指導	138 特定診療費・特別療養費加算項目 集団コミュニケーション療法	58 障害者生活支援体制
11:訪問介護	1 身体介護		○																													
	2 生活援助		○																													
	3 通院等乗降介助		○																													
12:訪問入浴介護			○																													
13:訪問看護	1 訪問看護ステーション		○	○	○																											
	2 病院または診療所		○	○	○																											
	3 定期巡回・随時対応サービス連携		○	○	○																											
14:訪問リハビリテーション	1 病院または診療所																															
	2 介護老人保健施設																															
15:通所介護	3 小規模型事業所						○															○			○							
	4 通常規模型事業所						○															○			○							
	5 療養通所介護事業所																					○			○							
	6 大規模型事業所（Ⅰ）						○															○			○							
	7 大規模型事業所（Ⅱ）						○															○			○							
16:通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所（病院・診療所）						○														○	○	○	○	○	○						
	5 大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所）						○														○	○	○	○	○	○						
	6 大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所）						○														○	○	○	○	○	○						
	7 通常規模の事業所（介護老人保健施設）						○														○	○	○	○	○	○						
	8 大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設）						○														○	○	○	○	○	○						
	9 大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設）						○														○	○	○	○	○	○						
17:福祉用具貸与			○																													
21:短期入所生活介護	1 単独型					○					○	○										○			○							
	2 併設型・空床型					○					○	○										○			○							
	3 単独型ユニット型					○					○	○										○			○							
	4 併設型・空床型ユニット型					○					○	○										○			○							
22:短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型									○	○							⊗		○	○	○	○	○	○						
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	2 在宅強化型									○	○							⊗		○	○	○	○	○	○						
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）										○	○				○	○	○	⊗		○	○	○	○	○	○			○	○		
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型									○	○				○	○	○	⊗		○	○	○	○	○	○			○	○		
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）	2 療養強化型									○	○				○	○	○	⊗		○	○	○	○	○	○			○	○		
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）										○	○				○	○	○	⊗		○	○	○	○	○	○			○	○		
23:短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型）							○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○				○	○	○	
	2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 2 Ⅱ型 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B）										○	○	○		○	○	○											○	○	○	
	3 認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型										○					○	○			○	○			○							
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B							○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○				○	○	○	
	7 ユニット型診療所型											○	○	○		○	○	○											○	○	○	
	8 ユニット型認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型										○					○	○			○	○			○							
	A 病院経過型	2 Ⅰ型 3 Ⅱ型							○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○				○	○	○	
	B 認知症経過型											○					○	○			○	○			○							
	C ユニット型病院経過型								○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○				○	○	○	
31:居宅療養管理指導																																
33:特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）	1 有料老人ホーム（介護専用型）	1 一般型 2 外部サービス利用型																				○			○							
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）																					○			○							
	3 養護老人ホーム（介護専用型）																					○			○							
	5 有料老人ホーム（混合型）																					○			○							
	6 軽費老人ホーム（混合型）																					○			○							
	7 養護老人ホーム（混合型）																					○			○							
27:特定施設入居者生活介護（短期利用型）	1 有料老人ホーム（介護専用型）																					○			○							
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）																					○			○							
	5 有料老人ホーム（混合型）																					○			○							
	6 軽費老人ホーム（混合型）																					○			○							
41:特定福祉用具販売																																
42:住宅改修																																
43:居宅介護支援			○																													
51:介護老人福祉施設サービス	1 介護福祉施設							○		○	○											○			○		○					○
	2 小規模介護福祉施設							○		○	○											○			○		○					○
	3 ユニット型介護福祉施設							○		○	○											○			○		○					○
	4 ユニット型小規模介護福祉施設							○		○	○											○			○		○					○
52:介護老人保健施設サービス	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型									○										○	○	○	○	○	○	○					
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	2 在宅強化型									○										○	○	○	○	○	○	○					
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）										○				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型									○				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）	2 療養強化型									○				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○		
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）										○				○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○		
53:介護療養型医療施設サービス	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型）							○		○		○	○		○	○	○		○	○	○			○		○		○	○	○	
	2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 2 Ⅱ型 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B）											○	○		○	○	○											○	○	○	
	3 認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型															○	○			○	○			○		○					
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B							○		○		○	○		○	○	○		○	○	○			○		○		○	○	○	
	7 ユニット型診療所型												○	○		○	○	○											○	○	○	
	8 ユニット型認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型															○	○			○	○			○		○					
	A 病院経過型	2 Ⅰ型 3 Ⅱ型							○		○		○	○		○	○	○		○	○	○			○		○		○	○	○	
	B 認知症経過型																○	○			○	○			○		○					
	C ユニット型病院経過型								○		○		○	○		○	○	○		○	○	○			○		○		○	○	○	

サービス種類	施設等の区分	65 時間延長サービス体制	78 社会福祉法人軽減事業実施	79 特定事業所加算（訪問介護）の有無	81 運動器機能向上体制	82 栄養マネジメント（改善）体制	83 口腔機能向上体制	84 事業所評価加算（申出）	85 事業所評価加算（決定）	87 夜間看護体制	88 特定事業所加算（居宅介護支援）の有無	106 準ユニットケア体制の有無	108 医療連携体制	109 ユニットケア体制	110 在宅・入所相互利用体制	111 ターミナルケア体制（看取り介護体制）	112 身体拘束廃止取組の有無	113 小規模拠点集合体制	114 認知症ケア加算の有無	115 個別機能訓練体制	121 設備基準	122 療養体制維持特別加算	125 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	126 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	127 サービス提供体制強化加算	128 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	129 若年性認知症利用者（入所者・患者）受入加算	130 看護体制加算	131 夜勤職員配置加算	132 療養食加算	133 日常生活継続支援加算
11:訪問介護	1 身体介護		○	○																			○	○							
	2 生活援助		○	○																			○	○							
	3 通院等乗降介助		○	○																			○	○							
12:訪問入浴介護																							○	○	○						
13:訪問看護	1 訪問看護ステーション															○							○	○	○						
	2 病院または診療所															○							○	○	○						
	3 定期巡回・随時対応サービス連携															○							○	○	○						
14:訪問リハビリテーション	1 病院または診療所																								○						
	2 介護老人保健施設																								○						
15:通所介護	3 小規模型事業所	○	○			○	○													○					○		○				
	4 通常規模型事業所	○	○			○	○													○					○		○				
	5 療養通所介護事業所		○																						○						
	6 大規模型事業所（Ⅰ）	○	○			○	○													○					○		○				
	7 大規模型事業所（Ⅱ）	○	○			○	○													○					○		○				
16:通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所（病院・診療所）	○				○	○																		○	○	○				
	5 大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所）	○				○	○																		○	○	○				
	6 大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所）	○				○	○																		○	○	○				
	7 通常規模の事業所（介護老人保健施設）	○				○	○																		○	○	○				
	8 大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設）	○				○	○																		○	○	○				
	9 大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設）	○				○	○																		○	○	○				
17:福祉用具貸与																							○	○							
21:短期入所生活介護	1 単独型		○																	○					○		○	○	○	○	
	2 併設型・空床型		○																	○					○		○	○	○	○	
	3 単独型ユニット型		○											○						○					○		○	○	○	○	
	4 併設型・空床型ユニット型		○											○						○					○		○	○	○	○	
22:短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1 介護老人保健施設（Ⅰ）																		○						○		○		○	○	
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）													○											○		○		○	○	
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）																		○			○			○		○		○	○	
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）													○								○			○		○		○	○	
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）																		○			○			○		○		○	○	
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）													○								○			○		○		○	○	
23:短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	1 病院療養型																								○		○			○	
	2 診療所型																				○				○		○			○	
	3 認知症疾患型																								○					○	
	6 ユニット型病院療養型													○											○		○			○	
	7 ユニット型診療所型													○							○				○		○			○	
	8 ユニット型認知症疾患型													○											○					○	
	A 病院経過型																								○		○			○	
	B 認知症経過型																								○					○	
	C ユニット型病院経過型													○											○		○			○	
31:居宅療養管理指導																															
33:特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）	1 有料老人ホーム（介護専用型）									○						○				○					○						
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）									○						○				○					○						
	3 養護老人ホーム（介護専用型）									○						○				○					○						
	5 有料老人ホーム（混合型）									○						○				○					○						
	6 軽費老人ホーム（混合型）									○						○				○					○						
	7 養護老人ホーム（混合型）									○						○				○					○						
27:特定施設入居者生活介護（短期利用型）	1 有料老人ホーム（介護専用型）									○															○						
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）									○															○						
	5 有料老人ホーム（混合型）									○															○						
	6 軽費老人ホーム（混合型）									○															○						
41:特定福祉用具販売																															
42:住宅改修																															
43:居宅介護支援											○												○	○							
51:介護老人福祉施設サービス	1 介護福祉施設		○			○						○			○	○	○			○					○		○	○	○	○	○
	2 小規模介護福祉施設		○			○						○			○	○	○			○					○		○	○	○	○	○
	3 ユニット型介護福祉施設		○			○								○	○	○	○			○					○		○	○	○	○	○
	4 ユニット型小規模介護福祉施設		○			○								○	○	○	○			○					○		○	○	○	○	○
52:介護老人保健施設サービス	1 介護老人保健施設（Ⅰ）					○										○	○		○						○		○		○	○	
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）					○								○		○	○								○		○		○	○	
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）					○										○	○		○			○			○		○		○	○	
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）					○								○		○	○					○			○		○		○	○	
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）					○										○	○		○			○			○		○		○	○	
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）					○								○		○	○					○			○		○		○	○	
53:介護療養型医療施設サービス	1 病院療養型					○											○								○	○	○			○	
	2 診療所型					○											○				○				○	○	○			○	
	3 認知症疾患型					○											○								○	○				○	
	6 ユニット型病院療養型					○								○			○								○	○	○			○	
	7 ユニット型診療所型					○								○			○				○				○	○	○			○	
	8 ユニット型認知症疾患型					○								○			○								○	○				○	
	A 病院経過型					○											○								○	○	○			○	
	B 認知症経過型					○											○								○	○				○	
	C ユニット型病院経過型					○								○			○								○	○	○			○	

サービス種類	施設等の区分	134 認知症専門ケア加算	135 ２４時間通報対応加算	136 看護職員配置加算	137 夜間ケア加算	139 サービス提供体制強化加算（空床型）	140 定期巡回・随時対応サービスに関する状況	141 サービス提供責任者体制の減算	142 同一建物に居住する利用者の減算	143 緊急短期入所体制確保加算	144 在宅復帰・在宅療養支援機能加算	145 生活機能向上グループ活動加算	146 介護職員処遇改善加算	147 短期集中リハビリテーション実施加算	148 短期集中個別リハビリテーション実施加算	149 リハビリテーションマネジメント加算	153 中重度者ケア体制加算	154 個別送迎体制強化加算	155 入浴介助体制強化加算	157 生活行為向上リハビリテーション実施加算	160 医療連携強化加算	162 特定事業所集中減算	167 認知症加算	168 総合マネジメント体制強化加算	169 看護体制強化加算	170 訪問看護体制強化加算	171 看取り連携体制加算	172 訪問体制強化加算	173 夜間支援体制加算	174 選択的サービス複数実施加算	175 訪問看護体制減算
11:訪問介護	1 身体介護						○	○	⊗				○																		
	2 生活援助						⊗	○	⊗				○																		
	3 通院等乗降介助						⊗	○	⊗				○																		
12:訪問入浴介護									⊗				○																		
13:訪問看護	1 訪問看護ステーション								⊗																○						
	2 病院または診療所								⊗																○						
	3 定期巡回・随時対応サービス連携								⊗																○						
14:訪問リハビリテーション	1 病院または診療所								⊗					○		○															
	2 介護老人保健施設								⊗					○		○															
15:通所介護	3 小規模型事業所												○				○						○								
	4 通常規模型事業所												○				○						○								
	5 療養通所介護事業所												○					○	○												
	6 大規模型事業所（Ⅰ）												○				○						○								
	7 大規模型事業所（Ⅱ）												○										○								
16:通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所（病院・診療所）												○		○	○	○			○											
	5 大規模の事業所（Ⅰ）（病院・診療所）												○		○	○	○			○											
	6 大規模の事業所（Ⅱ）（病院・診療所）												○		○	○	○			○											
	7 通常規模の事業所（介護老人保健施設）												○		○	○	○			○											
	8 大規模の事業所（Ⅰ）（介護老人保健施設）												○		○	○	○			○											
	9 大規模の事業所（Ⅱ）（介護老人保健施設）												○		○	○	○			○											
17:福祉用具貸与																															
21:短期入所生活介護	1 単独型									⊗			○								○										
	2 併設型・空床型					○				⊗			○								○										
	3 単独型ユニット型									⊗			○								○										
	4 併設型・空床型ユニット型					○				⊗			○								○										
22:短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1 介護老人保健施設（Ⅰ）												○																		
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）												○																		
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）												○																		
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）												○																		
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）												○																		
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）												○																		
23:短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	1 病院療養型												○																		
	2 診療所型												○																		
	3 認知症疾患型												○																		
	6 ユニット型病院療養型												○																		
	7 ユニット型診療所型												○																		
	8 ユニット型認知症疾患型												○																		
	A 病院経過型												○																		
	B 認知症経過型												○																		
	C ユニット型病院経過型												○																		
31:居宅療養管理指導																															
33:特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）	1 有料老人ホーム（介護専用型）	○											○																		
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）	○											○																		
	3 養護老人ホーム（介護専用型）	○											○																		
	5 有料老人ホーム（混合型）	○											○																		
	6 軽費老人ホーム（混合型）	○											○																		
	7 養護老人ホーム（混合型）	○											○																		
27:特定施設入居者生活介護（短期利用型）	1 有料老人ホーム（介護専用型）												○																		
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）												○																		
	5 有料老人ホーム（混合型）												○																		
	6 軽費老人ホーム（混合型）												○																		
41:特定福祉用具販売																															
42:住宅改修																															
43:居宅介護支援																						○									
51:介護老人福祉施設サービス	1 介護福祉施設	○											○																		
	2 小規模介護福祉施設	○											○																		
	3 ユニット型介護福祉施設	○											○																		
	4 ユニット型小規模介護福祉施設	○											○																		
52:介護老人保健施設サービス	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	○									○		○																		
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）	○									○		○																		
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）	○											○																		
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）	○											○																		
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）	○											○																		
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）	○											○																		
53:介護療養型医療施設サービス	1 病院療養型	○											○																		
	2 診療所型	○											○																		
	3 認知症疾患型												○																		
	6 ユニット型病院療養型	○											○																		
	7 ユニット型診療所型	○											○																		
	8 ユニット型認知症疾患型												○																		
	A 病院経過型	○											○																		
	B 認知症経過型												○																		
	C ユニット型病院経過型	○											○																		

サービス種類	施設等の区分	人員配置区分	26 特別地域加算	27 緊急時（介護予防）訪問看護加算	28 特別管理体制	29 機能訓練指導体制	31 入浴介助体制	33 常勤専従医師配置	34 医師の配置基準	35 精神科医師定期的療養指導	36 夜間勤務条件基準	39 送迎体制	116 リハビリテーション提供体制 理学療法Ⅰ	118 作業療法	123 リハビリテーション指導管理	119 言語聴覚療法	44 精神科作業療法	120 その他	69 リハビリテーションの機能強化	47 療養環境基準	48 職員の欠員による減算の状況 医師	49 看護職員	50 理学療法士	51 作業療法士	52 介護職員	76 言語聴覚士	53 介護支援専門員	54 介護従業者	56 特定診療費・特別療養費加算項目 重症皮膚潰瘍管理指導	57 薬剤管理指導	138 集団コミュニケーション療法	58 障害者生活支援体制	65 時間延長サービス体制	78 社会福祉法人軽減事業実施	79 特定事業所加算（訪問介護）の有無	81 運動器機能向上体制	82 栄養マネジメント（改善）体制	83 口腔機能向上体制	84 事業所評価加算（申出）	85 事業所評価加算（決定）	87 夜間看護体制	88 特定事業所加算（居宅介護支援）の有無	106 準ユニットケア体制の有無	108 医療連携体制	109 ユニットケア体制	110 在宅・入所相互利用体制	111 ターミナルケア体制（看取り介護体制）	112 身体拘束廃止取組の有無	113 小規模拠点集合体制	114 認知症ケア加算の有無	115 個別機能訓練体制	121 設備基準	122 療養体制維持特別加算	125 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	126 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	127 サービス提供体制強化加算	128 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	129 若年性認知症利用者（入所者・患者）受入加算	130 看護体制加算	131 夜勤職員配置加算	132 療養食加算	133 日常生活継続支援加算	134 認知症専門ケア加算	135 24時間通報対応加算	136 看護職員配置加算	137 夜間ケア加算	139 サービス提供体制強化加算（空床型）	140 定期巡回・随時対応サービスに関する状況	141 サービス提供責任者体制の減算	142 同一建物に居住する利用者の減算	143 緊急短期入所体制確保加算	144 在宅復帰・在宅療養支援機能加算	145 生活機能向上グループ活動加算	146 介護職員処遇改善加算	147 短期集中リハビリテーション実施加算	148 短期集中個別リハビリテーション実施加算	149 リハビリテーションマネジメント加算	153 中重度者ケア体制加算	154 個別送迎体制強化加算	155 入浴介助体制強化加算	157 生活行為向上リハビリテーション実施加算	160 医療連携強化加算	162 特定事業所集中減算	167 認知症加算	168 総合マネジメント体制強化加算	169 看護体制強化加算	170 訪問看護体制強化加算	171 看取り連携体制加算	172 訪問体制強化加算	173 夜間支援体制加算	174 選択的サービス複数実施加算	175 訪問看護体制減算
61:介護予防訪問介護			○																															○																							○	○															○	⊗				○																			
62:介護予防訪問入浴介護			○																																																					○	○	○															⊗				○																			
63:介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション		○	○	○																																																	○	○	○															⊗															○						
	2 病院または診療所		○	○	○																																																	○	○	○															⊗															○						
64:介護予防訪問リハビリテーション	1 病院または診療所																																																								○														⊗																					
	2 介護老人保健施設																																																								○														⊗																					
65:介護予防通所介護																						○			○										○		○	○	○	○	○																		○		○															○	○																		○	
66:介護予防通所リハビリテーション	1 病院または診療所																				○	○	○	○	○	○												○	○	○	○	○																		○		○																○																			○	
	2 介護老人保健施設																				○	○	○	○	○	○												○	○	○	○	○																		○		○																○																			○	
67:介護予防福祉用具貸与			○																																																					○	○																																					
24:介護予防短期入所生活介護	1 単独型					○					○	○											○			○											○																				○				○		○			○																○																				
	2 併設型・空床型					○					○	○											○			○											○																				○				○		○			○								○									○																				
	3 単独型ユニット型					○					○	○											○			○											○											○						○				○		○			○																○																				
	4 併設型・空床型ユニット型					○					○	○											○			○											○											○						○				○		○			○								○									○																				
25:介護予防短期入所療養介護（介護保健施設）	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型									○	○							⊗		○	○	○	○	○	○																																					○		○		○	○															○																				
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）										○	○							⊗		○	○	○	○	○	○																									○												○		○		○	○															○																				
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型 2 療養強化型									○	○				○	○	○	⊗		○	○	○	○	○	○			○	○																													○			○		○		○	○															○																				
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）										○	○				○	○	○	⊗		○	○	○	○	○	○			○	○																	○								○			○		○		○	○															○																				
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）										○	○				○	○	○	⊗		○	○	○	○	○	○			○	○																													○			○		○		○	○															○																				
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）										○	○				○	○	○	⊗		○	○	○	○	○	○			○	○																	○								○			○		○		○	○															○																				
26:介護予防短期入所療養介護（介護療養施設等）	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型）							○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○				○	○	○																											○		○			○															○																				
	2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 2 Ⅱ型 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B）										○	○	○		○	○	○											○	○	○																							○				○		○			○															○																				
	3 認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型										○					○	○			○	○			○																																	○					○															○																				
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B							○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○				○	○	○														○												○		○			○															○																				
	7 ユニット型診療所型											○	○	○		○	○	○											○	○	○														○							○				○		○			○															○																				
	8 ユニット型認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型										○					○	○			○	○			○																					○												○					○															○																				
	A 病院経過型	2 Ⅰ型 3 Ⅱ型							○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○				○	○	○																											○		○			○															○																				
	B 認知症経過型											○					○	○			○	○			○																																	○					○															○																				
	C ユニット型病院経過型								○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○			○				○	○	○														○												○		○			○															○																				
34:介護予防居宅療養管理指導																																																																																												
35:介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型																				○			○																										○					○							○										○																				
	2 軽費老人ホーム																					○			○																										○					○							○										○																				
	3 養護老人ホーム																					○			○																										○					○							○										○																				
44:特定介護予防福祉用具販売																																																																																												
45:介護予防住宅改修																																																																																												
46:介護予防支援																																																																																												
76:定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 一体型		○	○	○																														○													○								○	○	○																			○											○							
	2 連携型		○	⊗	⊗																														○													⊗								○	○	○																			○											○							
71:夜間対応型訪問介護	1 Ⅰ型																																	○																						○								○						⊗				○																		
	2 Ⅱ型																																	○																						○								⊗						⊗				○																		
72:認知症対応型通所介護	1 単独型						○														○			○								○	○			○	○													○						○		○															○																				
	2 併設型						○														○			○								○	○			○	○													○						○		○															○																				
	3 グループホーム等活用型						○														○			○								○	○			○	○													○						○		○															○																				
73:小規模多機能型居宅介護（短期利用型以外）	1 小規模多機能型居宅介護事業所																					○			○									○																							○									○					⊗				○											○			○	○			
	2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所																					○			○									○																							○									○					⊗				○											○			○	○			
68:小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1 小規模多機能型居宅介護事業所																					○			○									○																							○																		○																				
	2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所																					○			○									○																							○																		○																				
32:認知症対応型共同生活介護（短期利用型以外）	1 Ⅰ型										○																○																	○			○											○		○					○			⊗								○															○			
	2 Ⅱ型										○																○																	○			○											○		○					○			⊗								○															○			
38:認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	1 Ⅰ型										○																○																	○																○		○					○			⊗								○															○			
	2 Ⅱ型										○																○																	○																○		○					○			⊗								○															○			
36:地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）	1 有料老人ホーム																					○			○																○						○				○						○							○										○																				
	2 軽費老人ホーム																					○			○																○						○				○						○							○										○																				
	3 養護老人ホーム																					○			○																○						○				○						○							○										○																				
	5 サテライト型有料老人ホーム																					○			○																○						○				○						○							○										○																				
	6 サテライト型軽費老人ホーム																					○			○																○						○				○						○							○										○																				
	7 サテライト型養護老人ホーム																					○			○																○						○				○						○							○										○																				
28:地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）	1 有料老人ホーム																					○			○																○																○																		○																				
	2 軽費老人ホーム																					○			○																○																○																		○																				
	5 サテライト型有料老人ホーム																					○			○																○																○																		○																				
	6 サテライト型軽費老人ホーム																					○			○																○																○																		○																				
54:地域密着型介護老人福祉施設	1 地域密着型介護老人福祉施設	1 経過的施設以外 2 経過的施設						○		○	○											○			○		○						○	○			○						○			○	○	○	○		○					○		○	○	○	○	○	○											○																				
	2 サテライト型地域密着型介護老人福祉施設							○		○	○											○			○		○						○	○			○						○			○	○	○	○		○					○		○	○	○	○	○	○											○																				
	3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設							○		○	○											○			○		○						○	○			○								○	○	○	○	○		○					○		○	○	○	○	○	○											○																				
	4 サテライト型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設							○		○	○											○			○		○						○	○			○								○	○	○	○	○		○					○		○	○	○	○	○	○											○																				
77:複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型以外）				○	○																○			○									○													○										○																			○											○		○					○
79:複合型サービス（介護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）																						○			○									○																							○																		○																				
74:介護予防認知症対応型通所介護	1 単独型						○														○			○								○	○			○	○													○						○		○															○																				
	2 併設型						○														○			○								○	○			○	○													○						○		○															○																				
	3 グループホーム等活用型						○														○			○								○	○			○	○													○						○		○															○																				
75:介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型以外）	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所																					○			○									○																							○														⊗				○											○							
	2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所																					○			○									○																							○														⊗				○											○							
69:介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所																					○			○									○																							○																		○																				
	2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所																					○			○									○																							○																		○																				
37:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型以外）	1 Ⅰ型										○																○																																○		○					○			⊗								○															○			
	2 Ⅱ型										○																○																																○		○					○			⊗								○															○			
39:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	1 Ⅰ型										○																○																																○		○								⊗								○															○			
	2 Ⅱ型										○																○																																○		○								⊗								○															○			

サービス種類	施設等の区分	人員配置区分	26	27	28	29	31	33	34	35	36	39	116	118	123	119	44	120	69	47	48	49	50	51	52	76	53	54	56	57	138
													ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制								職員の欠員による減算の状況								特定診療費・特別療養費加算項目		
			特別地域加算	緊急時（介護予防）訪問看護加算	特別管理体制	機能訓練指導体制	入浴介助体制	常勤専従医師配置	医師の配置基準	精神科医師定期的療養指導	夜間勤務条件基準	送迎体制	理学療法Ⅰ	作業療法	リハビリテーション指導管理	言語聴覚療法	精神科作業療法	その他	リハビリテーションの機能強化	療養環境基準	医師	看護職員	理学療法士	作業療法士	介護職員	言語聴覚士	介護支援専門員	介護従業者	重症皮膚潰瘍管理指導	薬剤管理指導	集団コミュニケーション療法
A1:訪問型サービス(みなし)			○																												
A2:訪問型サービス(独自)			○																												
A3:訪問型サービス(独自／定率)																															
A4:訪問型サービス(独自／定額)																															
A5:通所型サービス(みなし)																						○			○						
A6:通所型サービス(独自)																						○			○						
A7:通所型サービス(独自／定率)																															
A8:通所型サービス(独自／定額)																															
A9:その他の生活支援サービス(配食／定率)																															
AA:その他の生活支援サービス(配食／定額)																															
AB:その他の生活支援サービス(見守り／定率)																															
AC:その他の生活支援サービス(見守り／定額)																															
AD:その他の生活支援サービス(その他／定率)																															
AE:その他の生活支援サービス(その他／定額)																															
AF:介護予防ケアマネジメント																															
82:訪問型予防サービス																															
83:通所型予防サービス																															
47:生活支援サービス(配食)																															
48:生活支援サービス(見守り)																															
49:生活支援サービス(その他)																															
40:ケアマネジメント																															
84:介護予防訪問入浴介護																															
85:介護予防訪問看護																															
86:介護予防訪問リハビリテーション																															
87:介護予防通所リハビリテーション																															
88:介護予防福祉用具貸与																															
89:介護予防短期入所生活介護																															
90:介護予防短期入所療養介護(介護保健施設)																															
91:介護予防短期入所療養介護(介護療養施設等)																															
92:介護予防居宅療養管理指導																															
93:介護予防特定施設入居者生活介護																															
94:介護予防認知症対応型通所介護																															
95:介護予防小規模多機能型居宅介護																															
96:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型以外)																															
97:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)																															

サービス種類	58	65	78	79	81	82	83	84	85	87	88	106	108	109	110	111	112	113	114	115	121	122	125	126	127	128	129	130	131	132
	障害者生活支援体制	時間延長サービス体制	社会福祉法人軽減事業実施	特定事業所加算（訪問介護）の有無	運動器機能向上体制	栄養マネジメント（改善）体制	口腔機能向上体制	事業所評価加算（申出）	事業所評価加算（決定）	夜間看護体制	特定事業所加算（居宅介護支援）の有無	準ユニットケア体制の有無	医療連携体制	ユニットケア体制	在宅・入所相互利用体制	ターミナルケア体制（看取り介護体制）	身体拘束廃止取組の有無	小規模拠点集合体制	認知症ケア加算の有無	個別機能訓練体制	設備基準	療養体制維持特別加算	中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	サービス提供体制強化加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者（入所者・患者）受入加算	看護体制加算	夜勤職員配置加算	療養食加算
A1:訪問型サービス(みなし)																							○	○						
A2:訪問型サービス(独自)																							○	○						
A3:訪問型サービス(独自／定率)																														
A4:訪問型サービス(独自／定額)																														
A5:通所型サービス(みなし)					○	○	○		○																○		○			
A6:通所型サービス(独自)					○	○	○		○																○		○			
A7:通所型サービス(独自／定率)																														
A8:通所型サービス(独自／定額)																														
A9:その他の生活支援サービス(配食／定率)																														
AA:その他の生活支援サービス(配食／定額)																														
AB:その他の生活支援サービス(見守り／定率)																														
AC:その他の生活支援サービス(見守り／定額)																														
AD:その他の生活支援サービス(その他／定率)																														
AE:その他の生活支援サービス(その他／定額)																														
AF:介護予防ケアマネジメント																														
82:訪問型予防サービス																														
83:通所型予防サービス																														
47:生活支援サービス(配食)																														
48:生活支援サービス(見守り)																														
49:生活支援サービス(その他)																														
40:ケアマネジメント																														
84:介護予防訪問入浴介護																														
85:介護予防訪問看護																														
86:介護予防訪問リハビリテーション																														
87:介護予防通所リハビリテーション																														
88:介護予防福祉用具貸与																														
89:介護予防短期入所生活介護																														
90:介護予防短期入所療養介護(介護保健施設)																														
91:介護予防短期入所療養介護(介護療養施設等)																														
92:介護予防居宅療養管理指導																														
93:介護予防特定施設入居者生活介護																														
94:介護予防認知症対応型通所介護																														
95:介護予防小規模多機能型居宅介護																														
96:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型以外)																														
97:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)																														

サービス種類	133	134	135	136	137	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	153	154	155	157	160	162	167	168	169	170	171	172	173	174	175
	日常生活継続支援加算	認知症専門ケア加算	２４時間通報対応加算	看護職員配置加算	夜間ケア加算	サービス提供体制強化加算（空床型）	定期巡回・随時対応サービスに関する状況	サービス提供責任者体制の減算	同一建物に居住する利用者の減算	緊急短期入所体制確保加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	生活機能向上グループ活動加算	介護職員処遇改善加算	短期集中リハビリテーション実施加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算	中重度者ケア体制加算	個別送迎体制強化加算	入浴介助体制強化加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	医療連携強化加算	特定事業所集中減算	認知症加算	総合マネジメント体制強化加算	看護体制強化加算	訪問看護体制強化加算	看取り連携体制加算	訪問体制強化加算	夜間支援体制加算	選択的サービス複数実施加算	訪問看護体制減算
A1:訪問型サービス(みなし)								○					○																		
A2:訪問型サービス(独自)								○					○																		
A3:訪問型サービス(独自／定率)																															
A4:訪問型サービス(独自／定額)																															
A5:通所型サービス(みなし)												○	○																	○	
A6:通所型サービス(独自)												○	○																	○	
A7:通所型サービス(独自／定率)																															
A8:通所型サービス(独自／定額)																															
A9:その他の生活支援サービス(配食／定率)																															
AA:その他の生活支援サービス(配食／定額)																															
AB:その他の生活支援サービス(見守り／定率)																															
AC:その他の生活支援サービス(見守り／定額)																															
AD:その他の生活支援サービス(その他／定率)																															
AE:その他の生活支援サービス(その他／定額)																															
AF:介護予防ケアマネジメント																															
82:訪問型予防サービス																															
83:通所型予防サービス																															
47:生活支援サービス(配食)																															
48:生活支援サービス(見守り)																															
49:生活支援サービス(その他)																															
40:ケアマネジメント																															
84:介護予防訪問入浴介護																															
85:介護予防訪問看護																															
86:介護予防訪問リハビリテーション																															
87:介護予防通所リハビリテーション																															
88:介護予防福祉用具貸与																															
89:介護予防短期入所生活介護																															
90:介護予防短期入所療養介護(介護保健施設)																															
91:介護予防短期入所療養介護(介護療養施設等)																															
92:介護予防居宅療養管理指導																															
93:介護予防特定施設入居者生活介護																															
94:介護予防認知症対応型通所介護																															
95:介護予防小規模多機能型居宅介護																															
96:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型以外)																															
97:介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)																															

※各列の体制等状況項目の番号は、事業所異動連絡票（サービス情報）の項番を示す。

Ⅳ-資料５

サービス種類コードと体制等状況の関係__平成２８年度

凡例 ： 新設 ／ 見直し（新規） ／ 見直し（修正） ／ 廃止

サービス種類	施設等の区分	人員配置区分	26 特別地域加算	27 緊急時（介護予防）訪問看護加算	28 特別管理体制	29 機能訓練指導体制	31 入浴介助体制	33 常勤専従医師配置	34 医師の配置基準	35 精神科医師定期的療養指導	36 夜間勤務条件基準	39 送迎体制	116 リハビリテーション提供体制：理学療法Ⅰ	118 リハビリテーション提供体制：作業療法	123 リハビリテーション提供体制：リハビリテーション指導管理	119 リハビリテーション提供体制：言語聴覚療法	44 リハビリテーション提供体制：精神科作業療法	120 リハビリテーション提供体制：その他	47 療養環境基準	48 職員の欠員による減算の状況：医師	49 職員の欠員による減算の状況：看護職員	50 職員の欠員による減算の状況：理学療法士	51 職員の欠員による減算の状況：作業療法士	52 職員の欠員による減算の状況：介護職員	76 職員の欠員による減算の状況：言語聴覚士	53 職員の欠員による減算の状況：介護支援専門員	54 職員の欠員による減算の状況：介護従業者
11:訪問介護	1 身体介護		○																								
	2 生活援助		○																								
	3 通院等乗降介助		○																								
12:訪問入浴介護			○																								
13:訪問看護	1 訪問看護ステーション		○	○	○																						
	2 病院または診療所		○	○	○																						
	3 定期巡回・随時対応サービス連携		○	○	○																						
14:訪問リハビリテーション	1 病院または診療所																										
	2 介護老人保健施設																										
15:通所介護	~~3 小規模型事業所~~						○														○			○			
	4 通常規模型事業所						○														○			○			
	~~5 療養通所介護事業所~~																										
	6 大規模型事業所（Ⅰ）						○														○			○			
	7 大規模型事業所（Ⅱ）						○														○			○			
16:通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所(病院・診療所)						○													○	○	○	○	○	○		
	5 大規模の事業所（Ⅰ）(病院・診療所)						○													○	○	○	○	○	○		
	6 大規模の事業所（Ⅱ）(病院・診療所)						○													○	○	○	○	○	○		
	7 通常規模の事業所(介護老人保健施設)						○													○	○	○	○	○	○		
	8 大規模の事業所（Ⅰ）(介護老人保健施設)						○													○	○	○	○	○	○		
	9 大規模の事業所（Ⅱ）(介護老人保健施設)						○													○	○	○	○	○	○		
17:福祉用具貸与			○																								
21:短期入所生活介護	1 単独型					○					○	○									○			○			
	2 併設型・空床型					○					○	○									○			○			
	3 単独型ユニット型					○					○	○									○			○			
	4 併設型・空床型ユニット型					○					○	○									○			○			
22:短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型									○	○								○	○	○	○	○	○		
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）										○	○								○	○	○	○	○	○		
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型 2 療養強化型									○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）										○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）										○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）										○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○		
23:短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型）						○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			
	2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 2 Ⅱ型 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B）										○	○	○		○	○	○									
	3 認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型										○					○	○		○	○			○			
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B						○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			
	7 ユニット型診療所型											○	○	○		○	○	○									
	8 ユニット型認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型										○					○	○		○	○			○			
	A 病院経過型	2 Ⅰ型 3 Ⅱ型						○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			
	B 認知症経過型											○					○	○		○	○			○			
	C ユニット型病院経過型							○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			
31:居宅療養管理指導																											
33:特定施設入居者生活介護(短期利用型以外)	1 有料老人ホーム（介護専用型）	1 一般型 2 外部サービス利用型																			○			○			
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）																				○			○			
	3 養護老人ホーム（介護専用型）																				○			○			
	5 有料老人ホーム（混合型）																				○			○			
	6 軽費老人ホーム（混合型）																				○			○			
	7 養護老人ホーム（混合型）																				○			○			
27:特定施設入居者生活介護(短期利用型)	1 有料老人ホーム（介護専用型）																				○			○			
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）																				○			○			
	5 有料老人ホーム（混合型）																				○			○			
	6 軽費老人ホーム（混合型）																				○			○			
41:特定福祉用具販売																											
42:住宅改修																											
43:居宅介護支援			○																								
51:介護老人福祉施設サービス	1 介護福祉施設							○		○	○										○			○		○	
	2 小規模介護福祉施設							○		○	○										○			○		○	
	3 ユニット型介護福祉施設							○		○	○										○			○		○	
	4 ユニット型小規模介護福祉施設							○		○	○										○			○		○	
52:介護老人保健施設サービス	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型									○									○	○	○	○	○	○	○	
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）										○									○	○	○	○	○	○	○	
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型 2 療養強化型									○				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）										○				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）										○				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）										○				○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
53:介護療養型医療施設サービス	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型）						○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○		○	
	2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 2 Ⅱ型 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B）											○	○		○	○	○									
	3 認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型															○	○		○	○			○		○	
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B						○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○		○	
	7 ユニット型診療所型												○	○		○	○	○									
	8 ユニット型認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型															○	○		○	○			○		○	
	A 病院経過型	2 Ⅰ型 3 Ⅱ型						○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○		○	
	B 認知症経過型																○	○		○	○			○		○	
	C ユニット型病院経過型							○		○		○	○		○	○	○	○	○	○			○		○	

サービス種類	施設等の区分	人員配置区分	56 特定診療費・特別療養費加算項目：重症皮膚潰瘍管理指導	57 特定診療費・特別療養費加算項目：薬剤管理指導	138 特定診療費・特別療養費加算項目：集団コミュニケーション療法	58 障害者生活支援体制	65 時間延長サービス体制	78 社会福祉法人軽減事業実施	79 特定事業所加算（訪問介護）の有無	81 運動器機能向上体制	82 栄養マネジメント（改善）体制	83 口腔機能向上体制	84 事業所評価加算（申出）	85 事業所評価加算（決定）	87 夜間看護体制	88 特定事業所加算（居宅介護支援）の有無	106 準ユニットケア体制の有無	108 医療連携体制	109 ユニットケア体制	110 在宅・入所相互利用体制	111 ターミナルケア体制（看取り介護体制）	112 身体拘束廃止取組の有無	113 小規模拠点集合体制	114 認知症ケア加算の有無	115 個別機能訓練体制	121 設備基準	122 療養体制維持特別加算
11:訪問介護	1 身体介護							○	○																		
	2 生活援助							○	○																		
	3 通院等乗降介助							○	○																		
12:訪問入浴介護																											
13:訪問看護	1 訪問看護ステーション																				○						
	2 病院または診療所																				○						
	3 定期巡回・随時対応サービス連携																				○						
14:訪問リハビリテーション	1 病院または診療所																										
	2 介護老人保健施設																										
15:通所介護	~~3 小規模型事業所~~						○	○			○	○													○		
	4 通常規模型事業所						○	○			○	○													○		
	~~5 療養通所介護事業所~~							○																			
	6 大規模型事業所（Ⅰ）						○	○			○	○													○		
	7 大規模型事業所（Ⅱ）						○	○			○	○													○		
16:通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所(病院・診療所)						○				○	○															
	5 大規模の事業所（Ⅰ）(病院・診療所)						○				○	○															
	6 大規模の事業所（Ⅱ）(病院・診療所)						○				○	○															
	7 通常規模の事業所(介護老人保健施設)						○				○	○															
	8 大規模の事業所（Ⅰ）(介護老人保健施設)						○				○	○															
	9 大規模の事業所（Ⅱ）(介護老人保健施設)						○				○	○															
17:福祉用具貸与																											
21:短期入所生活介護	1 単独型							○																	○		
	2 併設型・空床型							○																	○		
	3 単独型ユニット型							○										○							○		
	4 併設型・空床型ユニット型							○																	○		
22:短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型																						○			
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）																	○									
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型 2 療養強化型	○	○																				○			○
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）		○	○															○								○
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）		○	○																				○			○
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）		○	○															○								○
23:短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型）	○	○	○																						
	2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 2 Ⅱ型 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B）	○	○	○																					○	
	3 認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型																									
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	○	○	○														○								
	7 ユニット型診療所型		○	○	○														○							○	
	8 ユニット型認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型																	○								
	A 病院経過型	2 Ⅰ型 3 Ⅱ型	○	○	○																						
	B 認知症経過型																										
	C ユニット型病院経過型		○	○	○														○								
31:居宅療養管理指導																											
33:特定施設入居者生活介護(短期利用型以外)	1 有料老人ホーム（介護専用型）	1 一般型 2 外部サービス利用型													○							○				○		
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）														○							○				○		
	3 養護老人ホーム（介護専用型）														○							○				○		
	5 有料老人ホーム（混合型）														○							○				○		
	6 軽費老人ホーム（混合型）														○							○				○		
	7 養護老人ホーム（混合型）														○							○				○		
27:特定施設入居者生活介護(短期利用型)	1 有料老人ホーム（介護専用型）														○												
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）														○												
	5 有料老人ホーム（混合型）														○												
	6 軽費老人ホーム（混合型）														○												
41:特定福祉用具販売																											
42:住宅改修																											
43:居宅介護支援																○											
51:介護老人福祉施設サービス	1 介護福祉施設					○		○			○						○			○	○	○			○		
	2 小規模介護福祉施設					○		○			○						○			○	○	○			○		
	3 ユニット型介護福祉施設					○		○			○								○	○	○	○			○		
	4 ユニット型小規模介護福祉施設					○		○			○								○	○	○	○			○		
52:介護老人保健施設サービス	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型									○										○	○		○			
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）										○								○		○	○					
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型 2 療養強化型	○	○							○										○	○		○			○
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）		○	○							○								○		○	○					○
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）		○	○							○										○	○		○			○
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）		○	○							○								○		○	○					○
53:介護療養型医療施設サービス	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型）	○	○	○						○											○					
	2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 2 Ⅱ型 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B）	○	○	○						○											○				○	
	3 認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型									○											○					
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B	○	○	○						○								○			○					
	7 ユニット型診療所型		○	○	○						○								○			○				○	
	8 ユニット型認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型									○								○			○					
	A 病院経過型	2 Ⅰ型 3 Ⅱ型	○	○	○						○											○					
	B 認知症経過型										○											○					
	C ユニット型病院経過型		○	○	○						○								○			○					

サービス種類	施設等の区分	人員配置区分	125 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	126 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	127 サービス提供体制強化加算	128 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	129 若年性認知症利用者（入所者・患者）受入加算	130 看護体制加算	131 夜勤職員配置加算	132 療養食加算	133 日常生活継続支援加算	134 認知症専門ケア加算	135 ２４時間通報対応加算	136 看護職員配置加算	139 サービス提供体制強化加算（空床型）	140 定期巡回・随時対応サービスに関する状況	141 サービス提供責任者体制の減算	144 在宅復帰・在宅療養支援機能加算	145 生活機能向上グループ活動加算	146 介護職員処遇改善加算	147 短期集中リハビリテーション実施加算	148 短期集中個別リハビリテーション実施加算	149 リハビリテーションマネジメント加算	150 社会参加支援加算	153 中重度者ケア体制加算	154 個別送迎体制強化加算	155 入浴介助体制強化加算	157 生活行為向上リハビリテーション実施加算	160 医療連携強化加算	162 特定事業所集中減算	167 認知症加算	168 総合マネジメント体制強化加算	169 看護体制強化加算	170 訪問看護体制強化加算	171 看取り連携体制加算	172 訪問体制強化加算	173 夜間支援体制加算	174 選択的サービス複数実施加算	175 訪問看護体制減算
11:訪問介護	1 身体介護		○	○												○	○			○																			
	2 生活援助		○	○													○			○																			
	3 通院等乗降介助		○	○													○			○																			
12:訪問入浴介護			○	○	○															○																			
13:訪問看護	1 訪問看護ステーション		○	○	○																												○						
	2 病院または診療所		○	○	○																												○						
	3 定期巡回・随時対応サービス連携		○	○	○																												○						
14:訪問リハビリテーション	1 病院または診療所				○																○		○	○															
	2 介護老人保健施設				○																○		○	○															
15:通所介護	~~3 小規模型事業所~~				○		○													○					○							○								
	4 通常規模型事業所				○		○													○					○							○								
	~~5 療養通所介護事業所~~				○															○						○	○												
	6 大規模型事業所（Ⅰ）				○		○													○					○							○								
	7 大規模型事業所（Ⅱ）				○		○													○					○							○								
16:通所リハビリテーション	4 通常規模の事業所(病院・診療所)				○	○	○													○		○	○	○	○			○											
	5 大規模の事業所（Ⅰ）(病院・診療所)				○	○	○													○		○	○	○	○			○											
	6 大規模の事業所（Ⅱ）(病院・診療所)				○	○	○													○		○	○	○	○			○											
	7 通常規模の事業所(介護老人保健施設)				○	○	○													○		○	○	○	○			○											
	8 大規模の事業所（Ⅰ）(介護老人保健施設)				○	○	○													○		○	○	○	○			○											
	9 大規模の事業所（Ⅱ）(介護老人保健施設)				○	○	○													○		○	○	○	○			○											
17:福祉用具貸与			○	○																																			
21:短期入所生活介護	1 単独型				○		○	○	○	○										○									○										
	2 併設型・空床型				○		○	○	○	○					○					○									○										
	3 単独型ユニット型				○		○	○	○	○										○									○										
	4 併設型・空床型ユニット型				○		○	○	○	○					○					○									○										
22:短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型			○		○		○	○										○																			
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）				○		○		○	○										○																			
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型 2 療養強化型			○		○		○	○										○																			
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）				○		○		○	○										○																			
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）				○		○		○	○										○																			
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）				○		○		○	○										○																			
23:短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型）			○		○			○										○																			
	2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 2 Ⅱ型 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B）			○		○			○										○																			
	3 認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型			○					○										○																			
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B			○		○			○										○																			
	7 ユニット型診療所型				○		○			○										○																			
	8 ユニット型認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型			○					○										○																			
	A 病院経過型	2 Ⅰ型 3 Ⅱ型			○		○			○										○																			
	B 認知症経過型				○					○										○																			
	C ユニット型病院経過型				○		○			○										○																			
31:居宅療養管理指導																																							
33:特定施設入居者生活介護(短期利用型以外)	1 有料老人ホーム（介護専用型）	1 一般型 2 外部サービス利用型			○							○								○																			
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）				○							○								○																			
	3 養護老人ホーム（介護専用型）				○							○								○																			
	5 有料老人ホーム（混合型）				○							○								○																			
	6 軽費老人ホーム（混合型）				○							○								○																			
	7 養護老人ホーム（混合型）				○							○								○																			
27:特定施設入居者生活介護(短期利用型)	1 有料老人ホーム（介護専用型）				○															○																			
	2 軽費老人ホーム（介護専用型）				○															○																			
	5 有料老人ホーム（混合型）				○															○																			
	6 軽費老人ホーム（混合型）				○															○																			
41:特定福祉用具販売																																							
42:住宅改修																																							
43:居宅介護支援			○	○																										○									
51:介護老人福祉施設サービス	1 介護福祉施設				○		○	○	○	○	○	○								○																			
	2 小規模介護福祉施設				○		○	○	○	○	○	○								○																			
	3 ユニット型介護福祉施設				○		○	○	○	○	○	○								○																			
	4 ユニット型小規模介護福祉施設				○		○	○	○	○	○	○								○																			
52:介護老人保健施設サービス	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型			○		○		○	○		○						○		○																			
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）				○		○		○	○		○						○		○																			
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型 2 療養強化型			○		○		○	○		○								○																			
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）				○		○		○	○		○								○																			
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）				○		○		○	○		○								○																			
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）				○		○		○	○		○								○																			
53:介護療養型医療施設サービス	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型）			○	○	○			○		○								○																			
	2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 2 Ⅱ型 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B）			○	○	○			○		○								○																			
	3 認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型 7 Ⅲ型 8 Ⅳ型 9 Ⅴ型			○	○				○										○																			
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B			○	○	○			○		○								○																			
	7 ユニット型診療所型				○	○	○			○		○								○																			
	8 ユニット型認知症疾患型	5 Ⅰ型 6 Ⅱ型			○	○				○										○																			
	A 病院経過型	2 Ⅰ型 3 Ⅱ型			○	○	○			○		○								○																			
	B 認知症経過型				○	○				○										○																			
	C ユニット型病院経過型				○	○	○			○		○								○																			

サービス種類	施設等の区分	人員配置区分	26 特別地域加算	27 緊急時（介護予防）訪問看護加算	28 特別管理体制	29 機能訓練指導体制	31 入浴介助体制	33 常勤専従医師配置	34 医師の配置基準	35 精神科医師定期的療養指導	36 夜間勤務条件基準	39 送迎体制	116 リハビリテーション提供体制：理学療法Ⅰ	118 リハビリテーション提供体制：作業療法	123 リハビリテーション提供体制：リハビリテーション指導管理	119 リハビリテーション提供体制：言語聴覚療法	44 リハビリテーション提供体制：精神科作業療法	120 リハビリテーション提供体制：その他	47 療養環境基準	48 職員の欠員による減算の状況：医師	49 職員の欠員による減算の状況：看護職員	50 職員の欠員による減算の状況：理学療法士	51 職員の欠員による減算の状況：作業療法士	52 職員の欠員による減算の状況：介護職員	76 職員の欠員による減算の状況：言語聴覚士	53 職員の欠員による減算の状況：介護支援専門員	54 職員の欠員による減算の状況：介護従業者	56 特定診療費・特別療養費加算項目：重症皮膚潰瘍管理指導	57 特定診療費・特別療養費加算項目：薬剤管理指導	138 特定診療費・特別療養費加算項目：集団コミュニケーション療法	58 障害者生活支援体制	65 時間延長サービス体制	78 社会福祉法人軽減事業実施	79 特定事業所加算（訪問介護）の有無	81 運動器機能向上体制	82 栄養マネジメント（改善）体制	83 口腔機能向上体制	84 事業所評価加算（申出）	85 事業所評価加算（決定）	87 夜間看護体制	88 特定事業所加算（居宅介護支援）の有無	106 準ユニットケア体制の有無	108 医療連携体制	109 ユニットケア体制	110 在宅・入所相互利用体制	111 ターミナルケア体制（看取り介護体制）	112 身体拘束廃止取組の有無	113 小規模拠点集合体制	114 認知症ケア加算の有無	115 個別機能訓練体制	121 設備基準	122 療養体制維持特別加算	125 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	126 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	127 サービス提供体制強化加算	128 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	129 若年性認知症利用者（入所者・患者）受入加算	130 看護体制加算	131 夜勤職員配置加算	132 療養食加算	133 日常生活継続支援加算	134 認知症専門ケア加算	135 ２４時間通報対応加算	136 看護職員配置加算	139 サービス提供体制強化加算（空床型）	140 定期巡回・随時対応サービスに関する状況	141 サービス提供責任者体制の減算	144 在宅復帰・在宅療養支援機能加算	145 生活機能向上グループ活動加算	146 介護職員処遇改善加算	147 短期集中リハビリテーション実施加算	148 短期集中個別リハビリテーション実施加算	149 リハビリテーションマネジメント加算	150 社会参加支援加算	153 中重度者ケア体制加算	154 個別送迎体制強化加算	155 入浴介助体制強化加算	157 生活行為向上リハビリテーション実施加算	160 医療連携強化加算	162 特定事業所集中減算	167 認知症加算	168 総合マネジメント体制強化加算	169 看護体制強化加算	170 訪問看護体制強化加算	171 看取り連携体制加算	172 訪問体制強化加算	173 夜間支援体制加算	174 選択的サービス複数実施加算	175 訪問看護体制減算
61:介護予防訪問介護			○																														○																					○	○														○			○																			
62:介護予防訪問入浴介護			○																																																			○	○	○																○																			
63:介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション		○	○	○																																																	○	○	○																															○						
	2 病院または診療所		○	○	○																																																	○	○	○																															○						
64:介護予防訪問リハビリテーション	1 病院または診療所																																																						○																																					
	2 介護老人保健施設																																																						○																																					
65:介護予防通所介護																					○			○									○		○	○	○	○	○																	○		○													○	○																			○	
66:介護予防通所リハビリテーション	1 病院または診療所																				○	○	○	○	○	○										○	○	○	○	○																	○		○														○																			○	
	2 介護老人保健施設																				○	○	○	○	○	○										○	○	○	○	○																	○		○														○																			○	
67:介護予防福祉用具貸与			○																																																		○	○																																						
24:介護予防短期入所生活介護	1 単独型					○					○	○									○			○										○																		○					○		○			○										○																			
	2 併設型・空床型					○					○	○									○			○										○																		○					○		○			○					○					○																			
	3 単独型ユニット型					○					○	○									○			○										○											○						○					○		○			○										○																			
	4 併設型・空床型ユニット型					○					○	○									○			○										○											○						○					○		○			○					○					○																			
25:介護予防短期入所療養介護（介護保健施設）	1 介護老人保健施設（Ⅰ）	1 従来型 2 在宅強化型									○	○								○	○	○	○	○	○																															○		○		○	○										○																			
	2 ユニット型介護老人保健施設（Ⅰ）										○	○								○	○	○	○	○	○																		○												○		○		○	○										○																			
	5 介護老人保健施設（Ⅱ）	1 療養型 2 療養強化型									○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○																								○			○		○		○	○										○																			
	6 ユニット型介護老人保健施設（Ⅱ）										○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○																○									○			○		○		○	○										○																			
	7 介護老人保健施設（Ⅲ）										○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○																								○			○		○		○	○										○																			
	8 ユニット型介護老人保健施設（Ⅲ）										○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○																○									○			○		○		○	○										○																			
26:介護予防短期入所療養介護（介護療養施設等）	1 病院療養型	2 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 3 Ⅱ型（療養機能強化型以外） 4 Ⅲ型 5 Ⅰ型（療養機能強化型A） 6 Ⅰ型（療養機能強化型B） 7 Ⅱ型（療養機能強化型）						○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				○	○	○																											○		○			○										○																			
	2 診療所型	1 Ⅰ型（療養機能強化型以外） 2 Ⅱ型 3 Ⅰ型（療養機能強化型A） 4 Ⅰ型（療養機能強化型B）									○	○	○		○	○	○										○	○	○																						○				○		○			○										○																			
	3 認知症疾患型	5 Ⅰ型　6 Ⅱ型　7 Ⅲ型　8 Ⅳ型　9 Ⅴ型										○					○	○		○	○			○																																○					○										○																			
	6 ユニット型病院療養型	1 療養機能強化型以外 2 療養機能強化型A 3 療養機能強化型B						○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				○	○	○															○										○		○			○										○																			
	7 ユニット型診療所型										○	○	○		○	○	○										○	○	○															○							○				○		○			○										○																			
	8 ユニット型認知症疾患型	5 Ⅰ型　6 Ⅱ型										○					○	○		○	○			○																				○											○					○										○																			
	A 病院経過型	2 Ⅰ型　3 Ⅱ型						○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				○	○	○																											○		○			○										○																			
	B 認知症経過型											○					○	○		○	○			○																																○					○										○																			
	C ユニット型病院経過型							○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○				○	○	○															○										○		○			○										○																			
34:介護予防居宅療養管理指導																																																																																												
35:介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム	1 一般型 2 外部サービス利用型																			○			○																											○					○							○									○																			
	2 軽費老人ホーム																					○			○																											○					○							○									○																			
	3 養護老人ホーム																					○			○																											○					○							○									○																			
44:特定介護予防福祉用具販売																																																																																											
45:介護予防住宅改修																																																																																											
46:介護予防支援																																																																																											
76:定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 一体型		○	○	○																												○													○								○	○	○																○												○							
	2 連携型		○																														○																					○	○	○																○												○							
71:夜間対応型訪問介護	1 Ⅰ型																																○																							○								○								○																			
	2 Ⅱ型																																○																							○																○																			
72:認知症対応型通所介護	1 単独型						○														○			○								○	○			○	○														○					○		○														○																			
	2 併設型						○														○			○								○	○			○	○														○					○		○														○																			
	3 グループホーム等活用型						○														○			○								○	○			○	○														○					○		○														○																			
73:小規模多機能型居宅介護（短期利用型以外）	1 小規模多機能型居宅介護事業所																				○			○									○																					○									○							○												○			○	○			
	2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所																				○			○									○																					○									○							○												○			○	○			
68:小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1 小規模多機能型居宅介護事業所																				○			○									○																					○															○																			
	2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所																				○			○									○																					○															○																			
32:認知症対応型共同生活介護（短期利用型以外）	1 Ⅰ型										○																○																○			○								○		○				○									○																		○		
	2 Ⅱ型										○																○																○			○								○		○				○									○																		○		
38:認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	1 Ⅰ型										○																○																○											○		○												○																		○		
	2 Ⅱ型										○																○																○											○		○												○																		○		
36:地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型以外）	1 有料老人ホーム																				○			○															○						○				○					○							○									○																			
	2 軽費老人ホーム																				○			○															○						○				○					○							○									○																			
	3 養護老人ホーム																				○			○															○						○				○					○							○									○																			
	5 サテライト型有料老人ホーム																				○			○															○						○				○					○							○									○																			
	6 サテライト型軽費老人ホーム																				○			○															○						○				○					○							○									○																			
	7 サテライト型養護老人ホーム																				○			○															○						○				○					○							○									○																			
28:地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）	1 有料老人ホーム																				○			○															○														○															○																			
	2 軽費老人ホーム																				○			○															○														○															○																			
	5 サテライト型有料老人ホーム																				○			○															○														○															○																			
	6 サテライト型軽費老人ホーム																				○			○															○														○															○																			
54:地域密着型介護老人福祉施設	1 地域密着型介護老人福祉施設	1 経過的施設以外 2 経過的施設						○		○	○										○			○		○					○		○			○						○				○	○	○	○		○					○		○	○	○	○	○	○									○																			
	2 サテライト型地域密着型介護老人福祉施設							○		○	○										○			○		○					○		○			○						○				○	○	○	○		○					○		○	○	○	○	○	○									○																			
	3 ユニット型地域密着型介護老人福祉施設							○		○	○										○			○		○					○		○			○								○	○	○	○	○		○					○		○	○	○	○	○	○									○																			
	4 サテライト型ユニット型地域密着型介護老人福祉施設							○		○	○										○			○		○					○		○			○								○	○	○	○	○		○					○		○	○	○	○	○	○									○																			
77:複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型以外）				○	○																○			○									○													○								○									○																○		○					○
79:複合型サービス（介護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）																					○			○									○																					○															○																			
78:地域密着型通所介護	1 地域密着型通所介護事業所						○														○			○								○	○			○	○														○					○		○														○					○						○									
	2 療養通所介護事業所																				○			○									○																					○															○						○	○													
74:介護予防認知症対応型通所介護	1 単独型						○														○			○								○	○			○	○														○					○		○														○																			
	2 併設型						○														○			○								○	○			○	○														○					○		○														○																			
	3 グループホーム等活用型						○														○			○								○	○			○	○														○					○		○														○																			
75:介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型以外）	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所																				○			○									○																					○															○												○							
	2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所																				○			○									○																					○															○												○							
69:介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所																				○			○									○																					○															○																			
	2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所																				○			○																														○															○																			
37:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型以外）	1 Ⅰ型										○																○																											○		○				○									○																		○		
	2 Ⅱ型										○																○																											○		○				○									○																		○		
39:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	1 Ⅰ型										○																○																											○		○												○																		○		
	2 Ⅱ型										○																○																											○		○												○																		○		

サービス種類	施設等の区分	人員配置区分	26 特別地域加算	27 緊急時（介護予防）訪問看護加算	28 特別管理体制	29 機能訓練指導体制	31 入浴介助体制	33 常勤専従医師配置	34 医師の配置基準	35 精神科医師定期的療養指導	36 夜間勤務条件基準	39 送迎体制	116 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制 理学療法Ⅰ	118 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制 作業療法	123 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制 リハビリテーション指導管理	119 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制 言語聴覚療法	44 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制 精神科作業療法	120 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制 その他	47 療養環境基準	48 職員の欠員による減算の状況 医師	49 職員の欠員による減算の状況 看護職員	50 職員の欠員による減算の状況 理学療法士	51 職員の欠員による減算の状況 作業療法士	52 職員の欠員による減算の状況 介護職員	76 職員の欠員による減算の状況 言語聴覚士	53 職員の欠員による減算の状況 介護支援専門員	54 職員の欠員による減算の状況 介護従業者
A1:訪問型サービス（みなし）			○																								
A2:訪問型サービス（独自）			○																								
A3:訪問型サービス（独自／定率）																											
A4:訪問型サービス（独自／定額）																											
A5:通所型サービス（みなし）																					○			○			
A6:通所型サービス（独自）																					○			○			
A7:通所型サービス（独自／定率）																											
A8:通所型サービス（独自／定額）																											
A9:その他の生活支援サービス（配食／定率）																											
AA:その他の生活支援サービス（配食／定額）																											
AB:その他の生活支援サービス（見守り／定率）																											
AC:その他の生活支援サービス（見守り／定額）																											
AD:その他の生活支援サービス（その他／定率）																											
AE:その他の生活支援サービス（その他／定額）																											
AF:介護予防ケアマネジメント																											
82:訪問型予防サービス																											
83:通所型予防サービス																											
47:生活支援サービス（配食）																											
48:生活支援サービス（見守り）																											
49:生活支援サービス（その他）																											
40:ケアマネジメント																											
84:介護予防訪問入浴介護																											
85:介護予防訪問看護																											
86:介護予防訪問リハビリテーション																											
87:介護予防通所リハビリテーション																											
88:介護予防福祉用具貸与																											
89:介護予防短期入所生活介護																											
90:介護予防短期入所療養介護（介護保健施設）																											
91:介護予防短期入所療養介護（介護療養施設等）																											
92:介護予防居宅療養管理指導																											
93:介護予防特定施設入居者生活介護																											
94:介護予防認知症対応型通所介護																											
95:介護予防小規模多機能型居宅介護																											
96:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型以外）																											
97:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）																											

サービス種類	56 特定診療費・特別療養費加算項目 重症皮膚潰瘍管理指導	57 特定診療費・特別療養費加算項目 薬剤管理指導	138 特定診療費・特別療養費加算項目 集団コミュニケーション療法	58 障害者生活支援体制	65 時間延長サービス体制	78 社会福祉法人軽減事業実施	79 特定事業所加算（訪問介護）の有無	81 運動器機能向上体制	82 栄養マネジメント（改善）体制	83 口腔機能向上体制	84 事業所評価加算（申出）	85 事業所評価加算（決定）	87 夜間看護体制	88 特定事業所加算（居宅介護支援）の有無	106 準ユニットケア体制の有無	108 医療連携体制	109 ユニットケア体制	110 在宅・入所相互利用体制	111 ターミナルケア体制（看取り介護体制）	112 身体拘束廃止取組の有無	113 小規模拠点集合体制	114 認知症ケア加算の有無	115 個別機能訓練体制	121 設備基準	122 療養体制維持特別加算	125 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	126 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）
A1:訪問型サービス（みなし）																										○	○
A2:訪問型サービス（独自）																										○	○
A3:訪問型サービス（独自／定率）																											
A4:訪問型サービス（独自／定額）																											
A5:通所型サービス（みなし）								○	○	○		○															
A6:通所型サービス（独自）								○	○	○		○															
A7:通所型サービス（独自／定率）																											
A8:通所型サービス（独自／定額）																											
A9:その他の生活支援サービス（配食／定率）																											
AA:その他の生活支援サービス（配食／定額）																											
AB:その他の生活支援サービス（見守り／定率）																											
AC:その他の生活支援サービス（見守り／定額）																											
AD:その他の生活支援サービス（その他／定率）																											
AE:その他の生活支援サービス（その他／定額）																											
AF:介護予防ケアマネジメント																											
82:訪問型予防サービス																											
83:通所型予防サービス																											
47:生活支援サービス（配食）																											
48:生活支援サービス（見守り）																											
49:生活支援サービス（その他）																											
40:ケアマネジメント																											
84:介護予防訪問入浴介護																											
85:介護予防訪問看護																											
86:介護予防訪問リハビリテーション																											
87:介護予防通所リハビリテーション																											
88:介護予防福祉用具貸与																											
89:介護予防短期入所生活介護																											
90:介護予防短期入所療養介護（介護保健施設）																											
91:介護予防短期入所療養介護（介護療養施設等）																											
92:介護予防居宅療養管理指導																											
93:介護予防特定施設入居者生活介護																											
94:介護予防認知症対応型通所介護																											
95:介護予防小規模多機能型居宅介護																											
96:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型以外）																											
97:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）																											

サービス種類	127 サービス提供体制強化加算	128 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	129 若年性認知症利用者（入所者・患者）受入加算	130 看護体制加算	131 夜勤職員配置加算	132 療養食加算	133 日常生活継続支援加算	134 認知症専門ケア加算	135 ２４時間通報対応加算	136 看護職員配置加算	139 サービス提供体制強化加算（空床型）	140 定期巡回・随時対応サービスに関する状況	141 サービス提供責任者体制の減算	144 在宅復帰・在宅療養支援機能加算	145 生活機能向上グループ活動加算	146 介護職員処遇改善加算	147 短期集中リハビリテーション実施加算	148 短期集中個別リハビリテーション実施加算	149 リハビリテーションマネジメント加算	150 社会参加支援加算	153 中重度者ケア体制加算	154 個別送迎体制強化加算	155 入浴介助体制強化加算	157 生活行為向上リハビリテーション実施加算	160 医療連携強化加算	162 特定事業所集中減算	167 認知症加算	168 総合マネジメント体制強化加算	169 看護体制強化加算	170 訪問看護体制強化加算	171 看取り連携体制加算	172 訪問体制強化加算	173 夜間支援体制加算	174 選択的サービス複数実施加算	175 訪問看護体制減算
A1:訪問型サービス（みなし）													○			○																			
A2:訪問型サービス（独自）													○			○																			
A3:訪問型サービス（独自／定率）																																			
A4:訪問型サービス（独自／定額）																																			
A5:通所型サービス（みなし）	○		○												○	○																		○	
A6:通所型サービス（独自）	○		○												○	○																		○	
A7:通所型サービス（独自／定率）																																			
A8:通所型サービス（独自／定額）																																			
A9:その他の生活支援サービス（配食／定率）																																			
AA:その他の生活支援サービス（配食／定額）																																			
AB:その他の生活支援サービス（見守り／定率）																																			
AC:その他の生活支援サービス（見守り／定額）																																			
AD:その他の生活支援サービス（その他／定率）																																			
AE:その他の生活支援サービス（その他／定額）																																			
AF:介護予防ケアマネジメント																																			
82:訪問型予防サービス																																			
83:通所型予防サービス																																			
47:生活支援サービス（配食）																																			
48:生活支援サービス（見守り）																																			
49:生活支援サービス（その他）																																			
40:ケアマネジメント																																			
84:介護予防訪問入浴介護																																			
85:介護予防訪問看護																																			
86:介護予防訪問リハビリテーション																																			
87:介護予防通所リハビリテーション																																			
88:介護予防福祉用具貸与																																			
89:介護予防短期入所生活介護																																			
90:介護予防短期入所療養介護（介護保健施設）																																			
91:介護予防短期入所療養介護（介護療養施設等）																																			
92:介護予防居宅療養管理指導																																			
93:介護予防特定施設入居者生活介護																																			
94:介護予防認知症対応型通所介護																																			
95:介護予防小規模多機能型居宅介護																																			
96:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型以外）																																			
97:介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）																																			

※各列の体制等状況項目の番号は、事業所異動連絡票（サービス情報）の項番を示す。

Ⅳ-資料6

受給者異動連絡票の設定内容について

事業対象者については以下の通り設定することとする。

設定項目凡例
◎:事業対象者である場合、必須にて設定される項目
○:事業対象者である場合、必要に応じて設定される項目
△:事業対象者について設定の必要はないが、充当処理のため、設定される可能性のある項目(受付時にチェックを行っていない)
×:設定されることのない項目

No.	項目名	内容	現状必須入力			事業対象者	
			新規	変更	終了	設定項目	設定内容
1	交換情報識別番号	受給者異動連絡票情報の識別番号を設定する	○	○	○	◎	
2	異動年月日	受給者の資格を取得または変更等が生じた年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○	○	○	◎	
3	異動区分コード	異動区分コードを設定する 1:新規、2:変更、3:終了	○	○	○	◎	
4	異動事由	受給者情報の異動事由を設定する 01:受給資格取得、02:受給資格喪失、03:広域連合における受給者の市町村間異動(政令市における受給者の区間異動)、04:合併における新規、99:その他異動	○	○	○	◎	
5	証記載保険者番号	被保険者証記載の保険者番号を設定する	○	○	○	◎	
6	被保険者番号	被保険者番号を設定する	○	○	○	◎	
7	被保険者氏名（カナ）	被保険者氏名をカナ文字で設定する	○			◎	
8	生年月日	生年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			◎	
9	性別コード	性別コードを設定する 1:男、2:女	○			◎	
10	資格取得年月日	資格取得年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			◎	
11	資格喪失年月日	資格喪失年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する			○	○	
12	老人保健市町村番号	老人保健市町村番号を設定する				△	
13	老人保健受給者番号	老人保健受給者番号を設定する				△	
14	公費負担者番号	福祉事務所番号を設定する 福祉事務所からの異動情報提出時のみ設定する				○	
15	広域連合（政令市）保険者番号	受給者が広域連合又は政令市の市町村（行政区）に属する場合にのみ広域連合又は政令市の保険者番号を設定する				○	
16	申請種別コード	申請種別コードを設定する 1:新規申請、2:更新申請、3:変更申請、4:職権				△	事業対象者である場合、現時点で使用しない想定 審査処理においても当該項目は参照しない方針
17	変更申請中区分コード	変更申請中区分コードを設定する 1:申請無し、2:申請中、3:決定済み				△	
18	申請年月日	要介護状態区分の変更を申請した年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
19	みなし要介護区分コード	みなし要介護区分コードを設定する 1:通常の認定、2:みなし認定(旧措置入所者)、3:やむを得ない事由	○			◎	新規の場合「1：通常の認定」を設定 変更の場合は、従前内容を充当
20	要介護状態区分コード	要介護状態区分コードを設定する 01:非該当、06:事業対象者、 12:要支援１、13:要支援２、21:要介護１、22:要介護２、23:要介護３、24:要介護４、25:要介護５	○			◎	「06:事業対象者」を設定
21	認定有効期間（開始年月日）	認定有効期間の開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			◎	
22	認定有効期間（終了年月日）	認定有効期間の終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			○	認定有効終了日を未設定とする 設定する場合、開始年月日以降の年月日を設定
23	居宅サービス計画作成区分コード	居宅介護支援事業者または自己作成の区分を設定する 1:居宅支援事業所作成、2:自己作成、3:介護予防支援事業所・地域包括支援センター作成				○	居宅サービス計画作成区分コードを設定
24	居宅介護支援事業所番号	居宅介護支援事業所の番号を設定する				○	居宅介護支援事業所の番号を設定
25	居宅サービス計画適用開始年月日	居宅サービス計画の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				○	
26	居宅サービス計画適用終了年月日	居宅サービス計画の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				○	
27	訪問通所サービス 支給限度基準額	被保険者証記載の訪問通所サービス支給限度基準額を単位数で設定する	○			◎	市町村固有台帳に設定された要支援２の区分支給限度額以下の市町村が定めた区分支給限度額を設定
28	訪問通所サービス 上限管理適用期間開始年月日	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			◎	
29	訪問通所サービス 上限管理適用期間終了年月日	訪問通所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する	○			○	上限管理適用終了日を未設定とする 設定する場合、開始年月日以降の年月日を設定
30	短期入所サービス 支給限度基準額	被保険者証記載の短期入所サービス支給限度基準額を日数で設定する				△	短期入所は平成13年12月末で終了
31	短期入所サービス 上限管理適用期間開始年月日	短期入所支給限度基準額管理期間の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
32	短期入所サービス 上限管理適用期間終了年月日	短期入所支給限度基準額管理期間の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
33	公費負担上限額減額の有無	公費負担上限額減額の有無を設定する 1:無し、2:有り	○			◎	
34	償還払化開始年月日	償還払化開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	給付制限は設定しない
35	償還払化終了年月日	償還払化終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
36	給付率引下げ開始年月日	給付率引下げ開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
37	給付率引下げ終了年月日	給付率引下げ終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	

No.	項目名	内容	現状必須入力			事業対象者	
			新規	変更	終了	設定項目	設定内容
38	減免申請中区分コード	減免申請中区分コードを設定する 1:申請無し、2:申請中、3:決定済み				○	減免対象者の場合は設定する
39	利用者負担区分コード	利用者負担区分コードを設定する 1:利用者負担、2:旧措置入所者利用者負担				○	
40	利用者・旧措置入所者利用者負担 給付率	利用者負担減免等により給付率が変更された場合に１００分の○○○で設定する				○	
41	利用者・旧措置入所者利用者負担 適用開始年月日	給付率の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				○	
42	利用者・旧措置入所者利用者負担 適用終了年月日	給付率の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				○	
43	標準負担・特定標準負担 標準負担区分コード	標準負担区分コードを設定する				×	食事提供費は平成17年9月末で終了
44	標準負担・特定標準負担 負担額	負担額を設定する				×	
45	標準負担・特定標準負担 負担額適用開始年月日	負担額適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				×	
46	標準負担・特定標準負担 負担額適用終了年月日	負担額適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				×	
47	特定入所者介護サービス 特定入所者認定申請中区分コード	特定入所者認定申請中区分コードを設定する				△	特定入所者介護サービスは設定しない
48	特定入所者介護サービス 特定入所者介護サービス区分コード	特定入所者介護サービス区分コードを設定する				△	
49	特定入所者介護サービス 課税層の特例減額措置対象	利用者負担第４段階の者で当該措置該当の有無をコードで設定する				△	
50	特定入所者介護サービス 食費負担限度額	食費負担限度額を設定する				△	
51	特定入所者介護サービス 居住費（ユニット型個室）負担限度額	居住費（ユニット型個室）負担限度額を設定する				△	
52	特定入所者介護サービス 居住費（ユニット型準個室）負担限度額	居住費（ユニット型準個室）負担限度額を設定する				△	
53	特定入所者介護サービス 居住費（従来型個室（特養等））負担限度額	居住費（従来型個室（特養等））負担限度額を設定する				△	
54	特定入所者介護サービス 居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額	居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額を設定する				△	
55	特定入所者介護サービス 居住費（多床室）負担限度額	居住費（多床室）負担限度額を設定する				△	
56	特定入所者介護サービス 負担限度額適用開始年月日	負担限度額適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
57	特定入所者介護サービス 負担限度額適用終了年月日	負担限度額適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
58	社会福祉法人軽減情報 軽減率	社会福祉法人軽減の軽減率を設定する				△	社会福祉法人軽減は設定しない
59	社会福祉法人軽減情報 軽減率適用開始年月日	軽減率の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
60	社会福祉法人軽減情報 軽減率適用終了年月日	軽減率の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
61	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無	小規模多機能型居宅介護、及び、複合型サービスの利用開始月における居宅サービス等の利用の有無コードを設定する				△	
62	後期高齢者医療資格 保険者番号（後期）	保険者番号（後期）を設定する				△	
63	後期高齢者医療資格 被保険者番号（後期）	被保険者番号（後期）を設定する				△	
64	国民健康保険資格 保険者番号（国保）	保険者番号（国保）を設定する				△	
65	国民健康保険資格 被保険者証番号（国保）	被保険者証番号（国保）を設定する				△	
66	国民健康保険資格 個人番号（国保）	個人番号（国保）を設定する				△	
67	二次予防事業区分コード	二次予防事業区分コードを設定する 1:非該当、2:該当				△	
68	二次予防事業有効期間開始年月日	二次予防事業有効期間の開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
69	二次予防事業有効期間終了年月日	二次予防事業有効期間の終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				△	
70	住所地特例対象者区分コード	住所地特例対象者の区分を設定する 1:非該当、2:該当				○	住所地特例対象者の場合設定する ※住所地特例対象者区分コードに「2:該当」が設定された場合、施設所在保険者番号、住所地特例適用開始年月日を入力必須とする 住所地特例適用開始年月日には、平成27年4月1日以降の日付を設定する
71	施設所在保険者番号	住所地特例対象者が居住する市町村の保険者番号を記載する				○	
72	住所地特例適用開始年月日	住所地特例の適用開始年月日（YYYYMMDD）を設定する				○	
73	住所地特例適用終了年月日	住所地特例の適用終了年月日（YYYYMMDD）を設定する				○	
74	特定入所者介護サービス 居住費（新１）負担限度額	未設定				×	
75	特定入所者介護サービス 居住費（新２）負担限度額	未設定				×	
76	特定入所者介護サービス 居住費（新３）負担限度額	未設定				×	
77	二割負担 適用開始年月日	二割負担の適用開始年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				○	二割負担対象者の場合設定する
78	二割負担 適用終了年月日	二割負担の適用終了年月日（西暦年月日(YYYYMMDD)）を設定する				○	

Ⅳ-資料7

平成27年度制度改正受給者異動連絡票作成パターン

パターンNo.	項目	説明	
1	介護予防・日常生活支援総合事業	新規で事業対象者の異動連絡票を提出	設定内容を一部修
2		非該当から事業対象者へ変更の異動連絡票を提出	
3		要支援から事業対象者へ変更の異動連絡票を提出	
4		要介護から事業対象者へ変更の異動連絡票を提出	
5		二次予防対象者から事業対象者へ変更の異動連絡票を提出	
6		事業対象者に対して変更の異動連絡票を提出（要介護状態区分変更なし）	
7		事業対象者に対して終了の異動連絡票を提出	
8		事業対象者から要支援へ変更の異動連絡票を提出	
9		事業対象者から要介護へ変更の異動連絡票を提出	
10		事業対象者から非該当へ変更の異動連絡票を提出	
11		要介護等認定の申請中に総合事業サービスを受けている場合の異動連絡票を提出	設定内容を一部修
12		事業対象者から要支援へ変更の異動連絡票を提出後、要支援認定期間が終了し、再度、事業対象者となる場合の異動連絡票を提出	
13	住所地特例	住所地特例対象者への変更の異動連絡票を提出	
14	二割負担	異動年月日平成27年8月1日以降に二割負担項目を追加した異動連絡票を提出	
15		異動年月日平成27年7月31日以前に二割負担項目を追加した異動連絡票を提出	
16		二割負担項目を含めず異動連絡票を提出（旧レイアウトにて提出）	設定内容を一部修
17		平成27年9月以降に二割負担の適用が判明し異動連絡票を提出	
18		平成27年9月以降に一割負担の適用が判明し異動連絡票を提出	
19		制度施行前に二割負担情報の異動連絡票を提出	
20		二割負担適用期間の更新にて異動連絡票を提出	
21		二割負担対象者の負担減免を適用した異動連絡票を提出	
22		年度途中に初めて認定を受けた異動連絡票を提出	
23		要介護（要支援）認定を受けている第２号被保険者（一割負担対象者）が第１号被保険者となり二割負担対象者となった場合の異動連絡票を提出	
24		二割負担対象者の世帯構成の変更に伴い、一割負担対象者となり異動連絡票を提出	
25	補足給付対応	特定入所者介護サービス 居住費（多床室）負担限度額 を改定後の「370円」とする異動連絡票を提出	

平成27年度制度改正受給者異動連絡票作成パターン

受給者異動連絡票情報を送付する際の各項目設定内容について以下にパターン例を挙げる。

パターン１　新規で事業対象者の異動連絡票を提出

●設定内容例

異動区分が「1：新規」で要介護状態区分が「06：事業対象者」となる被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
登録なし																							

市町村が定めた区分支給限度基準額を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる
市町村固有台帳に設定された要支援2の区分支給限度基準額を超える場合はエラーとする

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01		1:新規	06:事業対象者	H27.04.01		10473	H27.04.01		3:予防	包括支援	1:無し									

「06:事業対象者」を設定

認定有効期間（終了）、限度額期間（終了）は、未設定（無期限）とする
値を設定する場合は、開始年月日以降の年月日であること

介護予防ケアマネジメント作成（変更）の依頼届出を行った年月日を設定する
平成27年3月31日以前に介護予防ケアマネジメント作成（変更）の依頼届出を行った場合、認定有効期間（開始）には「平成27年4月1日」を設定する
また、保険者台帳の「介護予防・日常生活支援総合事業開始年月」以降であること

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.04.01	00000000	10473	H27.04.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000

未設定（無期限）として設定した場合、
台帳登録後は、ALLOとして登録される

パターン２　非該当から事業対象者へ変更の異動連絡票を提出

●設定内容例

要介護状態区分が「01：非該当」から「06：事業対象者」となる被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	01:非該当	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	00000000	00000000		0	00000000	00000000

市町村が定めた区分支給限度基準額を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる
市町村固有台帳に設定された要支援2の区分支給限度基準額を超える場合はエラーとする

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.06.01	2:変更	99:その他				06:事業対象者	H27.06.01	＊	10473	H27.06.01	＊												

「06:事業対象者」を設定

認定有効期間（終了）、限度額期間（終了）は初期化（＊）し、無期限とする

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1：新規	12:要支援１	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	00000000			0	00000000	00000000
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1：新規	01:非該当	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	00000000			0	00000000	00000000
H27.06.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1：新規	06:事業対象者	H27.06.01	00000000	10473	H27.06.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	H26.12.01	00000000			0	00000000	00000000

初期化（無期限）として設定した場合、
台帳登録後は、ALL0として登録される

基本的に異動連絡票情報にて未設定とした項目は、前履歴の値を充当するが、償還払化項目については、以下の条件に一致する場合、充当しない
・当該情報の償還払化開始年月日と償還払化終了年月日が共に未設定である
・直前履歴の償還払化終了年月日が設定されている
・当該情報の認定有効開始年月日が直前履歴の償還払化終了年月日以降の日付である

パターン３　要支援から事業対象者へ変更の異動連絡票を提出

●設定内容例

要介護状態区分が「12：要支援１、13：要支援２」から「06：事業対象者」となる被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

例１）認定有効期間が重複しない場合（認定有効期間終了後に事業対象者となる場合）

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	H27.04.30

市町村が定めた区分支給限度基準額を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる
市町村固有台帳に設定された要支援2の区分支給限度基準額を超える場合はエラーとする

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	2:変更	99:その他				06:事業対象者	H27.05.01	*	10473	H27.05.01	*												

「06:事業対象者」を設定

認定有効期間（終了）、限度額期間（終了）は初期化（＊）し、無期限とする
未設定とした場合、前履歴から充当され、開始終了の前後関係による項目エラーとなる

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	H27.04.30
H27.05.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	00000000	00000000

初期化（無期限）として設定した場合、
台帳登録後は、ALLOとして登録される

基本的に異動連絡票情報にて未設定とした項目は、前履歴の値を充当するが、利用者負担減免・旧措置入所者項目については、以下の条件に一致する場合、充当しない
・当該情報の利用者負担減免・旧措置入所者適用開始年月日と利用者負担減免・旧措置入所者適用終了年月日が共に未設定である
・直前履歴の利用者負担減免・旧措置入所者適用終了年月日が設定されている
・当該情報の利用者負担減免・旧措置入所者適用開始年月日が直前履歴の利用者負担減免・旧措置入所者適用終了年月日以降の日付である

例２）認定有効期間が重複する場合（認定有効期間中に事業対象者となる場合）

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	H27.04.30

「06:事業対象者」を設定

市町村が定めた区分支給限度基準額を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる
市町村固有台帳に設定された要支援2の区分支給限度基準額を超える場合はエラーとする

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.04.01	2:変更	99:その他				06:事業対象者	H27.04.01	＊	10473	H27.04.01	＊												

認定有効開始日と同日を設定する

要支援の認定有効期間中に事業対象となった
認定有効期間の月途中から事業対象者となるケース
は想定されないため、月初を設定する必要がある

認定有効期間（終了）、限度額期間（終了）は初期化（＊）し、無期限とする

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	H27.04.30
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.04.01	00000000	10473	H27.04.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	H27.04.30

初期化（無期限）として設定した場合、
台帳登録後は、ALL0として登録される

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン４　要介護から事業対象者へ変更の異動連絡票を提出

●設定内容例

要介護状態区分が「21：要介護１～25：要介護５」から「06：事業対象者」となる被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

例１）認定有効期間が重複しない場合（認定有効期間終了後に事業対象者となる場合）

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	24:要介護４	H26.05.01	H27.04.30	30806	H26.05.01	H27.04.30	1:居宅	居宅支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	H27.04.30

市町村が定めた区分支給限度基準額を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる
市町村固有台帳に設定された要支援2の区分支給限度基準額を超える場合はエラーとする

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	2:変更	99:その他				06:事業対象者	H27.05.01	*	10473	H27.05.01	*	3:予防	包括支援										

「06:事業対象者」を設定

前履歴が「1:居宅介護支援事業所作成」または「2:自己作成」の場合において、未設定とした場合、前履歴から充当され、項目エラーとなる

認定有効期間（終了）、限度額期間（終了）は初期化（＊）し、無期限とする
未設定とした場合、前履歴から充当され、開始終了の前後関係による項目エラーとなる

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	24:要介護４	H26.05.01	H27.04.30	30806	H26.05.01	H27.04.30	1:居宅	居宅支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	H27.04.30
H27.05.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	00000000	00000000

初期化（無期限）として設定した場合、
台帳登録後は、ALLOとして登録される

基本的に異動連絡票にて未設定とした項目は、前履歴の値を充当し設定されるが、利用者負担減免・旧措置入所者項目については、以下の条件に一致する場合、充当しない
・利用者負担減免・旧措置入所者適用開始年月日と同終了年月日が共に未設定
・直前履歴の利用者負担減免・旧措置入所者適用終了年月日が設定
・直前履歴の利用者負担減免・旧措置入所者適用終了年月日＜当該認定有効開始年月日

例２）認定有効期間が重複する場合（認定有効期間中に事業対象者となる場合）

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	24:要介護４	H26.05.01	H27.04.30	30806	H26.05.01	H27.04.30	1:居宅	居宅支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	H27.04.30

「06:事業対象者」を設定

市町村が定めた区分支給限度基準額を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる
市町村固有台帳に設定された要支援2の区分支給限度基準額を超える場合はエラーとする

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.04.01	2:変更	99:その他				06:事業対象者	H27.04.01	＊	10473	H27.04.01	＊	3:予防	包括支援										

認定有効開始日と同日を設定する

要介護の認定有効期間中にサービス事業を開始
認定有効期間の月途中から事業対象者となるケース
は想定されないため、月初を設定する必要がある

認定有効期間（終了）、限度額期間（終了）は初期化（＊）し、無期限とする

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	24:要介護４	H26.05.01	H27.04.30	30806	H26.05.01	H27.04.30	1:居宅	居宅支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	H27.04.30
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.04.01	00000000	10473	H27.04.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	H27.04.30

初期化（無期限）として設定した場合、
台帳登録後は、ALL0として登録される

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン５　二次予防対象者から事業対象者へ変更の異動連絡票を提出

●設定内容例

二次予防対象者は介護予防・日常生活支援総合事業を受けることができない。

そのため、事業対象者として以下例のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担	二次対象	有効開始	有効終了
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了					
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	01:非該当	00000000	00000000	0	00000000	00000000			1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			2:該当	H26.05.01	00000000

市町村が定めた区分支給限度基準額を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる
市町村固有台帳に設定された要支援2の区分支給限度基準額を超える場合はエラーとする

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担	二次対象	有効開始	有効終了
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了					
H27.05.01	2:変更	99:その他	H26.05.01			06:事業対象者	H27.05.01	＊	10473	H27.05.01	＊	3:予防	包括支援								＊	＊	＊

「06:事業対象者」を設定

認定有効期間（終了）、限度額期間（終了）は初期化（＊）し、無期限とする
未設定とした場合においても、前履歴が未設定であるため、正常となる

二次予防対象項目全てを初期化（＊）または、二次予防事業区分に「1:非該当」を設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担	二次対象	有効開始	有効終了
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了					
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	01:非該当	00000000	00000000	0	00000000	00000000			1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			2:該当	H26.05.01	00000000
H27.05.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000				00000000	00000000

初期化（無期限）として設定した場合、
台帳登録後は、ALL0として登録される

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン６　事業対象者に対して変更の異動連絡票を提出（要介護状態区分変更なし）

●設定内容例

事業対象者が地域包括支援センターのみの変更など要介護状態区分に変更が発生しない被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援１	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	00000000			0	00000000	00000000
H27.05.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	01:非該当	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援１	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	H27.04.30			0	00000000	00000000
H27.06.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.06.01	00000000	10473	H27.06.01	00000000	3:予防	包括支援１	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	H27.04.30			0	00000000	00000000

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.09.01	2:変更	99:その他											包括支援２										

事業所番号のみを設定し、変更時必須項目以外は、前履歴から充当のため未設定とする

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援１	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	00000000			0	00000000	00000000
H27.05.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	01:非該当	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援１	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	H27.04.30			0	00000000	00000000
H27.06.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.06.01	00000000	10473	H27.06.01	00000000	3:予防	包括支援１	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	H27.04.30			0	00000000	00000000
H27.09.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.06.01	00000000	10473	H27.06.01	00000000	3:予防	包括支援２	1:無し	H26.05.01	H26.06.30	H26.12.01	H27.04.30			0	00000000	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン７　事業対象者に対して終了の異動連絡票を提出

●設定内容例

事業対象者が資格喪失などで異動区分が「3：終了」となる被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	00000000
H27.05.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	00000000

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.09.30	3:終了	02:資格喪失	H26.05.01	H27.10.01																			

異動区分「3:終了」とし、資格喪失日に喪失した日を設定

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.05.01	H27.04.30	5003	H26.05.01	H27.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	00000000
H27.05.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	00000000
H27.09.30	3:終了	02:資格喪失	H26.05.01	H27.10.01	1:新規	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	95	H26.05.01	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン８　事業対象者から要支援へ変更の異動連絡票を提出

●設定内容例

要介護状態区分が「06：事業対象者」から「12：要支援１、13：要支援２」となる被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

例１）要介護認定の変更申請が申請日当月に決定した場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

要介護度に沿った区分支給限度基準額以下を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H28.05.01	2:変更	99:その他				12:要支援１	H28.05.01	H28.10.31	5003	H28.05.01	H28.10.31											

未設定または「3:決定済」を設定

変更後の要介護度（要支援１～要支援２）を設定

有効期間を設定する
要介護度が変更となったため、未設定とした場合は従来チェック同様、必須入力エラーとなる

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.05.01	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000		12:要支援１	H28.05.01	H28.10.31	5003	H28.05.01	H28.10.31	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

例２）要介護認定の変更申請が申請日翌月以降に決定した場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H28.05.10	2:変更	99:その他			2:申請中																	

申請中区分に「2:申請中」を設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.05.10	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000	2:申請中	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

要介護度に沿った区分支給限度基準額以下を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H28.05.11	2:変更	99:その他			3:決定済	12:要支援１	H28.05.10	H28.10.31	5003	H28.06.01	H28.10.31											

未設定または「3:決定済」を設定

変更申請決定後の要介護度（要支援1～要支援2）を設定する

認定有効開始が月途中であり、直前履歴と認定期間が重複し、設定すべき支給限度額が下がるため、限度開始は認定有効開始の翌月を設定する

有効期間を設定する
要介護度が変更となったため、未設定とした場合は従来チェック同様、必須入力エラーとなる

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.05.10	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000	2:申請中	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.05.11	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000	3:決定済	12:要支援１	H28.05.10	H28.10.31	5003	H28.06.01	H28.10.31	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン９　事業対象者から要介護へ変更の異動連絡票を提出

●設定内容例

要介護状態区分が「06：事業対象者」から「21：要介護１～25：要介護５」となる被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

例１）要介護認定の変更申請が申請日当月に決定した場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

要介護度に沿った区分支給限度基準額以下を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H28.05.01	2:変更	99:その他				21:要介護１	H28.05.01	H29.04.30	16692	H28.05.01	H29.04.30	1:居宅	居宅支援									

未設定または「3:決定済」を設定

変更後の要介護度（要介護１～要介護５）を設定

有効期間を設定する
要介護度が変更となったため、未設定とした場合は従来チェック同様、必須入力エラーとなる

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.05.01	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000		21:要介護１	H28.05.01	H29.04.30	16692	H28.05.01	H29.04.30	1:居宅	居宅支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

例２）要介護認定の変更申請が申請日翌月以降に決定した場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H28.05.10	2:変更	99:その他			2:申請中																	

申請中区分に「2:申請中」を設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.05.10	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000	2:申請中	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

要介護度に沿った区分支給限度基準額以下を設定
未設定とした場合は、必須入力エラーとなる

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H28.05.11	2:変更	99:その他			3:決定済	21:要介護１	H28.05.10	H29.04.30	16692	H28.05.10	H29.04.30	1:居宅	居宅支援									

未設定または「3:決定済」を設定

変更申請決定後の要介護度（要介護１～要介護５）を設定

有効期間を設定する
要介護度が変更となったため、未設定とした場合は従来チェック同様、必須入力エラーとなる

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.05.10	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000	2:申請中	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.05.11	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000	3:決定済み	21:要介護１	H28.05.10	H29.04.30	16692	H28.05.10	H29.04.30	1:居宅	居宅支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン１０　事業対象者から非該当へ変更の異動連絡票を提出

●設定内容例

要介護状態が事業対象者から非該当となる被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H28.04.30	2:変更	99:その他				06:事業対象者	H27.05.01	H28.04.30	10473	H27.05.01	H28.04.30												

要介護状態区分は「06:事業対象者」のまま設定する

認定有効終了、限度終了を設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000
H28.04.30	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000	1:新規	06:事業対象者	H27.05.01	H28.04.30	10473	H27.05.01	H28.04.30	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン１１　要介護等認定の申請中に総合事業サービスを受けている場合の異動連絡票を提出

●設定内容例

要介護等認定を受け、認定結果が要介護１以上である場合、認定結果が出る前（申請中）に総合事業サービスを利用している被保険者においては、以下例のとおり異動連絡票を提出する。
異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。
※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

例１）認定日以降に介護サービスの利用を開始した場合

要介護申請と各サービス受給可能期間の例

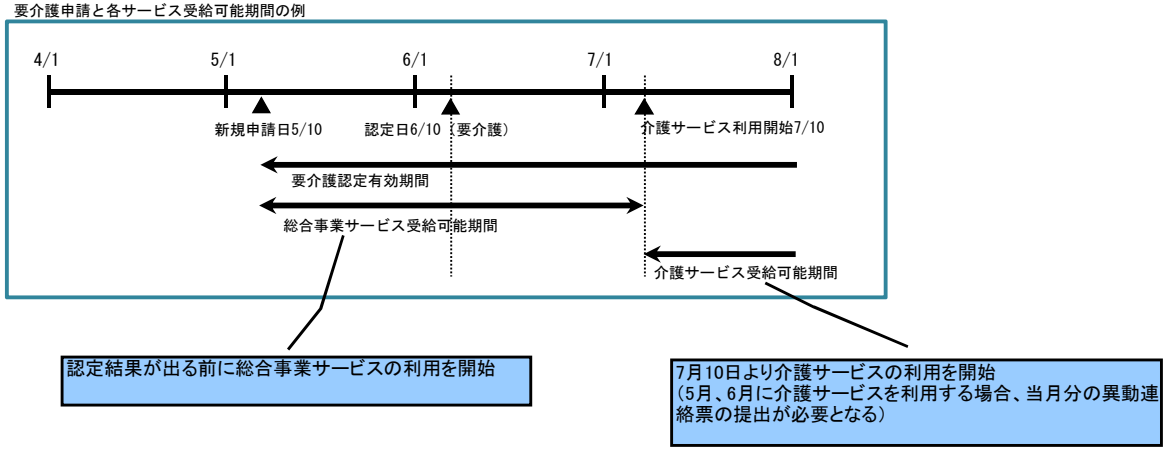

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	居宅開始	居宅終了	公費上限	減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了							利用者負担	給付率	開始	終了
登録なし																					

認定結果が要介護1以上で、認定結果が出る前に総合事業サービスを利用している被保険者に限り、事業対象と要介護の受給者異動連絡票を提出する必要がある

入力情報　受給者異動連絡票情報

	異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	居宅開始	居宅終了	公費上限	利用者負担減免・旧措置入所者				
										限度額	限度開始	限度終了						利用者負担	給付率	開始	終了	
①	H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.10			06:事業対象者	H27.05.10		10473	H27.05.10		3:予防	包括支援	H27.05.10		1:無し					6月処理分として送付
②	H27.07.02	2:変更	99:その他				21:要介護１	H27.05.10	H28.04.30	16692	H27.05.10	H28.04.30	1:居宅	居宅支援	H27.07.10	H28.04.30						8月処理分として送付

7月9日まで総合事業サービスを利用し、7月10日より介護サービスの利用を開始しているため、異動年月日を月途中として設定する必要がある

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	居宅開始	居宅終了	公費上限	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了						利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.10	00000000		06:事業対象者	H27.05.10	00000000	10473	H27.05.10	00000000	3:予防	包括支援	H27.05.10	00000000	1:無し		0	00000000	00000000
H27.07.02	2:変更	99:その他	H27.05.10	00000000		21:要介護１	H27.05.10	H28.04.30	16692	H27.05.10	H28.04.30	1:居宅	居宅支援	H27.07.10	H28.04.30	1:無し		0	00000000	00000000

例２）認定日前に介護サービスの利用を開始した場合

要介護申請と各サービス受給可能期間の例

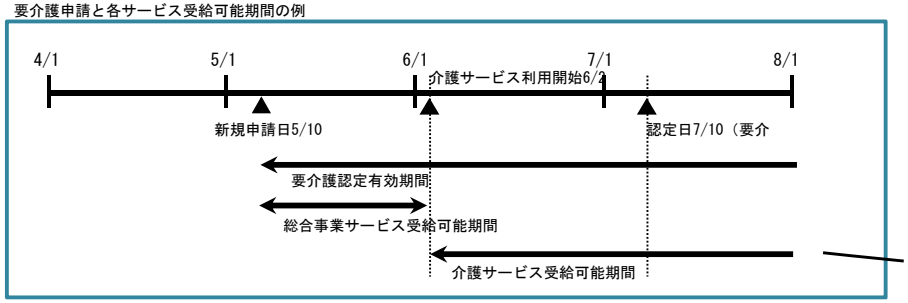

6月2日より介護サービスの利用を開始
（5月に介護サービスを利用する場合、5月分の異動連絡票の提出が必要となる）

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	居宅開始	居宅終了	公費上限	減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了							利用者負担	給付率	開始	終了
登録なし																					

認定結果が要介護1以上で、認定結果が出る前に総合事業サービスを利用している被保険者に限り、事業対象と要介護の受給者異動連絡票を提出する必要がある

入力情報　受給者異動連絡票情報

	異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	居宅開始	居宅終了	公費上限	利用者負担減免・旧措置入所者				
										限度額	限度開始	限度終了						利用者負担	給付率	開始	終了	
①	H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.10			06:事業対象者	H27.05.10		10473	H27.05.10		3:予防	包括支援	H27.05.10		1:無し					6月処理分として送付
②	H27.06.02	2:変更	99:その他				21:要介護１	H27.05.10	H28.04.30	16692	H27.05.10	H28.04.30	1:居宅	居宅支援	H27.06.10	H28.04.30						7月処理分として送付

6月1日まで総合事業サービスを利用し、6月2日より介護サービスの利用を開始しているため、異動年月日を月途中として設定する必要がある

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	居宅開始	居宅終了	公費上限	利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了						利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.10	00000000		06:事業対象者	H27.05.10	00000000	10473	H27.05.10	00000000	3:予防	包括支援	H27.05.10	00000000	1:無し		0	00000000	00000000
H27.06.02	2:変更	99:その他	H27.05.10	00000000		21:要介護１	H27.05.10	H28.04.30	16692	H27.05.10	H28.04.30	1:居宅	居宅支援	H27.06.10	H28.04.30	1:無し		0	00000000	00000000

パターン１２　事業対象者から要支援へ変更の異動連絡票を提出後、要支援認定期間が終了し、再度、事業対象者となる場合の異動連絡票を提出

●設定内容例

要介護状態区分が「06：事業対象者」から「12：要支援１、13：要支援２」となった被保険者において、要支援認定有効期間終了後、再度、事業対象者となる場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.05.01	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000		12:要支援１	H28.05.01	H28.10.31	5003	H28.05.01	H28.10.31	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

異動年月日がH27.05.01の受給者異動連絡票の認定有効終了日が未設定（無制限）であっても、再度、チェックリスト実施月を異動年月日とした受給者異動連絡票を作成して提出する。

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H28.11.01	2:変更	99:その他				06:事業対象者	H28.11.01	*	10473	H28.11.01	*											

認定有効期間（終了）、限度額期間（終了）は初期化（＊）し、無期限とする

介護予防ケアマネジメント作成（変更）の依頼届出を行った年月日を設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請中区分	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		利用者負担減免・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	利用者負担	給付率	開始	終了
H27.05.01	1:新規	01:資格取得	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H27.05.01	00000000	10473	H27.05.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.05.01	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000		12:要支援１	H28.05.01	H28.10.31	5003	H28.05.01	H28.10.31	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000
H28.11.01	2:変更	99:その他	H27.05.01	00000000		06:事業対象者	H28.11.01	00000000	10473	H28.11.01	00000000	3:予防	包括支援	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000		0	00000000	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン１３　住所地特例対象者への変更の異動連絡票を提出

●設定内容例

住所地特例対象者となる被保険者において、以下例１）～例２）、例４）のとおり異動連絡票を提出する。

また、住所地特例対象から住所地特例対象外となる被保険者においては、以下例３）のとおり異動連絡票を提出する。

異動連絡票情報にて未設定（空欄）とした項目については、従来どおり前履歴の内容を充当する。

※ 各項目の設定内容については、別紙「受給者異動連絡票の設定内容について」を参照

例１）平成27年3月31日以前に住所地特例対象者となった場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H26.08.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ａ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			00000000	00000000

平成27年4月1日時点で既に住所地特例対象となっている場合、適用開始日には一律、「平成27年4月1日」を設定する
「平成27年3月31日」以前を設定した場合、項目エラーとなる
ただし、平成27年4月1日より住所地特例の対象施設となったサービス付き高齢者向け住宅については、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者のみ設定する

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H27.04.01	2:変更	99:その他										3:予防	包括支援Ｂ						2:該当	990001	H27.04.01	

現在、住所地特例対象者に係る介護予防支援の実施主体は保険者市町村の地域包括支援センターだが、平成27年4月からは実施主体が住所地市町村の地域包括支援センターに変更になる
そのため、住所地特例対象者分の受給者異動連絡票には変更後の地域包括支援センターを設定する

住所地特例対象の各項目に値を設定する
住所地特例適用終了年月日については、住所地から転出した日を設定する
未設定とした場合にも、項目エラーとならない

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H26.08.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ａ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			00000000	00000000
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｂ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990001	H27.04.01	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

例２）平成27年4月1日以降に住所地特例対象者となった場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H26.08.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ａ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			00000000	00000000

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H27.05.01	2:変更	99:その他										3:予防	包括支援Ｂ						2:該当	990001	H27.05.01	

住所地特例対象となった日を適用開始に設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H26.08.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ａ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			00000000	00000000
H27.05.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｂ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990001	H27.05.01	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

例３）住所地特例対象者外となった場合

受給者台帳（登録済情報）：住所地特例対象外

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H26.08.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ａ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			00000000	00000000

住所地特例項目について設定なしのため、住所地特例対象外

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H27.04.01	2:変更	99:その他										3:予防	包括支援Ｂ						2:該当	990001	H27.04.01	

住所地特例の対象となり、住所地特例項目を設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）:住所地特例対象

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H26.08.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ａ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			00000000	00000000
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｂ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990001	H27.04.01	00000000

平成27年4月1日以降、住所地特例対象

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H27.06.30	2:変更	99:その他																				H27.06.30

住所地特例対象適用終了年月日に、住所地から転出した日を設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）:住所地特例対象外

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H26.08.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ａ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			00000000	00000000
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｂ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990001	H27.04.01	00000000
H27.06.30	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｂ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990001	H27.04.01	H27.06.30

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される
（平成27年4月から新たに追加となる住所地特例対象者項目も同様）

住所地特例適用期間外（平成27年4月1日～平成27年6月30日以外）の請求については、住所地特例対象外とする
また、区分に「1:非該当」を設定することにより、保険者番号、適用期間が設定されている場合にも、住所地特例対象外となる

例４）現在入居している住所地特例対象施設から別の住所地特例対象施設へ異動した場合

受給者台帳（登録済情報）：住所地特例対象

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H26.08.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ａ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			00000000	00000000
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｂ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990001	H27.04.01	00000000

平成27年4月1日以降、住所地特例対象

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H27.06.15	2:変更	99:その他																				H27.06.15

正常

住所地特例対象適用終了年月日に、住所地から転出した日を設定する

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）：住所地特例対象外

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H26.08.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ａ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			00000000	00000000
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｂ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990001	H27.04.01	00000000
H27.06.15	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｂ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990001	H27.04.01	H27.06.15

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H27.06.16	2:変更	99:その他										3:予防	包括支援Ｃ						2:該当	990002	H27.06.16	

正常

異動先の施設所在地保険者番号、適用開始を設定する
適用終了を未設定とした場合、前履歴の適用期間と当該異動情報の適用開始が重複しない場合においては、前履歴の設定値を充当しない

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）：住所地特例対象（施設を異動）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始日	認定有効終了日	訪問通所サービス			居宅作成	事業所	公費上限	償還払化		給付率引下げ		住所地特例対象者			
									限度額	限度開始	限度終了				開始	終了	開始	終了	区分	保険者番号	適用開始	適用終了
H26.08.01	1:新規	01:資格取得	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ａ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000			00000000	00000000
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｂ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990001	H27.04.01	00000000
H27.06.15	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｂ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990001	H27.04.01	H27.06.15
H27.06.16	2:変更	99:その他	H26.05.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.08.01	H27.07.31	5003	H26.08.01	H27.07.31	3:予防	包括支援Ｃ	1:無し	00000000	00000000	00000000	00000000	2:該当	990002	H27.06.16	00000000

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン１４　異動年月日平成27年8月1日以降に二割負担項目を追加した異動連絡票を提出

●設定内容例

平成27年8月異動分（平成27年9月処理年月）で二割負担の対象となる被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.01	2:変更	99:その他																			H27.08.01	H28.07.31

開始年月日には負担割合証の開始年月日を設定する
終了年月日には負担割合証の有効期限を設定する
ただし、終了年月日を未設定（無期限）とした場合においても、項目エラーとならず、無期限として台帳登録される

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン１５ 異動年月日平成27年7月31日以前に二割負担項目を追加した異動連絡票を提出

●設定内容例

平成27年7月異動分（平成27年8月処理年月）で二割負担項目を含めた異動連絡票レイアウトを送付する場合、以下例のとおり提出する。

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H26.07.01	1:新規	01:資格取得	H26.07.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.07.01	H27.06.30	5003	H26.07.01	H27.06.30	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.07.01	2:変更	99:その他				12:要支援１	H27.07.01	H28.06.30	5003	H27.07.01	H28.06.30											

異動年月日が平成27年7月31日以前は未設定とする
日付を設定した場合、項目エラーとして台帳登録を行わない

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H26.07.01	1:新規	01:資格取得	H26.07.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.07.01	H27.06.30	5003	H26.07.01	H27.06.30	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.07.01	2:変更	99:その他	H26.07.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.07.01	H28.06.30	5003	H27.07.01	H28.06.30	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	00000000	00000000

台帳登録後は、ALLOとして登録される

パターン１６　二割負担項目を含めず異動連絡票を提出（旧レイアウトにて提出）

●設定内容例

平成27年7月異動分（平成27年8月処理年月）で二割負担項目を含めない異動連絡票レイアウトを送付する場合、以下例のとおり提出する。

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H26.07.01	1:新規	01:資格取得	H26.07.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.07.01	H27.06.30	5003	H26.07.01	H27.06.30	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者			
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了
H27.07.01	2:変更	99:その他				12:要支援１	H27.07.01	H28.06.30	5003	H27.07.01	H28.06.30									

二割負担項目を含めず異動連絡票を送付

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H26.07.01	1:新規	01:資格取得	H26.07.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H26.07.01	H27.06.30	5003	H26.07.01	H27.06.30	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.07.01	2:変更	99:その他	H26.07.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.07.01	H28.06.30	5003	H27.07.01	H28.06.30	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	00000000	00000000

二割負担項目を未設定として扱い、台帳登録後は、ALL0として登録される

パターン１７　平成27年9月以降に二割負担の適用が判明し異動連絡票を提出

●設定内容例

平成27年9月以降に本来平成27年8月に二割負担に適用されるべき受給者が判明した場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

例１）異動年月日平成27年8月1日以降の受給者台帳情報が存在しない場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.01	2:変更	99:その他																			H27.08.01	H28.07.31

平成27年10月に平成27年8月から二割負担に適用されるべき受給者が判明した場合、
平成27年11月処理分で異動年月日平成27年8月1日の受給者異動連絡票を提出する

正常

開始年月日には負担割合証の開始年月日を設定する
終了年月日には負担割合証の有効期限を設定する
ただし、終了年月日を未設定（無期限）とした場合においても、項目エラーとならず、無期限として台帳登録される

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

例２）異動年月日平成27年8月1日以降の受給者台帳情報が存在する場合で受給者訂正連絡票を提出する場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.09.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	13:要支援２	H27.09.01	H28.08.31	10473	H27.09.01	H28.08.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	00000000	00000000

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
							限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.01	2:変更	99:その他																	H27.08.01	H28.07.31

平成27年10月に平成27年8月から二割負担に適用されるべき受給者が判明した場合、
平成27年11月処理分で異動年月日平成27年8月1日の受給者異動連絡票を提出する

開始年月日には負担割合証の開始年月日を設定する
終了年月日には負担割合証の有効期限を設定する
ただし、終了年月日を未設定（無期限）とした場合においても、項目エラーとならず、無期限として台帳登録される

入力情報　受給者訂正連絡票情報

異動年月日	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
								限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.09.01		H27.10.01	2:修正																	H27.08.01	H28.07.31

異動年月日平成27年8月1日以降の受給者台帳情報に対して、訂正連絡票を提出する

二割負担の項目を訂正

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31
H27.09.01	2:変更	99:その他	H27.10.01	2:修正	H27.04.01	13:要支援２	H27.09.01	H28.08.31	10473	H27.09.01	H28.08.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

例３）異動年月日平成27年8月1日以降の受給者台帳情報が存在する場合で受給者異動連絡票を提出する場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.09.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	13:要支援２	H27.09.01	H28.08.31	10473	H27.09.01	H28.08.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	00000000	00000000

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
							限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.01	2:変更	99:その他																	H27.08.01	H28.07.31

平成27年10月に平成27年8月から二割負担に適用されるべき受給者が判明した場合、
平成27年11月処理分で異動年月日平成27年8月1日の受給者異動連絡票を提出する

開始年月日には負担割合証の開始年月日を設定する
終了年月日には負担割合証の有効期限を設定する
ただし、終了年月日を未設定（無期限）とした場合においても、項目エラーとならず、無期限として台帳登録される

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
							限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.09.02	2:変更	99:その他																	H27.08.01	H28.07.31

平成27年9月2日以降の異動年月日の受給者異動連絡票を提出する

二割負担の項目を設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31
H27.09.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	13:要支援２	H27.09.01	H28.08.31	10473	H27.09.01	H28.08.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.09.02	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	13:要支援２	H27.09.01	H28.08.31	10473	H27.09.01	H28.08.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

例４）異動年月日平成27年8月1日にて既に受給者台帳情報が存在する場合で受給者訂正連絡票を提出する場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	13:要支援２	H27.08.01	H28.07.31	10473	H27.08.01	H28.07.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	00000000	00000000

入力情報　受給者訂正連絡票情報

異動年月日	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
								限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.01		H27.10.01	2:修正																	H27.08.01	H28.07.31

既に異動年月日平成27年8月1日で受給者台帳情報が存在する場合は、当該受給者台帳情報に対して、訂正連絡票を提出する

二割負担の項目を訂正

正常

受給者台帳（受給者訂正連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.10.01	2:修正	H27.04.01	13:要支援２	H27.08.01	H28.07.31	10473	H27.08.01	H28.07.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

例５）異動年月日平成27年8月1日にて既に受給者台帳情報が存在する場合で受給者異動連絡票を提出する場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	13:要支援２	H27.08.01	H28.07.31	10473	H27.08.01	H28.07.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	00000000	00000000

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
							限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.02	2:変更	99:その他																	H27.08.01	H28.07.31

既に異動年月日平成27年8月1日で受給者台帳情報が存在する場合は、当該受給者台帳情報の異動年月日以降（平成27年8月1日以降）の受給者異動連絡票を提出する

二割負担の項目を設定する

正常

受給者台帳（受給者訂正連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	13:要支援２	H27.08.01	H28.07.31	10473	H27.08.01	H28.07.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.02	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	13:要支援２	H27.08.01	H28.07.31	10473	H27.08.01	H28.07.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン１８　平成27年9月以降に一割負担の適用が判明し異動連絡票を提出

●設定内容例

平成27年8月に二割負担適用後、平成27年9月以降に本来平成27年8月に一割負担が適用されるべき受給者が判明した場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

例１）受給者訂正連絡票を提出する場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

入力情報　受給者訂正連絡票情報

異動年月日	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
								限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.01		H27.10.01	2:修正																	＊	＊

既に異動年月日平成27年8月1日で受給者台帳情報が存在する場合は、当該受給者台帳情報に対して、訂正連絡票を提出する

二割負担開始年月日、二割負担終了年月日は初期化（＊）する

正常

受給者台帳（受給者訂正連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.10.01	2:修正	H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		

例２）受給者異動連絡票を提出する場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
							限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.02	2:変更	99:その他																	＊	＊

既に異動年月日平成27年8月1日で受給者台帳情報が存在する場合は、当該受給者台帳情報の異動年月日以降（平成27年8月1日以降）の受給者異動連絡票を提出する

二割負担開始年月日、二割負担終了年月日は初期化（＊）する

正常

受給者台帳（受給者訂正連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	訂正年月日	訂正区分	資格取得	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31
H27.08.02	2:変更	99:その他	00000000		H27.04.01	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

初期化（＊）を設定した二割負担開始年月日、二割負担終了年月日については、前履歴の値が充当されない

パターン１９　制度施行前に二割負担情報の異動連絡票を提出

●設定内容例

制度施行前である平成27年7月処理分にて、事前に二割負担の情報を台帳に登録する場合、以下例のとおり提出する。

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.01	2:変更	99:その他																			H27.08.01	H28.07.31

制度施行前（平成27年5月処理分から8月処理分）にて、二割負担負担の情報を設定する場合、
平成27年8月1日の異動年月日にて受給者異動連絡票を提出する

正常

開始年月日には負担割合証の開始年月日を設定する
終了年月日には負担割合証の有効期限を設定する
ただし、終了年月日を未設定（無期限）とした場合においても、項目エラーとならず、無期限として台帳登録される

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン２０　二割負担適用期間の更新にて異動連絡票を提出

●設定内容例

平成27年8月異動分（平成27年9月処理年月）で二割負担の対象となった後、適用期間の更新を迎えた被保険者において、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31
H28.04.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H28.04.01	H29.03.31	5003	H28.04.01	H29.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H28.08.01	2:変更	99:その他																			H28.08.01	H29.07.31

正常

開始年月日には更新後の負担割合証の開始年月日を設定する
終了年月日には更新後の負担割合証の有効期限を設定する
ただし、終了年月日を未設定（無期限）とした場合においても、項目エラーとならず、無期限として台帳登録される

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31
H28.04.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H28.04.01	H29.03.31	5003	H28.04.01	H29.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31
H28.08.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H28.04.01	H29.03.31	5003	H28.04.01	H29.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H28.08.01	H29.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン２１　二割負担対象者の負担減免を適用した異動連絡票を提出

●設定内容例

二割負担対象者に負担減免を適用する場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.09.01	2:変更	99:その他														3:決定	1:利用者	85	H27.09.01	H28.08.31		

二割負担対象者においては、給付率を81%～100%の間で設定する
80%以下を設定した場合は、項目エラーとして台帳登録を行わない

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31
H27.09.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000	3:決定	1:利用者	85	H27.09.01	H28.08.31	H27.08.01	H28.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン２２　年度途中に初めて認定を受けた異動連絡票を提出

●設定内容例

平成27年10月異動分（平成27年11月処理年月）で初めて認定を受けた被保険者が二割負担の対象である場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

例１）６５歳満了時に既に資格を取得している場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
登録なし																						

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.10.15	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.10.15	H28.09.30	5003	H27.10.15	H28.09.30										H27.10.15	H28.07.31

正常

開始年月日には負担割合証の開始年月日を設定する
終了年月日には負担割合証の有効期限を設定する
ただし、終了年月日を未設定（無期限）とした場合においても、項目エラーとならず、無期限として台帳登録される

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免　・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.10.15	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.10.15	H28.09.30	5003	H27.10.15	H28.09.30	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.10.15	H28.07.31

例２）転入と同時に認定を開始した場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
登録なし																		

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.10.15	1:新規	01:資格取得	H27.10.15	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.10.15	H28.09.30	5003	H27.10.15	H28.09.30			0	00000000	00000000	H27.10.15	H28.07.31

資格取得日には転入日を設定する

開始年月日には負担割合証の開始年月日を設定する
終了年月日には負担割合証の有効期限を設定する
ただし、終了年月日を未設定（無期限）とした場合においても、項目エラーとならず、無期限として台帳登録される

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.10.15	1:新規	01:資格取得	H27.10.15	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.10.15	H28.09.30	5003	H27.10.15	H28.09.30			0	00000000	00000000	H27.10.15	H28.07.31

例３）広域連合内でＡ市を転出してＢ市に転入した場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	証記載保険者番号	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
										限度額	限度開始	限度終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	A市	12:要支援１	H27.08.01	H28.07.31	5003	H27.08.01	H28.07.31			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	証記載保険者番号	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
										限度額	限度開始	限度終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.10.15	2:変更	03:区間異動	H27.04.01	00000000	1:新規	B市													

区間異動の場合、未設定として前履歴情報を引継ぐ

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	証記載保険者番号	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			減免申請中	利用者負担減免 ・旧措置入所者				二割負担	
										限度額	限度開始	限度終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.08.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	A市	12:要支援１	H27.08.01	H28.07.31	5003	H27.08.01	H28.07.31			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31
H27.10.15	2:変更	03:区間異動	H27.04.01	00000000	1:新規	B市	12:要支援１	H27.08.01	H28.07.31	5003	H27.08.01	H28.07.31			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン２３　要介護（要支援）認定を受けている第２号被保険者（一割負担対象者）が第１号被保険者となり二割負担対象者となった場合の異動連絡票を提出

●設定内容例

平成27年8月異動分（平成27年9月処理年月）で要介護（要支援）認定を受けている第２号被保険者（一割負担者）が、第１号被保険者の該当に伴い、二割負担対象者となった場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.11.01	2:変更	99:その他																			H27.11.01	H28.07.31

正常

開始年月日には65歳となった月の翌月１日を設定する
終了年月日には更新後の負担割合証の有効期限を設定する
ただし、終了年月日を未設定（無期限）とした場合においても、項目エラーとならず、無期限として台帳登録される

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.11.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.11.01	H28.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン２４　二割負担対象者の世帯構成の変更に伴い、一割負担対象者となり異動連絡票を提出

●設定内容例

平成27年8月異動分（平成27年9月処理年月）で二割負担の対象となった後、世帯構成の変更に伴い、一割負担対象者となった場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31

入力情報　受給者異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.10.31	2:変更	99:その他																				H27.10.31

二割負担の終了日を異動日に設定する。
二割負担の終了日の初日(H27.10.01)でも可。

世帯構成により一割負担者となった場合、翌月１日から一割負担対象者となるため、二割負担終了年月日に一割負担者となった月の末日を設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	訪問通所サービス			償還払化		給付率引下げ		減免申請中	利用者負担減免・旧措置入所者				二割負担	
									限度額	限度開始	限度終了	開始	終了	開始	終了		利用者負担	給付率	開始	終了	開始	終了
H27.04.01	1:新規	01:資格取得	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000		
H27.08.01	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H28.07.31
H27.10.31	2:変更	99:その他	H27.04.01	00000000	1:新規	12:要支援１	H27.04.01	H28.03.31	5003	H27.04.01	H28.03.31	00000000	00000000	00000000	00000000			0	00000000	00000000	H27.08.01	H27.10.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

パターン２５　特定入所者介護サービス居住費（多床室）負担限度額を改定後の「370円」とする異動連絡票を提出

補足給付の見直しに伴い、認定期間が平成27年4月1日時点で有効な受給者のうち、補足給付（特定入所者介護サービス） の対象である受給者について
特定入所者介護サービス 居住費（多床室）負担限度額 を改定前の「320円」から改定後の「370円」とする受給者異動連絡票情報を提出する。
当該対応を行った異動連絡票情報は、通常の4月異動情報に含める形で送付しても差し支えない。

例１） 直前履歴の要介護区分が01（非該当）以外の場合

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	特定入所者介護サービス費										
									特定入所者認定申請中区分	特定入所者介護サービス区分	課税層の特例減額措置対象	食費負担限度額	居住費負担限度額					負担限度額適用開始年月日	負担限度額適用終了年月日
													ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健、療養等）	多床室		
H26.09.01	1:新規	01:資格取得	H26.09.01	00000000	1:新規	21:要介護１	H26.09.01	H27.08.31	3:決定済み	1:通常の受給者	1:該当無し	390	820	490	420	490	320	H26.12.01	H27.06.30

該当受給者の適用終了日が平成27年6月30日である場合、平成27年7月31日を設定して送付する(※)
既に同年月日が設定されており、変更が必要ない場合、未設定とし直前履歴を引継いでも差し支えない

入力情報　受給者異動連絡票情報（平成27年制度改正に対応した新しいレイアウトにて送付）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	特定入所者介護サービス居住費										
									特定入所者認定申請中区分	特定入所者介護サービス区分	課税層の特例減額措置対象	食費負担限度額	居住費負担限度額					負担限度額適用開始年月日	負担限度額適用終了年月日
													ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健、療養等）	多床室		
H27.04.01	2:変更	99:その他															370	H27.04.01	H27.07.31

異動年月日に限度基準額の見直し日となる「平成27年4月1日」を設定する。

見直し後の金額「370」を設定する

制度が開始される平成27年4月1日を設定する

正常

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	特定入所者介護サービス居住費										
									特定入所者認定申請中区分	特定入所者介護サービス区分	課税層の特例減額措置対象	食費負担限度額	居住費負担限度額					負担限度額適用開始年月日	負担限度額適用終了年月日
													ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健、療養等）	多床室		
H26.09.01	1:新規	01:資格取得	H26.09.01	00000000	1:新規	21:要介護１	H26.09.01	H27.08.31	3:決定済み	1:通常の受給者	1:該当無し	390	820	490	420	490	320	H26.12.01	H27.06.30
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.09.01	00000000	1:新規	21:要介護１	H26.09.01	H27.08.31	3:決定済み	1:通常の受給者	1:該当無し	390	820	490	420	490	370	H27.04.01	H27.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定され

※ 介護保険負担限度額認定証について、「平成26年7月以降における特定入所者介護(予防)サービス費の支給に係る負担限度額の認定証の有効期限について」(平成26年4月10日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)において本来平成27年6月末日までの有効期限であるところ、平成27年7月末日までとして取り扱うことになる
この為、受給者台帳の特定入所者介護サービス居住費負担限度額適用終了年月日を平成27年6月末日から、平成27年7月末日に変更する必要がある
当対応を実施していない受給者について同じ異動連絡票に含めて送付可能

例2）　直前履歴の要介護区分が01（非該当）の場合

認定有効期間が平成27年4月1日時点で有効で、要介護区分が「要支援（12、13）」、「要介護（21～25）」の異動情報が存在する受給者の最新履歴が「01：非該当」であり、
非該当の認定以降も、介護給付のサービスを受給する場合、以下のとおりに異動連絡票を提出する必要がある。

受給者台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	特定入所者介護サービス費										
									特定入所者認定申請中区分	特定入所者介護サービス区分	課税層の特例減額措置対象	食費負担限度額	居住費負担限度額					負担限度額適用開始年月日	負担限度額適用終了年月日
													ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健、療養等）	多床室		
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.09.01	00000000	1:新規	21:要介護１	H26.09.01	H27.08.31	3:決定済み	1:通常の受給者	1:該当無し	390	820	490	420	490	320	H26.12.01	H27.06.30
H27.03.01	2:変更	99:その他	H26.09.01	00000000	1:新規	01:非該当	H26.09.01	H27.08.31	3:決定済み	1:通常の受給者	1:該当無し	390	820	490	420	490	320	H26.12.01	H27.06.30

異動年月日に限度基準額の見直し日となる「平成27年4月1日」を設定

入力情報　受給者異動連絡票情報（平成27年制度改正に対応した新しいレイアウトにて送付）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	特定入所者介護サービス居住費										
									特定入所者認定申請中区分	特定入所者介護サービス区分	課税層の特例減額措置対象	食費負担限度額	居住費負担限度額					負担限度額適用開始年月日	負担限度額適用終了年月日
													ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健、療養等）	多床室		
H27.04.01	2:変更	99:その他				21:要介護１											370	H27.04.01	H27.07.31
H27.04.02	2:変更	99:その他				01:非該当											370	H27.04.01	H27.07.31

平成27年4月2日異動日として、非該当の異動情報を作成する。

見直し後の金額「370」を設定する

制度が開始される平成27年4月1日を設定する

正常

※ 平成27年制度改正に対応した新しいレイアウトにて送付する。

受給者台帳（受給者異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	資格取得	資格喪失	申請種別	要介護区分	認定有効開始	認定有効終了	特定入所者介護サービス居住費										
									特定入所者認定申請中区分	特定入所者介護サービス区分	課税層の特例減額措置対象	食費負担限度額	居住費負担限度額					負担限度額適用開始年月日	負担限度額適用終了年月日
													ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健、療養等）	多床室		
H26.05.01	1:新規	01:資格取得	H26.09.01	00000000	1:新規	21:要介護１	H26.09.01	H27.08.31	3:決定済み	1:通常の受給者	1:該当無し	390	820	490	420	490	320	H26.12.01	H27.06.30
H27.03.01	2:変更	99:その他	H26.09.01	00000000	1:新規	01:非該当	H26.09.01	H27.08.31	3:決定済み	1:通常の受給者	1:該当無し	390	820	490	420	490	320	H26.12.01	H27.06.30
H27.04.01	2:変更	99:その他	H26.09.01	00000000	1:新規	21:要介護１	H26.09.01	H27.08.31	3:決定済み	1:通常の受給者	1:該当無し	390	820	490	420	490	370	H27.04.01	H27.07.31
H27.04.02	2:変更	99:その他	H26.09.01	00000000	1:新規	01:非該当	H26.09.01	H27.08.31	3:決定済み	1:通常の受給者	1:該当無し	390	820	490	420	490	370	H27.04.01	H27.07.31

異動連絡票にて未設定とした項目については、前履歴の値を充当し設定される

平成27年度制度改正介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票作成パターン

Ⅳ-資料8

パターン No.	サービス種類コード	サービス種類名	パターン概要
1	A1	訪問型サービス（みなし）	異動連絡票を提出した場合、受け付けられない（エラー）パターンを記載
2	A2	訪問型サービス（独自）	単位数の設定方法（加算率サービス／介護給付費単位数表（総合事業）のサービス単位以下／サービス単位超過）
3	A3	訪問型サービス（独自／定率）	単位数の設定方法
			制限日数・回数の設定方法（設ける場合／設けない場合）
			限度管理対象の設定方法（対象とする場合／対象としない場合）
			給付率の設定方法（利用者負担額が設定された場合についても記載）
			事業対象／要支援実施対象者の設定方法（実施対象者を限定／実施対象者を限定しない）
4	A4	訪問型サービス（独自／定額）	単位数の設定方法
			制限日数・回数の設定方法（設ける場合／設けない場合）
			限度管理対象の設定方法（対象とする場合／対象としない場合）
			利用者負担額の設定方法（給付率が設定された場合についても記載）
			事業対象／要支援実施対象者の設定方法（実施対象者を限定／実施対象者を限定しない）

※ 通所型サービス（A5～A8）は、サービス種類A1～A4と同様
その他の生活支援サービス（A9,AB,AD）は、サービス種類A3と同様
その他の生活支援サービス（AA,AC,AE）は、サービス種類A4と同様
介護予防ケアマネジメント（AF）は、サービス種類A2と同様

平成27年度制度改正介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票作成パターン

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票を送付する際の各項目設定内容について以下にパターン例を挙げる。

パターン１　訪問型サービス（みなし）の異動連絡票を提出（受け付けられないパターン）

●設定内容例

訪問型サービス（みなし）「A1-1111」の新規異動連絡票を誤って提出した場合、未登録エラーとなる。
（訪問型サービス（みなし）の場合、算定構造及び単位数が介護予防訪問介護と同一であり保険者単位で保持する必要がないため）
※ 通所型サービス（みなし）についても同様

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A1	1111	H27.04		予防訪問介護Ⅰ	1226	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

訪問型サービス(みなし)については、異動連絡票の提出が不要であるため、サービス種類にA1を設定した場合、未登録エラーとなる

未登録エラー

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
登録なし																	

パターン２ 訪問型サービス（独自）の異動連絡票を提出（単位数の設定方法）

●設定内容例

訪問型サービス（独自）「A2-1111」として、国が示す基準以下の単位数を設定する場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

※ 通所型サービス（独自）、介護予防ケアマネジメントについても同様

例１）単位数の設定方法-国が示す基準以下の単位数を設定した場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A2	1111	H27.04			1200									

適用期間開始、適用期間終了、単位数以外の項目は未設定で提出
設定した場合は、未登録エラーとなる

介護給付費単位数表（総合事業）

サービス種類	サービス項目	単位数	定率・定額区分	実施区分		
				事業対象	要支援１	要支援２
A2	1111	1,226	1:定率	1:実施可	1:実施可	1:実施可

同一サービス種類、サービス項目の単位数以下を設定
（介護給付費単位数表のサービス種類:A2の単位数には、国が示す基準として訪問型サービス

正常

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A2	1111	H27.04	000000		1200									

例２）単位数の設定方法-加算率を規定するサービスの単位数を設定する場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A2	2222	H27.04			40									

適用期間開始、適用期間終了、単位数以外の項目は未設定で提出
設定した場合は、未登録エラーとなる

介護給付費単位数表（総合事業）

サービス種類	サービス項目	単位数	単位数識別	実施区分		
				事業対象	要支援１	要支援２
A2	2222	40	09:1/1000値	1:実施可	1:実施可	1:実施可

正常

加算率を規定するサービスの場合には国が規定する率を設定する

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A2	2222	H27.04	000000		40									

単位数には以下の値を設定する
・特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算
「100分の○○○」の○○○部分
・処遇改善加算
「1000分の○○○○」の○○○○部分

例３）単位数の設定方法-国が示す基準を超える単位数を設定した場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A2	1111	H27.04			1300									

設定した単位数が「介護給付費単位数表（総合事業）」の単位数を超えている場合、項目エラーとなる

介護給付費単位数表（総合事業）

サービス種類	サービス項目	単位数	定率・定額区分	実施区分		
				事業対象	要支援１	要支援２
A2	1111	1,226	1:定率	1:実施可	1:実施可	1:実施可

同一サービス種類、サービス項目の単位数以下を設定
（介護給付費単位数表のサービス種類:A2の単位数には、国が示す基準として訪問型サービス

項目
エラー

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
登録なし																	

パターン３ 訪問型サービス（独自／定率）の異動連絡票を提出（単位数の設定方法等）

●設定内容例

訪問型サービス（独自／定率）「A3-A001」を新規登録する場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

※ 通所型サービス（独自／定率）、その他の生活支援サービス（A9,AB,AD）についても同様

例１）単位数の設定方法-1日につき50単位と設定する場合

日単位の単位数を設定するサービスの場合、1日あたりの単位数を設定
月単位の単位数を設定するサービスの場合、1月あたりの単位数を設定

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04		訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

定率サービスの場合、未設定とする

正常

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04	000000	訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

例２）制限日数・回数の設定方法-1日につき50単位、1月につき2回まで算定可能とする場合

制限日数･回数を設ける場合は、算定回数制限期間も設定する必要がある

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04		訪問型サービス定率	50	02:1日につき	2	01:1月につき	3:対象	90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

設定した算定単位に関連した算定回数制限期間を設定する

正常

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04	000000	訪問型サービス定率	50	02:1日につき	2	01:1月につき	3:対象	90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

例３）制限日数・回数の設定方法-1日につき50単位、算定制限を設けない場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04		訪問型サービス定率	50	02:1日につき			3:対象	90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

制限日数を設けない場合は、回数制限期間も未設定とする必要がある

正常

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04	000000	訪問型サービス定率	50	02:1日につき			3:対象	90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

制限日数･回数を設けない場合においても、暦日の日数を超えたサービス費の請求が行われた場合、受付審査にてエラーとなる

例４）限度管理対象の設定方法-支給限度額の管理対象とする場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04		訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

限度額管理対象とする場合、支給限度額対象区分に「3:区分支給限度管理の対象」を設定する

正常

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04	000000	訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

例５）限度管理対象の設定方法-支給限度額の管理対象外とする場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04		訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき		90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

限度額管理対象外とする場合、支給限度額対象区分を未設定とする

正常

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04	000000	訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき		90		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

その他の生活支援サービス（A9,AA,AB,AC,AD,AE）は支給限度額の管理対象外とする
支給限度額の管理対象とした場合、項目エラーとなる

例６）給付率の設定方法-給付率を70%とする場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04		訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	70		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

給付率を「1～100」で設定する

正常

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04	000000	訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	70		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

例７）給付率の設定方法-定率サービスに対して利用者負担を設定した場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04		訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象		100	1:実施不可	2:実施可	2:実施可

介護給付費単位数表（総合事業）

サービス種類	サービス項目	単位数	定率・定額区分	実施区分		
				事業対象	要支援１	要支援２
A3	A001		1:定率			

項目エラー

定率サービス（サービス種類:A3）に対して利用者負担を設定した場合、項目エラーとなる

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数識別	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
登録なし																	

例８）事業対象／要支援実施対象者の設定方法-サービスの実施対象を事業対象者、要支援２の受給者に限定した場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04		訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	70		2:実施可	1:実施不可	2:実施可

当該サービスを実施可能な対象者に「2:実施可」を設定
実施不可である対象者については、「1:実施不可」を設定

いずれかの実施区分を未設定とした場合、必須項目エラーとなる
すべての実施区分を「1:実施不可」とした場合、項目エラーとなる（実施対象者は必ず１つ以上「2:実施可」を設定する必要がある）

正常

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数識別	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04	000000	訪問型サービス定率	01	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	70		2:実施可	1:実施不可	2:実施可

例９）事業対象／要支援実施対象者の設定方法-サービスの実施対象を限定しない場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04		訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	70		2:実施可	2:実施可	2:実施可

実施対象者を限定しない場合は、すべての実施区分に「2:実施可」を設定

正常

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A3	A001	H27.04	000000	訪問型サービス定率	50	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	70		2:実施可	2:実施可	2:実施可

パターン４　訪問型サービス（独自／定額）の異動連絡票を提出（単位数の設定方法等）

●設定内容例

訪問型サービス（独自／定額）「A4-A001」を新規登録する場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。
※ 通所型サービス（独自／定額）、その他の生活支援サービス（AA,AC,AE）についても同様

以下のパターンについては、「パターン３　訪問型サービス（独自／定率）の異動連絡票を提出」と同様であるため省略する。

- 単位数の設定方法:パターン３　例１参照
- 制限日数・回数の設定方法（設ける場合／設けない場合）:パターン３　例２～例３参照
- 限度管理対象の設定方法（対象とする場合／対象としない場合）:パターン３　例４～例５参照
- 事業対象／要支援実施対象者の設定方法（実施対象者を限定／実施対象者を限定しない）:パターン３　例８～例９参照

例１）利用者負担額の設定方法-1回100円の利用者負担の場合

定額サービスの場合、未設定とする

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A4	A001	H27.04		訪問型サービス定額	65	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象		100	1:実施不可	2:実施可	2:実施可

算定単位ごとの利用者負担額を円単位で設定する

正常

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A4	A001	H27.04	000000	訪問型サービス定額	65	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象		100	1:実施不可	2:実施可	2:実施可

例２）利用者負担額の設定方法-定額サービスに対して給付率を設定した場合

入力情報　介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
H27.04.01	1:新規	999999	A4	A001	H27.04		訪問型サービス定額	65	02:1日につき	3	01:1月につき	3:対象	85		1:実施不可	2:実施可	2:実施可

介護給付費単位数表（総合事業）

サービス種類	サービス項目	単位数	定率・定額区分	実施区分		
				事業対象	要支援１	要支援２
A4	A001		2:定額			

項目エラー

定額サービス(サービス種類:A4)に対して給付率を設定した場合、項目エラーとなる

介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード台帳（異動連絡票登録後）

異動年月日	異動区分	証記載保険者番号	サービス種類	サービス項目	適用年月		サービス名称	単位数	算定単位	制限日数・回数	算定回数制限期間	支給限度額対象区分	給付率	利用者負担額	実施区分		
					開始	終了									事業対象者	要支援１受給者	要支援２受給者
登録なし																	

平成27年度制度改正事業所異動連絡票作成パターン

Ⅳ-資料9

パターン No.	項目	サービス種類コード	サービス種類名	パターン概要
1-1	介護予防・日常生活支援総合事業（※1）	A3	訪問型サービス（独自／定率）	新たに総合事業の訪問型サービス（独自／定率）を開設
1-2		61 A1	介護予防訪問介護 訪問型サービス（みなし）	介護予防訪問介護サービス（61）の訪問型サービス（A1）へのみなし指定
1-3		46 AF	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	介護予防支援サービス（46）の介護予防ケアマネジメント（AF）へのみなし指定
1-4		AF	介護予防ケアマネジメント	国保連合会に総合事業サービスの給付管理のみを委託する場合、介護予防ケアマネジメント（AF）の異動連絡票を提出
1-5				新たに開設された総合事業事業所が介護予防ケアマネジメント（AF）を実施する場合
2-1	その他 （都道府県ごとに設定が統一されていないものを統一）	46 （※2）	介護予防支援	平成27年4月に介護予防支援サービス（46）の異動連絡票を提出
2-2		21 24 （※3）	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	利用定員数が施設等の区分ごとの内訳として設定されている場合の異動連絡票
2-3				利用定員数が複数指定番号の一方にまとめて設定されている場合の異動連絡票
2-4				短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を実施している事業所が利用定員数を変更する場合の異動連絡票
2-5				施設等の区分追加に伴い利用定員数を変更する場合の異動連絡票
2-6				複数の基準該当保険者が登録されている基準該当事業所で利用定員数が変更となる場合の異動連絡票

※1 通所型サービス（みなし）（A5）は、サービス種類A1と同様
訪問型サービス（独自）（A2）は、サービス種類A3と同様
訪問型サービス（独自／定額）（A4）は、サービス種類A3と同様
通所型サービス（独自）（A6）は、サービス種類A3と同様
通所型サービス（独自／定率）（A7）は、サービス種類A3と同様
通所型サービス（独自／定額）（A8）は、サービス種類A3と同様
その他の生活支援サービス（A9,AA,AB,AC,AD,AE）は、サービス種類A3と同様

※2 現在、介護予防支援の登録保険者番号について、都道府県ごとに設定方法が統一されていないため、平成27年3月1日異動分より本設定方法で事業所異動連絡票を提出し統一する。

※3 現在、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用定員数について、都道府県ごとに設定方法が統一されていないため、平成27年4月1日異動分より本設定方法で事業所異動連絡票を提出し統一する。
平成27年3月31日異動分以前及び短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）以外のサービスについては従来どおりとする。

介護予防・日常生活支援総合事業に関する事業所異動連絡票作成パターン

事業所異動連絡票情報を送付する際の各項目設定内容について以下にパターン例を挙げる。

パターン1-1 新たに総合事業の訪問型サービス（独自／定率）を開設

●設定内容例

新たに総合事業の訪問型サービス（独自／定率）を開設する場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

入力情報　事業所異動連絡票情報（基本情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H27.04.01	1:新規	01	9999999999	9

「9:介護予防・日常生活支援総合事業事業所」を設定

新たに総合事業の訪問型サービス(独自／定率)を開設する事業所の事業所番号を設定

訪問型サービス(A1,A2,A3,A4)においては、「訪問介護サービス提供責任者数」、「訪問介護員数」に該当人数を設定
未設定とした場合においても、項目エラーとはならない

市町村が規定する指定有効期間を設定する

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999999	A3	01	H27.04.01	7:３級地	999999					2	5		H27.04.01	H33.03.31

「A3:訪問型サービス(独自／定率)」を設定

サービス種類が訪問型サービス(A2～A4)、通所型サービス(A6～A8)、については、登録保険者の所在地に相当する地域区分、または「5:その他」(10円)を設定
サービス種類がその他の生活支援サービス(A9～AE)については、登録保険者の所在地に相当する地域区分以下の地域区分を設定
地域単価については「Ⅱ-資料3　介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について　(5)介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方」を参照

未設定とする
設定された場合、項目エラーとなる

当該事業所を指定した保険者番号を設定

正常

事業所基本台帳（事業所異動連絡票（基本情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H27.04.01	1:新規	01	9999999999	9

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999999	A3	01	H27.04.01	7:３級地	999999		00000000	00000000		2	5		H27.04.01	H33.03.31

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す
- 介護支援専門員数（専従の常勤者）
- 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す
- 訪問介護員数（専従の常勤者）
- 訪問介護員数（専従の非常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の非常勤者）
- 訪問介護員数（常勤換算後の人数）

パターン1-2 介護予防訪問介護サービス（61）の訪問型サービス（A1）へのみなし指定

●設定内容例

予防給付の介護予防訪問介護サービスを提供していた事業所が、総合事業の訪問型サービスのみなし事業所となるため、以下例のとおり異動連絡票を提出する。
市町村の総合事業の実施状況に関わらず、都道府県が平成27年5月に事業所台帳を作成して国保連に送付すること。

例１）指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）に本体事業所のみ存在する場合

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H23.10.01	1:新規	01	9999999998	1

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999998	61	01	H23.10.01	3:５級地	000000		00000000	00000000		2	5		H23.10.01	H29.09.30

事業所異動連絡票情報(基本情報)の提出は不要
「A1:訪問型サービス(みなし)」、「A5:通所型サービス(みなし)」をみなし指定として登録する際は、平成27年4月1日にみなし基である「61:介護予防訪問介護」、「65:介護予防通所介護」の体制等状況を変更した後にみなし指定する必要がある

「61:介護予防訪問介護」と同様、「訪問介護サービス提供責任者数」、「訪問介護員数」に該当人数を設定
未設定とした場合においても、項目エラーとはならない

みなし指定分の指定有効期間については、平成27年4月から平成30年3月末を設定する

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999998	A1	01	H27.04.01	3:５級地						2	5		H27.04.01	H30.03.31

「A1:訪問型サービス(みなし)」を設定

未設定とする
設定された場合、項目エラーとなる

事業所の所在地に相当する地域区分を設定
地域単価については「Ⅱ-資料3　介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について　(5)介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方」を参照

すべての保険者から指定を受けたとみなすため、未設定とする

正常

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999998	61	01	H23.10.01	3:５級地	000000		00000000	00000000		2	5		H23.10.01	H29.09.30
H27.04.01	1:新規	01	9999999998	A1	01	H27.04.01	3:５級地	000000		00000000	00000000		2	5		H27.04.01	H30.03.31

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す
- 介護支援専門員数（専従の常勤者）
- 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す
- 訪問介護員数（専従の常勤者）
- 訪問介護員数（専従の非常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の非常勤者）
- 訪問介護員数（常勤換算後の人数）

例２）指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）に本体事業所とサテライト事業所など複数存在する場合

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H23.10.01	1:新規	01	9999999998	1

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999998	61	01	H23.10.01	3:５級地	000000		00000000	00000000		2	5		H23.10.01	H29.09.30
H23.11.01	1:新規	01	9999999998	61	02	H23.11.01	2:４級地	000000		00000000	00000000		2	5		H23.10.01	H29.09.30

事業所異動連絡票情報(基本情報)の提出は不要
「A1:訪問型サービス(みなし)」、「A5:通所型サービス(みなし)」をみなし指定として登録する際は、平成27年4月1日にみなし基である「61:介護予防訪問介護」、「65:介護予防通所介護」の体制等状況を変更した後にみなし指定する必要がある

「61:介護予防訪問介護」と同様、「訪問介護サービス提供責任者数」、「訪問介護員数」に該当人数を設定
未設定とした場合においても、項目エラーとはならない

みなし指定分の指定有効期間については、平成27年4月から平成30年3月末を設定する

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999998	A1	01	H27.04.01	3:５級地						2	5		H27.04.01	H30.03.31
H27.04.01	1:新規	01	9999999998	A1	02	H27.04.01	2:４級地						2	5		H27.04.01	H30.03.31

指定番号が複数存在する場合、全ての指定番号に対して「A1:訪問型サービス(みなし)」を設定

未設定とする
設定された場合、項目エラーとなる

すべての保険者から指定を受けたとみなすため、未設定とする

事業所の所在地に相当する地域区分を設定
地域単価については「Ⅱ-資料3　介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について　(5)介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方」を参照

正常

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999998	61	01	H23.10.01	3:５級地	000000		00000000	00000000		2	5		H23.10.01	H29.09.30
H23.11.01	1:新規	01	9999999998	61	02	H23.11.01	2:４級地	000000		00000000	00000000		2	5		H23.10.01	H29.09.30
H27.04.01	1:新規	01	9999999998	A1	01	H27.04.01	3:５級地	000000		00000000	00000000		2	5		H27.04.01	H30.03.31
H27.04.01	1:新規	01	9999999998	A1	02	H27.04.01	2:４級地	000000		00000000	00000000		2	5		H27.04.01	H30.03.31

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す
- 介護支援専門員数（専従の常勤者）
- 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す
- 訪問介護員数（専従の常勤者）
- 訪問介護員数（専従の非常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の非常勤者）

例３）みなしサービス（A1、A5）登録後、みなし基のサービス（61、65）の体制等状況を更新した場合

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H23.10.01	1:新規	01	9999999998	1

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	体制等状況				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								特別地域加算	社福軽減事業実施	ｻｰﾋﾞｽ提供責任者体制	処遇改善加算					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999998	61	01	H23.10.01	3:５級地	2:有り	1:無し	1:無し	1:無し		2	5		H23.10.01	H29.09.30
H27.04.01	2:変更	01	9999999998	61	01	H23.10.01	3:５級地	2:有り	1:無し	1:無し	1:無し		2	5		H23.10.01	H29.09.30
H27.04.01	1:新規	01	9999999998	A1	01	H27.04.01	3:５級地	2:有り	1:無し	1:無し	1:無し		2	5		H27.04.01	H30.03.31

みなし基のサービス

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	体制等状況				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								特別地域加算	社福軽減事業実施	ｻｰﾋﾞｽ提供責任者体制	処遇改善加算					開始年月日	終了年月日
H27.10.01	2:変更	01	9999999998	61	01				2:有り				3	6			
H27.10.01	2:変更	01	9999999998	A1	01				2:有り				3	6			

正常

みなし基のサービス(61、65)に変更が発生した場合、総合事業のみなしサービス(A1、A5)についても同様の変更を行った異動連絡票を送付する必要がある

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	体制等状況				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								特別地域加算	社福軽減事業実施	ｻｰﾋﾞｽ提供責任者体制	処遇改善加算					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999998	61	01	H23.10.01	3:５級地	2:有り	1:無し	1:無し	1:無し		2	5		H23.10.01	H29.09.30
H27.04.01	2:変更	01	9999999998	61	01	H23.10.01	3:５級地	2:有り	1:無し	1:無し	1:無し		2	5		H23.10.01	H29.09.30
H27.04.01	1:新規	01	9999999998	A1	01	H27.04.01	3:５級地	2:有り	1:無し	1:無し	1:無し		2	5		H27.04.01	H30.03.31
H27.10.01	2:変更	01	9999999998	61	01	H23.10.01	3:５級地	2:有り	2:有り	1:無し	1:無し		3	6		H23.10.01	H29.09.30
H27.10.01	2:変更	01	9999999998	A1	01	H27.04.01	3:５級地	2:有り	2:有り	1:無し	1:無し		3	6		H27.04.01	H30.03.31

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す
- 介護支援専門員数（専従の常勤者）
- 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す
- 訪問介護員数（専従の常勤者）
- 訪問介護員数（専従の非常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の非常勤者）

パターン1-3 介護予防支援サービス（46）の介護予防ケアマネジメント（AF）へのみなし指定

●設定内容例

予防給付の介護予防支援サービスを提供していた事業所が、総合事業の介護予防ケアマネジメントのみなし事業所となるため、以下例のとおり異動連絡票を提出する。
市町村の総合事業の実施状況に関わらず、都道府県が平成27年5月に事業所台帳を作成して国保連に送付すること。

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H23.10.01	1:新規	01	9999999997	1

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999997	46	01	H23.10.01	2:４級地	000000		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30

事業所異動連絡票情報(基本情報)の提出は不要

指定有効期間を設定しない

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999997	AF	01	H27.04.01	2:４級地										

「AF:介護予防ケアマネジメント」を設定

未設定とする
設定された場合、項目エラーとなる

事業所の所在地に相当する地域区分を設定
地域単価については「Ⅱ-資料3　介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について（5)介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方」を参照

すべての保険者から指定を受けたとみなすため、未設定とする

正常

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999997	46	01	H23.10.01	2:４級地	000000		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H27.04.01	1:新規	01	9999999997	AF	01	H27.04.01	2:４級地	000000		00000000	00000000						

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す
- 介護支援専門員数（専従の常勤者）
- 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す
- 訪問介護員数（専従の常勤者）
- 訪問介護員数（専従の非常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の非常勤者）
- 訪問介護員数（常勤換算後の人数）

パターン1-4 国保連合会に総合事業サービスの給付管理のみを委託する場合、介護予防ケアマネジメント（AF）の異動連絡票を提出

●設定内容例

国保連合会に総合事業サービスの給付管理のみを委託し、介護予防ケアマネジメントの審査支払を委託しない場合においても、以下例のとおり異動連絡票を提出する。
※介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票の送付は不要

入力情報　事業所異動連絡票情報（基本情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H27.04.01	1:新規	01	9999999997	9

「9:介護予防・日常生活支援総合事業事業所」を設定

総合事業の給付管理を行う、事業所の事業所番号を設定

指定有効期間を設定しない

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999997	AF	01	H27.04.01	7:３級地										

「AF:介護予防ケアマネジメント」を設定

事業所の所在地に相当する地域区分を設定
地域単価については「Ⅱ-資料3　介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について
(5)介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方」を参照

住所地特例の市町村を指定した被保険者に対して、介護予防ケアマネジメントを行う必要があるため、登録保険者番号は設定しない。

正常

事業所基本台帳（事業所異動連絡票（基本情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H27.04.01	1:新規	01	9999999997	9

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999997	AF	01	H27.04.01	7:３級地	000000		00000000	00000000						

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す
- 介護支援専門員数（専従の常勤者）
- 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す
- 訪問介護員数（専従の常勤者）
- 訪問介護員数（専従の非常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の非常勤者）
- 訪問介護員数（常勤換算後の人数）

パターン1-5 新たに開設された総合事業事業所が介護予防ケアマネジメント（AF）を実施する場合

●設定内容例

総合事業事業所として、予防ケアマネジメント（AF）を実施する場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

入力情報　事業所異動連絡票情報（基本情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H27.04.01	1:新規	01	9999999996	9

「9:介護予防・日常生活支援総合事業事業所」を設定

総合事業の給付管理を行う、事業所の事業所番号を設定

指定有効期間を設定しない

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999996	AF	01	H27.04.01	7:３級地										

「AF:介護予防ケアマネジメント」を設定

事業所の所在地に相当する地域区分を設定
地域単価については「Ⅱ-資料3　介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について
(5)介護予防・日常生活支援総合事業における地域単価設定の考え方」を参照

住所地特例の市町村を指定した被保険者に対して、介護予防ケアマネジメントを行う必要があるため、登録保険者番号は設定しない。

正常

事業所基本台帳（事業所異動連絡票（基本情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H27.04.01	1:新規	01	9999999996	9

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
								登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.04.01	1:新規	01	9999999996	AF	01	H27.04.01	7:３級地	000000		00000000	00000000						

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す
- 介護支援専門員数（専従の常勤者）
- 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す
- 訪問介護員数（専従の常勤者）
- 訪問介護員数（専従の非常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の非常勤者）
- 訪問介護員数（常勤換算後の人数）

その他（都道府県ごとに設定が統一されていないものを統一）の事業所異動連絡票作成パターン

事業所異動連絡票情報を送付する際の各項目設定内容について以下にパターン例を挙げる。

パターン2-1 平成27年3月に介護予防支援サービス（46）の異動連絡票を提出

●設定内容例

サービス種類が「46：介護予防支援」で登録保険者番号に設定がある指定事業所において、登録保険者番号を未設定とする異動連絡票を以下例のとおり提出する。

例１）1保険者から指定されている事業所の場合

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	1

本来設定する必要はないが、登録保険者番号に設定されている場合がある

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	事業廃止年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
									登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	999999		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30

都道府県毎に統一した介護予防支援サービス(46)を4月10日提供予定の「総合事業みなし指定事業所抽出ツール」にてみなし対象として抽出する必要があるため、異動年月日を平成27年3月1日で設定する

事業所廃止年月日に平成27年2月28日を設定する

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	事業廃止年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
									登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.02.28	3:終了	01	9999999996	46	01		H27.02.28		999999									
H27.03.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01		2:４級地									H23.10.01	H29.09.30

キー項目である登録保険者番号の変更はできないため、既存のサービス情報を終了し、異動区分「1:新規」にて登録保険者番号を未設定としたサービス情報を新たに登録する

新規登録するサービス情報の登録保険者番号は、未設定とする
登録保険者番号以外の設定項目については、既存のサービス情報と同様の値を設定する

正常

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	事業廃止年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
									登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	999999		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H27.02.28	3:終了	01	9999999996	46	01	H23.10.01	H27.02.28	2:４級地	999999		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H27.03.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	000000		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す
- 介護支援専門員数（専従の常勤者）
- 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す
- 訪問介護員数（専従の常勤者）
- 訪問介護員数（専従の非常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の非常勤者）
- 訪問介護員数（常勤換算後の人数）

例２）複数保険者から指定されている事業所で登録保険者番号以外の設定内容に差異がない場合

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	1

本来設定する必要はないが、登録保険者番号に設定されている場合がある

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	事業廃止年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
									登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	999998		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	999999		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30

都道府県毎に統一した介護予防支援サービス(46)を4月10日提供予定の「総合事業みなし指定事業所抽出ツール」にてみなし対象として抽出する必要があるため、異動年月日を平成27年3月1日で設定する

事業所廃止年月日に平成27年2月28日を設定する

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	事業廃止年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
									登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.02.28	3:終了	01	9999999996	46	01		H27.02.28		999998									
H27.02.28	3:終了	01	9999999996	46	01		H27.02.28		999999									
H27.03.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01		2:４級地									H23.10.01	H29.09.30

キー項目である登録保険者番号の変更はできないため、既存のサービス情報を終了し、異動区分「1:新規」にて登録保険者番号を未設定としたサービス情報を新たに登録する

新規登録するサービス情報の登録保険者番号は、未設定とする
登録保険者番号以外の設定項目については、既存のサービス情報と同様の値を設定する

正常

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	事業廃止年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
									登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	999998		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	999999		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H27.02.28	3:終了	01	9999999996	46	01	H23.10.01	H27.02.28	2:４級地	999998		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H27.02.28	3:終了	01	9999999996	46	01	H23.10.01	H27.02.28	2:４級地	999999		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H27.03.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	000000		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す
- 介護支援専門員数（専従の常勤者）
- 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す
- 訪問介護員数（専従の常勤者）
- 訪問介護員数（専従の非常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の非常勤者）

例３）複数保険者から指定されている事業所で登録保険者番号以外の設定内容に差異がある場合

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	1

登録保険者番号以外の設定内容に差異がある場合
（例では「999998」が事業所所在地の保険者番号とする）

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	事業廃止年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
									登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	999998		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H24.04.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H24.04.01	00000000	2:４級地	999999		00000000	00000000					H24.04.01	H30.03.31

都道府県毎に統一した介護予防支援サービス（46）を4月10日提供予定の「総合事業みなし指定事業所抽出ツール」にてみなし対象として抽出する必要があるため、異動年月日を平成27年3月1日で設定する

事業所廃止年月日に平成27年2月28日を設定する

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	事業廃止年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
									登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H27.02.28	3:終了	01	9999999996	46	01		H27.02.28		999998									
H27.02.28	3:終了	01	9999999996	46	01		H27.02.28		999999									
H27.03.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01		2:４級地									H23.10.01	H29.09.30

キー項目である登録保険者番号の変更はできないため、既存のサービス情報を終了し、異動区分「1:新規」にて登録保険者番号を未設定としたサービス情報を新たに登録する

新規登録するサービス情報の登録保険者番号は、未設定とする
登録保険者番号以外の設定項目については、事業開始年月日が最も古いサービス情報の保険者（基本的に事業所所在地の保険者）が登録している最新情報を設定する

正常

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	事業開始年月日	事業廃止年月日	地域区分	基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業				介護支援専門員数（※1）	訪問介護サービス提供責任者数	訪問介護員数（※2）	利用定員数	指定有効	
									登録保険者番号	受領委任	登録開始年月日	登録終了年月日					開始年月日	終了年月日
H23.10.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	999998		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H24.04.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H24.04.01	00000000	2:４級地	999999		00000000	00000000					H24.04.01	H30.03.31
H27.02.28	3:終了	01	9999999996	46	01	H23.10.01	H27.02.28	2:４級地	999998		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30
H27.02.28	3:終了	01	9999999996	46	01	H24.04.01	H27.02.28	2:４級地	999999		00000000	00000000					H24.04.01	H30.03.31
H27.03.01	1:新規	01	9999999996	46	01	H23.10.01	00000000	2:４級地	000000		00000000	00000000					H23.10.01	H29.09.30

※1 介護支援専門員数とは以下項目を指す
- 介護支援専門員数（専従の常勤者）
- 介護支援専門員数（専従の非常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の常勤者）
- 介護支援専門員数（兼務の非常勤者）

※2 訪問介護員数とは以下項目を指す
- 訪問介護員数（専従の常勤者）
- 訪問介護員数（専従の非常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の常勤者）
- 訪問介護員数（兼務の非常勤者）
- 訪問介護員数（常勤換算後の人数）

パターン2-2 利用定員数が施設等の区分ごとの内訳として設定されている場合の異動連絡票

●設定内容例

短期入所生活介護の定員数が「20名（従来型：12名、ユニット型：8名）」、介護福祉施設の定員数が「80名（従来型：50名、ユニット型：30名）」の事業所において、
施設等の区分ごとに定員数の内訳が設定されている場合、平成27年4月以降は以下例のとおり異動連絡票を提出する。
※現在、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の利用定員数について、都道府県ごとに設定方法が統一されていないため、平成27年4月1日異動分より本設定方法で事業所異動連絡票を提出し統一する。
平成27年3月31日異動分以前及び短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)以外のサービスについては従来どおりとする。

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	1

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	12
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	02	4:併設型・空床型ユニット型	8
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	12
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	02	4:併設型・空床型ユニット型	8
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	51	01	1:介護福祉施設	50
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	51	02	3:ユニット型介護福祉施設	30

それぞれの施設等の区分ごとに、短期入所生活介護の定員数の内訳の値が設定されている

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	02	4:併設型・空床型ユニット型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	02	4:併設型・空床型ユニット型	20

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)単位で、同じ利用定員数を設定する

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	12
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	02	4:併設型・空床型ユニット型	8
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	12
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	02	4:併設型・空床型ユニット型	8
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	51	01	1:介護福祉施設	50
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	51	02	3:ユニット型介護福祉施設	30
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	02	4:併設型・空床型ユニット型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	02	4:併設型・空床型ユニット型	20

パターン2-3 利用定員数が複数指定番号の一方にまとめて設定されている場合の異動連絡票

●設定内容例

短期入所生活介護の定員数が「20名（従来型：12名、ユニット型：8名）」、介護福祉施設の定員数が「80名（従来型：50名、ユニット型：30名）」の事業所において、
複数指定番号のどちらか一方に利用定員数をまとめて設定されている場合、平成27年4月以降は以下例のとおり異動連絡票を提出する。
※現在、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)の利用定員数について、都道府県ごとに設定方法が統一されていないため、平成27年4月1日異動分より本設定方法で事業所異動連絡票を提出し統一する。
平成27年3月31日異動分以前及び短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)以外のサービスについては従来どおりとする。

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	1

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	20
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	02	4:併設型・空床型ユニット型	
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	20
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	02	4:併設型・空床型ユニット型	
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	51	01	1:介護福祉施設	50
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	51	02	3:ユニット型介護福祉施設	30

施設等の区分ごとの定員数の合算値が、一方の指定番号にまとめて設定されている

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	02	4:併設型・空床型ユニット型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	02	4:併設型・空床型ユニット型	20

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)単位で、同じ利用定員数を設定する

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	20
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	02	4:併設型・空床型ユニット型	
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	20
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	02	4:併設型・空床型ユニット型	
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	51	01	1:介護福祉施設	50
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	51	02	3:ユニット型介護福祉施設	30
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	02	4:併設型・空床型ユニット型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	02	4:併設型・空床型ユニット型	20

パターン2-4 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を実施している事業所が利用定員数を変更する場合の異動連絡票

●設定内容例

短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を実施している事業所の利用定員数が「20名」から「30名」に変更された場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	1

事業所異動連絡票情報(基本情報)の提出は不要

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	20
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	20

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	30
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	30

増床した定員数を、それぞれのサービス種類に同一の利用定員数として設定する

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	20
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	30
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	30

パターン2-5 施設等の区分追加に伴い利用定員数を変更する場合の異動連絡票

●設定内容例

既に登録されている短期入所生活介護を実施している事業所において、新たな施設等の区分の追加に伴い利用定員数が「20名」から「30名」に変更された場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	1

事業所異動連絡票情報(基本情報)の提出は不要

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	20
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	20

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	30
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	30
H27.04.01	1:新規	01	9999999999	21	02	4:併設型・空床型ユニット型	30
H27.04.01	1:新規	01	9999999999	24	02	4:併設型・空床型ユニット型	30

増床した定員数を、それぞれのサービス種類、施設等の区分で同一の利用定員数として設定する

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	20
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	21	01	2:併設型・空床型	30
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	24	01	2:併設型・空床型	30
H27.04.01	1:新規	01	9999999999	21	02	4:併設型・空床型ユニット型	30
H27.04.01	1:新規	01	9999999999	24	02	4:併設型・空床型ユニット型	30

パターン2-6 複数の基準該当保険者が登録されている基準該当事業所で利用定員数が変更となる場合の異動連絡票

●設定内容例

基準該当事業所において、複数の基準該当保険者の登録があり利用定員数が「20名」から「30名」に変更された場合、以下例のとおり異動連絡票を提出する。

事業所基本台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	指定／基準該当等事業所区分
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	2

2:基準該当事業所

事業所異動連絡票情報(基本情報)の提出は不要

指定・基準該当等サービス台帳（登録済情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	基準該当保険者番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	900001	21	01	2:併設型・空床型	20
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	900002	21	01	2:併設型・空床型	20

複数の基準該当保険者番号が設定

入力情報　事業所異動連絡票情報（サービス情報）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	基準該当保険者番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	900001	21	01	2:併設型・空床型	30
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	900002	21	01	2:併設型・空床型	30

増床した定員数を、全ての基準該当保険者番号で同一の利用定員数として設定する

指定・基準該当等サービス台帳（事業所異動連絡票（サービス情報）登録後）

異動年月日	異動区分	異動事由	事業所番号	基準該当保険者番号	サービス種類	指定番号	施設等の区分	利用定員数
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	900001	21	01	2:併設型・空床型	20
H24.04.01	1:新規	01	9999999999	900002	21	01	2:併設型・空床型	20
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	900001	21	01	2:併設型・空床型	30
H27.04.01	2:変更	01	9999999999	900002	21	01	2:併設型・空床型	30

Ⅳ-資料10

市町村版 介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタインタフェース

介護予防・日常生活支援サービス事業について、適切なサービスの利用とケアマネジメントを行うために保険者（市町村）は利用者や事業所・地域包括支援センターへ実施するサービス内容を周知する必要がある。また、請求を委託する国保連合会へその内容を提供する必要がある。

当資料では、周知の流れと総合事業単位数マスタの作成について、以下にインタフェースを示す。

１．サービスコード周知の流れ

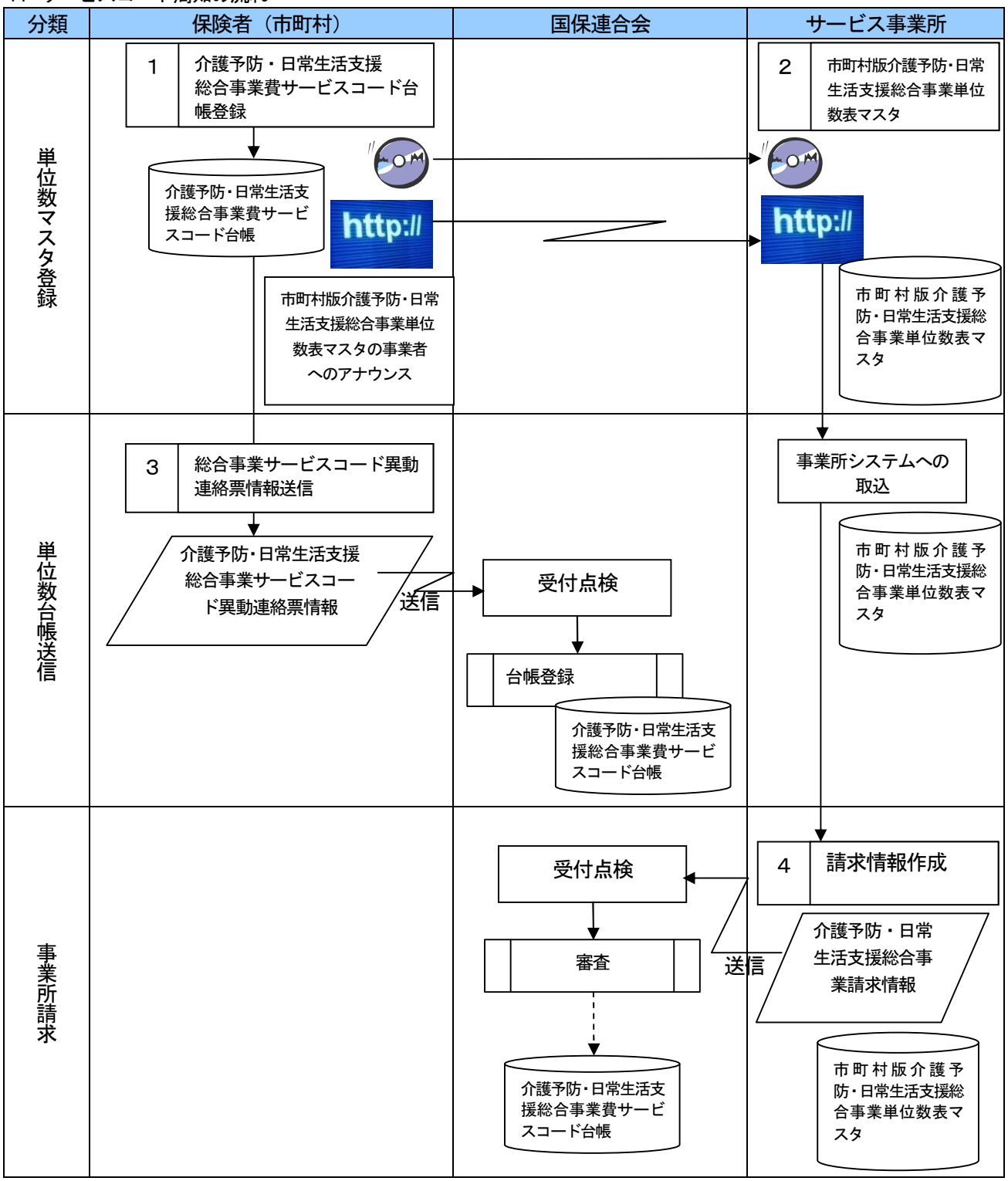

・市町村で作成した、「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード」については、国保連合会へ委託するサービスコードについて、国保連合会に情報を送信する。初回はすべてのサービスコード情報（介護予防・日常生活支援総合事業費サービスコード異動連絡票情報）を送付する。

・市町村は作成した介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタをホームページ等で公開し、サービス事業所に告知する。この場合の介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタは、過去のサービスコード情報すべてを包含すること。事業所はこれらの単位数表マスタを基に請求情報を作成する。

・訪問型サービス（みなし）（Ａ１）及び通所型サービス（みなし）（Ａ５）は、市町村版介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタの対象外とする。

２．介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタのデータレイアウト

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力				備考
					国保連合会へ委託する			国保連合会へ委託しない	
					保険者独自サービス	保険者独自（定率）サービス	保険者独自（定額）サービス	多様なサービス	
					A2, A6, AF	A3, A7, A9, AB, AD	A4, A8, AA, AC, AE	X1, X2, X3	
1 KEY	証記載保険者番号	数字	6	証記載保険者コードを設定する	○	○	○	○	※4
2 KEY	サービス種類コード	英数	2	サービス種類コードを設定する	○	○	○	○	※4
3 KEY	サービス項目コード	英数	4	サービス項目コードを設定する	○	○	○	○	※4 ※１１
4 KEY	適用開始年月	数字	6	適用開始年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	○	○	○	○	※1 ※3
5	適用終了年月	数字	6	適用終了年月（西暦年月（YYYYMM））を設定する	○	○	○	○	※1 ※2 ※3
6	サービス名称	漢字	６４	サービス名称を設定する	○	○	○	○	
7	単位数	数字	5	単位数を設定する	○	○	○		※S ※5
8	算定単位	数字	2	算定単位を設定する	○	○	○		※4
9	制限日数・回数	数字	2	制限日数・回数を設定する					
１０	算定回数制限期間	数字	2	制限日数・回数がある場合において、期間を設定する					※4
１１	支給限度額対象区分	数字	1	支給限度額対象区分を設定する	支給限度額管理対象の場合必須	支給限度額管理対象の場合必須	支給限度額管理対象の場合必須		※4
１２	予備項目								
１３	給付率	数字	3	給付率を設定する		○			※7

項番	項目	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容	必須入力				備考
					国保連合会へ委託する			国保連合会へ委託しない	
					保険者独自サービス	保険者独自（定率）サービス	保険者独自（定額）サービス	多様なサービス	
					A2, A6, AF	A3, A7, A9, AB, AD	A4, A8, AA, AC, AE	X1, X2, X3	
１４	利用者負担額	数字	５	利用者負担額を金額で設定する			○		※S ※８
１５	事業対象者実施区分	数字	１	事業対象者実施区分を設定する	○	○	○	○	※４
１６	要支援１受給者実施区分	数字	１	要支援１受給者実施区分を設定する	○	○	○	○	※４
１７	要支援２受給者実施区分	数字	１	要支援２受給者実施区分を設定する	○	○	○	○	※４
１８	国保連合会委託区分	数字	１	国保連合会委託区分を設定する	○	○	○	○	※９
１９	作成年月日	数字	８	本レコードの作成年月日を設定する	○	○	○	○	※１０

※１： 同一のサービス種類コード、サービス項目コードにおいて適用開始年月、適用終了年月が重複しないこと。

※２： 適用終了年月の終了年月が決定していない場合は、「999999」を設定すること。

※３： 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月」欄」参照。(P.42)

※４： 「インタフェース仕様書　共通編 1.4 コード一覧」参照。(P.31)

※５： サービス種類Ａ２、Ａ６でかつ加算率で規定されるサービスコードの場合は、「単位数」には以下の値が設定される。

・特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算
「１００分の○○○」の○○○部分

・処遇改善加算
「１０００分の○○○○」の○○○○部分

※７： 「給付率」は「１００分の○○○」の○○○部分を「１～１００」で設定することとする。例えば、９０%の場合は「９０」、利用者負担額を０円にする場合は「１００」を設定する。

※８： 「利用者負担額」は、算定単位ごとの利用者負担額を円単位で設定する。例えば、利用者負担額を１回１００円にする場合は「１００」、利用者負担額を０円にする場合は「０」を設定する。

※９： 「国保連合会委託区分」は「１：委託する」「２：委託しない」を設定する。

※１０： 「インタフェース仕様書　共通編 1.5 留意事項：「年月日」欄」参照。(P.42)

※１１：サービス項目コードについては、以下の値の範囲であること。
・限度額管理対象サービス（国保連合会委託区分が１）については
１００１～１１００の範囲で設定
ただし、サービス種類コードが「Ａ２」「Ａ６」については除く。
（みなしサービスの「Ａ１」「Ａ５」と同様のコード体系となるため）
・限度額管理対象外サービス（国保連合会委託区分が２）については
２００１～２９９９の範囲で設定
※Ｓ： 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。
なお、※Ｓが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

〈参考：コード一覧〉

項番	コード名称	属性	ﾊﾞｲﾄ数	内容
８	算定単位	数字	２	01：１回につき 02：１日につき 03：１月につき 05：１週間につき
１１	支給限度額対象区分	数字	１	3：区分支給限度額管理の対象
１５	事業対象者実施区分	数字	１	1：実施不可 2：実施可
１６	要支援１受給者実施区分	数字	１	1：実施不可 2：実施可
１７	要支援２受給者実施区分	数字	１	1：実施不可 2：実施可

レコード構成図

介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタの構成

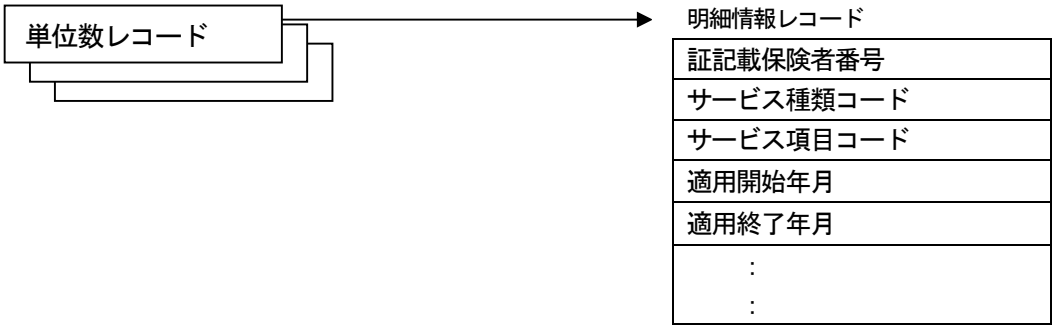

ファイルは証記載保険者番号単位に、１ファイルとして作成する

【参考資料】総合事業のサービスにおける保険者からの単位数等の情報提供の流れについて

当資料は、保険者にて実施する総合事業について、それぞれデータを作成し各機関に送付する情報提供の流れについて整理したフローである。

〇国保連合会に提供する「総合事業サービスコード異動連絡票」について

〇都道府県経由で国保連合会に提供する「総合事業の事業所異動連絡票」について

〇地域包括支援センターやサービス提供事業所へ提供する「総合事業単位数表マスタ」について

（提供方法は市町村のホームページ等を活用することを想定）

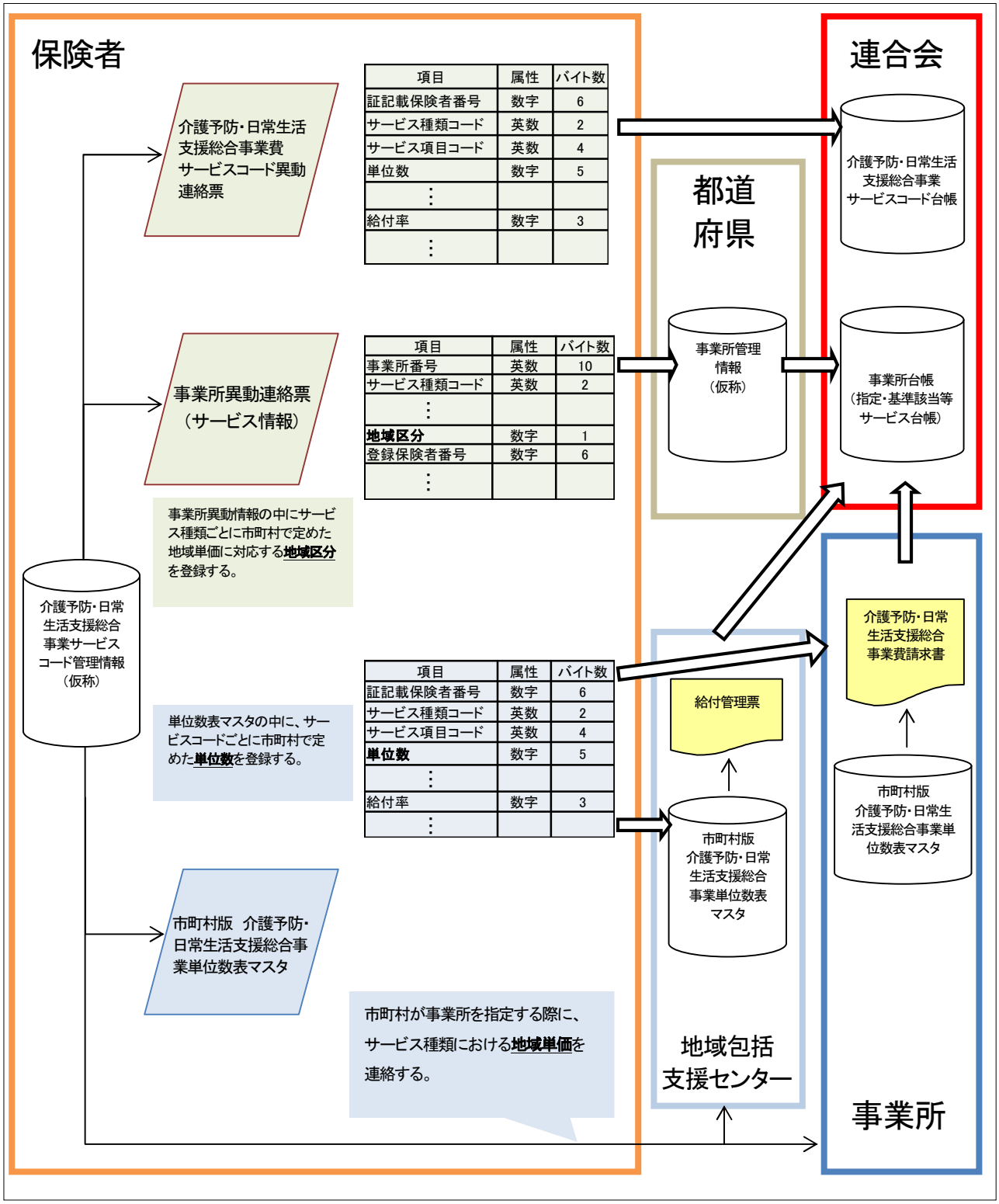

Ⅳ-資料11

平成27年1月サービス分～
（平成27年2月審査～）

サービス種類と適用可能公費の関係

平成27年1月以降、適用可能

適用優先順位	サービス種類コード・名称 / 法別番号・公費略称	公費給付率	公費本人負担	11 訪問介護	12 訪問入浴介護	13 訪問看護	14 訪問リハ	15 通所介護	16 通所リハ	17 福祉用具貸与	21 短期入所生活介護	22 短期入所療養介護（老健）	23 短期入所療養介護（療養）	31 居宅療養管理指導	33 特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	27 特定施設入居者生活介護（短期利用）	43 居宅介護支援	51 介護福祉施設	52 介護保健施設	53 介護療養施設	59 特定入所者介護サービス費等	61 介護予防訪問介護	62 介護予防訪問入浴介護	63 介護予防訪問看護	64 介護予防訪問リハ	65 介護予防通所介護	66 介護予防通所リハ	67 介護予防福祉用具貸与	24 介護予防短期入所生活介護	25 介護予防短期入所療養介護（老健）	26 介護予防短期入所療養介護（療養）	34 介護予防居宅療養管理指導	35 介護予防特定施設入居者生活介護	46 介護予防支援	71 夜間対応型訪問介護	72 認知症対応型通所介護	73 小規模多機能型居宅介護	76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	77 複合型サービス	32 認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	36 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	28 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	38 認知症対応型共同生活介護（短期利用）	54 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	74 介護予防認知症対応型通所介護	75 介護予防小規模多機能型居宅介護	37 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	39 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
				介護サービス																		介護予防サービス													地域密着型サービス														
1	10:感染症37条の2	95	−									*1	*1						*1	*1										*3	*3																		
−	11:結核予防法35　*6	100	−			○								○										○								○																	
2	21:自立通院	100	あり			○																		○																										
3	15:自立更生	100	あり			○	○		○											○				○	○		○																						
4	19:原爆一般	100	なし			○	○		○			○	○	○					○	○				○	○		○			○	○	○																	
5	54:難病公費	100	あり			○	○							○						○				○	○							○																	
6	86:被爆体験者	100	なし			○	○		○			○	○	○					○	○				○	○		○			○	○	○																	
7	51:特定疾患・先天性血液凝固	100	あり　*8			○	○							○						○				○	○							○																	
8	88:水俣病・メチル水銀	100	なし			○	○		○			○	○	○					*4	○				○	○		○			○	○	○																	
9	87:有機ヒ素	100	なし			○	○		○			○	○	○					*4	○				○	○		○			○	○	○																	
10	66:石綿	100	なし			○	○		○			○	○	○					*4	○				○	○		○			○	○	○																	
−	56:低所得者対策　*2	94	−																																														
−	57:障害者対策　*7	94	−	○																		○												○															
11	58:全額免除	100	なし	○																		○												○															
12	81:原爆助成	100	なし	○				○			○							○				○				○			○						○	○	○	○					○	○	○			
13	25:中国残留邦人等	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	12:生活保護	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*1 ･･･サービス提供年月=平成14年4月以降は、特定診療費のみ適用可能。それ以前は、食事費用を除く、介護給付費と特定診療費の両方が可能。
　　平成21年4月以降は特別療養費も適用可能。
*2 ･･･平成17年4月より廃止。
*3 ･･･特定診療費及び特別療養費について適用可能。
*4 ･･･緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費のみ適用可能。
*5 ･･･別紙の該当項目のみ適用可能。
*6 ･･･平成19年4月より廃止。
*7 ･･･平成20年7月より廃止。
*8 ･･･特定疾患は公費本人負担なし。先天性血液凝固は公費本人負担あり。

現時点での案

平成27年4月サービス分～
（平成27年5月審査～）

サービス種類と適用可能公費の関係

サービス種類名変更

介護サービス

適用優先順位	サービス種類コード・名称 ／ 法別番号・公費略称	公費給付率	公費本人負担	11 訪問介護	12 訪問入浴介護	13 訪問看護	14 訪問リハ	15 通所介護	16 通所リハ	17 福祉用具貸与	21 短期入所生活介護	22 短期入所療養介護（老健）	23 短期入所療養介護（療養）	31 居宅療養管理指導	33 特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	27 特定施設入居者生活介護（短期利用）	43 居宅介護支援	51 介護福祉施設	52 介護保健施設	53 介護療養施設	59 特定入所者介護サービス費等
1	10：感染症37条の2	95	－									*1	*1						*1	*1	
－	11：結核予防法35　*6	100	－			○								○							
2	21：自立通院	100	あり			○															
3	15：自立更生	100	あり			○	○		○											○	
4	19：原爆一般	100	なし			○	○		○			○	○	○					○	○	
5	54：難病公費	100	あり			○	○							○						○	
6	86：被爆体験者	100	なし			○	○		○			○	○	○					○	○	
7	51：特定疾患・先天性血液凝固	100	あり　*8			○	○							○						○	
8	88：水俣病・メチル水銀	100	なし			○	○		○			○	○	○					*4	○	
9	87：有機ヒ素	100	なし			○	○		○			○	○	○					*4	○	
10	66：石綿	100	なし			○	○		○			○	○	○					*4	○	
－	56：低所得者対策　*2	94	－																		
－	57：障害者対策　*7	94	－	○																	
11	58：全額免除	100	なし	○																	
12	81：原爆助成	100	なし	○				○			○							○			
13	25：中国残留邦人等	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*5
14	12：生活保護	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*5

介護予防サービス

適用優先順位	法別番号・公費略称	61 介護予防訪問介護	62 介護予防訪問入浴介護	63 介護予防訪問看護	64 介護予防訪問リハ	65 介護予防通所介護	66 介護予防通所リハ	67 介護予防福祉用具貸与	24 介護予防短期入所生活介護	25 介護予防短期入所療養介護（老健）	26 介護予防短期入所療養介護（療養）	34 介護予防居宅療養管理指導	35 介護予防特定施設入居者生活介護	46 介護予防支援
1	10：感染症37条の2									*3	*3			
－	11：結核予防法35　*6			○								○		
2	21：自立通院			○										
3	15：自立更生			○	○		○							
4	19：原爆一般			○	○		○			○	○	○		
5	54：難病公費			○	○							○		
6	86：被爆体験者			○	○		○			○	○	○		
7	51：特定疾患・先天性血液凝固			○	○							○		
8	88：水俣病・メチル水銀			○	○		○			○	○	○		
9	87：有機ヒ素			○	○		○			○	○	○		
10	66：石綿			○	○		○			○	○	○		
－	56：低所得者対策　*2													
－	57：障害者対策　*7	○												
11	58：全額免除	○												
12	81：原爆助成	○				○			○					
13	25：中国残留邦人等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	12：生活保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

地域密着型サービス

適用優先順位	法別番号・公費略称	71 夜間対応型訪問介護	72 認知症対応型通所介護	73 小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	68 小規模多機能型居宅介護（短期利用）	76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	77 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）	79 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）	32 認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	36 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	28 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	38 認知症対応型共同生活介護（短期利用）	54 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	74 介護予防認知症対応型通所介護	75 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	69 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	37 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	39 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
1	10：感染症37条の2																	
－	11：結核予防法35　*6																	
2	21：自立通院																	
3	15：自立更生																	
4	19：原爆一般																	
5	54：難病公費																	
6	86：被爆体験者																	
7	51：特定疾患・先天性血液凝固																	
8	88：水俣病・メチル水銀																	
9	87：有機ヒ素																	
10	66：石綿																	
－	56：低所得者対策　*2																	
－	57：障害者対策　*7	○																
11	58：全額免除	○																
12	81：原爆助成		○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		
13	25：中国残留邦人等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	12：生活保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

介護予防・日常生活支援総合事業

適用優先順位	法別番号・公費略称	A1 訪問型サービス（みなし）	A2 訪問型サービス（独自）	A3 訪問型サービス（独自／定率）	A4 訪問型サービス（独自／定額）	A5 通所型サービス（みなし）	A6 通所型サービス（独自）	A7 通所型サービス（独自／定率）	A8 通所型サービス（独自／定額）	A9 その他の生活支援サービス（配食／定率）	AA その他の生活支援サービス（配食／定額）	AB その他の生活支援サービス（見守り／定率）	AC その他の生活支援サービス（見守り／定額）	AD その他の生活支援サービス（その他／定率）	AE その他の生活支援サービス（その他／定額）	AF 介護予防ケアマネジメント
1	10：感染症37条の2															
－	11：結核予防法35　*6															
2	21：自立通院															
3	15：自立更生															
4	19：原爆一般															
5	54：難病公費															
6	86：被爆体験者															
7	51：特定疾患・先天性血液凝固															
8	88：水俣病・メチル水銀															
9	87：有機ヒ素															
10	66：石綿															
－	56：低所得者対策　*2															
－	57：障害者対策　*7															
11	58：全額免除	○	○													
12	81：原爆助成	○	○			○	○									
13	25：中国残留邦人等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	12：生活保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

平成27年4月からサービス種類追加。連合会に請求できるのは平成27年7月請求分からとなる。（資料Ⅰ-5参照）

平成27年4月以降、適用可能。

*1 ･･･サービス提供年月=平成14年4月以降は、特定診療費のみ適用可能。それ以前は、食事費用を除く、介護給付費と特定診療費の両方が可能。
　　平成21年4月以降は特別療養費も適用可能。
*2 ･･･平成17年4月より廃止。
*3 ･･･特定診療費及び特別療養費について適用可能。
*4 ･･･緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費のみ適用可能。
*5 ･･･別紙の該当項目のみ適用可能。
*6 ･･･平成19年4月より廃止。
*7 ･･･平成20年7月より廃止。
*8 ･･･特定疾患は公費本人負担なし。先天性血液凝固は公費本人負担あり。

現時点での案

平成28年4月サービス分～
（平成28年5月審査～）

サービス種類と適用可能公費の関係

介護サービス

適用優先順位	サービス種類コード・名称 ／ 法別番号・公費略称	公費給付率	公費本人負担	11 訪問介護	12 訪問入浴介護	13 訪問看護	14 訪問リハ	15 通所介護	16 通所リハ	17 福祉用具貸与	21 短期入所生活介護	22 短期入所療養介護（老健）	23 短期入所療養介護（療養）	31 居宅療養管理指導	33 特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	27 特定施設入居者生活介護（短期利用）	43 居宅介護支援	51 介護福祉施設	52 介護保健施設	53 介護療養施設	59 特定入所者介護サービス費等
1	10：感染症37条の2	95	－									*1	*1						*1	*1	
－	11：結核予防法35　*6	100	－			○								○							
2	21：自立通院	100	あり			○															
3	15：自立更生	100	あり			○	○		○											○	
4	19：原爆一般	100	なし			○	○		○			○	○	○					○	○	
5	54：難病公費	100	あり			○	○							○						○	
6	86：被爆体験者	100	なし			○	○		○			○	○	○					○	○	
7	51：特定疾患・先天性血液凝固	100	あり　*8			○	○							○						○	
8	88：水俣病・メチル水銀	100	なし			○	○		○			○	○	○					*4	○	
9	87：有機ヒ素	100	なし			○	○		○			○	○	○					*4	○	
10	66：石綿	100	なし			○	○		○			○	○	○					*4	○	
－	56：低所得者対策　*2	94	－																		
－	57：障害者対策　*7	94	－	○																	
11	58：全額免除	100	なし	○																	
12	81：原爆助成	100	なし	○				○			○							○			
13	25：中国残留邦人等	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*5
14	12：生活保護	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*5

介護予防サービス

適用優先順位	法別番号・公費略称	公費給付率	公費本人負担	61 介護予防訪問介護	62 介護予防訪問入浴介護	63 介護予防訪問看護	64 介護予防訪問リハ	65 介護予防通所介護	66 介護予防通所リハ	67 介護予防福祉用具貸与	24 介護予防短期入所生活介護	25 介護予防短期入所療養介護（老健）	26 介護予防短期入所療養介護（療養）	34 介護予防居宅療養管理指導	35 介護予防特定施設入居者生活介護	46 介護予防支援
1	10：感染症37条の2	95	－									*3	*3			
－	11：結核予防法35　*6	100	－			○								○		
2	21：自立通院	100	あり			○										
3	15：自立更生	100	あり			○	○		○							
4	19：原爆一般	100	なし			○	○		○			○	○	○		
5	54：難病公費	100	あり			○	○							○		
6	86：被爆体験者	100	なし			○	○		○			○	○	○		
7	51：特定疾患・先天性血液凝固	100	あり　*8			○	○							○		
8	88：水俣病・メチル水銀	100	なし			○	○		○			○	○	○		
9	87：有機ヒ素	100	なし			○	○		○			○	○	○		
10	66：石綿	100	なし			○	○		○			○	○	○		
－	56：低所得者対策　*2	94	－													
－	57：障害者対策　*7	94	－	○												
11	58：全額免除	100	なし	○												
12	81：原爆助成	100	なし	○				○			○					
13	25：中国残留邦人等	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	12：生活保護	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

地域密着型サービス

適用優先順位	法別番号・公費略称	公費給付率	公費本人負担	71 夜間対応型訪問介護	72 認知症対応型通所介護	73 小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	68 小規模多機能型居宅介護（短期利用）	76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	77 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外）	79 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用）	78 地域密着型通所介護	32 認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	36 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	28 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	38 認知症対応型共同生活介護（短期利用）	54 地域密着型介護福祉施設入所者生活介護	74 介護予防認知症対応型通所介護	75 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	69 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	37 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	39 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
1	10：感染症37条の2	95	－																		
－	11：結核予防法35　*6	100	－																		
2	21：自立通院	100	あり																		
3	15：自立更生	100	あり																		
4	19：原爆一般	100	なし																		
5	54：難病公費	100	あり																		
6	86：被爆体験者	100	なし																		
7	51：特定疾患・先天性血液凝固	100	あり　*8																		
8	88：水俣病・メチル水銀	100	なし																		
9	87：有機ヒ素	100	なし																		
10	66：石綿	100	なし																		
－	56：低所得者対策　*2	94	－																		
－	57：障害者対策　*7	94	－	○																	
11	58：全額免除	100	なし	○																	
12	81：原爆助成	100	なし		○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		
13	25：中国残留邦人等	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	12：生活保護	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

介護予防・日常生活支援総合事業

適用優先順位	法別番号・公費略称	公費給付率	公費本人負担	A1 訪問型サービス（みなし）	A2 訪問型サービス（独自）	A3 訪問型サービス（独自／定率）	A4 訪問型サービス（独自／定額）	A5 通所型サービス（みなし）	A6 通所型サービス（独自）	A7 通所型サービス（独自／定率）	A8 通所型サービス（独自／定額）	A9 その他の生活支援サービス（配食／定率）	AA その他の生活支援サービス（配食／定額）	AB その他の生活支援サービス（見守り／定率）	AC その他の生活支援サービス（見守り／定額）	AD その他の生活支援サービス（その他／定率）	AE その他の生活支援サービス（その他／定額）	AF 介護予防ケアマネジメント
1	10：感染症37条の2	95	－															
－	11：結核予防法35　*6	100	－															
2	21：自立通院	100	あり															
3	15：自立更生	100	あり															
4	19：原爆一般	100	なし															
5	54：難病公費	100	あり															
6	86：被爆体験者	100	なし															
7	51：特定疾患・先天性血液凝固	100	あり　*8															
8	88：水俣病・メチル水銀	100	なし															
9	87：有機ヒ素	100	なし															
10	66：石綿	100	なし															
－	56：低所得者対策　*2	94	－															
－	57：障害者対策　*7	94	－															
11	58：全額免除	100	なし	○	○													
12	81：原爆助成	100	なし	○	○			○	○									
13	25：中国残留邦人等	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	12：生活保護	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

平成28年4月以降、適用可能。

*1 ･･･サービス提供年月=平成14年4月以降は、特定診療費のみ適用可能。それ以前は、食事費用を除く、介護給付費と特定診療費の両方が可能。
平成21年4月以降は特別療養費も適用可能。

*2 ･･･平成17年4月より廃止。

*3 ･･･特定診療費及び特別療養費について適用可能。

*4 ･･･緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費のみ適用可能。

*5 ･･･別紙の該当項目のみ適用可能。

*6 ･･･平成19年4月より廃止。

*7 ･･･平成20年7月より廃止。

*8 ･･･特定疾患は公費本人負担なし。先天性血液凝固は公費本人負担あり。